神宮司廳藏版

古事類苑

樂舞部一

古事類苑刊行會


LIBRARY
MAR 23 1967
UNIVERSITY OF TORONTO

古事類苑

樂舞部第一册目錄

樂舞部一

樂舞總載上

樂舞部二

樂舞總載下

樂舞部三

大歌

神樂

樂舞部四

催馬樂

風俗歌 國栖歌併入

東遊

歌垣

踏歌
樂舞部五
朗詠
今樣
樂舞部六
唐樂樂曲上
樂舞部七
唐樂樂曲中
樂舞部八
唐樂樂曲下
樂舞部九
高麗樂樂曲 振鉾 一曲 一鼓
師子 併入
樂舞部十
樂人

舞樂裝束 舞臺 併入
樂舞部十一
田樂
琵琶法師
幸若音曲
樂舞部十二
能樂一
樂舞部十三
能樂二
樂舞部十四
能樂三
樂舞部十五
能樂四 狂言 併入

古事類苑

樂舞部一

樂舞總載上

名稱　一

奏樂稱呼　奏樂　合奏　立樂　音聲　居樂　延樂　道樂　早樂　船樂　於世樂　昇樂　降樂　由利樂　大樂　寄　五

小樂　調樂　殘樂　試樂

皇朝樂　一二

外國樂　新羅樂　伎樂　百濟樂　度羅樂　高麗樂　渤海樂　唐樂　林邑樂　一三

樂調　律呂　二調子　五音　枝調子　七音　反音　六調子　甲乙　八音　同音　十　一八

歌曲　三四

樂曲　序破急　左樂　右樂　亂聲　大曲　音取　中曲　遊聲　小曲　道行　古樂　渡物　新樂　三五

舞曲　文舞　物香舞　武舞　無　童舞　答舞　女舞　舞容　走詠　四五

樂舞部二

樂舞總載下

雅樂　六九

雜樂 六九
散樂 猿樂 同
雜藝 七五
郢曲 宴曲 七八
行樂舞 朝廷行樂舞 神事行樂舞 年始舞 御覽 佛會行樂舞 臣下行樂舞 八七
停音樂 一〇七
秘曲 同
敎習 一一〇
傳授 同
好音樂 一一七
善音樂 同
樂書 一一九
雜載 一二八

樂舞部三

大歌

名稱 一三七
歌曲 夷振 宮人振 天田振 難波曲 倭部曲 淺茅原曲 廣瀬曲 八裳刺曲 杵島曲 近江振 水莖振 四極山振 思邦歌 酒樂歌 本岐歌 天語歌 宇岐歌 大直日歌 ひるめ歌 葬歌 上歌 志良宜歌 片下 志都歌 返歌 讀歌

歌 同
奏大歌 一五〇

神樂

名稱 一五一
起原 一五二
曲名 一五三
歌章 一五六
音調 拍子 曲譜 一六八
神樂作法 一七四
人長 一七八
行神樂 夏神樂 一八三
秘曲 一八九
傳授 同
名人 一九五
里神樂 同
大神樂 一九七
大々神樂 同
雜載 一九八

樂舞部四

催馬樂

名稱	二〇一
曲名	二〇五
歌章	二〇六
音調 曲譜	二一六
詠催馬樂	二二二
流派	二二八
善催馬樂	二二九
教習	二三〇
雜載	同

風俗歌 國栖歌併入

名稱	二三一
曲名	同
歌章	二三二
音調	二三八
奏風俗歌 神事奏風俗歌	二三九

雜載 二四一
○國栖歌 二四二

東遊

名稱 二四三
起原 二四四
歌章 二四五
舞法 舞人 二四九
神事奏東遊 同
佛會奏東遊 二五三
競馬奏東遊 同
傳授 同
雜載 二五四

歌垣

名稱 二五四
歌垣例 二五五

踏歌

名稱　二五八
歌章　同
踏歌法　二六〇
踏歌例(附圖)　二六一
禁私踏歌　同
雜載　同

樂舞部五

朗詠

名稱　二六五
起原　同
音調　二六六
朗詠用詩文和歌　二六八
歌朗詠　同
相傳　二八〇
朗詠集　二八一
雜載　二八四

今樣

名稱 二八五
起原 同
音調 二八六
歌章 二八八
詠今樣歌 二八九
流派 三〇八
善今樣 同
教習 三〇九
今樣合 三一二
雜載 三一三

樂舞部六

唐樂樂曲上

壹越調樂曲 皇帝破陣樂(附圖) 團亂旋 春鶯囀 玉樹後庭花 壹弄樂 賀殿 胡飲酒 洌水樂 溢金樂 詔應樂 廻杯樂 北庭樂 酒胡子 承和樂 壹團樂 酒淨子 雙皐夏 歐曲子 宴飲樂 天壽樂 厥磨賦 蘇羅密 古詠詩 武德樂 左撲樂 三一九
沙陀調樂曲 安摩(二舞) 陵王 新羅陵王 十天樂 菩薩 臨邑亂樂 迦樓頻 最涼州 渥河鳥 安樂鹽 壹德鹽 曹婆 筑紫 諸錢 弄檢 婆理 三六七

樂舞部七

唐樂樂曲中

平調樂曲　三九九
想夫憐　越天樂　萬歲樂　皇麞　甘州　三臺鹽　裹頭樂　宮商荊仙樂　勇勝　平蠻樂　慶雲樂　臨
胡渾脫　子直火鳳　搖攤娘　連珠　湿金樂　火鳳　豐生樂　移都師　永隆樂　騎勢娘　長慶子　夜半樂　郎君　還怨
陪臚　小娘子　春楊柳　鷄德　扶南

道調及大食調樂曲　四三二
上元樂　小子　五更𩿡　合歡鹽（　散手破陣樂　庶人三臺　打毬樂　太平樂　仙人　（朝　河
五聖樂　大寶樂　聖明樂　大補樂　拔頭　大定樂　傾盃樂　興明樂　天人樂　五坊樂　飲酒樂　[illegible]散　大天樂　感恩多
賀王恩　送秋樂

乞食調樂曲　四六〇
秦王破陣樂　放鷹樂　．蘇芳弄　還城樂

性調樂曲　四七三
西河　命女兒　按弓士　王昭君　千金女兒　反樂胡德　長

雙調樂曲　四七六
柳花苑　和風樂　春庭樂　春庭花　催馬樂　萬春樂　狹鷓[illegible]　綠楊[illegible]

樂舞部八

唐樂樂曲下

黃鐘調樂曲　四八三
喜春樂　金打毬樂　弄殿樂　安城宮　濤仙樂　河南浦　塵天樂　感城樂　央宮樂　聖淨樂　散
赤白桃李花　花樂　夏引樂　皇帝三臺　承燕樂　提金樂　天安樂　長生樂　傀馬樂　西王樂　榎葉井　赤白蓮　英雄樂

水調樂曲　五〇〇
拾翠樂　樂　汎龍舟　重光樂　承涼樂　九城

樂舞部九

盤渉調樂曲 蘇合香萬秋樂秋風樂崇明樂劍氣褌脫輪臺靑海波鳥向樂蘇莫者採桑老感秋樂 山鷓鴣曲竹林樂元歌德貴子盤渉參軍永寶樂登貞樂承秋樂鷄鳴樂千秋樂長元樂 五〇三
角調樂曲 曹娘褌脫白柱遊字女 五四七

高麗樂樂曲 振鉾師子併入 一曲 一鼓

壹越調樂曲 新鳥蘇古鳥蘇退宿德進宿德狛鉾倶倫甲序志岐傳塩破歸德侯都鬱志與呂岐阿夜 岐理頭徐王仁庭崑崙八仙酣醉樂長保樂(保曾路久勢利賀利夜酒)延喜樂新靺鞨胡德樂狛犬石川樂 胡蝶樂納蘇利高麗龍新河浦進曾利古桔槹常維樂作物仁和樂蓁波綾切啄木 五五一
平調樂曲 林歌 五九八
雙調樂曲 蘇志磨利地久登天樂白濱 六〇一
○
振鉾 六〇七
一曲 六一〇
一鼓 六一一
師子 六一四

樂舞部十

樂人

名稱　六一七
朝廷樂人　六一八
幕府樂人　六一九
社寺樂人　六二二
世襲　六二四
課試 戒飭　六二八
一者　六三二
名人　六三三
褒勸賞　同
俸祿　六三五
貢樂人　六三九
雜載　同

舞樂裝束 舞臺 [附]

舞人裝束　六四一
唐裝束　六四六
別裝束　六四七
冠帽　六四九

袍 裲襠　六五二
半臂　六五三
下襲　六五四
帶 平緒 魚袋　六五五
袴　六五六
踏懸　六五七
襪　六五八
履　同
武器 太刀 鉾 旗 標　六五九
舞樂具 桙 拍子 桴 迦陵頻羽 鳩杖 胡蝶羽 藥袋 下緒 蛇 松明 瓶子 毬打 土器 玉 机子 旋 鋼　六六二
假面(附圖)　六七〇
雜載　六七六
○
舞臺 樂屋　六八二

樂舞部十一

田樂

名稱　六八七
田樂能　六八八

田樂曲	六九二
田樂法師(附圖)	同
裝束	六九五
道具	同
樂器	同
朝廷行田樂	六九八
臣下行田樂	七〇〇
神社行田樂	七〇六
寺院行田樂	七一二
勸進田樂	同
雜載	七一四

琵琶法師

名稱	七一五
傳來	七一六
平家物語作者	同
曲節	七一八
流派	七二〇
名人	七二一
語平家	七二二

誦經文　七二八
薩摩琵琶　七二九
琵琶會　七三二
雜載　同

幸若音曲

名稱　七三四
起原　同
曲名　七三六
音調　七三七
幸若音曲例　七三九
幸若待遇　七四〇

樂舞部十二

能樂一

名稱　七四六
起原　七五一
沿革　同
流派　七五四

能樂曲名 七五五
謠曲 曲節 作者 謠法 改竄 謠例 評釋 樂忌 謠曲本 謠曲文及其結構 小謠 獨吟 七六〇
舞曲 舞法 仕舞 舞例 囃子 稽 八一一
仕手 ツレ 八三〇
脇 脇ツレ 八三二
教習 八三五
傳授 八三九

樂舞部十三

能樂二

松囃 八四三
謠初 八四七
能組 八五六
朝廷行能樂 八六四
武家行能樂 御能拜見 八七一
神事能 八八六
薪能 八九三
勸進能 八九六
一代能 同

武人自爲能　九一三
市人自爲能　九二〇
手猿樂 小猿樂　九二三
女猿樂　九二五
辻能　同

樂舞部十四

能樂三

觸流　九二七
能役者 大夫 脇師 地謠 待遇　同
囃子方 笛 大鼓 小鼓 太鼓 一調 一管　九四六

樂舞部十五

能樂四 狂言併入

假面 假面工　九七三
裝束 裝束師 衣裳着　九八四
道具 道具師　九九一
舞臺　九九四

雜載　九九九
○
狂言（間　小舞謠　狂言師）　一〇〇四

古事類苑

樂舞部一

樂舞總載上

名稱

本邦樂舞ノ起原ハ遠ク神代ニ在リ、外國ト交通スルニ及ビテ、新羅樂、百濟樂、高麗樂、唐樂、伎樂、林邑樂等傳ハレリ、凡ソ樂舞ニハ唱歌樂器ヲ主トスルモノト、舞踊ヲ主トスルモノトアリ、唱歌樂器ヲ主トスルモノハ、律呂、五音、八音、十二調子等ノ樂調ニ依リテ之ヲ奏シ、舞踊ヲ主トスルモノハ、舞譜ニ依リ、聲調ニ應ジテ之ヲ奏ス、舞樂ハ唐樂ヲ左方トシ、高麗樂ヲ右方トス、左右各一曲ヲ番ヒテ一番トシ、之ヲ番舞ト稱ス、其樂曲ハ之ヲ大中小ノ三曲ニ別チ、又製樂ノ時代ニヨリテ、古樂新樂ノ目アリ、

文武天皇大寶ノ制、雅樂寮ヲ置キテ樂舞ノ事ヲ總管セシメ、別ニ內教坊ヲ置キテ女樂ノ事ヲ掌ラシメシコトハ官位部ニ詳ナリ、凡ソ朝廷ノ儀式、神事、佛會等ニハ必ズ樂舞ヲ奏ス、樂家其業ヲ子孫ニ傳ヘ、搢紳ノ間ニモ亦音樂ヲ翫ブコト甚ダ盛ナリシカバ、中古喪亂ノ世ヲ經ト雖モ、尙ホ上古ノ樂曲ヲ失ハズ、幸ニ傳ヘテ今日ニ至レルモノ多シ、

〔伊呂波字類抄 加人事〕樂○カク 音樂也

〔說文解字 六上 木〕樂 五聲八音總名、象鼓鞞、木虡也、玉角切、

〔禮記註疏 三十七 樂記〕凡音之起、由人心生也、人心之動、物使之然也、感於物而動、故形於聲、註、宮、商、角、徵、羽、雜比曰音、單出曰聲、形猶見也、聲相應、故生變、註、樂之器、彈其宮則衆宮應、然不足樂、是以變之使

雜也、(中略)○變成方、謂之音、(註、方猶文章也、)比音而樂之、及干戚羽毛、謂之樂、(註疏略)
樂者音之所由生也、其本在人心之感於物也、是故其哀心感者、其聲噍以殺、其樂心感者、其聲嘽以緩、其喜心感者、其聲發以散、其怒心感者、其聲粗以厲、其敬心感者、其聲直以廉、其愛心感者、其聲和以柔、六者非性也、感於物而後動、(中略)
凡音者、生人心者也、情動於中、故形於聲、聲成文謂之音、是故治世之音、安以樂、其政和、亂世之音、怨而怒、其政乖、亡國之音、哀以思、其民困、聲音之道、與政通矣、

〔大日本史(禮樂十)〕樂之起、蓋昉於伊弉諾尊妍哉之詠、至天鈿女命、歌調舞曲始備、而祭祀用樂亦起于此、太祖則用之軍陣、崇神帝設神宴奏樂、爾後宴會亦用之、當時簡朴之俗、器唯有琴笛、舞者或用劍鉾耳、所謂大樂必易者、亦足以和神人諧君臣也、及三韓內附、各獻其國樂、推古朝、皇太子廐戶最好而講之、於是韓吳諸樂始行于世、然專用以供養三寶、而佛事奏樂之弊始于此、時方通使西土、故伶官又傳隋唐之樂、凡其諸曲皆彼所謂俗部、胡部、散樂、雜戲者、然俗部諸曲、悉源於雅樂、間有周漢遺音、而唐初所作者、雖非絕雅、尚不至於淫放、故大寶定令、置雅樂寮、專領諸樂、時加釐正、用之朝會燕享、唯祭祀則用神樂倭舞、自弘仁後、文武恬嬉、唯宴遊是耽、歌舞是事、至其流弊、則好聲淫曲競興、而公卿大夫與優倡侏儒為伍、恬不知恥、自以為風流韻事、俗習淫佚、流宕不及、後世衰亂之禍、未必不由乎玆、聖人放鄭聲、其旨深矣、但歷朝好樂之餘、曙官子弟、世傳其業、雖中歷喪亂、守而不失、上世樂舞、幸有流傳于今日者、如隋唐諸樂、聲器皆隸于有司、唯傳世之久、記其聲而不曉其義、傳其譜而不知其詞者有之、惜哉、

〔律疏〕八虐
七曰不孝(謂(中略)居父母喪、身自嫁娶、若作樂、釋服從吉、(中略)樂、謂擊鐘鼓、奏絲竹、匏磬塤箎、歌舞散樂之類、)
〔歌儛品目(五上 奏樂汎稱)〕樂(按ズルニ、說文ニ、樂、五聲八音之總名トイヒ、爾雅釋樂ノ疏ニ、凡八音備作曰樂、一音獨作不得樂名トイヘリ、サレバ諸ノ樂器ヲモツテ、合奏セザレバ、樂

トハ稱ザルナリ、今音ニテ樂トノミ唱フレド、古ルクハ皆ウタマヒト訓セリ、天武天皇紀ニ奏種樂ト云ヲ、種々ノウタマヒヲコストト訓ジ、持統天皇紀ニ、樂官奏樂トイフヲ、ウタマヒノツカサ、ツカウマツルト訓セルノ類ナリ、是レ即チ樂ハモト歌儛ト云ヲ以テ主本トスルニ據レルナルベシ、

〔伊呂波字類抄 遠 疊字〕音。樂。

〔運歩色葉集 遠〕音樂ガク

〔令義解 四 考課〕音樂克諧、不失節奏、爲雅樂之最、謂助以上

〔日本紀略 一 醍醐〕延喜二十一年十月十八日庚午、覽雅樂寮舞人、於清涼殿前奏音樂、

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕音。樂。管籥鐘鼓ノミニシテ、諸絃類ヲ交ヘザルノ通稱ナリ、

〔西宮記 正月 上〕二日二宮大饗

王卿以下參本宮拜禮、○中略 三獻飯汁、次樂。舞。各二曲

〔唐六典 十四 太常寺〕太樂署令一人從七品下

周禮大師 師當作司 樂中大夫二人、樂師下大夫四人掌成均之法、以樂舞教國子帗舞、○中略 人舞之節、

〔伊呂波字類抄 加 疊字〕歌。舞。

〔書言字考節用集 八 言辭〕歌舞カブ

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕歌儛 夫歌ハ、人心ノ喜ビヲ伸ルノ餘リ、歎ムコトアタハザルヨリ發スル所也、サレバ毛詩ノ大序ニ、詩者志之所之也、在心爲志、發言爲詩、情動於中而形於言、言之不足、故嗟歎之、嗟歎之不足、故永歌之、永歌之不足、不知手之舞之足之蹈之也、情發於聲、聲成文謂之音、治世之音安以樂、其政和、亂世之音怨以怒、其政乖、亡國之音哀以思、其民困、故正得失、動天地感鬼神、莫近於詩、先王以是經夫婦、成孝敬、厚人倫、美教化、移風俗ト、是レ歌ト儛トハ相待テ成ル所以ニシテ、自然ノ理ナリ、サレバ此邦ニテモ、上古ヨリシテ歌儛ノサマ、書典ニ見ユル者枚擧ニ遑アラズ、サレド總ジテ樂ヲ斥テ歌儛ト稱スルコトハ、書紀允恭天皇四十二年、天皇崩御ノ後、新羅ヨリ調船八十艘、及ビ種々ノ樂人八十ヲ貢上シ、悉ク御調ヲ捧ゲ、且ツ種々ノ樂器ヲ張リテ、難波ヨリ京ニ至リ、或ハ哭泣シ、或ハ歌儛ストイヘリ、

〔日本書紀 一 神代〕一書曰、○中略 土俗祭此神 ○伊弉冉尊 之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗歌舞ウタヒマヒ而祭矣、

〔倭訓栞 前編 二 阿〕あ。そ。ぶ。○中略 喪の内に遊ぶといふ事、舊事紀、古事記などに見えたり、今もよろづ

の慰わざを打やめて居を、あそぶといへば、其義にや、延佳はかみことすと訓す、紀には啼哭悲歌と見えて、遊宴の遊にあらず、喪葬令の遊部も此よしなるにや、伊勢物語のひるは遊居といふも又此意有ぬべし、一說に畢竟死せしものゝ、神を樂慰むる也といへり、

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕遊（凡遊トハ奏樂ノ古言ナルニヤ、神遊御遊ノ類、其外某ヲ遊ビテナド云モノ、皆奏樂ノコトヽキコユ、源語藤裏葉卷ニ、うへの御あそびはじまりて、ふんのつかさの御ことゞもめす、又椎本卷ニ、かんすいらくあそびて、又一こつてうの心に、さくら人あそび給ふナド、皆其歌樂ヲ奏スル事トキコユ、）

〔古事記 上〕故天若日子之妻下照比賣之哭聲與風響到天、於是在天天若日子之父、天津國玉神、及其妻子聞而降來哭悲、乃於其處作喪屋而、〇中略如此行定而、日八日夜八夜以遊也、

〔古事記傳 三十〕凡て歌舞管絃をば、皆阿蘇夫と云、體言にして阿蘇備とも云り、上卷天若日子段に、日八日夜八夜以遊也、〇註略と見え、石屋戶段に、爲樂とあるをも、阿蘇備斯と訓べく、〇註略神遊東遊など云も是なり、〇註略中昔の物語書などにも管絃をもはら御遊と云り、續紀十五に、皇太子の五節舞を舞賜へるを御覽て、太上天皇の詔に、今日行賜布態乎見行波、直遊止乃味爾波不在之氐、天下人爾、君臣祖子乃理乎、敎賜比趣賜布止爾有良志止奈母所思須、〇中略抑阿蘇夫と云言の本は、今俗にも云と同意なれば、何事にも云中に、歌舞管絃は、遊の至極なる故に、殊に其名を負るなり、

〔書言字考節用集 九言辭〕御遊

〔倭訓栞 前編 二阿〕あそぶ〇中略御遊は樂と催馬樂とつがふをいふといへり、

〔伊呂波字類抄 久疊字〕管絃

〔下學集 下態藝〕管絃

〔書言字考節用集 八言辭〕管絃（謂之絲竹遊、文選註、吹曰管、撫曰絃、）

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕管絃（管篇ト諸絃トヲ以テ、遊ヲ倚スノ通稱ナリ、〇中略）絃管（〇〇卽上ナル管絃ヲ、文ヲ互ニシタルナリ、）百練抄曰、永承六年五月五日、禁裏有根

奏樂稱呼　奏

合、蓋謂合後宴也、有歌合并絃管興、主令吹笛給、如龍之咽水中、近世無如此事、人以感歎、

ジ

絲。管。又同レ上、樂書ニ絲管抄十卷アリ、唐杜甫詩、錦城絲管日紛々ノ句アリ、

絲。竹。又上ニ同

〔新儀式 臨時四〕御庚申事

及于曉更令侍臣奏絃管

〔西宮記 臨時八〕花宴

〔中右記〕嘉保二年六月九日癸酉、近日每夜召樂人於弓場殿、有小音樂、被始樂所後、當番樂人等宿仕之時、必召弓場殿有絃管興也、

天曆三三十二乙卯、花宴、○中略樂人奏(カナヅル)絲竹、

〔書言字考節用集 八言辭〕奏文選註、作樂之總號、

〔倭訓栞 中編四〕かなづる ○中略 文選に奏字をよめり、琴などかきなづるの義なるべし、

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕擸(カナヅ)此字古ク舞ヲ奏スル稱ニ用ヒシコトアリ、拾芥集五節ノ條々、久方の天津乙女の薄衣五度歌舞し袖、是ぞ五節の始なるトミヘタリ、今按ズルニ、康熙字典ニ、擸字見ニ考工記一、矢人挾而搖レ之、注今人以レ指夾レ矢儛衛、按諸韻書不レ載、音義無レ考、附考之トミヘタレバ、彼土ニテモ後世詳ナラザル文字ト知ラレタリ、此邦ニテモ、イヅレノコロヨリカ用ヒシヤ、今ハ尋常ニハ見アタラザル文字ナリ、

乙(カナヅ)今時凡奏樂ヲカナヅルト稱スレドモ、モト手ヲ以テ舞フノ稱ナリ、節呂乙、狛乙奏ノ類、皆舞ノ手品ノ名目ナリ、然ルニ自ラ奏節ノコトニ轉用セシナリ、又教訓抄ニモ、只乙ノサキ〳〵目ヲカケツレバ、タマシキハアリテ見ユルモノカラト云ハ、全ク手モヲアヤドルノ姿ナルコト知ルベシ、又乙ノ字ヲカタク訓セシハ、十操記ニ、廬部甲歌是樂也、立部乙舞是舞也、甲者樂也、歌者歌也、乙者舞也トアルニ據リテ、カナヅル舞ノ訓ヲ施セシモノニヤ、○中略

奏 康熙字典ニ、樂一更端曰レ奏、故九成謂ニ之九奏一、禮樂記、節奏合以成レ文、注節謂ニ曲節一、奏謂ニ動作一ト、卽チ樂ヲ作シテ、一終スルノ謂ナリ、サレバ古音ハ之ヲオコスト訓ジ、又ツカンマツルナド訓セシナリ、天武天皇紀ニ、奏ニ種々樂一ト云ヲ、クサ〳〵ノウタマヒヲオコスト訓ジ、天智天皇紀ニ、再奏ニ田儛一ト云ヲ、フタヽビタマヒヲツカマツルト訓ジ、持統天皇紀ニ、樂官奏レ樂ト云ヲ、ウタマヒノツカサツカウマツルト訓ジテ、今時ノ如クカナヅルト云フ訓ハミヘズ、卽チ禮記注文ニ、奏謂ニ動作一トイフニ符合セリ、サレバカナヅルトハ、後世ノ轉用ナルニヤ、○中略

殺(ソグル)樂或ハ舞ヲ略スルノ稱ナリ、禮樂作法ヲ略スルニモ、殺禮ト江次第ニミヘタルニ同ジ、樂ヲ略スルハ、續教訓抄五常樂條ニ、此破六反、全クソ。グ。ベカラズ(中略)トアリ、又殘夜抄ニモ、陪臚をはじめは唯拍子にひき、中拍子とて、又唯拍子ながらはやくひき、はやびきとて、手をそ。ぎ。て、扶南などのやうに、ひく事ありトミヘタリ、舞ヲ略シテ舞フコトハ、體源抄十一ニミヘタリ、

合奏

〔古事記下允恭〕於是穴穗御子興軍、圍大前小前宿禰之家、○中略爾其大前小前宿禰擧手打膝、儛訶那傳、自訶下三字以音歌參來、

〔古事記傳三十九〕儛訶那傳は、舞て手を動かしはたらかすなり、儛と訶那傳と二ツには非ず、訶那傳は、即舞ふ手のさまなり、榮華物語御裳著卷に、ありつる樂の者ども、道のほどつゝましげに思へりつる、彼處にては我まゝにのゝしり遊びかなでたるさまども、いみじうをかし、一本にはかなでの三字なし又御賀卷に、明日少將は御賀に、舞かなでむとすらむと、度々のたまひて、大鏡に、寢殿のすみの紅梅さかりに咲たるを云々、一枝おし折て御插頭にさして、けしきばかりうちかなでさせ給へりし、神樂歌古本其駒歌の左に、此歌時人長立座、必かなですなど見えたり、體源抄に乙(カナヅ)と云こと多く見ゆ、そは大神景通家日記云、早韓神間人長乙、また恒方云、かなでは歌ごとに有之、而近代は不舞之也、唯上拍子は、韓神と其駒とにかなづるなり、歌の心を舞也云々、今世にも度々折て興あらむ時は、必乙づべきなり、また乙肘も踏足も方角も、すごすことをせぬなり、また古人云、陵王還城樂の亂序、安摩鹿樓の大鼓は、打樣同事也、但安摩は早く可打也、其故は舞人拍子に應じて乙づるに、大鼓延ぬれば、不被舞也、また承和十二年正月八日、尾張濱主年既百十五歲に至て、內に參りて帝王の御前にて和風長壽樂と云舞を舞ふ、年老て起居するにたへず、然れども手をかなで足を踏に、若人の如し、其時の濱主歌、春ごとに百色鳥の轉りて、今年は千代と舞ぞかなづるなどあり、訶那豆に奏字をあてたるは、禮記樂記に、節奏とある注に、節謂曲節、奏謂動作とある意なるべし、然れども訶那豆はもはら手に云言なれば、動作はよくは當らず、又乙字を書るは、かなづる手の形にとりて、たゞ假りに書るのみなるべし、

〔今昔物語二十八〕尼共入山食茸舞語第廿八

今昔、京ニ有ケル木伐人共、數北山ニ行タリケルニ、○中略尼君共ノ四五人許極ク舞ヒ乙テ出來タリケレバ、○下略

〔宇治拾遺物語一〕よこ座にゐたる鬼のいふやう、こよひの御あそびこそいつにもすぐれたれ、ただしさもめづらしからん、かなでを見ばやなどいふ、

〔歌儛品目五上奏樂汎稱〕合奏諸ノ樂器ヲ合セテ、樂ヲ奏スルノ稱ナリ、

〔三代實錄四十一陽成〕元慶六年三月廿七日己巳、天皇於清涼殿設酒宴、慶賀皇太后○清和后藤原高子四十之算、

也、〇中略、日暮酒酣、勅喚親王、公卿昇殿、絲竹合奏、樂飲極歡、竟酒之後賜祿有差、

〔歌儛品目〕五上奏樂汎稱 ○音聲(ウタコヱ) 管絃ノ音ノ總稱ナリ、所謂物ノ音ナリ、〇中略 ○參音聲(マヰリオンジヤウ) 節會等ノ日、伶人庭上ニシテ、音樂ヲ奏シツヽ、進ミ出テ、其位ニ就ク、コレヲ參音聲トイヒ、樂ハテヽ、又其位ヲ退ク時、初ノ如ク樂ヲ奏シツヽ、退出ス、コレヲ退去音聲ト云フナリ、〇中略 ○參入音聲 同上 〇中略 ○參向音聲 〇中略 ○退出音聲 又上ニ見ユ、又退字罷ニツクル、 ○罷出音聲 〇中略 ○入(イリ)音聲 舞樂ノ時、舞ハテヽ、舞人ノ將入時ニ奏スル樂ヲ云フ、總稱トキコユ、

〔龍鳴抄〕上雙調 春庭樂 又號夏風樂

拍子十、古樂、四反すべし、はるのせちゑのまいり音聲に、つねにこれをもちゐる、

〔龍鳴抄〕上大食調 長慶子

退出音聲の時、三度うつといふことあり、

〔新儀式〕四臨時 天皇奉賀上皇御算事

三獻之後、日行事公卿令奏樂、樂所於西門內奏亂聲三度、訖奏參入音聲、〇中略、晩景天皇奉坏獻壽、訖復御本座、舞訖奏罷出音聲退出、

〔西宮記〕臨時入 臨時樂

康保三年十月七日、此日覽殿上侍臣奏樂、〇中略、兵部卿親王、上野太守親王等參候、次奏參入音聲、勇勝、左大臣彈箏、右大臣琵琶、(中略)左馬允永原守節、播磨掾藤原公方唱歌、〇中略、令奏唱歌、賜祿、公卿已下有差、〇註略、次奏退出音聲、越天樂、即入內、公卿侍臣退出、

〔榮花物語〕十日かげのかつら 大嘗會のいそぎせさせ給、〇長和元年十一月、されどその日は唯うるはしうぞある、〇中略、悠紀のかたのいねつきうた、さかたのこほり、〇中略、まいり音聲たかみくら山、〇中略、まかで音聲やすかは、〇下略、

〔歌儛品目〕五上奏樂汎稱 延樂 體源抄、今ハ延物ト云フナリ、續教訓抄甘州ノ條ニ、此曲延樂ニアラズ、早樂ニアラズ、其程ステニ中間ナリ、樂拍子トイヒ、只拍子トイヒ、其拍子同壹ニアリ、獨リ一體ヲ守テ、全ク比類ナシ、

早樂 體源抄、今ハ早物トイフ、古クハ早キ物トミヘタリ、龍鳴抄ニ、竹林樂拍子十まひなし、はやきもの也ナドミヘタリ、

於世樂

同上、又今ハ於世物ト稱ス、於世吹ノ體ノ樂曲ノコトヽキコヘタリ、　由利樂同上、由利ハ餘綾ノ義、綾吹ノ樂曲ノコトヽキコヘタリ、　寄樂同上、寄吹ニスル樂ノコトヽキコユ、

立樂

〔歌儛品目五上奏樂汎稱〕立樂節會ノ日、庭上ニシテ、伶人立ナガラ樂ヲ奏スルノ稱也、

〔狛氏新錄〕一立樂タチガク之事

無舞臺庭上樹木等に幔幕を所々に引、其間より參音聲とて四季により、其時の調子音樂吹はじめ、尤吹ながら左右之舞人樂人二行に立列、立樂故羯鼓無之、左方第一座之伶人一鼓をかけ、右方第一座之伶人三鼓をかけ打之、荷大鼓荷鉦鼓左右共に、布衣或は白張にもたせ候て打之、庭上正面列して止樂、此時振鉾なし、直左方之舞曲を奏す、終て舞人は幔幕の內へ引入、次に右方の舞を奏す、終て引入事同前、舞五番にても七番にても相濟之後、舞人前之座に列立退出、音聲長慶子を吹はじめ、下臈より次第に引入、

當時禁裏小御所東庭の立樂は、御池の橋より二行に立列、庭上にて樂之次第右の如し、

一近年踏歌南殿之立樂には、左右管方束帶を著し候故、舞人の裝束と各別に相わかれ宜候也、

〔內裏式中〕十一月新嘗會式

治部雅樂率工人等參入、奏立歌、或有勅停之

〔古今著聞集六管絃歌舞〕堀河院御時、節會につねよりもいそぎ入御ありけるを、人々あやしう思ひける程に、御膳宿のかたにて立樂の時になりて、皇帝を吹出させおはしたりけり、

居樂

〔歌儛品目五上奏樂汎稱〕居樂體源抄、按ズルニ、坐シテ樂ヲ奏スルノ稱ナルベシ、唐ノ時ニ立部伎、座部伎ノ別アルニ同ジキニヤ、

道樂

〔歌儛品目五上奏樂汎稱〕道樂ミチガク天子行幸、又ハ神幸ノトキ、其道スガラ音樂ヲ作スノ稱ナリ、

船樂

〔狛氏新錄〕一船樂之事

昔は閑院內裏御池之船樂南院行幸船、其外所々の船樂有之、近代無之、船樂之時第一先鳥向樂を

奏す、鶴首に向故名鳥向樂、

〔中右記〕康和四年三月廿日乙亥、今日有御賀後宴事、○中略午刻人々參上、御裝束儀一如式、先龍頭船樂六艘被相儲也、左右近衛府各二艘、外衛各二艘、於北殿南岸池頭人々乘船、左一龍頭、一鼓童、龍王童也、名宗重、左近少將實隆朝臣、同師重朝臣、左兵衛佐能明、右兵衛佐通季、備後介有賢朝臣、笙尾張守長實朝臣、右中將宗輔朝臣、笛已上安藝守經忠朝臣、左京權大夫俊頼朝臣、篳篥左兵衛權佐宗能、大鼓右馬頭兼實朝臣、三鼓少納言實行、鉦鼓將監四人差舟、差舟裝束如行幸供奉、右一鷁首、一鼓童、納蘇利童也、名季輔、左馬頭師隆朝臣、藏人少將顯國、右少將家定、侍從實明、刑部卿顯仲朝臣、右衛門佐家保、笙已上越前守家保朝臣、侍從信通、笛已上越後守敦兼朝臣、篳篥右近少將師時朝臣、大鼓少納言實明、三鼓兵部大輔雅兼、鉦鼓將監四人差舟、不足將曹左二龍頭、舞師光末打一鼓、召人左樂人等又召加之、合十人乘之、右二鷁首、舞師忠方一鼓、樂人合十人、第三左右龍頭鷁首、下臈樂人各十人也、皆吹鳥向樂、從左右各進出、上皇白河○主上堀河○出御、藏人頭右近權中將顯雅朝臣召公卿、公卿著御前座、源宰相能俊召法親王、如一昨日、此間舟樂遲參頻有其仰、下官宗忠○藤原依仰先候樂屋、今日樂行事一人耳、殿上人船樂二艘於南池岸邊下、從船左右一鼓童進御前、殿上人舞人樂人列立樂屋前、入樂屋、如一昨日、在第二龍頭鷁首光末忠方早參、進取大拍子相具一鼓童、次召人樂人寄舟於樂屋前、參入樂屋中、第三龍頭鷁首遙奏鳥向樂、差隱別島中了、

昇樂降樂

〔歌儛品目〕五上奏樂汎稱〕昇樂體源抄、按ズルニ、是法會ノ時、導師ノ高座ニ昇ランドスル時ニ、音聲ヲ發スルノ稱ナルニヤ、 降樂體源抄、又導師ノ下高座ノ時ニ奏スル樂ノ稱呼トミヘタリ、

〔舞樂要錄〕下〕法勝寺御塔供養 永保三年十月一日○中略

讃昇樂撥頭樂、降樂郎君子、 梵音昇樂慶雲樂、降樂倍臚、 錫杖昇樂蘇莫者、降樂越殿樂、

〔木師抄〕大法會には、法會の昇樂降樂終りて、入調になりて、あんま二の舞の後より、琵琶箏はひくべき也、

大樂小樂

〔歌儛品目 五上 奏樂 汎稱〕大樂 人數饒多ニシテ、其音聲ノイカメシキヲ云フト聞ユ、〇中略 小樂 小曲ノコトナリ、小樂トイフハ、木師抄に、はやき小樂に、一反ばかりつつなどあるべけれども、ことひきなどの上臈にても、なしトアリ、又人數ノ少キ樂ヲ、小樂トイフコトモアリ、

〔胡琴教錄 上〕樂曲

又云、(師說)古樂はことにほそく絃勝にひくべき也、なかんづくに、大樂にあひ変はりて、がくやにしてひくとき、諸の管音ひゞきて、わが比巴はをとなきやうに思まゝに、撥ごとに大音聲にひかるゝ也、

殘樂

〔狛氏新錄〕一御遊之事

一殘樂之事は、三反之時は初反に而助音之絃管太鼓鉦鼓まで悉のき候て、音頭之笙笛篳篥三管ばかり殘り、打物は羯鼓ばかり殘り、絃は琵琶一和琴一箏は何絃にても有次第彈之、右之通二反之頭より殘り二反目之樂之中、半過にて笙とゞまる、次に羯鼓とゞまり、三反目之樂之頭にて笛止り、次に篳篥少のき又付吹、又のき付吹事數度、所々たわやかに付吹、末にいたりとゞまる事にて、其内琵琶止まりて、箏和琴ばかり始終彈之、樂相濟事也、律呂相和堪能之得者、甚深微妙之事也、

一殘樂五反之時は、助音之絃管打物等二反にてのき申候、其餘は三反殘樂之格にて、段々に止る事也、

〔樂家錄 三十三 管絃總論〕殘樂之大意

殘樂者御遊時必有之、凡特謂御遊者、奏樂御遊也、自餘御遊、各謂某御遊也、如蹴鞠御遊是也、是爲愛絃類有此事、就中賞箏之義也、故無以琵琶和琴專奏之例、箏者雖數絃彈之、琵琶和琴者各一絃爲限也、又於三管則賞篳篥、故他管皆止而唯篳篥耳殘奏之、然是亦爲助箏聲也、抑奏之者三返或五返也、奏樂有七、則在于第三第六之二曲、有五則限于第三之一曲也、其法擧之左、樂曲有七、則第二第四第六已上三曲、有五則第一第四已上二曲、是近年之例也、舊記未考之、

殘樂三返之法、先頭取橫笛發聲、而自初大鼓、鳳笙各附之、而篳篥及餘笛不殘附之、但篳篥者頭取管耳、先附之、而後類

管附之、法如常、用三鼓之次第如常、（所謂三鼓者、羯鼓、大鼓、鉦鼓也、）次琵琶和琴次第附之、（其法如常）樂曲一返奏終而助音之類管及三鼓皆止之、（三鼓加拍子者、於一返之末如常也、）箏者各無止也、而自二返頭、鳳笙篳篥横笛各頭取一管耳殘奏之、故名之殘樂也、而鳳笙者至于二返之半止之、横笛者至於三返之頭拍子文四五六或七八九止之、唯篳篥與絃合奏之、而篳篥亦或止或奏、接絃聲耳、而凡篳篥始止之者、至於横笛後拍子文六七或九十許止之、而待拍子文六七或九十許又奏之、唯以隨時宜爲善、預其法難一定也、而至於終樂之前拍子文三十四五止篳篥、自是不復奏、（藏管於器可也、）次琵琶拍子文十許彈之而止之、次和琴拍子文十許搔之而止之、唯箏耳至於終曲彈之、而自上首次第彈止之、（是以夜半樂論其節耳、餘樂亦準之可知焉、）五返之法奏二返畢、而助音類管幷三鼓皆止之、（羯鼓、大鼓、鉦鼓、自返以加拍子如常、）至于三返終前止鳳笙、至于四返終或五返頭止横笛、而後篳篥亦止之、或止或奏、其法如三返之時、絃次第亦如三返之時、夫殘樂五返奏者專愛絃聲、爲令久彈之、故篳篥許樂曲終早止之、藏管可也、不然則聽絃聲不多、非本意乎、

殘樂之制法

殘樂者三管共皆重之、故疎業輩可難堪乎、其法三管其以其當曲之聲音不可吹止之、以他律可止之、（箏彈終以其當曲之宮音止之、故管避之、是殘樂者專主箏故也、）假令於平調曲則以林鐘南呂止爲最善也、（是自太簇隔八相生律聲故也、）又曰、凡殘樂者專主箏、而以篳篥接之、故篳篥者受他管聲、而專寄意於箏奏之、笙笛者亦受絃聲、而寄意於篳篥可也、皆如此則無聲音不和、無樂曲不善矣、又曰、三管連聲之間、一管不可有吹止之、但篳篥有蘆舌之難、則可爲制外乎、

〔宗綱卿記〕文明十七年二月十三日、早旦參內、少々參集、申刻許事始、御懸北上西面、今日細雨、尤不辨、簾中親王御方式部卿宮御祗候、御所作殘樂甘州

〔狛近德日記〕文化八年二月四日丑

一四辻家樂始ニ付、午刻過近信參上ス、申刻御始リ、平調々子甘州、傾盃樂急、越天樂、（殘樂三反、）文秋、德大

寺殿、好古、〈略〉〇下

〔樂家錄〈四十七 舊例〉〕古今殘樂目錄

壹越調　春鶯囀颯踏、賀殿急、陵王、胡飲酒破、酒胡子、新羅陵王急、〈已上六曲〉

平調　五常樂急、三臺急、甘州、夜半樂、老君子、〈已上五曲〉林歌、越天樂、〈已上二曲渡物也、總七曲、〉又拔頭、合歡鹽多用之、

是太食與平調通用之故也、

雙調　於此調樂曲惟二也、因殘樂所用之曲皆渡物也、其曲見于壹越調、

黃鐘調　海清樂、拾翠樂、〈已上二曲〉千秋樂、靑海波、越天樂、〈已上三曲渡物也、總五曲、〉

盤涉調　蘇合急、白桂、靑海波、千秋樂、越天樂、〈已上五曲〉

太食調　拔頭、合歡鹽、〈已上二曲 平調用之多〉還城樂、庶人三臺、〈已上四曲總〉

調樂試樂

〔伊呂波字類抄〈志 疊字〉〕試樂

〔紫式部日記〕るみの日の夜のてうがくは、げにおかしかりけり、

〔江家次第〈六 三月〉〕石淸水臨時祭試樂

試樂前三十日調樂、先上日試樂、

〇按ズルニ、賀茂臨時祭、石淸水臨時祭等ノ調樂試樂ノ事ハ神祇部ニアリ、

〔新儀式〈四 臨時〉〕天皇奉賀上皇御算事

先二三日、有試樂事、構舞臺於仁壽殿東庭、

〔西宮記〈臨時八〉〕內敎坊舞

延喜四年三廿四日、於御前有圓堂試樂、

〔言繼卿記〕大永八年三月廿九日辛丑、今日黃鐘調之御習禮候了、

皇朝樂

〔歌儛品目〈一 皇朝樂目〉〕神遊〈略〉〇中　久米舞〈略〉〇中　田儛〈略〉〇中　楯節舞〈略〉〇中　吉志舞〈略〉〇中　黑山企師

部儛○中略　倭舞○中略　五節儛○中略　小墾田儛○中略　筑紫儛○中略　東遊○中略　催馬樂○中略　風俗○中略　朗詠○中略　踏歌○中略　國栖人歌○中略　歌垣○中略　鳥子名儛○中略　殊儛○中略　隼人歌儛○中略　飛驒樂○中略　禪脫（中略）禪脫ナル者ハ散樂ナリ、散樂ハ即サルゴウニシテ、今ノ猿樂狂言ノ類ナリ、

○按ズルニ、五節舞ハ神祇部新嘗祭篇ニ、神樂、催馬樂、朗詠、踏歌等ハ、各其篇アリ、又舞篇アリ、久米舞以下ノ舞ヲ收ム、

外國樂

〔歌儛品目一異域樂曲〕新羅樂○中略　百濟樂○中略　高麗樂○中略　渤海樂（五代史ヲ按ズルニ、渤海本號靺鞨、高麗之別種也トイヘリ、又高麗ヲ分ツテ渤海郡トセシコト、續紀ニミヘタリ、曰、神龜四年十二月丁亥、渤海郡王使高齊德等八人入京、丙申、遣使賜高齊德等衣服冠履、渤海郡者舊高麗國也（中略）コレニ據レバ、渤海ハ即高麗ノ種ナルコト知ルベシ、其樂曲イヅレノ時ニ傳ヘシヤ、（中略）舞樂要錄ニ、延喜六年七月二十八日、相撲拔出舞樂目錄ニ、太平樂ニ渤海樂ヲ答舞トセリ、今渤海樂ト云モノ無シ、按ズルニ、綾切ノ一名大靺鞨トイヒ、及ビ新靺鞨等、イヅレモ渤海樂ニ相當スルヤ考フベシ、又陳氏樂書一百七十四卷胡部舞ニ、高麗舞、百濟舞、靺鞨舞等ノ目アリ、コレ漢土ニモ渤海國ノ樂ヲ傳ヘシコト知ルベシ、）

伎樂（中略）按ズルニ、今傳フル所ノ曲、ワヅカニ十曲（中略）又古ヘモ伎樂吹トテ別ニ傳來セリ、今モ南都笛ノ師、上氏ニ傳フト云フ、）　吳樂（即上ノ伎樂ナリ、其吳ト稱スルノ地ハ、即三國ノ時ニ所謂建鄴ノ地ヲ斥スナリ、）　秦樂（中略）秦ノ地斥ス所未詳、古語拾遺云、秦公祖弓月率百廿縣民而歸化矣ト、コノ秦ノ内附ノ人ノ傳ヘシ所歟、）　度羅樂○中略　唐國樂○中略　林邑樂（中略）今按ズルニ、後漢書地理志ニ、其名ミヘテ、曰、交州日南郡有象林縣、註云、今之林邑國ト、又南齊書南夷傳、林邑國在交州南、海行三千里、北連秦時故林邑縣也トミヘタルニ據レバ、印度ノ地方トハ大ニ異ナリ、又唐ノ時ニ九部十部等ノ樂ヲ定メシ中ニハ、天竺伎アリテ、林邑ノ部トイフモノナシ、然レドモ又林邑ヲ五印度ノ比隣トスルノ說アリ、天中記曰、唐貞元中、五印度種落、有驃國王子、獻樂舞、將樂、凡一十二笛、（笛恐曲譌）皆演釋氏經唄、吹蠡擊鼓、或歌且舞、纓絡四垂、珠璣槃發、周流萬變、㸌然可觀、（字誤脫）林邑毎擊鼓以贊來、吹蠡以郎衣ト、コレニ據レバ、唐ニハ五印度ノ比隣トセシニヤ、姑書テ考ニ備フ、）

新羅樂
百濟樂
高麗樂

○按ズルニ、唐樂及ビ高麗樂等ノ樂曲ノ事ハ、唐樂樂曲篇、高麗樂樂曲篇ニ詳ナリ、

〔日本書紀十三允恭〕四十二年正月戊子、天皇崩、時年若干、於是新羅王聞天皇既崩、而驚愁之、貢上調船八十艘及種々樂人八十、是泊對馬而大哭、到筑紫亦大哭、泊于難波津、則皆素服之、悉捧御調、且張種々樂器、自難波至于京、或哭泣、或歌儛、遂參會於殯宮也、

〔日本書紀二十九天武〕十二年正月丙午、是日奏小墾田舞、及高麗百濟新羅三國樂於庭中、

唐樂

〔續日本後紀 仁明 一〕天長十年四月戊午朔、天皇御紫宸殿、賜侍臣酒、音樂之次、右京大夫從四位下百濟王勝義奏百濟國風俗舞、

〔續日本紀 稱德 二十六〕天平神護元年十月戊子、幸弓削寺禮佛、奏唐高麗樂於庭、刑部卿從三位百濟王敬福等亦奏本國儛、閏十月庚寅、詔曰、〇中略事畢幸弓削寺禮佛、奏唐高麗樂及黑山䑓師部儛、〇下略

〔續日本紀 稱德 二十七〕天平神護二年十月癸卯、授從五位下李忌寸元瓌從五位上、正六位上袁晉卿從六位上皇甫東朝皇甫昇女並從五位下、以舍利之會奏唐樂也、

〔日本紀略 六 圓融〕天延二年八月十一日丙戌、中納言源延光仰云、石淸水八幡宮、來十五日放生會、宜仰雅樂寮、准諸節會、音樂官人率唐高麗樂人舞人等、從今年永供奉彼會者、

伎樂

〔塵袋 七〕一伎樂ト云フ伎ハ何ノ意ゾ

伎ハ衆ノ意也、一種ナラズ、アマタノ心ナルベシ、伎ハ岐也ト釋セリ、岐ハマタ也、マタハワカレテ、アマタニナル義歟、伎トカヨハシテ釋ス、妓トカクコトアリ、伎樂ト云フハ、樂ハ八音ヲアヤツリテ、衆音和合スル故ニ、アマタノ心ヲアラハス、凡ソ伎ハ藝ノ心也、手ニアルヲバ伎ト云フ、身ニアルヲ藝ト云フト釋セリ、打物、引物、吹物、皆手ノアヤツリヲハナレヌ能ナレバ伎樂トモ云フ歟、兩方何モタガハズ、妓字ハ女ノ義也、カミニヨリテカヨヘル歟、愼子曰、毛嬙西施則天下之美妓也ト云ヘリ、是レ美女ノ心歟、

〔教訓抄 四〕一妓樂

四月八日佛生會ト曰、七月十五日妓樂會ト曰フ、此笛大坂府生則方之流也、一方狛行光、一方尾張則元、舞者東大寺職掌紀氏傳之、興福寺ニハ、大神氏井坂田氏寺役等舞也、

此舞者聖德太子之御時、從百濟國技渡、舞師末摩子云所傳習妓樂曲也、而古老云、楊梅神ノ御相傳ト云、可尋之、先爾取、盤涉調音次調子、用之道行音聲、或道行拍子曰云々、是以爲行道、立次第者、先師子、次踊物、ヲドリモノ次笛吹、次帽

冠、次打物、三鼓二人、銅拍子二人、

先師子舞

其詞壹越調音、似陵王破、有喚頭、古記、破喚頭三反、高舞三反、口下三返、何事哉、

次口天公扇持タリ

可吹三返、盤渉調音吹之、紀氏舞人說ニハ、舞人出舞臺後、向樂屋笛吹由スル時笛吹也、又笛吹ヨシスル時笛ヲ止也

次迦樓羅大金剛、可吹三返、盤渉調音吹也、式假闕前要唐女ニトウムアリ是不知可尋、

謂之ケヲハヽ、拍子十三可吹三返、而近代雖前別曲吹還城樂破也、舞人走手舞、

次婆羅門

謂之ムツキアチ也、又名拵悅、拍子十一可吹三反、壹越調音吹之、

次崑崙

拍子十、可吹三返、壹越調吹之、先五女燈臺前立ツ、二人打輪持、二人發チ順、其後舞人二人出テ、舞終ニハ扇ヲツカヒ、サカケヲ指テ、五女之內二人ヲケサウスルヨシス、

次力士手タヽキテ出、金剛閉門、

壹越調音火急吹之可吹三返、謂之ヤウアリ、彼五女ケサウスル所、外道崑崙ノカウ伏スルマ子也、マウカタニ縄ヲ付テ引テ、件ヲウ折ヲリヤウ〳〵スル體ニ舞也、或人云、尺迦佛ノ御用也、ヨハイニマハスルトハ是也ト云、

次大孤

又名繼子、序吹物可吹二返、平調音吹之、

老女姿也、子各二人ニ腰ヲオサレ、膝ヲウクセテ、佛前ヘ參詣シテ、左右脇子ヲキテ佛ヲ禮シタ

テマツル、

次醉胡

又醉胡王云　刀爾云　人丸云　ハラメキト云

壹越調音、可吹五返、雖有別曲、近來用承和樂、(尾張則成說ニハ忠拍子)

次武德樂

壹越調物也、而舞故ニカ近來不用之、(天王寺于今舞之〇中略)

已上十妓樂如此、有光家ハ八妓樂云、其故者崑崙力士ヲバ一曲ニスル故ナリ、於武德樂雖入、目錄自昔不舞之、

久安九年、佛生會ニハ、尾張則成ト清原爲則ト二人吹之、件爲則藥師寺樂人、(圖書得業弟子)長承二年、兼九吹之、(日記明白也)予者則成ニ令相傳侍也、ヲノヅカラ彼有光之流ノ絕ム時斷亡、更ニ競上吹カム斷ニハアラズ、此樣ヲ心エベシ

古記曰、聖德太子我朝生來シ給テ後、自百濟國渡舞師(味摩子)妓樂ヲ寫シ留テ、大和國橘寺一具、山城國太秦寺一具、攝津國天王寺一具所寄置也、其後百餘歲之後、七大寺ニハ移シ置テ、餘ハ諸事皆絕了、東大興福兩寺ニ殘留、又天王寺住吉社ニハ如形有テ也、今云々、又雅樂習寫シ給ラバ、公家一具被寄進、(今ノ南北ニ京舞人樂人)天王寺一具被寄置、彼寺佛事供養料、(今秦氏舞人樂人住天王寺寄進、後王ケ絕了、)

〔樂家錄 三十六 番舞〕抑謂伎樂者、非笙篳篥之曲、不用三鼓、特橫笛爲秘曲、而甚重之、南都樂人狛氏近代傳之、而至今於和州興福寺之金堂、每歲四月八日(申刻)奏此曲、然惟聲樂耳、而舞曲斷絕、只存其遺法而已也、其法佛經誦終後、自左樂屋奏笛、(著狩衣)于時舞人四人出、(先二人寺侍、次二人右方舞人也、著狩衣、或垂衣、裝無定裝束歟、古在而今斷絕歟、)各著面持梅梢奏舞、(舞似于東遊而太短、爲舞象耳、而形不似於尋常舞樂之面、如鬼面、)而廻金堂外一返、畢各入于樂屋、次舞人二人出、(寺侍役之、其法及裝束如初、面亦如鬼面、)少奏舞而入于樂屋而後止曲、

〔日本書紀推古二十〕二十年、百濟人味摩之歸化曰、學于吳、得伎樂儛、則安置櫻井、而集少年、令習伎樂儛、於是眞野首弟子新漢濟文二人習之傳其儛、

〔聖德太子傳曆下〕廿年、〇推古百濟味摩之化來、自曰、學于吳國、得伎樂舞、則置之櫻井村、而集少年令習傳、今諸寺伎樂舞是也太子奏、勅諸氏貢子弟壯士、令習吳鼓、又下令天下、習鼓習舞、是今財人之先太子縱容謂左右曰、供養三寶、用諸蕃樂、或不肯學習、或習而不佳、而今永業習傳、宜免課役、卽令大臣奏免之、

〔日本書紀天武二十九〕朱鳥元年四月壬午、爲饗新羅客等、運川原寺伎樂於筑紫、

〔續日本後紀仁明一〕天長十年四月戊寅、左衞門左兵衞二府奉獻吳樂、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合伎樂貳具

右一色、平城宮御宇天皇以天平二年歲次庚午七月十七日納賜者、

〔觀世音寺資財帳〕觀世音寺嘉保□年寶藏實錄日記

第五韓櫃　入吳樂儛調度

前帳云、破損、仍不注色目者、治曆二年七月十三、講堂中尊御料內下用已了、但見在銅陸斤者、寬治六年帳云、今撿同前、

度羅樂

〔令集解職員四〕雅樂寮

別記云、〇中略大唐尾張淨足說、今有寮儛曲等如左、〇中略度羅儛師一人、歌師一人、婆理儛六人、二人持刀楯儛、四人持鉾立、久太儛廿人、邪禁女儛五人、三人儛人、二人花取、韓輿、楚奪、女舞女廿人之中、五人著甲帶刀、右四儛、度羅之樂、

〔續日本紀淳仁二十四〕天平寶字七年正月庚申、帝御閤門、饗五位已上及蕃客、文武百官主典已上於朝堂、作唐、吐羅、林邑、東國、隼人等樂、

渤海樂

〔續日本紀聖武十七〕天平勝寶元年十二月丁亥、大神禰宜尼大神朝臣杜女其輿紫色一同乘輿拜東大寺、天皇、太上

天皇、太后同亦行幸、是日百官及諸氏人等咸會於寺、請僧五千、禮佛讀經、作大唐、渤海、呉樂、五節田儛、久米儛、

林邑樂

〔元亨釋書 十五方應〕釋佛哲林邑國人也、○中略本朝樂部中、有菩薩、拔頭等舞、及林邑樂者、哲之所傳也、

〔唐會要 三十三〕南蠻諸國樂

扶南天竺二國樂、隋代全用天竺列於樂部、不用扶南、因煬帝平林邑國、獲扶南工人及其匏琴、樸陋不可用、但以天竺樂轉寫其聲、

〔續日本紀 二十四淳仁〕天平寶字七年正月庚申、帝御閤門、饗五位已上、及蕃客、文武百官主典已上於朝堂、作唐、吐羅、林邑、東國、隼人等樂、

〔續日本後紀 十四仁明〕承和十一年閏七月戊午、天皇御仁壽殿、令奏林邑樂、未曾覽此樂故也、

〔三代實錄 四十三陽成〕元慶七年二月廿一日戊午、林邑樂人百〇百、原本無、據類聚國史補、七人於大安寺、令調習、以大和國正稅、充給其食、欲令渤海客徒觀彼樂也、

樂調

〔歌儛品目 二律呂聲調〕調子 律呂ノコトヲバ、我邦ニテ調子ト稱シ來レリ、類聚治要引義釋曰、陽者天也、男也、陰者地也、女也、陰陽合德生人倫、故曰調子、○中略調此邦ニテシラベトイフモノ、節樂調ノ謂ナリ、春ノシラベ、秋ノシラベ、水ノ調ノ如シ、又調子トモ云フ、同名異用ニシテ、上ノ律呂ノ名ト同ジカラズ、陳氏樂書、樂有歌、歌有曲、曲有調ト云モノ、節此シラベナリ、所謂清調、平調、瑟調、側調、宮調、商調ノ類、ミナ漢土ニモ古クヨリ稱スル所ナリ、

〔源氏物語 二十四胡蝶〕空のいろ、物のねも、春の。。。しらべ。ひゞきは、いとことにまさりけるけぢめを、ひとびとおぼしわくらんかし、

〔伊呂波字類抄 利疊字〕律呂リツリヨ

律呂

〔歌儛品目 二律呂聲調〕律呂 前漢律曆志曰、律有十二、陽六爲律、陰六爲呂、黃帝之所作也ト、天地自然ノ音聲ヲウツシテ規則トセラレシモノナリ、(中略)按ズルニ、我邦ニ傳フルノコトハ、天平七年、下道朝臣眞備、唐ヨリ將來セシ銅律アリ、然レドモ嘗テ允恭天皇ノ御時、新羅ヨリ樂人ヲ貢獻セシコトアレバ、ソノコロヨリモ此器ハ傳ハリケン、又古ヘ律呂ヲサシテ、調ト稱セシコトアリ、○中略ソ。レ。ル。ナ、律呂ニ協ハザルノ稱ナリ、按ズルニ、漢土ニ逸トイフモノコレニ當レルニ、夢溪筆談、二十八調、但有音同者、乃應若無二十八調、而不應、則是逸調聲也、

古法一律有二七音十二律一共八十四調、更細分レ之、尚不レ止二八十四一、逸調至多、シラム音調ノ諧和セザルノ謂ナリ、宇津保物語、手ふれて久しくなりぬるに、聲もしらまず音がら同聲にいかにとゝのへたるぞと問ふ、體源抄、舞樂ノ面白カラヌハ、笙ノ時ノ音ニアハヌトキノ事也、萬ノモノアレドモ、先笙ヲナラス故也、サレバシラムヲ付テロク〳〵シルベキ也トミヘタリ、

〔空穗物語俊蔭〕みかどことゞもをこゝろみ給に、おどろかしき聲いで、おどろき給ての給はく、このことゞもは、いかで『つくりしぞ、てふれて久しく成にけるに、こゑもしらまず七ながらおなじ聲には、いかでとゝのひたるぞと、とひ給ときに、有しやうを委くそうす、

〔龍鳴抄上〕呂といふ聲はおとこのこゑなり、律のこゑといふは女のこゑなり、陰陽又これをなじ、文武といふも、天地といひ、おもてうらといふ、上下といふ、みなこれ也、是をはじめて心えて、みなみなのひとにくわしく尋て、よく〳〵しるべし、〇中略また黃鐘調は呂律にかよふとばかりなり、おなじ聲なれど、呂の樂律の樂とわかれてある也、呂の樂といふは水調のこゑ也、水調といふは黃鐘調のこゑだてうしなり、

〔拾芥抄上末音樂〕壹越(イチコツ)調(テウ)呂律土音　沙陀(サタ)調秋　平調律呂金音秋　大食調呂金音秋　乞食(コツシキ)調
性調　雙(サウ)調(デウ)呂木音　黃鐘調律火音夏　水調　盤渉(バンシキ)調律水音冬

〔西宮記臨時八〕私遊宴事
夫於レ律遊者平調、於レ呂遊者用二雙調一、至二于他調一隨レ時用レ之、但律呂遊以レ歌爲レ本、樂曲相交、反二聲於倭琴一、先常陸同音數度、次甲斐各獨唱、風俗等也、

〔樂家錄三十五聲調考正〕律聲相生次第右於二中華一之律名、左本朝所レ記律名、
凡律之次第無二和漢異一、蓋始二于子一、終二于亥一、如二歳月一矣、相生法者當二于八一、爲二次第一、
第一黃鐘一越　第二林鐘黃鐘　第三大簇平調　第四南呂盤渉　第五姑洗下無　第六應鐘上無　第七蕤賓鳬鐘　第八大呂斷吟　第九夷則鸞鏡　第十夾鐘勝絶
第十一無射神仙　第十二仲呂雙調
右次第皆當二于八一相生也、五聲者自二第一一至二第五一直取レ之、七聲者自二第一一至二于第七一取レ之用矣、爲レ示二初

五音 七音

學記之、

〔拾芥抄（上末 催馬樂）〕律歌　高砂　夏引　貫河（○中略）　呂歌　安名尊　新年　梅之枝（○下略）

〔口遊（音樂）〕宮、商、角、徵、羽、（謂二之五音一）今案宮一越調准君、商平調准臣、角雙調准民、徵黃鐘調准事、羽盤涉調准物、春雙調、東木音、夏黃鐘調、南火音、秋平調、西金音、冬盤涉調、北水音、中央一越調土音、（亦謂二之五音一）宮、商、角、徵、羽、變徵、變宮、（謂二之七音一）今案五如上、變徵當上无調、變宮當下无調、

〔拾芥抄（上末 音樂）〕五音

宮（一越）　商（平）　角（雙）　徵（黃鐘）　羽（盤涉）

〔爾雅註疏（五 釋樂）〕宮謂之重、商謂之敏、角謂之經、徵謂之迭、羽謂之柳、（註、皆五音之別名、其義未詳、）

〔禮記註疏（三十七 樂記）〕宮爲君、商爲臣、角爲民、徵爲事、羽爲物、五者不亂則無怙懘之音矣、（五者君臣民事物也、凡聲濁者尊、淸者卑、怙懘敝敗不和貌、）宮亂則荒其君驕、商亂則陂其官壞、角亂則憂其民怨、徵亂則哀其事勤、羽亂則危其財匱、五者皆亂迭相陵謂之慢、如此則國之滅亡無日矣、

〔壒囊抄（七）〕出聲調子ト云ハ何ゾ、并十二調子トハ何々ゾ、

凡呂律ノ二ツハ司陰陽、又宮商角徵羽五音、幷六調子ヲ以テ五佛、五藏、五行、五季、五色、五味、五根、五方、五穀等當也、宮司壹越調呂、大日、脾藏、土音、土用、黃色、甘味、意根、中央、黍穀也、商司平調律、阿彌陀、肺藏、金音、秋ノ季、白色、辛味、鼻根、西方、糯穀也、角司雙調呂、藥師、肝藏、木音、春ノ季、靑色、酸味、眼根、東方、胡麻穀也、徵ハ司黃鐘調律、心藏、火音、夏季、赤色、苦味、舌根、南方、麥穀也、羽ハ司盤涉調律、釋迦、腎藏、水音、冬季、黑色、鹹味、耳根、北方、大豆穀也、大食調、呂通宮、然間以宮爲王、故聞五音亂、卽識天下之興衰、若宮ノ音亂、則主上可知有危正有其德政、祈禱ハ不過政ト云ヘリ、若商音亂時ハ、臣下可知有危卽致其祈禱、其祈禱者察識臣之忠勤、卽諫可諫、行可行也、角音亂時、百姓所爲知可有危、替政行民也、徵音亂時ハ、草木萬物知可有不熟可致其計、王臣政何事不稱天心、能々察之、改其政時ハ、則風雨順于時、萬物

成熟ス、羽音亂時ハ、每人知可有危、勸正人所爲、須直懸慮曲事也ト云々、五音共亂時ハ、天下有憂ト云也、サレバ孝經曰、移風易俗、莫善於樂、省萬邦風以知其盛衰ト云々、

〔龍鳴抄上〕七音といふことあり、五音に二音をくはへたるなり、その二のこゑと云は、上无調下无調なり、上无てうは林鐘調といふ、下无てうは角調といふ、この二の聲は、もし五音にたがふものあらんれうなり、ふゑにあはせんには、この七のこゑよりほかにゑらず、合笛といふさうのふゑなり〇中略 法輪院の僧正の天王寺の別當にておはしける時、恒例の念佛會に、僧のこゑ七音にあはざりける、樂人等恠奇なりとさだめけり、笛にあはざりけるをいひけるなり、これ長吏の怪なりといひけり、すなはち寺司ゑたいありければ、このゆへなりけるとぞいひあひける、いと〳〵おかしきことなり、

〔教訓抄入〕一七音ト云ハ、以前ノ五音ニ二ノ音ヲ加タル也、其二音ト云ハ、

上無調、下無調、賴吉ニテハ吹之、其後無傳人、仍絕歟、雖然皆以調取等ハ有其相傳云々、

有二說、或書云、大國ニハ昔六十四調ナリシヲ、則天皇后ノ御時、七音ニツヾメテ被定[illegible]之云々、一說ニハ、下无調ヲバ角調ト云、上無調ヲバ林鐘調ト云、一說ニハ、上無調ヲバ角調、下爲甲上爲乙下無調ヲバ林鐘調、上爲甲下爲乙　行高說

宮。（壹、平、）商。角。（雙、）徵（黃、）羽（盤、）。變徵（上无、）變羽（下无、）謂之七音、コレヲ加ルユヱハ、五音ニモレタガウコヱアラバ、コレ二音ニ合テミヨトイフ心ナリ、此七音ノホカニイキトシイケル物ノ音ハナル事ナキユヱ也、

〔樂家錄三十五聲調考正〕本朝五聲及七聲之圖

本朝樂調、壹越調以黃鐘爲宮、平調以太簇爲宮、雙調以仲呂爲宮、黃鐘以林鐘爲宮、盤涉以南呂爲宮、是皆用樂曲之終律、於爲宮惑焉、假令用平調之調、則其商者下無也、以其下無起曲止曲、爲之平調、商之樂、然今如取其下無爲宮也、故律之旋不備焉、是古來所以有此惑也、故求號嬰聲者、以爲七聲、因玆亦混而無差別、其圖擧于左、亦有呂調律調之別、所以其然未曉之、

宮 律隔一	三生 商 律隔一	五生 角 律隔一	七生 變徵	二生 徵 律隔一	四生 羽 律隔一	六生 變宮	此圖和漢共同之
第一 壹	平	下	鳧	黃	盤	上	以此調爲呂調
平	下	鳧	鸞	盤	上	斷	以此調不能奏樂、故別求嬰聲、可考可否、黃盤徵之、
雙	黃	盤	上	壹	平	下	以此調爲呂調
黃	盤	上	斷	平	下	鳧	
盤	上	斷	勝	下	鳧	鸞	

右圖於平調出變斷、於黃鐘出斷、於盤涉出斷勝鸞矣、此等之律、本邦所傳之樂器不備之、因茲更求號嬰聲者以爲七聲乎、其圖混而無差別、舉之左、考之則其可不自可知之、

本邦用嬰聲七聲之圖

第一 宮 律隔一	三生 商	嬰商 律隔一	角 律隔一	二生 徵 律隔一	四生 羽	嬰羽 律隔一	
平	下	雙	黃	盤	上	壹	爲之律調用於平調也
黃	盤	神	壹	平	下	雙	爲之律調用於黃鐘也
盤	上	壹	平	下	鳧	黃	爲之律調用於盤涉也

律當于入相生者和漢之法也、然右五聲之塵、其法異而亦用號嬰聲者、隨事林廣記等之說、則凡其可否可知之乎、

〔樂制篇〕本邦樂制、唯有五調、一曰一越調、二曰平調、三曰雙調、四曰黃鐘、五曰盤涉調、而平調之別有大食調、一作大石調、併之爲六調、稽諸華夏燕樂二十八調、無射商無越調、仲呂羽爲越調、夾鐘商爲雙調、黃商爲大石調、黃鐘羽爲般涉調、其名皆同、而其律亦據樂家所傳者、以一越聲爲黃鐘、則皆符矣、故人多謂、本邦唯傳五、而逸其二十三也、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕管絃のをこり、其つたはれる事久し、清明天にかたどり、廣大地にかたどる、始終四時にかたどり、固縦雨にかたどる、宮商角徵羽の五音あり、或は五行に配し、或は五常に配す、或は五事に配し、或は五色に配す、凡物として通せすといふことなし、又變宮變徵の二聲あり、

合て七聲とす、又調子品その數おほしといへども、淸濁のくらゐみな五音をいでず、讃佛敬神の庭、禮義宴後の筵も、この聲なければ、其儀を調ず、故に興福寺の常樂會、百花句をくり、石淸水の放生會、黃葉衣におつ、しかのみならず、淸涼殿の御遊には、こと〴〵く治世の聲を奏し、姑射山の御賀には、しきりに万歲のしらべをあはす、心を當時にやしなひ、名を後代に留る事、管絃にすぐれたるはなし、

〔龍鳴抄上〕おほよそこゝろうべきことは、時のこゑといふ事あり、春は雙調、夏は黃鐘調、秋は平調、冬は盤涉調、壹越調は中央なり、土の聲といふ、おほやうこれを時のこゑといふべし、また一日一夜にとりても、ときの聲あり、すなはち天感應のこゑなり、しかのなきうぐひすの聲、むしのね、ほらのこゑ、わが心にをもしろしと思ふ聲に、おのづからあふこと有、これを又ときのこゑといふことあり、古文にいはく、暗夜にはしらをうちて、ねうしの候をしる、白中に聲をきゝて、午未のあやまりをたゞす、むかしかしこかりけるくわげんのもの、香の火もみず、かいのこゑもきかず、ほしのくらゐをもたづねず、月のたくるをさたせず、人にたゞいまいくときといふに、もしは子とも丑ともいふを、まくらにあるはしらをもつて、たゞいまは子にこそありけれ、うしにこそありけれと、しりけるにこそはあんめれ、たゞし六時を六調子にあてなどすることは、いともならはず、みえたる文もなし、これによりてうたがふ人もあり、されどおほやうかやうにならふなり、又五音といふは、先にいひつるいつゝのこゑなり、

〔教訓抄八〕管絃者ノ可存知事ハ、ヨロヅヲ心得テ物ノアハレヲシリテ心ヲスマシ、ヤサシカルベキナリ、風ノヲトニ心ヲソメ、鳥ノサヘヅリニミヽヲトヾメテ、世中ノツネナラヌ事ヲ返々モナゲキテ、アシキ友ニアフマジキナリ、凡ソ時ノ音ヲタガヘジト思ベキ也、先此道ニ心ウベキ事ソノカズアリ、先ヅ時ノ音ト云ふ、

春ハ雙調（東方、木音、青色、）　夏ハ黃鐘調（南方、火音、赤色、）　秋ハ平調（西方、金音、白色、）　冬ハ盤涉調（北方、水音、黑色、）

壹越調ハ中央（土音、黃色、若黃色歟、）是ヲ五音ト云ナリ、

五調子ハ、是女媧所造也、（女媧人名也、或書云、六調子ノ者ナリ、）大内記令明朝臣說ニ、調子ハ仙人所造也、（書文云々）

或ハ土火木金水　或ハ宮商角徵羽　宮（一越調准君也）商（平調准臣也）角（雙調准民也）徵（黃鐘調准事也）羽（盤涉調准物也）

是ヲ時ノ音ト云ベシ、又一日一夜ニトリテモ時ノ音アリ、スナハチ天ニ感應ノ音アリ、鹿ノコエ、鳥ノ囀リ、蟲ノ子、風ノヲトニ付テモ、面白ト思フユエニ、オノヅカラ會事アリ、コレヲ又時ノコエト云ベシ、又十二時ニトリテ時ノコエアルベシ、六調子ヲアツベケレドモ、ミエタル事モナケレバカヽズ、但シ古物語ニ申タルハ、昔シ時剋ヲモタヾサズ、星ノ位ヲモシラザリケレドモ、我管絃イタレル心ヲモチテタヾス、イマハ何ニテアレハ何時ニテアルヨト心エケル也、又闇夜ニ柱ヲ打テ、子丑ノ時ヲシリ、香ノ火ヲミネドモ、午未ノタケヌルヲモシリケリ、

〔經信卿母集〕琵琶琴上手といふ中にも、よのつねの人にはあらざりし、ときの調子のしらべをなしては、やよひの日かずのうちに、夏のせちのきたるをわきまへ、う月のうちに、はるのせちのゐまれるをしり、なつよりあきにうつり、秋よりふゆにかはり、冬より春のたつこと、そのゐんにまぎれず、よるひるの時のうつるをも、たれこめゐても、かいひきては、さだかにおもひえたり、あるよ、とくまかで侍るべきことありと、道方卿いりてふしたるよ、女もいといぎたないねたりけるを、みちかたふとめさめて、よひより申しつるに、かひなくもいねたまふものかなと申されければ、まくらなるびはひきよせ、つまならし、まだうしみつなり、びむかき、はかまのひもさしたまふとも、とらひとつにうつりぬべし、をそくはあらじものをと申されしかば、よぶかしとはおもひながら、それもたがふこともやといそがれて、とらひとつうしみつよりもうかりけり、といひすてゝいでにけり、つとめてあのごとくとき

六調子

たがはず侍りしかば、なをせちなるものにおもはれけり、

〔新蘆面命〕或時樂人何某、内藏助殿藤○加御茶屋へ參候時、床ニ有レ之候琴ヲシラベヨト仰ラレ候ニ付、シバラク調候テ、床ニサシオキ候、其時八月ニテ候故、時ノ調子ニシラベ置候、其夜人モイロハヌニ、其琴タヘズ鳴申候ニ付、内藏助殿不思議ニ思シ召、何レモ見ヨト被仰候ヘバ、平調ノ糸一筋風ニ通ヒテ鳴申候、八月ノ調子ニテ候ヘバ、天氣ニ通ヒテ鳴申候也、依之藤子モ殊ノ外心服被申候、

〔龍鳴抄上〕五音○雙調、黄鐘調、平調、盤涉調、壹越調、といふは、先にいひつるいつゝのこゑなり、六てうしといふことあり、いはゆる大食調をくはへたる也、聲は平調におなじけれども、呂律のたがひなり、平調は律なり、大食調は呂なり、律の聲三、平調、ばんしきてう、わうしき調なり、呂三、一こつてう、そう調、大しきてうなり、ある管絃者これをうたがふ、平調の聲にてあるに、かけたることやはある、なにの故に大しきてうをわけたるぞといふ、先達こたう、一には律の聲三、呂の聲二あらば、陰陽の義たがふべし、そのゆゑに呂三大切なり、又平調は管絃中の本體のこゑ也、よく〳〵ひろくはかりもなし、これは本文にいふ法華涅槃、心はおなじけれども、兩部にわかれたり、又絃類たしかにたゞされたり、心うべきことゝ、物を染るに、はなはあをけれども、ゑたぞめにゑたがいて色かはる、くれなゐのうゑにはふたあいになる、きはだのうゑにはもえぎになる、をなじ花なれどもかやうにかはる、それを心うべし、

〔教訓抄八〕六調子ト云ハ、先ノ五音ニ大食調ヲクハヘタルナリ、平調ト同ジ音ナリ、但呂律ノ音ニ相違アリ、其分様者、

律ニ三平調、盤涉調、黄鐘調、　呂三壹越調、雙調、大食調、

昔ノ管絃者コレヲウタガフ、平調ノ音ニテアルニカケタル事ナシ、何ノ故ニ大食調ヲワカチタ

ルトゾ問之ヲ、答云、一ニハ律ノ音ハ三、呂ノ聲ハ二アラバ陰陽ノ儀タガフベシ、ソノユヱニ呂ニモ三大切也、又平調ハ管絃ノ中ノ本體ナリ、

〔體源抄一〕一調子姿事

平調は、春風に柳のたをれたるがごとく、これを可吹、

盤渉調は、何にたとへつべくもなし、只しづかに延て吹べし、いづれよりも此調子を延可吹、

黄鐘調は、銚子にすみたる酒を入たるをみるがごとし、

大食調は、板じきの下にて、コトヒツキヲスルガ如シ、

壹越調は、明障子に沙をうつが如し、

雙調々子ハ、在御遊所、此外ニ又後可注、但不申常之耶、又古入秘歟、此段ニ雖々チ可沙汰者也、

抑此六調子の姿、如此は注侍とも、たしかに可吹、似様口傳之書モ不見、他人ニ尋ともかつて知人なし、有時於閑所北稲入閑庄己父にこれを不審す、いみじくも尋侍、是は口傳のみならず、器を取て幾度も吹之テ心得べき事也とて、笙を取よせ吹て、きかせられ侍、一大事也、可秘由堅被申侍、書ニ注事、此文を始と見るべし、故人筆跡にあるまじき事の第一と可思、穴賢々々、

八音

〔敎訓抄八〕一八音ト云者、金石金鐘一、石磬二、絲竹絲琴瑟三、竹唐笛四、匏土匏笙竽五、土塤六、革木革鼓七、木柷敔八、金石ハ方磬體ナリ、絲竹ハ曳物、吹物ナリ、匏ハヒサゴツブリナリ、唐ニハ笙ノ笛ノカシラニスルナリ、土ハツチニテツクリタル物ナリ、革木ハ鼓ナリ、カハト云木ト云ナリ、又六調子ニ上下ノ无調ヲクハヘテ八音ト云様モアリ、

十二調子

〔歌儛品目二律呂聲調〕十二調子十二律チ我邦ニテハ十二調子ト稱シ來レリ

〔周禮註疏二十二春官〕大司樂掌成均之灋、以治建國之學政、而合國之子弟焉、○中略以六律六同五聲八音六舞大合樂、以致鬼神、示以和邦國、以諧萬民、以安賓客、以說遠人、以作動物、註、六律合陽聲者也、

六同、合陰聲者也、此十二者以銅爲管、轉而相生、黃鐘爲首、其長九寸、各因而二分之上生者益一分、下生者去一焉、

〔拾芥抄 上末 音樂〕十二律

十一月壹越調　十二月斷金調　正月平調　二月勝絶調　三月下無調（號龍吟調）　四月雙調

五月鳧鐘調　六月黃鐘調　七月鸞鏡調　八月盤涉調　九月神仙調　十月上無調（號鳳音調）

〔大日本史 禮樂十三〕按本文（樂家錄○拾芥抄）、十二律、舊謂之調、樂工歷世所傳者、如壹越、平調、雙調、黃鐘、般涉、有與五調名全同者、且唐樂有越調、雙調、平調、仙呂調、黃鐘調、般涉調、皆調名而非律名、其它斷金、勝絶、鳧鐘、鸞鏡、絶無所考、上無、下無、樂家以爲本朝所命、然不知所以名之、或云、聲之清濁、上至上無之清而盡、下至下無之濁而盡、上無者、言此上無復有聲也、下無者、言此下無復有聲也、

〔塵嚢抄 七〕出聲調子ト云ハ何ゾ、幷ニ十二調子トハ何々ゾ、

壹越調　斷金調　平調　勝絶調　龍吟調（此無調云下）　雙調　鳧鐘調　黃鐘調　鸞鏡調　盤涉調

神仙調　鳳音調（是无調云上）　以上十二調子也

〔教訓抄 八〕一十二調子者

壹越調 呂　壹越性調 律　平調 律　性調 律　乞食調 呂　道調 律

雙調 呂　黃鐘調 律　水調 呂　盤涉調 律　大食調 呂　沙陀調 呂

コレハ以前ニ申ツル十二時ニアツベシ

又十二月ニ充ル時ハ

正月盤涉調 律　二月神仙調 呂　三月鳳音調 律　四月壹越調 呂

五月鸞鏡調 呂　六月平調 律　七月勝絶調 呂　八月龍吟調 律

九月雙調呂　十月鳧鐘調律　十一月黃鐘調律　十二月斷金調呂

カクハアテタレドモ、一切ニシラヌ事ニ侍ドモ、古キ物ニシルシテ侍バ、シルスバカリナリ、可ㇾ尋、見其圖タリ、

〔樂家錄三十五聲調考正〕本朝律名及樂調之名

凡於本朝所ㇾ用律名、與樂調名同而無分別、所ㇾ謂律名壹越調、斷吟調、平調、勝絕調、下無調、雙調、鳧鐘調、黃鐘調、鸞鏡調、盤涉調、神仙調、上無調也、樂調名亦壹越調、平調、雙調、黃鐘調、盤涉調、大食調、以ㇾ之爲ㇾ名、特太食一調非律名耳、十二律之名出于周禮、所ㇾ謂黃鐘、大呂、大簇、夾鐘、姑洗、仲呂、蕤賓、林鐘、夷則、南呂、無射、應鐘是也、後代不ㇾ得ㇾ改ㇾ之、若夫越調平調雙調黃鐘般涉、皆調名而非律名也、其餘、斷吟、勝絕、下無、鳧鐘、鸞鏡、神仙、上無調之名、不ㇾ知其據、〇中略

事林廣記七聲略圖

按、宋朝蔡氏律呂新書所ㇾ載十二律、旋相爲宮、各有五聲、宮聲十二、商聲十二、角聲十二、徵聲十二、羽聲十二、總爲六十調、蓋以雅樂而言、至於燕樂則各加之二變、變宮十二在羽聲之後宮聲之前、變徵十二在徵聲之前、總八十四調、然事林廣記排列於宮商羽變宮之四聲各十二調總四十八調、則備記其調名、而於角徵變徵之三聲各十二調、總三十六調、則不ㇾ記其調名、實有聲而無調名也、

〔源平盛衰記十八〕文覺高雄勸進附仙洞管絃事

資賢孫源少將雅賢ハ、笙ノ笛ノ役也、〇中略水精ノ管ニ黃金ノ覆輪ヲ置タル笛ニテ、黃鐘調ニ調子ヲトル、黃鐘調ト申ハ、心ノ臟ヨリ出ル息ノ響也、此臟ノ音ハ、逆ニ乙ノ音ヨリ高甲ノ音ニ上ル間、脾臟ノ上音ニ同ス、順ニ甲ノ音ヨリ乙ノ音ニ下ル時ハ、肺臟ノ金ノ音ニ同ス、故ヘニ土ノ色ヲ黃ト名ケ、金ノ色ヲ鍾ト名ク、當ㇾ知土與ㇾ金ハ陰陽ノ義ニテ、男女相應ノ儀式也、故ヘニ法皇ト女院トノ御前ナレバ、圓滿相應ノ御祈トテ、黃鐘ニ調ヘタリ、又此調子ハ呂ノ音也、名ㇾ之喜悅ノ音トス、又

五行ノ中ニハ火土也、五方ノ中ニハ南方也、生住異滅四相ノ中ニハ、住ノ位也、住居トハ、人ノ齡ニアツル時ハ、三十以後、四十以前ノ比也、サレバ源少將モ、其時ハ盛過テ三十一也、法皇ノ御齡ハ紅葉ノ比ニ移ラセ給タリケレ共、奉祝猶夏景氣ニ調ベタリ、

〔徒然草下〕なに事も邊土はいやしくかたくななれども、天王寺の舞樂のみ、都にはぢずといへば、天王寺の伶人の申侍しは、當寺の樂はよく圖をしらべあはせて、物のねのめでたくとゝのほり侍る事、外よりもすぐれたるゆへは、太子の御時の圖、いまに侍るをはかせとす、いはゆる六時堂の前の鐘なり、其聲黃鐘調のもなかなり、寒暑に隨ひて、あがりさがり有べき故に、二月涅槃會より聖靈會までの中間を指南とす、秘藏の事なり、此一調子をもちて、いづれの聲をもとゝのへ侍るなりと申き、凡鐘の聲は黃鐘調なるべし、是無常の調子、祇園精舍の無常院の聲也、西園寺のかね、黃鐘調にいらるべしとて、あまたゝび鑄かへられけれども、かなはざりけるを、遠國より尋出されけり、淨金剛院の鐘の聲、又わうしきてうなり、

〔閑田耕筆四〕故人鈴木修敬は多能の人にて、殊に樂を好めりし、管も絃も皆弄しかども、他人に異なるは律學にて、和漢を考あはせて說れし趣、予〇伴蒿溪は此意にくらければ、其是非の極る所はしらざれども、理さもやとおぼえしまゝ、其說を書置るを、いさゝかこゝに擧、今樂家十二調子の次第は、壹越、斷金、平調、勝絕、下無、雙調、鳧鐘、黃鍾、鸞鏡、盤涉、神仙、上無なり、是を唐山の十二律に配すれば、黃鍾、大呂、大簇、夾鍾、姑洗、仲呂、蕤賓、林鍾、夷則、南呂、無射、應鍾、次第のまゝに壹越を黃鍾に充る也、然るにかくのごとくにては、すべての人聲雙調さまでならではとゞかず、鳧鐘以上は唯器の聲のみとなる、凡十二律はなべての人聲の高下に應ずべきものなるを、器の聲のみにては、本義にあらざること知べし、されば是を改めて、かなたの黃鐘をこなたの黃鍾に充て、下音の極とし、鸞鏡より漸々に次第すれば、壹越第六次に充り、中音となり、鳧鐘上音の極となる、古所謂黃鍾を律

の本とし、九寸より次第に短くなるの義に的當す、今古違へる所以は、甲乙の事也、黃鍾を乙にし、鳧鐘を甲にすれば、かくのごとし、壹越を中音とせるが、人聲に應ずる證は、今俗間優曲者の一本といへるは、やゝ高き音にて、一本は卽壹越の義なるを、俗間には志らずしていへども當れり、朝に失ひて野にもとむるといふも、是なるべしとなん、

〔新蘆面命〕今日〈〇寛永元年三月十二日〉十二律ノ僉議アリテ、只今樂人ノ吟味スル律可然ナリ、東寺ニ古ヨリ傳ハリタル十二律〈西土ヨリ來ルナリ〉ト、平調ノ板トイフモノアリ、先年淺利撿挍上京ノ時、右ノ東寺ニ之アル十二律ヲキカセ候ヘバ、三分高ヒト被申候、平調ノ板ヲタヽキテ、此音ハイカヾト申候ヘバ、平調也、是又カクアリテモ、本ノ調子ニアラズト申サレ、ムカシハ定メテ平調ニテアルベケレドモ、板フルクナリ、少々カケ候處モ出來候故、不合ナルベシ、カノ十二律ノ事ヲ後ニ聞候ヘバ、本ノモノハ加賀殿ヘ御取ナサレ、只今アルハ寫シニテ候由ナリ、總ジテ近年淺利ホド調子ヲヨク存候モノハナシ、サテ調子ト申スモノハ、唐ノガヨク候ト何レモ仰セラレ、加藤內藏助殿就中唐ビイキニテ候故、日本ノ調子ハヒヨンナコトノヨシ仰ラレ候、〈〇中略〉又或時人々寄合テ笙ヲフキ申候時、カタハラニ有之候藥鑵鳴申候ニ付、ドノ管ヨリ通申哉ト、一本ヅヽ吹申候ヘバ、ドノクダニテモ通ゼズ、唯一本通ヒ申ス管有之、是其藥鑵ニ其律ヲソナヘ申候故ナリ、又井上河內守殿被仰候ハ、近代宗薫ホドノ尺八ノ上手、調子ニ達シタル者ナシ、茶碗ヲ見テ指ニテナラシ、コレハ何ノ調子ナリ、御覽候ヘト申シ、其調子ヲ吹候ヘバ、其茶碗ヤマズニ鳴申候、此茶碗ヲワリテ見セ可申トテ、其敵ノ調子ヲ吹申候ヘバ、忽チ茶碗ワレ申候、此ノ如クナル事每々也、コレ調子ノ功ナリ、太閤ノ時、森本撿挍ト申スアリシ、伏見大地震ノ前ニ、調子ニ天下ノ亡ブベキ音アリト驚キテ、京ヘ通レ申候、サレドモイマダ調子ノナホリ不申候ニ付、愛宕ヘ通申候、愛宕ニテ承リ候時ニ、我身ノ調子モ違ヒタリト、ナゲキ申候ヨシ、其夜大地震ニテ谷崩レテ、森本モ死セシト也、其森本ガ切シ

枝調子

十二律、我等○保井春海兄弟共ノ處ニアリ、今ニメリカリナシ、不思議ナルコトナリ、又奈良ノ元興寺ノ鐘ハ平調ナリト申傳ヘシ故、大勢元興寺ヘ參リ、アマリニ鐘ヲツキ申候故、撞木ヲ寺僧ドモ收メ置申候、比年阿部飛彈守參ラレ、杖ニテ方々タヽキ申サレ候故、寺僧共何事ヲメサレ候哉ト尋候ニ付、此鐘ノ調子ヲ承リ候ト申サレ候ヘバ、扨ハトテ彼撞木ヲカシ申候、ソコニテ能々聞申サレ、歸リテ我等ヲハジメ、何レモヘ被申候ハ、古人ハイカヾ聞候ヤ、一越ナリ、黄鐘ニアラズト申サレ候、友ノ樂人キヽテ、飛州ハ何事ヲ申サレ候ヤ、古ヘヨリ申傳候ニナドヽ申候ユヘ、又樂人大勢連ニテ元興寺ヘ參ラレ、人々試ミラレ候處、飛州ノ申サレ候如クニ、一越也ト申サレ候、コレニ依テソレニ歸シ居申候、其後東寺ニテ淺利ト出合候時、折フシ寺ノ鐘ヲツキ申候故、アノ鐘ハ何ノ音ゾト問候ヘバ、平調也ト申、又今ハ盤涉ナリト、一聲ノ内ニテ度々申違ヘラレ候ニ付、我等問申候ハ、一調ニテアル可ニ、度々云違ヒ玉フハ、如何ト申候ヘバ、此鐘ノ撞ハジメハ、大カタ平調ナリ、夫ヨリワン〳〵トナル内ニハ、盤涉モ出、双調モ出申候、大カタ三調ホドニ變ジ申候由申サレ候故、ソコニテ飛州以下ノ人々、キヽ様ノアシキヲ合點申候、元興寺ノ鐘モツキ出シハ、必黄鐘ナルベシ、其後ワン〳〵トウナル内ニ、一越アルベキ事ナルヲ、ミナ〳〵此ニ心付不ㇾ申ト合點申候、

〔歌儛品目二律呂聲調〕○圖竹（ツタケ）十二管ニ律呂ヲ寫シ調ベテ、竹管ニツケテ、音調ノ模範トスルモノ、コレヲ圖竹ト稱ス、漢土ニテモ樂均管色ノ具アルト相同ジキニヤ、圖竹ト云フコトハ、イツノ比ヨリノ名目ナルニヤ、○中略 小圖竹 圖竹ノ小様ニ製シテ、簡便ニ隨フノ器也、 圖鐘本 梅窓筆記、門生土佐人秀金問云、秦山集曰、我朝律學極精、近時淺利按校尤妙達、東寺寶藏有二唐製十二律及平調板一トアリ、今ニアリヤ、答云、重遠ノ傳ヘ誤リナリ、平調板、東寺ニハナシ、大通寺尼崎ニ東寺ト云ノニアリ、然テ唐製ニハアラズ、圖卷末ニアリ、十二律ノ竹ハ、尋常ノモノナレバ、シルサズ、トアリ、右ノ圖今爰ニ略ス、其サマ長サ四寸餘バカリノ板ニテ製シテ、コレヲ撃チテ聲ヲ發スルモノナリ、是ヲ圖鐘本ト題シ、平調板トアリ、享德元壬申八月十日移ㇾ之、調子平調□□院住持、□□トアリ、享德元年ハ後花園帝ノ年號ニシテ、今文政三年庚辰マデ、凡三百六十八年ヲ得タリ、其院號ハ蓋恩德院ナルベキ歟、或曰、足利氏ノ時、恩德院トイフ僧アリテ、コノ人ノキリノコサレタル律モアリテ、今ニ傳フルモノアリト、平調板モシクハ恩德院ナルベキニヤ、

〔龍鳴抄上〕ゑだてうしといふは、平調には性調、道調、ばんしき調にはなし、黄しきてうには水調、大

まきてうにはこつ食調、一越てうには沙陀調、雙調にはなし、中呂調小石調などいふ事あれども、くはしくならはず、これを又ある管絃者論議す、何のゆゑぞといふ也、くはしくはならはず、大體はもの、にはひのやうなるなめり、

〔教訓抄八〕一枝調子ハ平調ニハ性調、道調、黄鐘調ニハ水調、太食調ニハ乞食調、壹越調ニハ沙陀調、盤渉調ニハ角調、雙調ニハ枝調子ナシ、（大呂調小石調ナンド云事ハ侍ドモ、其故チ不知、可案也、）

〔夜鶴庭訓抄〕枝調子といふものあり、盤渉調幷に雙調にはなし、

平調（性調道調）　黄鐘調（水調）　大食調（乞食調）　壹越調（沙陀調）

次第の聲のゆくはざまにかゝる聲ある也、譬へば物の匂ひのやうに、其色と見ゆれども、すこしいかにぞや、なりをはぬ聲のあるなり、それを枝調子に合するなり、いかなるまらべに枝調子のある、なき調子の又あるに、こゝもとにいぶせく候、まだ習はねばかき候はず、尤尋ぬべき事也、

〔大日本史禮樂十三〕有支調、壹越以沙陀調爲支調、黄鐘以水調爲支調、平調以性調、道調爲支調、大食以乞食調爲支調、般渉以角調爲支調、唯雙調無支調、故名雖五調、其實爲十二調、（中略）○蓋皆本朝樂家之所斟酌損益、而其調名意出于唐部當二十八調中、所謂壹越調、蓋越調、卽無射商黄鐘也、平調、疑正平調、卽仲呂羽太簇也、雙調卽雙調、夾鐘商仲呂也、黄鐘調、卽黄鐘調、無射羽林鐘也、般渉調、蓋般渉調、黄鐘羽南呂也、（按隋書、周武帝時、龜茲人蘇祗婆善琵琶、調有七種、以其七調勘校七聲、冥若合符、六曰般贍、華言卽羽聲、蓋是也、）大食調、卽大食調、黄鐘商太簇也、（唐書、宋史、大成樂章圖譜、按唐書、大食本波斯地、此調蓋出于此、故名、食一作石、音通、）沙陀調、疑婆陀調、卽宮調也、（隋書、按本曰婆陀力、亦蘇祗婆所傳、婆陀力華言平聲、卽宮聲也、陳氏樂書、宮調胡名婆陀力調、又名道調、）水調、蓋隋主楊廣所製商調也、（隋書、樂苑、按隋書、高祖謂、爲物人事、非五行不生、用水尺則律呂調合、因施用水尺律樂、據此用水尺律製樂、故名也、）道調、蓋唐主李治所造道調宮也、（唐書）乞食調、疑歇指調、卽林鐘商南呂也、（唐書、宋史、大成樂章圖譜、按陳氏樂書、商調胡名大乞食調、又名越調、又名雙調、卽此、又狛氏所傳倚調琴譜、有碣石調、他莫所見、碣石、乞食、音亦近、疑乞食之轉也、）角調、疑出于閏聲七角、（唐書、宋史、）唯性調無所考也、（按隋書云、清調主商、三五要略有清調之名、又平調於五音之序爲商調、清商與性音相近、疑清調若商調也、）

〔倭訓栞中編四加〕かへりごゑ　源氏にみゆ、反聲の義、音樂に律より呂にうつるをいふ也とぞ、古今秘抄に、すべて始は律にて呂にうつり、又本の律にかへるを、か。へ。し。も。の。といふなりといへり、

〔殘夜抄〕調子のうつりかはりめといふは、まづゑらべ一をゑらめたるに、こと聲のいできたる、なべてはわろし、それにわろからでよきあり、是をかへりごゑといふ、是は呂より律にかへる、律より呂につたふ、其聲の位をよく〱心えつれば、こと調子にうつれども、やがてよし、ふるき略頌に云、下一盤涉還雙調、平大同音上黃鐘、又云、雙調平調上黃鐘、下一盤涉還雙調といふは、雙調より平調にかへり、平調より上无調にかへり、上无調より黃鐘調にかへり、黃鐘調より下無調にかへり、下無調より一越調にかへり、壹越調より盤涉調にかへり、盤涉調より雙調にかへるべしとなり、これは笛一がうちの事にて、かたのごとくつゞけたれども、まことしき聲の位はあはぬ也、此中に雙調と平調とうつりよく、壹越調と盤涉調と又うつりよし、又黃鐘調と下無調とはよし、此外のかへりごゑは、いといみじくなし、これらは十二律といふことを、よく〱心えてゑるべきこと也、

〔管絃音義〕返音、略頌曰

平調返高高返黃（或云變商々變音故也）　黃鐘返賤賤返壹（或云變徵々變音故也）　壹越返盤盤返雙　雙調返音是平調

夫返音者、從先調子乙音、二重高音以爲次調子甲音、從此甲音、三重下音以爲乙音、如此次第輪環、無始無終、无際无限、名爲返音輪轉也、

〔西宮記臨時八〕私遊宴事

律呂遊以歌爲本、樂曲相変反聲、

〔源氏物語二十四胡蝶〕よもすがらあそびあかし給、かへりごゑに、喜春樂たちそひて、○下略

〔花鳥餘情十三胡蝶〕反音は呂より律にうつるをいふ也、喜春樂は黃鐘調の樂也、平調にもわたして

甲乙同音

もちゐるにや尋べし、

〔源氏物語三十五若菜〕かつらきあそび給、はなやかにおもしろし、○中略かへりごゑにみな去らべかはりて、りちのかきあはせども、なつかしくいまめきたるに、○下略

〔歌儛品目二律呂聲調〕甲乙(カンラツ)同音ノ倍聲ノ高キ方チ甲トイヒ、低キ方チ乙ト云、今甲チカント唱フレド、古クハカウト云シニヤ、胡琴敎錄、平調の時乙は、八をもてかうのこゑとす、一七をもてかうとす、盤渉調一七をもてかうとす、以下無爲乙、按ズルニ漢土ニハコレチ清濁トイフ、甲チ清トイヒ、乙チ濁トイフ、黃鐘清聲ナド云ガ如シ、

同音甲乙ノ同ジ聲チ、絃類ノ譜ニ同音トイヘリ、俗ニ合絃ト云、

上下(カルノル)體源抄、大神景範家記載之、上下ト書ケリ、又甲乙(カルノル)トモ書ケリ、按ズルニ、禮玉藻、御瞽幾聲之上下トミヘタル者コレナリ、又高下トモイフベシ、夢溪筆談、今敎坊燕樂、比律高二均弱、合字比太簇微下ト云者モコレナリ、

〔管絃音義〕凡此七音○平、上无、黃鐘、下无、壹越、盤渉、雙、皆是自甲至乙、總有四重音、是即一音中四時音也、四時者、謂有情生老病死、世界生住異滅也、生住異滅者、即春夏秋冬之四季也、故知甲者音始也、乙者音終也、謂生位音名甲、滅位音名乙也、

〔新廬面命〕太閤ノ時、森本撿挍ト申スアリシ、○中略其森本ガ切シ十二律、我等○保井春海兄弟共ノ處ニアリ、今ニメリカリナシ、不思議ナルコトナリ、

〔倭訓栞中編三〕うたひもの　神樂催馬樂の類をいへり

〔倭訓栞前編四〕うた○中略うたひものをうたといへり、大神宮式に、歌長三人とも見え、清少納言に、うたは杉たてる門神樂歌もをかしと見えたり、

歌曲

〔歌儛品目五上奏樂汎稱〕謠物(ウタヒ)歌曲ノ通稱ナリ、郢曲抄ニ、唱物ニ作ル、曰、夫唱物音聲のことをまつせのためにかきのこすもの也トアリ、又音曲トモ云、○中略

歌曲延喜宮內式云、凡諸節會、吉野國栖獻御贄奏歌曲ト、又音曲ト云モ同ジ、

〔歌儛品目七上歌詠偈律〕靜歌(シツウタ)歌譜音節舒緩ノ體チ靜歌ト云フ、神樂譜云、前張、宮人、木綿志天、前張靜歌仕六首、分本末三首トアリ、　早歌(ハヤウタ)音節促拍ナルチ早歌トイフ、又別ニ一種ノ早歌ト稱スル者アリ、

貴歌(キウタ)初ヘ乙ニテ歌ヒ、後度ニ甲ニテ歌フチ貴歌ト稱ス、平家物語妓王條ニ、入道殿ハいら〱しき人にておはしければ、まひのはつるをおそしとや思はれけん、始の和歌一ッうたはせ、せめの和歌いまだうたひもはてざるに、佛を抱て入給ふ、

音振郢曲抄、郢曲、神樂、今樣、催馬樂、足柄、片下などひとつに音聲うたひみれんの內はみな

なみな一やうに唱などいふ事、口おしき事也、はかせ、音振、みなそれ〴〵のめりかりあり、みなみなそのはかせの内にふちいを含、古人うしたひのこしはべり、稽古のみたざるものは、何も一り、家にな唱るものなり、一首々々に心にい、れて唱なりは、そのふりいでにき、聲振同上ニ同ジ、又節拍聲ノ高低曲節ヲイフ、又フシ曲ニ作ル、墨譜

元亨釋書云、大原良忍深于聲明、一日披唄策、畫墨譜トアリ、博士假借シテ墨譜ニ用ユ、

〔樂家錄 五十 雜篇〕節墨譜之事

或曰、世謂節墨譜者、其名別而實一也、然二名連續之者、曲節高下能以合于黑譜、故稱美之而重言乎、凡號節者、唱聲必有高下、準之竹節、故記節字也、號墨譜者、以墨圖高下、而能計合之、故記墨譜也、譜即記矣、世多以聲之高下爲節、亦以其中大振小振等之品號之墨譜也、是未論乎、雖大振小振皆聲之高下、然則共節也、

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕曲物 樂曲ノ通稱ナリ、最歌ニ對シテイフトキノ曲ハ、樂ノ詞ヲ製シテ、其文ヲ曲ナセルヲバ付ス辭ナリ、又某曲ナド云フハ轉用セルナリ、○中略 樂曲 四宮記、但呂遊ニ歌爲本、樂曲相交、唐禮樂志ニ、天寶樂曲皆以邊地名、

〔倭訓栞 前編 九〕ごくのもの 源氏にみゆ、樂曲をいふなり、

〔源氏物語 三十五 若菜〕きんのねをはなれては、なにごとをか、物をとゝのへしるしるべとはせん、○中略 おほくのしらべ、わづらはしきごくおほかるを、

〔源氏物語 五十 東屋〕琴びはのしとて、ないけうばうのわたりより、むかへとりつゝ、ならはす、○中略 はやりかなるごくのものなどをしへて、しとおかしき夕暮などに、ひきあはせてあそぶ時は、○下略

〔運歩色葉集 遠〕音曲

〔禁秘御抄 上〕一諸藝能事

音曲上古有例、堀河院内侍所御神樂時、別有此音曲、鳥羽、後白河御催馬樂雖不窮其曲、已晴御所作畢、又後白河院今樣無比類御事也、何只可在御意、

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕帖 樂ノ遍數ノ名、漢土ニ疊ノ字ヲ用フ、又徧トモイフ、陳氏樂書制上元之舞二十九疊トアリ、コレヲバ唐禮樂志ニ、上元舞二十九徧、皆著于雅樂トミヘタ

序破急

レバ、部其一名ナルノ微トスベシ、又其一帖ノ中ヲ中帖ト稱ス、　半帖見上　口タチ曲ノ初ヲ斥ス、餅、仁智要錄河曲子條、類箏譜云、拍子ノ十六、但延喜御時除ニ口四拍子一、用ニ十二拍子一、　奥

初頭續教訓抄春鶯囀條云、古口傳云、颯踏中帖、與初頭突息吹レ之トアリ、　果ハテ龍鳴抄打越樂條云、はてのきりに、拍子あぐべし、又秦王ノ條ニ、はての帖には打ニ三度拍子一、撰數調抄、安城樂、初拍子五、已下ハ延、終帖加ニ三度拍子一、急拍子アリ、　終帖見上　終切見上　一ワタリ一曲ヲ奏シ闋ルノ稱トキコユ、世繼物語、一條院の御時、御佛名の日、雪いみじうふりて、つれ/\とて、宮の方にて、御あそび有けり、うちかたの少納言、琵琶いとめでたし、まさたゞの琴、ゆきよしの笛、つれふさの中將笙の笛、一わたりあそびて、びは引やみたる程に、大納言殿比巴聲やむで云云、　一具凡樂曲序破急ヲ以テ一曲トスルニ、其備リタルヲ一具ト稱ス、

〔龍鳴抄 上一 舞調〕皇帝破陣樂わうだいといふべし

序拍子三十、十六拍子ののちを半帖といふ、もとは四十拍子なり、たうにつかはしたりしまひの師、この國へかへりし時、八拍子わすれにき、よりて十拍子をすてたる也、四十拍子の時は廿拍子ののちを半帖とせし也、いま三十拍子なる時、諸葛中納言と申ける人、十四拍子を半帖とさだめられたるなり、もろ/\の樂の半帖は、なかちをいふなり、是はしからず、このゆゑにかくある也、

破六帖

一帖、二帖、三帖、四帖はがくにす、〇中略 五六帖は序にする也、

〔樂家錄 三十三 奏樂論〕序破急之說 附 息籠之圖

夫樂者以二序破急三曲一爲二一具一也、然或以二序與一レ破、破與レ急耳、爲二一具一者亦有レ之、未レ有下記二其說一者上、故不レ知二其所一レ以、惟傳二樂位一而已、而序者無二拍子文一、故於レ諸而其體可レ知、破與レ急者、共有二拍子文一、其體雖レ別、然及レ奏レ樂則其大體有レ異、

〔龍鳴抄 上一 舞調〕團亂旋

序三帖なり、一帖は序にす、二三帖は樂にす、たゞし末五拍子を序にす、各々拍子十六、入破拍子十六、すゑ七拍子序にす、四反すべし、たゞしきれ/\にす、〇中略

急聲きふじやうといふべし 七反すべし、入破のやうに切々にするなり、樂のことばも入破同じ事也、たゞし

吹いてひとあなかはるばかり也、

春鶯囀

序拍子十六、二反すべしと玄るしたり、〇中略

入破、拍子十六、四反すべし、むつかこの物也、〇中略

急聲拍子十六、二反すべし、〇下略

〔龍鳴抄 平調下〕五常樂ごさうらく

まひてうしにいづ、序拍子八、二反すべし、破六帖、拍子おの〳〵十六、はてのきりに三度拍子あぐべし、急拍子八、第二反といふに三度拍子あぐべし、すなはちまひいるなり、

〔古今著聞集 管絃歌舞六〕同院〇白河の御時、樂歌の事ありけり、殿上三臺を奏す、主上〇堀河御笛あそばし、破二反、急三反、さらに急數反あり、この答に地下五常樂を奏す、笛元時序後詠の段々つねのごとし、破六反畢て急を奏するに、叡感ありて樂をとゞむべからずと天氣有けり、

〔敎訓抄 一〕羅陵王

舞出時吹新樂亂聲、但常ニ用小亂聲也、〇中略

一亂聲事、新樂亂聲、有二說、長說者當世用之、短說者古說也、用新樂樂屋之、仍呼新樂、或抄云、此亂聲從仙宮出ナリ、

然者由來目出タク侍リ、〇中略

寅一點奏神分亂聲者、新樂亂聲一返許也 寅一點者爲當日時剋之始、凡神明神道御遊行并奏祀祓、必可用寅時云々、

抑祭神祇先靈之時、發亂聲驚神靈者、撥天地陳王業爲古例、但神不稟非禮、仍五音七音之外、不聞夷狄之音、故以正華音奏亂聲、致天下和平爲神分、〇中略

初夜後夜亂聲事、諸大法會試樂云、三節亂聲チシテ卽陵王落蹲チスル也、事始終也、不可謂神分亂聲歟、

古記云、凡欲樂發之時者、先亂聲ヲ返々能々可爲也、其故者壹越調士也、不固者衆物不正、禮ハ理也、
又治也、理衆聲也、治衆者也、(是土御門大納言說云々○中略)
集會亂聲者、諸神事佛事爲事調最前、奏新樂亂聲、(一返也)入御亂聲者、朝覲行幸之時奏也、入御奏、(大納言役也)奏畢還給、時樂屋之方以笏令搔給時、奏左右亂聲同音、(左新樂、右高麗、)
貞應元年正月廿日、高陽院朝覲行幸入御奏、九條大納言良平前ニ相違セリ、入中門スヂカヘニ橋隱ノ間ヲスギテ打出間ニ向テ奏玉フ常也、是ハ中門ヨリ直ニ西ヘ渡玉フ、橋隱ノ間ニ向ヲ奏給、(是一)又催亂聲ヲ笏不搔、(是二)雖然行幸ハヤガテナリシカバ、樂屋ヲシテ奏亂聲、(御家習歟、又御失錯、)而寬喜四年正月十二日、明陽殿行幸ニ源大納言通方又同ジ、但元二度奏ス、相違尤不審也、(可尊也)仁和寺舍利會御室入御ノ時、(奏左右亂聲)天台舍利會屋主入御、(同)興福寺常樂會正權別當出御、(奏新樂許)以下也、處々ノ首官、長吏出仕ノ時、(奏亂聲)常例也、(新樂許也)御神奉下、若遷奉他社時、(奏新樂亂聲、度數無歟)コレミナ祝事也、サレバ音聲ノ中ニハ、亂聲スグレタリ、管絃ノ中ニ笛スグレタリ、打物ノ中ニハ大鼓スグレタリト、古抄ニアリ、其故笛鼓許ナレドモ、ケダカクニギヤカニ、又ヲモシロキ所モアル也、(古老物語)以此亂聲出舞散手、(相撲時)陵王、還城樂、
古樂亂聲、此亂聲或人說曰、自胡國出タル物也、仍古樂亂聲謂也、コノ說ハ不詳也、古樂ノ樂屋ニ片取故名古樂亂聲トタヾヤハラゲ所習、新樂ト云ハ羯鼓、(打ト云ベシ)古樂ト云一鼓搔云ベシ、四部乃至三部、如此分明ニワカチタレドモ、(未落居、可尊)此亂聲有二說、手略吹樣、(一說)手ヲ吹ク樣、(一說)禰取樣タ六リ、(說)ロタニ六リ、(一說)是林邑ノ時禰取スベシ、此亂聲以テ出舞、胡飲酒、蘇莫者ハ、抑天下大旱魃ノ時、於春日御社奉祈雨下事、自中古始、其時奏此亂聲吹胡飲酒破、其故ヲ不知、(若催馬樂音ニ付タルユヘカト中人モ侍、可尊也、)又青海波、蘇志摩舞、是ハソノ故侍也、青海波龍宮樂也、又水音タリ、蘇志摩ハ蓑笠著テ舞、其姿雨ヲコウナルベシ、サレバ昔ヨリ今ニシルシナキ事ナシ、○中略

林邑亂聲、林邑ハ天竺ノ名也、此亂聲古樂亂聲ト同調ナレドモ、四部樂屋ノ片取時ニ呼林邑也、津介勝道成之說云、用此亂聲時、自口穴不吹出、（初度如此可吹、中度自口穴吹出也、）其詞云、十中丁火タ中丁丁火ク中タ、五中タユロ中タロ（如此吹也、今世不用、）禰取ノ樣ハサキニ申ツ、コレヲ分別シテ習ヲ、ヨク物ヲ習トハ申也、以此亂聲出舞菩薩、迦樓頻、拔頭、陪臚、コレミナ婆羅門僧正自天竺渡給タリ、林邑ハ天竺ノ國名ト申タリ、委ハ內傳ニゾ侍ラン可尋、

高麗ノ亂聲、此亂聲定テ高麗國ヨリ渡テゾ侍ラム、其次第（不見可尋、此亂聲ヲ吹時ニ禰取ヲセズ、三度ナガラ、自始吹出常說也、中度ハ自喚雙タ穴吹出說、尤爲祕說、）以此亂聲出舞、（胡蝶、林歌、新末鞨、貴德、納曾利、）

〔樂家錄 二十五 三鼓總論〕亂聲之說

亂聲者笛之曲、而其品凡有三、皆無拍子之文、大鼓始終片桴而無遲速擊之、鉦鼓亦用之、羯鼓不用之也、一曰、集會亂聲、（謂之新樂亂聲、）按、拍子之位可隔脈度數一許乎、二曰、林邑亂聲、（謂之古樂亂聲、）拍子之位可隔脈度數二許乎、三曰、小亂聲、（新樂亂聲取始終之詞而短奏之、故有此名、則新樂也、）急速奏之、故大鼓鉦鼓亦同之、拍子之位當于每脈度數乎、是其大抵也、擊止之法見譜、別無子細、右桴合如序退意擊之可也、亦有設之亂聲也、是非曲名、假令奏舞樂、供奉于神輿而將入中門等時止之、而請取之樂屋以奏亂聲、故有此名、別無子細、

〔龍鳴抄 上 壹越調〕迦陵頻（とりなり）

林邑の亂聲にて舞ひいづ、これは古樂の亂聲ともいふ也、菩薩のいでん時は、林邑といふべし、ことまひいでん時は古樂といふべしとみえたる事あり、能々志れらむ人に尋ぬべし、

陵王（羅陵王とかいたれども、たゞりよう王といふべし、）

まづ亂聲をす、新樂亂聲也、舞樂のはてにする時は、すこしをすべし、競馬すまいなんどのはてにする時は、ながうするなり、○中略競馬には、はてのつがひのはしりのぼるにはじめて、入るまですべし、相撲には、ほていでゝかゝるにはじめて、入りはつるまですべし、

〔龍鳴抄 上 乞食調〕還城樂

出でんとするに亂聲、陵王のごとし、たゞし放生會には林邑亂聲をす、その故はその樂やのなを、りんをくとなづけたるがゆへなり、外には新樂の亂聲をすべし、亂聲陵王の定なり、

〔文德實錄 十〕天安二年七月庚辰、左右相撲司率二樂人一於二新成殿前一、盛奏二亂聲一、

〔小右記〕寬弘二年七月廿九日乙亥、追相撲五人取了、散樂、相撲未了間、左右亂聲遞奏、先例取了發二亂聲一者也、左蘇合、散手、蒼海波、還城樂、狼樂、○下略

〔增鏡 七 北野の雪〕文永も三年になりぬ、卯月に蓮華王院の供養に御幸あり、○中略 女院の御車、ひがしのひさしの北の妻戸へ左右大臣よせらる、院司の大納言通成、事のよしをそうせられて、樂屋の亂聲などつねのごとし、

音取

〔歌儛品目 五上 曲度體勢〕音取(ネトリ) 古クハ取音ト書セリ、又調取ニ作ル、コレハスベテ樂ヲ奏シツムルノトキ、先器物各音聲ヲ試ムルガ爲ニナス所ノ者ナリ、又コヱヲトルトモミへメリ、木師抄ニ云、音校をなす次第、先調子を笙吹いだす音取をせず、次に篳篥れとりす、笙のふえ調子吹出してのち、いたくな篳篥とくれとるは心ちなきなり、笙の調子吹しづめてはなしづめて位階おほせてれとあるべき也、されば音取てそぎたらんおりては、中々あかるまじ、心ばせあるべしとアリ、又龍鳴抄書齣ノ條ニ、序をせんとするに、わうしきてうのこえをとるナドイヘリ、

小音取 樂家錄曰、笙音取、凡有二四品一、一曰音取、所レ用者是也、二曰小音取、略時用レ之、三曰面音取、在二平調、雙調、黃鐘、盤渉一、此音取所レ用之說未レ考也、四曰御遊音取、當時御遊時用レ之乎、近代者不レ用レ之、奏二調子一也、　面音取　御遊音取 重見上　竹音取 樂家錄曰、竹之音取者、言二高麗曲之音取及調子一也、此音取在二篳篥一耳、於レ箏無レ之、故謂レ竹、　鸎鳴音取 龍源抄曰、狛調子ノ手ナリ、樂家錄曰、鸎鳴音取者、謂二高麗雙調之音取一也、　細(コマカ)音取 神樂ニ用ユル小音取ナリ、謂ルヲチカタ稱スルガ訛ナリトゾ、

遊聲

〔樂家錄 三十三 管絃論〕遊聲之說 此章中以二調名一爲二律名一、隨二舊例一耳、

遊聲曲者在二皇帝、春鶯囀二曲一、舞樂之時、舞人道行用レ之、此則各序中詞也、御遊時無レ之、只其異レ此序少舒奏レ之、且不レ用二大鼓鉦鼓一耳、皇帝者除二後半序之中始第四拍子詞一、用二其次句拍子六之間一也、蓋自二第三句神仙調一、至二篳篥附一、是則至二於附レ之、不レ足則返レ初、是常說也、或返二附子第四黃鐘調一、是秘說也、春鶯囀者除二初序之中始第四拍子詞一、自二其次句一用二拍子四之間一也、初序一終止レ之也、其異二常序一者、句初黃鐘一聲用二雙調一易レ之耳、蓋自二第三句雙調一附レ之、不レ足則返二附第十三句盤渉調一、是常說也、或返二附子最初一、是爲二秘說一也、

道行

〔龍鳴抄上一越調〕春鶯囀てうしを吹て、ゆせいをしてまひの出るなり、いくかへりといふことなし、まひのたちとゞまるにしたがふべし、

〔歌舞品目五上曲度體裁〕道行(ミチユキ)舞人樂屋ヲ出テ、舞臺ニ行キ向フノ間ニ奏スル樂ヲイフ、龍笛樞要抄ニ、道行ヲミチキト中略シテ云フベシ、(中略)按ズルニ龍鳴抄ニハ、ミチユキトモミエタリ、

〔續教訓抄舞案譜〕或說云ク、道行ニテ出ル時、足踏ヲ拍子ニアワセタルハ、シタヽマリタルヤウニテミニクキナリ、サレバ調子ニテ出ル時ノゴトク、足踏ヲアナガチニ拍子ニアラズシテ出ベキナリト云々、但是ハ嫡家ノ說ニハアラザルナリ、

用道行舞者

蘇合出入ノ時用之、□ニ頭出ニ作　太平樂出入之間吹、朝小子用之、　賀殿出時吹、急用之、鳥　青海波以□切一反號道行、常人不知之、　皇麞出時以急用之、入時急吹、一說號道行云々、　菩薩出入之時用之、一說也、　倍臚舞出之間稱道行事、有之、世常人不知之、　妓樂行道之時吹之、仍號道行ト、或說以調子號道行、或說以樂號道行ト、　新羅陵王出時以急為道行ト、但近來舞絕、　賀王恩出入之時、以皇麞急為道行ト云々、古說歟、近來無此儀、　勇勝出時吹急、但近來舞絕了、　越殿樂出入之間吹急用之、云、但近來舞絕了、

〔龍鳴抄上一越調〕賀殿かてん調子をふいて、鳥のきうをみちきにす、かこを打べし、いくかへりと定めず、舞のゆきたちをはるに隨ふべし、

〔龍鳴抄上大食調〕武將太平樂たいへいらくといふべし、道行みちきなりおばてうせう朝小子しといふべし、てうしをふいてこのみちきをしていづ、まひたちとまるにしたがひてとゞまるつねのごとし、

〔殘夜抄〕朝覲行幸には、定たる舞つねの事にて、別事なし、供御のまいる時はまはず、みちきとて舞

人はゐる也、

〔歌儛品目 五 奏樂汎稱〕渡物（ワタシモノ） 其樂曲ノ本調ヲ變シテ、他ノ調ニ移シ換ルノ名ナリ、讀教訓抄、渡物ハ只雙調ニカギレルコトナリ、此調子元ヨリ樂ナシ、春庭樂、柳花苑共ニ渡物也、以之先蹤トシテ、壹越調ヲ渡スナリトミヘタリ、翻調ト稱スベキニヤ、又按ズルニ、長濱ニ唐會要ヲ引テ曰、扶南天竺樂、隋代用天竺樂列樂部、不用扶南、煬帝平林邑獲扶南工人及其匏琴、朴陋不會、可用以天竺樂轉寫其聲ト、コノ轉寫ト云者、コノ渡ストイフ辭ニ相似タリ、

〔教訓抄 六〕渡物曲

鳥破急　春鶯囀 入調、破、颯踏云序、入破云破、　胡飲酒 破　嘉殿 急　武德樂 急

以上七曲御遊ノ時料ニ所被渡置雙調也、仍書續之、具ニ見本調子、此樂目錄古中御門右大臣宗忠之家目錄也、

〔樂家錄 三十三 管絃總說〕渡物樂曲相渡之法 此章中以調名為律名、隨舊例耳、

渡物之樂曲者、自呂渡于呂、自律渡于律、壹越雙調為呂、平調黃鐘盤涉為律、然則各聲樂之詞、皆以其律當于順八或逆六之律也、謂順八者、至於八管相生之律也、律呂新書隔八相生者是也、謂逆六者、歸于相生之律言也、於箏者改其調耳、手文等無異、直如本朝彈之成曲也、以是呂渡于呂、律渡于律而常用之、亦自律渡于呂、自呂渡于律、則更非改制譜、則不可成曲也、故常無此事、管類者雖自呂呂自律律、是皆改制之、故無律呂之差別也、凡制法曰、先以笙譜可渡之、假令壹越之樂移于平調之樂、則先書壹越樂曲之譜、而左附平調之譜字也、但其譜字之律考之、則自壹越平調者當于二律上也、故盡二律上書之也、自餘倣之、琵琶亦如此、亦依調、假令有鶯鏡等相當、此聲音無于鳳笙、故前後之律用之、至爰有口傳、曰自呂渡于呂則用上律、自呂渡于律則用下律、亦自律渡律則用下律、自律渡呂則用上律也、上者盤涉、下者黃鐘也、餘倣之、如此書定而後笛篳篥之譜字可附之、又曰、笛篳篥如笙譜直用之、則手文無分別、故辨手文等可否損益之、以可定其一體也、是以初學者不堪其任矣、部曲等附物、相ニ渡于五調子皆同之、〇下略

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕左樂 左方ニ用フル樂ノ義ニシテ、即唐樂ノ一名ナリ、〇中略　右樂 右方ニ用フル樂ノ義ニシテ、又即狛樂ノ總稱ナリ、〇中略　手樂（テモガク）

大曲中曲小曲

左樂ノ一名也、本文未ダ考ヘズ、

〔吉野樂書〕一舞人モトハ一ニテ有ケルガ、大神公持ガ時ヨリ、左右ノ舞ヲ分テリ、ム子トノ舞、胡飲酒、採桑老、輪臺、青海波、還城樂ナドヲモ、右ノ舞人トリコメテ、左ヘワタリテマイケルヲ、光末左ヘ青海波バカリマチテ玉ハルベキ由、申ケルニ依テ、正方ヨリ光末ニ傳フ、其ヨリ左ニハ舞也、

〔儀式五〕正月八日講最勝王經儀

于時雅樂寮就座、各奏樂一曲、左唐樂、右高麗、諒闇之時撤樂、

〔樂家錄三十三管總論〕左右樂大中小曲之說

左右樂雖有大曲中曲小曲三品、本邦不能作樂、故暫以所記譜面考之耳、抑以中華曲為左樂、以高麗曲為右樂、其中華曲中有四大曲、皇帝、團亂旋、春鶯囀、蘇合香、已上謂之四箇曲也萬秋樂本雖為大曲之外、準之大曲、以秘之、古今定目如此、已上以五曲為傳受秘曲是等之曲、或樂始終、或其一具中之一帖、有序吹也、以之為大曲乎、又樂始雖有序吹、終無序者為中曲乎、五常樂之類是也、予(安倍季尙)見中花書戴氏鼠撲曰、今之樂章至不足道、獨有正調轉調大曲小曲異云々、見此說雖中花亦有樂曲大小之異乎、

中曲者延早八拍子、幷延早只拍子之八拍子四拍子共皆為中曲也、其早八拍子中白柱、遊字女、仙遊霞、三曲與早只拍子之四拍子中拔頭、已上四曲入于小曲部也、不知其故也、

小曲延早四拍子共為小曲也、其早拍子中酒清司、壹團橋、小老子、王昭君、老君子、劒氣、褌脫、越天樂、已上七曲入于中曲部也、不知其故、又序與破或破與急幷備曲入于中曲部也、凡賀殿、新羅陵王、三臺、皇麞、勇勝、拾翠樂、傾盃樂、及胡飲酒、已上八曲也、又朝小子、合歡鹽二曲為中曲也、

按奏太平樂一具之時、以朝小子為舞道行、用合歡鹽為急、以為一具、依之此二曲入于中曲部乎、

高麗曲有四大曲、新鳥蘇、古鳥蘇、進走德、退走德、已上謂之四箇曲也皇仁、地久二曲、本雖為大曲之外、準之大曲云々、又或記有白濱亦準大曲之說、然則已上三曲也、左方大曲者雖不知其說、考譜面則以有序吹知

古樂新樂

爲二大曲一也、高麗曲者無二其差別一、只以レ名相傳耳、或記曰、高麗曲本無二大中小之別一、只準二于中華大曲一名レ之耳、故雖二大曲一不レ秘之云々、

中曲者皇仁、狛鉾、綾切、貴德、志岐傳、長保樂、酣醉樂、是十箇曲中也延喜樂、埴破、仁和樂、蘇志摩利、都志已上十二曲也

小曲新曾利古、新河浦、常武樂、石川、顏徐、吉簡、造物、狛龍、俱倫甲序、已上九曲十箇曲之中也八仙、新靺鞨、納蘇利、登殿樂、胡德樂、林哥、已上十五曲也

〔江家次第八七月〕相撲拔出

振桙左右各一節、次共又一節、次左右各舞、隨時大曲各一左蘇合香、右新鳥蘇

〔舞樂要錄上〕舞番

左　皇帝　團亂旋　春鶯囀　蘇合　右　新鳥蘇　古鳥蘇　退走禿　進走禿　已上大曲

〔歌儛品目五上曲度體裁〕古樂コレハ諸曲ノ傳來ノ時世ヲ定ムル名目ナリ、(中略)體源抄曰、古樂者古之風俗、夏殷傳俗、謂二之古歌一、歌者樂也、小拍子ニ用二一鼓一云々、謂夏殷周秦漢魏晉宋齊梁陳之時、已上十一代ヲ古ト云々トミヘタリ、又吉野吉水院樂書ニ、馬助入道季時說曰、古樂ハ胡國也トアリ、按ズルニ、コヽニ傳フル所ノ樂曲ノ中ニ於テ、蘭陵王ハ北齊ノ樂、玉樹後庭花ハ陳ノ樂、桔桿モ陳ノ時ニ西域ヨリ傳ヘシ等ニ據レバ、蘭陵王ハ相當ナリトイヘドモ、玉樹ハ新樂ニ收メ、桔桿ハ狛樂ニ收メ入ル等ノ謬リアリ、今傳フル所ノ古樂ナル者ノ中ニハ獨鼓ヲ用ヒズシテ、壹鼓ヲ用ユルナリ、又新樂トイヘドモ、船樂道樂ニハ必壹鼓ヲ用フルノ習アリ、新古兩說未レ詳樂モアリ、○中略ニハ新樂吉野吉水院樂書、馬助季時入道說曰、新樂ハ[illegible]ト[illegible]無[illegible]ノ說トイフベシ、上ノ古樂ヲ胡國ト云モ同日ノ論ナリ、體源抄曰、新樂者今之風俗、始成謂二之歌一、歌者樂也、小拍子ニ用二獨鼓一、謂隋唐[illegible]唐大宗、高宗、則天后、睿宗、穆宗、玄宗、肅宗、代宗、德宗、順宗、憲宗、敬宗、文宗、武宗等之時ヲ新ト云フ、已下ノ代ヲハ宋之代ト云也、近家ノ樂名考ニモ、隋以下者新樂ト見ヘタリ、新樂ニハ必獨鼓ヲ用フ、今樂家各コレラノ說ヲ主トシテ、コノ外更ニ其說ヲ聞カズ、香[illegible]河村益模、其舊說ヲ不レ肯シテ曰、今傳來ノ樂、古新アリ、我國音樂ノ傳來ヲ考フルニ、聖德太子已前ニ傳タルベシ、神功皇后新羅征伐ヨリ、百濟最我ト親シク、何事モ三韓ヨリ傳ヘ、百濟殊ニ傳ヘタリ、延暦十六年、勅二百濟王等一曰、遠慕二皇化一、航レ海梯レ山、輸レ款久矣、神功皇后之世、則肖古王遣レ使貢二其方物一、輕島御宇(應神)之年、則貴須王擇レ人獻二其方士一、文教以レ之蔚興、儒風由レ之闡揚トアリ、此節々音樂モ傳ヘシトミユレド、正史ニハ不レ載、聖德太子志貴山ニテ蘇莫者ヲ吹玉ヒケルニ、草木伏躍キタルトテ、山伏ト云笛ノ名口碑ニアリ、唐狛樂漸ク盛ニナリケルハ、百濟王投化セシヨリノ事トミユ、孝德天皇七年、新羅百濟ヲ滅シ、王子善光、又禪廣我國ニ歸化ス、難波ニ置レケル、河內國交野郡中宮村ニハ百濟王ノ故宅墟祠廟モ今ニ存ス、ソノ族繁榮シテ百濟ヲ氏トシ、王ヲ尸トシテ朝廷ニツカフ、歸化ノ時ハ、伶人マデモコト〲ク引率シテ投ズトミユ、(中略)天長十年勝義等、奏二本國風俗舞一ト正史ニミユ、是其國ノ伶人隋唐ノ樂ヲモ習居シコトニテ、カク記セル者ナラン、遣

[illegible]使ヘ推古天皇ノ時、小野妹子ニ始リタリ、其時留學生モ見ヘズ、學樂生モ遣サレズ、聖武孝謙閒[illegible]ノ節ナド、唐樂ヲ傳ヘシ也、夫ヨリ新樂ト云名立ケン、此方ニテ言始シコトニテ樂ノ新古ニヨリテハイハズ、傳ヘシ新古ノ言ナヘハシナリ、羯鼓ハ隋志ニミヘタレド、八音ノ革ノ屬ニモ載ス。西涼已下諸部ニモ腰鼓、齊鼓、擔鼓、銅鼓、毛員鼓、都曇鼓、正鼓、加鼓、答臘鼓、鷄婁鼓ノ名ミヘテ、羯鼓ハ高昌疏勒ノ兩部ニ載タリ、唐志ニ玄宗嘗稱、羯鼓八音之領袖、諸樂不レ可レ方也、蓋本二戎羯之樂一、其音大簇、一均、龜茲、高昌、疏勒、天竺部、皆用レ之、其聲焦殺、特異二衆樂一トミユ、シカレバ百濟ニモ其頃ナキ器ニテ傳ラズ、唐ニテ始テ專ラ用ルユヘ、新樂ニ羯鼓ヲソヒタルト見ユ、今新樂ニ用ルモ其傳ナルベシ、新古ノ樂ノ義、是ニトヾマルベシトイヘリ、未發ノ明解トイフベシ、然ルニ今ニシテハ、各其家ノ傳ヲ守ルヨリホカニ、他ナカルベシ、

舞曲

〔俗樂問答 中〕今度安部信濃守下向に付、前條御問ひ、並に御再問の條々御尋ねあり、〇松平定信信濃守御答申上候趣、信濃守は京都の樂人なり〇中略

第三、古代時世を以て新古の差別も相見え候へども、必竟新古の樂詞につきて差別有レ之候て、新古の作樣習ひ有レ之候事に奉レ存候、本朝に於て作り申候樂にも、新古の振り御座候、然れば新古の詞の振を以て申傳へ候ことかに奉レ存候、〇下略

〔俗樂問答 下〕我家にて用ゐる所の說を以て伶人の家の答の非を解く〇中略

第三　新樂

新古樂は、むかしよりいひ傳ふるまゝをもてこそよぶべけれ、ふるきは皆古樂といふてふ說、いとよりどころもなきことなり、すべて新樂といふは、羯鼓を用ゐ、古樂は一鼓を用ゐる、隋の樂とても羯鼓用ゐるは、古樂を新樂やうになすなり、玄宗の頃の樂にても、一鼓用ゐるは、新樂を古樂やうになすなり、是はさして論說あることにはあらず、

〔歌儛品目 五上 奏樂汎稱〕舞〇樂〇舞曲ヲ以テ傳チ奏スルノ總稱ナリ

〔樂家錄 三十七 舞〕本朝所レ傳之舞曲目錄

本朝所レ傳之舞曲、載二于續敎訓抄一者、中華之曲凡八十六曲也、此中十九曲者全傳、二十八曲者處々斷絕、三十九曲者全斷絕也、高麗曲凡三十五曲、此中二十七曲者全傳、四曲者全斷絕、四曲者無レ舞、聲樂

耳也、其目錄擧之左、〔右中及于近代亦舞斷絕者付之、爛數訓者狛朝葛撰之後醍醐天皇御宇之人也、〕

舞曲全傳之目錄

玉樹　迦陵頻　胡飲酒　北庭樂　菩薩　玉揄　安摩　二舞　五常樂

倍臚　春庭樂　靑海波　蘇莫者　太平樂　秦王　打毬樂　拔頭　東遊

壹鼓

舞曲處々斷絕之目錄

皇帝序〔本四十拍子、昔日就于中華傳之者師弱後遺忘中八拍子云々、舞樂共今後除二拍子、爲三十拍子、〕團亂旋〔入破本六帖、一本四帖、颯踏本四帖、今傳者各二帖耳、〕春鶯囀〔序本二帖、今傳者一帖、鳥聲本四帖、今傳者二帖、〕賀殿〔破本三帖、今傳者二帖、〕承和樂〔序舞樂共絕、破本六帖、今傳者四帖、〕陵王〔破本三帖、一本四帖、今傳者二帖、〕三臺〔序四帖、舞樂共絕、破本三帖、今傳者二帖、〕萬歲樂〔本五帖、今傳者三帖、〕裹頭樂〔本五帖、一本四帖、今傳者唯三帖、〕甘州〔本七帖、今傳者五帖、〕皇麞〔遊聲舞樂共絕、序一帖同絕、〕散手〔序本三帖、今傳者二帖、〕傾盃樂〔序一帖舞樂共絕、破本三帖、今傳者二帖、〕賀王恩〔本五帖、今傳者三帖、〕還城樂〔本七帖、今傳者二帖、〕放鷹樂〔本七帖、一本五帖、今知無、〕蘇芳菲〔本七帖、今知無、〕喜春樂〔序三帖、今傳者二帖耳、〕桃李花〔序四帖、破六帖、各皆絕、畢、因用央宮樂之舞也、〕感城樂〔本五帖、今傳者三帖、〕河南浦〔本六帖、今僅一帖許、〕蘇合〔序本二十拍子也、末入拍子與颯踏二帖舞樂共絕、畢、同二帖皆絕、破本五帖、今傳者三帖、〕萬秋樂〔序二帖、今殘一帖中、〕輪臺〔本七返、今樂四返、舞二返也、〕秋風樂〔本五帖、今傳者三帖、〕採桑老〔本五帖、今傳者四帖、〕

舞曲全斷絕之目錄

酒胡子　武德樂　最涼州　弄槍　澀河鳥　廻盃樂　河曲子　一弄樂　壹金樂　壹團橋　新羅陵王　歷雲樂　扶南　勇勝　想夫戀　仙遊霞　天人樂　庶人三臺　輪鼓褌脫　安弓子　長命女兒　千金女兒　柳華苑　海淸樂　應天樂　安城樂　平蠻樂　散吟打毬樂　連華樂　重光樂　西王樂　拾翠樂　聖明樂　大定樂　長生樂　和風樂　宗明樂　越殿樂

高麗舞曲全傳之目錄

新鳥蘇　古鳥蘇　退走德　進走德　皇仁　狛桙　埴破　綾切　敷手　貴德　造物　狛犬

新靺鞨　八仙　石川　胡蝶　延喜樂　桔簡　胡德樂　仁和樂　長保樂　納曾利　林歌　蘇
志摩利　地久　登殿樂　白濱
　高麗舞曲全斷絶之目錄
都志　酣醉樂　狛龍　進蘇利古
　高麗曲無舞之目錄
黑甲序　顏序　新河浦　常武樂
　已上見于體源抄者也、今類集之、
〔憲法類編二十三〕庚午（明治三年）十二月十二日、雅樂局ヘ御沙汰、
今般大曲以下朗詠ニ至ル迄曲數、別紙ノ通御撰定ニ相成候事、
　別紙
　大曲
蘇合香（三帖破急）　平常ニ用　萬秋樂　破　同
春鶯囀（颯踏入破）　同　皇麞　急　同
　中曲以下
　一越調
賀殿（破急）　鳥（破急）　承和樂　北庭樂　羅陵王　胡飲酒（序破）　新羅陵王急
　平調
五常樂（序破急）　萬歲樂　甘州　三臺急　春楊柳　林歌　老君子　陪臚
慶德
　雙調

春庭樂　柳花苑　廻杯樂　颯踏　入破　酒胡子　武德樂

黃鐘詞

喜春樂破　赤白桃李花　央宮樂　海青樂　平蠻樂　西王樂　拾翠樂

盤涉調

宗明樂　輪臺　青海波　白柱　竹林樂　蘇莫者破　千秋樂

越天樂

太食調

太平樂一具　打球樂　傾杯樂急　仙遊霞　還城樂　拔頭　長慶子

右樂名四十五

高麗

延喜樂　地久　胡蝶　八仙　仁和樂　林歌　古鳥蘇　胡德樂　狛桙

還城樂　白濱　敷手　登天樂　貴德　納曾利

舞樂　拾番

萬歲樂　延喜樂　散手　貴德　迦陵頻　胡蝶　甘州　林歌　太平樂

胡德樂　拔頭　還城樂　北庭樂　八仙　打球樂　狛桙　春庭花　白濱

陵王　納曾利

催馬樂

安名尊　席田　山城

呂

律

伊勢海　更衣

朗詠

春過　東岸　池冷　紅葉　曉梁王　嘉辰　德是

〔歌儛品目舞九曲品目〕亡佚舞曲

吉志舞（一名楯臥舞、今傳ハラズ、コノ儛モ久米儛ト共ニ、文正ノ後タヘタリトミヘタリ、）　小墾田儛（其傳來ノコト未詳）　隼人歌儛（コノ歌儛ノコト、續紀ノ中往往ミヘタレド、延暦廿四年正月辛未朔乙酉、永停大嘗隼人風俗歌儛ト、類聚國史ニミヘタレバ、コノトキヨリ亡ビシナルベシ、）　鳥子名儛（コノ儛今モ伊勢神宮ニハ傳フルナ、存亡未詳、）

筑紫儛　諸縣儛（二舞共ニ續紀及令集解ニミヘタリ、和名抄ノ樂曲目錄ニノセタレバ、其コロマデハ傳ハリシニヤ、其後絕セルモノアリヤ未詳、）

〔體源抄 一〕一以二曲爲一樂

以輪臺爲序、以青海波爲破、（共盤涉調曲）

以汎龍舟爲破、以撒吟打毬樂爲急、（共黃鐘調曲）

以鳥向樂爲破、以白柱爲急、（共盤涉調曲）

以長元樂爲破、以千秋樂爲急、（共盤涉調曲）　或長元樂急非千秋樂別曲也（富家（豐原）說也）

以安城樂爲破、以越殿樂爲急、（破黃鐘調曲、急盤涉、或平調曲、）

以新羅陵王破爲破、以陪臚爲急、（破一越調曲、急平調曲、）

以保曾呂具世利爲破、以賀利夜須爲急、（破一越調曲、急平調曲、）

以酣醉樂爲破、以林歌爲急、（破一越調曲、急平調曲、）

以頹徐爲破、以新河浦爲急、（共一越調曲）

以三曲爲一樂

以朝小子爲道行、以太平樂爲破、以合歡鹽爲急、　破平調曲道行、急ハ大食調曲、

以鳥急爲道行、以嘉祥樂爲破、以賀殿爲急、　共壹越調曲

以南朝樂爲一曲

蘇合香ハ天竺所作、急一曲ハ唐土ノ作、霓裳ハ天上月宮曲、玉樹樂ハ唐土作、青海波ハ龍宮曲、輪臺唐土作、秋風樂一帖ハ唐朝曲、二三顙頭ハ日本作、賀殿、急唐朝曲、破ハ日本作、

二曲異名

以輪臺號道行、以早輪臺爲序、以青海波爲破、以皇麞急延吹爲道行、破急又如常、一說入時急ヲ吹猶號道行、

祝所吉事等不用樂

廻骨　柳花苑　老君子　竹林樂　又皇麞舞取捨未之委也　扶南　玉樹　遊子女　王昭君

想夫戀

參音聲樂

春ハ春庭樂　夏ハ應天樂　秋ハ萬歲樂　冬ハ萬秋樂　賀王恩　太上天皇御賀用之

最涼州　內宴用之　澀河鳥同上　臣下御賀ニハ萬秋樂、鳥向樂ニ、太平樂、慶雲樂、

參音聲ニハ舞人懸一鼓也、仍古樂大鼓ヲ上也、タトヒ新樂タリト云トモ、參音聲ニ用ル時ハ、古樂大鼓ニ上ベキナリ、　高麗　顏序

退出音聲

長慶子通用　還城樂行幸還御用之　夜半樂承和御時、御遊用之、　宗明樂御願供養、上高座用之、　海青樂南池院船樂奏之

越殿樂急　高麗　新蘇利古放生會御輿還御奏之　常武樂同前

行道樂

秋風樂　鳥向樂　澀河鳥　裹頭樂　高麗　黑甲序　狛桙　都志　埴破　長保樂破

文舞
武舞

供花樂

弄槍　十天樂東大寺講堂供養始奏レ之、興福寺蓮花會奏レ之、謂二常樂會一

林邑樂天竺ノ名ナリ佛哲傳レ之

拔頭　陪臚　鳥　菩薩　又云胡飲酒　蘇莫者　剱氣褌脫　輪鼓褌脫

用二參音聲一曲

春庭樂有レ舞時新樂奏レ之、仍加二三ト拍子一、　賀王恩御賀參音聲奏レ之、右ハ古樂、左ハ新樂、雖レ然參音聲時ハ左右共付二古樂拍子一奏レ之、

用二退出音聲一曲

酒胡子　武德樂　輪鼓褌脫　長慶子　常武樂　進蘇利古

用二競馬一曲

汎龍舟時奏也　拔頭　陵王　蘇芳菲　小馬形　亦名狛龍

用二相撲節一曲

剱氣褌脫　拔頭古樂亂聲用レ之、時方用レ之、　吉簡號二狹樂一是也

用二產所一曲

長命女兒　千金女兒

用二元服一曲

裹頭樂私云、此事不レ審、古事者大ニ替事、

樂ト云事ニ如レ此注レ之、大略諸記載之所勿論也、雖レ然當家用說、不レ用說相交、以二分別一可二沙汰一者也、

〔令義解一職員〕雅樂寮

頭一人掌二文武雅曲正儛一、謂、无二干戈一者曰レ文、有二干戈一者曰レ武、

〔唐六典 十四 太常寺〕凡宮縣軒縣之作則奏二舞、以爲衆樂之容、一曰文舞、二曰武舞、宮縣之舞八佾、軒縣之舞六佾、文舞之制、左執籥右執翟、二人執纛以引之、

文舞六十四人、供郊廟服、委貌冠、玄絲布大袖、白練領褾、白紗中單、絳領褾、絳布大口袴、革帶、烏皮履、白布襪、其執纛人衣冠各同也、

武舞之制、左執干右執戚、二人執旌居前、二人執鼗鼓、二人執鐸、四人持金錞、二人奏之、二人執鐃以次之、二人執相在左、二人執雅在右、

武舞六十四人、供郊廟服、平冕、餘同文舞、若供殿庭服、武弁平巾幘、金支、緋絲布大袖、緋絲布褊(褊當作裲)襠、甲金飾、白練褡襠、錦騰(騰當作縢)蛇起梁帶、豹文大口布袴、烏布鞾、其執旌人衣冠各同、當色舞人、餘同工人也、

〔教訓抄 七〕一舞姿法

武舞　皇帝破陣樂　倍臚破陣樂　秦王破陣樂　武將太平樂　散手破陣樂

〔續教訓抄 舞案譜〕或人云ク、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、○中略武舞トイウハ、皇帝破陣樂、秦王破陣樂、散手破陣樂、倍臚破陣樂、武昌太平樂、是等ハミナ武ノ功ヲアラハシテツクリイダセルユヘニ、童舞女舞ニハニルベカラズ、○中略文ノ舞トイウハ團亂旋已下ノ劒桙トラザルヲ云ベキナリ、大國ノナラヒ、文ノ德ヲアラハシテツクレル舞ヲバ、文ノ舞トナヅク、武ノ功ニヨリテツクレル舞ヲバ、武ノ舞トイウ、歌ノ詞又カクノゴトシ、

〔樂家錄 三十七 舞〕文武之舞目錄

按本朝稱武舞者有五曲、皆帶太刀持桙之曲也、此外雖類之者有一二曲、而不載于武舞之中、稱文舞者有七曲、皆不帶太刀不持桙之曲也、類之者亦有數曲、而不載于文舞之中、共有其故乎、未知其說、

武舞目錄

皇帝破陣樂　秦王破陣樂　散手破陣樂　倍臚破陣樂　武將太平樂

文舞目錄

皇麞　春鶯囀　玉樹　桃李花　喜春樂　萬歲樂　泛龍舟（或記、皇帝、及萬秋樂、亦爲二文舞一、）

〔歌儛品目九舞曲通稱〕童舞（トウブ）（童ノ字清音ニ唱フルガ習ヒナリトカヤ、敎訓抄ニ、伽陵頻、五常樂、皇麞、汎龍舟、清上樂、胡蝶、登天樂トアリ、コノ外ニモ胡飲酒、陵王、納蘇利ナドモ、童舞ニナセシコトアリ、又ワラハマヒトモイフ、）

〔敎訓抄七〕一舞姿法

童舞（迦陵頻　五常樂　皇麞　汎龍舟　清上樂　胡蝶樂　登天樂）

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云ク、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、シナカハレルスガタアリ、童舞ハ迦陵頻、五常樂、皇麞、汎瀧舟、清上樂、胡蝶樂、登天樂、

〔樂家錄舞三十七〕童舞之目錄

迦陵頻　五常樂　皇麞　清上樂　泛龍舟　胡蝶　登殿樂　東遊（右八曲、舊記本童舞也云々、）

賀殿　萬歲樂　輪臺　打毬樂　還城樂　蘇利古（右六曲、體源鈔曰、童舞也云々、）

羅陵王　納蘇利　拔頭　散手（右四曲、本非二童舞一、近代用レ之、）

〔中右記〕康和四年三月九日甲子、今日有二御賀試樂一、○中略未剋御出、（東帶例御衣○中略）爰光景漸傾、（此間居二公卿衝重一）因之先不レ守二次第一、欲レ召二胡飲酒一、內大臣起座歸二殿上一、出レ從二仙華門一、渡二前庭一被レ向二樂屋一、一家公卿、左衞門督（雅俊）源中納言、（國信）宰相中將（顯通）右兵衞督、（師賴）相從之、爲レ令レ裝二束胡飲酒一被二來向一也、於二東中門廊邊一、童舞三人令二裝束一、（內大臣子童、名雅定、胡飲酒、藤中納言子童、名季輔、納蘇利、下官（藤原宗忠）四郞童、名宗重龍王、）此間發二亂聲一、內大臣以下歸二著御前座一、胡飲酒出二庭中一、舞一曲不レ誤、萬人感歎、○中略頃而又亂聲、龍王童舞之、一曲依レ不レ誤、衆人頗感氣、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年三月四日癸酉、今日於二御所鞠御壺一覽二童舞一、是所レ被レ引二移昨鶴岡法會舞樂一也、先舞童等相二分南北一著座、（以レ西爲レ上）土御門大納言、花山院大納言等、被レ候二簾中一云云、○中略

左三臺　甘州　太平樂　散手　陵王
太平樂乙王　夜叉王　松若　禪王　瑠璃王　幸王
散手乙王　陵王松若
右長保樂、林歌　狛桙　貴德　納蘇利
狛桙萬歳　金王　千手　乙鶴　金毘羅　竹王　各著二淺黃直垂一　貴德萬歳　納蘇利禪王　幸
王　豆王

女舞

〔歌儛品目舞曲通稱九〕女舞内敎坊ノ婦人ノ舞ナリ、○中略　妓女舞女舞ノ一名ナリ、續敎訓抄三叢書本條ニ、少納言入道信西妓女舞ノトキ、中將成範笛ヲ吹給フト
也、

〔敎訓抄七〕一舞姿法
女舞天長寶壽樂十人弄殿喜春樂六人　玉樹後庭華十二人煬帝萬歲樂八人　赤白桃李華十二人

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云ク、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、○中略女舞ハ春鶯囀、十人玉樹、十二人桃李華、十二人喜春樂、六人萬歲樂、八人皇帝、六人萬秋樂ナリ、或記云ク、內敎坊同用ル時、慈尊萬秋樂ト名ベシト云、

走物

〔歌儛品目舞曲通稱九〕走(ハシリ)物武舞ノ類ノ其舞步趨疾速ノ稱ニヤ、敎訓抄、走物、散手、陵王、拔頭、還城樂、貴德、納蘇利、

〔敎訓抄七〕一舞姿法
走物散手貴德　陵王納曾利　拔頭　還城樂

〔敎訓抄七〕口傳云、○中略走物ハ體ヲ責テ木ヲ折置ガゴトクニ舞ナリ、延所ハコトサラニシヅカニ、早所ヲバ殊ニ火急ニ舞ベキナリ、

番舞・無答舞

〔歌儛品目舞曲通稱九〕番(ツガヒ)左ノ舞一曲ニ右舞一曲ヅヽ奏スルヲ一番ト云、二番三番等同ジ、コレヲ答トモ答舞トモイフ、大體左右スガタノ類シタルモノヲ類トスルナリ、

〔樂家錄三十六番舞〕舞樂有二番舞一也、其法先左方奏二中華舞曲一、右方爲二其曲之番一奏二高麗舞曲一也、即號二之一番一

矣、

〔教訓抄七〕舞番様

皇帝（在甲、昔有劍、加破陣字、諸肩袒、）　新鳥蘇（在面甲、合肘舞、執後參、）

團亂旋（有甲、諸肩袒、）　古鳥蘇（有面、但近來不用之、冠者劍笏指、執後參、）

春鶯囀（有甲、諸肩袒、天長寶壽樂、）　退宿德（有面、牟子、合肘舞、退走禿ト云、）

蘇合（有甲、諸肩袒、蘇甲云、）　進宿德（有面、牟子、合肘舞、進走禿云、）

萬秋樂（有甲、近來不用、准大曲、諸肩袒、）　地久（有面甲、准大曲、執後參、喜春樂合舞、肩袒乎、）

喜春樂（喜心樂云、片肩袒、輪造舞、有入綾、如右舞、）　白濱（ハウヒン）（萬秋樂對曰、准大曲、執後參、輪造舞、諸肩袒、）

桃李花（赤白桃李花云、諸肩袒、央宮樂渡舞、但有口傳、）　皇仁（有面甲、皇仁庭ト云、）

青海波（有甲、別裝束、舞輪臺、不肩袒、青海波片肩袒、）　敷手（志岐傳云、右大輪小輪諸肩袒、）

太平樂（有面、諸肩袒、執拔劍、右更居突、桙、）　狛桙（高麗桙云、別裝束、執桙、）

打球樂（別裝束、打木持、玉掻、）　埴破（肘裝束、玉取、）

三臺（三臺鹽云、諸肩袒、有入綾、）　甘醇樂（此舞近來絕了、舞出入如左舞云、云、）

傾坏樂（鷄盃樂云、片肩袒、有入綾、）　胡德樂（反鼻胡德公有面、有勸盃、瓶子取、）

萬歲樂（片肩袒、對大曲、時諸肩袒、）　延喜樂（片肩袒）

賀殿（有甲、嘉殿ト云、片肩袒、有入綾、并更居突手、）　長保樂（片肩袒、破保曾呂久世利、急加利夜須云、）

採桑老（有面、別裝束、鳩杖、多氏天王寺舞之、）　新靺鞨（別裝束、紫袍一人王云、赤衣二人五位以下、六位一人、又四人、）

胡飮酒（有面、別裝束、源氏並多氏舞也、有入綾、）　林歌（有甲、別裝束、金鼠付、）

拔頭（有面、別裝束、有入綾、）　八仙（有面甲、崑崙八仙云、別裝束、合肘舞、）

五常樂（有甲、片肩袒、有入綾、如右舞、次第舞入、）　登天樂（片肩袒）

咸城樂 片肩袒
綾切 有面、愛婆云、一說牽子、一說鳥甲、
央宮樂 片肩袒
都志 近來此舞絕了、又都鬱志與呂妓云、
蘇莫者 有面、別裝束、持左桴、天王寺舞之、
蘇志摩 別裝束、著笠、蘇志摩利云、大神氏舞也、
承和樂 片肩袒
仁和樂 片肩袒
散手 別裝束、加破陣字、有二樣、寶冠龍甲、
貴德 別裝束、歸德云、有二樣、鯉口、人隻色、
陵王 別裝束、異名有多、有二樣、武部、小面、
納蘇利 別裝束、有二樣、金青色、綠青色、一人落蹲用之、
案摩 舞答ス、有面二樣、冠面著、二人一人舞、
蘇利古 童舞合之、片肩袒、白楚持、

無答舞

玉樹 昔有別裝束、比世失了、有甲、中古諸肩袒、細著也、今世ニハ諸肩袒尻引也、謂之玉樹後庭、又金翅兩臂垂、
秦王 別裝束、如四天王、有面、後散手云、又秦王破陣樂云、
賀王 諸肩袒、又賀皇恩、又慈皇恩、
石川 片肩袒、此舞近來大方如絕也、大神是弘舞云、尙不分明歟、
秋風樂 諸肩袒
春庭樂 片肩袒、謂之春庭樂、又春庭子、中古出舞臺後肩袒云々、
裹頭樂 片肩袒、主上御元服舞之、數手合タリ、
甘州 諸肩袒、有入綾、近來林歌合、
皇麞 有甲、片肩袒、白楚持、有入綾、
北庭樂 諸肩袒、又北亭樂云、有入綾、加五常樂、常八仙答、
還城樂 別裝束舞、有面、蛇持、見蛇樂云、納蘇利合、八仙合、
一別番樣

迦陵頻（又鳥ト云、各羽懸、銅拍子持、）　胡蝶（又蝶云、各羽懸、振花持、）

菩薩（林邑物、別裝束、用道行時者、謂之大菩薩、）　蘇利古（又蝶合）

一鼓（舞人懸一鼓出舞臺、一曲打舞、）　蘇利古（同前）

蘇芳菲（別裝束、如師子、競馬行幸奏之、）　狛龍（別裝束、如其駒、競馬奏之、唐拍子物奏之、但急、）

猿樂（相撲節有之、唐拍子物、奏劔氣褌脫時、猿樂出舞、）　吉簡（相撲節奏之、唐拍子物、奏此曲間、猿樂等チサウス、）

師子（無答、御願供養舞之、）　狛犬（相撲節舞之、有別亂聲、）

一無答舞

放鷹樂（野行幸奏、別裝束、白河院行幸船樂奏、）　汎瀧舟（童舞、常樂會舞、片肩袒、）

清上樂（童舞、常樂會舞之、片肩袒、）　倍臚（別樂舞、鉾振突、呼加破陣字、天王寺舞之、）

河南浦（常樂會於中間舞之、乙魚作舞之、）

昔ヨリカク合ヲキタレドモ、舞御覽童舞ナンドニ如何ト云事ナシ、只便宜アル樣ニ合セタリ、サレドモ無下ニ由シナク、先例モ不辨合ザレバ、子細知タル人ノ前ニハソシリヲナスナリ、大曲ナレバ何レヲモアハスルナムナシ、萬歲樂ニ新鳥蘇合タル事アリ、可准大曲ニヤ、代々日記ヲ能々見覺ベキ也、

〔續敎訓抄　舞案譜〕或人云ク、舞ノ番ハ昔ヨリサダメオク舞アリ、シカレドモ又時ニヨリ折ニシタガヒテ、カヘテツカフ事モアレドモ、大方ノヤウヲバ尤存知ヌベキ事ナリ、〇中略或人云ク、左舞ハカズオホク、右舞ハカズスクナシ、コノユヘニ答ノ舞ハ、ヨロシキヲアワセテ舞ツヽテノコトナリ、〇中略

或人曰、一向答舞ナクテ左バカリ舞アリ、

放鷹樂　別裝束アリ、野行幸ニ奏之、白河行幸ニハ船樂ニ奏之、

舞譜

汎龍舟　片肩袒、童舞、常樂會ニ舞之、

清上樂　片肩袒、童舞、常樂會ニ舞之、

河南浦　不肩袒、面ヲシテ舞之、常樂會中門ニテ舞之、魚作ル舞也、

倍臚　別樣舞、面甲、別裝束、劒ヲハキ鉾ヲモチ楯ヲツク、破陣樂ヲ加、天王寺舞人舞之、又招提寺ノ禪徒舞之、但招提寺ニハ陪臚狛形ト合、

或人云ク、共ニ左舞ヲモテ相對スルコトアリ、安摩、二舞、菩薩、迦陵頻、如此對之、或侍ニ万歳樂、賀殿、藤氏長者殿下御春日詣ノ時、馬場殿黑木御所童舞奏兩曲、以万歳樂爲左、則著左裝束、以賀殿爲右、則著右裝束、又春日行幸時、殿下御方黑木御所奏兩童舞事、如御春日詣、泛瀧舟五常樂共童舞興福寺常樂會十六日、以泛龍舟爲左、則著左裝束、以五常樂爲右、卽著右裝束也、

〔舞樂要錄　上〕同番〇舞例　大法會

雲林院塔供養　康和三年三月十九日

左　春鶯囀　散手　萬歳樂　喜春樂　秦王　太平樂　玉樹　陵王

右　古鳥蘇　歸德　新鳥蘇　地久　狛鉾　酣酔樂　綾切　納蘇利

〔敎訓抄　七〕舞譜名目　方角東西南北巽坤乾艮上下

見方(ミルカタ)上見、右見、左見、　仰方(アフク)右仰、左仰、　肩指(カタサス)右肩、左肩、　肩係手(カタニカクル)右手、左手、　伏肘(フセカイナ)諸伏肘、左伏肘、右伏肘、　去肘(ノケカイナ)諸去肘、左去肘、右去肘、小諸去肘、下去肘、　持上(サチアグル)

合肘(アハスルカイナ)左右手、合諸手、　合掌(アハスタナコヽロ)左右手合、重手、散手ニアリ、陵王ニアリ、　披肘(ヒログルカイナ)左右手ヲヒロゲルヲ云、　指肘(サスカイナ)左右手ヒロゲテ、手ノサキヲサスルヲ云、

手(テ)左右ニアリ　諸手、打替、　下肘(サグル)左手、右手、　振肘左右手ノ左フリ右フリ也、　逢肘(スヂカヘ)左右片手ハ伏肘、片手ハ去肘打チ云、　呂乙左肘折、右々々左々々、右如此、

卷手(マク)左手右手、帶程ニテユヒシテマクリテヒロゲルヲ云、　曳手(ヒク)左曳、右曳、　逢手(スヂカヘ)左右折手左右　約手(ツヽムル)左右アリ、　打改手(ウチカヘル)左右アリ　覆手左右アリ、

左チ下ニマゲテ右チウチチホウチ云、左同、　突(ツク)左右　面係手(メンニカクル)諸手、左手、右手、　面ナヅル手左右アリ　袖取手(ソデトル)右手ニテ左袖ノハシヲトル　前袍

取手(トル)右手ニテ袍ノウハマヘヲトルナリ、左同、　腰掃(コシハラフ)諸手　突左右　腰付(コシニツク)左手、右手、　延立(ノビタツ)右足ツマメテ、ヤヲラゲツ、ノビアガルナリ、　落居ザヒ

ヲヒロゲテシヅムナリ

押足(ヲシアシ) 諸足、左足、右足、キビスヲタヽラ拍子ニヲス也、

鵄踏(シトフミ) 諸足フム、左ニテモ右ニテモ、大鼓ノツボニフミテ、片足ハナスメフム、

爪立(ツマタツ) 左立、右立、

搔足(カクアシ) 左足、右足、

躍(ヲドリ) 又踊、諸足、左足、右足、

走(ハシリ) 前走、尻走、

儒趨 陵王ニアリ

居 右膝突、左膝突、

廻(マハル) 左廻、右廻、

跪足(クエルアシ) 左右アリ

蹶立(クビスツ) 左右アリ

寄(ヨル) 依、序ニハ三寄、拍子ニハ二寄、四拍子ニハ一寄、六拍子七拍子一寄、並寄、前進寄、後退寄、

安摩 五寄　陵王 三寄　抜頭　還城樂

〔歌儛品目 十下樂寄狀態〕左舞案譜 舞譜、古今ノ[illegible]アリ、今姑ク新譜ノ名目ヲ類聚シテ、敎訓抄等ノ說ヲ、其下ニ分注ス、

用頭法 按ズルニ、敎訓抄ニ、頭ツカヒト云モノ是ナリ、

向 東西南北、乾坤艮巽上下ノ別アリ、

見方 四方ノ四隅上下左右ノ別アリ

仰方 右仰、左仰、

用手法 按ズルニ、敎訓抄ニ、肘ツカヒト云是ナリ、

相 左右ノ手ノコトナリ、敎訓抄ニ、諸手トアリ、

合 相合、敎訓抄ニ、合肘、注ニ左右手合トアリ、

抜 相抜トハ、左右ノ合タル手ヲ抜ナリ、上ニテ抜、腰ニテ抜ノ別アリ、又片手ニテ右ニ抜、左ニ抜ノ手アリ、敎訓抄ニ、抜肘、注ニ左右ヲヒロゲルヲ云、

書(カク) 搔ノ字ノ假借ナリ、又搔トモアリ、四方四隅、又左膂寄右書寄ノ別アリ、

書合 舞始ムルトキノ手也、先左へ腰通ニテ諸手ヲ抜キ、又右へ同ジヤウニ抜ク手也、

伏(フセル) 片手ハ指シナガラ居テ片手ヲ居ムルヲ云、左伏右伏ノ別アリ、敎訓抄ニ、伏肘、注ニ諸伏肘、左伏肘、右伏肘トアリ、續敎訓抄、伏肘ヲ打ニハ、スコシカタブキテ、顏ニ打係テ、手ノサキニ目ヲアゲベシ、踏寄方ノカヒナヲ、スコシ下テ持ベシ、

伏合 左右ノ別アリ、上ノ諸伏肘ナルニヤ、

指(サス) 左右ノ別アリ、敎訓抄、指肘、注ニ左右手ヒロゲテ、手ノサキヲハスルヲ云、

付(ツケル) 相胸ニ付、右胸ニ付、又左腰ニ付、右腰ニ付ノ別アリ、續敎訓抄云、腰ニツクル手ハ、後ヘヲシマワシテツクベシ、前ヨリスルハ、後ノサビシクテワロキナリ、

下(サグル) 相ヲ腰ニ下ル、敎訓抄、下肘、注ニ左手右手トアリ、

去肘(ノケカイナ) 左去肘、右去肘、諸去肘ノ別アリ、續敎訓抄、諸去肘左右手ヲ抜テ、袖ノハタノ後ヲトルヲ云ナリ、

掃(ハラフ) 相腰掃、右腰掃、左腰掃ノ別アリ、ツケタル手ヲ抜キナガラニ、後ニ廻ラシテ、腰ニ付ルヲ云ナリ、續敎訓抄、手ヲ腰ヘヨセテ、後ロヘヲシマワシテ、後ニイツレノ手ヘモウツルナリ、

巻 巻寄ル、雙手ヲ以テ、共ニ回ラシテ、或ハ左ヘ寄、或ハ右ヘヨセル、一ツ巻、二ツ巻等ノ差別アリ、敎訓抄、巻手、注ニ左手、右手、帶ノ程ニテ、ユビニテマタリテヒロゲルヲイフ、

打入 左打入、右打入、相腰ニ打入ノ差ヒアリ、

打改 左打改、右打改ノ差アリ、敎訓抄、打替、注ニ左右ニアリトアリ、又打改手トモミユ、續敎訓抄、フセカイナニテモ、ノケカイナニテモ、サキニシタルヲ、又スルヲ云也、

打掛 肩ニ打掛トアリ

由利上 左ヘユリ上ル、右ヘユリ上ルノ別アリ、雙手ヲ下ヨリ橫サマニ上ヘ指シアゲルナリ、

取違 敎訓抄云、違手左右トアリ、今左取ト右取トノ別アリ、續敎訓抄ニハ、左右ノ手ヲ合タルヲ、下ヘヲガウルヲ云ナリト、コレ今ノ取違ノコトナルベシ、

呂乙 今略シテ、ロカナト云、敎訓抄、左肘折、右肘折トアリ、續敎訓抄、此呂乙ト云ハ、諸手ヲ合テ、タヾ左ヲ伏ルトキ、右ノ手ヲ腰ニツケ、右ヲ伏ルトキ、左手ヲ腰ニツクル也、

片答(カタトウ) 左片答ヲ取ル、右片答ヲ取ルノ別アリ、

印 拇指ニテ、無名指手指ヲオサヘテ、中指食指ヲ直ニノブルヲ云フ、敎訓抄ニ、印ハ、散手、陵王、秦王、打毬樂、鳥舞、已上左舞貴德、狛鉾、埴破、已上右舞トアリ、今按ズルニ、太平樂ニモアリ、

輪 大輪小輪ノ別アリ、又太平樂ニ古伏ノ輪アリ、古伏ハ拳ノ字ノ假借ナルベシ、

合掌 敎訓抄、左右手合、陵王ニアリ、續敎訓抄、左右ノタナゴヽロヲアハセテヲガムヲ云

也、

重手 同上、散手ニアリ、

曳手 左曳、右曳、纏教訓抄云、手ヲフセガイナニテモ、ノケガイナニテモシテ、ヒクヲイフナリ、

折手 左右、教訓抄下同、

約手 左右アリ、

覆手 左右アリ、左ヲ下ニマウケテ、右ヲウチオホフヲイフ、右同、

面係手 諸手、左手、右手、纏教訓抄云、手ヲカホノモトニ寄ルヲイフ也、

面ナヅル手 左右アリ、纏教訓抄、手ヲカホニウチカケテ、ナヅルヤウニスルヲイフ也、

持上手 諸手、按ズルニ、由利上ノ類歟、

振肘 左右手ヲ、左フリ、右フリノ別アリ、

肩係手 左手或右手、肩ニカケテオロスヲ云也、

袖取手 右手ニテ、左ノ袖ノハタヲトル、

袍前取手 右手ニテ、袍ノウハマヘヲトルナリ、以上共ニ教訓抄ニミユ、

屈伸法 按ズルニ、教訓抄ニ、腰ツキト云モノ是ナリ、

落居 教訓抄、ヒザヲヒロゲテシヅムナリ、纏教訓抄、落居ト云ハ、左右ノ膝ハ兩方ヘヒロゲテマウニ落居タルガ見ヨキナリ、サキヘヒザヲヤリテ落居ハ、女舞ノ口傳ナリ、男舞ニハアヘテアルベカラズ、

拜 下ニ居ルニ、左ノ膝ヲ地ニツケ、右ヲタテ、左右ノ手ヲ、右ノ横サマニフシテ、首ヲ地ニトヽムルナリ、央宮樂、春庭花等ニアリ、

居 下ニ居ル也、教訓抄、右膝突左膝突トアリ、

延立 又ノバストモアリ、教訓抄、右足ツマダテ、ヤハラゲツヽノビアガルナリ、

用足法 按ズルニ、教訓抄ニ、足踏ト云モノ、スベテコレヲ總スルトミヘタリ、

出 左出、右出、又左少出、右少出ノ別アリ、

寄 左寄、右寄、

踏披 左踏披、右踏披、又後踏披ノ別アリ、

一寸 左一寸トス、右一寸トスノ別アリ、凡一寸トストハ、左ニテモ、右ニテモ、脚頭ヲ向ヘ出シ、地ヲ摩スルガ如クシテ、後ニ曳クナリ、教訓抄、掻足ノ注ニ、左足右足、纏教訓抄ニ、サシイダシタル足ヲカキヨスル也、カキヨセテ、フミトムルモアリ、又ヤガテフムモアルナリト、今按ズルニ、是ニアタレル歟、

立（タテル） 左立、右立、踵ヲ地ニ着ケナガラ、脚頭ヲ起立スルナリ、又立踏トモアリ、教訓抄、爪立、注ニ左立右立トアリ、按ズルニ、今俗ニ爪立ルト云ト反セルニヤ、

追足 左追足、右追足、凡追足トハ、向キヲカヘルトキニ、先ツ其足ノ頭ヲ、マワルベキ方角ニ、斜メニ出ストキハ、後足隨テ遷轉シ易キナリ、教訓抄ニ、凡名目ミヘズ、左躍、右躍ト云ノミナリ、纏教訓抄ニ、左躍コレヲ躍ト云、右躍コレヲ順躍ト云、

踏 左踏、右踏、脚頭ヲ地ニ著ナガラ踵ヲアゲテ、鼓節ニヨリテ地ニツケル也、

突 左突、右突、脚ヲ後ニカヽメテ、地少シ離レ、鼓節ニ應ジテ、脚頭ヲ以テ地ヲ撃ツナリ、

踊（オドル） 教訓抄、諸足、左足、右足トアリ、按ズルニ、陵王ニ、諸足踏ハ踊躍スルナリ、又太平樂ニハ、片足踊ノ法アリ、

押足 教訓抄、諸足、左足、右足、キビスヲタテヽ拍子ヲスル也、

走 教訓抄、前走、尻走、按ズルニ散手ニアリ、

飛出 迦陵頻ノ曲ニアリ、

儒遥（ヒキハシリ） 趨走ノ轉寫ナルベシ、教訓抄、陵王ニアリ、纏教訓抄曰、書合ヲ前ヘ走ヲイフ也、

鶏踏（シトヽフミ）

右舞按譜

古譜未ㇾ及ㇾ觀ㇾ之、今姑新譜所載ヲ抄錄條列スル如ㇾ左、

用首法

向 四方、四隅、上下、

見 左見、右見、

用手法

合（アハス） 又合肘、又擡合、伏合アリ、

開 諸手ノコトナリ

擡 右擡、左擡、諸手擡、

伏（フセル） 伏肘、右伏、左伏、俗云オリカケ、

伏合 左ヨリ伏合、右ヨリ伏合、

去肘 右去肘、左去肘、諸去肘ノ別アリ、

貫肘 片手ハ伏テ居ナガラ、片手ヲ下ヨリ上ヘ出スナリ、

捨肘（ステカヒナ） 上ヨリ諸手ヲ下ニ下スヲ云也、

指（サス） 右指、左指、

打違 右左ヲ打違ルナリ、右上左下、左上右下ノ差ヒアリ、

改

振 右振、左振ノ別アリ、

卷 右ヨリ卷、左ヨリ卷ノ別アリ、諸手ヲ後ニ出シテ、下ヨリ一方ニ回轉スルコト、物ヲ卷ノ套ニ似タ

ルチ以テ、シカ云フニヤ、腰ニ付右腰ニ、左腰ニ、袖ヲ持手　伎呂利ギロリ開テギロリ、耳邊ギロリ、又耳ギロリトモ云、右上左下、左上右下ノ別アリ、凡ギロリトハ、手首ヲ戻ラシテ、其手首ヲ閃カス勢ヲナスヲ云ナリ、呂手右呂手、左呂手ノ別アリ、狛乙金玉抄、登天樂、北向テ狛乙トキ、加拍子、腰掃　腰打　肩懸下

屈伸起居　落居　伸立　膝立　膝打後妻、香子、鉢取、蹲居新靺鞨舞踏ノ片ノ座ナリ　下居

用足法　立右立、左立、譜ニハ左足、左足トアルハ皆立ル也、突　踏　踏違　寄　卷寄　摺　踊　飛向飛　飛行　走向へ走行

追足　只足東西南北　五足西東北　計波奈志　向合　入違入違合肘、入違捨肘、渡渡踊、本座渡踊、捨肘ニテ渡、合肘ニテ渡、

空渡渡ルニハ、上ノ如ク手ニテ渡ルヲ、是ハ手ヲ腰ニ付テカラ渡ルヲ云也、輪大輪、小輪、後退

〔教訓抄七〕別姿舞

萬秋樂序破二帖マデハ、ノサヒニキハメテヤサシク、物アワレニ舞ヲ、三帖ヨリヤウ〳〵心ヲキテ、キビシク舞ナシテ、五帖ヨリハヒラミテ、六帖ニナリヌレバ、コトニタイヲセメテ舞、終一拍子ハシヅカナル序ニ舞ナシテ居ナリ、付屬ノ裝束給手ト名タリ、

青海波古老云、男波ハ上手、女波ハ下手云、上手アラク寄バ、下ハシヅカニヒイテ舞也、出切ハコトニキビシク、ヒラミヲアラク舞ナリ、女波男波タツガゴトクニ、袖ヲモフリカヘスベシ、袍ノ袖ニテ舞、蠻ノ地布ヲハクト申ス、此舞ノ姿ナリ、ロクヒラミタイヲセムベシ、

玉樹序二拍子、破二三帖マデハ、コトサラナヘ〳〵ト舞ベシ、四帖ヨリ渡ヲガフ時ハ、ハヤマリテ、同ジ伏肘ナレドモ、カホヲナデ、舞ナリ、第八帖ニハ、コトニノサヒニナリテ、末ニハ居テハツルナリ、三女序ト謂㆑之、

散手ノサヒテケダカク舞ベシ　四五六七帖執㆑桙謂㆓之長桙㆒、

秦王イカメシク物アラク舞ベシ　古樂說忠拍子舞㆑之

打球スコシアトナク舞ベシ　三四五六帖玉搔

案摩キビシク木ヲ折、ヲタヤカゴトク舞ナリ、

陵王イカメシク、又ヤサシク舞、又サムゲナルスガタアル所アルベシ、延所ヲバ、コトニシヅカニ舞、火急ノ所ヲバ、目モアワセヌホドニ、早ク舞ナリ、是以爲㆑習、二四六八者、分コ二三六者、六カコ一三四者、四カコ可㆑舞、此拍子、

〔教訓抄七〕口傳云、舞ノ姿ハ其身體ヲ八方ニワカツト習ナリ、二四八ノ拍子ヲ舞ト云、乙ツル肘モ踏足

モ方角ヲスゴス事モセヌナリ、其樣ト云ハ、伏肘モ中央ヲスゴサズ、指手モ正方ニ指トナリ、目尻指（組コソテニハツトムベキナリ）足踏モ足ニ准ズベシ、次ニ其身ヲユルベズト云ハ、心ヲユルサズシテ、他事ヲ思ヒマゼヌナリ、樂ヲ耳ニトヾメテ、心ニ拍子ヲ打ナリ、殊ニ走物ハ體ヲ責テ、本ヲ折疊ガゴトクニ舞ナリ、延所ハコトサラニシヅカニ、早所ヲバ殊ニ火急ニ舞ベキナリ、

古老語云、舞ノ腰ハ春ノ柳ノ風ニ順フヲマネビ、乙袖ハ秋ノ花ノユキカフ人ニナミヨルガ如シト、カヤウニ譬ヘテ侍バ、ヨク〳〵タワヤカナルベシトヲボヘ侍ナリ、其モ舞ノ體ニヨルベキナムメリ、近來ノ右舞人ノ姿ハ、タトヘニモスギテナヘテ侍ヨシ、古人申メリ、マコトニモ父祖父ノ體拜ニハ、スコシモ似侍ラズ、不審ナキニアラズ、（私云、大方ノ手ニ舞ノ左右ヲ申ハ、左ハ秋山ノ紅葉ヲ嵐吹ガゴトシ、右ノ大方ハ春風ニ柳ノナビクガゴトシトカナリ、）次顏モチ、頭ヅカヒ、皆生レツキナレドモ、家々ノ先達ノ、ヲモカゲヲ案ジツクベシ、其上傍輩ノ中ニ、ヨクイタリテ體拜モ吉、其骨モ得タリトミエ、人モイサンデ見テ、其振舞ヲ心ニカクベシ、ソレトモハ鏡ト云コトノ侍ユヘナリ、又ワロカラムヲ見テ、ワレモアレテイニコソアルラメ、アワレサラレハヤト思フベシ、サレバ則房宿禰ハ親父則近舞ノ姿ニハ似ズシテ、一向光近體拜ヲウツサレタルヨシ、上下人々イサメ侍シカバ、答ヘテ云、ワカク侍シ時、父則近敎訓云、舞ノ姿ハワレヲミル事ナカレ、アノ光近判官ノマハレンヲ、ヨク〳〵ミルベシト、常ニ申サレ侍シカバ、シカ侍ニヤト申サレキ、光近一者ノ時ナリ、ウチマカセテハソレカラナスベキ事ナレドモ、ヨキ人ハ善惡ヲシリテカク候ナリ、イカニモ我身ヲ吉ト思云ベカラズ、人ニホメラルベシ、次ニ人ノ姿トヽノヘガタキモノナレバ、人ゴトニ難ジ候ベシ、アフノキタルヲバ正念ナクミユト云、ヲチクビナルヲバ物ヲ求ルカト笑フ、口傳云、鎌頭ト云事アリ、ソノヤウヲ存ジテ、吉程ヲハカラフベシ、次ニ見ン目モソヽロ目ヲツカヌナリ、人ヲモ見、頭カロクナリヌレバ、口頭ト異名ニナル、只乙手ノサキ〴〵ニ目ヲカケツレバ、タマシイハアリテミユルモノカラ、トミノ姿モミユルナリ、

サシカタナルキワメテスシムナリ、□タルコハクミユ、腰ト云膝ト云タワヤカニ、上下ノヨクヨクナリアフベキ也、次踏足モ臺ヲナラサズ、膝ヲヲリテ踵ヲヨク、爪立足モ拍子ニアハスベシ、高躍ル舞ニモ爪立テ、ヤガテ落居ハ臺ナリ、事ナシ延立シ、落居モヤハラカニスルヲ吉舞人トハ云ナリ、去肘(ノケカイナ)モ伏肘(フセカイナ)モ拍子ヲマチテ、シヅカニカナヅ、腰ニ付タル手モ、拍子ゴトニシムルナリ、又伏肘ヲ打ニハ、スコシカタブキテ顔ニ打カケテ、手ノサキニ目ヲカクベシ、

次器量神妙ナラ子ドモ、ヨクコウヲダニモイレツレバ、目出ミユルナリ、只人ニヨク〳〵物ヲヲシユベシ、ソレニ。スギタル稽古ハナキナリ、古今無雙ノ人々モ、御賀ノ舞ノ師、妓女ノ舞師、次ニハ童舞師ナムドシタル輩ハ、コトノホカノ事ハナキトゾ申侍、マコトニサ候メリ、我家ノ中ニテモ、庭立エム行道ナムドセムトキモ、足踏コシヅカヒヲバシツクベキナリ、又フシタルトキニ、中々モノハ案ジツヾケラレ侍ナリ、立居ニ付テ子テモサメテモ心ニカクベキ道ニテ侍ナリ、思ノキヌレバ、ナヅカヌ曲ニテ候ナリ、次舞ノ奏、昔ニハ今ハカハリタリト古人申、尤モコトハリニテ侍ナリ、近來ノ若キ舞人等、一切ニセムシヤヲカフムラズシテ、僅ニ手ヲ移得タレバ、ソレニテカタノゴトク事ヲナシテ、コマカニ物習フ事ヲバ物ウキ事ニシテ、道ノフカキ事ヲシラズシテ、サウナリイタレルヨシヲ申フルマフハ、人ゴトノ事ニテ候也、又父ニモ老耄シヌレバ、行歩合期セザレバ、體拜モカワリユク、進退モ物ウクヲボユルマヽニ、コマカニモヲシヘズシテ、ムナシタスギヌ、相傳ノ譜モチタルトモガラモ、無智文盲ナレバ心得ガタシ、譜ナムドモタザル物共ノ事ハ、コトバニモタラズ、愚案ヲモツテ他人ニサヅクル間、一曲ノ内ニ僻說ドモハイデクルナリ、此ノ様ヲ存ジテ本說ヲウシナハズシテ、子々孫々ニモ可授也、〇中略

一舞出入作法　調子道行聊其ノカハリメヲ存ズベシ

先吹笙調子ヲ、次ニ篳篥ニ禰取テ即吹調子、ヨク〳〵吹スマサセテ、舞人出ト思フ時ニ、笛吹ノ音

頭ニ對テ、舞ノ切タヲ申合テ、其後笛吹禰取テ吹二調子一、三句許之後可レ打二鞨鼓一也、其後舞人ハ出ナリ、登二舞臺一スコシアユビヨリテ、右足ヲ踏出シテ、諸手ヲ披テ、左足ヲ進テ蹮踏、諸手ヲ合テ右足ヲ爪立テ、ヤワラゲツヽ延立ス、シヅカニ落居、右足ヨリ踏進テ、左足ヲバ付テ、一番々々歩行ナリ、口傳云、ヲヨギ虫ノハウガゴトシ、我立所ニ行立ヌレバ、(謂之雌雄歩、登舞臺手合足踏在之、)左足ヲ踏出テ、右足ニ如レ先延立テ落居テ、右手ヨリ一ヅヽ前ニ下テ、右足ヨリ退立ナリ、

次以二道行一出作法ト云ハ、笙箏篥ノ調子ハ如レ先ナリ、笛禰取テ吹出道行セバ、笙箏篥ハトヾマリテ、太鼓ノ初拍子ヨリ可レ付、(一説ニハ第二拍子付レ之)出作法ハ大旨同事ナレドモ、手ヲ合スル事モ、延立落居事モ、太鼓ノ拍子ニアワスベキナリ、歩行事モ鞨鼓ノ拍子ニ踏合トヒサスナリ、調子ニテ出ヨリモ、スコシハヤカルベシ、

向立舞、大旨同體ナレドモ、上手ハ右廻向、下手ハ左廻向テ對面ヲスルナリ、

平立舞　五人立樣

二者　四者　五者　乃至七人、九人、十
一者　三者　　　　一人、如レ此立也、

玉樹ヲ本トス、有二二説一、一説云、以二中央一爲二上臈一、此ヲ爲レ本ト、以二左右端一爲レ上、次説兩儀ノ時ハ、何舞トイヘドモ平立ニス、所ノ樣ヨリ中端(ナカハシ)ハ立ベシ、

三行立樣　又行立(ユキタチノ)樣　橫サマニハ(一連チ西ニテ、次第東ヘ下臈ニ立ナリ、)

三者　六者　九者　番長
二者　五者　八者　十者　舞人十二人(相撲節、旬節會)如レ此立
一者　四者　七者　番長

治暦三年三月廿五日、興福寺供養萬歳樂三行十二人立、但番長ハナシ、此立樣不レ知レ人、能々可レ令二秘藏一也、

抑舞ノ出入ニ違踏ト云事アリ、左右ノ一者ノスル事ナリ、

次列ノ甍ノ假ノ一者タルハ、左登橋ヨリ上テ、右へ歩渡テ、初メテ手ヲバ作ルナリ、庭儀准ㇾ之、入事ハ調子ニ笙笛付テ、鞨鼓打テ後、先頭ノ始ムルヲ見合セテ、一度ニ手ヲ作リテ、左廻ケ入ルナリ、下﨟次第ナリ、向立舞ハ上手モ下手モ同中へ入也、〈秦王、打球樂、太平樂、喜春樂、〉等舞ナリ、○中略

入綾可ㇾ舞口傳、舞臺ノ中半ニシテ、御前ノ方へ立直テ、舞始メテ登橋ノ程マデ舞ナリ、〈口傳云、舞臺ノ上ノ入綾ハ一者舞、次者不ㇾ舞、〉也、庭ノ入綾ハ庭トヲケレバ、足ヲコマカニフミテ、二寄バカリハ寄テ舞始ナリ、樂屋ノ近ニハトク始テ、打返テ樂屋へ舞廻リテ舞也、〈借一者タル時ハ庭入綾舞也、〉舞臺ノ上ニテ舞手ヲバ、庭ニテハ舞替也、〈久不ㇾ可ㇾ舞、樂一返餘吉ナリ、〉左ニモアレ右ニモアレ、入綾ハ以二御前一爲二本舞一ナリ、〈但爲二正方一所ニハ、不ㇾ及二立返一始也、〉

入綾舞手者

賀殿ハ更居(サライ)突切(ツキ)舞、〈但無二更居突一時ハ、此切之中ノ手ヲ抽出舞トモ、居手ヲバ不ㇾ舞也、又跳テ廻ル手ハ不ㇾ舞也、〉甘州ハ五帖舞、〈口傳云、初八拍子ヲバ舞臺上ノ手トス、後六拍子ヲ爲二庭手一ス、其外ハ入綾或手ヲ舞加也、〉三臺、傾坏樂ハ急ノ中ノ手ヲヌキイダシテ舞、〈雖ㇾ似二兩曲一可二舞替一也、〉喜春樂、五常樂ハ〈皇麞入綾ハ大旨如二三臺一ナレドモ、白拍ツナフニ有ㇾ習ベシ、〉打入手ヲ舞ベシ、〈但一遍ハ打テ返テ、一手テ舞、兩曲皆可ㇾ受二師說一也、〉北庭樂ニモ中古ハ舞キ、近來常不ㇾ用ㇾ之也、〈呂乙並後手ヲ舞也、中ニメヅラシクテ面白也、〉蘇合、太平樂ニ以二別御定一、入綾舞事アリ、〈各急之中手ヲ抽出舞也、是有二口傳一、〉陵王入綾ハ、御賀ニ若君ニマワセマイラス、〈大曲卷ヲ舞アリ、一切不ㇾ知二餘人一也、〉仍〈拔頭ハ南向手舞ナリ、其ニモ家々口傳侍ベシ、〉如ㇾ此カキツクトハイヘドモ、大旨バカリナリ、仍心ヘガタカルベシ、能々師說ヲ受テ後、先立(タチ)ノセラレムヤウヲミルベシ、舞人ノ體拜ノミユル事ハ、只此ノ出入ニアリ、能々シツクベシ、〈近來舞人殊ニ不ㇾ覺、見事只有二出入一ト古モ貴人御定ナリ、〉

光時記云、前宇治殿下御存生當初、平等院一切經會、三臺一時ニ光季舞二入綾一、右舞人正資節資訴申云、入綾者在二右舞一也、左舞ニハ自ㇾ本無ㇾ之、今光季等作ㇾ之、其志欲ㇾ失二右舞人一也、因ㇾ玆被ㇾ召二問光季一、光季陳申云、左舞多以二調子一返入舞不ㇾ舞ㇾ之、以ㇾ樂於二人舞等一者皆存ㇾ之、自ㇾ本依二入綾舞一也、所二陳申一有ㇾ謂、仍彼等令二閉口一畢云々、

左舞以ㇾ樂入時有二入綾一口傳

五常樂ハ不吹止急、卽次第入舞也、如布舞鳥舞、如五常樂

重吹破急入舞

胡飲酒　賀殿　三臺　傾坏樂　皇麞　喜春樂　北庭樂　甘州

凡其入綾ノ末物ニテ曲ヲツクス事ハセヌ也、ワレシリタレバトテ、サシモナキ所ニテ曲ヲツクスベカラズ、先達制止セラレタル事也、

抑公家ノ舞御覽ハ庭也、樂屋遠クバ舞臺上ノ手ヲ舞テ、スコシ歩入樣ニシテ、立返テ樂屋前ノ手ヲ舞ベシ、樂屋近シテ二樣ノ手惡カリヌベクバ、臺ノ程ヲバ下テ、舞臺樂屋ノ中半ニシテ舞也、

又呂返テ猶可仕有御定、膝ヲ突居テ請之、スコシ進出一曲ヲ可舞也、相構テ以前ノ手ヲ舞替ベシ、同手ハ無念ノ事ナリ、

〔樂家錄三十七舞〕舞形敎訓

舊記曰、凡舞之形者、左右之姿其法異、左方舞者假令如秋風吹紅葉、右方舞者如楊柳隨于春風云々、

凡舞之習法、禁戒舞家各有詳說、今取其最爲大要者擧之左、

凡奏舞者、以八方爲正面、可不忘于意、假令或只以前一方耳爲意、則忘左右後此類也、舞人進之法、後參之舞人者、量庭上無跉跰、可出樂屋、而意宿于舞臺無滯可步也、

凡於舞臺有步則無意、不可步如有思步爲佳、手指之法亦意倣之、

凡踏足者不高踏鳴爲佳、折膝以踵踏之、於躍上之舞翅落居也、是等之類皆倣之、

凡伏肘之類者、少傾如打掛于顏、而手先屬目可也、是等之類皆倣之、

凡取桴之法、將取之時先見之、是其法也、爲會得桴之形勢也、意如宿于桴可也、

凡著面之舞者、必先見其面、是其法也、見面是能識面形、爲意與面形同一奏之也、帶劒之舞亦倣之、

凡舞形者、以舒爲佳、故必欲當于太鼓之拍子舞則易進、而舞或至于速、少後當于太鼓餘音舞之、則其節自佳、每拍子之文亦皆倣之、

凡入合之舞者、如惜曲之終、至於樂屋之內、猶如舞之可舞入云々、

〔雜秘別錄〕賀殿
さらゐつきといふ事は、べちの事なし、一の物ばかりまふとかや、ひざをつくをいふ、賀殿と太平樂急とにこのてあり、太平樂には急にわをつくる、わといふはたちをぬきて、左ざまへまはるをいふ、めぐる時御前をすぐるおり、一のものひざをつくなり、更居突さらにゐつくとかきたるなり、

〔歌儛品目七上 詠歌協律〕舞樂詠舞樂ノトキ、曲中ニ詩句ヲ諷詠セシコトアリ、コレヲ詠トイヒ、又嘯トモ稱スル也、今其傳ヲ失シテ諷詠ノコトキコヘズ(中略)今五常樂ノ舞ニ詠ノ舞ノ手アリテ、諷詠ノコトハ絶タリ、スベテ其詠ノコトバト云モノ、皆浮屠氏ノ手ニナリタルヤ、疑ハシキ事多シ、其辭ドモハ教訓抄、續教訓抄、體源抄等ノ中ニ出タリ、

〔續敎訓抄二下〕或人云ク、舞樂ノ曲ニ詠ト云事アリ、思ヲノブル儀ナリ、其心ヲノブルユヱニ嘯トモイウナリ、昔ヨリタエズシテ傳ルハ輪臺、靑海波、採桑老等也、是ハ舞アルホドノ儀ニ略スル事ナシ、陵王ノ詠ハタヤスクスル事ナシ、公家ニテハ別ノ勅ヲカブリ、サナラヌトコロニテハ御定ヲカブリテスベキ事ナリ、但シ身ニトリテ、サモト思ハムトコロニテハ、ハカライテスベキナリ、此外案摩、迦陵頻、菩薩、河南浦、汎龍舟、三臺、五常樂、賀王、甘州、還城樂、師子、貴德侯、胡德樂、是等ハ詠アリトイヘドモ、當世舞アルトキモチキズ、柳花苑、庶人三臺、聖明樂、想夫戀、安弓子、長命女兒、越天樂、是等ハ當世舞モナケレバ詠モモチキズ、ヤスキホロツ事ナガラ、カヤウニシリワケテ為ベキナリ、

雅樂雜樂

散樂猿樂

古事類苑

樂舞部二

樂舞總載下

〔令義解一職員〕雅樂寮

頭一人掌文武雅曲正舞〈○義解略〉雜樂〈謂雅曲正舞以外雜樂也〉

〔令集解四職員〕穴云、稱雅正者、依不加淫樂耳、〈略〉○〈中〉穴云、笛工以上諸舞等雅樂耳、

〔論語註疏十七陽貨〕子曰、惡紫之奪朱也、〈略〉○註 惡鄭聲之亂雅樂也、包曰、鄭聲淫聲之哀者、惡其亂雅樂、

〔延喜式二十一雅樂〕凡諸節會日、省輔丞錄各一人、將寮屬以上及雜樂歌人歌女等、候閤門外、〈若非節會、御在所奏樂者、亦當預之、〉行幸之所、屬已上率雅樂人祗候、

〔日本後紀十七平城〕大同三年十一月戊子、勅、如聞、大嘗會之雜樂伎人等、專乖朝憲、以唐物爲飾、令之不行、往古所譏、宜重加禁斷、不得許容、

〔本朝文粹三對册〕辨散樂　　　　邑上御製

問、散樂之興、其來尙矣、俳優入魯、還當斷足之刑、[illegible]帲來朝、自爲解頤之觀、仰尋前日之伎歌、俯察當今之風俗、不關周禮施人之所學、亦殊漢典遠夷之所獻、船太之新靺鞨、人爲美談、魚丸之世羅國、世稱妙舞、未審、揚鞭騎半蔀、指何方而逃去、傍柱負胡籙、爲誰人而裝備、安勅氏之臨老、相撲難辨其師傳、吏部王之惟新、傀儡欲聞其秘術、隨月次而變體、拾遺之說、爲眞爲僞、憑圓座而放光、亞將之談、非毀非譽、子傳儒家之累業、開翰苑之詞華、宜學峽猿之奇態、莫泥水鳥之陸步、

散樂得業生正六位上行兼腋陣吉上秦宿禰氏安對、

對、竊以人之稟性、賢愚區分、樂之理情、古今唯異、喜怒哀樂之相變、性之所適謂之情、動靜治亂之不同聲所和謂之樂、是以上有明王、戴德者不知手舞足踏、國無庶事、誇仁者既亦心動言形、常不可剛強其情、常不可和柔其性、方圓不定、智水欲隨神器之中、進退難期、蒙雲宜卷聖風之裏、遂使愚惷之人、飽恩醉德、陶染淳化、質朴之性、見舞聞歌、合應御遊、金印紫綬之貴臣、規模茂眞而飄袖、李部槐市之重客、庶幾吉見而揮衣、寔是供奉于中禁、愼密於外人者也、即知半蔀者、非代勞之儲也、人臣事費鞭以馳矣、胡籙者、是備武之器也、武士豈對杜而負焉、少年同宿之處、戲言應知、衆口共啓之時、談咲難聞、安本忠之傳相撲、勸酒以進親衞之幕府、藤醜人之習傀儡、捧脯而弄承香之簾前、至于夫體隨月次、光朗圓座、若以案牘偏謂變體、恨倦誨人之情、亦稱相同、巧爲放光、恐有等佛之罪、馮虛亡是之作、出自誦士之浮言、含咲解頤之論、豈是耐臺之本業、我國家、時反朴略、俗類花胥、萬民皆就樂遊、四方各戲伎藝、譬堯德於就日、彼猶有甑、歌舜曲於薰風、其未盡善、自然樂而不淫、神而又妙、神樂之雪夜、雖怪短男之輕身、踏歌之春天、倫恨高冠之呑舌、氏安假虛鈞名、課無責有、學摧心肝、雖歎多年刺股之苦、問離視聽、未通一日缺鼻之詞、謹對、

應和三年六月

〔唐會要 三十 三〕散樂

散樂歷代有之、其名不一、非部伍之聲、俳優歌舞雜奏、總謂之百戲、跳鈴擲劍、透梯戲繩、緣竿弄枕、珠大面撥頭窟礧子、及幻伎激水化魚龍、秦王捲衣笮鼠夏育扛鼎、巨象行乳、神龜負岳、桂樹白雪、畫地成川之類、至于斷手足、剔腸胃之術、自漢武帝幻伎始入中國、其後或有或亡、至國初通西域、復有之、高宗惡其驚俗、勅西域關津、不令入中國、具百戲、後魏道武明元二帝增修之、每大設於殿前、後周武帝保定初罷之、至宣帝復召之、作殿庭晝夜不息、隋文帝時並放遣之、煬帝大業二年、又總追集於東

都、命太常敎習、每歲正月於建國門內廊八里爲戲場、百官起棚夾觀、昏以繼曉、十五日而罷、兩都各一親王主之、自彈弦吹管、以上萬八千人、元宗以其非正聲、置敎坊於禁以處之、若尋常饗會先一日、具坐立部樂名、太常上奏御注其下、會日先奏坐部伎、次奏立部伎、次奏蹀馬、奏散樂、（然後奏部次第、並取當時進止、）舊制之內、散樂一千人、其數各繫諸州多少、輪次隨月當番、遇閏月六番人各徵貧錢一百六十七文、一補之後除、考假輪半次外不得妄有破除、貞觀二十三年十二月、詔諸州散樂太常上者留二百人、餘並放還、

神龍三年八月、勅太常樂鼓吹散樂音聲人、並是諸色供奉、乃祭祀陳設嚴警鹵簿等、用須有矜恤、宜免征徭雜科、

〔雲州消息　上本〕依無指事久不出仕、只偃息蓬屋耳、而昨日藤亞相源拾遺、忽以光儀談云、今日稲荷祭也、密々欲見物如何、不能固辭、愁以饗應、相共同乘到七條大路、○中略有散樂之態、假成夫婦之體、學衰翁爲夫、摸姹女爲婦、始發艶言、後及交接、都人士女之見者、莫不解頤斷腸、輕々之甚也、日暮事訖、廻轅歸華、○中略謹言、

四月　日　　　參議伴

大藏卿殿

請蒙訓旨

右下人產穢慮外觸來、一昨日奉暇文、世間事鬱念多端、今有恩示、欣感々々、稲荷祭事、先年依或人誘引、密々見物、尤有興之事也、○中略爲果各々之願、猥表種々之藝、横笛内藤太之横笛、琵琶禪師之琵琶、黑長丸之傀儡、白藤太之猿樂、如此之輩不可勝計、○中略不具謹言、

乃刻　　　大藏卿

〔新猿樂記〕予廿餘年以還、歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之見事者、於古今未有、○中略拍子男共之氣

色事、敢大德之形勢、都猿樂之態、嗚呼之詞、莫不斷腸解頤者也、抑上下不同、論以可辨矣、百丈高振神妙之思、獣步古今之間、仁南常出猿樂之庭、必被衆人之寵、定縁者嗚呼之神也、先見其形、斷一端之腸、形能者猿樂之仙也、未出其詞、解萬人之頤、〇下略

〔枕草子七〕人のなぞ〳〵あはせしける所に、〇中略古の人おこに思ひて、うちわらひて、やゝさらにえらずと口引たれて、さるがふえかくるに、數させ〳〵とてさゝせつ、

〔源氏物語乙女二十一〕あざなつくることは、ひんがしの院にてし給、〇中略かしかましうの、しりをるかほども、夜にいりては、中々いますこしけちえんなるほかげに、さるがうがましくわびしげに、人わろげなるなどさま〳〵に、げにいとなべてならず、さまことなるわざなりけり、

〔禁秘御抄中〕可遠凡賤事

凡昇限五位藏人下臈女房也、有藝者依其事近召事近代多、如寛平遺誡不可然、況如猿樂參庭上可止事也、

〔令集解四職員〕雅樂寮

別記云、〇中略大屬尾張淨足説、今有寮儛曲等如左、〇中略高麗儛師一人、散樂師一人、

〔續日本紀三十七桓武〕延暦元年七月壬辰、勅、〇中略廢餅戸、散樂戸、

〔儀式八〕相撲節儀

其樂器樂人等次第、具相撲司記文、〇中略次登木人十六人、四列列別四人次擲倒人四人、左右各二人相分次散樂人卅人、四列列別十人

〔西宮記臨時十〕祭使事

職掌之外、所隨身之官人、各一員、五位者无將監陪從官人一人、用府生之中見才者、散樂近衞一人、〇下略

〔江家次第八七月〕相撲召合

次左右各舞、隨時大曲各一、左蘇合新鳥蘇自餘依時、左必舞散手還城樂散更、至大曲者多奏蘇合、右必舞歸德、狛犬、吉干、至大曲者多新鳥蘇、○中略狛犬

散更之中、有一足、高足、輪鼓、獨樂、呪師、侏儒舞等、

頭注裏書云、散更猿樂也、

〔舞樂要錄上〕同番○舞例　相撲節

承平六年拔出　同廿九日　左○中略猿樂　右○中略桔槹

寛治二年拔出　同廿七日　左○中略散更　右○中略桔槹

〔三代實錄五清和〕貞觀三年六月廿八日辛未、天皇御前殿、觀童相撲、○中略左右互奏音樂、種々雜伎、散樂、透撞、呪擲、弄玉等之戲、如相撲節儀、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年五月廿日壬午、於神泉苑修御靈會、○中略命雅樂寮伶人作樂、以帝近侍兒童及良家稚子為舞人、大唐高麗更出而舞、新伎散樂競盡其能、

〔三代實錄三十八陽成〕元慶四年七月廿九日辛巳晦、御仁壽殿、覽相撲、左右近衛府遞奏音樂、散樂雜伎各盡其能、出內藏寮絹一百疋、賜左右相撲人各一疋、右近衛內藏富繼、長尾米繼伎善散樂、令人大咲、所謂鴻滸人近之矣、亦各賜絹一疋、

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年十月廿三日甲戌、天皇御紫宸殿、右近衛右衛門右兵衛三府、幷右馬寮獻物、是去五月六日武德殿前競走馬之輪物也、諸親王及太政大臣已下、出居侍從已上、侍殿上、奏音樂種々散樂、

〔古今著聞集十相撲強力〕延長六年閏七月六日、中の六條院にて童相撲の事有けり、廿番はて丶舞を奏す、○中略舞終て船吉實散樂を供しけり、

〔今昔物語二十八〕右近馬場殿上人種合語第卅五

今昔、後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ、殿上人藏人有ル限員ヲ盡シテ、方ヲ分テ種合セ為ル事有ケリ、

略〇中右ノ競馬ノ裝束ノ舊ク弊キヲセサセテ、枯鮭ヲ太刀ニ帶ケテ、裝束ヲモ片喎下腰ニセサセテ、袴ハ踏含セテ惰裕モ猿樂ノ樣ナルヲ、女牛ニ結鞍ト云フ物ヲ置テ、其レニ乘セテ出シタリ、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕寛治五年十月六日、殿上人、所衆、瀧口、小舍人左右をわかちて、小鳥合の事有けり、略〇中左勝て、殿上にとまりて、朗詠、今樣、猿樂など有けり、

〔中右記〕寛治八年正月二日乙亥、今夜及深更雨貫首以下著殿上、有淵醉事、朗詠今樣之後、已及散樂、

〔十訓抄十二〕國司師綱被下とき、山林房覺遊といふ猿樂、供にくだりけり、

〔宇治拾遺物語五〕これも今はむかし、一乘寺僧正御室戸僧正とて、三井の門流にやんごとなき人おはしけり、略〇中一乘寺をば增譽といふ、略〇中その坊は一二町ばかりひしめきて、でん樂猿樂などひしめき、隨身衞府のをのこどもなど出入ひしめく、略〇下

〔吾妻鏡十四〕建久五年閏八月二日己未、於三浦有小笠懸、昨日勝負云云、其後於船中興遊、如棹一葉、參猿樂、小法師中太丸參施藝、上下解頤云云、

〔明月記〕建仁二年二月十六日、巳時參上、今日猿樂依召參御前庭施其藝、公卿以下候、御前末座、殿上人上北面等自閑所見之、申時許事不濟以前退下、各賜馬一疋蔵院飯等之外、出云々、

〔百練抄十二順德〕建保二年七月十一日、今曉主上行幸上皇〇後鳥羽御所高陽院、十二日、今夕於主上御前、有種々御會遊事等、上皇同御覽之、舞女幷猿樂等應其召云々、

〔吾妻鏡三十五〕仁治四年〇寛元元年九月五日戊申、將軍家入御佐渡前司基綱大倉家、略〇中薄暮舞女兩三輩參入、翻廻雪之袖、人々及猿樂、鷄鳴以後還御、

〔吾妻鏡三十六〕寛元二年五月十一日庚戌、於將軍御方有御酒宴、大殿御出、武州、北條左親衞等被候座、舞女祗光、今出河殿白拍子、年廿二、施妙曲、大藏權少輔朝廣、能登前司光村、和泉前司行方、佐渡五郎左衞門尉基隆等、答拚猿樂云云、

〔葉黄記〕寛元四年六月廿八日乙卯、今日祇園御靈會也、〇中略猿樂等推參、可相從唱人歟、頻欲施藝、然而大路被追退了、

〔吾妻鏡四十〕建長二年六月十五日己酉、將軍家令遣遙造泉殿給、〇中略白拍子參上施藝、和泉前司行方以下及猿樂云云、

〔二中歷十三一能〕散樂　豐定　白太丸　壽延　坂二吉實　元同　春三土武　神泉太郎　仁難（シンナン）　厄同丸時任

〔歌儛品目七上詠歌協律〕雜藝俗ノ名目ハ歌曲ノ統名ニテ、後世ノ轉用ノ名目ナルベシ、拾芥抄ニハ、風俗ノ目錄ノ次ニ、雜藝ノ目錄ヲアゲテ、東遊、朗詠、今樣、古柳、田歌、娑羅林、早歌、片下、物樣マデヲノセタリ、サレバ歌謠ノ雜體ヲ統稱スルコト知ルベシ、又スベテ古クハ散樂百戲ノコトヲモ、雜藝ト稱セシコトアリ、

〔拾芥抄上末〕風俗部第卅三〇在雜藝中略
東遊　朗詠　今樣　古柳折歟　田歌　沙羅林　早歌　片下　物樣

〔朝野群載三文筆〕傀儡子記
今樣古川樣、足柄、片下、催馬樂、里鳥子、田歌、神歌、棹歌、辻歌、〇下略

〔西宮記七月〕相撲召仰
御覽日〇拔出　天皇御南殿、太子參、〇中略次將等獻盃、〇註略種々雜藝、左見城樂、散樂、右狛犬、吉千、天皇歸御、

〔舞樂要錄上〕同〇舞番例　相撲節
天慶六年　拔出七月廿八日　左〇中略雜藝　右〇中略乞寒

〔日本紀略四村上〕天德三年七月卅日癸酉、雜藝之中於御殿前施其伎藝、又奏音樂、

〔百練抄八高倉〕承安二年七月廿三日、行幸三條殿、翌日有雜遊、北面下臈施雜藝、夕還御、

〔中右記〕嘉承三年〇天仁元年十一月十七日、今夕俄有御幸六條殿、〇中略御神樂了有盃酌、御遊、〇中略今樣雜藝、盤涉調、今樣各出之、

〔源平盛衰記十七〕祇王祇女佛前事

入道清盛〇平打ウナヅキ給テ、景氣ノケ様ヲバ、イシクモ歌タル者哉、此歌〇今様、佛モ昔ハ凡夫ナリ云々ノ歌、ハ雜藝。集。ト云文ニ書レタルハサハナシ、〇下略

〔梁塵秘抄口傳集十〕我〇後白河ひとり雜藝集をひろげて、四季の今様、法文、早歌にいたるまで書たる次第をうたひつくすおりもありき、〇中略ある人申云、さいのあこまろとて、あをはかのもの、歌ぁまた志りたる上手、このほどのぼりたりと申、朝方がもとにあるよし、式部少輔定正いまだ六位なりし時申とき丶て、たづねしかば、とゞめおきて、足柄、たみ、伊地古、舊川、舊古柳、少々ならひしほどに、近衛院うせさせ給しかば、なにとなくてやみにき、〇中略保元二年のとし、〇中略正月十日あまりばかりにまいりたりき、〇中略乙前遣戸のうちに居て、さしいづる事なし、人をのけて高松殿の東向のつねにある所にて、うたのだむぎありて、我もうたひてきかせ、あれかをもき丶て、あか月あくるまでありて、その地さりて、その丶ちよびよせて、つぼねしてをきて、足柄よりはじめて、大曲様、舊古柳、今様、物語、田歌等にいたるまで、いまだ志らぬをばならひ、もとうたひたる歌ふしたがふひとすぢにあらためならひしほどに、これかれや様々も志りにき、足柄、黒鳥子、伊地子などやうの大曲の秘藏の歌どもは、いづれもいとかはらねど、少々はかはれるふしもまじれり、舊川こそおとまへがやう、あこまつがにはことの外にかはりたれ、延壽があこまつがおなじさまなれど、それもすゑはかはれる事おほかり、〇中略左兵衛佐源資時、治承二年三月廿三日、瀧尾宿よりはじめて二年があひだに、今様、娑羅林、片下歌、早歌、足柄、黒鳥子、舊河、伊地古、舊古柳、權現、御幣等物様、田歌にいたるまで、見ならひて寫瓶しおはりぬ、

〔歌儛品目七上詠歌協律〕神。歌。ハ朝野群載傀儡子記ニハ、田歌、神歌、棹歌、辻歌トアリ、拾芥抄雜藝目録ノ中ニハミヘズ、今按ズルニ、是レモ又今様ノ中ノ一體ノ統名ナルベシ、其神祇ノ辭アルモノヲ神歌トシ、浮屠ニ屬スルモノヲ法文歌、或ハ娑羅林トモ唱ヘシナルベシ、(中略)又郢曲抄ニハ、風俗ノ中ニ屬スルヨシモミヘタリ、

〔郢曲抄〕催馬樂にうたひがへはありといへども、諸國風俗歌なれば大曲の名是なし、足柄は神歌にて風俗といへども、其しなかはることなり、するがまひ、あづま遊びなどゝいふも、是なん足柄のうちなるべし、あしがら明神の神歌ゆゑに、風俗といへどもそのをんあり、片下、田歌など娑羅林など、今樣これなん曲流なし、神遊の歌に、古今集のうち神遊のうたいだす事は、和國のしるしなり、さすれども歌がらによつて、上句下句のちがひありとしるべき也、○下略

〔體源抄十下〕葦柄事

今世ニアシガラハ誰人ガ歌ラム、目出キモノナリ、宮內大輔基俊ガ歌シコソ、絕タル程ノ事ニテハアリシガ、本性ノアシガラニナリタリシナリ、ナマリテウタヒシ節共ノフカシギナリシ也、其後基俊、其說ヲウケテ歌ヒシカドモ、ミス〳〵トシテ、何事トキコヘザリキ、足柄ハ世人攝二雜藝一タリ、此事不レ然歟、政長朝臣家歌笛譜ニ、以二足柄歌笛譜一入二風俗部一也、以レ之案レ之、足柄ハ風俗歟、私ニ案レ之、風俗ハ諸國ノ古風ヲ集也、故ニ諸國ノ風俗多在二催馬樂中一事也、廣河限、催馬樂、雜藝、今樣、童謠之詞、此多是風俗之流也、○中略

神樂事

神歌ハ昔ハツヾメテミジカク歌ヒケル也、今ノ世ニナガクナリニタリ、敎家ハサゾノ給ヒケル、顯仲云、神歌ハ前句末歌終ニ籠ザマニ次句ヲ出スナリ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕侍從大納言成通雲林院にて鞠を蹴られけるに、雨俄にふりたりければ、階隱の間に立入て、階にしりをかけて、しばしはれ間をまたれける程、

雨ふれば軒の玉水つふ〳〵といはゞや物を心ゆくまで

といふ神歌を口すさまれける程、格子の中よりをしあけて、女房の聲にて、このほどこれに候人の物の氣をわづらひ候が、只今御聲をうけ給て、あくびてけしきかはりてみえ候に、いますこし

郢曲 宴曲

候なんやとすゝめければ、沓をぬぎて堂の中へ入て、木丁の外にゐて、○中略これらをうたはれけるに、ものかげわたりて、やう〳〵の事共いひて、其病やみにけり、かならず法驗ならねども、道達せる人の藝には、靈病も、恐をなすにこそ、

〔續世繼十敷島の打聞〕いづれのいつきの宮とか、人のまいりて、いまやうたひなどせられけるに、すゑつかたに、四句の神歌うたふとて、うへきをせしやうは、うぐひすすませんとにもあらず、とうたはれければ、心ときゝ人などきゝて、はゞかりあることなどや、いでこんと思ひけるほどに、くつくつかうながなめすへて、そめがみよませんとなりけり、とぞうたはれたりけるが、いとその人うたよみなどには、きこえざりけれども、えつるみちになりぬれば、かくぞいへりける、この事刑部卿とか人のかたられ侍しに、侍從大納言○成通と申人も侍しが、さらばことはりなるべし、

〔源平盛衰記九〕康頼熊野詣附祝言事

康頼、誘給へ少將殿トテ、精進潔齋シテ熊野詣ト准テ、岩殿ヘコソ參ケレ、○中略去夜ハ是ニ留テ、通夜法施ヲ奉二手向一、曉方ニ康頼歌ヲウタヒ、其終リニ足柄ヲ歌テ、禮奠ニソナヘ奉ル、サテチトマドロミタリケル夢ノ中ニ、海上ヲ見渡セバ、沖ノ方ヨリ白帆係タル小船一艘、浪ニ引レテ渚ニヨル、中ニ紅ノ袴著タル女房三人舟ヨリ上リテ、鼓ヲ脇ニ挾ミツヽ、拍子ヲ打テ、足柄ニ歌ヲ合歌タリ、

〔類聚名物考樂律二〕郢曲　えいきよく　詠曲俗

郢曲は西土の事によれり、郢と云ふ地は、楚國の都の名なり、その前にて諷ひ出せし書なれば、云かいへり、此方にても駿河舞曲歌のたぐひにて、俗謠の伊勢音頭、岡崎歌の類ひを云ふ、云かるを後世俗には詠曲と書り、郢字の目遠きによりてなり、京都將軍家比の記錄などには、多く詠曲と書り、是すべて歌謠の惡名となれり、

〔文選四十五對問〕對楚王問　宋玉

楚襄王問於宋玉曰、先生其有遺行與、何士民衆庶不譽之甚也、宋玉對曰、唯然有之、願大王寛其罪、使得畢其辭、客有歌於郢中者、其始曰下里巴人、國中屬而和者數千人、其爲陽阿薤露、國中屬而和者數百人、其爲陽春白雪、國中屬而和者數十人、引商刻羽、雜以流徵、國中屬而和者不過數人而已、是其曲彌高、其和彌寡、

〔歌儛品目 七上 詠歌協律〕郢曲朗詠ノ一名ナリ、然ルニ又外ノ歌謠ヲモ通ジテ呼ビシコトミヘタリ、文選鮑明遠翫月城西解中詩ニ、蜀琴抽白雪、郢曲發陽春、李善注ニ、客歌於郢中、故曰郢曲也トミヘタリ、客歌於郢中トハ、宋玉ガ賦ニ出タリ、郢曲撰要十八巻、正安三年沙彌明空ノ撰ノロシ、宴曲集等數部ヲ類聚セシモノナリ、〇中略　宴曲郢曲ノ一名ノヤウナレド、朗詠ノ類ニアラズ、一種ノ歌謠ニシテ、今ノ猿樂ノ謠曲ノ濫觴ナランカ、其義ハ宴遊ニ供スル歌ノ義ナルベシ、其辭ハ宴曲集、拾菓集、玉林苑ナド、今ニ傳ヘレリ、又濫酔カタノコトイフモ、コノ宴曲曲ノ類ヲサスニヤ、　猿曲宴曲ノ假借ナルベシ、後愚昧記ニ、水ノ猿樂、或猿ニ水白拍子トアリ、

〇按ズルニ、朗詠ヲ郢曲ト稱シタルモノハ、朗詠篇ニ載セタリ、

〔徒然草 上〕梁塵秘抄の郢曲のことばこそ、又あはれなる事はおほかめれ、むかしの人はたゞいかにいひすてたることくさも、皆いみじくきこゆるにや、

〔吾妻鏡 十四〕建久五年三月十五日丙子、將軍家源頼朝渡御于若宮別當坊、是別當法眼自京都招下垂髪、尤堪郢律舞曲、可覽其藝之由被申請之故也、有勸盃等、兒童施藝、

〔明月記〕建仁二年二月十五日、巳時許參上、〇中略申時如例遊女郢曲等了、早出不知其後事、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年〇文應元年正月廿日戊子、今日於御所中、被定早晝番衆、其內於壯士者、歌道、蹴鞠、管絃、右筆、弓馬、郢曲以下、都以堪一藝之輩、於時依可有御要、被結番定、

〔看聞日記〕應永廿七年二月三日、抑綾小路少將資興源宰相子息、但養子也、今日逝去云々、此十餘年令病氣、其體惘然狂氣也、仍不出頭一向蟄居了、遂以遠行、不便無極、源宰相家業無相續之人、體相公已及六十餘之間、縱猶子雖出來、音曲相續不定事也、郢曲可斷絕歟、爲朝爲家、驚歎無極、但道神有加護者、不可斷絕歟、

永享二年四月十九日、自仙洞被下御書、拜見之處、故源中納言(信俊卿)郢曲文書是ニ預申之由被聞食、洞院前内府有俊郢曲師弟之間、文書可披見之由望申、少々可被遣歟、可進之由被仰候、此事先年洞院與故源中納言、就文書事有確執事、於文書者一切不可免一覽之由申切云々、然間無左右可進之條如何之間、有俊ニ相尋可申入之由、御返事先申入畢、　廿六日、郢曲文書事、有俊姉妹ニ令申之處、故中納言遺言申置之間、洞院ヘ遣事不可叶之由申、然而勅定難默止之間敎訓畢、仍文書一兩卷進之、則仙洞ヘ進之處、時宜不快之趣也、所詮文書悉不進者不可叶歟、其子細重綾小路ヘ申遣、　廿九日、郢曲文書二合召出、仙洞ヘ進之、而本譜事猶可進之由被仰下、是ハ家重寶更無他見者也、可如何候哉、無理之仰也、　六月二日、仙洞文書一合被返下、是ニ可預置之由被仰下、一合ハ洞院ニ被遣畢、進請文云々、本譜事可召進之由堅被仰下、　八日、催馬樂本譜五卷(香表紙、呂三卷、律二卷、無奧書、)仙洞ヘ進之、有俊姉妹狀入見參、勅報洞院ニ被預遣者、可被召進請文之由被仰下、始終有俊可被返下事不定也、當道之斷絶不便事也、若又有俊成人之間、公方ニ可被召置歟、時宜尤不審也、洞院請文者不出之、可抑留所存歟、

〔綾小路俊量卿記〕五節間郢曲事

一丑日(帳臺出御)

帳臺試事、於子午廊(南上)有后町廊亂舞大歌了、阿音(三反)鬘多々良(三反)

びんた丶らをあゆかせばこそ、あゆかせばこそ、あきやうついたれやれ、ことうとう、(就早鬘多多良、五反)

(七反、相替也、)

万歳樂(自下鷹亂舞)

一寅日(叙位之議)

殿上淵醉事

令月三反〇興詠、中略、

今様

ヤ靈せむみやまの、ヤ五えうまつ、ヤちく葉なりとぞひとはいふ、われもみる、ヤちく葉なりと

もおりもてこむ、ねやのかざしに、ヤまろさゝん、

万歳樂自下臈亂舞

一於淮后御休廬推參事

思之津五反

おもひのつに舟のよれかし、星のまぎれにをしてまいらうやれ、こどうとう、うたふときはとんとうとう詠也、五反の說有之、

やれとはよびいだすこと葉、子はその人をさす歟、とんとハ富つ也、とつ五音相通也、

令月三反新豐二反〇中略

蓬萊山一反

ヤ蓬萊山ニハヤ千とせふる、ヤ万歳千秋かさなれりむや、松の枝ニハつるすくひむ、いはほが

そばにハヤ龜あそぶ、

万歳樂自下臈進御前亂舞

物云舞

一千世に万代かさなるは、鶴のむれゐる龜をか、

一椿のかげは八千とせ、松花の色は十かへり、

一みるにめでたき花のいろ、千とせの松にふる雪、

一豐年のしるしは、尺にみちてふるゆき、

一としのうちに咲梅紅にをひのうすゆき、
一ひかげの糸にむすぼゝれ、をみの袖にをく霜、
一御まへの池の鴨とりうは毛の霜のしろさよ、
一つゐたてみたれば、御はしの月のあかさよ、
一つゐたてみたれば、神のますうち野の森のかげのたかさよ、
一つゐたてみたれば、御隨身のもちたるたてあかしのしろさよ、
一つゐたてみたれば、衣かづきのおほさよ、
一つゐたてみたれば、舞姬のおほさよ、
一すさまじくいふなるしはすの月夜を、豐のあかりのひかりはめづらしくぞおぼゆる、

水猿曲（或說水白拍子）

水のすぐれておぼゆるは、西天竺の白鷺池、しむしやう許由にすみわたる、昆明池の水の色、行末久しくすむとかや、賢人の釣を垂しは、嚴陵瀨の河のみづ、月影ながらもるなるは、山田のかけひのみづとかや、蘆の下葉をとづるは、みしま入江のこほりみづ、春立空の若水は、くむともくむともつきもせじ、つきもせじ、

伊佐立奈牟（五反二反 時立座）

いさたちなんおしのかもとり、水まさらばとくぞまさらむ、

一御前試事、於昇廊（北上）有露臺亂舞大歌了、儀同昨日、
一御前召事、於朝所南面庇有之、（西上對座）
令月（三反）新豐（二反）鶴之群入（一反）
＋つるのむれゐる、＋まつ山に、＋千世にちとせをかさねつゝ、（む、＋）よはひは君がためなれや

む、あめの下こそ、十のどかなれ、

万歳樂不二肩脫一、自二下臈一進二御前一亂舞、物之學名謂也、自二下臈一氏名字申之、物云舞自二下臈一參進水猿曲　白薄樣

白うすやう、こせんじの紙、まきあげの筆、ともゑかいたる筆のちくやれ、ことうとう、五反七反相替也

〔二水記〕大永八年正月十九日、午後參內、御會始也、〇中略今日下官、〇藤原隆康發聲事雖レ令二固辭一、下冷稱二咳氣一頻故障也、黃門同故障、仍予勤之、臨レ期迷惑此事也、總別郢曲者可レ勵二稽古一事也、而近年歌道經歷人之外、傍若無人、仍平生無二沙汰一不レ可レ說事也、

〔撰要目錄〕夫當道の郢曲は、幼童のくちにすさみ、萬人の耳にさへぎるたぐひ、さま〴〵おほしといへども、愚老が撰あつむる曲、すべて其軸十まきをさだめ、其歌百のかずをきはむ、このうち二十餘首は愚作の外なり、すなはち其作者の名字を、たどる〴〵しるす、これ或は其命により、あるひはうた〻聞をよぶところ、耳にとゞまりゆへあるしなをさきとして、都鄙のもてあそび、ちまたの說をもきらはざれば、さだめてあやまりもあり、本說もおぼつかなく、うける事おほくして、後のそしりのがれがたかるべし、いはんやみづからもとめ、外をうかゞはざれば、はかなき筆のまよひおろかにして、なをつたなきあまり、あるかざし花に賦するおもひをのべ、あしびきの山の名を、うとき國までにとぶらひ、なを〳〵年中に行事、あさがすみてのどけき日かげより、霜雪のつもるとしのくれまで、あらゆる政につけても、君が御代をいはふ、すゞしき泉のふたつのながれには、たつた河、名とり河に、戀のあふせをたより、もしほぐさかきあつめたる中に、女のしはざなればとて、もゝさひも、いにしへの紫式部が、筆の跡おろそかにするにもにたれば、かるかやのうちみだれたるさまの、おかしくすてがたくて、なまじゐに光源氏の名をけがし、二首の歌をつらね、のこりはことしげければ、こゝろみなこれにたりぬべし、よりていま錄するところ、撰要目錄の卷となづけて、後にみだりがはしからしめじとなり、この外にいできたり、世にもてなし、

時にさかりならむ、末學の郢作よしあしのわきまへ、人のはぢにあはゞはれざらめや、

宴曲集卷第一（四季部）
春　花（藤三品作、明空調曲、）　春野遊　夏　郭公（漸空上人作、明空調曲、）　秋　月　秋興　冬　雪（洞院前大相國家作、明空調曲、）

宴曲集卷第二（賀部神祇）
祝言　嘉辰令月　宇禮志喜哉　優曇花　花亭祝言　不老不死　神祇

宴曲集卷第三（戀部）
吹風戀（月業作、同調曲、）　遲々春戀　戀路　龍田河戀（冷泉武衞作、明空調曲、）　袖志浦戀（權少僧都頓作、同調曲、）　袖湊　袖
餘波（或人作、明空成取捨調曲、）　源氏戀（或女房作、同調曲、）　名所戀

宴曲集卷第四（雜部上付無常）
樂府　伊勢物語　源氏（或女房作、同調曲、）　海邊　海路　海道上　同中　同下　羇旅　留餘波　行
餘波　無常

宴曲集卷第五（雜部下付釋敎）
朝　夕　年中行事（藤三品作、明空調曲、）　山（同前）　草　上下　心　顯物　酒　遠玄　閑居　閑居釋敎

宴曲抄上
熊野參詣（自京到住吉）　同二（自池田到藤代）　同三（自藤代御坂到切目山）　同四（自切目中山到瀧尻）　同五（自瀧尻山口到那山）　善
光寺修行　同次　道（花山院右幕下家作）　十六　雙六

宴曲抄中
郢律講總禮　三島詣　理世道　夙夜忠　文武（自或所被出、不知作者、明空成取捨調曲、）　朋友（同前）　山寺（同前）
松竹（同前）　名取河戀（冷泉羽林作、明空調曲、）　曉別（同前）　懷舊（自或所被出、不知作者、明空成取捨調曲、）

宴曲抄下

内外　筆德　狹衣袖　同妻　鷹德　馬德　靈鼠譽　船衣作、明空成ニ取捨一調曲　寄山祝

眞曲抄

對揚　遊宴　夢　無常　法華　釋敎　淨土宗

以上七首附新作三首

祝　薰物　雨

究百集

隱德　和歌自ニ或所一被ㇾ出、冷泉武衞作、明空調曲、　長恨歌　納涼　風　水自ニ或所一被ㇾ出、不ㇾ知ニ作者一、明空成ニ取捨一調曲、　十譯權少僧都賴慶作、明空成ニ取捨一調曲、　明王德自ニ或所一被ㇾ出、明空調曲、　君臣父子道法眼賴順作明空成ニ取捨一調曲　老後述懷

後伏見院御宇

正安三年八月上旬ニ比錄之畢　沙彌明空

いまはむそぢのあまり、つれなきいのちの程をもしらざるべきにしもあらねば、しづかなるすさびに身をかくして、ひたすら佛の御名をたのむよりほかはと、よろづをおもひすて侍しを、のがれがたうこゝかしこより、あながちにすゝめられしかば、なまじゐにうけひき、かみの目錄にこそもれ侍れども、なをざりにてやまむも、しかすがなるべければ、かさねてしるす、しかあれば、よその家の風に吹つたふることばの花の匂は、まづさきだちて、たをらまほしく、色にうつるかずもおほく、これをえらび、つたなきもとにさびしき老木に、のこることのはは、かつはふりはてぬるも、めづらしからず、冬枯の木末、まれに人にしられぬかくれがの、ふかき林にいはりをしめ、後にひろひあつむるわざなれば、拾葉集となづけ、卷をふたつにわかちて、上下といへるなるべし、

拾葉集上

南都靈地譽　同幷　巨山景（己足侍者作、明空成取捨調曲）　五節本（自或所被出候、明空成取捨調曲、）　同末（同前）　忍辱（自或所被出候、明空成取捨調曲、）　金谷思（自或所被出候、明空成取捨調曲、）　宇都宮叢祠靈瑞　瀧山等覺譽（熊野常住作、明空成取捨調曲、）　同

摩尼勝地（同前）

拾菓集下

梅（自或所被出候、高階基清調曲、）　磤城島（自或所被出候、明空成取捨調曲、）　遊仙詞（平義定作、明空成取捨調曲、）　蹴鞠（二條羽林作也、聊負調曲明空加取比、）

車（生覺作、明空成取捨調曲、）　袖情（明空作、基清調曲、）　旅別　雲（自或所被出候、同調曲、）　曹源宗（雲岩居士作、明空調曲、）　二閑提

後二條院御宇
嘉元四年三月下旬ニ比重加注之畢　沙彌明空

拾菓抄　調卷後日出來之、同追加入云々、

管絃曲（自或所被出候、月江成取捨調曲、）　文字譽（空圓上人禪林寺長老也、月江成取捨、高階基清調曲、）　仙家道（藤原頼光作、月江調曲、）　五明德（同作、月江成取捨調曲、入江羽林調曲、源正字、）　旅別秋情（月江作、曲同、）　曉思留記念（月江作、高階基清調曲、）　戀明哀傷（月江作、曲同、）　得月空

池砌　全身馱都德（同）　江島景（藤原頼光作、月江成取捨調曲、）　諏訪効驗（月江作、曲同、）

花園院御宇
正和第三三月五日重注之畢

別紙追加曲

源氏紫明兩栄花（月江作、曲同、）　琵琶曲（洞院左幕下家作、藤原助員調曲、）　聖廟靈瑞譽（月江作、曲同、）　同靈瑞起過　鹿島

靈驗（左金吾藤原宗光作、入江羽林月江相共調曲成取捨、）　同社壇砌（同前）　補陁落靈瑞（自或貴所被出候、月江成取捨調曲、）　同湖水奇瑞（同前）

巨山龍峯讃（月江作、曲同、）　同砌修意讃（同前）

玉林苑上

鶴岡靈威（沙彌唯心作、藤武衛頼光調曲、）　善巧方便德（月江作、高階基清調曲、）　永□寺勝景（月江作、同列戸部、宇石行時調曲、）　同砌幷（同前）

同、鹿山景（月江作、高階基清調曲、）　竹園山譽讃（月江作、曲調、）　同砌法寫經讃（同前）　象山謠（藤金吾二千石頼光作、月江調曲、）

紅葉興（藤原現光作、曲同）　同□德（頼光作、□□□作調曲、）

玉林苑下 附郢律講式　縱二出來一加レ之　仍次第不レ同

山王威德 法印忠覺作、藤原助員調曲、　背振山靈驗 待山僧密海作、月江調曲成二取捨一、　同山口 同前同　隨身競馬興 月江作、曲同、

同番口藝德 同前同　寢寤戀 月江作、左金吾春洞調曲、　屛風德 藤原親光作、曲同、　琴曲 月江作、左金吾春洞調曲、　餘波 藤原助員調曲

〔宴曲集一四季〕春

霞たなびく雲井より、春立けりな天の戶の、明る氣色も閑にて、鶯誘引春風、かすむとすれど淡雪の、下草は猶結れて、岩間の氷解やらず、爭か春の越つらん、不來の關の東路ぞよや、有間ほしきは梅が香を、櫻の花に匂せて、柳が枝に發てしがな、百千鳥木傳は、己が羽風にも亂ぬべき物をな、誰に仰てか、鳴音も絶せざるらん、八重欵冬、紫深き藤浪、汀になびく池の面、取々にてや覺り、ゑゐてや手折まし、おらでや插頭ましやな、三月の永き春日も、猶あかなくに暮しつゝ、

〔新儀式四臨時〕召二雅樂寮物師等一令レ奏二音樂舞等一事 付諸寺法會試樂、並召二試樂所管絃生一事、

若召二雅樂寮物師一御二覽舞一、並聞二食音樂一、前一兩日知二其音聲一、殿上公卿、奉レ仰書出可レ覽舞樂等一、下二給彼寮一、又藏人仰二內藏寮穀倉院一、令レ儲二饗祿事等一、當日藏人等、率二所司幷藏人所雜色以下一、供二奉御裝束事一、先撤二晝御座一、垂二母屋御簾一、東廂南第四間敷二毯代一、立二平文大床子御座一、孫廂南一二間敷レ疊、爲二親王公卿座一、又北廊內爲二雅樂寮頭以下樂人召人等座一、仙華門內南廊壁下殿上侍臣座、承香殿西簾下立レ鼓、處二打物一皆在二其間一南上西面 時剋著二御座一、大臣依レ召參上、爰伶人發二音樂一、王卿依レ次參上侍座、內藏寮給二王卿以下侍臣等饌一、侍臣益送、又賜二樂人饌一、藏人所雜色以下益送、御廚子所取二供御菓子干物一、計レ程供二御酒一、大唐高麗遞奏二舞樂一、或召二大臣於御前一、仰下優長舞幷絃管之輩預二恩賞一之由上、斯文、皆是延喜廿一年十月十八日例也、此年雅樂大允小子部百雄轉二任助一、大屬代有任二小允一、左兵衞大志大石岑吉任二權小尉一爲也、又王卿以下侍臣等堪二其事一者、陪二殿上一奏二管絃一、參議已上賜二御衣一各有レ差、寮頭少屬樂人召人物師等、皆給レ祿有レ差、延喜廿一年、頭參一條、允二人襖子各一領、屬并二分已上召人等各給二疋絹一、物師等皆給レ布、事畢入御、王卿退出、諸寺法會可レ被レ供二音樂一時、若有二試樂一、其儀亦准レ之、延喜二年九月廿九日、元慶寺會試樂、同四年三月廿四日、仁和寺圓賞會試樂、應和三年三月、雲

林院塔會試樂等也、又或只召二一兩人於階下一、令レ奏二其所能一、往々有レ之、又召二樂所生等一、有レ試二其習物一、其儀所別當并侍臣候二彼所一者、遂二行其事一、宸儀出御、付二御倚子一、敷二疊於下侍砌下一、爲二樂所人座一、東上北面以レ次試二其習物一、訖、賜二盃酌一、召二酒殿酒一、賞殿肴一、調二管絃一、或給レ祿、召二內藏寮絹一給レ之或不レ給、

〔殘夜抄〕第一、御遊に又品々あり、一淸暑堂の御神樂、二朝覲行幸、三主上御元服、四大臣大饗、五わたまし、六后宮の御產の五夜七夜、七東宮行啓、臨時客、里子の五十日百日等、宮々の御はかまぎ、なをもあるらめど、すがた同事也、

朝覲行幸、御遊やう〳〵なれど、もとよりさまおほやう只同じ事也、三獻をはりて御遊の具を置、比巴、箏、和琴、笛、笙の臺に笙、横笛、箏、篥、拍子を入て、やく人所作人の座籍に隨て、次第に置て後、始は雙調、調子の次第、まづ笙、次篳篥、次笛、ねとりて後、比巴の撥をあつべし、○中略其後調子間は、比巴箏思々に掻合せ引べし、笛の調子をはりなば、比巴はゆめ〳〵ひくまじ、調子の末にこめざまに、和琴にはことおこしといふ物あり、此頃は絕たるにや引人なし、又ことおこしなきには、すがゝきといふ物をすべきとかや、その雄拍子をきゝて、拍子を一うちをきて、催馬樂をば歌ふべきに、それも此頃をもはへたる人かたくなんめり、次第はまづ催馬樂、次樂うちませ〳〵すべし、此頃は定まりて、歌には、呂には安名尊新年、或作枝、但近來不レ歌レ之、美作、席田、樂には、鳥破急、賀殿急、律、伊勢海、或靑柳更衣、萬歲樂、五常樂急、三臺急、おほやうこれにはすぎず、此外させることなし、昔の事はふるき日記にあんめり、

淸暑堂御神樂の御遊は、みかぐら終りて後にあり、是も樂催馬樂呂律これらにかはらず、但近來淸暑堂御神樂に、或人めづらしき事せんとて、葛城といふ秘藏の歌をうたひたりけるに、其歌はつたはるべきことあるを、あしくうたひたりけるとて、とき人そしりけるやう、のがるゝ處なかりけり、めづらしき事は、かぎりある事にはせであるべきにこそ、○中略

大臣大饗、これも御遊の儀式、打任これらにはかはらず、それにとりて、母屋の大饗には、鷹山といふ歌をうたふべきとかや、それは源家にはあり、藤家にはなき歌にて、うちまかせては、一どうけ給りしも、安名尊にてぞ侍し、又律にも鷹子あるべきにや、

わたまし、これは未だ承らねど、それもたゞ御遊普通のにてあるべきに、此殿といふ歌をうたふべし、其外かはりめいとなきにや、樂にも必ず賀殿あるべきとぞ聞侍し、

后宮五夜七夜、これもいとかはりめなし、律になりて後、樂に長慶子を必あるべきとぞうけ給りし、○中略

臨時客、これは耳とほくて、いまだたちぎゝし侍らず、これはちとかはりめありて、朗詠などあるべきにや、

第二舞樂、これゆゝしく事こたい也、女房などあながちに志らでもあるべけれど、をろ〳〵は心えもすべし、これも品々あり、大嘗會、大法會、堂供養、同塔、常樂會、放生會、舍利會、朝覲行幸、内裏舞御覽、内宴、内裏樂所始、相撲節、社頭供日等、

大嘗會には、和歌所いはひの歌をよみて奉りたるを、風俗所に下して歌のふりをつけて、其歌のこはぶりに隨て、悠紀主基の樂人樂を作たるにて、左右舞人まひを作るべきとかや、されど此頃は、樂も舞も其歌によらず、思ひ〳〵に作りあひたんなり、樂はがく舞はまひといふたとへは、これよりおこるとぞ、ふるき人は申し、これは女房の身にいかでもありぬべけれども、かたはしづつかやうの事もきゝをかむために、をろ〳〵申をく、○中略

朝覲行幸には、定たる舞つねの事にて別事なし、供御のまいる時はまはず、みちきとて舞人はゐる也、供に立舞、内裏の舞御覽にはほこふりつれば、やがて左右の舞思々にあり、

〔狛氏新錄〕一御遊之事　禁中院御所同前

主上御所作、御笛、或御笙、或御箏、小御所簾中正面之御座、
一次攝家之大臣納言者、正面之御廣緣より北一之間御簾内之座著座、
一次清華之大臣或納言ハ、御廣緣疊之座著座、公卿何も同前、
一次殿上人落緣著座(簀ニ圓座)、
一次地下伶人御繼緣ニ著座、(簀ニ圓座)各衣冠
一極臈藏人等公卿之絃管、陪膳殿上人之管ハ各懷中、絃ハ兼而其座に儲置、
一樂所之奉行四辻家其座ヲ立、其日之音樂目錄、第一之大臣ニ而も納言ニ而も座上江被渡之復座、座上之自公卿殿上人、地下伶人迄拜見、當日音頭之伶人吹始若音頭、御所作亦ハ堂上ニ候得バ御吹始之事也、
一音樂目錄ハ、大高檀紙横折四辻家被認之、

平調

但壹越調、平調、雙調、黃鐘調、盤渉調、太食調、此六調子之內、何調子ニ而も、樂銘も時宜次第被仰出也、尤樂數五ニ而も七ニ而も、御目錄被載事也、

調子

調子ト有之候ハ平調ニ而候得バ、平調之調子、其外右六調子之內、當日音樂目錄次第、其調子ヲ吹申候、尤音取ト御書付ニ出候得バ、其時之調子之音取ヲ吹申候、六調子共ニ調子音取ト申候て、別段ニ有之事ニ候、

萬歲樂　樂拍子　又只拍子

樂ハ樂拍子(ガクビヨウシ)物(モノ)、早八拍子(ハヤヤヒヨウシ)物(モノ)、延四拍子(ノベヨヒヨウシ)物(モノ)、早四(ハヤヨ)拍子物、早只(ハヤタダ)拍子物、或序吹(ジヨブキ)、或大曲吹抔と申候而、吹分候事ニ候、樂拍子物ニハ必只拍子と申候而、同樂ヲ吹分候事、上古ヨリ之傳來ニ候、依之樂拍

子之音樂ニハ、樂名之下ニ樂拍子或只拍子ト、其譯程書のせ候事也、
三臺鹽急　合歡鹽　殘樂三反、又ハ五反、　林歌　陪臚　殘樂三反、又ハ五反、　夜半樂
郢曲　朗詠嘉辰、或何ニ而も其時ニ應ジ有之事也、又御遊ニハ必二星被仰出也、郢曲ハ樂七ニ候得バ、六之後有之候、次ニ樂一ツアリ、都合七ニ而相濟、五ノ時ハ四之後郢曲、次ニ樂一アリ相濟、

慶德

一七夕御遊ニハ、必盤涉調之音樂也、
一當日音頭殘樂打物以下之儀、堂上地下共ニ以書付被仰出也、
〔日本書紀 三神武〕戊午年八月、天皇以其酒宍班賜軍卒、乃爲御謠之曰、〇歌略是謂來目歌、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲巨細、此古之遺式也、
〔日本書紀 十五顯宗〕元年六月、幸避暑殿奏樂、會（ウタマヒキコシメス）群臣設以酒食、
〔日本書紀 二十九天武〕十年正月丁丑、天皇御向小殿而宴之、是日親王諸王引入内安殿、諸臣皆侍于外安殿、共置酒以賜樂、
〔日本後紀 二十嵯峨〕弘仁元年十一月乙卯、行大嘗於朝堂院、　丙辰、御豐樂院、悠紀主基兩國獻翫好雜物、奏土風歌舞、五位已上賜衣被、　戊午、宴五位已上、奏雅樂幷大歌、
〔日本紀略 一醍醐〕延喜二年九月廿九日壬申、召元慶寺舞童十餘人於禁庭覽其舞、
〔吉記〕承安二年四月一日、今日内有舞御覽、舞人著襲裝束、左二人賴實朝臣公時、右三人隆房雅賢等朝臣、公守舞万歲樂地久、泰平樂古鳥蘇、賀殿林哥、龍王、於御殿南庭有此事、公卿右大將按察使、花山院中納言等候御前、殿下御座簾中云々、
〔增鏡 八飛鳥川〕ことし〇文永五年正月に閏あり、後の廿日あまりのほどに、冷泉院にて舞御らむあり、〇中

略二月十七日に、又新院（後深草）富小路殿にて舞御らむ、その朝大宮院まづしのびてわたらせたまふ、一院（後嵯峨）の御幸は日たけてなる、冷泉殿よりたゞはひわたるほどなれば、樂人舞人けふの裝束にて、上達部などみなあゆみつゞく、（中略）万歳樂をふきて樂人舞人まいる、池のみぎはに桙をたつ、春鶯囀、古鳥蘇、後參、輪臺、青海波、落蹲などあり、日ぐらしおもしろくのゝしりて歸らせ給ふほどに、赤地の錦の袋に、御びは入てたてまつらせ給ふ、刑部卿の君、御すの内よりいだす、右大將とりて、院の御まへにけしきばみたまふ、胡飲酒の舞は、實俊の中將とかねては聞えしを、父おとどの事にとゞまりにしかば、近衞前關白殿の御子三位中將ときこゆる、いまだ童にて舞たまふ別してこの試樂よりさきなりしにや、内々白川殿にて心みありしに、父の殿も御簾のうちにて見給ふ、若君いとうつくしう舞たまへば、院めでさせたまひて、舞の師たゞもち、ろく給はりなどしけり、

〔園太曆〕貞和二年五月十五日、抑仙洞（光嚴）密々有舞御覽事、必令參可見物、如大臣著座不思寄之儀也、可候簾中之由、昨日以基隆卿有被仰下旨、是近日御寵愛左舞人葛榮息童明菊丸（俗名葛俊）幷同猶子童々丸（俗名葛延）等卿召覽云々、此間於御所施其藝及祿物云々、頗如田樂法師歟、遠不便候哉、予（藤原公賢）如此事元來不庶幾之上、永陽門院事卅ケ日中也、旁雖憚存、近日狃人議宛滿禁中洞中、頗違時議歟、然而若有勅問者、雖可申所存、無其儀、進獻諫諍、雖爲忠臣之節、不可被用之條存儲之上無詮、仍千万悉存、卷而懷畢、未剋許彼輩已參入云々、仍參洞中、（烏帽直衣、春宮大夫同車、布衣上括大夫侍三四人在共、又守賢朝臣伴之、）其後舞裝束已下不具事等有之云々、及申剋上皇出御、西面簾中依召予參簾下、今日參御本意之由有仰、

〔二水記〕永正十四年二月廿三日、御樂始也、（中略）午一點著衣冠令參内、先予（藤原隆康）花山院、菊亭、西園寺等參上、（被候鬼間、）未剋許出御簾中之由奉行示之、花山院以下（佇立傍緣、）次第著座、（各圓座、雖爲盛相一枚也、）重親朝臣、宗藤朝臣、橘以緒等一列之緣無座候由ニ候間、御湯殿緣ニ候、著座了置器、範久、範遠、橘以緒、藤原氏直

等役之、(氏直黨役)置器奉行起座授目錄於上首、卽退歸、(緣道狹、不置器物、已前授目六也、)次第披見之後、地下召人令見之、然後置音頭之人前、次御笙被遊調子之頭、次各應之、二句之末箏篥音取、次笛、次比巴箏如常調子了、樂次第奏之、郞君子之後朗詠二反如恒、音樂了、從下臈器物撤之後、自下臈起座、花山院、菊亭、西園寺等、可被候御前之由有仰、仍參進被候議定所、(南方東上、北西二帖、)三獻參、御陪膳帥中納言、手長右中辨秀房朝臣、(○註略)親王御方、中務卿宮等御前同、花山院以下言□重親、宗藤朝臣、範久、範遠等役之、此間堂上於鬼間各勸盃如常、(地下輩於陣座飲酒、)御前三獻之度、帥中納言爲酌有召、於臣下遠近共參進、了入御各退出、今日御樂無事珍重之由、以奉行各申入了、每年花山院申沙汰也、當年依有外樣申沙汰、今日無其儀、從御所沙汰也、仍不及數獻、(○散狀目錄略)

〔言繼卿記〕享祿五年(○天文元年)七月三日、從禁裏七夕。御樂御目錄可書進之由被仰出候間、書進候、則皆皆相催候、　平萬、(只)三急、五急、大急、小老鷄等也、

七夕可有御樂、可令參仕給之由、被仰下候也、

七月二日　言繼

四辻前大納言殿、(奉、)鷲尾前中納言殿、(奉、)源中納言殿、□(但不具子細候、隨分可致參之由可得御意候、)伯二位殿(奉、但不具可候間、得其致參勤、可得御意候、)四辻少將殿、(奉、)藏人式部丞殿、(所勞子細候間、加養性候、遲分可致參勤候由、可得御意候、)

地下へ

七夕御樂各可被參勤之由、可被相催候也、

七月三日　言繼

山井筑前守殿

七日、暮に參內御祝、五時分御樂始、二條殿下被參候、於議定所有之、時分出御、次予告之、先二條殿下簾中被參候、次各著座、次箏置之、所役殿上人長雅朝臣、藤原氏臣等也、次予目錄持參、笙前關白、(音頭)

年始舞御覽

伯二位、予、登秋朝臣、箏藥橘以緖、笛兼頭源中納言景長、箏□箏御所作、四辻前大納言、鷲尾前中納言季遠、太鼓景通等也、目錄平調萬歲樂、只拍子三臺急、殘樂三反、笙伯二位、篳篥橘以緖、一具、笛源中納言、五常樂急、太平樂急、笙予、笛□狀長、初面殘樂□云、小娘子、老君子、殘樂、笙前關白、笛源中納言、朗詠二星適逢慶德、次撤器□□先之起座、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年七月廿八日、あす、れんしの舞あるべしとて、がく人どもまゆらいさせらるゝ、くろ戸のまへにてあり、　廿九日、くろ戸の前にてれんしのまいあり、六つがいあり、左は萬ざいらくばとう、太平樂、げんじやうらく、りうわう、かんしう、右ゐんぎらく、りんか、きとく、こまぼこ、なつそり、長はうらく也、ちやうけいしにてたいしゆつ申、なら天王寺きやうのがく人ども廿四人まいる、三百疋づゝたぶ、ふしみどの、八條どの、どんげゐんどのなる、　十月三日、ならの樂人しゆ、春日の御まへにてぶがくし參らせ候よし申候て、くわんじゆ柿一折進上申、がく奉行ひろう、白銀五まい下さるゝ、

〔難波宗建卿記〕享保十四年九月廿六日、申云、明年堂上輩舞樂可有御覽之旨有御沙汰、堅固內々之義也、於當時者久無其沙汰、後水尾院御賀之時有之歟、其樣可有如何哉、殿仰云、於堂上之輩舞樂之、先石淸水臨時祭是也、其他御賀之時多有之、於舞人者可爲殿上人、所作人之座、古來多爲庭上、或構樂屋、今度於御覽者、尹宮定可有所作歟、於然者庭上如何、內々依有此御沙汰被勘之處難知者也、左右大臣於堂上被彈箏之事有所見、若可被准之歟、於執柄親王者未得所見、或公卿紘之輩、悉可爲堂上居、且地下樂人相交之事可有如何哉、此事於勘得者、早速內々可奏之由也、

〔後水尾院當時年中行事上正月〕十七日、舞御覽あり、淸涼殿東庭左右の樂屋をかまふ、ひさしに翠簾かけわたして御見物所とす、○中略樂所奉行二人舞の目六を持て東階に望む、左右の樂人二人階下に進みて、目六を給りて退く、振舞三折等常のごとし、宮門跡攝家方見物に參る、

〔樂家錄四十七舊例〕年始舞御覽附樂屋等圖

例年舞御覽正月十七日也、（此舞樂昨夜踏歌節會殘曲也）於清涼殿之前奏之、凡其定式舞臺隔御殿東階之前三間許構之、（西面、此處號櫻庭、大率用敷舞臺也、用高舞臺、圖在舞卷、舞初而雨降則構舞臺於軒廊奏之、自朝雨氣則延引、量仰日限、）樂屋自舞臺三間許退構之、（西面、横三間許、深四間許、但前一間半許爲管奏之座、後二間半許爲舞人裝束處、以屏風隔之、屏風之畫舞樂象也、是爲示衣紋之古法也、左右之間隔一間半許、）樂屋之前引幔、（交縫赤黒純子、以色糸繡爪紋、）左樂屋座上竭鼓末太鼓鉦鼓構之、右座上三之鼓構之、太鼓鉦鼓同左、（用高舞臺則用大太鼓大鉦鼓、而設之樂屋前、）左右樂屋之前立鉾之、（自樂屋外邊通三尺許內、去樂屋之前四尺許而立之、但厚七寸許之木彫穴以之爲臺、埋土而立鉾、）及剋限而出御于清涼殿、月卿者著座于御魂之間、（自始翠簾）捲雲客著座于長橋、而揭樂屋之幔、樂所各平伏、（此時於敷舞臺之上有鵜庖丁、高舞臺之時於階與舞臺之間有之、高橋大隅隔年役之、）而後樂處奉行著于階之南端簀子、而自懷中取出舞樂目錄、于時左右笛頭出樂屋二行進、經舞臺上參向、昇階半受之、（下﨟□末鞋、先左方受之而置之末廣上、庭上退立、但末廣不開也、右方加左受之、而二行並歸也、晴之時者樂行事二人持目錄、立于舞臺之半授之也、受之法如上、）而經本道歸于樂屋授之上首、上首披之次第傳拜覽之、至于頭取笛工取留之、畢而奏舞樂、先左右同音集會亂聲、次振桙三節、次舞樂五番或七番也、舞樂終左右同音奏長慶子一返、以爲退出音聲、（此音聲同入御、諸臈分散、）奏畢垂幔、樂人退散、而後賜天酒於樂屋也、

〔大江俊矩公私雜日記〕寛政十年正月十九日甲申、舞御覽也、辰剋參勤、一臈二臈卯半剋參勤、（著束帶、依有所役也、）四臈依便宜同剋參入、一臈二臈參仕、屆議奏、

一今日舞樂有胡飲酒催促使、一臈大江俊幹、舞人給祿、二臈丹波賴望等、兼日奉仰、各束帶參勤、先有內見、廣橋前亞相諷諫、其餘議奏各於南殿有指揮云々、

一四辻黃門、（公萬卿息、）羽林（公說朝臣）等各有申合、樂所窪甲斐守、（近壽、左方鞨鼓、）多上野介（忠職、胡飲酒舞人、）等、皆立會有內見云々、（進退之儀見奥、）樂所進退覺悟書四辻羽林被爲見、一臈亦進退備忘書爲心得、進四辻入一覽、（進退書亦各見奥、○中略）

一直渡御南殿南廂簾中御座、（出御之儀、女房沙汰爲內々儀、但於此殿有舞樂御覽之儀、依無便殿姑被用此殿由也、）樂舞被始、（南庭中央設舞臺、其南左右立大太鼓、承明門內左右廊爲樂屋、圖見奥、）四辻羽林於南階上給目錄於伶人、後先發音聲、次左右振鉾、了左方賀王恩、右

方仁和樂、次左胡飲酒也、先發亂聲、其後議奏廣橋前亞相有命、藏人一﨟大江俊幹降殿上、(入下戸、降沓脱、)四第一間引裾、青色袍束帯如常、不執笏、路頭尚引裾、著淺沓、)經神仙無名等門、出弓場殿第三間、經舞臺西向右樂屋南行、經右樂屋前舞臺後等東行、當左樂屋中央間程、巽面立定、(樂屋北凡二許丈、)小舍人所衆各一人、自殿上小庭路頭從行口居、其後小舍人山科從五位下紀伊守正甫在右方、所衆結城從五位上筑後守秀延在左方、各著衣冠單、左鞨鼓人近壽宿禰、(甲斐守、)自樂屋越溝進出勅使前、(其間五六尺、)藏人跪、(突片膝左、)微音仰云、胡飲酒速(久、其調コンジユトク、)伶人平伏、藏人仰了左廻經本路歸入昇殿、伶人出長樂門傳仰舞人後復座、(舞人有勸盃之儀歟、可尋知、)此間左樂屋吹亂聲不休、次舞人忠職(多上野介)舞胡飲酒了、(初出亂聲昇舞臺了吹止、次音取、次舞、先序、次破六反之間有舞手、又吹一反之間舞人退入、)先是議奏同卿、於便所渡給祿物、(白掛一領、)藏人二﨟丹波賴望執之、受命經西南簀子進出南階上、(添西欄向巽居、引裾、位袍束帯如常、)見舞人退入目之、舞人卽經舞臺東參進砌下、一兩手舞之、藏人見舞人、進來離舞臺頭、起添西欄降階、(先右足、每級如此、不歷階、是先座下足之儀歟、)自下五六級之時、斜降砌三級、到下第二級、中央行會被之舞人、亦砌下舞手了自階東端斜昇、第二級相跪給之、藏人被祿於舞人右肩了、(懸右肩者故實也、胡飲酒舞人左手執撥、仍懸右肩也、凡被祿事、笏已下有執物者、必懸無執物肩故實由也、)左廻以左手緣下裾、添西欄昇階退入、(先左足、每級如是、不歷階、)舞人給祿降階出砌下、又有舞手、且舞且拜退入云々、但此體不見及、

一殿上舖設之事、兼日榜頭均光朝臣有命、卯半刻出納小舍人所衆各一人出仕、事仕之、出納職厚依所勞不參、代小舍人生靜如常著束帶、小舍人正甫、所衆秀延、各著衣冠單出仕、是可從勅使也、

〔台記別記〕久安三年三月廿七日庚寅、今日、高陽院攝政具賀禪閤、(藤原忠實)○七十算、　廿八日辛申、殿上五位、持參御遊具、次敷召人座於南階西砌外、(東上北面、件座紫端疊也、殿下家司敷之、)地下堪管絃者、參著此座、(舞人正清仲、散位定元、濟定、式部丞藤原遠信、兵部丞藤原賴方、陸孫備章盛等也、)卽賜衝重、(役殿下家司、)勸盃、(國能、瓶子取又國、)次攝政被仰可召皇太后宮權亮爲通朝臣、備後守資賢朝臣、上總守季兼朝臣之由、爲通、資賢、卽參候公卿座末邊、季兼今日不參云々、同被召武藏守季行朝臣、又不參、因地下召人(賴方)吹篳篥、次奏呂律樂、(先雙調、(同名、席田、美作、鳥破急、賀殿急、)次平調、(青柳、万歳樂、三臺急、))歌、

皇太后宮大夫宗能卿、（攝政先□□新大納言伊通、伊通辭之、讓宗能卿望和琴）琵琶、左兵衞督重通卿、箏、禪閤、（左馬權頭顯定取之、歷公卿座前進御所、禪閤頻催讓、不丞約彈之、箏未在實子、先日禪公仰曰、有稱雙調之調、非常呂調、是格曲也、今度可彈之、後日禪公仰曰、無聞識此調之人、伯牙絕絃之由也、嗚呼哀哉、又仰曰、遊興之間、須出實子、而日腳猶未傾、老顏可招嘲、因之不出、）和琴、新大納言伊通卿、笛、權大納言宗輔卿、（先日申請院御笛甘竹、插腰被參云々、好過之甚已、）笙、左大將雅定卿、（件癖、先讓予、予固辭、）篳篥、兵部丞藤原賴方、絲竹興欲終、賜予（〇藤原賴長）以下祿、（自下臈賜之、攝政不預祿、殿上四位五位取之、）公卿起座、

〔源平盛衰記　三十二〕福原管絃講事

二位殿（〇平清盛室時子）又人々ニ被仰ケルハ、此福原ハ故入道大相國（〇平清盛）ノ、サシモ愛シ給シ所也、魂魄モ定テ此ニコソ住給フラメ、今夜バカリノ遺（ナゴリ）也、西海ニ出ナン後ニハ、再ビ爰ヲ見ン事モ有難シ、亡魂モ如何計カハ哀ニ思召ラン、且ハ最後ノ別也、且ハ最後ノ弔也、入道ノ爲ニ、管絃講行給テ、後生ヲ弔給ヘト被仰ケレバ、大臣殿尤可然トテ、先故禪門ノ墓所被參、（〇中略）御所ニ歸、佛懸奉ナンドシテ、管絃講ヲ被始ケリ、右衞門督清宗、讃岐中將時實ハ簫ノ役、薩摩守忠度、越前三位通盛ハ笛役、左中將清經、淡路守清房ハ笙ノ役、和琴ハ丹後侍從忠房、羯鼓ハ若狹守經俊、鉦鼓ハ平大納言時忠、方磬ハ平中納言教盛、太鼓ハ内大臣宗盛、琴二挺、琵琶三面、簾中ノ役、辨局大納言佐殿ハ琴、普賢寺殿北政所、帥佐殿、内侍局ハ琵琶ノ役、法勝寺執行能圓、中納言律師忠快ハ伽陀ノ役、經誦坊阿闍梨祐圓ハ式役、二位僧都仙尋ハ法華經、タエ〳〵ニコソヨマレケレ、

〔絲竹口傳〕管絃講之時次第

先大鼓、次ニ羯鼓、次ニ笙、次ニ横笛、次ニ篳篥、次ニ琵琶、次ニ箏也、是ハカシマシキ物ヨリトヾメテ、次第ニ面白クヤサシキ物ヲ殘シテ、遊ブナラヒ也、笙モアマタアリ、笛モ數多シテ吹キ、彈物數多アルニハ、初心ノ者ヨリトヾメハジムルナリ、箏モ數多アラバ、上手一兩人ニ殘シアツルベシ、兒女房ナンドヒカバ、ソレヘモテナシアツルベシ、サレバ箏ハ易カラズ、大事ノ物也、能々沙汰有ベキモノ也、モシヒキヤマンドセントテ、篳篥ニテモ笛ニテモ琵琶ニテモ、樂ノ末ヲ吹、

若ハヒキモセバ、今一反セヨト心ヘテ、猶一反ヒクモノ也、

〔木師抄〕管絃著座次第

琵琶、箏、和琴、笙、横笛、但行道時、横笛白笙前立、篳篥、方磬、鞨鼓、鉦鼓、一鼓、二鼓、三鼓、

〔舞御覽記〕行幸は三月〇元祿三年三日ときこえしが、先中宮行啓にて夜あけて四日の朝ぞ行幸〇後醍醐行ニ幸藤原公宗第はなり侍し、その日は前の右のおほひまうちぎみなどまいらせ給て、左少辨宗兼朝臣におほせて、樂屋の料理などせらる、舞は五日ときこえき、康保二年の花のえんに同日に侍れば、かの例をうつされけるにや、されどその日は雨くだりて、舞はとゞまりぬ、北殿の小五月の御所へなりて御習禮あり、少納言少將家房朝臣束帶につぼやなぐひおひてまふ、御所は御比巴あそばさる、宗兼朝臣もちて參、前右おとゞこれをとりて、御まへにまいらせらる、比巴大納言二位殿前右のおとゞ、笛景光、景朝、景茂、笙宗兼、兼秋、篳篥茂政つかふまつる、箏治部卿播磨内侍たかさごと聞ゆ、地下の舞人北のおちひさしのうへにこうず、御樂万歳樂、地久、太平樂、狛桙、嘉殿、長保樂、甘州、林歌、陵王、落蹲、このうち万歳樂、嘉殿、甘州をぞ家房朝臣まひける、二條前殿、侍從中納言、御子左中納言著座なり、〇中略六日辰時に集會の亂聲、巳時にことはじまる、玄ん殿のはしの間を御所の間とす、〇中略地下の樂人は、御はしの西の高欄のきは、猫垣に候ず、景光、脩秋、兼秋、宗秋、龍秋、景朝、景茂、則秋、茂政、末景、茂光とぞきこえし、樂屋には舞人ばかり祗候す、左には季眞、行政、光榮、康眞、眞仲、葛榮、行重、近榮、諸葛、右には忠有、久春、忠脩、久經、忠良、久俊、忠右、久脩、久藤、忠春なり、〇中略まひは万歳樂よりはじまりて、納蘇利まで十五帖に侍しやらむ、そのうちいづれの曲も、常の事に侍れば、めにもたゝず、青海波は物語のおもかげも思いでられて、ことにめとまり侍き、〇中略春日もやうやうくれかゝるほどなれば、舞の次第をみだりて、まづ陵王をさきだてらる、荒序のゆへなるべし、源宰相中將たちて、御念誦堂にて裝束をあらためて、樂屋にわたる、そのあひだ左少辨宗兼參て、

まん殿の御座の間の御簾をあぐ、○中略宰相中將いりあやの程、はしの間をすぎて退き、かへる時季貞を御使にてめしかへさる、よて更にすゝみ舞、前關白殿、西の御簾のもとにて祿をかづけらる、○中略いさゝか一曲を舞て、勅祿を萬榮につたふ、○中略次に源中納言採桑老を舞、おなじく祿をかづけらる、○中略八日、法水院のまへの御つぼにて、又にはかに舞御覽あり、景繁うけ給て、そりはしより東に樂屋をまうけて幔をひく、蘇合一具、けふは四帖のたゞ拍子あり、地久、賀殿、長保樂、太平樂、新靺鞨などあり、舞人土御門宰相中將家房朝臣、季具、右に久經、久利、久脩、久藤など也、けふは源中納言胡飲酒をまふ、中將敎宗藏人清藤康統おほせをうけ給はりて、三度のめしあり、舞おはりて祿をたまはる、○下略

〔聚樂第行幸記〕暮はつる儘に、○天正十六年四月十四日、後陽成行幸豐臣秀吉第一おほとなぶらかゝげそへて、御遊とぞきこえける、

御人數十四五人、一番五常樂、二番郢曲、三番太平樂、
一さうのこと　御所作、其外一條殿、四辻前大納言、庭田中納言、四辻中將、飛鳥井中將五人、
一琵琶　伏見殿、菊亭右府、同三位中將三人、　一笙　大炊御門大納言
一笛　伯三位、五辻左馬頭兩人、
一郢曲　四辻前大納言、持明院中納言、發聲也五辻左馬頭三人、
德是北辰椿葉陰二改、尊尙南面松花色十回、此句を朗讀し給ふ也、色々の調の中について、主上の御つま音、こと更にこそきこえけれ、○中略
四日め十七日

舞御覽

一番萬歲樂　二番延喜樂　三番太平樂　四番狛桙　五番陵王　六番納蘇利　七番採桑老

八番古鳥蘇　九番還城樂　十番拔頭

樂奉行は四辻大納言、左右樂屋に五間の幕（瓜紋有）樂屋のまへに大太鼓あり、かつこ、ちやうこ、ふゑ、笙篳篥、調子を取て先亂聲をふき、振桙を始てより萬歲樂にうつる、（中略）長慶子にて吹おさめ退散也、

〔大猷院殿御實紀十一〕寬永五年六月朔日、西城にて舞樂御覽あり、振鉾三節（狛近元、秦兼秋）、左方東遊（狛近音、近正、行時、豐原信秀）、安摩二舞（狛友安、近元、國時、則實）、賀殿（狛友安、近慶、近正、近盛、近長、友久）、太平樂（近元、近長、友安、近慶）、拔頭（芝葛直）、喜春樂（友安、近長、近元、近慶）、散手（近元）右方延喜樂、古鳥蘇、採桑老、林歌、新靺鞨、崑崙八仙、貴德、退出音聲長慶子、家門諸大名見る事ゆるされ饗せらる、こは日光御神會によて、京よりまかりし伶人拜謁のため、江戶に來りければ、にはかに此事命せらる、よて別に舞臺を設るに及ず、猿樂舞臺を用ひらる、　五日、本城にて舞樂御覽あり、振鉾三節（狛友安、秦兼秋）、左方迦陵頻（狛近音、近正、豐信秀、狛友久）、萬歲樂（友安、近盛、近慶、近正、友久）、桃李花（同上）甘州（友安、近長、近慶、近正）、北庭樂（友安、近長、近慶、友久）、感城樂（近元、近長、友安、近慶）、陵王（近元）右方胡蝶、蘇利古、登天樂、還城樂、狛桙、胡德樂、納蘇利、退出長慶子、

〔御日記〕寬文三年五月十三日ニ、伶人ノ舞ヲ被仰付、辰ノ下刻御白書院ヘ出御、下段東ノ御次ノ間ニ御著坐、御譜代大名衆御詰衆一同ニ御目見終テ舞樂始ル、

振鉾三節

萬歲樂六人　延喜樂六人　散手一人　貴德樂一人　太平樂四人

狛桙四人　拔頭一人　還城樂一人　甘州六人　胡德樂六人

安摩二人　新靺鞨二人　打毬樂四人　崑崙八仙四人　春庭樂四人

林歌四人　陵王一人　納曾利一人　退出長慶子

〔續視聽草二集二〕水烈公柳營管絃之記

柳營管絃之次第

文政六年癸未三月二日、於柳營有堂上管絃之事、去年壬午三月一日、轉任于大樹〇徳川家宣從一位左大臣、右大將公〇徳川家慶内大臣、儲府並任大臣、自鎌倉以來所未聞也、於是遵鹿苑院殿〇足利義滿之故事、被賜大饗御遊之□云々、前月二十八日、勅使院使并管絃之公卿殿上人及伶人到著饗客館如例、三月朔日被聞食勅諚、二日管絃也、前日紀伊宰相齊順卿、田安中納言齊匡卿、同右衞門督高莊卿、一橋兵部卿齊禮卿、淸水式部卿齊明卿賜直衣、予〇徳川齊昭亦預之、命曰、近日於營中有管絃、宜著此衣、依而賜御物且冠、以吉可著御召之紫紋旨被仰下之、紀伊大納言治寶卿、尾張中納言齊朝卿、依在食國可有追賜之由、早旦出邸、雨頻降、道路苦土泥、辰剋登城、紀伊宰相齊順卿共參入畢、巳剋勅使院使管絃之人々參殿、卽時被行儀式、〇中略大樹内府公坐給于黑書院上段、〇中略花園美作權介實路朝臣出坐、高家披露各退、廣間東端殿著陣、此間雅樂人廣間南廣緣昇階列居、四位五位各束帶、三管用袋、家禮不似晴之御遊、無用之例不知其故、

京方

笙　多近江守忠堅　笛　山井伊豫守景和　笙　多大和守久敬　篳篥　安倍玄番權介季良

篳篥　安倍肥後守季隨　同　安倍大隅守季德　笙　豐隱岐守文秋　笛　山井左近將曹基壽

南都方

篳篥　窪甲斐守近義　笛　奥丹波守好古　同　上右近將監近興　同　辻左近將監高擧

笙　辻豐前守則是

天王寺方

笙　林日向守廣好　同　薗淡路守廣勝　同　林杢助廣濟　篳篥　東儀出雲守季邑

紅葉山方

東儀隼人祐季蕃　山中内藏助景富　東儀將曹元鳳　多縫殿助忠彬　東儀越中守季城

余、紀伊宰相齊順卿、西疊緣著陣、○中略五位朝散大夫從序列座、大樹内府公坐給于上段、田安中納言齊匡卿以下著坐于御後、廣橋胤定卿、甘露寺國長卿、冷泉爲訓卿、一之間東面著坐、有篤行不知其故、或有端疊之儀歟、德大寺實堅卿、四辻公萬卿、同公説卿、綾小路俊資卿、同有長卿、持明院基延卿、一之間西面著坐、花園實路朝臣、南内緣著坐、上段捲給御簾、公卿殿上人地下各拜伏、中奧小姓大岡土佐守忠雄持琵琶進置實堅卿之前、岡部因幡守長富持和琴進置公萬卿之前、渡邊甲斐守輝綱持箏進置公説卿之前、小笠原長門守長恆持箏進置有長卿之前、中奧番大澤主馬位豐持琵琶進置實路朝臣之前、中奧小姓衣冠、中奧番抱綠、深皆自東端殿歷南内緣入一之間膝行退如式、實堅卿之琵琶銘白雨、公説也、箏銘時雨、實路朝臣之琵琶銘波龍、公萬卿之和琴、有長卿之箏無銘、余不熟觀之間人面記耳、

呂雙調調子無御遊之音取、不知其故、

穴貴　鳥破只拍子　席田　鳥急殘樂　胡飲酒據永德元年之度當也、俄取加之例歟

律平調調子

萬歲樂只拍子　伊勢海　五常樂　音頭安倍季良　豐文秋　山井基壽

殘樂　窪近義　奧好古　林廣好

呂律之間有中立、徹樂器稍有故云々、樂畢而徹絃如出時、同朋徹伶人之焙爐、此間紅葉山之伶人退去、經庭上入御東寄之後、席上賜祿各有差、○中略此裏上段垂給御簾、公卿以下祿懸肩退去、公卿殿上人者板緣、伶人者庭上、賜饗于各所、及慶賀謝思之様如常儀、故略歸邸迄黄昏挑燭之時、凡今日之儀可謂千秋一遇、珍重々々、萬人之美談也、何究余筆端耳、四日御答、五日饗宴如常、

〔明應六年記〕正月一日、晝神事如例、樂所奏音樂、壹越調　二日、晝御神事如例、樂所奏音樂、平調　三

日、晝神事如例、樂所奏音樂、盤渉調　四日、御神事如例、自今日者、樂所不參也、先規之上者勿論也、
十一日、今日旬御神事如例、○中略　樂所奏音樂、仍二御殿旬直會下行樂所畢、　廿一日、今日旬御神事
如例、○中略　音樂等如先々、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年十月三日、ならのがく人しゆ、春日の御まへにて、ぶがくし參らせ候
よし申候て、くわんじゆ、柿一折進上申、がく奉行日ろう、白銀五まいくださる、

〔嚴島圖會五〕祭禮并年中行事禱祀故事

正月○中略　二日、巳刻兩宮御供、　式元日の如し、大宮にて萬歲樂、延喜樂等の舞樂あり、○中略
同日○三日　兩宮御供、　式前の如し、太平樂、狛鉾、胡德樂、陵王、納蘇利等の舞樂あり、○中略
五日、禁裏御祈禱、
一に天下御祈禱といふ、寅刻上卿已下諸祠官內侍等出仕、兩宮に於て神樂及び供僧の勤行あり、
また振桙、甘州、林歌、拔頭、還城樂、長慶子等の舞樂あり、○中略
十七日、管絃講、
一に十七夜講と稱す、大宮御前に於て、供僧は終日法華經を誦讀し、伶人は樂を奏す、甘州、五常樂、
皇麞、太平樂、鷄德樂なり、十二月十七日には客人宮にて行へり、○中略
六月○中略　十七日、夜船管絃、
十六日の夜、御船三艘を御池にならべ、座をつらね、竹にて藩を結び、屋形を作り、さまざまの彩花
燈籠を懸く、これを御舟組といふ、十七日申の刻、大鳥居の正面より乘出す、諸祠官座主供僧各裝
束をなし御船に候す、水主十四人、烏帽子素袍袴にて、その行儀最嚴重なり、是を御船泛(みふなうけ)といふ、か
くて伶官樂を奏し、衆僧伽陀を唱へ、地御前に押渡り、大建石の邊にて燈を擧ぐ、それより外宮鳥
居の內に御船をいれ、樂を奏し伽陀を引く、その後御船を廻らし、中流にて奏樂讀經して長濱に

かへし、惡美須社の前にてまた樂を奏し、大鳥居の内へ漕いれ亂聲を奏し、舌先并に客人社のまへにてまた奏樂伽陀あり、その後大元浦にいたりても奏樂伽陀ありて、終に御船を御池にかへす、この夜府下より御供船とて百餘艘をいだし、御船の行儀に隨ひて進退す、其粧ひ甚壯麗にして、舌端筆頭の盡すべきにあらず、およそ二階屋形、舳屋形を作り、金銀をちりばめ、珠玉を飾り、錦の上幕、綾の水幕、紅紫水上に飜り、燈花波間に漂ふ、比しも六月の暑き空ながら、凉風徐に來りて、萬人夏をおぼえず、或は舳に碇おろし、或は舸に棹さして、祭儀を拜見せんとするもの、海上に充滿して舳艫相啣けり、實に海西の大祭當社の勝事なり、六月閏あれば後の十七夜、神前にて管絃あり、俗にこれを居管絃といふ、〇下略

〔甲子夜話四十三〕修驗行智上京ノ還路、尾州ニ知ルベアリテ滯留ス、ソノ間見聞セシ事ヲ咄セシヲ書トム、〇中略

名古屋ノ三九ニ神祖ノ御靈屋アリ、ソノ東ニ天王社アリ、爰ヲ天王房、權限房ト云、四月十六日ニハ、神祖ノ御宮ノ前ニテ舞樂アリ、廻廊アリテ尤美麗ナリ、御宮ノ邊勾陳螣蛇四神ノ旗ヲ立、御門ノ外西ノ側ニ幄ヲ設テ樂屋トス、舞樂ハ振鉾、狛桙、陵王、奈曾利ナリ、

〔東遊記後編四〕舞樂

我國を神國といふ事、ゆゑなきにあらず、世間すべての事の古風殘れるは、多くは祭に見ゆ、殊に邊鄙田舍は物事質朴にして、其氏神などの祭禮といふもの最古雅なる事多し、越後國糸魚川に、彼地にて一の宮と稱する宮あり、實は一の宮にはあらず、天津社といふなり、每年三月十日祭禮なり、此祭小兒の舞といふ事あり、是を見るに皆古樂なり、舞の面杯古物多し、横笛太鼓を以てはやす事なり、音律に不拘、拍子計にて邊鄙の聲甚野調なり、舞はふつゝかならず、雅樂の趣あり、例年十二曲を奏す、この曲名、

佛會行樂舞

振鉾　小兒四人舞　　按摩　小兒面舞　　雞冠　小兒四人舞
拔頭　大人一人面舞　　破魔弓　小兒四人舞　　兒納曾利　小兒二人面舞
能拔頭　大人一人面舞　　花籠　小兒四人舞　　大納曾利　大人二人舞
太平樂　小兒四人舞　　退出陵王　大人一人舞

小兒は大抵十三四歲計の者を撰び集め、大人も例年舞覺えたる者、皆其一月も前より天津社の拜殿にて、每日拍子合せをする事なり、舞の手今樣の事をまじへず、昔より習ひ傳へたるまゝを律儀に守り來れる事ゆゑに、其古雅なる事甚し、何れの頃より始れる事にやと、所の人に尋しかど、さだかにしる人なし、三四百年前暫く斷絕せしに、此あたりの老婆一人、舞の手を覺え居て、中興せしといふ、三都の地繁華の所は、物事時々の盛衰ありて、殊に花街柳巷のはやり事に移され、新奇の事に走るゆゑ、大內の外には古雅なる事稀なり、是等の祭禮を、好古の士に見せまほしく覺へし、

○按ズルニ、神事ニ樂舞ヲ行フ事ハ、神祇部ニ散見セリ、

〔殘夜抄〕大法會、これ又女房の身いかにてもありぬべし、されど見物などの爲にきて、をろ〳〵きき聞くべきにや、事とゝのひてやうに隨て、其所へ行幸御幸、もしは長吏などいらせ給へば、左右樂屋亂聲して後、又亂聲して舞人桴をふる、まづ左、次右、次左右あはせふる、これをば蓮舞ともいふ、又三切の亂聲ともいふ、其後師子こまいぬ舞事もあり、菩薩、そりこあり、又鳥蝶もまふ、所に隨ひてやう〳〵あり、法會の舞とてあり、又供養の舞とも云、それはてゝ後に、入調と名けて、安摩二舞とて有、其後の舞は、何にても思々に、期に臨時に隨てあんめり、常樂會、放生會、天王寺、仁和寺の舍利會、醍醐櫻會、此等皆同體なるにとりて、常樂會は日本國第一の大法會、次には八幡の放生會也、

〔法勝寺供養記〕承暦元年十二月十八日甲午、被供養白河御願寺、○中略就法勝寺前一日、○中略庭前南構舞臺、舞臺四角立龍頭、懸綵幡、壇上東西、各幷立五間絹屋幄二宇、爲左右樂屋、○中略當日、○中略天皇入御西大門之間、雅樂寮著門外幄奏音樂、經講堂後、就御出御座所、次進物所供御膳、次左右樂人發亂聲、○中略巳剋、天皇御腰輿遷御金堂、此間船樂進奏○中略宸儀著御座、次公卿已下、著堂前座、此間亂聲、先新樂、次古樂、各一節、共一節、又師子出臥舞臺巽坤、次吹調子、一越調○中略打行事鐘、式部彈正相分參入、雅樂寮率樂人集立僧集會所幄下發音樂、安樂鹽、新古○中略僧侶到座前立、樂止○中略打金鼓、圖書寮勤之發音樂、十天樂次伽陵頻八人、胡蝶八人、菩薩十六人、各捧供花、二行相分經舞臺上、到御堂壇下、傳授於僧、樂止伽陵頻、胡蝶、次第著舞臺上草墪、先發樂、菩薩供舞、次伽陵頻供舞、畢打金鼓、樂人發樂、還杯樂○中略散花發音之時、樂人發樂、還河鳥東西相對、○中略定者、散花引頭、衲衆、讃衆、梵音、錫杖等、次第雁行、經金堂講堂舞臺等、東西大行道、左右師子分舞、次樂人行列、衆僧行道、○中略衆僧等出了之時、加錫杖衆末、樂人先列立東西樂屋前、衆僧著座訖、樂止樂人入樂屋、次打金鼓、樂人發樂、韶塵樂讃衆起座、登舞臺唱讃、音頭持鉢、自餘持花筥立、又樂止、先東寺、次天台、唱了又發音聲、北庭樂讃衆復座、樂止次打金鼓、樂人發樂、一弄樂梵音起座、登舞臺唱梵音、○中略諷了亦音聲、酒胡子退歸如前、次打金鼓、樂人發樂、鳥向樂錫杖衆起座、昇舞臺供錫杖、○中略畢又發音聲、白柱退歸如初、○中略導師呪願降高座、樂人發樂、宗明樂、新古就禮盤禮佛退出、樂人省寮相引退如入儀、次打金鼓左右互奏樂、左伽陵頻、萬歳樂、右胡蝶、菩薩、地久、輪臺、新靺鞨、納蘇利、日景已暮、夜漏屢移、○下略

〔增鏡七北野の雪〕四月○文永四年廿三日より院のうへ○後嵯峨は、又龜山殿にて御如法經あそばす、女院もかゝせおはしましけり、五月廿三日、十種供養の御經二部、淨土の三部經もかゝせ給へり、齋會の御ありさまはつねよりもなをいみじ、○中略盤渉調の調子を吹て、天童二人玉の幡をさゝげて、傳供ども次第にたてまつる程、鳥向樂を吹出したり、中島に樂屋はかざられたれば、橋のうへを樂人つらねてまいる程、院のうへも、いでさせ給ひて、傳供に立くはゝらせおはします御さま、いと

かたじけなくめでたし、關白殿、大おとゞ、左大臣、内大臣、みな傳供に志たがはせ給ふ、宗明樂秋風樂を奏して、くり返したるほど、おもしろき事、身の毛だつばかりなり、御前の御遊には、笙は公藤、通頼、房名、宗雅、笛は長雅、師親、相保、篳篥は實成朝臣、光顯、御琵琶は新院、今出川中納言實兼、富小路公成、箏は大納言の二位殿、院のうへ、このごろ又なき御めしうど、故入道相國の御女とぞ聞えし、又刑部卿、中宮の御母少納言、新兵衞、男には良敎の大納言などぞひかれける、〇下略

停音樂

〔律疏〕八虐

七日不孝、謂、〇中略、居二父母喪一、身自嫁娶、若作レ樂、〇中略八曰不義、謂、〇中略、聞二夫喪一、匿不二擧哀一、若作レ樂、

〇按ズルニ、喪中音樂ヲ停止セシムル事ハ、禮式部天皇服喪篇及ビ服紀篇等ニ散見セリ、

秘曲

〔書言字考節用集〕九言辭 秘曲ヒキヨク

〔殘夜抄〕第十物を秘すべき樣は、べちにいかになにをひすべし、ひすまじといふ事は、今はじめて申べきにあらねども、なべては比巴には三曲と申、その中にも啄木といひ、箏には水調調子、ゆかふ調子、かくてうしのおくのひせち、笙には大食調の入調、篳篥には小調子、笙には皇帝、團亂旋、師子、荒序など、なべて申、此外は猶奥ふかき樂、催馬樂など申は、なべての事なれば、きゝをよびて、誰も申めれども、中々細々の事に秘すべき事おほし、何よりは我道々の口傳こそ、よく〳〵秘すべしとぞおぼゆれ、又同物なれど、あまねく人の志りたる秘事よりは、さしもなき事のなかにも、人のいときゝをよばぬ事、能々秘すべし、又我道ならぬ事をも、その中の秘事をきゝをよびたらん事秘すべし、人の事をあさくすれば、我道もかろくなる、蘇合、万秋樂などにも秘事ありげに申めり、かやうの事は申さば、つきすまじければとゞめつ、

〔絲竹口傳〕箏ノ柱張次第〇中略

樂ノ中ニ四ケ大事ト云ハ、蘇合、万秋樂、皇帝、團亂旋是也、其餘ノ秘事ト云ハ、コレダニモ傳ヌレバ

皆ユルスモノ也、構テ是マデト思ベシ、〇中略

絃管秘曲

笛ノ秘書ニハ、皇帝、團亂旋、獅子、荒序、以上四ノ秘曲也、コノナカニ獅子ヲ以テ、最秘事トス、笙秘曲ニハ平調ノ入調、太食調ノ入調、篳篥ニハ臨調子、小調子、琵琶ニハ石上、流泉、啄木、楊眞操、是ヲ胡渭州ノ三曲トハ云也、箏ニハ撥調、由加見調子、千金調子、是等ヲ最秘スル也、古人云、琵琶ノ手ヲバ皆箏ニウツシヒカル、レド、啄木ヲバエヒカズ、箏ノ撥調ヲヒクコトナシ、是等第一ノ秘曲ナルガ故ニ、昔ハ凡十二ノ調子アリケレドモ、其曲ツタヘタルモノ僅ナラズ、孝博ガ習ニハ七ノ調子ツタヘタリ、林歌加利夜須ノ柱ヲバ、太食調ノ調ヲ以テ彈也、秘事ニテアリ、其故ハ狛壹越調ノ時ハ、箏ヲ太食調ノシラベニテヒク也、其柱ヲバタテナヲサズ彈ヲ以テ秘事ニスル也、其口傳ニハ以九合爲、爲ノ絃ヲスコシサゲ、斗ノ絃十ノ絃ニツガヒ、爲ノ絃ヲ斗ノ絃トツガヒタマフ也、是體ノ秘事ヲ書ツクル事ハナケレドモ書付ヲクモノ也、普通ニハ平調ノ柱ニ立テコソヒクトコソイヘリ、

〔樂家錄二十七口傳名說〕三管總爲秘事樂曲

凡三管總稱秘事之類者、春庭樂、只拍子之中當于六羯鼓之說、蘇合急返三返之說、萬秋樂一帖奏二返之說、輪臺青海波之吹渡矣、此餘可推類而知焉、

三管總爲秘說曲

稱秘說之曲者、萬秋樂六帖只拍子之說、陪臚五節樂拍子之說、甘州只拍子、喜春樂只拍子、蘇合四帖只拍子、萬歲樂只拍子二返之說、此餘可推類而知焉、此中解三箇只拍子曲者、蘇合四帖、甘州、喜春樂之三曲也、

三管總爲口傳曲

稱秘傳之曲者、皇帝、團亂旋、春鶯囀、蘇合、已上爲之四箇大曲、萬秋樂、皇麞、總六曲也、蓋此中萬秋樂、本準于大曲

也、皇麞曲、本中曲也、然準于大曲者、皇帝、團亂旋之二曲傳樂譜、相傳之統絕焉、自是以來以萬秋樂、皇麞之二曲足其數、用之四箇曲也、最萬秋樂素樂曲灌頂而重焉、

絃管各秘曲之名

鳳笙爲秘曲者調子也、其中以大食調之入調爲最一焉、

篳篥爲秘曲者、小調子、臨調子二曲也、常號小調臨調、而不呼子字也、

横笛爲秘曲者、獅子、伎樂二曲也、

箏爲秘曲者、搔調子、由賀見調子、千金調子三曲也、

琵巴爲秘曲者、石上、流泉、楊眞操、啄木之四曲也、

鼓類秘傳之曲

羯鼓爲秘傳者、八聲、及亂拍子等也、

太鼓爲秘傳者、荒序、蘇莫者之序也、

鉦鼓未考

輕重有之口傳之說

凡三管傳習之次第、先習唱歌、次拍子擊法、或遺譜法、既至于吹管者、音取、調子、樂曲、吹品、息入律聲可否、是等初聞之傳習也、然所作成而後不再曉之、則不可至于其關矣、蓋是等之中有口傳、積功久則自可知之矣、每管之口傳者可難曉之乎、其傳皆純粹之中純粹而不易口傳也、○中略

音樂全體口傳

音樂律聲大意、於律十二之中取五聲用之、其五聲之座位、一律相去與二律相去有之、蓋一律相去則聲和、隔二律則音節遠不知也、故加二變聲以用七聲、而各令隔一律、故其聲不奪倫如玉貫矣、是樂聲自然之妙也、或曰、今世樂工之長足所作故也、擧言雖上古何恥之乎、然間亦有失全體乎、其失初學得

教習傳授

知之乎、蓋是幼稚之時、專傳樂曲耳、而音樂之全體不語之咎乎、所謂失多在笛箏篥、可受師說焉、

○按ズルニ、音樂上ノ秘事甚ダ多シ、宜シク神樂、催馬樂、唐樂樂曲、及ビ樂器篇等ヲ參看スベシ、

〔禁秘御抄上〕一諸藝能事

第一御學問也、○中略第二管絃、延喜天曆以後、大略不絕事也、必可通一曲、圓融一條吉例ニテ、今笛代代御能也、和琴又延喜天曆吉例、箏同之、琵琶雖無殊例、可然事也、笙箏篥未聞、笙後三條院學給、箏篥不相應事也、音曲上古有例、堀川院內侍所御神樂之時、別有此音曲、鳥羽後白河御催馬樂、雖不窮其曲、已晴御所作云々、又後白川今樣無比類御事也、何モ只可在御心、笛堀川鳥羽高倉法皇代々不絕事也、但箏琵琶何劣哉、

〔樂家錄四十七書例〕始習之曲

天子者始習用万歲樂、(舊記曰、先只拍子三手計奉授之、)舊記曰、古聖王時鳳皇來儀而呼聖王万歲、乃摸其聲作万歲樂、因以此曲爲天子習樂之始曲云々、今按、文獻通考曰、鳥歌万歲樂舞、唐武太后所造也、當此時宮中養鳥能人言、又常稱万歲、故爲樂以象之云々、

諸家者始習用五常樂急、舊記曰、此曲象仁義禮智信之德制之、故又名禮義樂、以爲始習之曲云々、

御師範之略式

後圓融院御笙始、永和元年八月廿八日、御師範豐原信秋、(信秋老自勤之難、故英秋扶持之令所作之云々、)主上出御于朝餉、藏人右少辨俊任參進卷御簾、次中御門宰相宗泰卿著座、而後召信秋、(蓋中御門宰相隨于氣色、藏人辨仰之、藏人永行而召之、)參進于軒廊、(衣冠、打板上敷疊著座、)次英秋著座、(衣冠、信秋末座著圓座、)而中御門宗泰卿氣色于信秋、又信秋氣色于英秋、先奏平調音取、(器太子丸)次万歲樂、(只拍子也、始三句許吹之、)次主上同曲同詞三句被遊之、(御器生源寺)而後信秋英秋退出、

後光嚴院御笙始、延文三年八月十四日、御師範豐原龍秋、藏人左兵衛佐嗣房御奉行也、主上出御于朝餉、而嗣房卷御簾、次一條中納言參進著座御前、次龍秋參上于軒廊、(衣冠、打板上敷圓座著座、)而後先平調音取、

次万歲樂、〈只拍子也、始三句許吹之、〉次主上同詞被遊之、〈御器蠻繪〉而後龍秋退出云々、

後小松院御笙之始、明德三年十一月三日、御師範豐原量秋、藏人左少辨宣俊御奉行也、主上出御于朝餉、次室町殿著座、宣俊卷御簾半許乎、而後召量秋、參進于軒廊、〈衣冠圓座〉而室町殿被氣色、先平調音取、次万歲樂、〈只拍子也、三手吹之、〉次主上同詞被遊之、〈御器太子丸〉而後量秋退出云々、

寬文第十〈庚戌〉年四月廿八日甲寅、今上皇帝〈○靈元十六歲〉御笛始、出御于小御所、〈東面、翠簾不捲、〉御師範南都樂人上越後守狛近豐、〈四十八歲正五位下〉襲著衣冠、〈於樂屋著之〉至于巳下刻著于庇、〈敷圓座〉而後吹平調音取、次万歲樂、〈拍子二以後以六文吹止之、〉次主上同詞被遊之、〈無音取〉而近豐降庇之後、六位藏人持御太刀授之、樂所奉行四辻少將季輔朝臣、季輔朝臣著于階本給之、近豐而後召于御玄關、賜黃金壹枚畢、〈服部備後守役之〉

〈私曰、狛氏樂人御師範之例是始也、自是前柳原右中辨資廉朝臣、藪少將嗣章朝臣、習橫笛于近豐、而此兩人復奉授于主上、由是召近豐爲御師範乎、〉

〔樂家錄 二十七 口傳名說〕授口傳之時乞神文之說

或曰、音樂之道、爲君子之所作矣、本邦樂工至授口傳、乞神文者何也、曰神文者、此道不可疎、亦口傳之品、不可爲筆記之制禁也、所以其然、口傳之品々流布乎世、則雖初聞之人知其傳、然則止于此而無祕、是已而終不知至極乎、樂工之害在于此也、宜哉古人之制禁皆有故焉、愚聞記曰、南宮譜序曰、物以秘爲貴、故待價深藏、吾以希見重、故待人傳云々、又妙音院入道殿授小調於花山院兼雅公之時、以銀作盞、而甲上積金、爲蓬萊山之體、被進于寶枕云々、近世有相傳之事、雖弟乞之、不輒契之、令重積日步矣、又當授之期、弟必厚贈重禮、亦是古之遺法也、

〔胡琴教錄 上〕教學琵琶

又云、〈○師說〉初め師說をうくる時、必すよき日を用ふへし、秘曲を傳へうけんことに於ては、名ある日を用ゆへき也、いはゆる八月十五夜、九月十三夜、をよび七夕、端午、重陽、曲水宴等の日、以師自筆之書譜、又記年月日、其下に加判へし、或は私に記さん時の天氣、これすなはち年月をへて後、これ

を開き見て、必ずかの時を思出て、餘優心に浮ぶなり、

〔三内口決〕一馬太刀進物事

樂道郢曲等傳受候時、又有二此禮一、

〔三代實錄十五清和〕貞觀十年閏十二月廿八日丁巳、左大臣正二位源朝臣信薨、信朝臣者嵯峨太上天皇之子、源氏第一郎也、〇中略太上天皇親自敎習吹レ笛、鼓二琴箏一、彈二琵琶一等之伎、思之所レ涉、究二其微旨一、

〔三代實錄四十一陽成〕元慶六年三月廿七日己巳、天皇於二清涼殿一設二酒宴一、慶二賀皇太后〇藤原高子清和后四十之算一也、〇中略親王公卿皆悉侍レ宴、雅樂寮陳二鼓鐘一、童子十八人遞出二舞殿前一、先レ宴二十許日、擇二取五位以上子有二容貌一者一、於二左兵衞府一習レ舞也、

〔禁秘御抄中〕御侍讀事

堀川院御宇、樂人清任奉レ授レ笛、天暦御宇〇村上秀高例也、但如レ此管絃地下御師匠尤無レ由、同御宇、多忠方近方等給二神樂曲一、是不レ令レ絶レ家之故也、別儀歟、管絃一條院十一歲圓融院被二傳申一、然大貳高遠爲二御師範一、其後近例、堀川院御笛、備中守政長鳥羽院御笛、太政大臣宗輔後白川院催馬樂、資賢今樣、遊女乙前二條院琵琶、少將通能高倉院御笛、大納言實國院〇後鳥羽御笛、實敎予〇順德琵琶、定輔

〔樂家錄四十七舊例〕御師範之例

夫樂者協二邦國一和二神人一、故本邦自レ古使レ置二雅樂寮一掌レ之、然音樂本聖人所レ作、有二養レ性去レ欲之德一、故雖二天子一亦自修レ之、洎二其始習一之時、必召二樂家之中其業精者一師レ之、地下樂家以二音樂一爲レ職、故其道精故也、是本邦一故實也、古來地下之輩多候二于師範一之例、今略記レ之如レ左、其間闕不レ記者家記不レ全故也、

人王四十五代　聖武天皇箏御師範未レ考、

五十二　嵯峨天皇笛大戸清上、和琴、箏御師範未レ考、

五十四　仁明天皇號二深草帝一、笛大石峯耳、一本大戸清上、和琴笛御師範未レ考、

五十五　文德天皇號二田村帝一、箏御師範未レ考、

五十六　清和天皇號二水尾帝一、琵琶、笛御師範未レ考、

五十八　光孝天皇號二小松天皇一、箏御師範未レ考、

五九宇多天皇（號亭子院、笙豐原成秋、箏、和琴、琵琶、御師範未考、）
六十醍醐天皇（號延喜帝、琵琶、箏御師範未考、）
六二村上天皇（笙豐原有秋、同公元、笛大石宮門、琵琶、箏御師範未考、）
六六一條院（笛高遠卿、一本圓融院、）
六七三條院（笛藤大納言宗國卿）
七三堀河院（神樂歌多資忠、笙豐原時元、笛前刑部卿政長、一本後召太神基政秘曲被聞召、一本御笛樂人清任、）
七四鳥羽院（笛三條內大臣公敎公、一本京極大相國宗輔公、笛戸部清延、）
七八二條院（琵琶、箏御師範未考、）
八十高倉院（笛藤大納言實國卿）
八二後鳥羽院（號順德院、笛實敎卿、比巴御師範未考、）
九一伏見院（號持明院、琵琶御師範未考、）
九二後伏見院（琵琶御師範未考）
九三後二條院（笛御師範未考）
九四後醍醐天皇（笛太神景光）
九九後光嚴院（笙豐原龍秋）
一百後圓融院（笙豐原信秋）
百一後小松院（笙豐原豐秋）
百二稱光院（笙豐原幸秋）
百六後奈良院（箏四辻季經卿）
百八後陽成院
百九法皇（○後水尾）
百十本院（女帝（明正）箏四辻大納言季繼卿）
百十一後光明院（箏四辻公理卿）
百十二新院（（後西院）箏藪嗣季卿）
百十三今上天皇（（靈元）箏四辻公理卿、笛狛近豐、）
（右天子三十代、此中十一帝地下爲御師範、凡十五人手、）

〔中右記〕永長二年（○承德元年）閏正月四日、巳時許、正四位下行內藏頭兼備中守源朝臣政長卒、（年六十）是故播磨三位濟政孫、故參議資通三男、母故頼光朝臣女也、後冷泉院御宇初聽昇殿、經近衞少將民部輔、後任若狹、任中濟公文、任次第、任備中、兼內藏頭、今爲內弁院殿上人、傳累代之業、長管絃之道、寬治元年以來爲當時御師、常近龍顏、（○堀河）而從去年勞邪氣、今日遂逝去哀哉、

〔古今著聞集〕（六管絃歌舞）殿上の其駒は知たる人すくなし、（○中略）堀河院中御門右大臣（○藤原宗忠）にならはせ給ける時申されけるは、一說は誠に思召人あらばおしへさせ給て、今一說は敎へ給ふまじ

くば、さづけまいらすべきよし奏し給ければ、申旨にたがふべからずと勅定有て、兩說ながら傳
させ給ひてげり、嘉承貳年、崩御の後、右府人々にたれか彼曲習ひ給はりたると尋られけれ共、習
まいらせたる人なかりけり、おとれる說をも猶秘せさせ給けるにこそとて、悲涙をながされけ
り、中御門內大臣、子息大納言宗家卿、外孫同宗能卿に授られたりけり、六波羅の太政入道、（○平清盛）
島の內侍につたふべきよし、宗家卿に示されければ、歎ながら世にたがふならひ力およばで、
おとる說を傳へられけり、但他人に敎べからざる由を、まづ起請をぞか丶せられける、

〔敎訓抄〕四日記云、保延六年十月十日、行則始光時舞習安摩渡樣、散手破二返、青海波傳受了、
天養元季二月十二日、狛行則ハ光時ガ許ニ來テ、央宮樂ヲ桃李花（仁安二年比）ノ舞樣、春庭樂ノ秘說等ヲ習タ
リ、眞嫡男則近多年ノ間、光近ニ心ザシヲハコビテ、玉樹（渡切）秦王（諂鉾切）青海波詠習、（其證文在注家）ソレ
ヨリサキニハ、嫡家ノ外如此ノ曲シラヌ事ニテ侍シナリ、而ルニ文治平等院一切經會ニ、近衞殿
下御出アリシニ、則近一者ニテ青海波ノ詠仕タリケレバ、殿下左樂屋ノ行事（某）ニテ有御尋云、汝
家ニハ青海波ノ詠ハ無相傳由、者ヨリ聞食置處ニ、誰人ニ習ゾヤ、可申相傳被仰下タリシニ、更ニ
申ノブル方ハナクテ、傳テ候ト許ツブヤイテケル、（光近ガ相傳トモ、サスガニ申上デ閉口シテゾ侍ケル、）マシテ其以下ノ輩
ノ行貞季時達事ハオシハカルベシ、秘事秘曲名ヲダニモシラヌ體ドモナリ、以一ヲ可知万、多氏
舞人ハ紀氏ノ右舞ヲ習繼タリ、同節近ハ父近久ヲヲキナガラ、多景節ニ習、同好氏好繼ハ父好節
ノ存生ノ時、清原助成ニ舞ヲ習タリ、是皆世間ノ沙汰可尋、無人ノ中ニモ左右如此侍リ、樂人ノ中
ニモ、サルト僞タリ、樂ニ付申ベシ、コレラハ習ベキ父祖父ニソヒナガラ、他人ニ物ヲ習ハ口惜事
也、但諸道皆便宜ニヨルコトナレバ、トテモカクテモ侍ヌベシ、
又狛光近ガ妹女ノ舞ノ料ニ、大神是光ニ皇麞、五常樂習タリシヤ、多好方ガ央集近元ト申シ物ニ、
還城樂ヲ習タルト申サレキ、コレラ體ノ人ノイタレルハナンスル人モナシ、又ワロクモキコヘ

ズ、タヾ人ニシタガヒテ、尋モ問ベキヤ、カヤウノ事中々ニワキマヘタキ也、能々案ベシ、

〔親長卿記〕文明十六年三月廿八日、今日於禁裏有御樂、當年始云々 有曲、甘州、只拍子、去應永廿八年之後無之、今度若年之輩、俄相傳云々、頭辨笛同傳受、景益條々巨細不及注、後聞參仕之輩內雖令傳受、猶有不遂所作之輩云々、

〔宗綱卿記〕文明十七年九月廿二日、筑後守參、今度御樂來廿八日御治定云々、蘇合急三反說可有之云々、仍御傳受、此次急入之說ツイトヲリノ說三ケ條具申入、

〔樂書〕蘇合香

右一具第四帖第五帖只拍子等說々、所授與櫻町圖書頭秀正畢、

元和三年七月十七日　太上天皇花押

〔大猷院殿御實紀三十七〕寬永十五年二月二日、京伶辻伯耆、久保丹後、園左兵衛、日光山伶に樂曲相傳せしとて、銀卅枚時服二づゝ給ふ、

〔狛近信日記〕文政八年乙酉十一月廿二日

一尾州東照宮樂役舞入門、先達而願來候ニ付、傳授狀相認差下ス、

傳授狀之事

左方舞曲依懇望難默止、今般以家父之例、所令相傳于源利長、猥他言不可有之者也、

文政八年乙酉五月　從五位上右近衛將監狛宿禰近信判

正五位下左近衛將監兼豐前守狛宿禰則是判

岡村大吉殿○中略

傳

振鉾　散手　陵王

右者雖爲秘曲、依懇望難默止、今般以家父之例、所令相傳于源利長、他傳他言者勿論、雖爲一子、堅不可有直傳者也、

文政八――　從――判

正――判

岡村――殿

〔狛近德日記〕文化十三丙子歲六月四日子

一尾州熱田神職大原吉大夫、若山仁大夫、外ニ今度入門有之候、磯部伊織、鏡味殿雄等ゟ書狀到來、並誓狀差越之、

誓狀之事

一今度舞曲依神用御許容之儀相願候處、則預御相傳辱奉存候、

一御相傳之舞曲、御僉略存間敷候事、

一於猥席不可舞樂奏候事

一雖爲一子、全直傳仕間敷候事、

右之條々於相背は、日本大小之神祇可蒙御罰者也、仍誓狀如件、

文化十三年子四月　尾州熱田神職　鏡味殿雄　實常判

辻下野守殿

辻豐前守殿

〔樂家錄四十八類話〕古昔閉樂曲秘譜則下必敷簀者也、近世漸以用紙者爲善矣、古人敬道重物、近世人不信而輕物、故自無堪能之人也、凡簀之制以竹作之、其竹大五箇許圓削之、以紅絲或紫絲編之、其制大抵如簾、而四方以錦緣之、其大隨于譜也、

好音集 善音集

〔二中歷十一 三能〕管絃人

貞保時中　忠房博雅　雅信重信　寛朝淨藏　定方實資　朝成助信　公任雙調　信義信明　馬助遠理　爲光致光　長能至光　濟政資通　敦貞經季　信賴蟬丸

院禪

說云、貞保親王、南宮　大納言時中　大和守忠房　博雅三位　一條左大臣雅信　六條右大臣　重信　廣澤僧正寛朝　定額淨藏　三條右大臣定方　小野宮右大臣實資　朝成卿　助信中將　四條大納言公任　博雅太郎　雙調君　同二郎信義　同二郎信明　馬助入道　若狹守　遠理　山城守爲光　致光　長能　至光　濟政三位　兵部卿大貳資通　式部卿敦貞親王　少納言經季　民部大輔信賴信義子　會坂蟬丸盲者　西院供奉院禪笙

〔體源抄十一上〕帝王管絃御沙汰之事次第不同

聖武天皇箏　小松天皇(光孝)同　仁明天皇和琴笛　文德天皇笛　嵯峨天皇　清和天皇比巴笛　宇多天皇箏、比巴、和琴、　延喜(醍醐)箏比巴　村上箏、笙、比巴、　一條笛　堀川笛笙　鳥羽笛　二條比巴箏　高倉笛　後鳥羽比巴笛　持明院法皇比巴　新院今中院後サカノ御子、比巴事行弟子、　承和(仁明)笙　本院比巴

親王

致平親王笙　醍君子琴　泰明親王箏　敦實親王笛　貞保親王笛比巴　高明親王比巴　重明親王箏

女房

光明皇后箏　延長公主同　右子命婦　小一條女御箏　齋院女御同　五節命婦同　石川命婦同　兵衛命婦笛　馬內侍比巴

攝籙

昭宣公(藤原基經)笙　清愼公(藤原實賴)同　知足院後宇治(藤原忠實)比巴、笙、　京極(藤原師實)箏、笛、　猪熊(藤原家實)比巴　月輪(藤原兼實)同

後二條關白(藤原師通)同

大臣

信大臣(比巴、箏、笛、)　西宮左大臣(源高明)同　花園左大臣(源有仁)輔仁親王庭訓　本院左大臣(藤原時平)箏　小一條左大臣(藤原師尹)箏　大宮左大臣(俊家、箏、)　一條左大臣(雅信、箏、和琴、)　六條左大臣(源重信)　中院左大臣(笙、羯鼓)　常左大臣(笛)　實宗公(比巴)　太政大臣(公繼、同、)　太政大臣(公相公、同、)　久我太政大臣(通光公、比巴、○下略)

〔樂家錄四十七舊例〕武臣、神職、醫師、沙門、修音樂之舊例、○中略

武臣

攝津守源賴光、(多田滿仲嫡子也、笙豐原時忠傳之、)將軍伊豫守源賴義、(笙豐原時延傳之)將軍左馬權頭源義家、(賴義嫡子也、號八幡太郎、)刑部丞源義光、(賴義三男、號新羅三郎、已上三人笙、長豐原時光傳之、)刑部卿平忠盛、(笛、樂師未考)內大臣平宗盛、(羯鼓之役見爲)大納言平時忠、(鉦鼓之役見爲)中納言平經盛、(笛)中納言平知盛、(笛)三位中將平惟盛、(笛)三位中將平重衡、(琵巴)中將平資盛、(笛、傳之式部大夫雅盛、)從三位平通盛、(笛)薩摩守平忠度、(笛)若狹守平經俊、(大鼓)皇后宮亮平經正、(比琶)左中將平清經、(笛)平敦盛、(笛)淡路守平清名、(笙)侍從平忠房、(和琴)左京大夫平能方、(笛、傳之經盛、)伊豫守源義經、(笛)佐藤庄司元治、(比琶)佐藤四郎兵衛忠信、(琵巴)二階堂能登守知藤、(笙)征夷將軍源尊氏、(笙師範豐原龍秋)征夷將軍源義詮、(笙師範豐原英秋)左馬頭源基氏、(笙樂師同上)左兵衛督源義將、(笙樂師同上)征夷將軍源義滿、(笙師範豐原信秋)征夷將軍源義持、(笙師範豐原定秋)征夷將軍源義量、(笙)征夷將軍源義教、(笙)

神主

權神主津守經國、同長盛、同修理亮國助、(篳篥、安陪季茂傳之)同有基、同國冬、同國量、同國平、(篳篥、安陪季國傳之)同前大藏少輔國久、(已上九(九或八誤)人笛、且堪于大鼓、)鴨社司祐泰、(笙豐原龍秋傳之)同祐賴、(笙豐原忠秋傳之)

醫師

體源鈔曰、醫師之法、上師聞聲、中師見色、下師診脈知病、故醫師雅忠者習琵巴能彈之、是爲知音也云

樂書

云、此外未考之、

沙門

天台山慈覺大師、(承和年中入唐、傳習河島、)日藏上人、(朱雀院御子也、自天台万秋樂破傳來、)婆羅門僧正、(自天竺青海波、倍臚、菩薩、迦陵頻、万秋樂序傳來、一說万秋樂者、東大寺實忠和尙傳來云々、)沙門佛哲、(倍臚、拔頭傳來、倍臚見于上、未詳之、已上三人天度比之人乎、)

右四人自異朝傳來之人也、

興福寺僧圓賢、(笛、)僧仁命、(笛、)南都笙正院佛性、(吹笙、豐原利秋子也、)明暹已講、(笛、)廣澤僧正寬朝、(笛、)同僧正實朝、(篳篥、)

興福寺尾張得業圓憲、同淨觀坊、同儀操、大安寺僧行敎和尙、同安操法師、(已上五人所作不見于舊記、)

〔類聚國史 七十七音樂〕弘仁十年七月甲辰、正六位上上村主乙守授從五位下、乙守之男豐田麻呂善蟬歌、天皇悅之、授從五位下、豐田麻呂讓父、

天長五年二月癸丑、從三位藤原朝臣繼彥薨云々、性聰敏、有識度、尤精星曆、亦熟絃管、雖三爵之後、曲誤必顧之、　七年十一月庚辰、散位從三位藤原朝臣眞夏薨云々、性有俊詞、隨時容身、音樂之間、能盡其妙、大同初、預大嘗會所、造千功之標、調八佾之舞、可謂大樂之費、從此而起者也、

〔文德實錄 四〕仁壽二年六月乙卯、相模權守從四位下橘朝臣眞直卒、(○中略)眞直性善唱歌、仁明天皇殊所憐愛也、

〔三代實錄 七淸和〕貞觀五年正月三日丙寅、大納言正三位兼行右近衞大將源朝臣定薨、(○中略)定養長於深宮之內、未嘗知世俗之難、居家之事無所經問、往來溫雅愛好音樂、家庭常置鼓鐘、退公之後、必令奏而觀之、

〔神皇正統記 堀河〕此御門和漢の才ましましけり、ことに管絃郢曲舞樂のかたあきらかにましまします、

〔本朝書籍目錄〕管絃

梨園舊風一卷　東遊笛譜一卷〈奉勅撰〉　梁塵秘抄廿卷〈後白川院勅撰〉　龍吟抄　三五要略〈妙音院太政大臣藤原師長撰〉　三五要錄十二卷〈同撰〉　仁智要錄〈同撰〉　仁智要略〈同撰〉　糸管抄十卷〈北院御室御抄〉　殘夜抄〈孝道抄〉　類聚樂錄　類聚箏譜　桂譜　三五中錄十二卷〈孝時撰〉　宜陽殿竹譜〈大田丸撰〉　南竹譜〈貞保親王撰〉　長竹譜〈博雅撰〉　綿譜〈頼吉譜〉　懷中譜〈惟季撰〉　風俗譜二卷

催馬樂譜同　神樂譜二卷

〔仙洞御文書目錄〕一丙御文車　杉櫃〈○中略〉　一合〈絃譜中略〉○　一合〈樂曲雜秘○中略〉　一合〈御笛譜○中略〉　扇

御手箱一合〈三五要錄○中略〉　黑漆御手筥一合〈管絃〉

〔樂家錄〕〈五十雜篇〉絃管秘譜名目略

仁智要錄〈箏之譜也、撰者妙音院太政大臣師長公、〉　三五要錄〈琵巴之譜也、撰者師長公、〉　胡絃要錄〈箏具琵巴合一之譜也、撰者未考、〉　鳳管抄〈笙譜也、撰者豐原氏也、〉　息每譜〈笙譜也、撰者豐原、〉　蘆聲抄〈篳篥譜也、見于貞和年中中原茂政所記之譜、〉　蘆管譜及菫陵篁譜〈共篳篥譜也〉　竹譜〈亦名宜陽殿竹譜、横笛譜也、撰者和爾部大田麿也、宜陽殿名者、嵯峨帝御令置宜陽殿、故有此名、〉　綿譜〈横笛譜也、撰者王監物頼能御名王大麿也、此譜常以綿包之、故擧世名綿譜也、本宇治殿勤仕之人能吹横笛、故後為樂所預也、〉　絲竹譜〈箏與笛相交譜也、故謂爾、撰者知足院殿、○藤原忠實〉　南竹譜〈横笛譜也、貞保親王之御譜也、〉　長竹譜〈横笛譜也、撰者博雅三位、〉　懷竹譜〈横笛譜也、大判官惟季常此譜不放身、故時之人名之懷竹譜、〉　南宮譜〈貞保親王御所持ノ笛譜也〉　胡琴教錄〈琵巴之抄物也、撰者中原有安也、為信西之弟子也、孝道同代人也、〉　樂雜談抄〈琵巴之抄物也、撰者孝道、〉　夜鶴抄〈比巴之抄物、撰者孝道、〉　新夜鶴抄〈撰者同前〉　殘夜抄〈亦名迷路抄、撰者同前、〉　續教訓抄〈撰者狛朝葛〉　體源抄〈撰者豐原統秋、此區號稱豐原骨水抄之故名之云云、〉

右外雖有抄物略之

〔歌儛雜識〕樂書撰者

吾邦ニテ樂事ヲ記セルノ書數十部、カツテ別ニ其目錄ヲ輯錄シヌ、其中ニ於テ撰者一二考徵ヲ得シ者、コ、ニ記シテ他日ノ參考ニ備フ、

類箏治要、全部十六卷、太秦昌名跋文アリ、曰全七冊古傳之樂曲、諸家之秘說悉輯錄之、按據此書中語、皇朝八十九代龜山帝御宇弘長以後之作、彈箏之秘蘊實在此書、可秘可秘ト記セリ、而其撰何人ノ手ニ出ルコトヲイワズ、今按ズルニ、此編ハ中御門家相傳ノ書ナルニヤ、其徵スベキ者ハ彼書豐越調盜金樂ノ條下ニ云、曩祖大納言宗俊笛譜ニ云ト、曩祖トハ其家ノ子孫タル人ノ祖先ヲ斥スノ辭ナリ、ソモ宗俊卿ハ堀川大納言ト稱シテ、世ニ名ヲ得タマヒシヤンゴトナキ管絃者ナリ、笛ハ王監物賴吉ニ傳ヘ、(體源抄)笙ハ豐原時元ニ傳ヘテ其秘蘊ヲ竭シ、(古事談)總ジテ樂ノ故實ニ明達セラレシトイヘリ、(胡琴教錄)箏ハ父右大臣俊家公ヨリ相傳シテ、猶五節命婦ニ學ビ、又院禪ガ說ヲ受ケタマヒシトミヘタリ、(秦箏相承血脈)然シヲコレヲ其家ニ傳ヘタマヒシコトハ、秦箏血脈ニミヘタリ、又荒序相承次第ヲ考フレバ、荒序ハ其祖父堀川右大臣賴宗公ヨリ次第相傳シ、侍從宗有卿マデ連綿セリ、然レバ此撰モ其家ノ子孫タル人ノ、筆記ナルコト明カナリ、又其第四卷ヲ考フレバ、云予自嘉禎之昔日、至弘長之今時、未拋此藝、故作其圖而已ト云ニ據レバ、參議宗尹卿其子宗雄卿ノ、筆記セラル、所ナルニヤ、又其奧書ニハ、永仁二年六月、當卷手自點之、云老云病、以雖不耐其骨、於樂曲爲奧秘之間加點者也、但有僻事之以後本書點了、但於順々次第者、聊有續改事ト云ヒ、又永仁四年ノ奧書ヲ載セタルニ據レバ、其增補セシ所ハ、宗冬宗有兩卿ノ手ニナリシニヤ、(〇中略)

八音抄一卷、古ク傳ヘタル琵琶八面ノ事ヲ具サニ記錄シテ、猶琵琶製作ノ事ヲ載セタリ、群書類從ニコレヲ載セテ、其撰者ヲイワズ、今按ズルニ、書中師子丸ノ傍註ニ私物トアリ、承久中御琵琶合ニ、狛犬ハ孝定琵琶也、本名ハ獅子丸云々、孝道造改此琵琶、仍其音事外ニ心ツヨクナレリ、トミヘタルニ據リテ考フレバ、尾張守藤原孝道ノ撰ナルコト明カナリ、琵琶血脈ニ、妙音院相國(〇藤原師)長ノ御弟子ノヨシミヘタリ、

木師抄一卷、樂ノ故實ヲアラ〳〵ト記セリ、今按ズルニ、木師ト云フモノハ、木工頭ヲ云フナルベ

シ、是亦上ニミヘタル孝道ノ撰ナルベシ、木師ト云フコトハ、芳野吉水院樂書ニマヽミヘテ、コノ木工頭ヲ斥スノ辭トキコユ、以テ徴トスベシ、

殘夜抄一卷、是亦前人ノ撰トミヘタリ、木師抄ニイヘル所ト符ヲ合セタルガ如クニシテ、琵琶ノ七撥ノコトヲ記シタルガ、二書ノコトハ相同キヲ以テミルベシ、

樂臣類聚一卷、誰人ノ撰トモ知ルベカラズ、コレハ一ノ成書ニアラズ、尊卑分脈中ニ於テ抄錄シタル者トミヘタリ、好事ノ者ノシワザナルベシ、

〔群書一覽〕五管絃　仁智要錄寫本　十二卷　藤原師長

箏曲の書なり、卷首に太政大臣從一位藤原朝臣師長撰と志るせり、

首卷　箏案譜法　絃名　右手　左手

卷第一　調子品　壹越調　沙陀調　平調　大食調等

卷第二　催馬樂律　高砂　夏引　貫川　東屋　走井等

卷第三　催馬樂下呂歌　安名尊　新年　梅枝　櫻人等

卷第四　壹越調曲上　皇帝破陣樂　春鶯囀　玉樹後庭花等

卷第五　壹越調曲下　胡飮酒　河曲子　北庭樂等

卷第六　平調曲　三臺鹽　皇麞　萬歲樂等

卷第七　大食調曲　散手破陣樂　武昌樂　打毬樂等

卷第八　雙調曲　春庭樂　柳花苑　黃鐘調曲　小調曲等

卷第九　盤涉調曲　蘇合香　萬秋樂　秋風樂等

卷第十　同下

卷第十一　高麗曲上　新鳥蘇　古鳥蘇等

卷第十二　角調柱次第　箏卷絃口傳事等

此書第一卷より第十一卷までは曲調の譜本にして、絃の名一二三四五六七八九十斗爲巾を以てしるせり、〇中略

五重序寫本　一卷

管絃の書にして、濱主の作なるよししるせり、五重は毛皮肉骨髓の五なり云々、書中貞保親王記を引り、奥書に云、元祿四辛未歲十一月中旬、從五位下右近衞將曹大秦廣富書寫畢、

鳴鳳集寫本　二卷

作者つまびらかならず　大唐樂圖　釋名、白虎通、說文、潘岳笙譜等の說、古善吹笙者　渡本朝事　笙箏篥笛　高麗笛調子　琵琶和琴打琴箏等の調　撥合名　東遊　踏歌名　催馬樂　樂器名物　吹笙次第　始習笙事　付物事　十種供養伽陀事　朗詠事　御遊事　秘事　調子音取等の事をしるす

體源抄寫本　二十卷　豐原統秋

豐原の姓を字の旁にとりて、體源と名づけたる也、奥書に云、豐原統秋判云々、磧礫集に云、豐原樂人統秋豐後守、正四位下といふものあり、かたじけなくも後柏原院の御師範たり、又歌道も無手ならず、逍遙院實隆公の高弟なり、風流のものにて隱者なり云々、〇中略昔傳拾葉に曰、〇中略近來樂道の達者豐原朝臣統秋といふもの、亂世に生れながら、ふるき反故をあつめて、樂器の來歷を明して一家に傳ふ、それを體源抄と名づく、其書につまびらかなり云々、

胡琴敎錄寫本　二卷　琵琶の書なり、かなにてしるせり、

卷之上　敎學琵琶　取撥　差柱　撥音　諸調子品　十二律調　樂曲　催馬樂　師傳相承等十五條

卷之下　琵琶彈時用意　晴所作　樂屋琵琶　彈玄上用意　琵琶寶物　琵琶名所等二十四條、

每卷目錄あり、每條裏書を奧に志るせり、孝道云とあり、〇中略

樂譜要錄寫本　十五卷

卷之一より卷之七まで橫笛譜　卷之八より卷之十まで鳳笙譜　卷之十一より卷之十三まで箏策譜　卷之十四箏譜　卷之十五琵琶譜

卷末に從四位下遠江守秦宿禰昌名撰と志るせり、奧書に云、享保九甲辰年春二月淨寫了、〇中略又云、右三管二絃譜依家々之傳本選之、內有疑者疑曲暫闕之、以三方集會議定之上、可追加者也、

〔續日本紀十二聖武〕天平七年四月辛亥、入唐留學生從八位下上道朝臣眞備、獻〇中略樂書要錄十卷、〇下略

〔元亨釋書十六力遊〕釋永忠、京兆人、姓秋篠氏、寶龜之初、入唐留學、延曆之季、隨使歸、涉經論、解音律、善攝威儀、齋戒無缺、桓武帝勅主梵釋寺、弘仁七年四月滅、歲七十四、遺表上唐所得律呂旋宮圖日月圖各二卷、律管十二枚、塤一枚、

〔本朝續文粹八序〕管絃譜序　參議從三位行左近衞權中將藤原朝臣宗輔

夫樂者德之華也、非聽其鏗鏘而已、是以聖人之治天下、正律呂以辨四序、順陰陽以和五聲、雅頌之道繇之興焉、太上天皇羽〇鳥取俗之時、嬀賢謝韻、虞琴讓薰、雖遜尊位於汾水之陽、猶傳德音於咸池之曲、玉樓春宴、妙管調落梅之風、綺閣秋遊、繁絃撫幽蘭之露、於是聽覽之餘、勅臣而曰、世之所傳絲竹譜等、或師說廢以徒存其名、或秘說絕以多失其操、興廢繼絕非汝誰乎、宜抽來本勒爲一家、小臣敢奉叡旨、殊盡愚忠、考殿最於錙銖之閒、通旦忘寢、決是非於毫毛之末、涉年竟功、彼祭祀饗射之禮、登降飫讌之儀、尊卑音聲、必關供奉之者、定彼從此悉皆抄出、凡厥篇目具載于左矣、大唐本朝高麗林邑樂譜等也、上可以勸天地感神祇、下可以厚人倫導風俗、邦國之用、蓋在於斯者歟、臣平章忝任郎將備員職同蘇逃、久持陸敎之節、才異吳札、更感官懸之音、敢課管窺、略擧綱領云爾、

〔龍鳴抄上乞食調〕鷄德〇中略賴吉がわたふといふ物ある也、土御門の大納言殿より富家殿〇藤原忠實に奉らる、天下より當院〇鳥羽にたてまつらるゝ譜にあるなり、

〔梁塵秘抄十〕此本は妙音院入道殿〇藤原師長御本歟、而法性寺禪定殿下〇藤原忠通御邊、年來御日記に相具して被取置之由、傳承者也、而二條中將經定朝臣預置之間、彼羽林又依爲雜曲之弟子、密々借寄て書寫之也、

寛元四年八月廿一日送給之、同廿二日書寫之、

散位大神在判

〔龍鳴抄上〕長承二年五月日

龍のないてうみにいりにしに、またこのこゑをきかばやと、こひわびしほどに、竹をうちきりてふきたり、こゑにたりき、はじめはあないつゝをゑりたりき、のちになゝつになす、是が故に笛をば龍鳴といふ、また龍吟ともかく、をなじ心なり、抄といふ事は譜の名なり、もろ〳〵の抄出といふことは、要しをゑるいたるふみを云なり、上卷といふは、呂をば上卷とす、律をば下卷とするなり、仍外題に龍鳴抄上卷目錄とかきしなり、

〇按ズルニ、本書ハ唐樂及ビ高麗樂ニ屬スル樂曲ノ事ヲ記セリ、

〔管絃音義〕夫管絃者万物之祖也、鎔天地於絲竹之間、和陰陽於律呂之裏、軋躅緊那同翫、鬼物人倫等感、而石金竹絲雖分其響調之併以鳳管琴瑟鼓吹似異其曲、本之咸以龍笛、仍且就中笛圓明調子名義、其首尾相合一卷、名之曰管絃音義、〇中略于時文治元年仲冬二十三日、北山隱倫凉金草之、

〔雜秘別錄〕女房などはゑらでも事かくまじけれども、をのづからさありし者の子なれば、心にくがりてとふ人あらばとて、せう〳〵常ならぬことを、思ひいづるに從ひてゑるし申、本文にかぎりあることはいふにおよばず、〇中略

嘉祿三年六月六日且記畢　　音樂生散位藤原孝道在判

〔教訓抄　一〕予〇狛近眞竹馬ニムチヲ打、手車ニノリシ程ヨリ、母達ノ方ニハ因緣子細侍間、伶樂家ニマジロヒ侍シカバ、〇中略曾祖父ガ記錄ヲ傳得テ、尤嫡家ノ流タリ、而齡既ニ六旬ニミチナムトス、〇中略凡古老無雙人々ニ、多年ノ間ソヒタテマツリテ侍シカバ、舞樂ニ付各口傳物語ハ、ソノカミウケタマハリシカドモ、ミヽタモチナカリケルミノクチヲシサハ、ミナワスレ侍ヌラメドモ、予カクレ候ナムノチハ、メクラノ杖ヲウシナヒタルガゴトクニテ、天ノウラミモ侍ヌラム、スヱノ世ニミルヤウニ侍トキニモシ心エルハシトモナレカシトテ、十卷ヲツクリテ、教訓抄ト名タリ、コレヲヨク〳〵見ヲボヱテ譜ヲミルベシ、

〔狛氏系圖〕近眞從五上　實光眞弟也、始作荒序譜、仁治三年五月廿五日死、六十六、一者二年

〔樂家錄　五十雜篇〕夫雖本朝之樂曲其傳久、而未失其統、是幸依歷世之先達祥秘譜也、竊聞西域震旦既其道絶之、以是愚恐後世失其道、故書至于所奏之曲或舊記之諸說樂器之制法矣、其大意今筆略之、爲五十卷終焉、私自名之樂家錄矣、惟識此道之人見之、若有取而正之云爾、

元祿第三臘月　　正四位下行飛驒守安倍季尙書

〔猗蘭臺集　二稿四文〕樂書序

吾國爲樂也、卽古樂也、自六朝至唐漸傳諸吾國、而彼已亡矣、今獨存吾國、好古國也、統也好樂久矣、名山所藏古樂書多有得之、比考古調已明、故爲後世亡失、此調記以傳焉、凡秘而不傳我國風也、是以亡絶亦多、可惜甚矣、統也不爲秘、乃憂亡也、雖然又何輕易傳不上堂人乎、統自弱冠至四十六七年、未見入其室者非鄭衞之音也、今伶人等能者多矣、然亦罔好古志、故風雅略失、

〔歌傳品目　一序〕歌舞品目十卷、奉時亡伯敬所君所纂也、亡伯深喜音律、從雅樂助安倍君學焉、君職世伶官、嘗慨樂府名目之湮晦、有志纂修、適屬亡伯代纂也、亡伯苦思積年、以成是書、文政壬午歲、携之入京

以呈安倍君、君大褒賞、乃特授大曲、奉時時年九歲、晨夕隨侍、及親其事、然未識其書、而踰年亡伯沒矣、安倍君以是書供光格天皇乙覽、殊加叡感、嗚呼可謂榮及泉壤、亡伯不死矣、其後十年、奉時侍讀於我王府、與安倍君相見談及是書、始得借觀焉、其書爲體、立門分類、引彼徵我、考據精核、樂府之名色稱謂、瞭如指掌、夫樂家之書、亡慮數十種、雖或所帳秘者、如是書之簡而明且悉者、蓋罕矣、抑皇朝之神樂東遊催馬樂等、用之郊廟、用之宴饗、而西土之樂、存於我者、蓋傳於遣使隋唐之日、伶官世守其職、以迄於今、其歌詞雖失傳、三調尚存焉、在彼則五季以還、隋唐之樂、泯焉澌滅、則我之所傳、卽支那上代之遺聲、而實非宋元諸儒所會識者矣、方今奎運休明、文物粲然可徵、而樂家但講吹彈節族、習其俯仰綴兆、而不必考究其典要、好古之士、亦莫有稽及焉者、豈非一大憾事乎、然則是書之成、未必不無資於稽古之採擇、而蒙叡感也宜矣、安倍君曾使奉時叙其事、諾而未果、今君齡已踰八袠、而亡伯墓木已拱矣、意者非奉時、雖有悉其事者、乃不辭而述其概略云、亡伯名守中、字誠甫、小川其氏、尾張人、以醫仕國老志水氏、

安政四年丁巳春王正月　　華頂王府侍讀池內奉時拜譔

〔守國公御傳記六〕宗武卿既ニ樂曲考數十卷ヲ著述シ玉ヒテ、復古ノ道ハ詳カナレドモ、古代ノ法則存セザルヲ歎キ玉ヒテ、古樂書數十部ヲ悉ク抄錄シ、舞管鼓絃雅俗ノ樂ヨリ、朝廷ノ行事、臨時ノ祭式、遊宴ノ類ニ至ルマデ、門部ヲ分チ撰バシメ玉フ、此企ハ文化三年、在城中ニ命ゼラレテ、稿本已ニ成リ、猶搢紳家ノ記錄ヨリ、當時行ハルヽ所ノ事實ヲモ加ヘントテ、致仕ノ後、檜山成德ニ命ゼラレ、過半抄錄ノ功ヲ竣シニ、文政十一年ノ火災ニ、稿本ト共ニ燒亡ス、是ニ於テ再ビ成德ト加治胤顧ニ編集ヲ命ゼラレ、已ニ二百卷計脫稿ニ及ベリ、此書初ハ爲樂大成、成樂類編、樂典ナド呼玉ヒシガ、未ダ定名ナクシテ長逝シ玉フ

〔嚴有院殿御實紀三十四〕寬文七年三月廿五日、女院〇後水尾后東福門院源和子附野々山肥前守兼吉、日光山の

代參に命せられまいりて拜謁す、この便りにつけて、女院より舞樂圖二卷、照高院道晃法親王筆の額守を進らせ給ふ、

〔舞樂圖〕舞樂の圖の世に傳はるもの少からず、いと古きは教訓抄に引く所の唐舞の圖、これは當時絕えたる舞、或は雜戲の類、またさま〴〵の樂器などありて、古きを探る助けにはなるべけれど、繪のさま草にして細やかならず、次に光長朝臣の屛風の繪は、まのあたりまひ出でたらむ如く、姿おもざしめさむる勢ひありて、猶力あまり意のゆくまゝに、舞の手、衣のひだも式にかゝはらず、一きわありて、おかしけれど異樣なり、中昔のものに光信朝臣の圖は、舞の容より裝束の色目も委しく畫がきて、則となすべき者なれども、其數六十の半にもたらず、後の物に光起大夫の卷は、其圖多けれど、繪の樣こまやかにて、舞の手、衣のあやなど心より出たる所あらんかし、いと近き者に法眼元陳が寫せるかたは、御裝束いさゝかも差はじと寫し得たれど、多くは舞ひ出でざる所の容をゑがきたり、此外緣起畫の中、あるは三ひら四ひら、亦は七ひら八ひらなど、殘れるもの無きにしもあらねど、備りたる者を見ず、かゝるにおのれ幼きころ母に從ひて、年ごとに舞樂の場に詣でしより、物まなぶ年つもるにつき、此舞の圖いかで備へたしがなと思ひなりて、舞御覽にまいりては、いまだ寒き春風のさそへる雪を、かざしの花の散るとみ、○中略南都の祭に、春日の石坂の氷にみがけるを、白玉の階かと怪み、かくしつゝ近きは更なり、遠きも厭はず、年ごとに見めぐりて、つゆ洩さじと寫し取り、猶其道の人々に問ひ計りて、闕けたるを補ひ、足らざるを畫がき、年頃を經て、こゝらの卷と成りたるを、こたび其中より、舞ごとに圖ひとつづゝ寫しつらね、このゆゑよしをかいつけ侍りぬ、時は文化六年冬霜月、

高島千春

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕音樂吉日

甲辰　乙丑　丙辰　丁巳　天生人日也、利爲吉事也、

〔伊豫國田所注進田文〕臨時田　十四町二反六十歩（〇中略）
樂人　舞人　六町
東舞　壹町　曲舞　壹町貳反　陵王　壹反　納曾利　貳反　加陪從　四反
蟠舞　四反半　鳥舞　四反半　陪從　壹町貳反　樂頭　壹町（〇中略）
樂所　卅九町三百歩
東舞　三町七反大　曲舞　九町六反　加陪從　八反半　納曾利　二反
陵王　壹反　陪從　九町八反半　鳥舞　貳町壹反半　蟠舞　二町一反半
樂所別當　壹町　樂頭　二町（〇中略）
右注進如ㇾ件
建長七年十月日　田所李允紀

〔胡琴敎錄下〕雜口傳
又云、（〇備後前司季通）管絃者いとしもなきものにあいまじはる事を、あいかまへてのがるべき也、玄かのごとき人に、一列に成立ぬれば、藝能もはいしれね身も漸々に放埒仕也、よく〳〵用意すべし、もし又さりがたくて交居たれども、うちとくべからず、如ㇾ然の業物は、ひきよくなどは、おのづからならひえたるを、かくなんとふきひく事のあるなり、たとひ主人のおほせなりとも、可ㇾ然者わすれたるよしを申て、與ㇾ彼不ㇾ可ㇾ合ㇾ彈なり、何況於ㇾ私所ㇾ乎
師說云、管絃者は、このみて人の所作をきくべき也、善惡につけて、かならず心づきものをきくにある也、よくするとおもへども、我所作をばほかにてはきかず、てもとすこしも、たちさりぬれば、異事なれば、樂搔合の遲速にもあれ、大撥小拔のこじつにもあれ、きゝてそのこゝろをうべき也、殿下に比巴さづけたてまつりし時は、搔合を彈給しには、その所をたちさりて、遠くてきゝ、近く

てきゝ、たび〳〵やう〳〵にきゝてこそ、神妙にはひき給しか、

又云、管絃者はしやうぞくをしつし、そのふるまひをしつすべきなり、樂人などはさたにおよばず、たゞ人の管絃の道にひかれて、ところ〳〵にゆきて、放埒仕たるが多也、しかのごときなど申ならはれぬれば、一れつのやうになりて、漸々にあしきことになる也、物をこのむでは面目をただし、なをあげ身をたつる事こそほいなれ、あしくしつれば、身も人ならずなりぬ、藝能もいやしくもちなされて、諸人に被笑、ゐこんの事也、これ等輩交衆之時は、某有れば其事はせさせてん、さたに及ばずなど、かねてあてがはるゝは口おしき事也、すこぶるわづらはしきやうに、思なされて、我とこそつかまつるべからん事をもし、興にもいらめ、させる樂人にもあらず、さうなくやすらかにせさすべきと思はるまじき也、人前にては、あいかまへて、みづから比巴持てたちゐることなどをば、のがれんと思べき也、

又云、管絃者は、たちいづるより、よくしてんかしと見ゆべき也、二條院御時、御かんをかうぶりて仰云、有安は事とおぼしき時さしいでたるに、かなしくしつと見ゆる也、このおほせまことにかたじけなし、故白河院御時、侍從大納言殿上に座せられけるに、中門のほどに、職事奏者などあまた參あつまりて、物さたあるに、はるかにかたかくれて、袖ばかりみゆる法師あり、大納言かしこにわづかにみゆる法師は、かならず管絃者とおぼゆるなり、袖によしある者也、諸人くわうりやうのすいりやうといへり、時にかの僧の名をたづぬるに、天王寺の俊賀上座と聞えたる箏ひき也、大納言おほきに自讃せらる云々、

又云、管絃者は、よく〳〵こゝろあるべき者也、箏比巴など、ゆめ〳〵なめてつかふまつるべからず、〇中略

又云、管絃者はそのこゝろまことにすかずとも、好色をならふべき也、そのきよくもよくきこゆ

る也、○中略

又云、殿下おほせにいはく、當世に管絃のかぶと、すべき人おほかたなきなり、藤中納言定能こそぢうだいなり、かゝは物よくならひたる人なり、もともその人たるべけれども、無下に上手がらのなき人也、一日中宮御方にて御あそびありき、ひそかにきけば、かの卿云、のべたる樂は一返、きうなる物は三返にてあるべしと云々、このやうおほきにうけざる事也、管絃と麻左とは、かねてさだめ思べからず、時にのぞみてけうにいりて、いみじくけうずれど、けうなくなれば、これをりやくす、志からば自然をもしろき曲いできたらば數返もしてん、無興は一返にてもそのきよくのあるやうによるべき事也、かねてしきをつくること、もはら道を志らざるにたりと云々、このおほせもとも志かるべし、

又云、管絃者は、その道の用にはかならずたてたんとおもふべき也、慶俊は最上品の笛吹也、志かるに人のこのみちをもてあそぶ時、わざとにくげをたて、用にかなはずとする也、よて無樂芳もそののう人にすぐれてもきこえざるなり、志かればとてところもきらはず、こちなきともがらをもえらばず、つらなるべきにあらず、かくのごとくのはからひ、きはめたる大事にてある也、

〔教訓抄八〕凡ソ管絃之事者、一道ノ習イ最トサタセヌ事ニテ、昔ハ侍ケレドモ、養父則房宿禰殊ニコノミテ沙汰セラレタルヨシ申サレ侍シヲ、コノモシク承リ侍リシ時ニ、予○近眞狛モ又少々アナグリ習ヒ申テ侍ナリ、但シ古ノ伶人タチハ、ヲウヤウノ舞ニ付タル事ト許ニテ、管絃ノ事ハサタセズ侍ケルヲ、今ノ樂人等ハ舞ニ付タル說々ヨリモ、中々ニアナグリサタシテ、才覺ヲアラハシテ、傍輩ヲ口サントイトナミアヒテ侍ヲバ、フルメカシク御シマス管絃者達ハ、昔ニハカハリユク樂所ノ作法カナ、サシモナクトモアリナン物ヲト難作ゲナリ、但人ノ能モ代々ニカハリゲニ侍ハ、コノモシト思テイトナム志モニクカラズコソ侍レ、

總テ舞ニ付タル事ハ、物ヲヨクキヽミタル樣ナレバ、師說カギリアリ、舊記ソムカチバ中々ニ心ヤスキ方モ侍リヌベシ、只御遊ノ作法カ、管絃式講體ノ事ニ彈キ物アマタ侍コソ、ユヽシキ大事ニテ侍ナレ、其中ニモ女房管絃者ノ琵琶箏ヨリ、思モヨラズ樂ドモヲ曳キ出タレバ、樂カ催馬樂カ、ワキガタキ程ニ心マドヒテ、僻事付テ、ハヂモカク事ニテ侍ナリ、サレバ稽古モアラハレ、器量モ見ヘ侍ナリ、タヾ管絃ヲコノモシト思テ、マジロヒタク思ハヾ、耳ヲヨク聞テ、說々ヲウカメテ忠拍子ニ樂ヲ尋常ニ吹テ、音曲ニキヽニクカラズツクベキナリ、但笛ノ催馬樂ハ絕ナリ、更ニ不可付之、但シ內々納涼ノ時ハ、風俗催馬樂モ取々付ルハサモアラマホシキ事ナリ、今ハ梵音錫杖體ノ物ニモ付ゲニ候メレバ、ソレテイノ付物ニテ侍ベキニヤ、指南シガタク侍、

口傳云、彈物吹物打物口トソヘタラン時ノ樂ノ次第ハ、延タル樂ハ一返乃至二返ニハスギズ、一返之時ハ未如拍子、二返之時ハ第二返之頭ヨリ加拍子、但一樣ナラズ樂ノ習ニヨルベシ、早キ樂モ第二返ノ頭ヨリ加拍子ヲ未スコシノコシテ、大鼓鉦鼓ハトヾマルベシ、次ニ笙トヾマル、次ニ鞨鼓、次ニ笛、次ニ篳篥トヾマリテ、樂一返ノ間、トコロ〳〵吹物ヲタワヤカニ付ベシ、琵琶トヾマリテ、箏計ニテ一返シテ果ベキ也、一說云、打物吹物鬼物一度ニ不終ガ樂ハサメズシテ、中々ニ目出ナリ、任スト本更ニ云ヘリ、是大旨之折節ニシタガキテ、當座ノ先達ノハカラヒニヨルベシ、此間聲歌アルベシ、當座ニイタレル人ノスル事ナリ、女房兒共ノ事ハシキノホカナリ、堂上ノ御遊ニハ、催馬樂ウタヒノス、堂下ノ聲歌ハ別ノ仰ヲカフリテ仕ナリ、以是爲本儀、ユルス所ハ青海波ノ詠聲歌ヲユルサルヽ體ハスベシトゾ、古老ハ口サレ侍シ、又云、方磬ノ有所ニハ鉦鼓ヲバトヾムベシ、同音ニチマギルヽユヘナリ、ソレモヲリフシニヨルベシ、凡御前御遊ニハ、打物ヲモチキズ、琴瑟堂上ニアリ、鐘鼓ハ庭ニアリ、コレニヨリテウチマカセナハ、忠ヒヤウシヲモチイラレケレドモ、堀川院ノ御時ヨリ樂拍子ヲバ、モチキラレテ候トカヤ、申傳タリ、

〔俗樂問答下〕もと樂のことは、古より傳りけれども、いつか物飾もみだれ、中比に至りては、管絃風流もつはらとなりてより、樂の本意はたがへりけり、さるに田安中納言の君、(○德川宗武)いとけなき御時より樂を好みたまひて、初めは今やうの舞樂とり行ひ給ひけるが、やゝその謬りをさとり給ひてけり、玄かるに德廟(○德川吉宗)にも、その御志をとげしめ給はむとの御事にや、古き樂の書籍、家々の秘錄、この樂に用あるは、皆田安府へ下したまはりけるにて、つひに復。古。の御考ありてけり、それよりして三十年ばかりも、つひに樂のことは捨て給はず、ゆかかへ給ふ頃までも、この樂の御考のみはありて、皆御口占みしたまひて、侍臣に書かしめたまひけり、余(○松平定信)その御志をつぎ侍るにも、學いと狹く侍れば、御考をたすくべきやうもなし、たゞわが家にのこしおきて、人のひらくるを待ち侍るなり、然るに何知らぬものは、都の伶人などいへば、ふるき事も今の事もよく通達し侍ることゝのみ、思ひあやまるさまに聞えたり、よりて七八ケ條、まことにたやすき條を設けて、天王寺の樂人の宿老へやりて、よく考へて答へ侍れといひやりたるが、數月して答におよぶ、また再問しけるが、答は猶おそく、やう〳〵に再答におよぶことしまた阿部氏來りたるが、この人は好古の僻ありて、奈良、京、天王寺の伶人の中にての事知りなりと誰々も云ふ、よりて又たづねしにその答初に出すが如し、猶又宿老の中にも事知りたる人々、答へよといひやれども、今に答ふるものなし、笛竹ふくことなんどのみくるしみて、かゝることは露知らぬ輩おほく侍るとぞ、去年みやこの伶人おほく下りたるを招きて、いさゝかの事とひこゝろみたりしに、いとうとかりけり、よりて後には問はず侍りき、かくなし侍るも、かの家々の人をそしるにもあらず、かちまけきそふにもあらず、たゞあやまりを人々知りて、復古の道ひらけなば、中納言の君の御說あふぐものも、あるべからむかと思ふのみにてぞありける、

〔守國公御傳記六〕昔隋唐ノ樂、吾朝ニ渡リタル後、彼土ニ絕傳シテ、吾朝ニノミ存在セシガ、是モ朝

綱ノ解弛ニ隨ヒ、或ハ秘シテ失ヒ、或ハ世亂ニ廢シ、其行ハル、所モ謬傳多ケレバ、古樂絶タルニ均シカリシヲ、有德大君（〇德川吉宗）台慮モ在セラレ、殊ニ田安宗武卿復古ノ志厚ク在シ玉ヘバ、諸家ノ秘錄名山ノ秘藏ヲ、悉ク蒐集有テ、其志ヲ遂サセ玉フ、宗武卿才德在セラレ、自ラ感得ノコト少カラズ、數十年ニシテ、終ニ殘ナク古樂ヲ再興シ玉ヒ、當時天王寺京師紅葉山ニ行ハル、舞トハ大ニ殊ナリ、略〇註 然ルニ宗武卿長逝ノ後、田安ニモ中絶シタルヲ、公（〇松平定信）早歲ヨリ深ク歎キ、田安ノ舊臣ヲ招カレ、間斷ナク合奏シ、又近昵ニモ習ハシメ、一藩本知ヲ賜ヒシ後、本多吉人（龍藏弟）ト云浪士ヲ招キ、音樂ヲ敎シメ、退職ノ後、年少ノ者（田井陳元、山中俊章、）ニ命ジ、幕府樂人ノ門人ト成リ、鼓管ノ類ヲ學バシメ、又宗武卿復古ノ時、志ヲ受ケ學ビタル、田安ノ臣長野清良（叔頁）ニ從ヒ、舞ヲ習ハシメ小田八十郎ヲモ招玉ヒ、公モ自ラ羯鼓ヲ打セラル、重キ忌日ノ外ハ、毎日未ノ刻ヨリ稽古アリ、五六帖ノ長曲連奏シ、又不調ニシテ先立チテ成玉ヘバ、自ラ怠ル者ナク、半年ノ稽古ニテ裝束ヲ著ケ、舞臺ニ登リ耻ル所ナク、業ヲ成得ルニ至レリ、其後三管ハ伶家ヨリ大曲ノ傳ヲ受、舞ハ長野氏ヨリ傳ヘヲ得タリ、數年ノ後ハ、武昌樂、青海波、輪臺抔舞者數十人ニ及ベリ、團亂旋、鶯囀、□秋樂、秦王破陳樂ノ大曲、天下ニ絶タリシヲ、田安ノ復古ヲ繼テ悉ク成功ヲ得玉ヘリ、（大曲ノ中ニモ蘇合香ノ序破急ノ次第ハ、殊ニ秘授ナレドモ、一具全ク備ハレリ、秦王ノ七帖、陵王ノ全曲、輪臺青海波ノ秋曲、又四十人ノ垣代マデ、欠ルコトナク調ヒシテ以テ、外ハ推テ知ベシ、舞ノ裝束面ノ類ニ至ルマデ古ニ違ハズ、悉ク製シ玉フ、）夫ヨリ文武ト均シク學校ニテ稽古シ、其局ヲ習樂局ト稱シ、師範、世話役、傳授ノ賞典等、悉ク武事ニ准ゼリ、朝陽山神廟ニ於テ、五常樂萬歲樂音曲ヲ、一日千回或ハ百回復奏シ、又學校ニ於テ毎月一度試樂ト稱シ、裝束シテ習樂セシメ玉フ、抑々此主意ハ、有德大君及宗武卿ノ遺志ヲ繼、天下ノ爲當藩ニ維持シ置、往々古樂再興ノ時ニ至リ、朝廷ノ用トナラン事モ有ベク、且ハ文敎ノ助ト成シ玉ハン爲ナリトゾ、舞樂ハ禁中ニテ、タマ〳〵行ハル、ト雖モ、關東ニハ絶テ無ケレバ、殊ニ復古ノ盛事ヲ欽慕シ玉ヒ、紀伊大納言治寶卿ヨリ懇希セラル、ニヨリ、十六人ヲ紀邸ニ出

シ、舞樂ヲナサシメ玉ヒシカバ、卿大ニ感悅アリ、傳奏廣橋一位伊光卿ヲ招キ玉ヒシ時モ、舞樂ヲ奏セラレシガ、卿モ數十曲熟練シタルヲ感ジ玉フ、〇中略樂ハ固ヨリ伶人ノ家ニ傳ル者ニシテ、田安ノ復古ト雖モ、種々ニ屬セル故、伶家ノ舞樂ヲ學ビ置ベシトテ、京師ノ伶官上左近將監狛近之、享和元年日光ニ行歸路、暫ク滯府セシ時、舞ヲヨクスル近臣四人ヲ選ミ入門ヲ命ジ、先近之ヲ召サレ、厚ク托シ玉ヒケレバ、左方十八曲ノ奧意ヲ悉ク傳授セリ、古ノ舞曲中ニ諸物アリ、是モ宗武卿ノ考訂ニテ其正ヲ得タレドモ、猶持明院家ニ入門シ、其傳ヲ受シメ玉フ、斯マデ心慮ヲ盡シテ、後世ニ傳ヘンコトヲ謀ラセ玉フ、

〔花月草紙一〕いにしへのことゝだにいへば、いとおほどかに事少なきものと思ふが、いかでさは有りなん、それはかの太古の世をいふにや、むかしべは今の世よりもひらけぬれば、今の樂もていふとも、橫笛の手のしげきも、箏のことに左手用ひしも、かの蘇香のつくりざまのたくみなるなど、いかでおほどかなるふりとはいはん、さるを樂のまひなんども、手を少くしておもしろからぬさまにしなし、樂もこゝらのはいと長く引きのばして、人の睡生ずる樣にするを、高き事と心うるぞ淺ましき、雅樂とても、人の心をたのしましむるものなるを、睡生ずるを本意とせんや、ことにいまの樂は、房中又は妓樂なるを、おもしろからぬさまになすぞ、本意うしなへりともいふべき、樂のことは殊にあやまりのいとおほきをも、しるひとなきぞうたてきと、人の口まねびにや人のいひし、

〔たはれぐさ〕伶人のつたへし樂は、もろこしからの樂のみおほく、此國にてつくれるはすくなし、そのうち廟樂もあれど、おほかたは俗樂にて、しかもこゑしかたばかりありて、唱歌はなし、ふるきとつくにの事、此國につたはりたると、から人までもめでたくおもひ、ふしぎなる事にはあれど、をしへのそなへとはなりがたし、音樂ほどたふときものはなし、こなたのこゝろおのづから

(閑田耕筆)志んになり侍ると、ことごのみする人はいへど、その國に相應したる、まことの樂をきゝてはこころおもしろく、いそ〳〵しくなるべきを、志んにおぼゆるは、樂のまうけの本意にあらず、ことくにの音なればなり、

〔夢語〕一今樂人とて有ながら、唯御神事御佛事の時の役人として、御遊等の用なし、是古代雅樂にて、天下泰平の樂なるべければ、今も申樂の聲のごとく、折々柳營に於ても舞樂の御覽等あらば、其道を執するものも出來て、雅樂永く傳はるべし、只今のごとく御神事御法事のみの役人として、舞樂などたえてなくならば、末々は夫々の家の業荒みて、果は本傳を失して、あたら古樂を失ふべし、右のごとく折々御聽聞等もあらば、其道も委しく成、傳もつたはり、人々も日本の古へはかくなんありしと、故きを温てあたらしき淫聲のあしきをもしるべく、樂といふ事をもしるべし、さあらばかの淫聲制せらるゝに、泛て防ぐに便あるべし、

〔琉人奏樂之記〕天保十三年壬寅十一月廿二日、琉球人登營奏樂目錄、

(奏樂儀注一帖)恭奏樂儀注　一初設列樂器奏樂、自一章至三章畢、徹去樂器、　一次提出樂器唱曲、畢提收樂器、

一又次同前儀　又恭奏樂儀注○中略　恭唱琉歌儀注　一提出三線唱曲、畢提收三線、

(樂帖一帖)第一奏樂　萬年春　哨吶　城間親雲上　笛　安里里之子　笛　眞壁里之子　鼓(小銅鑼)

幸地里主　銅鑼(檀板)　豐見城里主　韻鑼　玉城里之主　第二奏樂　賀聖明○中略　第三奏

樂　樂清朝○中略　第四唱　三絃　幸地里主　琵琶　安里里之子　昇平世　功德頌　瑤琴

玉城里之子　三絃　幸地里主　琵琶　安里里之子　胡琴　嵩原里主○下略

樂舞部三

大歌

名稱

歌曲奏振

大歌ハオホウタト云フ、我邦古來ノ歌謠中、風調雅正ナルモノヲ採リテ、鼓吹ニ合セテ奏樂シ、朝會公儀等ノ時ニ用キシモノナリ、大歌所ノ掌ル所ニシテ、而シテ大歌所ノ事ハ官位部大歌所篇ニ載セタリ、

〔倭訓栞中編三於十〕おほうた　大歌なり、五節に大歌小歌あり、大歌所など稱せり、大歌生も見えたり、内裡式踏歌に大歌立歌とみゆ、

〔古今和歌集打聞二十〕大歌所御歌

此大歌所は、神樂風俗等のうたひ物をつかさどる官人、其外歌人等を召おかるゝ所なり、それを習ひ傳ふるも、こゝにて敎ふることなり、江次第に大歌小歌見ゆ、大歌は公朝(オホヤケ)に用ゐ給ふを云、おほやけならず、世に專らうたふを小歌と云、おほやけにもちゐさせ給へば、大歌といひ、御歌ともいへど、御みづからのよみませしにあらず、又うたふには、更に撰びてうたひ、其曲調をも作れることありとぞ、

〔江家次第十一月十〕五節帳臺試

大歌移候於后町廊邊、次大歌小歌發聲如恒、

〔日本書紀二神代〕一書曰、天照大神勅天稚彥曰、豐葦原中國是吾兒可王之地也、然慮有殘賊強暴橫惡

之神者、故汝先往平之、乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢遣之、天稚彥受勅來降、則多娶國神女子、經八年無以報命、○中略時天神取矢而呪之曰、若以惡心射者、則天稚彥必當遭害、若以平心射者則當無恙、因還投之、卽其矢落下中于天稚彥之高胸、因以立死、○中略先是天稚彥與味耜高彥根神友善、故味耜高彥根神登天弔喪、大臨焉、時此神形貌自與天稚彥恰然相似、故天稚彥妻子等見而喜之曰、吾君猶在、則攀持衣帶不可排離、時味耜高彥根神忿曰、朋友喪亡、故吾卽來弔、如何誤死人於我耶、乃拔十握劒斫倒喪屋、其屋墮而成山、此則美濃國喪山是也、世人惡以死者誤己此其緣也、時味耜高彥根神光儀花艶、映于二丘二谷之間、故喪會者歌之曰、或云味耜高彥根神之妹下照媛、欲令衆人知映丘谷者是味耜高彥根神、故歌之曰、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多迺、汙奈餓勢屢、多磨迺彌素磨屢迺、阿奈陀磨波夜、彌多爾輔柂和柂邏須、阿泥素企多伽避顧禰、又歌之曰、阿磨佐箇屢、避奈菟謎迺、以和多邏素西渡、以嗣箇播箇柂輔智、箇柂輔智爾、阿彌播利和柂嗣、妹盧豫嗣爾、豫嗣豫利據禰、以嗣箇播箇柂輔智、此兩首歌辭今號夷曲、

〔古事記上〕故阿治志貴高日子根神者、忿而飛去之時、其伊呂妹高比賣命、思顯其御名、故歌曰、阿米那流夜、淤登多那婆多能、宇那賀世流、多麻能美須麻流、美須麻流爾、阿那陀麻波夜、美多邇布多和多良須、阿治志貴多迦比古泥能、迦微曾也、此歌者夷振也、

〔古事記傳十三〕夷振、書紀には右の歌の次に、又歌之曰とありて、阿磨佐箇屢避奈菟謎迺云々といふ歌を載て、此兩首歌辭、今號夷曲とあり、凡て歌を記して此者某振也、また某歌也と云ること、記中に多し、その某振とあるは、此夷振の外に、記中に、宮人振、允恭段天田振同段あり、續紀、天平六年二月、歌垣の中に、難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲など云名あり、古今集大歌所歌に、近江ぶり、水莖ぶり、四極山ぶりあり、○註略さてかく某振某歌といふは、皆後に書紀に、今號とあるを以ても、後なることを知るべし、樂府にて呼る名なり、○註略抑此記書紀などに載れる歌は、何れも上代の多くの歌の

中にも優れて美きかぎりなれば、多くは樂府にも取れて、管絃にかけ、儛にもあはせて、奏し歌どもなり、其中に某振と呼は、まづ振とは、俗に云形狀進止の布理にて、人にまれ物にまれ、動く貌を云て、歌にては、奏ふ音聲の長短、巨細、低昂などの貌なり、振字は先は借字なれども、萬の物に動き擧るを振といへば、歌の布理も、いひもてゆけば其意に落れば、布理てふ言には正字なり、書紀に曲と書れたるは、歌に付てはさることなれども、布理てふ音の意にはうとし、さて樂府に用る歌は、奏ふに種々の振のある故に、其振々に各名を付て、某振とは云なり、但し其名は、其振を以て、負たるものにはあらず、故夷振と云も、夷てふ名は其振にはよらず、宮人振と云も、宮人の名は其振にはよらず、たゞ其歌の首の詞を取て、假に名けたるものなり、かの宮人振、天田振、田は借字又古今集なるなど、みな然なり、考へ見べし、然るを某振と云は、其處の風俗歌曲なりと云說は、實を考へざるみだりごとなり、かの古今集に、しはつ山ぶりと云もあるにてしるべし、山に風俗あるべきものかは、されば、かの續紀に名のみ出たる、難波曲其餘も、みなおしはかりつべし、今俗のうたふ鄙歌にも、其歌の詞を取て、某節と名くるもおほし、又から書にも、其首の音を以て篇名とし、歌曲の名とせる例多ければ、こは古も今も、皇國も外國も、おのづから同じ心ばへなりけり、然るを今此阿米那流夜の歌には、此那てふ言無きに、夷振と名けしは如何といふに、書紀に此に二首並べる、次の歌の首に阿磨佐箇屢避奈菟謎廼とある、此避奈てふ言を取れり、初の句は枕詞なる故に、次句を取れるならん、さるは、阿米那流夜の歌も、奏ふ振の彼れと全同じき故に、樂府にて、一つ部に收めて、共に夷振と呼しなり、そは此歌のみならず、下卷遠飛鳥朝段にも、夷振の上歌、又夷振之片下と云あり、此らの歌にも、比那てふ言は無きに然呼は、みな右の定なり、神樂歌に前張と云は前榛に衣は染む云々、といふ歌一曲の名なるを、他の歌をもかけて、十六曲の惣名になして、大前張小前張と呼大前張七首、小前張九首、をも思ひ合すべし、此も其と全同じきをや、前にも云る如く、凡て某振と云は、みな其振々を分む料の假の名なれば、振だにおなじ歌ならむには、幾首にても合せて、一名を呼むこと、もとよりさるべきわざなり、右の前張も然なり、然るを、或說に、體に製れるを大和歌と云に對へて、備らざるを夷曲と云、邊鄙の風情なりと云るは、たゞ書紀をのみ見て、夷曲字にのみかゝはりて、此記などの他例をも考へず、又古意をも知ね、例の後世心の妄說なるを、世人もみな然心得居るは、いかにぞや、さて又書紀に、かの避奈菟謎廼と云歌をも、此に載られたるは誤なり、かの歌は、別に上代の戀歌にて、此にはさらに由緣なし、然るを註解どもに、強て此にかなへむとて、さま〳〵に云るは、皆あたらぬことなり、書紀に

宮人振
天田振

難波曲
倭部曲
淺茅原曲
廣瀨曲
八裳刺曲
杵島曲

彼歌を此に敍られたるは、彼歌樂府にて、阿米那流夜の歌と並べて、共に宮振なる故に、同時の作とせる傳もありしにや、されどそは誤にて、此記に敍歌は無きぞ、正しき傳なりける、然れば、天なるやの歌を宮振と云は、ひなつめの歌に引れたる名、ひなつめの歌の此にのれるは、天なるやの歌に引れて出たる物と心得るときは、萬の疑は晴ぬべし。

〔古事記 下 允恭〕爾輕太子畏而、逃入大前小前宿禰大臣之家、而備作兵器、〇中略 於是穴穗御子興軍、圍大前小前宿禰之家、〇中略 爾其大前小前宿禰、擧手打膝、儛訶那傳、自歌以下二字以音 歌參來、其歌曰、美夜比登能、阿由比能古須受、淤知爾岐登、美夜比登登余牟、佐斗毘登母由米、此歌者宮人振也、〇中略 故大前小前宿禰、捕其輕太子、率參出以貢進、其太子被捕歌曰、阿麻陀牟、加流乃袁登賣、伊太那加婆、比登斯理奴倍志、波佐能夜麻能、波斗能、斯多那岐爾那久、又歌曰、阿麻陀牟、加流袁登賣、志多多爾母、余理泥弖登富禮、加流袁登賣杼母、故其輕太子者、流於伊余湯也、亦將流之時、歌曰、阿麻登夫、登理母都加比、曾多豆賀泥能、岐許延牟登岐波、和賀那斗波佐泥、此三歌者天田振也、

〔古事記傳 三十九〕宮人振とは、歌の首の詞を取て名けたるものなり、〇中略 天田振は、上なる二首の初の言を取て、阿麻陀牟振と云なり、牟を略けり、阿麻登夫も同言なり、天田の字は借字のみなり、

〔續日本紀 十一 聖武〕天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門覽歌垣、〇中略 以本末唱和、爲難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲之音、令都中士女縱覽、

〔萬葉集抄 三〕肥前國風土記云、杵島郡、縣南二里、有一孤山、從坤指艮、三峰相連、是名曰杵島、坤者曰比古神、中者曰比賣神、艮者曰御子神、一名軍神、動則兵興矣、郷閭士女、提酒抱琴、毎歲春秋、携手登望、樂飮歌舞、曲盡而歸、歌詞云、阿羅禮符縷、耆資麽加多氐塢、嵯峨紫彌苔、區縒刀理我泥氐、伊母我提塢刀縷、是杵島曲

〔常陸風土記 行方郡〕古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇〇崇神之世、爲平東夷之荒賊、遣建借間命、〇中略 於是有國栖、名曰夜尺斯、夜筑斯、二人自爲首帥、堀穴造堡、常所居住、覘伺官軍、伏衛拒抗、建借間命縱兵驅追、賊盡逋還、閉堡固禁、俄而建借間命大起權議、校閲敢死之士、伏隱山阿、造備滅賊之器、嚴餝海渚、連船編栰、飛雲蓋張、虹旌、天之鳥琴、天之鳥笛、隨波逐潮、杵島唱曲、七日七夜、遊樂歌儛、于時賊黨聞、

近江振　水莖振　四極山振

思邦歌

盛音樂、擧房男女、悉盡出來、傾濱歡矣、○下略

〔古今和歌集二十大歌所御歌〕あふみぶり

あふみよりあさたちくればうねののにたづぞ鳴なる明ぬこのよは

みづくきぶり

水くきのをかのやかたにいもとあれとねてのあさけの雪のふりはも

しはつ山ぶり

しはつ山打出てみればかさゆひの島こぎかくるたななし小舟

〔日本書紀七景行〕十七年三月己酉、幸子湯縣、遊于丹裳小野、時東望之謂左右曰、是國也直向於日出方、故號其國曰日向也、是日陟野中大石、憶京都而歌之曰、波辭枳豫辭、和藝幣能伽多由、區毛位多知區暮、夜摩苫波、區珥能摩保邏摩、多多儺豆久、阿烏伽枳夜摩、許莽例屢、夜摩苫之于漏破試、異能知能、摩曾祁務比苫破、多多彌許莽、幣遇利能夜摩能、志邏伽之餓延塢、于受珥左勢、許能固、是謂思邦歌也、

〔古事記中景行〕爾天皇亦頻詔倭建命、言向和平東方十二道之荒夫琉神、及摩都樓波奴人等而、副吉備臣等之祖、名御鉏友耳建日子而遣之、○中略自其幸行而、到能煩野之時、思國以歌曰、夜麻登波、久爾能麻本呂婆、多多那豆久、阿袁加岐夜麻、碁母禮流、夜麻登志、宇流波斯、又歌曰、伊能知能、麻多祁牟比登波、多多美許母、幣具理能夜麻能、久麻加志賀波袁、宇受爾佐勢、曾能古、此歌者、思國歌也、又歌曰、波斯祁夜斯、和岐幣能迦多用、久毛韋多知久母、此者片歌也

〔古事記傳二十八〕片歌、すべて思國歌、片歌など云類の目は、其歌を古より然名付け來たるなりと、師○賀茂眞淵の云れたるが如し、かくて樂府にては、諸の歌に、皆如此樣の目ありて、其部を分たるものなり、○中略さて片歌と名けたる由は、三句にして、なべての五句六句の歌の半にして、片くなるが如くなればなり、○中略抑かく名けたるは、やゝ後のことなるべけれど、上代よりして此

體(五七七の三句)をば、半なる物にしたりとおぼしくて、白檮原朝(○神武)の御世よりして此體なるは、何れも物を問かけたる、答へたるなどにして、此記書紀なるかぎり、末まで皆然なり、○中略故一首離れたるが三句なるは、いと〳〵稀なるに因て、殊に片歌とは名けたるなるべし、○下略

酒樂歌

〔古事記仲哀〕故建內宿禰命、率其太子、○中略爲將禊而、經歷淡海及若狹國之時、於高志前之角鹿、造假宮而坐、○中略於是還上坐時、其御祖息長帶日賣命、釀待酒以獻、爾其御祖御歌曰、許能美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余邇伊麻須、伊波多多須、須久那美迦微能、加牟菩岐、本岐玖流本斯、登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯、美岐叙、阿佐受袁勢佐佐、如此歌而、獻大御酒、爾建內宿禰命爲御子、答歌曰、許能美岐袁、迦美祁牟比登波、曾能都豆美、宇須邇多氐氐、宇多比都都、迦美祁禮加母、麻比都都、迦美祁禮加母、許能美岐能、美岐能、阿夜邇宇多陀怒斯、佐佐、此者酒樂之歌也、

〔古事記傳三十一〕酒樂は、佐加本賀比と訓べし、本賀比は本岐を延たる言にて、(泥具を延て、泥賀布と云と同じ、)宮內省式に、大殿祭、此云於保登能保加比とある是なり、(祝詞式に載れる大殿祭詞、即大殿壽の祝也、)字鏡には、祠(保加布とあり、(祠字を訓るは、少し心得れど、保加布と云言の一の據なり、)書紀に、皇太后擧觴以壽于太子、とある壽をも、サカホガヒシタマヒと訓り、さて此に、樂字を書るは、宴樂の時にうたふ歌なる故なり、(本賀比と云言は樂字の義にはあらざれども、かの大殿祭のたぐひなり、祭字も本賀比には當らざれども、彼祭に讀む詞なる故に、やがて祭字を書り、師(賀茂眞淵)はサカエラギと訓れたる、其は樂の字には當りたれども、ほ然るにはあらじ、新撰樂記にも酒讌と云り、此は後世の書なれど、ホカヘと云詞は其ころの詞に非ず、いとも古ければ古より傳はれりし稱なりけむ、)さて上にも云る如く、(倭建命段、思國歌の處)記中の例、二首以上を云ときは、此二歌者、此三歌者などあるを、此には然云ざるは、酒樂之歌と云は、一首にや、されどなほ上の御歌をも併せて云ること聞ゆ、

本岐歌

〔古事記仁德下〕一時天皇爲將豐樂而、幸行日女島之時、於其島雁生卵、爾召建內宿禰命、以歌問雁生卵之狀、其歌曰、多麻岐波流、宇知能阿曾、那許曾波、余能那賀比登、蘇良美都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登、岐久夜、於是建內宿禰、以歌語白、多迦比迦流、比能美古、宇倍志許曾、斗比多麻閉、麻許曾邇、斗比多

天語歌
宇岐歌

麻閉、阿禮許曾波、余能那賀比登、蘇良美都、夜麻登能久邇爾、加理古牟登、伊麻陀岐加受、如此白而、被給御琴、歌曰、那賀美古夜、都毘邇斯良牟登、加理波古牟良斯、此者本岐歌之片歌也、

〔古事記傳三十七〕本岐歌は、祝壽歌なり、

〔古事記下雄略〕天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、伊勢國之三重婇、指擧大御盞以獻、爾其百枝槻葉落浮於大御盞、其婇不知落葉浮於盞、猶獻大御酒、天皇看行其浮盞之葉、打伏其婇、以刀刺充其頸、將斬之時、其婇白天皇曰、莫殺吾身、有應白事、卽歌曰、麻岐牟久能、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀氣流美夜、多氣能泥能、泥陀流美夜、許能泥能、泥婆布美夜、夜本爾余志、伊岐豆岐能美夜、麻紀佐久、比能美加度、爾比那閉夜爾、淤斐陀氐流、毛毛陀流、都紀賀延波、本都延波、阿米袁淤幣理、那加都延波、阿豆麻袁淤幣理、志豆延波、比那袁游幣理、本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、淤知布良婆閉、那加都延能、延能宇良婆波、斯毛都延爾、淤知布良婆閉、斯豆延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、美幣能古賀、佐佐賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那古遠呂、許袁呂爾、許斯母、阿夜爾加志古志、多加比加流、比能美古、許登能加多理碁登母、許袁婆、故獻此歌者赦其罪也、爾大后歌、其歌曰、夜麻登能、許能多氣知爾、古陀加流、伊和能都加佐爾、比那閉夜爾、淤斐陀氐流、波毘呂由都麻都婆岐、曾加波能、比呂理伊麻志、曾能波那能、氐理伊麻須、多加比加流、比能美古爾、登余美岐、多氐麻都良勢、許登能加多理碁登母、許袁婆、卽天皇歌曰、毛毛志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣氐、麻那婆志良、袁由岐阿閉、爾波須受米、宇受須麻理韋氐、祁布母加母、佐加美豆久良斯、多加比加流、比能美夜比登、許登能加多理碁登母、許袁婆、此三歌者天語歌也、故於此豐樂、譽其三重婇而、給多祿也、是豐樂之日、亦春日之袁杼比賣、獻大御酒之時、天皇歌曰、美那曾會久、淤美能袁登賣、本陀理登良須母、本陀理斗理、加多久斗良勢、斯多賀多久、夜賀多久斗良勢、本陀理斗良須古、此者宇岐歌也、

〔古事記傳 四十二〕天語歌は、(朝廷を天とせる例、万葉のうたに、ひさかたの京とよみ、京人を天人ともよめれば、公の宴の歌なるを以て云にやとも思へど、然にはあらず、又師(賀茂眞淵)は、高光日御子と云語あるを以て、名けたるなりと云れたれど、其もわろし、)餘語歌なるべし、三歌皆終に許登能、加多理碁登母、許袁婆、と云ことの添れるが、歌の意の外にて、餘れる語なればなり、〇中略 宇岐歌は、いかなる山の名にか、未思得ず、師は、酒盞歌なりと云れつれど、そは上なる三重婇の歌こそさは云め、此御歌には由なし、若くは詠ふ聲の浮沈を以て號たるにて、浮歌にや、(其に就て思ふには、次なる志都歌も沈歌かと思へど、彼はなほ上に云るが如く徐歌なるべし、)

大直日歌　ひろめ歌

〔古今和歌集 二十大歌所御歌〕おほなほびのうた

新しき年の始にかくしこそ千年をかねてたのしきをへめ

ひるめのうた

さゝのくまひのくま川に駒とめてしばし水かへかげをだにみむ

葬歌

〔古事記 中景行〕倭建命、〇中略 此時御病甚急、爾御歌曰、〇歌略 歌竟即崩、爾貢上驛使、於是坐倭后等及御子等諸、下到而、作御陵、即匍匐廻其地之那豆岐田、(自那下三字以音)而、哭爲歌曰、那豆岐能、多能伊那賀良爾、伊那賀良爾、波比母登富呂布、登許呂豆良、於是化八尋白智鳥、翔天而向濱飛行、(智字以音)爾其后及御子等、於其小竹之苅杙、雖足跳破、忘其痛以哭追、此時歌曰、阿佐士怒波良、許斯那豆牟、蘇良波由賀受、阿斯用由久那、又入其海鹽而、那豆美(此三字以音)行時、歌曰、宇美賀由氣婆、許斯那豆牟、意富迦波良能、宇惠具佐、宇美賀波、伊佐用布、又飛居其礒之時、歌曰、波麻都知登理、波麻用波由迦受、伊蘇豆多布、是四歌者、皆歌其御葬也、故至今其歌者、歌天皇之大御葬也、

上歌

〔日本書紀 二神代〕一云、〇中略 豐玉姫、已而從容謂天孫(彦火火出見尊)曰、妾方產、請勿臨之、天孫心怪其言竊覘之、則化爲八尋大鰐、而知天孫視其私屛、深懷慚恨、既兒生之後、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰、宜號彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、言訖乃涉海徑去、于時彦火々出見尊乃歌之曰、飫企都鄧利、軻茂

豆句志磨爾、和我謂爾志、伊茂播和素邏珥、譽能據鄧馭鄧母、亦云、彥火々出見尊取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他姬婦、以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也、是後豐玉姬聞其兒端正、心甚憐、重欲復歸養、於義不可、故遣女弟玉依姬以來養者也、于時豐玉姬命寄玉依姬而奉報歌曰、阿軻娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧播伊珮耐、企珥我譽贈比志、多輔妬勾阿利計利、凡此贈答二首、號曰擧歌、

〔古事記下允恭〕天皇崩之後、定木梨之輕太子所知日繼、未即位之間、姧其伊呂妹輕大郎女而、○中略又歌曰、佐佐婆爾、宇都夜阿良禮能、多志陀志爾、韋泥氐牟能知波、比登波加由登母、宇流波斯登、佐泥斯佐泥氐婆、加理許母能、美陀禮婆美陀禮、佐泥斯佐泥氐波、此者夷振之上歌也、

片下

〔古事記傳三十九〕上歌は書紀神代卷にも、伏企都鄧利云々、阿軻娜磨廼云々、凡此贈答二首號曰擧歌と見え、神樂採物歌に諸擧と云あり、上に後擧歌と云あり、下に片下と云あり、此らを相對へて思ふに、皆其歌ひざま音振に依て負たる名なり、然るをかの神代の擧歌の注に、集疏に可擧而唱之歌也などあるは、おしあてのみだりなり、試

志良宜歌

〔古事記下允恭〕天皇崩之後、定木梨之輕太子所知日繼、未即位之間、姧其伊呂妹輕大郎女而、歌曰、阿志比紀能、夜麻陀袁豆久理、夜麻陀加美、斯多備袁和志勢、志多杼比爾、和賀登布伊毛袁、斯多那岐爾、和賀那久都麻袁、許存許曾婆、夜須久波陀布禮、此者志良宜歌也、

〔古事記傳三十九〕志良宜歌は、後擧歌を切めたる名なり、搔上を加々宜、指上を佐佐宜、持上を母多宜など云に同じ、神樂歌譜に、一前張云々、各尻上、また次篠枕靜歌云々尻上、また尻擧は三度拍子乎用留、郎榊乃音振也などあり、

〔古事記下允恭〕故其輕太子者、流於伊余湯也、亦將流之時、○中略又歌曰、意富岐美袁、斯麻爾波夫良婆、布那阿麻理、伊賀幣理許牟叙、和賀多多彌由米、許登袁許曾、多多美登伊波米、和賀都麻波由米、此歌者、

志都歌

夷振之片下也、

〔古事記傳三十九〕夷振之片下、夷振は既に出、片下は上の尻上歌上歌などの上と相照して心得べし、上も下も歌ふ音振を以て云なり、片とは三句の歌を片歌と云如く、本にまれ末にまれ、片を下してうたふなるべし、諸擧と相對へて心得べし、古き東遊譜に、先一二歌、次駿河舞、次求子、次加太於呂之とあり、此は一の歌になれる物か、はた何の歌にまれ、片下にうたふを云か、

〔古事記仁德下〕大后、爲將豐樂而、於採御綱柏、幸行木國之間、天皇婚八田若郎女、於是大后、御綱柏積盈御船、還幸之時、所駈使於水取司、吉備國兒島之仕丁、是退己國、於難波之大渡、遇所後倉人女之船、乃語云、天皇者、皆婚八田若郎女而、晝夜戲遊、若大后不聞看此事乎、靜遊幸行、爾其倉人女、聞此語言、卽追近御船、白之狀、具如仕丁之言、於是大后大恨怒、載其御船之御綱柏者、悉投棄於海、〈○中略〉卽不入坐宮而引避其御船、泝於堀江、隨河而上幸山代、此時歌曰、都藝泥布夜、夜麻志呂賀波袁、迦波能煩理、和賀能煩禮婆、迦波能倍邇、淤斐陀氐流、佐斯夫袁、佐斯夫能紀、斯賀斯多邇、淤斐陀氐流、波毘呂由都麻都婆岐、斯賀波那能、氐理伊麻斯、芝賀波能、比呂理伊麻須波、淤富岐美呂迦母、卽自山代廻到坐那良山口、歌曰、都藝泥布夜、夜麻斯呂賀波袁、美夜能煩理、和賀能煩禮婆、阿袁邇余志、那良袁須疑、袁陀氐、夜麻登袁須疑、和賀美賀本斯久邇波、迦豆良紀多迦美夜、和藝幣能阿多理、如此歌而還、暫入坐筒木韓人名奴理能美之家也、天皇聞看大后自山代上幸而、使舍人名謂鳥山人、送御歌曰、夜麻斯呂邇、伊斯祁登理夜麻、伊斯祁伊斯祁、阿賀波斯豆摩邇、伊斯岐阿波牟迦母、又續遣丸邇臣口子、而歌曰、美母呂能、曾能多迦紀那流、意富韋古賀波良、意富韋古賀、波良邇阿流、岐毛牟迦布、許許呂袁陀邇迦、阿比淤母波受阿良牟、又歌曰、都藝泥布、夜麻志呂賣能、許久波母知、宇知斯淤富泥、泥士漏能、斯漏多陀牟岐、麻迦受祁婆許曾、斯良受登母伊波米、故是口子臣、白此御歌之時、大雨、爾不避其雨、參伏前殿戶者、違出後戶、參伏後殿戶者、違出前戶、爾匍匐進赴、跪于庭中時、水潦至腰、其臣、服著紅紐青摺衣、故、水潦

拂紅紐、青皆變紅色、爾口子臣之妹口日賣、仕奉大后、(○中略)於是口子臣、亦其妹口比賣及奴理能美、三人議而、令奏天皇云、大后幸行所以者、奴理能美之所養虫、一度爲匍虫、一度爲殼、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫、看行此虫而入坐耳、更無異心、如此奏時、天皇詔然者吾思奇異、故欲見行、自大宮上幸行入坐奴理能美之家時、其奴理能美、己所養之三種虫獻於大后、爾天皇御立其大后所坐殿戸、歌曰、都藝泥布、夜麻斯呂賣能、許久波母知、宇知斯意富泥、佐和佐和爾、那賀伊幣勢許曾、宇知和多須、夜賀波延那須、岐伊理麻韋久禮、此天皇與大后所歌之六歌者、志都歌之返歌也、

〔古事記傳三十六〕志都歌之返歌、此御段の末にも如此云るあり、彼處には返歌を、諸本共に、歌返とあるを、たゞ延佳本にのみは、返歌とあり、かくて此も諸本には返歌とあれども、眞福寺本には、歌返とあり、故思ふに、歌返とある方や正しからむ、(○註略)もし歌返ならば、宇多加幣志と訓べきにや、されどなほ返歌と云ぞ理穩に聞え、又夷振之上歌など云例格にも叶へれば、今は姑く此も彼も返歌とあるに依りつ、さて志都歌と云は、朝倉宮段にも二處に見えたり、(○註略)神樂歌古本に云く、次鷹枕静歌(拍子十、本末各五、)尻上(拍子十四、本末各七、)又(裏書)以前宮人、木綿志天、前張、此三首各静歌二返、尋琴拍子打、尻擧二返云々と見え、韓神歌に、静韓神早韓神と云ことあり、早に對へて、静と云を以て見れば、志都歌は、徐に歌ふ由の名なるべし、返歌は、古今集大歌所歌の、神樂歌の中に、返し物の歌とて、青柳を片糸に搓て云々の歌を載たり、此歌は、神樂の青柳ど云歌なり、(○註略)六帖琴歌に、吾妻琴春の調を借しかば返し物とは思はざりけり、(○註略)袖中抄返し物の條に、右の歌どもを引て、神樂譜云、朝倉吹返催馬樂拍子云々、あさくらや木の丸殿に云々、此歌爲御前返歌、是延喜廿一年勅定也、神樂遊仕る時は、榊音振唱、又云、星已了搔返絲竹して可仕朝倉(支)催堪能之歌人、私云、朝倉うたふをば、あさくらかへすと云、或は吹返といひ、或は搔返絲竹と云り、或は催馬樂拍子と云り(云々)、此かへすは、笛も琴も別にしらべ改むるか、催馬樂拍子と云にて知りぬ云

云、これまで袖中抄江次第石清水臨時祭儀に、舞人出畢陪從反歌退出と見えて、抄に反歌大比禮返也とあり、源氏物語若菜上卷に、唱歌の人々御階に召て、勝れたる聲のかぎり出して、返り音になる、夜の更行まゝに、物の調どもなつかしくかはりて、青柳遊び給ふほど云々、注にかへりごゑになるは、呂の律になるなりとあり、體源抄にも返り聲に青柳をうたふと云は、律の聲を返り聲と云と云り、これは凡て律聲を、返聲と云には非ず、呂聲の易りて、律聲になれるを云なり、又云、朝倉がへしと云は、朝倉の歌を催馬樂拍子にうたふを云、神樂は一越調なるを、催馬樂拍子に琴を調ぶるなりと云り、是も右の袖中抄に、星巳了云々とある處を見て心得べし、右のことゞもを合せて考るに、調の易るを返ると云、其は物の下上に易るを、覆ると云、裏表に易るを飜ると云類にて、調の易るは、呂の律に飜るなり、さて其調を易へたる際に、歌を返歌と云、返物と云も是なり、○略註そも〳〵物の調、歌音などを呂律と分つことは、漢國の定めに依れることにて、但し皇國にてはいかなる故にか、呂律の名、漢國とは相反りて、呂と云は、彼國の律、律と云は彼國の呂なり、漢學の人いぶかること勿れ、後のさたなるに、此の返歌を其調の易ることに說むは、如何と思ふ人あるべけれど、呂律など云名こそ後なれ、上ッ代よりして歌音にも、物の調などにも、おのづから強き柔なる差などはのるべければ、其を飜して歌ふ事などもありて、返歌と名けけんこと何かは疑はむ、然るわざの上代より有て、傳はりたるを承て、後にも然るわざはあるなり、

〔古今和歌集打聽二十大歌所御歌〕かへしものゝうた

やまと琴の呂を律にかへす也

〔古事記下仁德〕此之御世、免寸河之西、有一高樹、其樹之影、當旦日者、逮淡道島、當夕日者、越高安山、故切是樹以作船、甚捷行之船也、時號其船謂枯野、故以是船、旦夕酌淡道島之寒泉、獻大御水也、茲船破壞以燒鹽、取其燒遺木作琴、其音響七里、爾歌曰、加良怒袁、志本爾夜岐、斯賀阿麻理、許登爾都久理、加岐比久夜、由良能斗能、斗那加能、伊久理爾、布禮多都、那豆能紀能、佐夜佐夜、此者志都歌之返歌也、

〔古事記 雄略 下〕一時天皇遊行、到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問其童女汝者誰子、答白己名謂引田部赤猪子、爾令詔者、汝不嫁夫、今將喚而、還坐於宮、故其赤猪子、仰待天皇之命、既經八十歲、○中略 於是天皇大驚、吾既忘先事、然汝守志待命、徒過盛年、是甚愛悲、心裏欲婚、憚其極老、不得成婚而、賜御歌、其歌曰、美母呂能、伊都加斯賀母登、加斯賀母登、由由斯伎加母、加志波良袁登賣、又歌曰、比氣多能、和加久流須婆良、和加久閉爾、韋泥氐麻斯母能、淤伊爾祁流加母、爾赤猪子之泣淚、悉濕其所服之丹揩袖、答其大御歌而歌曰、美母呂爾、都久夜多麻加岐、都岐阿麻斯、多爾加母余良牟、加微能美夜比登、又歌曰、久佐迦延能、伊理延能波知須、波那婆知須、微能佐加理毘登、登母志岐呂加母、爾多祿給其老女以返遣也、故此四歌者志都歌也、○中略 天皇坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、○中略 爾袁杼比賣獻歌、其歌曰、夜須美斯志、和賀淤富岐美能、阿佐斗爾波、伊余理陀多志、由布斗爾波、伊余理陀多須、和岐豆紀賀、斯多能、伊多爾母賀、阿世袁、此者志都歌也、

〔古事記 允恭 下〕故其輕太子者、流於伊余湯也、○中略 其衣通王、○中略 追到之時、待懷而歌曰、許母理久能、波都世能夜麻能、意富袁爾波、波多波理陀氐、佐袁袁爾波、波多波理陀氐、意富袁爾斯、那加佐陀賣流、淤母比豆麻阿波禮、都久由美能、許夜流許夜理母、阿豆佐由美、多氐理多氐理母、能知母登理美流、意母比豆麻阿波禮、又歌曰、許母理久能、波都勢能賀波能、賀美都勢爾、伊久比袁宇知、斯毛都勢爾、麻久比袁宇知、伊久比爾波、加賀美袁加氣、麻久比爾波、麻多麻袁加氣、麻多麻那須、阿賀母布伊毛、加賀美那須、阿賀母布都麻、阿理登、伊波婆許曾爾、伊幣爾母由加米、久爾袁母斯怒波米、如此歌、卽共自死、故此二歌者、讀歌也、

〔古事記傳 三十九〕讀歌は樂府にて、他の歌曲の如く、聲を詠めあやなしては歌はずして、直誦に讀擧る如、唱へたる故の名なるべし、凡て余牟と云は、物を數ふる如くに、つぶ〳〵と唱ふることなり、故物を數ふるをも、余牟と云り、又歌を作るを余牟と云も、心に思ふことを數へたてゝ云出るよしなり、されば歌余牟と云は、漢國にて詩を作るを賦すと云賦と、おのづから

奏大歌

よく似たり、さて此の讀歌と云は、自作れることを云には非ず、樂府にての歌ひぶりのことなり、或人この讀歌を、漢國にて徒歌と云る如く、たゞにうたへるのみの歌ならむと云るは叶はず、

〔内裏式上〕十六日正月踏歌式

早旦天皇御豐樂殿、賜宴次侍從以上、〇中略一盞之後、吉野國栖、於儀鸞門外奏歌笛、獻御贄及大歌、立歌人等參入、奏歌如常、若有蕃客、並不奏、

〔内裏式中〕十一月新嘗會式

吉野國栖於儀鸞門外、奏歌笛、進御贄、訖大歌別當大夫率歌者參入、就座、座定、奏大歌、舞五節、或於殿上舞、不儛舞臺、訖治部雅樂率工人等參入、奏立歌、或有勅停之

〔儀式五〕大歌幷五節舞儀

當日〇新嘗會早旦、兵庫寮鼓吹司夫等、就大歌所、受鉦鼓鐸箜篌、運送會所、次歌人幷琴師笛工等、候儀鸞門屏幔外、吉野國栖奏歌笛、畢別當降自殿東階、南行出自儀鸞門東戸、東行更西向、宣令立臺、卽大舍人二人著當色、率鐘鐸鼓箜篌、四列四人率之入自同門東戸、列立舞臺南、相去二許丈、鐘在東、鐸在中、鼓在西、相去六尺許、退出、訖掃部寮設床子、舞臺東相去一許丈立大歌別當床子、鐘鐸南去二許尺、各立師床子、其南左右相分、立御琴師床子各二脚、次設歌人已下床子、其歌人以下二人共一床、訖別當喚之、歌人已下共稱唯、左右相分行列、相去一許丈其次第左彈御琴師二人、著紫袍、各擊御琴、次歌人十三人、四人著紫袍、九人綠幷縹袍、次笛工四人、擊拍子四人、次鐘師一人、並著當色、右彈御琴二人、次歌人十三人、服色並同左次一二三鼓師各一人、各著當色、次擊拍子一人、服色同左次鐸師鼓師各一人、著當色立定別當喚之、共稱唯、別當列入自戸、彈御琴已下依次入、各當床子前折而立、但鐘鐸鼓師、自歌人座邊、趨共就床子、訖鐘幷鼓師相目撞擊鼓各三下、訖別當以下共就床子、訖笛工調擊聲、次調御琴、空攊御琴三聲、詞云、牟奈須可々記、次拍手三度、詞云、牟奈天、奏數曲、訖奏五節歌、

〔續日本紀三十六桓武〕天應元年十一月丁卯、御太政官院、行大嘗之事、〇己巳、宴五位已上、奏雅樂及大歌

於庭、

〔類聚國史 七十二 歳時〕延暦十四年正月庚午朔、廢朝、以大極殿未成也、宴侍臣於前殿、奏大歌及雜樂、宴畢賜被、

〔續史愚抄 後櫻町〕寶暦十四年〇明和元年十一月十一日戊午、豐明節會、〇中略今夜立舞臺於南庭、有大歌、再興自今豐明宴可為如斯者、

〇按ズルニ、大歌ヲ大嘗祭、新嘗祭、踏歌節會等ノ時ニ奏スル事ハ、神祇部、歳時部ノ各篇ニ載セタレバ、一二ヲ錄シテ、餘ハ省略ニ從フ、

神樂

神樂ハ舊クカミアソビト云ヒ、後ニカグラト云フ、神樂ハ天照大神ノ天岩戸ノ故事ニ基因スル舞樂ニシテ、神祭ノ時ニ奏スルナリ、神樂ヲ行フ者ノ長ヲ人長ト云フ、中世人長ハ、多クハ近衞舍人ノ行フ所トス、神樂ノ中ニ於テ內侍所及ビ淸暑堂ノ御神樂ヲ以テ、最モ重キモノトシ、伊勢、石淸水、賀茂等ノ如キ大社ノ神樂コレニ次ゲリ、後世ニハ里神樂、大神樂、大々神樂等ノ別アリ、而シテ內侍所御神樂ハ帝王部神器篇ニ、淸暑堂御神樂ハ神祇部大嘗祭篇ニ載セタリ、

名稱

〔類聚名義抄 七示〕神樂カグラ

〔伊呂波字類抄 加人事〕神樂カクラ

〔下學集 上神祇〕神樂カグラ

〔藻鹽草 十四氣形〕神樂 神樂は總調をもてうたふといへり

起原

初卯神樂（二月の初卯の神樂おもしろやうたへやうたへ朝日さすまで、彼社の催物語なり、これは大菩薩の御歌と、）かみ神樂　さ夜神樂　さか木ばうたふなどいへり　宮つこ御火たろくたけら（里かぐら、庭火、）庭火の影　庭火たく（○下略）

〔藻鹽草（十六人事）〕歌（音曲也）

かへりごゑに青柳うたふ　からをきうたふ　あかほしうたふ　あほしのこゑ　あさくらうたふ　あさくらのこゑ（これらは神樂也）

〔玉勝間（十）〕かぐら

かぐらは、いにしへは神あそびとぞいへる、されば其歌をも、古今集にはかみあそびの歌とぞしるされたる、神樂と書るも、ふるくはかみあそびとぞ訓べき、かぐらといふ名は、いかなるよしにて、いつのほどよりかいひそめけむ、六帖の題にはかぐらとかけり、

〔日本書紀（一神代）〕素戔嗚尊之爲行也甚無狀、（○中略）是時天照大神驚動、以梭傷身、由此發慍、乃入于天石窟閉磐戸而幽居焉、（○中略）又猨女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、亦以天香山之眞坂樹爲鬘、以蘿（蘿此云比舸礙）爲手繦、（手繦此云多須枳）而火處燒、覆槽置、（覆槽此云于該）顯神明之憑談、（顯神明之憑談此云歌牟鵝可梨）是時天照大神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命㘞樂如此者乎、乃以御手細開磐戸窺之、時手力雄神則奉承天照大神之手引而奉出、（○下略）

〔古語拾遺〕于時天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、（○中略）高皇産靈神、會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方、爰思兼神、深思遠慮議曰、（○中略）又令天鈿女命、（古語、天乃於須女、其神強悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此緣也、）以眞辟葛爲鬘、以蘿葛爲手繦、（蘿葛者比可氣）以竹葉飫憩木葉爲手草、（今多久佐）手持著鐸之矛、而於石窟戸前覆誓槽、（古語、宇氣布禰、約誓之意、）擧庭燎、巧作俳優、相與歌舞、（○中略）于時天照大神中心獨謂、比吾幽居、天下悉闇、群神何由如此歌樂、聊開戸而窺之、（○中略）當此時、上天初晴、衆倶相見、面皆明白、伸手歌舞、相與稱曰、阿波禮、（言天晴也）阿那於茂志呂、（古語、事之甚切、皆稱阿那、言衆面明白也、）阿那多能志、（言伸手而舞、今指樂事謂之多能志、此意也、）阿那佐夜憩、（竹葉之聲也）飫憩、

木名也、振其葉之調也、

〔殘夜抄〕此朝のあそびは世のはじまり、神の代に天照大神あまのいはとをとぢて、天下をつくやみになし給へりしに、やほよろづの神々よりあひて、神めで給ふほどのあそびといふ、

〔古語拾遺〕神武天皇〇中略建都橿原、經營帝宅、〇中略爾乃立靈畤於鳥見山中、天富命陳幣祝詞、禋祀皇天、徧秩群望、以答神祇之恩焉、是以中臣齋部二氏、倶掌祠祀之職、猨女君氏、供神樂之事、自餘諸氏、各有其職也、

〔體源抄十上〕神樂　口談諸方之家之記載之〇中略

カノ天照大神ノ御時、神樂ヲ始メラレシ事、人王ノ御代ニハ第十四代ノ御門、仲哀天皇九年庚辰二月崩御間、后キ神功皇后カハリテ天下ヲ攝政セサセ給シニ、神樂ヲハジメ給ヘリキ

〔古事記中仲哀〕故天皇坐筑紫之訶志比宮、將擊熊曾國之時、天皇控御琴而、建内宿禰大臣居於沙庭、請神之命、

〔古事記傳三十〕沙庭は神を降し請せ奉て、其御命を請ふ場にて、齋清めたる由にて、清場の切りたる名なり、佐夜は佐と切まる書紀神功卷に爲審神者とあるは、清庭に候ふ人を云るなり、

〔政事要略二十八年中行事十一月〕下酉〇賀茂臨時祭事

神樂講云、散籔、此云産波、又云美止利、下採籔同、古老云、昔臥箕攪其背遊、或作採籔、但於御前人長云、召可奉仕御琴之士、此云名古止、

今案、謂神者與散籔以審神可爲本文、散籔未詳其說、但今以彈琴之者、佐爾波止云、偏以供奉神遊、漸訛、以經彈琴所構歟、

曲名

〔拾芥抄上末神樂〕庭燎　底筆本無之

採物

榊　幣　杖　篠　弓　劔　鉾　杓　葛　韓神

大前張（宸筆本、宮人、由不志天、前張之外不被載之、）

宮人　何爾波形　木綿四手　前張　階香取　面白　井奈野　和支母子

小前張

薦枕　閑野　小菅（宸筆本作志都、又小菅二字無、）　磯等崎（同本無崎字）　篠波　殖舂　總角　大

宮　湊田　蛬（蟋蟀宸筆）　千歳　早歌（已上二首宸筆、雜歌被載之、）

星歌（宸筆本歌字無之、晝目、弓立等加之、彼是七首被載之、）

吉々く利々（宸筆本一利無）　得錢子　木綿作

雜歌（宸筆本、小前張之次被載之、千歳早歌之外無之、）

晝目（宸筆本、木綿作ノ下ニ被載之、）　湯立（宸筆弓立）　竈殿（同本無之）　酒殿（同）　神擧（同）　朝藏（閣宸筆同本、星歌被載之、）

其駒（同）

〔神樂歌入文〕上採物歌

考曰、神遊の時、人長が取て舞などする物を云、則其物ごとに、古歌をうたふ也、賢木より、ひさご、葛まで九種の取物あり、今按に、天治本云、取物九種、榊、幣、杖、篠、弓、劔、鉾、杓、葛、（但不用葛）各雄拍子、雌拍子十、次韓神、（拍子廿、本末十、）次御遊了天、酒司（二度）坏給則了、次笛篳篥琴等、隨召次第仕天、各本座著久、次御遊、其間和舞可仕男衰召氏舞仕留、則了間爾於佐戸天、人長申云、是男二度和舞（以上）告、依奉仕多留爾、司位令祿衰給、次前張とあり、是にて其凡を知べし、但採物九種とあるは、古くより唱へ誤れるなるべし、こは本八種なりけんを、杓葛を、杓と葛と、二つと心得たるより、九種と記せしにやあらん、右天治本に、葛（但不用葛）と云、嘉禎本に、葛昔より無歌とあるなども其故か、此事下の杓の條に委く云はん、皆岩屋戸段の品々より、事起れる事、初に引書紀の文に合て知るべし、

〔古事記傳十三〕神樂歌に前張(サイバリ)と云は、前榛(サイバリ)に衣は染む云々、といふ歌一曲の名なるを、他の歌をもかけて、十六曲の惣名になして、大前張小前張と呼、

〔神樂歌入文中〕大前張或曰催馬樂曲

鈔曰、大前張に七首あり、下の小前張に九首あり、前張は一曲の名なるを、總にわたりて大小と名付かへたる事、いとおぼつかなし、たとへば大前張七首の中に、前張は本曲にてあるを、其調子にて、十六首ながらうたにとり、又呂律等のちがひめあるによりて、大前張小前張とは替たるにや、ひとへに是は僻案也、可笑之、猶鄙曲の人にとふべし、考曰、さいばりに衣はすらんてふ歌によりて、此名は有、さいばりは初萩(サキハギ)なり、今は傍なるに似たれども、物の名はさる類も多かるなり、神樂さいばらと云は、後の好事の云るにて、此さいばりを總ての名にも負せしなり、書入曰、宣長云、此説はいみじきひが事なり、神樂と催馬樂とは、本より別なるを、此神樂譜の曲名を、催馬樂中にうつして云べきことわりなし、こゝの前張は本より一曲の名なるものをや、已上今按に、此大前張小前張と云曲名のゆゑよしは、神樂の事をよく見知給へりし一條兼良公だに、右の如く心得かね給ふむねなるを見るにも、はやくより志られがたき事なりし也、それにつきて、今守部見す〳〵瞎推の杜撰を述べ試むべし、先ヅこゝの標下に、天治本、文治本、嘉禎本等に、或曰催馬樂曲と記したれば、是實は催馬樂のはじめなりしも知べからず、其は神樂曲は、もと八種の採物のみなりけむ故に、韓神曲に、直會のうた出て、御靈上ゲせしにぞ有ける、さて其餘興に打とけたる遊びすとて、はじめて七首の催馬樂をうたひて興じけるを、其後又九首くはへける時、はじめの七首を大前張と名づけ、後に添たる九首を小前張とはとなへけん、それよりして此十六首は、もとは催馬樂ながらも、毎時神樂にうたふ故に、神樂歌譜の中に收て一部とはなし來しならん、又次の催馬樂譜は、右の神樂にはとりのこしたれども、はやくより

歌章

郢曲の人のうたひ弄ぶ限りをあつめて、又一部とはなし來しにこそ、もとより神樂催馬樂と上下になして、一部の書のごとく傳へ來つるも、さるやうこそあらめ、若別種の物ならんには、如此相並べてものすべきいはれもなし、かく見る時は、催馬樂といふ名のゆゑよし、何かの事に又疑ひも出べけれど、そは又催馬樂のはじめに云べし、

〔體源抄十上〕口談諸方之家ニ記載之

舊神樂譜云、昔貞觀御時、神宴之日被撰定神樂歌、若是清暑堂御神樂歟、

〔十訓抄一〕天智天皇、世につゝしみ給事ありて、筑前國上座郡朝倉といふ所の山中に、黑木の屋を造りておはしけるを、木丸殿と云、〇中略さてかの木丸殿には用心をまたまひければ、入來の人かならず名のりをしけり、

朝倉や木の丸殿に我をれば名のりをまつゝ行はたが子ぞ、是天智天皇の御歌也、これを民どもも聞とゞめてうたひ初たりける也、其國々の風俗どもえらびたまひける時、筑前國の風俗の曲にうたひけるを、延喜帝神樂の歌どもくはへられけるに、うたひそへられたりけるなり、其駒も同御時くはへられたるとぞ、

〔吉野樂書〕一アサクラハ本ハ筑前ノ風俗也、淸和水尾ノ御時、神樂ニハ被入之、又其駒ハ本催馬樂也、延喜御時、神樂ニハ被入也、又其駒ノツヾケ拍子ハ、大宮殿〇藤原後家ノウタヒハジメタマヒケリ、秘藏云々、

〔神樂歌〕庭燎

本末一首

み山には、みやまには、あられふるらし、と山なる、まさ木のかづら、色づきにけり、色づきにけり、

〔梁塵愚案抄上〕み山には霰ふるの歌は、古今集第二十の內、大歌所の歌の中に、神遊の歌とて載侍る其內也、是は後の世の人のよめるを、庭火の曲と名付てうたひ侍る也、

〔神樂歌〕採物歌　榊

本 さか木葉の、香をかぐはしみ、とめくれば、八十氏人ぞ、まとゐせりける、やそうぢ人ぞ、まとゐせりける、

末 神がきの、みむろの山の、さか木葉は、神のみまへに、しげりあひにけり、しげりあひにけり、

或說 時によりて、うたふ事のあるを、如此記せり、

本 榊葉に、ゆふとりしで、、たが世にか、神のみまへ〇みまへ、一本作みむろ、に、いはひそめけん、いはひそめけん、

末 霜やたび、おけどかれせぬ、さか木葉の、立さかゆべき、神のきねかも、神のきねかも、

幣

本 みてぐらは、わがにはあらず、天にます、豐をか姬の、神のみてぐら、神のみてぐら、

末 みてぐらに、ならましものを、すべ神の、御手にとられて、なづさはましを、なづさはましを、

杖

本 此つゑは、いづこの杖ぞ、ちめにます、豐をか姬の、みやの杖なり、かみのつゑなり、

末 あふさかを、けさこえくれば、やま人の、ちとせつけとて、くれし杖なり、くれし杖なり、

或說

本 あし引の、山をさかしみ、ゆふつくる、さか木が枝を、つゑにきりつる、つゑにきりつる、

末 すめ神の、みやまの杖と、やま人の、ちとせをいのり、きれるみ杖ぞ、きれるみつゑぞ、

篠

本 此さゝは、いづこのさゝぞ、とねりらが、こしにさがれる、ともをかのさゝ、ともをかのさゝ、

末 さゝわけば、袖こそやれめ、とね川の、いしはふむとも、いざ川原より、いざかはらより、

或說

本 さゝの葉に、雪ふりつもる、冬のよに、豐の遊びを、するがたのしさ、するがたのしさ、

末 みづかきの、神の御代より、さゝの葉を、たぐさにとりて、遊びけらしも、あそびけらしも、

弓

本 弓といへば、しなきものを、梓弓、まゆみつき弓、しなこそあるらし、しなこそあるらし、

末 みちのくの、あだちのま弓、わがひかば、やう〳〵よりこ、しのび〳〵に、しのび〳〵に、

或說

末 さつをらが、もたせのまゆみ、おく山に、みかりすらしも、弓のはず見ゆ、弓のはず見ゆ、

本 よも山の、まもりにたのむ、あづさ弓、神のたからに、今しつるかな、今しつるかな、

末 あづさ弓、はる來るごとに、すめ神の、豐のあそびに、あはんとぞおもふ、あはんとぞおもふ、

劒

本 しろがねの、めぬきのたちを、さげはきて、ならの都を、ねるはたが子ぞ、ねるはたが子ぞ、

末 いそのかみ、ふるやをとこの、太刀もがな、くみのをしでゝ、宮路かよはん、みやぢかよはん、

或說

本 いはひこし、神はまつりつ、あすよりは、くみのをしでゝ、あそべたちはき、あそべたちはき、

末 おきつきに、すめ神たちを、いはひこし、心はいまぞ、たのしかりける、たのしかりける、

鉾

本 此ほこは、いづこの鉾ぞ、あめにます、豐をか姫の、みやのほこなり、みやのみほこぞ、

末 よも山の、人のまもりに、するほこを、神のみまへに、いはひつるかな、いはひつるかな、

杓

本 おほ原や、せがゐのしみづ、ひさごもて、鳥はなくとも、あそびてをくめ、あそびてゆかん、

末わが門の、板井のしみづ、里遠み、人しくまねば、みづさびにけり、みくさゐにけり、

片折

本おほ原や、せがゐや、せがゐのみづを、　末わが門の、いたゐや、いたゐのしみづ、

諸擧

本せがゐや、せがゐのみづを、　末いたゐや、いたゐのしみづ、

葛元○歌

韓神

本みしまゆふ、かたにとりかけ、かたにとりかけ、我ゝから神の、からをぎせんや、からをぎ、からをぎせんや、

末やひらでを、手にとりもちて、われから神の、からをぎせんや、からをぎせんや、

或説

本わがあれば、みな人しらず、ちゝがかた、はゝがかたとも、神ぞしるらん、神ぞしるらん、

末みや人の、しではさかゆる、おほなほみ、いざわがともに、神さかもどれ、神さかもどれ、

大前張或曰催馬樂曲

宮人

本みや人の、おほよそごろも、ひざとほし、きのよろしもよ、おほよそ衣、

末ひざとほし、きのよろしもよ、おほよそごろも、

難波潟

本なにはがた、しほみちくれば、あまごろも、あまごろも、

末あま衣、たみのゝしまに、たづ鳴わたる、たづ鳴わたる、

木綿志天
本ゆふしでし、神のさぎ田に、いなのほの、いなのほの、
末いなのほの、もろほにしでよ、かれちほもなく、かれちぼもなく、

前張
本さいばらに、ころもはそめん、雨ふれど、雨ふれど、
末雨ふれど、うつろひがたし、ふかくそめてば、ふかくそめてば、

階香取
本しながとり、ゐなのみなとに、あいぞ、いる舟の、かぢよくまかせ、ふねかたぶくな、ふねかたぶくな、
末わかくさの、や、妹ものりたりや、あいぞ、われものりたりや、ふねかたぶくな、ふねかたぶくな、

井奈野
本しながとりや、ゐなのふし原、あいぞ、とびてくる、しぎが羽音は、おとおもしろき、しぎが羽おとは、
末しながとりや、ゐなのふし原、あいぞ、あみさすや、わが世の君は、いくらかとりけん、いくらかとりけん、

脇母古
本わぎもこにや、一夜はだふれ、あいぞ、あやまちせしより、鳥もとられず、鳥もとられずや、
末しかりともや、わがせの君は、あいぞ、いつゝとり、むつとり、七つ八つとり、こゝのよとをはとり、とをはとりけんや、

小前張

薦枕
本こもまくら、たかせの淀にや、たがにへ人ぞ、しぎつきのぼる、あみおろし、さでさしのぼる、あいぞ、

たがにへ入ぞ、しぎつきのぼる、あみおろし、さでさしのぼる、

末 あめにますや、とよをかひめや、そのにへ人ぞ、しぎつきのぼる、あみおろし、さでさしのぼる、あいぞ、そのにへ人ぞ、しぎつきのぼる、あみおろし、さでさしのぼる、

閑野

本 しづやのこすげ、かまてからばおひんや、おひんやこすげ、

末 あめなるひばり、よりこやひばり、とみくさ、とみくさもちて、

磯等

本 いそらが崎に、たひつるあまも、たひつる、たひつる、

末 わぎもこがためと、たひつるあまも、たひつるあまも、

篠波

本 さゝなみや、しがのから崎や、みしねつく、をみなのよさゝや、それもがも、かれもがも、いとこせの、眞いとこせにせん、

末 あしはら田の、いなつきがにのや、おのれさへ、よめをえずとてや、さゝげてはおろしや、おろしてはさゝげや、かひなげをするや、

殖槻

本 うゑつきや、田中のもりや、もりやてふ、かさのあさぢが原に、

末 われをきて、ふたづまとるや、とるなてふ、かさのあさぢが原に、

總角

本 あげまきを、わさ田にやりてや、そをもふと、そをもふと、そをもふと、そをもふと、

末 そふもふと、なにもせずして、春日すら、春日すら、春日すら、春日すら、

大宮

本 おほみやの、ちひさことねりや、てらにや、てらにや、たまならば、てらにや、

末 たまならば、ひるは手にすゑや、よるはまきねん、てらにや、よるはまきねん、てらにや、

湊田

本 みなと田に、くゞひやつをりや、とろちなや、とろちなや、やつながら、とろちなや、

末 やつながら、ものもはずをりや、とろちなや、やつながら、とろちなや、とろちなや、

蛬

本 きり〳〵すの、ねたさうれたさや、みそのふにまゐりきて、木のねをほりはんでおさまさ、つのをれぬ、おさまさ、つのをれぬ、

末 ねたさうれたさや、みそのふにまゐり來て、木のねをほりはんで、おさまさ、つのをれぬ、

或說

本 ゑたらがまうどの、ひとへのかりぎぬ、なとりれそ、いとねたし、

末 なとりれそ、こさめにそほぬらせ、よがれする、いと〳〵ねたし、

千歳　折說二反或三反之後、本方千歳歌、末方萬歳歌如常、

本 せんざい、せんざい、せんざいや、千とせのせんざいや、　本方 なほせんざい

末 まんざい、まんざい、まんざいや、よろづよのまんざいや、　末方 なほまんざい

早歌

本 やいづれぞも、とうどまり、　末 やかのさきこえて

本 やみやまのこつゞら　末 やくれ〳〵こつゞら

本 やさぎのくびとろんと　末 やいとはたながうて

本やあかゞりふむな、しりなるこ、　末やわれもめはあり、さきなるこ、
本やとねりこんぞ、しりこんぞ、　末やわれもこんぞ、しりこんぞ、
本やあちの山せやま　末やせやまのあちのせ
本やこのしのみかどに、こじおといつ、　末やかみのねのなければ
本やをみなこのざえは　末やしもつきしはすの、かきこぼり、
本やあふりどや、ひわりど、　末やひわりどや、あふりど、
本やゆすりあげよ、そゝりあげん、　末やそゝりあげよ、ゆすりあげん、
本やたにからゆかば、岡からゆかん、　末や岡からゆかば、谷からゆかん、
本やこれからゆかば、かれからゆかん、　末やかれからゆかば、これからゆかん、

明星　吉々利々

本きゝりゝ、せんざいいやう、びやくしゆとう、ちやうせつしんてう、しやう〳〵げや、あかぼじは、みやうしやうは、くはやこゝなりや、なにしかも、こよひの月の、たゞこゝに、ますや、たゞこゝに、たゞこゝにますや、
末びやくしゆんと、ちやうせつ、しんてう、しやう〳〵げや、あかぼしは、みやうしやうは、くはやこゝなりや、何しかも、こよひの月の、たゞこゝに、たゞこゝにますや、たゞこゝに、たゞこゝにますや、

得錢子

本とくせにこが、ねやなる、しめゆふひばを、たれかたをりし、とくせにこや、たゝらこきひばや、たれかたをりし、とくせにこや、
末われこそは、見ればやうれたさゝに、たをりて來しかや、とくせにこや、たゝらこきひばや、たをりて來しかや、とくせにこや、

木綿作

本 ゆふつくる、しなのはらにや、あさたづね、あさたづね、あさたづねや、

末 あさたづゝね、ましもかみぞや、あそべあそゝべ、あそべあそべ、あそべあそべや、

壹目歌

本 いかばかり、よきわざしてよ、天てるや、ひるめの神を、しばしとゞめん、しばしとゞめん、

末 いづこにか、こまをつながん、朝日こが、さすやをかべの、玉ざゝのうへに、たまざゝのうへに、

或説

なにわざを、われはしつゝか、

弓立

本 いせしまや、あまのとねらが、たくほのけ、　於介於介

末 たくほのけ、いそらが崎にかをりあふ、　於介於介

本 おほきみの、ゆきとるやまのわかざくら、　於介々々

末 わかざくら、とりにわれゆくや、ふねかぢさを、ひとかせ、　於介々々

本 すめ神の、けさの神あげに、あふ人は、ちとせのいのち、のぶとこそきけ、

末 そべ神は、よき日まつれば、あすよりは、あけの衣を、けごろもにせん、

朝倉

本 あさくらや、きゝのまろどのにや、わがをれば、わがをれば、

末 わがをれば、なのりをしつゝや、ゆくはたが子ぞ、ゆく人やたれ、

或説

本 あさくらや、おめのみなとに、あびきをれば、あまのめざしに、なびきあひにけり、なびきあひにけ

り、

末かつらぎや、わたるくめぢの、つぎはしの、こゝろもしらず、いざかへりなん、あさかへりなん、

其駒

そのこまぞや、われに、われにくさこふ、くさはとりかはん、くつわとり、くさはとりかはん、水はとりかはん、

或説

あしぶちのや、もりの、もりの下なる、わかごまゐてこ、あしぶちの、とらげのこま、

竈殿歌

本とよへつひ、みあそびすらし、久かたの、天のがはらに、ことのこゑする、ひざのこゑする、ひざのこゑする、

末久かたの、あまのがはらに、とよへつひ、みあそびすらしも、ひざのこゑする、ひざのこゑする、

酒殿歌

本さかどのは、ひろしまびろし、みかごしに、わがてなとりそ、しかはせぬわざ、しかつげなくに、

末さかどのは、けさはなはきそ、とねりめの、もひきすそひき、けさははきてき、けさにははきゝ、

或説

本あまのはら、ふりさけ見れば、やへ雲の、雲のなかなる、雲のなかとみの、なかとみの、天のこすげを、

さきはらひ、いのりしことは、けふの日のため、あなたふとや(なこやな)、わがすめ神の、かむろぎのよさ、

末にはとりは、かけろとなきぬなり、おきよおきよ、わがひとよづま、人もこそ見れ、人もこそ見れ、

〔玉勝間十一〕肥後國の神樂歌

地響歌　むかしより世をはじめ給ふおほ太子よのよきことをおきてはじめん　御手幣を

手にとりもちてをがめば四方の神も花とよむらん　よき馬によきくらおきて手綱かけ朝日にむいて神をせうせん　神の父いづくにますぞ幣さしてとほりにまゐる神をせうせん　神の母いづくにますぞみくまもり出雲にまゐる神をせうせん　神せうし磯をぞまはるあまをぶねかいかぢそろへ船子さだめん、

高所(タカドコロ)　たんなんたひらの神棚にかほよき女體おはします　をつとはたれぞととひたれば松のうら葉のとみ男　をさなききんだちみやしろに學問せよとてあげたれば　うめと櫻にたはふれて五葉の松とぞなり給ふ　われらが植木のせきようはつく〳〵ぼうしをなべすゑて　あゆみ給へばあとごとに七本蓮花の花ひらく　南おもてのひら緣にいとげの車やりすゑて　南面の泉水にようある鳥こそきてゐたり　此殿のみかどのまへにはよくうゑてまゐれる人によしといはせん　此殿の十二の柱はかねよたゞおせどもひけどもなびかざらまし　此殿をあたらし殿とたれかなづく九國のとのゝふるやなるもの　酒殿に酒はつくりつももはらやちはらの酒ぞ神はめすらん　酒殿に風の吹かしさら〳〵とおげ木が本を宿とさだめん　酒殿入來るとみのかへらんばおかの子共と物語せん

藏手　いさやうちおきのみしまに鹽かけてかいたる鹽ぞ神はよろこぶ　東には日月さやかにひをてらす西にはよをつけよを經給ふ　北には一れうめうけん大將軍とのとのづくり南に南海をたてたり　一目のよどみの池に船うけてのぼるはやまもくだるはやまも　みさやまの諏訪のみまへの初穗花まゐれる人のかざしなるもの　天照大神宮のゆふだすきかけての後ぞたのしかるもの　水神のましましさきに綾はへて錦をはへてとくと踏せん　土佐の國はたの郡の北野なる客の天神といはひそめけん　土佐の國ありほが嶽にてる紅葉くれなゐ紅葉色かへて見ん　上件の歌どもは、肥後國の神樂歌也とて、かの國人の見せたる也、かの

國には、いづれの社の神樂にも、此歌どもをうたふとぞ、○中略

春日の若宮社の神樂舞の歌

春日の若宮社の神樂舞の歌とて、書つけたるを、人の見せける、
（初ノ歌）君が代のひさしかるべきためしには神もうゑけむ（手チカエル鼓ノダンカシラ）住吉の松やれ住吉の松やれ　（シラ拍子）春日山いはねの松はいはねども千年をみどりの色にゑり　みねの嵐は（ラン拍子ノ鼓トナナワ）おとせねど萬歳のひゞきぞ耳にみつ　（中ノ歌）三笠山生（是ヨリ鼓ハ終マデナナシ）そふ松のえだごとにたえず（手チカエル）も君がさかゆべきかなやれさかゆべきかな〱〱や　（末ノ歌）色かへぬ松と竹との松と竹（シホル手チカエル）との松と竹との〱（扇チ左ヘトル）末の代にいづれ久しとや〱　君のみぞ見む〱〱〱いづれ久しとや〱　君（扇チ右ヘトル）のみぞみむ〱〱

同　（初ノ歌）千代までと君を（アヒ舞ノ時ハ是ヨリ同音）いのれば三笠山みねにもおなじ聲きこゆなりやれ聲きこゆなりやれ
（シラ拍子）松はいはひのためしにひかる、は春日の山の姫小松八千代の玉椿　（鼓ハツメ同）いつのき川にすむ鶴ながゐの浦にあそぶ龜　（中ノ歌上）鶴の子の（同音）またつるの子のやしは子のそだゝむ代まで君はましませやれ君はましませ〱〱〱　（末ノ歌）宮人の〱すれる衣に（シホル）すれる衣に〱（扇チ左ヘトル）ゆふだすきかけて心をや〱たれによすらむ〱〱〱（扇チ右ヘトル）かけて心をや〱〱〱たれによすらむたれによすらん誰によすらむ〱

同　（初ノ歌）万代のまつのを山のかげゑげみ君をぞいのるときはかきはにやれ〱（鼓ノダンカシラモロ拍子ニ舞ノ手チカエル）　（シラ拍子）神明所にましませば一切諸願もよしなし万民うれへなければかむこもおきてなにかせむ　（中ノ歌上）わがやどの千代の川竹ふしとほみさもゆ（扇チ左ヘトル）くすゑのはるかなるかなやれはるかなるかな〱〱〱や（扇チ右ヘトリテ拍子チキクナリ）　（末ノ歌）うゑて見る殖てあまのまがきの竹の（シホル）まがきの竹の〱（扇左ヘトル）〱ふしごとにいやこもれる千代は〱君のみぞみむぞみむ〱（扇右ヘトル）いやこもれる千代は〱君のみぞみむ〱〱

音調

〔郢曲抄〕足柄、今樣、神樂、取物、皆音は別なれども、三聲はみな同樣のふりなり、神樂催馬樂かへつて神遊の歌に唱、本催馬樂よりわかち唱なり、榊是なん神樂の音せいなり、取物みなおなじふしにて唱、今樣に唱におなじ、ほうらい山なんど一ツ節なり、礒等とうにいたりて、おなじりうに唱ものか、大曲湯立、これ神遊の秘藏の事なり、秘曲どもなん、書目秘曲といへども、大曲におなじ、取物のひとつにと申つたへたり、星三首曲、是又ほしのはかせ、又別といふ、このぎ子細あり、星は神遊の別譜なり、神遊は取物になり、星句吉々利々佛經の說あり、このところ僧中加多の音ヲ別一句ごとに舉也、雙調よりいだして、又黃調ノ乙とまる、一句ごとにこれを星のハカセと云、本云加多音なるべし、たゞこゝにますといふ歌は、とくせにの拍子儱なり、これは別に唱たり、くはやよりつきはにて笛也、これゆへ一句はそのふしまでと去るべき也、得錢子のいたし拍子は、その內に儱と知るべし、人長のよひに去たかひ、又返數によるとかや、白柔等常のかへしなるべき、前張、宮人、難波方、七曲、是も前張のはかせとていはれあるものなり、これ又神遊の內なり、樂拍子に唱時は、皆催馬樂のごとくなり、其駒催馬樂ノ樂拍子、コノ拍子同流にうたひ始、今樣ノビン多々良も亂舞のせつには樂拍子に唱、朝倉催馬樂の音にして三段に唱、催馬樂ノ三段歌是又おなじ、段拍子打ハ榊取物計也、催馬樂打ハ、歌ノ類一百トヲト入ルヽ也、早歌これなんべつりうにて、早歌は一首々々みなおなじふりにて、はかせをわたす處のふり、取物のはかせなり、榊はかせにいれど榊をなし、神遊神樂同ことなり、神樂は神代のふうぎをうつして和國の祭とするなり、日本紀神書あり、神家につたへ有り、聞べし、湯立神樂の大曲と云、諸社國々行處阿知目於介是なん神樂根本神語也、湯立以宣大曲に唱、湯立大曲と云、弓立と用唱時兩用なるべし、足柄大曲黑鳥子前張に宮人ゆふしでなり、○中略よろづの神樂里神樂などに、さいのをのこなどあつまりて、すゞしめの聲なんきこえ侍り、雲明殿のひろにはに神樂して、才のをのこめされて神遊もあらぬか、今どき

さはがしくもの丶公事もをこたりはべり、問釋交名だにもとふひとなく、さいのあこ丸なんいとまあり、めしてむかしのことゞもをとひ、夏神樂の庭火の歌などを唱しに、里神樂は河井の社にて歌をしへて唱なんどといひしぞかし、

〔體源抄十上〕神樂

古人云、神樂ノ歌サガルトヲモハヾ、息ヲシゲクツグベキナリ、同息ニテ延歌ヘバ、息ノユルビテ、必ズ音ノ下ル也、只ノ音ワザ又カクノゴトシ、〇中略

右近番長多節茂ガ云、神樂ハ倭琴ヲ羯鼓ニテ織其程也、而今世ニハ事外ニ延ニタルナリ、顯仲忠季其命ゼラル丶ムネ、此詞ニ同ジキナリ、〇中略

又云ク、(顯仲)上代ハ神樂ハ無調ナリ、而近來都テ以テ一越調為之、我世ニ相替事是ナリ、

又云、(忠季)神樂ハ、近來其程以外ニ延タリ、神樂ノ程ヲバ、和琴ノ織ナリ、和琴ヲモテ其程ヲ正シテ拍子ヲ打ナリ、而拍子ヲ遙ニテ打バ、和琴ノ中絶シテ前後ノ詞ノ次ノ忘ル丶程ナリ、又歌ノ一句ヲバ一息ニ歌也、而近來一句ノ間ニ息ヲ繼ナリ、サカキバノ、(已上一句ナリ)是ヲバ一息ニ歌シナリ、近來其間息ヲ繼、不可說ノ事也、コレハ此道ノ長者近方ガ長ク歌ナスナリ、堀河院ノ御時、資忠ガヲシヘタテマツリシヲ、常ニ承シニ、其程ツヾマヤカニゾ聞シ、又朝暮此事アリキ、或時ハ資忠本拍子、主上末拍子、神祇伯顯仲供和琴、又主上本拍子、國信末拍子、顯仲供和琴、仍其程慥ニオボユルナリ、和琴ノ程ニ織合テゾ拍子ハ打レシ、人長ハ源盛家、(六位藏人時)宣旨ニヨテ兼方ガ說ヲウケテ供奉セシナリ、

〔樂家錄四十八類話〕今世神樂之歌方其人頗多、然不用意之故、雖五聲之法知人稀也、玆有多忠正(下總守)多忠兼、(上野介)一日會而論神樂之音聲、兩人云、於神樂管奏之習不知之、惟於歌節無盤涉之聲矣、此兩人常勵業、故聽于聲律、夫業精于勤、成于思、忠正忠兼實兄弟也、弟忠兼繼忠秋之家督、為多氏之正嫡、宜

拍子曲譜

哉勵其業焉、

一年神樂其駒之發聲不叶于律、故助音亦然、因絃管歌甚不和也、各雖欲歌改之終不得之、想暫唱管聲之詞、而後歌改之、則何有難乎、

神樂歌古實質朴、其聲難溫淳也、余〇安倍季尙一日就業謳歌者、問聲與色之異、彼人對曰、聲之善惡因人之天稟、不可力致也、然於爲色則或有一習練也、其大意聲與色別耳、聲者聲、而色者助聲也、凡爲謳歌、以聲而歌、則必剛毅無餘音、故其聲如不出、而謳甚賤矣、爲色則有濕、聲易出而亦不賤也、蓋色者在聲於寫鼻乎、蓋寫鼻則響齒、故有色、然太過則人惡之、惟在意存耳、是僅其一端也、如脣舌牙齒唯之習練、非此類不可混矣、

〔袖中抄六〕かへしもの

神樂譜云、朝闇吹返催馬樂拍子云々、

或本云、あさくらやきのまろどのにわがおればなのりをしつゝゆくやたれ、

此歌爲御所返歌、是延喜廿一年勅定也、

神樂遊仕る時は、榊音振唱、又云星已了搔返絲竹シテ、可仕朝倉支催堪能之歌人、

私云、朝倉うたふをば、あさくらかへすといふ、或は吹返といひ、或は搔返絲竹といへり、

〔十訓抄一〕朝倉にとりてはめでたき曲なり、昔よりかたみにゆづりて、上手にうたはせんとするなり、ことがき、すがゞきをかくに、拍子ばかりを打て上下臈をいはず、堪能のものにゆづりて、かれがうたふを待つなり、淸署堂の御神樂に、齊信公任本末の拍子とられける時にも、つけうたにて、定額ぞ朝倉をばうたはれける、

〔庭訓往來〕職掌神樂男、合銅拔子伺候拜殿、臨時陪從當座神樂、朝倉返詠物、調拍子本末、賽禮奠致如在之儀、神感之興、嚴重之態、誠以掲焉也、

〔尺素往來〕佐女牛八幡之放生會、當年爲御祈禱、舞樂以下別被結構候、〇中略此日御所且爲御敬信、且爲御見聞、令通夜給之間、人定之時分有神樂、榊葉、其駒、庭燎等之數曲、本拍子者二條中納言、末拍子者中御門宰相、付歌者子息達、和琴者大炊御門大納言、笛者洞院三位中將、篳篥者楊梅二位、人長者地下舞人俊胤猶子云々、

〔壒囊抄一〕庭訓往來詞ニ、調拍子本末侍ルハ、本末トハ始終ノ心歟、始終義ニハ非ズ、拍子ニモトスエト云事侍リ、喩ヘバ内侍所御神樂等ニモ、人長舞之時、左右列座シテ拍子ヲ取ル、左ノ歌ヲモト歌ト云、右ノ歌ヲスエ歌ト云、只左右拍子不亂ヲ云ナルベシ、サレバ左右ト書テ、モトスエトコソ讀タレ、本末ト書ケルヲ、如何カト覺ユレ共、強テ申サバ同カルベシ、

〔樂家錄二神樂曲說〕笏拍子附擊法

神代卷有曰、於介、註擊木之聲也云々、蓋笏拍子本于此乎、

舊記曰、笏拍子上古用尋常笏兩箇、然割一笏用之、未詳起於何時、今所用笏拍子長一尺二寸、上橫合二枚而二寸六分、厚三分五厘、下橫合二枚而一寸六分、厚二分五厘、外面四方其形如笏也、擊法以平齊方與割口相擊之、但左手者割口爲前、圓方爲向、右手者割口爲左、圓方爲右擊之也、蓋左右共以橫廣方爲上、以狹方爲下、而及擊之則不別、笏本分末、故其形如鳥喙擊之也、笏拍子一本、記合々木々、

拍子名說

間拍子凡神樂拍子者、歌聲之高下、及句切等擊之故、其程不相定、甚有遲速、故號間拍子也、但此拍子圖有二法、百●●●如此、榊、閑韓神、薦枕、千歲、早歌之閑歌是也、又一圖●●●百如此、佐々波星三首拍子體如此也、

前張拍子前張和訓佐伊波利、凡其法本方拍子一擊之、則末方急受擊之、亦自末方擊始之、則本方隨之急受擊之、號之前張拍子也、所謂前張名者、神樂歌總號前張故乎、

空拍子是者早韓神薦枕之本、佐々波之本、欲出於歌曲之前、一拍子別設擊之名也、似于久止拍子也、蓋於久止者有擊合于和琴之法、於空拍子者不均于和琴也、

久止拍子此拍子先彈始和琴、其終之手一擊、合拍子名也、久與九同字、有口傳、詳于和琴之下、

段拍子有二此小拍子數八一也、連二續于久止拍子一、相二交和琴一擊レ之也、凡小拍子之圖●●引●引●引如レ此四也、神樂諸曲大意之拍子是也、蓋至二于歌一則右絃圖記二百字一以爲二拍子之大意一也、拍子之口傳止二于拉一矣、所レ謂四之小拍子重二二段一擊レ之、故號二段拍子一也、小拍子數總八、故亦名二四段八拍子一也、重二二段一者本末共擊レ之意也、

三度拍子此拍子圖●●●百●●●百如レ此、如二音樂四拍子一也、早韓神拍子是也、

一度拍子此拍子圖●百●百如レ此、如レ加二于音樂一拍子一也、準二于音樂拍子一留レ之、則二拍子物也、早歌之拍子是也、此曲三度拍子譜レ之、則小拍子有二歌二一、故爲二二拍子物一、其所二以然一是也、

三拍子此拍子圖●●百●●百如レ此、其駒之拍子是也、此曲三度拍子譜レ之、或如二早歌一譜レ之、則其小拍子有二奇一一、故爲二三拍子物一、其所二以然一是也、

疊タヽミ拍子此名者小拍子之末細擊レ之、故號二疊拍子一也、其圖●●●●—●—●如レ此、或末●—●—●或五隨二于首尾一次第微音擊レ之、末方不レ擊レ之、

催馬樂拍子凡拍子圖●●●●百●●●●百如レ此、如二音樂五拍子物一也、但的々擊レ之、以號二之催馬樂拍子一也、今世於二朝倉曲一所レ擊之拍子是也、堂上說餅張拍子也、

似二于拍子一之名異之名

上アゲ拍子此名在二早韓神早歌其駒等一、非二拍子之名一、爲レ舞之時、於レ可レ進二拍子一之處上記、

早歌間拍子此名早歌閑歌之下記、爲二早歌者有レ間拍子之曲一、與二的々拍子之曲上也、而學傳之時、呼二其拍子之名一、爲レ欲二其可否一、止レ之名也、是非二拍子之名一也、

〔古事談 一 王道后宮〕後一條院御時、淸暑堂御神樂、公任卿可レ取二拍子一ニテアリケルニ、臨レ時齊信卿ノ上ニ被レ坐タリケルニ、笏ヲサシ遣テ氣色許讓由ヲセラレケルニ、ヤガテ笏ヲトリテ被レ取二拍子一云々、公任アヘナク思テ始終聞レ之、無二一失一ケレバ事畢後、イツヨリ此事ハ御沙汰候哉ト問ケレバ、是マデハ公事ナレバ、習テ候也ト被レ答云々、〇又見二十訓抄一

〔體源抄 十上〕神樂　口談諸方之家之記載レ之

堀河院御時、淸暑堂ノ御神樂ニ、本拍子中宮大夫源師忠、末拍子帥大納言經信、師忠メデタク被レ取タリケリ、經信ハ乘燭ノ長者ナリ、然ドモ神樂ニ至リテハ、シカエタマハザリケル事歟、本拍子ニ合コトアタハデ、亂レハタメキケリト云々、〇中略

又云、兼方傳二資忠一ノ時ニハ、神樂ヲバ習竊ザリケリト云、然而堀河院始テ神樂ヲナラハシメ御ケルニ、人ハ拍子付タル字ニ打アツレバ、サヤウニテアルニ、資忠ハ取レ字、字ノ始、字ノ中、字ノ終、音振

ナドニ可打ッ、委分テ令奉授也、主上資忠ガ口傳ヲモテ、御テヅカラ譜ヲ作ラシメ御天後、資忠ニ仰ラレテ云ク、如口傳クニ譜ヲ作リ進ベキヨシ也、資忠綸言ヲカウフリテ譜ヲ作リ、二日許ヲヘテ撰テ進覽、叡筆ノ御譜ニ比校セラルヽトコロニ、字ノ初中終振間拍子、一トシテタガハズ、殊ニ叡感アリテヨリ傳ルヨシ、深ク信ゼシメ、御畢、主上ノ好マシメマシマスニヨリテ、時人皆資忠ガ說ヲモテ神樂ヲ習フ、コレヲキクニ皆資忠ガ音振ニヲヨバズ、此事ヲモテ叡聞ニ達ス、仰ニ云ク、誠ニシカナリ、我モ音振ニヲイテハ未ダ及バザルナリ、先ヨリウケワタサシメテ後、音フリノサタハアルミシト仰ラルヽ、アヒダニ、資忠殺害セラレヌレバ、神樂ノフリハ資忠マデナリ、堀川院ノ御時絕畢、

〔郢曲相承次第〕大納言資賢

久安元年御賀試樂、當日御遊上首宗家卿雖參候、資賢卿取拍子了、依堪能無比類、仁安元年、同三年兩度清暑堂神宴、雖有上首宗家卿、藤家先祖資賢卿被仰拍子、院拍子合之時、宗家卿詠朗詠許也、是當家之眉目也、當家爲上首之時、藤家爲下臈、取此宸宴拍子例會無之、凡公宴重事雖多之、携音樂之輩、以清暑堂神宴爲先途、然者爲人々生涯之由、被載後伏見院御記云々、於他御神樂御遊者、强不及相論、自他隨時也、又自仁安元年至安元二年十一ヶ年、朝覲行幸御遊拍子、閣上首宗家卿、資賢卿取之、尤爲眉目歟、

抑藤家清暑堂所作數代令中絕也、內大臣宗能藤家曩祖天仁、保安兩度候付歌、其後康治、久壽、平治已上三代、雖令現存不預勅喚、子息宗家卿久壽吹笙于時侍從信能之外、平治、仁安元年、同三年、壽永、元曆以上五代、雖令現存無勅喚、又子息中將宗國朝臣、宗經也其子參議宗平卿總而不接此神宴、建久、建曆、貞應、嘉禎、仁治、寬元雖令在生不預勅喚也、已上兩度宗雅卿參付歌、于時侍從宗基云々總而不參例十箇度、當家不參六代皆有故也、天仁有賢卿依所勞、元曆資時朝臣依音乾辭申、仍被召加盛定朝臣畢、建久、建曆、貞應、同朝臣出家以後也、文保有時爲

拍子被催之、仍參內之處依當道相論於待賢門內爲三位顯香卿被殺害了、有賴卿爲付歌被催之、然而依舍兄有時卿事不參、於輕服者可有勅免之由雖被仰下之、依悲歎終以不參、嘉曆四年早世（年卅六）之間、不逢正慶大禮也、

〔本朝書籍目錄〕管絃

神樂譜　二卷

神樂作法

〔樂章類語抄一〕神樂歌次第

先人長庭火乃前仁出來云、鳴高々々二度、次云、不留末不々々々々々二度、今夜乃夜乃御神態乃人乃長左、左乃近衛府乃將監己人正六位乃之奈、某姓名（一云尾張兼時）縣利多、男山乃總撿挍頻氏縣利多、天下千壽萬歲可御坐支物聞支、（一云御輿等事）次云、主殿寮佐々々々二度、則主殿寮佐唯稱須、仰云、御火白久呂獻禮、又唯稱須、次云、男共令立天之女各乃才可試支、體千申利多、則自良加唯稱須、次云、掃部寮掃部寮二度、寮人唯稱須、即云、膝突給へ、又寮人唯稱須、次云、御笛可仕支男古召須、則笛吹參候膝突之庭火乃笛同天、庭火乃笛遠吹了、人長仰云、本乃方仁候へ、仰云、篳篥可仕支男召須、同久參候膝突氏之、庭火乃笛同前了、仰云、末乃方仁候へ、仰云、御琴可仕支男古召須、琴引參候膝突氏之、琴仕了奴、仰云、本座仁候へ、註○略件三人、人長乃命仁隨天、兩方乃座仁著了天、引琴之間仁、人長仰云、笛篳篥與里安陪止、隨天笛篳篥琴與里安波世多利、次云、御歌多可仕支男古召須、歌人參候膝突氏之、笏達腰仁差之間仁、笛篳篥乃音留了奴、琴獨搔之略○註間仁、合兩手天爲拍子天之出音須、其詞云、美山仁波安良連布留良志、止也末奈留、（庭火歌）音留之間仁、人長仰云、本乃方仁候へ、立膝突天著略○註座了奴、次末乃歌遠召須、同前也、仰云、末乃方仁候へ、次人長申云、男共令立天女乃各乃才試了奴、今八御神態仕可乃狀申利多、則自良唯稱了天歸座天著了、次始御神態、

〔樂家錄一神樂〕神樂法式略

先燒庭燎、一筒處者內侍所緣下、是神樂爲也、一筒處者同北端、是出御爲也、次典侍二人被衣入于內侍所、但返折五重之裔被之、經紫宸殿與內侍所之間廊下一列行也、

次出御清涼殿、南行經長橋及紫宸殿之北簀子、東行廊下、令入內侍所也、但清涼殿庇敷布單(フタン)、又長橋紫宸殿北簀子御廊下皆敷筵道也、俗名緣取、又廊間有掛灯臺、出御之節主殿寮於庭上執松明而立、其長五尺許、束帶不曳裾、又於御殿、殿上人六位藏人、少將、中將等五六人、或七八人、束帶不曳裾、秉紙燭進、不踏筵道、東行筵道之南也、凡紙燭長一尺五寸許、杉本細割而包蠟紙二十株許爲束、其本五寸許、以白紙纏之持之、次日御座御劍、宰相中將三位中將等役之、束帶不曳裾、以左右手捧之、進于主上左方、以御劍柄爲主上御方、不踏筵道、立于筵道北、南面東行也、次主上、御束帶掛緒心被用紙燃髻(ヒネリモトヒ)、著御草鞋、御笏御後方盛於御硯蓋、職事持之、關白候于御裾、各不下裾、次近習公卿供奉而賢所入御拜、畢北間構御座也、其儀以大宋之御屏風立廻、爲御聽聞所也、大宋屏風表裏共白張、有薄彩色押繪、其畫唐人乘馬彎弓而射翔鳥之圖也、關白之座設北之簀子也、

次內侍所鳴鈴三度、鳴鈴之數不定、是唱神歌引之、以神歌終爲度故也、女官御齋(オサイ)役之、而神樂始也、

神樂修法之次第

此章中以調名爲律名、隨本邦俗例也、

庭燎作法、先人長進、榊添輪持也、但榊出內侍所、輪自家亭持參矣、榊輪制法人長卷記焉、到于軾前、踏三拍子、以右足蹴軾而立于本方、

次笛所作人進著軾、奏庭燎而著本方座、凡持笛之法、以左之大指塞吹口、以右手執笛末、橫持之也、持笏輩添于笏裏持之、所用笛官物也、至于堂上、中立與之地下、但列座人次第送渡之、此笛無名也、万治四年禁裏炎上之時燒失、常來所用之官物新管也、次人長行於軾前、向于神殿、以右足蹴軾、而立于末方、次篳篥進著軾、奏庭燎曲、而著于末方、持篳篥之法、左手摘舌、管末納于袖中也、凡此器古之可否從人易、故無用官物之例也、次人長行于本方、其法如先、次和琴進彈之、其次第先軾前置和琴、出納設之、其法跪于和琴前、束帶下裾、而所作人進著軾奏庭燎曲、而著于本方、○註略、而出納取和琴、置於所作人之前也、地下輩勤之、則彈曲而後自持之著座矣、近年自持進退、次人長行于軾前、向立於神殿、次寄合曲、笛篳篥同音奏之、此曲無和琴、此間人長唱寄文、有傳、次人長立本方、法如先、次本歌方進奏庭燎曲、四段歌之、但每句先和琴彈歌出之手、受此音響歌之、律聲之法及歌詞詳曲說卷、而著于本方、詳于神樂曲說之卷、次人長立于末方、法如先、次末歌方進奏庭燎曲、而著于末方、法如本方、次人長經軾前著座、向于神殿居也、而榊與輪置于左方也、乘鞋不脫、次掃部寮撤軾、次附歌輩次第

著座、（先堂上、次地下、但地下進于左右二行也、）次擊久止段拍子、（是本末所作人無詞、只擊笏拍子耳、最笛篳篥不用之、和琴相交彈之、亦三度拍子之法倣此、）次阿知女、（本末）一人歌之、（間拍子之曲也、和琴彈之、笛篳篥不用之、餘倣此、）次擊三度拍子、（其法如段拍子、）次笛奏音取、（號之間稱之音取、有傳、但自本方對笛爲可奏之氣色也、和琴篳篥不用、）而歌榊也、次榊本末、（間拍子之曲也、和琴自始彈之、笛篳篥助音均附之、餘曲皆倣此、又歌詞及律擊法者神樂曲譜卷詳之、故略之、）次擊三度拍子、（其法如段拍子、）次韓神本末、（間拍子之曲也、其法如榊也、）次早韓神、（此曲無本末之差別、再歌韓神之歌、而本末齊早四拍子擊之、故號早韓神也、人長有舞、）次本方歌阿知女、

次末方歌於介（オケ）、

已上爲採物之歌

至于此堂上有中立、（其法詳于人長之卷、）而早歌終、再著座、次阿知女、（本末自是以下至于早歌末、地下之輩歌之、）次薦枕本末、（間拍子之曲也、其法如榊、）次篠波本末、（間拍子之曲也、其法如榊、）次千歲本末、（間拍子之曲也、其法如榊、）次早歌、（先本末間拍子歌曲、次如早韓神無本末之差別、本末齊擊的々拍子歌之也、此曲人長有舞、蓋以此舞爲人長之秘曲、故不仰則尋常不奏之也、）

秘曲及大曲仰之則於此修之、其法卷末詳焉、

次星、（此曲間拍子、而三首奏之也、第一吉々利々本末、第二得錢子本末、第三木綿作本末、）先有勅使、（神樂奉行勤之、）頭辨蹲于本方所作人後、喚云、星于時本方爲一揖、而後奏音取、（但本方對笛師爲可奏之氣色也、音取次第、笛、次篳篥、次和琴、）而先吉々利々本末、次得錢子本末、次木綿作本末也、次朝倉本末、（先奏音取、次第如星、此曲本末齊擊的々拍子、而一人歌也、號之催馬樂拍子也、堂上脫間拍子也、）次其駒、（此曲如早韓神、無本末差別、地下本末齊擊的的拍子歌也、有人長舞、）

曲終後、人長取所置於座之榊與輪退散、而以神樂奉行頭辨奏神畢、○中略

進退之法

進庭燎之法、先會集于南門之東腋、至於紫宸殿巽、而斜行艮、（有人長座右也、）又東行而至于軾前蹲、（但欲身於左而蹲、行貳足、）以左手引軾二三寸許、（已上法本末同也、已下所擧法本方次第也、末方可準之知、）而先軾上突左膝、次突右膝、跪居著座一揖、（但三位已上有揖、已下不帶笏、故無揖、）次平座、（先左足出於軾前、次出右足、合兩足心、座不脫沓、）次笏或管傳于左手、以右手捲裾、置于右傍也、（大臣納言三捲已下者惟引寄、）次還笏或管於右手而奏焉、（首歌方持笏而歌、絃管人者納笏於右腋下、）所作終後先左足折于後、次右足折後而

爲座之揖、次蹲退一二度而立、經本道而離座末、又東行至于自座前而有沓揖、次脫右沓、踏薦端而突右膝、次脫左沓、突左膝著座、一揖平座、出足之法不如前、合足心、上左下右、如又字交之也、末方者上右下左、次笏或管傳于左手、以右手捲裾如初、但不置于膝、置之後也、次本末歌方及絃管輩、皆置笏於下、但附歌輩不置笏持之、而後本末歌方從袖中出笏拍子奏之、

退座之法、先左足折于後、次右足折于後、而爲座一揖、如初、次著沓爲沓揖、次如前經座後西行而南廻、及于召人之末座向於神殿、突左右膝與左手、而拜揖退下、地下輩無拜揖也、已上所記是本方之法也、末方可反此、○中略

燒庭燎之法

神樂燒火有傳矣、世曰上古無燒油、以篝火爲政務、今燒庭燎亦其遺法乎、其法先◇如此上右、次◇如此上左、是天地齊整、陰陽交感之儀也、是初燒之法也、

石淸水八幡宮恒例神樂略式○中略

神樂次第

先社務家著座、紅衣、次神樂所作人著座、外廊、先是神主取人長之榊、而神殿之翠簾立置之、次獻神供、神主俗別當撿知等役之、傳供宮守淨衣、而後俗別當撿知等著座、狩衣、而神主取神殿之榊、而立于本方末座與人長座之間、東面、次兼官出樓門立于外廊西邊、東面、榊牟加伊々々々二爲之高聲、于時人長進取榊、即進于軾前矣、人長之法及神樂次第如內侍所、蓋早韓神終有勸盃、各在坐仕丁促之、

略法篠波早歌作法一改早歌三首得錢子等除之、是亦舊例也、

宮巡之法

滿神樂各立于座前、掛裾更歌早韓神而巡宮、但自西巡東一返也、仕丁宮守等所々秉軾燭、次第先神子、鳴鈴、次人長、次絃管歌方、上首立各爲所作、和琴令樂使持之彈之、次社務家、次撿知神主等矣、巡還各立于本坐後也、人長與神子者立座前、暫舞而榊振上突左手、爲尊居之時、各止出拜禮、而神主取人長之榊捧于神前、而各退散、入于休足所御酒等

人長

頂戴焉、

〔樂家錄神樂一〕恒例二箇夜三箇夜七箇夜之事

恒例神樂每歲之式也、殿上人地下之輩勤レ仕之也、臨時依二御願一被レ行レ之、或一箇夜、二箇夜、三箇夜、七箇夜也、公卿相交勤レ之、○中略

春日社七箇夜座圖幷大曲修法

天和第二自二十一月廿一日一、於二南都春日社一七箇夜之神樂也、於二拜屋一修レ之、○下略

〔倭訓栞前編二十〕にんぢやう　人長と書り、神樂にあり、御神樂行事の者近衞の官人勤む、貞忠記に、御神態乃人乃長佐と見えたり、その神は天鈿女命也とも、とる榊に輪をかけたるは、鏡を摸せりとも、體源抄に見えたり、

〔元々集七〕或書云、神寶日出秘府云々人長者猿女君祖天鈿女命也、依二高貴尊勅令一、負二沖天氣宇一、卽時八百萬神等集會坐、故手持物名レ之沖也、古語娑羅

〔體源抄十上〕神樂

右舞人多近方云、人長之詞ニ鳴高ト二聲唱テ、中臣近友ハ合二太笛ノタノ穴一唱タルナリ、秦之兼弘ハ合ル中ノ穴ニ也、或人云、タノ音ハ本體云之可レ尋之、少納言入道信西云、蟋蟀ハ惣說上中下ノ三說アリ、自二木根一折之爲二下說一、自二御蘭一折之爲二上說一也、鳥羽院御物ノ笛譜、載二自二御蘭一折說一也、○中略

親方多○云ク、人長ハ其歌ノ詞ヲ舞ナリ、早歌ニ近衞御門ニ、巾子落ニハ冠ヲ抑エ、赤雁踏ナニハ、後ヲ顧リ見テ前ヘ進ニ、舍人コセウニハコセウ尻ニ成ナリ、如レ此ゾ取物ニモ狹張ニモ、コトバニシタガイテカクゾ舞ケル、但是ハヨク其骨法ヲエテ、神妙ノ境ニ入ラムモノヽスベキナリ、シカラズバ還テヲコノ端歟、

礒等ガサキヲウタヒケルニ、兼氏ガ人長シテ榊ヲモテ觸ツル體ヲナシケル、時ノ人稱美、後代遺

譽、樂人助貞聞此事ヲ其骨ナクシテコレヲマナブ、萬人咲呀云々、○中略

凡神樂ノ人長ニハ、甚深ノ作法アルナリ、秘記ニ見タリ、座燎ノ諸歌ハ唱フル所ノアルナリ、人長ノ詞ニ隨テ歌フ也、モロウタツカマツレト云ナリ、又一首ナガラ歌終ル事アリ、是モ人長ノ詞ニシタガフ也、此作法近世ニハ知人マレナリ、○中略

口譲諸方之家之記載之○中略

通憲云ク、神樂之本體ハ、氣比社神樂ニハ可尊之人長之榊ニ輪ツケタルハ摸鏡也、榊可付鏡事、見古語拾遺、

近方云、人長詞ニ稱籍ヲ彙タリ、大江山大行事ト云ハ、御前儀ニアラザル也、此詞在由緒云々、可尊之、

同云、人長詞、我君千秋萬歲可御座、御輿ノ長ト申ハ長申詞ナリ、代々ハ物聞ト申也、是ハ近衛舍人、十二月晦日夜爲物聞之奏、故稱近衛舍人故歟、舍人等散洛中聞人音之善惡、申大將令奏之也者、今世絶畢、

〔樂家錄四人長〕榊調進附乞請人長事

榊御神樂之日、於吉田賀茂山等而伐之、衞士調進之、渡于內侍所女官也、及于刻限、人長至于內侍所南階之下乞榊、其詞高聲曰、人長榊々々々々、于時女官刀自授之、榊二枝也、人長受之、而長四尺許伐之、本二尺許間去枝爲之持所也、殘一枝者納于自家、

輪制法附輪之別名

輪以小圓木造之也、徑八寸是古法也、有柄長一尺八寸、大各徑五分許也、皆以白粉塗之、而以白糸結附輪於柄、糸長三寸許也、

或曰、今所用輪經營造尺八寸也、何不用神祇尺乎、蓋神祇尺八寸者、當于營造尺六尺○尺當作寸二分四釐也、○中略

舊記曰、庭燎諸歌之時、人長登比加介留投掛之、言輪之事也、此說稀知人云々、

立于庭燎次第

内侍所鳴鈴三度之後、人長進、（榊添輪持之也、但榊與輪爲左方也、）到于軾前踏三拍子、（此處人長舞譜記舞圖、詳于神樂卷、）以右是、○（是恐足誤）蹴軾而立於北庭、（謂之本方、神樂卷有圖、蹴軾之説、人長家有其傳也、然是附會不可信用者乎、其説述于左、）笛奏庭燎曲、而著于本方、次人長行於軾前、向于神殿、以左足蹴軾而立于南庭、（謂之末方、）篳篥奏庭燎曲、著于末方、次人長行於軾前、向于神殿、以右足蹴軾而立于本方、和琴奏庭燎曲而著本方、次人長行於軾前、向立于神殿、笛篳篥同音奏寄合曲、此間人長微稱唱壽文、而人長以右足、蹴軾而立本方、本拍子奏庭燎曲而著本方、次人長行於軾前、向于神殿、以左足蹴軾而立于本方、末拍子奏庭燎曲而著末方、次人長經軾前著座、（向于神殿居也、座圖詳于神樂卷、）而榊與輪置于座左也、（糸鞋不脱也）

三拍子之法

人長三拍子之法、先整兩足立、而伸進左足、而復還踏本地、而右足、而復左足、其法皆同于初焉、○中略

掌上中立立人長法 附家説

早韓神終而堂上中立也、（地下奏次曲之故、無中立也、）人長持輪進于舞庭、（榊座殘置）踏三拍子、（其儀如庭燎、）而立于北庭或南庭也、其立處不相定者無本末之差別、上首立于退方故也、但凡上首在本方、又同座有次上首、則不還立方、而堂上各退後著本座矣、

人長家記曰、早韓神終持輪進立者、天照大神聞食神樂、開磐戸、六合晴常闇之遺法也、○中略

早韓神舞行之法

早韓神人長持榊舞焉、（輪座殘置）凡此曲墨譜初段二返、（一返各拍子十六文也、但初返本方發聲、自後段之頭各附歌、即附管和琴自始彈、）中段一返、（拍子十六文）後段一返、（拍子八文）已上一返爲之一曲、而奏二返也、舞自一返中段之半舞出也、凡舞行之次第、自召人之末座舞出至于舞庭、（是設軾之處也）而行北庭、（是立于庭燎本方之處也）又舞還于舞庭而行南庭、（是立于庭燎末方之處也）又舞還于舞庭而向于神殿、暫奏舞、左廻而至召人之末座邊終舞也、而後望上中立持輪進也、○中略

其駒舞之事

其駒之曲、人長持榊舞焉、最雖舞品異、舞行之次第、如早韓神早歌等也、蓋此曲之墨譜二段也、初一返、(拍子文十七)後段三返、(各拍子文十)已上爲一返、而二返奏之也、舞出當于終返頭也、舞終後取所置於本座之榊、退散、

納榊之事

満御神樂而人長所持榊、即以御神樂奉行頭辨捧畢、

〔續古事談 五諸道〕人長コレモ近衛舍人スル事也、昔尾張安居兼時ムネトコノ事ニタヘタリケリ、尾張時頼トイフ人長ウセテ後、スベキモノヤナカリケム、下野安行兼時ガ孫ナルニヨリテ、宇治殿(〇藤原頼通)メシイデヽ、ソノ藝ヲコヽロミ給ニ、家風オトサズ優美ナリケレバ、兼時モ近衛ニテツカウマツレル例ニヨリテ、エラビモチキラレケリ、タヾシ番長ヨリシモツカタ、人長スルコトヒサシクタエテ、ソノ装束タシカニ知人ナシ、時ノ儀アリテサダメ仰ラレケリ、此安行モホドナクウセニケレバ、中臣宗武ソノ家ニツタヘズトイヘトモ、容體スグレタルニヨリテ、宇治殿メシテ此事ヲツトメシメ給ケリ、天暦御時仲秀ト云人長アリケリ、ソレガ孫ニ紀本武ト云人長アリケリ重代ノモノトイヘドモ、庭火ノマヘニスヽミイデヽ、カナデケルコトガラ、兼武ニハオヨバズトゾ時ノ人イヒケル、カヤウノ事モモノガラニヨルコトナリ、中原氏ノ人長、兼武ヨリハジマレルナリ、ソノ子近友兼近モ人長也、兼近殿ノ随身ニテアリケル時、松尾行幸ニ御供ニ候テ、社頭ニテ人長装束シテ還御ノ時、ソノ装束ナガラ弓ヤナグヒオヒテ御共ニ候ケリ、扶宣モ人長ナリ、骨ナガリケルニヤ、茨田重方トイフモノハ、五位ノ後マデ人長シケリ、今ノ世ニハ秦氏兼方ガナガレノミスルコトニナリタリ、ソレダニハカ〳〵シクナラヒタルモノキコエズ、兼弘モノヽフシニテ、始テ人長シケルニハ、フタアキノカウシヌノヽカリハカマニフセクミシテ、金銀ノ造花ノ枝ヲツケタリケリ、鳥羽院小六條内裏ニオハシマシケルニ、ツカヒ陪從御サジキヲワタシテ御覽

ジケル時、仰アリテ、人長兼弘馬ニノリテアゲツヽ、御前ヲワタリケリ、近衛舍人ハヨキ人ノチカク召仕モノニテ、事ニフレテナサケアリ、ミメヨク藝能フルマヒ人ニコトナルベキモノ也、カヽレバ昔ノモノドモハ皆サノミコソアリシニ、今ノヨニハミメノワロク能ノナキノミナラズ、心ギハアサマシキモノドモナリ、ナガクウヒニタルモノナリ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕鳥羽院八幡に御幸有て御神樂行はれけるに、みづから御笛をふかせ給けり、本拍子德大寺左府〇藤原實定納言にてとり給けり、末拍子按察資賢卿の殿上人にてとられけり、備後前司季兼朝臣、庭火の本歌をとなへけるに、秦兼弘人長にて、もろ歌を仰すとて、外山なるとうたふ時おほせけるにも、末句をうたはで、季兼朝臣志りぞきにける、其說を志らぬこそと世の人いひけり、神のふりに末句をうたはざるは、故實にて侍るとなん、季兼朝臣歸洛しけるに、作道にてうしろのかたよりはせ來る物有けり、見歸たれば多近方也、はせつきていひけるは、穴かしこ此事ちんじ給な、たゞ志らざるよしにておはしますべし、若ちんじ給はゞ、秘說あらはれぬべしとぞいひける、兼方が志らざりければ、兼弘は志らぬはことはり也、拍子とりて出たつとき、人長輪を冠にかけて引とゞむるとかや、是秘說にて侍り、

〔體源抄十上〕神樂

人長名人

從六位下行施藥院史海連船雄上古人　左近將監尾張兼時中古人　右近將監多政方　右近將監下野公安　左近將曹中臣近友　右近將曹秦兼方天永二年六月出家ノ　右近府生同兼久　同兼弘　左近府生同兼行　左近將曹多兼信　同兼久不審、但兼ト多ト替歟、

人長代名人

下野光行號二西京下太一、武忠孫子、　右近將曹淸原安國雖レ無二其傳一之見習云々、闕如之時召レ之テ世以許レ之、　右近府生道守　重久無二其

傳世不許　左衞門府生常修正信見習也　左近府生淸原助貞同

〔三代實錄 四十八光孝〕仁和元年十月廿三日甲戌、天皇御紫宸殿、〇中略日暮親王已下降殿、於玉階前奏神樂、歌儛極歡、喚諸衞官人內豎等能歌者預之、

〔年中行事秘抄 十一月〕下卯日、東三條御神樂事、

〔續古事談 五諸道〕神樂ハ近衞舍人ノシワザナリ、ソノ中ニ多ノ氏ノモノ、ムカシヨリコトニツタヘウタフ、今ニタエズ、コトモノハ今ハハカ〳〵シクウタフモノナシ、宇治殿〇藤原賴通ノ東三條ニテ神樂シ給ケルニ、下野公親コノ道ニ長ジタルキコエアリケリ、多時助又家風ヲツタヘタルモノ也、メシアハセテキコシメスベシト人々申ケレバ、公親本拍子、時助末拍子、シナガドリ、イセシマノ歌ツカウマツルベキヨシ、公親ニ仰セラレケルニ、イマダナラハズト申テウタハザリケリ、時助コレヲウタフ、コノ家風ナホスグレタリトテ、次日時助ヲ召テ祿タビケリ、

〔中右記〕嘉承三年〇天仁元年十一月十七日、今夕俄有御幸六條殿、攝政殿、藤大納言以下、公卿五六輩、直衣殿上人廿人許、直衣前驅、於六條殿北面方有御神樂興、密儀也殿下按察本拍子予〇藤原宗忠末拍子殿中將經忠、信通、敦兼、有賢、家俊、伊通、成通、候簀子敷、右近府生近方候前庭、〇中略今夜御幸御方違云々、

〔儀式 一〕園幷韓神祭儀二月春日祭後丑、十一月新嘗會後丑、神祇官率御巫、物忌、神部等歌舞、卽調神樂於兩神殿前、造酒司史生酒部等候、進朝神樂料酒一缶、主殿寮殿部等供庭燎、事了退出、

〔公事根源 六月〕神今食　同日〇十一日

神饌の程は、近衞の幄にて神樂あり、よひの程とり物韓神までうたふ、よもすがらうたひて還御の程、御輿の左右にうたひて供奉す、聲たえず千歲をうたふ、いと興ある事にや、

〔北山抄 十二月〕中寅日鎭魂祭事

神遊、衛宇無聞、女藏人開二御服箱一振動、所司差饌如レ常、事畢、中宮同行、職司差二饗饌一神樂畢、

〔年中行事秘抄十一月〕下酉日、賀茂臨時事、○中略同御神樂事、
有レ障若依レ雨無二御神樂一於二弓場殿一給レ祿云々、今案用二五節後酉一、

〔公事根源十一月〕賀茂臨時祭　下酉日
階の間のとほりの庭、南北二行に座をしきて、使舞人つく、うしろに本末の神樂の所作人、陪從近衞召人つく、出御有て公卿めしあれば、簀子長階に候す、階の下に頭巳下つきて、使舞人をめす、勸盃ありて神樂あり、庭燎よりはじめて、朝倉其駒までうたふ、庭火にももろ歌あるべければ、人長さほうあり、御神樂はてゝ祿有、

〔紫式部日記〕御ものいみなれば、みやしろ○賀茂よりうしの時にぞかへりまゐれば、御かぐらなども、さまばかりなり、かねときがこぞまでは、いとつぎ〳〵しげなりしを、こよなくおとろへたるふるまひぞ、みしるまじき人のうへなれど、あはれにおもひよそへらるゝことおほく侍る、

〔古事談六亭宅諸道〕承元四年三月日、鴨禰宜祐綱奏云、爲二御祈禱一欲レ勤二行臨時御神樂一、其次弓立宮人等ウタハセント存候、仍可レ執二御氣色一也云々、上皇○後鳥羽仰云、神樂事不レ知二食子細一、可レ示二合實敎一云々、因レ之左近大夫將監家綱奉レ勅問二彼卿一、被レ申云、宮人者荒凉不レ唱之歌也、於二他之秘曲一者何事候哉、至二宮人一者可レ有二御計一候歟云々、私語曰、唱二宮人一事、實敎覺悟二ヶ度也、一度二條院御宇平治亂逆靜謐之後、永曆元年四月、於二八條內裏一被レ行二三ヶ夜御神樂一之時、成方唱之、今一度者後白川院御藥危急之後、被レ行二日吉臨時祭一之時、可レ仕之由被二仰下一、好方再三辭申、有二所存一歟、然而被レ仰、可二造仕一之由、愁唱之、實敎爲二御使一、

〔狛氏新錄〕一神樂之事
神樂ハ毎歲內侍所、八幡宮初卯等被レ行也、

〔諸國圖會年中行事大成二月〕初卯八幡祭　山城國男山に鎭座、石淸水八幡宮と稱す、○中略

社記云、二季初卯の御神樂は、當宮勅節十箇度の內の大箕也其原宇佐宮より傳はり、醍醐天皇延喜十四年、敦實親王に勅して行はせ給ひしより始り、堀河院康和五年十一月上卯、行幸の御沙汰あり、其事御延引ありといへども、神樂は日中をもつて行はせ給ふ、爾後代々祭祀怠ることなく、又高倉院承安元年九月十三四日、公家の御祈によつて、神樂を行はれしより、臨時の御神樂を奏し給ふ事も亦多し、其後應仁兵亂の後、祭祀中絕に及しが、絕たるを繼ぎ、廢たるを興し給ふ御代に當て、靈元帝延寶六年再興ありしより、今に至て退轉なし、今相傳ふる所の證歌は、万葉集に多く見えたり、其昔古は、時に應じて詠出せるを歌ひ舞しとなり、其式酉剋神樂所作人、東外廊に著座し、戌の剋各樓門より、次第に神前に進み舞殿に著座す、次に俗別當神主檢知、及び他姓六位大禰宜、小禰宜、神前に進みて、神供を獻ず、宮守神人これを送る、神主祝戶あり、次に總官、祠官、所司、樓門西內廊に著座ありて後、神樂を始む、人長軾の前に進み、三拍子を踏立て、東面本方に行、笛、篳篥、和琴、次第に庭燎曲を奏し、人長軾前に立て、神殿に向ふ、笛、篳篥、同音に寄合の曲を奏す、本の歌、末の歌、庭燎曲を奏して後、軾を撤す、次に付歌の輩著座、採物、前張等の歌を奏す、先外止之拍子、阿知女、本末三度拍子、榊、本末閑韓神、本末早韓神、次に人長舞、神子座を起、鈴を振て舞合す、次に於介阿知女、本方於介、末方次に勸盃作法あり、次に阿知女、薦枕、本末篠波、本末千歲、本末早歌、本末於介、本方星三首音取あり、朝倉、本末其駒、人長神子舞ふ、次に神樂人、各座を起、韓神を奏し、神殿を廻ること一匝、瑞籬の前に還立て曲を止む、此時神主起て、人長の榊を取て、神前に捧げ、各一揖して退出し、休所において一獻あり、其式戌の剋より寅の剋にいたる、

〔古事談六亭宅諸道〕天永三年三月、石淸水臨時祭、師時卿令二勤仕一之時、御神樂依レ有レ與近方唱二宮人一之由、見二于彼卿記錄一、然者雖レ非二勅宣一令レ之歟、但宮守之外定無二其例一歟、

〔教言卿記〕應永十二年六月三日、景秀來對面、春日社御神樂之事、景盛遁世他界之間、輕服之上者不

可叶歟、然者景房可參之由所望云々、奉行廣橋黄門景繼ニ相尋候所、元來景盛者異姓他人、何可有輕服、故景茂猶子景字與云々、且吉田神主ニ相尋同前申候、仍景秀可下向云々、珍重々々、次以抑大神ニハ神樂不傳、誰人ヨリ相傳哉相尋、景茂父重茂入道相傳云々、珍重々々、　十三日、春日社御神樂、一七ケ夜被行、無爲無事目出、就中山木數百本枯之處、ヤガテ本復云々、奇瑞之至、珍重々々、神慮之條尙々珍重、嘉元之時如此、　十四日、春日御神樂事等、景秀來對面委細語之、〇中略今度散狀本拍子忠興、末拍子久乙、付歌忠信忠國忠清、笛景秀、篳篥季英、陪從五人、人長久遠、

〔吾妻鏡十二〕建久二年十月廿五日庚子、來月鶴岳可有遷宮之子細、被凝群議、〇中略條々被申定者、爲令唱宮人曲、召下多好方云云、　十一月十九日甲子、召右近將監好方、於幕府賜盃酒、好方盡野曲善信候御前、助音太絶妙也　廿二日丁卯、多好方等欲歸洛之間、自政所賜餞物、行政、仲業、家光等奉行之、其上有別祿、馬十二疋云云、

〔吾妻鏡十四〕建久五年十一月四日辛卯、鶴岡八幡宮御神樂也、將軍家〇源頼朝御參、右近將監大江久家、唱秘曲等、畠山次郎重忠、梶原左衛門尉景季候付歌云云、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年三月九日戊寅、今夜於鶴岡若宮寶前、被行管絃講、別當僧正讀式、八幡講云云其後有御神樂、人長松若丸、本拍子萬歳末拍子薄王和琴千手篳篥乙鶴大笛、夜叉王云云

〔元德二年三月日吉社並叡山行幸記〕掃部寮御神樂の座をまうけければ、舞人これにつき、近衛の官人、資子にさぶらひて御神樂はじむ、歌あまたに成て、夜半もすぎばあけなんとするに、星仰られければ、三首ともにうたひつゝ、ふかきまことの御手向、聲々にあげ侍る、いまやあさくらかへしのこゑどもに、神の心はすみわたり給らん、

〔體源抄十上〕神樂　口談諸方之家之記載之〇中略

備前國ノ廳官、笠ノ吉時語テ云ク、敦家備前國司タリシトキ、吉備津宮ノ霜月ノ御神樂ニ敦家小

美衣ヲ著シテ參詣、夜ニ入テ未神樂ヲ奏セザル間ニ、時資西國ヨリ上路ノ次ニ敎家ノ在ヨシヲ聞テ參入、敎家殊ニ感嘆ヲ成、自ラ庭中ニ下居テ、相具テ神樂ヲ奏スルニ、時資庭燎ヲ歌ニ、後山ヨリ風吹テ村雲飛、霰殊ニ降ル、萬人皆垂感涙、件霰只社頭許ニ降テ、社頭ノ外ニハ天晴テ全以不降之、神感揭焉歟、御山ニハアラレフルラシノ詞歟

〔吾妻鏡三十〕文曆二年〇嘉禎元年十二月廿四日壬子、重爲御祈、〇藤原頼經病氣於所處本宮、令轉讀大般若經、可修御神樂之由被仰下、被付雜掌人、仍面々遣使、依可勤仕之也、

伊勢內外宮　相州〇北條時房御沙汰　石淸水八幡宮　武州〇北條泰時御沙汰
賀茂社　大炊助入道沙汰　春日社　長井判官代
日吉社　駿河入道　祇園社　陸奥掃部助
大原野社　武州御沙汰　吉田社　毛利入道
北野社　武州御沙汰　若宮　武州
熱田社　出羽左衞門尉
熊野社　正月十五日以後、可被始此御祈、
本宮　佐原三郞左衞門尉　新宮　備中左近大夫
那智　湯淺次郞入道

〔類聚名物考神祇十三〕夏神樂　なつかぐら

〔八雲御抄四由緖言〕かはやしろ夏の神樂なり、後成說有、瀧川上にてすと云り、夏川の上にてするなり、

〔袖中抄四〕河やしろ〇中略

顯昭云、是は神樂の譜に夏神樂と云事あり、うちまかせては、神樂は冬する事を、夏するに河のうへにさか木を立たるを、かきてする事とぞ申、〇下略

〔清輔奧儀抄下之下〕問云、かはやしろと云はなにぞ、

答云、かはやしろのことさま〴〵に申めれど、みなひがこと也、是は夏神樂のこと也、神樂は冬することを、おのづからにはかなる事にて、夏などする時には、きよき川のほとりにてするなり、河の瀨にさかき四本を立て、それをはしらにて、しの竹をたなにかきて、それに神供をばそなふ、これをかはやしろとはいふなり、さてには火に、

　かはやしろしのにをりはへてほす衣いかにほせばかなぬかひざらむ、といふ歌をうたふ也、

この作法夏神樂の譜に見えたり、神樂のいへに、秘することなり、これ多忠方が說也、問云、夏かぐらむかしよりこそ侍らめ、此歌は貫之集にあり、屛風歌のつゞきに、夏かぐらとて、あるはいかに、

答云、れいの神樂は神代よりあることなれど、歌ははるかにさがりたるよの歌どもにてこそはべれ、をり〳〵に、人のうたひはじめたるにこそ、されど夏神樂もむかしよりありとも、此歌をのちの人のうたひはじめたるにもあらん、催馬樂の譜は、一條左大臣〇源雅信の時こそは、はじめて律呂の歌もさだめられたりとうけたまはれば、貫之がよに夏神樂のことのはじまらんもかたかるまじ、もしはかのしふのひがことにもやはべらむ、これはふかき歌とぞおぼゆる、

〔體源抄十上〕神樂

資忠云、內侍所ノ神樂四月ニ行ハルヽ時、夏神樂ノ作法ヲ用ト云々、夏神樂トハ、庭火ニ唱フ歌ノアルナリ、〇中略

或記云、夏神樂ニハ不ㇾ燒ㇾ火ヲ云、而長和四年閏六月廿三日、內侍所ノ御神樂ナリ、內侍所南面ノ庇中ニ庭火ヲタクト云々、是左近將曹重胤ガ、依ㇾ有ㇾ所ㇾ申燒ㇾ之云々、

〔新古今和歌集十九神祇〕延喜御時、屛風に夏神樂の心をよみ侍りける、　貫之

川やしろしのにをりはへほす衣いかにほせばかなぬかひざらん

〔中右記〕寛治八年（嘉保元年）四月十八日戊子、入夜參齋院、有御神樂於神殿南庭、敷座、但無庭火、依爲極熱也、

〔樂家錄 一神樂〕秘曲大曲修法之次第

舊記曰、秘曲（歌號薗目也、凡三箇夜之時有之乎、）大曲（歌弓立也、凡七箇夜時有之乎、）修法次第、自庭燎至早歌如例、無異儀、（凡大曲有之夜、早歌之曲人長奏舞、是人長秘曲舞也、最無仰時不奏、）而各退而後、大曲修之輩著座、（歌方本末或一人所作之、笛篳篥和琴各一人、自上首進、）而有勅使、（頭中將勤之、其法如）星、而後奏音取、（但受本拍子之氣色奏之也、先笛次篳篥和琴也、）次歌本末、（管無附物、和琴自始彈之、）而後殘輩再著座、（以上首爲先、）而有星可修之、勅使（頭中將役之、）次音取、（其法如每歲、）次星歌三首、次朝藏、其駒、（已上如例、〇中略）

庭燎諸歌之說

庭燎諸歌、近代雖不用之、所載于舊記、瞥記之、庭燎歌詞美屋麻仁者、阿羅禮不留羅志、登屋麻奈留、如此歌之而下句不歌之、是每神樂之說也、諸歌之時、所謂下句歌之也、其詞麻佐紀乃加都羅、伊呂都紀仁介利、一首歌之、以爲秘事焉、但人長輪投掛之時歌諸歌也云々、

〔樂家錄 四人長〕早歌舞之事（附起舞）

早歌舞爲人長之秘曲、故不仰則不奏之也、蓋當於有大曲之夜而有此舞也、（中夜或結夜也、賞賜祿、）最雖舞品異、舞出所及舞行之次第如早韓神、持榊舞焉、但第一首本方發聲、（拍子文十四）自第二首各附歌、即附管當于第三首舞出焉、

舊記曰、早歌之舞品、在昔多近方第三首歌詞、胝踏奈歌之時起于後顧矣云々、

〔郢曲相承次第〕式部卿敦實親王

神樂雖爲諸神製作、傳于世以多自然曆爲根元、其後次第上下翫之、彼親王殊携此道、子孫雅信公、時中卿以下皆名譽堪能也、

贈從三位濟政

藤家音曲當此時代後一條後朱雀御宇也右大臣頼宗公始也、頼宗公者博雅卿三男、或次男伯耆守至光弟子也、委事習濟政朝臣、彼博雅卿者敦實親王弟子也、以上見綵管要抄云彼云是當家之末流也、仍長元淸暑堂御神樂、頼宗藤家元祖于時大納言濟政朝臣取本末拍子、弟子執本拍子師匠取末拍子例之由注之、濟政之ガサヘヅルコヱト云秘說、世之美談此時事也、是敦實親王以來所傳也、此親王師匠雖未詳、於神樂者定受地下說、然而地下說、自長元之比已斷絕、偏爲源家秘說、但近代當家又此說絕了、口惜事也、以委細講於伶詠之者雖不可有相違、師說中絕之間伶斟酌之、重當道之故也、

抑頼宗公者、敦實親王三傳門弟濟政朝臣直弟也、而近來藤家音曲之爲體、以外參差尤不審也、妙音院相國○藤原師長者、中御門内府宗能公弟子也、然而彼相國所作絃譜等、以源家爲本體歟、將又宗能公孫中將宗經宗國也廿五歳早世之間、其子宗平卿、催馬樂少々雖伶傳習之、不及分明、相承大略以斷絕、子息宗雅卿爲孝繼孝道末子號万歳藏人弟子伶再興家業、是皆世之所知也、孝繼父孝道妙音院弟子也、依伶展轉彌振違歟、但孝繼又習守覺法親王、彼法親王當家資時朝臣寫瓶弟子也、依伶窺緖流給、若以藤家說被授孝繼歟、

〔梁塵愚按抄上〕凡神樂は、一越調をもてうたふといへり、二條家には、宮人の曲をもて奥義とす、綾小路家には弓立を秘曲とす、但宮人の曲は、近代うたひたえずといへり、

〔狛氏新錄〕一神樂之事

内侍所御神樂ハ、堂上地下庭之座ニ著、堂上歌之時は地下不附之、但笛ハ太神氏一人篳篥ハ安倍氏一人兩管共ニ地下吹之、和琴は四辻家所作之、

堂上歌之家ハ持明院家綾小路家兩家、其外之堂上歌所作之輩ハ兩家之門流也、

和琴ハ四辻家相承也

地下歌之家多攝津守久富多上野介忠敬兩家、其外之多家ハ兩家之門弟也、

人長之舞一人、多讃岐守忠壽家ニ相承ス其體四品昇進之時は、其子五位六位之近衞將監將曹之内一人舞之、又は爲門弟、多家之中勤之事モ有之、尤此舞は舞樂と申にては無之、神樂人長ノ舞と申也、
笛ハ四辻家ニ相承ス爲門弟地下家兩家譜代一人宛勤之山井但馬守、太神景剩、山井近江守、太神景村、
篳篥ハ地下兩家譜代一人宛勤之、安倍壹岐守、安倍季福、東儀三河守、安倍季武、篳篥之事ハ、昔安倍兩家雖有之、兩家共斷絕、漸一流養子を以、薄殿より神樂篳篥ばかり相傳ス、樂者其傳絕候故、南京之樂人久保丹後守光成より相傳、當時安倍壹岐守家相續、神樂之篳篥權管依無之、後陽成院御宇蒙勅命、東儀出雲守太秦氏之姓を安倍ニ被改、神樂篳篥之權管ト成、仍于今此家ニ相承ス、

〔諸家家業記〕神樂郢曲　　綾小路　　持明院〇中略

御神樂之節之本末拍子付歌等、右二家より庶流之家々、幷他家之内にても、歷代被相勵候家々へ、被相傳有之事に候、然る所近代之例、四辻家樂所支配として、音樂之事總體彼家之預に相成候故、神樂之笛等、彼家へ入門無之ては、古く傳來之家にても、御神樂に出候事を不被許など申事も有之由、乍去郢曲之事は、此二家之家業と被致候事、古代よりの例に候、兩家より當時相傳有之家々、大抵左に記之、

庭田	五辻庭田同家	大原庭田庶流	園持明院庶流	東園園庶流	石野持明院庶流	慈光寺源氏新家

此外　　鷲尾　　河鰭

件家々歷代連綿して御神樂之節參役有之候故、當時家業のごとく被相勵候由、

〔神皇正統記堀河〕此御門和漢の才ましまし〳〵けり、〇中略神樂の曲などは、今の世まで地下につたへたるも此御說なり、

〔古事談六亭宅諸道〕舞人助忠爲傍輩正連一者被殺害祇園林畢、仍堀川天皇御歎息過法之間、久我大

相國被ㇾ奏云、何故强御歎候哉云々、被ㇾ仰云、神樂秘曲、胡飮酒、采桑老、此等三箇事、亦無下相二傳說一之人上、已欲ㇾ絕、爭不二歎思食一哉云々、重被ㇾ奏云、神樂ハ所ㇾ殘ナク、令二傳說一御畢、子息等成長之時、撰二器量一可ㇾ授二給之一、采桑老ハ召二天王寺舞人一可ㇾ被ㇾ習、胡飮酒者某可ㇾ教候云々、依ㇾ之兄忠方被ㇾ教二胡飮酒一、弟近方給二神樂一被ㇾ習二采桑老一云々、

堀川天皇令ㇾ習二神樂一給之時、天皇御二之倚子一、助忠候二小庭一、師時朝臣候二小板敷一、令二傳申一、秘曲時於二萩戶方一令ㇾ奉云々、

〔續古事談 五諸道〕神樂ハ近衞舍人ノシワザナリ、ソノ中ニ多ノ氏ノモノ、ムカシヨリコトニツタヘウタフ、〇中略時助ガ子助忠コレヲ傳テ、コトニ堪能ナリケレバ、堀川天皇階下ニ召テウケナラヒ給テ、ツネニコノ神樂アリケリ、藏人盛家ソノ骨ヲエテ、人長ヲツカウマツリケリ、カヽルホドニ時助助忠父子、カタキノタメニコロサレニケリ、君ヨリ始テ此道ノタエヌル事ヲナゲキ給テ、助忠ガ末ノ子忠方近方、イマダイトケナキ童ニテアリケルヲ、召イデヽ、ヲトコニナシテ、忠方ハ歌ノ骨アルニヨリテ、神樂ノ風俗ヲウタハシム、ユタチ、ミヤ人トイフ歌ハ助忠ガホカシル人ナシ、助忠カタジケナク君ニサヅケタテマツレリ、內侍所御神樂ノ時、本拍子家俊朝臣、末拍子近方ツカウマツレリケルニ、主上御簾ノ內ニオハシマシテ、拍子ヲトリテ此歌ヲ近方ニヲシヘ給ケリ、マコトニ稀代ノ勝事、イマダ昔ニモアラヌ事也、父ニ習ツタヘンニハヨノツネノ事也、イヤシキミナシゴニテカヽル面目ヲホドコス事、コノ道ノタエザル事ヲ、世ノ人感淚ヲナガシケリ、

〔體源抄 十上〕神樂　口談 諸方之家之記載之〇中略

又多近方ハ、資忠ニハヲサナクテヲクレニケレバ、神樂ノ道ハ傳ヘザリケルヲ、堀川院資忠ガ手ヨリメデタク傳ヘシメタリケレバ、近方ヲ尋メシテ、召人ノ中ニ此道絕ナバ口惜カルベキトテ、近方ヲメシテ近衞陣ニサブラハセテ、萩ノ戶ノ邊ニチカクメシテ、御ミヅカラゾヲシヘ給ケル、但

御口ウツシニモノヲバ仰ラレズシテ、師時卿シテツタヘ仰ラレケレバ、彼卿モコエゾワルカリケレドモ、此道ノハカセニハナリニケリ、ヲノヅカラ師時候ハザリケル時ハ、近方ガウタイトラザリケルカギリハ、イクタビモウタヒテゾキカセサセヲハシマシケル、ヨクナリヌトオボシメシケルトキハ、物ヲバ仰ラレズシテ、御歌ヲトヾメサセヲハシマシケリ、三年マデヨルヒルチカク候ケルニ、御口ウツシニ物ヲバ一度モ仰ラレザリケリ、古體ナリカシヤ、又クヒモノナカリケレバ、ヲノヅカラ師時卿ナンドノタヽウ紙ニ飯ヲイレテタビタリケレバ、其ヲワヅカニナメヅリテゾ、二三日モスゴシケル、カクシツヽ十六歳ニナリテゾ、始テ内侍所之御神樂ニ拍子トリタリケル、メデタクテ御門ヨリハジメテホメサセヲハシマシケリ、神樂ノ曲ハスデニ絶ヌベカリケル事ヲ、御門ノ御口ヨリ給ケル、メデタカリケル事ナリ、

〔體源抄十上〕神樂

同人〈○多節茂〉云、資忠所勞ノ間、時方始テ牙テ拍子ヲ取トキ、資忠ガ秘說ドモヲ時方ニ敎シテ承キ、其後近方堀河院ヨリ給テ仕シテ聞合シカバ、彼時承シニハニザリキ、以レ之思レ之秘調ニヲイテハ、尙主上ニモ殘テ奉リ秘シケルカト云々、

〔源平盛衰記四十四〕宮人曲内侍所効驗事

二十九日〈○元暦二年四月〉國忌成ケレバ、御神樂被レ止、五月一日ニ、又被レ行ケル、宮人ノ曲多好方仕ケレバ、勸賞ニハ、子息右近將曹好節ヲ被レ任二將監一ケリ、宮人ノ曲ト云ハ、好方祖父八條判官資忠ト云々、舞人ノ外ハ知ル者ナシ、堀河院バカリニゾ奉レ授タリケル、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十一月十九日甲子、召二右近將監好方一、於二幕府一賜二盃酒一、好方盡二野曲一、〈○中略〉又重忠景秀等依レ仰、於二當座一習二神樂曲一、兩人器量之由、好方感申云云、　十二月十九日癸巳、爲二鶴岡神事一、遣二山城江次久家以下侍十三人一、可レ傳二神樂秘曲一之由、所レ被二成下一御敎書於好方之許一也、

爲鶴岳八幡宮神事、山城江次久家以下侍十三人被遣之、爲弟子撰器量、早可被敎立神樂一座之所作、忩被沙汰出、後如本社始行二季御神樂、可被上洛也、弓立星歌者爲秘事之由聞召、然者相傳之仁、重可被仰遣、且又其志可有御存知也者、鎌倉殿仰旨如此、仍執達如件、

十二月十九日　　盛時奉在判

右近將監殿

〔吾妻鏡十二〕建久三年三月四日丙子、江次久家爲相傳神樂秘曲等上洛、仍被遣奉書於左近將監好節之許、平民部丞盛時奉行之、

江次久家所上遣也、弓立星歌等爲相傳、上洛之由申之、件歌以下神樂口傳故實、入意能々被敎授、來八月放生會以前定被參向關東歟、其時相具久家、可被下向者、鎌倉殿仰旨如此、仍執達如件、

三月四日　　盛時奉

〔吾妻鏡十三〕建久四年十月七日庚子、多好節依召自京都參著、來月於鶴岳、依可有御神樂也、又右近將監久家同歸參、是爲令相傳秘曲、先日所上洛也、宮人曲不殘一事傳受之由申之、加之好方截狀言上其旨、非譜代之輩、雖不傳此曲、隨嚴命悉以令授之由云云、

〔八幡御幸記〕延慶三年十月六日己酉、今日余（○後伏見）參八幡宮、（○中略）爰左大將（○源具守）以多忠有申云、今夜若可有秘曲者、可爲何曲、又歌員數可爲何首哉、可存知者、自是可仰之由仰之了、時遣國房仰合前左大臣（○藤原冬平）也、前槐申云、神樂間事、殊無才學、仍無左右難計、但今度御願異他、秘曲有之條、誠可宜歟、文永宮人弓立等曲有之、今度弓立許有之、若可宜歟、宮人曲、忠有若存授賞之事、心懸歟之由推量候、左大將參之時、宮人曲モ可候歟、計申者勿論候云々、此間左大將已參云々、仍直可問答之由存之、于時大將參、余直問答、大將申云、今度秘曲有之條、爲御願尤可然候歟、就其宮人曲、資泰不傳之、然而忠有祗候之上者、歌之條不可有子細、弓立ハ傳受之上ハ、不可有子細、文永宮人於本拍子資季卿一人

歌之、今於地下忠有一人歌之條、違彼時之樣雖存候、忠有傳此曲候之上ハ、勿論次第候、所詮秘曲事、可有叡慮候云々、仍余仰曰、今夜只弓立曲許有之條可宜、可爲其儀、歌數事可相計者、大將可存知之由申之、則始神宴、

〔看聞日記〕永享十年十二月廿日、有俊今日神樂秘曲弓立、洞院大納言授與云々、

〔言繼卿記〕天文十四年七月廿八日己丑

一高橋刑部丞來、神樂相傳之奥書、昨日調遣了、文章如此、

名人

・神樂笛曲、燎、與利合、榊、韓神、同早韓神、其駒等、所授與防州三宮高橋刑部丞源長賢也、

天文十四年七月廿五日　　　權中納言花押

〔體源抄十上〕神樂道名人

從五位下伯耆權介多宿禰公用能長此道　　二品式部卿貞保親王作倭琴譜　　右近權少將

良岑朝臣宗貞撰左笛譜　　左衛門尉大石宿禰富門撰左箏樂譜　　左近將曹入役部宿禰重

種能歌　　左近將監尾張兼時同　　右近將監多政方同　　同節資同　　道將曹同　　右

近將監多資忠同　　右近府生道守同

里神樂

〔神道名目類聚抄五祭祀〕里神樂　凡テ諸社ニテ行フ神樂ヲ云ト云リ

〔類聚名物考神祇十三〕里神樂　さとかぐら

或書云、神樂はもと天照大神の寶前に限る事にて侍けるが、後諸方の神社にも行ふに依て、禁裏内侍所の御神樂に對て、諸社の神樂を里神樂と云也、冬にて夜の神事なり、

〔樂家錄神樂一〕里神樂之説

號里神樂者、於諸社擊鼓及銅拍子、而神子鳴鈴舞焉、號之里神樂也、然亦地下舊記之中、於八幡之神樂有此名、而傳曰、鄉里之人依執行修之、名之號里神樂也、蓋修法之次第、庭燎以早韓神終曲矣、假令

安居當人依執行修之、如號安居神樂云々、

〔樂家錄 神樂 一〕安居神樂說

安居神樂於男山八幡有之、號安居者、十二月朔日至十五日有潔齋人、名之號安居當人、詳未知之所謂當人執行之故、有安居神樂之名、所修之次第、如內侍所也、略定時自庭燎以早韓神終、而奏其駒也、而宮巡其法舉之前書矣、〇中略

高良神樂 附 山神樂之名

八幡高良神樂、其法如安居神樂也、山神樂之名限于石淸水乎、未見于舊典之中也、蓋自山上執行之義乎、

〔懷竹抄 橫笛〕可吹笛樣

又云笛穴中ニ、〇中略 亦息クツクニモ、笛ニ入吹テ由詞ヲ吹ハ、田樂笛、里神樂笛ナンドノ心地シテワロシ、

〔言繼卿記〕天文十三年三月十二日辛亥、盛秋朝臣與景雄相論之八幡里神樂事、令披露了、盛秋朝臣仕樣言語同斷之儀也、何も景雄ニ被仰付候由、先盛秋朝臣可申聞候由、被仰下候了、　十五日甲寅、今朝景雄訴訟之儀、御催促申候處、案文調進之由候間調進候、女房奉書如此、同從此方之折紙相調、書來候時遣了、

仰 天文十三 三十五 かけを申候、八わた里かぐらがくとうぶんの事、もり秋のあそんしやうの一さきうとかすめ候につきて、文を出され候へども、御きうめい候へば、せうもんをも二たうをも出し候はず、ことに御きうめいなかばにくしをぶけへ出し候とても、色々くせ事せひもなく覺しめし候、ことにしやうの所さ人、かつらにいろひ候べき事はあるまじき事、せうもんにまかせ、もとのごとくかけおにそへちし候へと申きかせられ候、又しやけへもこのぶん御下ぢ被申候よし申

とて候、かしく、

さへもんの督どのへ

八幡宮里神樂樂頭領分之事、御糺明之處、盛秋朝臣不ㇾ然證文一不ㇾ能二答一候間、女房御奉書如ㇾ此候、以二此旨一可ㇾ被ㇾ存知候旨、被二仰出一候也、恐惶謹言、

三月十五日　大澤長門守　綱家判

山井安藝守殿

盛秋朝臣來、此段申聞候處、以外不興歸畢、

〔東都歲事記 二 五月〕十日、小石川氷川明神廿五座神樂、　十一日、下谷稻荷社湯花廿五座神樂、元飯田町世繼稻荷社十八座神樂、

大神樂

〔當代記〕慶長十三年五月二十四日、伊勢太神宮有二大神樂一、是は大坂秀頼公乳母局有二參詣一、秀頼公幷御袋、爲二祈禱一ニ前被ㇾ行二大神樂一、

〔伊勢參宮名所圖會 四〕神樂

他の神社のごとく神前にて神樂といふ事なし、御師の宅に神前を構へ、神樂役人を招待して勤む、是神樂職の外曾て知る事にあらず、其式兩宮に傳へて舊記見る事なし、纔に古語拾遺に備はれりとするのみ、

大々神樂

〔鹽尻 四十五〕友人今度熱田の社にて初めし太々神樂を見しとて語る、其さまいと美々敷、巫女は赤大口天冠を戴き、大柏の白拍子の事也舞ふに似たり、覡は金のぬり烏帽子など著す、猿樂の三番三の黑面を蒙り、鉾を持ち舞ふ樣、舞樂にも非ず、猿樂田樂に似て、河原狂言に近しと誇る、或人聞て曰、近年東都芝神明宮、按神明太々神樂の起りは、寶永六年の比、神主西東刑部清長代に初りしといふ、神田明神抔の社家、神樂とて俳優のわざをなす、夫を能事に見なして、熱田の神樂座似せ學びける姿と見えし、されば神樂とは、元よ

り舞に非ず、絲竹の調べ、歌曲の節奏、古より傳ふる家有り、神舞と俗に言は、大和舞の事にして、尤上古の風也、春日の若宮にては、巫女の舞あれどいとふるび、古への姿と見えたり、伊勢の大々神樂、近代の俗也、熱田にてせし神樂(正德二辰二月十四日十五日兩日なり)いとも俗にして傳もなく、爲麻呂如きの妖巫が造り出せし事、檀長胤が獼猴の舞にもおとりていとにげなし、

〔東都歲事記一下三月〕十一日、深川猿江摩利支天太々神樂興行、(拜殿の内へ舞臺を儲け、極數を備へ、九座の神樂興行あり、)

〔東都歲事記二五月〕九日、龜戸天滿宮太々神樂興行、

〔體源抄十上〕神樂　口談(諸方之家之記載之)

舊神樂譜云、昔貞觀ノ御時、神宴之日被撰定神樂歌、若是清暑堂御神樂歟、

次朱雀院御時、貞信公攝政之間、被始御神樂云々、彼時、礒等前歌、依有禁忌不被歌、其後尙又歌云々、

或秘說ニ云ク、大嘗會ノトキ、清暑堂(件堂豐樂院內ニアリ、今元基跡、)御神樂、昔ハ未必始終奏之、其歌少々唱之、只事御遊云々、

秘記云、日本紀竟宴ハ、一代一度行ハルヽナリ、近來此儀ナシ、和歌講後御遊ヲ始トスルトキ、先神樂歌一曲ヲ歌(天)、然テ後ニ樂ヲ奏スルナリ、

神樂ニ難義アリ、星歌ニ、白衆等長說晨朝清淨偈、此詞ハ涅槃經ノ文ナリ、而神樂ハ我朝ノ事、起樂神世者如何、〇中略

又云、堀川院ノ御時、近方ガ量ナリシヲ召テ、神樂ヲ賜シニ、衆人ニ勝テ早速ニ賜シ也、仰ニ云、子孫ハ目出キモノ也トテ、頻ニ御感アリケリ、〇中略

問、樂ノ品マチ〳〵ニワカレタリ、今ノ神樂何ノ樂流ゾヤ、答、漢家ノ法ヲ案ズルニ、歷代ノ正聲ヲモテ雅樂トシテ、祭禮以下ニ用ユ、古樂兩胡ノ樂ヲ號ス、別國ノ風俗ヲ備フ、今國ノ神樂ハ本朝開闢ノソノカミ、天照大神之御事ヨリ起レリ、本朝ノ樂神樂ヨリ先ダテルハナシ、是正聲爲雅樂、漢

家ノ樂ヲ奏セシム、別國ノ風俗ニ擬スベキ歟、

〔樂家錄神樂一〕陪從之神樂說

謂陪從之神樂見于舊記、其所作堂上地下相交也未詳之、或曰自堂上神樂之所作人被執行之故有此名乎、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕冷泉院の御車のうちより、たかやかにかぐら歌をうたはせ給しは、さまぐけうあることをも見きくかなと、おぼえ候しに、あきのぶ〇藤原明順ぬしのにはびいとまうなりやとの給けるこそ、萬人のたへずわらひ給にけれ、

〔徒然草上〕神樂こそ、なまめかしくおもしろけれ、〇下略

〔續史愚抄桃園〕延享五年〇寬延元年十一月十七日丁卯、大嘗祭、〇中略今夜神樂歌再興云、

古事類苑

樂舞部四

催馬樂

催馬樂ハサイバラト云フ、三代實錄貞觀元年十月、廣井女王ノ薨去ノ條ニ見エタルヲ以テ始トス、素ト路頭巷里ノ謠歌ナリシガ、後ニ譜ヲ定メテ、搢紳ノ間ニ行ハレ、遂ニ朝廷ノ御遊ノ時ニモ用キラル、ニ至レリ、足利氏ノ時一旦中絶セシガ、後水尾天皇ノ寬永三年、二條城ニ行幸ノ時再興セラレタリ、

〔運歩色葉集 佐〕催馬樂 神樂也、名二青柳一、

〔易林本節用集 左言辭〕催馬樂(サイバラ) 神歌也

〔體源抄 十中〕又云、催馬樂ト云ハ、催馬樂ト云樂アリ、其ヨリ事起リ、此樂ノ唱歌ニ、コマヲモヨホストト云事ノアリケル、ヤガテ歌ニナシテ國ヨリ歌イダシタリ、我駒ト云催馬樂是ナリ、故ニ馬ヲ催ストカキタルナリ、

〔梁塵愚案抄 下〕催馬樂

愚按、催馬樂は、昔諸國より御貢物を大藏省へ納し時、民の口ずさみに謠ひける歌なれば、さいばらと名づくるなり、馬を催すとかけるは、御つぎ物おほする馬をかり催す心也、

〔催馬樂考〕神樂に前張有、それが拍子にうたふ故に、是もさひはりの名を負しものなり、〇中略然るにこれをばからの唐の世に、催花樂てふ樂の有しをもて、好事の者の後に催馬樂とは書つらむ

を、三代實錄にもしかしるせしが、さて後々の人其字につきて、或抄の如き說をなせしことしるし、かゝる說は後人のくせなり、催馬樂と書ても、猶さいばりと云べくおぼゆ、

〔玉勝間 七〕催馬樂といふ名の事

長瀨眞幸がいはく、催馬樂といふ名は、その初についでたる、吾駒の歌によれるもの也、○中略此歌はもと萬葉集十二に、乞吾駒、早去欲、亦打山、將待妹乎、去而速見牟とある歌也、はじめの二句、馬を催す詞なるをもて、催馬樂とは名けたり、樂は唐の樂曲どもの名、某樂々々といふによりて、添へたるにて、やがて其字音をとりて、良とよぶ也、さて此吾駒の歌を、初とする故に、其名を、もろ〳〵の曲の惣名とせる也といへる、此說よろし、體源抄には、狛朝葛新作、續敎訓抄云、催馬樂といふは、催馬樂といふ樂あり、それより事おこれり、此樂の唱歌に、駒をもよほすといふことの有けるを、やがて歌になして、國々よりうたひ出したり、我駒といふ催馬樂これ也といへれど、これはかの歌、もと万葉の歌なることをしらずして、唐樂の唱歌より出たりと、誤りつたへたるひがことにて、國々よりうたひ出したりといへるもひがこと也、又ある說に、催馬樂といふは、いにしへ諸國より御貢物を納むる時、民の口すさびに、うたひたる歌にて、御貢物を負する馬をかりもよほす意也といへるは、催馬といふ名につきて、造りたるつたなき說也、又縣居大人は、さいばりをさいばらといひなせる也とて、やがて催馬樂を、さいばりとかゝれたれども、これも誤られたり、さいばりといふは、もとさいばりに衣はそめむ云々、といふ歌の一曲の名なるを、十六曲の總名として、大前張、小前張と分れたる、皆神樂歌の方につきたる物にて、催馬樂とはもとより別物なるをや、さてついでにいはむ、さいばりを前張と書は借字にて、初榛也、さて又或說に、催馬樂といふは、もと唐樂の名也、和名抄、音樂部曲調類、雙調の條に、柳花苑、春庭樂、催馬樂、狹鵲河、和風樂とならべあげたり、みな唐樂也といへるもひがこと也、これは吾駒の歌など雙調に奏る故に、雙調の曲の

中へまじへ擧たるにこそあれ、唐樂に催馬樂といふあることなし、さる故にその催馬樂と擧たる分注に、我駒曲是也とあり、又其次なる狹緒河も、催馬樂の中の澤田川の曲也、すなはち分注に、澤田川の曲是也とあり、唐樂に狹緒河といふ名あるべきかは、又春庭樂、和風樂なども、皇朝にて作れる曲にして、唐樂にはあらざるをや、さてついでにいはむ、催馬樂といふ名は、三代實錄三の卷にはじめて見えたり、

〔催馬樂譜入文上〕名義

岡部氏〇眞淵の催馬樂考曰、神樂に前張あり、それが拍子にうたふ故に、是もさいばりの名を負しもの也、前張は一首なるを、それが調べにうたふ神樂を、皆大小の前張の中にこめていへり云々、

〇中略

今按に、右の岡部氏の說もわろかれど、又此本居氏の說どもゝ、心得がたし、そは既に神樂歌にも、ことわりつるごと、古本どもには、かの大前張標下に、或曰催馬樂としるし、又前條に引る古鈔どもに、某作神樂催馬樂とありて、其濫觴をいろ〳〵さたせる、專ら一つ物の如くに、いひなせる中にも、郢曲相承には、たゞ拍子の少し換るのみといひ、嘉禎節付本には、大前張以下、半出於催馬樂、とさへ記したれば、かの大前張小前張は、もと此催馬樂より取て、神樂の餘興にうたひたる事明らけし、然ればさいばらといふ名は、本吾駒の歌より出たるが、神樂に取れけむとき、その歌どもの中に、さいばりにと云がありしにつきて、かしこにては、さいばりと轉じたるか、又かのさいばりと云が、名義の起りにてありしを、後に吾駒の歌の、初二句の心によりて、催馬樂とは、字を改めたるか、いづれ此二の內ならずては、古本どもの細注に叶ひがたし、此古本どもに從ひてこそ右の前張に、大小の名ある事なども、いと心得安くなりつれ、さもあらずては、いかにとも解べきよしあらず、十六曲同じふしなる故なりなどいへど、其節付の悉く別なるをいかにせん、皆おしあ

てのゑひ言なるをや、故今は古本どものむねに隨ひて、其名の意は、右の二つを出じとおもふ中に、もしは初のかたなるか、

〔催馬樂譜入文上〕催馬樂時代

或樂家記錄曰、神樂催馬樂曲之事、家傳云、淡海三船撰之、多氏へ相傳ふ、右近將監多自然麻呂、神樂催馬樂の祖也、故神樂の時、多氏今に榊を取て人長をつとむ云々、郢曲相承次第曰、神樂催馬樂譜云々、以舞人多自然麻呂爲根元、其後次第上下翫之と見えたり、今此傳に就ていはゞ、彼淡海眞人御船と云し人は、元正天皇養老六年に生れて、聖武天皇天平年間より經て、桓武天皇延暦四年に卒せられたれば、かの催馬樂を撰べりしは、寧樂朝の末つかたばかりの事とすべし、然れば次に引く書どもに、左近少將作催馬樂などある類は、其時始て作れりと云にはあらず、もしは當昔の曲どもを輯て、今ある譜のごとく六十餘曲に修錄せしを云か、又其譜を作り定られたるを云にもあるべし、既に三代實錄第三貞觀元年條曰、冬十月云々、廿三日乙巳、尙侍從三位廣井王薨、〇中略特善催馬樂、〇中略とあるにても、此催馬樂の、其以前より世に弘まりて有し事、いちしろし、續紀天平十四年正月、六位以下等鼓琴歌曰、新年始爾何久志社、供奉良米、萬代摩提丹、と載たる、是則今の催馬樂の呂の新年曲に收めたるもて、はやくそのかみうたひそめつる、一の證とすべきものなり〇中略此人〇尾張濱主神樂催馬樂曲の相承の人なる事は、既に神樂の始に引つるが如し、これらをもおもふべし、さて郢曲秘鈔、風俗裏書云、催馬樂、本路頭巷里之謠謌也、然而後好事之士女、取以爲彈琴歌曲、故其歌因來、甚有古代、有中世、厥后更奉諸國、謂之風俗、又後代謠謌、謂之今樣、催馬樂、風俗、固是一也、遂翫於宮中已久矣とある、まことにさりけらし、おもふに神代より上に雅樂ありつれば、下にも謳歌ありし事、歌を上下おしなべてよみ來りしと同じ、〇中略彼の淡海御船撰とあるも、只そのかみのちまたの謳歌をあつめて、多氏にあたへて、節を付させしを云にて、新に作れりと云

にはあらざる也、すべて此譜をよみ見ん人、もとは陋巷の謳歌なるといふことを、よく心にくみしめずては、おもひあやまつ事多かりなん、

〔伊呂波字類抄人事左〕催馬樂雙調サイハラ 狹鰭河サハタカハ 青柳アヲヤキ 夏引ナツヒキ 貫河ヌキカハ 高沙古タカサコ 伊勢海イセノウミ 衣替コロモカヘ 道口ミチノクチ 淺水橋アサムツノハシ 何爲無イカニセン 鷹子タカノコ 刺櫛サシクシ 大芹オホセリ 大路オホミチ 我門ワカカト 東屋アツマヤ 激井ハシリキ 飛鳥井アスカキ 鳥鳴トナハリキヌ調ニ之律歌、櫻人サクラヒト 葦垣アシカキ 山城ヤマシロ 石川イシカハ 紀伊國キノクニ 竹川タケカハ 河口カハクチ 葛城カツラキ 鷹山タカヤマ 此殿コノトノ 淺綠アサミトリ 青馬アヲムマ 妹門イモカカト 大宮オホミヤ 美山ミノヤマ 舉卷アケマキ 田中井外タナカノキト 眉刀自女マユトシメ 本滋モトシケ 庭生ニハニオホル 陰名ホクノナ、調ニ之呂歌、

〔簾中抄音樂〕催馬樂

安名尊 梅枝 新支 櫻人 美濃山 石川 葦垣 葛木
山背 眞金吹 紀伊國 本滋 美作 藤生野 婦吾 鈴鹿川
奧山 白馬 淺綠 蓆田 御馬草 酒飲 竹川 河口
此殿 酒屋 倉垣 鷹山 吾家 田中井戸 無力蓑 万木
鏡山 高島 婦門 大宮 長澤 已上呂歌
總角 高沙古 夏引 貫河 飛鳥井 東屋 走井 青柳
伊勢海 庭生 我門 大芹 淺水橋 大道 我門乎 差櫛
逢道 何爲 鷄子 道口 衣替 西寺 鷄鳴 陰名

歌章

難波海(ナニハノウミ)　千年經(チトセフル)　淺也(アサヤ)　狹鰭河(サハタカハ)　已上律歌

〔催馬樂〕律　我駒二段

いでわが駒、はやくゆきこせ、まつち山、あはれ、まつち山はれ、

二段 つち山、まつらん人を、ゆきてはや、あはれ、ゆきてはや見ん、

澤田川三段

さはた河、袖つくばかり、あさけれど、はれ、

二段 あさけれど、くにの宮人、高はしわたす、

三段 あはれそこよしや、高はしわたす、

高砂七段、拍子各五、合拍子三十五、

たかさごの、さいさごの、たかさごの、

二段 をのへにたてる、志ら玉つばき、玉やなぎ、○玉やなぎ、一本作玉つばき、

三段 それもがとさん、ましもがと、ましもがと、

四段 ねりをさみをの、みぞかけにせん、玉柳、

五段 なにしかもさん、なにしかも、なにしかも、

六段 心もまだいけん、ゆりばなの、さゆりばなの、

七段 けささいたる初花に、あはましものを、さゆり花の、

夏引二段、第一段拍子九、第二段拍子十四、合拍子廿三、貫川同昔、

なつ引の、志らいと、七はかりあり、さごろもに、おりてもきせん、ましめはなれよ、

二段 かたくなに、ものいふをみなかな、ましあさぎぬも、わがめのごとく、おもとよく、きよくかたよく、

こくびやはらかに、ぬひきせめかも、

貫河三段、拍子各九、各拍子廿七、

ぬき川の、せゞのこすげの、やはらたまくら、やはらかに、ぬるよはなくて、おやさくるつま、

二段 おやさくるつまは、ましてるはしも、ゑかしあらば、やはぎのいちに、くつかひにかん、

三段 くつかはゞ、せんがいの、ほそしきをかへ、さしはきて、うはもとりきて、みやちかよはん、

東屋二段、拍子各九、合拍子十八、

あづまやの、まやのあまりの、あまそゝぎ、われ立ぬれぬ、そのとッのどひらかせ、

二段 かすがひも、とざしもあらばこそ、そのとッのど、われさゝめ、おしひらいてきませ、われや人づま、

走井一段、拍子九、此歌自三月至五月用之、

はしりゐの、こがやかりをさめかけ、それにこそ、まゆつくらせて、いとひきなさめ、

飛鳥井一段、拍子九二切、昔振走井少相替、

あすかゐに、やどりはすべし、おけ、かげもよし、かげもよし、みもひもさむし、みまくさもよし、

青柳二段、拍子十二、無空拍子、春中用之、

あをやぎを、あをやぎを、かたいとによりてや、おけや、うぐひすの、おけや、

二段 うぐひすの、ぬふといふかさは、おけや、むめの花がさや、

伊勢海一段、拍子十、無空拍子、

いせのうみの、いせのうみの、きよきなぎさの、ゑほがひに、なのりそやつまん、かひやひろはん、玉やひろはん、

庭生一段、拍子九、此歌春可用之、

庭におふる、庭におふる、からなづなは、よきなり、はれみやびとの、さぐるふくろを、おのれかけ

たり、

我門爾三段、拍子四十、第一段十四、二段十二、三段十四、藤家用二五拍子一、
わがかどにや、わがかどに、うはものすそぬれ、したものすそぬれ、あさなつみ、夕なつみ、朝なつみ
二段あさなつみ、ゆふなつみ、わがなを、しらまくほしからば、みそのふの、みそのふの、
三段みそのふのや、みそのふの、あやめのこほりの、大りやうの、まなむすめといへ、おとむすめとこそいはめ、

我門乎二段、拍子廿八、各十四、第二反、猶有二空拍子一、藤家五拍子、
わが門を、とさんかうさん、ねるをのこ、よしこざるらしや、よしこざるらしや、
二段よしなしに、とさんかうさん、ねるをのこ、よしこざるらしや、よしこざるらしや、

大路二段、拍子廿八、各十四、此歌春用レ之、
おほ於ぢに、そひてのぼれる、あをやぎが花や、あをやぎがはなや、
二段あをやぎが、しなひを見れば、今さかりなりや、今さかりなりや、

大芹一段、拍子三十四、有二空拍子一、此歌春用レ之、或雜時、
おほせりは、くにのさたもの、こせりこそ、ゆでゝもうまし、これやこの、せんばんさんたのきのゆしのきのばん、むしかめのどう、さいかくのさい、ひやうさいとさい、りやうめん、かすめうけたる、きりとほし、かなはめばんぎ、五六がへしの、一二のさいや、四三のさいや、

淺水一段、拍子二十一、
あさうづのはしの、とゞろとゞろと、ふりしあめの、ふりにしわれを、たれぞこの、なかびとたてゝ、みもとのかたち、せうそこし、とぶらひにくるや、さきんだちや、

插櫛一段、拍子十六、與二更衣一同音、此歌冬五節頃、可レ用レ之、

さしぐしは、とうまりな丶つ、ありしかど、たけくの志ようの、あしたにとり、ようさりとり、とりしかば、さしぐしもなしや、さきんだちや、

鷹子一段、拍子十五、與二更衣一同音、秋用レ之、

たかのこは、まろにたうばらんや、手にすゑて、あはづの原の、みくるすの、めぐりのうづら、とらさんや、さきんだちや、

逢路一段、拍子十三、與二更衣一同音、

あふみちの、志の丶をす丶き、はやひかず、こもち、まちやかぬらん、志の丶をす丶きや、さきんだちや、

道口一段、拍子十三、逢路同音、

みちのくち、たけふのこふに、われはありど、おやにはまうしたべ、こ丶ろあひのかせや、さきんだちや、

更衣一段、拍子十三、空拍子初反之時、可レ打レ之、

ころもがへせんや、さきんだちや、わがきぬは、のはら志のはら、萩の花ずりや、さきんだちや、

何爲一段、拍子十三、更衣同音、此歌冬可レ用レ之、

いかにせん、せんや、をしのかもとり、いで丶ゆけば、おやはありくと、さいなめど、よづまさだめつや、さきんだちや、

鷄鳴一段、拍子十一、近來不レ用レ之、

とりはなきぬてふ、けさくらまぎれ、志たひものをに、おしすがりゐてこそ、とゞこほれ、なくこなすまで、

老鼠一段、拍子十、

にしでらの、おかねずみ、わかねずみ、おんもつんづけさつんづけさつんづ、ほうしにまうさん、去にまうせ、ほうしにまうさん、去にまうせ、

隱名一段、拍子十、近來不レ用之、

くぼのなをば、なにとかいふ、くぼのなをば、なにとかいふ、つびたり、けふくなう、たもろ、ひのなかの、ひつきめな、けふくなう、たもろ、

呂　安名尊三段、拍子十四、一段五、二段五、三段四、

あなたふと、あなたふと、けふのたふとさや、いにしへも、はれ、

二段 いにしへも、かくやありけんや、けふのたふとさ、

三段 あはれそこよしや、けふのたふとさ、

新年三段、拍子十四、同上、此歌正月可レ用之、

あたらしき、あたらしき、としのはじめにや、かくしこそ、はれ、

二段 かくしこそ、つかへまつらめや、よろづ代までに、

三段 あはれそこよしや、よろづ代までに、

梅枝三段、拍子十四、與二安名尊一同、自二春始一至二二月一可レ用之、

むめが枝に、きゐるうぐひすや、はるかけて、はれ、

二段 はるかけて、なけどもいまだや、雪はふりつゝ、

三段 あはれそこよしや、ゆきはふりつゝ、

櫻人二段、拍子十二、此歌花比可レ詠之、

さくら人、さくら人、そのふねちゞめ、去まつだを、とまちつくれる、見てかへりこんや、そよや、あすかへりこんや、そよや、

二段ことをこそ、あすともいはめ、をちかたに、（つまさるせな有禁忌常不用也、よばふひと仍替用之、）なれば、あすもさねこじや、そよや、しあすもさねこじや、そよや、

葦垣五段、拍子各七、合拍子卅五、

あしがき、まがきかきわけて、ふみこすと、おひこすと、はれ、

二段ふみこすとたれか、たれか、此ことを、おやに、まうよこし、まうし、、

三段とゞろけるこの家、此家の、おとよめ、おやに、まうよこし、けらしも、

四段あめつちの神も、かみも、そうしたべ、われは、まうよこし、まうさず、

五段すがのねの、すがな、すがなきことを、われはきく、われはきくかな、

山城三段、拍子各十、合拍子三十、空拍子、

山しろの、こまのわたりの、うりつくり、なよやらいしなや、さいしなや、うりつくり、うりつくり、はれ、

二段うりつくり、われをほしといふ、いかにせん、なよやらいしなや、さいしなや、いかにせん、いかにせん、はれ、

三段いかにせん、なりやしぬらし、うりたつまでに、やらいしなや、さいしなや、うりたつま、うりたつまでに、

眞金吹二段、拍子各與山城同音、

まがねふく、まがねふくきびの中山、おびにせる、なよやらいしなや、さいしなや、おびにせる、はれ、

二段おびにせるはそたに川の、おとのさやけさ、やらいしなや、さいしなや、おとのさや、おとのさやけさ、

紀伊國二段、拍子十七、初段九、二段八、

きのくにの、きのくにのや、玄ら丶の濱に、眞玄ら丶の濱に、おりゐるかもめ、はれ、その玉もてこ、
二段 かせしもふいたれば、なごりしもたてれば、みなそこきりて、はれ、その玉見えず、

葛城 三段、拍子廿二、一段六、二段七、三段九、

かづらきの、寺のまへなるや、とよらの寺の、にしなるや、
二段 えの葉ゐに、玄ら玉玄づくや、ましら玉玄づくや、おしとゞ、おしとゞ、
三段 玄かしてば、くにぞさかえむや、わいへらぞ、とみせんや、おしとゞ、としとゞ、おしとゞ、としとゞ、

竹河 二段、拍子各七、合十四、空拍子、

たけかはの、はしのつめなるや、はしのつめなる花ぞのに、はれ、
二段 花ぞのに、われをばはなてや、われをばはなてや、めざしたぐへて、

河口 二段、拍子各七、竹川同音、

かはぐちの、せきのあらがきや、せきのあら垣や、まもれども、はれ、
二段 まもれども、いで丶われねぬや、出てわれねぬや、せきのあらがき、

此殿者 二段、拍子十六、各八、

このとのは、むべも、むべもとみけり、さきくさの、あはれ、さき草の、はれ、
二段 さき草の、みつばよつばの中に、との作りせりや、とのづくりせりや、

此殿ノ西 二段、拍子各八、與二此殿者一同音、

このとの丶、此との丶、にしの、にしのくらがき、春日すら、あはれ、春日すら、はれ、
二段 はるびすら、ゆけど、ゆけどもつきず、にしのくらがきや、にしのくらがきや、

此殿ノ奥 二段、拍子各八、與二此殿ノ西一同音、

このとの丶、此との丶、おくの、おくのさかやの、うばたまり、あはれ、うばたまり、はれ、

二段うばたまり、われを、われをこふらし、こざかごゆなるや、こざかごゆなるや、

鷹山二段、拍子各八、此殿同音、夏不可用之、

たか山に、たかを、たかをはなちあげて、をくよしをなみ、あはれ、をくをなみ、はれ、

二段をくをなみ、わかず、わがする時に、あへるせなかもや、あへるせなかも、

美作二段、拍子各八、不加空拍子、

みまさかや、くめの、くめのさら山、さら〳〵に、なよや、さら〳〵に、なよや、

二段さら〳〵に、わがな、わがな名はたえじ、よろづ代までにや、よろづ代までや、

藤生野二段、拍子各八、與美作同音、

ふぢふのゝゝ、かたち、かたちが原に、志めはやし、なよや、志めはやし、なよや、

二段志めはやし、いつきいはひしも志るく、時にあへるかも、時にあへるかもや、

妹與我一段、拍子十、

いもとわれと、妹とわれと、いるさの山の、山あらゝぎ、手なふれそや、かをかをすがにや、かをまさ

すがにや、

淺綠一段、拍子廿四、青馬同音、近來不用、

あさみどりや、こいはなだ、そめかけたりと、見るまでに、たまひかる、志たひかる、志んきやう、すさ

かの志だりやなぎ、まだいたゐとなる、せんざい秋はぎなでしこ、からほひ、志だりやなぎ、

青馬一段、拍子廿四、淺綠同音、

あをのま、はなればとりつなげ、さをのま、はなればとりつなげ、志のいざやの、志のいざやの、さを

こがひこなる、さいろッこ、またいたんこの、たいきのわらはの、さをこがひこなる、さいろッこ、

妹之門一段、拍子廿二、同淺綠、而末相替、

いもがかどや、せながかど、行過かねてや、わがゆかば、ひぢかさの、ひぢかさの雨もやふらなん、しでたをさ、あまやどり、かさやどり、やどりてまからん、しでたをさ、

席田二段、拍子二十、初段八、二段十二、或說廿四、藤家用ニ五拍子一、

むしろ田のや、むしろ田の、いつぬき川にや、すむつるの、いつぬき川にや、すむつるの、

二段 すむつるのや、すむつるの、ちとせをかねてぞ、あそびあへる、よろづ代かねてぞ、あそびあへる、

大宮一段、拍子十、

おほみやの、にしのこんぢにあやめこんだり、さやめこんだり、たり、やり、たんな、

總角一段、拍子十、本滋ト同音、

あげまきや、たう／＼、ひろばかりや、たう／＼、さかりてねたれども、まろびあひにけり、たう／＼、かよりあひにけり、たう／＼、

本滋二段、拍子各十、總角同音、而替節多之、藤家五拍子用レ之、

もとしげき、もとしげき、きびの中山、むかしより、むかしから、

二段 むかしから、むかしより、名のふりこぬは、今の世のため、けふの日のため、

美濃山一段、拍子二十、藤家五拍子用レ之、

みの山に、しゞにおひたる、玉がしは、とよのあかりに、あふがたのしさや、あふがたのしさや、

眉止之女一段、拍子十六、聊早可レ唱レ之、藤家五拍子用レ之、

おほみきわかせや、まゆとじめ、まゆとじめ、まゆとじめや、まゆ、とじめ、まゆとじめ、

酒飲一段、拍子十五、藤家五拍子用レ之、

さけをたうべて、たべゑうて、たふとこりんぞや、まうでくる、なよろぼひそ、まうでくる、たんな、たんな、たりやらんな、たりちりら、

田中ノ井戸 一段、拍子十、藤家五拍子用レ之、

たなかのゐどに、ひかれるたなぎ、つめ〳〵あこめ、田中のこあこめ、たらり、らり、たなかのこあこめ、

無力蝦 一段、拍子八、

ちからなきかへる、ちからなきかへる、ほねなきみゝず、ほねなきみゝず、

難波潟 一段、拍子十二、聊早歌也、

なんばのうみ、なんばの海、こぎもてのぼる、をぶねおほぶね、

つくしづまでに、いますこしのぼれ、山ざきまでに、

鈴之川 一段、拍子九、妹與我同音、但一句替、

すゞか川、すゞか川、やそせのたきを、みな人の、めぐるも志るくや、時にあへる、時にあへるかもや、

石川 三段、拍子六六四、合十六、

いしかはゝの、こまうどに、おびをとられて、からきくいする、

二段 いかゝなる、いかゝなるおびぞ、はなだの帶の、なかはたえたる、

三段 かやるかあやるか、なかはたえたるか、

奥山 一段、拍子七、

おく山に、ききるやをぢ、きをやはけゝづる、ま木やはけゝづる、きけゝづるをぢ、

奥々山 一段、拍子九、

おくやまに、きながすと、ききるをぢ、きやときやと、きをやはけゝづる、まきやはけゝづる、きけゝづるをぢ、

我家 一段、拍子九、

音調

わいへっは、とばりちやうをも、たれたるを、おほぎみきませ、むこにせん、みさかなに、なによけむ、あはびさだえか、かせよけん、あはびさだえか、かせよけん、

〔仁智要錄 二〕催馬樂律

高砂　七段、拍子各五、合拍子三十五、〇中略

夏引　二段、第一段拍子九、第二段拍子十四、合拍子廿三、貫河同音〇三段、中略

貫河　三段、拍子各九、合拍子廿七、〇中略

東屋　二段、拍子各九、合拍子十八、〇中略

走井　拍子九〇中略

飛鳥井　拍子九、〇中略

青柳　二段、拍子各六、合拍子十二、類聚箏譜云、歌音振出所異譜說、反立之度同譜說、〇中略

伊勢海　拍子十〇中略

庭生　拍子九〇中略

我門　三段、一段拍子七、二段拍子六、三段拍子八、合拍子廿一、〇中略

我門乎　二段拍子各七、合拍子十四、大路同音、〇中略

大路　二段、拍子各七、合拍子十四、〇中略

大芹　拍子三十四〇中略

剌櫛　拍子十五〇中略

鷹子　拍子十五〇中略

逢路　拍子十三、道口同音、〇中略

道口　拍子十三〇中略

更衣　拍子十二、何爲同音、○中略
何爲　拍子十三○中略
老鼠　拍子十
〔仁智要錄三〕催馬樂譜　呂歌一越性調笛雙調
安名尊　拍子十四、三段、一ノ五、二ノ五、三ノ四、新年、梅之枝、此三首同音、○中略
新年　拍子十四、三段、○中略
梅之枝○中略
櫻人　拍子二十四、二段各十二、地久破、○中略
葦垣　拍子三十五、五段各七、○中略
山城　拍子三十、三段各十、○中略
眞金吹　拍子二十、二段各十、山城同音、○中略
紀伊州　拍子十七、一段九、二段八、○中略
葛城　拍子二十二、三段、一段六、二段七、三段九、○中略
竹河　拍子十四、二段各七、○中略
河口　拍子十四、二段各七、竹河同音、○中略
此殿　拍子十六、二段各八、○中略
此殿之　拍子十六、二段各八、○中略
此殿奧　拍子十六、二段各八、○中略
鷹山　拍子十六、二段各八、已上四首同音、○中略
石河　拍子十六、三段、一段六、二段六、三段四、○中略

美作　拍子十六、二段各八、○中略

藤生野　拍子十六、二段各八、美作同音、○中略

妹與我　拍子十○中略

淺緑　拍子十二○中略

青之馬　拍子十二、淺緑同音、○中略

妹之門　拍子十二○中略

席田　拍子十二、二段各六、美濃國元慶悠紀風俗、○中略

大宮　拍子十○中略

角總　拍子十、大宮同音、○中略

本滋　拍子二十、二段各十、但音振同二大宮一、○中略

蓑山　拍子十、備前國悠紀風俗、○中略

眉戸自女　拍子八○中略

酒飲　拍子八○中略

田中井戸　拍子十○中略

難波海　拍子十二○中略

我家　拍子十一○中略

無力蝦

〔催馬樂譜入文上〕律呂

或人の校本云、古本催馬樂は呂律とついでたるに、愚按鈔、體源抄などは、律呂とついでを改けり、されど花鳥餘情若菜下に、本律呂と云、律は陽正也、呂は陰助也、然れども催馬樂には呂律と

云て、律を次にする也云々とあるは、ともに古本催馬樂の次に同じければ、後に律呂とせし本は、ひが事なりとあり、今又古本を撿るに、仁智要錄の節付には律呂とついで賜へり、文治二年の節付には呂律とついでたり、嘉禎二年の節付には律呂とついでたり、和名抄音樂部に、催馬樂曲を出したるに、それにも律呂とついでたり、教訓抄黄鐘調の目錄にも、律呂とついでたり、こは譬へば、みぎひだりと云を、左右と記す類なれば、誤りあやまらぬの、けぢめあるにはあらず、男は陽、女は陰なるを、をみな男といはん時も、字には猶、男女と記さるめれば、假令催馬樂には呂を重ずとも、猶その目錄などには律呂ともついでざらむやは、既に花鳥餘情には、然かのたまひて、その同じ君の愚按抄には、律呂を次第給ひたるにあらずや、かゝれば今文治本の本文を用ふるといへども、歌の順悉く別なれば、猶嘉禎本に隨ひて、律呂とはついでつ、

〔郢曲抄〕資賢卿のいふ、○中略催馬樂の甕の山、歌に合せ上て唱こと禁句也、其所はセアゲテといふ節也、あなたふとのあはれを、あれと唱、同じ事なるべき、

〔體源抄十中〕狛朝葛記ニ云、催馬樂ハユヽシク科アリテ歌フベキナリ、大納言宗俊ノ歌ハレケルハ、如此ノ骨法ノ目出キ也、敎家ハ少シ今様氣ノアリテ私シヒタリケル也、有賢又政長ニモ今様氣アリケリ、

春宮大夫宗能云、催馬樂ハ雄拍子ヨリ打始也、初ニ雌拍子ノ中ル歌ヲバ不打シテ、雄拍子ヲ持テ打始ナリ、歌出トキ歌ハントテハ、先拍子ヲ打オイテ歌ヒ出スナリ、○中略

梅枝ニハ鳴トモノ字ヲバ、御前ノ儀ニハ不歌、棲トモ歌ナリ、

更衣ニハ春ハ萩花摺ヲバ替テ歌也、春ノ花摺歟、可尋之、或人云、萩ノ葉摺ト云々、

筵田ノ初段ニハ、棲鶴ヲバ二度不唱ナリ、主上ノ御前ニテ歌ニハ、身ヲ堅ク心ヲ愼テ、主上ニ對奉テ、帝德ヲ褒タテマツルガ如クニテ可歌也、

催馬樂我駒ヲバ呂律倶ニ唱レ之、澤田川呂律倶唱レ之、呂ニハ安名尊也、律ニハ澤田川ヲ唱フルニ、用ニ安名尊之音取一也、

新年、梅枝、(三首同音ナルニ)澤田川亦同音也、催馬樂歌出ノ非レ歌程ニ早ク被レ歌歌アリ、以レ之推レ之樂ノ程ノ只拍子ニ吹出サル丶樂アリ、同儀歟、拍子取歌唱ヘ畢ヌレバ、拍子ヲ重テ笏ヲ持ガ如ク取レ之ト云々、

又云、催馬樂ノ哥出シ不レ同也、雄拍子ヲ打置テ歌出アリ、安名尊ノ類是ナリ、音ト拍子ト一度ニ歌ヒ出スアリ、筵田ノ類コレナリ、出歌ノ後ニ拍子ヲ打アリ、西寺ノ類コレナリ、○中略

又催馬樂ハ極大事ニテアル也、音振ダニ私ヒヌレバ、云甲斐ナキモノ也、只在ニ此事一也、傳定ハ目出カリケル者也、音ヲワナヽカシヽニ付テ目出也、○中略

問云、此樂律(○輪鼓褌脫)催馬樂安波ノ戸ノ音振ヲモテ作レ之云云、事實ハ爲ニ呂樂一如何、答云、爲ニ呂樂一ガ甚深ノ證ニテ有也、古人ノ律歌ヲ歌ケルハ、偏ニ律ニ今樣ノ如ニハウタハザリケリ、半呂ノ音ニゾ歌ヒケル、律ノ催馬樂ヲモテ大食調呂歌ニ入ナリ、其儀相叶ト云々、目出キ事也、宗通卿ハ宗俊ノ說ヲウケシメ給也、其音振半呂ナリ、其已前ノ古人如レ此云云、而宗忠ニイタリテ偏ニ律音ニハ歌ハルヽナリ、自爾以來偏ニ律音ニ成了、今稱ニコレヲ思フニ、催馬樂我駒歌ヲシテ、拾翠樂伊勢海等水調呂音、尤此奧ノ事也、半呂音ニ歌フアリ、證據以明哉、○中略

又云、催馬樂ハ、我駒ヲモテ序。トシ、伊勢海ヲモテ破。トシ、竹川ヲモテ急。トス、是古人之故實也、○中略

美作呂歌美作歌振ハ柳花苑ニ合ナリ、是ニヨテ面白キ也、上古催馬樂ヲモテ樂ヲ作ル者流例也、

又以ニ樂之音曲一合レ歌テ歌出シ證如レ此、

山城歌詞ニライシナヤサイシナヤト云詞、葛城之詞ニ乎志毛止云詞等ハ、其時ノ童謠之詞ドモナリ、タトヘバ近來ノ童謠ニ、ヤレコトムトウセイサラナリトト云義ナリ、

〔樂家錄〕(五催馬樂曲說)發聲及助音附管之節

催馬樂發聲者、其曲名爲之發聲也、假令歌安名尊則發聲安名尊、歌伊勢海則發聲伊勢海、爲之發聲、而自次句助音、即附管矣、〇中略

催馬樂曲調之說

催馬樂所用之調、多律平調、呂雙調、而不見用他調之例矣、按梁塵愚按抄、夫律用平調、呂用雙調、至他調隨時用焉云々、(或曰、催馬樂平調雙調之外不用他調者、未盛之故歟、何可限于二調乎云々、〇中略)

〔奥儀抄下ノ下〕問云、かはやしろと云はなに事ぞ、

答曰、〇中略催馬樂の譜は、二條左大臣〇源雅信の時こそは、はじめて律呂の歌もさだめられたりとうけたまはれば、貫之がよに夏神樂のことのはじまらんもかたかるまじ、〇下略

〔郢曲相承次第〕左大臣雅信

催馬樂譜、此大臣作之、(或抄云、延喜廿年、右近少將藤原忠房依勅定作之云々、然而多分說雅信公所作也、)

〔胡琴敎錄上〕催馬樂

又云、〇慶俊法師催馬樂は、笛には左近少將藤忠房、依延喜聖主勅ふを作る、箏比巴には中務大輔信明(博雅二男)譜をつくる、院禪所用此說云々、

〔中右記〕元永三年〇保安元年十一月十二日、巳時許招出雲守資文示頭辨事、〇中略催馬樂譜小草子事、十三日、早旦資文爲頭辨使來云、〇中略催馬樂譜、在故宰相中將家、有無未尋得、過穢氣之後、一日可尋也、

〔體源抄十中〕澤田川或譜ニ此歌絕畢ト云々、而ニ博與ガ譜ヲミルニ、安名尊ト同歌ト云々、竊ニ案同歌不乖云々、

〔看聞日記〕永享二年四月廿六日、郢曲文書事、有俊姉妹ニ令申之處、故中納言〇綾小路信俊遺言申置之間、

詠催馬樂

洞院へ遣事不可叶之由申、然而勅定難默止之間敎訓畢、　廿九日、郢曲文書二合召出、仙洞へ進之、　六月二日、仙洞而本譜事猶可進之由被仰下、是ハ家重寶更無他見者也、可如何候哉、無理之仰也、　八日、催馬樂本譜五卷（香表紙、呂三卷、律二卷、無奥書、）仙洞へ文書一合被返下、〇中略　本譜事可召進之由堅被仰下、進之、

〔本朝書籍目錄〕管絃

催馬樂譜　二卷

〔樂家錄〕五　催馬樂曲說〕催馬樂絃管之說

催馬樂古御遊用之、凡其法先奏調子、次催馬樂歌之、（助音數輩）絃管各一附之、次奏樂曲、（頗有絃管之）次亦催馬樂曲爲次第、（第二章樂目錄）拍子者擊笏拍子也、

或曰、古御遊者擊笏拍子、不用三鼓也、今世御遊除笏拍子者、堀河院寄好音樂、故催馬樂不奏之、三鼓用之、是其始也云々、

〔殘夜抄〕淸暑堂御神樂の御遊は、みかぐら終りて後にあり、是も樂催馬樂呂律これらにかはらず、但近來淸暑堂御神樂に、或人めづらしき事せんとて、葛城といふ秘藏の歌をうたひたりけるに、其歌はつたはるべきことあるを、あしくうたひたりけるとて、とき人そしりけるやう、のがるゝ處なかりけり、珍らしき事は、限りある事にはせであるべきにこそ、建保六年十二月七日、東宮行啓高陽院殿へありしに、其日やがて御五十日の御遊に拍子とり、我家といふ催馬樂うたはむと申けれども、などやらん其日はうたはざりけり、

〔古今著聞集〕六　管絃歌舞〕同〇天曆五年正月二十三日、宴おこなはれけるに、式部卿重明親王琴、左大臣〇藤原實賴箏、中務大輔博雅朝臣和琴、侍從延光朝臣琵琶、散位朝忠朝臣、右近中將藤原朝臣笙、安名尊、春鶯囀、席田、葛城などをぞ奏しける、

〔枕草子〕二〕小一條院をば今内裏とぞいふ、〇中略　二月十日の日の、うら〳〵と長閑に照わたれるに、

わたどの、西のひさしにて、うへ〇一條の御笛ふかせ給ふ、たかとほの大貳、御ふえの師にて物し給ふを、こと笛ふたつして、たかさごををりかへしふかせ給へば、なほいみじうめでたしといふもよのつねなり、

〔源氏物語紅葉賀七〕ゆふだちして、なごり涼しき宵のまぎれに、うんめいでんのわたりを、たゝずみありきたまへば、此内侍〇源内侍びはをいとおかしうひきゐたり、御前などにても、をとこ方の御あそびにまじりなどして、ことにまさる人なき上手なれば、もの、うらめしう覺えけるをりから、いとあはれにきこゆ、うりつくりに成やしなまし〇うりつくり、成やしなまし二句、在山城曲、と、聲はいとおかしうてうたふぞ、すこし心づきなきがくしうにありけん、昔の人もかくやおかしかりけんとみゝとまりて、きゝ給ふ、ひきやみて、いといたくおもひみだれたるけはひなり、君あづまやを忍びやかにうたひて、よりゐ給へるに、おしひらいてきませとうちそへたるも、例にたがひたることゝちぞする、〇下略

〔源氏物語榊十〕御あそびのすこしみだれ行程に、たかさごいだしてうたふ、〇中略あはましものをさゆりばのとうたふとぢめに、中將御かはらけまいり給ふ、

〔體源抄十中〕又云、安名尊ヲ歌ツレバ、新年ハウタハザルナリ、先年ニ左右ヲ別テ扇合アリ、事ヲハリテ御遊ノ時、政長朝臣爲二方人一安名尊ヲウタフ、于時故二條關白殿〇藤原師通新年ヲ歌ベキヨシ其仰アリ、仍政長此ヲウタフ、聞方人嘲哢ス、政長ノ云ク、一日ノ事人々嘲哢セラルヽナル、更ニアヤマタザル事ナリ、指仰アランニオイテハ、堤坊ヲモ心ベキヨシ前言耳ニアリ、而殿ノ仰ニヨテ、ウタハシムルトコロナリ、殿ハ大納言ノ弟子ニテマシマセバ、豈シロシメサヾランヤ、

〔吉野樂書〕一隱岐院〇後鳥羽御時、正月ニ御遊ノ有ケルニ、德大寺殿公繼梅ガ枝ニキキルウグヒス春カケテナケドモイマダ雪フリツヽ〇梅枝曲此催馬樂ヲ歌ヒ給ヒケルガ、ナケドモノ所ヲクレドモ

ト、ヒキナヲシテ歌給ヘリケリ、加樣ノコトハ時ニヨリ、ヲリニシタガヒテヒキナヲス事、常ノナラヒナリ、

〔體源抄十中〕春宮大夫宗能云、〇中略安名尊ヲウタヒツレバ、新年ヲバウタワザル也、但朝覲行幸ニハ、必ズ新年ヲウタフベキ也、是ハ新キ年ノ始ニ、此コソ仕祭ラメ万歲マデニノ詞、千金ニ直スル故歟、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕嘉承二年三月五日、鳥羽殿に行幸有て、六日和歌の興有ける、呂安名尊三反、櫻人一反、席田二反、鳥破急、賀殿急、律ハ青柳二反、萬歲樂、五常樂急、綠竹の志らべことに面白かりけり、

〔增鏡十五むら時雨〕又の年〇元德二年の春やよひのはじめつかた、花御らんじに北山に行幸なる、〇後醍醐、中略、又の日〇三月七日は御遊はじまる、拍子に治部卿まいる、うへもさくら人うたはせ給ふ、御こゑいとわかくはなやかにめでたし、こぞの秋ころかとよ、すけちかの中納言にこの曲はうけさせ給ひて、賞に正二位ゆるさせ給ひしも、けふのためにやありけんといとえん也、

〔大猷院殿御實紀八〕寬永三年九月八日、天皇〇後水尾二條城の行宮におはしまして、第三日の朝がれゐ、內々の儀にて奉り給ふ、〇中略やがて御遊はじまる、〇中略調子平調催馬樂伊勢海、こは百年ばかりも廢たりしを、こたびことゝ更の詔にて、四辻中納言季繼卿に再興せしめられしとぞ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕久安三年九月十二日、法皇〇鳥羽天王寺へ御幸有けり、內大臣御供に候はせ給ひけり、十三日念佛堂にて管絃有けり、〇中略先雙調、鳥破、同急、賀殿急、安名尊、妹與我、次平調、萬歲樂、慶雲樂、三臺破、同急、五常樂、同急、扶南、老君子、廻忽、甘州、陪臚、伊勢海、我門、更衣、淺水、梢、鴛鴦、盤涉調、秋風樂、初一帖、後二三帖、〇中略此外催馬樂有けるとかや、

〔狛氏新錄〕一催馬樂之事

此うたひ物は國風也、當時相絕、近年立后之催馬樂ニハ、朗詠之様少替たるうたひものにて有之、尤笙、笛、篳篥之三管も、其聲に應じ附候也、

〔立坊立后記〕天和三年二月十四日、立后〇靈元女御藤原房子爲准后ノ片節會ヲ行ハル、〇中略催馬樂ハ寬永年中二條、行幸ノ時アリケル以後ノ事也、〇中略催馬樂ノ役人、歌物ハ綾小路俊景、幷持明院基時、琵琶ハ今出川伊季、花園公晴、琴ハ白川雅元、和琴ハ四辻公韶ナリ、地下樂人六人階下ニ候ス、笛ハ上山井近江、笙豐主殿、園淡路守、篳篥ハ東儀左衛門、窪甲斐也、三方ヨリ三人宛出座ヲ望申セドモ、二條行幸ノ時ノ樂人ノ位階ニ合セテ、用之給フト聞エシ、

〔樂家錄五催馬樂曲說〕近代再興之事

天和三年二月十四日、立后御節會也、此時有御遊、可奏催馬樂之旨仰之、依俄之催、曼譜及拍子之法異于古法、時人疑之、故不詳之焉、

堂上五人、但二人歌方、三人絃、地下六人各束帶、但地下之座庭上設疊也、管各懷中持笏矣、先奏雙調々子、次安名尊附管絃、次鳥破只拍子、次平調々子万歳樂二返、五常樂急二返奏矣、

〔殘夜抄〕大臣大饗、これも御遊の儀式、打任これらにはかはらず、それにとりて、母屋の大饗には、鷹山といふ歌をうたふべきとかや、それは源家にはあり、藤家にはなき歌にて、うちまかせては、一どうけ給りしも、安名尊にてぞ侍し、又律にも鷹子あるべきにや、

〔體源抄十中〕又云、大饗ノ引出物ニ用鷹時、必ズ鷹ノ子ヲ歌也、雅信ノ尊者ニテ被座ケルニ、若鷹ヲ引出物ニ進ゼラレタリケルニ、出ント欲スルノ時、自取拍子鷹子ヲ歌ハレタリケル、爲珍事ト云云、庇大饗ニハ不歌、御鷹飼不參故ナリ、

資賢云、母屋之大饗ニハ鷹子ヲ歌也、コノ所以也、本體ハ鷹山ヲ歌也、就之有歌、大饗之說、淸暑堂ノ御神樂ニハ葛城ノ歌也、又臨時客ニ歌之、執聟ノ家、臨時客ニハ吾家ヲ歌フ、〇下略

〔公事根源正月〕臨時客　同日〇二日

臨時客にも舞者など有て、よのつねの大饗の儀式におなじ、はてつかたには御遊ありて催馬樂をうたふ、

〔大鏡 八〕むらかみうせおはしまして、またのとし小野宮に人々まゐり給て、いと臨時客などはなけれど、嘉辰令月などうち誦せさせ給ふついでに、一條左大臣殿〇源雅信六條殿〇源重信など拍子とりて、むしろだうちいでさせ給けるに、あはれ先帝のおはしまさましかばとて、御笏もうちおきつつ、あるじ殿をはじめ奉りて、事いみもせさせ給はず、うへの御衣どもの袖ぬれさせ給ひにけり、

〔公事根源 十一月〕豐明節會　中辰日

ことにたへたる上達部、五節所とぶらひて催馬樂などうたふ、

〔增鏡 五内野の雪〕十四日十〇寛元元年六月日後深草生誕に五夜のぎしきさきのごとし、こよひは御遊有、實基の大將殿とく大じひやうしとり給ふ、玄やう宗基、ふえ二位中納言よしのりひちりき兼敎朝臣、琵琶大夫きんすけ箏のこと權大夫さねふぢ和琴あきすけするのひやうしも、おなじ人なりしにや、安名尊、鳥破、席田、伊勢海、萬歳樂、三臺舊〇舊急借字れいの事なり、かずかずめでたし、

〔賁勝卿記〕寛永三年十一月十九日戊子、中宮樣〇後水尾后源和子御七夜御祝儀有之、〇中略今朝先宮ノ御方ニテ御振舞有、次ニダノ作法過テ、寢殿ニテ有御遊、右大臣、琴内大臣、四辻大納言、左大將、亮、新三位等也、催馬樂有伊勢海也、

〔宇槐雜抄〕保延三年七月廿三日、今日姬宮御百日也、〇中略今日右府〇藤原宗忠取余〇藤原頼長笏、被歌催馬樂也、

〔玉海〕承安二年八月廿一日丁巳、此日小童有著袴之事、〇中略二獻、定能朝臣、取續酌、瓶子頼高次催馬樂席田、更衣、余〇藤原兼實先示人々云、先々有催馬樂、今度可然歟、人々云、尤可候、余云、拍子無便宜如何、宗家卿云、只可打鳴扇歟、余云、召殿上人笏如何、人々相議、雅頼卿云、攝政若君御五十日之時、有議被用他人之笏、

云々、然者被召殿上人笏有何事哉、宗家卿云、用公卿笏定事也、殿上人有何差別、隨又達座有便歟、重家卿云、召上地下召人樂器、是定例也、被用殿上人笏可宜、余云、尤可被准據、在則召經家兼光等笏、

〔中右記〕康和四年三月十八日癸酉、天皇依被奉賀太上皇(白河)五十算、可有行幸鳥羽殿也、○中略主殿寮立明南庭、次御遊、天皇御笛、右大臣(箏)宗忠、(拍子)左大辨(琵琶)右宰相中將(笛)顯仲朝臣、(笙)俊頼朝臣、(篳篥)呂、(安名尊、席田、鳥破急、)律、(靑柳、萬歳樂、)○中略

廿日乙亥、今日有御賀後宴事、○中略及秉燭先令敷召人座於階西砌下、(地下召人、家綱、季濟、博定、式部丞俊重、笛、今日被召加樂屋也、)呂、(櫻人、美作、眉刀自女、鳥破急、賀殿急、)律、(伊勢海、更衣、萬歳樂、陪臚、甘州、)人々所役如一昨日儀、事了人々退下、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕天永三年三月十八日、御賀の後宴に、舞樂はて丶、御遊の時、呂は安名尊、席田、鳥破、(○破原脫、據一本補、)律は靑柳、更衣、鷹子、萬歳樂、主上(鳥羽)催馬樂を付うたはせ給ける、めづらしく目出たかりける事也、おほせによりてさらに又更衣、鷹子など數反有ける、興ありける事也、

〔榮花物語三十二歌合〕長元八年五月、卅講はて丶、關白殿歌合せさせ給、○中略左のかたの人々、色々のうすものをやかたにはりて、かねのとこなつのはなをゑたる船ふたつにのりて、ふえけしきばかりふきすさびて、伊勢の海うたひて、いけの心にまかせてさをさしてまいる、○中略藏人俊經、ふたあゐのうつくしきとりて、ひろげしくをみれば、むらさきのふせんれうに、靑きざうがんをつけて、伊勢海と云さいばらを、あし手にぬひたり、

〔殘夜抄〕わたまし、これは未だ承らねど、それもたゞ御遊普通のにてあるべきに、此殿といふ歌をうたふべし、其外かはりめいとなきにや、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕いづれの比の事にか、大宮右大臣(○藤原俊家)殿上人の時、南殿の櫻さかりなる比、うへぶしよりいまだ裝束もあらためずして、御階のもとにて獨花をながめられけり、霞わたれる大内山の春のあけぼの丶、よにゑらず心すみければ、高欄によりかゝりて扇を拍子に打て、櫻人の曲を數反うたはれけるに、多政方が陣直つとめて候ひけるが、歌の聲を聞て、花の本にす

流派

すみて出て、地久の破をつかうまつりたりけり、花田狩衣袴をぞきたりける、舞はて、入ける時、櫻人をあらためて蓑山をうたはれければ、政方又立歸て同急を舞けるをはりに、花の下枝を折て後、をどりてふるまひたりけり、いみじくやさしかりける事也、〇中略

大貳資通卿管絃者共を伴ひて、金峰山に詣づる事有けり、下向の時、ふじにふるき寺あり、其寺におりゐて、やすみけるついでに、其邊を見めぐりけるに、壹人の老翁のありけるをよびて、此寺をば何といふぞと問ければ、翁、これをば豐等寺と申侍るとこたふ、又寺のかたはらに井有、これ榎葉井といふ、又うしろの山はなに山といふぞととふ、此山は葛城山なりとこたふ、人々これを聞て感涙をたれて、各堂に入て寺をうちはらひて、葛城を數反うたひて歸けり、

〔閑田耕筆四〕催馬樂の樂曲にあふもの多しと、常に鈴木氏かゞられしが、みづからうたひ、また笛にあはせ、箏にのせてきかされしことも有りき、是おもしろきことなり、いづれの曲もかくやうにうたひものにあはましかば、俗樂を捨てこれによる人も有べきものをと、歎息したりし、樂所には催馬樂も纔に二三曲、近年勅によりて再興ありとかや、

〔體源抄十中〕又云、大納言定能卿中山内府〇藤原忠親ニカタラレケルハ、催馬樂ノ源藤兩家說淵源ヲキハムトイヘドモ、源家ニハ雅賢卿資賢朝臣侍リ、彼等ミナ我ニマサリタリ、藤家ニオイテハ他人ナシ、仍常此說ヲ用ル也トゾイハレケル、與アル事ナリ、〇下略

〔胡琴敎錄上〕催馬樂

師說云、〇中略近來催馬樂三流也、一には大納言宗家の說、一には資賢卿、一は少納言師廣等說也、皆これ格別也、付絃時能々用意あるべし、

〔催馬樂師傳相承〕源氏

敦實親王一品式部卿寬平(宇多)御子 ―― 源雅信左大臣敦實親王子 ―― 時中雅信子、號舞大納言、又致仕、

公任 關白頼忠子、號四條大納言、
　濟政 播磨守 時中子
　　政長 刑部卿 資通子
　　　有賢 從三位宮内卿 政長子
　資賢 大納言按察使 有賢子
　　通家 左近少將 資賢子
　　雅賢 參議 通家子、[illegible]
　　　公繼 右大臣 實定子、少々習之云々
　　　有雅
　　　　資雅
　　資時 右馬頭 資賢子 出家

藤氏

博雅 從三位皇太后宮權大夫 克明親王子
　至光 博雅子、號雙調公、
　　頼宗 右大臣 御堂〈藤原道長〉子、或公任卿ニモ說云々、
　俊家 頼宗子、號大宮右府、
　　宗俊 大納言按察使 俊家子
　　　宗忠 宗俊子、號中御門、
　宗能 内大臣 宗忠子
　　宗家 大納言 宗能子
　定能 大納言 季行子
　　師長 太政大臣
　隆房 大納言 隆季子
　　隆仲 隆房子
　宗經 中將 宗家子、出家、安元御賀舞陵王童、
　　宗平 宗經子

〔三代實錄 三清和〕貞觀元年十月廿三日乙巳、尙侍從三位廣井女王薨、廣井者二品長親王之後也、○中略天安三年轉尙侍、薨時年八十有餘、廣井少修德操、擧動有禮、以能歌見稱、特善催馬樂歌、諸大夫及少年及好事者、多就而習之焉、至于殂沒、時人悼之、

〔郢曲相承次第〕式部卿敦實親王

宇多第八御子源家音曲元祖也、師匠未詳、若藤原千魚朝臣弟子歟、○中略孝道治國抄云、催馬樂ト和琴トハ自敦實親王世傳云々、

〔續世繼 六唐人遊〕右のおとゞ〈○藤原宗忠〉は中御門のおとゞとて、催馬樂は上手におはして、御あそびなどにはつねに拍子とり給けり、

〔古今著聞集 六 管絃歌舞〕久安三年九月十二日、法皇（〇鳥羽）天王寺へ御幸有けり、（〇中略）此外催馬樂有けるとかや、朗詠、今樣、風俗など數へん有けり、資賢朝臣ぞつかうまつりける、朗詠は法皇御發言有けるとぞ、其後としよりあそん、讀經つかうまつりけり、人々興にせうじて、覺暹、信西、楊眞操彈けり、法皇のおほせに、資賢は催馬樂のみちの長者なりと、えいかん有けるは、此たびの事なり、いかにめんぼくに思ひけん、

〔郢曲相承次第〕按察使有資權中納言信有

文永八年八月十五夜、唱催馬樂、依叡感被下御劒、（後深草院）被下之

文永八年八月廿六日、後深草院御記云、召侍從信有、（于時十四歲）令歌催馬樂、累家業可謂堪能云々、

教習

〔玉海〕壽永二年正月廿三日己丑、右大將（〇藤原良通）密々向宗家卿第、爲習催馬樂也、此事近代之禮、雖不必可然、知足院殿（〇藤原忠實）向經信第聽琵琶、又故殿時々向中御門右府第給、（拜大臣之日爲賀其悅云々）於家有其例、爲親昵之上、又非趨權勢之儀、仍所令行向也、

雜載

〔無名秘抄 上〕ちか比土御門内大臣（〇源通親）家に、月ごとに影供せらるゝこと侍しころ、しのびて御幸などなる時も侍き、その會に、古寺月といふ題にてよみたてまつりし、

ふりにけるとよらのてらのえのは井になほしらたまをのこす月かな、五條三位入道（〇藤原俊成）これをきゝて、やさしくもつかうまつれるかな、入道がしかるべからむ時、とりいでんとおもふ給へつるを、かなしくせんせられにたりとて、しきりに感せられ侍き、この事催馬樂の詞なれば、たれもしりたれど、これよりさきには歌によめる事も見えず、そののちこそ、れんせいの中將（定家）の歌によまれて侍しか、

名稱

風俗歌 國栖歌〔併入〕

風俗歌ハ、元ト諸國ニ行ハレシ歌謠ニシテ、後其曲調ノ宜シキモノヲ撰ビテ、以テ朝家ノ謠ヒモノトナシヽナリ、而シテ大嘗祭ノ時ニハ、悠紀主基兩國ヨリ其土風ノ歌舞ヲ奏スルヲ以テ例トス、

國栖歌ハ、大和國吉野國栖人ノ、元日節會、踏歌節會、新嘗祭、大嘗祭等ノ時、朝廷ニ參リテ奏スル所ノ歌ニシテ、應神天皇ノ時ニ起レリ、

〔催馬樂譜入文上〕催馬樂時代

郢曲秘鈔、風俗裏書云、催馬樂、本路頭巷里之謠謌也、然而後好事之士女、取以爲彈琴歌曲、故其歌因來甚有古代、有中世、厥後更奉諸國、謂之風俗、又後代謠謌、謂之今樣、催馬樂、風俗、固是一也、遂翫於宮中已久矣とある、まことにさりけらし、

〔神樂歌新釋一〕風俗の事

これは字音に、古よりふうぞくといへるなるべし、くにぶりとか、くにぶり歌とかいふべけれど、さいふ例も見あたらず、かの難波曲、倭部曲、廣瀨曲、さては古今集に出たる東歌、みちのく、さがみ、常陸歌のたぐひ、これに同じかるべし、こは代々の大嘗祭のをりに詠ひたりし歌の、其代におもしろかりしを、後々の代にも物の興にうたひなれて、かく一ふりの歌ひ物とつたはれるにやともおぼゆ、〇中略

古本の難波方歌の裏書に、難波方不入此譜、以他本所書入、また礒等前の所に或說云、此歌貞觀神宴之時撰定歌、次日云々、又朝倉此歌云々、延喜廿一年勅定也、神樂遊仕時、榊音振唱、又其駒此歌人長立座云々、本風俗也云々、

曲名

〔風俗歌〕乎津久波　小由流支　玉垂　鴛鴦　之太乃浦　君乎置天　越方　小

歌事

車　陸奥　甲斐　常陸二首　玉垂　常陸歌　筑波山　月面　大鳥　奈
末不利　太末太禮　比太知宇太　津久波山　木見乎　荒田　安津末知　菅
牟良　大鳥　知々良々〈知〇一本作二知々皮々一〉　我門　乎之高倍〈〇河海抄作二上野歌一〉　伊勢人　加比加
禰　奈利高之　八乎止女　彼乃行

〔拾芥抄上末〕風俗
五　鳴高（ナリタカシ）又云二大宮一　七　難波乃都布良江（ナニハノツブラエ）　十二　玉垂（タマダレ）　六　知知良良（チヽラヽ）　十三　東道（アヅマヂ）
九　筑波山（ツクハヤマ）　十　甲斐加禰（カヒガネ）　十一　伊勢人（イセビト）　八　菅村（スガムラ）　十四　常陸歌（ヒタチウタ）
一　荒田（アラタ）　四　大鳥（オホトリ）　八乙女（ヤヲトメ）　三　我門（ワガカド）　底本次第付レ如此歟

〔體源抄十下〕風俗事
其駒ハ本體風俗ナリ、而ヲ一條院ノ御時、朝倉其駒ハ神樂ノ無下ニ尾モナキヤウナルニトテ、神樂ニ歌ヒ具スルナリ、當時ハ神樂ナレドモ本體ハ風俗ト習フ也、

〔風俗歌〕乎津久波
遠川（筑）久波乎、古（越）由流須利（摺）ゝゝゝ支（衣）奴、加戸（歸）利木（來）天也、多（誰）加古（戀）比須（過）久世、ゝゝゝ遠川久波乎、古由流須
ゝゝゝゝ幾奴、

小由流支
古（余）與呂木引乃、以（磯）ゝゝゝ曾太（立）千奈（願）良之、以曾奈良引之、ゝゝゝ難（菜）津（摘）引牟ゝゝゝゝ女（目）佐（刺）引之奴（濡）良
須奈、奴ゝ良須那、ゝゝゝ於（沖）木（居）爾遠引禮乎禮ゝゝゝ奈美也、
奴（濡）呂ゝゝ引毛木（君）ゝゝゝ美、引加女須倍支、ゝゝゝ女（食）須戸幾奈（菜）乎之、川（摘）引美津美ゝゝゝ天波也、

玉垂
太（玉）万（垂）多禮乃、加（瓶）女乎引引奈（中）加仁須（居）惠天、阿（主）流之者毛也、佐（肴）加奈末（求）幾仁、ゝゝゝ佐加難止（採）利仁、己（餘）與流
木（綾）乃伊（磯）曾乃、引引和（和）加女（布）加（苅）利安阿（上）介仁、

鷲鷹

乎之(鷲)多加(鷹)ゝゝゝ倍、加毛佐戸木(危)ゝゝゝ爲(居)流、波良乃ゝゝゝ伊介(池)ニ(合)能ゝゝゝ也、太末(玉)毛(藻)波、末(眞)爾(根)那(勿)加利(河)ゝゝゝ曾也、於比(生)毛川久(續)加爾也、ゝゝゝ、一說加爾也、於比毛川久ゝゝゝ加仁、

之太乃浦

之多乃宇良(浦)乎、安佐(朝)古久(漕)乎(小)不爾(船)、引佐志(差)與(寄)勢呂、和(我)禮佐戸乃(乘)利天奈、之太ゝ一說奈也之太乃宇良美(見)牟ゝゝゝ也、

君乎置天

木三(君)乎於木天(置)、引安太(他)之古々(心)ゝゝゝ呂乎、和加(我)毛(持)太波也、奈與也、須惠(末)乃末川(松)ゝゝ也末(山)、ゝゝゝ奈美(波)毛古江(越)、古江奈无也、ゝゝ奈美毛古江奈牟、

越方

乎知(遠)加太(方)也、引加乃(彼)可太(方)也、阿太(安)千(達)乃波良(原)爾、ゝゝゝ多(立)々流可良爾、太々流可良爾、引宇和(在)流可ゝゝ良仁、於乃(己)乎仁(男)ゝゝ與(寄)須留、ゝゝゝ左(寢)奴登之難(無)久爾、與(寄)世波與勢、引與世波與勢、與(寄)曾不流比止(人)能、ゝゝゝ爾(憎)久可良難、ゝゝ

小車

乎久流(小車)末、爾之(錦)木能比毛(紐)、止(解)加牟與比(宵)利遠、之(忍)能者勢世與也奈、和(我)禮之乃ゝゝゝ波世古、和禮之能ゝゝゝ者勢、曾(夫)與末(正)佐爾、ゝゝゝ爾(寢)、引天介良ゝゝ之毛、川木(月)乃於毛(面)乎、佐和太流久(雲)毛乃、ゝゝゝ末佐(眞)也介(淸)久ゝゝゝ三留(見)古、佐也介久ゝゝゝ三流、

陸奥

阿波禮引也、ゝゝゝ安武久末爾ゝゝゝ支利(霧)ゝ太(立)ゝゝ千ゝゝゝ和太(渡)利、阿介(明)奴止毛ゝゝゝ世難(夫)乎

波也(遣)良〻〻之〻〻〻末(待)天波須戸〻〻〻難之也、

甲斐

加(甲斐)比可禰(峰)乎、佐(清)也爾毛美(見)之加也、介(心)々禮離(無)久、介(心)々禮奈久、與(横)古保利太(立)天流、佐也乃奈加(中)也末(山)、

件歌以三之切稱一切有故也、甲斐歌之本是也、一二之句歌連異也可歌、仍以三切謂二切了、

常陸

津(筑)久波禰(峰)乃、古(此)乃毛(面)加(彼)引能毛(面)爾、引引可(陰)介波阿禮止也、引木(君)三加三加(陰)介爾、引引末(勝)須加介毛、末須可介毛離(無)之也、引引

同

比(常陸)太千仁波田乎古曾川(作)久禮、阿太古(心)々呂也、加(兼)奴止也支(君)美加、也(山)末乎古(越)江、乃(野)乎古江阿(雨)末(夜)與(來)支末勢流、

師說、此歌乃乎之處、頗異前歌之音振、又及其末、琴之須加々木、其詞又替、依何拍子延也、打其雌拍子如甲斐歌、

玉垂

太末太禮乃、加(瓶)女乎名(中)加仁宇(居)惠天、安(主)留之波毛也、佐加(肴)名止利、佐加名止利仁、己與留支乃、伊曾奈留和加女、加利安介仁、

常陸歌

比太千仁毛、太(田)乎己曾川久禮、安太己己呂、加奴止也支見加、也末(山)乎己衣、乃(野)乎己衣、安末與支末世留

筑波山

川久波也末、波也末之介也末、之介支乎曾也、太(誰)加己(子)毛加(通)與不名之太仁加(通)與戸、和(我)加川(妻)末波之太仁、

月面

川(月)支乃於毛(面)乎、佐和(波)太留久(雲)毛乃、末佐(眞)也(清)介久美(見)留、名波乃川不(圓)良衣(江)乃、安支(秋)奈禮波、支利(霧)太(立)知和太留、
名波乃川不良衣、

大鳥

於保(大)止(鳥)利乃、波(羽)禰仁也禮名、之毛(霜)不(降)禮利也禮名、太(誰)禮加佐伊(言)不、知(千)止(鳥)利曾佐伊不、加(鷄)也久支曾佐伊不、
見止佐(鷺)支曾、京與利支天佐伊布、

奈末不利

奈波乃於ゝ川宇不宇ゝゝ良安ゝゝ衣(江)ゝゝゝゝゝ乃引ゝ波(春)留奈安ゝゝゝ禮ゝゝゝゝ波、安ゝゝ
ゝゝ引ゝゝ加(霞)須宇ゝゝ見以ゝゝ天衣ゝゝ見以ゝゝ由宇ゝゝ留、奈波乃於ゝゝ川宇ゝゝ不宇ゞ
ゝ良衣、

太末太禮

太末太禮乃、於ゝゝ可女ゝ引乎於ゝゝ引ゝ奈可仁宇ゝゝゝ引ゝゝ惠天、安(主)留志波安ゝゝ毛也、安
ゝゝゝ佐(肴)可奈毛(求)於ゝゝ支以ゝゝ仁、以ゝゝゝ佐加奈毛止於ゝゝゝ女仁、引己由留支乃、於ゝゝ伊(磯)
曾於ゝゝ仁以ゝゝゝゝゝ和可女可利於介、ゝゝ和可女可利於介牟、

比太知宇太

比太知仁以ゝゝゝ波、安ゝゝ太(田)乎己曾川久(作)禮、安太己己呂、可奴止也支見波、山乎己於ゝゝ衣ゝゝ
ゝ乃(野)乎引己衣、ゝゝゝゝ安(雨)末(夜)與支末安ゝゝゝ世留、

津久波山

川久波也安ゝゝ末、安ゝゝ引ゝ波也安ゝゝ末引志以ゝゝ介ゝゝ山、志介支乎曾於ゝゝ也、安ゝゝ
太(誰)可己於ゝ。ゝ毛加與不名安ゝゝ之以ゝゝ太仁引加與戸、和加安ゝ引ゝゝ川(妻)末波安ゝゝ之太仁、

木見乎

木見(君)乎支以〻〻天衣〻〻安太之己々呂乎也奈、和加毛太(持)安〻〻波、引〻和加毛太波安〻〻須惠

乃末安〻〻川字〻〻山、奈見(波)毛己衣、奈見毛己於〻〻衣奈武、

荒田

安良太(荒田)仁於不留(生)字〻〻〻止見(宮)久(草)字〻〻佐安〻〻乃波(花)安〻〻〻奈、安〻〻、天(手)衣〻仁以〻川(石)字〻

〻見禮(入)〻〻〻天、〻〻見也(宮)戸衣〻引末井(参)良安引〻牟、奈加川字〻〻太衣引、

安津末知

安川(東)末知(路)仁、加留(苅)字〻〻〻加也(萱)安〻〻乃、於〻與〻己於〻〻保〻〻〻知仁、奈佐介衣〻〻乎於〻

〻〻〻加、伊加留字〻〻加也安〻〻乃、於引〻見禰牟〻〻波也、安〻〻〻〻己止(事)毛也須(安)良仁、引加

安〻〻留字〻〻加安〻也乃志佐也、安〻〻〻加伊加留字〻〻加也安〻乃、

菅牟良

須加(菅)牟良(村)安〻〻乃也波禮、己須字〻〻加牟字〻〻良乃也、安〻〻牟良安〻〻乃也、安〻〻須加牟

良安〻〻乃也、於比天波和禮古曾、加伊加良女、

大鳥

於保止利乃、波禰仁也禮奈、安〻〻之毛不禮利以〻〻也安〻禮奈、太禮加佐伊不、知止利曾於〻佐

伊不、字〻加(鵠)安〻也安〻〻久支以〻〻曾佐伊不、見以〻〻止佐安〻支曾、京與利支(來)天佐伊不、

知々良々

知々良々加(門)々止仁、宇曾(嘯)不伊、末呂(鑑)古曾太(立)安〻〻天禮、天宇(調度)止乎比(提)佐介天、奈(何)止加波也、太天(立)利之毛

世(爲)佐良、於乃(己)禮加也、伊止古世乃加止仁、天宇止乎比佐介天、

我門

和加(我)加止(門)乃也、之太(垂)良古(小)也奈(柳)支、佐波禮、衣〻〻止宇止宇、之太留古也奈支、志太留加伊天波、安〻奈

與也、之太留古也名支、
志太留加伊天波也、安ヽヽ久(國)爾曾止(宮)美世牟、己保(郡)利曾佐加(榮)衣牟、佐(里)止曾止美世牟、ヽヽヽ和(我家)伊戸曾
止美世牟也、之太留己也奈支、

乎之高倍

乎(黨)之太(鴨)加戸、加毛(乃)佐倍衣ヽヽ支爲留、波良乃伊介仁、於不(生)留太(玉)安ヽヽ末安ヽ毛(藻)波也、與支久佐乃由
加利曾也、末爾奈加利曾也、

伊勢人

伊世比止波、安也之(奇)支毛乃乎也、安ヽヽ奈(何)止於ヽ天(云)戸波、乎(小舟)不爾ヽヽ仁ヽヽ乃(乘)利以ヽ天衣ヽ也、安
ヽヽ奈(波)見乃宇(上)惠乎己(漕)久夜、奈安ヽヽ見乃戸(上)乎己久也、

加比加爾

加(甲斐)比加爾ヽヽ仁、之(白)呂支波安ヽヽ由(雪)宇ヽ支加安ヽヽ也、伊(否)奈乎佐乃加比乃於ヽヽ介(斐)古(衣)ヽヽ呂毛
也、佐安ヽヽ良須天(手)川(作)久利也、佐良須天不久利也、

奈利高之

名(鳴)利太(高)加之以ヽヽ也、名利太加之、以ヽヽ於(大)保美(宮)也知(近)加久天、奈利太加之、安波禮乃奈利太加之、

八乎止女

也(八)乎(乙)止女波、安ヽヽ和(我)加也乎於ヽヽ止女衣ヽヽ曾、太(立)川夜安ヽヽ夜乎於ヽヽヽ止女、衣ヽヽ太安
ヽヽ川也安ヽヽ也乎於ヽヽヽ止女、加(神)美乃也須(坐)宇ヽヽヽ太(高)加(天)末安ヽヽ乃於ヽヽ波(原)安ヽ良安ヽ
ヽ仁、以ヽヽ引太川也乎ヽヽヽヽ止女、衣ヽヽ太川也也乎於ヽヽ止女、

彼乃行

加乃由久波、安ヽヽ加(雁)利加(鴈)久宇ヽヽ久比加、加利奈良波、安ヽヽ波禮也止宇止宇、

音調

加利奈良波、奈乃利名乘曾世末之、奈乎久々比奈利也、止宇止宇、

〔政事要略六十七〕又云、〇彈正式滅紫色者、參議已上聽レ通二用五位已上聽レ著二半臂一、滅紫雖レ讀レ音、古老稱二黑紫一、〇中略或云、表黃裏蘇芳、以レ之號二滅紫一、衞門府風俗歌云、多々良女乃、花乃加以禰利好牟夜、滅紫色好牟夜、此風俗歌頗似二此説一者、然而猶不レ得レ意、

〔拾遺和歌集十神樂歌〕安和元年、大嘗祭風俗ながらの山、　大中臣能宣

君が代のながらの山のかひありとのどけき雲のゐるときぞ見る

さゝ浪のながらのやまのながらへてたのしかるべき君が御代哉

〇按ズルニ、大嘗祭ノ時、悠基主基兩國ヨリ風俗歌ヲ奉ル事アリ、神祇部大嘗祭篇ニ載セタルヲ以テ、省略ニ從ヘリ、

〔體源抄十下〕風俗事

風俗ハ律ノ物也、源師長云、長秋聞レ之訓云、師忠風俗ハ催馬樂ヨリハ延テ可レ歌云々、風俗有二拍子一、多者催馬樂拍子ナリ、又相交テ有二三度拍子一也、又云、大鳥其駒ハ如二樂之破急一也、大鳥ヲバ延歌天、其駒ヲバ早ク歌也、神樂ニ歌フ時ハ、初二三反ハ三度拍子ニ打レ之、其後ハ入拍子ハ打テ早成也、御子左馬頭兼實ハ只拍子ノヤウニゾ拾遺テ歌ケル、〇中略

又云、風俗ニハサケコエニ歌フトコロノアルナリ、近方サケコエヲウタハザルナリ、此人最上手ナリシゾ、サルニハアラジ、定テ樣アラン歟、但下音アルコソ風俗ノヤウニハスレ、

又云、風俗ハ歌終ヲ必ズ投ルナリ、近方コレヲ投ズ、最モ定テ樣アラム歟ト云々、

古人風俗ヲバ世人皆律歌ト思フ、シカラザル也、呂律相分也、呂歌律歌可レ尋レ之、

〔台記別記〕康治元年十一月十六日甲辰、悠紀國司率二風俗歌人等一、風俗者新詠歌也、以二其歌之心一新遣レ樂也、依レ樂又作レ歌、近代不レ辨二歌曲一、不レ知二歌心一、選作レ樂成レ舞、自レ茲五音不レ譜、行事宮内卿經時朝臣、風俗所寄人、音聲人幷歌女舞人等相從、發二余〇藤原頼長音聲、盤渉調破吹物曲一參入、

〔本朝書籍目錄〕管絃

風俗譜　　二卷

〔西宮記臨時八〕私遊宴事

夫於律遊者平調、於呂遊者用雙調、至于他調隨時用之、但律呂遊以歌爲本、樂曲相交、反盤於和琴、先常陸、同音數度、次甲斐、各獨唱風俗等也、

〔體源抄十下〕風俗事

又云御遊ノトキハ、先常陸歌歌フ也、此歌ハ令染物歌也、次又可致朗詠、染物音無如朗詠、

〔續日本紀七元正〕養老元年九月戊申、行至近江國、觀望淡海、山陰道伯耆以來、山陽道備後以來、南海道讃岐以來、諸國司等詣行在所、奏土風歌儛、　甲寅、至美濃國、東海道相摸以來、東山道信濃以來、北陸道越中以來、諸國司等詣行在所、奏風俗之雜伎、

〔日本後紀十二桓武〕延曆二十三年十月甲辰、行幸和泉國、　辛亥、播磨國司奉獻、奏風俗歌、

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁六年四月癸亥、幸近江國滋賀韓埼、○中略國司奏風俗歌舞、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年十二月八日癸丑、新修釋奠式頒下七道諸國、先是播磨國言、博士正八位上和邇部臣宅繼申請云、○中略凡厥諸國相犯者多、或稱大學例用風俗樂、或據州縣式停止音樂、○下略

〔土左日記〕廿七日、○承平四年十二月、中略鹿兒の崎といふ所に、守のはらからまたこと人これかれ、酒なども
ておひきて、磯におりゐてわかれがたきことをいふ、○中略ある人にしぐになれどか。ひ。う。た。などうたふ、かくうたふにふなやかたのちりもちり、そらゆく雲もたゞよひぬとぞいふなる、

〔大鏡八〕此殿○源雅信こそあらたにおふるをば、なべてのやうにうたひかへさせ給ひけれ、一條院の御時の臨時祭の御まへのことはてゝ、上達部たちの物見にいで給ひしに、外記のすみのほどすぎさせ給ふとてわざとはなくて、くちずさびのやうにうたはせ給ひしが、中々いうに侍りし、と

みくさのはな手につみいれて、宮へまゐらむのほどを、れいのにはかはりたるやうにうけ給はりしかば、とほきほどにおいのひがみ、にこそはとおもひ給へしを、この按察大納言殿〇藤原公任も、ゑかぞの給はせける、殿上人にてありしかば、とほくてよくもきかざりき、かはりたりしやうのめづらしう、さまかはりておぼえしは、あのとの、御事なりしかばにや、又もきかまほしかりしかど、さもなくてやみにしこそ、今にくちをしくおぼゆれとこそのたまふなれ、

〔今昔物語二十七〕近衞舍人於常陸國山中詠歌死語第卅五

今昔□□ノ比、□□ノ□□□ト云近衞舍人有ケリ、神樂舍人ナドニテ有ルニヤ、歌ヲゾ微妙ク詠ケル、其レガ相撲ノ使ニテ東國ニ下タリケルニ、陸奥國ヨリ常陸ノ國へ越ル山ヲバ、燒山ノ關トテ極ク深キ山ヲ通ル也、其ノ山ヲ彼ノ□□通ケルニ、馬眠ヲシテ徒然カリケルニ、打驚クマヽニ、此ハ常陸ノ國ゾカシ、遙ニモ來ニケル者カナト思ケルニ、心細クテ泥障ヲ拍子ニ打テ、常陸歌ト云歌ヲ詠テ、二三返許押返シテ詠ケル時ニ、極シク深キ山ノ奥ニ恐シ氣ナル音ヲ以テ、穴譴ト云テ、手ヲハタト打ケレバ、□□馬ヲ引留メテ、此ハ誰カ云ツルゾト、從者共ニ尋ケレドモ、誰ガ云ツルゾトモ不聞ズト云ケレバ、頭毛太リテ恐シト思々フ、其ヲ過ニケリ、然テ□□其ノ後心地惡クテ病付タル樣ニ思エケレバ、從者共ナド怪ヒ思ヒケルニ、其ノ夜ノ宿ニシテ寢死ニ死ケリ、然レバ然樣ナラム歌ナドヲバ、深キ山中ナドニテハ不可詠ズ、山神ノ此レヲ聞テ目出ル程ニ留ル也、此レヲ思フニ、其ノ常陸歌ハ、其ノ國ノ歌ニテ有ケルヲ、其ノ國ノ神ノ聞キ目出テ取テケルナメリトゾ思ユル、然レバ此レモ山神ナドノ感ジテ留テケルニコソハ、由无キ事也、從者共奇異ク思ヒ歎キケレドモ、相構テ京ニ上テ語ケルヲ、聞繼ギ此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔源氏物語五若紫〕きみは大殿におはしけるに、れいの女君とみにもたいめんし給はず、ものむつかしく覺え給て、あづまをすが、きて、ひたちには田をこそつくれといふうたを、ごゑはいとなま

めきてすさびゐ給へり、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕久安三年九月十二日、法皇〇鳥羽天王寺へ御幸有けり、内大臣御供に候はせ給ひけり、十三日念佛堂にて管絃有けり、〇中略平調、万歳樂、〇中略我門、更衣、淺水、栁、鷲臯、〇中略此外催馬樂ありけるとかや、朗詠、今様、風俗など數反ありけり、賓賢朝臣ぞつかうまつりける、

神事奏風俗歌

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀

次國司率風俗歌人等、且歌還時亦同參入、國司立前、次音聲人、次歌女、次男、立庭中、歌人先入幄、次國司就幄座、伏地者更起、擊鉦如初儀、入幄乃奏風俗歌舞、儛以八人成列之

〔殘夜抄〕大嘗會には、和歌所いはひの歌をよみて奉りたるを、風俗所に下して歌のふりをつけて、其歌のこはぶりに隨て、悠紀主基の樂人樂を作たるにて、左右舞人まひを作るべきとかや、されど此頃は、樂も舞も其歌によらず、思ひ〳〵に作りあひたんなり、

〔日本後紀 十七平城〕大同三年十一月辛卯、是夜御朝堂院、行大嘗之事、壬辰、於豐樂殿宴五位已上、二國〇悠紀主基奏風俗歌舞、

〔日本後紀 二十嵯峨〕弘仁元年十一月乙卯、行大嘗於朝堂院、丙辰、御豐樂院、悠紀主基兩國、獻翫好雜物、奏土風歌舞、

〔續史愚抄 桃園〕延享五年〇寬延元年十一月十七日丁卯、大嘗祭、十八日戊辰、辰巳日風俗今度再興云、

〇按ズルニ、大嘗祭ノ時、風俗歌舞ヲ奏スル事ハ、神祇部大嘗祭篇ニ詳ナリ、

雜載

〔體源抄 十下〕風俗事

四條大納言ノ仰ラレケルハ、風俗ウタハヌ人、雨ノ日ノ徒然ヲイカニシテカクラスラント云々、

又云、風俗ハ古人ハ戲言ノロズサミノヤウニゾ歌ヒシ、

〔枕草子 十一〕歌は

國栖歌

ふぞくよくうたひたる

○

〔古事記中應神〕吉野之國主等、瞻大雀命仁德○之所佩御刀歌、○中略又於吉野之白檮上作横臼而、於其横臼釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須袁都久理、余久須邇、迦美斯意富美岐、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知、此歌者、國主等獻大贄之時時恒、至于今詠之歌者也、

〔日本書紀十應神〕十九年十月戊戌朔、幸吉野宮時、國樔人來朝之、因以醴酒獻于天皇而歌之曰、伽辭能輔珥、豫區周塢莬區利、豫區周珥、伽綿蘆淤朋瀰枳、宇摩羅珥、枳虛之茂知塢勢、磨呂俄智、歌之既訖、則打口以仰咲、今國樔獻土毛之日、歌訖卽擊口仰咲者、蓋上古之遺則也、

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式○中略會

觴行一周、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛獻御贄、若有喜客不奏、他皆效此、○中略

七日○正月會式

一觴之後、吉野國栖獻御贄、若有喜客不奏獻、他皆效此、○中略

十六日○正月踏歌式

一盞之後、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛獻御贄及大歌立歌人等參入奏歌如常、若有喜客、並不奏、

〔內裏式中〕十一月新嘗會式

觴行一兩周、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛進御贄、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀

卯日、○中略宮內官人率吉野國栖十二人、楢笛工十二人、並著青摺布衫入自朝堂院南左掖門就位奏古風、○中略皇太子入自東方南掖門、親王入自西門、大臣以下入自南門、各就幄下座、六位以下在暉章修式兩堂後、依次列立、其群官初入隼人發聲、立定乃止訖國栖奏古風五成、

名稱

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀

辰日、○中略一觴之後、吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛、幷獻御贄、

〔延喜式 宮内 三十一〕凡諸節賜群官饗者、正月一日、十六日、九月九日等三節、親王已下次侍從已上、及命婦、大歌立歌人、國栖笛工、(九月九日、除大歌立歌人、加文人、)正月七日、十七日、五月五日、七月廿五日、十一月新嘗會等五節、親王已下五位已上、及內命婦、大歌立歌人、國栖笛工、○中略

凡諸節會、吉野國栖獻御贄奏歌笛、每節以十七人爲定、(國栖十二人、笛工五人、但笛工二人、在山城國綴喜郡、)其十一月新嘗會各給祿、(有位調布二端、無位庸布二段、)

〔古事記傳 三十三〕小右記に、寬弘八年正月一日乙亥云々、無國栖奏、依不參上也、近年如之、是大和守賴親時被調、已不參上云々と見えたれば、このほどより、國栖人の參入て仕奉る事は絕たるなり、(此後江次第、其外の書どもにも、節會に、國栖於承明門外奏歌笛と記したるは、眞の國栖人に非ず、たゞ其まれびのみなり、公事根源、元日節會條に、今の國栖の奏とて、歌をうたひ、笛を吹ならすは、吉野より年始に參りたると云こゝろなり、經代年中行事細記、元日節會條云、次國栖奏云々、私云、謂國栖者、樂人一人、候南階砌下、奏歌笛義也、笛雙調音取、また白馬節會條云、次國栖奏、音取平調、また踏歌節會條云、國栖奏、音取壹越調と云り、樂人笛の音取を吹て、其まれびをするなり、)

○按ズルニ、國栖人ノ奏歌ノ事ハ、歲時部元日節會篇、踏歌節會篇及ビ神祇部大嘗祭篇、新嘗祭篇等ニ載セタリ、參看スベシ、

東遊

東遊ハアヅマアソビト云フ、又東舞ト稱ス、東遊ハ神事佛會或ハ競馬等ノ時ニ行ハレシガ、後ニハ專ラ神社ノ祭祀ニノミ行ハレタリ、

〔伊呂波字類抄 安 人事〕東遊アツマアソヒ

〔郢曲抄〕催馬樂にうたひがへはありといへども、諸國風俗歌なれば大曲の名是なし、足柄は神歌にて、風俗といへども、其ゑなかはることなり、するがまひあづま遊びなど丶いふも、是なん足柄のうちなるべし、あしがら明神の神歌ゆゑに、風俗といへどもそのをんあり、

〔神樂歌新釋 一〕東遊の事

あづまあそびとは、一歌二歌駿河舞等、駿河相摸の地名みゆれば、東の歌をうたひて遊ぶによりいふなるべし、一歌の詞の中に、左加无乃禰とあり、萬葉十四に、相摸禰乃乎美禰云々とあり、二歌に奈乎加介也末乃可川乃介とあり、これも同卷に阿之賀利乃和乎可雞夜麻能可頭乃木能とあれば、これを據とす、次に駿河歌に宇止者末、また以者太之太江などあり、和名抄志太郡あり、日本惣國風土記とて殘篇なる書に、鷹河國止駄郡浦所ニヶ云々、止駄郡東限岩田山などあれば、是らによりて東遊といふなるべし、はたかの迦具良といふは、其處にて歌垣の遊わざの有けむを、やがて朝廷の樂に用ゐはじめしが、そのはじめにてやあらん、上古の國栖の歌笛を召し丶ためしなどにやありけん、

〔續敎訓抄 十一上 吹物〕駿河ウドハマニ、天人ノオリテマヘリシコトナリ、アヅマアソビトテ、イマニアルハコレナリ、野叟ノミテマナビツタヘタルナリ、東國ニテノコトナルユヘニ、アヅマアソビトハナヅケラレタルニコソ、

或記ニ云、人王廿八代安閑天皇ノ御宇、敎到六年丙辰歳、駿河國宇戸濱ニ、天人アマクダリテ歌舞シタマヒクレバ、周瑜ガ腰タヲヤカニシテ、海岸ノ春ノヤナギニオナジク、回雪ノタモトカロクアガリテ、江浦ノユフベノカゼニヒルガヘリケルヲ、或翁イサゴヲホリテ、中ニカクレキテミツタヘタリト申セリ、今ノ東遊トテ公家ニモ諸社ノ行幸ニハ、カナラズコレヲ用キサセラル、神明コトニ御納受アルユヘナリ、其翁ハスナハチ道守氏トテ、今ノ世ニテモ侍ルトカヤ、

〔東遊歌圖〕一歌

乎引乎引乎引、(イ)此平振拍後可出者禮奈 乎引、已上四度平振、歌者皆同音、者引禮奈安引、天(手)乎止(調)々於引乃引於引部呂於引奈、

安(歌)宇太安引止(調)於止於引乃引於引部无引奈、安引左(盛)加安无引乃引於引禰(音)衣 此自者禮奈至衣獨歌、 乎引

乎引乎引、此平振拍後可出二歌衣音 乎引、後衣井四度平振、皆同音、

二歌

衣引和(我)可世(夫子)古於引加、安引介(今)左(朝)安乃古於引止天衣引者、引、已上獨歌、此後者禮、但歌者不止、同音可唱、可稱安後詞、七以後同音 奈川

乎(絃)於引乃、於引也川(八)乎(絃)於引乃引古(琴)止於引乎、於引之(調)良安引部衣引太安引留引古止於引也、安引奈

乎引於可引介衣引也、引安安末安乃引於引可安引川引乃於於介衣也、自可川乃至也詞、獨上音、自餘同音、皆低音、 乎引

乎引乎引乎引、已上平振同音

已上二曲、唱各一度、

駿河歌 有濱同音唱舞

也宇止者(濱)末爾、引須(駿)留(河)加奈留、宇止者末爾、引宇(打)知(寄)餘須留奈(波)美者、奈々久左乃、以(妹)毛(於)古(言)止古曾餘(好)之、

古(言)止古曾與(好)之、引奈々久左乃以(妹)毛者、古(言)止古曾與(好)之、引安(逢)部留止(時)支、以左左者禰(寢)奈无也、奈々久左乃

以(妹)毛、(於)古(言)止古曾餘之、

安奈也(安)須良介、引安奈也須良也須良、安奈也須良介、引禰(練)利乃乎(緒)乃、或說爲毛乎 古(衣)呂毛乃或乃爲爾曾(袖)天乎、太

(垂)禮天、(衣)安奈也須(安)良介、

千止(鳥)里由惠爾、引者(濱)末爾天(出)々安(遊)曾布、知止里由惠爾、引安(文)也毛奈(無)支、古(小)末(松)川加宇(末)禮爾、安(綱)美奈者(張)利曾、

(於)安美奈者利曾、

以者太之太江、引加(笠)左和須(忘)禮太利也、以者太之太江、引止(殿)乃(原)者良毛、之留久毛可奈也、可(笠)左末(奉)川里於(置)

可无、可左末川利於可无也、

之(知)良左良无、引安世加曾乃、止乃者良、之良左良无、引以者太奈留也、太部之止乃者、(或者爲乃)千(近)加支止奈(隣)
利乎、於千加支止奈利乎、(此乎字音可消)
已上六段、終更始、待舞竟而止、
毛(求)止女古(子)歌(同音唱所可歌、有舞)
安者禮引衣引引千(早)者也布(振)留、(自安者禮至此詞、只用初發度、)賀茂乃也(社)之呂於、乃、於比(姫)女古(小)於末(松)川引安者禮、衣引引、
比女古於末安川、引與(萬)呂川世(代)於不(經)止於毛、於以(色)呂於者安加(變)者、安引安者禮、衣引引以呂者安加者安
良之、
右一曲、二段終又始、舞終而後止、

太廣歌
於(大)保比禮(鰭)也、引乎(小)比禮(鰭)衣引乃於引也(山)末曾、者(速)也與(寄)利以天衣引古於曾、餘(寄)利以天古曾、引也(山)末者安引
(寄)餘於引良奈禮也、止保於女衣引者安禮止、(此止詩可消)
右一曲、二段終又始之、退出後止、

東遊
一歌平平平平
波引禮奈安くくくくく天(手)引乎、止(調)止於くくくくく乃於くくく戸呂於くくく奈、引安くくく宇(歌)太安くく止於く
止於くくく乃於くくく戸牟くくく奈、安くくく佐(豐)引加安くく武く引乃於くくくくく禰(音)くくくく衣、
引乎乎乎乎、
二歌
衣引和(我)くく加引、世(夫)引古(子)於くくく引可、安、くくくく介引佐安くくく乃引古於くく止引天衣く引波
引安波禮、奈奈(七)川平(絃)乃、於く也川宇くくく平乃於くく己止乎、於くく志良戸衣くく太留、宇くく己

止於ゝゝ也安ゝゝ奈遠於ゝゝ可安ゝゝ介衣ゝゝ也、安ゝゝゝ安末安ゝゝゝ乃於ゝゝゝゝ引ゝ
可安ゝゝゝ引ゝ川宇ゝゝ乃於ゝゝゝ引於介衣ゝゝ也、引乎乎乎乎、

駿河舞歌

也宇止波(濱)末安ゝゝ仁、以ゝゝ須留可奈安ゝゝ留安ゝ宇止於ゝゝ波安ゝゝ末安ゝゝ仁、以ゝゝ宇
知與須留奈(波)見波、奈奈久佐安ゝゝ乃、伊毛於ゝゝ己(言)止己曾與(好)志、己止己曾與於ゝゝ志、以ゝゝゝ奈、
奈久佐安ゝゝ乃、伊毛(妹)於ゝゝ波安ゝ己止己曾於ゝ與之、以ゝゝゝ安戶留止支、伊佐佐安ゝゝ禰(寢)
衣ゝ奈武也、安ゝゝ奈奈久宇ゝゝ佐乃伊毛、於ゝゝ己止己曾與之、己止己曾與之、
伊波太之太安ゝゝ衣、ゝゝ可佐(笠)和(忘)須宇ゝゝ禮太利也、伊波太之太安ゝゝ衣、ゝゝ止乃波良安ゝ
ゝ毛、於ゝゝ志留久毛於ゝゝ可安ゝゝ奈安ゝ也、ゝ可佐末川利於可武也、志良佐良安ゝゝゝ武、ゝ
ゝゝ安世可曾於ゝゝ乃於ゝ止乃波、志良安ゝゝ佐安ゝゝ良武、ゝゝゝ伊波太奈留也、太戶衣ゝゝ
乃於ゝゝ止乃於ゝゝ波、安ゝゝ知(近)可支止奈(聞)利乎、於ゝゝ
安奈也(寶)須奈、也須良安ゝゝ介、衣ゝゝ安奈也須宇ゝゝ良、也須良、安奈也須良介、衣ゝゝ禰(練)利乃乎(緒)乃、
己(衣)呂毛乃曾天乎、太禮天、衣
知止利由惠ゝゝゝ仁、以ゝゝ波(濱)末仁天(出)天ゝゝ安曾不、知止里由宇ゝ惠仁、以ゝゝ安也毛奈支、己(小松)末
川可宇(末)禮仁、以ゝゝ安見名波利曾、安見奈波利曾、

毛止女子歌

知波也不留、可(賀茂)毛乃也安ゝゝ志呂ゝゝ乃、ゝ比女己末川、宇ゝゝ安波禮ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ安波禮、

於保比禮

於(大)保比禮(領)也、安ゝゝ乎比禮、衣ゝゝゝ引ゝ乃於ゝゝゝ也(山)安ゝゝ末安ゝゝ波、安ゝ引ゝゝ與(寄)利以ゝ

天衣ゝ己於ゝ曾、與利天己曾、於ゝゝ也安ゝ末安ゝ波安ゝゝゝ與ゝゝ良安ゝゝ禮衣ゝゝ止乎女衣ゝゝ波安ゝゝ禮止、

〔大鏡字一多〕かもの臨時祭はじまること、この御ときよりなり、〇中略あづまあそびのうたは、とし行の朝臣のよみけるぞかし、

ちはやぶるかものやしろのひめ小松よろづ世ふともいろはかはらじ、これは古今にいりて侍り、

〔公事根源六月〕祇園臨時祭　十五日

天延三年の東遊の歌にいはく

神の代の八坂のさとゝ今日よりぞ君が千年はかぞへはじむる

〔後拾遺和歌集二十神祇雜〕一條院御時、はじめて松尾の行幸侍けるに、うたふべきうたつかうまつりけるに、　源兼澄

ちはやぶる松のを山の影みればけふぞちとせのはじめなりける

後三條院御時、はじめて日吉社に行幸侍けるに、東遊にうたふべきうた、おほせ事にてよみ侍ける、　大貳實政

あきらけき日吉の御神君がため山のかひあるよろづ代やへん

おなじ御時、祇園に行幸侍けるに、あづまあそびにうたふべき歌、めし侍ければよめる、　藤原經衡

ちはやふるかみのそのなる姫小松萬代ふべきはじめなりけり

式部大輔資業伊與守に侍ける時、彼國の三島明神に、あづまあそびして奉けるをよめる、　能因法師

うどはまにあまの羽ごろもむかしきてふりけん袖やけふのはふりこ

舞法

〔樂家錄舞三十七〕東遊之舞
舞之次第、先陪從出、是則歌方人也次笛笙篳篥、已上各人管以上首爲始、立于舞臺右傍、次舞人出作大輪、立定後奏音取、當曲歌附物舞人入後止曲、

〔續教訓抄十一上吹物〕又求子駿河舞ヲバ諸舞トイフ、求子バカリヲバ片舞トイフ、歌モ則諸舞ノトキハ初ヨリ歌之、片舞ノトキハ第三句ヨリ歌之、

〔樂家錄舞三十七〕求子片舞諸舞之事
求子駿河舞之兩曲、當初爲番舞平、○下略

〔狛氏新錄〕一東遊之事但東遊ハ總名也

舞人

一東遊と申にて、舞樂之時奏し候は、東遊の駿河舞求子をひとつに合候て、童舞四人或は二人にて、袍袴ともに靑摺の裝束に冠細纓老懸にて舞申候、陪從三人、裝束衣冠、歌一人、篳篥一人、笛一人、舞臺の脇に立別れ奏之、舞申候事にて候、此節番舞曾利古を奉候、
一近世は中絕に候處、近年賀茂祭御再興に付、辻故肥後守高秀、辻伯耆守近家、蒙勅命、辻家傳來之古譜備天覽再興之、

〔花鳥餘情十松風〕今案物節といふは、近衞とねりの中、東遊に達したるものを物節に補す、其中に番長府生などをもまはせる也、是によりて春日祭賀茂祭の使の羽林、東遊の近衞十人召具するに、物のふじの近衞、求子、するがまひなどいふ事をつとむる也、
〇按ズルニ、物節ノ事ハ、官位部左右近衞府篇ニ載ス、

神事奏東遊

〔儀式一〕春日祭儀
馬寮率神馬廻社八度、訖賜頭并騎人神酒、訖退出、次近衞少將率近衞等入而東舞、

大原野祭儀

近衞等供東舞

〔江家次第 六 三月〕石淸水臨時祭試樂

舞人進寄吳竹臺下、若被仰一舞者、藏人頭奉仰渡御前、如前、(經吳竹臺西仰之、歸時經臺東、)一舞二人進入露臺、出自當御前間南北間、(上臈可在北、而稱舞以右爲上、或出自南門如何、)進立御前、舞八拍子、次他舞等次第相分進立、駿河舞畢自上退、到竹臺下袒右、(只袒袍袖許、不袒半臂下重、)進出御前舞求子如前、畢自下退、舞人出畢、陪從反歌、(〇大比禮返)退出、公卿以下退、

同途中以後事

使著南一間半帖、再拜之後讀宣命、(〇註略)又再拜返祝之後廻御馬、(八度)復中門座、次東遊、

陪從入自東門立舞人東、(中門也)舞人入自南中門立舞殿、駿河舞畢退出、袒又進舞、

東遊畢、次御神樂、

〔江家次第 六 四月〕同(〇平野祭)使儀(〇四月上申日)十一

廻御馬、(七度)次東遊、次使以下退於東門外、馳御馬歸參可申案內歟、

賀茂祭使

陪從發物音參進、(當酒部所西群立)舞人進立舞、(北上西行、舞求子一曲、)畢退出、(〇中略)陪從等於仙華門外發歌笛音、漸參進立於長橋內、次舞人進出於庭中舞、(求子)次舞畢、舞人以下退出、

〔公事根源 六月〕祇園臨時祭　十五日

つかひ殿上五位、東遊を奉らる、

〔年中行事秘抄 十一月〕下酉日賀茂臨時祭事

寬平元年十月廿四日午御記云、未登祚之時、鴨神託人曰、(〇中略)仍自去年調備馬十疋令馳、又習東舞、

近衛府官人中堪歌曲者十五人爲陪從、内藏寮儲幣、依穢停止、令藤滋實於彼所邊祓祈云々、

〔日本紀略 二朱雀〕天慶五年六月廿一日癸酉、奉東遊走馬十列於祇園社、依東西賊亂御賽也、

〔日本紀略 四村上〕應和二年十月七日辛卯、左大臣〇藤原實頼參大原野社、奉東遊、

〔江家次第 六四月〕平野祭

自寬和年中被奉東遊、使殿上五位不必相侍、

〔狛近德日記〕文化十年十一月十日酉

一春日若宮御祭禮東遊御改正ニ付、當年より大人相勤候故、勤方之義、殿下江近之參上相伺候處、賀茂祭東庭之通、片舞可宣旨被仰付候旨、近之入來ニ而被申候也、

〔狛氏新錄〕一東遊之事 (但東遊ハ總名也)

一四月中之酉日、自禁裡近衛使賀茂下上之社參向、當日平旦、近衛使(格年々左近衛右近衛中將也)里亭江舞人陪從十二人參集、御使之亭ニ而葵桂を插頭華參、御所舞人六人、(狛氏近衛將監將曹)前駈、次近衛使、(中將)次陪從六人、(狛氏多氏近衛將監將曹)行裝整、禁裡自御唐門參內、此時先御使、次舞人陪從相從、弓場殿之前ニ進、(今ハ弓場殿ナシ、弓場代に進、)笛篳篥二人物音ヲ發ス、物音ヲ發候事ハ御使參內之儀をしらしめ申爲なり、時に藏人近衛使の前に出、互に一揖あつて及奏聞作法有て、夫より御使長橋東之妻に著座、尤清涼殿出御、簾外御廣椽南面殿下著座、近衛使ニ居衝重賜獻、此間長橋之自南陪從歌、篳篥笛和琴を發し參進して、長橋之內西上北面に立列、次舞人袍、右之肩をぬぎ庭中進出、西面ニ求子を舞、庭上ハ清涼殿之東庭也、

求子計を舞を片舞ト云、今日東遊の體御覽までに片舞ばかりにて候、駿河舞、求子兩舞奏候を諸舞と申なり、

舞畢而舞人陪從長橋之外退ク、御使賜祿肩懸て、御使下自長橋、於庭上拜舞舞踏也、畢而退出、暫ク

弓場代之邊停立、

一次被馬御覽

一召內藏寮使內侍賜宣命

一次檢非違使、山城使、御幣馬寮使、餝車舞人近御使陪從、內藏寮使以下行列、每歲之通也、各後ニ牽馬日御門之外ニおゐて乘馬ス、

一下ノ社　參鳥居之外に而下馬、一ノ鳥居之內ヨリ如禁庭、近衞使舞人次陪從歌篳篥笛和琴を發し、廊門之內に參進して止之、

一次社頭之作法有之、內藏使奉仕して近衞使於拜殿捧宣命、此內東遊走馬遣之文モ申シ給フ事也、

次近衞使下テ自拜殿庭上著胡床、次陪從六人立列、次舞人庭中進舞駿河舞、此歌和琴篳篥笛奏之、舞畢而退、袍右之肩を袒、又進舞求子、陪從奏スル事同前、終而各退出、駿河舞求子之歌二首有之、替ル事也、外之社ニ而ハ其社ニ其社にて歌替し多家傳來ス、

一次上ノ社參行裝社頭之儀等、大概如下ノ社之儀、

一舞人六人、狛氏陪從ハ歌一人、多氏和琴一人、多氏、但四辻家門弟、篳篥壹人、狛氏笛一人、狛氏琴持二人、多氏和琴之本末を二人にて持チ立列ス、多氏所作之ニ付、和琴ハ三人タリ、都合六人、舞人陪從共に近衞之將監將曹也、

〔日光山志五〕東遊　御祭儀の節御旅所にて奏する舞曲なり、伶人の內七人にて修せり、其內舞人四人は、紅紗の袍に下襲藤色、表袴ハ白精好に青摺の模樣、下袴ハ緋、精好の大口、陪從の三人ハ、紫の紗袍に蠟虎を縫たる蠻衣、下襲ハ玉虫色紫の刺貫、右の七人ともに騎馬にて神輿に供奉し、御旅所に至る、入御の節伶人御安座樂とて、拔頭を奏す、御三品立の御膳を奉る、是を上り御膳と唱

佛會奏東遊

へ、此時十天樂を奏し奉る、それより東遊を歌舞す、陪從の內一人ハ神樂歌を唱へ、外二人ハ篳篥と高麗笛を役す、舞曲終りて御膳をすへすを下御膳と稱して、また此時伶人羅陵王を奏する事とかや、

〔三代實錄清和五〕貞觀三年三月十四日戊子、於東大寺設無遮大會、供養毗盧舍那大佛、○中略先令內舍人端貌者廿人供倭舞、次近衞壯齒者廿人東舞、

競馬奏東遊

〔江家次第十九〕臨時競馬事

競訖次還駕近衞府奏東遊勝方少將以下舞、少將二人者延喜十八年、神泉苑、左勝奏風俗、少將以下八人舞、朱雀○雀下恐脫院字左勝、左近欲供東遊、而依日暮止云々、若持者左右可奏、四月駒牽時者、右近奏音樂、納蘇利、狛犬、次東遊、右駿河舞、左求子、

〔宇槐雜抄〕保延三年九月廿三日壬午、今日仁和寺競馬行幸也、廿四日、參仁和寺、○中略騎射了間、事松明立柱松、件柱松立埒下又西庭有立明、次左近府奏駿河舞、舞人權少將藤公通、同爲通、將監下毛野厚利、同信、同兼種、府生同兼信、將曹秦公種、皆著東帶、帶弓箭、出自馬臺北舞之、舞了歸入、左方依無琴柱、申事由、召渡右將監近方、然而近方依著舞裝束不採琴、如不遭祭之鳥、次右舞求子、權少將藤忠兼、依未家仕舞人役不曾舞之由所申、然而強可仕之由有御定、仍立之權少將源資賢、將監橘盛貞、同景道、將曹秦兼弘、府生下毛野敦方、出自馬臺南舞之、舞了歸入、右近無笛吹、申事由召左府生資種令吹笛、

傳授

〔東遊歌圖〕堀河右大臣殿○藤原賴宗流、大宮右大臣殿○藤原俊家按察使大納言○藤原宗俊藤大納言○藤原宗忠皆此人々次第所傳也、

〔樂家錄四十八頌話〕每歲南都春日祀祭禮之日、有東遊之歌、京都樂工多久富家傳勤之也、父多久貴之時有故障、因傳彼曲余家弟安倍季高令役之、其時季高雖爲六位、著五位人之上、是依古例也、或曰、以歌爲本故崇之、附物者爲助歌聲耳、中華之奏音樂、亦歌者在上、是崇歌聲之故也、

〔狛近陳日記〕文久三年三月朔日未

一葉室侍從殿、臨時祭舞人御參勤ニ付、東遊舞御入門之儀、御宅ヘ服中之者參上之儀、御差支ニ付、
今日持明院殿ニ而舞合ニ付
東遊駿河舞、求子
右者雖レ爲二秘曲一、就二石清水臨時祭御用一、奉レ授二葉室侍從殿一者也、
文久三年三月　　正五位下治部少丞兼右近衞將監狛近陳
右之通、別間ニ而御渡シ申上ル、

雜載

〔源氏物語六末摘花〕だいばん所にさしのぞき給て、くはや昨日のかへりごと、あやしく心ばみすぐさるゝとて、なげき給へり、女房達何事ならんとゆかしがる、たゞ梅の花の色のごと、みかさの山のをとめをばすてゝ、とうたひすさびて出給ひぬるを、猶命婦はいとをかしと思ふ、
〔源氏物語湖月抄六末摘花〕哢花抄〇哢　風俗と花鳥にあり、奥入には求子の歌と見ゆ如何、求子駿河舞とて東遊にあり、風俗は別の事也云々、一註可レ尋、
〔枕草子九〕まひは
するがまひ　もとめこ

歌垣

名稱

歌垣ハ一ニ歌場ニ作リ、並ニ之ヲウタガキト云フ、又嬥歌ノ字ヲ用キテ、カガヒトモ云ヘリ、數群ノ男女、山上或ハ市場ニ集リ、互ニ歌謠シテ踏舞シ、相聘スルナリ、而シテ聖武稱德兩朝ノ時、其歌垣ノ狀ヲ摸シテ歌舞セシメシ事アリ、
〔倭訓栞前編四宇〕うたがき　日本紀に歌場と見え、古事記、續日本紀に歌垣と見えたり、うたへる人

歌垣例

の並べるを垣といふ、友垣の言の意也、蹈歌と同義成べし、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並分行徐進、歌曰云々と、續紀に見えたり、

〔古事記傳　四十三〕歌垣と云名の意は、垣は借字なり、書紀に歌場と書れたるも、名の義には當らず、場とは常に歌垣と書ならへる字に依て、書れたるなるべけれど、此名は其事を云る名にこそあれ、其處を云名には非れば、場とは云べきに非ず、歌加賀比にて、賀比を切めて伎とは云なり、さては清濁たがへれども、歌より連く故に、古への音便にて上の加を濁り、加を濁るから伎を清なり、○中略さて加賀比と云は、右の長歌に、加賀布とある如く、本用言なるを、體言になしたる名なり、其名は又加具禮交の切まりたるなるべし、萬葉九、三十四丁勝鹿眞間娘子を詠る長歌に、夏虫之、入火之如、水門入爾、船己具如久、歸香具禮、人乃言時云々、と加具禮と云言、此外には見えざれども、妻をよばふ事を、然云る古言のありしなるべし、是なり、嬥歌の字は、よく當れりとも見えざれども、古より書ならへる字なるべし、嬥歌は往來觀とも注し、變人歌也などは云へれども、加賀比に用ふべき由は見えず、さて又今世の言に、加氣阿比といひ、又人と物を互に云あらそふを、加具加布と云なども、加賀比よりうつれる言にやあらむ、されば歌賀伎とは、互に歌をよみて、加具禮交すよしの名なるべし、さて上に引る風土記萬葉などに依に、歌垣は田舍にては山上にても爲たりと見ゆるを、倭などにては市にて爲しにこそ、此時のも書紀に依に、海石榴市なり、萬葉十二に、海石榴市之、八十衢爾、立平之、結紐乎、解卷惜毛、これも歌垣の處にて、契しごとく聞ゆ、さて續紀十一に、天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門、覽歌垣、○中略此續紀の頃のは、實の歌垣には非ず、古の歌垣の狀ばかりを、まねびて爲し、一種の風流藝にぞありけむ、

〔古事記清寧〕平群臣之祖、名志毘臣、立于歌垣、取其袁祁命顯宗○將婚之美人手、其孃子者、菟田首等之女、名大魚也、爾袁祁命亦立歌垣、於是志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理、如此歌而、乞其歌末之時、袁祁命歌曰、意富多久美、袁遲那美許曾、須美加多夫祁禮、爾志毘臣亦歌曰、意富岐美能、許許呂袁由良美、淤美能古能、夜幣能斯婆加岐、伊理多多受阿理、於是王子亦歌曰、斯本勢能、那袁理袁美禮婆、阿蘇毘久流、志毘賀波多傳爾、都麻多氐理美由、爾志毘臣愈忿、歌曰、意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理、斯麻理母登本斯、岐禮牟志婆加岐、夜氣牟志婆加岐、爾王子亦歌曰、意布

哀余志、斯毘都久阿麻余、斯賀阿禮婆、宇良胡本斯祁牟、志毘都久志毘、如此歌而闘明各退、

〔日本書紀 十六武烈〕十一年（仁賢）○八月、億計天皇崩、大臣平群眞鳥臣專擅國政、欲王日本、陽爲太子（武烈）○營宮了、即自居、觸事驕慢、都無臣節、於是太子思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅期會、影媛會奸眞鳥大臣男鮪、（鮪此云玆寐）恐違太子所期、報曰、妾望奉待海柘榴市巷、由是太子欲往期處、遣近侍舍人就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬、大臣戲言陽進曰、官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、太子懷根、忍不發顏、果之所期、立歌場衆、（歌場此云宇多我岐）執影媛袖、躑躅從容、俄而鮪臣來、排太子與影媛間立、由是太子放影媛袖、移廻向前立、直當鮪歌曰、之哀世能、儺鳴理鳴彌黎磨、阿蘇寐倶陛、思寐我簸多泥儞、都摩陀氐理彌唹、（一本以之哀世易彌儺斗）鮪答歌曰、飫彌能古能、耶陛耶哿羅哿枳、瑜屢世登耶彌古、太子歌曰、飫哀陀搬鳴、多黎播枳多搬氐、農哿儒登慕、須衛婆陀志氐謀、阿波夢登茹於謀賦、鮪臣答歌曰、飫哀枳彌能、耶陛能矩彌哿枳、哿哿梅騰謀、儺鳴阿摩之耳彌、哿哿農倶彌柯枳、太子歌曰、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余彌、那爲我與騰據魔、耶黎夢之魔柯枳、（一本以耶賦能之魔柯枳易耶陛哿羅哿枳）太子贈影媛歌曰、舉騰我瀰儞、枳謂屢箇皚比謎、拕摩儺羅磨、婀我哀屢拕摩能、婀波寐之羅陀魔、鮪臣爲影媛答歌曰、於哀枳瀰能、瀰於寐能之都波拕、夢須寐陀黎、陀黎耶始比登謀、阿避於謀婆儺倶儞、太子甫知鮪曾得影媛、

〔釋日本紀 十三述義〕攝津國風土記曰、雄伴郡波比具利岡、此岡西有歌垣山、昔者男女集登此上、常爲歌垣、因以爲名、

〔常陸風土記 香島郡〕童子女松原、古有年少童子、（俗曰加味乃乎止古、加味乃乎止賣）稱那賀寒田之郎子、女號海上安是之孃子、並形容端正、光華鄕里、相聞名聲、同存望念、自愛心熾、經月累日、嬥歌之會、（俗曰宇太我岐、又曰加我毘也）邂逅相遇、于時郎子歌曰、伊夜是留乃、阿是乃古麻都爾、由布悉氐、和乎布利彌由母、阿是古志麻波母、孃子報歌曰、宇志乎爾波、多々牟止伊閉止、奈西乃古何、夜蘇志麻加久理、和乎彌佐婆志理之、便欲相語、恐人知之、避自遊場、蔭松下、携手促膝、陳懷吐憤、既釋故戀之積疹、還起新歡之頻咲、

〔萬葉集九雜歌〕登筑波嶺爲嬥歌會日作歌一首幷短歌

鷲住、筑波乃山之、裳羽服津乃、其津乃上爾、率而、未通女壯士之、往集、加賀布嬥歌爾、他妻爾、吾毛交牟、吾妻爾、他毛言問、此山乎、牛掃神之、從來、不禁行事叙、今日耳者、目串毛勿見、事毛咎莫、

嬥歌者、東俗語曰賀我比、〇反歌略

右件歌者、高橋連蟲麻呂歌集中出、

〔續日本紀十一聖武〕天平六年二月癸巳朔、天皇御朱雀門覽歌垣、男女二百四十餘人、五品已上有風流者、皆交雜其中、正四位下長田王、從四位下栗栖王、門部王、從五位下野中王等爲頭、以本末唱和、爲難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲之音、令都中士女縱觀、極歡而罷、賜奉歌垣男女等祿有差、

〔續日本紀三十稱德〕寶龜元年二月庚申、車駕行幸由義宮、　三月辛卯、葛井、船、津、文、武生、藏、六氏男女二百三十人供奉歌垣、其服並著青摺細布衣、垂紅長紐、男女相並分行徐進、歌曰、乎止賣良爾、乎止古多智蘇比、布美奈良須、爾詩乃美夜古波、與呂豆與乃美夜、其歌垣歌曰、布智毛世毛、伎與久佐夜氣志、波可多我波、知止世乎萬知天、須賣流可波可母、每歌曲折、擧袂爲節、其餘四首並是古詩、不復煩載、時詔五位已上內舍人及女孺、亦列其歌垣中、歌數闋訖、河內大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儛、賜六氏歌垣人商布二千段、綿五百屯、　四月丁酉、正六位上船連淨足、東人、融麻呂三人、族中長老、率奉歌垣、並授外從五位下、

踏歌

踏歌ハタフカト云ヒ、又アラレバシリト云フ、日本書紀、持統天皇七年正月丙午ノ條ニ、漢人ノ踏歌ヲ奏セシ事見エタルヲ以テ始トス、又一說ニハ、天武天皇三年正月、詔シテ男女ノ別

ナク、關夜踏歌セシムト云フ、而シテ歌曲ハ始メ唐詩ヲ用キシガ、後ニハ唐詩ノ外ニ、我家、此殿、竹河、萬春樂等ノ曲ヲ用キタリ、兩京畿内ニ於テ私ニ之ヲ行フ者ハ、官ノ嚴禁スル所ナリシガ、神社及ビ佛寺ノ踏歌ハ、近代マデ行ハレタリ、而シテ此篇ハ歳時部踏歌節會篇ニ關スルモノ尠カラズ、宜シク參看スベキナリ、

名稱

〔釋日本紀 十五述義〕奏踏歌 私記曰、今俗曰阿良禮走、〈アラレバシリ〉師說此歌曲之終、必重稱萬年阿良禮、今改曰萬歲樂、是古語之遺也、

〔伊呂波字類抄 太人事〕踏歌 本朝事始云、天武天皇三年正月朔、朝大極殿、詔男女無別、闘夜踏歌、長曆云、正月十五日踏歌、意何嘗、除時來之凶、兼祈年中之吉、故從唐五帝之時起也、顓頊氏治天下之時也、 女踏歌 聖武天皇天平十四年正月十六日、天皇御大安殿、宴群臣、酒酣奏五節田舞、了更令少年童女踏歌、

〔倭訓栞 前編阿 二〕あらればしり　踏歌をいふ、持統紀に見ゆ、宣命譜にはあられまじりとよめりと、公事根源に見えたり、男踏歌は正月十四日、女踏歌は十六日也、聖武紀に天平元年、同十四年に此事あり、釋日本紀に、此歌曲之終、必重稱万年阿良禮、今改云萬歲樂と見えたり、あられは可有といふ音便也といへり、四時調攝牋に、唐觀燈士人作踏歌唱之、歌曰、長安少女踏春陽と見ゆ、踏歌の字此義也、踏歌章曲、女踏歌章曲、具に朝野群載に見ゆ、

〔速水見聞私記 九〕曲水宴踏雪踏歌之事

振雅雲箋卷第三 三十二葉 曰、〇中略 宮女及宦官士庶之婦踏歌三日、聲調徹入于雲中、

我朝踏歌節會和訓、アラレバシリト云 此和訓ヲ解シタル書未見、依茲〈愚〉近年色々雖思之不考得、依件書小出氏踏歌ノ和訓ノ解、太面白事也、踏雪踏歌ト有之、踏歌ハ諸歌舞也、其舞ヤウ霰ノ降テ飛ガ如ク舞ユヱニ、アラレバシリト訓ス、是秘說也、輙不可傳事也、

〔唐書 二十二禮樂〕宣宗每宴群臣備百戲、〇中略 有葱嶺西曲、士女踏歌爲隊、

歌章

〔類聚國史 七十二歲時〕延曆十四年正月乙酉、〇十六日 宴侍臣、奏踏歌、曰、山城顯樂舊來傳、帝宅新成最可憐、郊野道平千里望、山河擅美四周連、新京樂、平安樂土、萬年春、冲襟乃眷八方中、不日爰開億載宮、壯麗裁規傳不朽、平

安作、號驗無窮、新年樂、平安樂土、萬年春、新年正月北辰來、滿宇韶光幾處開、麗質佳人伴春色、分行連袂舞皇垓、新年樂、平安樂土、萬年春、卑高泳澤洽歡情、中外含和滿頌聲、今日新京太平樂、年々長奉我皇庭、新京樂、平安樂土、萬年春、賜五位已上物有差、

〔朝野群載 雜文二十一〕樂章

踏歌章曲

萬春樂萬春樂萬春樂　我皇延祚億千齡萬春樂　元正慶序年光麗萬春樂
延曆休期帝化昌萬春樂　百辟陪筵華幄內天人感呼　千般作樂紫宸場萬春樂
我皇延祚億千齡萬春樂　人霑湛露歸依德萬春樂　日暖春天仰載陽萬春樂
願以佳辰掌樂事萬人感呼　千々億載奉明王萬春樂

女踏歌章曲七首

明々聖主億千齡千春樂　無事無爲唯賞豫千春樂　凝旒端拱任群賢千春樂
網疎刑措還千古天人感呼　治定功成太平年千春樂
明々聖主億千齡千春樂　深仁潛及三泉下千春樂　鴻德遐充六合中千春樂
悅以使民民悅服天人感呼末一句不足〇
明々聖主億千齡千春樂　上月韶光早先春千春樂　階前細草綠初新千春樂
南山雪盡春峯遠天人感呼　北闕煙生瑞氣淳千春樂
明々聖主億千齡千春樂　君王曉奏旋蘇帳千春樂　春日芳菲遠與催千春樂
曉光偏著青樓柳天人感呼　寒色金舞玉砌梅天人感呼
自此以下爲破
明々聖主億千齡千春樂　宮女春眠常慣起千春樂　被催中使給粧成千春樂

雲鬟尙恨無新樣（天人感呼） 霧殿還嫌色不輕（聖主億千齡）
明々聖主億千齡（千春樂） 春歌淸響傳金屋（千春樂） 雙踏佳聲繞玉堂（千春樂）
借問曲中何憶有（天人感呼） 仙齡延祚與天長（聖主億千齡）
早年愛光華（千春樂） 春遊不知厭 暮景落朱顏 猶恨韶光短 徘徊不欲還（聖主億千齡）
以此爲急

〔年中行事秘抄 正月〕踏歌
仁和五年正月十四日踏歌記云、議者多稱踏歌者、新年之祝詞、累代之遺美也、歌頌以延寶祚、言吹以祈豐年、豈啻縱樂遊於管絃、惜時節於風景而已哉、宜依承和事實、以作每歲長規、

〔江談抄 四〕佳辰令月歡無極 万歲千秋樂未央（謝任雜言詩）
此詩踏歌詩也、古塔瓦銘有万歲、千秋樂、未央字、今案件文見唐神州三寶感通錄、上件錄云、仁壽二年正月、復分布舍利五十三州、至四月八日、同年時下其州、如左云々、其中梨州塔地下瓦文千秋樂云々、件錄、唐麟德元年、終南山釋氏所撰也、

踏歌法

〔教訓抄 六〕踏歌樣
持統天皇ノ御時始之（正月十六日、內裏ノ女踏歌節會云、坊家奏進次第、加白馬節會舞妓庭踊舞、）
有男舞（万歲樂 賀殿 地久 延喜樂） 古記云、退出音聲、感恩多、同十五日、八幡宮寺踏歌先吹雙調調子、著小忌童等行道ヲス、其尾ヲ付テ踏歌ヲウタウ、（催馬樂也、右一者多武季勤之、）其次樂人等歌調ニ付テ吹ト云々、
正月十四日夜、興福寺ノ金堂（西金堂 東金堂）有踏歌（不似金所）先於中門吹雙調調子（有別習）次御監唱聲歌（左一者別名也）
其調云、大唐日（曾）月節（曾）於之万春樂（聲歌）事吹終、コレハ奏參音聲シテ、列參即入御堂行道ス一匝、（行道樂別曲也、是吹忠拍子、）行道終ラバ各著座、（御監正面東、昭牛疊敷、）次東西ニサシ筵ニ居ル、（西上臈分、東下臈等、）次牛王、次香之水、
大導師、（タムトク調アリ）次事吹、（樂所申臈勤之、近來寺侍勤之、）其詞（有別、）次舞、（即爲退出音聲、）裝束ハ衣冠、（サイ者）左手（人生度穴反）右肩

踏歌例

万春樂屆指（万春樂、屆指）舞人姿也、次西金堂（次第如金堂）御監禮堂著座、（行事禮堂對座、上臈御堂、內下臈分付也）次東金堂、（次第如元）樂習者、（有諧也）

〔日本書紀　三十持統〕七年正月丙午、（○十六日）漢人等奏踏歌、

○按ズルニ、正月十六日ニ踏歌ヲ奏スル事ハ、歲時部踏歌節會篇ニ詳ナリ、

〔日本紀略　二朱雀〕承平二年七月十四日、入夜命近臣踏歌、太后臨覽、到曉賜祿、

〔九暦〕天德三年十二月十六日、於殿上有踏歌興、左大臣、（○藤原實賴）朝忠、朝成等候云々、右近中將元輔、朝臣壽言、兼通、珍材取輪云々、件踏歌等依去九月天變已停止、而依左大臣催奏、又被興行云々、時人爲不穩云々、

〔鹽尻　四〕熱田宮踏歌ヲ見ル詩　正月十一日熱田宮前にて、宮人卯杖舞を奏し、陪從竹川を唄ふ、尾張氏踏歌の頌を唱へ、高巾子の祢人鞨鼓を振り侍るさま、いと〳〵昔おぼえたる、（○下略）

〔鹿島志　上〕踏歌祭　正月十四日、禰宜祝等梅花の枝を手毎にもち、太鼓をうち、笛をふき、笏拍子を打て、御假殿を三度うち廻り、各神拜の式あり、

禁私踏歌

〔類聚三代格　十二〕太政官符

禁斷兩京畿內踏歌事

右被右大臣今月十四日宣偁、奉勅、今聞里中踏歌承前禁斷、而不從捉搦、猶有濫行、嚴加禁斷、不得更然、若有强犯者追捕申上、

天平神護二年正月十四日

〔延喜式　四十一彈正〕凡京都踏歌、一切禁斷、

雜載

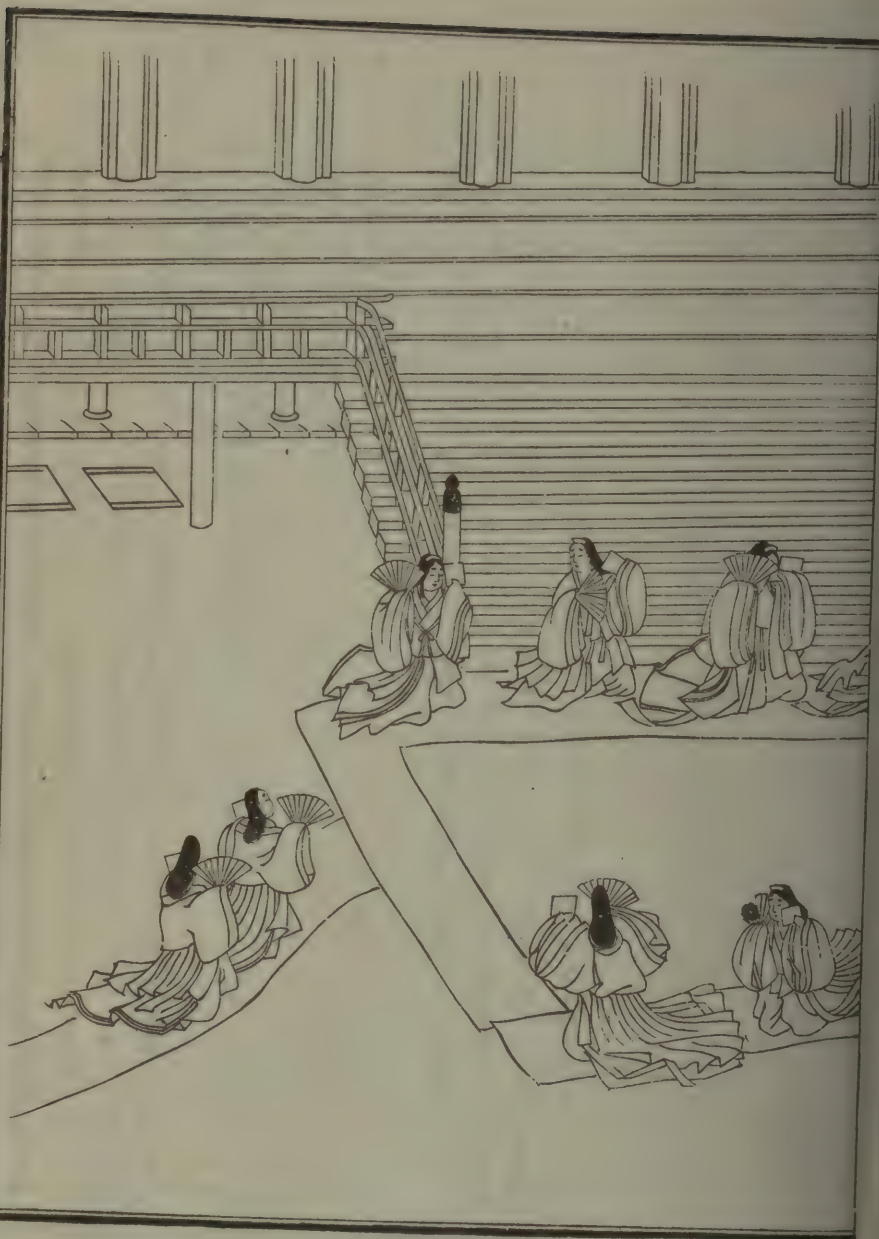
〔凌雲集〕內藏頭從五位上兼左馬頭美濃守小野朝臣岑守十三首（○中略）

奉和觀佳人蹋歌御製

春女春粧言不及、無量無數滿華庭、心嬌膽小羞蹋步、聲裏微々壽千齡、洛津廻雪當韜影、巫嶺朝雲應


踏歌圖年中行事繪卷所載

踏歌



歛行、河陽舊縣先亡色、金谷新園無復榮、泣眼看々不會厭、徒然奪魂亦損明、還知人間仙路近、重見桃李目前生、

古事類苑

樂舞部五

朗詠

朗詠ハラウエイト音讀ス、和漢ノ詩文中ノ雅趣アル妙句ニ曲節ヲ施シ、琴、琵琶等ニ合セテ、吟唱朗詠スルモノナリ、搢紳又ハ文學ニ志アル者ノミナラズ、遊君白拍子ノ如キモ、宴席ニ於テ之ヲ詠ジ、遂ニ朝家ノ御遊ニモ亦之ヲ用キラル、ニ至リシガ、鎌倉幕府以後兵亂相踵ギタルヲ以テ、朗詠ハ漸次ニ衰替シテ、唯纔ニ其聲律音調等ヲ、樂家ニノミ傳承スルコト、ナレリ、

名稱

〔撮壤集下遊樂〕朗詠ラウエイ

〔書言字考節用集八言辭〕朗詠ラウエイ

〔文選遊覽一〕遊天台山賦　孫興公

凝思幽巖、朗詠長川、(中略)翰曰、(中略)朗高也、凝思坐於幽巖、高詠臨於長川、

起原

〔郢曲相承次第〕左大臣雅信

朗詠事
朗詠者興従詩之詠聲、上古纔七首也、號之根本七首、其七首内、傳氏巖之嵐、春過夏闌、以上兩句、雅信公左大臣第三度辭表名句也、件表作者菅三品文時卿自身持來、此表秀句有二之由稱之、大臣披見之、即詠吟之、仍於當家者、以傳氏巖之嵐句、爲朗詠秘曲、然間朗詠又以此大臣爲元祖也、○下略

〔朗詠由來〕根本源家所詠朗詠

極樂尊　第一第二　羅綺重衣　八月九月　春過夏闌　傅氏巖嵐　德是北辰
私註、謂之根本七首朗詠歟
〔和漢朗詠集上秋〕擣衣
八月九月正長夜、千聲万聲無了時、白居易○白
〔和漢朗詠集下雜〕管絃付舞妓
第一第二絃索々、秋風拂松疎韻落、第三第四絃冷々、夜鶴憶子籠中鳴、第五絃聲尤掩抑、隴水凍咽流不得、白
羅綺之爲重衣、妬無情於機婦、管絃之在長曲、怒不闋於伶人、菅○菅原道眞

佛事

念極樂之尊、一夜山月正圓、先勾曲之會、三朝洞花欲落、紀齊名
丞相付執政
傅氏巖之嵐、雖風雲於殷夢之後、嚴陵瀨之水、猶涇渭於漢聘之初、菅三品○菅原文時
春過夏闌、袁司徒之家雪應路、旦南暮北、鄭大尉之溪風被人知、同上
〔新撰朗詠集下雜〕帝王
德是北辰聖化万年春、椿葉之影再改、尊猶南面松花之色十廻、後江相公○大江朝綱

音調

〔郢曲抄〕夫唱物音聲のことを、まつ世のためにかきのこすものなり、郢曲もろ〳〵の朗詠どもを唱、そのふりつよからぬやうにして、聲のかすりなく、甲乙たゞしく唱もの也、六調子の内に雙調急音にとり唱事、催馬樂のふりのこゝろにて、郢曲はつよきもの也、たゞゆる〳〵として、のどかに節丸く、りつに合て、ひちりきの音あるともきこえず、笛笙もそれときこえぬやうに、合をよろしく目出度し、こえをなが〳〵とつかひて、かせのゆう〳〵ときこえるはあしく、たゞひといきに、

こえのたすけなく、さら〳〵と常のことばをいふごとくうたふべし、甲の處など、かたちなどやかに首いがます、こゝろよきかほにて、聲に今いち段よけいあると、人にきかせうたふもの、けいこのつみたる人と玄るべし、切々いきをのこして、聲をみな〳〵出すべからず、ひくいきをこしのもとまでかよひ、腰は岩のごとくに、こしより上は只青柳のごとく、面は常よりもにうわに、かんせいちらずして、忢りくびをはなれずして、かず〳〵唱とも、そんせぬやうにうたふなり、郢曲、神樂、今樣、催馬樂、足柄、片下、田歌など、ひとつに音聲うたひ、みれんの內は、みな〳〵一やうに唱などといふ事は、口をしき事なり、はかせ音振みな〳〵それ〳〵のめりかりあり、みな〳〵そのはかせの內にふちを入る、古人うたひのこしはべり、稽古のみたざるものは、何も一流に唱るものなり、一首〳〵に心をいれて唱をりは、そのふりいでにき、〇中略唱こゑは、稽古に郢曲うたふときは、まづことにても、びはにても、糸にその音をうつして、急なる音を一段にめらして、一糸と立をき、平調の時はめぐりを合て、其はかせの聲にならひ、つまびきしてこえとためして、あふあはざるをためし、ひとにも聞てこゑを出し、こゞえにて數を唱て、よく〳〵合時に、調子を正りつに合て、大音にていつしも唱ときのやうに稽古すべし、後に玄らべをく糸はなれて、聲おなじやうに定、ことに笙ひちりき吹合て、附物してかず〳〵唱べき也、はかせおもく、ふうしの折目になんあるは、調子にうとき人なり、調子合ぬるときはめぐりにかなふゆへ、ふしもめでたく、聲も出よきものなり、〇下略

〔樂家錄奏樂故實二十九〕郢曲附物大意（此章中以調名爲律名、惟隨舊例不改、）

抑謂郢曲者、以歌朗詠之詩云爾、至于近代所傳曲四也、此曲御遊時、於最終曲之前成之、蓋其詞唯一而或二返或三返歌之、（但每返發聲之人相替也、無人時一人歌數返、）管聲附物之法略曰、自商角移于徵、而或至于宮音、（凡宮商徵以三音主之、餘律皆爲文耳也、宮音以其所用之樂調謂爾、假令爲壹越調之曲、則宮壹越商平調角下無徵黃鐘羽盤涉也、他調準之可知之、）於一曲之終以宮音止之、是其

類聚用詩文和歌

定法也、絃管者與助音均附之、笙箏篳篥笛各一管附之徽音、古用琵琶、近代不用之、和琴未考與例、

〔和漢朗詠集上春〕立春

逐吹潛開不待芳菲之候、迎春乍變將希雨露之恩、紀淑望

池凍東頭風度解、窓梅北面雪封寒、篤茂

年のうちに春はきにけりひとゝせをこぞとやいはんことしとやいはん元方

柳無氣力條先動、池有波文氷盡開、今日不知誰計會、春風春水一時來、白居易

夜向殘更寒磬盡、春生香火燒爐燃、菅原春道

袖ひちてむすびし水の氷れるを春立けふの風やとくらむ貫之

春たつといふばかりにやみよし野のやまもかすみてけさはみゆらむ忠岑

〔新撰朗詠集下雜〕風

雲霧輕身、窺列子之云駕、淵浒授手、問宋人之不龜、清風戒寒序　菅家

沙鷗之眠易驚、陸惠曉之柳拂地、浦月之影漫動、孫子荊之枕揚波、水岸清風至　齊名

迎晴拂盡墻陰雪、解凍飄來岸曲波、風渡請春意　後中書王

枕冷唐妃專幸裏、襟飄魯聖以思程、有風終夜涼　以言

花の色は霞にこめてみえず共かをだにぬすめ春の山風遍昭

我せこがきまさぬ宵の秋風はこぬ人よりもうらめしきかな好忠

歌朗詠

〔狛氏新錄〕一郢曲之事

郢曲ハ管絃之間ニ是を謳候、其時附物とて其聲にしたがひ、笙一管笛一管篳篥一管三管にて附候事ニ候、

〔萬葉緯九〕朗詠(中略)今按大納言公任卿以所被撰朗詠集之詩、應時宜詠歌、句中或取音或用訓、具見郢曲之内、與以和歌詠歌曲節音聲異歟、因茲從古所奧秘、朗詠訓點現在焉、

〔蓬萊抄〕正月二日殿上淵醉〈或用三日〉
兩貫首已下、於殿上有盃酌事、絃管屬文之隨其催獻朗詠雜藝等、無定法、
〔おもひのまゝの日記〕けふ〈○正月二日〉は又殿上の淵醉とてひしめく、えいきよくの人々、數をつくして廿人ばかりさぶらふ、
〔公事根源十一月〕五節　同日〈○中丑、中略、〉
寅日は殿上の淵醉あり、朗詠いまやうなどうたひて、三獻はてゝ、亂舞あり、〈○下略〉
〔枕草子七〕故殿〈○藤原道隆〉の御ために、月ごとの十日、御經佛くやうせさせ給ひしを、九月十日しきの御ざうしにてせさせ給ふ、上達部殿上人いとおほかり、〈○中略〉酒のみ詩ずんじなどするに、頭中將たゞのぶの君、月秋ときして身いづくにかといふ事をうち出し給へりしかば、いみじうめでたし、いかでかはおもひいで給ひけん、
〔和漢朗詠集下雜〕懷舊
金谷醉花之地、花每春匂而主不歸、南樓翫月之人、月與秋期而身何去、〈菅三品菅原文時〉
〔枕草子八〕雪のいとたかくはあらで、うすらかにふりたるなどは、いとこそおかしけれ、〈○中略〉よひも過ぬらんとおもふほどに、くつのをとちかふきこゆれば、あやしと見出したるに、時々かやうの折、おぼえなく見ゆる人なりけり、〈○中略〉わらうださし出たれど、かたつかたのあしはしもながらあるに、かねのをとのきこゆるまでになりぬれど、うちにもとにもいふ事どもは、あかずぞおぼゆる、あけぐれのほどにかへるとて、雪何の山にみてるとうちずんじたるは、いとおかしき物也、
〔和漢朗詠集上冬〕雪
曉入梁王之苑、雪滿群山、夜登庾公之樓、月明千里、〈謝觀〉

〔枕草子十二〕下すだれもかけぬ車のすだれをいとたかくあげたるは、おくまでさし入たる月に、○中略こききぬのいとあざやかなるつやなど、月にはへておかしう見ゆるかたはらに、○中略なをしのいと白きひきときたれば、ぬぎたれられていみじうこぼれいでたり、○中略月影のはしたなさに、うしろざまへすべり入たるを、ひきよせあらはになされて笑ふもおかし、りん〳〵として氷りしけりといふ詩を、返す〳〵ずんじておはするは、いみじうおかしうて、夜一よもありかまほしきに、いく所のちかくなるも口おし、

〔和漢朗詠集秋上〕八月十五夜付月

秦甸之一千餘里、凜々氷鋪、漢家之三十六宮、澄々粉飾、公乘億

〔枕草子十二〕大納言○藤原伊周殿まいり給ひて、ふみの事などそうし給ふに、例の夜いたうふけぬれば、○中略たゞひとりになりて、ねぶたきを念じてさぶらふに、うしよつとそうする也、○中略うへ○一條のおまへのはしらによりかゝりて、すこしねぶらせ給へるを、かれ見奉り給へ、今はあけぬるに、かくおほとのごもるべき事かはと申させ給ふ、げになど宮○一條后藤原定子のおまへにもわらひ申させ給ふも、しらせ給はぬほどに、おさめがわらはの、庭鳥をとらへてもちて、あす里へいかんといひて、かくしをきたりけるが、いかゞしけん、犬の見付てをひければ、らうのさきににげいきて、おそろしうなきのゝしるに、皆人おきなどしぬ也、うへもうちおどろかせおはしまして、いかにありつるぞと尋させ給ふに、大納言殿の、聲めいわうのねぶりをおどろかすといふ詩を、たかう打出し給へる、めでたうおかしきに、ひとりねぶたかりつる目もおほきになりぬ、

〔和漢朗詠集雜下〕禁中

雞人曉唱、聲驚明王之眠、鳧鐘夜鳴、響徹暗天之聽、都良香

〔古今著聞集四文學〕東三條院關白前太政大臣○藤原兼家九月十三夜の月に、東北院の念佛に參給へる

に夜もうちふけて世の中もしづかなるつ（○しづかなる、原作しつかん、今據二一本一改、）ほどに、齊信民部卿をめして、こよひたゞにはいかゞやまん、朗詠有なんやと仰られければ、いとかしこまりて、しばし煩ふけしきなるを、人々みゝをそばだてゝ、いか成句をか詠せん（○ぜん原作じ、今據二一本一改、）ずらんと待程に、極樂の尊を念ずる事一夜とうちいだしたりける、たぐひなくめでたかりけり、此句かきたる齊名やがて御供にさぶらひけり、我句をしもさばかりの人の朗詠にせられたりける、いかばかりこゝろの中のすゞしかりけん、此句は勸學會の時、擬念山林を賦する序なり、

念二極樂之尊一一夜山月世（○世、和漢朗詠集作正、）圓、先二句（○句、同集作勾、）曲之會一三朝、洞花欲落、これは三月十五夜の事也、九月十三夜に詠ぜられけるいかにとおぼゆ、但念佛の義ばかりにとりよれるにや、古人の所作仰而可レ信歟、（○又見二續世繼一）

〔郢曲相承次第〕大納言資賢

仁安元年、同三年兩度淸暑堂神宴、雖レ有二上首宗家卿一（藤原宗家、先祖）資賢卿被レ仰二拍子一院拍子合之時、宗家卿朗詠許也、是當家（○源）之眉目也、（○下略）

〔古今著聞集十六興言利口〕堀河內府入道（○藤原賴宗）大納言の時、くどく遊有ける、念佛禮讃などはてゝ、朗詠ありけるに、少納言阿闍梨なにがしとかやいひける僧、東方五百之塵といふ句を詠ずとて、五百の字をあやまりて、八十の塵と詠じたりけるを、尾張の內侍簾中にてきゝて、八十といひだにはてぬに、今四百二十落ぬといひ出したりける、心はやさの程ありがたき事也、

〔新撰朗詠集下雜〕佛事

中夜八十之火、假唱二鶴林之煙一東方五百之塵、長懸二鷲峯之月一（以言）

〔續世繼九賢道々〕いとやさしくきこえ侍しことは、いづれの御時よりかはべりけん、なかごろのきさき上東門院、（○一條后藤原彰子）陽明門院（○後朱雀后禎子內親王）などにやおはしけん、ちかきよのみかどの御とき、

めづらしくうちにいらせ給へりける時、月のあかく侍ける夜、むかしはかやうにはべる夜は、殿上人あそびなどこそうちわたりはし侍しか、さやうなることも侍らぬこそ、くちおしくなど申させ給ければ、いとはづかしくおぼしめしけるほどに、月の夜めでたきに、りん〳〵としてこほりしきといふうた、いとはなやかなる聲して、うたひけるが、なべてなくきこえけるに、又いといたくしみたる聲のたうときにて、無量義經の徹滯まづおちてなどいふところを、うちいで﹅よまれ侍りけるが、いづれも〳〵とり〳〵に、めでたくきこえければ、むかしもかばかりのことこそ、えき﹅侍らざりしか、いというなるものどもこそ侍りけれと申させ給けるにこそ、御あせもかはかせ給て、御心もひろごらせたまひにけれとき﹅侍し、後冷泉院御時、上東門院などいらせ給へりけるにや、又その人々は伊家の弁、敦家の中將などにやおはしけんとぞ人は申侍し、ひがごとにや、

〔中右記〕寛治六年三月廿八日辛亥、今日有吉祥院聖廟作文、〇中略夜及深更欲講詩、俄天陰雨下、神明自有感應歟、講席了後雨脚頻下、已無歸與思、此間遞朗詠、或管絃之在長曲句、或指象魏而北轅句等也、

〔新撰朗詠集上春〕春夜
春夜欲明、望牛漢之西轉、夏日告朔、指象魏而北轅、以言（古廣春上暮）

〔古今著聞集四文學〕永久三年七月五日、式部大輔在良朝臣、御侍讀にて始て御前へ參りたりけるに、先朗詠をしける、幸逢堯舜無爲化、徳〇徳恐衍是非老之幸哉、〇徳以下七字、一本作徳是北辰四字、大公望遇周文等の句也、次古事をかたり申けり、

〔和漢朗詠集下雜〕帝王付法皇
幸逢堯舜無爲化、得作犧皇向上人、白〇白居易

老人

少於樂天三年、猶已衰之齡也、遊於勝地一日、是非老之幸哉、〈菅三品〇菅原文時〉
太公望之遇周文、渭濱之波疊面、綺里季之輔漢惠、商山之月垂眉、〈江匡衡〉

〔續世繼二鳥羽の御賀〕さぬきの院〈〇崇德〉位におはしましゝかば、ゑぶらせ給しにこそ、このゑのみかど東宮にてまなめしける夜、にはかに内へ御幸〈〇鳥羽〉とて、殿上人せう〳〵かぶりして、よにいりてきたの陣に御車たてさせ給て、〈〇中略〉御車にて、春の夜あけなんとすといふ朗詠、又十方佛土の中にはなにといふ文を、詠せさせ給て、佛のみなたび〳〵となへさせ給ける、きく人みななみだぐましくぞ思あへりけるとなむ、きこえ侍し、

〔和漢朗詠集下雜〕佛事
十方佛土之中以西方爲望、九品蓮臺之間雖下品應足、〈慶保胤〉

〔續世繼六花ちる庭の面〕德大寺のおとゞ〈〇藤原實能〉の御子は、右大臣公能のおとゞ、その御はゝ按察中納言顯隆ときこえしむすめにおはす、此おとゞ管絃も身のざえも、かた〴〵おはすときこえき、〈〇中略〉ゑだひに朗詠したまへりけるなかに、はなやかなる御こゑして、羅綺の重衣たるとうちいでたまへりける、としおいたる人など、なみだをさへなどして、むしろこぞりてめでおもへり、又讃岐のみかど、〈〇崇德〉くらゐにおはしましけるとき、きさいのみやの御かたにて、管絃する殿上人どもめして、よもすがらあそばせ給けるに、おほとのもおはしまして、朗詠つかまつれとおほせられけるに、このおとゞの中將など申けるときに、大公望が周文にあへるといだし給へりけるこそ、御こゑもうつくしう、みかど一の人の事にて、そのよしあることのいうにきこえ侍りけれ、

〔續古事談一王道后宮〕殿上ノ一種物ハ、ツ子ノ事ナレドモ、久シクタエタルニ、崇德院ノスヱツカタ、頭中將公能朝臣ハ、絶タルヲツギ、廢タルヲ與シテ、神無月ノツゴモリ比ニ、殿上ノ一種物アリケ

リ、〇中略藏人辨朝隆三獻ノカハラケトル、又頭中將ノス丶メニテ朗詠ヲイダス、佳辰令月ノ句ナリ、頭中將朝隆ガヒモヲトク、人々ミナカタヌグ、色々ノ衣ヲキタリ、用意アルナルベシ、頭中將朗詠、雖三百盃莫辭ノ句ナリ、〇中略人々亂舞ノ後、ミコエイダシテ座ヲタチテ、御殿ノヒロビサシニテ、ナダイメンハテ丶、宮ノ御方ニ參テ、朗詠雜藝數反ノ後マカリイデケリ

〔和漢朗詠集下雜〕刺史

雖三百盃莫強辭、邊土不是醉鄕、此一兩句可重詠、北陸豈亦詩國、保胤

祝

嘉辰令月歡無極、万歲千秋樂未央、謝偃

〔古今著聞集四文學〕少納言入道信西が家にて、人々あつまりてあそびけるに、夜深催管絃云題にて、當座の詩を作りけるに、皆人は作いだしたりけるに、敦周朝臣案じ出さぬけしきにて程へければ、滿座興さめてけり、あまりにすみて侍ければ、有安が座のすへに有けるに、入道朗詠すべきよしをす丶めければ、第一第二絃索々といふ句を詠じたりけり、此心自然に此題によりきたりけるにや、敦周朝臣やがて作りいだしたりけり、瀧吟水暗兩三曲、鶴唳霜寒第四聲、〇此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集、並不見、とつくりたりける、殊にその興有て人々感歎しけり、彼朗詠のこ丶ろいと相違なきにや、

〔古今著聞集八好色〕妙音院のおと丶〇藤原師長、ゑのびたる女をむかへさせ給て、尾張守孝定に、夜のあけん程はからひて申せと仰られたりけるに、やう〱よく成にける時、將軍在座、兎園之露未晞、僕夫待、菴雖籠山欲曙、この句を朗詠にゑたりけり、孝定が所爲かくこそあらまほしき事なれ、いといみじきことなりかし、

〔源平盛衰記十二〕師長熱田社琵琶事

師長公終夜爲神明納受、初ニハ法施ヲ手向奉リ、後ニハ琵琶ヲゾ彈ジ給ケル、〇中略夜モヤウ〱

アケボノニ成行バ、月モ西山ニ傾ク、大臣御心ヲ澄シテ、初ニハ

普合調中、花含紛馥氣、流泉曲間、月擧清明光、○此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集並不見、ト云朗詠シテ、重テ

願以今生世俗文字之業、狂言綺語之誤、飜爲當來世々讃佛乘之因、轉法輪之緣ト被詠テ、御祈念

ト覺シクテ暫物モ仰ラレズ、

〔古今著聞集〈興言利口十六〉〕嵯峨の釋迦堂に人あまた參りて、通夜したりけるに、夜うちふけて僧の有けるが、經爲題目佛爲眼といふ句を朗詠にしたりけり、心計はすると思たりけり、孝道朝臣折ふしまいりあひて聞居たりけるが、朗詠はて丶、孝道かの僧にむかひて、おもしろう候つる物かなと式代したりけるを、僧心ちよげに思て、少居なをりて、是はずいぶんに孝道にならひて候し也といひたりけり、

〔和漢朗詠集〈上夏〉〕蓮

經爲題目佛爲眼、知汝花中植善根、〈源爲憲〉

〔源平盛衰記〈十七〉〕祇王祇女佛前事

佛ハ水干ニ白キ袴著テ、髮結アゲ調子取負セテ、

德是北辰、椿葉影再改、尊猶南面、松花色十返、ト朗詠シケリ、

〔吉野樂書〕一承安四年九月一日ヨリ同十五日ノ夜ニ至ルマデ、七條殿ノ御所ニシテ、後白河院今樣ノ御會ノアリケルニ、〇中略

朗詠〈左大臣〉

德是北辰　瑤臺霜滿　〈○此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集並不見、〉　變態繽粉　雞人曉唱

雞人曉唱、此ノ朗詠ノトキ、能聞人々大將殿コソ、朗詠ニテイトマ申サセ給トゾ云アヒケル、又秋夜欲曙、已上朗詠五首、

〔和漢朗詠集〕下雜猿

瑤臺霜滿、一聲之玄鶴唳天、巴峽秋深、五夜之哀猿叫月、謝觀

〔源平盛衰記〕二十六平家東國發向幷邦綱卿薨去同思慮賢事

治承四年十一月ニ、福原ニテ殿上ノ五節ノ宴醉ノ夜、雲客后宮ノ御方ヘ推參アリケル、公卿、竹斑湘浦ト云朗詠ヲ被出タリケリ、邦綱卿聞給ヒテ、取敢ズ穴淺猿、是ハ禁忌トコソ承レ、斯ル事ヲ聞トモ聞カジトテ、拔足シテ被逃ケリ、此朗詠ノ心ハ、昔大國ニ堯王ト申賢キ帝御座キ、二人御娘アリ、姉ヲバ娥皇ト云、妹ヲバ女英ト名ク、金屋ニ育テ、玉臺ニ成人給ヘル、時ニ賤キ盲目ノ子ニ、舜ト云者アリ、孝養報恩ノ志深シテ、父ガ盲ヲ開シカバ、堯王叡感有テ、舜ヲ以テ二人ノ姫宮ニ聟取シ給ヒテ、即位ヲ讓給ヘリ、舜王ト申ハ是也ケリ、舜王隱レ給ヒテ、湘浦ト云南ニ、蒼梧ト云野ニ奉納タリケレバ、二人ノ后歎悲ミ給ヒケルアマリ、自湘浦ノ岸ニ幸シテ泣給ヒケル、血ノ涙竹ニ懸テ、其色斑ニ染ニケリ、サレバ後ニ生出竹マデモ、皆斑ニゾ在ケル、今ノ世ニ斑竹トテ斑ナル竹ハ、彼ノ湘浦ノ竹ヒロマレル也、二人ノ后隱レ給ヒニケレバ、変ニテ舜帝ヲ歎キ悲ミ給シカバトテ、湘浦ノ岸ニゾ奉納ケル、サレバ后ノ御前ニテハスマジキ朗詠也ケレバ、邦綱卿モ聞咎メテ立給ヒケリ、

〔和漢朗詠集〕下雜雲

竹斑湘浦、雲凝鼓瑟之蹤、鳳去秦臺、月老吹簫之地、張讀

〔源平盛衰記〕三十九重衡酒宴附千壽伊王事

同晦日比(○元曆元年三月)ニ成テ、狩野介湯殿尋常ニコシラヘテ、御湯ヒキ給ヘト申ス、○中略其夜ニ入テ、佐殿(○源賴朝)狩野介ヲ召テ、三位中將(○平重衡)ハ無雙ノ能者ニテ座シマス也、和君ガ私ナル樣ニテ琵琶彈セ奉レ、賴朝モ汝ガ後園ニタヽズミテ聞ベシト宣ケリ、宗茂宿所ニ歸テ、時ノ景物尋テ、奉酒勸

ト支度シタリ、酌取ニハ晝ノ女ヲ出シテ、狩野介瓶子懷、家子肴盃面々ニ持テ參タリ、中將酒三度ウケテ、最無興ニ思ハレタリ、狩野介女ニ向テ、兎テモ角テモ御前御徒然ヲ慰進ン料也、一聲擧テ今一度申サセ給ヘト云ケレバ、女兼テ心得タル事ナレバ、酌サシオキテ、

羅綺之爲重衣、妬無情於機婦、管絃之在長曲、怒不關於伶人、ト云朗詠ヲ、二三返シタリケルガ、節モ音モ調テ、大方優ニゾ聞エケル、中將宣ケルハ、折節ノ朗詠コソ思合テ痛ハシケレ、此句ハ北野天神ノ、春嫩無氣力ト云事ヲ、內宴ノ序ニアソバセリ、譬ヘバ春嫩トハ、ミメヨキ女也、無氣力トハ力ノ弱キ也、上句ニ羅綺トテ薄ク嚴キ衣ヲ著シテ、美女ノ舞時ニハ、輕キ衣モ重ク覺フ、コレハ機婦ニ妬トテ機織ケン女モ、ウラメシク覺ヘ、下句ニ管絃ヲサシモ面白ケレ共、舞姬舞弱リテ力ナケレバ、速ニ入バヤト思ヘ共、長曲ヲ彈ズル時、伶人ニ怒ルトテ、管絃スル人モ惡ク覺ト云心也、サレバ永日ナガラ湯ヒカセ、夜サヘ又長々ト酒勸ル事ヨトオボシテ、此朗詠ヲバシ給フカ、誠ニ心元ナクコソ覺レ、湯モ酒モ我心ヨリヲコラ子共、折カラ優ニ聞ユル者哉、但天神此句ヲアソバシテ、我ナガライミジクモ作リタリ、此句ヲ詠ゼン所ニハ、必我魂行望テ、其人ヲ守ラント御誓アリケリ、重衡ハ逆罪ノ身ニテ、神明ニモ佛陀ニモ奉被放タレバ、其助音仕ルニ憚アリ、佛道成ベキ事アラバ、サモ有ナント宣ケレバ、女承テ

十方佛土之中、以西方爲望、九品蓮臺之間、雖下品應足、雖十惡兮猶引接、甚於疾風之披雲霧、雖一念兮必感應、喩之巨海之納涓露、ト朗詠シテ、極樂欣ハン人ハ、皆彌陀ノ名號唱フベシ、〇中略夜ハ深更ニナリヌ、人ハ鳴ヲ靜タリケレバ、徐ソマデモ耳目ヲ驚シ、袂ヲ絞計也、斯リケレバ、人々是ヲ見奉ラントテ、障子ヲ細目ニアケタル間ヨリ、風吹入テ前ノ燈消ニケリ、狩野介星燈進セヨト申ケルニ、中將爪調ベシテ、

燈暗數行虞氏淚、夜深四面楚歌聲、ト云朗詠ヲ二三返シ給ケリ、夜明ニケレバ、女暇給テ歸ヌ、

〔明月記〕承元二年十一月十九日、權大夫殿示給云、皇后宮淵醉、十八日每事無違亂、〇中略一獻、頭中將通言、瓶子六位、二獻、宰相中將忠信、瓶子權大進定高、此間人々新儀朗詠、右大將令月句、出人々助音、次雜藝、

〔增鏡五内野の雪〕十二日〇寬元元年六月三夜のぎしき〇後深草降誕本宮の御さたにていとめでたし、〇中略御かはらけ二めぐりのゝち大夫すけきんらうゑい嘉辰令月とのたまへば、ありすけこゑくはへらる、又昭王とをしかさねていださる、御こゑ〴〵おうどくにあらまほしうめでたし、

〔新撰朗詠集下雜〕帝王
賀庵序隆周之昭王穆王曆數永、吾君又曆數永、本朝之延曆延喜胤子多、吾君又胤子多、儀同三司藤原伊周〇

〔勘仲記〕弘安七年三月廿四日癸酉、及晚參內、今夕被行御書所作文、〇中略披講了、人々復座、次朗詠、〇註略郢曲了有連句、

〔吉續記〕文永五年正月三日、有殿上淵醉、〇中略兩貫首先著座、具頭中將、端頭辨、次應召郢曲之仁、公秋朝臣、長顯、信基等朝臣著座、〇中略三獻之後祖裼、朗詠、萬歲樂等如常、

〔增鏡十老の波〕あくる日〇弘安八年三月二日午の時ばかり、寢殿より西園寺まで筵道しきて、兩院〇後深草、龜山、御ゑぼうし直衣、春宮〇伏見御くゝりあげて、堂々おがませ給ふ、〇中略佛の御まへに、がりそめの御まうけしながら、皆わたらせ給ふ、庇に上達部つきて、御遊のぐめす、〇中略兼行花上苑明也とうちいだしたるに、いとゞ物の音もてはやされて、えもいはずきこゆ、具顯範藤など羅綺重衣と、二返ばかりいへるに、なさけなきことを、機婦にねたみと本院〇後深草くはへ給へば、新院〇龜山御こゑたすけ給ふ程、そゞろさむきまでえんなり、かへらせ給ひても、又きのふの花のかげにて鞠御らむせられつゝ、それよりやがて御舟にたてまつりてをしいでたれは、はるかなる海づらにこぎはなれたらむやうしていとをかし、〇中略兼行山又山とうちずんじたるに、變態繽紛〇此句、和漢朗詠集、新撰朗詠集並不見、たりと、兩院あそばしたるに、水のそこもあやしきまで、みのけたちぬべくきこゆ、

〔和漢朗詠集上春〕花付落花

花明上苑、輕軒馳九陌之塵、猿叫空山、斜月瑩千巖之路、張讀

〔和漢朗詠集下雜〕山水

山復山、何工削成青岩之形、水復水、誰家染出碧潭之色、江澄明

〔增鏡十三秋のみ山〕御遊はてゝのち文臺めさる、藏人内記俊基人々の文をとりあつめて、一度に文臺のうへにおく、披講のをはる程に、みじか夜もほの〴〵とあけはてぬ、御製後醍醐を左のおとゞかへすがへす誦して、うるはしく朗詠にしたまふ、こゑいとうつくし、おりふし郭公の一聲なのりすてゝすぎたるは、いみじくえんなり、かやうのまことしき事は、かねて人も心づかひすれば、あやまちなかるべし、

〔永和大嘗會記〕おなじき廿二日永和元年十一月けふは寅の日なり、先殿上人の淵醉あり、中略三獻あり、二獻に雅兼朝臣歡無極の朗詠をいだす、五位職事ことにたえたるなきゆへに、郢曲の人いだすなり、中略同廿三日、卯の日なり、大嘗會の當日なり、中略淵醉の式昨日におなじ、けふの朗詠は新豐酒色、信俊朝臣これをいだす、

〔和漢朗詠集下雜〕酒

新豐酒色、清冷鸚鵡盃之中、長樂歌聲、幽咽鳳凰管之裏、公乘億

〔薩戒記〕應永卅三年九月廿二日壬子、四辻宰相中將季保奉院宣送消息云、今夜可為月次御樂可令參入之由被仰下、中略戌終剋事始、中略調子黃鐘調、喜春樂序同破、央宮樂、平蠻樂、海青樂、拾翠樂急、此間有朗詠、初反内府出之、源宰相三品羽林付之、二反源相公出之、内府三品羽林付之、次鳥急等也、

〔二水記〕大永二年正月二日、今夜殿上淵醉也、中略次朗詠二首、其儀基規朝臣自歡無極句唱出之、令月句、五位職事出之例也、然而當世辭之、仍從歡無極唱之、其音聲壹越調許也、自萬歲各付之、如常第二反、加嘉辰句、資能朝臣唱之、

相傳

第三反、又基規朝臣自二歡無極句一唱レ之、資遠朝臣依二斟酌一也、次資能朝臣東岸西岸唱レ之、付所レ如レ例、第三句基規朝臣、第四句同唱レ之、再反二第三句一、資能朝臣音聲雖レ消之間數二此句一云々、再反レ句、資能朝臣第三句、基規朝臣第四句、資能朝臣朗詠了、

〔言繼卿記〕永祿八年二月廿日、禁裏御樂始之間、午時參內、○中略御樂平調調子万歲樂、○中略次朗詠德是也、

〔嚴有院殿御實紀 二十七〕寛文三年九月廿九日、公卿の管絃御聽聞あり、○中略雅章○飛鳥井嗣孝○藪實起○小倉の三卿嘉辰を朗詠せられ、○下略

〔大海のはし〕宗時の中將、家にて持明院郢曲をうたひすまされたりけるを、あやしげなるさぶらひの門にたちて聞きけるが、雨のふり出でけるに、ぬれながら猶ねんごろにきゝてたてりけり、さるもの候よし、人の申しければ、やさしきやつなりとて、よび入れさせ、すのこにすゑて、ことさらに一曲をうたひてきかせられけり、

〔郢曲相承次第〕權中納言信有○中略
兼親卿流事、代々受二當家○源說一之條不レ能二左右一、其子細見レ右然者朗詠今樣之體、當流之條無二不審一、且度々令二自稱一也、就レ中於二朗詠一者、以二雅信公一爲二元祖一、其子細見レ右彼公者圓融、花山、一條御代人也、○下略

〔狛氏新錄〕一郢曲之事
朗詠之詩ヲ謳候、持明院家、綾小路家傳來、其外者堂上地下共門弟也、

〔諸家家業記〕神樂郢曲
綾小路　持明院
綾小路は刑部卿政長朝臣、堀川院之郢曲之師に被レ參候以來、代々相傳家業と被レ致候、其後其家庭田綾小路と兩家に相分レ、當時庭田家之方本家に相立、郢曲之事兩家共被二相勤一候事候得共、家業

と被﹂致候は綾小路家に限り候事にて、庭田家にては綾小路家ゟも傳統を被﹂受候由、持明院家も古來より是を家業と被﹂致候、綾小路持明院兩家之内にて一家ヅヽ曲所と申ものに被﹂相成、郢曲之事領掌有﹂之事にて、當時は綾小路家曲所にて候由、〇中略近代之例、四辻家樂所支配として、音樂之事、總體彼家之預に相成候故、〇中略乍﹂去郢曲之事は、此二家之家業と被﹂致候事、古代よりの例に候、兩家より當時相傳有﹂之家々、大抵左に記﹂之、

庭田　五辻庭田同家　大原庭田庶流　園持明院庶流　東園園庶流　石野持明院庶流　慈光寺源氏新家

〔運歩色葉集〕朗詠集（ラウエイシウ）四條大納言公任卿之作也

〔本朝書籍目錄〕和漢

和漢朗詠　二卷公任卿撰　新撰朗詠　同基俊撰　拾遺朗詠　同

和漢拾遺朗詠　同　和漢兼作集　廿卷

〔和漢朗詠集上〕春

立春　早春　春興　春夜　子日　若菜　三月三日付桃花　暮春　三月盡　閏三月　鶯　霞

雨　梅付紅梅　柳　花付落花　躑躅　款冬　藤

夏

更衣　首夏　夏夜　端午　納涼　晩夏　花橘　蓮　郭公　螢　蟬　扇

秋

立秋　早秋　七夕　秋興　秋晩　秋夜　八月十五夜付月　九月九日付菊　九月盡　女郎花

萩　蘭　槿　前栽　紅葉付落葉　雁付歸雁　虫　鹿　露　霧　擣衣

冬

初冬　冬夜　歲暮　爐火　霜　雪　氷付春氷　霰　佛名

〔和漢朗詠集下〕雜

風　雲　晴　曉　松　竹　草　鶴　猿　管絃付舞妓　文詞付遺文　酒　山　山水　水付漁父　禁中　古京　故宮付故宅　仙家付道士隱倫　山家　田家　隣家　山寺　佛事　僧　閑居　眺望　餞別　行旅　庚申　帝王付法皇　親王付王孫　丞相付執政　將軍　刺史　詠史　王昭君　妓女　遊女　老人　交友　懷舊　述懷　慶賀　祝　戀　無常　白

〔和漢朗詠集註一〕和漢朗詠ト者、和ハ吾朝也、漢ハモロコシ也、和國ニハ歌ヲ以テ思ヲ述、漢朝ニハ詩ヲ以テ志ヲ云、此詩歌ノ作ニ秀逸アレバ人皆是ヲナガム、是ヲ朗詠ト云、歌ハ偏ニ此國ノ風俗ナレバ、唐人ノ作ナシ、詩ハ此朝ニモコノミ作レル物ナレバ、倭漢ノ作者トモニ書也、○下略

〔十訓抄七〕圓融天皇の御時、○中略公任卿此殿○藤原敎通を聟に取て、始こし入されける時、朗詠上下卷えらびて、をき物の厨子にをかれたりける、ゆゝしきむこ引出物にこそ、

〔十訓抄一〕大方は心操(ハヘ)もおさまり、才幹も有て、よき人と云初られぬれば、少々失あれ共、世にも人にも必思ひゆるさるゝ也、大勢身にある時は、少過ありといへ共凶とせずといへるがごとし、詩歌のたとへにてこれらを申べし、

楚思淼茫雲水冷、商聲淸脆管絃秋、白　此詩をば頌聲聞にくしと難申人有けれ共、秀句なるによりて、四條大納言公任卿、朗詠に撰入られにけり、

〔江談抄五詩事〕朗詠集相如作多入事

又四條大納言○藤原公任者高相如之弟子也、仍撰朗詠集之時、多入相如作、所謂蜀茶漸忘浮光○光一本作花、味、幷燕蘇往反之句有何秀發乎、

〔和漢朗詠集註十〕或説に此朗詠集、詩文は公任卿のあつめ給へり、歌は堀河院の御字に、左衞門督師頼卿かきくはへ給ふといへり、ひが事なるべし、四條大納言の自筆の朗詠集とて、今の世につ

たへたるも、皆歌を書つらねられたり、其うへ藤原の基俊は師賴卿に同時にて、新撰朗詠集を撰び給へりしも、又うたをかきそへ給へり、基俊朝臣は二條家の和歌の祖にて、公任卿を宗とし給へれば、その朗詠集の體をうつしてこそ新撰し給ひけめ、いかでか師賴卿をしも規模とし給はん、これらの事其證なるべし、但此朗詠の註、むかしより詩文ばかりにありて和歌の註解なし、かつ又無題の詩一ツ、信阿が說に師賴卿くはへらるゝよし註せり、是らのことによりてふかくもしらぬ後人、をしはかりて歌をも其たぐひにいふなるべし、努々用ふべからずとぞ師說に侍し、

〔古今著聞集興言利口十六〕此句〇經爲二題目一、佛爲レ眼の事、中御門右大臣宗能知足院殿〇藤原忠實の御時、九十句を撰定のゝち、妙音院殿〇藤原師長また百廿句をせんじくはへさせ給ける、かれこれ合二百十句也、其中にもかの句入らず、かたへ〳〵おかしきいひやう也、たゞしみなこれを詠じあひけり、

〔續世繼五三笠の松〕ちかくおはしましゝ法性寺のおとゞは、〇藤原忠通、中略、白川院にもみまきの詩えらびたてまつり給ひもとゝしのきみにも、からやまとのおかしき言の葉どもをぞ、えらびつかはせ給ける、かやうのことゞもおほくなんはべなる、

〔徒然草上〕ある者、小野道風のかける和漢朗詠集とてもちたりけるを、或人御相傳うけることには侍らじなれども、四條大納言〇藤原公任えらばれたる物を、道風かゝんこと、時代やたがひ侍らん、おぼつかなくこそといひければ、さ候へばこそ、世にありがたき物には侍りけれとて、いよ〳〵秘藏しけり、

〔老人雜話下〕梶井御門跡に、世尊寺伊賴の書ける朗詠集あり、佐理より六代目なり、佐理の朗詠より賞翫すとぞ、

〔古事談三僧行〕東大寺ノ上人舜乘坊入唐之時、敎長手跡之朗詠ヲ持渡、育王山長老以下見之、感歎無極、其中天神御作、春之暮月、月之三朝之句、殊以褒美、不堪感懷、遂乞取納育王山寶藏云々、

雜載

〔平家勸文錄〕抑東大寺ノ親隆僧正、入唐之時、自本朝隨身給ケル文ニハ、朗詠、文粹、三敎指南歸、平家是等也、

〔沙石集九下〕靈之託佛法物語事

ソノカミ東大寺法師ニテ、信救得業トテ、才覺ノ仁アリケリ、朗詠注ナドシタル物也、〇下略

〔平家物語七〕木曾のくはん書

此覺明と申は、もとはじゆ家の者也、藏人みちひろとて、くはんがく院にぞ候ける、出家の後はさいせうはう信救とぞなのりけれ、

〔續世繼二紅葉御狩〕白河院は、後三條院の一御子におはしましき、〇中略又から國の歌をもてあそばせ給へり、朗詠集にいりたる詩の、のこりの句を、四韻ながらたづね、ぐせさせ給事も、おぼしめしよりて、匡房中納言なん、あつめられ侍りける、その中に、さ月のせみのこゑは、なにの秋をおくるとかやいふ詩の、のこりの句を、えたづねいださゞりける程に、ある人これなんとて、たてまつりたりければ、江帥見給て、これこそこののこりとも、おぼえ侍らねと、そうしける、のちに仁和寺の宮なりける手本の中に、まことの詩、いできたりけるなどぞきこえ侍し、

〔和漢朗詠集上夏〕蟬

千峯鳥路含梅雨、五月蟬聲送麥秋、李嘉祐

今樣

今樣ハイマヤウト云フ、今樣歌ノ略稱ニシテ、中古今樣トハ今メカシキノ意ニシテ、古格ナラザル歌詠ヲ今樣ト云ヘルナリ、傳說ニ敏達天皇ノ時ニ始マレリト云ヘルハ、妄誕ナルニ

似タリ、而シテ村上天皇ノ頃ヨリ漸次上下ニ行ハレ、朗詠ト同ジク朝家ノ御遊ニモ用キラレシガ、後世全ク衰ヘタリ、

名稱

〔籠中抄　下〕風俗〈○中略〉

今様

〔書言字考節用集　八言辭〕今様（イマヤウ）

〔倭訓栞　中編二伊〕いまやう　郢曲をに〈○をに恐誤〉今様あり、土師連八島がうたひ初しよし、太子傳に見えたり、物にいまやうたとも見えたり、

起原

〔聖德太子傳曆　上〕九年〈庚子敏達〉〇夏六月、有人奏曰、有土師連八島唱歌絶世、夜有人來相和爭歌、音聲非常、八島異之、追尋到住吉濱、天曉入海者、太子侍側奏曰、是熒惑星也、天皇大驚問之何謂、太子答曰、天有五星、主五行、象五色也、歲星色青、主東、木也、熒惑色赤、主南、火也、此星降化爲人、遊童子間、好作謠歌（ワザウタ）、歌未然事、蓋是星歟、天皇大喜、

〔狹衣　四下〕道のほどに戀草つむべきれうにやと見ゆる、ちから車どもゝ、あまたをしやりつゞけつゝ行ちがふ、〈○中略〉この比わらはべのくちのはにかけたる、あやしのいまやううたどもを、いときうぐしき聲にてうたひて過るけしき、〈○下略〉

〔枕草子　一〕これはむかしのことなり、いまやうはやすげなり、

〔白氏長慶集　四諷諭〕時世粧　儆戒也

時世粧（イマヤウスガタ）、時世粧、出自城中傳四方、時世流行無遠近、〈○下略〉

〔郢曲相承次第〕贈從三位濟政

今樣濫觴事

今樣者、昔敏達天皇御宇、土師連八島歌始之、著赤衣人、夜々付歌之、其聲太絶妙也、及曉天至難波浦化不見、天皇奇之被尋申聖德太子之處、是熒惑星也云々、時人學而翫之、其後廢、而山蔭中納言再興

音調

歌之、仍號今樣、或號新樣也、其後又天暦聖主第十姫宮、號宮姫、爲東國青墓宿長者、今樣堪能也、天下今樣皆彼餘流也、彼時中卿、濟政等皆翫之、

〔體源抄十下〕今樣事

又云、今樣ハ本體ハ律ナリ、然而呂律倶ニ存也、クヾツノヤウハ呂音ニ歌也、比巴法師ノ歌、又呂音ナリ、而傀儡ノ體ニアラデ、直ク歌ナガラ、呂音ニ歌カナデタキナリ、歌女駒ガ歌其樣也、

又云、男歌ハ揚聲ニテ、不久テ迅クヲロシテウメキニテ、遙ニ延々待懸ルナリト、言者詞ヲ迅拾テ早ナガラノドカニキコユルコトヽ、詞ヲバ早ク歌モ振、大浪ニナミヨリテハ、歌ハノドカニキコユルナリ、忠季云ク、今樣近來其程延タリ、今樣ハ四句也、而一句各一息也、仍其程ツヾマヤカニアリシナリ、今ノ世ノ人、句中間ニ皆息ヲ繼ナリ、顯仲ハ今樣ニヲイテヨク習ル人也、歌ハレケルハヨクツヾマヤカニゾアリケル、詞多キ句ヲバヒロヒ、詞スクナキ句ヲバ延テ不乖程ス、織將ナリ、

鴨惟明云、今樣ノノビタルハアサマシキモノナリ、實ハ早ク歌ガ、人ノ耳ニハシヅカニ延テ歌ト聞也、如此ガ神ヒアリテハキコユルナリ、唯今樣ノミニアラズ、ヨク得タル皆如此也、

又云、今樣ハ興ヲ可尋也、始ハ緩歌テ音染時早ク歌ハ、面白ク成テ有法興ナリ、

又云、獨歌ニハ延テ可歌也、樂ノ小間カニ歌出ニハ、ツヾマヤカナルガ其興アルナリ、

又云、獨歌ニハ歌者ノツヽシミスギテ唱ハ、必ズ歌ヒ損ズル也、傍若無人ニ思テ歌ガ不損ナリ、

又云、聲ハツヨクウタヘバ揚ル、緩ベテ歌ヘバ下ル也、

又云、聲ハ吉朽ヌルトキハ、聲ハ惡ナガラ大音ニナル也、忠政ハ政長ガ說ヲウケテ、歌笛ヲ知人也、其ガ今樣ノ歌笛ハ習ナキヲ、彼人ノ付テ吹ケルハ、誠ニメデタカリケルナリ、律ノ催馬樂笛ノ詞ヲ、其振舞ニテ今樣ヲ吹レケルガ、メデタカリケルナリ、

〔枕草子十一〕歌は

今やうはながくてくせづきたる

〔綾小路俊量卿記〕五節間郢曲事

一丑日帳臺出御

帳臺試事、於子午廊南上有后町廊亂舞大歌了阿音三反、鬢多々良三反、

びんたゝらをあゆがせばこそ、あゆがせばこそ、あきやうついたれ、やれ、ことうとう、號早鬢多々良五反七反

一寅日叙位之議　殿上淵醉事○中略

相替也、○中略

今樣

ャ靈せむみやまの、ャ五えうまつ、ャちく葉なりとぞ、ひとはいふ、われもみる、ャちく葉なりとも、

おりもてこむ、ねやのかざしに、ャまろささん、○中略

一於淮后御休廬推參事

思之津五反

おもひのつに、舟のよれかし、星のまぎれに、をしてまいらう、やれ、ことうとう、うたふときは、とんとうと詠也、五反の說有之、

やれと、はよびいだすこと葉、子はその人をさす歟、とんとは富つ也、とつ五音相通也、○中略

蓬萊山一反

ャ蓬萊山には、ャ千とせふる、ャ万歲千秋かさなれり、むャ松の枝ニハ、つるすくひむ、いはほがそ

ばには、ャ龜あそぶ、○中略

一御前召事、於朝所南面庇有之、西上對座

月令三反新豐二反鶴之群入一反

ヤつるのむれゐる、ヤまつ山に、ヤ千世にちとせをかさねつゝ、むヤよはひは君が、ためなれやむ、あめの下こそ、ヤのどかなれ、〇中略

白薄樣

白うすやう、こせんじの紙、まきあげの筆、ともゑかいたる、筆のぢく、やれ、ことうとう、五反七反相替也

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

抑五節ト申ハ、〇中略五人ノ仙女舞事各異節也、サテコソ五節ト名付タレ、彼舞ノ手ヲ摸ツヽ、雲ノ上人舞トカヤ、其時拍子ニハ、白薄樣厚染紫ノ紙、卷上ノ糸、鞆繪書タル筆ノ軸ヤト、ハヤス也、〇下略

歌草

〔拾玉集五〕今樣

花

春のやよひのあけぼのに、四方の山べを見わたせば、花ざかりかもしら雲の、かゝらぬみねこそなかりけれ、

郭公

はなたちばなもにほふ也、軒のあやめもかほる也、夕ぐれさまの五月雨に、山郭公なのりして、

月

秋のはじめになりぬれば、ことしのなかばゝすぎにけり、わがよふけ行月かげの、かたぶくみるこそ哀なれ、

雪

冬のよさむの朝ぼらけ、ちぎりし山路に雪ふかし、心のあとはつかねども、おもひやるこそ哀なれ、

〔閑吟集〕花の錦の下ひもは、とけて中々よしなや、柳のいとのみだれご丶ろ、いつわすれうぞ、ねみだれがみのおもかげ、

いくたびもつめ、いくにのわかなきみも千代をつむべし、なほつまばさはに、ねせりや見ねど、いたとりしかのたちかくれ、

木のめ春雨ふるとても〳〵、なほきえがたき此野邊の、雪の下なるわかなをば、今いくかありてつま丶し、はるたつといふ計にや三よし野の、山もかすみてゑら雪の、消しあとこそ路となれ、消しあとこそ路となれ、

〔體源抄十下〕音曲事

敎訓抄ニ云所ノ歌ヒハ、又別ナルニコソ、法文ノ歌、今樣、片下、早歌、コレラノモノイトカタシトアリ、第一ニ今樣ハヲリヲキラウベシ、春ハ春ニツケ、夏ハ夏ニツケ、秋冬モ同レ之、月ノ比ヤミノヨシヲ歌ヒ、祝ニ無常ノ歌ヲ歌ヒ、夏冬ノ歌ヲウタフハアルマジキ事也、又女房ナドノ前ニテアソビ、ナサケアルトコロニテ、蓬萊山ナンドウタウハフルメカシ、如レ此事ハ歌ヒモノニ限ラズ、樂人モ同事也、

〔續敎訓抄平調〕萬歳樂

又云、此曲ハ公私ニ付テ祝所ニハ必舞トイヒ、樂トイヒ先奏レ之、後ニコソ何ノ曲ヲモ用イラレ侍レ、サレバ誠ニ目出タキ曲ニテ侍ナリ、ナニハノコトモ名ニヨリテ、其德ヲアラハスコトナレバ、尤其謂アリテヲボヘ侍リ、サレバイハヒノ今樣ニモ、

祝ノ所ニ吹笛ハ、地久ミノ山黃鐘調、君ガヨハヒハ萬歳樂、ト云ヘリ、

〔古事談三僧行〕書寫上人〈空○性〉可レ奉レ見二生身普賢一之由祈請給、有二夢告一云、欲レ奉レ見二生身普賢一者、神崎之可レ見二遊女之長者一云々、仍乍レ悅行二向神崎一、相二尋長者家一之處、只今自レ京上日之輩群來、遊宴亂舞之間也、長者

居横坐、執鼓彈、○此間一本有亂字拍子之上句、其詞云、周防ムロツミノ中ナルミタラヒニ風ハフカネドモサヽヲナミタツ云々、其時聖人成奇異之思、眠而合掌之時、件長者應現普賢之貌、乘六牙白象、出眉間之光、照道俗之人、以微妙之音聲説云、實相無漏之大海ニ、五塵六欲之風ハ不吹ドモ、隨緣眞如之波タヽヌトキナシト云々、其時聖人信仰恭敬シテ、拭感涙開目之時ハ、亦如元爲女人之貌、彈周防室積給、閉眼之時ハ又現菩薩形演法文、如此數ヶ度敬禮之後、聖人作涕泣退歸、于時件長者俄起座、自閑道追來聖人許示云、不可及口外ト、謂畢即逝去、于時異香滿空云々、長者俄頓滅之間、遊宴醒興云々、

〔撰集抄五〕性空上人之事付室之遊女

むかし播磨國書寫といふ山寺に、性空上人と云人いまそかりける、○中略此聖人は、法花讀誦の功によつて、肉身にまのあたり、六根清淨の功徳を得たりといへども、生身の普賢菩薩の尊像を拜見し奉らぬ事、うらみの中の恨みに侍りとて、七日祈念していまそかりけるに、七日のあかつきのうつゝに、天童託していはく、室の遊女が長者を拜め、それぞ實の普賢なると、ゑめして失給ひぬ、ふしぎと思ひおどろきて、急室へいたり給ひなんとす、墨衣にては遊女を見んといわん事、あしかりなんとて、白ききぬき給て、同じさましたる僧五人ぐして、室の長者が庵にいたりつき給ひて、宿をとり給ふに、長者出あひ、やがて酒をすゝめ奉れり、ゑゐ申とて舞をまひうたひけり、周防のみたらしの澤邊に、風の音つれてとかずふれば、ならびゐたる遊女ども、同じ聲して、さゝら波たつ、やれこさつと、うけはやしけり、されば是は生身の普賢にこそと思ひ給ひて、目をふさぎ心をゑづめて、觀念をし給ふ時に、端嚴柔和の生身の普賢、白象に乘給ひて、法性無漏の大海には普賢恒順の月、ひかりほがらかなりと、うたはせ給へり、○下略

〔十訓抄十一〕神崎君とねくろ、男に伴ひて、つくしへ行けるが、海賊にあひて、あまた所手をひて、ゑ

なんとしける時、

我等何しにおひぬらん、思へばいとこそ哀なれ、今は西方極樂のみだのちかひを念ずべし、とたび／＼うたひて引入にけり、其時西方に樂の聲聞えて、あやしき雲たなびきけりとなん、心にしみけるわざなれば、今樣をうたひて往生を遂てけり、解脱は何をわかず、只心のひくかたに付て、信をおこすによるべし、

〔紫式部日記〕八月〇寬弘五年廿日あまりのほどよりは、上達部殿上人ども、さるべきは、みなとのゐがちにて、はしのうへ、たいのすのこなどに、みなうたゝねをしつゝ、はかなうあそびあかす、ことふえの音などには、たど／＼しきわか人たちの、とねあらそひ、いまやう歌ども、所につけてはおかしかりけり、〇中略十一日〇寬弘六年三月のあかつき御堂へわたらせ給ふ、〇中略月おぼろにさし出て、若やかなる君達、今樣うたうたふもふねにのりおほせたるを、わかうおかしく聞ゆるに、大くら卿〇藤原正光のおふな／＼まじりて、さすがに聲うちそへんもつゝましきにや、忍びやかにてゐたるうしろでのおかしうみゆれば、みすのうちの人もみそかにわらふ、〇下略

〔古事談〕三僧行惠心僧都、金峯山ニ正シキ巫女有ト聞テ、只一人分テ向給テ、心中所願ウラナヘトアリケレバ、歌占ニ

十万億ノ國々ハ、海山隔テ遠ケレド、心ノ道ダニナホケレバ、ツトメテイタルトコソキケ、ト占タリケレバ、涕泣シテ歸給云々、

〔春記〕長暦四年十一月廿三日甲戌、今日故中宮第一女宮著袴日也、廿五日丙子、入夜關白藤原頼通直衣東宮大夫直衣皇后宮大夫束帶長家師房信家卿以上皆直衣已下參候、宮御方著饗饌、盃酌無算、有詠歌之興、又有今樣歌之戲、重尹卿依有其譴發今樣歌、滿座解頤、大納言已下發此曲、太以輕々也、揔人心之追從尤甚也、

〔古事談五神社佛寺〕放生會被准行幸之儀式事ハ、延久二年始也、〇中略八幡臨時祭後朝使下馬場之時、陪從等歌山城令引率者、先例也、而隆季卿殿上人左馬頭間勤仕使之時、式部大輔惟盛イトヨリカケタルシダリヤナギト云今樣ヲ歌云々、若有先例歟、

〔體源抄十下〕音曲事

白河院之御時ニ、メサレテ歌ツカマツリケルニイダシテ云、

　カヒダウクダレバ波タカシ、サムダウトオモヘバ、スグレテヤマキビシ、マシテホクロクダウハ雪タカカムナルモノヲヤ、イザサハイセヂニカヽリナム、此歌ヲウタフアヒダ、ハテノ句出サントスルニ、歌トシテメサレテ御定ニ、コノツギノ句イザタヾミヤコニフタリキタラムトウタエト仰下サル、扨其ヨリ其定ニツカマツリタリケルニ、御心ニアヒカナヒテ、感ジヲボシメストテ、纏頭給リヌ、

又同院ノ御時、歌近藤ト云モノ、御前ニメサレテ歌ウタワセサセ給ケルニ、思ヤウ、アワレナル歌ヲウタハント思出シテ云、

　太子ノミナゲシタリシニ、コロモハカケテキ竹ノ葉ニ、ワシノミ山ヲイデシヨリ、クウハアレドモヌシモナシ、此歌ヲイダシタリケルニ、一首ヲワラヌサキニヲイダサレニケリ、ヲリニシタガウベキコトナリ、〇中略

シタシキトモガラアマタ歌ウタフ女一人グシテ、月ノアカキコロ、三條坊門東洞院ノヘムニアソビアリキケリ、カ子ツク程ニ、アル所ニヨキ聲ニテ歌ウタウモノアリキ、シバラクトヾマリテ是ヲキク、按ノゴトク男ヒトリシテ笛ヲ吹、二人今樣ウタウ、其歌ニイハク、

　シナノニアンナルキソヂガハ、君ニヲモイノフカケレバ、ミギハニソデヲヌラシツヽ、アラヌセヲコソスヽギツレ、是ヲエモアヘヌセヲコソトハ、其女ノウタイタリケル、

天王寺ヘ參リテカヘリケルニ、江口ニトヾマリテ、ヨフクルホドニ、アソビノトコロヲウカヾヒケルニ、火ノモトニテスグロクヲウチケリ、ヲシイリテ今樣ヲモヨウスニイダシテイワク、

竹ノヨナガクアワレナル、フシモサダメズヲキヽツヽ、人ニシラレヌコヒヲシテ、トリノナクマデ子モイラズ、此歌サセルフシモナケレドモ、折ニヨリテ興モアリキ、又ワスレヌフシニ人ノカタリシナリ、折ニヨルト申モ此事ナリ

又、ヨシナノワレラガヒトリネヤ、カバカリサヤケキ冬ノヨニ、コロモハウスクテヨハサムシ、タヌメシ人ハマテドコズ、

又、心ノ内ニハシノベドモ、色ニハイデケリワガコヒハ、物ヤ思トミル人ノ、アヤメテイカニトトフマデニ、

巳上イカホドモアレドモ略之

〔古今著聞集八好色〕刑部卿敦兼はみめの世ににくさげ成る人也けり、その北の方ははなやかなる人也けるが、五節を見侍りけるに、とり〳〵にはなやかなる人々の有を見るにつけても、先わが男のわろきを心うく覺へけり、家に歸りてすべて物をだにもいはず、目をも見合ず、打そばむきてあれば、志ばしは何事の出きたるぞやと、心もえず思ひゐたるに、志だいにいとひまさりて、かたはらいたき程也、さき〳〵の樣に一處にも居ず、方をかへて住侍けり、ある日刑部卿出仕して、夜に入て歸りたりけるに、出ゐに火をだにもともさず、裝束はぬぎたれ共、たゝむ人もなかりけり、女房共もみな御前のまひきに隨ひて、さし出る人もなかりければ、せんかたなくて車よせの妻戸をおしあけて、獨ながめ居たるに、更闌夜志づかにて、月のひかり風の音、物ごとに身にしみわたりて、人のうらめしさもとりそへておぼへけるまゝに、心をすまして、篳篥を取出て、時のねにとりすまして、

ませのうちなる白ぎくも、うつろふみるこそあはれなれ、我らがかよひてみし人も、かくしつつこそかれにしか、とくりかへし〳〵うたひけるを、北の方聞て、心はやなをりにけり、それより殊になかからひ目出たくなりにけるとかや、優成北の方の心なるべし、

〔續世繼花ちる庭の面六〕このおとゞ公能○藤原はわかくよりこゑもうつくしく、藏人少將などいひて、五節のえんすいのいまやうなどに、權現うたひ給ける、

〔續古事談王道后宮一〕殿上ノ一種物ハツチノ事ナレドモ、久シクタエタルニ、崇德院ノスヱツカタ、頭中將公能朝臣ハ、絕タルヲツギ廢タルヲ興シテ、神無月ノツゴモリ比ニ、殿上ノ一種物アリケリ、○中略一二獻藏人季時信範スヽム、少將資賢タケノハニヲク露ノイロトイフ今樣ヲウタフ、○下略

〔古今著聞集管絃歌舞六〕侍從大納言成通雲林院にて鞠を蹴られけるに、雨俄にふりたりければ、階隱の間に立入て、階にしりをかけてしばしはれ間をまたれける程、

雨ふれば軒の玉水つぶ〳〵といはゞや物を心ゆくまで、といふ神歌を、口ずさまれける程、格子の中よりをしあけて女房の聲にて、このほどこれに候人の物の氣をわづらひ候が、只今御聲をうけ給て、あくびてけしきかはりてみえ候に、いますこし候なんやとすゝめければ、沓をぬぎて堂の中へ入て、木丁の外にゐて、

いづれの佛のねがひより、千手のちかひぞたのもしき、かれたる草木もたちまちに、花さきみなるとときたれば、といふ句をくりかへし〳〵うたひて、又

藥師の十二の誓願は、衆病悉除ぞたのもしき、一經其耳はさておきつ、皆令滿足すぐれたり、これらをうたはれけるに、ものゝけ○ものゝけ、原作二もののかげ一、今據二一本一改、わたりてやう〳〵の事共いひて、其病やみにけり、かならず法驗ならねども、道達せる人の藝には、靈病も恐をなすにこそ、○又見二十訓抄十一一

〔梁塵秘抄口傳集十〕乙前八十四と云し、其病をもくありしかど、いまだはき〴〵しかりしにあはせて、べちの事もなかりしかば、さりともとおもひしほどに、程なく大事になりにたるよしつげたりしに、ちかく家を造りておきたりしかば、ちか〴〵に志のびていきて見れば、むすめにかきをこされて、むかひてゐたり、よはげにみえしかば、けちゑんの爲に法花經一卷よみてきかせてのち、歌やきかむとおもふといひしかば、よろこびて、いそぎうなづく、

像法轉ては、藥師のちかひぞたのもしき、一たびみなをきく人は、よろづのやまひなしとぞいふ、二三反ばかりうたひてきかせしを、つねよりもめでいりて、これをうけ給はるぞ、いのちもいきぬらんと、てをすりてなく〳〵よろこびしありさま、あはれにおぼへてかへりにき、○中略五月はなの頃、江口神崎の君、みのゝくゞつあつまりて、花まいらせし事ありき、歌さたありしに、延寿、こひせいと申、あしがらをいまだうたはぬとて、御所にならひまいらせたきをえ申いでぬと、これかれにきかぬぞといふに、きゝしかどもきゝいれぬやうにはありしほどに、季時入道志て申いだしたり、いかでさる事はあらむずるぞ、さかさまごとにてぞあらむ、我ためは名聞にてこそあれど、かたはらいたし、さいのあこ丸うたふめるは、それにならへしと返事にいふ、延寿また申やう、いかさまにもならひまいらせて候はむこそ、此世のよろこびにては候はめ、あこ丸は大進も小大進もみなしり候はぬを、誰にならひたるぞと、おぼつかなく候、またこれらもさ申せば、かた〴〵にと申せば、のちにこそこれらゐときありて、きゝとられなむずるは、ひとりあらん時に、さらばおしへんといひしを、殘りとゞまりてならはむと、いたくいひしかば、おとまへにいたくいふは、いかゞとかたりしを、さ申さばおしへさせ給へかし、さやうにいみじがり申さば、さやうのれうにてこそ候へと、おとまへ申しかば、よる〳〵二三夜ばかりにぞおしへたりし、にせぬ所もかたはらいたくおぼへてえなをさで、われよくなるまで、うたひてぞおしへし、そのゝち

いとまこひしに、とゞめてありしを、よび返して、うたはせてきゝしに、神妙なりといはれて、

次第聲聞いかばがりよろこびみよりもあまるらむ、我らは來世の佛ぞと、たしかにきゝつるけふなれば、とうたひたりしかば、かむにたへずして、からあやのそめつけなる二きぬを、てんとうにしてき。○中略

我○後白河永暦元年十月十七日より、しやうじんをはじめて、法印覺讃を先達にして、廿三日進發しき、廿五日むまやどの宿に爲保左衞門尉にてありしに、それがぐしたりし先進の遊女に、このたびまいらせ給は、うれしけれど、ふる歌をたづねぬこそ口おしけれと、見たるよしを申、もとより王子にてはする事をばすなるに、御歌などはあるべきものをなどいふもの有しかど、あまり下らうがちにて、けんぞにやなどいふものもありて有しほどに、かくゆめの事をきゝて、さうなくうたはんとて、馬屋どを夜ふかくたちて、ながおかの王子によのうちにまいりぬ、あひぐしたりしかば、太政大臣清盛大貳と申しおりなるべし、まいりあひてありしに、この夢をいひあはせしかば、さる事候はゞ、さにこそ候なれ、さたにをよび候はぬよしを返事に申て、心のうちいたく、さう人などあまたありて、いかゞとおもひけるほどに、きとねいりたりけるに、束帶したるこせむぐして、から車にのりたるもの、御幸のなるやらんとおぼしくて、王子の御まへにたてたり、このうたをきくにかとおもひて、きとおどろきたるに、今樣をある人いだしたりけり、其うたにいはく、

熊野の權現はなぐさのはまにぞおり給ふ、わかのうらにしましませば、としはゆけども若王子、これををどろきて、資賢卿にかたりて、あざまれけるゆめにおもひあはせられて、人々けんてふなるよしを申あひたりき。○中略

應保二年正月十一日より精進をはじめて、同廿七日たつ。○中略同月十二日新宮にまいりて奉幣

す、その次第つねのごとし、よふけてまたのぼりて、みやめぐりののち禮殿にして通夜、千手經をよみたてまつる、〇中略資賢つやしはて丶、あかつきかたに禮殿へまいりたり、今樣あらばや、只今おもしろかりなむかしとす丶むれば、かたまりてゐたるすぢなくて、はつからいだす、

よろづの佛の願よりも、千手のちかひぞたのもしき、かれたる草木もたちまちに、花咲みなるとことい給ふ、をしかへし〲たび〲うたふ、資賢通家つけてうたふ、心すましてありしけにや、つねよりもめでたくおもしろかりき、覺讃法印宮めぐりはて丶、御前なる松木のもとにつやしてねたりけるに、その松の木のうへに、心とけたるたゞいまかなと、うたふ聲のしければ、夢うつつともなく、かくき丶あざみて、禮殿にまいりて、いそぎかたる、一心にこ丶ろすましつるには、かかることもあるにや、夜あくるまでにはうたひあかしてき、〇中略おなじとらの二月〇仁安四年七八日頃、おほ雪ふりたりし日、さまをかへむいとま申に、賀茂へまいりき、まづ下のやしろにまいりて見るに、おもしろき事限りなし、おまへの梅の木に雪ふりかゝりて、いづれをむめとわきがたく、あけの玉がきまで、みな白たへに見えわたりて、たぐひなくおぼゆ、次第の事みかぐらはて丶、その丶ち法花經一部、千手經一卷を轉讀したてまつり、おはりてのちに、成親卿平調に笛をならす、さいばらを資賢卿いだす、あをやぎ、更衣、いかにせんなり、そののちわれ今樣をいだす、

はるのはじめの梅の花、よろこびひらけてみなるとか、資賢第三句をいだしていはく、みたらしがはのうす氷、心とけたるたゞいまかな、とうたふ、をりにあひめでたかりき、敎家內裏にてこのくを、まへのながれのみかは水とうたひけるも、かくやありけむと、われかむじをくりにき、

松の木かげにたちよれば、ちとせのみどりぞ身にしめども、むめがへかざしにさしつれば、春

の雪こそふりかゝれ、とこの歌卅反ばかりありけり、そのゝち、おなじ人、神歌をいだす、
ちはやぶる神神にをはしますものならば、あはれにおぼしめせ、神もむかしは人ぞかし、〇中略あきのいつくしまへ建春門院〇後白河后平滋子にあひぐして參る事ありき、やよひの十六日〇承安四年京を出て、おなじ月廿六日まいりつけり、〇中略公卿殿上人樂人太政入道、そのとも人いまだ座をたたぬほどに、まさしきみことて年よれる女をぐして人きたれり、我にむかひてゐぬ、いふやうわれに申ことはかならずかなふべし、後世の事を申こそあはれにおぼしめせ、今樣をきかばやといふ、あまりはれにして志かもひるなり、いだすべきやうもなくてあるに、猶たび〳〵いへば、資賢をよびてこれうたへといふ、かしこまりてゐたり、なをきかむといへば、すぢなくていだす、
次第聲聞いかばかり、よろこび身よりもあまる覽、我らは後世の佛ぞと、たしかにきゝつるけふなれば、いだしてこれつけよといへど、すけかたあらで、つくることなくて、二反おはりにき、心に後世の事、他念なく申し事をいひ出たりしかば、志むをこりてなみだおさへがたかりき、〇下略

〔十訓抄二〕資賢卿配所より歸りたりける比、法皇〇後白河今やうをすゝめ仰られけるに、信濃に有し木曾路川とうたはれけり、御感有けり、信濃に有とぞ云ならはせるを、見たる由をうたはれける、誠にいみじかりけり、

〔源平盛衰記十七〕祇王祇女佛前事

世ニ白拍子ト云者アリ、〇中略其頃京中第一ノ白拍子アリ、姉ヲバ祇王、妹ヲバ祇女ト云、天下無雙ノ舞妓ト披露シケレバ、入道〇平淸盛彼等ヲ召ス、劣ヌ弟子ドモ二三人同車シテ、祇王祇女參レリ、五人ノ女、侍所ニ并居タリ、入道先景氣ヲ見レバ、紅顏色鮮カニシテ、白粉媚ヲ造レリ、容貌品コマヤカニシテ、蘭麝ノ匂ナツカシ、舞歌ヘト宣ヒケレバ、
蓬莱山ニハ千歳經、萬歳千秋重レリ、松ノ枝ニハ鶴巣食、巖ノ上ニハ龜遊、ト同音ニ歌ヒ澄シタ

リケレバ、入道輿ニ入給ヘリ、〇中略目出キ事ニ思程ニ、天下無雙ノ能者出來レリ、佛御前ト云者ノ歌ヲ聞、舞ヲ見ル者、目ヲ迷シ耳ヲ峙、祇王祇女ニハ、雲泥ヲ論ジテ勝(スグレ)リトゾ云ケル、或時太政入道ノ亭ヘ推參シテ、家貞シテ申入ル、〇中略遙ニ歸リタル佛ヲ被召返テ宣ケルハ、罷出ヨト云ツルヲ、祇王ガ吾經シ道也、召返セト樣々云ツレバ、佛ニ見參スルゾ、折節吾前ニ杯アリ、何ニテモ一ツ申セト聞ケレバ、

君ヲ始テ見時ハ、千代モ經ヌベシ姬小松、御前ノ池ナル龜ガ岡ニ、鶴コソ群居テ遊ナレ、ト折返折返三度歌ヒタリケレバ、入道祝スマサレテ輿ニ入給ヘリ、〇中略入道ハ佛ヲソバニ居テ、人々ト酒宴シテ御座ケリ、祇王祇女ヲバ一長押落タル廣廂ニスヘラレタリ、〇中略入道宣ケルハ、如何ニ遲クハ參リタルゾ、佛ヲスヘ置タレバトテ怨思フカ、宿世ノ道ハ今ニ始ザル事ゾ、努々思ベカラズ、折節佛ガ前ニ杯アリ、一申テ強ヨト宣フ、祇王承テ、

佛モ昔ハ凡夫ナリ、我等モ終ニハ佛ナリ、三身佛性具シナガラ、隔ル心ウタテサヨ、ト折返々々三返マデコソ歌ヒタレ、是ニハ入道メデズモヤ有ケン、滿座哀ヲ催シテ、袂ヲ絞ル者モアリ、入道打ウナヅキ給テ、景氣ノ今樣ヲバ、イシクモ歌タル者哉、此歌ハ雜藝集ト云文ニ書レタルハサハナシ、三四ノ句ハヨケレ共、一二ノ句ヲ引替テ、佛モ昔ハ凡夫也、我等モ終ニハ佛トウタフハ、二人ガ阻ラレタル所ヲ云ニヤ、猶モ聞アカズ、今一度ト宣フ、何度モ仰ニハトテ、

君ガアゲコシ手枕ノ、絕テ久成ニケリ、何シニ隙ナクムツレケン、ナガラヘモセヌモノ故ニ、ト是ヲ二返ゾ歌ヒタル、入道又打頷(ウナヅキ)許、此歌ハ侍從大納言〇藤原成通師中納言ノ娘ニ相具シテ、契アサカラザリシニ、何程モナクシテ別ツヽ、歎ノ餘リニ作リ出シテウタヒシ今樣也、ソレニハ我等ガアゲコシ手枕ノトコソ有ニ、一ノ句ヲ引替テ、君ガアゲコシ手枕ト歌フ事ハ、入道ガ所ヲ思ナゾラエテウタフニヤ、ソレヲバ祇王ハ如何ニトシテ知タリケルゾ、加樣ノ事ハ時ニ取テ上手ナラ

デハ叶フマジ、アハレ祇王ハ今樣ハ上手カナ、上代ニモ聞及バズ、末代ニモ有難トゾホメ給フ、

〔源平盛衰記九〕康頼熊野詣附祝言事

誘給ヘ少將殿トテ、精進潔齋シテ、熊野詣ト准テ、岩殿ヘコソ參ケレ、○中略結願ノ日ニ成ケルニ、康頼入道社壇ノ御前ニテ、歌ヲウタヒテ、法樂ニ備ケリ、

白露ハ月ノ光ニテ、黃土ウルヲス化アリ、權現舟ニ掉サシテ、向ノ岸ニヨスル波、ト未謠モ果ザルニ、三所權現トナゾラヘ祝ヒ奉ル、○中略今日ヲ限ノ參詣也トテ、少將モ康頼モ、御名殘ヲ奉惜テ、去夜ハ是ニ留テ、通夜法施ヲ奉手向、曉方ニ康頼歌ヲウタヒ、其終リニ足柄ヲ歌テ、禮奠ニソナヘ奉ル、サテチト、マドロミタリケル夢ノ中ニ、海上ヲ見渡セバ、沖ノ方ヨリ白帆係タル小船一艘、浪ニ引レテ渚ニヨル、中ニ紅ノ袴著タル女房三人、舟ヨリ上リテ、鼓ヲ脇ニ挾ミツヽ、拍子ヲ打テ、足柄ニ歌ヲ合歌ヒタリ、

諸ノ佛ノ願ヨリモ、千手ノ誓ハタノモシヤ、枯タル木草モ忽ニ、花咲實ナルトコソ聞、ト三人聲ヲ一ニシテ、二返マデコソ歌ヒケレ、○中略サモト覺ル處ヲバ、窪津王子ヨリ八十餘所ニ御座王子王子ト拜ツヽ、榊幣挾レタル、心ノ內コソ哀ナレ、奉幣御神樂ナンドコソ、力無レバ不叶ト、王子王子ノ御前ニテ、驯子舞計ヲバツカマツラル、康頼ハ洛中無雙ノ舞也ケリ、魍魎鬼神モトヲケ、善神護法モメデ給フ計ナリケレバ、昔今ノ事思出テ、

サマモ心モ替カナ、落ル淚ハ瀧ノ水、妙法蓮華ノ池ト成、弘誓ノ舟ニ竿指テ、沈ム我等ヲノセ給ヘ、ト舞澄シテ泣ケレバ、少將モ諸共ニ淚ヲゾ流シケル、○中略性照申ケルハ、三十三度ノ參詣已ニ結願シヌ、今日ハ暇給テ黑目ニ下向シ侍(サフラウ)ベケレバ、身ノ能施テ、法樂ニ奉ラン、我身ノ能ニハ、今樣コソ第一ト思侍レトテ、神祇卷ニ二ノ內、

佛ノ方便也ケレバ、神祇ノ威光タノモシヤ、扣バ必ズ響アリ、仰バ定テ花ゾサク、ト三返是ヲ歌

ヒツヽ、先ハ證誠殿ニ手向奉リ、二度三度ハ結早玉ニ奉ルトテ、心ヲ澄シテ歌ケレバ、權現モ岩殿モサコソ哀ニオボシケメ、

〔長門本平家物語五〕少將成經〇藤原は、九月半過て島を出給、すでに都へ上べきにてありけるが、下向の時大すみ正八まん宮に宿ぐはん有き、願望成就したり、その願をとげんとて、正宮にぞ參けいし給ひける、さつまがた房のとまりといふ所より鹿兒島逢のみなと、木入津向島をもおし過て、鳩脇八幡崎にぞつき給ふ、それよりとりあがりて、宮中の馬場執印法道と申許に宿かられたり、御湯し出して浴せまいらせ、さま〴〵に御身いたはりなどし奉る、その後正宮の御ほう前にまいりて、さま〴〵念誦あり、をりふし月の夜なりければ、宮中すみわたり、ことにおもしろかりけり、臺明寺法師に俊惠房阿闍梨と申、究竟の歌鼓の上手のありけるに謠せて、少將いまやうをぞうたはれける、

月もおなじ月、空もおなじ空の、いかなれば今夜の空の、てりまさるらむ、とをし返し〳〵てぞうたはれける、

〔梁塵秘抄口傳集十〕我八幡にまいりて、十ケ日こもりて、千部經をはじめてよみしに、九月廿日よりこもりたりしに、廿五六日のほど經はてゝ、今樣を御前にして、よもすがらうたひき、夜中におよぶほどに、あしつゝみたる女の、中門のもとに親盛ゐたる所によりて、うしろをひく、申けむになにゝさいふとてきゝいれず、又よりて度々になるおり、見かへりて見れば、勸學院のくりやめ也、しかいふ事をきけば、ゆめにこのはしがくしのはしらのもとに、うつくしきちごの十二三ばかりなるが、うらうへに、ひとりはうすあをの、口口におりたるわきあけをきたまひたるが、白馬にたてまつり、今ひとりは、しろきうすものとおぼしきに、したはこむはいに見ゆるをめして、ぶちなる馬にのりて、うらうへにたちたまひて、この御歌をきかせ給ふとおぼしく見え候て、うち

驚て候へば、

みねのあらしのはげしさに、きゞの木の葉もちりはてゝ、この歌のさかりにおはしますに、右のうしろをむけてゐさせ給たる、そとつげ申よしをおこしに來るなりに申けり、この女夢のうちに、若宮のこの御歌をきかせをはしますとおぼへしよしを申、さてつぎの夜若宮にまいりて、今様の會終夜ありてのち、亂舞猿樂白拍子、ゑなく〱ゑつくしき、治承二年九月廿四日の事なるべし、

〔源平盛衰記十〕中宮御産事

治承二年十一月十二日寅時ヨリ、中宮〇高倉后平德子御産ノ氣御座ト聞ケリ、去月廿七日ヨリ、時々其御氣御座シケレ共、取立タル御事ハナカリツルニ、今ハ隙ナク取頻ラセ給ヘドモ御産ナラズ、二位殿心苦ク思給テ、一條堀川戻橋ニテ、橋ヨリ東ノ爪ニ車ヲ立サセ給テ、橋占ヲゾ問給フ、十四五許ノ禿ナル童部ノ十二人、西ヨリ東ヘ向テ走ケルガ、手ヲ扣同音ニ、摺ハ何摺、國王摺、八重ノ鹽路ノ波ノ寄摺、ト五四返ウタヒテ、橋ヲ渡、東ヲ指テ飛ガ如シテ失ニケリ、

〔百練抄八高倉〕治承二年十二月廿三日、於院被行阿彌陀講、有管絃朗詠今様等、衆口結構也、

〔源平盛衰記十一〕燈爐大臣事

此大臣〇平重盛二世ノ悉地ヲケサン爲ニ、靈神靈社ニ志ヲ運ビ、佛法僧寶ニ首ヲ傾ケ給ケリ、〇中略四十八人ノ女房達、衣裝花ヲ折、蘭麝ノ芳ヲ新ニシテ、日沒靜ニ禮讃シ、念佛貴ク唱ツヽ、四十八間ヲゾ廻ラレケル、念佛禮讃終リヌレバ、彼女房達六人ヅヽ番ヲ結テ、鼓銅鈸子ヲハヤシツヽ、今様謠テ、又彼四十八間ヲゾ廻リケル、

心ノ闇ノ深キヲバ、燈爐ノ火コソ照スナレ、彌陀ノ誓ヲ憑身ハ、照サヌ所ハナカリケリ、ト別ノ詞ヲ交エズ、是バカリヲ折返々々謠ハセテ、我身ハ中臺ニ座シ給ヒ、是ヲゾ被聽聞ケル、

〔源平盛衰記十七〕實定上洛事

後德大寺ノ左大將實定ハ、舊都ノ月ヲ戀ワビテ、入道〇平清盛ニ暇乞、都へ上給ケリ、〇中略大宮ノ御所ニ參、待宵ノ小侍從ト云女房ヲ尋給フ、〇中略大將ハ福原ノ都ノ住ウキ事語申テ被泣ケレバ、宮ハ平京ノ荒行事仰出シテ、共ニ御涙ニ咽バセ給ケリ、角テ夜モイタク深ケレバ、后宮ハ御琵琶ヲ搔寄サセ給テ、秋風樂ヲヒカセ給フ、侍從ハ琴ヲ彈ケリ、大將ハ腰ヨリ笛ヲ取出シ、平調ニ音取ッヽ遙カニ是ヲ吹給、其後故鄕ノ荒レ行ク悲サヲ、今樣ニ造リテ歌給フ、

古キ都ヲ來テ見レバ、淺茅ガ原トゾ成ニケル、月ノ光ハクマナクテ、秋風ノミゾ身ニハ入ムト三返歌ヒ給ケレバ、宮ヲ始進セテ、御所中ニ候給ケル女房達、折カラ哀ニ覺テ、皆袖ヲゾ絞リケル、

〔古今著聞集八好色〕紫金臺寺御室に千手といふ御寵童有けり、みめよく心ざま優也けり、笛を吹、今樣などうたひければ、御いとをしみはなはだしかりける程に、又參川といふ童、初て參じたりけり、箏ひき歌よみ侍りけり、是も又寵有て千手がきらすこしをとりにければ、面目なしとや退出して、久敷參らざりけり、或日酒宴の事有て、さまざまの御あそび有けるに、御弟子の守覺法親王などもおはしましけり、千手はなど候はぬやらん、召て笛ふかせ、今樣などうたはせ候はばやと、申させ給ひければ、則御使をつかはしめされけるに、此程所勞の事候とて參らざりけり、御使再三に及ければ、さのみは子細難申て參にけり、けん紋紗の兩面の水干に袖にむばらこき雀の居たるをぞ、ぬふたりける、紫のすそごの袴をきたり、ことにあざやかにさうぞきたれども、物を思入たるけしきあらはにて、しめりかへりてぞ見へける、御室の御前に御盃をさへられたる折にて有ければ、人々千手に今樣をすゝめければ、

過古無數の諸佛にも、すてられたるをばいかゞせん、現在十方の淨土にも、往生すべき心なし、たとひ罪業おもく共、引接し給へ彌陀佛、とぞうたひける、諸佛にすてらるゝ所をば、すこしかす

か成やうにぞいひける、思ひあまれる心の色あらはれてあはれなりければ、聞人みな涙をながしけり、與宴の座も事さめて、しめりかへりければ、御室はたへかねさせ給て、千手をいだかせて、御ね所に御入有けり、滿座いみじがりのゝしりける程に、其夜もあけぬ、

〔百練抄九安德〕養和元年閏二月四日、入道太政大臣清盛公、法名淨海、薨、年六十四、天下走騷、日來有所惱、身熱如火、世以爲燒東大興福之現報、八日、葬禮寄車之間、東方有今樣亂舞聲、卅人許聲、以人令見之、聞最勝光院中云々、

〔源平盛衰記三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

宗茂宿所ニ歸テ、時ノ景物尋テ、牽酒勸ト支度シタリ、酌取ニハ晝ノ女ヲ出シテ、狩野介瓶子懷、家子侍肴盃面々ニ持テ參タリ、中將重衡〇平酒三度ウケテ、最無興ニ思ハレタリ、〇中略女承テ、十方佛土中、以西方爲望、〇中略ト云朗詠シテ、極樂欣ハン人ハ皆彌陀ノ名號唱フベシ、阿彌陀佛〳〵、南無阿彌陀佛阿彌陀佛〳〵、大悲阿彌陀佛ト云今樣、四五返ウタヒケルニゾ、中將助音シ給ケル、〇中略樂二三返彈ジ給テ、同ハ一聲ト勸メ給ヘバ、女承ハツテ、一樹ノ陰ニ宿リ、一河ノ流ヲ汲ム人モ、先世ノ宿緣也ト云、契ノ白拍子ヲ一時カズヘ澄シタリケルガ、夜ハ深更ニナリヌ、人ハ鳴ヲ靜タリケレバ、徐ソマデモ耳目ヲ驚シ、袂ヲ絞計也、

〔義經記五〕しづかよし野山に捨らるゝ事

しづかこれを見て、いかなる所にてわたらせ給ふらんと思ひて、ある御だうのかたはらに、しばらくやすみ、これはいづくぞと人にとひければ、よしのゝ御嶽とぞ申ける、〇中略しづか正面に參りて、念佛して居たりける所に、わか大しゆの申けるは、あらうつくしの女のすがたや、たゞ人ともおぼへず、いかなる人にておはすらむ、あのやうの人の中にこそ、おもしろき事もあれ、いざやすゝめて見むとて、正面に近付しに、素絹の衣をきたりける老僧の、はんしやうぞくの珠數もち

てたちしが、あはれ權現の御前にて、なに事にても御入候へ、御ほうらく候へかしとありしかば、しづか是を聞て、何事を申すべきともおぼへず候、近きほどのものにて候、毎月にさんろう申なり、させるげいのふある身にても候はゞこそと申ければ、あはれ此ごんげんは、れいげん無雙にわたらせ給ふ者を、かつうは罪障懺悔のためにてこそ候へ、この垂跡は藝ある人の御前にて、たんせいはこばぬは思ひに思ひを重給ふ、面白からぬ事なりとも、わが身にしる事のほどをたんせいをはこびぬれば、よろこびに又よろこびをかさね給ふごんげんにてわたらせ給ふ、是わたくしに申にはあらず、ひとへにごんげんの託宣にてぞわたらせ給ふと申されければ、しづか是を聞て、おそろしや、我はこの世中に名をえたるものぞかし、神は正直のかうべにやどり給ふなれば、かくてむなしからむ事もをそれあり、舞までなくとも、ほうらくの事はくるしかるまじ、我をみしりたる人は、よもあらじとおもひければ、ものはおほくならひしりたりけれども、別して白拍子の上ずにて有ければ、音曲文字うつり、心もことばもをよばれず、きく人なみだをながし、袖をしぼらぬはなかりけり、つゐにかくぞうたひける、

ありのすさみのにくきだに、ありきのあとは戀しきに、あかではなれし面影を、いつの世にかは忘るべき、わかれの殊に悲しきは、おやのわかれ子のわかれ、すぐれてげにかなしきは、夫妻のわかれなりけり、と涙のしきりにすゝみければ、きぬ引かづきふしにけり、

〔曾我物語八〕すけつねがやかたへゆきし事

さるもんのせう、〇工藤祐經かみならぬ身のかなしさは、我を心にかくるとは、ゆめにもしらずして、十郎殿さかづきいかにほし給はぬ、御前たちあまたましませば、さかなまち給ふとおぼえたり、今やうたひ給へといひければ、二人の君〇少將、龜鶴、あふぎひやうしをうちながら、

ほうらいさんにはちとせふる、せんしうばんせいかさなれり、松の枝にはつるすくい、岩ほの

上にはかめあそぶ、といふ一せいを、返し二へんまでこそうたひけれ、○下略

〔春日權現驗記十六〕笠置の解脫上人は、○中略笠置般若臺の鎭守に、春日大明神を勸請したてまつらんがために、小社を一字造營す、○中略或時上人夢想に、天の中に御聲ありて、和歌を詠せさせ玉ふ、○中略又同御聲にて今樣をうたひ給、

鹿島の宮よりかせ木にて、春日のさとをたづねこし、昔の心もいまこそは、人にはじめてしられぬれ、となん見給けり、

〔增鏡九草枕〕齋宮○後嵯峨皇女愷子内親王の御まへに、院○龜山身づから御銚子をとりて聞え給ふに、宮いとくるしうおぼされて、とみにもえうごき給はねば、女院○藤原姞子龜山后この御かはらけのいと心もとなく見え侍るめるに、こゆるぎのいそならぬ、御さかなやあるべからむとのたまへば、ばいたむの翁はあはれなり、をのが衣はうすけれどといふ、今樣をうたはせ給ふ、御こゑいとおもしろし、宮きこしめしてのち、女院御さか月をとり給ふとて、天子には父母なしと申なれど、十善の床をふみ給ふも、いやしき身の宮づかひなりき、一ことむくひ給ふべうやとのたまへば、さうなる御事なりやと、人々めをくはせつゝ、しのびてつきしろふ、御まへの池なる龜岡に、鶴こそむれゐてあそぶなれとうたひ給ふ、そのゝち院きこしめす、善勝寺○善勝寺原脫、據二一本一補、藤原隆顯せれうの里をいだす、人人こゑくはへなどして、らうがはしき程になりぬ、○下略

〔郢曲相承次第〕權中納言信有

正應元年正月三日、殿上淵醉、門弟極﨟藤原說春可レ與二奪出歌一之由約二諾之一、忠成、兼行、敎賴等卿、六位出歌無二先規一之旨申之時、後深草院勅書被レ進二伏見院禁裏一、而自二禁裏一下二給之一、可レ爲二家之重寶一之由被レ仰之、云、淵醉郢曲事承候了、信基此道事一向可レ爲二當家之計一由事信有如レ此申候者何事候、此道事當世一向可レ爲二信有之計一之由思給候、爲二正統一受二其說一之故也、且窓說も淵醉之時、郢曲仕候しと覺候、

六位今樣出歌無先規之由、兼行卿等令申之條、管見之至不可思議也、舊例聯綿事也、見諸家記
五節事藤家可請益于當家之由事　宗冬卿子冬定卿見也
又永仁六年五節、藤家宗清朝臣、可詠今樣之由申之、而信有卿支申之、其故者、彼宗清朝臣曾祖父宗平卿、并有資卿、敦有曾祖父安貞三年正月三日、殿上淵醉參仕之時、宗平卿今樣不助音、而今以誰人說可歌哉之由訴申之、其時又後深草院被進禁裏伏見院勅書云、是又自內裏下給也五節間事、信有卿所存委尋聞候了、且加敎訓候也、所詮於今者、不可支申宗清今樣候、又五節事信有爲先達、每事可相談之由、且可仰宗冬卿候也、穩便之儀神妙候、凡源家音曲、自敦實親王至信有相續、所藝異他候、就中於五節事者、信有殊爲正統存故實候、初出仕之輩尤可相談事候、此趣宗冬ニモ可被仰下候、自是モ可仰候也、
十一月十八日
兩通勅書、或此道事一向可爲信有之計之由被載之、或又被載正統字、仍號重代之輩等、皆以令請益、書狀等于今明白也、
藤家不歌今樣事
藤家今樣不歌事、永仁如此雖有沙汰、正安三年五節之時、冬定卿出仕、猶信有卿申所存、冬定卿歌之時、人々皆不助音、冬定卿其後略今樣、又嘉曆四年元三淵醉、宗兼卿于時五位藏人可詠今樣之由風聞、敦雅朝臣有時卿子、有經卿猶子申所存之間、今樣事可爲敦雅之計之由、以經季卿于時藏人右少弁被仰下之間、宗兼不歌今樣、其後正慶五節于時藏人頭以下、每年元三燕醉等、雖候坐不詠今樣也、宗重宗泰等卿又以同前、○下略
〔永和大嘗會記〕おなじき○永和元年十一月廿二日、けふは寅の日なり、先殿上人の淵醉あり、○中略又いまやうあり、信俊朝臣靈山の山の句を出す、人々助音いとおもしろく、やがて扇をたゝきて、万歲樂をはやす、○中略同廿三日、卯の日なり、大嘗會の當日なり、神齋ことに嚴重なるべし、又殿上の淵醉昨日のごとし、○中略今樣蓬萊山の句、兼時朝臣これをいだす、
〔看聞日記〕應永廿三年正月二日、內裏淵醉、長資朝臣參、今樣出歌楊梅中將親家朝臣令與奪、舊冬大嘗會之時、源宰相信俊卿音曲事令請益、爲門弟之間令與奪云々、極﨟源持經殿上橫敷座ニ不著、殿

上人座之末ニ列座云々、頭辨時房朝臣背先例之由、雖令諷諫不用之、結句下﨟六位猶令座列云々、此上事重不及問答云々、持經當時室町殿御氣色異于他、仍以權威如此、任雅意歟之間、不及謂是非云々、

〔二水記〕大永二年正月二日、今夜殿上淵醉也、○中略勸盃巡流如前、次今樣、先空拍子兩三度打出也、春始梅花、資能朝臣唱之、（ヨコビヒラケテ基規朝臣唱之、オマヘノ池ナル資能朝臣唱之、）終句籠之、（只今ヨリ籠也）基規朝臣出萬歲樂、一同以扇叩臺盤拍之、此時藏人參臺上舞、（後下﨟舞也）了退、殿上人悉於本座舞了、郢曲人止拍子勸坐、○中略

今夜條々、（兩貫主飯居ニ折敷了、兩頭之外不塞ニ擬淵、）此兩條猶可尋是非哉、○中略

今樣事、前大納言殿老蒙失念給、仍無達人、資遠朝臣雖令傳受、不及稽古、仍不知也云々、此事内々伺申入之處、適再興之時、無其儀事不可然、加涯分之了簡、可唱歌之由被仰下、仍大方以大納言殿了簡、今度者有其儀、郢曲之道微々、不堪嘆息者也、博士等見古譜、雖令了簡、定可相違、可愧可恐、可爲二反也、然而未熟之間、先一反唱之云々、可爲二反之由見次第、（及天明、劣一反云々、）

流派

〔郢曲相承次第〕刑部卿政長

資兼卿家神樂、兼親卿流音曲、當此時代、（後冷泉院御宇也）自伊豫守敦家朝臣始也、○中略彼時代二條楊梅兩流末相分、敦兼朝臣孫大貳季行卿子息等、散位重季、（兼親卿先祖）大納言定能卿（資兼卿先祖）之時、兩流相分也、重季者神樂不致沙汰、只朗詠今樣許也、（子孫至于今如然、代々當家門弟不能左右、委細見奧、）定能卿神樂朗詠雜藝、敦家朝臣來相傳之、○中略而至子子三位資家卿之時、催馬樂朗詠今樣等皆棄之燒失文書、○下略

著今樣

〔體源抄十下〕今樣事

歌唱音ナリ、コヘアシキ者ノウタウハ、キカマホシクモヲボヘテムツカシキナリ、當初大圓綾木ト云無雙ノ歌女アリケリ、敦家（原○篠）ハ綾木ガ弟子也、敦家ガ綾木ガ體ヲ語シハ、額ハ項マデハゲテ、鼻ハクチビルカクルヽホドニサガリテ、目ハソコニヲチイリテ、生身ノ鬼ニテゾアリケル、然

敎習

而鼓ヲ取テ、後ニ歌ケル時ハ、放光シテアリツキメタル見ヘシナリ、其弟子ニテ敦家、歌ハ四郎大夫、河内前司監物也三枝ガ弟子也、前草ハ始ハク丶ツニテ、後ニハ遊女ニナリテ、兩方ノ事ヲシリテメデタカリケリ、前草ガイヒケルハ、歌ハ第一ノ句ヲ短ク歌テ、吉ナリトゾイヒケル、

〔郢曲相承次第〕刑部卿敦長○中略

二條楊梅等音曲始事

資兼卿家神樂、兼親卿流音曲、當此時代、後冷泉院御宇也自伊豫守敦家朝臣始也、催馬樂不致沙汰、神樂朗詠今樣隨分堪能名人也、參熊野施藝、依神感被召留、爲御眷屬之由古傳也、○中略

宮內卿有賢○中略

此卿殊今樣堪能也、鳥羽院爲御方違御幸伏見殿被寄御車、不及下御、令待鷄鳴御之間、依勅定令奉仕今樣、其藝絕妙、不堪叡感被下扇了、此卿天仁淸暑堂神宴依所勞不參、

〔禁秘御抄中〕一諸藝能事

後白川、今樣無比類御事也、○下略

〔郢曲相承次第〕右馬頭資時

今樣者家說慥受庭訓之上、爲後白川院勅弟被下御奧書、十三年にならひたる事を、只二年にならひとりぬる、以外事也云々、

〔續世繼六かりがね〕かの九條の民部卿○藤原宗通四郎にやおはしけん、侍從大納言成通と申こそ、よろづの事能おほくきこえ給しが、笛歌詩など、そのきこえおはしていまやううたひ給事、たぐひなき人におはしき、○中略いまやうもごばんにご石を百かぞへをきて、うるはしくさうぞくし給て、おびなどもとかで、釋迦のみのりはえなく〲にといふおなじうたを、一夜にも丶かへりかぞへて、百ようたひ給などしけり、

〔梁塵秘抄口傳集十〕そのかみ十餘歲の時より、いまにいたるまで、いまやうをこのみてをこたる

事なし、ちゝたる春の日は、枝にひらき庭にちる花を見、鶯のなき、ほとゝぎすのかたらふ聲にもそのこゝろをえ、せう〳〵たる秋夜、月をもてあそび、むしの聲々にあはれをそへ、夏はあつく、冬はさむきをかへりみず、四季につけておりをきらはず、晝はひねもすにうたひくらし、夜はよもすがらうたゝあかさぬ夜はなかりき、夜はあくれど志とみをあげずして、日いづるをわすれ、日高くなるを志らず、そのこゑをやまず、おほかたよるひるをわかず、日をすごし月をおくりき、そのあひだ人あまたあつめて、まひあそびてうたふ時もありき、四五人七八人男女ありて、今樣ばかりなる時もあり、つねにありし物を番におりて、我はよるひるあひぐして、うたひし時もあり、又我ひとり雜藝集をひろげて、四季の今樣法文早歌にいたるまで、書たる次第をうたひつくすおりもありき、聲をはる事三千度なり、二度は法のごとくうたひかはして、聲のいづるまでうたひいだしたりき、あまりせめしかば、のどはれて湯水かよひしもすぢなかりしかど、かまへてうたひ出しき、あるひは七八九十日、もしは百日の歌などはじめてのち、千日の歌もうたひとをしてき、ひるはうたはぬ時もありしかど、よるは歌をうたひあかさぬ夜はなかりき、資賢季兼なぞかたらひよせてもきゝ、かゞみのやまのあこ丸、とのもりづかさにてありしかば、常によびてきき、神崎のかね、女院に候しかば、まいりたるには申てうたはせてきゝしを、あたりにては、時々は是にてもいかできかではあらむずるぞとぞ、夜ませにたばむとて給ひしかば、あの御かたへ參夜は、人をつけてあか月かへるをよび、我たまはる夜は、いまだあかきよりとりこめて、うたはせてきゝ、ならひて、うたふ歌もありき、あけがたに返しやりても、猶うたひしを、かねがつぼねむかへたりしかば、あけてのちも猶つゞみの音のたへぬさまに、いつのひまにかすむ覽とあたみ申き、かくのごとくこのみて、六十の春秋を過しにき、〇中略

崇德院の新院と申し時、ひとつ所にわがもとにあるべきやうにおほせられしかば、餘りまぢか

くつゝましかりしかども、このみたちたりしかば、そののちもおなじやうに、夜ごとにこのみうたひき、鳥羽殿にありしとき、五十日ばかりうたひあかし、とよりて東三條にて船にのりて、人々つどへて四十餘日、日出る程まで夜ごとにあそびき、如此このみしかど、さしたる師なかりしかど、資賢やかねなどがうたをきゝとり、せう／＼ならひてうたふもあり、又うたひあひたるともがらのうたを、しらぬをば互にならひつゝ、なにとなく歌の數しりたちては、足柄など今樣も秘藏の歌をしらむと思ど、上手ときゝてたよりをたづねとりてきゝしに、まことによくきこえし、以後つねによびてうたはせき、足柄一二はならひたりしかど、いと我にまさりてうたしりまさりたることはなかりき、いちめほそ九郎、藏人禪師、千手二郎などやうのもの、其かずをきゝしほどに、家成卿のさゝなみ、五條が弟子とききゝて、彼中納言うせて後たづねとりて、三月四月ばかりはをきてうたはせてありき、かくのごとくきかぬものもなくきゝあつめたるに、はつこゑを資賢もめでたきよし申、人々上手とのみいひあひたりしかば、いかできかむと思しかど、ゆかりもしらでありしに、二條院の御めのと坊門殿、ぐしてこむと契たりしに、新院にひとつ所をはゞかるよしをきゝて、押小路京極の堂へ坊門殿ぐしてきたりしかば、夜もすがらうたはせてきゝ、我もうたひ、歌の事などたがひにとひなどして、夜あけしほどに、家成の中御門にありしかば返にき、かくのごとき上達部殿上人はいはず、京の男女、所々のはしたもの、雜仕、江口神崎のあそび、國國のくゝつ、上手はいはず、今樣をうたふものゝきゝおよび、われがつけて、うたはぬものはすくなくやあらむ、ある人申云、さいのあこまろとて、あをはかのもの、歌あまたしりたる上手、このほどのぼりたりと申、朝方がもとにあるよし、式部少輔定正いまだ六位なりし時、申ときゝてたづねしかば、とゞめおきて足柄、たみ、伊地古、舊川、舊古柳少々ならひしほどに、近衞院うせさせ給しかば、なにとなくてやみにき、そののち鳥羽院かくれさせ給て、物さはがしき事ありて、あさまさ

さ〈○恐衍〉しき事いできて、今樣沙汰もなかりしに、保元二年のとし、おとまへが歌をとしごろいかできかむと思しものがたりをし出たりしに、信西入道これをきゝて、たづね候はむ、それが子我もとに候とて、木工允淸仲をよびてかの五條にいひやる返事に、さやうの事もせでひさしく成て、みなわすれにたり、そのうへにそのさまいとゞみぐるしく候とてきたらず、たび〳〵せめてのち、はしたなきさまになりしかば、すぢなくて、正月十日あまりばかりにまいりたりき、遣戸のうちに居てさしいつる事なし、人をかけて高松殿の東向のつねにある所にて、うたのだむぎありて、我もうたひてきかせ、あれがをもきゝて、あか月あくるまでありて、その地さりてそののちよびよせて、つぼねしてをきて、足柄よりはじめて、大曲樣、舊古柳、今樣、物語、田歌等にいたるまで、いまだ忘らぬをばならひ、もとうたひたる歌、ふしたがふ、ひとすぢにあらためならひしほどに、これかれや樣々も忘りにき、〈○下略〉

〔百練抄〈八高倉〉〕承安四年九月一日、於太上法皇〈○白河〉御所〈法住寺殿〉有今樣合事、撰定堪能輩卅人、十五箇夜間毎夜一番被決雌雄、師長資賢卿等爲判者、　十三日、仙洞今樣合之次有御遊、上皇〈○六條〉令歌今樣給、希代之美談也、

〔玉海〕承安四年九月一日乙酉、自今日院中有今樣合、〈公卿以下廿餘人云々〉今日番前大納言實定、別當成親云云、　十五日己亥、今日院今樣合終之日也、又有御遊云々、

〔吉記〕承安四年九月三日、參院、奏覽法花堂御佛座光等繪樣、〈○中略〉申斜退出、入夜又歸參、爲聽今樣合也、今夜、左、新大納言、右、六角宰相、〈勝〉云々、共有興云々、　四日、今夜、今樣合、左、宰相中將、〈持〉右、左兵衞督云々、　五日、今樣合、左、實宗朝臣、右、光能朝臣云々、　六日、今夜、今樣合、左、泰通朝臣、右、雅賢朝臣、〈勝〉左雖負優美云々、　七日、今夜、今樣合、左、右少將隆房朝臣、右、信濃少將實敎朝臣、〈勝〉　八日、今日、今樣合、左、顯信朝臣、〈勝〉右、濟綱朝臣、人々徴咲云々、　九日、今樣合、左、隆信、右、師廣、〈勝〉

雜載

〔吉野樂書〕一承安四年九月一日ヨリ同十五日ノ夜ニ至ルマデ、七條殿ノ御所ニシテ、後白河院今樣ノ御會ノアリケルニ、其御遊ニ、箏左大將師長 笛新大納言成親別當 笙家通卿宰相 比巴頭中將實宗 了左中將定能 催馬樂按察大納言資賢、付歌源少將雅賢、其時按察今樣、

キクニ心ノスムモノハ、ヲギノハソヨグ秋ノクレ、夜フキフエノ子箏ノコト、ヒサシキヤドフク松風、モトハアレタルヤドフク松風トアリケルヲ、ヲリニヨテヒキナサレケリ、尤モ興アリ、

判者左大將

箏差按察

六番　左秦通朝臣右少將　右勝雅賢

十二番　左雅高　右勝爲賢判官代ノ大夫

十三番　左資時大夫　右盛能

〔梁塵秘抄口傳集十〕この兼雅卿、今樣合の時に、足柄のなかに、するがの國うたはれしを、おと前がむすめきゝて、これは御所よりたまはられたると、おぼゆるふしのあるは、ならひまゐらせたるやらんといひけるを、ことうたよりわけて、たび〳〵うたはれたりしをかく申せば、のどかにてつけて、ふりのにるべきとこそおぼえしか、

〔八雲御抄三上地儀〕磯　なだと云も磯也、今樣に松もきけ、こいそもかたれと云、一説を磯と云、是いそ也、

〔八雲御抄三上國名〕佛所　靈鷲山をば、わしのやま、又きりたらこたといふ、今樣なり、歌などにはきゝにくし、

〔義經記七〕直江の津にて笈さがされし事

やがて御舟に乘給ひて、きよ川の船頭を、いやごんのかみとぞ申、御舟支度して參らせけり、水上は、雪しるみかさまさりて、御舟を上せかねてぞ有ける、是や此はるちうさのせう〳〵、しやうの

さらしまといふ所にながされて、

月かげのみよするはたなかい川の水上、いな舟のいづらしかは、もがみ川のはやきせぞ、こともしらぬびはのこゑ、霞のひまにまぎれる、とうたひしも、今こそおもひ志られけれ、○下略

〔義經記　六〕志づかわか宮八幡宮へさんけいの事

人をすかさんとする事なれば、酒えんはじめていく程もなかりけるに、祐經が女房今やうをぞうたひける、藤次が妻女も催馬樂をぞうたひける、いそのせんじ珍しからぬ事なれども、きせんといふ白拍子をぞかぞへける、さいばらそのこまも主にをとらぬ上手どもなりければ、ともにうたひてあそびけり、

春の夜のおぼろの空に雨ふりて、ことさら世間志づかなり、壁に立そう人もきけ、終日の狂言は千年の命をのぶるなり、我もうたひてあそばんとて、別の白拍子をぞかぞへける、

〔からいとさうし〕いかにや中持うけたまはれ、つねにきねんする志ゝの間のざしきに、今夜の内に小松が六本生ひ出たり、かまくら中のわづらひか頼朝が身の上か、天下のみだれか、うらなへとぞおほせける、はかせ承りて、○中略かほどめでたき御事に、あひおゐの松がえを、鶴が岡のたまがきの御内に、ほうらいをうつしかへ、十二人のたをやめをうつして、今やうをうたはせ給はゞ、神とくもふかく、きみもめでたふましまさんと、うらなひたるこそめでたけれ、頼朝なのめにおぼしめし、六本の小松をつゐがをかのたまがきのうちへうつし、十二人のたをやめをそろへらるゝ、まづ一番には、手越の長者がむすめせん志ゆのまへ、二番には、遠江國ゆやがむすめの志ゞう、三番には、きせ川のかめづる、四番は、さがみの國山下の長者がむすめとらごせん、五番は、むさしの國いるまがわのぼたんといひし志らびやうし、是をはじめて十一人なり、かまくら中ひろしと申せども、人一人にことをかき、色々尋らるゝ、そののちまん志ゆのひめのめのとは、まん志

ゆをちかづけて、御身はみめよく、いまやうは上手にてましませば、此たびいで丶、いまやうをうたはせ給へ、まん志ゆさまとぞ申ける、まん志ゆきこしめし、此たびのいまやうは、よのつねのいまやうにかわりて、めでたき事をばみづからなにとはからふべし、おもひもよらずとおほせける、さらしな大きにはらをたて、かやうなる時、今やうをうたはせ給ひてこそ、御よろこびもましまさんとて、御つぼねさまへ參り、まん志ゆこそ今やうの上手にて候と申上る、御つぼねよりも御だいさま、賴朝樣へ御ひろうあり、賴朝大きによろこびたまひ、まん志ゆ一目見んとて、御まへにめされ御覽じて、大きによろこび、みだいさまより十二ひとへの御志やうぞくをぞくだされける、もとよりすがたすぐれたり、かたをならぶる女はなし、此は正月十五日、御まへに山をたて、大みやのゆんでには、賴朝の御さじき、八ヶ國の大みやう小みやうの御さじき、かず八百八とぞ聞へける、さて又めてには、大御所樣とみだいさまの御さじきをはじめとして、八ヶ國の大みやう志ゆのうへがた、志やうろう志ゆの御さじき、かずを志らず、かまくら中のきせん上下が參りて、けんぶつ申けるほどに、つるがをかに、こまをたつべきかたもなし、十二人のやをとめ、七十五人のみやびと、かぐらをさうして奉り、今やうをはじめらる丶、先一番の今やうは、手ごしの長者がむすめ、せん志ゆのまへときこゑける、きせんくん志ゆのことの葉に、かいだう下りをつゞけたり、あふさか山の夜るの月、くもらぬ影をやながむらむ、せたのからはし野路の里、かすみにくもるかゞみ山、ふわのせきやのいたびさし、かりねのゆめはやがてさめがゐの志ゆく、むしのいせいやをはりの國、三川なる三河にかけしやつはしの、くもでに物やおもふらん、志るも志らぬもとをとうみの、はまなのはしのいる志ほに、さゝねどのぼるあまをぶね、こがれて物やおもふらん、まゆみ月ゆみひきまの志ゆく、さよの中山せとをすぎ、うつの山べのつたのみち、手ごしを過てゆくほどに、月をきよみがせきの戶を、をしあけがたのそら見れば、ふじのけぶりやなびく

らん、ゆめにもみやこ人こそめでたや、御代にはいづの國、うらしまがたまてばこ、あけてくやしきはこね山、かまくら山をきて見れば、つるがをかとや申らん、鶴は千年のめいてう、松は千とせのめいぼくめでたし、とうたふたり、二番はきせ川のかめづる、しぼりはぎをうたふたり、いせのはまをぎなにはのあし、かまくら山やむさしの野、草のなおほしと申せども、しぼりはぎにしくものは候はじ、とうたふたり、三番はゆやがむすめのしゞう、太平樂をふむ、四番はいるま河のぼたん、すゞりわりをうたふたり、五番のくじはまんしゆなり、みだいさまより御しやうぞくは給はる、としは十三のはるなれば、十二ひとへをちやくしつゝ、花のま袖を返し、がく屋の内より出けるを、物によく〳〵たとふれば、花木にうぐひすのはぶき出たるふせいも、これにはいかでまさるべき、はたとあげてうたふたり、かまくらは八つ七がうと承る、春は先さく梅がやつ、あふぎのたにゝすむ人の、心は涼しかるらん、秋は露おくさゝめがたに、いづみふるかや雪のした、万年かわらぬ龜がへのたに、つるのからこえ打かはし、ゆいのはまにたつなみは、いくしま、江のしまつゞいたり、江のしまのふくてんは、ふくしゆかいむりやうのほうしゆをいだき參られたり、君が代はさゞれ石のいわほとなりて苔のむすまで、たかさごや相生の松、万歳樂に御いのちをのぶ、東方朔の九千歳、うつゝらわうの八まんざい、しやうみやう居士の一千ざい、西王母のそのゝ桃、三千ねんに一度花さきみのなると申せども、相生の松にしく事さふらふまじ、抑君は千代をかさねて六千ざい、さかへさせ給ふべき、かほどめでたき御事に、あいをひの松が枝、ふくしゆむりやうのよろこびを、きみにさゝげ申さんと、小松のえだをゆゝかづき、みなしろの大まくへ二三ど四五どまいかゝりたりければ、頼朝御覽じて、ほういにたちゑぼし、しろさやまきを指ながらみなしろの大まくをなげあげて、かゝるめでたき御事に、相生の松がえを給らんとて出たまふもとより頼朝はいまやうは上手なり、たつ浪いるなみよするなみ、ひくしほのひやしあしを

たんこふしきとふんで、あふぎながしをうたひすまし、まんぢゆが花の袂へ頼朝のかりぎぬの御袖、まひかさね〳〵二三ど四五どまはせ給へば、風もふかぬに大みやのたまのとも、きりきりはつとひらき、八まんも御なふぢうあるときこへける、さるほどに八百八つのみすだれの、きちやうもさゞめいて、きせんくんぢゆを返しける○下略

古事類苑

樂舞部六

唐樂樂曲上

唐樂ハ支那樂ニシテ、支那ヨリ我國ニ傳ヘタル樂ヲ云フ、而シテ林邑樂、又ハ我國ニ於テ擬作セル樂モ、此樂調ヲ用ヰタルモノハ、此樂中ニ收メタリ、唐樂ニハ壹越調以下ノ十二曲調備ハレリ、高麗樂ニ對シテ左樂、又ハ左方樂ト稱セリ、猶ホ樂舞總載篇ヲ參看スベシ、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲

皇帝破陣樂（大曲〇中略）　團亂旋（大曲）　春鶯囀（大曲）　玉樹後庭花　壹弄樂（弄音如郎、下皆同）　賀殿（〇中略）　胡飲酒　河水樂　溢金樂（一云承和樂）　韶應樂　廻杯樂　北庭樂　酒胡子（一云醉公子）　承和樂　壹團樂　酒淨子　雙皐麗　歌曲子　宴飲樂（一云飲酒樂）　天壽樂　厥磨賦　蘇羅密　古詠詩

〔拾芥抄上末音樂〕壹越調

皇帝破陣樂　團亂旋　春庭樂（或本春鶯殿）　玉樹後庭花　賀殿　鳥　廻坏樂（無舞）　胡飲酒　河曲子（無舞）　北庭樂　韶應樂　壹弄樂　溢金樂　承和樂　河水樂（無舞）　菩薩　酒胡子（無舞）　酒清司（無舞）　飲酒樂（無舞）　壹團（ト）嬌（ケウ）（無舞）

〔龍鳴抄上〕一越調曲

皇帝破陣樂（〇中略）　團亂旋（〇中略）　春鶯囀（〇中略）　玉樹後庭花（〇中略）　賀殿（〇中略）　菩薩（〇中略）　迦陵頻（〇中略）　十天樂（〇中略）　弄槍（〇中略）　韶應樂（〇中略）　河水樂（〇中略）　河曲子（〇中略）　北亭樂（〇中略）　酒

皇帝破陣樂

胡子中略〇壹團橋中略〇一金樂中略〇一弄樂中略〇承和樂中略〇廻坏樂中略〇酒淸子中略〇
武德樂中略〇陵王中略〇胡飮酒中略〇澀河鳥中略〇安樂鹽中略〇一德鹽中略〇最凉州中〇
略
安摩

〔仁智要錄四〕壹越調曲
皇帝破陣樂　團亂旋　春鶯囀　玉樹後庭花　賀殿　鳥　廻坏樂　胡飮酒　河曲子　北庭樂
韶應樂　壹弄樂　溢金樂　承和樂　河水樂　菩薩　酒胡子　酒淸司　飮酒樂　壹團嬌
武德樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等
壹越調廿三　皇帝破陣樂　團亂旋　春鶯囀　天壽樂　蘇羅密　厭磨賦　玉樹　廻坏樂
古詠詩　梁州　韶應樂　賀殿　胡飮酒　壹弄樂　酒胡子　北庭樂　承和樂　承果樂　壹團
嬌　河水樂　菩薩　迦陵頻　武德樂　十天樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　皇帝破陣樂大曲、古老傳云、中務大輔淸原瀧雄、造酒正高階黑雄等善此舞、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
壹越調　皇帝破陣樂、和字太以波千半羅具、帝陣字渾、尋常略破陣樂之三字、二一名武德太平樂、又安樂太平樂、

〔續教訓抄四壹越調〕皇帝破陣樂中略〇　破陣樂字常不呼之、亦名武德太平樂、又名安樂太平樂、

〔教訓抄二〕皇帝破陣樂
此曲ハ大唐玄宗皇帝ト申ス御門ノ、國ヲタイラゲ給テ、卽位ノ時令作給タリト申傳タリ、此朝ヘ誰人ノ渡シタリト云事タシカナラズ、可尋、粟田道麻呂渡破陣曲云、然者道麿渡歟

〔大日本史禮樂十四〕按、舊唐書云、高祖因隋舊制、用九部樂、其後分爲立坐二部、今立部伎有安樂太平樂等八部、安樂者後周武帝平齊所作也、周世謂之城舞、舞者八十人、刻木爲面、狗喙獸耳、以金飾

之、垂線爲髮、畫狭皮帽、舞踏姿制、猶作羌胡狀者是也、

〔龍鳴抄上一越調〕皇帝破陣樂わうだいといふべし

まづてうしをふいて、まひのいでんとする時ゆせいふく、いくかへりといふことなし、まひのゆきたちをはるにはつべし、大田麿がつたへに、まいのとゞまるときに、たいこひとつをうつ、

序拍子三十、十六拍子の、ちを半帖といふ、もとは四十拍子なり、たうにつかはしたりしまひの師、この國へかへりし時、八拍子わすれにき、よりて十拍子をすてたる也、四十拍子の時は、廿拍子の、ちを半帖とせし也、いま三十拍子なる時、諸葛中納言と申ける人、十四拍子を半帖とさだめられたるなり、もろ〳〵の樂の半帖はなからをいふなり、是はなからず、このゆへにかくある也、

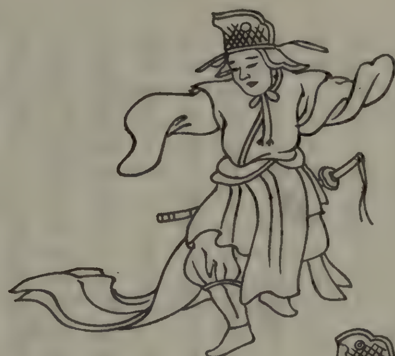
破六帖

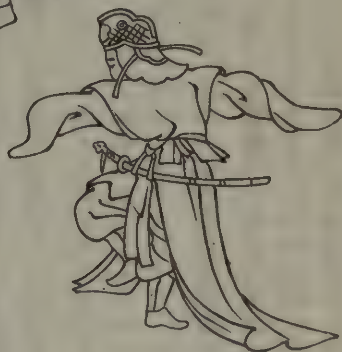
一帖二帖三帖四帖はがくにす、たゞし一二帖のすゑは三拍子を序にす、三四の帖のこゑには四拍子を序にす、是を秘するなり、又おほやうはむつかこの物也、されども八拍子にあたる所もあるなり、また四ひやうしにあたるところも有なり、これを大曲拍子といふべし、五六帖は序にする也、ふたきれをつゞけてするなり、たゞしふたきれが間をば、たゞすこしの程あるべし、拍子六帖ながら廿拍子也、舞のいる時は上調子を吹べし、まひのゑやうぞくことにかはる事也、これを大曲といふなり、

〔仁智要錄四壹越調〕皇帝破陣樂　遊聲一帖無拍子、又度數無定、舞人行立了彈止、他曲遊聲准此可知、序一帖拍子卅、但件序本卅拍子也、于時半帖拍子廿、而除奇十拍子之後、以十四拍子爲半帖、是承和御時、與諸葛中納言所被定也、見類聚箏譜、〇本書頭書曰、類聚箏譜者、後宇治殿(藤原忠實)御撰也、破六帖、拍子各廿、合拍子百五十、略時序彈廿拍子、若十六拍子、破不彈、三四兩帖、舞入時吹調子、　類聚箏譜備中守源政長說、舞了將入時又吹遊聲、但無末拍子、　大曲新樂、　南宮橫笛譜云、今案序半帖拍子必可有廿、而只有十

[信西入道古樂圖]

皇帝破陣樂





胡飲酒



拍子、准餘曲不相似、今問案內、昔尾張濱主傳云、此舞序初卅拍子也、而遣唐使時、倭生還本國時忘八拍子也、仍除奇十拍子、今遺半帖、只十拍子、此事雖不慥說古老所傳也、又昔善倭此曲者、有中務大輔清原瀧雄、造酒正高階果雄、命婦石川色子等、

〔敎訓抄 二〕皇帝破陣樂　有甲　大曲　新樂　序一帖（拍子三十）　破六帖（拍子各二十）○中略

遊聲一帖、（無拍子）舞ノ出笛トス、返吹處有二說、ウチマカセテハ口ヘカヘルナリ、抑和爾部大田麿ガツタヘニ、舞人立定ル時、打大鼓一拍子、（有口傳、尤爲秘事）

序一帖、有三、半帖、初半帖、（拍子十六）中半帖、（拍子四）後半帖、（拍子十）此家ニ習フ所ハ如此、而外從五位下尾張連濱主傳云、コノ舞ノ序ハジメハ四十拍子ナリ、シカルヲ遣唐時倭生還本國時、忘末八拍子タメシニヨリテ、承和御時、（仁明帝）諸葛中納言奉勅、序一帖、（拍子三十）以十六拍子爲半帖定了、此序ニ小部氏、大神氏ニ相違所アリ、第二ノ大鼓拍子ノ內、譜ヲハナレテヲトシテ吹ナリ、小部ノ落句ト是ヲ云、舞ニハサシテタガフ事ハナケレドモ、コジツノ侍ナリ、又初半帖、（十六拍子）舞時モ乃至廿拍子、舞時モ三十拍子、終ノ手二拍子舞テトヾマルナリ、コレハユヽシキ秘事ニテ侍ナリ、ウチマカセテノ舞人ハシラヌ事ナリ、ヨク〳〵秘スベシ、

破六帖（拍子各二十、破云入破、）切之吹之（一二三四帖序吹、連吹之、末吹、五六帖○中略）

舞人ノ入時上調子ヲ吹、備中守源ノ政長ト云ケル人ノ說ニハ、出入トモニ遊聲ヲ吹ケル、今世ニハモチヰズ、

〔體源抄 十一下〕舞曲古今相違事

古皇帝ハ羅裝束、及樂末至第六帖居也、今ハ不居、又唐繪ニハ帶劍ニテ舞之、今不帶劍、又破五帖樂吹ニ用之、今ハ序吹ニテ又入時不用遊聲吹上調子、

〔體源抄 十二上〕一破陣曲事

皇帝者必御卽位ノ樂也、平人ノ爲ニハ不吹之、皆口傳在之、

〔續敎訓抄四壹越調〕皇帝破陣樂

凡大國ノ習、亂ヲヲサメ王業ヲ陳ズルトキ、歌舞ノ曲ヲ作テ帝位ニ登テ始テ奏之、此舞則其隨一ナリ、唐ノ玄宗皇帝卽位ノトキ作之云々、而禮記樂記等ノ心ヲ案ズルニ、武舞ハ必戟ヲトルベシ、當曲ハ戟ヲトラザルニ、破陣樂ト稱スル如何、但舞譜云、破ノ四帖太刀拔手アリト云々、隨テ又唐舞ノ繪樣ニハ、帝劍ニテ舞之、然バ武舞ノ條ハ子細アルベカラザルコト歟、但太刀拔手何比ヨリ舞失フカ、當世ノ舞ノ手サルベシトモオボヘズ、又タシカニミヘタルモノモナシ、然而繪本トイヒ、舞譜トモニシルシトムルウヘハ、破陣樂ノ字、其謂レナキニアラザルカ、

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、〇中略女舞ハ、〇中略皇帝、六人

〔敎訓抄七〕舞番樣

皇帝在甲、昔有劍、諸肩袒、加破陣樂、　新鳥蘇在面甲、合舞、執後參、肘

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　皇帝舞人四人　常裝束袍、甲、巽、體源抄曰、袍袖左右袒、

〔續敎訓抄四壹越調〕皇帝破陣樂、〇中略答舞新鳥蘇有後參、又號蘇利古、

〔舞樂要錄上〕同〇舞番　舞例　相撲節

延長六年　拔出　同〇七月廿八日　左皇帝〇中略　右新鳥蘇

同〇承平五年　拔出　同〇七月廿九日　左皇帝〇中略　右古鳥蘇

〔敎訓抄二〕皇帝破陣樂

抑應德ノ春ノ比、白川院ヘ舞人光季、笛吹惟季ヲ別ノ所ニメシスヘテ、權中納言藤原宗俊ヲ勅使

トシテ、當曲ノ秘事ヲ御タヅネアリケルニ、兩人ノ申狀イサヽカモタガフコトナカリケレバ、御感シキリニアリテ、二道ノ高名コノコトニアリ、此異說ハ非勅定不可有披露ノ由、奉勅令退出了、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕堀河院御時、節會につねよりもいそぎ入御有けるを、人々あやしう思ひける程に、御膳宿のかたにて、立樂の時になりて、皇帝を吹出させおはしたりけり、めづらしくいみじかりける事也、彼右府〇源俊房のしるしをかれたるとかや、尋ぬべし、

〔續古事談 五諸道〕元正ト云シ樂人ハ、横笛ノ上手也、ソレガ童ニテ八幡ニアリケルヲ、イミジキ天性ナルニヨリテ、八幡別當賴清、樂人正清ヲヨビテ、笛ヲシフベキヨシ云ヒケレバ、子ニヲシフベシトテ、キカザリケレバ、奈良ノ樂人惟季ヲヨビテ、此童ニ笛ヲシヘヨト云ヒケレバ、我子孫ナシ、心ニ入テナラハヾ、秘スベカラズトテヲシヘケリ、皇帝ナラヒケル時、賴清米百五十石トラセケリ、惟季コノ樂ヲ正近ニナラヒケル時、山階寺ノ異範トラセタリケル例也、正清惟季トモニ正近ガ弟子ナレドモ、スコシタガヒテ、タガヒニウケヌトコロアリケリ、正清ガイヒケルハ、カシコキ弟子オロカナル子ニハヲヨブベカラズ、惟季イヒケル、正清ムマレヌサキニヲシヘン、子アルベシト、カネテシランヤトゾイヒケル、正近ハ樂所ノアヅカリ賴義ガ弟子也、ヨリヨシハ左右ナキ物也、コレスヱホドナクウセニケレバ、皇帝、團亂旋、此八幡ノ童ツタヘタルナリ、コノ元正ガ子ニ元方ト云モノアリキ、父ニヲヨブベカラズ、樂モハカバカシクオボエザリシニヤ、内ノ舞御覽ノ時、皇帝エフカジト申テ、樂人ドモニソシラレシモノナリ、

〔十訓抄 十〕八幡の樂人元正、當宮領備中國吉河保二條御神樂に下向して上洛の間、榧生の泊にて心神違亂如亡、片鬢雪のごとく變、奇異の思をなして巫女に占ふ所に、吉備宮託宣し給て云、適當國に下向、其曲をきかざるによて祟りをなす所也、忽に押歸て彼社に參て、皇帝以下の秘曲を吹聞、白髮忽にもとのごとし、尤道の眉目といふべし、

〔續教訓抄 四壹越調〕皇帝破陣樂

凡當曲一具アル事ハ、先例希ナルモノ也、應保元年三月十六日、九條殿(兼實)舞御覽、當曲アリ、序卅拍子、破六帖、文永七年十月四日、法皇宸筆御經供養習禮、(於嵯峨殿有之)其日當曲一具アリ、序卅拍子、破六帖ナリ、舞人五人眞葛、朝葛、則氏、繁眞、定繼、樂人堂上皇后宮大夫公藤、土御門大納言通頼、四條二位房名、(已上三人)笙地下近秋、政秋、重秋、篳篥季茂、季俊、守保、此守保ハ先祖ヨリシテ傳ヘズトイヘドモ、親父光葛ユルス間吹之、笛堂上花山院大納言、(長雅)同三位中將、(家長已上二人)地下景貞、仲賢、景好、羯鼓、(兼秋)大鼓、(重實)琵琶春宮大夫師繼、(季時弟子)爰ニ序、大鼓卅一打之、又破五帖ノ大コ廿一打之、是失錯ナリ、常ニハ序初半帖十六拍子、破一二五六帖ヲ舞ナリ、尤略ノ時、序半帖、破一二五帖舞也、又一二帖ヲ舞、又云此內以三四帖爲秘事、

〔教訓抄 二〕皇帝破陣樂

大神元賢ト申笛吹侍キ、承安元年四月十八日、二條院舞御覽ノアリケルニ、今日皇帝ヲ御ランアルベキヨシ仰下タリケルニ、件元賢皇帝吹ニテ唯一人候ケルガ、チカラヲヨバズ候、ハカバカシクモヲボヘズ候ヨシ申上ケルヲ、笙笛吹豐原時秋ソバヲツキテ、イカニワキミハ口惜事ヲバ申スゾ、時秋ガ笙付テ吹ベキヨシ返々申ケレドモ、チカラヲヨバヌヨシヲ申テ、目モミアゲズシテ侍ケレバ、舞人樂人等、我ガ家ノ皇帝ハ今日ウセヌルヨシ、申ノヽシリケレドモ、閉口シテゾアリケル、上ニモ、口惜事ニヲボシメシナガラ、玉樹ニカヘラレ了、公私面目ヲ失タリ、家ノナガキキズトゾ申侍ケル、サテ同二年ノ春ノ比、辻判官則近家ニ來テ、ナク〱昔ノ哭ヲ申ケレバ、惟季カノ譜ヲ取出シテ、兩三度合、コノ手ヲツカネテヨロコビテカヘリケルト被書置テ侍ケル也、其ノチノ常樂會ニモクダリケル、カヤウノ事ヲミテ人ハ心ツクベキナリ、建久九年ノ冬ノ比、仁和寺ノ舍利會ニ皇帝アリ、御室ノ御愛弟ニ金剛ト申ス童ニ、笛合テキコシメスベキユヘ也、序十六拍

團亂旋

子、破六帖、(會邇說)宗賢ガ弟子舞人ハ一者光重ナリ、其トキ二者ニテ具房ガ侍シガ、東屋ニテ誰人ノ今日皇帝ヲバ舞モ吹モスベク候ゾト、孝道(比巴)利秋(笙)侍ケルニ向テ云ク、藤原彈モ吹モ笙吹セ玉ベシ、則房流ノ輩ハ舞ベシトノヽシリ侍ケレドモ、一者(光重)笛一者(宗賢)一切ニモノモ申サデコソ侍リケレ、二條院ノ舞御覽時、父(元賢)フカズシテヤミニシ事ヲ、トガメバイハヾト存タルナリ、一道ハカヤウニサウスベキナリ、サリナガラコトナリトゲラレ侍、三帖(光重)シラザル事アラバ、カサン料ニ初三拍子ハ則房已下ノ舞ヲマイ出ズシテ見エ、正體ナキ事ニゾハベリケル、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　團亂旋(大曲)

〔伊呂波字類抄止人事〕團亂旋(トランテン、壹越調、)

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　團亂旋(止羅傳年)　一本團蘭傳、一名后帝團亂旋、

〔大日本史禮樂十四〕按通考、(○文獻通考)唐敎坊樂軟舞中有團亂旋、卽是也、

〔教訓抄二〕團亂旋

此曲モカラ國ノマヒニテ侍ナリ、作者未勘之、或笛譜曰ク、大戶ノ眞繩作ノ曲、古人語ニ云、眞繩ハ此朝ノ人也、此曲ハ唐ノ舞ナリ、或書ニ云、后帝團亂旋、以之推之、皇帝ハ玄宗造之、當曲ハ后宮ノ造ルニヤ、此朝ヘ渡ルコトモ、皇帝ト一度ニワタルナリ、不審ナキニアラズ、タヅヌベシ、

〔體源抄三上壹越調〕團亂旋

抑此曲ハ唐ノ太宗皇帝ノ后宮ノ御製作トイヘリ、但后宮ノ字ヲモテ推スルニ、則天皇后ノ御作歟、(○中略)或笛譜ニ云フ、大戶眞繩作之ト云々、但此說ニオイテハ一定ヒガコトナリ、唐舞ノ條、子細ナキモノ也、若舞ノ手ナド少々ツクリカヘタル歟、且唐朝ヨリ傳來ノ舞樂、其手ヲヤワラゲタル事、此一曲ニカギラズ、其證多者也、

〔龍鳴抄一上越調〕團亂旋
てうしにまひはいづるなり
序三帖なり、一帖は序にす、二三帖はがくにす、たゞし末五拍子を序にす、おの〳〵拍子十六、入破拍子十六、するゝ七拍子序にす、四反すべし、たゞしきれ〳〵にす、
颯踏(さたうといふなり)拍子十六、四反すべし、序にする也、つゝきすべし、ふたつのやうあり、
急聲(きふしやうといふべし)七反すべし、入破のやうにきれ〳〵にするなり、樂のことばも入破おなじ事也、たゞし吹いてひとあなかはるばかり也、舞のいるとき上調子なり、きぬの裝束はをなじ事なれど、かぶとはかはる、これ大曲也、

〔仁智要錄四壹越調〕團亂旋　序三帖、拍子各十六、破拍子十六、可ㇾ彈二四反一、颯踏拍子十六、可ㇾ彈二二反一、急聲可ㇾ彈二七反一、卽以ㇾ破更彈合拍子二百五十六、今世入破彈二二反一、餘如二上註一、略時序彈二二帖一、入破颯踏各彈二一反一、急聲彈二二反一、舞出入用二調子一、　大曲　新樂　南宮横笛譜云、昔善僊二此曲一、有二林眞倉大戸貞繩等一、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事
古團亂旋入破序吹ㇾ之、舞人居返吹テ、樂吹ニ成テ舞人立、每遍如ㇾ此也、今ハ居事無ㇾ之、

〔教訓抄七〕舞番樣
團亂旋(有甲)諸肩袒　古鳥蘇(有ㇾ面、但近來不ㇾ用ㇾ之、執二後參一、冠著ㇾ鉛笏搢、)

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束
左舞　團亂旋、(舞人四人)常裝束、袍、甲、異、(體源抄曰、袍袖左右袒、)

〔續教訓抄四壹越調〕團亂旋(○中略)答舞古鳥蘇有二後參一、

〔舞樂要錄上〕同(○舞番)例　八講

堀河院宸筆御八講〈長治元年八月一日被レ始行一、同七日結願、○中略〉第六日〈五巻日〉　左　團亂旋〈○中略〉　右　新鳥蘇
朝覲行幸
嘉保二年正月二日　左〈○中略〉　團亂旋〈○中略〉　右〈○中略〉　古鳥蘇
〔倭名類聚抄　四曲調〕壹越調曲　春鶯囀〈大曲〉
〔類筝治要　六壹越調〕春鶯囀〈○中略〉　一名天長寶壽樂、亦號二梅苑春鶯囀一、
〔續敎訓抄　四壹越調〕春鶯囀〈○中略〉　會要曰、天長寶壽春鶯囀、新撰龍吟抄曰、天長寶壽樂、或譜曰、天壽樂、或曰天長寶樂、
〔樂家錄　二十八樂曲訓法〕中華曲
壹越調　春鶯囀〈志由牟阿不傳宇〉　一名和風長壽樂、天長寶壽樂、又天長最壽樂、又天壽樂、〈三書別名亦曰二天壽一、〉樂、凡此中以二一名一爲二二曲一之名多、胡飮酒一名宴飮樂、亦爲二飮酒樂之別名一、秋風樂一名弄春樂、亦爲二和風樂別名一、八仙都志共號二鶴舞一、蓋同レ名異レ物者乎、抑亦誤傳爲二二曲之名一乎、今不レ能レ考之、隨二古記一耳、
〔敎訓抄　二〕春鶯囀
此曲モモロコシ舞也、作者未レ勘二出所一、或書云、合管青云人造レ之、大國ノ法ニテ春宮ノ立給日ハ、春宮殿大樂管ニ此曲奏スレバ、必ズ鶯ト云鳥來アツマリテ一日囀ヲス、コノ朝ニモサルタメシ侍ル、興福寺僧圓憲得業ト申ケル人ハ、僧ノ身ナリケレドモ、管絃ノ道ニ無雙ナリケレバ、天下ニユルサレタリケリ、春朝ニハ住房〈淨明院〉ノマガキノ竹ニ向テ、此曲ヲ吹給ケレバ、ウグヒス來リアツマリテ、笛音トオナジキ音ニ囀侍ケル、マシテカラ國ノコトハ、サコソハ侍ケメト、オモシロク侍也云々、〈○中略〉　此曲古記云、名二天長寶青樂一ト云、
〔續敎訓抄　四壹越調〕春鶯囀
抑此曲ハ、唐太宗皇帝ノ御製作ナリ、
〔大日本史　禮樂十四〕按續敎訓抄、體源抄云、唐大宗造、然敎坊記云、唐高宗曉二聲律一、嘗聞二鶯聲一、命二樂工

白明逢寫之、爲春鶯囀、亦爲舞曲、據此二書蓋誤、

てうしを吹てゆせいをしてまひの出るなり、いくかへりといふことなし、まひのたちとゞまるにしたがふべし、よつの大曲のうちにゆせいあることは、皇帝とこれと也、仍て大田麿がつたへの大鼓うつべしといふ先達もありき、但譜もさもしるさず、口傳にもなし、さうちいふもあしくもなし、さいたる文もなしといふばかり也、序拍子十六、二反すべしとしるしたり、たゞしこのよ一反をす、まひの絶たるなり、

〔龍鳴抄上一越調〕春鶯囀

颯踏拍子十六、二反すべし、やつかこつきのきれをよの人嗅頭といふ、たゞし嗅頭とはいふべからず、はじめのこと葉をふたことばすつるなり、そのゆへは、はじめのひやうしのかこなゝつにあたるなり、よりてつぎのをいつゝにあてんれうに、ことばをすつる也、これならずはじめのことばすつるがくあまたあり、

入破拍子十六、四反すべし、むつかこの物也、

鳥聲拍子十六、二反すべし、序にする也、たゞしこのよ一反す、

急聲拍子十六、二反すべし、たゞしこのよ一反す、ふたつのやうあり、二反ながらまひありといふ、又一反はたえたりといふ、たゞし光則大夫將監將曹らありと申す、よてたえぬことなり、鳥聲につゞきてすべし、皇帝の五六帖の如し、あはひすこしのぶべし、まひのいるとき上調子、四の大曲とは是をいふ、まひひとつは蘇合なり、

〔仁智要錄四壹越調〕春鶯囀　一名天長寶壽樂　遊聲無拍子、序拍子十六、可彈一反、長秋卿横笛譜云、可吹二反、今吹一反、颯踏拍子十六、可彈二反、入破鳥聲各拍子十六、可彈四反、急聲可彈二反、即以入破更彈合拍子二百廿四、今世鳥聲拍子十六、彈二反、餘如上注、踏時颯踏彈一反、入破彈兩三反、

鳥聲急聲各彈一反、舞入時笛吹上調子、　大曲　新樂　南宮横笛譜云、昔善儛此曲者、有左大臣源信朝臣及巨勢式人等、仍承和御時、勅信大臣以此曲令傳習于成康親王、令于御笛儛於淸涼殿前、見之者無不感泣、

〔教訓抄 六雙調〕春鶯囀　颯踏（拍子十六）　謂中序也

是樂拍子忠拍子トモニ曳物ニ用キゲニ侍ハ、イヅレニテモ人ノセムカタニシタガフベシ、本調子ニハ拍子ハクハヘ侍テドモ、或講體ノ事ニ打物ノアラバ可加拍子、三度拍子可上也、

同入破（拍子十六）　謂ル破也

是モ樂拍子忠拍子トモニ候也、加拍子畢リ六羯鼓ノ者ニハナベテノ事ナレドモ、古老說云、講演等ニ打物アラバ如林歌、（上三度拍子、）其上堀河院御時、六羯鼓ノ者ニ拍子上グル事ヤアルト、諸道ニ御尋アリシニ、狛光季奏シテ云、中古無雙ノ管絃者侍キ、南無阿彌陀佛ヲ樂ニ作合テ、（謂六拍子也）其說如三度拍子、（又古老云、惣ノ返立口六羯鼓也、卽加拍子ノ時三度拍子、）入破等樂更ニカハルベカラズ候由申ス、頗有御感、於自今以後者、尤可加三度拍子、被宣下タリケレバ、當世ニモ加拍子、人ソシリヲナスベカラズ、

〔續教訓抄 舞案譜〕或人云ク、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルナリ、〇中略　女舞ハ春鶯囀、〇十人、下略

〔教訓抄 七〕舞番樣

春鶯囀（有甲、諸用袒、天長寶壽樂、）　退宿德（有面、牟子、合肘舞、退走禿ト云、）

〔樂家錄 三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　春鶯囀、（舞人四人）常裝束、甲異、（體源抄曰、着袍、左右袖袒、）

〔樂家錄 三十六番舞〕壹越調之曲

春鶯囀（四箇大曲中也）　番舞新鳥蘇、或古鳥蘇、退走禿、（已上大曲）

〔舞樂要錄上〕同〔番舞例〕　大法會

雲林院堵供養〔應和三年三月十九日〕　左春鶯囀〔○中略〕　右古鳥蘇

興福寺塔供養〔承曆二年正月廿七日〕　左〔○中略〕春鶯囀〔○中略〕　右〔○中略〕新鳥蘇

朝覲行幸

同〔○寬治〕五年正月十三日　左〔○中略〕春鶯囀〔○中略〕　右〔○中略〕退宿德

〔續日本後紀十五仁明〕承和十二年正月乙卯、是日外從五位下尾張連濱主、於龍尾道上舞和風長壽樂、觀者以千數、初謂鮐背之老、不能起居、及于垂袖赴曲、宛如少年、四座僉曰、近代未有如此者、濱主本是伶人也、時年一百十三、自作此舞、上表請舞長壽樂、表中載和歌、其詞曰、那那都義乃美與爾萬和倍留、毛毛知萬利、止遠乃於支奈能、萬飛多天萬川流、　丁巳、天皇召尾張連濱主於淸涼殿前、令舞長壽樂、舞畢、濱主卽奏和歌曰、於岐那度天和飛夜波遠良無久左母支毛散可由留登岐爾伊天氐萬眦天牟、天皇賞歎、左右垂淚、賜御衣一襲、令罷退、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕天曆元年正月廿三日、內宴を行はれけるに、重明親王勅を承りて琴を引給けり、一絃ゆるかりければ、右兵衞佐淸正に仰てはらせられけり、先春鶯囀を奏し、後に席田をとなふ、

〔源氏物語八花宴〕きさらぎのはつかあまり、なんでんの櫻のえんせさせ給、〔○中略〕がくどもなどはさらにもいはず、と、のへさせ給へり、やう〳〵入日になる程に、はるのうぐひすさへづるといふ舞、いとおもしろくみゆるに、源氏の御紅葉の賀のをりおぼし出られて、春宮かざしたまはせて、せちにせめのたまはするに、のがれがたくて、たちてのどかに、袖かへすところをひとをれ、氣色ばかりまひ給へるに、似べきものなくみゆ、〔○下略〕

〔續敎訓抄四壹越調〕春鶯囀

狛光時記云ク、去永久三年二月十二日、白河殿朝覲行幸ノ日、春鶯囀アリ、舞人行高左一者急聲一帖ノヨシ、笛吹正清ニ約束シテ樂屋ヨリ出了、而急聲ニ至テ、正清第二反ヲ吹加ユルキザミ、行高庭ニ居テ舞ヲ奏スルニアタハズ、爰ニ光則光時等ハ、違亂ナクコレヲ舞、上下ノ諸人耳目ヲ驚ス、行高誠ニ當坐ノ面目ヲウシナフ、其恨ヲナグサメガタクシテ、樂屋ニ入テ後、正清太コ打能元等ヲ勘發セシメテ云ク、此急聲ニオイテハ二反一反ノ相論未詳、仍一反ノヨシ其約束ヲカウフリナガラ、自由ノ違約尤不審也、但樂人自トシテ舞人ノ教訓ニ相叶ハザルテウ樂所第一ノ違例ナリ、思其意趣何事哉、正清答申云、樂興アル時ハ約諾ヲ背テ吹加之、來落不易ノ例ナリ、就中光季存生之時、此急聲ニオイテハ二反ノヨシ、慥ニ其習ヲ存ス、全ク樂人ノ新儀不審ニアラズ、而其證據貴賤皆シロシメス所也、爰ニ光則難申テ云、故光季ニオイテハ、尙モ舞曲重代ノ指南トシテ、廻雪相傳ノ家風ヲマナブ所ノ傳受、祖跡才藝殊ニ群ニ拔タリ、此道ニ私ナシ、就中正流末流兩家相承、此急聲一曲ニカギラズ、雲泥懸隔ノ由緖アリ、又彼氏ノ淺深同日ノ論ニ不及、凡道ノ習、嫡ト庶トノ勝劣又相異ナリ、而一具ノ耻辱ヲノガレンタメニ、第二反猶疑說ニオヨブ條、已ニ万代ノ嘲哢ヲマチク、其身ノ瑕瑾トイフベキ歟、時ニ行高閉口、凡相論ノ間、上下諸人コレヲキク、仍當家ノタメ子孫ノ爲、シルシオクトコロ如此シ、

〔台記〕康治元年三月四日丁酉、一切經會如恒例、今曉、入道殿〇藤原忠實尼御前、菖蒲丸等、渡御棧敷、已刻兩院臨幸〇鳥羽、崇德、中略、今日舞、進退優美万人屬目、欲舞春鶯囀、其間行則申云、光時童舞、急聲二反、行則舞一反、第二切絕之由所承也者、入道殿仰云、第二反度、行則不可舞、因冥加、第二反時跪候、權大納言宗輔卿〇長絲竹道云、康和御賀、故光季〇光時曾祖第二反給了由所申也、今光時、舞二反如何、答、光季秘藏歟、余〇藤原頼長案此事、件卿、自本願憲〇願憲一本作願恐一光時、今所云、若詐貶光時歟、胡飲酒間、清信多失錯、可謂恥、今日事、具次第、因委不記、

〔續敎訓抄四 壹越調〕春鶯囀

永治二年〇康治元年三月三日、平等院一切經會ナリ、此日太上法皇〇鳥羽ノ御幸アリ、願主禪殿下〇藤原忠實舞人光時ヲ召テ、仰下サレテ云ク、年齡已ニ高シ、後會何レノ時ヲカ期ベキ、然バ今日ノ舞ニオイテハ、丁寧ヲ存ベキナリト云々、光時申云、舞ノ體ハ善惡ヲ申ニアタハズ、思モヨリ候マジケレバ、舞ノ切ヲ不レ殺シテ可レ奏ト申畢、樂屋ニ歸テ行則ニ對テ云ク、今日舞其切ヲ略スベカラザルヨシ申上了、今春鶯囀急聲二反アリ、行高不レ舞レ之、行則同前歟、然バ行則舞ニ立ベカラザル歟、將又第二切ヲ略ベキ歟、于レ時則助云ク、急聲二反ノ有無尙異論ナリ、舞切ヲ略ベカラザルヨシ申上了、今日不レ奏之者、異論ノ語ニ引レン歟、必可レ被レ奏也ト云々、爰ニ行則舞ニ立ベカラザルヨシ申トイヘドモ、依二御定一立舞、第二切ニ至テ舞臺ノ上居畢云々、

〔古今著聞集六 管絃歌舞〕康治元年三月四日、仁和寺の一切經會に、兩院〇鳥羽、崇德、御幸有けるに、入道殿下〇藤原忠實參らせ給けり、春鶯囀を舞ける時、行則申けるは、光時颯踏急聲二反を舞、行則一反を舞、第二之切絕たり、入道殿仰られけるは、第二反のたび則舞べからず、是によりて、第二反の時はひざまづきて候けり、京極大相國宗輔其時大納言にて候はれけるが申されける、康和御賀に、光時が曾祖父光季、第二反たゆるよし申侍き、いま光時二反をまふいかゞ、もし光季秘藏しけるにや、宇治左府御記には、件の卿もとより光季をにくみていはれけるにやとぞ、かき給て侍るなる、

〔玉海〕安元二年二月廿一日丁酉、此日御賀〇後白河五十賀試樂也、〇中略

左春鶯囀舞人插レ笏不レ祖、仁平祖レ之、不レ可レ然由見二宇治左府記一、立樣同二万歲樂一、序一遍、颯踏一遍、入破三遍、鳥聲一遍、急聲一遍、

〔敎言卿記〕應永十六年五月六日戊寅、禁裏御懺法講初日、壹越調、〇中略天長寶壽樂颯踏同入破、〇下略

〔難波宗建卿記〕享保十七年正月十八日、今日春鶯囀久中絕再興之事度々雖レ有レ仰、及二數年一不レ能二再興一、去々年此事再應被二仰出一、至二今年一必可二再興一、若於レ背レ仰者、樂所可レ及レ難之由也、實長朝臣奉之、既及二御請一、

玉樹後庭花

仍今度有再興、雖然依爲初度、師家之輩許相勤度之由、奮冬内々言上、今日舞人二人於管方者音頭師家之面々役之、舞首尾了、甚有御感、就中辻豊前守狛近任依爲上臈、件一人預勸賞、叙正四位上、且五人輩爲賞賜太刀馬代、銀十兩自實長朝臣被沙汰之、○中略實長朝臣賜紫組懸緒、大曲再興之賞也、

〔枕草子九〕しらべは

うぐひすのさへづりといふしらべ

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越曲　玉樹後庭花

〔教訓抄三〕玉樹後庭花○中略　又金鈿兩臂垂謂之、一名玉樹曲子、一名陳宮怨、見許渾詩、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　玉樹後庭花、氣與具志由古傳以具和、尋常略後庭花三字、一名玉樹曲子、又金釵兩臂垂、又霓裳羽衣、又壹越婆羅門、

按、文獻通考等書、金釵兩臂垂、霓裳羽衣、玉樹後庭花、各別曲也、本邦或爲同曲者、想當初金釵霓裳之兩曲、傳舞體耳、而不傳聲曲乎、因舞彼兩曲、則奏玉樹、因之遂誤爲同曲者乎、此例間亦有焉、

〔通典百四十五樂〕雜歌曲

玉樹後庭花、堂堂黃鸝留、金釵兩臂垂、並陳後主所造、恒與宮女學士及朝臣相唱和爲詩、太樂令何胥採其尤輕艷者、以爲此曲、

〔唐會要三十二〕雅樂

武德九年正月十日、始命太常少卿祖孝孫考正雅樂、至貞觀二年六月十日、樂成奏之、太宗謂侍臣曰、禮樂之作、蓋聖人緣物設教、以爲撙節、治之隆替豈此之由、御史大夫杜淹對曰、前代興亡實由於樂、陳之將亡也爲玉樹後庭花、齊之將亡也而爲伴侶曲、行路聞之莫不悲泣、所謂亡國之音也、以是觀之、蓋樂之由也、太宗曰、不然、夫音聲感人、自然之道也、故歡者聞之則悅、憂者聽之則悲、悲悅之情在於人心、非由樂也、將亡之政其民必苦、然苦心所感、故聞之則悲耳、豈樂聲哀怨能使悅者悲乎、今

玉樹後庭花伴侶之曲、其聲俱存、朕當爲公奏之、知公必不悲矣、

〔體源抄 三下 壹越調〕玉樹後庭花〇中略 又金釵兩臂垂謂之、〇中略 又名一越波羅門、

〔續教訓抄 四 壹越調〕玉樹後庭花

抑此金釵兩臂垂ニオイテハ、各別ノ曲ト見及ブトイヘドモ、堀河院ノ御位ノトキ、粗此由緒ヲ聞召シ及テ、寛治二年ノ春ノ比、光季ヲ召テ御タヅネアル、則奏之申テ云ク、彼裝束ニオイテハ、先年ノ比、ワヅカニ元興寺ノ寶藏ニ、玉樹裝束ノ唐櫃トイフ銘候シ由、粗承及トイヘドモ、未ダ其眞僞ヲシラズ候旨、陳申上ニヨッテ、元興寺ヘ勅使左大辨大江匡房ヲ下サル、寶藏ヲ開テ實檢セラルル處、唐櫃ノ銘文ニ云、玉樹金釵兩臂垂裝束二具納之ヨシ、カキノセラル、處ナリ、〇中略 抑光季年來ノ不審ヲ披ガタメニ、勅使左大辨匡房ノ許ニ行向テ、名府ヲ捧テ玉樹金釵兩臂垂通名ノ子細、尋申サレケルトコロニ、答申サレテ云ク、玉樹ト兩臂垂ト共ニ、陳ノ後主所造ナリ、而モ一曲タリ、未其因緣ヲ知ラズト雖、彼作者別人ニアラズ、而兩臂垂曲未コレヲ見聞カズ、但シ唐櫃ノ銘文尤詳ナリ、予ガ不審同以開之、然者今ニオイテハ、玉樹金釵兩臂垂ト云ベキ歟、就中舞ノ說ニツイテ、別相傳アルヨシ今聞之、仍此銘文ニ付トイヘドモ、誰非據トイハンヤ、加之仍彼唐櫃ヲ相具シテ、上洛アルベシトイヘリ、

〔龍鳴抄 上 一越調〕玉樹後庭花 玉樹といふべし

拍子十四、はじめ二拍子は序にす、つぎのかへりは十二拍子、この樂はむかしいみありき、そのゆへは、帝王この樂をこのみせさせ給き、さかるほどによにえきれいをこりて、人民百姓ほろびうせき、その時公卿せんぎありしに、ひとりの大臣、この樂の故なり、これをながくとゞめらるべしと、さだめられしかば、ながくとゞめられにき、一兩代過て、又帝王このがくいみじくおもしろかりけりとて、またこのませ給、公卿いみありしかば、とゞめられにし物也、更に／＼さぶらふべか

らずと申されしに、宣旨云、管絃はさらにいみなし、人の心を自然に感せさする也、なげきある物はきけばなげく、よろこびあるものはきけばよろこぶ、人の心にしたがふ物也、がくによるべからず、よりて貞觀二年六月十日、内教坊にたまはりて、成樂のゝちそうす、それたよりてさらに世あしからず、しかれば正月節會に是を奏す、

〔仁智要錄四壹越調〕玉樹後庭花　　拍子十四、可ㇾ彈二八反一、但第二反以後每遍拍子十二、合拍子九十八、從二第七反一打二三度拍子一、　南宮橫笛譜云、但須ㇾ從二六反一終加二一拍子一而可ㇾ打也、從二七反一正打二三度拍子一、此則諸曲通例也、以下諸曲可ㇾ准ㇾ此可ㇾ打、今世第八帖打二三度拍子一、略時彈二二反一、終帖上大鼓、舞出入用二調子一、　中曲　新樂

〔雜秘別錄〕玉樹

つらのまひといひて、かずあまたたちてまうまいは、舞臺の左右にたちむかひてこそまうに、これは舞臺の南方にきたむきによこざまに、八人たちて八反をまうなり、心はたまのうへきとかきたり、木をすぢやりてすぐにうへたるよしにこそ、一のものはにしのはし、二の物はひむがしのはし、三の物は又にし、四の物は又ひむがし、かくなかざまへ下らうしだいにたちて、八反があいだ、一反づゝたちかはりてまふなり、りやくする時は、二反一帖八帖をまふなり、四反にたちかはりて、のちの四反をもとのざせきにたちなをるなり、りやくする時には、たちかはる事なきにや、

〔教訓抄三〕玉樹後庭花　　有ㇾ甲近來不ㇾ用之　　中曲　新樂

有二八帖一、拍子各十二　一二三帖、如ㇾ常　四帖、下手端渡切　六帖本立所渡還切　平立舞也、以二並立一爲二平立一、初者以ㇾ中爲二上一四帖、以後以ㇾ端爲ㇾ上、從二六帖一亦以ㇾ中爲ㇾ上、欲ㇾ渡之時如ㇾ此、以ㇾ中爲ㇾ上也、(朱書)略定ノ時ハ、必左右ノ端爲ㇾ上秘事也、

一帖拍子十四　初ニ序吹二拍子アリ、加ㇾ此定樂ニ成後至二八帖一拍子十二　終帖加二三度拍子一略定之時、一八

帖舞也、（又云、從第七返打三度拍子、終帖打三度拍子、）

貞保親王譜云、但須從六返、終加一拍子而可打也、從七反正、（打三度拍子、）抑此曲別習、謂之金剛兩臂垂、（玉樹與兩臂垂、陳後王所作ナリ、大江匡房說也、○中略）

承和遣唐使舞生件歸朝之間、此樂忘タリケレバ、又ツカハシテ此朝ニハ習トヾメタリ、

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、○中略女舞ハ春鶯囀、十人玉樹、十二人

〔教訓抄七〕舞番樣

無答舞　玉樹（昔有別裝束、此世失了、有甲、中古諸肩袒、細著也、今世ニハ諸肩袒尻引也、謂之玉樹後庭、又金剛兩臂垂、）

〔續教訓抄四壹越調〕玉樹後庭花、○中略昔有別裝束、但今无之、仍用常裝束、中古細著、諸肩袒、著甲、今如常舞、雖然又用細著事在之、可依時也、爲平立舞、答舞綾切、

〔舞樂要錄上〕舞番

左玉樹○中略　右綾切

同例　大法會

雲林院塔供養（應和三年三月十九日）　左○中略　玉樹○中略　右○中略　綾切

朝覲行幸

同（○康和）四年正月二日　左○中略　玉樹○中略　右○中略　退宿德

〔教訓抄三〕玉樹後庭花

治曆二年正月廿六日、宇治殿召光季、舞樂間事、御タヅ子アリケル內、霓裳羽衣曲ハ、今ノ玉樹ノ中、別ノ舞ノ手ノアルヨシ、タシカニ光高勘申上タリキ、汝ハシレリヤ如何、此仰ニツキテ、ソコヲハラヒテ申上處ニ、シキリニ御感ニアヅカリテ罷出了云々、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　壹弄樂弄音如耶、下皆同、

〔伊呂波字類抄伊人事〕壹㖿樂イツロウラク

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　壹弄樂、以千呂字羅具一名一隆樂、又承天樂、

〔樂考壹越調〕壹弄樂　又名承天樂

按ずるに、唐樂曲承天樂といふ二つあり、一つは高宗の時に所作、一つは玄宗の朝に所作、太常卿韋縚が作也といふ、

〔龍鳴抄上一越調〕一弄樂いちろうらく

拍子十四、四反すべし、新樂、このまひ狛家ならはずとかや、藥師寺にのりきよといひし三鼓うちまひければ、清貞もまなりてやあるらん、いまだたづねず、

〔仁智要錄五壹越調〕壹弄樂　弄或作隆、拍子十可彈四反、㕣拍子四十、終帖打三度拍子、　中曲　明暹横笛譜云、急名承久樂、大戸清上作、

〔大日本史禮樂十四〕續教訓抄引醉鄉日月曰、承天樂、博士馬順等作、或云、武太后作、今無所考、按新唐書、通典並云、高宗時、張文收作景雲河淸歌、名曰燕樂、分爲四部、其四曰承天舞、唐書又云、中宗時、大常卿韋縚制六曲、其一承天樂、然則爲淸上所作者、恐非、今姑從舊說、

〔教訓抄六壹越調〕壹弄樂　拍子十　又奏天樂云、又一隆樂、　新樂

此樂者大戸清上作之、舞者大戸眞繩作之、仁明帝之時云々、或譜云、此舞ハ玉手則清之家ヲ可尋ト申タレドモ、其子孫于今侍ドモ不傳習云々、忠拍子アリ、有序ケレドモ絕畢、此破南宮說、自中穴吹出之、加拍子時打三度拍子、

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　賀殿古老傳云、承和遣唐判官藤原貞敏、以琵琶傳曲、林眞倉奉勅作此舞、

〔樂家錄〕二十八樂曲訓法中華曲

壹越調　賀殿 加傳率、二字共清、一名嘉殿樂、又甘泉樂、又含泉樂、舊記曰、破謂嘉祥樂急、謂賀殿云々、

〔樂考〕壹越調賀殿 賀嘉通用

按するに、隋朝に河傳曲あり、煬帝卞河を開れし時に作れる曲也、嘉祥二年、閑院行幸の時、狛光季奏請して、賀殿を以て萬歲樂に代ふと云こと、著聞集に見えたり、然らば河傳賀殿字音同じきが故に、文字をあらためて、新殿を賀する樂をなせしなるべし、

〔竹苑日涉〕四賀殿

壹越調曲有賀殿、䌫名類聚鈔曰、承和中遣唐判官藤原貞敏以琵琶傳此曲、一曰、貞敏受之唐廉承武、然唐時樂府無有此目、熙疑當是河傳、以國音同訛耳、西涼州作最涼州、康老子作小老子、越殿樂作越天樂、大酺樂作大補樂之類也、按碧溪漫志曰、水調非曲名、乃俗呼音調之異名、脞說云、水調河傳煬帝將幸江都時所製、聲韻悲切、帝樂之、蓋水調中河傳也、河傳唐詞存者二、其一屬南呂宮、凡前段平韻、後仄韻、其一乃今怨王孫曲、屬無射宮、以此知煬帝所制河傳、不傳已久、然歐陽永叔詞內、河傳附越調、亦怨王孫曲、今世河傳乃仙呂調、皆非也、○下略

〔敎訓抄〕一賀殿

延長二年正月廿五日、太上法皇○宇多奉賀天皇○醍醐卌算ノトキ、舞ヲ奏セシ內ニ、含泉樂四人舞、是賀殿異名也、古老賀殿ノ別名ト申處、或目錄黃鐘調ノ內ニアリ、シカラバ別舞カ、不審ノコル可尋云々、

〔龍鳴抄〕上一越調賀殿(かてん)

てうしをふいて、とりのきうをみちきにす、かこを打べし、いくかへりとさだめず、まひのゆきたちをはるに隨ふべし、

破拍子、十四反すべし、たゞしいまの世三反する也、まひのたえたるがずゐのてうの末二拍子を

みだしひやうしにうつべし、急拍子廿四反すべし、たゞしこの世三反する也、はてのてうに拍子をあぐべし、口いる時は、また急をもまひの立かへりて、がくやにむかふ時、拍子をくはふべし、このがくはたうよりは急をつたへたるなり、破をば嘉祥樂といふ、こゝにはじめて破としたるなり、貞敏(さだとしといふ人なり)たうより比巴にならひてきたるなり、舞林眞倉といふ人つくる、大宗人なり、但可尋、

さらゐつきといふ事あり、いる時あることにや、たしかならぬことなり、

〔仁智要録(四壹越調)〕賀殿　賀或作嘉　破拍子十、可彈四反、　長秋卿横笛譜云、但不加撥、急拍子廿、可彈四反、終帖加拍子、　南宮横笛譜云、打三度拍子、合拍子百廿、今世破彈二反、終帖二拍子上大鼓、急第四反舞更居突同帖拍子、略時破彈一反、末二拍子上大鼓、　急彈三反以下彈二三反時、終帖加拍子、彈一反時從第十一拍子上大鼓、舞出時彈鳥急、入時重彈當曲急、舞人南向時加拍子、他曲入樂皆倣此、　中曲　新樂　南宮横笛譜云、此曲承和遣唐使判官藤原貞敏彈于琵琶、末有動作、舞時以嘉祥樂爲破、以嘉殿爲急、以伽婁賓急爲中舞也、但件舞物師林眞倉作之、

〔雜秘別錄〕賀殿

さらゐつきといふ事は、べちの事なし、一の物ばかりまふとかや、ひざをつくをいふ、賀殿と、太平樂急とにこのてあり、(この中略)更居突、さらにゐつくとかきたるなり、

〔敎訓抄〔一〕〕賀殿　有甲　中曲　新樂

破有二帖、(拍子各十)急有四帖、(拍子各二十)

破二帖アリ、ツチハ一帖、舞二帖ハコモリタル物也、加拍子様、一帖乃至二帖ノ時モ、末ニ拍子加三度拍子、(秘事也)南宮笛譜ニハ、終帖、(加三度拍子、光時一說同之、)博雅笛譜云、不加撥、急四帖アリ、常ハ三返舞、(加終帖拍)

子、光時家一說、略時二返舞、終帖加二拍子一、猶略時ハ一返舞、自二半帖一加二拍子一、光時カ秘說云、第四帖ヲバ名二更居突一、タヤスク舞連事ナシ、殘シテ入綾ノ時舞レ之、秘事故也、急第二返ノ第二拍子ヨリ加二拍子一、自筆ノ舞譜付也、於二更居突一者、蒙二別仰一舞歟、只ノ入綾ニハ居手ヲバ舞ベカラズ、此曲入綾ハ四帖舞、サル程ノ舞人ハマハヌ也、〈○中略〉

或古記曰、大國ニハ國王ノ大賀セサセ玉フ時奏二此曲一云々、舞曲モ唐ニ候ケルニヤ、非レ無二不審一、可レ尋レ之、此舞ニ百拍子ノ說ト云事アリ、某習云、破二帖拍子二十、急四帖拍子八十、合百拍子ナリ、此說曰、破急チ連舞、破第二切末二拍子早成ノ加拍子、急ハ第四帖加拍子、

〔教訓抄六雙調〕嘉殿　拍子十

右目錄ニハイレラレ侍ラネドモ、近來曳物ニツネニシテ、侍也、是モ忠拍子ニ吹ベシ、加拍子時ニ、拍子三度

急

是モ忠拍子ノ說候ヘドモ、近來御前ノ御遊ニモ樂拍子ヲ用キラレ侍也、加二拍子一時打二一拍子一、

〔殘夜抄〕わたましこれは未だ承らねど、それもたゞ御遊普通のにてあるべきに、此殿といふ歌をうたふべし、其外かはりめいとなきにや、樂にも必ず賀殿あるべきとぞ聞侍し、

〔教訓抄七〕舞番樣

賀殿有レ甲、嘉殿ト云、片肩袒、有二入綾一、井更居突手一、　長保樂片肩袒、破保曾呂久世利、急加利夜須云、

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、〈○中略〉賀殿、甲アリ、片肩袒、入綾アリ、一人舞之、

〔舞樂圖〕賀殿唐朝　六人舞或四人

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　賀殿舞人六人常裝束、甲異、體源抄曰、著、袍、

〔樂家錄 三十六 番舞〕壹越調之曲

賀殿 中曲　番舞古鳥蘇、大曲 或地久、白濱、已上準大曲 延喜樂、長保樂、已上中曲 林歌、小曲

〔舞樂要錄 上〕舞番

左賀殿 ○中略　右長保樂 或地久 或延喜樂

同例　大法會

金剛心院供養 仁平四年八月九日　左 ○中略 賀殿 ○中略　右 ○中略 古鳥蘇

東寺舍利會 康永五年五月　左 ○中略 賀殿 ○中略　右 ○中略 延喜樂

八講

鳥羽院御八講 仁平四年三月廿二日被始行、同廿五日結願、第四日 五卷日 夕座了供舞　左賀殿 ○中略　右地久

朝覲行幸

同 ○康和四年正月二日　左賀殿 ○中略　右長保樂

同 ○永久二年四月廿日　左賀殿 ○中略　右狛桙

大治二年正月三日　左 ○中略 賀殿 ○中略　右 ○中略 皇仁

御賀

康和四年 白河院五十御賀　試樂三月九日　左 ○中略 賀殿　右 ○中略 林歌

〔扶桑略記 二十六 村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、○中略 次奏賀殿、舞人兼通朝臣、親賢朝臣、

〔榮花物語 二十 御賀〕治安三年十月十三日、殿の上の御賀なり、○藤原道長妻倫子六十賀、中略、かてん ○かてん原作かたて、今據一本改、は源の大納言の御子右近の少將あきもと、皇太后宮の權大夫の御子の左近の少將すけふさ、ともたふの源の宰相の御子右近の少將もろよし、近江の守なりまさの朝臣の子右馬の助みちなりなどなり、資通は藏人の侍從五位にてまふべきを、侍從は衞府ならねば、俄に右馬の助にはな

させ給へるなりけり、かざしの花ども、しろがねこがねの菊をつくりて、この公達みなかざしたり、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕嘉保二年八月八日、院河○白に行幸河○堀ありて相撲を御覽せられける、江帥匡○大江房兼日に式をつくりて奉ける時、舞人狛光季申けるは、万歳樂をとゞめて賀殿を奏せんと思、そのゆゑは一には萬歳樂は毎年に御覽せらるゝ曲也、一には祝は賀殿おなじかるべし、一には舞興賀殿まされり、一には此院新造たり、賀殿の儀あひかなへり、江帥このよしを奏せられければ、しかるべき由勅定有て、まづ賀殿、地久を奏しけり、其時の内裏は堀河院、仙洞は閑院にて侍けり、程ちかければ、かちの行幸にてぞ侍ける、

〔教訓抄一〕賀殿

或記曰、狛行光生年十六歳ニシテ、父行高ニ賀殿ノ曲ヲ習、其後春日社へ參詣ノ度ゴトニ、カタガタニ立寄テ、密々ニ此曲ヲ舞テマキラスル事、年月ヲヘテ後、重病ヲウケテ令逝去畢、冥途ニオモムク間、貴客相副ヘリ、炎魔廳庭ニ參給時ニ、ゴクソツハゲシクセメントスル處ニ、此貴客マゲテコヒウケ給フ、仍カヘサルヽ時ニ問云、コハタレ人ノソハセ給テ、忝クコヒウケサセ玉ゾト申所ニ、貴客答云、我ハコレ春日大明神ナリ、汝年來我ニ心ザシフカキコトアサカラズ、其恩ヲホフゼンガタメナリト仰ラレテ、地獄ノアリサマユカシ、キミセント仰ラレテウセサセ給ニ、コレヲミル凡機モ心モ失ヌルホドノコト也、見終後ナク〳〵申テ曰ク、イカヾシテ此ノ苦ヲハナレ候ベキト申セバ、父母ニ孝ヤウスルニスギタル事ハナシ、ハヤク本國ニカヘリテ此ヨシヲカタルベシト仰ラルトオボユレバ、貴客モ見エサセ給ハズ、又蘇生シヌ、其後仁平二年九月二日、令逝去畢、生年六十三　御社撿記ニ、解脫聖人貞慶ト申シテ、世コゾリテ生佛ノゴトク、タットミタテマツリシ人ノカキオカセ給タリ、又說法ニモ度々セサセ玉シ也、然間件ノ行光ハ无下ニマヂカキモノ

ナルニ、樂所ニハ舊記ニモ見ヘズ、云傳タル事モ侍ラバ、旁不審无極トイヘドモ、コヒウケ給ハルガメデタク貴ク侍レバ、心アラン人ハアヤシノ曲ナリト、合掌廻向シタテマツルベキ也、仍テコレヲ注シ侍ル也、

〔三長記〕建久七年十一月五日庚辰、天皇〇後鳥羽行幸于賀茂社之日也、〇中略次引入神馬於中門內、次東遊、次神樂、次音樂、左、萬歲樂、賀殿、陵王、右、延喜樂、地久、納蘇利、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年三月四日癸酉、今日於御所鞠御壺、覽童舞、〇中略又右近將監中原光氏、廻雪奏賀殿之間、給祿物、五衣、能基朝臣役之、

〔教言卿記〕應永十六年二月十六日、夜前禁裏御樂、〇中略賀殿破、同急、〇中略賀殿破珍敷、〇中略賀殿破予及九十、樂祗候其席、

〔樂家錄二十八樂曲訓注〕壹越調　胡飲酒古律志由、酒字濁、一名酔胡樂、又宴飲樂、飲酒樂別名、亦謂宴飲樂異之乎、

〔樂考壹越調〕胡飲酒　未詳

按ずるに、唐散樂部に蘇郎中戲といふあり、後周の世蘇葩といひしもの、酒に酔りし體を象りし舞也といふ、後戲樂郎胡部の舞なれば胡飲酒といふ、もしくは蘇郎中戲の事にや、統秋一名宴飲樂といひしはあやまりなり

〔大日本史禮樂十四〕按教坊記、曲名有胡酔子、不詳異同、

〔教訓抄四〕胡飲酒〇中略一名宴飲樂〇中略

班蠡所作也、胡國人飲酒酔テ奏此曲、摸其姿乙、舞曲[illegible]者酒杓也、此事不詳、可尋、又云、胡國王舞之也、桴ハ笏ナリ、

或書云、承和年中奉勅、舞方大戸眞繩作之、樂方大戸清上作之、然者如青海波、此朝ニシテ作改タルカ又新作歟、不詳、可尋之、又兒女子牛飼童酒酔鄉之姿所舞、舞者源家ニ留ル、土御門御一家樂者被下坊家、是習傳、今者有諸家、

〔龍鳴抄上一越調〕胡飲酒

序拍子七、二反すべし、破拍子七、七反すべし、三反のすゑに拍子をこめて三度拍子にうつ、まゐ古亂聲にいづるときは、拍子あげているなり、

〔仁智要錄〈五壹越調〉〕胡飮酒　序拍子七、可ㇾ彈二二反一、破拍子十四、可ㇾ彈二七反一、南宮長秋卿橫笛譜云、可ㇾ彈二五反一、終帖打二三度拍子一、今世破彈二七反一、從二第二反一十三拍子、打二三度拍子一、舞人多時助曰、三度拍子之中或加二小撥一、　樂所預源賴能曰、雖ㇾ有二此說一不ㇾ用之、　略時序彈二一反一、破五六反、舞出吹二林邑亂聲一、入時重彈二當曲破一、但打二三度拍子一、　小曲　古樂

〔雜秘別錄〕胡飮酒

まことに舞にとりて、ことなるひさう大事の物とかやこれをまひつれば、くゑんじやうをかぶる、みたるにたゞおなじていにて、いづくに秘事あるべしとも見えねども、をり〳〵ふるまひて出いりにつけて、ひさうの事どもありとかや、又つたはりもあるべきことは、いづれもといひながら、事どもありげなり、多助忠正達にうちころされて、氏の者おなじくうちころされ、いきのこりの子どもにて、あに忠方、おとゝ近方、わづかに十三四のものどもにてありけるには、堀河院すけたゞにめしとひたる事どもを、おの〳〵にたる事にしたがひて、御はからひありて、みちをつがせさせおはしましけるうち、たゞかたはこいむず、近方はかぐらふぞくをきはめけるとかや、そのゝち中院太政大臣殿〈○源雅實〉こいんずをつたへさせ給て、忠方が子たゞ時にもをしへたびけるにや、その御日記には、忠時こいんずまふ、さうでんなき事どもあり、自由らうせきのをのこなりなど、かゝせ給たる所もあり、又ゆゝしくほめさせ給たる所もありとかや、そのおほい殿は、ちかくまでおはせし、おほみやのすけ定仲と申し人、仁平の御賀〈○鳥羽〉にわらはまひせられけるには、その人によく〳〵こまかにをしへさせ給けるにも、やう〳〵の事ありけるとかや、いまは忠時がすゑこそは、こいんずまふべきにて、されど多久行おほみやのすけに、こまかにならひたて

まつりたりとて、おきの院〇後鳥羽の御前にて御覽あり、おほみやのすけ、ゆめを見たるとぞ、よには申ける、白河のさんばうゐんくやうに、おほみやのすけまひたまひけるに、みちをあしくいで給たりけるを、時の人のしらぬおもてかたしてさみつる事よと、そしりければ、さかさはずこそおぼえざりつれとてありける程に、まことにはそれがめでたき秘事にてありけるが、かゝるさたいできてのち、あらはれてのちは、たれもしりにたり、ことまひの出るみちにてはあらで、太鼓正このなかよりいづるなり、樂の名は胡飲酒と、やがてかきたむめり、口傳にもいかめしげなるものら、よく〱さけにゑいたるにて、このいでやうもみちまよふてといふとかや、これはあぶなし、たいこのばちの樣なるものをもちたるも、人はばちとしりたり、天王寺のものは、がくやの太鼓のばちをとられたれば、かたばちにてうつとしりたりとかや、まことには酌といふものなり、ひさごつぶりのさけいれたるものなり、えながひさごなどいふものなり、さけのまするへいじとりを、しやくとりといふもこの心なるべし、破をするに太鼓をあぐる事は、第二反のするゑ二拍子をこめてあぐると、たれもしりたり、それに持明院の御所にて、そのかみふぢ井の中納言まいりて、舞たてたるやうして、遊びを申おこなはれしにまいりて、琵琶ひきしに、亂聲してのち序ありき、破やがてありしに、孝時太こをうつとて、第二反のかしらよりあげんとせしを、めを見やりてするゑ二拍子よりあげさせたりしを、はてゝのちふぢゐの中納言、あれは第二反のかしらよりあぐるもさもあるものを、七反の時こそするゑよりはあぐれ、略するには三反も五反もあるには、又大鼓をもひきあげて半くはふるなりといはれしかば、さは候はぬものをとばかりは、なをつぶやきしかども、さすがさ程の人を御前にてつめふせんもあらかりしかば、一ことばばかりにてやみし、のちにぞ宮に申しやうは、略すと申すも、三反のゝちをこそ舞も略し候へ、三反よりさきば、いかにも略し候はずとこそうけたまはり候へと申しかば、そはさぞかし、ひが事をいひし

なりとぞおほせありし、これはつちみかどの大納言殿〈通方〇源〉も、大みやのすけによく〳〵ならひたる人にておはしますも、この言にぞおほせられし、いまはいかゞおほせられんずらむはえらず、

〔敎訓抄　四〕胡飮酒　有二別裝束一　小曲　古樂〈〇中略〉

序二帖　拍子各七　破七帖　拍子各十四

序二帖、〈第二帖舞人居、秘事内云々、〉破七帖、〈第二反之末籠二二拍子一打二三度拍子一、是多氏說、第三反ノ頭ヨリ打二一拍子一、山村氏之說、〉舞五返時、〈従二第二反頭一打二三度拍子一〉賴吉說、〈第三反末加二二度拍子一〉惟季說、〈加二一拍子一〉

此舞昔ヨリ右舞人多氏舞、其故不レ知可レ尋、

當曲作法、〈自二右樂屋一渡二左之樂屋一、着二裝束一、左右頗饗應シテ一盃酒ヲ勸ムル例ナリ、先奏二古樂亂聲一、御使三度、太上天皇臨二白家御隨身勤一レ之、法皇之時ハ聽官左ノ樂屋ヘ來テ右膝突テ仰ナリ、然ニ承久二年水無瀨殿舞御覽日、御隨身某右方ニ仰タリキ、御隨身尾籠ト上下申キ、〉舞人出テ亂聲一曲ノ後止テ、亂聲各禰取、〈如レ常〉

次序二帖〈有二居事一〉　次破七返、舞踏シテ如二大輪一舞廻、〈其姿如二打輪一〉如レ此舞テ七帖ノ終ニ北廻向テ終ナリ、

而近來樂七反、舞不レ合レ間、〈大旨八返九反吹ナリ、心得ザル故ナリ、〉

〔敎訓抄　六　雙調〕胡飮酒破　拍子十四

是モ忠拍子ナリ、サレドモ呂歌、田中井戸ニ合タルユヘ、樂拍子ヲ用タル也、但シ歌ニ合時ハ少シノゾク所アリ、加二拍子一、〈一拍子打之〉

〔吉野樂書〕一胡飮酒、ハウヨリウヘニ黑キハンヒヲキル也、總ジテミナ左前ニキルナリ、胡人エビス也、七ノ秘事ノ内ニ、三位殿ノ方ニハ太鼓ノ前フルマヒ、祿給ハル所ムツケテハナラズ、樂屋ノ御使ハ右ヘ行ン秘事也、

〔敎訓抄　七〕舞番樣

胡飮酒〈有レ面、別裝束、有二入綾一、源氏、並多氏舞也、〉　林歌〈有レ甲、別裝束、金鼠付、〉

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　胡飲酒、舞人一人　面、帽子、袴、常異　袍、裲襠、腰帶　沓、大概同新靺鞨香　桴、

〔樂家錄三十六番舞〕壹越調之曲

胡飲酒小曲　番舞林歌、或新靺鞨、已上小曲

〔舞樂要錄上〕舞番

左胡飲酒〇中略　右新靺鞨

同例　大法會

法金剛院御堵供養保延二年十月十五日　左〇中略　胡飲酒〇中略　右〇中略　新靺鞨

朝覲行幸

同保延〇五年正月四日　左〇中略　胡飲酒　右〇中略　崑崙

御賀

康和四年白河院五十御賀　試樂　三月九日　左〇中略　胡飲酒　右〇中略　皇仁〇中略　後宴　同廿日　左〇中略　胡飲酒〇中略　右〇中略　納蘇利童

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽ぜられけり、〇中略　胡飲酒〇中略　これらを御覽ぜられけり、

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略　次胡飲酒、兼通朝臣、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕治曆三年十月廿二日、於中殿御覽童舞、權中納言源顯房之息雅〇實　舞胡飲酒、召御前給御衣、祖父內大臣源朝臣師房起座拜舞、

〔殿曆〕康和二年六月十五日庚戌、今夜右舞人助忠幷子時方被殺害了、採桑老幷胡飲酒神樂絕了、非唯爲彼等、實是輕慢朝威、

〔續古事談 五諸道〕左舞人光末申ケルハ、○中略正方死ナムトスル時、正助胡飮酒ノ事ヲトヒケレバ、マコトニヲシヘタリ、ソレニトヘトナム云ケル、○中略胡飮酒ハ村上ノ御時、忠義公○藤原忠通殿上人ノ時、タビ〳〵御前ニテ此舞ヲ奏シテ、多好茂ニツタヘラレケリ、○中略白河院ノ御時、臨時樂アリケルニ、正助ウセテ後、胡飮酒舞べキモノナカリケレバ、時助ヲ召テ、父正方コノカミ正助コノ舞ヲ傳ヘテタビ〳〵奏シキ、汝サダメテミナラヒケン、ツカウマツレト仰ラレケレバ、イマダナラハヌヨシ申ケルヲ、ナホツカマツレ、汝ガ子助忠、正助ニナラヒタルヨシキコシメス、カレニイヒ合テツカマツレト仰アリケレバ、シブ〳〵ニ仰事ナレバ、ツカウマツルバカリナリトテ、マカリタチニケリ、コノ詞チイナリトナム人々イヒケル、サテソノタビ舞テ賞カウブリニケリ、時助ガ子タビ〳〵舞テ勸賞カウブレリ、助忠正連ニコロサレテ後、ナガクコノ舞タエニケリ、タヾシ後冷泉院ノ御時、殿上人ノ舞御覽ジケルニ、雅實ノオトヾ童ニテ正助ニ此舞ヲナラヒテマハレニケリ、勅祿ヲタマハル時、感ニタヘズ祖父土御門大臣○源師房座ヲタチテ祿ヲトリテマハレケリ、コレ當時欣感ノミニアラズ、村上ノ御時、實資大臣納蘇利マハレタル時、清愼公○藤原實賴タチテ舞給フ舊貫ナリ、白河院五十ノ御賀ノ時、此大臣ノ子雅定、童ニテ又コレヲ舞、助忠シニテ後、此舞絶タル事ヲイタミ思食シテ、白河院此大臣ニ仰ラレテ、助忠ガ子忠方ニヲシヘシム、大臣雅定ヲ師トシテ忠方ニヲシヘシム、最勝寺供養ノ時ハジメテコノ舞ヲ奏ス、父助忠ニナラハズトイヘドモ、コレハ正助ガオナジ流ナリ、正助ガイキタリケル時、外孫正連童名峯丸ニ胡飮酒ヲシフべキヨシ、白河院頭弁實政朝臣シテ仰ラレケレバ、正助峯丸ヲグシテ御前ニヲシヘニケリ、サレドモ正連ツミカウブリテ、カレガ流タエニケリトゾ、

久我大臣○源雅實カタラレケルハ、童ニテ宇治殿ノ御前ニテ、此舞ヲ御覽セシ時、正助ガヲシヘタル秘スル手ヲ舞タリシカバ、後ニ正助ハラダチテ、ソノ手ヲバタヤスクマハズトナン云ヒケル、此

日字治殿正助ヲハシノモトニ召テ、御衣二カヅケラレケリ、香染白也、忠時ガ嫡子景時マドヒウセニキ、忠義又ヌス人ニコロサレニキ、其後此舞ナガクタエニケリ、世ノ末ニナル事、カヤウノコトニモ思シルベシ

〔古事談 六 亭宅諸道〕久我大相國〇源雅實被授胡飲酒於忠方之時、授畢之由聞食テ、天皇〇堀河御覽之處、不叶叡慮、仍召相國被仰示其旨、相國被申云、授ニハ能授了、然而此曲ハ、頗ノサビニ舞所ニ候ヲ、天性無骨者ニ候間、幽玄之處ヲ、エマヒ候ハヌナリ云々、又被仰云、彼エ不舞處ヲ見合バヤ、仍被遣取装束於里亭間、退直廬解脱シテ高枕臥、依押移時剋、御使適到來之時、是ハアラヌ面也トテ、又被遣取他面之間、已及晩頭、遅參過法之間、有逆鱗ト御使申ケレバ、猶已乍臥、胡飲酒ハ參上之程アル物也ト被示テ、然装束シテ被舞ケリ、其曲神妙、天皇被仰云、凡力不及云々、

〔續世繼 二 紅葉の御狩〕康和四年三月十八日、堀河の御かど鳥羽に行幸せさせ給て、ちゝの法皇〇白河の五十の御よはひをよろこび給ふなり、舞人樂人などは、殿上人中少將さま〴〵左右のえらびし給ひき、童舞三人、胡飲酒陵王、納蘇利なん侍ける、その中に胡飲酒は源氏のわかぎみ〇源雅定なんまひ給ひし、袖ふり給さま天童のくだりたるやうにて、このよの人のえわざともなく、めもあやになん侍ける、御ぞかづけ給へるをば、御おやの大納言とて太政のおほい殿〇源雅實おはせしぞ、とりてはいし給ける、そのわかぎみは、なかの院の大將と聞え給しなるべし、

〔中右記〕康和五年十二月二十日乙丑、左近大夫將監狛光末入來云、近日有風病、爲逢醫師今日京上、年已八旬、命在旦暮、予〇藤原宗忠問曰、胡飲酒初見之後舞體如何、答云、少年之昔、多正方舞之二ケ度、正助五度、時助二度、助忠三度、見之處頗以不同也、先正方二ケ度、毎度相違之由、我祖父光高所申也、其後正助、時助、助忠等各頗相違、於是非者不習知之事也、今度去年内府若君〇源雅實子雅定舞此曲、尤雖有興、又頗所々違往古體、此舞絶妙、從昔相違有其疑者、〇中略又問云、採桑老如何、答云、〇中略至採桑老者

强無相違、至胡飲酒者每見之、必有相違、若是後舞之手有其數歟、將又不舞得本體之手歟、其不得心事者、件事尤依爲希代舞、光末言談愁以所記置也、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕長治貳年正月五日、朝覲行幸有けるに、胡飲酒中院右大臣〈○源雅定〉童にて舞給けり、左衞門督右大弁宗忠、宰相中將忠敎絲竹にたへたるによりて、樂屋の前に座を敷て著座せられけり、舞いまだおはらざりけるに、法皇〈○白河〉の召によりて、胡飲酒の童參りけり、靴をぬがず御前の簀子に候ければ、主上〈○堀河〉紅の御袙を給はせけり、右大臣〈○藤原忠實〉傳へ給はせけり、童庭上におりて舞てしりぞき入ければ、父內大臣〈○源雅實〉庭におりて拜舞し給ひけり、一家の人々みな下殿せられける、ゆゝ敷ぞ見え侍りける、御遊に忠敎卿笛をふかれけるを、主上とゞめおはしまして、みづからふかせ給ひけり、胡飲酒のわらはは、ふえふき給ひけり、めづらしくやさしくぞ侍りける、

〔續古事談 五諸道〕中院入道右大臣〈○源雅定〉童ノ時、公私トコロ〳〵ニテ、タビ〳〵胡飲酒マハレケリ、中納言ノ後舞ノ裝束シテ、白川院ノ御前ニ召テマハセラレケルニ、廿餘年ヲヘテ、舞ノ手ツユワスレズマハレタリケリ、アリガタキ事ニナム人申ケル、タヾシ納言已上舞ノ裝束シテマフ事、オボツカナシ、

左舞人光季ガ申ケルハ、ワカクヨリ正方、正助、助忠、胡飲酒タビ〳〵ミルニ皆タガヒタリ、此事オボツカナシ、ナラヒツタヘン事タガフベカラズ、モシ此舞手樣々オホカル歟、又本體ノ手ヲエヌニヤ、心エズトナム申ケル、

〔古今著聞集 十八飮食〕中の院右大臣〈○源雅定〉鳥羽殿へ參られたりけるに、さけをなんすゝめられけるに、御前にさかなもの有けり、右府のまへにもませくだ物すゑられたり、其間に院御笛にて、胡飲酒をふかせおはしましたりけるに、右府柑子を箸にさして袖にして、ひさうの手をつくしてまは

れたりける、いと興有てぞ侍ける、

〔古今著聞集〕（六管絃歌舞）保延元年正月四日、朝覲行幸（○崇德）に、多忠方胡飮酒をつかうまつりけるに、此曲たび〳〵御覽せられつるに、今度ことにすぐれたるよし、おほやけわたくしさたありけり、左大臣（○藤原家忠）勅を承りて、一階をたぶよし仰下されければ、忠方再拜して舞て入けり、か丶る程に忠方右舞人たりといへ共、左舞を奏して勸賞をかうぶる、左かならず賞を行はれずとも、何事かあらんや、又狛光則、多忠方いづれ上臈たるぞやのよし議定ありければ、左衞門督雅定卿申されけるは、光則忠方同日に勸賞かうぶりて敍爵す、多は朝臣なるによりて內位に敍す、狛は下姓によりて外位に敍す、忠方上臈たるべしとぞ申されける、よく舞によりて賞をかうふる、光則よく舞はゞ行はるべし、幽ならずば行はるべからずと申けり、或は左右ともに行はるべきよしをも申けり、光則七旬に及べり、哀憐有けるにや、つゐに散手を奏する時一階を給てけり、むかしはかく藝によりて賞のさた有けり、近き比より其善惡のさた迄もなくて、たゞ一者になりぬれば、左右なく賞を行はる丶、習になれば、頗無念の事也、

〔台記別記〕久安三年三月廿七日庚寅、今日高陽院攝政、具賀禪閤（○藤原忠實）七十算、廿八日辛申、左右遞奏舞、（○中略）胡飮酒、（右近將曹多忠時、舞了欲入之間、禪閤云、卷藤（不至約）召予、（藤原頼長）予進候簀子、禪閤投出龜甲浮文鈍色御衣於簀子、予取之、欲懸舞人左肩、自然懸首、（[illegible]）不可舞人即懸右肩行、舞人入樂屋座、（予不給衣）舞人即復座、問左大將曰、常儀懸左肩、而令懸右肩、若胡飮酒習歟、大將爲胡飮酒師、故問之、答曰、胡飮酒左手持桴、故懸衣於右肩、是故大相國所教也、大相國者雅實也、是左大將父也、胡飮酒師也、（[illegible]））

〔玉海〕安元二年二月廿一日丁酉、此日御賀（○後白河五十賀）試樂也、（○中略）右古鳥蘇、（○中略）舞中間、關白（○藤原基房）召實宗朝臣仰云、日景已傾、依康和例、先可覽胡飮酒者、實宗觸源大納言、（不仰樂屋歟）次亞相起座、降自小板敷著沓、入自仙花門代、歷前庭、（其道如實國等、予時古鳥蘇樂、）入向樂屋、（爲扶持胡飮酒童、源中雅行裝束葵襲實也、）宮大夫隆季、新大納言成親、（已上舞童外戚舅）源中納言雅賴（舞童伯父）等卿相從之、定房雅賴入樂屋、北二間向童

著裝束之所、(西中門西廊、宮御方侍所也、)隆季成親入自樂屋北面、交居行事座、

左胡飮酒、序一遍破五切、

古鳥蘇入之後、先發亂聲、數刻胡飮酒不出、殆過一時、再三被加催促、(遣藏人於樂屋、歷前庭、)之後童參樂屋、卽出自北第二間、(經大鼓與鉦鼓間、此童經此路、故實也、)此間父卿相副扶持、卽奉三卿復座、童進舞庭中、其由絕妙、觀者稱美、破五遍舞了、更又吹破、舞童欲還入之間、關白召之、(以笏示之、)幼童不覺悟、仍實宗朝臣進寄仰之、卽舞童昇自中門廊南妻、不脫靴、(此間雅賴出向扶持之、在殿上、)歷同廊幷納言座末、昇長押、自廣庇西進跪候、(去御座二間許也、)此間關白起座、(童進中門廊之間也、)著御座東間簾下、置笏取御衣、(紅打御袙、)目童、童參進又跪候、關白掛御衣於童右肩、取笏復座、(至他舞者、雖掛左肩、於胡飮酒掛右肩故實也、是左手取纓之故也歟、主上脫所著之衣、執柄參上奉脫之、今日自簾中被出、頗背其理、但仁平後宴日如是云々、)童乍掛御衣於肩、於同庇奏一曲、歷本路退下、父卿受取祿、(於納言座後程受取之、)暫立中門廊、(此間童先下立長橋邊、)卽左手持笏、右手取御衣、奏一節、(破一遍許歟、此舞入綾云々、)衆人驚耳目、舞訖降自中門廊南妻、(此間舞童經前庭入樂屋、於御前舞仰、)歷殿上人座後、(徒跣、)幷中門內平橋、於同橋西畔、(此間樂止、)乍持祿舞跪、(立定退歸之間、共以無揖、)右廻歷本路復座、(左少將有房朝臣出樂屋、經前庭、右將代之、侍從兼忠同在中門邊、相共出、)胡飮酒無答舞、

〔長門本平家物語 二〕同年(○安元二年)七月八日、けんしゆんもんいん(○平滋子)かくれさせ給ひぬ、御とし三十五、是はぞう左大臣ときのぶの御むすめなり、法皇(○後白河)の女御、とうていたかくら院の御ぼぎなり、せん年にふれいの御ぐわんをはたさんとて、御かちにて、御くまのまうでありけり、四十日にほんぐうにまゐりつかせ給ひて、ごんげんはうらくのために、こおんしゆといふまひをまわせて、おはしましけるに、にはかに大雨ふりけれども、舞をとゞめず、ぬれ／＼まいりけり、せんしを返すまひなれば、ごんげんもめでさせ給ひけるにや、

〔百練抄 八高倉〕安元二年二月廿一日、御賀試樂、(閑院、)小舍人雅行舞胡飮酒、賜勅祿之間、父定房卿肩祿、於廣廂奏一曲、聖代之佳猷、希代之壯觀也、

〔吉野樂書〕隱岐院〈○後鳥羽〉御幸アリ、伏見ノ源中納言師仲ノ子息大宮權亮定仲、胡飮酒ヲ舞ハレケルニ、太鼓ト鉦鼓トノ間ヨリ出テ舞臺ヘハ不行、御所ヘムキテ行ヲ、房方イカン〳〵忘却カト云ケリ、高名ノ秘事也、ヨク酒ニ醉タル心也、サテ御所ヘ向テ行テ後、舞臺ヘハノボリテ序二反破七反、ハウ〳〵タガヘズ舞了、人々メデタガリアヒケリ、又胡飮酒舞、大納言定房中院ノ子息三位雅行、此ハ七ノ秘事ノ內、太鼓前ノフルマイ、祿給ル所ムツケテハナラハズ、

〔看聞日記〕嘉吉元年二月十九日、後聞今夜右舞人忠右被討、借物大法事ニ伊勢と確執、忠右惡口之間、公方被聞食、被召捕、則被刎首云々、胡飮酒舞曲相傳者也、被經御沙汰被討、天王寺有舞曲之間不可斷絕云々、

〔難波宗建卿記〕享保二十年正月十八日、舞御覽也、今日胡飮酒再興也、抑胡飮酒舞事、元來久我家舞也、依之去冬被仰下久我家、從彼家被命之云々、古例自久我家被傳多家之間、多家之外無此舞、去十三日於久我家多家練習此舞、是自久我家被傳授之儀云々、多家一流自今可舞之、而今度久長舞之事有其謂、胡飮酒之面自古來持傳之由也、件面作人不知、俗云自天降、雖不足信用、於彼家同用之由也、去年此面依仰四辻中將持參被入叡覽之時、予同見之、甚以古物也、以此子細今度先久長奉仰奉仕之、殊以本家云々、旁有其謂、舞譜去冬被尋下久我家之處、大略如注長秋記、

〔源氏催馬樂師傳相承〕胡飮酒相承

多公用〈右近大夫將監〉―同好茂〈兵衞大夫　公用子〉―關白兼通―多正方〈右近將監　好茂子〉

―同正資〈右近大夫將監　正方子、正方時胡飮酒授正資、操乘老授節資、永承五年三月、後冷泉院御時、四條宮樂日舞之、有賞、〉

―雅實〈太政太臣　顯房子、號久我、治曆臨時舞御覽舞之、九歲、〉

―多資忠〈右近將監　節資子、爲正連被殺害了、又節資爲正資養子、令行向之日、正資存知此舞故歟之由、件日授胡飮酒序畢、〉

―節資〈兵衞大夫　正資之猶子也、資忠父也、習子息資忠、故者、節資不得胡飮、仍以子息資忠爲正資之猶子、其後節資習資忠、承曆四年四月廿一日、臨時樂日舞之、有賞、〉

河水樂

山村正連 右兵衞忠 兵衞尉山村吉貞子、正資外孫、殺害資忠之間、被配流出雲國了、

同倫貞

顯長 中納言 顯隆子倫貞竊自雲州上洛之時習之、

雅定 右大臣 雅實公子、出家號中院入道、

多忠方 右近大夫將監 資忠子、父資忠爲正連被殺害之間習之、實庄嚴院供養日、舞續手足雅定違被發加云々、

忠節 右近大夫將監 忠方子、弱冠之時雖習、忠方體不覺時々、仍鳥羽院御賀之時受左府說、

定仲 中納言師仲子、號山濟權守、仁平御賀童舞、

定通 大納言 通親公子未施其由

多文行 節近子、承久二年九月廿五日、於太上天皇御前舞之、同廿九日、爲御覽於禁裏密々舞之、同四年正月廿五日、於持明院法皇御前内々舞之、賜祿、

雅行 三位 大納言定房子、安元御賀童舞、九歲承久二年十月四日、於太上天皇御前密々舞之、其後於禁裏舞之、同四年二月廿日、於持明院法皇御前密々舞之、

多景節 右近大夫 忠節子、後白河院御時、於蓮花王院總社舞也、

同忠成 右近將監 忠節子、東大寺大佛供養日舞之、爲夜打被殺害了、舍兄景節所爲歟之由世以疑之、

多好方 右近大夫 近方子、忠節男、忠成爲夜打被殺害了、而舍兄景節所爲之由其疑出來、仍景節下向東國、其後死去了、其之間當曲已殄絕、仍蒙御免七十有餘之後習之、最勝四天王院供養日舞、有勸賞、

同好氏 右近大夫將監 好節子、承久二年九月十九日、太上天皇臨時舞御覽日始舞之、同廿七日、於禁裏爲御覽一人舞之、同四年正月廿六日、朝覲行幸新樂舞之、有勸賞、

同好節 右近大夫將監 好方子、七條院御願歡喜壽院供養日舞之、有勸賞、父好方老耄之間不能委細、仍習雅行卿、

〔拾芥抄 上末 音樂〕壹越調　河水樂 無舞

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

壹越調　河水樂 加須以羅具

〔大日本史 禮樂 十四〕按唐書、高宗時、張文收作景雲河淸歌、本曲疑河淸之訛、

〔龍鳴抄 上 一越調〕河水樂 かすいらく

拍子十、まひなし、　新樂

〔仁智要錄五壹越調〕河水樂　拍子十　新樂　无舞

〔敎訓抄六壹越調〕河水樂　拍子十　新樂

近來登高座ノ樂ニ用之、有基之說云、此曲雨乞ノ時奏スレバ、必雨下ルト、忠拍子アリ、加拍子時打三度拍子、

溢金樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　溢金樂一云承和樂

〔樂考壹越調〕溢金樂　溢又作壹

按するに、唐武德年中雅樂を作られし中に、承和といふあり、もしくは其雅樂を採りて改め作り、其舊名の殘りしにや、

〔龍鳴抄上一越調〕一金樂いきんらく、承果樂ともいふなり、

拍子十、まひなし、河水樂おなじていとりものなり、

〔仁智要錄五壹越調〕溢金樂　一名永果樂　拍子十　南宮長秋卿橫笛譜云、可吹六反、合拍子六十、終帖打三度拍子、　類聚等譜云、可彈四反、是大田丸所作也、　犬上是成作舞而絕畢、　南宮譜云、舞作大戶眞繩、　中曲　新樂

〔續敎訓抄壹越調〕壹宮樂拍十七、一金樂也、

詔應樂

〔倭名類聚抄四曲調〕壹越調曲　詔〇詔原作韶誤應樂

〔伊呂波字類抄世人事〕詔應樂セウオウラク壹越調

〔樂考壹越調〕詔應樂　又名梁州詔應樂　未詳

按するに、唐樂府に涼州あり、後轉じて梁州とす、しからば梨園の法曲なり、

〔龍鳴抄上一越調〕詔應樂

拍子十、新樂、ふるきふに五反すべしとしるしたるは、もしまひのありけるにや、たゞし近來きこ

えず、

〔仁智要錄　五壹越調〕詔應樂　詔或作昭　拍子十　南宮長秋卿橫笛譜云、可吹五反、合拍子五十、終帖打三度拍子、　中曲　新樂

〔敎訓抄　六壹越調〕詔應樂（拍子十）　新樂

昔ハ舞ノアリケルニヤ、可吹五返申タリ、返吹初拍子、（有智說）又梁州詔應樂云、（志拍子）加拍子時（打三度拍子）

廻杯樂

〔拾芥抄　上末音樂〕壹越調　廻杯樂（無舞）

〔樂家錄　二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　廻盃樂（和以波以羅具、盃字濁、）

〔樂考　壹越調〕廻杯樂　未詳

按ずるに、唐敎坊樂に回波樂あり、杯波音の轉じ訛れるにや、

〔大日本史　禮樂十四〕按杯疑波之誤、敎坊記曲名有回波樂、羯鼓錄太簇商調有回婆樂、蓋是也、

〔龍鳴抄　上一壹越調〕廻杯樂（くわいばいらく）

新樂、拍子八、四反すべし、序ありけりと云るしたり、但し近來絕たり、

〔仁智要錄　四壹越調〕廻坏樂　序一帖、拍子四、無舞、件序斷了、破拍子八、可彈四反、合拍子卅二、終帖打三度拍子、　中曲　新樂　南宮橫笛譜云、承和（仁明）帝御時、殿上被好此曲、　明暹橫笛譜曰、古老傳云

○此間有脫文歟

譜音樂大行道用之、

北庭樂

〔樂家錄　二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　北庭樂、（保具傳以羅具）一名北亭子、（一本亭作庭）

〔敎訓抄　三〕北庭樂○中略　又北亭樂

酒胡子

是ハ亭子院（多〇字）ノ御時、不老門ノ北庭ニテ作レ之、（作者不レ見、可レ尋也、）

〔體源抄（三下壹越調）〕北庭樂（略〇中）北亭樂、或云、名雙鼻麗云々、（略〇中）

或云、亭子院ノ御作、（略〇中）或云、大國ノ法始成二夫婦一之日、於二家北面一奏二此曲一、必人妻居二北面一云々、

〔大日本史（禮樂十四）〕按本書、（〇教坊記）曲名有二北庭子一、卽是、體源抄一說云、唐土婚姻之日、北面奏二此曲一、亦可レ徵三其爲二唐樂一矣、教訓抄云、亭子院時、於二不老門北庭一作二此樂一、恐因二樂名一附二會此說一也、

〔仁智要錄（五壹越調）〕北庭樂　庭或作レ亭　拍子十四、可レ彈二四反一、合拍子五十六、終帖打二三度拍子一、略時彈二二反一、終帖上大鼓、舞出時吹二調子一、入時重彈二當曲一、　中曲　新樂

〔教訓抄七〕舞番樣

無答舞（略〇中）　北庭樂（諸肩袒、又北亭樂云、有二入綾一、如二五常樂一、常八仙合、）

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　北庭樂、（舞人六人）常裝束、

〔樂家錄（三十六番舞）〕壹越調之曲

北庭樂（中曲）　番舞八仙、林歌、（已上小曲）

〔教訓抄三〕北庭樂

抑堀河院御時、承德ノ比舞御覽ニ狛光季ニメシ仰テ、五常樂ノゴトクニ次第ニ舞入ベシト、任二勅定一各曲ヲ盡タリケレバ、頗有二御感一云々、

保延元年十一月廿九日、內裏舞御覽日、任二承德之例一次第ニ、入綾可レ仕ノ由有二御定一、舞人四人（光時、行貞、行則、光近、）舞レ之、

〔倭名類聚抄（四曲調）〕壹越調曲　酒胡子（一云、醉公子、）

〔拾芥抄（上末音樂）〕壹越調　酒胡子（無レ舞）

承和樂

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　酒胡子、志由古志一名酒公子、又醉胡子、一本胡作公又淸酤子、又酒飮子、

〔敎訓抄六雙調〕酒胡子拍子十四

此樂唐ニテハ名醉公子、是シナ玉名也仍唐人尙件曲歟、又酒盛之時爲音聲云々

〔大日本史禮樂十四〕按和名抄引諸葛相如酒胡子賦云、因木成形象人質、在掌握而可玩、遇盃盤而則出、王定保唐摭言云、盧汪連擧不第、賦酒胡子長篇以寓意、序曰、巡觴之胡、聽人旋轉、所向者擧杯、頗有意趣、然傾倒不定、緩急由人、不在酒胡也、亦似有緣、姑附備考、

〔龍鳴抄上一越調〕酒胡子すこし拍子十四、はやき四拍子、かこのものなり、拍子をあぐるには一拍子にうつべし、但古老人口傳云、かやうなるものをも退出音聲にするときは、三度拍子打つべしとぞいひける、うちまかせたる事にはあらず、古樂

〔仁智要錄五壹越調〕酒胡子　一名醉公子、拍子十四、小曲　古樂　無舞　南宮譜云、唐人爲酒飮時爲此音聲、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　承和樂、勢字和羅具一名冬明樂、

〔大日本史禮樂十四〕按唐書、通典並云、唐初祖孝孫定樂制十二和、號大唐雅樂、其十二曰承和、疑本朝古昔傳之、而亡其曲、故至是作之、襲用其樂名乎、

〔仁智要錄五壹越調〕承和樂中略○　類聚箏譜云、大戸清上所作、三島武藏作舞、　南宮横笛譜云、舞作大戸眞繩、

〔敎訓抄三〕承和樂中略○　又冬明樂

壹團樂

此曲承和年中ニ黄菊ノ宴ト云事セサセ給ケルニ、奉レ勅舞ハ三島武藏作レ之、樂者大戸清上作レ之、卽以二年號一爲二樂名一、一說云承和帝〇仁明作レ之、

〔體源抄 三下 壹越調〕承和樂

又云、〇一說 仁明天皇御卽位ノ樂ナリ、承和元年、樂所預從五位上大中臣成文作レ之、

〔龍鳴抄 上一 越調〕承和樂

新樂、拍子十六反すべし、はてのきりに拍子をくはうべし、まひのいでいるに、てうしつねのことや、承和帝王〇仁明のつくらせおはしましたると申す、

〔仁智要錄 五 壹越調〕承和樂　拍子十、可レ彈二六反一、合拍子六十、終帖打二三度拍子一、今世彈二四反一、或時彈二二反一、終帖上大鼓、舞出入用二調子一、　中曲　新樂

〔敎訓抄 三〕承和樂　中曲、新樂、

有四帖〇拍子各十 中略

承和二年左司獻レ舞、序アリケレドモ、中古絕タリ、

有二四帖一、拍子各十 終帖加二三度拍子一、略定時准二余舞一、末四拍子打二三度拍子一、舞出入調子、

抑以二當曲一妓樂ノ內醉胡ニ用レ之、非レ無二不審一、

〔敎訓抄 七〕舞番樣

承和樂 片肩袒　仁和樂 片肩袒

〔續敎訓抄 舞案譜〕或人曰、著二常裝束一奏二曲舞等一、號二之比巨萬一并〇中略　承和樂

〔倭名類聚抄 四 曲調〕壹越調曲　壹團樂

〔拾芥抄 上末 音樂〕壹越調　壹團嬌 無レ舞

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

壹越調　壹團橋以津止計字　橋又嬌字通用、亦名還宮樂云々、○中略

〔續教訓抄壹越調〕壹團橋○中略抑此曲ハ舞ヲバ三島武藏ツクリ、樂ヲバ大戸清上作之、或ハ舞樂ト云々、武藏ガ作トイヘリ、但近來舞絶畢、○中略

或記云ク、笛此譜アリトイヘドモ世ツタウル人ナシ、而間基綱師經信ニ順テ西府ニ在トキ、宋人ニアフテ琵琶ヲモテ曲ヲツタフ、歸洛ノ後効之、笛譜ト相カナフ、其說タガハズ、仍天下ニ流布スル也、基政効之、仍傳之、

〔大日本史禮樂十四〕按續教訓鈔一說云、本曲笛譜雖存、師傳已絶、源基綱從父在太宰府、遇宋人以琵琶傳曲、後還京師、寫之橫笛、然本書已以此樂爲本朝所作、而今言受之宋人者、相爲矛盾、唐段成式詩、有一團嬌之語、然自註以爲錦名、非樂曲名、而唐樂亦未聞有此曲名、一說頗可疑、

〔龍鳴抄上一越調〕壹團橋いとけう

拍子十七、つぎのかへりにははしの拍子一をすつ、さて十六拍子を返々するなり、はやき物也、このがくは大判官○大神進季にもつたへ申さず、堀河の院の御時、上下をろんせず諸家の樂目六をめしゝをり、基綱中納言家目錄にのみいりたりしを、宣旨に云、基政民部卿忠教卿のいへにまかりて、基綱中納言をまねぎとりて、琵琶にひかれたなる一團橋を、ふゑのふにうつすべし、ふるきふにみあはせて、よろしきやうにゑるしてまいるべしと、おほせくだされたりしかば、そのさたのあひだ師說をゑりたる也、かつらの大夫と申人おはす、かの中納言の息也、孝淸入道の養子なり、さてかつらち□しらる、そのゆへにかつらの大夫と人の申なり、その人はそのひをはせしが、さらぬひとは、これはよもゑらざるらん、

〔仁智要錄五壹越調〕壹團橋　橋或作嬌　拍子十七　一說第二反以後、毎反拍子十六、

酒淨子

〔教訓抄〕六壹越調壹團橋拍子十七　新樂〇中略

口傳云、吹二一返一、後者始可レ除二一拍子一、仍拍子十六、早物ノ曰云々、加二拍子一樣有二二說一、三度拍子一說、一度拍子一說、ヲリフシニヨルベシ、ヨニ耳トヲキ樂也、能々カクベシ、此一團嬌者、堀川院御時有二勅定一、基綱卿家自二琵琶譜中一、以二基政所一移二吹レ橫笛一也、

〔倭名類聚抄〕四曲調壹越調曲　酒淨子

〔拾芥抄〕上末音樂壹越調　酒清司無レ舞

〔樂家錄〕二十八樂曲訓法中華曲

壹越調　酒清司、志由勢以志　一本司作レ詞、

〔龍鳴抄〕上一越調酒淸子すいせし

拍子八、古樂まひなし、拍子三度拍子にあぐべし、このがく大判官〇大神惟季つたへ申さず、ほり川の左大臣入道殿〇源俊房まゆとじめといふうたをふくなりと仰らる、ことにたがふことなし、

〔仁智要錄〕五壹越調酒淸司　司或作レ詞　拍子八　小曲　古樂　絲竹譜云、可レ彈二二反一、終帖打二三度拍子一、無レ舞、

〔教訓抄〕六壹越調酒淸司　拍子八、又六、　古樂

此樂入道左大臣殿〇源俊房御說ヲ傳ヘ給ハル云々、催馬樂合譜眉止自女也、早物四拍子加二三度拍子一、一說八拍子者、有時說一說六拍子則成說、有二嗅頭一、故入道大臣御談曰、酒淸司幷還鼻胡德之破、從レ本無二師說一吹之、其故者等皆催馬樂之歌也、眉止自女酒飲也、香振聊不レ違故也、

〔古今著聞集〕六管絃歌舞天曆元年正月廿三日、內宴行はれけるに、重明親王勅をうけ給はりて、箏をひき給けり、〇中略次酒淸司をぞ奏しける、この間琴の武絃絶にたりけれど、猶彈じはて給ひけり、

〔倭名類聚抄〕四曲調壹越調曲　雙皐應

雙皐鳳

歌曲子

〔續教訓抄 壹越調〕雙鼻麗　新樂 拍子十、或說十四、又作雙亮麗、初拍子五已下八四反吹ベシ、加三度拍子、

〔倭名類聚抄 四曲調〕壹越調曲　歌曲子

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　河曲子、和氣與具志　一本河作歌、

〔龍鳴抄 上一越調〕河曲子

拍子十二、このがくもとは十六ひやうしなり、延喜の御時宣旨くだりて、十二拍子になさる、まひなし、新樂、

〔仁智要錄 五壹越調〕河曲子　河或作歌　拍子十六、一說拍子十二、　類聚箏譜云、拍子十六、但延喜御時除口四拍子用十二拍子、依師說註之、　或譜云、去延喜十一年相撲節奏舉音聲之時、故山城守藤原忠房朝臣改古手所撰也、無舞、

〔教訓抄 六壹越調〕河曲子 拍子十二、又歌曲子慢、

延喜十一年、相撲ノ節ニ有勅、被奏四拍子、以其同之也、雖然小部正清尙用十六拍子云々、卽最勝寺供養日、供花樂ニ用十六拍子、此慢字舞姬ノ名也、忠拍子アリ、加拍子時打三度拍子、

〔大日本史 禮樂十四〕唐書云、慢者過節、蓋謂節奏也、教訓抄、以慢爲舞姬名、恐非、

〔體源抄 三上壹越調〕歌曲子 新古不詳、中曲、无舞、○下略

宴飲樂

〔倭名類聚抄 四曲調〕壹越調曲　宴飲樂 一云飲酒樂

〔拾芥抄 上末樂曲〕壹越調　飲酒樂 無舞

〔仁智要錄 五壹越調〕飲酒樂　拍子廿

〔續教訓抄 壹越調〕飲酒樂 拍子二十　新樂、又名宴酒樂、又宴飲樂、

天壽樂

初拍子五　巳下八　加三度拍子、大食調有此樂名、以譜分之、飲酒樂ト云ナリ、

〔倭名類聚抄曲調四〕壹越調曲　天壽樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等

壹越調　天壽樂

〔大日本史禮樂十四〕按舊唐書、讌樂有天授樂、張文收所造、通典以爲武后天授年所造、疑此樂也、續教訓抄爲春鶯囀一名、又三臺鹽一名、未知何據、

厥磨賦　蘇羅密

〔倭名類聚抄曲調四〕壹越調曲　厥磨賦　蘇羅密

〔夜鶴庭訓抄〕壹越調　蘇羅蜜　厥磨賦

〔大日本史禮樂十四〕按本書、〇羯鼓錄太簇商有舞厥磨賦、又有蘇羅者、卽是也、

古詠詩

〔倭名類聚抄曲調四〕壹越調曲　古詠詩

〔夜鶴庭訓抄〕壹越調　古詠詩

〔大日本史禮樂十四〕按此恐非樂曲名、後世樂曲有詠曲、或其類乎、未詳、

武德樂

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

壹越調　武德樂、不止具羅具　一名武頌樂、

此曲武德漢高祖作之、則武德殿小五月會ニ奏之、近來絕學

〔漢書禮樂二十二〕孝惠二年、〇中略　高祖廟奏武德、文始、五行之舞、孝文廟奏昭德、文始、四時、五行之舞、孝武廟奏盛德、文始、四時、五行之舞、武德舞者、高祖四年作、以象天下樂已行武以除亂也、

〔通典樂百四十一〕歷代沿革

文帝〇魏受禪後、改漢巴渝舞曰昭武舞、〇中略　武德樂曰武頌樂、

〔龍鳴抄上一越調〕武德樂ふとくらく

序破拍子、これたえたり、まひも絶たり、武德殿の五月會にもちゐける物なり、急拍子十二、これのみぞある、一度にあぐべし、たゞし三度ひやうしにもあぐる事ありと、ふるき人いひき、もしかの退出音聲には、三度拍子にあぐといふにやあらむ、

〔仁智要録 五壹越調〕武德樂　序拍子十六、件序斷了、破拍子十二、急拍子十二、　長秋卿横笛譜云、左近衛權少將藤原忠房作、

〔教訓抄 六壹越調〕武德樂 破拍子十二、急拍子十二、　新古不明

又云、是爲二相撲節一獻レ舞、左近衛權少將藤原忠房朝臣奉レ勅作二改之一破、今世無二知人一、可レ尋、　急上一拍子、但法用之時打二三度拍子一、序アリケレドモ絶畢、

〔教訓抄 六雙調〕武德樂急 拍子十二

此曲本調子ニテ吹ニハ少々吹カヘタル也、加二拍子一樣モ三度拍子ト申メヅラシク侍リ、忠拍子ニモ吹トモ、曳物ニシタガフベシ、

〔續教訓抄 壹越調〕武德樂　新樂　或古樂　或新古不レ詳　中曲

序 拍子十六　重十二　重六

但近來シレル人ナシ、秘藏スベシトイヘリ、然而近來絶畢、破 拍子十二 初拍子五已下八拍子 加二三度拍子一、諸家ノ日記ニ大旨絶タリトイヘリ、近來ノ人不レ知レ之、但六條入道蓮道知レ之可レ秘云々、其後人知レ之、或云絶畢云々、

急拍子十二 初拍子三已下四早 常ニハ加二一拍子一、又說加二三度拍子一、或云、忠拍子ノ時加二三度拍子一、又云、下高座并退出音聲御用ナドノ時ハ加二三度拍子一、又渡海ノトキ奏ス、之ヲ又將軍家ニシテ奏レ之、

左撲樂

〔續教訓抄 壹越調〕左撲樂 拍子十一 初拍子五已下八 四反吹ベシ、又說三反吹ベシ、加二三度拍子一、抑此曲ハ大戸清上ガ作、

〔倭名類聚抄四曲調〕沙陀調曲　案摩有 囀　陵王有 囀　新羅陵王一云 團長樂　十天樂○中 略　菩薩○中 略　臨邑亂樂　迦樓頻○中 略　最涼州　溼河鳥　安樂鹽安出時音聲　壹德鹽　曹婆　筑紫諸縣○縣 原作 懸、今改、

〔拾芥抄上末音樂〕沙陀調壹越內
陵王　新羅陵王無 舞　最涼州　弄槍　溼河鳥無 舞　壹德鹽同　安樂鹽同　十天樂同

〔仁智要錄五〕沙陀調曲
陵王　新羅陵王　最涼州　弄槍樂　溼河鳥　壹德鹽　安樂鹽　十天樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等
壹越性調并 沙陀調九　安摩　羅陵王　新　陵王　弄槍　溼河鳥　最涼州　安樂鹽　壹德鹽　曹婆

安摩二舞

〔倭名類聚抄四曲調〕沙陀調曲　安摩有 囀

〔伊呂波字類抄安人事〕安摩沙陀調

〔教訓抄二〕案摩
此曲承和御門明○仁 ノ御時、奉レ勅大戶清上作レ之、謂二之陰陽地鎭曲、南之大司監曲、
古記云、此曲天竺ノ樂也、此朝ヘ渡ル次第不レ見レ之、而ヲ承和御時大戶清上奉レ勅作曰、古老語テ云、更非二新製、改二直其詞一許也、囀詞ニ合テ天竺ヨリ渡コト、符合目出侍也、

〔樂家錄三十一本邦樂說〕沙陀調曲　安摩
安摩曲、○中 略　或曰、此曲不レ可二本朝製作、以二囀詞一見レ之、則正可レ爲二天竺國之曲一云々、
囀詞曰、初音聲本出二何處、一段 音聲本出二南天竺國佛家、種子阿修羅等所レ作妓樂、一段 音聲娛樂佛娛樂、貴人之所レ賦安摩、一段 已上

舞家說曰、昔龍宮有寶玉重之、或雖欲取之無其術、傳謂、此龍女愛雀、因集鳥毛作雀頭著之、而學雀囀至于彼處、則開門戶、令入龍室、遂而後盜彼寶玉去、摸此時之象作此曲云々、今藏面者摸雀象云々、

〔龍鳴抄 上一越調〕安摩

沙陀調調子ふきて、ろくろまひ、造面するとき、安摩をふきいづ、笙のてうしはとゞまりぬ、ろくろはとゞまらず、がくとゞまりて、さえづり三度といふ、はてにてうしあぐ、まひはて丶二舞わらふ、その丶ちいでつるがごとくにしづかにふく、またろくろいでつるやうに、おなじちがゐて、二舞いで丶のぼるに、がくとゞまる、はらへのたいこに、二舞おどろきたてる、さて又がく拍子をあぐ、二舞まひいるまです、二舞は二人なり、ゑみおもてはわらふなり、はれおもてはよく〳〵かく病おもきてい也、

安摩のていをまなぶ

ふたりがまいやう、おの〳〵たがふべし、このごろひとつもてをばまはず、たゞさるがうをす、いとゞみぐるしきことなり、ひとりまう時ゑみがほがまう也、わらふ事の一定あるべければなり、ろくろといふことは、てうしに大鼓をうつなり、一鼓のことはにしたがひて、大鼓をうつなり、その一のことはやう〳〵なり、ふるき譜には、第六第九第三としるしたり、一鼓むふるに大鼓一ど、九度大鼓一ど、三度大こ一度なり、そのいちは、三度拍子かく也、三度拍子一度を一拍子といふなり、大鼓の丶ち鉦鼓こたふ、そのことはふたつのせちあり、一說に、は聲、こ聲、ゑり聲、一說には聲、さしりごゑ、こかやうにはうちいづらんならひたる事なり、たとへばことしるすなり、

〔倭訓栞 中編十八〕にのまひ　安摩とてをかしき舞ありて、其次の舞を二の舞といふといへり、狹衣に、かくれみの丶中納言の二の舞にやならんとあり、○中略今の俗語にあとの舞といふも又同じ、

〔狹衣二下〕びわをひきよせて、○中略すこし心に入てひき給へる、例のいひしらず心ぼそく哀なるに、かきかへさるゝばちのをと、おもしうあいぎやうづきて、雲井はるかにひゞきのぼる心地するを、かくれみのゝ中納言の二のまひにやならんとむつかしければ、ばちづいさしたまへるを、人々も宮もあかずおぼしめしたり、

〔榮花物語二十七衣珠〕むかしのよのくはほうにこそはと思給へれば、いまゝでよにかくて侍るいふじきこと也、されどおぼさるゝやうに、しばし心をのどめんなど思て、月日をすぐし侍る程に、せんせられ奉り侍ぬれば、いまは二のまひにて、人の御まねをするになりぬべきが、いとくちおしきなり、

〔源平盛衰記四十六〕土佐房上洛事

範頼既ニ出立テ、小具足計ニテ、熊王丸ニ甲持せて、二位殿○源頼朝ニ見參シ給フ、和殿トテモ非レ可ニ打解一、九郎ガ樣ニ二ノ舞モヤト存ズレバ、上洛事暫可ニ相計一ト宣フ、

〔徒然草上〕唐橋中將といふ人の子に、行雅僧都とて、敎相の人の師する僧有けり、氣のあがる病ありて、年のやう〳〵たくるほどに、はなの中ふたがりていきもいでがたかりければ、さまざまにつくろひけれど、わづらはしくなりて、目、眉、額などもはれまどひて、打おほひければ、物もみえず、二の舞のおもてのやうに見えけるが、たゞおそろしく鬼のかほになりて、目はいたゞきのかたにつき、額のほど鼻になりなどして、後は坊のうちの人にも見えずこもりゐて、久しくありて猶わづらはしくなりてしにゝけり、かゝるやまひも有事にこそありけれ、

〔敎訓抄二〕案摩　准ニ大曲一　古樂

亂序三段　嘯三度　左笏一段　急吹三段○中略

口傳曰、一人安摩ハ亂序嘯左笏マデハ上手ノ作法ヲ舞也、但東ニ向テ此ヘチヂ向テ舞ヲ口傳ト

スルナリ、急ニナリテ渡スレバ下手ノ作法ヲ舞ナリ、タトヘバ二人シテ舞コトヲ一人シテ舞ナリ、ヨク師說ヲウケテ後シツクベシ、

急舞終ヌレバ、又序吹笏ヲ貫テ入作法シテ入ナリ、

二ノ舞有二面二樣、上﨟ハ咲面ナフ、下﨟ハハレ面ナス、一人案摩ノ時ハ咲面一人舞、樂屋シテ先咲ナリ、安摩ニ出替腰ヲヤラレテ笏ヲコフヨシヲス、一說輪作ヲ舞、腰ニ甲ヲ付タリ、

是地祇土神入二醉狂一舞乙姿カナツル也、仍謂二之陰陽地鎭曲一

詠ニ曰日ハパンケイニナリニタリ、我ガエクサキハハルカナリ、ト詠ジテ桴ヲ振ナリ、二人手ヲトリクミテ、一人ハ立テバ一人ハ居ル、三度スル時ニ樂止了、謂二之囀一、拍子一打其後又急吹、打二拍子一其時左右ノ肩差脇差舞也、如二案摩一急ニマチビテヨロボヒテ入ナリ

コレハサシテ習コトハ侍子ドモ、大神光茂ガ物語申侍シヲ、ヨク〱トヒテ其ノ申狀ヲカキテ侍ナリ、コトノホカニアラキコトハヨモ侍ジトオボエ候、其說ニ云、日ハ晩景ニナリタリ、吐氣ノタメカ、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古安摩二人舞レ之、今以二一人舞一爲二秘事一、

〔續教訓抄〕或人云中略○安摩　冠ニ面ヲアテヽ、笏ヲ右ニモチ蹈懸ヲスルナリ、一人二人舞レ之、

蘇利古、白スバエヲモツ、片肩袒ナリ、童舞ニハカヤウニアハスルナリ、

〔教訓抄七〕舞番樣

安摩二舞答、有二面二樣、冠面着、二人一人舞、　蘇利古童舞合之、片肩袒、白楚持、

〔續教訓抄舞案譜〕或人云ク、左舞ヲモテ相對スルコトアリ、安摩、二舞

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　安摩舞人六人常裝束、冠、卷纓緌、臧面、笏、

二舞舞人二人、面、帽子、常裝束、插頭花篠、但男形者挾二于帽子一、甲附二于左腰一也、女形者挾二于腰一、無レ甲、桴但男形者耳、大鼓桴一持レ之、

舊記曰、二舞本着二右裝束一而出、左樂屋云々、

〔樂家錄三十六〕壹越調之曲

安摩中曲　番舞二舞小曲

舊記曰、雖下以二二舞一番中於安摩上、而共左方奏レ之、則蘇利古、爲小曲中中曲、或新靺鞨小曲番レ之云々、

〔敎訓抄二〕安摩

長久ノ比、狛光高ノ老體シテ侍ケル時、二者ニテ則高ガ常樂會ノ一人案摩ヲ舞ケルヲ、光高是ヲ見テ孫子光季向テ、彼ノ則高ガ安摩笏持タル伏肘、今三寸サガリタリ、足ヲヒロフニハ袍ノ尻ヲ高ク蹴上ト申サレケルヲ、光季還二私宅一後則高ニカタリケレバ、次ノ年又則高ガ舞ケルヲ光高見テ、ホヲエミテ光季コゾノ事ヲ語テケリトゾ申ケル、昔ハ手ノ上下ヲモサタシ、足踏ナンドモ委クセンギシケルニコソ、今ノ世ノ舞人ヲ昔ノ人ニミセタランニ、イカデヲカシク侍ラン、無二正體一也タルナリ、光則宿禰ノ舞ケルニ、木ヲ折置ガゴトクニシテ、打登所ハ袍尻ヲ舞臺ノ地布ニモツカズシテ、天ニ飛ガゴトクナリケルナント申傳テ侍ナリ、土家ノ案摩ヲバ不レ似二餘曲一神妙ナル由、昔ヨリ于レ今申傳タリ、サレバ行近將曹ハ餘ノ舞ハイトシモナカリシカドモ、案摩ヲバヨク舞トホメラレ侍シトゾ、ヨク〱コウヲイルベキ曲也、大事也、

〔狛氏新錄〕一役付之事

寶永七寅年十月廿一日、舞樂御上覽役付、○中略

安摩　近家　近任

二舞　乾左近將曹行家　新左近將曹行祐

○按ズルニ、續敎訓抄ニ云ヘル如ク、二舞ハ安摩ニ相對スルヲ以テ、今便宜此條ニ附載ス、

〔倭名類聚抄四曲調〕沙陀調　陵王有舞

〔伊呂波字類抄利人事〕陵王リヨウワウ沙陀調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

沙陀調　陵王、讀字和字　一名羅陵王、一本羅作蘭　又沒日還午樂、

〔教訓抄一〕羅陵王

此曲ノ由來ハ通典ト申文ニ申タルハ、大面北齊ニ蘭陵王長恭ト申ケル人、國ヲシヅメンガタメニ軍ニ出給フニ、件王ナラビナキ才智武勇ニシテ、形ウツクシクオハシケレバ、軍ヲバセズシテ偏ニ將軍ヲミタテマツラムトノミシケレバ、其樣ヲ心得給テ假面ヲ著シテ、後ニゾ周ノ師ヲ金墉城下ニウツ、サテ世コゾリテ勇三軍ニカブラシメテ此舞ヲ作、指麾擊刺ノカタチコレラニ習、コレヲモチアソブニ天下泰平國土ユタカ也、仍テ蘭陵王入陣曲ト云、此朝來樣未勘出尾張連濱主ノ流ヲ正說トスル也、蓮道譜ニ云、此曲沙門佛哲傳ヘ渡ス、唐招提寺留置也、又云、脂那國一人王アリ、トナリノ國ノ王ト天子ヲアラソヒケル間ニ、彼王崩畢、其子卽位シテナホアラソヒヤマザリケレバ、太子王ノ陵ニ向ヒ給テナゲキ申サレ給ヒケレバ、忽墓ノ內コエアリ、雷電シテ召子、王云ク、汝ナゲクコトナカレトテ、則現此形赴戰陣、龍顏美鬢聲不異日スデニクレニオヨビテ戰ヤブレヌベシ、爰父王飛神魂日ヲ招、仍蒼天午時成リサテ合戰如思國ヲウチトリテケリ、サテ世コゾリテコレヲ歌舞ス、名沒日還午樂、雖無本文自古昔傳也、

〔通典百四十六樂〕散樂隋以前謂之百戲

大面出於北齊、蘭陵王長恭才武而貌美、常著假面以對敵、嘗擊周師金墉城下、勇冠三軍、齊人壯之、爲此舞、以效其指麾擊刺之容、謂之蘭陵王入陣曲、

〔龍鳴抄上一越調〕陵王羅陵王とかいたれども、たゞれう王といふべし、

まづ亂聲をす、新樂亂聲也、舞樂のはてにする時はすこしをすべし、競馬すまいなんどのはてにする時はながうするなり、うちまかせてはすまひにははとうをす、もし陵王をもせん時のれう也、競馬にはゝてのつがひのはしりのぼるにはじめて、いるまですべし、すまひにはほていでゝかゝるにはじめて、いりはつるまですべし、

亂序

これにおほひざまき、こひざまきある也、眞序といふことあり、あるひとにたづねしかば、さえづりのゝちすこしまうをいふとぞ申候、ひげとるところはそこにあるなり、

荒序

この荒序せんとてはこゑをとる、まづ笙、つぎにひちりき、つぎに笛、おゐすがひにはじめ、されど一どにはつべし、八拍子なり、すなはち八きれ也、はやきものなり、きたよりはじめてにしにいたるまで、四方に二反づゝまうなり、

破

荒序ある時には、こゑもとらずしてふくべし、拍子十六、二反すべし、つぎのきりよりあぐべし、ふるき譜に三度とまるしたり、よてある人光則宿禰にたづねられしかば、いかゞ候らむ、二度よりほかにならはずと申き、いる時安摩をふく、これもとは沙陀調調子をふきけるが、女帝高野姫天皇〇稱德の御時、安摩になされたるとぞいひつたへたる、

〔仁智要錄五沙陀調〕陵王　一名羅陵王　亂序一帖、度數無定、隨舞吹、次囀云、我等胡兒、吐氣如雷、我採頂雷、踏石如泥、右得士力、左得鞭廻、日光西沒、東西若月、舞樂打去、錄々長曲、荒序八帖、拍子各一、合拍子八、破拍子十六、彈二反、合拍子卅二、終帖加拍子、舞入時吹安摩、　南宮橫笛譜云、初吹亂序、次囀七度、又次吹、元吹亂序、世號嗔序、次吹荒序、次入破可吹四反、拍子十六、合七十二、亂序並嗔序以同吹、

又還入時以安摩吹、此無所見、但尾張守濱主云、高野天皇例好此曲、仍奏御前、還入時又吹沙陀調入、有勅以案摩爲入音聲、此古老可傳也、　長秋卿橫笛譜云、件破可吹四反、而今改吹二反、件舞亂序舞了、次囀三度停、囀是七度、而今改三度、囀了又早吹亂序、次聊吹調子端、〇中略　次荒序、次破二反、次入時吹案摩、吹了吹六孔、是說也、　今世先吹新樂亂聲、次吹亂序、次囀云、次又吹亂序、次聊吹調子端、次彈荒序八帖、次彈破二反、終帖加拍子、略時彈一反、從第九拍子加拍子、舞入時吹案摩、　中曲　古樂

〔雜秘別錄〕陵王

この舞には、おゝひざまき、こひざまき、おしもむどり、荒序などいふことなるひさうの事どもあるとかや相承、いづれもおろかならねども、ちかくはめでたきものゝ十れつにも、光則が陵王とこそは、人の手ずさみにもあむめれ、むかしは亂聲の正このあしぶみといふめでたきたいはいなどもありけり、宇治まきの長者則助めでたくつたへたるものにてありけり、それが子にてまきの長者わくの神主光助といふもの、ちかうまでまいたるも、まことになべてならずいきほひなりき、そのすぢいまだあれども、手はさだめてつたはるたるらむ、すぢなき事はものゝ說はうせず、すがたはみなうすめり、八條中納言顯長の弟子にて、狛光重といふ舞人ありき、それが子光宗とて、いまだうへらかにてあんめり、光助が子にいや三郎光行といふものあり、それにたうじの舞人近貞ならひたり、されば二ながれあり、

〔敎訓抄〕一羅陵王　別裝束舞　通大曲　古樂

亂序一帖　囀二度　嗔序　荒序八帖入拍子　入破二帖拍子各十六〇中略

亂序一帖　此內各別名日擬返手、嶋鈴返手、通走手、遊返手、大膝卷、小膝卷、

囀三度昔七度アリケレドモ、今世ニハモチキズ、三度囀手舞事、狛光時ノ流外他舞人不知之、　其詞云、節向四方舞之、謂八方荒序之時用之、濱主傳、

一說云、吾爵胡人、古見如來、或國守護、翻日爲樂濱主傳

一説、我等胡人、許還城樂、石於踏泥如、第二度光則説、當時用レ之、
一説、阿力胡兒、吐レ氣如レ雹、初度我採二頂雹一、踏レ石如レ泥、光近説
嗔序、此內在二秘手一、舞取手踊廻各荒序舞時用レ之、
秘口傳云、代々ノ御賀、若君ノ陵王マハセ給ニ、秘事ヲシヘマキラスル手ノ中ニ、此ヒゲトル手ヲバカナラズヲシヘマキラス、ソレヲ御ビンヅラナデサセマキラスルヤウニヲシヘマキラスル也、此等ハ努々人知ヌ事也、能々カクスベシ、今世ニハ小亂序トナヅケテ、只少舞ハヨノツ子ノ様ナリ、但嗔序ハ絶タル曲、世ノ云ル、嗔序ノ舞手不レ知、常人故ナリ、○中略
吹二爾取一、先答笙、次篳篥、次横笛、各沙陀調ノ音取也、
荒序有二八帖一、拍子八此鼓如二亂聲一打レ之、有二二説一、二四八説、八方八返説、
二四八説曰、北方北方二返、東方二返、西方二返、南方二返舞テ、樂終ニ北向テ終也、コレハ當時舞ト笛トタガフ所ナタテ、メヅタク合侍也、仍此説ヲ常舞也、
八方八返説曰、キハメタル大事秘事ニテ候ベシ、北方ヨリ一帖舞始テ、乾二帖西三帖坤四帖南五帖巽六帖東七帖艮八帖北向テ、八帖ノ舞ノ末ハ居終ル也、右膝突舞手モ大旨カハリタリ、長短コトノホカ也、笛吹ニ對シテ能々合スベシ、長承二年三月六日ノ賭弓ノ勝負舞、此説可レ有二御覽一由、藏人頭奉行ヲホセクダサレタリケル、笛吹清延ヲ枇杷殿ニ、舞人光時ニ召向テ申狀吹樣ヲ聞食ケリ、少々事ハ清延ゾムゼヌ事ドモ侍ケレドモ、光時ガ任二敎訓一吹事、口傳云、八帖終居タリ、舞人入破ヲ吹出、初ノ大コ拍子立、第一秘説一為二此樣清延シラズ、光時ガ敎訓ノ内也、總異樣曲也、黑眉面時舞出間有レ曲也、
大鼓在二異説拍子一也、中ノ上拍子ト可レ謂、或笛吹説云、以二左桴一大コノ打革面ヲサユルハ秘説也、○中略
入破二帖拍子各十六第二帖自レ頭加二拍子一、略定一返時、自二半帖一加二拍子一、尙略定半帖舞事アリ、末四拍子加二拍子一也、件加二拍子一樣有二二説一、一者京樣、當世用レ之、二者奈良樣、ツヽケ桴ヲ今一拍子サゲテ打也、尤秘説云々、

舞出時吹二新樂亂聲一、但常用小亂聲也、又競馬相撲ノ勝負舞、賭弓ニハ頗長吹也、

競馬 終番走上時始テ吹二出亂聲一、御前參入ノ時吹止、次亂序返數無レ定者歟、

相撲 最結手出テ太刀ヲ圓座ニ置時始テ吹二亂聲一、方屋ニ返入時吹止テ吹二亂序一也、

賭弓 終番ノ左方ノ射手ノ矢放時發二亂聲一、射畢ヌレバ吹二亂序一也、

已上三ケ說爲二秘事一、今樣伶人シル事侍ズ、

此舞出時趨走(ヒキハシリ)ト云事、有二三說一、一者大鼓前ヘ、二者舞臺五尺置テ走說、三者舞臺上、八方荒序時者臺迴テ手舞、入時昔ハ沙陀調子モチキケル、而高野姫○稱德殊此曲ヲ好オハシマシケレバ、常ニ御前ニテ舞セテ御覽ナリケルニ、高野天皇天平勝寶ノ比、尾張濱主仕ケル時、殊ニメデタク侍ケルニ、勅定云、此舞殊目出オボシメス、但入時頗其興ヲウシナフ、早止二調子一、以二案摩急一吹爲二入曲一、卽一曲ヲ乙(カナヅ)ベシ、奉二宣旨一濱主忠節ヲツクシタリケレバ、叡慮ニカナヒタリケレバ、永止二調子一、可レ用二案摩之曲一、重被二勅下一畢、○中略

舊譜 作二龍王一、此舞合戰ノ間、闘死已埋レ墓、郎等樂尊來訪ノ時更生又闘云々、見二或抄物一、可二指南一、 又云、魯陽公與レ韓構レ難、戰酣日暮、援レ戈而撝レ之、日反二三舍一、許愼曰、酣和合之時也、廿八宿爲二一舍一、

又云 新樂亂聲、并陵王亂序者、雙調曲也、荒序并入破者、沙陀調曲也、是三官ノ御說、 又云、爾取常是沙陀調爾取也、長短有二二說一、今ハ用二短說一也、 舊譜曰、眞序ノ後輒吹二調子之端一、仍說レ之、○中略 又云 陵王破二返吉舞事秘說也、舞人ノ大事ニスル事ナリ、光季家ノ外ハ正說舞事ナシ、荒序舞時、大膝卷、小膝卷、蜻蛉返、鬚取手チバ舞ナリ、入時按摩ノロクロチフク、早物、治部丸說云々、博雅譜 入時吹二安摩一云々、六孔是師說中曲、コレラハ古說ト申ストイヘドモ、有レ興事ドモニテ侍也、ヨクモオボエテ人ノトハセ玉ハムニモ許申スベシ、又云、山階寺常樂會小[illegible]之樂用レ之、惟季ノ忠拍子ニ吹侍ケルチ、今ハ樂拍子吹、尾張氏說、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古陵王入時吹二沙陀調調子一、今ハ高野天皇○稱德之御時ヨリ吹二安摩一、

〔體源抄十二上〕一破陣曲事

蘭陵王入陣曲ハ、序者陣中敵ニ向テ用レ之、又打取テ破陣之曲ニモ用、悉天下靜謐シテモ用、帝王御卽位ニモ用レ之、

〔教訓抄 一〕羅陵王　別裝束舞○中略面有二樣、一者武部樣黑眉、八方荒序ノ時用之、一者長恭假面樣小面云、光季家相傳寶物也、

〔教訓抄 七〕舞番樣

陵王別裝束、異名有多、有二樣、武部、小面、　納蘇利別裝束、有二樣、綠青色、金青色、一人落蹲用之、

〔續教訓抄 舞案譜〕或人云、○中略陵王、　別裝束　面牟志右ニ桴チモツナリ　面ニ二ヤウアリ武部小面

〔樂家錄 三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　陵王、舞人一人面、帽子、袴、常異袍、裲襠、腰帶桴、

〔樂家錄 三十六番舞〕壹越調之曲

羅陵王中曲　番舞納蘇利小曲

〔舞樂要錄 上〕同番舞○例　大法會

雲林院塔供養應和三年三月十九日　左○中略陵王　右○中略納蘇利

曼荼羅供有舞樂儀

宇治入道九體堂供養康治元年六月廿九日　左○中略陵王　右○中略崑崙

相撲節

天慶六年　拔出七月廿八日　左○中略陵王○中略　右○中略狛犬

〔江家次第 三正月〕賭射

奏勝負舞左後塞乙矢放間、出亂聲、於射場南方舞、　左羅陵王必舞序、又亂聲、　右納蘇利依時不舞、依入深更歟、

〔西宮記 五月〕六日幸武德殿

掃部撤殿上床子、此間競馬、○註略馳了、○註略雅樂奏音樂、於埒東、奏龍王納蘇理類、

〔三代實錄 四十一陽成〕元慶六年三月廿七日己巳、天皇於清涼殿設酒宴、慶賀皇太后○陽成母后藤原高子四十之算也、○中略雅樂寮陳鼓鐘、童子十八人遞出舞殿前、先宴二十許日、擇取五位以上子有容貌者、於左兵

衞府習舞也、貞數親王舞陵王、上下觀者感而垂淚、舞畢、外祖父參議從三位行治部卿在原朝臣行平、候舞臺下抱持親王、歡躍而出、親王于時年八歲、太上天皇（○淸和）第八之子也、

〔扶桑略記 二十三醍醐〕延喜四年三月廿六日、宇多院供養圓堂、（○中略）同日勅差藏人頭仲平朝臣、率童舞樂工等、令奉此會、先是、去廿四日於內裏有童舞、大納言國經朝臣之子舞陵王、中納言有穗朝臣之子舞納蘇利、大臣奏、此兩舞童、宜被聽昇殿、勅依請、大臣卽仰兩父、令拜舞殿庭、侍臣持祿給之、左大臣（○藤原時平）給御下襲、參議已上細長、已下小袿衣、樂工等、內藏寮給祿有差、此間、左大臣間舞庭中、更仰令推大鼓御階前、大臣打之、自餘親王公卿、下侍庭中、

〔扶桑略記 二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、（○中略）次羅陵王、小舍人藤原親光著舞衣幷天冠、

〔日本紀略 十一一條〕長保三年十月七日甲辰、院（○一條母后東三條院藤原詮子）御賀宴試樂、今日左大臣息（○藤原道長子賴通）舞陵王、天皇有叡賜御衣、仍左大臣不堪感、於庭唱天長地久之由拜舞、彼童舞左賴通右賴宗云々、

〔教訓抄 一〕羅陵王

長保三年（辛酉）十月九日（丙午）東三條院四十御賀セサセオハシマシケルニ、宇治殿（○藤原賴通）ノ若君ニテ陵王アソバシケルニ、入綾ノ手ヲシヘマキラセタリケル、サテ御師（狛光高）其勸賞ニ左方ノ奉行給タリ、（是以前ハ多氏ノ一者ニテ、兩方チ奉行シケルトカヤ、納蘇利ハ賴宗イロ君九歲ニテマハセ給、多氏失面目ケリ、）

其ヨリ此方、御賀ノ陵王ミナ若君アソバス、

仁平ニハ家成卿若君、（御師匠光時卿）安元ニハ宗家卿若君、（皆入綾ノ手ヲヲシヘマキラスル御例也）

〔日本紀略 十二三條〕長和二年九月廿五日甲寅、今日、皇太子於凝華舍御覽蘇芳菲、駒形、陵王、納蘇利、

〔十訓抄 十〕備中守政長が神拜にくだりける時、則高、正資、時資などいふ時の舞の上手どもをいざなひ下たりけるに、吉備津宮の御前にて、則高陵王を舞ける時に、寶殿大にゆすりひゞきておび

たゞしかりけり、こゝらに集りたる者どもおどろきさはぎけるを、正資おそろしながら思けるやう、則高が舞ことにかひ有てめでたし、忽に寶殿ひゞき給へるいとゞ忝し、但我等今落蹲をまはむとす、若此ときゑるしなくば、いみじき耻なるべしと思て、寶殿に向ひて泣々祈申けり、陵王入て後各舞けるに、始より增りさまに寶殿ゆすり、いとゞ恐しかりけり、

〔中右記〕康和四年三月九日甲子、今日有御賀、(○白河五十賀試樂、中略)頃而又亂聲、龍王童舞之、一曲依不誤、衆人頗感氣、

〔續古事談〕(五諸道)鳥羽院御時、賭弓ニ陵王ノ廣序ヲ舞ケルニ、正清俄ニ故障アリテ、笛吹カケタリケル時、侍從大納言成通中將ニテ、幔ノ外ニタチテ廣序ヲ吹タリケル、時ノ人イミジキコトニ申ケル、

〔古今著聞集〕(六管絃歌舞)京極太政大臣(宗輔)內裏より罷出給けるに、月面白かりければ、心をすまして、車の內にて陵王の亂序を吹給けるに、近衞万里小路にて、ちいさき人の陵王の裝束をして、車の前にてめでたく舞みえけり、あやしく覺て、車をかけはづして、榻にゑりかけて、一曲みな吹とをし給にけり、曲のをはりに此陵王、近衞より南万里小路より東のすみなる社の內へ入にけり、笛曲も神威有けるにこそ、やむことなき事なり、

〔玉海〕安元二年二月廿一日丁酉、此日御賀、(○後白河五十賀試樂也、中略)左陵王(亂序之後)破二遍、先是關白(○藤原基房)召實宗、仰陵王可出之由、今般父卿無向樂屋之儀、(仁平家成卿向樂屋、昨日宗家卿示余(藤原兼實)云、雖須逐仁平例、彼者一族卿相甚多候、樂之間專榮耀、今度獨身追彼例頗異樣歟、但不存先規、又如何者、予答云、御案尤可然事也、康和仲實卿納蘇利童父不臨樂屋、謂時議謂先例旁可有思慮、被臨樂屋、尤尋其宜者、仍無向之、)亂聲之後、舞童(○藤原宗國)出曲畢、(其舞優美、殆過胡飮酒、)欲還入之間、應勅喚參上、(左近中將泰通朝臣扶持之、依一族也、但不昇堂上、又不經前、)賜祿於堂上、奏一節退下、父卿(先是隆季卿起座、便件卿著座、)受取祿拜、(進退之間昇降自長橋南妻、此道尤可然、源亞相用中門廊際、未得其意、)已上儀一同胡飮酒、但父卿無奏一曲之儀、又定能朝臣受取其祿、

〔源平盛衰記三十二〕福原管絃講事

入道弟修理大夫經盛ハ、詩歌管絃ニ長ジ給ヘル、中ニモ横笛ノ秘曲ヲ傳ル事、上代ニモ類少ク、當世ニモ並人ナカリケリ、一年法皇〈○後白河〉故堀河院ノ御爲ニ、法住寺殿ニテ報恩講經供養ノ時、〈○中略〉八條左判官忠房ハ、陵王ノ秘曲ヲ舞盡ス、大ヒザマヅキ、小膝突、入日ヲ返ス合掌ノ手、終ニハ皇序ノ袖ヲ翻ス、其家ナラヌ人ニハ、各笛ヲトヾメシニ、此經盛皇序ノ秘說ヲ吹給シカバ、法皇叡感ニ不堪ヤ思召ケン、御前ノ御簾ヲ上サセ御座、御衣ヲ脫テ押出サセ給ケルヲ、經盛給テ階下ニ歸著給シカバ、男女耳目ヲ驚ス、

〔敎訓抄一〕羅陵王

古說曰、左馬ノ屬大友成道ト云ケル舞人、竄竟ノ陵王舞也、時ノ人生陵王トナン申ケル、信正弟子ナリ、件舞人〈成道〉關東ヘ下向ノ時、常陸國鹿島宮ニシテ陵王ヲ舞ケルニ、其國ノ書生ナリケル翁、此舞ヲ見テ申ケル樣ニ、ヲキナ陵王ヲ見事コレ始也、但物語ニシツタヘテ侍ハ、陵王ハ一躍ニ千里ヲカケリ、石踏ハ泥如ナリ、吐氣ハ雷如タリ、小龍ヲヒタヒノシハニ、タヽミトヾメナントスル物ニテコソ侍ルナルニ、今ノ陵王ハ蜻蛉返、髮取手コトノ外ニモミユルモノカナ、生陵王トコソ申ナルニ、事ノホカニモ侍物カナト、アザワラヒテ立タリケリ、サテ成道舞畢テ樂屋ニ入テ、ヨビムケテ、ヤヽ此ヒゲ取トコロヲバ、諸手ニテナデヽ、終ヲアラクハナチ給ベシ、當時舞給ヲミレバ、ウケ給ルニモタガヒテヲカシキ也、翁ガカヤウニ申ヲバ、ヲコガマシク思給トモ、聞タモチ給ヘト云テサリニケリ、成道アサマシク思テ云、見モシラヌ翁ノ、カヽル遠國ニテ、カヤウニ申ハタヾニハアラジ、御神ノ變化シテヲシヘ給ニコソトテ、ヲシヘノマヽニマヒケレバ、目出ク侍ケルトカヤ、年號日月タシカナラ子ドモ本說也、〈古記ノ裏書ノ中ニ注レ之ナリ、○中略〉承久元年ノ常樂會ノ後朝ニ、別當僧正〈雅縁、○源雅通子〉一家公卿下向アリ、大納言〈通具、定通、〉中納言〈道光〉已上

新羅陵王

直衣、中將(具實)謂、元可レ被レ準レ賀由定、左萬秋樂(序一帖、中二五六帖、破)舞人三人、(光眞、定近、則定、)右地久四人、(好氏、久行、好繼、忠茂、)破ニ肩袒手アリ、(好氏居、久行不レ居、)肩袒下臈二人不二肩袒一、陵王光繼ガ童(伊王)生年十三ニテ舞、當座ノ二卿ノ御計ニテ、入綾ノ手ヲ舞ベシト付レ仰シ、無二地下ノ例一由ヲ雖二申返一、猶依レ被二責仰一領掌申、舞終テ入時ニ召二御前一、具實中將大床ニシテ單衣ノ袖ヲトキテ給、肩係テ還入ノ時、樂屋ノ前ニテ入綾舞レ之、(御賀大床上也)貴賤ノ見物ノ大衆頗興ニ入畢、ユヽシキ秘事ニテ侍シ、予(○狛近眞)ハナチテハシル人ナシ、能々可二秘藏一、古記云、問此曲已ニ古樂也、舞出時何ゾ用二新樂ノ亂聲一乎、(答亂序同音故也、具依レ爲二雙調曲一也、)

〔太平記 二十四〕天龍寺供養事附大佛供養事

明レバ八月(○貞和元年)晦日也、今日ハ又爲二御結緣一、兩上皇御幸ナル、(○花園、光嚴御幸、中略、)法會終シカバ、伶人本幄ニ歸テ舞アリ、左ニ蘇合、右ニ古鳥蘇、陵王荒序、納蘇利、太平樂、狛桙也、中ニモ荒序ハ當道ノ深秘ニテ、容易雖レ不レ奏レ之、適聖主臨幸ノ法席也、非レ可二默止一トテ、朝榮荒序ヲ舞シカバ、笙ハ新秋、笛ハ景朝、大鼓ハ景茂ゾ仕タル、當道ノ眉目、天下ノ壯觀無レ比シ事共也、

〔さかゆく花〕ゑいとくぐわん年三月十一日、ぎやうかうあり、(○後圓融行二幸足利義滿第一、中略、)同十二日、けふはまひ御らんなり、(○中略)俊葛くわうじよ(○陵王荒序)をまふ時、簾中よりくれなゐの御きぬをいださる、右大將(○足利義滿)これをとりて舞人にかけらる、ふえ景永、笙英秋、太こ久景、玄やうこ重葛なり、この舞はもともひきよくたるにより、列座みな一物なり、

〔樂家錄 四十八 類話〕陵王舞之秘曲有二日搔手一也、慶安之比例年舞御覽、伯耆守狛近元舞二此品一、所謂手在二亂序之中一、如二還城樂一合二于大鼓一而走作二大輪一、既欲三廻二歸于本座一之時、顧二右後一即指二上桴一見レ空、號レ之日搔手、亦號二庵入日手一也、疾走之中不レ意顧レ後故、万人驚レ目甚稱二美之一、

〔倭名類聚抄 四 曲調〕沙陀調曲　新羅陵王(一云二國長樂一)

〔拾芥抄 上末 音樂〕沙陀調　新羅陵王(無レ舞)

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
沙陀調　新羅陵王、志牟羅醴字和字　一名圜長樂、一本圜作圍
〔仁智要錄五沙陀調〕新羅陵王　一名團長樂　破拍子十六、可彈三反、終帖加拍子、急拍子十六、可彈四反、終帖加拍子、合拍子百十二、　南宮橫笛譜云、從急三帖打三度拍子、　此舞弘仁御時、有勅給左兵衛府、　一說破拍子八、急拍子十二、　中曲　古樂　天王寺舞倍臚時、彈當曲破、八拍子說　二反、終帖加拍子、
〔雜秘別錄〕新羅陵王
このがくの破は世にたえにたり、これも孝博はしられたりけれどつたはらず、ならの樂人狛有時ぞ、武德樂破とこれとはしりたりけるとて、有光もつたへたると申める、天王寺もろ〳〵の大法會に、寺のならひにて、みなのはてに陪臚を舞に、かならずまひぐする、それも破はたえたりけるを、ふるき譜に、くち二拍子はありて、おくのなかりけるをみて、天王寺冠者公貞と世にのゝしりけるものゝ、舞樂こうりうしけるが、おくをつくりぐして、いまにつたはりたる三五要錄にあるもその說なり、急は沙陀調にては十六拍子、雙調わたしものゝ譜には十二拍子あるゆゝしくおぼつかなき事なり、
〔教訓抄六壹越調〕新羅陵王破拍子十六　可吹三返　古樂
此曲弘仁御時、有勅左衛門府爲古樂、件舞絶畢、仍近來天王寺陪臚ノ破用之、但用彼寺樣ハ、有別說、
短樣、拍子六　京樣、拍子十六　各加三度拍子、是非惟季之流、尾張則成傳之、舞アル物ナレバ、吹タキ事モソ出來トテ習侍也、是體ノ樂チメ、知デチタベキ也、　又團長樂云、弘仁御時、有勅修左兵衛、舞出吹急云々、急ニ有二說、一者十二拍子說、四鞨鼓、加一拍子、二者十六拍子說云々、從第三返頭、加三度拍子、爲秘說、三者喚頭ヨリ吹始說、コレハ吹物ニハイトモチキズ、曳物ニハ是ヲ本トシタリ、而相傳之上有時ニ不審ヲヒラキテ侍也、ウチマカセテハ秘樂ノ内ニテ侍ヲ、中々京

十天樂

ノ辻吹ニヲカシゲニ吹侍ナリ、

〔教訓抄六 雙調〕新羅陵王急 拍子十二

此曲ニモアマタノ說侍レドモ、用二十二拍子之說一也、樂拍子早吹物也、加二拍子一時打二一拍子一、

〔倭名類聚抄四 曲調〕沙陀調曲 十天樂 古老傳云、東大寺講堂會之時、笛師常世弟魚丸所レ造也、

〔拾芥抄上末 音樂〕沙陀調 十天樂 無舞

〔樂家錄二十八 樂曲訓法〕中華曲

沙陀調 十天樂 志津傳牟羅貝

〔龍鳴抄上 壹越調〕十天樂 しふ天樂

拍子八、古樂、東大寺の會にふみのしさたうをがくにつくりたるなり、よて末代に供花樂にもちゐる、沙陀調のもの、口傳云、件のかうたう供養に、天人十人くたりて、佛前にはなをたてまつりければ、はじめたるがくをつくりて奏すべしといふ宣旨のくだりたるに、つくるとぞ申傳たる、たしかには日記をたづぬべし、

〔仁智要錄五 沙陀調〕十天樂 拍子八 中曲 古樂 无舞 南宮横笛譜云、此東大寺講堂會時、笛師常世乙魚所作也、

〔教訓抄六 壹越調〕十天樂 拍子八 古樂

此樂者東大寺講堂供養ノ日、○續教訓抄爲二聖武帝時事一天人十人空ヨリ下リテ佛前花ヲ供シケレバ、始タル樂ヲ作テ可レ奏ト云依二宣旨一、笛師常世乙魚之所レ作也、天人十人下リタリシニヨッテ、十天樂ト付ラレタル也、忠拍子アリ 加拍子時打二三度拍子一、

〔續教訓抄 沙陀調〕十天樂 古樂 小曲 或新樂 或兼二新古一 中曲

〔樂家錄二十四乾 三鼓加節〕壹越調曲 十天樂 ○古樂、中曲、中略

菩薩

當曲神供等備時用之、則及其半古樂搔拍子加之云々、

〔倭名類聚抄 四曲調〕沙陀調曲　菩薩 或說云、僧正婆羅門等井哲師等所傳也、

〔樂家錄 二十八樂曲調法〕中華曲

壹越調　菩薩 保佐津

〔教訓抄 四〕菩薩

是天竺舞樂也、而波羅門僧正菩提幷佛哲師等ノ化人等、此朝江所傳也云々、

〔元亨釋書 十五方應〕釋佛哲、林邑國人也、〇中略 本朝樂部中有菩薩、拔頭等舞、及林邑樂者、哲之所傳也、

〔龍鳴抄 上一越調〕菩薩

まひいづる事ふたつのやうあり、林邑の亂聲にて、いづるやうあり、てうしをふいてみちきをして、いづるやうあり、道行拍子なり

序をせんとするに、わうしきてうのこゑをとるなり、笛には聲とるやうふたつの說あり、近來すくなきやうをとるなり、拍子十八、たゞし十六拍子の樣あり、つねにはそれをもちゐる、まひのいるにまたみちきをす、そのたびは嗔頭よりすべしとぞおぼゆる、よく〱あんあるべし、道行四拍子といふは、かこ十六に拍子のあたるなり、嗔頭より拍子をくはふるは、八拍子の古樂のつゞみにあげける、されぱまひのいる時は、すなはちなり拍子をくはふべければ、嗔頭すべしとおぼゆる也、このよにしりたる人なし、いよ〱しどけなし、もし末の世にさたする人もやおはしますとてしるしをくなり、がくをならはんにしたがひて、たしかなるべし、これはたいていばかりなり、

十種供養する時は、菩薩と迦陵頻とりないふ也とをするなり、こてうはいまゝでにつくり物也、まづ菩薩はなを奉りてかへるにまうなり、鳥おなじ事也、大法會にとりて、こてうとする時は、まづとり

花をたてまつりて、かへるにまうなり、つぎにこてうはなをたてまつりてかへりて、又かへるにまう、そのさほうくはしからず、これたいていばかりなり、

この菩薩のみちきをして、ばらもん僧正、南天竺へまいり給ひし道に、百歳ばかりのをうなおきなあり、ひとりはむまれけるよりして目をみず、ひとりは生れけるよりして腰たゝず、この樂の聲を聞て、こしゐざるものもたちぬ、めしゐたる者もみあげて、ともにまゐよろこぶ、僧正ばらもん、これらはなにものぞとたづね給、答ていはく、我々はむかしたうり天の同聞衆なり、つねにかくのごときの樂をきゝき、よりていまこれをきくに、身にしみおもしろし、故にこしのたゝぬもわすれ、めのみえぬもあきてまひよろこぶなり、天衆なりけれども、宿業によりて、さるかたはものとむまれたりける也、

〔仁智要錄五壹越調〕菩薩　道行拍子四度、數無定、舞入時行立了彈止、他曲道行皆効此、次取黃鐘調音、序拍子十八、可彈一反、今世破彈一反、卽以道行更彈、從第三拍子上大鼓、舞入時重彈道行、　南宮譜云、道行拍子八、序可吹四反、拍子十八、合拍子七十二、此僧正婆羅門僧正、菩薩幷佛哲師等所持傳也、　中曲　林邑樂　長秋卿譜云、先吹調子、吹十天樂之間、鳥舞童六人取花瓶置、菩薩十人取花供大蚰等、各兩行經舞臺之上供佛前、還時先鳥童退、著舞臺之上草墪、次吹道行之間、菩薩行還立、次聊吹黃鐘調、○中略次吹序四帖、以菩薩爲序、但件序依舞絕、次一帖、次又吹道行入了、度數不定、　明還橫笛譜云、舞出時、二說、或林邑亂聲、或吹調子、入時又吹道行也、　龍吟抄云、此僧正婆羅門菩提、幷佛哲師等所持傳也、亦此曲先登五臺山、欲供養文殊師利菩薩、白頭翁相向云、文珠師利利益日本衆生化生彼國、傳聞、行基菩薩因之婆羅門來此國、相逢行基、其時百歲老翁有二人、一者自生眼眸不見、一者自生其腰不立、又乍二人言語不通、而二菩薩相向傳是樂、眼開腰立、各舞悅、婆羅門問云、是二人不知誰人、行基菩薩答云、忉利天天人、靈山同聞衆、故今日向聖人覺知云々、

〔大日本史禮樂十四〕按、文獻通考云、宋敎坊有菩薩獻香花隊、衣生色窄砌衣、戴寶冠、執香花盤、横笛譜所言與此相類、疑此曲也、

〔敎訓抄四〕菩薩　別裝束舞　古樂

序一帖（有二說）破一帖（有二說〇中略）

舞出樣（有二說、）一者吹林邑亂聲、舞出畢ヌレバ吹止テ、禰取黃鐘調音（有二說、）長キ禰取樣、一說短キ禰取ノ樣、（近來用之）一者吹笙調子、笛壹越調ノ禰取ヲ吹、道行出也、拍子四、（以一鼓拍子六、爲一拍子、）十　近來（拍子三、）而近代常樂會後日用道行レドモ、此說ヲ不打知、伶人ノ無故ナリ、（明眼立願トハ同ク此曲ノ故ナリ）

序一帖、（拍子八）是モ長短ノ說アリ、長說ハ（古說、今不用之、謂之大菩薩、）短說ハ（今世ニ用樣ナリ、拍子同數ナリ、）破一帖、（拍子十一）此樂以二返爲一返、（是京樣、從喚頭加拍子、古樂揚拍子、）長キ說ナリ、（拍子十四、又說、拍子十六、又十八、）是者（古說）大菩薩道行也、所習道行者、自喚頭吹出テ、則始ノ拍子十六後（加拍子、）謂如陵王ノ破也、（號菩薩也、此曲ハタシカナルベキニ、世ニコトニシドケナクナレリ、能々沙汰スベシ、）

古抄云、唐有菩薩蠻田、（何事ゾ、可尋々々、）

又云、菩薩序破之間有詠、（大和國橘寺留此詠、橘寺說、）

合掌詠

其詞曰、南无佛法僧禮拜、南無極樂界會開聞衆禮拜、又云、近來菩薩舞絕了、但大行道時一鼓ヲ打、鴨ノムナゾリノ手ハ、是菩薩ノ舞ノ手也、（是舞人能貞ノ說也）

興福寺常樂十六日、可舞此手、（乃前頭二人、菩薩懸一枝、）

此菩薩舞ハ此世ニハ絕タルヤウニ承ノ處ニ、狛氏ニ季長入道ト云者アリキ、此舞ヲ令相傳之由、依之令申出、一寺ノ沙汰菩薩ヲ中央ニ敎繼畢、雖然一切不見、其舞ノ手、只入樣ノツチナラズ、從先頭中央ハ舞入タル也、其外無別手、

〔教訓抄 七〕舞番樣
別番樣（○中略）菩薩（林邑物、別裝束、用道行時者、謂之大菩薩、）蘇利古（又蝶合）
〔續教訓抄 舞案譜〕或人云ク、共ニ左舞ヲモテ相對スルコトアリ、安摩ニ（舞）菩薩、（迦陵頻、或侍ニ如此對之、）
〔續教訓抄 舞案譜〕或人云、（○中略）菩薩　面有　別裝束
〔樂家錄 三十六 番舞〕壹越調之曲
菩薩（中曲）　番舞獅々（爲大曲）　或蘇利古（爲小曲中中曲、舊記有以迦陵頻番之例、）
〔法成寺金堂供養記〕治安二年七月十四日壬午、此日入道大相國（○藤原道長）建立法成寺金堂五大堂、新佛開眼供養會也、（○中略）堂童子西八人、（○註略）東八人、（○註略）相分著庭中座、打金鼓、（圖書寮前打、下同、）次發音聲、十天樂　迦陵頻八人、胡蝶八人、菩薩十六人、各口佛供、二行相分、經舞臺列壇下、傳供、（佛傳供之）訖迦陵頻八人、菩薩八人、著舞臺上草墪、胡蝶八人、菩薩八人、著鐘樓臺草墪、（渡中島南橋著之、）更發菩薩行道樂、先菩薩舞、（舞臺樣上同舞）次迦陵頻、
〔榮花物語 二十二 鳥の舞〕四月（○萬壽元年）なれば、賀茂の祭りとて、世さはぎたるに、またやまの座主、山の舍利を女のみをがみ給はぬ事、いと〳〵くちをしとて、舍利會せんとて、舍利をまづくだしたてまつりて給へれば、世中の人々參りをがみ奉る、祭はてゝ、四月廿日あまりに舍利會せさせたり、祇陀林におはしまして、おまへの庭を、たゞかの極樂淨土のごとくにみがき、たまをしけりとみゆるに、こゝらの菩薩舞人どもに、れいのわらはべのみもいはず、さま〴〵裝束たびまひたり、この樂の菩薩だち、金銀るりの笙や、琵琶や、さうのふえ、ひちりきなどふきあはせたるは、この世の事とゆめにおぼえず、唯淨土とおもひなされて、えもいはずあはれにたうとくかなし、
〔東寺塔供養記〕建武元年九月廿四日己酉、今日有東寺塔供養事、（○中略）次僧侶著坐、（○註略）螺吹鐃持退還、（佛個塔東面）次予執香爐、次總禮三度、次樂人發樂、（拾天樂）次供花、　廾十六人各起草墪、經舞臺上到樂

臨邑亂樂

迦樓頻

屋前、机下取ニ供花一、左右樂人各一人次第授レ之、 二行相並、歷ニ舞臺一就ニ御塔西面階下一、上臈昇ニ階十弟子於ニ堂上一傳取居ニ机上一、次樂止、次井供舞 自ニ下臈一次第退、過ニ草墪中央之間一、樂人發ニ林邑亂舞一、卽止、發ニ樂井留一舞、左右上臈各四人留ニ舞一、下臈各四人可ニ退入一之處、无ニ案內一之間、八人共舞、仍違ニ次第一之由、自ニ門徒裏頭中一、雖ニ樂猶在一臈相還、不レ及ニ諷諫一云々、 舞了、各還ニ著草墪一、樂止

〔倭名類聚抄 四曲調〕沙陀調曲 臨邑亂樂

〔伊呂波字類抄 利人事〕臨邑亂聲 リンキウ 平調 沙陀調

〔倭名類聚抄 四曲調〕沙陀調曲 迦樓頻 或譜云、天竺語也、漢云ニ歌鳥一、其鳴時聲中傳ニ苦空無我常樂我淨之義一、故名ニ歌鳥一也、極樂淨土鳥也、妙音天淨南竺國傳ニ此舞一、僧正見レ之受傳之後、不レ留ニ唐地一、先來ニ本朝一傳レ之、

〔翻譯名義集 二畜生〕迦陵頻伽 此云ニ妙聲鳥一、大論云、如ニ迦羅頻伽鳥一、在ニ㲉中一未レ出、發聲微妙勝ニ於餘鳥一、正法念經云、山名ニ曠野一、其中多有ニ迦陵頻伽一、出ニ妙音聲一、如レ是美音、若天若人、緊那羅等無ニ能及一者、唯除ニ如來音聲一、

〔伊呂波字類抄 加人事〕迦樓頻 カレウヒン 沙陀調

〔拾芥抄 上末樂曲〕壹越調 鳥

〔樂家錄 二十八樂曲調法〕中華曲

壹越調 迦陵頻、加禮字非牟、頻字調、一名不言樂、又鳥、

〔龍鳴抄 一上壹越調〕迦陵頻 とりなり

林邑の亂聲にてまひいづ、これは古樂の亂聲ともいふ也、菩薩のいでん時は林邑といふべし、ことまひいでん時は、古樂といふべしとみえたる事あり、よく〳〵志れらん人にたづぬべし、學生のがくは志りたることなり、

序拍子、八二反すべし、破拍子十六、六反すべし、この樂ならふところは、一反八拍子なり、されど二反をして一反といふなり、するのてう四拍子をすぎて、拍子をあぐべし、つねのがくのあげつゞみなり、きう拍子八、いくかへりといふ事なし、まひのいるまでする也、拍子あぐる事は、まひふる

まひて、めぐりはて、、おの〳〵わがもとのたちどに、立さだまるとき、みたび拍子あぐるなり、

〔仁智要録 四 壹越調〕鳥　一名伽婁賓、伽婁或作迦陵、賓或作頻、　序拍子八、可弾一反、破拍子八、可弾六反、終帖加拍子、　南宮横笛譜云、可吹四反、今世弾二反、終帖第三拍子以下上大鼓、　急拍子八度、數無定、隨舞弾、舞作大輪、巡了復本列之時、打三度拍子、舞出時吹林邑亂聲、入時重弾當曲急、　中曲

林邑樂　先吹調子、奏十天樂之間、鳥舞童六人取花瓶、並菩薩十人取花供大蚫等、各兩行經舞臺之上、供佛前、還時、先鳥童退著舞臺上之草墪、次道行之間、菩薩行還立舞畢還入、次鳥立舞、今世供花了退還時、菩薩蝶直經舞臺入于樂屋、鳥童著舞臺之草墪、菩薩出時鳥起草墪退入、菩薩舞了、還入之後、鳥更出舞、鳥還入蝶出舞、　長秋卿横笛譜云、是僧正婆羅門僧菩提並佛哲師等所傳云々、明暹横笛譜云、是鳥極樂淨土鳥也、音十唱苦空無常等之義、是妙音天降南天竺傳此舞、婆羅門僧正見傳、不留唐地直傳日本、

〔敎訓抄 四〕迦陵頻　童舞　古樂

序二帖（拍子八）破二帖（拍子十六、以二返為一帖、常一帖十、末六拍子加拍子、）急（拍子八、度數無之、隨舞加拍子、）

此曲天竺祇薗方供養ノ日、伽陵頻來舞儀時妙音天奏此曲シ玉フ、何難傳之流布矣云々、迦樓賓是梵語也、○中略序常ニハ一返舞、破モ一返舞、（樂二返）從第十一拍子加拍子、（古樂拍子）揚略定時（用八拍子、）末四拍子、（加拍子、）又有一説、搔連打之、（謂之鳥搔手合云々）舞急、（拍子八）大輪之後立定時、（加三度拍子）不止樂音、（次第ニ舞入）出時（用亂聲、）此舞ハ太神右舞人本トシテソナフ、又未舞人等知之舞師ヲスル也、○中略此鳥者極樂世界ニスミテ、佛ヲ供養シタテマツル、

〔樂家錄 三十七〕詠舞

迦陵頻（此曲雖有詠、未考之、）

〔體源抄 十一下〕舞曲古今相違事

最涼州

古鳥舞急畢テ入時、重テ急ヲ吹テ入、今ハ急樂ヲ止ズ入ナリ、

〔教訓抄七〕舞番樣

別番樣　迦陵頻又鳥ト云、各羽懸、銅拍子持、　胡蝶又蝶云、各羽懸、振花持、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　迦陵頻舞人四人　天冠、插頭花櫻、天冠左右立持之、求結、附之天冠、袴、及袍常異、脛巾、鳥羽銅拍子、

〔源氏物語二十四胡蝶〕鶯のうらゝかなるねに、鳥のがくはなやかにきゝわたされて、いけの水鳥も、そこはかとなくさえづりわたるに、きうになりはつるほど、あかずおもしろし、てふはましてはかなきさまにとびたちて、やまぶきのませのもとにさきこぼれたる花のかげにまひいづる、宮のすけをはじめて、さるべきうへ人共、ろくとりつゞきて、わらはべにたぶ、とりにはさくらのほそながてふにはやまぶきがさねたまはる、

〔榮花物語二十二鳥の舞〕御供養〇御堂は六月〇萬壽元年五日にさだめさせ給へり、佛のわたらせ給ふその日になりて、春の霞のたえ間より、たつ紫の雲、すぢをたゞすたなびきけり、〇中略佛やう〳〵おはしましよるほどに、御階の左右のそばより、童部の鳥の舞ひたる程、まことの孔雀、鸚鵡、ふがんえんあふのあそびなれたると見えたり、

〔枕草子九〕まひは

鳥のまひ

〔伊呂波字類抄左人事〕最涼州沙陀調サイリャウシュ

〔續教訓抄沙陀調〕最涼州　古樂　中曲　或ハ云兼新古　一名西涼樂

一名涼州　一名功成慶善樂　一名慶善樂　一名九功舞　一名九功　一名九功樂　涼樂

又州洲通用之〇下略

〔教訓抄 六壹越調〕最涼州(中略)寄西涼州云○中略此樂急長貞秀勝道久作云々、

〔大日本史 禮樂十四〕按唐書云、九功舞者、本名功成慶善樂、太宗宴群臣於慶善宮、賦詩、起居郎呂才被之管絃、名曰功成慶善樂、又云、涼州曲、本西涼所獻也、其聲本宮調、有大遍小遍、據此卽涼州、九功本爲別曲明矣、今爲一曲者不詳其故、然舊記所載、亦或有以也、唐書通考並云、坐立二部、唯慶善樂顓用西涼、疑由此等文、混爲一曲也、

〔唐六典 十四太常寺〕太樂署、令一人、○中略太樂令掌敎樂人、調合鍾律、以供邦國之祭祀饗燕、丞爲之貳、○中略凡大燕會則設十部之伎於庭、以備華夷、○中略三曰西涼伎、
編鐘編磬各一架、歌二人、彈箏、搊箏、臥箜篌、豎(豎當作臥)箜篌、琵琶、五絃、笙、長笛、短笛、大篳篥、小篳篥、簫、
腰鼓、齊鼓、擔鼓各一、銅鈸二具、(具當作貝、下效之、)貝、

〔龍鳴抄 上一越調〕最涼州(さいりやうしう)
ひやうし廿、古樂、この樂大判官(○大神惟季)につたへたまはず、入道左大臣殿(○源俊房)よりならひ給はる、御ものがたりに常におほせられしは、王監物賴吉といふ人あり、それが王太とてありけるに、帝王內宴といふことをば主給き、まいり音聲にはこの樂をすべかりけるに、その時の伶人みなしらざりけり、正近のうたのせうもしらずと申ければ、ことがくを改定すべきか、また內宴のとまるべきかなんど、公卿さだめ給ける、延近といひしものゝ弟子に、王太といふものこそしらぬことなくよく〱物しりたるもののあんなれ、かれをめしてとひてかれしらずと申さんをり、いかにもいかにも候べしと定められてのち、たづねられけれども、とみにいでこず、さらに尋られてとはれければ、つたへならひたるよし申ければ、此內宴とげられにけり、しかるべき者にて有けれど、伶人にぐしてつとめてありけり、それより大功の者なりとて、宇治殿(○藤原賴通)かんたんして監物になり、內從の頭になり、樂所のあづかりになりて、やんごとなくなりたりけるに、この入道

左大臣殿は宇治天下の御養子なり、御曹司ずみのあひだつねに參て、かやうにかたり申て、末代にもしりたるものよも候はじ、管絃このまずおはしますとも、しろしめしおきて候はん、あしくも候はじと申ければ、このがくこのさたてうの調子とはしろしめしたりけるを、康和四年七月五日ならひ給はりたるなり、末代に此がくあるべくば、是ぞたしかなるつたはりたる師說、他人はふにてかまへたる事なり、土御門大納言殿ぞ賴吉がでし、樂人時光將監こそ、これよりならひ給はりたると申しか、そのながれぞ心にくき、かの時光に聲歌にしあはせたりしかば、いともたがはず、はじめすこしは譜のやうなりし、師說はふにもたがひたることの有也、

〔仁智要錄五沙陀調〕最涼州　涼或作梁　拍子廿、可彈四反、合拍子八十、終帖加拍子、　南宮橫笛譜云、破可打三度拍子、時元笙譜同　中曲　古樂南宮譜同　龍吟抄云、內宴參音聲用之、

〔體源抄三下壹越調〕最涼州　古樂　中曲　無舞○下略

〔拾芥抄上末樂音〕沙陀調　溢河鳥無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕沙陀調　溢河鳥志字賀傳字、河字濁、一本溢作泟、

〔敎訓抄六壹越調〕溢河鳥

此曲隋煬帝用汴溢河作之、序絕了、本者無喚頭、中古出來云、行道用之

古記云、是隋煬帝於汴河曲作云々、序拍子十可吹二返、此曲慈覺大師引聲念佛橫笛ヲ以令吹傳給、令渡日本其音也云々、

〔仁智要錄五沙陀調〕沁河鳥　沁或作溢　序拍子十、無舞、件序斷了、破拍子十、　南宮橫笛譜云、破可吹五反、合拍子五十、五反打三度拍子、　中曲　古樂　醉鄉日月云、件曲隋煬帝用于河作、

〔雜秘別錄〕溢河鳥

是もろ〳〵の大法會行道に、鳥向樂溢河鳥をすめり、常樂會行道にぞ、陵王の破をすなる、いかなるゆゑにかあるらむ、さてこれらは行道に右舞人上らう一をうつ、御前御さじきのまへなどを

すぐるとき、兩三拍子うちてとをるに、ひざうのてどもあるなかに、かものむなぞりといふ手のあるとかや、それに河にしぶくとりとかきたるゆゑ、鳥向樂もやがてこの心なり、行幸いけあるところは、ふねにて舞人まいりむかふに、げきといふとりのかたをふねにつくりたり、まいればとりむかふといふゆゑとかや、これらによりて、いまは行道には大やうこれ二をするなり、又溢河を隋煬帝用二于河作一とあるは、ずいのやうだいは河をこのみて、たうに卅六まで河をほりたまひけり、その河はるとき、この樂も么たまひける事なり、

〔續教訓抄沙陀調〕溢河鳥　新樂　中曲　或古樂　或新古兼帶　泌字通用

序拍子十、二反可レ吹、舞アリトイヘドモ近代絶畢、　新撰龍吟抄云、序舞、仍雖レ有レ譜、序舞共絶畢、破拍子十二、或説拍子十、有二嗅頭一一拍子、　初拍子五又七已下八延　五反可レ吹、終帖加二三度拍子一、但用二古樂一トキハ搔レ之、嗅頭本ハナカリキ、而中古ヨリ出來レルナリ、只拍子アリ、舞アリトイヘドモ近來無レ之、

〔北山抄三拾遺雜抄〕內宴事

天曆五年、依レ召參二御前一、奉二伺侍一、從二位女御徽子女王從四位下加階事、召二內記一、仰下可レ儲二位記一之由上、臨レ期、仰二師尹一令レ行レ之、依二女王不一レ奏二慶賀一、後日奏レ之、申剋召二王卿一云々、嗅二中納言元方在衡等卿一令レ獻レ題、召詞、民部卿藤原朝臣、中納言藤原朝臣云々、參入音聲舊例最涼州也、而奏二溢河鳥一、未レ知二其意一、罷出音聲海青樂、例多知レ之、但延喜廿二年安樂鹽、天曆元年五常樂急、私記、

〔古今著聞集十九草木〕天曆七年十月十八日、殿上の侍臣左右をわかちて、をの〳〵殘菊を奉りけり、○中略　左方溢河鳥、左近將曹船木茂眞、舞師長尾秋吉ぞつかうまつりける、右方綾切、右衛門府生秦良佐、近衛身高つかうまつる、

〔續教訓抄沙陀調〕溢河鳥

天曆三年二月十一日、櫻花宴參音聲參退通用レ之、同五年正月廿二日、內宴參音聲ニ用レ之、內教坊ノ別當右衛門督高明奉レ行レ之、中古ノ事ニヤ、平等院一切經會ニ樂行事樂屋ニ入云、シブカハトリヲ

奏スベシト云、希代ノ勝事ナリ、

〔倭名類聚抄 四曲調〕沙陀調曲　安樂鹽 安出時音聲

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

沙陀調　安樂鹽 阿牟羅具江牟

〔康熙字典 亥集下鹵〕鹽(中略)曲之別名、凡歌詩謂之鹽者、謂如吟行曲引之類也、古樂府有昔昔鹽、神鶴鹽、黄帝鹽諸名、並讀作鹽、按鹽即古曲前之艷、但歌此曲不定、爲曲前曲中、直如九宮譜之所謂慢詞也、

〔樂家錄 三十一本邦樂說〕沙陀調曲　安樂鹽

安樂鹽曲、唐帝之御時、音重作之、

〔仁智要錄 五沙陀調〕安樂鹽　拍子十二　小曲　古樂　無舞　南宮横笛譜云、世俗出案摩時、先爲此音聲、其曲憶無所見、

〔教訓抄 六壹越調〕安樂鹽

此樂クハシク申タル者ナシ、近來法會之時用之、忠拍子トモニアリ 加拍子時打三度拍子、又沙陀調ノ曲云、

〔續教訓抄 沙陀調〕安樂鹽　古樂　小曲　或新樂　中曲　拍子十二

初拍子五 已下八延 四反吹べシ、加三度拍子、只拍子アリ、又云、古樂用ルトキ大鼓搔之、桂譜說同之、

又云度數無定無舞云々、

〔雜秘別錄〕安樂鹽

させることなき申ことなれど、孝博のおとゝに六波羅別當覺暹といふ人ありき、宇治小松殿にて御遊ありけるに、琵琶をひきけるがてんせいつぎ〳〵しくふるまふ人にて琵琶をひくとてもゑばしひまあればびはをおきて袖をかきあはせて、ゐしきり〳〵するくせのありけるに、御ていのゑんのひきくてあるに、ゐてつぎ〳〵しくをふるまいけるほどに、ゐしさりすぎてのけ

ざまにおちにけり、はいおきてかしらかいさすりて、あむらくゑんつかまつりて候といひけるを、人々わらひて、これをいはんれうに、わざとおちたるにこそといひあひけり、ゑんよりおちたるをば、落緣とかきたり、文字はかはれども、すくはさやうにもあむめり、

壹德鹽

〔拾芥抄上末音樂〕沙陀調　壹德鹽無舞

〔續敎訓抄沙陀調〕一德鹽

抑此曲ハ三島武藏之所作也、又云漢王御卽位ノ樂、陽例天作之、

〔大日本史禮樂十四〕按、鹽豔音相通、左思吳都賦註云、豔楚歌是也、敎坊記曲名有一斗鹽、音相近、疑同曲也、

〔龍鳴抄上一越調〕一德鹽いとくえん

ひやうし十四、古樂、

〔仁智要錄五沙陀調〕壹德鹽　拍子十四、一說拍子十、小曲　古樂　無舞

〔續敎訓抄沙陀調〕一德鹽　古樂　小曲　又新樂　中曲　又作壹德鹽　拍子十四　一說拍子十

初拍子五　已下八延　四反可吹、加三度拍子忠拍子アリ、又云度數无定、无舞云々、經信卿譜云、此曲可舁也、又云、此樂古樂トハシルシタレドモ、打任セテハカコヲ打也、カヤウノ樂ノナラヒナリ、此樂一ニカギラザル歟、近來導師呪願等ノ迎ニ用之、　又云、常樂會十六日舞奏マイラスルニ吹之、其作法、安樂鹽ノゴトシ、安部友正云ク、ミタケマイリニ、人ニ吹セテマイル、ケシキヲハナレテ吹ベキナリ、

曹婆

〔倭名類聚抄四曲調〕沙陀調曲　曹婆

〔大日本史禮樂十四〕按、敎坊記曲名有胡僧破、僧破曹婆音近、蓋同曲也、

〔續敎訓抄沙陀調〕曹婆　拍子十七、又說七、博雅說十、古樂、

筑紫諸縣　弄槍

初拍子三　已下四　早吹樂也、加二一拍子一、又云、拍子不レ似二普通一、如レ右樂、
〔倭名類聚抄四曲調〕沙陀調曲　筑紫諸縣〇縣原作懸、今改、
〔享祿本類聚三代格四〕太政官符
定二雅樂寮雜樂師一事
歌師四人　儛師四人〇中略筑紫諸縣師一人在二此中一、
大同四年三月廿一日
太政官符
定二雅樂諸師數一事
儛師四人〇中略筑紫諸縣儛師
弘仁十年十二月廿一日
〔令集解四職員〕雅樂寮
古記云、〇中略大屬尾張淨足說、今有寮儛曲等如左、〇中略筑紫儛廿人、諸縣師一人、儛人十人、儛人八人著レ甲持レ刀、禁止二人、歌師四人、立歌二人、大歌笛師二人、兼知二横笛及文一、
〔伊呂波字類抄呂人事〕弄槍ロウサウ壹越調
〔拾芥抄上末昔樂〕沙陀調　弄槍
〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
沙陀調　弄槍、呂字佐字一本下加樂、
〔龍鳴抄上一越調〕弄槍ろうさう
拍子十二、これ大法花供養樂にする物也、十天樂のなかりし時はこれをもちゐる、いまの世、十天樂をす、されど是をもすまゐなし、

〔仁智要錄五沙陀調〕弄槍樂　南宮長秋卿橫笛譜、無樂字、　拍子十二　南宮譜云、此帖帖別拍子十二、但此舞隨舞吹之、無定數、　中曲　古樂

〔教訓抄六壹越調〕弄槍樂拍子十二可吹四十返云　古樂

昔ハ有舞、狛桙ノ棹ノヤウナル棹ヲモチテ、如太平樂體舞云々、光時說　古ハ供華ノ樂ニシケリ、十天樂出來ノ後ハ用十天樂忠拍子アリ　加拍子時打三度拍子、

〔續教訓抄沙陀調〕弄槍　古樂　中曲　或兼新古、　拍子十二　又名弄槍樂　此樂字古說也

初拍子五已下入四十返可吹ト云、又云度數無定、隨舞吹之、加三度拍子、但近來舞絕畢、又云、忠拍子アリ、○中略此曲供花樂ニ用之、又云、供養樂ニ用之、又云、八幡放生會ノ御供樂也、林邑樂屋ニ勤之、又云、此曲ハ大法會ノ供華樂ニ用之、而十天樂出來後、大旨彼樂ヲ用ルユヘニ、當曲ヲモチキズ、サレドモ時ニヨリ所ニシタガヒテ、コレヲ用ル事モアリ、○中略狛光時云ク、此舞ノ委狛桙ニニタリ、狛桙棹ノヤウナルモノヲモチテ舞之、帶劒シテ冠ヲ著タリ、太平樂ノゴトク舞ト云々、則出入吹調子、同云、舞人大伴兼時マデハ舞此曲云々、唐舞圖四人舞之、右舞形ナリ、有打懸以赤紐結付冠上也、帶劒、棹如狛棹著糸鞋曳尻也、未渡此朝曲也ト云々、承平五年相撲節、七月廿九日拔出ノ日、秦王ノ答舞ニ弄槍ト云リ、又天慶七年七月晦日相撲節ニハ、皇麞、答舞、弄槍ト云々、付之當曲ハ未ダツタハラヌヨシ在之、然ドモ兩年ノ答舞現前ナリ、但皇麞ノ答舞ニ舞フ事ハ、共左方舞ナリ、此一曲ニカギリテカヤウニアハセラルベカラズ、愚推ヲメグラスニ、弄槍トカキテ、ホコトリトヨメリ、シカレバ狛桙ヲ思テカヤウニカケルニヤ、不審ナリ、

〔舞樂要錄上〕同○舞例　相撲節

同○承平五年○中略拔出同(七月)廿九日　左○中略秦王○中略　右○中略弄槍

同○天慶七年○中略拔出同(七月)卅日　左○中略皇麞○中略　右○中略弄槍

婆理

〔續教訓抄 沙陀調〕婆理　拍子十或九、或譜ニ八盤渉調ニ入レ之、

〔令集解 職員四〕雅樂寮

古記云、○中略大属尾張浄足説、今有寮儛曲等如左、○中略婆理儛六人、二人持刀楯儛、四人持桙、○中略右四儛度羅之樂、

古事類苑

樂舞部七

唐樂樂曲中

〔倭名類聚抄 四曲調〕平調曲 相夫憐 萬歲樂 泔州 有詠 裹頭樂 勇勝 慶雲樂 越天樂 一本天作殿 皇麞 皇如王 三臺鹽 宮商 荊仙樂 俗云荊仙樂 平蠻樂 臨胡褌脫 娥媚娘 澀金樂 豐生樂 永隆樂 長慶子 郎君子 直大〇大恐火誤鳳 連珠火鳳 移都師 駱勢娘 夜半樂

〔拾芥抄 上末音樂〕平調

三臺鹽 皇麞 萬歲樂 慶雲樂 無舞 裹頭樂 廻忽 無舞 泔州 想夫戀 無舞 五常樂 勇勝 無舞 永隆樂 同 倍臚 春陽柳 無舞 夜半樂 同 扶南 同 郎君子 同 小娘子 同 鷄德 同

〔龍鳴抄 下〕平調曲

三臺鹽 略〇中 皇麞 略〇中 萬歲樂 略〇中 慶雲樂 略〇中 廻忽 略〇中 泔洲 略〇中 越殿樂 略〇中 春楊柳 略〇中 夜半樂 略〇中 想夫憐 略〇中 五常樂 略〇中 裹頭樂 略〇中 勇勝 略〇中 倍臚 略〇中 扶南

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等

平調 三臺鹽 皇麞 萬歲樂 春楊柳 太平樂 五常樂 裹頭樂 甘洲 廻忽 想夫戀 永隆樂 小娘子 老君子 扶南 鷄德 王昭君 勇勝 倍臚 輪鼓褌脫

〔口遊 音樂〕想夫憐 有舞 有詠、(中略) 已上平調、

〔伊呂波字類抄左人事〕想夫憐平調サウフレン

〔拾芥抄上末音樂〕平調　想夫戀無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

平調　想夫戀佐字不濟夫字濁、一本相夫憐、又相府蓮、

〔徒然草下〕想夫戀といふ樂は、女をとこをこふる故の名にあらず、もとは相府蓮、文字のかよへるなり、晉の王儉大臣として、家にはちすをうゑて、愛せし時の樂なり、是より大臣を蓮府といふ、

〔大日本史禮樂十五〕按、國史補曰、唐司空于頔以想夫憐其名不雅、將改之、客曰、南朝相府曾有瑞蓮、故歌相府蓮、自是後人語訛相承不改耳、又樂府解題云、相府蓮者、王儉爲南齊相、一時所辟皆才名之士、時人以入儉府爲蓮花池、謂如紅蓮映綠水、今號蓮幕者、自此始、其後語訛爲想夫憐、徒然草說、略同、解題、凡曲名轉訛、是類甚多矣、

〔龍鳴抄下平調〕想夫戀さうふれん

帖子十、ゑいしけり、されどこのよには絕たり、

〔仁智要錄六平調〕想夫戀　戀或作憐　拍子十彈四反、終帖打三度拍子、　南宮横笛譜云、一二反之後詠、長秋卿笛譜曰　中曲　新樂

〔雜秘別錄〕想夫戀

妙音院入道殿○藤原師長　この樂の名をいみて、御大はむ所にをしへまいらせられざりき、それにおはりへながされさせおはしましたりしに、譜をかきて猶いみてをしへまいらせざりき、このふにていかにも〳〵たうじはひかせ給べきよしを、おほせられつかはしき、譜などにてとをき所より、人にもまづをしふる事はあるべくもなけれども、これをれいにては、ひさうのものなどならざらんものの一二は、あながちの事あらじ、されぱとておほくはゆめ〳〵あるべからず〳〵、

〔教訓抄 六平調〕相夫戀 拍子十　又相夫憐 拍子十四 可吹四返　有詠　新樂○中略
執聟奏此曲、又有於世吹說、鶏婁鼓如五常樂、是院禪供奉說也、有忠拍子八、加三拍子、
〔源平盛衰記 二十五〕小督局事
仲國明月ニ鞭ヲアゲテ、西ヲ指シテ浮岩行、○中略龜山ノアタリ近ク、松ノ一叢アル方ニ、幽ニ琴コソ聞エケレ、峯ノ嵐カ松風カ、尋ル君ノ琴ノ音カト、覺束ナク思ヒ、駒ヲハヤメテ行程ニ、片折戸ノ內ニ琴ヲゾ引澄シタル、手綱ヲユラヘテ聞ケレバ、少シモ可違モナキ、小督殿ノ爪音ナリ、樂ハナニゾト聞ケレバ、夫ヲ想テ戀ト讀、想夫戀ト云フ樂也、仲國急ギ馬ヨリ飛テ下リ、ヤウヂヨウヌキ出シ、チト合テ、立寄リ門ヲホト〳〵ト扣ケバ、琴ヲバ彈ヤミ給ヒケリ、
〔枕草子 九〕しらべは
さうふれん
〔伊呂波字類抄 末人事〕万歲樂 平調
〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲
平調　万歲樂、眞 牟 佐 以 羅 良　一名鳥歌万歲樂、
〔釋日本紀 十五述義〕奏踏歌　私記曰、今俗曰阿良禮走、師說此歌曲之終、必重稱万年阿良禮、今改曰萬歲樂是古語之遺也、
〔教訓抄 一〕万歲(中略)或書云、我朝用明天皇御作云、旁非無不審、可尋也、
是ハモロコシニ隋煬帝ト申御門ノ御作セ玉ヘル也、唐國ニハ賢王ノ世ヲヲサメサセ玉フ時ニ、鳳凰ト云鳥カナラズ出來テ、賢王萬歲々々ト囀ナルヲ、囀詞ヲ樂ニ作リ、振舞姿舞ニツクラセ給テ侍也、此朝ヘハ誰人ノワタシタルトイフ事ミエズ、
〔樂家錄 三十一本邦樂說〕平調曲　万歲樂

万歳樂曲　用明天皇御製作也云々〇中略　一説漢武帝登嵩山時、空中有呼万歳之聲、問之無唱之者云々、

〔大日本史禮樂十五〕隋書云、煬帝令樂正白明達翫万歳樂、卽是也、體源抄引通典、爲鳥歌万歳樂曰、唐武太后所造也、時宮中養鳥、能人言、又常稱万歳、故爲樂以象之、今考通典無此説、而文獻通考所載與此全同、唯鳥歌万歳樂在盤渉調、與此同名異曲、

〔龍鳴抄下平調〕萬歳樂まんさいらく

まひてうらにいで、拍子廿五反すべし、はてのてうに拍子をくはふる也、　新樂

〔仁智要錄六平調〕萬歳樂　　拍子廿、可彈五反、合拍子百、終帖打三度拍子、　南宮横笛譜云、可吹七反、毎遍拍子廿、合拍子百卌、又從七反打三度拍子、　長秋卿横笛譜云、本是舞七帖也、而今世舞五帖、近代彈三反、舞一二五帖也、　終帖打三度拍子、略時彈一反半、若彈一反時、從半帖打三度拍子、舞出入用調子、

中曲　新樂　隋煬帝作

〔雜秘別錄〕万歳樂

みな人しりたることとなれど、半帖ぐして廿拍子を一反といふべし、りやくするには、一反廿拍子、するにこのごろはいたく略して、半帖よりかみ十拍子をするに、おく三拍子を、大こあぐる事、いつの程よりしなしたるにか、ものは二拍子を一てといふ、神樂などにも、一拍子をはめ拍子二拍子などをこそあぐるに、半に三拍子あぐる、返々おぼつかなし、なか〳〵に又なからをあぐる事はあり、一反の時は、半帖よりあぐれば、十拍子をせば下五拍子、さなくば四拍子はさもありなん、なにかするにひやうしあぐるものあるらん、よく〳〵たづぬべし、

〔教訓抄一〕万歳樂拍子二十　中曲　新樂

有三帖終帖打三度拍子、〇中略

昔ハ舞五返アリケレドモ、三四帖ハタエテ、今ハ一二五帖バカリゾツタハリテ侍ル、當時モチキル様口傳ノ候ナリ、中古ハ此拍子一帖半ヲ舞フ、ソノ時ハ第一帖ト第五帖ノ終十拍子舞也、此時笛ニモ習侍ベシ、一返此拍子ヲ吹テ、又半帖ヘ返吹テ即加拍子ナリ、尤為二秘説一一帖廿拍子舞時第一帖ノ始、十拍子第五帖ノ始、十拍子舞ノ半帖ヨリ加拍子ナリ、近代十拍子チ略シテ初半帖、十拍子中半、五拍子加拍子、舞家ニハ不レ用レ之、或講時ニハサモ侍ナン、

此舞ノ様ハ、公事侍ル時ニ、ウチマカセタル伶人、カクハユメニモシラヌ事ニテ侍ル、秘事ニテ候、ヨク〳〵カクスベシ、舞出ルニハ品玄ヲ吹入時、昔ハ入調ヲ吹ケレドモ、近代ハ臨邑調子ヲモチキル、入調秘故也、又云、品玄ニ返吹所アリトイヘドモ、入調ヘ渡テ吹説アリ、秘事也尚此曲ハ公私ニ付テ、祝所舞モ樂モ先奏之、目出曲也

二代御記云、延長四年十月十九日、大井河行幸ニ、雅明親王御年七歳ノ時、當曲ノ趣舞給、三帖ナリ、忠拍子説、帝王○醍醐カムニタヘズオハシマシテ、半臂ヲトキテカヅケサセ給タリケレバ、親王カタニカケテ、拜シテ一曲ヲ乙給タリケルコソ、古今アリガタクメデタク侍ケレ、今ニ件曲山階寺ノ別當ノ元日ノ朝拜ノ次ニ御遊アリ、ソノ忠拍子ノ万歳樂ノ時必首官一曲ヲ舞、昔親王ノ忠拍子ノ一曲也、第三帖ノ舞手ノ内曲ニテ傳来タル也、始ハウチマカセタル御遊ノ忠拍子ノ由利吹、半帖ヨリ於世吹ニナリテ、青海波ノ程ニ早吹舞ナリ、是チ中帖ノ曲云、以外秘事也、

此舞ハ大曲ニ准ベキニヤ、大法會ニ入調ノ始ニ、新鳥蘇ニ合タル事ノ侍ナリ、ウチマカセタル事ニハアラズ、

此樂參音聲、幷ニ船樂、立樂ニ奏、用二古樂一一鼓ヲ懸故ナリ、仍古樂搔拍子、十二拍子

〔吉野樂書〕ニ萬歳樂一反半スト云ハ、初一反半帖シテハ、又ノチヘカヘリ〳〵スル也、秘事也、

〔續教訓抄舞樂譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、〇中略女舞ハ、〇中略万

歳樂、八人

〔教訓抄七〕舞番樣

萬歳樂片肩袒、對二大曲一時諸肩袒、　延喜樂片肩袒

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　萬歳樂舞人六人　常裝束袍

〔續教訓抄舞案譜〕或人云ク、共ニ左舞ヲモテ相對スルコトアリ、○中略萬歳樂賀殿、藤氏長者殿下御春日詣ノ時、馬場殿黑木御所壹舞奏二兩曲一、以二萬歳樂一爲二左一、則著二左裝束一、以二賀殿一爲二右一、則著二右裝束一、

〔樂家錄三十六〕平調之曲

万歳樂中曲　番舞新鳥蘇、大曲　或地久、准二于大曲一　延喜樂、綾切、長保樂、已上中曲　石川、爲二小曲中中曲一

〔舞樂要錄上〕舞番

左万歳樂○中略　右延喜樂或地久

同例　大法會

雲林院塔供養康和三年三月十九日　左○中略萬歳樂○中略　右○中略新鳥蘇

法勝寺御塔供養永保三年十月一日　左萬歳樂○中略　右地久

興福寺塔供養長元四年十月廿日　左○中略萬歳樂○中略　右○中略長保樂

相撲節

承平三年　拔出同(七月)廿五日　左○中略萬歳樂○中略　右○中略皇仁

天慶六年　拔出七月廿八日　左○中略萬歳樂○中略　右○中略綾切

同七年　拔出同(七月)卅日　左○中略萬歳樂○中略　右○中略敷手

〔江家次第正月二〕二宮大饗

雅樂寮進庭中舞、各二曲、左萬歳樂、北庭樂、右地久、延喜樂、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕延喜〇延喜當作延長四年十月、大井河に行幸有けるに、雅朝〇雅朝當作雅明親王御舟にて棹をとゞめて、萬歳樂を舞給ける、七歳の御齢にて、曲節にあやまりなかりける、ありがたきためし也、叡感にたへず、御半臂を給はせければ、親王給て拜舞し給けり、此日勅有て、親王舞劒〇舞劒當作帶劒をゆづり〇ゆづり當作ゆり給ひ、天暦聖王〇村上童親王の御時の例とて、沙汰有ける、

〔扶桑略記 二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略次奏万歳樂、舞人左兵衛佐佐利高遠、〇下略

〔榮花物語 二十御賀〕治安三年十月十三日、殿の上の御賀なり、〇藤原道長妻倫子六十賀、中略事どもはつる際に、萬歳樂、家の子の公達舞人にて、四人まひ給、左衛門の督の御子の右馬の頭兼房のきみ、前帥の御子の四位の少將つねすけ、おなじ兄君の藏人の少將よしより、帥中納言の御子の源の少將さねともがさゝれたりつるが、俄になやむことありて、え舞はずなりぬるかはりにめされたるなりけり、

〔古事談 六亭宅諸道〕堀川院御時、召南都僧徒被行大般若御讀經ケルニ、明暹在此中、于時主上御笛ヲアソバシケルガ、樣々ニ調子ヲ替テ令吹給ケルニ、明暹毎調子、聲ヲタガヘズ、經ヲ上ケレバ、主上奇玉テ、此僧ヲ召ケレバ、明暹跪テ候庭上、依勅昇候簀子、笛ヤ吹ト令問御ケレバ、オロ〳〵吹候ト申ニ、サレバコソトテ、御笛ヲ給テ被吹ニ、万歳樂ヲエモイハズ吹タリケレバ、叡感有テ、其御笛ヲ給ケリ、

月夜吹笛有登猪鼻之者、元正於山井私宅聞之、不聞知之樂也、成奇走登大阪隱藪見之、青衣ヲ被テ帶劍之僧也、元正問云、何人乎、其時衣被ヲ脫テ、法師ゾカシト云、見之山路權寺主永眞也、元正重問云、所被吹何樂哉、永眞答云、萬歳樂ヲ逆ニ吹也、若逆ニ吹ト、申人モアラバトテ、所吹習也云々、件永眞宮寺所司ナリ、永秀若同人歟、此兩事式賢所語也、

〔教訓抄一〕万歳樂

知足院ノ禪定殿下〈○藤原忠實〉仰云、光近ハヨク此道ニハイタリケリ、万歳樂ハ與ナキ舞トヲボユルニ、此男ノ舞ハ面白メデタキ物カナト、ホメサセ給ケル、カタジケナキ事也、道ニイラバカヤウノヲホセヲカフルホドニコノムベシ、今世ニハアリガタクコソ侍レ、人ゴラムジシラセ給人モヲハシマスベカラズ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〈○久安〉三年十一月卅日、院にて舍利講を行はれけり、〈○中略〉万歳樂三反ありけるに、その第三反に雅樂大夫清延なを半帖をもちゐたりける、人あやしみとしけり、

〔玉海〕承安五年〈○安元元年〉十月十六日癸巳、今日樂所始云々、事訖、亥刻許經家朝臣來語曰、〈○中略〉吹平調調子、先左萬歳樂廿拍子舞之、康和不終一曲、〈或人云、僅三拍子云々、〉仁平十拍子云々、今度舞人上首左中將賴實申事之由云々、仰云、至上不可知、食舞人意也云々、于時可有廿拍子之由示樂人云々、〈以藏人長後奏之事由、主〉上〈高倉〉密御見物、關白被候云々、

文治五年十月廿九日乙卯、此日當今初度春日行幸也、卅日丙辰、此日還幸也、〈○中略〉童舞、先萬歳樂六人、次賀殿六人、〈著右舞裝束、舞之例也、兩舞共武親取大拍子進候、〉每舞訖、諸大夫給祿、

〔二水記〕永正十四年五月二日、有御月次御樂、〈○中略〉今日舞立萬歳樂中帖曲之事、統秋朝臣語、是隨分之秘說云々、上古七反、或五反、又三反、又一反半有之不同也、今日一反之說尤秘說之由候、只拍子ニテ舞立、殊珍重之事也、其儀笙吹調子、次篳篥笙琵琶箏等同吹調子、彈搔合如常、笙吹出万歳樂〈只拍子也〉拍子之程如管絃立、但聊早也、從半帖於勢吹也、樂拍子也、〈當曲ノ樂拍子ニハアラズ、只拍子ヲ吹テ拍子ヲアテヽ彈也、〉拍子之程如青海波可彈之由、統秋朝臣示之、今日聊早也、半帖之平大鼓二計相替也、被下反付前詞、以上大鼓二十拍子也、曲了更候調子絃搔合也、右物笙吹音取、其間聊長也、終日程打三鼓、其時琵琶七撥箏爪調也、音取了吹出、大鼓二ハカリ序ノカヽリ也、不當拍子頗聞惡也、有殘樂、今日三反如普通、

〔聚樂第行幸記〕四日め十七日〇天正十六年四月　舞御覽　一番萬歲樂〇中略振桙を始てより萬歲樂にうつる、裝束は赤地紋紗袍、唐錦袴、あかちの金襴打掛、鷄冠、石帶、糸鞋以下美麗なり、

〔樂家錄類話四十八〕貞享二年六月六日、於禁裏有舞御覽、三番也、無樂屋及舞臺、立庭上而奏之、其中万歲樂四人、其第一肥後守狛高秀也、各舞入之後見庭上、蹴地去沙、故地底之黑沙相交而足跡甚狼藉也、然於高秀無此患矣、堪能之所爲、人皆感其有妙焉、後樂所之輩或嘲之曰、頃日之舞、高秀一人之外、皆耕庭上之白沙耳、

泔州

〔倭名類聚抄四曲調〕平調曲　泔州有詠

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

平調　甘州加牟志宇　一本下加樂或加鹽、一名衍臺、

〔樂考平調〕甘州又作泔州、又甘州鹽、泔州に作るはあやまれり、

天寶年中の樂曲、もと胡部の樂、後に法曲と合せらる、

〔續教訓抄〕甘州〇中略　又云泔洲、又名甘州樂、或甘州鹽、有詠、近來不用之、亦名衍臺、

〔教訓抄三〕泔州

是ハ唐玄宗皇帝ノ御作也、天寶後多以邊地名曲、泔洲涼洲是ナリ、又有胡旋舞、而モ照千山ト云者作之云、依勅也　甘州ハ國名也、彼國ニ海アリ、竹多クオヒタリ、甘竹ト云、件ノ竹ノ根ゴトニ毒蛇、毒蚖、毒虫多ミチテ、切ウルニアタハズ、毒虫ノタメニ人多ク死ス、而奏此曲乘船來テ此竹ヲ切レバ、彼虫入ヲ不害、金翅鳥ノ音ニ似ユヘニ、毒虫ヲソレヲナシテ、人ヲ害センノ心ナシ、此時ニ此竹ヲ船ニ切入テトルト申タリ、不體可尋

〔龍鳴抄下平調〕泔洲かむしう

拍子十四、七反すべし、はやき物なり、ゑいありとゑるしたれども、このよせず、まひのいづるにはてうし、いる時はおなじがくをまたするなり、はてのきりに拍子をくはう、

〔仁智要錄平調六〕沺州　沺或作甘、洲或作州、　拍子十四、可彈五反、合拍子七十、終帖加拍子、　南宮橫笛譜云、可吹五反、又一二反後詠、　長秋卿橫笛譜云、可吹七反、合拍子九十八、從六帖打三度拍子、又三後有詠、四帖詠、詠曰、燕路覇山遠、胡關鳥水寒、茫々風藻動、滄々陽隻閑、殘月蘆江白、老花菊岸舟、竹鷲暖露冷、桑落寒飆闌、　今世詠斷了、舞出時調子、入時彈當曲加拍子、　小曲　新樂

〔雜秘別錄〕沺洲

このころは只拍子をひさうするといへども、見る人ゑりたり、むかしは樂拍子をひしけるとかや、堀河院樂ひやうしをこのませおはしましけるゆへに、時の人我も〳〵とゑけるより、世にひろまりたるとぞ、故權亮入道成隆まうされし、只拍子にすとても、人々みなはじめをあしくゑあひたりしが、このごろまのあたりよくしなりあひたり、せう〳〵はき丶とりわざにこそ、

〔教訓抄三〕沺洲樂　小曲　新樂

有五帖（拍子各十四）〇中略

五帖アリ、常ハ三切、若ハ四帖ノ舞、第五帖ハ以外ノ秘事ナリ、終帖（加一拍子、調之京様、當時用之、）一說（加三度拍子、調之奈良様、）（近代不用之、稱スル故ナリ、コトアラントキニ可打此說、）

舞出時（用調子、）入時重吹當曲（則加拍子、）古老說云、此曲對林歌スルトキ打三度拍子、去保延元年十月廿九日ノ舞御覽ニ、依勅定入綾舞一列、（光時臺上、）舞二列、（則助庭入舞、）用三度拍子ノ說、（此入舞ニハ五帖手ヲ舞、仍秘事ナリ、）

此曲ニ有只拍子之說、極タル秘事也、アマタノ說侍レドモ、ウチマカセテノ正說ヲバシラズ、（實拍子說殊秘事也、）郎十六帖子後（武樂奏子）羯鼓ノ秘事（白木郎）打此曲也、（大神氏ノ說ニハ、無足拍子シテ、自分二返成樂拍子云々如何、）

昔ハ三四帖ノ間ニ詠アリケレドモ、今ノ世ニハ不用之、

〔教訓抄 七〕舞番樣

無答舞〈略○中〉 泔州〈諸肩袒、有二入綾一、〉 近來林歌合

〔樂家錄 三十七〕左右舞及人數裝束

左舞 甘州、〈舞人六人〉冠、〈卷纓〉緌、袴、及下襲常異、袍蠻繪、〈袍袖不レ袒〉古用二常裝束一也、〈體源抄曰、袍袖左右袒、〉

〔續教訓抄 平調〕甘州〈略○中〉 答舞仁和樂、又石川、又酣醉樂、

〔樂家錄 三十六 番舞〕平調之曲

甘州〈小曲〉 番舞酣醉樂、〈爲二中曲一中大曲〉狛桙、仁和樂、散手〈已上中曲〉石川、〈爲二小曲一中大曲〉林歌、登殿樂、〈已上小曲〉

〔舞樂要錄 上〕舞番

左泔州〈略○中〉 右酣醉樂〈或仁和樂〉

同例 曼荼羅供〈有二舞樂儀一〉

待賢門院〈于時中宮〉御塔供養〈保安三年三月十九日〉 左〈略○中〉泔州〈略○中〉 右〈略○中〉林歌

〔古今著聞集 六 管絃歌舞〕同〈○延喜〉廿一年十月十八日、八條大將〈保忠〉中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、〈略○中〉泔洲、〈略○中〉これらを御覽せられけり、

〔古今著聞集 二十 魚虫禽獸〕承安二年五月二日、東山仙洞にて、鷄合の事ありけり、〈略○中〉北面下臈等、にしきの地鋪を庭上に敷て、舞臺に擬す、女二人甘洲をまふ、負方、妓女舞奏する事、いはれなき事なれども、用意のこと勤仕すべきよし、仰下さるゝ間奏しける也、

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

平調 裹頭樂、〈具和止字羅具〉 一本裹作レ裸、

〔樂考 平調〕裹頭樂 一名散手作物 未レ詳

按するに、唐曲に六州歌頭あり、裹頭は歌頭の轉せしにや、昔は天皇元服の日、此曲を奏すとい

ふ、よりて文字を改められしか、

〔續教訓抄平調〕裹頭樂〇中略　又作裸頭樂、一名散手作物、

〔敎訓抄三〕裹頭樂

此曲李德裕作之云、舞歟又云明帝所作云、樂歟同記曰、大國法、蛾拂ノ時以錦羅絹綾等裹頭拂之、此故裹頭樂云大唐金御國ト云所アリ、一百歳ニ一度大蛾千万來テ害損人也、其時奏此曲、彼ノ蛾皆悉ク死云々、或人語云、此曲霓裳羽衣之曲、雖然無其謂者歟、

〔大日本史禮樂十五〕按二書〇續敎訓抄、體源抄、云、漢明帝樂、又云、唐李德裕作舞、並無明證、然此曲爲新樂、非漢樂曲明矣、

〔龍鳴抄平調下〕裹頭樂火とうらく

拍子十二、五反すべし、まひのいでいるにてうし、するのてうに三度拍子あぐ、此樂は帝王御元服の時そうす、又散手のはのつくり物にす、つくり物といふは、散手のはをまらぬ人の、これを申なり、

〔仁智要錄平調六〕裹頭樂　　拍子十二、可彈四反、合拍子卌八、終帖打三度拍子、舞出入用調子、　中曲　新樂

〔雜秘別錄〕裹頭樂

帝王御元服にすといふ事あり、又大衆の發合するおりの樂にす、かしらをつゝむといふ名によりてとかや、

〔敎訓抄三〕裹頭樂　中曲　新樂

有三帖拍子各十二散手破作物用之以二返爲破返之〇中略

昔ハ四帖アリケレドモ、今ハ二帖ヲ習傳タリ、終帖加三度拍子、略定ノ時一反舞末四拍子、加拍子古

ハ大法會行道ニ用レ之、一說云、舞人向二南方一トキ打二三度拍子一、謂所中半說ナリ、
天皇御元服ノ後宴ノ日、必奏二此曲一、舞一返ニ有二口傳一、一帖ノ終角ニテ終故、二帖ノ終一拍子取舞ニ終ベシ、舞出入用二調子一出品玄入臨調子、秘記云、出ニ品玄入ニ入調ヲ可レ用也、

〔教訓抄七〕舞番樣

無レ答舞二略〇中　裏頭樂片肩袒　主上御元服舞レ之　數手合タリ

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　裏頭樂、舞人六人常裝束袍、

〔樂家錄三十六〕平調之曲

裏頭樂中曲　番舞數手中曲

〔伊呂波字類抄與人事〕勇勝樂ユウシヨウ

〔拾芥抄上末樂音〕平調　勇勝無レ舞

〔樂家錄二十八訓法樂曲〕中華曲

平調　勇勝與字志與字

〔龍鳴抄下平調〕勇勝ようせう

まい絶たり、破拍子十六、急拍子廿六、この樂は人もしらぬ物也、其心をしてかくすべし、

〔仁智要錄六平調〕勇勝　長秋卿橫笛譜加二樂字一　破拍子十六、可レ彈二二反一、　龍吟抄云、終帖打二三度拍子一、急拍子廿六、　南宮橫笛譜云、破可レ吹二二反一、拍子十四、急可レ吹二四反一、拍子廿、合拍子百八、又從二四反一打二三度拍子一、　中曲　新樂

〔雜秘別錄〕勇勝

破を豐原氏の笙ふきひさうす、宇治殿にて樂ありけるに、とよ原うぢなれども、光元といふもの

慶雲樂

のふきけるをば、時秋いかりてとゞめけり、みつもとすぢなき事なり、我もならひたればこそはふけといひけれども、きくわいに候、いかで光元はつかまつらんぞ、とゞまり候へ〳〵といひければ、さてやみにけり、時元がゆめのせちといひて、させることなけれども、世にひする事あり、

〔體源抄 平調 一〕勇勝　新樂

破（拍子十六）

昔ハ舞ノ侍ケル也、道行アリト申タリ、雖然近來不聞之、此破ハ秘事ニテ侍、其上說々アリ、宇治禪定殿下ノ仰ニ云、此破ノ末ニ五常樂破ノ樣ニ、於世吹ニスル說アリ、又末ノ六氣ヲ不延シテ吹說、尤秘事トセリ、有忠拍子說、（加三拍子）○下略

〔拾芥抄 上末 音樂〕平調　慶雲樂（無舞）

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

平調　慶雲樂、（氣也字字牟羅具）一本慶作景、一名兩鬼樂、

〔仁智要錄 平調 六〕慶雲樂　拍子十、可彈四反、合拍子卌、終帖打三度拍子、　中曲　新樂

〔敎訓抄 平調 六〕慶雲樂（拍子十　可吹四返）　新樂

或記云、大國ノ法、食事ノ時奏此曲、於大唐望食有二鬼、名食鬼云飲鬼、繫念人食惱人、而聞此樂音曲、彼鬼神去七十里云々、此樂本名謂兩鬼樂、我朝ニテ慶雲年中渡テ改名、（付慶雲樂）或說唐有此曲、大祠享皆用之、（忠拍子アリ）モロ〳〵ノ參向音聲體ノ祝ノ事、（用此曲、加三度拍子）

〔大日本史 禮樂 十五〕按唐書、上元舞高宗所作、其中有慶雲之曲、通典、燕樂有景雲舞、敎訓抄、體源抄並云、文武帝慶雲中傳此樂故名、恐就慶雲字為說者、不取、

〔體源抄 平調 一〕慶雲樂　新樂、中曲、無舞、○下略

〔法勝寺供養記〕承曆元年十二月十八日甲午、被供養白河御願寺、（號法勝寺）○中略巳剋天皇駕腰輿、遷御金

越天樂

堂、〈此間船樂進奏慶雲樂〉

〔倭名類聚抄 四曲調〕平調曲　越天樂〈一本天作殿〉

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　越殿樂、〈江傳牟羅具〉一本殿作天、或亦略樂、一名林越天、又林鐘州、

〔樂考 平調〕越天樂　天又作殿　未詳

通考〈○文獻通考〉に夷部樂名の中に顚天樂あり、もしくは顚天越天、その聲の轉じ誤れる歟、

〔龍鳴抄 下平調〕越殿樂〈ゑてんらく〉破あり、わうしきてうにあるあんせい樂を平調にふくなり、このよの人いともしらず、急拍子十二、はやき物なり、このよの人盤涉調のものとしりたるきてこそはあらめ、たゞもとはかう平調の物としるしたれば、かうしるすなり、新樂、

〔仁智要錄 十盤涉調〕越殿樂　拍子十二、但以安城樂渡彈爲破、可彈二反、以當曲爲急、可彈十二反、合拍子百四十四、　龍吟抄云、出時用急笛、　中曲　新樂　南宮長秋卿橫笛譜爲平調曲、　律書樂圖云、宴樂之林鐘羽用此曲、

〔教訓抄 六平調〕越天樂〈拍子十二〉　新樂

此破ハ黃鐘調、安城樂ヲ渡シテ平調ノ物トスト云リ、〈有三拍子〉加三拍子、急〈拍子十二〉可吹十二返、惟季ノ時ナラバ平調ノ物トセルヲ、法勝寺金泥一切供養之日、錫杖衆ノ下樂始テ用之、盤涉調ニ小樂ナキユヘニ然附音盤涉調ノ物トセリ、〈于今法用下樂用之、加三拍子、〉康保三年、侍臣ノ奏樂退出音聲奏此急、〈拍子六カツコ、加三度拍子、〉平調曲、

〔扶桑略記 二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〈○中略〉奏退出音聲越殿樂、朕即入內、公卿侍臣丑二剋退出、〈已上御記〉

〔倭名類聚抄曲調四〕平調　皇麞皇如王

〔樂家録樂曲訓法二十八〕中華曲

平調　皇麞、和字志夜宇　一名海老葛、

〔教訓抄四〕皇麞

此曲者黄麞谷名ナリ、於件谷作此曲云々、作者不見

〔龍鳴抄平調下〕皇麞わうさう

ゆせいありけれどもたえたり、いまの世きうをすこししづかにして、それに、まひはいづるなり、序ありけれども絶たり、破なきゝり一帖より七帖まではおなじ事を返々す、八帖に喚頭あり、九帖はひとつにかはる拍子を〳〵十、きうの拍子二十、十一反すべしとぞしるしたれども、このよたゞまひにしたがひてするなり、入時にはまたきうをす、新樂、わらはまひなり、ずわへをもちてまうなり、びむづらのうへにかぶとをす、このまひはこまのいゑにしりたりといへども、三郎將曹高季がすそのまうべきなり、父のりたかゞゆいごんとぞきこゆる、

〔仁智要録平調六〕皇麞　遊聲一帖、序一帖、拍子十、有舞、件遊聲序共斷了、破三帖、拍子各十、但一帖可彈七反、第八第九兩帖合舞九帖也、第九帖打三度拍子、急拍子廿、可彈十一反、南宮横笛譜云、從十反打三度拍子、今世彈六反、從第三反加拍子、舞出入時彈當曲急、但入時加拍子、　中曲　新樂　南宮譜云、昔傳此曲者、有左大臣源信朝臣、物師安曇孫經等、

〔教訓抄四〕皇麞　有甲　中曲　新樂

破九帖拍子各十　急拍子廿、吹十一、反又七反、　近代五返歟、

右遊聲一帖井序侍ケレドモ絶タル間、急ヲ延吹テ爲道行出舞也、鞨鼓打樣如道行、古人猶寄拍子、破九帖、舞七帖ニテハ一帖ヲ返々吹之、八帖有喚頭、九帖皆吹如拍子、狛高季説ニ、七帖ヨリ於世マセテ八九

帖ヲバ殊次吹云々、今大神氏ニ略シテ舞バ、一八帖ヲバ緩ク吹キ、九帖ヲ火急ニ吹テ、卽打三度拍子也、中古皆ユルク吹說タリシガ、近代如此舞無不審アラズ、○中略此舞於光季則季雖傳、依又則高之命不舞、三郞將曹高季舞之今ハ大神古舞人ヲ舞傳ケル、抑祖父光近妓女令習料、是光習ハシテ侍ケル、

妓女ニ敎ケル說

一帖禮拜、八帖天女ヲ纏頭、九帖於世吹卽加拍子也、左並寄テ袖カヅキ、右並寄テ袖カヅク、如此向四方舞、急三返如三重急舞、第三切ニ初逢ヲ取テ加拍子、左右捻向テハ足ヲ踏上ツヽ舞也、

此舞天王寺ニ舞樣、大神氏舞ノ樣、以外相違シタリ、

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、童舞ハ、○中略皇麞、

〔敎訓抄七〕舞番樣

無答舞○中略　皇麞有甲　片肩袒　白楚持　有入綾

〔樂家錄三十六〕平調之曲

皇麞中曲　番舞倍臚是中華之曲也、曲番之事未考之、

〔舞樂要錄上〕同○舞番例　相撲節

同○天慶七年　拔出同(七月)卅日　左○中略皇麞○中略　右○中略弄槍

〔西宮記臨時三〕御庚申御遊

延喜十六年七月七日、御庚申、亥二剋事始、供天酒給侍臣、絃歌頻奏之、○中略蔭孫源藏俊於東庭舞王麞、

〔平家物語十〕せんじゆ

かのゝすけも、家の子らうどう十よ人ひきぐして、中將殿○平重衡の御まへちかう候けるが、酒をすゝめ奉る、千じゆのまへ玄やくをとる、○中略三位中將ふつうには此がくをば五しやうらくといい

三臺鹽

へ共、今ゑげひらがためには、後生らくとこそくはんずべけれ、やがてわうじやうのきうをひかんとたはふれ、びはをとり、てんじゆをねぢて、皇じやうのきうをぞひかれける、

〔伊呂波字類抄左人事〕三臺鹽サンタイエン平調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

平調　三臺鹽、佐伴太以江伴、臺字濁、尋常略二鹽字一、一名天壽樂、春鶯囀別名亦謂二天壽樂一、異レ之、

〔樂考平調〕三臺鹽唐教坊一名天壽樂宋燕樂五三臺

按ずるに、武后の樂三つ、鳥歌萬歲樂〇鳥歌は前に見ゆ、長壽樂、天授樂、皆年號を以て名づく、此樂一名天壽樂、壽の字、授の字の訛れるなるべし、

〔續教訓抄平調〕三臺鹽〇中略又參臺、亦名天壽樂、〇中略鹽字常不レ呼レ之、

〔教訓抄三〕三臺鹽

此曲唐國物ナリ、醉郷日月曰、高宗ノ后則天皇后所レ造、モロコシニ張文成云イロコノム男アリケリ、后イカヾシタマヒタリケン、アヒ給ニケリ、ソノヽチユメカウツヽカニテ、御心ハカヨフトイヘドモ、ヒマヲエザリケルアヒダ、心ノナグサメガタサニ彼后ノ作リ玉ヘリ、可レ尋、此朝ヘハ犬上是成ガ渡シ侍ニヤ

〔大日本史禮樂十五〕按、事物紀原、蔡邕作二此曲一、續教訓抄、體源抄、文獻通考並云、唐太宗所レ作也、教坊記曲名有二三臺一、又教訓抄引二醉郷日月一曰、唐則天作レ之、未レ知二孰是一、然其爲二唐樂一似レ無レ疑、

〔龍鳴抄下平調〕三臺鹽さむたいといふべし

序ありけれどもたえたり、破拍子十六、三反すべし、たゞしこのよ二反す、この樂に拍子をあげず、その故ははてのきりのたえたればとなむ、兵衛尉狛則季といひし舞人さぞいひける、急拍子十六、三反すべし、すゑのきりに拍子をあぐべし、まひのいづるに調子品玄をふく、いるには急をし

て拍子をあげているなり、新樂也、破にも急にも喚頭あり、

〔仁智要錄 六平調〕三臺鹽　序四段、拍子各八、件序斷了、　龍吟抄云、犬上是成爲二舞師一時秘二此序一不レ傳、仍永不レ用レ之、　破拍子十六、可レ彈二三反一、今世彈二二反一、不レ上二大鼓一、略時彈二一反一、急拍子十六、可レ彈二三反一、終帖、加二拍子一、舞出時吹二調子一、入時重彈、當曲急加二拍子一、　中曲　新樂　則天皇后作

〔敎訓抄 三〕三臺鹽　中曲　新樂

破二帖 拍子各十六　急三帖 拍子各十六 ○中略

序二帖アリケレドモ、件是成舞師時依レ秘不レ傳レ之云々、拍子八、以二二返一爲二一帖一、仍十六拍子ノ物ニテ侍ケル、

破二帖 拍子各十六 兩帖共ニ不レ加二拍子一、而大納言成通說曰、末三度拍子ヲ加、如二賀殿破一、　急三帖 拍子十六 終帖加二一拍子一、舞出時吹二調子一、入時重吹、急、

古老曰、入綾舞事如レ常、肩指手ヲ舞也、重舞ニハ二人モ舞、但次列庭手許ナリ

〔續敎訓抄 平調〕三臺鹽 ○中略 有レ嘯、近來絕畢、

〔敎訓抄 七〕舞番樣

三臺 三臺鹽云、諸肩袒、有二入綾一、　甘醉樂 此舞近來絕了、舞出入如二左舞一云々、

〔樂家錄 三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　三臺 舞人六人 常裝束袍、體源抄曰、袍袖左右袒、

〔續敎訓抄 平調〕三臺鹽 ○中略 答舞皇仁、又長保樂、又酣醉樂、

〔樂家錄 三十六番舞〕平調之曲

三臺鹽 中曲　番舞酣醉樂、爲二中曲一中大曲 或皇仁、本中曲準二大曲一 長保樂、中曲

〔舞樂要錄 上〕同○舞番例　大法會

平等院供養 永承七年三月廿八日　左 ○中略 三臺　右 ○中略 新靺鞨

朝覲行幸

嘉保二年正月二日　左〇中略三臺　右〇中略綾切

同三年正月十一日　左〇中略三臺　右〇中略皇仁

同〇康和六年正月二日　左〇中略三臺　右〇中略古鳥蘇

天永二年二月一日　左〇中略三臺　右〇中略長保樂

御賀

仁平二年鳥羽院五十御賀　後宴　同〇三月八日　左〇中略三臺　右〇中略林歌

〔古今著聞集　六管絃歌舞〕同院〇堀河の御時、樂歌の事ありけり、殿上三臺を奏す、主上御笛あそばし、破二反、急二反、さらに又急數反あり、〇下略

〔樂家錄　三十六三鼓用說〕三臺急

貞享四年、於仙洞有七夕之音樂也、其中有三臺急也、大鼓高季、肥後守　羯鼓〇某安倍季尙　予語于高秀、三臺急羯鼓有別譜也、先達不用之、故予亦然矣、高季曰、雖一曲再興可也、羯鼓異說用之、則大鼓亦有法、而擊大鼓於古樂四拍子搔也、高季能諳舊記之說、余後稱美之、

宮商荊仙樂

〔倭名類聚抄　四曲調〕平調曲　宮商荊仙樂　俗云荊仙樂

〔樂考　平調〕宮商荊仙樂　或作荊山、未詳、此曲諸本不載、

通考〇文獻通考に常林歡は宋梁間曲江左の時、荊雍の地をさして樂上とす、荊州に長林縣あり、長を誤りて、常となせし也と見えたり、本朝の古吳樂といひしは、則江左諸曲也、然からば荊山樂も常林歡の類をいひし、又唐教坊に迎仙客曲あり、これら聲の轉じ誤れるにや、

〔夜鶴庭訓抄〕盤涉調　宮商荊仙樂

〔古今著聞集　六管絃歌舞〕同〇延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比

奏せざる舞を御覽ぜられけり、〇中略刑山樂、〇中略これらを御覽ぜられけり、

〔倭名類聚抄四曲調〕平調曲　平蠻樂

〔拾芥抄上末音樂〕水調〇中略　平蠻樂無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

水調　平蠻樂邊李波羅具

〔續敎訓抄黃鐘調〕平蠻樂

抑此曲ハ平蠻國ノ所作也、大國ノ樂也、唐土ノ法、元三日以餅與人之時、奏此樂云々、又云、南蠻戰ノ時ニ於テ、陣內ニ奏之、又云、四天不調之時、爲社稷奏之、又云、當曲ハ武樂也、文樂ニアラズト云々、

〔龍鳴抄下黃鐘調〕平蠻樂へいばんらく

拍子十八、新樂、もとは破ありけり、舞ひありけりとしるしたれど、このよともになし、もとは平調の目錄にいれたれど、いまの世黃鐘調也、はやき物なり、

〔仁智要錄八水調〕平蠻樂　拍子十八　中曲　新樂　無舞　南宮長秋卿橫笛譜等、爲平調曲、

〔敎訓抄六黃鐘調〕平蠻樂拍子十八　可吹廿八返　新樂

〔續敎訓抄黃鐘調〕平蠻樂　新樂　中曲　又小曲　拍子十八　又說十六

初拍子五已下八早二十八反可吹之、加三度拍子、舞アリ、今ハ無之、或終帖打三度拍子、又云、八幡放生會古式此樂アリ、本首舞歟、又云、本破アリ、舞同在之、而今世舞樂共ニ絕畢、支正云リ、呪師ノ請人ノ吹體ヲ、ヨクハナレテ吹ベキナリ、黃鐘調ノ禰取同事ナリト云々、

或云、元ハ黃鍾調ノ曲也、博雅三品ノ譜平調ニ入ト云々、

又云、此樂平調ノ音終リ、黃鍾調ノ音、仍時ニ隨テ用之、此曲本ハ平調ノ樂ナリ、而ヲ何ノ比ニカ此調子コワクサシ畢ヌ、

臨胡褌脫

〔倭名類聚抄四曲調〕平調曲　臨胡褌脫

〔伊呂波字類抄利人事〕臨胡褌脫平調リンココンタツ

〔拾芥抄上末音樂〕大食調　輪鼓褌脫無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調　輪鼓褌脫利牟古古太津

〔樂考平調〕臨胡褌脫　諸本皆作輪鼓渾脫未詳

源順の說に、雜藝の中に輪鼓を弄する者ありと見えたり、しからば此曲唐の舞輪鼓の類にや、

渾脫は曲名也、

〔大日本史禮樂十五〕按、褌脫當作渾脫、杜甫詩集、杜陽雜編、並作渾脫、敎坊記曲名有醉渾脫、樂府雜錄鼓架部、有羊頭渾脫、渾脫蓋言舞容也、

〔秋苑日涉四〕渾脫

平調曲有臨胡渾脫、或作輪鼓渾脫、和名類聚鈔曰、輪鼓形如細腰鼓、輪轉於床上、熙按、輪鼓渾脫未詳所出、臨胡疑是輪胡之誤、輪胡蓋胡旋之伎、樂府雜錄曰、舞有骨鹿舞胡旋舞、俱於一小圓毬子上舞、縱橫騰踏、兩足終不離於毬子上、

〔龍鳴抄上大食調〕輪鼓褌脫

拍子廿二、はやきものなり、新樂是は律の物なれども、ふるき目錄に大食調にいりたり、その故はしらず、

〔仁智要錄七大食調〕輪鼓褌脫　輪鼓或作臨湖　拍子廿二南宮長秋卿横笛譜同　一說拍子廿三今世多用之

一說拍子廿四　小曲　新樂　無舞　南宮橫笛譜爲平調曲　箏平調彈之

〔雜秘別錄〕輪鼓褌脫

娥媚娘

澀金樂
豐生樂
永隆樂

ばいろの時樂拍子の事は申つ、ふるき人申をきたるは、阿波戸の催馬樂音也、曲はのこりて歌は絶とあむめれば、などか只拍子樂拍子はあらんといふ事あれども、みなふるき樂目錄にいりたれば、いまはそのうたがひあるまじ、たゞいまなきもの、樂拍子、なにのれうぞといふ、ひとへのうたがひばかりなり、この樂をふねの中にてすべしといふことあり、これ二のぎあり、一には臨湖とかきたるに、うしほにのぞむといふゆへ、一には樂のことばつゞき、ふねこぐみやつこににたるゆへとかや、

〔教訓抄大食調六〕輪鼓褌脱拍子廿三、用只拍子、又廿二、又廿四、古樂、又新樂、○中略
昔催馬樂歌安波戸ト云歌ニ合ケリ、其歌振雖絶之、音尙留云々、

〔倭名類聚抄曲調四〕平調曲　娥媚娘

〔樂考平調〕娥媚娘
唐敎坊記武媚始あり、娥は武の字の訛れるなるべし、

〔倭名類聚抄曲調四〕平調曲　澀金樂　豐生樂○中略

〔伊呂波字類抄人事惠〕永隆樂エイリウラク平調

〔拾芥抄音樂上末〕平調　永隆樂無舞

〔樂家錄樂曲訓法二十八〕中華曲
平調　永隆樂江以利宇羅具

〔樂考平調〕永隆樂　未詳
統秋云、左大臣源信作、一說に唐永隆中所作といふ、さからば其を改め作られしにや、按するに、永隆は高宗の年號、其時に作られし樂七曲也、其中に永隆の曲名なし、

〔仁智要錄平調六〕永隆樂　拍子十　新樂　無舞　左大臣信朝臣作

長慶子

〔敎訓抄六平調〕永隆樂　拍子十　新樂
是ハ左大臣信相作レ之、仁明帝之時、但左大臣信卿薨、勅原免之日作也、一說ニハ唐之永隆作レ之、人名付歟
信ハ作改給歟、忠拍子アリ、加二三度拍子一、
〔樂家錄二十四乾三鼓加節〕平調曲
永隆樂新樂、中曲、

〔倭名類聚抄四曲調〕平調曲　長慶子
〔樂考平調〕長慶子
景範云、用明天皇の誕日に所作、統秋云、三位源博雅作、敎坊記に長慶樂あり、さからば舊曲によ
り、改作りしなるべし、
〔口遊音樂〕長慶子已上大食調
〔拾芥抄上末音樂〕大食調　長慶子無レ舞
〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
大食調　長慶子千也字許志、慶字濁、
〔夜鶴庭訓抄〕大食調　長慶子
〔龍鳴抄上大食調〕長慶子
拍子十六、はやきものなり、行幸のたちがくに是をす、一度ひやうしにあぐる也、退出音聲の時三
度うつといふことあり、新樂、
〔仁智要錄七大食調〕長慶子　拍子十六　小曲　新樂　無舞　南宮横笛譜爲平調曲　等平調彈
レ之
〔類箏治要九乞食調〕長慶子　拍子十六、小曲、新樂、退音聲用レ之、終帖加拍子、三度拍子、

郎君子

〔敎訓抄 六 大食調〕長慶子 拍子十六　新樂

此樂博雅三位造之、モロ〳〵退出音聲、幷立樂ノ下高座等用之、口傳云、行幸之立樂ニハ加一拍子、退出音聲 加三延三度拍子、管絃時 加早三拍子、此兩說ヲバ人イタクシラズ、尤秘ベシ、

古老語曰、堀川院ノ春日行幸ニ、興福寺ノ不開門ニテ伶人立、舞ヲ奏シケルニ、加三度拍子タリケルヲ、寶輦ノ御内ニテ一拍子ニコソアグレト、御扇ニテヲシヘサセ給ヒタリケルコソメデタカリケル、末代マデモカタジケナクコソ侍レ、

〔殘夜抄〕后宮五夜七夜、これもいとかはりめなし、律になりて後、樂に長慶子を必あるべきとぞうけ給はりし、建保二長慶子ありけるには、つくる人すくなきよし、人かたりき、

〔拾芥抄 上末 音樂〕平調　郎君子 無舞

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

平調　老君子、雜字具牟志、君字濁、一本老作郎、

〔樂考 平調〕郎君子　未詳

景範が說に、老君子に作りて、嵯峨君子所作といふ、此說いぶかし、敎坊記に郎君子好君子の名あり、

〔仁智要錄 六 平調〕郎君子　郎或作老　拍子十六　一說拍子八　龍吟抄云、又說拍子十八、　小曲

新樂　無舞

〔雜秘別錄〕郎君子

四拍子八拍子兩說ありとは、たれもしりたんめり、これは七拍子、すがたのものといふなりと、おほせありき、これは樂のすがたの事なり、すべてこの世には樂のすがたわきまへたる人はなし、これらをば、なにといふとも心うべからず、

〔敎訓抄 六 平調〕老君子 拍子十六、又拍子十八、又拍子八、　新樂

直火鳳
連珠火鳳
移都師
駱勢娘

夜半樂

此曲、大唐ニハ男子誕生之時奏此曲、我朝本院ノ六十御賀日、退出音聲用之、（但禪閤入道內々被語之、此有禁忌云々、而愚意存所ハ、節大國ニ男子誕生之時用此樂云々、何此朝ニハ可有禁忌也、）此樂有三說、一者四ニ加一拍子、二者十八拍子說、（中略）是未吹加也、世人不知可秘也、三者忠拍子、（手吹替、八カヨ、加三度拍子、）是大旨曳物說也、

〔樂家錄二十四乾三鼓加節〕平調曲

老君子（新樂、中曲、）

〔倭名類聚抄四曲調〕平調曲　直大（〇大恐火誤）鳳　連珠火鳳　移都師　駱勢娘

〔樂考平調〕直火鳳　連珠火鳳　右二曲諸本不載

火鳳は唐竺部曲名、李白茱火鳳詞あり、

〔夜鶴庭訓抄〕盤涉調　眞大鳳（〇眞大鳳、當作直火鳳、）

〔伊呂波字類抄也人事〕夜半樂ヤハンラク

〔拾芥抄上末音樂〕平調　夜半樂（無舞）

〔教訓抄六平調〕夜半樂

唐玄宗擧兵、夜半誅韋皇后、製夜半樂、（或書云、有作者秘事也、）

〔樂府雜錄〕夜半樂

明皇自潞州入、平內難、正夜半斬長樂門關領兵入宮翦逆人、後撰此曲、名還京樂、

〔龍鳴抄下平調〕夜半樂

拍子十六、五聖樂の破のやうにする物なり、うちまかせてながき物にはあらず、このがく退出音聲にすと云つたへたり、承和の御時御遊ありけるに、よにいりて上達部殿上人いでさせ候けるに、時のころなどや平調なりけむ、また夜に入にたれば、夜半樂をこそせめなどありけるにや、退出音聲にこれをせられけり、いみじうおもしろかりければ、陽照までせられたりけるとぞ、かた

廻忽

りつたへたる、其時の人々の日記にしたる、かくいひつたへたるとぞ、人もいと知らぬもの也、かくすべし、

〔仁智要錄平調六〕夜半樂　拍子十六　中曲　新樂　無舞　南宮横笛譜云、承和御時、宴止退出之時、屢奏此曲、

〔類箏治要性調八〕夜半樂　拍子十六、中曲、新樂、无舞、

〔教訓抄平調六〕夜半樂拍子十六　新樂○中略

惟季說ハ如五常樂破吹之、有忠拍子說加三度拍子、○中略

又云、南池院行幸及深更有還御、此樂名號依應時奏此夜半樂有興、仍公卿侍臣進出之時、猶吹此樂乘興退出畢、

〔伊呂波字類抄久人事〕廻忽クワイコツ

〔拾芥抄上末音樂〕平調　廻忽無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

平調　廻忽、具和以古律　一本忽作骨、

〔大日本史禮樂十五〕按、陳氏樂書、唐天后時、有陷冤獄者、其妻配入掖庭、乃撰別離曲、以寄哀情、因號怨廻骨、不知與之同否也、

〔徒然草下〕廻忽は廻鶻なり、廻鶻國とてえびすのこはき國なり、其の夷漢に伏して、のちに來りて、おのれが國のがくを奏せしなり、

〔教訓抄平調六〕廻忽

此曲貴養成所作也、昔大國ニ有一人大臣、號曰貴養成、彼有父曰大忠連、忽受病死去畢、經百ケ日彼臣至普下墓退、作一ノ樂、琴彈之、至七返之時、彼死骨息生、廻墓三匝之失了、仍名廻骨云々、件曲用葬禮云々、其時用古樂、

陪臚

〔吾妻鏡三〕壽永三年四月廿日戊子、武衛源賴朝令問酒宴次第給、邦通申云、羽林平重衡云言語云藝能、尤以幽美也、〇中略樂名之中、廻急者元廻骨、大國葬禮之時調此樂云云、吾(重衡)爲囚人被誅條、存在旦暮由之故歟云云、〇下略

〔龍鳴抄下平調〕廻急
拍子十二はやき物也、たゞ拍子の時ははてをのべず、がくにする時ははてをのぶるなり、

〔仁智要錄六平調〕廻忽　拍子十二　新樂　無舞

〔敎訓抄六平調〕廻忽　拍子十二　又廻骨云　新樂〇中略
惟季ノ說ニハ忠樂トモニアリ、忠拍子時終不延、樂拍子時終可延、注ヲカレタリ、但今世ニハ管絃ニ此忠拍子ハ不聞也、此流ニハアリ樂ノ拍子ニモ當世ハ末不延、而ハ大鼓ハ返初ハ六羯鼓ニナル也、口傳云、反時口チ六拍子打テ、加林歌三度拍子打也、知足院殿藤原忠實〇御說ニハ、終ヲ不延ベシテ吹出ノ干穴ヲ延テ、八羯鼓打說コソ、目出キ說ナレ、又秘說ニテモアルトゾ仰ラレケル、

〔吉野樂書〕一廻忽ノ終拍子不足ハセザルスガタニテアル也、又初拍子ハ五ニ當ル、終ノ拍子タラザルヤウハ大神氏說也、拍子ヲ足ラス樣ハ、戶部氏ノ說也、近來皆不足說ヲ用ル也、

〔伊呂波字類抄波人事〕陪臚ハイロ平調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
平調　倍臚波以呂　一本倍臚破陣樂、

〔敎訓抄四〕陪臚
斑朗德所作也、是天竺樂也而大國法精舍日、於陣內奏此曲知死生、此樂七返之時有舍毛音、我陣卽勝、怨陣卽破、若我陣無此音、自陣破、怨陣則勝云、此舍毛音何事哉可尋、古目錄云、陪臚道行云々、
或人云、樂者波羅門僧正傳來タリ給フ、舞者上宮太子爲獻守屋臣奏此曲之時、有舍毛音、仍自陣勝

云、其摸トシテ此舞所遺云々、〈但太子傳不見〉

〔仁智要錄 平調六〕倍臚　倍或作陪、臚或作盧、　拍子十二　一說拍子六〈天王寺用之〉　長秋卿横笛譜云吹林邑亂聲之間、被甲取手戈走出、　次以新羅陵王破爲破、可吹四反、次同亂聲入時吹件倍臚、度數無定、是僧正婆羅門、僧菩提、幷佛哲師等所傳也、　明暹横笛譜云、近代四月八日、於招提寺舞此曲、今世先横笛吹林邑亂聲之間、左右舞人各八人走出於桙前、相向合楯了昇舞臺、更還降於初所、又合楯還走昇了、列立之後吹止、次笙取平調音、次彈當曲三反、終帖加拍子、古樂、次横笛吹古樂亂聲、舞人刺桙列立之後吹止、次笙取壹越調音、次彈新羅陵王破二反、終帖加拍子、次吹古樂亂聲舞入、　中曲

林邑樂

〔雜秘別錄〕陪臚

只拍子をすこしはやくしてまふ、べちの樂拍子なし、それがいかなるやらん、世の中に只拍子、中拍子、樂拍子といひて、みしなにしあひたり、いとあるべくもなし、我いゑになき事をば、人ごとにあざむく事にてあれども、又いはれあるどなきとはかはるべきことなり、すべて樂ひやうしといふものは、舞につきてあるべきことなり、只拍子なからちとはやくてまふものは、これと又蘇莫者破、還城樂、拔頭、これらは只拍子にてまふ、いづれも只拍子にてまひはありとぞ、みつちかは申ける、樂人舞人はまひにするを樂拍子としり、たゞのおりのをたゞひやうしといふめり、まことにはのびて、かこを二づゝうちたるぞ、只拍子おなじまくはりにうつぞ、樂拍子とは、管絃者方にはさりたる蘇莫者破、輪鼓褌脫などに、宗賢がすぢ樂拍子あり、秘藏すなど申すは、いゑのならひなれば、申にをよばねども、理かなひても覺ず、もとまさが譜には、蘇莫者破には樂拍子なし、ただし大判官〈○大神惟季〉ふかると口口ゆそあるかとぞかきたれども、その子孫等はひさうの事とてふくとかや、おぼつかなし、

〔教訓抄四〕陪臚　破陣樂　別樣舞（天王寺舞之）　古樂

破（用新羅陵王破急、當曲吹拍子十三、）

先舞出時吹林邑亂聲、于時左右舞人十二人、出作輪、立定ヌレバ、禰取吹、新羅陵王破有二說、拍子十二說者（奈良樣、天王寺、）拍子四者、次又吹亂聲、又禰取吹、當曲（拍子十二）以樂二返爲一帖、（謂之中帖、大說即加拍子、如還城樂、）次又吹亂聲、（作輪亂合シテ走入云々）

次唐招提寺、四月八日陪臚會此曲舞、（鑒眞大和尚所傳也、可尋、）舞人僧（著甲冑、帶太刀楯鉾、侍各小舞人一人相副タリ、）笛ハ玉手氏三鼓之達吹之ナリ、大鼓打寺僧謂圓滿寺ノ別當某流歟、（自當所下來樂屋裝束威儀ヲカヘシテ打之、隨大鼓吹笛也、）

〔體源抄十二上〕一破陣曲事

陪臚者合戰之吉凶ヲサトリ、勝負ヲシル樂ナリ、此時含毛之音口傳在之、

〔教訓抄七〕舞番樣

無荅舞（略）○中　倍盧（別樣舞鉾楯突、呼加破陣字、天王寺舞之、）

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　倍臚、（舞人四人、）常裝束太刀垂平緒、楯桙、（近代同予打毬樂之裝束、而著鳥甲、）

〔樂家錄三十六〕（番舞）平調之曲

倍臚（中曲）　番舞未考之

〔體源抄一平調〕陪臚破陣樂

和云、專源義家義光合戰度ゴトニ、試吹勝ヲ得給シト也、

〔教訓抄四〕陪臚

建仁三年十一月卅日、東大寺之惣供養日唄上樂ニ、林邑樂屋奏ス、陪臚樂（用忠拍子）尤樂拍子ニテアリタク侍シカドモ、笛吹不知樂拍子說歟、長慶ト申ケル物ハ一向用樂拍子ケリ、サレバ樂拍子

春楊柳

ノ說ノ世ニナキニハ侍ズ、(慶雲樂體)樂也、
〔拾芥抄(上末音樂)〕平調　春陽柳(無舞)
〔樂家錄(二十八樂曲訓法)〕中華曲
平調　春楊柳、(志由牟也字利字)一本上加大、
〔樂考(平調)〕春楊柳
唐敎坊記春楊柳曲あり
〔龍鳴抄(下平調)〕春楊柳(すんやうりう)
拍子十二、はやき物也、泔洲などの程にすべし、新樂、噉頭あり、人もしらぬものなり、かくすべし、
〔仁智要錄(六平調)〕春楊柳　拍子十二　無舞　中曲　新樂
〔類箏治要(八性調)〕春楊柳　中曲、或大曲、又小曲、大神笛說、拍子十二、新樂、无舞、
〔敎訓抄(六平調)〕春楊柳　(拍子十二)　新樂
此樂吹樣可有三說、一者於世吹之、(如甘州可吹是惟季說)、加三拍子、一者早吹說、(如皇麞急吹之)一者吹忠拍子說、名之大倍加拍子樣(如倍臚說)昔イヅレノ御時ニカ侍リケン、無雙ノ管絃者ヲアツメテ、樂合セト云事侍ケルニモ、此忠拍子說ヲモテ、勝タリト申傳タリ、總テ此樂ヲバ能秘ベシ(作者尤雖不審、未勘出之、)
扶南

〔拾芥抄(上末音樂)〕平調　扶南(無舞)
〔樂家錄(二十八樂曲訓法)〕中華曲
平調　扶南(不奈牟)
〔唐會要(三十三)〕南蠻諸國樂
扶南天竺二國樂、隋代全用天竺、列於樂部、不用扶南、因煬帝平林邑國、獲扶南工人及其匏琴、樸陋不可用、但以天竺樂轉寫其聲、

小娘子

〔教訓抄 平調 六〕扶南
大國ノ法、男女婬行之時奏此曲、漢土有扶南云所、好色女多有之、有男子爲婬行、行彼所之時奏此曲、云々、扶南州名也 善相公意見文云、如判事紀斷獄之條也 伏望、依舊置判事六人、撰明通法律者補任之、使之俱議科文、詳定條章、各恢其意、然後奏聞、如是則怨獄永絶、罪人自甘、不待扶南之鰐魚、豈用堯時之獬豸、或人云、獬豸宿棟仍獄云云、宮繼譜云、舞者二人、以朝霞爲衣者皮鞋、古記云、唐有扶南樂、舞者二人、以朝霞爲衣、見上、吳孫權嘉興七年十二月、扶南花旗遣使獻樂、

〔龍鳴抄 下 平調〕扶南
拍子十四、はやきもの也、說々おほかり、一拍子にあぐ、ふるきやんごとなき人のおほせられしは、只のがくいわゐにはせずとぞありし、くはしくはしらず、またの說には、拍子八ともしるしたり、

〔仁智要錄 平調 六〕扶南　拍子十四　小曲　新樂　無舞

〔教訓抄 平調 六〕扶南　拍子十二　新樂
凡此曲有三說、一者四カコ、加一拍子、二者初十拍子、四カコ、末二拍子、是十二拍子說也、八カコ、初十拍子、加一拍子、末二拍子加三拍子、三者初七拍子ヲ皆吹替タル樣也、樂ハチイサケレドモ、此等說々人シラヌ事也、於十六拍子者不知之、惟季云ヲカレタル異曲ノ內也、

〔拾芥抄 上 末 樂〕平調　小娘子 無舞

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲
平調　小老子、古譜字志、子字誤、一本老作郎、一名康老子、又小娘子、

〔樂考 平調〕小娘子　紅娘子に作るべし
教坊記に紅娘子曲あり、諸本古娘子と作り、又小老子に作る、皆誤れり、

〔大日本史 禮樂十五〕按、本書樂府雜錄云、康老子卽長安富豪子、常與國樂游處、家產蕩盡、偶一老嫗認舊錦褥、以半千獲之、尋有波斯見驚曰、是氷蠶絲所織者、卽酬千萬、康得之還、與國樂追歡、不經年又

雞德

盡、尋卒、後人嗟惜之、遂製此曲、亦名得至寶、又敎坊記曲名有紅娘子、與康老子音相近、疑亦此曲之訛音、然未詳、

〔仁智要錄 平調 六〕小郎子　拍子八　一說拍子十四

〔敎訓抄 平調 六〕古娘子 拍子十四　又八　新樂

大國有一太子、雖年長、身量纔其身長三尺也、生年八十一之時作之、故名小老子、此樂有二說、一者拍子十四、四カコ、加一拍子、常說 二者拍子八、八カコ、加三度拍子、是ハ秘說ニテ候、豐原氏同之、

〔拾芥抄 上末 音樂〕平調　雞德 無舞

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

平調　雞德、計以止具　一本雞作慶、

〔敎訓抄 平調 六〕雞德

此曲又雞德云、雞有五德、故作此曲云々、漢土南ニ一ノ國アリ、名雞頭國、其國ヲ打トリテ悅テ作此樂云云、雞積云

〔大日本史 禮樂 十五〕按、隋書曰、景帝神室奏景德凱容舞、慶德疑景德也、

〔龍鳴抄 上 乞食調〕雞德 とけいとく

拍子十、はやきものなり、此がくは大判官にもつたへ申さず、たゞし賴吉がわたふ(總譜)といふ物ある也、土御門の大納言殿より、富家殿にたてまつらる、天下より當院にたてまつらる、譜にあるなり、それもふたやうなる院の御宇の時、於御前さたしたてまつりたり、御前よりも玉へり、又我ゑりたる事も、御前にさつとなどしたり、時元もゑりたりと申けり、それが白河院の御時、あさましくにくきことにおぼしめしたりしかば、さたもせぬなり、これはゑのびやかにて、さたあらん時さたすべし、

〔仁智要錄 六平調〕鷄德 鷄或作慶、德或作楨、 拍子十

〔敎訓抄 六平調〕雞德 拍子十 新樂

此樂有二樣、一者堀河院元政以下伶人等下給御說、當時用之、二者口音ヲ不吹、スベテ手ヲ吹替、此說古ト モニ一四拍子、カコ加ニ白川院此樂ニクミオボシメシタリケル間、其代伶人不沙汰、此樂大判官ハ傳給ハザリケルニヤ、目錄ニモ不入、仍有時傳之、

〔樂家錄 二十四乾三鼓加節〕平調曲

鷄德 新樂、小曲、

道調及大食調樂曲

〔倭名類聚抄 四曲調〕道調曲　上元樂　五更囀　散手破陣樂 俗云散手　太平樂　合歡鹽　庶人三臺

打毬樂　仙人河　五聖樂 或在平調　聖明樂　拔頭 拔音如末　傾盃樂　天人樂　飮酒樂　大天樂

大寶樂　大補樂　大定樂　興明樂　五坊樂　後散

〔大日本史 禮樂十五〕按、和名鈔道調曲、仁智要錄、拾芥抄等諸書、入大食調中、大食本平調之分調、道調亦平調之支調、其音概無異、故諸書互有出入、其實非有錯亂也、

〔拾芥抄 上末樂音〕大食調

散手破陣樂　傾坏樂　武昌樂　打毬樂　天人樂 無舞　庶人三臺 同　仙遊霞　輪鼓褌脫 同　長慶子 同　感恩多 同　賀王恩

〔龍鳴抄 上〕大食調曲

散手破陣樂 中略○　傾坏樂 中略○　武將大平樂 中略○　賀王恩 中略○　打毬樂 中略○　庶人三臺 中略○

仙遊霞 中略○　天人樂 中略○　輪鼓褌脫 中略○　長慶子

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等

大食調　賀王恩　秦王破陣樂　還城樂　散手　太平樂　傾杯樂　打毬樂　蘇芳菲　天人

樂　仙遊霞　感恩多　庶人三臺　長慶子　飮酒樂　放鷹樂　聖明樂　拔頭

〔倭名類聚抄四曲調〕道調曲　上元樂　五更囀

〔倭名類聚抄四曲調〕道調曲　散手破陣樂俗云散手

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

太食調　散手破陣樂、佐牟志字波千牟羅具、手陣二字濁、尊常略二破陣樂三字一也、　一名主皇破陣樂、

〔敎訓抄三〕散手破陣樂、○中略　一名至皇破陣曲、　常散手ト云或說云、釋迦誕生之時、師子吼王此曲作舞之、○中略

此曲誰人ノツクリタルト云コト勘イダサヾル所也、古老傳曰、率川明神平新羅軍、拃悅之餘向新羅國指麾而舞、時人見此姿摸之、見船軸今寶冠散手是ナリ、

或書云、此曲新造ノ所多奏此曲、地鎭存云々、

〔大日本史禮樂十五〕按、二書○敎訓抄、體源抄、不記年代、今考事實、姑定爲神功征韓時、又按、釋日本紀、王舞面象猨田彥神也、凡舞樂稱王者、指散手歸德、其假面並鼻梁甚大、且散手以歸德爲答舞者、蓋擬猨田彥神奉迎皇孫、而下土歸德之狀也、而後人或傳以爲率川神乎、附以備考、

〔龍鳴抄上大食調〕散手破陣樂さんすといふ

まひいづるに、ふたつのやう、すまひの時は亂聲、新樂亂聲をすべし、そのさうぞくは、たつかぶと、うちかけ、はう、にしきのはかま、ふかけ、たちはく、ひらをあり、とりくびのたちなり、おもてにもふたつのやうあり、そのありさまはたがはずして、てうしにていでゐるやうもあり、又そくたいといふは、はちかぶと、あかきうへのきぬ、大夫の外記史のうへのきぬのいろなるが、わきあけにてある也、はんぴ、志たがさね、うへのはかま、くりかはといふくつをはく、そのさうぞくにてはてうしにいでゐる、おほかた亂聲はもちゐず、

序、亂聲にいづるをりは、この序ふかんとする時、聲をとるべし、調子にいづる時はとらず、拍子二

十、二反すべし、近來一反をす、破拍子二十、喚頭あり、つねには二反をす、なかほどある時は七反すべし、

〔仁智要錄 七 大食調〕散手破陣樂　序拍子廿、可彈二反、略時彈一反、　長秋卿橫笛譜云、件序可吹二反、而依不傳舞、今世吹一反、　破拍子廿、可彈七反、終帖打三度拍子、略時彈一反、從第十五拍子打三度拍子、　長秋卿橫笛譜云、可吹七反、從五帖打三度拍子、合拍子百八十、　南宮長秋卿譜皆云、合拍子百六十、舞出入用調子、但相撲節舞出入用亂聲、　南宮譜云、嵯峨帝王善僊此曲、仍有勅爲童親王源氏對面儛、　新樂　中曲

〔敎訓抄 三〕散手破陣樂（中略）　中曲　新樂（中略）

序二帖（拍子各二十）　破七帖（拍子各二十○中略）

序二帖（拍子二十）以初十二拍子爲半帖、常ニハ一帖舞、自半帖執桙ナリ、破七帖（拍子各二十）一二三（如常）四五六帖ニ執桙、（謂之散手長桙、殊ニ爲秘說ナリ、）七帖（加三度拍子、）略定時ハ一切ヲ舞也、末六拍子、（加拍子、）件曲嵯峨帝王殊ニ善ク僊ハセ給タリケル、長桙秘事ナリ、

左大臣（賴長）長桙ヲ舞給、（光時弟子）面ヲバ著セテゾ舞給ヒケル、寶冠ノ裝束シテ舞セ給ケレバ、ケダカクビヽシク侍ケルガ、龍甲メシタリケル時ハ、呪師ニゾ似タリケル、（師長同令舞此曲給、）中納言（兼長）長桙舞給、（光近弟子）ソレハハレニテ舞セ給ヒタルコトキコヘ侍ラズ、左大臣殿ハ春日御社ニテタビ〳〵アソバシタリケルナリ、

（抑破陣字見皇帝解、但書寶冠之時如此字云々、）

番子（人從ト云モ）本儀ハ六人、常ハ四人、略ハ二人、（舞人下臈役ナリ、又上臈ノ例モアリ、）舞出入（有二樣）大法會ニハ用調子、口傳云、長桙ヲ舞時ハ、舞臺ノ中半ニ行立有拜、（再拜也）其後作法ヲバシテ桙ヲ立ツル手ヲバ舞也、是第一爲秘說也、能々可請師說也、桙立事、舞人下臈ノ役ナリ、相撲ノ時ハ（用新樂亂聲）至舞臺之中半、左足ヲ

搊テ後ヲ見時ニ番子走也、如此子細ヲ能々分別シテ可舞云々、此破ニ有作物、(裏頭樂也、大治三年舞御覽用此說、吹樣有別習、)

〔敎訓抄 七〕舞妾法

別妾舞(○中略) 散手ノサヒテケダカク舞ベシ、四五六(六下一本有七帖二字)執桙、謂之長桙、

〔體源抄 十二上〕一破陣曲事

散手者陣取カタメテ、大將ノ陣ノ柱立ノ時用之、

〔敎訓抄 七〕舞番樣

散手(別裝束、加破陣字、有二樣、寶冠、龍甲、)　貴德(別裝束、歸德候云、有二樣、鯉口、人色、)

〔續敎訓抄 舞案譜〕或人云、(○中略)散手、別裝束、面甲、劒ヲハク、フカケヲス、桙ヲモツナリ、其裝束ニヤツアリ、寶冠、龍甲、破陣樂ノ字ヲ加フ、

〔樂家錄 三十七 舞〕左右舞及人數裝束

左舞　散手(一人舞)　面、帽子、甲、(常異)袴、(常異)袍、裲襠、(腰帶)大刀、垂平緒、桙、

番子二人常裝束、内一人帶太刀、

〔樂家錄 三十六 番舞〕大食調之曲

散手破陣樂(中曲)　番舞貴德(中曲)

〔舞樂要錄 上〕同(○番舞)例　大法會

雲林院塔供養(應和三年三月十九日)　左(○中略)散手(○中略)　右(○中略)歸德

〔江家次第 八 七月〕相撲拔出

左右各舞(○中略)、　左(必舞散手、還城樂、散更、○中略)已上有別裝束、

〔三代實錄 四十九 光孝〕仁和二年正月廿一日辛丑、是日勅聽貞數親王舞散手、其舞裝束帶劒、故持賜之、親

太平樂

王時年十二歲、

〔扶桑略記 二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略次奏散手破陣樂、重光朝臣、

〔倭名類聚抄 四曲調〕道調曲　太平樂（出時曲、謂之朝小子武昌樂也、）

〔拾芥抄 上末音樂〕大食調　武昌樂

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

大食調　太平樂、（太以邊以羅具）一名武將破陣樂、又武昌太平樂、又項莊鴻門曲、又五方師子舞、又城舞、（此曲名周代名之云々）

〔敎訓抄 三〕武將太平樂〇中略　又稱武昌樂（或號巾舞、又謂項莊鴻門曲、常太平樂云、）

會要曰、立部伎八部樂一安樂、後周平齊所作也、周代謂之城舞、二太平樂、（亦謂之五方師子舞）通典曰、亦謂之五方師子舞、師子鷙獸出於西南夷天竺師子等國、綴毛爲衣、象其俛仰馴狎之容、二人持繩秉拂爲習弄之狀、五方師子各依其方色、百四十人、歌太平樂、舞抃以從之、服飾皆作崑崙象、

〔大日本史 禮樂十五〕按、唐書、立部伎八、二曰太平樂、卽周隋遺音、三曰破陣樂、以下皆雜以龜茲樂、舊唐書、通典並云、公莫舞卽巾舞、蓋取高祖鴻門會飮、項莊劍舞、項伯以袖隔之、使不得害高祖、且語莊云、公莫、謂公莫害漢王也、彼舞者用巾、蓋像項伯衣袖之遺式也、本朝所傳太平樂、樂家稱爲巾舞、又鴻門曲有劍舞、卽其爲公莫舞無疑、唐初或稱太平樂乎、

〔龍鳴抄 上大食調〕武將大平樂（たいへいらくといふべし）

道行（みちきなり）おば、てうせう（朝小子）しといふべし、てうしをふいて、このみちきをしていづ、まひたちとまるにまたがひてとゞまる、つねのごとし、拍子十二、破拍子廿、二反すべし、是は律のものなり、みちきときうとによりて、呂にいれたり、急拍子廿六、たゞし廿拍子をかへす〳〵すべし、廿六はたゞ一反なり、いる時の道行には拍子あぐ三度、きうを合歡鹽といふ、

〔智仁要錄七大食調〕武昌樂　道行〇朝小子譜略　破〇太平樂譜略　急〇合歡鹽譜略

〔大日本史禮樂十五〕按、二書〇仁智要錄、類箏治要、及和名抄、此舞道行及急、並各別曲、而唯破卽本曲、其稱二武昌樂一者、蓋合二奏三曲一之名也、

〔雜秘別錄〕大平樂

龍鳴抄のあひだのふしんにこまかの事あり、この舞にひさうの事とて、さらゐつきといふ事あり、それはたゞの時はたちをぬきつれば、やがてまはるをわといふに、たちをぬかでまはるをこふしのわといふ、御まへとをる時ひざつくを、さらゐつきのてとはいふ也、急もかずさだまらぬ事は、五常樂に申つ、

〔教訓抄三〕武將太平樂　有レ面　中曲　新樂　破二帖拍子二十　急拍子二十四、向立舞也、

貞保親王ノ譜ニ云、吹二亂聲一龍出、天安天皇〇文德御二梨本一移二內裏一之時、左近衞府奉レ獻物、常澄當經以レ劒攬舞、四十人被レ甲、合二此三曲一、號二府裝樂一、〇中略

破二帖、拍子各廿第二帖末六拍子、加二三度拍子一略定一返舞時、韻末六拍子、加二三度拍子一、コノ破路樣ハ、狛光則ガ大治三年、禪定院ノ大般若供養、童舞ニ始作テ敎タリシ說也、此破謂二太平樂一、太平樂者調曲也、樂有二只拍子說一、

急拍子廿四謂二之合歡鹽一、第五拍子ヨリ舞始、樂返之程舞、次有レ輪、謂二之古伏輪一有二二說一、野田巡輪右廻、辻方逆輪左廻、次有二渡乎一、古伏渡云次違時二度ノ後拔二大刀一、則加二拍子一、一說云、古伏輪初加二拍子一次大輪一返、如レ常謂二之大刀輪一、此間有二更居突手一、次小輪一返、各梓チ一返回テ立足ナリ、爲二秘事一、仍常不レ舞也、次渡、如レ常此間在レ秘乎、謂二之更居突手一、項莊鴻門曲、一者一人舞レ之、劒ヲ納時、右膝突居一說、向答、一說、上手南向、下手北面、此間奏二小亂聲一、有二由緒一舞出入用二道行一、號二朝小子一、入時加二三度拍子一、抑小六條內裏朝覲行幸、狛光季依二勅定一入綾舞、其ノ舞此家ニアリ、年號可レ尋、古記合歡鹽入云々、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古太平樂於二唐土一者、一百四十人等舞レ之、今於二日本一ハ不レ然、又天安天皇〇文德之御時ハ四十人舞レ之、又

卅人、今ハ不然、又古ハ四所ニ立分テ陣ヲ作リテ後舞始之、今ハ如常舞立定舞始之、又古以新樂亂聲出、今ハ以道行舞出、又无道行ニ拍子ヲ加テ爲入舞、今ハ以合歡鹽舞入綾、

〔教訓抄七〕舞番樣

大平樂（有面執桙）（諸肩袒拔劒有更居突）　狛桙（高麗桙云執桙）（別裝束）

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、○中略太平樂、面アリ但常ニモチキズ、諸肩袒、桙ヲモチ劒ヲハク、面鴫ノ社ニアリ、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　太平樂（舞人四）常裝束、太刀、垂平緒、桙、（體源抄曰著面）

〔樂家錄三十六番舞〕大食調之曲

太平樂（中曲）　番舞古鳥蘇、（大曲）或酣醉樂、（中曲爲中大曲）皇仁、（準于大曲）狛桙、長保樂、（已上中曲）胡德樂、新秣鞨、八仙、林歌、（已上小曲）倍臚、（是中華曲也、以此曲爲番舞之例多焉、）

〔舞樂要錄上〕同番舞例　大法會

雲林院塔供養（康和三年三月十九日）　左（○中略）太平樂（○中略）　右（○中略）酣醉樂

法勝寺御塔供養（永保三年十月一日）　左（○中略）太平樂（○中略）　右（○中略）林歌

興福寺塔供養（長元四年十月廿日）　左（○中略）太平樂（○中略）　右（○中略）狛桙

圓教寺供養（長元七年十月十七日）　左（○中略）太平樂（○中略）　右（○中略）崐崘

蓮花藏院供養（永久二年十一月廿九日）　左（○中略）太平樂（○略見）　右（○中略）新秣鞨

曼荼羅供（有舞樂儀）

法勝寺小堂供養（保安三年四月廿三日）　左（○中略）太平樂（○中略）　右（○中略）延喜樂

待賢門院（于時中宮）御塔供養（保安三年三月十九日）　左（○中略）太平樂（○中略）　右（○中略）新鳥蘇

朝覲行幸

延久二年二月廿六日　左○中略　太平樂　右○中略　進宿德

天仁元年十二月十九日　左○中略　太平樂○中略　右○中略　退宿德

同○永久四年二月十九日　左○中略　太平樂○中略　右○中略　皇仁

御賀

仁平二年○鳥羽院五十御賀○中略　法會三月七日　左○中略　太平樂○中略　右○中略　古鳥蘇

相撲節

延長六年　拔出　同○七月廿八日　左○中略　太平樂○中略　右○中略　渤海樂

〔續日本紀二文武〕大寶二年正月癸未、宴群臣於西閣、奏五帝太平樂、極歡而罷、賜物有差、

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、○中略　次太平樂、初定舞人四人、而濟時忽有所勞、不能供奉、仍爲光佐理二人、

〔百練抄四一條〕寬弘三年十一月五日、東宮第一皇子○敦明、於左大臣○藤原道長枇杷第元服、諸君御此所、未有先例、今日左大臣捧劒舞太平樂、

〔台記別記〕久安三年三月廿七日庚寅、今日、高陽院攝政、具賀禪閣○藤原忠實七十算、　廿八日辛申、左右遞奏舞、○中略　太平樂依禪閣仰、光時佐兼井突、

〔古今著聞集一神祇〕後德大寺左大臣○藤原實定、中略　同○治承三年三月晦日いつく島に參るとて出られにけり、○中略　六條の太政大臣○藤原賴實の中將にて侍りけるもおはしける伴申されけり、此度の事にや、中將かの島の寶前にて、太平樂の曲をまはれけるが、面白かりける事也、○下略

〔枕草子九〕まひは

たいへいらくはさまあしけれどいとをかし、太刀などうたてあれどいとをもしろし、もろこし

朝小子

合歡鹽

庶人三臺

にかたきにぐしてあそびけんなどきくに、

〔隆康私記〕永正二年五月廿一日乙酉、有御月次御樂、大食調朝小子、一反 同破、一反 合歡鹽、三反 下略 ○

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

大食調　朝小子 傳字古志

〔龍鳴抄上大食調〕武將大平樂

道行みちきなりおば、てうせうしといふべし、

〔樂家錄二十四乾三鼓加節〕大食調曲　朝小子 新樂、中曲、當曲擊羯鼓、拾鉦鼓、

樂曲拍子十二也、初三文已下延四一返之時、篭末四拍子、加之三度拍子、

〔倭名類聚抄四曲調〕道調曲　合歡鹽 太平樂之急也

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

大食調　合歡鹽 加津具和江牟、合字濟、此曲舞樂之時、太平樂急用之、尋常曰太平樂急、

〔樂家錄二十四乾三鼓加節〕大食調曲

合歡鹽 新樂、中曲、當曲擊羯鼓、拾鉦鼓、

〔拾芥抄上末音樂〕大食調　庶人三臺 無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調　庶人三臺 曾仁牟佐牟太以、臺字濁、

〔龍鳴抄上大食調〕庶人三臺

拍子十六はやきもの也、すまいのせちに、あらゝきと云事ありけり、それにこれはまける、近來そのあらゝきたえにき、

〔仁智要錄七大食調〕庶人三臺　拍子十六　無舞　新樂　小曲

打毬樂

〔教訓抄六大食調〕鹿人三臺　拍子十六、又八、古樂、　又新樂

此樂相撲節ニアラヽムキト云事ノアリケルニ、シカレドモ、近來ハ舞絶テ早物也、十六拍子時者、（四カツコ加二拍子）八拍子時者、（早八カツコ）加三度拍子、ウチマカセテハ四羯鼓ヲモチヰルベシ、（鬼者二有忠拍子、大旨間樂拍子詞可用八拍子、）

古記云、舞出自樂屋時、其長甚短、漸進堂上時、其長隨長、承明門懸尻舞了、入時如本漸掛ズ、幼主之時被停止之子細者、見一條院御記、作者不見云々、

其舞者阿良々木（女房體云々有詠）

詠云、アラヽキノ、スヱニハナサク、コトシバカリハ、カゼナフカセソ、

アララキハ、カフチバカリニ、キテ子ヌレバ、ココロカウバシ、

〔吉野樂書〕一鹿人三臺ニハアラヽギト云舞アリケリ、女房ノ姿ニテ紅ノ袴ニ薄衣ヲ著、イチメ笠ヲキテ舞フ、從女一人有、黃成アコメヲキタリ、

〔續古事談五諸道〕同御時、（條）〇一相撲ノヌキデノ日、アラヽギマヒトイフ舞御覽ジケリ、コレハ藥師寺風俗トゾ、女スガタニテ始ハ人ノタケノホドニテ、ヤウ〳〵タカクナリテ、二丈ニオヨビケリ、從女アリケリ、ソノ後御門ホドナクカクレオハシマシケレバ、ヤガテコノ舞ナシ、

〔伊呂波字類抄太人事〕打毬樂（大食調）

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

大食調　打毬樂（太氣字羅具、毬字濁、）

〔教訓抄三〕打毬樂

此曲黃帝所作也、依兵勢作之、（唐二ハ童舞）

〔樂考道調〕打毬樂

唐教坊樂宋朝女舞にあり

〔大日本史禮樂十五〕按、羯鼓錄、曲名有打毬樂、其爲唐曲明矣、而敎訓抄以爲黃帝所作者可疑、故不取、

〔龍鳴抄上大食調〕打毬樂とたうきうらくいふべし

拍子十、七反すべし、舞人四人、左のくらべ馬のさうぞくにゝたり、たちをもちたり、たまあり、そのたましたての一のつらのまへにをく、次第にかいて、上らうのかきいづるなり、たしかならず、たづぬべし、はてのきりに拍子あぐべし、新樂、

〔仁智要錄七大食調〕打毬樂　拍子十一、可彈七反、合拍子七十七、終帖打三度拍子、南宮譜悉用之　長秋卿譜云、從六帖打三度拍子、　略時彈四反、舞第一第二第三第七帖也　終帖打三度拍子、舞出入用調子、　新樂

中曲

〔類箏治要十二大食調〕散吟打毬樂　中曲、有舞、拍子十二、可彈六反、新樂、

〔敎訓抄三〕打毬樂　中曲　新樂

有七帖、拍子各十一　別裝束舞、打木持、向立舞四人舞之、○中略

被行小五月節會時者、競馬裝束シテ舞人四十人立テ、木ノサキカヾマレルヲモチテ玉ヲ係、件ノ玉ハ一ノ上ノ下シ玉ト云々、件玉ニハ大甘子(タイカウシ)ヲ紙ニツヽミテトゲクダシ給也、舞終ヌレバ舞人懷中シテ罷入ナリ、是ハ宇治殿御物語ナリ、

古記云、件舞人八十人馬乘云々、件節ノ時、大鼓チ百被立打ケレバ、武德殿ノ天ヒヾキテ地ニ落云々、件舞所ハ其ノドウノ體ナル物チ立、可尋、

一二帖如常以下玉搔、其次第者三帖、二列長搔四帖、一列乾搔五帖、四列巽搔六帖、三列坤搔七帖、空搔乃切、即加拍子、

口傳云、父幷ニ師匠ノ玉搔遣時ハ、右膝突テ居玉留置也、可爲秘事、次玉置樣者當曲相傳、若未舞人令置之、其習云、下手ノウシロヲ廻リテ、次列ノ前ニ置テ如本道返入ナリ、

一説玉ハ一列舞人懐ニ中之、第二帖ノ十拍子居テ、取出テ我前ニ置テ搔、皆搔了テ第四列第一列搔ヤルヲ、七帖ノ空搔切、第二ノ拍子、一列又二列搔ヤル、第十拍子、又二列一列搔ヤル、十一拍子ニ居テ、懐中シテ入云々、

光季秘記云、玉搔切ハ三四五六帖也、此帖ノ末第十拍子、古樂揚拍子第十一拍子、廿三度拍子、第七帖、正度拍子、加三此説者玉搔手合テ目出ナリ、路定時ハ一二三七帖ヲ舞、二列艮、二列乾、二三帖玉搔也、舞出入用調子、抑入時ニ一者打木ヲ肩ニ懸入了、一説舞臺ノ上行也次列ニテセヌ事也、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古打毬樂八十人、又四十人等、騎馬ニ舞之、今ハ四人舞之、又天王寺ニハ六人舞之、

〔教訓抄七〕舞番様

打球樂別装束、打木持、玉搔、　埴破玉取、附装束

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、○中略打毬樂冠マカフアリ、別装束ナリ、タチヲモツ、玉ヲカクナリ、

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數装束

左舞　打毬樂、舞人四　冠、細纓、緌、袴、常異、袍、裲襠、腰帶、毬打、玉、

〔樂家錄三十六〕平調之曲

打毬樂中曲　番舞古鳥蘇、大曲或狛桙、埴破、已上中曲林歌、小曲

〔舞樂要錄上〕同番○舞例　大法會

法勝寺供養承暦元年十二月十八日　左○中略打毬樂○中略　右○中略狛桙

法勝寺金泥一切經供養天仁三年五月十一日　左○中略打毬樂○中略　右○中略埴破

朝覲行幸

永久二年二月十日　左○中略打毬樂○中略　右○中略崑崙

〔西宮記六五月〕六日、幸武德殿、

仙人河

打毬者四十人、列殿前再拜、略○註 雅樂擧幡、奏樂、天曆九年、(中略)左右壽幡各十人、左傍埒列立馳道南北、從勝擧幡、雅樂出幄、相分列立埒東馳道南北、見幡擧奏樂、唐在南、狛在北、毬子南走則奏打毬樂、北走則奏退音聲、入毬門則各亂聲、

〔經國集十一雜詠〕七言、早春觀打毬一首、使渤海客奏此樂、　太上天皇嵯峨

芳春烟景早朝晴、使客乘時出前庭、廻杖飛空疑初月、奔毬轉地似流星、左擬右承當門競、分行群踏蚔雷聲、大呼伐鼓催籌急、觀者猶嫌都易成、

七言、奉和觀打毬一首、

蕃臣入覲逢初、初暖暖芳時戲打毬、綉戶爭開鵁鶄館、紗窓不閉鳳皇樓、如鉤月度蓂階側、似點星晴綵騎頭、武事從斯弱見輸、輸家妬死數千籌、

〔源氏物語二十五螢〕たぎうらく、らくそんなどあそびて、かちまけのらんざうどものゝゝしるも、よに入はてゝ、何事もみえず成はてぬ、とねりどものろくしなぐ給はる、

〔伊呂波字類抄世人事〕仙人河大食調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調　仙遊霞勢本由字加、一名仙人河、又仙神歌、

〔大日本史禮樂十五〕按、隋書、煬帝令白明達創神仙留客曲、與仙遊霞音相近、恐此曲也、

〔龍鳴抄上大食調〕仙遊霞

拍子十、はやき物也、まいなし、新樂、

〔仁智要錄七大食調〕仙遊霞　拍子十　無舞　古樂　中曲　南宮橫笛譜爲性調曲、

〔教訓抄六大食調〕仙遊霞拍子十、又拍子九、　又仙人河云、又仙神歌云、　新樂

此樂齋宮群行之時、勢田ノ橋上ニテ樂人參向之時奏之、早八ニ加三度拍子二返吹之樣ト云說アリ、今ノ世ニハ不用、拍子十二ニナル也此說モアシクモ侍ズ、忠拍子說アリ此曲ニハ有三說也、作者未勘出之、

五聖樂

〔吉野樂書〕一仙遊霞ハ齋宮ノ伊勢ヘ下給トテ、勢多橋ニテスル樂ナレバ、人ノ別レナドノ時ニハスベカラズ、齋宮下リ玉フトキハ、又都ヘ歸リ給ナト云コト有、此故ニ櫛モワカルヽ、人ニハトラセズ、

〔樂家錄二十四乾三鼓加節〕大食調曲

仙遊霞新樂小曲、

〔倭名類聚抄四曲調〕道調曲　五聖樂或在平調

〔拾芥抄上末音樂〕平調　五常樂

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

平調　五常樂古志衣字羅具、常字不濁、一本常作聖、一名禮義樂、又五坊樂、又天觀五常樂、又天祝五常樂、

〔秇苑日渉四〕五常樂

平調曲有五常樂、倭名類聚鈔作五聖非矣、凡古樂有序聲、破聲、急聲、其全備者今亡幾何、而此曲有序、有詠、有破、有急、蓋伶工相承崇重此曲故耳、其敎人首授此曲、意必有所由也、因按、古來常讀如韶、韶舜樂也、五卽虞字之轉訛、吾邱壽王、水經注作虞邱壽王、王應麟詩攷曰、鄒虞或作騶五、見劉芳詩義疏、乃知五常卽虞韶之誤也、南齊書樂志曰、凱容舞本舜韶舞、漢高改曰文始、魏復曰大韶、又造咸熙為文舞、皆傳玄六代舞、有虞韶舞、宋以凱容繼韶為文舞、相承用魏咸熙冠服、梅龍先生嘗以五常樂為舜樂、當時未及請其說、今姑錄所私攷以徵之、未知是不、

〔大日本史禮樂十五〕按、五聖五常、並虞韶之訛、吾虞通用、見水經注及王應麟詩攷、聖常、樂家讀並如韶、尙存其音、卽其為虞韶無疑、〇中略本朝初亦傳為虞韶、而後人因音轉訛、是類多有、固不足怪也、且樂家相承、尤重是樂、凡敎樂以是為首、意必有所受也、績教訓鈔以是為始皇所作、其謬不足辨、然是亦因其存韶武而致此謬、又可以為一證也、凡三代遺聲、存于今者、唯是樂與安世樂而已、然樂家並

傳爲新樂、可疑也、

〔續教訓抄平調〕五常樂略○中　又作五聖樂、又性字通用、一名禮義樂、亦名五塲樂、

〔夜鶴庭訓抄〕平調　五常樂

〔教訓抄三〕五常樂

唐太宗朝、貞觀末、天觀初、帝製五常樂曲圖、五常作之、仁義禮智信謂之五常、常トハ人ノ可常行也、五常ハ即配五音、此曲能備五音之和云々、

〔龍鳴抄下平調〕五常樂こさうらく

まひてうしにいづ、序拍子八、二反すべし、破六帖、拍子おの〳〵十六、はてのきりに三度拍子あぐべし、急拍子八、第二反といふに三度拍子あぐべし、すなはちまひいるなり、わらはまひなり、かぶとしたる、ゑいあり、序をもちひてする也、ゑいよたび、そのはざまにすこしづゝ、がくをす、みたびなり、このがくのゑやうをば、よのひと、おせかことぞいふ、つねのがくにはにぬ也、新樂、

〔仁智要錄六平調〕五常樂　常或作聖、序拍子八、可彈二反、破拍子十六、可彈六反、終帖打三度拍子、但二帖詠、三帖詠、其詞云、嘆佛音芳感、報恩志欲申、詠願禱寶歷、率舞賀弘仁、天歡五聖樂、崇恩北極辰、可憐衆鳥舞、歌響動梁塵、天歡五常樂、玉燭開天道、弘仁發聖君、無尊三古曲、歌對七佛堂、天歡五聖樂、明暹横笛譜云、五常樂詠本是三段、有六句、而依近代所用略注記之、序吹了後欲吹破之時、舞人詠云、歎佛音芳感、報恩志欲申、詠願禱寶歷、率舞賀弘仁、天歡五聖樂、　今世序二反後詠云、歎佛音芳感、次彈破、二拍子、○樂拍子中略　次又詠樂同前、次又詠云、報恩志欲申、次彈破三拍子、樂拍子、略○中　次又詠云、詠願禱寶歷、率舞賀弘仁、天歡五常樂、次彈破六反、終帖打三度拍子、略時序彈一反、破彈三反、終帖上大鼓、急拍子八、從第二反打三度拍子、度數無定、舞入了彈止、舞出時用調子、　新樂

〔雜秘別錄〕五常樂

これはたれもしりたんめり、しいありとぞ、されど舞人こそしいはしりたれ、妙音院師長〇藤原しいをならひておはしましゝをたまはりたり、このころはおそれあれど、さほど譜につくりてくわしくしりたる人はなくや、急は二反より、やがて大鼓をあぐ、いくたりもみないりあやをまふ、左舞ばうちまかせては、一のものばかりいりあやをまふに、喜春樂やこれなどこそ、右の舞の樣にはまへ、大鼓をあぐる事も、するのきりはあぐるに、二反よりやがてあぐるなり、又反すさだまらぬ事も、太平樂急と鳥の急とこれこそ反すさだまらぬものにてある、わらは舞にもかぶとす、

〔教訓抄 三〕五常樂　有甲　中曲　新樂

序一帖 拍子十六、以樂二反爲舞一帖、　破六帖 拍子十六　急 拍子八　五返舞之〇中略

詠詞、雖有詞多々說、依不用近來略之、〇中略　序二帖、拍子各八　一說云、拍子十六、以樂二反爲舞一帖、云々、當時一帖シテ舞ハ半帖ナリ、

此序笛小部大神兩氏以外相違一度吹事更ニ不可叶、仍常時可付音頭也、舞者無相違、近來序與破之間、詠樂三度、鞨鼓秘事、有此詠樂、

舞人左伏時ヲ打テ詠ズ、樂間左押、是レ大鼓拍子ス、

破六帖、拍子各十六　終帖加三度拍子、常ニハ一六帖舞、六帖加拍子、一返ノ時、末五拍子加拍子、此破ヲ樂拍子吹時者、初拍子ヨリカ忠拍子吹也、度、雲末同反、是時ノ說ナリ、又樂拍子以體有二說、一說如太平樂破、一說大曲、是當用說、又初四拍子チ延テ勁ク吹ニス、一說アリ、

急 拍子八　第二返ノカシラヨリ、加三度拍子、此舞ハ如右舞次第ニ舞入テ、樂屋ノ前ニテ各ノ乙テ可入シ、

又欲吹畢時ニ笛吹樣アリ、隨分秘事タリ、

〔吉野樂書〕一五常樂急サテアテムカテト云コトアリ、藤井中納言實範、綾小路僧正實詮、二王講吹レタリケルニ、景康笛ヲヤメテ感申サレタリ、又林歌ニモ有リ、返々秘事々々也、

〔教訓抄 七〕舞番樣

五常樂 有甲 片肩袒 有入綾、如右舞次第舞入、　登天樂 片肩袒

〔樂家錄〕三十七舞 左右舞及人數裝束

左舞　五常樂、舞人四人 常裝束袍、

〔樂家錄〕三十六舞番 平調之曲

五常樂 中曲　番舞地久、準于小曲、或登殿樂、

〔舞樂要錄〕上 同 ○番舞 例　八講

四條宮御八講 寬治二年六月十九日被始、同廿二日結願、○中略 了、第四日結願事訖供養　左五常樂　右新靺鞨

朝覲行幸

同 ○寬治 六年二月廿九日　左 ○中略 五常樂 ○中略 右 ○中略 長保樂

〔古今著聞集〕六管絃歌舞 貞保親王桂河の山庄にて放遊し給けるに、平調にしらべて五常樂をなす間、灯のうしろに天冠の影顯現じけり、人々おぢ恐ければ、所現の影みづからいよく、我は唐家の廉承武の靈也、五常樂急百反に及所には必來侍也とてうせにけり、

〔教訓抄〕三 五常樂

白河院ノ御時、醍醐ノ童舞御覽ノアリケルウチニ、五常樂急樂コトニオモシロカリケレバ、舞人皆入トイヘドモ、伶人不止樂音、シカルホドニ被勅下云、行高一曲ヲ可乙ト、于時行高大鼓ノ前ニスヽミイデヽ膝突ヲホセヲカフリテ、御前ニスヽムデ一曲ヲ仕タリケレバ、叡慮ニ叶テ頗豪御感、此行高ハ此急ノ初一返ハ不舞、忠拍子影押ス、

此曲ニ似失錯可有情之事、此舞上ノ句二果舞テ、下句二果ニ打返テ舞、爰ニ倚入舞暫アラマホシキ時ハ、下句二果ヲ謬テ三返吹ナリ、是ニ舞人打テ返ガ尤有興ナリ、以事只一度許可有也、大神基政爲試舞人、行則賀茂一切經會有此曲、基政吹此說處ニ、行則其心得テ打返ヲ舞ケレバ、基政行高ガ說ハウセザリケリト感ジケルトナン、

〔古今著聞集 管絃歌舞 六〕季通のいはれけるは、非管絃者口惜事、堀河院御時平調にて御遊有しに、物の音よくしみて漸曉に及に、五常樂急百反に及べば、草木も舞なるものをあるべしとて、あそばされ侍しに、五十反ばかりにて天明ければ、時元排て見るに、庭樹のうごくをみて、さて舞めるはと申けるを、目出き心ばせかなと人々いひて感じ思けるに、顯雅卿いまだ殿上人にて無能にてその座に催だにかたはらいたきに、奏云、あれは風の吹候へばうごくに侍りと申たりけるに、滿座わらひけり、

同院の御時、樂歌の事ありけり、殿上三臺を奏す、〇中略この答に地下五常樂を奏す、笛時元序後詠の段々つねのごとし、破六反畢て急を奏するに叡感ありて、樂をとゞむべからずと天氣有けり、其間夜月窮昇ぬ地下の勝になりにけり、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年四月廿日戊子、本三位中將〇平重衡依武衛〇源頼朝御免、有沐浴之儀、其後及秉燭之期、稱爲慰徒然、被遣藤判官代邦通、工藤一臈祐經、幷官女一人號千手前等、於羽林之方、剩被副送竹葉上林已下、羽林殊喜悦、遊興移剋、祐經打鼓歌今樣、女房彈琵琶、羽林和横笛、先吹五常樂、爲下官以可爲後生樂由稱之、

〔源平盛衰記 三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

纐纈ノ袋ニ入タル琵琶一面、錦ノ袋ニ入タル琴一挺、女〇千壽ノ前ニ置タリ、中將〇平重衡琵琶ヲ取寄見給フ、女柱立テ彈タリケリ、中將宣ケルハ、只今アソバス樂ヲバ、五章樂トコソ申習ハシテ侍レドモ、重衡ガ耳ニハ後生樂トコソ聞侍レ、往生ノ急ツケントテ、テンジユ子チツ、妙音院殿〇藤原師長ノ口傳ノ御弟子ニテ御坐セバ、皇麞ノ急、撥音氣高ク彈ラル、

〔倭名類聚抄 四曲調〕道調曲 聖明樂

〔口遊 音樂〕聖明樂(中略)已上大食調

〔伊呂波字類抄世人事〕聖明樂大食調

〔拾芥抄上末音樂〕黃鐘調　聖明樂無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

水調　聖明樂勢以女以羅具、一本聖作勢、一名大常樂、又本胡樂、

〔仁智要錄八黃鐘調〕聖明樂〇中略　醉鄕日月云、開元中大常令樂人馬順造、　明遥横笛譜云、興福寺義操作、

〔大日本史禮樂十五〕按、本書、〇隋書　煬帝大業六年、高昌獻聖明樂曲、帝令知音者於館所聽之、歸而肄習、及客方獻、先於前奏之、胡夷皆驚焉、卽是也、仁智要錄、類箏治要、並引醉鄕日月云、開元中大常令馬順造、羯鼓錄太簇商曲、有聖明樂、爲玄宗所製、二說恐誤、

〔龍鳴抄上黃鐘調〕聖明樂せいめいらく

拍子十六、まひなし、新樂、もとはだいしきてうの物なり、いまわうしき調にするなり、

〔仁智要錄八黃鐘調〕聖明樂　拍子十六　長秋卿横笛譜云、以此曲爲大食調曲、　新樂

〔敎訓抄三黃鐘調〕聖明樂　拍子十六　新樂〇中略

本是大食調曲也、〇中略　大食調ヨリ富調ハ作渡歟、又新作歟不詳、可尋、有忠拍子、加三度調子

〔續敎訓抄黃鐘調〕聖明樂新樂　中曲　呂樂　又作勢明樂

醉鄕日月云、大常樂、

或譜入大食調目六、以一曲渡于兩調也、拍子十六有詠、

初拍子五、已下八延四反可吹、加三度拍子、但舞絕タルニヨリテ、度數定メナシ、忠拍子アリ、常樂會梵音ノ登樂ニ用之、或云、本ハ大食調ノ樂ナリ、而テ近來當調子ニ用之畢、唐譜云々、或本胡樂也云云、詠詞云、　由彼向陶門、眼睛皆與靑、一帖、　繁株春色好、秦階天下平、二帖、　稽蓉皆督王、武勇又文

明、三帖、　紅欄景氣烈、朱旆客輝晴、四帖、　牋牓千里響、股肱西海聲、五帖、　春調虎煩業、秋唱入桂城、六帖、　二漢退鴻德、綿々詠歌英、七帖、

秘記云、大病身侵時、常可聞此音、苦惱忽癒、性復明云ヘリ云々、委旨コト勘眞言書也、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕同(○延喜)廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、貞信公(○藤原忠平)右大臣にてまゐり給、參入音聲には聖明樂をぞ奏しける、

拔頭

〔倭名類聚抄 四曲調〕道調曲　拔頭(拔濟如末)

〔拾芥抄 上末音樂〕乞食調　拔頭

〔樂家錄 二十八舞曲訓法〕中華曲

乞食調　拔頭、波止字　一本拔作髮、亦作撥、一名宗妃樂、

〔教訓抄 四〕拔頭(○中略)　又髮頭(○中略)

此曲天竺ノ樂ナリ、波羅門傳來隨一也、舞作者非詳之、一說云、沙門佛哲傳之、置唐招提寺云々、唐后嫉妬口貌云々、未詳、古老語云、唐ノ后物ネタミヲシ給テ鬼トナレリケルヲ、以宣旨樓ニ籠ラレタリケルガ、破出給テ舞玉フ姿ヲ摸トシテ作此舞、而無作者、尤不審云々、無后御名、

〔舊唐書 九音樂〕撥頭出西域、胡人爲猛獸所噬、其子求獸殺之、爲此舞以像之也、

〔大日本史 禮樂十五〕按、樂府雜錄、拔作鉢曰、其子上山求父屍、山有八折、故曲八疊、戲者被髮、素衣、面作啼、郎是也、

〔元亨釋書 十五方應〕釋佛哲、林邑國人也、(○中略)本朝樂部中、有菩薩、拔頭等舞、及林邑樂者、哲之所傳也、

〔仁智要錄 七乞食調〕拔頭　拍子十五、度數隨舞彈、但先吹林邑亂聲、次聊吹乞食調端、次彈件曲、以此曲用相撲勝樂、　南宮譜云、昔能僻此曲者有仲內麿、　古樂　小曲

〔教訓抄 四〕拔頭　小曲　別裝束　古樂

又髮頭　破拍子十五　搔拍子物（中略）

古記曰（昔相撲節有弾物、琵琶數面、箏數張有之、歌男者在左方、歌女在右方、大鼓立數十面、彼ノ時拔頭ハ八人出舞之、中古來擬節會者略也、）

先以林邑亂聲舞出、則チ以此亂聲舞亂序、置桴時止亂聲、節會者略也、各稱ヲ取ル、（大食調音）次破ヲ吹自始搔鼓者、（常說）行高ノ家秘說云、初大鼓三ヲバ四ニ打テ、第四拍子ヨリ古樂ノ四揚拍子ニ可加拍子、是ハ當曲ノ秘事、南向ノ樣ヲ舞時打之、則房宿禰ノ申サレシハ、南向ノ樣ハ今ノ入綾舞ノ手也、（左寄見、右寄見、退ト云テ上見、）

次桴ノ採本末返ツヽ大輪一返、是ニ桴ヲ右ノ面ニ懸テ、左右伏テ面懸如杖替事、如胡飲酒破、其後諸伏肘ヲ打チ、尻ヘ走テモドリチ打テ居テ返サシテス、是之スルハ近房將監ノ秘曲習ザル事カヽセラレ候、是正說也、

〔體源抄 十一下〕舞曲古今相違事

古拔頭連舞之、相撲節時八人立テ舞之、又四人立テ舞事在之、今ハ一人舞之、又入時モ如出時吹亂聲之都利ヲ入、今ハ樂ヲ止メズ入舞之、

〔教訓抄 七〕舞番樣

拔頭（有面、片肩袒、有入綾、）　八仙（有面甲、崑崙八仙云、別裝束、合肘舞、）

〔續教訓抄 舞案譜〕或人云、（中略）拔頭、　面、別裝束アリ、入綾アリ、右手桴ヲ持、

〔樂家錄 三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　拔頭（舞一人）面、帽子、袴、（常異）袍、補襠、（帶腰）太刀、垂平緒、桴、

〔樂家錄 三十六番舞〕大食調之曲

拔頭（小曲）　番舞新鞢鞨、或八仙、林歌、納蘇利、（已上小曲）　還城樂（是中華曲也、以此曲爲番之例多焉、）

〔舞樂要錄上〕同〇番舞例　曼荼羅供有二舞樂一儀

南院供養長承四年正月廿八日　左〇中略　拔頭〇中略　右〇中略　新靺鞨

八講

四條宮御八講寛治二年六月十九日被レ始、同廿二日結願、〇中略　第二日夕座了供レ舞　左〇中略　拔頭〇中略　右〇中略　林歌

朝覲行幸

同〇長承四年正月四日　左〇中略　拔頭〇中略　右〇中略　崑崙

相撲節

同〇天慶七年　召合七月廿九日　左拔頭〇中略　右古烏蘇

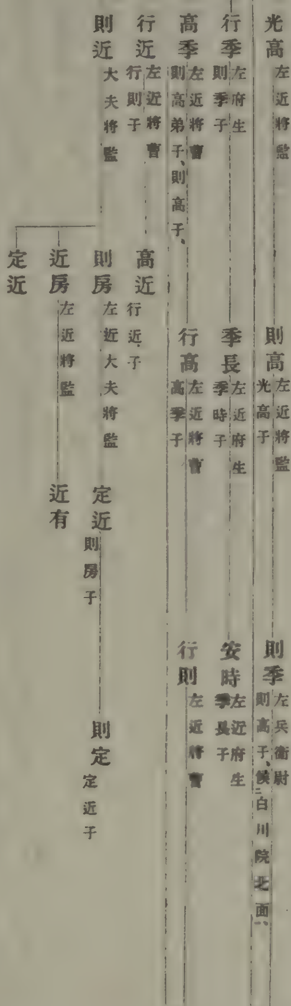
寛仁三年　召合七月廿七日　左拔頭　右納蘇利

〔嚴島寶物圖會一〕拔頭舞傳來

當島ノ拔頭舞、ソノ濫觴サダカナラズトイヘドモ、下ニ圖スルトコロノ裏書ニ、伊津岐島社拔頭面承安三年トミエ、マタ棚守所藏ノ古文書ノ中ニ、嘉禎三年舞樂裝束注進狀ノ寫シアリ、ソノ狀ノウチニ、拔頭裝束一具以二赤地錦一用レ之、面、縫物袍、錦打懸、同袴、同帶ト見エタレバ、凡六七百年バカリ以前ヨリ、コノ舞アリシコト知ラレタリ、ソノ後連綿トシテ斷絕ナカリケルニヤ、文明三年ニ、天王寺樂人太秦廣吉トイフ者ヨリ、彥三郎安種トイフ者ヘ、拔頭相傳ノ狀アリ、コノ安種トイフ者ノコト、イマ詳ラカニ知ラレズトイヘドモ、當島ノ者ナルコトハウタガヒナシ、マタ同寺ノ樂人岡兵部大輔昌歲トイフ者ヨリ、戈菊房顯ヘ相傳ノ狀中ニモ、拔頭ノ舞アレバ、ソレヨリ以前モ代々ノ相傳ハカナラズアリツラムコト、更ニウタガヒナシ、房顯ヨリ以來ハ譜面ヲ用ヒズ、所作ヲ以テソノ子孫ニヲシヘ、今ノ棚守元貞ニイタリテ九代、オヨソ三百餘年ノ間、年ゴトノ正月五日禁裡御祈禱ノ舞樂ニ、コノ拔頭ヲ用ヒテ退轉

ナク、歴然ト傳ヘ來レリ、シカルニイツノホドニカアリケン、天王寺ニハカヘリテコノ樂斷絶セシカバ、寬政八年ニ、ムカシ房顯ニツタヘケル、岡昌歳ノ後裔伊豫守昌稠ニ、元貞ヨリ復傳セリ、ソレニツキテ故障イデキテ、元貞ヲ京都ヘメサレ、樂所ノ者ニモアラズ、譜面ヲモモタズシテ復傳セシハ、イカナル故アリテノコトゾト、訊問アラセラレシニ、六七百年以來ノ故實ヲ記錄シ、社人ノ身ナガラ、樂役ヲ帶テ譜代ノ者ナルヨシ、委曲ニ申上シカバ、朝廷ノ御疑モトケテ、社祭ノ舞樂退轉ナクツトムベキヨシ、カシコクモ傳奏ヲ以テ仰ワタサレケリ、ソノ時ニコノ面ヲバ證據ノタメニ、叡覽ニソナヘシトゾ、サレバ當島ニオイテ拔頭舞ノ傳來ハ、イトフルキコトニテ、ヤンゴトナキ神事ナリカシ、

〔源氏催馬樂師傳相承〕拔頭相承



〔枕草子九〕まひは

ばとうはかしらのかみふりかけたる、まみなどはおそろしけれど、がくもいとおもしろし、

〔伊呂波字類抄計人事〕傾盃樂ケイハイラク 大食調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

大食調　傾盃樂計以波以羅具盃字濁、一名傾抔醉郷樂、

〔敎訓抄　三〕傾杯樂

此曲モ大唐ノ物ナリ、醉郷日月ニ云、此曲貞觀元年中内宴長孫無忌所レ作也、會要云、無爲傾盃樂、

〔大日本史禮樂十五〕本書〇隋高祖遣二内史侍郎李元操等一、列二清廟歌辭十二曲一、其獻奠登歌六言、象二傾盃曲一、是隋代既有二此曲一、而唐書云、太宗詔二長孫無忌一製二傾盃曲一、羯鼓錄爲二玄宗所一レ製、樂府雜錄云、唐宣宗自製二此曲一、恐並誤、

〔龍鳴抄上大食調〕傾坏樂郷日月とけいふなりはいらく、又名醉

序ありけれども、樂も舞もいまは絶たり、破拍子十六、二反すべし、もとは三反なり、まいたえて二反をするなり、喚頭あり、それより拍子をあぐ、急拍子十六、三反すべし、はてのきわにあぐべし、まひのいづるに品玄、いるにかさねてきうをす、

〔仁智要錄七大食調〕傾坏樂　序拍子十六　無舞　件序斷了、破拍子十六、可レ彈二三反一、今世彈二二反一、略時彈二一反一、件破不レ加二拍子一、急拍子十六、可レ彈二三反一、終帖加二拍子一、破急合拍子九十六、舞出時用二調子一、入時重彈レ急、　新樂

〔敎訓抄　三〕傾杯樂　中曲　新樂　破二帖拍子十六　急三帖拍子各十六

此曲モ大唐ノ物ナリ、（中略）序二帖アリケレドモ絶了、破二帖、拍子各十六第二帖ヨリ加二三度拍子一、一帖時ハ不レ加二拍子一、爲二本説一、不可歟、或説云、末六拍子可レ加二拍子一云々、左兵衛尉狛則季之説云、本ハ破三返ナリ、而第三帖絶了、仍不レ加二拍子一、其申狀頗無二其謂一者歟、未絶舞樂其數皆以加二拍子一ナリ急三帖拍子各十六終帖加二一拍子一舞出時次調子入時重吹、急、

口傳云、三臺、傾盃樂、共ニ不レ加二拍子一樂ナリ、一日兩曲舞時三臺不レ加二拍子一、傾盃樂可レ加二拍子一、入綾次第曲ニハ加二三臺一也、但當舞也、ソレハ破二帖ノ中手ヲ抽出舞ナリ、秘事ノ中ノ秘事也、

〔敎訓抄　七〕舞番樣

傾坏樂鶴盃樂云有入綾 片肩袒 胡德樂反鼻胡德云有勸盃瓶子取有レ面

〔續敎訓抄舞樂譜〕或人云、〇中略 傾杯樂、片肩袒 入綾アリ 一人舞レ之

〔樂家錄三十六番舞〕大食調之曲

傾盃樂中曲 番舞胡德樂、或林歌、已上小曲

〔舞樂要錄上〕同〇番舞例、 朝覲行幸

同〇康和四年正月二日 左〇中略 傾杯樂〇中略 右〇中略 綾切

元永二年二月十一日 左〇中略 傾杯樂〇中略 右〇中略 埴破

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽ぜられけり、〇中略 傾坏樂〇中略 これらを御覽ぜられけり、

天人樂

〔拾芥抄上末樂音〕大食調 天人樂無レ舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調 天人樂傳牟志牟羅具、人字濁、

〔龍鳴抄上大食調〕天人樂てんじんらく

拍子十二、まひなし、新樂、

〔仁智要錄七大食調〕天人樂 拍子十二、可レ彈二四反一、合拍子卅八、終帖打二三度拍子一、 新樂 中曲

〔敎訓抄六大食調〕天人樂拍子十

此樂者和邇部大田丸所レ作也、東大寺摠供養之日、天童於二樓上一令二行道一奏レ之、加二三度拍子一忠拍子說アリ、

飮酒樂

〔倭名類聚抄四曲調〕道調曲 飮酒樂

〔拾芥抄上末樂音〕乞食調 飮酒樂

大天樂
大寶樂　大補樂
大定樂　興明樂　五坊樂　後散
感恩多

〔樂家錄　樂曲訓法　二十八〕中華曲
乞食調　飮酒樂（遠聿志由羅具　此樂名有二、飮字於壹越調唱之以聿、於當調唱之遠聿也、酒字可濁、又此曲一本入性調之中、）
〔仁智要錄　乞食調　七〕飮酒樂　拍子十　無舞　南宮譜云、二帖、帖別拍子十、　新樂　中曲
〔敎訓抄　大食調　六〕飮酒樂　拍子二十一說十　古樂
此樂長者殿下御春日詣之時、鹿薗院進傳飩之時奏此曲、加三度拍子ウチマカセテハ酣醉樂ヲ渡シテ吹也、例ニヨリテ此樂ヲバ被用也、近來ハ十拍子ヲ返々吹之、奧十拍子ヲバ半帖ト云、又二帖ト云、又此曲入乞食調性調曲云、或公卿被仰、此調○大食ニテハ飮酒樂ト云、壹越調ニテハ飮酒樂トヨム、文字一ナレドモ調ニヨツテ替ル也、此樂作者未勘出、
〔倭名類聚抄　曲調　四〕道調曲　大天樂
〔大日本史　禮樂　十五〕按、隋書、煬帝大業六年、高昌獻聖明樂、其舞曲有小天、據此大天或與小天相對乎、未詳、附待後考、
〔倭名類聚抄　曲調　四〕道調曲　大寶樂　大補樂
〔大日本史　禮樂　十五〕按、二書○敎坊記、羯鼓錄、有大寶樂、大酺樂、據此補當作酺、
〔倭名類聚抄　曲調　四〕道調曲　大定樂　興明樂　五坊樂　後散
〔樂考　道調〕後散
按ずるに、後散は、隋志に所謂拂舞也、
〔大日本史　禮樂　十五〕按、本書○唐書高宗將伐高麗、燕洛陽城門、觀屯營敎舞、按新征用武之勢、名曰一戎大定樂、蓋此曲也、
〔拾芥抄　上末　音樂〕大食調　感恩多（無舞）
〔樂家錄　樂曲訓法　二十八〕中華曲

賀王恩

平調　感恩多加遠率太

〔仁智要錄七大食調〕感恩多　拍子十六　醉鄕日月云李德祐造

〔類箏治要九乞食調〕感恩多　拍子十六、平調柱彈之、吏部王諧性調曲入之、感應多或用此字、

〔敎訓抄六大食調〕感恩多拍子十六　新樂

會昌宰相李德裕所作也、古老云、祝所祈所奏此曲、所願成就云々　應和元年閏三月十一日藤花宴ニ退出音聲奏此曲、早八ニ加三度拍子、常ハ四加ニ一拍子、此樂ハ無惟季之流、而樂ガラノ面白侍シ時ニ、尾張則成令相傳也、仍目錄入之、ウチマカセテ人シラヌ樂也、

〔樂家錄二十四乾三鼓加節〕平調曲

感恩多新樂、小曲、

〔拾芥抄上末音樂〕大食調　賀王恩

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調　賀王恩加和宇遠率　一名感皇恩、

〔敎訓抄三〕賀王恩○中略　又感皇恩

此曲者、嵯峨天皇御時大石峯良所作也、而漢土作者于今不勘出、此朝ニテ作タルカ、

〔大日本史禮樂十五〕按、通考○文獻通考云、唐太宗洞曉音律、造新聲者五十八、若宇宙賀皇恩、降聖萬年春之類、皆藩邸所作、述太祖美德、卽是也、敎訓抄體源抄並云、此曲嵯峨帝時、大石峯良作之、恐非、

〔龍鳴抄上大食調〕賀王恩かわうといふべし

拍子十六、五反すべし、この樂古樂といふなり、御賀のまいり音聲に出たりけるより、古樂と日記せられたり、そのゆへはもろ〳〵の道行乃至參音聲には、舞人のいちをかくるなり、よりて古樂に拍子をあぐる也、たゞし道行には左をば新樂といふ、右をば古樂と云、されば右をば古樂にあぐるなり、左は新樂にあぐる也、

〔仁智要録 七大食調〕賀王恩　拍子十六、可彈五反、合拍子八十、終帖打三度拍子、今世二反、終帖打三度拍子、略時彈一反、從第九拍子打三度拍子、舞出入用調子、　中曲　新樂　南宮譜云、古樂、

〔敎訓抄 三〕賀王恩　中曲　新樂　有三帖 拍子各十六　又感皇恩　古樂物云 ○中略

昔ハ五切アリケレドモ、二切ハ絶テ今三切ゾ侍ル、第三切 加三度拍子、

光近ノ口傳云、第三帖ハ四方ヲ拜シテ居東南西北也、皇恩ヲ賀スル心ト謂之、仍妙音院禪閤者（藤原師長）土佐國ニ流配之後、被召返玉ヒテ、於御前御琵琶仕給ケルニ、令彈當曲玉云々、ソレモ此心ナルベシ、

太上天皇御賀參音聲奏此曲、用古樂懸舞人一鼓故也、

舞出入用調子、古記曰、有詠、舞出入用道行、以皇麞急道行云々、此說更不習舞家、可尋、略一切舞時者從第十一拍子、打三度拍子、一說末四拍子樂說、

〔樂家錄 三十七〕詠舞

賀王恩 此曲雖曰有詠未考之

〔敎訓抄 七〕舞番樣

無答舞 ○中略　賀王 諸用祖 又感皇恩　又賀王恩

〔樂家錄 三十六 番舞〕大食調之曲

賀王恩 中曲　番舞石川、爲小曲 中中曲 綾切、中曲

〔源氏物語 三十三 藤の裏葉〕みな御ゑひになりて暮かゝる程に、がく所の人めす、わざとの大がくにはあらず、なまめかしきほどに、殿上にわらはべまひつかうまつる、朱雀院の紅葉の賀の例のふるごとおぼし出らる、賀王恩といふを、そうするほどに、おほきおとゞの御をとこの十ばかりなる、せちにおもしろうまふ、うちのみかど御ぞぬぎて給、おほきおとゞおりてぶたうし給、

〔續世繼 五 飾太刀〕みなながされ給て、うら〳〵におはせしに、中納言中將殿 ○中略 藤原師長、身の御ざえなども、をさなくよりよき人にておはしますときこえ給き、びはゝ、すべてじやうずにておはしま

すときこえ給ふみやこわかれて、とさの國へおはしけるに、〇中略かくてとしへてのちかへりのぼり給へるに、二條の御かどびはをこのませ給てめしければまゐらせ給て、賀王恩といふ樂をぞひき給ひけるとつたへうけたまはる、

送秋樂

〔類箏治要〕八調 送秋樂　古樂中曲　中絃　拍子十二　秘曲

作者未詳、盬井戸五郎作之、一說淨藏上人作之、重貞傳習之、尤可秘藏云々、

乞食調樂曲

〔倭名類聚抄〕四 曲調 乞食調曲　秦王破陣樂　還城樂　放鷹樂　蘇芳菲

〔拾芥抄〕上末 音樂 乞食調

秦王破陣樂　還城樂　放鷹樂無舞　飲酒樂　蘇芳菲　拔頭

〔龍鳴抄〕上 乞食調曲こしきてうと云

秦王破陣樂〇中略　還城樂〇中略　放鷹樂〇中略　蘇芳菲〇中略　鷄德

〔仁智要錄〕七 乞食調曲

秦王破陣樂　還城樂　放鷹樂　飲酒樂　蘇芳菲　拔頭

秦王破陣樂

〔伊呂波字類抄〕志 人事 秦王破陣樂乞食調

〔續教訓抄〕乞食調 秦王破陣樂〇中略　亦名神功破陣樂、亦名天策上將樂、群書會要曰、齊政破陣樂、亦名七德舞、又名大定太平樂、

〔樂家錄〕二十八 樂曲訓法 中華曲

乞食調　秦王破陣樂、志牟和字波千牟羅具、秦陣二字濁、尋常略破陣樂字、　一名神功破陣樂、又齊正破陣樂、又大定破陣樂、又大定太平樂、又號七德舞、

〔唐會要〕三十三 破陣樂

貞觀元年正月三日、宴群臣奏秦王破陣樂之曲、太宗謂侍臣曰、朕昔在藩邸、屢有征伐、世間遂有此

歌、豈意今日登於雅樂、然其發揚蹈厲雖異文容、功業由之致有今日、所以被樂章示不忘本也、尙書右僕射封德彝進曰、陛下以聖武戡難立極、安民功成、化定陳樂、象德實宏濟之盛烈、爲將來之壯觀、文容習儀豈得爲比、太宗曰、朕雖武功定天下、終當以文德綏海內、文武之道各隨其時、公謂文容不如蹈厲、斯爲過矣、七年正月七日、上製破陣樂舞圖、左圓右方、先偏後伍、魚麗鵝鸛、箕張翼舒、交錯屈伸、首尾回互、以象戰陣之形、起居郎呂才依圖敎樂工一百二十人、被甲執戟而習之、爲三變、每變爲四陣、有來往疾徐擊刺之象、以應歌節、數日而就、其後令魏徵虞世南褚亮李百藥改制歌詞、更名七德之舞、十五日奏之於庭、觀者覩其抑揚蹈厲、莫不扼腕踴躍、懍然震悚、武臣烈將咸上壽云、此舞皆陛下百戰百勝之形容、於是皆稱萬歲、

〔夜鶴庭訓抄〕大食調　秦王破陣樂

〔龍鳴抄上乞食調〕秦王破陣樂

まいいづるに品玄、いるに上調子なり、すべからく乞食のてうしをもちゐるべけれども、そのてうしなし、されば大食の調子をもちゐる、拍子廿三、七反すべし、近來二反をす、はてのてうに拍子あぐ、三度拍子、新樂、

〔仁智要録七乞食調〕秦王破陣樂　　拍子二十、可彈七反、初一反者拍子廿三、第二反以後者拍子廿、合拍子百卅三、終帖三度拍子、略時彈二反、(舞人曰、舞第一第四帖也、)終帖打三度拍子、　長秋卿譜云、終帖加拍子、古樂、　南宮譜云、從七反打三度拍子、古樂、　一説新樂(明遷譜)　　舞出入用調子　　中曲

〔雜秘別錄〕秦王

この舞のていは四天王のやう也、ふるくもこのさうぞくをして、太平樂を舞ことありけり、この舞はさせるよそめのいみじからぬに、太平樂は樂も舞もこれよりはおもしろきに、この舞はすがたのめづらしきゆへに、さしけるとかや、よろづのことふしむのなかに申せば、事かはりたれ

どついでに申なり、

〔教訓抄三〕秦王破陣樂中略　中曲唐書大樂　新樂唐古樂忠拍子

有七帖、拍子各廿、擬七德舞、初一帖者拍子廿二ナリ、如序吹三拍子定、〇中略一帖拍子廿三、加序吹三拍子定、其後至第七帖、拍子各廿、終帖、加三度拍子二三帖、如常四帖執拍略定ノトキ一帖四帖舞也、此帖加拍子、五帖、拔剣六帖、剣枠ノ切ト云、剣ヌキ枠トル、當曲ノ中ニ以此切ヲ殊ニ秘事トスル也、七帖、二度居從始加三度拍子、此曲七反者、則七德儀也、光季秘說曰、自第五帖於世吹、忠拍子吹之、加還城樂破、七帖、揚拍子打也、如還城樂上拍子破、末三拍子、序吹仍准大曲謂古樂之說一說ニ云、七切皆自始用忠拍子說、是漢土本說ナリ、加拍子樣古樂揚拍子打ベシ、〇中略承和ノ帝明〇仁ノ御時、當曲ヲ殊ニ依有御興、此忠拍子ノ說ヲアマリ御秘藏アリケレバ、伶人ニオホセテ、樂拍子ヲ常ニハモチヰルベキヨシ被宣下了、其ヨリ以來、樂拍子由利吹ニハ成タルナリ、〇中略舞出入ニ用大食調子、樂ノ拍子ノゴトクナラバ、乞食調ノ調子ヲモチイルベケレドモ、件調子ノナキユヘナリ、

〔續教訓抄乞食調〕秦王破陣樂

樂屋ノ内ヨリ右手ニ鉾ヲ突、左手ヲ印ニ造テ、腰ニ付テ出ルナリ、散手ノ出時ノ如ク、各突テ出ルナリ、出入ノ振舞極テアラ〳〵シク、アラハニ武舞トミセテ、振舞ベキナリ、ヨハ〳〵シキハ无下ニ正念ナクミユルナリ、又此裝束ニテ太平樂ヲ舞事アリ、但面ハトキニヨリテ用ベシ、舞人ノ意巧ニヨリテ一樣ニスベキナリ、此時一說ニハ秦王ノ出入ノゴトク振舞ベシ、但尋常ニハ太平樂ノ出入ノヤウニスルナリ、是等本說ニアラザレドモ、武舞ノ氣色ヲナサンタメニ、カヤウニ振舞ナリ、皆是先達口傳セラル、トコロ也、又ハ舞臺ノ下ニテハ、秦王ノ出時ノゴトクシテ、舞臺ノ上ニテハ、太平樂ノ出ル時ノゴトク振舞ベシト云々、入ザマ、コレニ準フベシ、

〔體源抄 十二上〕一破陣曲事
秦王太平樂者、陣中ニハ不用之、天下泰平之時之樂也、
〔敎訓抄 三〕秦王破陣樂　有別樣裝束（四人舞之、向立舞、）
〔體源抄 十一下〕舞曲古今相違事
古秦王於唐土者、百二十人舞之、今於日本者四人舞之、又ハ二人、
〔敎訓抄 七〕舞番樣
無答舞（略）中　秦王（別裝束、如四天王、有面、後散手云、又秦王破陣樂云、）
〔樂家錄 三十七 舞〕左右舞及人數裝束
左舞　秦王（舞人四）面、金甲、袴（常異）、臑當、袍、鎧、石帶（同常）于帶喰、胡籙、魚袋、太刀、垂平緒、肩當、籠手、肩食、桙、
〔樂家錄 三十六 番舞〕大食調之曲
秦王破陣樂（中曲）　番舞皇仁（準大曲）、或狛桙（中曲）、林歌、八仙、新靺鞨（已上小曲）
〔舞樂要錄 上〕舞番
左秦王（略）中　右皇仁（或林歌、或崑崙）
同例　大法會
雲林院塔供養（應和三年三月十九日）　左（略）中　秦王（略）中　右（略）中　狛桙
法勝寺供養（承曆元年十二月十八日）　左（略）中　秦王（略）中　右（略）中　林歌
最勝寺供養（元永元年十二月十七日）　左（略）中　秦王（略）中　右（略）中　貴德
鳥羽九體阿彌陀堂供養（久安三年八月十一日）　左（略）中　秦王（略）中　右（略）中　皇仁
朝覲行幸
寬治二年正月十七日　左（略）中　秦王（略）中　右（略）中　新靺鞨

相撲節

同〈承平〉五年　拔出同(七月)廿九日　左〈中略〉秦王〈中略〉右〈中略〉弄槍

〔教訓抄三〕秦王破陣樂

保延二年三月廿三日、鳥羽院光明院供養之日、一者〈狛季貞〉當曲蒙勸賞、〈年七十〉退舞臺ノ中半ヘ歩登テウルハシク左右ノ手ニ桴ヲ取替テブタウシテ、拜シテ樂屋入了、是モ付此曲唐家ノ振舞ヲキ、オヨビタルニヤ、其時ハビヾシクサモアラマホシクミエケリ、感ズル人モ侍ケリ、又サモナクトモアリナムトナムズル者モアリケリ、

〔徒然草下〕後鳥羽院の御時、信濃前司行長稽古の譽ありけるが、樂府の御論議の番にめされて七德の舞をふたつ忘れたりければ、五德の冠者と異名をつきにけるを、心うき事にして、學問をすてゝ遁世したりける、

還城樂

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調　還城樂、〈訓卒志也宇羅具〉一名見蛇樂、又還京樂、

〔大日本史禮樂十五〕按、還城樂、即還京樂、玄宗所製、本書〈○唐書〉及樂府雜錄、具載其說、而京諸書或作成、教坊記載還京樂、而不載還成樂、羯鼓錄載還成樂、而不載還京樂、蓋京城同韻、故互有異同也、容齋隨筆論樂曲云、涼州今轉爲梁州、唐人已多誤用、樂名轉訛、此類尤多、還城之爲還成、九成之爲九城、安世之爲安城、皆同音之轉也、

〔夜鶴庭訓抄〕大食調　還城樂

〔教訓抄四〕還城樂

此曲者西國之人好テ蛇ヲ食トス、其蛇ヲ求メ得テ悅姿不可說、間摸其體作此舞之、〈仍名見蛇樂云云、作者不見、不審無解也、可尋之、〉

古記云、此曲唐ノ目錄入雙調曲、(何代被移此調子事不見、可尋也、)

〔大日本史禮樂十五〕按、見蛇與還城、國音相近、故誤有此說乎、然舞者執蛇形而舞、則樂書所載、蓋又有由也、

〔龍鳴抄上乞食調〕還城樂

いでんとするに、亂聲陵王のごとし、たゞし放生會には林邑亂聲をす、その故はその樂やのなをりんをくとなづけたるがゆへなり、ほかには新樂の亂聲をすべし、亂聲陵王の定なり、破拍子十八、古樂にあぐべし、たゞしたゞびやうしにするなり、いるに安摩、くちなはをとりたるまひなり、よりて見蛇樂となづく、いま還城樂となづく、これによりて行幸の還御に是を用るなり、

〔仁智要錄七乞食調〕還城樂　拍子十八、先吹亂聲、(新樂)次吹羅陵王亂序、次囀三度、但件囀本七度也、今世用三度、次吹乞食調端、次破二反、是即當曲也、終帖加拍子、次吹案摩入、　南宮笛譜云、亂序從舞吹、則用陵王亂序、次囀七度、次嗔序、此則次先亂序吹、次破可吹七反、拍子十八、合拍子百廿六反、從七反打三度拍子、　古善儛此曲者阿刀眞弟麿、　古樂　中曲、

〔教訓抄四〕還城樂　中曲　別裝束舞　古樂　亂序一帖　囀三度　破二帖(拍子各十八○中略)

先如陵王吹小亂聲、(大神笛吹樣)又吹林邑亂聲、(小部氏笛吹樣)大神氏モ放生會ニハ依爲林邑、終ノ舞用林邑亂聲也、

亂序隨舞吹之、(大方如陵王、出舞人舞盡之後蛇ヲ置ク、樂人ノ末ノ者之役也、○中略)

小亂聲、(如陵王)次各禰取、(乞食調音)次破二切、(終帖加拍子)常一帖舞、(半帖加拍子)入時吹安摩笛、(如陵王)此舞出入之體(如陵王)而從昔近來迄此定侍シガ、是茂ガ時ヨリコマカニ躍イヅル事ハ始ナリ、(若ハ秘事カ、若ハ私ニ今案歟、其氏ニ可相尋者也、)

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古還城樂破加二三ド拍子一、今ハ古樂ニ書レ之、

〔敎訓抄七〕舞番樣

無答舞(〇中略)　還城樂(別裝束舞、有面、蛇持、見蛇樂、納蘇利、八仙合、)

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、(〇中略)還城樂　面別裝束アリ、蛇ヲ左ニモチ、右ニ桴ヲモツ

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　還城樂(舞人)一面、帽子、袴、(常異)袍、裲襠、(腰帶)桴、蛇、

〔樂家錄三十六番舞〕大食調之曲

還城樂　番舞綾切、(中曲)或八仙、林歌、狛犬、桔桿、納蘇利、(已上小曲)

〔江家次第八七月〕相撲召出

左右各舞(〇中略)　還城樂用二舞裝束一、(〇束原脫、據二一本一補、)蛇者樂人置レ之、

〔舞樂要錄上〕舞番

左還城樂(〇中略)　右林歌(或崑崙、或納蘇利)

同例　大法會

法成寺講堂供養(永承五年三月十五日)　左(〇中略)還城樂　右(〇中略)納蘇利

朝覲行幸

同(〇天仁三年二月)廿四日　左(〇中略)還城樂　右(〇中略)崑崙

相撲節

延長六年(〇中略)拔出(同〔七月〕廿八日)　左(〇中略)見蛇樂　右(〇中略)狛犬

同(〇承平)五年(〇中略)拔出(同〔七月〕廿九日)　左(〇中略)見蛇樂　右(〇中略)貴德

寬弘二年(〇中略)拔出(同〔七月〕廿九日)　左(〇中略)還城樂　右(〇中略)狛桙

〔十訓抄十〕南都に舞の師、あざな和博士晴遠といふ者ありけり、重代にて還城樂を舞ひて、君につかうまつりけるほどに、此舞いまだ人に敎ざりける前に病付て失にけり、土用の比なりければ、彼棺を柞森の本におけりける、さて二三日有て、其前を木こり過けるに、物のうめく音のしければ、あやしく思て、彼葬家に告ければ、妻子親類行て見るに、いきかへりたりければ、家に具して來て漸くにたすけあつかひける程に、次第に人こゝち出來にけり、語て云、吾炎魔王宮に參て罪定られし時、一人の冥官申やう、日本の舞の師晴遠いまだ還城樂を傳へぬさきに其身を召れたり、今度召遣して舞を傳へしめさせて召ればよろしからんと申、そのとき各議して實にしかるべし、且今度の常樂會の舞仕れとて、返さるゝと思ひつる程に生出たる也と語る、したしき者ども悦て、あさましくあらたなる事といひけり、そのゝち此舞を弟子に傳へ終て又失にけり、弟子をば上府生季高とぞいひける、此晴遠が先祖の舞人の家に、還城樂の面あまた有けり、ふりおもてと名付て、重代是を傳へたりけるが、今は南都の寶物にて有と聞ゆ、彼王宮にも此道を重くせらるゝ事ありがたし、

〔敎訓抄四〕還城樂

大神晴遠ガ家ノ相傳秘曲也、從天降タル面ヲ嫡々相傳、今其家アリ、入京舞人近元舞之、八幡助方舞之、不知誰人、可尋之、系圖云、○中略 爰ニ晴遠ヨリ是光マデ嫡子一人此曲ヲ傳來處ニ、是光之時、嫡子光茂、二男是弘、傳了、仍今ハ二流ニ成タルナリ、仁平二年十一月ニ是光朝勤成了、大衆沙汰シテ住宅被ニ破損ニケヤ、同三年ノ常樂會依無ニ還城樂舞ハ、十三日試樂日大衆一者光時ニ仰付云、不可有ニ是光之免除ハ、而後日還城樂者狛光久可舞ナリ、件光久者自ニ八幡助方之手ニ正ク習傳タル由所申也、衆議了、然間是光十四日以ニ長者宣ニ被ニ免除ニ了、仍不舞、雖然光久相傳ト各申、件助方ハ久安元年放生會舞タリ、非ニ舞人ニ歟、多好方八田別當近元ト申者ニ習傳タルヨシ、度々物語申シキ、件近元ハ久安六年ノ放生會ノ舞ヲ好方ハシメテハ不舞也、

〔源平盛衰記十二〕師長熱田社琵琶事

此大臣師長○藤原歸洛ノ後、御參內アリ、御前ニテ琵琶ヲ調給ケレバ、月卿雲客頭ヲウナダレ、簾中堂

上目ヲアヤニシテ、何ナル秘曲ヲカ彈ジ給ハンズラント思ハレケルニ、珍シカラヌ還城樂ヲゾ彈ジ給フ、皆人思ハズニ思ヘリケリ、去共大臣御心ニハ深キ所存オハシケリ、還城樂トハ都ニ歸ヲ樂ト云讀ノアレバ、昨日ハ東關ノ外ニ遷サレ、草庵ニ幽住居也シカ共、今日ハ北闕ノ内ニ仕テ、槐門ニ樂榮エテオハシケレバ、此曲ヲ奏シ給モ理也ト、後ニゾ思合ラレケル、

〔源平盛衰記 十四〕小松大臣情事

小松大臣〇平重盛中宮〇高倉后平德子ノ御方へ、被申べキ事有テ被參タリケルガ、仁壽殿ニ候ハレテ、帥典侍殿ト申女房ト暫シ對面有ケルニ、良アリテ帥典侍殿ノ左ノ袴ノスソヨリ、大ナル蛇ハイ出テ、重盛ノ右ノ膝ノ下ヘハイ入ケリ、大臣コレヲ見給ヒ、我サハヒデ立ナラバ、中宮モ御騷有べキ、帥典侍殿モ驚給べシ、此事旁惡カリナント推シヅメ給テ、左ノ手ニテ蛇ノ頭ヲヲサヘ、右ノ手ニテ尾ヲ押ヘテ、六位參ト召ケレバ、伊豆守其時ハ、未藏人所ニ候ケルガ、指出タリケルニ、是ハ何ト被仰タレバ、見候トテツトヨリ、布衣ノ袖ヲ打覆テ、罷出テ、〇中略郎等省ニ賜タレバ、不恐蛇ノ頭ヲ取テ大路ニ出テ打振テ捨タレバ、蛇即死ケリ、翌日ニ小松殿自筆ニテ御文アリ、昨日ノ御振舞還城樂ト奉見候キ、雖異體候、一匹一振令送進候トゾ有ケル、黑キ馬ノ七寸ニ餘テ、太逞ニ白覆輪ノ鞍置テ、厚房ノ鞦ヲ懸タリ、太刀ハ長伏輪也ケルヲ、錦ノ袋ニ入ラレタリ、優ニヤサシク見エケル、仲綱御返事ニハ、御劒御馬謹拜領、御芳志之至、殊長入候、抑去夜誠還城樂ノ心地仕候キ、仲綱頓首謹言ト書タリケリ、還城樂トハ、蛇ヲ取舞ナレバ、角問答有ケルコソ、

〔元德二年三月日吉社並叡山行幸記〕鳳輦〇後醍醐まさに社頭を出給へば、さしもめづらしき幸の御名殘、神慮もさこそ思召らめ、戸津の濱になり給へば、龍頭鷁首御供申て、還城樂を奏す、

〔源氏催馬樂師傳相承〕還城樂相承

大神晴遠 右舞人 ― 是遠 晴遠子、右舞人、 ― 是依 是遠子同 ― 是行 是依子同

放鷹樂

是光（左近府生、是行子）
　├光茂（府生、是光子）──是茂──晴賢（是茂子）
　└是弘（是光子）──是長（是弘子）

〔拾芥抄上末音樂〕乞食調　放鷹樂（無舞）

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調　放鷹樂（波字與字羅具）

〔夜鶴庭訓抄〕大食調　放鷹樂

〔龍鳴抄上乞食調〕放鷹樂（はうゑう樂といふべし）拍子十八、新樂五反すべし、まひのていたかのていとぞいひつたへたる、すわへもちたるべし、たかなぶりのていか、弘仁天長承和野の行幸に是を用る、

〔仁智要錄七乞食調〕放鷹樂　拍子十八、可彈五反、合拍子九十、終帖打三度拍子、　弘仁、天長、承和野外行幸必奏此曲、　新樂　中曲

〔教訓抄四〕放鷹樂（拍子十八）　船樂之時ハ古樂　新樂

樂談史云、弘仁三年八月一日樂生奏之、即以猿鳴調テ振餌合テ、此舞時飛翔於舞人、以曲節為御狩之時、必雅樂寮按為此歌舞、此曲野行幸奏之、舞婁牟子シテ左手ニ鷹ヲ居テ、右手ニ楚ヲ持タリ、鷹ナブリノ體カ、弘仁、天長、承和之野行幸送之、

〔教訓抄七〕舞番樣

無答舞　放鷹樂（野行幸奏、別裝束、白河院行幸、船樂奏、）

〔古今著聞集六管絃歌舞〕延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、貞信公（○藤原忠平）右大臣にてまゐり給、參入音聲には聖明樂をぞ奏しける、荊山樂、西河、蘇志摩、傾坏樂、放鷹樂、弓士、採桑老、林歌、蘇莫者、泔洲、胡飲酒、輪臺、酣醉、是らを御覽

せられけり、此中雅樂屬船木氏有者放鷹樂を奏しけり、帽子に摺衣をぞきたりける、舞の間に心にまかせて鳥をとらせければ、見るもの目をおどろかしけり、又犬飼壹人をぐしたりけり、これは本よりあるべきものにはあらざる事とかや、この舞承和に奏したりける、其後聞えず、この裝束中納言に調せられける、舞のゝち中納言庭におりて、氏有がとらする所の鳥をとりて膳部に給はせけり、

〔古事談第六亭宅諸道〕放鷹樂ト云樂ヲバ、明暹已講只一人習傳タリケリ、白川院野行幸アサテト云夜、山階寺三面僧坊ニアリケルガ、今夜ハ戸ナサシソ、尋人アラムモノゾト云テ侍ケルニ、如案有來入之人、問之是秀也、放鷹樂習ニカト云ケレバ、然也ト答、坊ノ内ニ入テ、令授件樂タリ、〇又見宇治拾遺物語、是秀作是季、

〔教訓抄四〕放鷹樂

或記云、白河院ノ御位ノ時、野行幸ト云事セサセ給ヒテ、嵯峨野幸ノトキ、大井川ニ奏船樂、龍頭ニ大神惟季、鷁首放鷹樂吹タル伶人也ケル、〇中略大判官惟季未傳此曲給事ヲ兼テ知テ、淨明院得業圓憲アハレ此男ハ來ヌラム者ヲトテ、得業フシ給ハデマチ給ケレバ、夜半許ニ門ヲタヽク物アリ、誰ナルラント問ケレバ、惟季ト名乘ケリ、門ヲ開テ入ラレタリケルニ、明日野行幸ニ放鷹樂ヲ可奏之由被仰下、而未得此曲、爲令傳授馳下候シ由申サレケレバ、即傳取テヨモスガラ上洛シテ行幸ニハアハレタリ、惟季一夜ニ受師說目出カリケル、秋宗日來ナラシテ事闕タル、水火ノ器量ニテ侍ケル者カナ、

〔十訓抄十ニ〕白河院御位の時、野行幸といふ事有て、嵯峨野におはし付て、放鷹樂をすべきを、笛かならず二人有べきに、大神惟季が外に此樂を習傳る者なかりけり、これによつて井戸の次官あきむねと云管絃者を召て、惟季と共に仕るべき由仰有ければ、かさねの裝束して樂人にくはゝ

りければ、ともにいみじき面目なりけり、今日の宴いみじき事なりければ、舞人も物の上手をえらばれけるに、五人光季、高季、則季、成兼、經遠、今一人たらざりければ、高季が子の未だ童にて年十四なるをめして、藏人所にて、俄に男になしてくはへられけり、時の人面目なりとぞ申ける、かくめでたき事にあきむねさせる道のものにもあらぬを、笛によりて召出されたる、いみじき事といひけるほどに、大井川に舟樂の時、笛を川の淵におとし入てえとらざりければ、龍頭に惟季笛をふく、鷁首には笛吹なくてえ樂をせず、人これを笑びけり、いみじき失禮にてぞ有ける、始の面目後の不覺たとへなかりけり、

〔龍鳴抄上乞食調〕放鷹樂〈はうよう樂といふべし〉

白川院法皇御宇野行幸ありき、船樂にこの樂をす、舞はなし、龍頭大判官鷁首にゐとの次官あきむね〈賴吉が弟子也〉倍從なり、件の人臆病ならびなし、もとよりのくせなり、その日も臆してえふかず、ためきよといひたる伶人はえしらざりけれども、たゞすこしをふきてことをなしけり、

〔伊呂波字類抄所人事〕蘇芳菲〈ソハウヒ乞食調〉

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

乞食調　蘇芳菲〈曾波宇非〉

〔夜鶴庭訓抄〕大食調　蘇芳菲

〔龍鳴抄上乞食調〕蘇芳菲

拍子九、新樂、まひのていこまいぬににたり、二あり、くらべむまの行幸に是をす、船樂にもするによりて、日記に古樂としるしたり、それによりて世の人これを古樂といふ、もし古樂にあぐる時にはこゝろあるべし、はじめの拍子をおきてつぎよりあぐ、

〔仁智要錄七乞食調〕蘇芳菲　拍子九、度數隨舞彈、　南宮譜云、弘仁御時常以此舞奏于御前、像于猛

獸也、五月節儛御輦前、從彼時初也、　新樂　中曲

〔雜秘別錄〕蘇芳菲

これも樂のまゐるし文にこまかにあれども、五月會に武德殿のこ五月くらべ馬の行幸に、御こしのさきに、左にまゐゝがまゐらをかづき、右にこまかたをつくりて、人のりたるやうにて、二行にたちて、左にはそはんひ、右にはこまりようをふきてまふよしするなり、いまはその事たえてひさしくなりぬ、ぶとくでんもほろ〳〵、小五月もたえ〳〵、かなし〳〵、いつかおこしたてられんずらんな、

〔敎訓抄四〕蘇芳菲（拍子九）又古樂、新樂、

此曲五月節會舞御輿之御前、是從弘仁初競馬ノ行幸奏之、對右狛龍（小馬形樂）蘇芳菲ノ身ハ師子ノ姿ナリ、頭ハ如犬頭也、（口細シテ面長）中實裝束如左乘尻裝束也、（木帽子踏懸糸鞋ナリ）在子二人、裝束如犬、（在面帽子ハキモノナシ）此中實（樂所者使）子者（各從出ル）乘尻ノ前參向、（奏當曲）向御車（付御幸）舞ノ體者先ノ身ヲ振テ左ヲハクヒ右テハクミ、次拜二度、膝ヲカヾメテハウ御車先キ立也、御車御所寄畢後又如先ハクヒテ還列之時、（加三度拍子、）〇中略

古記云、此舞弘仁ヨリ初テ競馬行幸奏之、此舞體如獅子ノ頭有角、頭色金色、其身色、詠子二人面形如出色白、蒙紺帽子如犬鼓之、

又船樂ニモ奏之、ソノユヘニ古樂トシルシタル物也、是ハ古樂ニ用時口傳アリ、加拍子時ニ初ノ拍子ヲバ除テ、第二ノ拍子ヨリ古樂揚拍子打之、（尤爲秘事）仁安ノ日吉ノ競馬ノ御幸ノ舞ニハ、建仁三年ノ七社ノ競馬御幸、蘇芳菲作法事ノ外ニ違タリ、然者古キヲ正說トスベシ、（仍仁安振舞注置也）

〔敎訓抄七〕舞番樣

別番樣〇中略　蘇芳菲（別裝束如師子、競馬行幸奏之、）　狛龍（別裝束如其駒、競馬奏之、唐拍子物急、）

〔續教訓抄 舞案譜〕或人云、〈中略〉蘇芳菲、別裝束アリ、師子ノゴトシ、競馬行幸ニ奏之、

〔體源抄 十二上〕一切々斷絕舞事

或人云、此等ノ舞ノウチ、舞絕タル切々アリ、尤存ズベキ事也、〈中略〉蘇芳菲七反、今ハ無ガ如シ、

〔榮花物語 二十三 駒競〕おなじ月〈○萬壽元年九月〉の十九日、駒くらべせさせ給ふ、〈中略〉ふながくどもこぎいでたり、そはひ、こまがたなどさま〴〵まひして、いまは東の對にわたらせ給

〔中右記〕康和四年閏五月十五日、巳時許、諸卿參入、依可有競馬御覽也、〈中略〉龍頭鷁首兩船、奏蘇芳菲、左右共同樂、船進童部、

〔倭名類聚抄 四 曲調〕性調曲 西河 按弓士 千金女兒 長命女兒 王昭君 反樂〈○樂恐鼻誤〉 胡德

〔拾芥抄 上末 音樂〕性調

長命女兒〈無舞〉 千金女兒〈同〉 安弓士〈同〉 王昭君〈同〉

〔倭名類聚抄 四 曲調〕性調曲 西河

〔大日本史 禮樂十五〕按、樂府雜錄云、大曆中有樂工、自造長命西河女、又教坊記曲名有西河師子、西河劍氣、羯鼓錄太簇角曲、亦有西河師子、或與此同乎、未詳、

〔倭名類聚抄 四 曲調〕性調曲 按弓士

〔拾芥抄 上末 音樂〕性調 安弓子〈無舞〉

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

性調 安弓子、〈又阿牟氣字志、阿具志、〉一本按弓士、一名安公子、

〔樂府雜錄〕安公子

隋煬帝遊江都、時有樂工、笛中吹之、其父老廢、於臥內聞之、問曰、何得此曲、子對曰、宮中新翻也、父乃謂其子曰、宮曰君、商曰臣、此曲宮聲往而不返、大駕東巡必不回矣、汝可託疾勿去也、精鑒如此、

〔仁智要錄 性七調〕安弓子　安或作ㇾ案、又作ㇾ按、拍子十二、　南宮長秋卿横笛譜云、可ㇾ吹二五反一、合拍子六十、但二反後詠、三反後詠、從二四反一打二三度拍子一、　中曲　古樂　南宮譜云、古善傳二此曲一者、有二阿刀眞弟麿一、

〔樂家錄 三鼓加節 二十四 乾〕性調

安弓子 新樂、中曲、當曲擊二鞨鼓一、一本古樂、

〔古今著聞集 管絃歌舞 六〕同〇延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽ぜられけり、〇中略弓士〇中略これらを御覽ぜられけり、

千金女兒

〔拾芥抄 上末 音樂〕性調　千金女兒 無ㇾ舞

〔樂家錄 樂曲訓法 二十八〕中華曲

性調　千金女兒 勢牟氣牟悲與志

〔仁智要錄 性七調〕千金女兒　拍子十　南宮長秋卿横笛譜云、四帖拍子各十、合拍子卌、終帖打二三度拍子一、　中曲　新樂

長命女兒

〔體源抄 一〕用二產所一曲

長命女兒　千金女兒

〔拾芥抄 上末 音樂〕性調　長命女兒 無ㇾ舞

〔樂家錄 樂曲訓法 二十八〕中華曲、

性調　長命女兒、千也宇目以志與志 一本無二兒字一、

〔仁智要錄 性七調〕長命女兒　拍子十　南宮長秋卿横笛譜云、可ㇾ吹二四反一、合拍子卌、但三反後詠三反、後終帖打二三度拍子一、　中曲　新樂

王昭君

〔倭名類聚抄 曲調 四〕性調曲　王昭君 式部卿貞保親王、自二尺八譜中一所ㇾ移二吹横笛一也、

〔拾芥抄上末音樂〕性調　王昭君無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

性調　王昭君和字勢字具平、昭字調、

〔類箏治要八道調〕王昭君

〔教訓抄六大食調〕王昭君

明君漢元帝造、本朝ニ絕畢、而南宮從ニ尺八ニ吹傳御坐云々、又云、我朝醍醐天皇作改御坐云々、延喜廿年御作之後、絃家ニ有レ之、管家ニ絕畢、中院呂之時還ニ管云々、或說云、明君漢曲也、元帝時匈奴單于入朝、以ニ待詔王嬙一配レ之、

〔龍鳴抄上乞食調〕王昭君性調

拍子八はやき物也、三度ひやうしにあぐべし、古樂、やつかこなり、院禪供奉譜に、はやき物十拍子よつかことゑるしたり、戸部正清が說おなじ、一度にあるなることろはおなじやうなれども、てはすこしたがひたり、左近將監時元が弟子、うるはしきいつ拍子のがくなりといふ、この樂この日本國に絕たりけるを、これみなみの宮と申ける人の、かばかりゆゝしくめでたきもの、たえんには心うけれとて、尺八の譜よりたづねいだされたりけり、さやうなりければにやあらん、やうやうあまたあるなり、南の宮と申は、貞保親王とぞ申ける、管絃の長者におはします、

〔仁智要錄七性調〕王昭君　拍子八　一說拍子十　中曲　新樂　無舞

〔教訓抄六大食調〕王昭君拍子十、又八、　古樂〇中略

此樂アマタノ說アルベシ、一者拍子十、四羯鼓早物一、拍子打レ之、院禪供奉、小戸正淸之說曰、二者拍子八、古樂入、羯鼓加ニ三度拍子一、如ニ万歲樂一緩吹、一說早物吹、一說圓賢得業、大神惟季之說曰、三者豐原時元之說、正キ五拍子ノ樂ト云、於ニ此說一不レ可レ然可レ尋、

〔倭名類聚抄四曲調〕性調曲　反樂〇樂恐鼻誤　胡德

雙調樂曲

〔大日本史禮樂十五〕按、諸書性調中、不載本曲、而高麗曲有胡德樂、又稱遍鼻胡德、敎訓抄、體源抄並云、胡德樂本橫笛曲、仁明帝時、改爲高麗笛曲、據此、本曲舊唐樂、後改爲高麗樂也、本書高麗曲已載胡德、而又擧本曲、蓋重出也、

〔倭名類聚抄四曲調〕雙調曲　柳花苑　春庭樂略○中　催馬樂我駒律曲是也　狹鰭河澤田河律曲是也　和風樂

〔拾芥抄上末音樂〕雙調
春庭樂　柳花園

柳花苑

〔倭名類聚抄四曲調〕雙調曲　柳花苑或諸云、延暦寺遣唐舞生久禮眞茂傳之、卽勅內教坊奏之、初以大食調有此曲、承和天皇(仁明)勅雙調奏之

〔樂考雙調〕柳花苑　苑一作園

按ずるに、敎坊記に柳含烟あり、もしくはこれらの轉じたるにや、

〔伊呂波字類抄利人事〕柳花苑リウクハエン雙調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
雙調　柳華苑、利宇具和江卑　一本華苑作花怨、又作花園、一名柳花蘭樂、

〔續敎訓抄雙調〕柳花苑
或云、柳花怨ハ葬送ノレウニ作タリケル樂ナレドモ、イキカヘリニケレバ、此樂還テ祝所ニモ用キルベキ樂カ、
凡大國ニハ、葬送ニハ必ズ新シク樂ヲ造テ奏スルニ、此樂ノ音ハカナシミノ音ニハアラズト云ヲ、棺ヲ開テミタリケレバ、イキ返リテアリケリトイヘリ、卽此樂トゾオボヘ侍ル、依之祝所ニ用ナリ、略○中
抑、此曲森青仙人陶明柳園詠柳花之時、奏此樂、森青公一子青龍仙作之、大國樂也、或大唐樂也、

〔龍鳴抄上雙調〕柳花苑

拍子廿四、新樂古樂たしかならず、樂拍子、たゞ拍子、又たしかならず、能々たづぬべし、ある譜に新樂としるしたり、

〔仁智要錄 八雙調〕柳花園 園或作苑　拍子廿四、南宮譜 可彈七反、合拍子百六十八、一說拍子廿、長竹譜有詠、　其詞云、後園桃李正芳菲、芳菲正是妾愁時、昨夜新州昭陽殿、更勿非情形畫眉、　玉關春色晚、金河路幾千、琴瑟桂條上、竹怨柳花前、　南宮橫笛譜云、可吹七反、拍子廿四、但一二反遲吹、三反急吹、次詠四反急吹、五反遲吹、六反急吹、次詠七反急吹、則舞畢、　延曆遣唐使時、舞生久禮眞茂所傳也、則給內敎坊奏御前、初大食調、爲此樂承和御時有勅故成雙調、今依此奏云々、　長秋卿橫笛譜云、拍子廿、可吹七反、合拍子百卌、但三帖後有詠、詠後聊笙吹調子端、又四帖後有詠、五帖打三度拍子畢速吹、六七帖靜吹、吹調子出入、綿譜同、但又拍子廿四、　中曲　新樂

〔敎訓抄 六雙調〕柳花薗

柳花苑 拍子廿四、可吹七反、本者柳花怨云、而天曆內宴之日、有儀定被改怨字苑字定置云々、

昔ハ此曲ニ舞アリケレドモ、絕エテ久クナリテ侍ドモ、舞ノアリケル時ノ樣ノ知ベキ事ニテ侍バ、シルシ侍也、桓武天皇御時、遣唐使舞生久禮眞茂所傳渡也、其時者一二三帖遲吹、各无間拍子、三切舞、終テ後音取、笙笛計、次詠、次四帖ニ急ニ吹、加同拍子、次欲吹五帖之時、暫有其間、次五帖、一切遲吹、次音取、次詠、如前、次六帖ヲ急吹、則加拍子、本是者ハ大食調曲也、而承和御時、改テ成雙調、早物、彈物ニハ無樂拍子、忠拍子許也、惟季之說ニハトモニ侍也、時元之說ニハ、樂拍子延八拍子吹之、堀河院ノ御時マデハ、トモニ侍ケルヲ、天皇忠拍子ヲアイセサセ給ケルニ、ヤガテ樂拍子ヲ人ナラハズシテシリヌル人スクナク侍ナリ、忠拍子ハヤスク候、樂ノ拍子ハトコロセバク侍ナリ、加拍子時打三度拍子、惟季ノ秘說云、第十三十四同可吹六羯鼓云、出雲己講明還物語、同豐原氏ニモ以此說爲秘說也、此樂ハ正說ヲバ世人クハシタシラズ侍ナリ、ヨクカクスベシ、

春庭樂

〔續敎訓抄雙調〕柳花苑　新樂、中曲、或古樂、或新古不レ慥、中大曲、○下略

〔源氏物語八花宴〕きさらぎのはつかあまり、なんでんの櫻のえんせさせ給、○中略頭中將いづらおそしとあれば、りうくはえんといふ舞を、これは今すこしうちすぐして、かゝることもやと心づかひやしけん、いと面白ければ、御ぞ給はりていとめづらしきことに人思へり、かんだちめみなみだれてまひ給へど、夜に入てはことにけぢめも見えず、

〔倭名類聚抄四曲調〕雙調曲　春庭樂一云、夏風樂、外從五位下和邇部大田麻呂作レ之、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
雙調　春庭樂、志由傳以羅具、庭字濁、一名春庭子、又春庭花、右春庭花與二春庭樂一別曲也、按舊記春庭花聲樂不レ傳、故奏二春庭樂一舞レ之云々、此外此類可レ徵レ之乎、又夏風樂、又和風樂、一名弄春樂、又和風者非二春庭樂別名一、乃春鶯囀別名也、又一說是非二異名一、亦別曲也、不レ知二何是一、

〔仁智要錄八雙調〕春庭樂　一名夏風樂○中略　長秋卿同譜云、外從五位下和爾部大田丸作、舞犬上是成、

〔敎訓抄三〕春庭樂○中略　一名春庭花、又春庭子、
此曲延曆御時、遣唐使舞生久禮眞藏所二傳來一也、或眞茂則給二內敎房一奏二御前一、初大食調爲レ樂、而承和御時、○仁明有レ勅改二成雙調一了、仍春節會ノ參音聲用レ之、古樂懸二一歟一故也舞時者、新樂一說古樂又云、此樂從五位下和爾部大田麿所レ作云、其時拍子九、謂二之夏風樂一、

〔龍鳴抄上雙調〕春庭樂又號二夏風樂一
拍子十、古樂、四反すべし、はるのせちゑのまいり音聲に、つねにこれをもちゐる、まひあり、いづるに品玄、いるに入調、たゞしまゐの時は新樂にす、よりて三度ひやうしあぐ、たしかならず、舞人に尋べし、

〔仁智要錄八雙調〕春庭樂○中略　拍子十、可レ彈二四反一、合拍子四十、終帖打二三度拍子一、略時彈二一兩反一、若彈二

一反時、從第六拍子上大鼓、舞出入用拍子、　中曲　新樂　明暹横笛譜云、又古樂、

〔敎訓抄三〕春庭樂　中曲　新樂○中略

有四帖、拍子各十加常舞、終帖、加三度拍子常二切舞也、第二帖加拍子光季秘說曰、從第二帖之始向對シテ手合テ押足シテ作大輪、如圓臺、左違肘ヨリ始テ八拍子四踏、終拍子向合、三帖第三、前走第四、尻走又第七、前走第八、尻走第九、諸去時打第十、諸使時打テ北向テ居、右膝突、四帖立テ一面ニ北向ナリ、則加拍子、三度拍子、一說古樂揚拍子、○中略

古說曰、此舞裝束如古鳥蘇、冠者劍舞姿如地久云々、年號月日ナシトイヘドモ、家ニ譜ニシルシオタ所也、

舞人出吹品玄、入時吹入調

〔舞樂圖左〕春庭樂　唐朝　四人舞或二人

〔敎訓抄七〕舞番様

無答舞○中略　春庭樂片肩袒、謂之春庭樂、又春庭子、中古出舞臺後肩袒云々、

〔樂家錄三十六〕雙調之曲

春庭樂中曲　番舞石川爲小曲中中曲、或林歌、還城樂是中華曲也、以之爲番之例有焉、

〔敎訓抄三〕春庭樂

此舞中古絶タルヨシ天下ニ其聞アリ、仍堀河院ノ御時、狛光季可有御尋處ニ習傳此說之由申上、仍於御前有御覽、舞人光季、行高、光則、光時、其日相違アリ、兩人於舞臺上右ヲカタヌギテ舞也、入時ニ行高如本袍ヲ著テ入了、光季等ハカタヌギナガラ入了、兩說御覽ジテ頗ル有御感之後、世人有舞之由始テ知云々、

〔台記〕仁平二年正月廿四日庚申、今日少納言弁已下來、習明後日大饗禮、○中略　舞人樂人已上衣冠乘船中略奏樂、春庭樂、參進、犬所舍人神舟、

〔北山殿行幸記〕十四日、○應永十五年三月、後小松天皇行幸足利義滿第、中略、まひ御らんの奉行頭中將宗量朝臣、かねてより

催馬樂　狹鍣河

うけ給はりて、がく所のれうりなどせらる、〇中略まづまいり音聲、春庭樂一曲、舞童二人、左龜丸、右はれわか丸これをまふ、ゑむぶ三せつなどれいのごとし、

〔倭名類聚抄曲調四〕雙調曲　催馬樂律、我駒(駒原作賜誤)曲是也、　狹鍣河律、澤(澤原作御誤)田河曲是也、

〔玉勝間七〕催馬樂といふ名の事

或説に、催馬樂といふは、もと唐樂の名也、和名抄、音樂部曲調類、雙調の條に、柳花苑、春庭樂、催馬樂、狹鍣河、和風樂と、ならべあげたり、みな唐樂也といへども、ひがこと也、これは、吾駒の歌など雙調に奏る故に、雙調の曲の中へ、まじへ擧たるにこそあれ、唐樂に催馬樂といふあることもなし、さる故にその催馬樂と擧たる分注に、我駒曲是也とあり、又其次なる狹鍣河も、催馬樂の中の澤田川の曲也、すなはち分注に、澤田川曲是也とあり、唐樂に狹鍣河(サハダカハ)といふ名あるべきかは、又春庭樂和風樂なども、皇朝にて作れる曲にして、唐樂にはあらざるをや、

和風樂

〔倭名類聚抄曲調四〕雙調曲　和風樂

〔續教訓抄雙調〕和風樂　拍子十四、新樂、中曲、有嗔頭、一拍子二拍子笛說、但四拍子在之笙說、又名弄春樂、初拍子五已下八四反可吹、加三度拍子、光時記云ク、尾張濱主國王ノ御前ニシテ和風樂ノ舞歌ヲ詠ズル事アリ、庭ニ錦ヲシキ、身ニ五色ノ玉ヲカザリテ舞之、庭玉コボレ落ト云々、又云、〇中略濱主舞畢テ和歌ヲ讀テ奏ス、又奏云、春鶯囀ノトコロノ歌ナリ、此事彼歌ノ心ハ春鶯囀カトオボユ、而諸記又和風樂トシタリ、不審云々、

或記云ク、此曲春ノ曼陀羅會ノタメニ、延暦寺僧淨藏ガ所作ナリ、舞師船木望異舞ヲ作ル、嗔頭アリ、秋ハ送秋樂ヲ奏ス、此曲第一ノ秘說ナリ、送秋樂モ淨藏ノ所作也、又云、此曲淨操大德ガ所作ナリ、天台ノ舍利會ニ春奏之、〇中略

此曲濱主承和年中ニ舞事分明ナリ、淨藏ハ寛平三年辛亥歲生ゼリ、時代多クヘダタリ、日記ノ

如クバ、已ニ是古曲也、淨藏ガ作、ソラ事トイフベキ歟、重國史ヲ撿ルニ、濱主和風長壽樂ヲ作ルナリ、然淨藏ガ作相違歟、

〔大日本史禮樂十四〕按、唐書、通典並云、唐坐部伎有長壽樂、武后長壽中所製、與濱主所作、同否不可考、

〔體源抄二上雙調〕和風樂　又名弄春樂舞絶了

春庭花

〔樂家錄二十九奏樂故實〕雙調曲　春庭花

抑謂春庭花者舞曲之名也、此舞之時樂曲直用春庭樂也、別無習、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　春庭花舞人四人　常裝束、袍、冠、卷纓、緌、太刀、垂平緒、

〔樂家錄三十六番舞〕雙調之曲

春庭花中曲　番舞狛桙中曲

〔敎言卿記〕應永十六年二月十六日、夜前禁裏御樂、雙調春庭花、○中略春庭花舞之時、一覽有之、

萬春樂

〔類箏治要十雙調〕萬春樂　男踏歌之時、舞人著高巾子冠用、此樂、南都狛氏笛吹之、

綵楊園

〔類箏治要十雙調〕綵楊園

〔歌儛品目六亡佚曲名〕綵楊園　類箏治要、目錄ノミニシテ譜ナシ、

古事類苑

樂舞部八

唐樂樂曲下

〔倭名類聚抄四曲調〕黃鐘調曲　喜春樂　弄殿樂　海仙樂　應天樂　央宮樂　散金打毬樂或云南京傳レ之　安城宮　河南浦　感城樂　聖淨樂　赤白桃李花　皇帝三臺　提金樂

〔拾芥抄上末音樂〕黃鐘調

喜春樂　赤白桃李花　長生樂無レ舞　西王樂同　應天樂同　清上樂同　感城樂同　聖明樂同

弄殿樂同　河南浦　央宮樂　赤白蓮華樂無レ舞　海青樂同　散吟打毬樂同

○按ズルニ、聖明樂ノ事ハ、道調及ビ大食調條ニ載セタリ、

〔龍鳴抄下〕黃鐘調曲

赤白桃李花中略○應天樂中略○安城樂中略○央宮樂中略○河南浦中略○喜春樂中略○感城樂中略○聖明樂中略○清上樂中略○平蠻樂中略○海青樂中略○重光樂中略○汎龍舟中略○散今打毬樂中略○赤白蓮花樂

〔仁智要錄八〕黃鐘調曲

喜春樂　赤白桃李花　長生樂　西王樂　應天樂　清上樂　安城樂　感城樂　聖明樂　弄殿樂　河南浦　央宮樂　赤白蓮華樂　海青樂　散吟打毬樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等

喜春樂

黄鐘調　赤白桃李花　蓮花樂　央宮樂　河南浦　弄破樂　喜春樂　應天樂　安城樂　西王樂　感城樂　汎龍舟　重光樂　平蠻樂　海淸樂　淸上樂　拾翠樂

〔伊呂波字類抄人事〕喜春樂（キシユンラク）黄鐘調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

黄鐘調　喜春樂、氣志由牟羅具　一名壽心樂、又弄殿喜春樂、又皇帝喜春樂、

〔樂考黄鐘調〕喜春樂

唐敎坊樂に喜春鶯曲あり

〔仁智要錄八黄鐘調〕喜春樂略○中　南宮譜云、大安寺僧安操作此曲者、但此說不慥、

〔敎訓抄三〕喜春樂略○中　又弄殿喜春樂　壽心樂　向立舞

此曲作者、或書云、陳書興公作、是大國人也、則漢土之立春、春宮太館奏此曲云々、古老傳云、此曲大安寺住僧安操法師作之、舞樂間不分明、可尋、

古記云、淸和天皇ノ御時、行敎法師八幡大菩薩ヲオヒタテマツリ、男山石淸水ノ宮ヘ奉遷間、依夢想告、壽心樂ノ曲ヲ作、是今喜春樂舞也、

〔龍鳴抄下黄鐘調〕喜春樂きすんらく

まひてうしにいづ、松浦府に下著の時、唐人このがくを漢家にもてあそぶよし申なきける、序拍子十二、三反すべし、このよ二反するにや、破拍子十四、七反すべし、するに拍子をくはふ、たゞしならいあること也、古樂なり、他樂は新樂古樂にまふこともあり、これはひとへの古樂なり、まひも一鼓をかくる也、

〔仁智要錄八黄鐘調〕喜春樂　序拍子十二、可彈三反、破拍子七、可彈十四反、從第九反打三度拍子、合拍子百卌四、　南宮橫笛譜云、破可吹十四反、以二反爲一帖、準幷七帖、又從十二反打三度拍子、　長秋卿橫笛譜云、破拍子十四、可吹七反、但吹二反爲一帖、從五帖打三度拍子、今世序彈二反、破彈十四

反、舞七帖也從第十三反舞終帖也加拍子、略時彈六反、若四反彈、六反時從第王反、上大鼓、彈四反時從第三反加拍子、舞出時吹調子、入時重彈當曲破、　中曲　古樂

〔教訓抄 三〕喜春樂　中曲　古樂

序二帖 拍子各十二 破七帖 拍子十四 ○中略

序二帖 拍子十二 常一切舞也、ウチマカセテノ舞人ハ、二切アリトハシリ侍ズ、破七帖 拍子十四 各樂者以二返爲一帖、拍子七故ナリ 三帖 常ニ舞ナリ 三帖 肩祖切 是ニ秘說アリ、ヒボヲトキテカタヌグ間ニ有二說、居肩祖ハ御前說、立ナガラ祖常說ナリ、四帖、大輪切十拍子 一說云、從此帖古樂揭拍子云々、五帖、渡切六拍子間加拍子爲本說 六帖、渡返云拍子間 七帖、加拍子不閑也 舞終居、右膝突

路定樣云、序一返、破三帖、舞第一帖、四帖、ヒボチトキテ肩祖、ナガテ又輪ヲ作、五帖、渡五拍子間 則渡返、五拍子間 即加拍子、舞終居猶略定時、此渡切ヲ不舞也、

舞出時用調子、打羯鼓、古記云、插鹿婁打大鼓事、如採桑老出打之、破終帖加三度拍子、入時吹重破、卽加拍子 舞人之末ヨリ首ニ至マデ乙舞入也、如右舞、

東宮御元服必ズ有此曲、序六帖、破一切舞也、第八拍子ニカタヌギテ、第九拍子ヨリ加拍子、

此舞人樂屋ノ内ヨリヒボヲサシテ、序二帖破二帖舞ヲ、第三切ニ始テ肩祖也、一拍子ノ間也、押此破加拍子樣、從第五帖加一拍子、云々、舊說歟、

〔體源抄 十一下〕舞曲古今相違事

古喜春樂破爲新樂、加三ド拍子、今ハ古樂ニ書之、又舞出時如採桑老插鹿婁、今ハ不插之、

〔續教訓抄 舞案譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタアリ、○中略 女舞ハ○中略 喜春樂 六人

〔教訓抄 七〕舞番樣

喜春樂〈宮心樂云、片肩袒、輪造舞、有二入綾一、如二右舞一、〉白濱〈萬秋樂對、日准二大曲一、執二後參一、輪造舞、諸肩袒、〉

〔樂家錄〕〈三十七舞〉左右舞及人數裝束

喜春樂〈舞人四人〉常裝束袍

〔樂家錄〕〈三十六〉黃鐘調之曲

喜春樂〈中曲〉　番舞白濱、地久、〈已上準二大曲一〉延喜樂、長保樂、〈已上中曲〉林歌、〈小曲〉

〔舞樂要錄〕〈上〉同〈○中略〉舞例　大法會

雲林院堵供養〈應和三年三月十九日〉　左〈○中略〉喜春樂〈○中略〉　右〈○中略〉地久

弄殿樂

〔拾芥抄〕〈上末樂〉黃鐘調　弄殿樂〈無舞〉

〔仁智要錄〕〈八黃鐘調〉弄殿樂　殿或作レ天　一名大天樂　拍子十四　中曲　新樂　無舞

〔續敎訓抄〕〈黃鐘調〉王殿樂　新樂〈中曲〉又名玉殿樂、又名大天樂、南宮譜御說也、殿天字通用、拍子十四、初拍子〈五〉已下〈八〉、加二三度拍子一、

海仙樂

〔倭名類聚抄〕〈四曲調〉黃鐘調曲　海仙樂

〔拾芥抄〕〈上末樂〉黃鐘調　海青樂〈無舞〉

〔樂家錄〕〈二十八樂曲訓法〉中華曲

黃鐘調　海青樂、〈加以勢以羅具〉一名海仙樂、〈一本仙作レ山、亦作レ旋、〉又清和樂、

〔龍鳴抄〕〈下黃鐘調〉海青樂〈かいせいらく〉

拍子十、まひなし、この樂は南池院の行幸にふながくをしてまいりたりけるに、退出音聲にはじめて樂をつくりてかへるべしと、宣旨をくだされたりけるに、おほとのきよかみこれをつくりて、三度拍子にあげてまかりかへりけり、博雅三位と申人の御譜に、かやうにぞしるしたる、

〔仁智要錄〕〈八黃鐘調〉海青樂　靑或作レ山　拍子十　綿譜云、拍子如二拔頭一打、　中曲　古樂　无舞

南宮横笛譜云、此曲承和御時(仁明)○幸二神泉苑一、而樂人來船奏樂、爰有レ勅云、一二匝中島一之程、新作レ曲可レ奏者、爰有レ勅二笛師清上、篳篥尿麻呂等一、一二匝中島一作二此曲一、爰有レ勅賜レ祿、

〔教訓抄 六黃鐘調〕海青樂 拍子十

新古不二分明一、但始ハ船樂ニツクリタリケレバ、古樂ニテゾ侍ケム、又法用之時ハ、當時新樂ニ用レ之、加二三度拍子一、

古老云(尿麿作說ニハ加二拍子一、古樂撥二拍子一、此說ハ人シラズ、仍可レ秘、又如二拔頭破一云、如何、)

〔續教訓抄 黃鐘調〕海青樂　新樂中曲或古樂或小曲、中小曲、　一名海山樂一名海仙樂(南宮譜說同レ之)或海

旋樂　拍子十

初拍子(五或六又二)已下(八、)常ニハ用二新樂一ニヨリテ加二三度拍子一、則法用ノトキ如レ此ナリ、

又云、退出音聲ノ時モ加二三度拍子一也、古舞アリ、今ハ絕畢、

又云、此曲ノ初拍子ハ鞨鼓六ニ宛ルナリ、而基政云ク不レ然、如レ常宛レ六ニハ越拍子也、今案レ之、樂ハ以二只拍子一爲二本體一、其只拍子如レ常是以稱ル歟、

應天樂

〔拾芥抄 上末樂〕黃鐘調　應天樂(無レ舞)

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

黃鐘調　應天樂、(遠字傳牟羅具、天字濁、)一本天作レ殿、

〔續教訓抄〕應天樂　新樂　中曲　又古樂　律樂也　一名應殿樂

〔仁智要錄 八黃鐘調〕應天樂　南宮譜云、此曲承和大嘗會時清上所レ作也、於二應天門一以舞レ之、故成文傳習云々、又童親王源氏初對面時、習二此曲一奉二于御前一、　龍吟抄云、舞尾張濱主作、

〔龍鳴抄 下黃鐘調〕應天樂(なうてん樂)

拍子廿、まひなし、これはおほとのきよかみといひけるふゑ吹のつくりたりとぞ、ゑるしたる、ま

央宮樂

ひはをはりのはまゐしつくれる、

〔仁智要錄八黃鐘調〕應天樂　拍子廿　南宮長秋横笛譜云、可吹五反、合拍子百、終帖打三度拍子、中曲　新樂

〔教訓抄六黃鐘調〕應天樂拍子十　新樂

或書云、作桃李花時作此樂云々、又云、此曲太平樂破渡吹之云々、親王初向時用此曲、但舞絶了、參音聲行道等ニ用之、有只拍子、加三度拍子

〔伊呂波字類抄也人事〕央宮樂ヤウタラク黃鐘調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

黃鐘調　央宮樂也字具字羅具

〔教訓抄三〕央宮樂

此曲イツノ御時ヨリ侍ケム、春宮始テ立給ケルニ奉勅林直倉作之、不分明可尋

〔龍鳴抄下黃鐘調〕央宮樂やうらく

拍子十二、まひあり、新樂、是はまひをたうりくわにまふなり、

〔仁智要錄八黃鐘調〕央宮樂　拍子十二、可彈四反、合拍子卅八、終帖打三度拍子、舞出入用調子、　中曲　新樂　長秋卿横笛譜云、今世以此曲舞、爲赤白桃李花舞、

〔教訓抄三〕央宮樂　中曲　新樂　有四帖、拍子各十二〇中略

四帖、三帖、二帖ノ時、皆終帖加三度拍子、略定一返之時、末二拍子加拍子、舞出入、用調子、口傳云、此曲可吹高聲、桃李花ノ舞タエタルニヨリテ、此舞四十八拍子ヲ、桃李花六帖四十八拍子、同員タルニヨリテツリ合也、殊ニ可有習也

〔教訓抄七〕舞番樣

央宮樂片肩袒　都志(近來此舞絕了、又都爵志與呂岐云、)

(類箏治要十一黃鐘調)央宮樂○中略　答舞都志與呂岐、又云赤白桃李花、

(樂家錄三十六番舞)黃鐘調之曲

央宮樂(中曲)　番舞綾切、或都志、(已上中曲)

(倭名類聚抄四曲調)黃鐘調曲　散金打毬樂(或云、南京傳レ之、)

(拾芥抄上末音樂)黃鐘調　散吟打毬樂(無レ舞)

(樂家錄二十八樂曲訓法)中華曲

黃鐘曲　散吟打毬樂、佐牟氣牟手也字氣字羅具　一本吟作レ金、

(類箏治要十二水調)散吟打毬樂

(龍鳴抄下黃鐘調)散今打毬樂

拍子十二、七反すべし、また三十二相にあはするやうあり、ひやうしはおなじことなり、ことばのすこしかはるなり、うつのまさちかこれをふく、さがの供奉院禪是をえりたり、三十二相頌一反にかく六反あはする也、如一塵臥といふ頌あり、とりの急にあはす、ほかにはせず、やはたの修正に大菩薩をおがみ奉る頌なり、それにはこまぶえの平調にてあはせふく、ふきはぐれば橫笛の下无調になる、佛名のころの黃鐘調にいたりければ、かまへたる事とぞいひつたへたる、

(仁智要錄八黃鐘調)散吟打毬樂　毬或作レ球　拍子十二、可レ彈二六反一、合拍子七十二、從二第二反一打二三度拍子一、(長秋卿譜同)　龍吟抄云、終帖打二三度拍子一、　南宮橫笛譜云、世以二卅二相一合二此曲一、然其音不二慥相當一、今案、聲明譜以二六相頌一合二當曲一、一遍十二拍子、然則卅二相頌當二五反一、餘四拍子、第六遍、與八拍子其調不レ足、卽以二我今略讚等四句一、合二彼八拍子一也、　中曲　新樂

(續敎訓抄黃鐘調)散吟打毬樂(打字作二短音一、而如二字讀二長音一云人同在レ之、未レ知二其由緒一、)　天竺　新樂(中曲)或古樂(拍子十二)　吟金今皆通用

安城宮

初拍子五已下八延六反可吹、終帖ニ加三度拍子、又第五反ヨリ加拍子、監物頼吉譜云ク、五反ノ後加拍子、頌出天後第二拍子ニ吹物等同時ニ付之、以前ハ一鼓ヲカク許ナリ、又説第五拍子ヨリ付之、又云、舞アリ絶畢、三十二相ニ付ク日、樂六反ヲモテ頌一反ニ合ニ、今頌一反ニハ加一度、端ノ語也、鳥急ヲ渡ヲ吹テ合スルナリ、始ヨリ吹之、一説、第三拍子ヨリ付之、加拍子ノ事、終帖ニ加三度拍子ヲ、又説、自第五反ノ頭加之ヲ、古説ニハ樂拍子ニ用而、近來ハ忠拍子ニ用ト云々、鞨鼓ヲモチキズ、壹鼓ヲモテ拍子トス、又云、忠拍子ニ用ルトキハ、古樂揚拍子ニ攝之ヲ云々、又云、三十二相ノ日ハ、樂ノ詞モスコシヅヽカハリタリ、師説ヲウクベシ、北京ノ諸寺常ニ只拍子ヲ用、

古秘譜云ク、無舞、而南京此曲ヲモテ汎龍舟ノ急トシテ舞之、又説六反可吹、抑三十二相トイフハ、諸修正修二月ノ行ニ、佛ノ御相ヲホメタテマツル頌ナリ、所々ニ其ナラヒカハリタリ、三十二相一反樂三反合、是樂拍子終帖加三度拍子ヲ、又樂六反ニ作、合末ニ鳥急ヲ渡吹テ、如一度、端頌合テ加三拍子ヲ、忠拍子ニ用ルトキハ、手ヲ作替テ詞合タルナリ、興福寺東西金堂ノ修二月ニハ、汎龍舟ノ急ノヤウヲ吹、二所息次カハルナリ、然而一切彼頌ニアハス、尤心ヘガタキ事ナリ、但シ昔ヨリシナラハシタル事ナレバ、今ニカハラズ侍ルメリ、

水尾ノ御門ノ御宇、貞觀十一年二月三日、興福寺別當興昭、西金堂ノ修二月ヲ始メラル、

後一條院ノ御宇、萬壽二年、東金堂修二月始之、西金堂始行ノトシヨリ、コノトシマデノ日五十六年ニアタレリ、

譜宮別樣云、樂拍子ヲ吹、妙音院師長〇藤原ノ樣、忠拍子菩提山移之、

〔伊呂波字類抄安人事〕安城宮黃鐘調

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

黃鐘調　安城樂阿牟勢、城字調、以羅具、一本城作世、一名安城宮、又正也樂、又正治樂、又壽人、又房中樂、按二文獻通

河南浦

考等書、有下謂二房中之樂一者上、疑名混雜乎、

〔教訓抄 六黃鐘調〕安城樂 拍子十六 新樂
此曲中納言安世卿作レ之、仍安世樂云、又云、唐多作二安世一、和漢ノ作者不レ詳尋ヌベシ、有二忠拍子一、加二三度拍子一、

〔大日本史 禮樂十五〕按、通典云、周有二房中之樂一、歌以二后妃之德一、漢書云、周有二房中樂一、至レ秦名曰二壽人一、孝惠二年、使三樂府令夏侯寬備二其簫管一、更名曰二安世樂一、文獻通考云、魏文帝改二安世樂一爲二正世樂一、後改爲二正始一、據レ此周秦以來相承而傳レ之、教訓抄爲二中納言安世所一レ作、蓋就二安世字一而附會者也、

〔龍鳴抄 下黃鐘調〕安城樂 あんせい樂
拍子十六、まひなし、新樂、これを平調にわたして、越殿樂の破にはするなり、

〔仁智要錄 八黃鐘調〕安城樂 拍子、十六、可レ彈二五反一、合拍子八十、終帖打二三度拍子一、 龍吟抄 長秋卿
橫笛譜云、以二此曲一吹二平調音一爲二越殿樂破一、 新樂

〔續教訓抄 黃鐘調〕安城樂 新樂 中曲 又作二安世樂一、一名房中樂、一名壽人、
五帖 拍子各十六 初拍子 五、已下延八、 終帖加二三度拍子一、忠拍子アリ、興福寺常樂會供養樂用レ之、或涅槃會云々、又常樂會行道、幷中門樂用レ之、兼供花樂用レ之、又云、樂丅エ五丅此詞ノ直千金ナリ、又云、此樂ヲ平調ニ渡テ、越天樂破ニスル也、長秋卿笛譜ニ曰ク、以二當曲一吹二平調音一、爲二越天樂破一、
或記云、舞出入用二調子一云々、但近來舞絕畢、愚案此樂ハ城ヲ安ク樂ムトヨムベキ歟、付レ之代々被レ用二御祈禱之樂一、將門逆亂之時、村上春宮聖代諸社御奉幣ノ事、又當曲三反被レ報レ之、被レ謝二賀茂明神一、天皇朱雀御宇、關白 貞信公藤原忠平 ○又此社始有二行幸一、八幡同レ之、又堀河院御時、康和年中源義親謀反ノトキ、准二件例一、又被レ奉二當曲三反一、無レ程天下無爲云々、此曲故依レ有二子細一也、

〔伊呂波字類抄 加人事〕河南浦 カナンフ 黃鐘調

〔樂考 黃鐘調〕河南浦

皮ずるに、本朝雜戲也、

〔教訓抄 四〕河南浦

此曲承和大嘗會尾張連(濱主歟)作之、送之申傳タリ、而テ或書云、海濱人舞、今此曲尤故アリ云々、

〔龍鳴抄 下 黄鐘調〕河南浦(かなんふ)

拍子十六、まひあり、新樂、やましなでらの常樂會に、中門にていをつくることあり、それをすなはちまひといふにや、またべちのまひあるにや、いとくはしからず、

〔仁智要録 八 黄鐘調〕河南浦　拍子十六、可彈六反、合拍子九十六、終帖打三度拍子、二帖後詠、三帖後詠、　其詞云、坊北星辰皆大道、朱南日月照會場、八島新器鎭万歲、自生元祖賜大嘗、　南宮長秋卿横笛譜云、此曲本無舞、而承和大嘗會時作舞也、　龍吟抄云、尾張濱主作舞、　中曲　古樂

〔雜秘別錄〕河南浦

もとは舞ありけれどもたえたり、このごろは常樂會に、たちつくりとて、おほきなるこいのかたをつくりて、あむのうへにをきて、あむまのゑみおもてをして、そのいを、きるまねをするあひだ、これをするとかや、五常樂の破ににたる樂にてあり、

〔教訓抄 四〕河南浦　拍子十六　新樂

抑此舞者興福寺常樂會第二日、十六日法華會忠筭五師之時、始テ爲奉請尾張國熱田大神、被制行法會也、其ノ分經樂ノ次ニ一曲アリ、中門ニ草塾居テ、其祝置、其上ニ敬置、(其姿二樣云、魚形、虎形、)于時役人面ヲ著テ進ミ出テ、此魚形ヲ取テ、袖ツヽミ、隨テ大鼓拍子ニ舞、(先北方、次西方、次東方、)則チ加三度拍子、舞終テ魚ヲ置、(舞人居草塾尻懸、役人樂人中門臘、)此魚ヲ作ル、其時ニ著テ二舞咲面、舞者一人出テ、謂之蓼摺、鷄婁ヲ懸頭、以大鼓桴是摺リ舞之、(寺役)此間魚ノ尾幷ニセボチヲ蓼摺侍テ、蓼ヲヒダシテ心ロ見ル由ヲシテ、背ヲタチタルヨシヲシテムネヲ打ツ、于時兩役人退ゾキ入リヌレバ止樂ヲ、

感城樂

通憲之說云、是更非舞事也、柷敔謂之、樂之終頭叩之鼓之、表多他調云々、（委有打物部）是モ無左右事ナレドモ、魚作ル舞體、此事ニモカギラヌ事トミユ、熱田明神御饗應ト申モ、マコトニサル事モヤトオボエ侍ル、此事ヒラキガタシ、ナホタヅヌベシ、

〔敎訓抄七〕舞番樣

無答舞（略）○中　河南浦（常樂會於中門舞之、乙魚作舞之、）

〔伊呂波字類抄加人事〕感城樂（カンセイラク、黃鐘調）

〔拾芥抄上末音樂〕黃鐘調　感城樂（無舞）

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

黃鐘調　感城樂（加牟鈴、以雖具、城字濁、）

〔樂考黃鐘調〕感城樂

景範云、唐曲、　唐に感聖樂あり、聖は城の字音の轉じたる也、

〔類筝治要十一黃鐘調〕感城樂（略）○中　開元大常樂工馬順作之、但安世樂事歟、明暹笛譜云、南都大安寺義操作之、

〔敎訓抄三〕感城樂

此曲誰人ノツクリタリト云コトミエズ、（可尋）但童親王源氏對面ノ時、此曲ヲ作習トイヘリ、シカラバ嵯峨ノ隱君子ノツクラセ給タルニヤ、

〔龍鳴抄下黃鐘調〕感城樂（かんぜいらく）

おなじわうしきてうなれども、是は水調なれば呂にてあるなり、されば呂律にかよふとはいふ也、拍子十八、五反すべし、新樂、まひてうしにていでいるなり、

〔仁智要錄八黃鐘調〕感城樂　拍子十八、可彈五反、合拍子九十、終帖打三度拍子、今世彈三反、略時彈

聖淨樂

二反、終帖打三度拍子、舞出入用調子、南宮横笛譜云、以此曲爲水調曲、同譜云、重親王源氏對面時、習此曲傳于御前、　中曲　新樂

〔教訓抄七〕舞番様

咸城樂 片肩袒　綾切 有面、愛婆云、一說牟子、一說鳥甲、

〔樂家錄舞三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　咸城樂、舞人六人 常裝束袍、

〔樂家錄番舞三十六〕黄鐘調之曲

咸城樂 中曲　番舞延喜樂、或綾切、已上中曲

〔倭名類聚抄四曲調〕黄鐘調曲　聖淨樂

〔拾芥抄上末音樂〕黄鐘調　清上樂 無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

黄鐘調　清上樂 勢以志也宇羅具、上字濁、一名淨聖樂、一本上聖樂、

〔樂考黄鐘調〕聖淨樂

按ずるに、一名上聖樂といふによれば、唐玄宗神仙の事を好み給ひし時に、賀知章、紫清上聖曲を奏せし事見えたり、

〔大日本史禮樂十五〕按、唐書、玄宗喜神仙之事、工部侍郎賀知章製紫清上聖道曲、疑是曲也、清上或改作之乎、

〔龍鳴抄下黄鐘調〕清上樂 さうらく〱

拍子二十、わらはまひなり、かぶとあり、四反すべし、調子にいでいる、おほとのきよかみがこのがくはつくりたるを、すなはち樂の名につけたるなり、さいごの樂とぞ申つたへたる、

赤白桃李花

〔仁智要錄(八黃鐘調)〕淸上樂　拍子廿、可彈四反、合拍子八十、終帖打三度拍子、　中曲　新樂　長秋卿横笛譜云、貞保親王譜云、淸上欲遣唐使時、作此曲上奏、諸曲之中殊善作、有勅便以名號爲曲名、

〔敎訓抄(四)〕淸上樂(惟季相傳譜書上、聖樂云々○中略)

新樂有四帖(拍子廿)童舞

舞出入用調子、興福寺常樂會、童舞ニテ奏之、(近來僅カニ五拍子許也、末加四拍子、)

〔樂家錄(三十番舞)六〕黃鐘調之曲

淸上樂(中曲)　番舞未考之

〔伊呂波字類抄(志人事)〕赤白桃李花(シヤクヒヤクタウリクワ　黃鐘調)

〔樂家錄(二十八樂曲訓法)〕中華曲

黃鐘調　赤白桃李花(勢氣波津太字利具和、尋常略赤白二字、)

〔敎訓抄(三)〕桃李花(又赤白)

是唐家ノ物歟、貞保親王ノ譜曰、伊勢ノ興房申云、モロコシ桃花盛時ノ酒盛、三月三日曲水宴奏此樂、

〔大日本史(禮樂志十五)〕按、本書、○通唐高祖時、歌草木二十一曲、其一赤白桃李花、卽是也、

〔龍鳴抄(下黃鐘調)〕赤白桃李花(たうりくわ)

てうしをしてまひいづ、序ありけれどもたえたり、破六帖、拍子おの〳〵八、あはせて拍子四十八、はてのてうに拍子をくはふ、たゞし五の帖のなかよりくはふべし、拍子をくはへてのち十二拍子なり、このまひ絶たり、いまの世央宮樂の舞をまふなり、件拍子十二四反なり、合四十八拍子なり、よて十二拍子をあぐるいとゞことはりなり、新樂、

〔仁智要錄(八黃鐘調)〕赤白桃李華　李威作柳　序一帖無舞、件序斷了、破六帖、拍子各八、但彈二帖爲

四帖、合拍子卅八、從第五帖半打三度拍子、舞出入用調子、　中曲　新樂　南宮横笛譜云、大唐三月曲水宴必奏此曲、　長秋卿同譜云、內教坊奏此曲、依無舞用央宮樂舞、

〔教訓抄三〕桃李花〈又赤白〉　中曲　新樂

有六帖、〈拍子各八〉　本是妓女舞也、〈略〇中〉

序破ノ舞古ヘ絶畢、仍以央宮樂舞云々令通用之、但シ四帖ノ舞ヲ六帖ニ分ツ、尤秘事タリ、舞家ニ口傳有之、故則房ノ申サレシハ、昔ノ桃李花ノ舞ノ手內前後ヘ走ル手アリケリ、是ヲ三帖ニ舞也、人ノシラヌ樣ナリトゾ被申シ、加拍子、〈有又說〉六帖ノ舞時ハ、五帖從末四拍子、〈打三反拍子〉一帖ノ時、不〈加拍子〉二帖時、〈末四拍子加也〉三帖舞時モ、二帖末從四拍子、〈加拍子也、三帖皆加之云々、付舞故也、〉

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、舞曲ノ名ハ同トイヘドモ、ミナカハレルスガタナリ、〈中略〉女舞ハ、〈略〇中〉桃李花、十二人

〔教訓抄七〕舞番樣

桃李花〈亦白桃李花云、諸府粗、央宮樂渡舞、但在口傳、〉　皇仁〈有面甲、皇仁庭ト云〉

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　桃李花、〈舞人六人〉常裝束、

〔樂家錄三十六番舞〕黃鐘調之曲

桃李花〈中曲〉　番舞皇仁、〈準大曲〉或登殿樂、〈小曲〉

〔舞樂要錄上〕同〈〇番舞〉例　朝覲行幸

同〈〇康和〉四年正月二日　左〈略〇中〉赤白桃李花〈略〇中〉　右〈略〇中〉新鳥蘇

〔古事談六亭宅諸道〕保延五年正月廿六日、六條大夫基參入禮部禪門、語申云、八幡所司永秀、古時無左右笛吹也、正近同時者也、〈略〇中〉永秀正近共居宿院水中門、永秀吹桃李花、令聞正近、正近密屈指、計其

皇帝三臺

拍子、其屈指透自狩衣木賊色顯然、永秀長之云、雖有聞笛聲者、未許其拍子、是非直之人云々、

〔源平盛衰記八〕法皇三井灌頂事

今年治承二年〇ハ櫻ハ遅クツボミテ、桃花ハサキニ開タリケレ共、智者ハ秋ノ鹿トノミ詠ゼサセ給テ、花ヲ御覽ズル事モ無キ、依之雲上人、更ニ一人モ花ヲ詠ジヌル人ハ御坐ザリケルニ、三月三日タリシニ、

春過遍是桃花水、不辨仙源何處尋、ト高聲ニ詠ズル人アリ、法皇後白河〇誰ゾヤト被聞食程ニ、ヤガテ清涼殿ニ參テ笛ヲ吹鳴シテ、時ノ調子、黃鐘調ニ音取スマシタリ、サルカトスレバ、又御厨子ノ上ナル、千金ト云フ琵琶ヲ懷下シ奉リテ、赤白桃李花ト申樂ヲ三返計ゾ引タリケル、直人トハ覺エズ、希代ノ不思議哉トゾ、法皇ハ被思召ケル、赤白桃李花ヲ三返彈テ後ハ、琵琶ヲ引ズ、詩歌ヲモ不詠、笛ヲモ不吹、良久音モセザリケレバ、此者ハ歸リヌルヤラント思召テ、ヤ、赤白桃李花ヲバ何者ガ彈ツルゾト仰有ケレバ、御宿直ノ番衆トゾ答奏シケル、番衆トハ誰ゾヤト御尋アレバ、開發源大夫住吉トゾ名乘給タリケル、サテハ住吉大明神ニコソト思食テ、急御對面アリ、夢ニモ非、覺トモ思召サズ、希代ノ不思議カナトゾ被思召ケル、

〔倭名類聚抄四曲調〕黃鐘調曲　皇帝三臺

〔樂考黃鐘調〕皇帝三臺　未詳

按ずるに、宋朝の南岳神に獻ずる曲に、黃帝鹽有り、黃と皇とは相通ず、黃麞を皇麞に作るがごとし、三臺は則三臺鹽の名によりて、鹽曲の事をいひし歟、志からば皇帝三臺は黃帝鹽の事にや、

〔大日本史禮樂十五〕按、文獻通考云、三臺唐太宗所作、敎訓抄引醉鄉日月云、則天后造、二說不同、〇中略意者三臺鹽則則天所作、而此樂或太宗樂、故稱皇帝、猶破陣樂有秦王皇帝之別乎、附以備考、

〔續敎訓抄(黃鐘調)〕皇帝三臺　新樂拍子十六、初拍子(五)已下(八)、

提金樂

〔倭名類聚抄(曲調四)〕黃鐘調曲　提金樂

〔續敎訓抄(黃鐘調)〕提琴樂　新樂呂、拍子十二、或拍子十一、初拍子(五)已下(八)、加三度拍子、此曲淸瀨宮繼作、

長生樂

〔拾芥抄(上末音樂)〕黃鐘調　長生樂(無舞)

〔大日本史(禮樂十五)〕按、玉海、太常梨園別敎院法歌章曲中有長生、疑此曲也、

〔仁智要錄(八黃鐘調)〕長生樂　序拍子六、可彈三反、破拍子十、可彈三反、各拍子四十八、　長秋卿橫笛譜云、所謂序靑柳歌音、破鄖高砂歌音、　中曲　古樂　南宮橫笛譜云、承和御時、淸涼殿前紅梅花賀時作此曲、笛則帝王之御作、儛則左大臣信朝臣所作也、則童男卅人著麴塵舞殿前、此儛斷也、

〔續敎訓抄(黃鐘調)〕長生樂　新樂　中曲　或云古樂　序(拍子六)三反可吹之、催馬樂靑柳同音、雅三品二反云々、破(拍子十)初拍子(五)已下(八)、可吹三反、終帖加三度拍子、

西王樂

〔拾芥抄(上末音樂)〕黃鐘調　西王樂(無舞)

〔樂家錄(二十八樂曲調法)〕中華曲　黃鐘調　西王樂(勢以和字羅具)

〔仁智要錄(八黃鐘調)〕西王樂　序拍子七、可彈二反、破拍子十、　南宮橫笛譜云、破拍子九、　長秋卿同譜云、是同花賀時作、笛帝王(明〇仁)御作、舞之時犬上是成作、　件曲序、葦垣歌音、破鹿山歌音也、　中曲　古樂

〔續敎訓抄(黃鐘調)〕西王樂　古樂　中曲　序(拍子七或六、南宮御說二反吹ベシ、)破(拍子十、雅三品說、或九、南宮御說、)又說(八、只拍子也、初拍子五、)

赤白蓮花樂

夏引樂
承燕樂

已下八、加三度拍子秘之、序殊秘之、此破山城歌音振様也、又一書說鷹山音也、眞僞難決、

〔體源抄二黃鐘調〕西王樂　古樂　中曲　無舞　或新樂

〔拾芥抄上末音樂〕黃鐘調　赤白蓮花樂無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

黃鐘調　赤白蓮花樂志也具非也具禮牢計羅具、尋常略二赤白二字一、一本赤作青、

〔續敎訓抄水調〕蓮華樂

抑此曲ハ尾張秋吉ガ所作ナリ、或云舞ヲ作ト云々、或云舞師尾張秋吉ト云々、秋宮云々、或云大安寺僧安操所作ト云々、或云興福寺僧義操ガ作ト云々、

〔龍鳴抄上黃鐘調〕赤白蓮花樂れんげらくといふべし律にてあるべし、拍子十二、新樂、これ興福寺東金堂蓮華會にする物也、人えらず、

〔仁智要錄八黃鐘調〕赤白蓮華樂　拍子十二　明暹横笛譜云、可吹四反、　絲竹譜云、爲蓮華會樂、儛師尾張秋吉作舞

〔敎訓抄六黃鐘調〕蓮花樂拍子十二、又謂赤白蓮花樂、水調曲、　新樂

此曲舞師尾張秋吉所作也、興福寺ノ金堂蓮花會ノ傳供ニ奏此樂、堀川院御時、被尋諸家、惟季之流ノ外コレヲシラザルヨシ奏聞ス、知足院ノ禪定殿下、忠實○藤原コトニ此樂ヲメデタガラセ給フ、仍テ御忌日ニハ、イマニカナラズ樂ヲシ侍ルナリ、有忠拍子、加三度拍子、

〔續敎訓抄水調〕蓮華樂新樂、中曲、或古樂、一名赤白蓮花樂、一樣折臂、敎掛樂、拍子十二、律樂、初拍子五已下八延或早四反可吹、或二反、加三度拍子、舞アリ、絕畢、忠拍子アリ、○中略

又云、此樂ハ想夫憐ノ詞ヲ渡シタルガ目出キ也、

〔續敎訓抄黃鐘調〕夏引樂　古樂、序拍子廿三、催馬樂夏引歌音、破拍子十二、初拍子五　已下八、此曲笛

天安樂　催馬樂　榎葉井　英雄樂

承和帝王（〇仁明）御作、舞是成作、催馬樂青馬歌音也、
承燕樂　古樂、拍子十、有喚頭、初拍子（五）已下（八）四反可吹、此曲大戸清上作、舞是成作、
天安樂　拍子十、初拍子（五）已下（八）、
催馬樂　序一帖、拍子七、
榎葉井（〇體源抄爲夏草井）　拍子九、初拍子（九）已下（八）五反吹ベシ、抑此曲承和帝王ノ御作、舞ハ犬上是成作之ヲ、催馬樂葛城同音、
英雄樂　破、抑此曲唐虞世南作、古人於貴所必奏此曲云々、

〔大日本史禮樂十五〕按羯鼓錄、太簇商有英雄樂、卽是

〔體源抄十中〕又云、催馬樂ハ我駒ヲモテ序トシ、伊勢海ヲモテ破トシ、竹川ヲモテ急トス、是古人之口實ナリ、

〇按ズルニ、催馬樂ノ事ハ、雙調樂曲條ニモアリ、宜シク參看スベシ、

水調樂曲

〔類箏治要十二水調〕榎葉井（拍子九）

〔倭名類聚抄四曲調〕水調曲　拾翠樂　重光樂　九城樂　汎龍舟（〇仁智要錄同）

〔拾芥抄上末音樂〕樂目錄
水調　汎龍舟　拾翠樂（無舞）　重光樂　平蠻樂（無舞）

拾翠樂

〔倭名類聚抄四曲調〕水調曲　拾翠樂（律歌有伊勢海曲是）

〔拾芥抄上末音樂〕水調　拾翠樂（無舞）

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲
水調　拾翠樂、（志須以羅具）一名拾澡（〇澡恐藻誤）樂、

〔夜鶴庭訓抄〕黄鐘調　拾翠樂

重光樂

〔仁智要錄八水調〕拾翠樂　序拍子七　南宮横笛譜云、序可吹十二反、以二反爲一帖、幷六帖、每遍拍子七、合拍子八十四、　長秋卿同譜云、序拍子七、可吹五反、以二反爲一帖、合拍子卅五、件序斷了、破拍子十、彈七反、合拍子七十、長秋卿譜同　南宮譜云、破隨舞吹無定數云々、舞廻中則還入、　承和大嘗會時、豐樂殿前作海濱、奏此曲、集砂石植樹木、成山阜之形、敷縹布、散萍藻、像海渚之體、引船於其上、擬飛帆之隨波、載舞童於其中、似海人之拾藻、曲了卽撤、復元、又笛作清上、舞作尾張濱主、　龍吟抄云、序竹河破伊勢海　急拍子十、可彈七反、　中曲　古樂

〔雜秘別錄〕拾翠樂

この樂の急は、近うよりいできたり、いと人しらず、用ゐぬにや、

〔敎訓抄六黃鐘調〕拾翠樂　破拍子十　急拍子十　水調曲　古樂

破ハ笛師清上作之、有忠拍子、加三度拍子、急、監物賴吉作之、四カコ一拍子、加或管絃者云、傾坏樂急ヲ渡吹歟、但不同拍子　有時傳之、○中略　又云、承和帝作之、催馬樂合序靑柳破、伊勢海急、竹川、

〔續敎訓抄水調〕拾翠樂　古樂　中曲　或新樂　又名拾藻樂○中略

此曲ノ序鳥羽院ハ時元ガ說ヲモテシラシメ給トコロナリ、此外又知ル人ナシト云々、

京極大相國御記云、昔承和始作此樂、今永承續其急、雖時代異、意趣惟同、賴能携竹音而多日、比蔡邕之德學龍吟、而幾年、賴馬融之詞料知能辨清濁、深知宮商者也、或譜云、監物賴吉作、

〔樂家錄二十八樂曲訓注〕中華曲

水調　重光樂志字具和字羅具

〔樂考水調〕重光樂　未詳

按ずるに、此曲御卽位もしくは立坊の時作られしなるべし、唐に宣重光曲あり、是は後周の明帝卽位の時造られし樂也、

〔夜鶴庭訓抄〕黃鐘調　重光樂

〔仁智要錄八水調〕重光樂　拍子十六　中曲　古樂　無舞

〔敎訓抄六黃鐘調〕重光樂（拍子十六　水調曲）新樂

重光大臣作之云、（不分明可尋）有忠拍子、（加三度拍子）

〔大日本史禮樂十五〕按、古樂苑、漢明帝爲太子、樂人作歌詩四章、其一曰日重光、隋書云、宣帝時、革前代鼓吹制、爲十五曲、第十二改漢上邪、爲宣重光、據此、重光樂蓋漢樂、而後人因重光名、誤爲其所造歟、

〔續敎訓抄水調〕重光樂（新樂　中曲　或古樂　拍子十六）初拍子（五）已下（八）四反可吹之、加三度拍子、有舞絕畢、忠拍子アリ、興福寺法華會梵音登樂ニ用之、抑此曲ハ大納言源朝臣重光之作也、仍重光樂ト云フ、且以作者之名付其名事、其タメシオ、キヲヤ、或云光大臣ト云々、此大臣大ナル僻事也、○中略或云、花山法皇御宇作之云々、

九城樂

〔倭名類聚抄四曲調〕水調曲　九城樂

〔續敎訓抄水調〕九城樂　新樂、拍子十六、初拍子五、已下八、四帖アリ、一二三四帖ヲ反吹ナリ、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

汎龍舟

水調　泛龍舟、（波牟禮宇志宇）一本泛作汎、一名變暑州、又變表州、

〔夜鶴庭訓抄〕黃鐘調　汎龍舟

〔仁智要錄八水調〕泛龍舟　泛或作汎　序拍子十六、件序斷了、破拍子十八、可彈二反、　長秋卿橫笛譜云、可吹六反、合拍子百八、　南宮同譜云、破拍子十四、　傳云、唐五月競馬宴必傳此曲、舞既斷絕也、　綿譜云、但以散吟打毬樂爲此舞急、可吹六反、　明暹橫笛譜云、此曲讚法華經之樂也、　有詠　中曲　新樂　醉鄕日月云、此曲隋煬帝造、

承涼樂

盤涉調樂曲

〔大日本史(禮樂十五)〕按、要錄(○仁智要錄)治要(○類箏治要)共引醉鄉日月、爲煬帝所造、隋書云、煬帝令白明達擬汎龍舟、舊唐書亦云、帝在江都所作、其說皆合、

〔龍鳴抄(下黃鐘調)〕汎龍舟(はんりうす)

拍子十八、六反すべし、嗅頭あり、水調物也、えかれども、このよわうえきてうのてうしにてまひ、いでいる、きうには散令打毬樂をす、

〔敎訓抄(四)〕汎龍舟(拍子十八)童舞　新樂

此曲律書樂圖云、隋ノ煬帝所造也、以當曲爲破、(拍子十八)以散吟打球樂爲急、(拍子十二)今常樂舞之僅ニ序(○體源抄無序字)破急、略五拍子許也、(末度加三拍子)舞出入用黃鐘調調子、當曲者則水調曲也、尤雖可吹水調調子依秘藏不吹之云々、其樣未落居、

詠云、稽首無上諸善逝、妙法一乘無二曲、開樂悟入佛知見、三乘三望法善士、供養香花及音聲、以此微妙殊勝舟、乘大牛車出三界、不入化城到寶前、願共衆生速成佛、近來此詠スルコトハナケレドモ、目出文ニテ侍バ註之、變表州ハ是汎龍舟ノ別讀也、此古老ノ御說ニ云、ハムレウシユヲ奏スレバ、南方ヨリ必スヾシキ風來テ、アツキコトヲ失ス、此曲漢土ニテハ有序二帖、(拍子六)アリ、可尋之、

〔敎訓抄(七)〕舞番樣

無答舞(○中略)　汎龍舟(童舞片肩祖)　常樂會舞

〔續敎訓抄(舞樂譜)〕或人云ク、共ニ左舞ヲモテ相對スルコトアリ、(○中略)春日行幸時、殿下御方黑木御所奏兩童舞事、如御春日詣、泛龍舟(五常樂共童舞)、興福寺常樂會十六日、以泛龍爲左、則著左裝束、以五常樂爲右、卽著右裝束也、

〔續敎訓抄(水調)〕承涼樂　拍子十、初拍子五、已下八、

〔倭名類聚抄(四曲調)〕盤涉調曲　蘇合香　萬秋樂　秋風樂　崇明樂　劍氣褌脫(褌脫一云散樂)　輪臺

蘇合香

青海波〈有詠〉　鳥向樂　蘇莫者　採桑老〈有詠〉　感秋樂　山鷓鴣曲〈鷓鴣鳥名也〉　竹林樂　元歌　德貫子　盤涉參軍　永寶樂　登貞樂

〔拾芥抄上末樂〕盤涉調

蘇合香　萬秋樂　宗明樂〈無舞〉　蘇莫者　劒氣褌脫　秋風樂　鳥向樂〈無舞〉　輪臺　青海波　採桑老　白柱〈無舞〉　竹林樂　承秋樂〈同〉　感秋樂〈同〉　遊字女〈同〉　鷄鳴樂〈同〉　千秋樂〈同〉　越殿樂〈同〉

〔龍鳴抄下〕盤涉調曲

蘇合香〈中略〉〇萬秋樂〈中略〉〇採桑老〈中略〉〇輪臺〈中略〉〇青海波〈中略〉〇蘇莫者〈中略〉〇秋風樂〈中略〉〇鳥向樂〈中略〉〇白柱〈中略〉〇宗明樂〈中略〉〇竹林樂〈中略〉〇千秋樂〈中略〉〇劒氣褌脫

〔仁智要錄九〕盤涉調曲

蘇合香　萬秋樂　宗明樂　蘇莫者　劒氣褌脫　秋風樂　鳥向樂　輪臺　青海波　採桑老　白柱　竹林樂　承秋樂　感秋樂　遊字女　鷄鳴樂　千秋樂　越殿樂

〔夜鶴庭訓抄〕樂名等

盤涉調　異大風　宮商荊仙樂　輪臺　青海波　元歌　萬秋樂　□□□　蘇合香　劒氣褌脫　宗明樂　蘇莫者　採桑老　鳥向樂　秋風樂　白柱　竹林樂　千秋樂　越殿樂　鷄鳴樂

〔倭名類聚抄四曲調〕盤涉調曲　蘇合香〈大曲、俗只云二蘇合一〉

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　蘇合香〈曾加不加字、合字濟、尋常略二香字一〉

〔教訓抄二〕蘇合香

此曲ハ陳後主所作歟、一名古唐急或書曰、中印度ノ樂也、而モ中天竺ヨリ出タルカ、抑阿育大王病ニワヅラヒ玉ヒタリケルニ、蘇合香ト云草ヲ藥ニエ玉ハズバ、存命カタカルベシト申ケレバ、一

國ノ大事ニテモトメケレドモ、オホカタモアリガタキ草ナレバモトメエズ、經二一七日一テ此クサヲエタリ、卽病イエ給ケレバ、ヨロコビ給テ作給ト云、傑ハ育偈ト云ケル人、此草ヲ甲トシテ起座舞ケルニ、一殿ノ內匂カウバシカリケリ、(以二此草名一爲二樂名一、又云蘇合香出二蘇合國一、諸香草煎汁名也、)

〔大日本史禮樂十五〕按、二書(○敎訓抄、體源抄)云、天竺阿育王病、服二蘇合香一而愈、故悅作二此曲一、育偈者作レ舞、卽以二蘇合草葉一爲レ冑、又按、敎坊記、樂府雜錄、文獻通考、並有二蘇合香一、卽唐敎坊樂軟舞曲名也、然不レ言二其所一レ起、今姑從二二書一、

〔龍鳴抄下盤涉調〕蘇合香(そかうといふ)
まづてうしをふいて、みちきをふきいづ、拍子廿、序五帖、一帖拍子廿、このよ十二ひやうしをする也、いま八拍子半帖なり、よの半帖たえたり、はじめ二拍子は序にす、のこり十拍子はがくにす、かこいくつといふ事なし、二帖たえたり、三帖拍子廿二、こめ拍子あり、この兩帖おなじひやうしなり、たがふことなし、たゞしふるき人いひつたへたる事、四帖する時は、三帖にこめ拍子をうたずして、四帖にうつべし、そのゆへはともにある時は一にはうたぬ、(虫損)をなじくば四帖にうつべし、五帖にうたねば四五帖ならびて、こめひやうしうたぬがわろければいふなり、五帖拍子廿三なり、二十拍子よりのちは序にふきのぶるなり、三拍子は序にするなり、たゞし廿拍子とは、ふきのへんずる所なり、そのひやうしうちのぶるなり、能々心あるべし、破廿拍子四反すべし、颯踏といふ物ありけれども絕たり、このよ破を吹いでゝすなはち急をつらねふくなり、急拍子二十四反すべし、はじめのきりはあげず、喚頭よりあぐべし、あぐる所はならひ有、よく〳〵ならうべし、まひのいるに又みちきをす、これ大曲なり、新樂、

〔仁智要錄九盤涉調〕蘇合香　序五帖、一二帖拍子各廿、三四五帖拍子各廿二、但三四帖帖別各兩所打二三度拍子一、一說、五帖拍子廿三、件序一帖奧八拍子並二帖斷了、破拍子廿可レ彈二四反一、急拍子廿、可レ彈二

四反、舞出入時彈當曲破、　南宮横笛譜云、序五帖依次吹、破可吹四反、一反後依換頭吹、急可吹三反、一反後依換頭須吹、總帖別拍子廿、但序三四五帖打間拍子、急又同、今案譜入破之上有颯踏、而無其舞、問其由、延曆遣唐使時、舞生和爾部島繼舞此曲、來時忘颯踏也、仍除棄之者、古善舞此曲者、有進物所布施忠雄及太宰大貳源行有朝臣等、　長秋卿横笛譜云、序五帖一二帖拍子各廿、三四五帖拍子各廿二、破拍子廿、可吹四反、颯踏拍子廿、急拍子廿、可吹四反、但序第二帖並颯踏、世不用、　龍吟抄云、舞出入時從六孔吹出、　貞保親王譜云、返入時打三度拍子、今世先笙吹調子之間横笛吹出、當曲破換頭是爲道行、度數無定、舞人行立了吹止、序四帖、但一帖拍子十二、三四五帖拍子如上註、件序每帖置程彈之、破彈三反、（不上太鼓）急彈五反、從第二反加拍子、（初一反不舞、第二反以後舞四帖也、）件破急不置程速彈之、略時序三帖、（不彈四帖）但第一帖彈七拍子、若五拍子、破彈一反、急彈兩三反、舞入時重彈當曲破、　大曲　新樂

〔無名秘抄〕一抑樂の中にそかうといふ曲あり、是を舞に五帖まで、帖々をきれ〴〵にまひをはりて後破をまふ、やがてつゞけて急をまふべきに、急の始一反をばまことにまふ事なし、かたのごとく拍子ばかりに足を踏合て、うちやすめつゝ、二反の始よりうるはしくまふ也、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古蘇合入時吹道行加三度拍子爲入舞、今吹唐急舞入綾、

〔敎訓抄七〕舞番樣

蘇合（有甲、諸肩、祖蘇甲云、）　進宿德（有面、半子、合肘舞、進走禿云、）

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　蘇合香、（舞人六人、）常裝束、袍、

〔樂家錄三十六〕盤涉調之曲

蘇合香（四箇大曲中也）　番舞新鳥蘇、或古鳥蘇、退走禿、進走禿、（已上大曲）

〔舞樂要錄上〕同香〇舞例　大法會

法勝寺御塔供養永保三年十月一日　左〇中略蘇合〇中略　右〇中略新鳥蘇

朝覲行幸

同〇寬治二年正月十九日　左〇中略蘇合〇中略　右〇中略林歌

永久二年二月十日　左〇中略蘇合〇中略　右〇中略古鳥蘇

〔江家次第八七月〕相撲拔出

左右各舞、隨時大曲各一、左蘇合香、右新鳥蘇、

〔教訓抄二〕蘇合香

大納言從二位中宮權大夫源時中横笛ノ譜ノ裏書ニ云、寬和三年十月十三日、太上天皇〇圓融大井河邊御遊覽アリケルニ、古唐ノ妙音樂ノ急ヲ奏ケル、ヤウ〳〵數返ニオヨビテ、コトニ樂水ノ音ニヲウジテ、オモシロカリケレバ、攝政守綸言ノ趣、時中朝臣ニオホセ付ケルニ、紅葉ヲヲリテ插ザシテ、船ノ舳ニ立出テ、飜廻雪之襟、捫燕姫周郎曲、舞了ヌ、委ハ好茂躬高トイフトモ、時中ノ一曲ニハスギジ、仍仰勸賞、八座列畢、昔ハ上﨟ノ中ニモ如此目出人ノ御ケルナリ、

〔定家朝臣記〕康平三年十一月廿六日辛亥、殿下〇藤原賴通於白河院賀大僧正〇明尊九十算、〇中略次有音樂、左蘇合六人、右新宿德六人、殿上人各纓頭、　四年十月廿五日甲辰、平等院御塔供養也、　廿六日、朝禮堂莊嚴、次召船樂於東池畔松下、左近將監則高舞蘇香唐急、右近將監正助舞新鳥蘇、各於船打鼓、

〔教訓抄二〕蘇合香

長治元年八月一日、堀河天皇御幸ノ御八講オコナハセ給ケル次ノ日、弘宣殿ニシテ舞御覽アリケル、四帖忠拍子ノ說光季ガツカマツリケルニ、勅定ヲウケ給テ、左大辨基綱朝臣以古唐急入音

聲トシテ、入綾ヲ可仕ト仰ス、光季奉勅燕姫周郎曲ヲユキノタモトヲマハセリ、天皇頗御感アリヲ、重被勅下云、御前ノ外此說更ニ仕事アルベカラズ、（自喚頭吹出テ、次度ハ如吹出爲習也、一說第三返ノ樣ト謂者、末音ハ此樣ハ吹出テ一返喚頭ヲ一反吹ナリ、爲秘說）

〔古今著聞集〕六管絃歌舞 或所にて會遊ありけるに、時元笛を吹けるが、しばらくやすみけるに、時廉蘇合序を吹けり、時元聞て、あはれ正念なく吹物かな、かゝらんには興なくやとて、笙をはりて中間に兩所かさねてあげて吹たりける、誠優美なりけり、侍從大納言のいはれける蘇合序は廿拍子なり、しかあるに今の世には十二拍子を用て、殘八拍子をばもちゐぬ、いはれなき事也、舞又たらず、そのゆゑは舞は手のあひかはる五拍子也、此五拍子をはじめは東にむきて舞、次第に南に向て舞、次に西に向て舞、次に北に向て舞、各五拍子を舞也、同じ手を方をかへて舞也、しかあるを近代は南に向て三拍子、北に向て五拍子をまはざる也といはれければ、舞人光近聞て、五拍子方をかへて舞事、またくさる事なしとぞいひける、抑序與八拍子はたえて久敷なれり、しかるをかの亞相ひとり傳へられたる事もおぼつかなき事也、されば元正正くつたへたりけるにや、此事おぼつかなし、蘇合三四帖共に奏する時、籠拍子兩帖にうたずして四帖に用事は賴能、是季、時元等の說也、しかあるを季通朝臣いはれけるは、蘇合は三帖を肝心とするがゆゑに、かならず此帖に打べしとぞ侍りける、明暹、宗輔等は、兩帖共に打べきよし申されけり、堀河院御時御遊有けるに、蘇合一具とをされけり、三帖を奏して後宗輔卿奏すべきよしを仰下しけり、これ天氣也けるにや、此時の樂人元正以下宗輔の與奪を聞て、此人心おとりすとぞつぶやきける、是は三帖にうたずして、四帖にうつべき由を思て、さらば三帖の時ぞいはれめと思て、かくつぶやきけるなるべし、此條はいはれなき事にや、兩帖共に打事是亦正說也、妙音院殿（師長藤原）も兩帖共に打べき由憶にしるしおかれたり、是によりて其御流をうけたるものみな兩帖にうち侍りき、寬治三年六

月仙洞御講に蘇合一具侍しに、予大鼓つかうまつりしにも兩帖に打侍き、只是法源坊に申あはする所也、

〔嚴有院殿御實紀三十〕寛文五年五月十九日、舞樂御覽あり、○中略青海波、蘇合香、退走禿は、四十年來にて再興ある所とぞ、

〔枕草子九〕しらべは

そかうのきう

〔樂家録二十八樂曲訓法〕中華曲

盤渉調　萬秋樂滿牟志宇羅具、秋字濁、此曲雖レ有二二十五異名一略レ之、

〔仁智要録九盤渉調〕萬秋樂　南宮横笛譜云、又號二慈尊樂一、　長秋卿横笛譜云、又號二慈尊萬壽樂一、

〔敎訓抄二〕万秋樂

此曲ハ佛世界曲也、序破各別曲ニ侍ト、カヤウノ樣マチ〳〵ニテ侍、先自二百濟國一波羅門僧正所二傳來一也、コヽニ左大臣源信ウタガヒヲナシテ、フシ給フ夜ノ夢ニ、天ニ音アリテ云ク、汝ウタガフコトナカレ、此序ハ五妙ノ音樂也、ユメサメテ彌掌合テ貴給ケリト申傳タリ、○中略

万秋樂異名

大和万秋樂、金商万秋樂、慈尊万秋樂、慈尊來迎樂、曼茶万秋樂、絃歌万秋樂、元老万秋樂、鳴歌万秋樂、神仙万秋樂、仙歌万秋樂、見佛聞法樂、慈尊示德樂、菩提樹下樂、慈尊樂出世成道樂、

已上十五名或書注レ之、不審無レ極可レ尋、

〔大日本史禮樂十五〕按、類箏治要、敎訓鈔、本曲異名甚多、冠二萬秋一以二絃歌、賀唱、金商、神仙、慶賀、燧火、大和、曼茶、元老等語一、又慈尊下加二不退、一壽、成道、來迎、示德等語一、各爲二一名一、譜亦有二小異一、其別名又有二見佛聞法樂、菩提樹下樂、出世成道樂等之號一、然本文所レ擧、蓋其定名也、故今附二諸異名一、以備レ考、

〔體源抄十二下〕一廿五萬秋樂次第、極テ他人不可見也、

金聲萬秋樂　只拍子破マデ　慈尊一音樂　只拍子付第五説二帖マデ　見佛聞法樂　樂拍子付第三説三帖マデ　元老萬秋樂　自破此帖マデ樂拍子付第二説四帖マデ　曼陀萬秋樂　樂拍子同説付　玄朗萬秋樂　只拍子第六説ニ付五帖マデ　慈專陁羅尼樂　第三説入只拍子五帖マデ　天地和合樂　即二帖マデ　菩提樹下樂　即二帖マデ　一乘法華樂　即二帖マデ　唱歌万秋樂　即五帖マデ　神仙萬秋樂　即六帖マデ　落天萬秋樂　五六帖計ヲ連テ吹、慈尊終、　慈尊萬秋樂　序破二三四五六帖、各拍子十八、序三反、大和萬秋樂　説時者序三返、半帖後太鼓三下付返、　赤白萬秋樂　序不吹、大曲ニ切々ニ吹、無序吹、　彌陀引攝樂　序破計、但シ破終ヲ大曲吹、有序、　蓮葉萬秋樂　六帖計二反、無序、　仙歌萬秋樂　二三帖計ヲ連テ吹、大曲、無序吹、　慈尊功德樂　序六帖計吹　宮商萬秋樂　四帖マデ樂拍子四帖、自半帖大曲、　九品万秋樂　序三品破六品（有詠有序）　絃歌萬秋樂　六帖マデ皆只拍子ニ吹、又説、只拍子ノ時ハ二三四帖、只拍子ニシテ四帖ノ第八第九ノ自拍子樂拍子ニ成也、大曲、　大和萬秋樂　六帖マデ八拍子吹之、四帖ノ第八第九ノ自拍子大曲吹、延説短説者、五六帖ニ両ニ品々打三度拍子ニ也、　慈尊武德樂　譜ニアリ

已上〇中略

十二萬秋樂次第

絃歌萬秋樂　大和万秋樂　慈尊万秋樂　金性万秋樂　曼陀万秋樂　神仙万秋樂　仙歌萬秋樂　唱歌萬秋樂　元老萬秋樂　見佛聞法樂　菩提樹下樂　慈尊功德樂

此ヲ十二萬秋樂云也、妙音院殿五樣万秋樂者、

慈尊功德樂　大和萬秋樂　宮商万秋樂　九品万秋樂　曼陀万秋樂　此ヲ五樣ト云也

〔源平盛衰記十五〕萬秋樂事

抑萬秋樂ト云曲ハ、本ハ都卒天上ノ樂也、是卽彌勒ノ內院ノ秘密灌頂ノ陁羅尼ナリ、釋迦如來忉利ノ雲上ニシテ、彌勒ニ袈裟ヲ付屬シ給シ時、彼天ノ萬秋樂ト云木下ニテ、天衆菩薩此樂ヲ奏シテ如來ヲ供養シ奉シカバ萬秋樂ト名タリ、昔朱雀院御子ニ日藏上人トテ貴人ニテ、金峯山ニ行澄シテ御座ケルヲ、藏王權現ノ御方便ニテ、秘密瑜伽ノ獨古ヲ把テ六道ヲ見廻給ケルニ、都卒ノ內院ニ參給ヘリ、折節彌勒慈尊ハ大厦高堂ニ默然トシテ座シ給タリケルニ、菩薩聖衆秘密陁羅尼ヲ妓樂ニ移シ、此由ヲ奏シテ慈尊ヲ奉二供養一、日藏上人絃ノ道ニ長ジ給タリケレバ、唱歌ヲ以テ傳ヘツヽ我朝ノ管絃ニ被レ移タリ、此ニ都卒天ノ樂ト云、序三帖破六帖合テ九品ニ是ヲアツ、舞ノ終ニ必膝ヲツイテ居事ハ彌勒ヲ敬由也、手ニ合掌ノ曲アリ、見佛聞法ノ樂トモ云、迦毗相經第六ニ說テ云、此萬秋樂傳受人天、決定往生都卒天上文、誠大陁羅尼ノ功德也、不レ輙妙曲也、或說云、日藏上人大唐ヨリ此曲ヲ傳ト云々、

〔龍鳴抄下盤涉調〕万秋樂(まんすらく)

てうしにてまいいでいる、序拍子十八、二反すべし、たゞしまひ十拍子たえたり、よりて此世廿六拍子をす、されば一反十八拍子して、また半帖八拍子をかへるなり、破六帖ひやうしをの〱十八喚頭あり、六帖のすゑ十拍子を三度拍子にうつ、やう〱のせちあり、能々ならふべし、これは四の大曲の外なれども、大曲にかなふるなり、是も大曲と云也、たいていは權官などのやうなる事也、大納言は四人おはしますべけれども、權大納言ぐして五人をはしますなり、弁は六人あるべけれども、權弁ぐして七辨とはいふなり、もろ〱のつかさかやうなり、そのていはふるき人人のかやうにぞいひし、新樂なり、

〔仁智要錄九盤涉調〕万秋樂〇中略　序二帖拍子各十八、破六帖拍子各十八、第六帖打二三度拍子一百四

十四、件序雖有二帖、只用一帖、並一帖之半帖、依舞絶也、破樂拍子從第五帖半帖急彈、(是謂大曲彈)一説從同帖第八第九拍子之間急彈、(今世舞用之)一説從四帖同所急彈、(是爲秘説)六帖第八拍子以下打三度拍子、略時序一帖、破二帖、二帖第八拍子以下上大鼓、舞出入用調子　中曲　新樂

〔雜秘別錄〕萬秋樂

大曲也、ひじどもはさてをきて、これこそよに事かまびすしきものなれ、いさかひあはせろん世にたえぬものにてあり、いかなるわざはひのねやらん、とよ原氏とおほわの氏とろむず、五帖のなから程よりはてを、半帖よりかみ二拍子よりはやくなると、大神はいひ、半帖よりはやくなると、豐原氏はいふ、又家の説どもには、兩説ながらしりて、これらを秘事といひて、子孫にも大事の弟子にもをしへあいながら、ものゝろんのしたさには、さる事なしどいひあひたれば、たゞ一説をしりたるになるは、をこがましく／＼、

〔敎訓抄七〕舞番樣

萬秋樂(有甲、近來不用、准大曲、諸肩袒、)　地久(有面甲、准大曲、執後參、喜春樂合舞、肩袒乎、)

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　万秋樂、(舞人六人)常裝束、甲異、(體源抄曰、著袍左右袖袒、)

〔樂家錄三十六番舞〕盤涉調之曲

万秋樂(准于大曲)　番舞白濱、或皇仁、地久、(已上准于大曲)

〔舞樂要錄上〕同(○番舞)列　朝覲行幸

嘉保二年正月二日　左(○中略)萬秋樂(○中略)　右(○中略)長保樂

相撲節

同(○承平)六年(○中略)　拔出同(七月)廿九日　左(○中略)萬秋樂(○中略)　右(○中略)敷手

〔古事談 六亭宅諸道〕博雅三位箏譜奥書云、案万秋樂自序始六帖畢マデ無不落涙、予誓世々生々在々所々以箏生彈万秋樂之身歟、凡調子中盤渉調殊勝、樂中万秋樂殊勝也云々、博雅者依愛此調子、再以此樂生都卒外院之由、見經信卿傳云々、

〔源平盛衰記 三十一〕青山琵琶流泉啄木事

昔、村上天皇御宇ニ、月明々トシテ陰ナク、風颯々トシテ最冷、秋夜深更ニ臨テ御寂キ折節、御心ヲ澄シツヽ、此青山ヲ取出御座シテ、御自萬秋樂ノ秘曲ヲ彈ジ給ヒケルニ、撥ノ音ニヤメデタリケン、月モサヤケキ軒端ノ頭ニ、天人天降給ヒテ、五六帖ノ秘曲ノ時、廻雪ノ袖ヲ翻シ、雲井ニ登給ニケリ、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕大宮右相府俊家○藤原薨去の後、七々の忌はて、人々分散しけるに、大納言宗俊卿ひとり舊居にとゞまり居て、心ぼそく思はれけるにや、髮かゝれけるついでに、草子筥のふたを拍子に打て、萬秋樂の序を唱歌にせられける、一句をしめては、涙をおとしてぞ居給たりける、○下略

〔教訓抄 二〕万秋樂

又被仰忠實○藤原云、當曲ハ實ノ佛世界ノ曲ナリ、シカラバ舞人モ樂人モ、心ヲスマシテ天上世界ノ曲ヲ思ヤリテ舞ベシ、アラ〳〵シキハ心得ヌコトナリ、○中略

保延三年三月四日、宇治小松殿ニテ、知足院殿忠實○藤原ノ御箏、當曲ヲアハセオハシマサン料ニ、伶人ヲアツメラレテ、皇帝已下ノ秘曲ヲ仕リシ時、當曲元政訴申上云、小部濟延此曲ヲ不傳、別ニ可被聞食申處ニ、被仰下云、故堀河院之御時ニ、又正清ニ御尋ノアリシニ、正清不知申上畢、其上元永二年之比、宗俊大納言家ニ正清府生時召居玉テ、万秋樂一具、六帖ハ只拍子ニツカマツルベシト仰ラレシ時、不及申候、不習傳由慥申畢、其上ハ誰人ニ習傳侍リト御尋アリシニ、無申旨被留畢、同

四年ノ春比、大殿下ヘ參テ清延可ㇾ下預ㇾ由、切々ニ申入ケレドモ、不ㇾ下給ㇾテ被ㇾ仰出ㇾ云、行則ガ許ニ行向テ秘曲ニ吹替ヨシヲ承テ、行則住宅ニ來テ、御定ノ趣ヲ語ル、仍荒序ノ笛ニ吹替テ悅上洛畢、日記タシカナリ其後元政モユルシテ侍了、此曲ノ說々ハ惟季ノ正流ヲ得タリ、其上堀河院幷宗俊家舞樂無ㇾ相違ㇾ樣ヲシタ丶メオハシマシテ、光季ニ下給了、仍兩人ノ任ㇾ記錄ㇾ注ㇾ之、又參向參音聲奏ㇾ此曲ㇾ懸ㇾ鶏婁ㇾ時ハ新樂也、懸ㇾ一鼓ㇾ時ハ古樂也、返吹事第二帖幾カヘリモ返吹ヲ口傳トス、オクヲ秘スル故也、

〔古今著聞集〕十五宿執 行願寺に全舜法橋といふ者有けり、鞠足箏ひきなりけり、ゆ丶しきすきものにて侍けるが、不食の所勞おもりて、已に命終の期に成て、木工權頭孝道朝臣のもとへ、使者をやりていひけるは、所勞大事に罷成て命旦暮に有、今一度見參に入て、よみぢやすくまからばやと、御わたりありなんやといへりければ、孝道朝臣則來られにけり、對面してこ丶ろに懸りたる事候て申傳つる也、万秋樂の序の閑度侍る也、此邊にも管絃は候へ共、同じくば御琵琶にて聽聞仕たき也といひければ、則琵琶たづね出して彈ぜられけり、病者みづから善知識の前なる磬をとりて、大鼓のつぼに打あて丶、淚をながしつ丶聞居たりけり、扨則終りけり、あはれ成ける事也、

〔源平盛衰記〕十五 高倉宮出寺事

高倉宮ハ暫ク此ニモ御渡アラバヤト思召ケレ共、山門ノ大衆ハ變改、國々ノ源氏ハ未ㇾ參、寺バカリニテハ叶ハジトテ、廿五日〇治承四年五月ニ園城寺ヲ出サセ給テ、南都ヲ憑テ落サセ給ケルガ、先金堂ニ御入堂アリテ、蟬折ト云御秘藏ノ御笛ヲ以テ、萬秋樂秘曲ヲアソバシテ御廻向アリ、南無大慈大悲當來導師彌勒慈尊、戒善ノ餘薰拙クシテ、今生コソ空シク共、龍笛ノ結緣ヲ以テ、後生助給ヘトテ、泣々佛前ニ差置セ給ケルコソ哀ナレ、警固ノ大衆モ御伴ノ兵モ、皆袖ヲシボリケル、

〔教訓抄〕二 万秋樂

承元元年、最勝四天王院御供養ニ此曲ノアリシニ、則房宿彌予ニ當曲ヲ申合セラレシ内ニ、清光將曹六人ノ舞人ノ中ナリ、仍人數ニ立ト思バ、中半帖ノ秘說ヲバトヾメテ、後半帖ヲ片答ニ舞ハムト思ヨシ候テ、其様ヲ用ラレタリ、

〔敎言卿記〕應永十三年三月十五日、少將敎豐萬秋樂曲傳授事、日次兼日三位在弘朝臣撰給也、晩頭著衣冠、座敷泉屋高麗疊、著道服、倉部大白直垂ニテ聽聞之、隱岐守□定狩衣香絹狩衣、爲秋白布衣押ク、ミノ疊、次定秋音□次少將序二帖、元來存知之間吹之、卽三帖說ヲ訓、次破二帖ニテ存知之間吹之、則二帖ノ末拍子ヨリ敎之、三帖四帖五帖六帖ニテ、帖々ノ初バカリ敎之、末序吹ニテ敎之無異無事目出々々、

〔看聞日記〕應永廿三年正月十三日、隆盛朝臣、經時朝臣、經興同道、參賀御所様、依御歡樂無御對面、長廣同參賀、抑新御所万秋樂序三帖、奧二拍子、秘說被傳受申、　廿四日、予(貞成親王)万秋樂序三帖、奧二拍子、秘說奉傳受、　廿六日、先日奉傳受、万秋樂秘說奧書、今日被下之、

〔親長卿記〕文明十二年五月廿七日、今日有往生講、有萬秋樂云々、其儀不能注、所作人右大臣、(敎季)園前中納言、(基有)兵部卿、(宗綱)伯二位、(資益)四辻宰相中將、(季經)俊量朝臣、(今日万秋樂始而所作)重治朝臣、(不吹万秋樂、他樂許吹之、)元長、(已前兩度於禁中所作、今日又勤仕、高運歟、)

〔二水記〕永正十八年八月廿九日早旦、諸家參賀也、御代始之御禮也、依不合期不參、午刻參內、今日宮御方萬秋樂御傳受也、前大納言殿著衣冠、令參候給、則被參御妻御所、奉行山科宰相告召之由、亞相被候下壇、(御妻戸前)次山科取御器獻宮御方、(御小直衣御大口)退、次範久朝臣置器於亞相前、(先々被候上壇依仰也)了、先序、次破二三四帖一々被申入、(序破予(藤原隆康)兼申入了、二四帖毎年被申入、則御同樂、)但返付破詞之後各被略之、次五六帖(御同樂、毎年被申入、)被授申、了取出懷中之奧書、(書様注奧)參進獻之宮御方、有御一覽、然後亞相器撤之、次御器撤之、次亞相退下、此時以奉行御太刀、(每度爲銀劔、雖然當時難得候間、爲要卷之由、奉行內々命之、)折紙(御馬兼拜領、河原毛也、)等被下之、祝著之由申入、

欲退出之時被召留、御太刀折紙等龍久取之則候下壇、次各進上御太刀、亞相、予、山科、伯三位等也、此後有一獻、三獻之度御酌、此時各有召出、次第參進、了亞相退出、又被參御所、少時被參御前、御盃參、男衆有召出事、了退出、

〔倭名類聚抄四曲調〕盤渉調曲　秋風樂古老傳云、弘仁天皇幸南池院之日、初奏此曲、

〔樂家録二十八樂曲訓法〕中華曲

盤渉調　秋風樂志宇不宇羅具、一名長殿樂、又弄春樂、

〔仁智要録十盤渉調〕秋風樂○中略　南宮長秋卿横笛譜、以此曲弘仁御時行幸南池院所作也、　明還横笛譜云、常世乙魚依勅作此曲、

〔教訓抄三〕秋風樂

此曲弘仁行幸南池院ノ時、常世ノ乙魚依勅作此曲、舞作歟樂者大戸清上制作之、大石峯良說而在唐譜、如何、或人說云、自唐傳來也、誰人哉其時ハ無喚頭云々、件ノ常世乙魚作喚頭云々、不耻唐家詞云、就中至第三帖喚頭無雙云々、

〔大日本史禮樂十五〕按、文體明辨、吳鐃歌有秋風、蓋此曲、而二書○教訓抄、體源抄、一說並云、大戸清上作樂、仁智要録引龍吟鈔一說、爲清上作舞、恐俱誤、

〔龍鳴抄下盤渉調〕秋風樂

拍子十六、五反すべし、喚頭あり、二帖三帖の喚頭也、五反するおりは、二帖を四帖にす、三帖を五帖にするなり、まひのいでいるにてうし、新樂なり、

〔仁智要録十盤渉調〕秋風樂　五帖、拍子各十六、但彈二帖爲四帖、彈三帖爲五帖、合拍子八十、終帖打三度拍子、今世彈三帖、終帖上太鼓、略時彈一帖、後第九拍子上之、舞出入用調子、　中曲　新樂

〔教訓抄三〕秋風樂　中曲　新樂

有三帖拍子各十六○中略

昔ハ五切アリケレドモ、四五帖絶、今ハ三切リ侍ナリ、終帖加拍子略定一返之時、如賀王恩十一拍子加拍子、又末四拍子樂說、舞出入用調子、

抑此樂及數返時、返吹樣有口傳、以二帖喚頭為四帖、以三帖喚頭為五帖、此說ハ可秘物云々、殊三帖喚頭可秘ナリ、

後白河院日吉ノ御幸ノ時、伶人ノ中ニ此喚頭ノ次第御タヅネアリケルニ、トキニノゾミテ各申ムネモナカリケルニ、狛則近ヨク委クハ申サレタリケレ、頗御感アリ、

〔舞樂圖〕秋風樂

舞者四人

〔教訓抄七〕舞番樣

無答舞○中略　秋風樂諸肩袒

〔樂家錄三十六番舞〕盤涉調之曲

秋風樂中曲　番舞白濱、準于大曲或都志、中曲

〔舞樂要錄上〕舞番

左○中略秋風樂　右○中略都志或白濱

同例　大法會

同○法成寺金堂供養治曆元年十月十八日　左○中略秋風樂○中略　右○中略退宿德

〔源氏物語七紅葉の賀〕行幸には、みこたちなどよに殘る人なくつかうまつり給へり、○中略承香殿の御はらの四のみこ、まだわらはにて秋風樂まひ給へるなん、さしつぎの見物なりける、

〔倭名類聚抄四曲調〕盤涉調　崇明樂

〔拾芥抄上末音樂〕盤涉調　宗明樂無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

劍氣褌脫

盤涉調　宗明樂〈曾字女以羅具〉

〔龍鳴抄〈下盤涉調〉〕宗明樂〈そめいらく〉拍子十、まひなし、噉頭あり、三度拍子にあぐべし、京にうたのさくわんためきよといひけるものありき、十四拍子なりとぞいひける、噉頭ふきくはへたりけるなめり、大判官とろんじ申たりけれどもまけにけり、そのゆゑは、さはかへるをりはいかゞする、つぎ〳〵の拍子はいくつかあるととはれて、たうのなかりけるとかやぞ申す、新樂、

〔仁智要錄〈九盤涉調〉〕宗明樂　序拍子十、無舞、件序斷了、破拍子十、南宮横笛譜云、破可吹五反拍子十、合拍子五十、又從五反打三度拍子、　中曲　新樂

〔敎訓抄〈六盤涉調〉〕宗明樂〈拍子十〉　新樂

昔ハ舞ノ侍ケリ、序幷絶了、但於舞者有、當時則助說有記ニモアリ、誰人哉尤不審也、又云、雅樂屬爲清ト申ケル樂人ノ說云、此樂拍子十四也、サラニ噉頭ニハアラズト申ケルヲ、大判官〈○大神惟季〉カヘラン時ハ、カヤウナルベキゾトナムゼラレケレバ、申ノブル事ナクテ、クチヘコソハトツゾヤキケレバ、口ヘ反付〳〵吹ベシトナラヒテ侍リケルニヤ、今世ニハモチキズ、有忠拍子加拍子時、〈打三度拍子、〉御願供養ノ時、送導師呪願奏此曲、

〔倭名類聚抄〈四曲調〉〕盤涉調曲　劒氣褌脫〈褌脫一云散樂〉

〔樂家錄〈二十八樂曲訓法〉〕中華曲

盤涉調　劒氣褌脫〈計牟氣古太津〉

〔歌儛雜識〕劒氣褌脫屬于角調

當時ニ傳フル所ノ劒氣褌脫ノ曲ハ、盤涉調ニ屬スレドモ、其曲ノコトバ他ノ曲ト異ナリ、コトニ其終リニハ下無調ヲ以テ終ル、サレバ今ハ別ニ吹キ止メノ手ヲ製シテ、盤涉ノ音ヲ以テ終

ル、按ズルニ、是レハ其傳ヲ失ヒシ者ナラン歟、樂書ヲ按ズルニ、劒氣之舞衣五色繡羅、襦折上巾交脚絳繡□□□□械、中略今敎坊中呂宮有焉ト、コレ劒氣モト中呂宮ノ曲ナリシコト徴トスベシ、又曰、樂府諸曲自古不用犯聲以爲不順也、唐自天后末年劒氣入渾脱始爲犯聲之始、劒氣宮調、渾脱角調、以臣犯君故有犯聲トミヘタリ、コレニ據レバ、モト宮調屬セシヲバ、更ニ角調ニ改メ翻セシナリ、按ズルニ、宮調ハ上文ニ所謂中呂宮ナリ、仲呂ノ角ハ南呂ニシテ、我邦ニ所謂下無調ニアタレリ、新撰笛譜ヲ考フレバ、盤渉ノ部ニ劒氣褌脱アリテ、其盤渉ノ下ニ角調ノ曲曹娘褌脱ノ一曲ノミヲ載セタリ、曹娘褌脱モ序破褌脱ト三種ニ分別スレドモ、其笛譜ノ終リハ悉ク五穴ノ音ヲ以テ終リトス、サレバ劒氣ノ五孔ニ終ルモノ、モ、此曲ト一ナリシヲバ、盤渉調ニ加ヘタルハ、イカナル子細ノアリケルニヤ、樂書ノ説ト符ヲ合セタル如キニヨリテ、角調ノ曲ナルベキコトヲ知リヌ、サレド臆見ナレバ後ノ識者ヲ俟ツ、

〔龍鳴抄 盤涉調下〕劒氣褌脱けんきたつ

拍子十五、つぎのかへりにはじめひとひやうしをとす、はやき物也、これをさるがふと云、すまひのせちにこれをして、ひやうしをあげて、もろ〳〵のさるがういで、、おもひ〳〵のわざをす、ずしもあり、またのせちに十六拍子、このせちにはをとす所もなし、ひやうしのうちやうはをなじ事也、

〔仁智要錄 盤涉調十〕劒氣褌脱　破拍子廿、可彈二反、合拍子四十、件破斷畢、褌脱拍子十六、第二反以後、毎反拍子十四、度數無定、隨舞彈、　中曲　長秋卿横笛譜云、以此曲之褌脱爲相撲節散樂雜藝之笛、但先吹亂聲、此間散樂之舞人數十人、走出了時、件褌脱度數見舞爲限、　雜藝同時奏　會要論樂云、武德元年六月廿四日、万年縣法曹孫伏伽上書曰、百獸散樂、本非正聲、有隋之末、始見崇明、此謂淫風、不可不改、近者太常官司于人間借女婦裙襦五百餘具、以充散樂之服、云擬於玄武門遊戲、臣竊思

蓋非貽厥孫謀、爲萬世之法也、又論語曰、樂則韶武、以此言之、散樂定非功成之樂、如臣愚見、請並廢之、則天下幸甚、

〔秋苑日渉 四〕渾脫

盤渉調曲有劍器渾脫、(器、或作氣) 樂府雜錄曰、健舞曲有稜大阿連柘枝劍器胡旋胡騰、開元中、有公孫大娘、善舞劍器、僧懷素見之、草書遂長、蓋准其頓挫之勢也、杜工部集有觀公孫大娘弟子舞劍器行、序曰、大曆二年十月十九日、夔州別駕元持宅見臨潁李十二娘舞劍器、壯其蔚跂、問其所師、曰、余公孫大娘弟子也、開元三載、余尙童稚、記於郾城觀公孫氏舞劍器渾脫、瀏灕頓挫、獨出冠時、今既辨其由來、知波瀾莫二、撫事慷慨、聊爲劍器行、昔吳人張旭善草書、嘗於鄴縣、見公孫大娘舞西河劍器、自此草書長進、豪蕩感激、卽公孫可知、明皇雜錄曰、公孫大娘能爲鄰里曲、及裴將軍滿堂勢、西河、劍器渾脫舞、妍妙皆冠絕於時、李肇國史補曰、張旭嘗言始吾見公主擔夫爭路、而得筆法之意、後見公孫氏舞劍器而得其神、通鑑唐紀曰、中宗宴近臣、令各效伎藝爲樂、將作大匠宗晉卿舞渾脫、胡三省注、長孫无忌以烏羊毛爲渾脫氈帽、人多效之、謂之趙公渾脫、因演以爲舞、通雅曰、唐郭山暉傳、宗晉卿舞渾脫、帳洽舞黃麞、渾脫者亦卞戲拍張之遺也、哀紀、時覽卞射武戲、甘延壽傳、試弁註、弁手搏也、弁卞同、吳興有卞山、形如弁、緯略作抃戲、又按鞜韃以殺小牛羊爲渾脫、曰渾脫舞者、亦蕃語也、中國渾脫蓋活脫之轉、草名活兌、音活脫、卽通脫木、言其靈通活脫也、當時人存此語可知、三國志、子建見邯鄲淳、科頭拍袒、正拍張渾脫也、天祿識餘曰、劍器古舞之曲名、其舞用女伎、雄裝空手而舞、見文獻通考舞部、杜子美公孫大娘舞劍器歌、指武舞而言、或以劍爲刀劍誤也、陳暘樂書曰、樂府諸曲、自古不用犯聲、唐自天后末、劍氣入渾脫、始爲犯聲、劍氣宮調、渾脫角調、以臣犯君也、

〔教訓抄 六 盤渉調〕劍氣褌脫 (拍子十五又十六) 無揭鼓 (唐拍子物)　脫拍子云

此樂相撲ノ節猿樂用之、拍子 (大急物也、則拍子五、) 其ノ時ニモロ〳〵ノ猿樂出デヽオモヒ〳〵ノ

輪臺

ワザヲス、呪師モアリ、

又説、拍子十六此ノ説ニハオトス所ナシ、タヾ口ヘ返シ吹之、十五時初一拍子ヲバオトシテ吹也、

早物此曲ハ大事樂也、カクスベシ、

〔體源抄 二下盤涉調〕劒氣褌脱　古樂、中曲、無舞、拍子十六、唐拍子物也、自第二三拍子、羯鼓壹鼓不打之、以鉦鼓爲拍子、唐拍子ニテ無時打羯鼓、新古急打様也、下無調ニテトムルコト有口傳也

〔舞樂要錄 上〕同番〇舞例　相撲節

長元元年〇中略　拔出同(七月)廿日　左〇中略　劒氣褌脱　右〇中略　桔槹

〔伊呂波字類抄 利人事〕輪臺リンタイ盤涉調

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　輪臺利太以、臺字濁、

〔大日本史 禮樂十五〕按、漢書、自伐大宛之後、西域震懼、多遣使來貢獻、於是輪臺渠黎、皆有田卒數百人、唐書北庭都護府有輪臺縣、而唐人岑參有輪臺歌、李商隱詩有將軍猶是舞輪臺之句、蓋此曲也、

〔仁智要錄 十盤涉調〕輪臺〇中略　此曲承和御時、〇仁明大納言良峯安世朝臣、奉勅命作此舞、時依勅改成盤涉調、但詠作小野篁、〇中略　此曲本平調曲也、而承和御時有勅爲盤涉調曲、

〔敎訓抄 三〕輪臺

大唐樂云々、作者酒䤾字〇酒䤾恐誤二作之云、ツマビラカナラズ、可尋古老傳云、輪臺國名也、其國ノ人蒼海波ノ衣ヲ著シテ舞タリシユヘニ、ヤガテ付其國名云々、青海波ハ龍宮ノ樂也、昔天竺ニ被舞儀、青波ノ浪上ニウカム、浪下ニ樂音アリ、羅路波羅門聞之傳之、漢ノ帝都見之傳舞曲云々、

此曲昔ハ平調樂也、而承和天皇、〇仁明御時、此朝ニシテ依勅被遷盤涉調、曲舞ハ大納言良峯安世卿作ル、樂者和爾部大田麿作、井乙魚箏上也　清詠者小野篁所作也、有二説、

〔龍鳴抄下盤涉調〕輪臺(りんたい)

拍子十六、四反すべし、二帖ののちにゑいあり、三帖の後にゑいあり、ゑいののち一反するに舞いる、そのかみにつゞいて、せかいは吹いづるなり、

靑海波(せいかいは)

拍子十二、七反すべし、たゞし七反とはいへども八反するなり、まひのいるきりをばきりにいれぬなり、みちきに用てまふ、きりを七反するなり、四反ののちゑい、ゑいののちまた一反、またゑい、ゑいの後三反、はてのきりに拍子あぐべし、いる時に輪臺をするなり、ゑいのさほうまゐ三度まいてたちとゞまりてゑい、ゑいののちこゑをとる、まづさうのふえ、つぎにひちりき、次にふえ、はじめはおひすがひにをの〳〵吹いづれども、はてはをの〳〵ひとつにはつる也、ゑい、ゑいの後まひ人さうかをす、さうかのすゑをかいしろの樂人品拍子まふて、それをがくやにがくの拍子にうけとる也、靑海波をなじ事なり、たゞしこゑとる事かはる、さうかもかいしろのふえもすくなし、いづるさほう、てうしふゐて輪臺吹いづるに、靑海波さうしうさきにいで、はるかにまわる、そのしりに左右のまひ人、關白殿、左右大將の御隨身反鼻をもちてまわる、へんひといふは木してつくりたるともゑにばちをぐしたり、かいしろにてそれを拍子うつなり、はてに靑海波のげらうはまわる、わをふたつにつくりて、その中にて靑海波のさうぞくをする也、くはしくしるしつくすべからず、口傳を能々ならふべし、新樂、

〇按ズルニ、靑海波ハ每ニ輪臺ト共ニ連續シテ、之ヲ奏スルヲ以テ、諸書多ク輪臺ノ條ニ合載セリ、故ニ今又多クハ輪臺ノ下ニ合載セリ、下之ニ倣ヘ、

〔仁智要錄十盤涉調〕輪臺　拍子十六、可彈四反、有詠、輪臺爲序、靑海波爲破、垣代舞人出入時彈輪臺、南宮橫笛譜云、先垣代儛、次儛人出立可吹二反、合拍子卅二、又一反後詠、二反後詠、〇中略　長秋卿

同譜云、可吹四反、但二反之後有詠、又四帖之後詠、先吹調子、次吹輪臺、度數無定、舞立定時吹止、此間舞人卌人打袖舞出、此卌人之內有序二人破二人垣代卌六人、輪臺爲序、青海波爲破、三反之後一所作輪打右袖立更無漂、序二人於輪內版垣代之人一行平立、但件垣代之中儲笙篳篥橫笛各一人皆納懐、序二人突腰行立之時吹止、次吹輪臺一帖、次詠一段、次舞人打替左袖之時、垣代笙取音、次又一段、詠後即舞人唱歌、以右袖打拍子、次垣代笛吹二拍子、○中略 次樂屋吹一反、次又一段、詠後打替左袖、垣代笙取音、次又詠後即舞人唱歌、次垣代笛等吹、如前二拍子、次樂屋吹、無定度數、後詠了後兩所作輪時、垣代裝束改著青海波裝束、裝束了輪解平立、青海波二人打袖行出、序相替突腰入之時、不置程即吹青海波、立定時吹止、又更吹二反、次一段、詠後打替袖時、垣代笙取音、次又一段詠舞人唱歌、次垣代、次一拍子、○中略 次樂屋吹二反、次又一段詠後打替袖之時、垣代取音、次又一段詠、即舞人唱歌、次垣代吹一拍子如前、次樂屋三反、次又吹青海波退入、又此曲明暹橫笛譜云、可吹四反、但二反之後、垣代樂人取音、次舞人有詠、詠之後舞人唱歌、○中略 次垣代樂人請取、此末吹、○中略 次樂屋請取吹一反、樂止之後、垣代樂人取音、次舞人有詠、詠之後唱歌如前、又樂屋請取、次一反、其音不止、直吹青海波四反、樂止之後、垣代樂人取音、次舞人有詠之後舞人唱歌、○中略 次垣代樂人吹此末、○中略 次樂屋請取爲樂一反、樂止、墻代樂人取音、次舞人有詠之後唱歌如前、次樂屋請取三反、但終帖打三度拍子、舞人入時更吹輪臺、加拍子、或譜云、青海波可吹八反、(但初反四反也、一反出舞吹之也、可用道行歟、)今世先笙吹調子、次橫笛吹出輪臺度數無定、至垣代平立了、舞人將出之時、復吹不止、此間舞人四十人、(輪臺四人、青海波二人、垣代卌四人也、序破舞人六人之外、皆持反鼻、但出行之間各納給中、立定之後取出持之、)打袖舞出、(謂之須知可倍、)其行列最先青海波舞人下臈、(謂之後頭、時元譜青海波舞人上臈在前、同下臈在後、)次左舞人第一、次右舞人第一、次左第二、次右第二、次第如此、舞人不足時、召加左右近衞官人已下、但內裏臨時舞御覽時、召加瀧口院北面並武者所衆、最末青海波舞人上臈、(謂之前頭、)逆匝庭中、(一匝謂之大輪、)至于舞臺南邊東西作輪、(謂之小輪、兩輪迫立、序破舞人不作輪、)左舞人第一在東輪、右舞人第一在西輪、左第二在東、右第二在西、

次第如此、各向外方而立更無漂、序破舞人在兩輪內、（輪臺第一第二、青海波上帖在曲輪內、輪臺第三第四、青海波下帖在東輪內、）各改著裝束、輪解一行平立、（略時大輪一匝之後、不作小輪直平立、）件垣代儲琵琶、（付緒懸頭、）笙篳篥横笛各一人、（當左舞人後而立、西北上北面、）次輪臺四人、突腰行出、樂二反、（道行一反、舞間一反、垣代樂了、不置程連吹之、但謂舞出時急吹也、）次舞人詠云、千里萬里禮拜、奉勅安置鴻臚、次垣代樂人取音、（先笙、次篳篥、次琵琶、次横笛、次發音、同時止、〇中略）次又詠云、我是西蕃國信三郎、當持金魚、次舞人唱歌、二拍子、〇中略　次垣代奏當曲二拍子、〇中略　次樂屋奏樂一反、次詠云、燕子山裏散魚嘉、鹽聲平廻、次垣代取音、（琵琶横笛同前、〇中略）次又詠云、共酌蒲桃美酒、相把聚踏輪臺、次唱歌、（同前）次垣代樂、（同前）次樂屋奏一反、（中間）舞人、（出入各一帖、舞二帖、合樂四反也、）青海波二人、相替打袖、行出、樂四反、（道行一反、舞間三反、輪臺不置程、即吹出青海波、最急彈之、）次樂云、桂殿迎初歲、次垣代取音、〇中略　次又詠、相樓媚早年、次唱歌一拍子、〇中略　次垣代奏當曲拍子、〇中略　一說二拍子、〇中略　次樂屋奏一反、次詠云、煎花梅樹下、次垣代取音、〇中略　次又詠云、蝶驚畫梁邊、次唱歌、（同前）次垣代樂、（同前）次樂屋奏三反、終帖打三度拍子、略時彈一反、從第二拍子上大鼓、青海波舞了、蹲居時樂屋更吹出輪臺、度數無定、一說舞入時打三度拍子、此間舞人垣代（青海波二人在前、但爲先上臈、）巡匝還入、（經本路、）

龍吟抄、舞人時吹本輪臺、返入但如前、破二人立最後退出、時元譜、入時如元、但爲元下臈歟、

中曲　新樂

今案、輪臺作法已有古今之異說、一者曰、舞人卅人之內、有序二人、破二人、垣代卅六人、今序四人、破二人、垣代卅四人也、二者、古垣代三匝之後、一所作輪、今一匝之後、兩所作輪、三者、古舞行立垣代樂止、不止連吹之、四者、古輪臺後度詠了後、兩所作輪、改著青海波裝束、此間樂屋吹輪臺、度數無定、今初度作兩輪、序破舞人同改著裝束、無再作輪之儀、仍輪臺只彈四反而已、五者、古輪臺舞人入時、不置程即吹青海波、立定時吹止、今不吹止、六者、古青海波初度詠以前、樂二反、詠後又樂二反、後度詠後樂三反、合舞七帖、今初度詠以前樂三反、詠後樂一反、後度詠後樂三反、合舞七帖也、是樂之度數雖同、詠之前後相違、七者、古舞了還入時、更吹青海波、今吹輪臺、已上七箇條、遠勘長秋之笛譜、近見當時之樂禮所辨記、古今兩說也、夫禮樂之道、法草隨時取捨之間、竊俟後賢耳、

〔雜秘別錄〕輪臺靑海破

あながちのしさい別にあらじ、舞のあひだこまかにあむめり、小輪といふ事ぞすでにたへぬべかりし、則房といふ舞人、二のものにてありしが、仁和寺舍利會のまひの師せし時、舍利會ごとにひきつくろはれしに、みち〳〵のものおほかりしかど、樂人には宗賢、舞人には則房をむねとめしつけられしに、べちのふせいもなし、左右の大このまへにかいしろまろにたちて、そのうちにてりんだいのかぶと、靑海破のさうぞくをするやすき事を、のりふさいまはたえてさる事候はずと申しかば、いかにかくは申ぞ、舞のてにても說にてもあらばこそはあらめ、かいしろたつるほどのことは汝がせんぞみなしきたることをかくは申すぞと、おほせありしかば、ちからさぶらはず、たゞにたりと申しかば、その時の一の者光重、こわと申ことは候ものをと申て、すでに會のはじまらむとせし時、ふところより圖をとりいだしたりしかば、のりふさをのが身は二のものにてあるに、一のものかく申すを見てよく候めるは、とく王殿たて給へと、よだちせしかば、うけたまはりぬとて、ことなくこわたてゝき、そののちいまにいできたんめり、かいしろのうけとり、ふしのあいだもとよはら、おほわのうちろん有、とよはらはながき說をもちゐる、おほわのうちはみじかきをもちゐる、とよ原のはりつよし、おほわのはすこしはりかなはねど、いへ〳〵の說とてろんあればちからなし、仁平御賀に、とよはらもふきながら、このごろみじかき說をなじと申す、こはくきこゆ唱歌のしにくきによりて、舞人のなかよりいできたるにや、されど舞人どもはながきやうしりたりと申すもおほかり、かいしろに琵琶のたつ事あり、又ひく事あり、後高倉院舞御覽ありしに、だいごのちごにきくわかといふちご、かいしろにたてんとて、東大寺別當定範法師まげてをしへよと申しかば、琵琶をば樂屋にてすこしたかくうけて、たひきひくことをばつくりいだして、平調にてひかせき、まことのやうをばをしへざりき、ゆゝしき事しりたり

とこそ思ふらめ、いとをし〳〵、

〔吉野樂書〕一青海波大輪小輪ト云事、小輪ヲバ知人マレナリ、北院御室則房ニ御尋有リケルトキ、サルコトハ候ハズト申テ、不覺シヲハヌ、近來ハ略說ナリト、小輪ハ左右ノ太鼓ノ前ニテツクル也、舞臺ノ上ニテハツクラズ、右ノ一ノ物ハ左へ行キ、左ノ二ノ物ハ右へ行キ、左右共ニ打マジリテ、桙ノ前ニテ輪ヲツクリテ、一ノツラヲバ左ニ裝束サセ、二ノツラヲバ右ニ裝束サスルナリ、大輪トハスヂカへウチテマワルヲ云ナリ、垣代シテ樂人立次第在二別紙一、先比巴(四タツ)ニ次笙、次了、次笛唱歌、後垣代比巴請取、垣代取音ハ短キ樣ヲ用ルベシ、蓮華王院ノ總社ノマツリニ、時秋アヤマリテ長キ樣ヲ吹ケリ、其弟子ニテ隆基トガメ玉ヘリケルニ、秘藏ノ樣ナリト申ス所ニ、一事モノコサズト起請シナガラ、イハレナシトノタマヘリ、

一輪臺ヨリ青海波ニウツルトキ、イタク早カラズ閑ニスベシ、初ヨリアマリニ早ケレバ、末ザマノシニクキ也、又初ニ反ル時ハ、チト早ク成シ、又反ルトキチト早ク成シ、キワヲカヘテスルナリ、總テ何ノ樂モハジメハ靜ニシテ、ヤウ〳〵末ザマヲ次第ニ少シヅヽハヤカルベキ也、但樂ノホドハ、人ノコノミ〳〵ニ依ル也、輪臺バカリニテ青海波ヲ吹ザルトキヽハ、輪臺ノ終リヲ青海波ノ如ク早ク吹テ止ナリ、

〔教訓抄三〕輪臺　有甲　中曲　新樂

序四返(拍子十六、謂二輪臺一、)　破七返(拍子各十二、謂二青海波一也、○中略)

垣代四十人ノ內、(序四人、破二人、左右舞人、關白、左右大將、御隨身、瀧口、北面、各取二反尾一、但序破舞人不レ取レ之、)輪臺青海波近代作法者云々、○中略

抑相撲ノ節ニハ殿上ヨリ賜二下藏人青色ノ袍一爲二青海波ノ袍一、殊有二別習一、大輪ノ後、舞臺後ノ砌、左右各造二二小輪一、(左方一輪、右方一輪、)爲二此兩輪之內青海波著二波袍一、但上手ノ一者、(有二右方輪內一)下手二者、(有二左方輪內一)各著二裝束一已後破二兩輪一、以レ中爲レ上、(四向二御前一也、)總相撲ノ節外不レ可レ作二小輪一也、雖レ然便宜之時ハ可レ依二御定一、就レ中

造小輪樣爲極秘事有二説、能々可受口傳也、

垣代立樣（抑打反尾有二説、一説云、唱歌也、末一拍子打之、一説曰、唱歌并樂間如忠拍子可打之、尤可爲秘説ナリ、○中略）

二帖ノ始左違肘ヲ行高稱右違肘、而去康和四年三月廿日、鳥羽殿御賀殿上ノマイニ付光時申狀、左違肘可舞由被宣下了、而今又右違舞也、七帖ノ末東西マデ肘違テ打テ北向テ諸手ヲ肩ニ懸下、

昔多政方ノ説、南並寄テ舞、狛光高此定ニ舞、

詠二人勤仕ノ例、正治二年三月三日、平等院一切經會日也、近衞殿下有御出、輪臺詠、一者光重、青海波詠、二者則房、垣代ノ役二人勤仕、雖爲新儀、則房訴訟ツヨキニヨリテ、一者光重トヾメラレテ當座ノ面目ヲウシナヒ、後代ノ家ノキズ上下耳目ヲドロカス、

古ハ青海波ヲバ舞トモ詠ヲバセズ、只光季ノ嫡家流許也、行高、光則、季貞ガ一者ノ時、ハルカノ末ノ物ニテ光時ガセシ也、則近ノ時ヨリ其家ニハ始テスル也、光近習タリ、其相傳樣中卷申タリ、一人青海波舞例、（保安四年正月六日、八幡宮修正、光時一人舞之メリ、輪臺重一人舞之、）

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古輪臺三匝之後、一所ニ作輪、今ハ一匝之後、兩所作輪、

古青海波畢テ入時、又吹青海波、今ハ吹輪臺、

古輪臺諸袒ニテ舞之、青海波諸袒ニテ舞之、今ハ輪臺カタヌガズ、青海波カタカタヌギ、

古輪臺二人舞之、今四人舞之、

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　輪臺、（舞人）六　常裝束、

〔樂家錄三十六〕盤涉調之曲

輪臺、青海波、（共中曲也、）　番舞敷手、（中曲、）或納蘇利、（小曲）

〔舞樂要錄上〕舞番
左輪臺青海波○中略　右敷手
同例　大法會
圓融寺供養天元六年三月廿二日　左○中略輪臺　右○中略納蘇利
上東門院御堂供養長元三年八月廿一日　左○中略輪臺○中略　右○中略敷手
〔古今著聞集六管絃歌舞〕同○延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽ぜられけり、○中略輪臺、酣醉、これらを御覽ぜられけり、
〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、○中略奏輪臺、舞人修理大夫源延光朝臣、次青海波、濟時、爲光著麴塵缺腋袍、帶劍、朱紫交舞、視聽催感、
〔中右記〕康和四年二月五日、早旦馳參內、○中略人々參會之次、於東對中宮御方南庭、御覽御賀舞、○白河五十賀、中略輪臺四人、右中將宗輔、左少將實隆、師重、兵衛佐能明、四人舞之、青海波二人、行高、光則、衣布殿上人廿餘人、或束帶、或直衣、立垣代、三月廿日乙亥、有御賀後宴事、○中略輪臺垣代內殿上人卅人、樂人所役如御賀日修理大夫顯季朝臣以下、不論貫首立位階次第、但輪臺舞二人、實隆朝臣、能明爲先、殿上人等、後又輪臺二人、師重朝臣、宗輔朝臣藏人大學助重隆、六位只一人在垣代列、依爲院殿上人歟青海波二人不立此列、密々於樂屋中令裝束之故也、於垣代中須令裝束也、然而兼有議、於樂屋爲之、輪臺四人、宗輔朝臣、實隆朝臣、師重朝臣、能明朝臣、此間內大臣童雅定、○源雅實子從御前來、加樂屋、爰有仰右衛門督宗通卿加垣代中、吹笛、下官○藤原宗忠唱歌、顯仲朝臣、笙俊賴朝臣、篳篥左近將監狛光末、殊召加此列、令詠也、青海波二人、通季、宗能、著青打半臂、以銀押濱形海浦波文等螺鈿細劍紺緒、繼水文等撤平胡籙、不放老懸出于舞臺、畢、一二三返舞之後、詠四切、又詠七切、上拍子舞之間、堂上地下衆人、見者驚耳目、是則依爲珍重舞歟、
〔古今著聞集六管絃歌舞〕同○保延三年正月四日、朝覲行幸に輪臺いでんとしける、左樂行事にて、大炊御門右府○藤原公能の中將とておはしけるが、すゝみ參りて、輪臺の垣代の笙吹、雅樂屬清方左近將

曹時秋、音取を相論のよし奏せられければ、殿下〇藤原忠通院〇鳥羽に申させ給けり、院覺しめしえざるよし仰有けり、殿下左大臣〇源有仁に尋申されければ、左府申されけるは、笙事の外に勝劣有、先例官の上下臈によらず、譜代をえらび用らるゝ事なり、もし清方を用られば、笙のためきたなき事也と申されければ、殿下此よしを樂行事の司に仰られけり、是を聞て中院右大臣〇源雅定の大納言にておはしけるをはじめとして、悦人々おほかりけり、かの右府は時秋が弟子にておはしける故也、

〔玉海〕安元二年二月廿一日丁酉、此日御賀〇後白河五十賀試樂也、〇中略關白〇藤原基房召二實宗一被レ仰下可レ奏二青海波一之由上、實宗退下、率二殿上侍臣一、歷二前庭一向二樂屋一、爲レ立二垣代一也、四位五位六位不レ論、衞府非衞府大都立之、是康和例也、仁平辨官近衞次將外衞佐侍從少納言外不レ立之云々、衞府各持レ笏向二樂屋一、欲レ立二垣代一之時插之、

左輪臺　青海波

先吹二笙調子一、（笛不レ吹之）次吹レ出二輪臺一、（笙調于中門笛吹出之、無二定所一、）次垣代先青海波下臈成宗不レ袒、（謂二之後頭一）次左右舞人相交立之、（假令先左舞第一、次右舞第一、次左舞第二、次右舞第二、如レ是令レ立也、）次青海波上臈維盛朝臣不レ袒、（謂前頭、仁平例、前頭在二垣代之最末一、今日於二舞人一雖レ爲二最末一、於二垣代一已ガ中間、是非未レ辨、相尋可レ決之、）次殿上樂人（打物皆悉立之、吹物少々立之、如二仁平記一者、打物許可レ立云々、今日如レ此、可否如何、）及侍臣依レ位次相交立之、爲二衞府一之輩、雖レ非二樂人一帶劒插レ笏、非衞府侍臣無二劒笏一、但樂人殿上人插二笏劒一之人帶之、

實宗朝臣　長方朝臣　雅長朝臣　光能朝臣　重衡朝臣　通盛朝臣　經房朝臣　顯信朝臣

（打物）季能朝臣（同）　信基朝臣　光憲朝臣　經雅朝臣　時實朝臣　親宗朝臣　兼光　光雅

基親　師家（打物）　佐盛　信季（打物）　兼忠（同）　隆保（吹物）　經仲　隆雅（吹物）　師盛（同）　源

兼綱（藏人）

定能朝臣（篳篥）　經家朝臣（笙）　泰通朝臣（笛）

已上三人爲受取樂屋、存不可立之由云々、有房朝臣、笙公時、笛資時、同季信、篳篥盛定、同已上五人不立之、奉行隆季卿定仰云、除吹物各一人之外皆悉可立云々、而此五人猶不立之有所存歟、各出樂屋、梓北歷大鼓前南行、傍池畔東行、斜北折至御前、斜西折匝行、逆匝也、謂之大輪、左右舞人皆悉打須知加倍、此中公守一人不打之、舞人不持反鼻、又不懷中之、自餘垣代五人同雖可打須知加倍不打之、仁平如此又皆懷反鼻、可擧須知加倍之心也立定之時取出持之、一匝之後至大鼓前、兩所作輪、謂之小輪、除左舞六人之外皆作輪、上臈下臈被是立東西輪、假令第一三在西輪、第二四在東輪、次第如此、作輪之人皆向外、是正法也、今日暗夜人數甚多、強不存此儀歟、後聞西僅作輪、東濫立云々、東西輪迫立無隙、仁平記云、其間一許丈不可然由光時稱之者、賴實實敎、以上輪臺維盛青海波在西輪內、成經清經、以上輪臺成宗、青海波在東輪內、垣代未立定之間輪代猶延吹、無定遍數、立定爲期此間隆季、笙成親、笛資賢唱歌等卿、件上卿在殿上起座入自仙花門代、經前庭立加垣代後、東輪云々此間定能朝臣、篳篥出自樂屋加其列、並西上北面、第一隆季、次成親、次資賢、次定能、其立所及取笛笙之作法委依不見、具不記之、垣代立定之後、頗責吹輪臺、于時輪臺四人出自垣代中、不插劔、仁平記云、舞人不袒、光時云、雖存可袒之由、依人有例不袒者、進舞庭中、賴實實敎在西、上臈北、成經清經在東、上臈北、舞出之後四遍初切舞出、第二切舞、其後詠、舞人狛光近跪、隆季卿傳發之、次取音、先笙、次篳篥、次笛、同時止音、次詠、詠訖唱歌、只拍子資賢獨發之、而今度詠後唱歌同發之、不審尤多者也、詠後唱歌者舞人自可發也、舞師唱之即其意也、垣代樂人何唱乎、吹出笙笛之後可助音者也、今先發之甚以有疑、但資賢盡代人也、定有所存歟、又內府示有兩說事歟云々、可尋之、後聞光近又發唱歌、仍兩□□人同時發之云々、次垣代吹其末句、笙者與唱歌末詞笛六孔也、同時吹出之、笛者自其次詞笛五孔也、付之、篳篥付所如常、皆至于樂終止音抑如仁平例者、笙篳篥笛皆與唱歌末詞同時付之、是最秘說也、今度於笙者存古例、笛付普通儀歟、至于篳篥先笛不可付之故、笛後付之歟、至于六拍子樂終之大鼓壺擊反鼻、是正法也、今日不及見、便樂屋受取、更吹輪臺、自樂吹出也、初、是第三切也、即舞、其後詠助音、又詠唱歌垣代吹、已上第一同二切樂屋受取、是第四切也、即舞、此切舞入、次青海波出自垣代中、同時吹青海波、甚實吹也、輪臺入間替出、右袒、海浦半臂、輪代之間、於垣代內袒也、插劔著杏帶、野劔皆如元、是東和仁平例也、維盛在西、成宗在東、六遍初切舞出、第二三四等切皆舞之、其後詠、次音取、次詠、以上光近發之、如初次唱歌、資賢發之、如初次垣代吹、隆季付中穴、是唱歌末詞之成親付取頗不審、於普通說者可付六穴、而一詞許置付之、而自六孔吹之、仍笙早了、笛猶留、因之違亂云々、予定國說禮尤不審也、篳篥笛吹出之後自其所詞付之、後聞、資賢、光近、共發唱歌之間、光近者存恒例發之、資賢者稱家說加今一詞發之、因之兩人唱歌已以參差、而於隆季者付光近唱歌中穴如仁平例、至成親者聞資賢唱歌自六孔付之、因之笙早乾、笛猶留也、未曾有違

(例也、資賢稱家說不發者、光近不可發之、光近依仁平例可唱者、資賢不可唱之、之、垣代音曲同時兩說、非鼻希代之珍事也、末代之事只以自由爲先何爲之、)樂屋受取、是第五切也、即舞、其後詠、次音取、又詠、次唱歌、次垣代吹、(已上如初)樂屋受取、是第八切也、(六七切略之、康和仁平例也、)即青海波舞入、次又輪臺延吹、(此間隆季、成親、資賢等、經本路復座、定能朝臣歸樂屋歟、不及見、)如初作大輪匝行、經本路歸入樂屋、其行列如初、但今度青海波二人在先、(成宗在先、維盛在後、乍祖入也、)垣代人皆懷反鼻、舞人擊須知加倍如始、　廿六日壬寅、定能朝臣(○中略)又語云、試樂日青海波唱歌之間有相違云々、資賢卿云、仁平詠後唱歌同所發也、(此事有疑、左府記炳焉、如何々々、)仍今度發之、(其詞曰例唱歌之今一句上發之、)云々、而又光近發之、同時雖發聲、資賢唱歌了、光近唱歌少、隆季ハ光近唱歌末詞付之、(中孔也)成親者資賢唱歌訖、自其次句始付之、(不顧聲相違)笙早終、笛猶留者也、於篳篥者無先笛付之法、仍今吹出笛一詞、自其次詞付之、(非普通所付云々)是時秋說幷與內府相議所用此說也云々、

〔古今著聞集〕(六管絃歌舞)建長五年正月廿七日に、八幡行幸(○後深草)の還御の次に、鳥羽殿に入らせおはしまして、廿八日に朝覲の禮あり、垣代の笛雅樂太夫戶部政氏はふえの一にて侍れ共、左近の將監大神正賢、立よりてうたへ申て吹たりしは、保延のためしにて侍けるにや、戶部氏こそ本體にて侍しに、近代大神氏にはかせをとられて、かやうに正賢にもこたへられけるにこそ、

〔北山殿行幸記〕行幸(○後小松行幸足利義滿第)は應永十五年やよひの初の八日なり、(○中略)十四日、(○中略)まひ御らんの奉行頭中將宗量朝臣、かねてよりうけ給はりて、がく所のれうりなどせらる、(○中略)がく屋笙まづばむじきてうをふけば、よこ笛のへりんだいをふきいだす、次に青海波の童二人、尊藤丸がく屋をいづ、左右の舞人おなじくこれにしたがふ、かいしろの上童殿上人もみなくだりたちて、をの〱へんひをとりて、まづりむだいのわをつくる、すぢかへを打、大わこわひらたちなどいふ事もあるにや、木だかき櫻のかげに、かい代の童殿上人十四人、花ををりにしきをたちきて、あゆみつゞきたるもいとめづらかなり、此上童十人は本所の御ちご、その外は梶井、青蓮院、妙法院、三ぼう院、上ぜう院などの門跡たち承りて、いづれもわれおとらじとさたしたてられたれば、

心もことばもおよばず、かいしろのがく人には、笙少將敎豐、ひちりき侍從兼英、笛少將敎高、びはむまのかみたか長なり、堂上堂下の物の音ども雲井をひゞかし、山の鳥もおどろくばかりなり、散かふ花の中より、青海波のかゞやき出たるさまなど、物がたりのおもかげもいまさらおもひいでられたり、さてもかいしろのかけびはは、きはめたるみちのひじにて侍るなるに、けふたか長このさほうをあらはしぬる、めづらしとてめをとゞめぬ人ぞなきち丶たかつぐの朝臣たちそひて口傳したる事なれば、さだめてやうあるにこそ、大かたはあはれのまひ御らんなどに、殿上の所作人かいしろにたつ時はありぬべき事なれども、ちかき世には絕て久しきにこそ、〇中略さてゐいのこゑ、ねとり、ゑやうか、ふきわたしなど、いつもの事ながら、けふはことにみゝにとゞまるやうなり、青海波舞はて丶、つがひまひのことりそ也、

〔倭名類聚抄 四曲調〕盤涉調曲　青海波有レ詠

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　青海波以勢加海字濁、以波、

〔樂考 盤涉調〕輪臺青海波

唐の世青海舞あり　統秋云、此曲序四遍を輪臺といひ、破七遍を靑海波と云、按ずるに、青海波は則青海破なるべし、

〔河海抄 四紅葉賀〕南宮譜云、〇中略舞裝束、青海波

青色袍、表袴、文小葵　蒲萄染下襲、面大海浦、裏蒲萄、大海浦半臂、

〔敎抄訓 七〕舞番樣

舞手向ニ一方ニ、横寄波引波體也、

青海波有レ甲、別裝束、舞輪臺不ニ肩袒ニ、青海波片肩袒、　敷手志岐傳云、有ニ大輪小輪ニ、諸肩袒、

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、中略青海波甲別裝束アリ右肩袒、輪臺ハ不ㇾ袒、

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　青海波二舞人人至ㇾ於甲、及袴、下襲、半臂、袍、彩絞常異、太刀垂、平緒、

〔樂家錄三十六番舞〕盤涉調之曲

青海波曲　番舞敷手、或狛桙、已上中曲林歌、八仙已上小曲

〔江家次第七八月〕相撲拔出

左右各舞中略舞青海波時、王二人著麴塵袍、或召藏人袍給之蒔繪螺鈿劒、紺地平緒、海浮半臂、不ㇾ論左右、

官人並舞人相撲長爲垣代、打ㇾ皷

〔舞樂要錄上〕舞番

左輪臺青海波中略　右敷手

大法會

福勝院塔供養仁平四年十月廿一日　左中略青海波中略　右中略敷手

朝覲行幸

康平三年三月廿五日　左中略青海波中略　右中略狛桙

寬治二年正月十七日　左中略青海波中略　右中略林歌

相撲節

治安三年中略　拔出同(七月)廿八日　左中略青海波中略　右中略崐崘

永承六年中略　拔出同(七月)卅日　左中略青海波中略　右中略新靺鞨

同○寬治五年中略　拔出同(七月)卅日　左中略青海波中略　右中略貴德

〔江家次第七八月〕相撲召合

舞二青海波一時王二人著二麴塵袍一、(或召二殘人袍一給之)蒔繪螺鈿劒、紺地平緒、(海浮中背)不レ論二左右一官人並舞人相撲長爲二垣代一、(打二皮一篇)

〔源氏物語(七紅葉の賀)〕朱雀院の行幸は、神無月の十日あまりなり、よのつねならずおもしろかるべきたびのことなりければ、御かた〳〵物見給はぬことをくちをしがり給、うへも藤つぼのみたまはざらむをあかずおぼさるなれば、試樂を御前にてせさせ給、源氏の中將は青海波をぞまひ給ける、かたてには大殿の頭中將、かたちようい人にはことなるを、立ならびては、花のかたはらの深山木なり、入かたの日かげさやかにさしたるに、がくのこゑまさり、もの〻おもしろき程に、おなじまひのあしぶみおも〻ち、よにみえぬさまなり、詠などし給つるは、是や佛の御迦陵頻伽のこゑならんと聞ゆ、おもしろく哀なるに、みかど涙おとし給、かんだちめみこたちもみななき給ぬ、詠はて〻袖うちなほし給へるに、まちとりたるがくのにぎはしきに、かほのいろあひまさりて、つねよりもひかるとみえ給、(○中略)行幸には、みこたちなどよに殘る人なくつかうまつり給へり、(○中略)こだかきもみぢのかげに、四十人のかいしろ、いひしらず吹たてたる物の音どもに、あひたる山の松風、まことのみやまおろしときこえて、吹まよひ、いろ〳〵にちりかふ、木のはのなかより、青海波のかゞやき出たるさま、いとおそろしきまでみゆ、かざしの紅葉いたうちりすぎて、かほのにほひにけおされたるこ〻ちすれば、おまへなるきくををりて左大將さしかへ給ふ、日くれか〻るほどに、けしきばかりうちしぐれて、空のけしきさへみしりがほなるに、さるいみじきすがたに、きくのいろ〳〵うつろひ、えならぬをかざして、けふはまたなきてをつくしたる、入あやの程そゞろさむく、此世のこと〻も覺えず、物みしるまじきしも人などの、このもと岩がくれ山の木の葉にうづもれたるさへ、すこしもの〻心しるは、なみだおとしけり、(○下略)

〔古今著聞集(六管絃歌舞)〕同(○康治)二年八月、新院(○崇德)青海波を御覽じけり、垣代の不足に武者所をめ

したてられけるに、胡籙をおはざりけるをみて、舞人光時申けるは、白河院御時此儀有しかば、武者所みな胡籙を負て侍き、今其儀なし、世の凌遲ことにおきてかくのごとし、其後又此舞を御覽じける時には、武者所に仰て胡籙をおふたりけるは、光時が一言上聞に及けるにや、光時に御馬をぞ給はせける、

〔古事談亭宅諸道六〕仁平御賀〇鳥羽之時、隆長卿列舞人、被習青海波之間、知足院入道殿〇藤原忠實被御覽之、未練トテ、師匠光行之ヲ被舞、又御覽之處、只同體也、于時被仰云、光行之父者、八十有餘之後、授此曲之由聞食ハ實ニテアリケリ、老耄之間無四度計授タリケリ、摸寄波體之時ハ、首ヲ左ニ傾テ急ニ寄之、摸引波體之時ハ首ヲ右ニ傾テ、緩引之也トテ、召光行令授此秘事給云々、

〔十訓抄四〕九條殿〇藤原兼實右大將にておはしける比、讃岐三位〇藤原季行の聟に取奉りてあつかひ聞えけるに、常に和歌の沙汰有けり、清輔朝臣參て物がたりの次に、一日顯昭法師かたり侍りしは、土佐大將〇藤原師長流され給ける日、陪從惟成をくりに參たりけるに、蒼海波といふ秘曲を教へたまふとて、

をしへをくことをかたみに忍ばなん身は青海の波に流れん、とよまれて傳ける、管絃のみならず和歌に優にこそ侍ぬれと云出されたりけるに、或蒼海波といふものこそ聞及侍らね、何の文字にととはれけるを、あをうみの波と書たりと答ふ、さては青海波の事にこそあなれとてわらひける、清輔朝臣の云、青海波しらぬ人やは有べき、あらぬ曲なりといへども人更に用ひず、そののち主の三位、若もさる曲もあるらん、其道の人に尋らるべしとて、大將殿の琵琶の師にて、なにがしとかや申けるに、此事をとはる、かれ憚てしばらくためらひけるを、有のまゝいはるべきよし、頻にすゝめられければ、とばかりして絶たる物にて候へば、無が如に候と聞えける、さては有にこそはむかしは候けり、搔手、片垂、水羽䠇、蒼海波、これら皆秘曲なりけれど、絶たれば大將も

ことむのたてやうなどををしへ給けると承侍也と聞ゆ、或人まことにもては候かととはれければ皆候也、琵琶にならひてけれど、今は絶て侍る也と聞ゆ、ちからなくて咲止にけり、彼人々悔しくはづかしくこそおぼえけめ、後に彼琵琶の師、二條院に參あひたりけるに、青海波の論の時、御恩蒙りて候しこそ忘れがたく侍れとて、清輔いはれける、此曲は琴に易水曲といふ、物の聲を筆にうつして候也、盤渉調の音也、

〔玉海〕承安五年（〇安元元年）十一月十五日壬戌、今日左中將定能來、中宮大夫隆季與豐原時秋、相論青海波垣代音曲事、令談語子細、大略時、秋說非僻事之由、左大將（〇藤原師長）被申、（明遷已讀、及基通入道語、）又時元自筆譜意、已叶件兩譜由云々、（〇中略）定能時秋弟子也、所云偏彼理也、余（〇藤原兼實）案之、猶隆季所申、至此事者存道理事歟、凡於上奏狀之條者、尤不落居也、時秋已隆季師匠也、弟子欲危師、豈有冥加哉、所行之旨、雖似忘恩、執論之趣已爲得理、　十二月十八日乙未、早旦定能朝臣來語曰、（中略）又語云、垣代音曲之間事、以隆季申狀被問時秋、時秋申有兩說之由、以兩人申狀被問光近、光近申時秋說不知之由云々、雖然時秋所執之說、證據太多出來、仍法皇（〇後白河）時秋所申有理之由有御氣色云々、（〇中略）余案之、隆季卿以時秋之說稱濫吹之條尤偏執也、證文已多、爭謂僻事乎、又時秋以先度所吹之說爲秘說、專雖取信用、仁平所用之說、猶以爲第一說、其故一者藏博雅譜、二者仁平之度、知足院殿（〇藤原忠實）宗輔卿、宇治左府（〇藤原賴長）等、能評定以此說爲第一說被用、三者光近已時秋之所執之說稱不知之由、四者中院右府（〇源雅定）以此說稱秘說者、爭可下此說哉、如此事出來爲道尤不便也、爲之如何、

〔源平盛衰記〕四十　維盛入道熊野詣附熊野大峯事

此僧答テ曰、（〇中略）アレコソ平家ノ嫡々故小松大臣（〇平重盛）ノ一男、權亮三位中將維盛ヨ、一門ニ落具シテ、屋島ニト聞シガ、如何ニシテ是マデハ傳ヒ給タルヤラン、出家シ給タルニコソ、御髮ノ剃樣近キ程ト見エタリ、（〇中略）安元二年春ノ比、法皇（〇後白河）法住寺殿ニテ、五十ノ御賀ノ有シニ、時ノ鮎ニ

付テ、青海波ノ曲ヲ舞給シニ、前ニハ月卿玉冠ヲ研十二人、後ニハ雲客花ノ袂ヲ連テ十五人、其中ニ父大臣ハ内大臣ノ左大將、叔父宗盛ハ中納言右大將、知盛ハ三位中將、重衡ハ藏人頭、中宮亮已下、一門ノ月卿雲客、今日ヲ晴トキラメキテ、皆花ヤカナル貌ニテ、舞臺ノ垣代ニ立給タリシ時ハ、サシモウツクシクオハセシガ、中ニモ此時ハ、四位少將ニテ舞給タリシカバ、嵐ニ類(タグフ)花ノ色、匂ヲ招ク舞ノ袖、天ヲ照シ地モ耀程ニ見エシカバ、簾中簾外皆サヽメキ立テ、櫻梅ノ少將トコソ申シヽカ、哀ニウツクシク見エ給フ人カナ、今三四年ガ程ニ、大臣ノ大將ハ疑アラジモノヲト、諸人ニ謂給シゾカシ、〇下略

〔嚴有院殿御實紀三十〕寛文五年五月十九日、舞樂御覽あり、〇中略青海波には垣代四十人參る、この青海波、蘇合香、退走禿は四十年來にて再興ある所とぞ、

〔大江俊矩記〕寛政十一年正月十九日戊寅、舞御覽、〇中略午半刻計出二御南殿一、舞樂始、七番也如例二番目拔頭、還城樂之頃御通始、極臈新藏人兩人參二候殿下一、酌左大將殿、着時定如例、

〔拾芥抄上末音樂〕盤涉調　鳥向樂無レ舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　鳥向樂傳字加字羅具

〔龍鳴抄下盤涉調〕鳥向樂

拍子十八、まひなし、古樂、たゞし新樂にも、うちまかせては古樂といふべし、

〔仁智要錄十盤涉調〕鳥向樂　拍子十八　中曲　新樂　南宮譜无レ舞

〔教訓抄六盤涉調〕鳥向樂拍子八　古樂

此曲弘仁御時、南池院行幸船樂作之、鷁首ニ向故ニ名二鳥向樂一、船樂作故爲二古樂一、于今參向行道ノ樂ニ用之、此時新樂、有二忠拍子一、別ノ習アリ、加二三度拍子一、或人ノ説ニ云、以二白柱一爲レ急云々、

蘇莫者

〔中右記〕康和四年三月廿日乙亥、今日有御賀（〇白河五十賀）後宴事、〇中略午剋許人々參上、御裝束儀一如式、先龍頭船樂六艘被相儲也、（左右近衞府各二艘、外衞各二艘、）於北殿南岸池頭人々乘船、左一龍頭、〇中略第三左右龍頭鷁首、下臈樂人各十人也、皆吹鳥向樂、從左右各進出、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　蘇莫者、（曾眞具志也）一本莫者作幕遮、

〔樂考般涉調〕蘇莫者　者當作遮、

唐の時所謂西胡渾脫舞也、蘇莫遮は高昌國の女子の帽子の名なり、

〔大日本史禮樂十五〕按、教坊記曲名有蘇幕遮、羯鼓錄太簇宮有蘇莫頼邪、並音相近、蓋同曲也、又教訓抄、體源抄云、天竺曲、然他書無所考、

〔龍鳴抄下盤涉調〕蘇莫者（そまくさ）

序拍子六、二反すべし、破拍子十二、四反すべし、只拍子にするなり、はてのきりにひやうしあぐ、古樂にあぐ、まひのいでいるに古樂の亂聲、序のたいこのうちやう、荒序のやうなり、まひのてい金色なるさるのかたち也、ばちをひだりにもちたり、きなるみのをきたり、よに人のいひつたへたることは、さうさむたうきやくのおほみねとをられけるに、ふゑをふかれけるにきゝて、山のかみのまひたるとぞ申す、おほみねには蘇莫者のたけといふ所ありとぞ、やまぶしの人々かたらる、さうさんはよかりけるふゑふきなり、管絃に心をふかくえたる人なり、さもやありけんとこそおぼえたれ、

〔仁智要錄九盤涉調〕蘇莫者　序拍子六、但打急拍子、可彈一反、破拍子十二、可彈四反、合拍子五十四、破終帖打三度拍子、　長秋卿横笛譜云、序拍子十二、以二反爲一帖、今世序彈二反、破彈四反、終帖加拍子、舞出入用亂聲、　中曲　古樂

採桑老

〔教訓抄四〕蘇莫者　別裝束舞天王寺ニ舞之　古樂

序二帖拍子各六　破四帖拍子各十二〇中略

序二帖、拍子各六大鼓如洗序打之、一說如樂調打之、破四帖、拍子各十二、忠拍子打之、終帖加拍子、如還城樂舞出入用古樂亂聲也、亂聲吹止各禰取、盤涉調音入時重吹破、加拍子一說也

或書云、本者有急、大秦公貞時令秘藏間絕之、古老云、此破チ云、獨コ十六、拍子延吹皆急トスト云々、抑此破ニ有樂拍子之說、大神惟季之流ノ外、他伶人不知之也、

永保三年十月一日、法勝寺九重御塔供養法用樂惟季始吹之云々、

保延二年十月十九日、法金剛院御塔供養錫杖上樂基政吹之、

承安三年日、蓮華王院御塔供養日、當座ニテ樂拍子可仕之由被仰下、宗賢失東西テ、散々吹之覺給ケル也、

〔教訓抄七〕舞番樣

蘇莫者有面、別裝束、持左桴、天王寺舞之　蘇志摩別裝束、著鼕笠、[redacted]志摩利云、大神氏[redacted]也、

〔樂家錄三十六番舞〕盤涉調之曲

蘇莫者中曲　番舞蘇志摩利、中曲或八仙、林歌、已上小曲

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、〇中略蘇莫者、〇中略これらを御覽せられけり、

〔伊呂波字類抄左人事〕採桑老盤涉調サイシラフ

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　採桑老佐以志也字羅字　一名採桑子、

〔樂考般涉調〕採桑老

景範云、百濟國樂、　統秋云、唐に採桑子といふと見えたり、　按ずるに、唐宋曲中採桑と云名はあれども、曲によりて起れる所別なり、百濟樂といふ說宜しきに似たり、

〔大日本史 禮樂十五〕按、敎訓抄、體源抄、並以本曲爲唐樂、考唐書通典、有採桑曲、云商人等因三洲曲而所作也、古樂宛作採桑度、又羯鼓錄、太簇角曲有涼下采桑、敎坊記有楊下采桑、採桑二曲、唯採桑老無所見、本曲未知其爲何曲、

〔龍鳴抄 下 盤渉調〕採桑老(さいそうらう)てうしをふいてろくろをうつ、一越調の安摩をなじ事なり、こゑはかはれども、やうだいは同じ事なれば、くはしくはしるさず、これにて心うべし、拍子十二、このろくろに舞いづ、能々をいたる人のすがたにて、にしきのぼうししたり、おなじ様なり、おなじくおひさして、したがさねきのさしぬきに、くわにはいとくつににたるものをはく、それが名たしかならず、たづぬべし、さやさげたる人にてをひあらくいづるまゝに、ばいずたちをくりてがくをす、ゑいあり、ふたゝびゑいのはざまに、ふゑさうのふゑひちりきこゑをとるが、輪臺のていなり、はてのきりに三度拍子あぐべし、四反すべし、このがく古樂也、よりていちのつゞみかく、されども三度拍子あぐるならひとす、いるときに上調子ふく、ろくろをなじ事也、ゑいは三十より百まであれども、百歲にてしする事うたがひなしと云か、きんきのあればせぬ也、九十までするなり、

〔仁智要錄 十 盤渉調〕採桑老　拍子十二、可彈四反、(南宮譜同)合拍子卌八、終帖打三度拍子、但二反後舞人詠云、三十情方盛、四十氣力微、次樂屋取音、次又詠云、五十至衰老、(今世詠鬢毛白)六十行步宜、次樂一反、次詠云、七十懸杖立、八十座觀々、次取音、次又詠云、九十得重病、百歲死無疑、(今世舞人多氏稱終閑句有忘辭、不詠、天王寺舞人改調詠之、)次樂一反、打三度拍子、　長秋卿橫笛譜云、拍子十二、可吹五反、合拍子六十、二三兩反之後有各詠、出入之時吹調子、件舞其體老人、携杖著紫淺袍、微々行步、身體如不堪、　中曲　古樂

〔教訓抄七〕舞番樣

採桑老有面、別裝束、鳩杖、多氏天王寺舞之、　新𩋐鞨別裝束、紫袍一人、王云赤衣二人、五位以下六位二人又四人、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　採桑老、舞人一面、帽子、袴、大綾袍、小袖、冬直衣、裾、浮線綾插頭花篠、挾二于帽子一下鞘及藥袋、下二于右方一鳩杖、鳥皮沓、有二松明一

是白丁者持之也

〔樂家錄三十六番舞〕盤涉調之曲

採桑老中曲　番舞綾切、中曲或新𩋐鞨、林歌、胡德樂已上小曲

〔舞樂要錄上〕舞番

左採桑老〇中略　右新𩋐鞨或林歌或胡德樂

同例　大法會

勝光明院供養保延二年三月廿三日　左〇中略採桑老〇中略　右〇中略新𩋐鞨

曼荼羅供有二舞樂儀一

歡喜光院供養永治元年二月廿一日　左〇中略採桑老〇中略　右〇中略胡德樂

宇治入道九體堂供養康治元年六月廿九日　左〇中略採桑老〇中略　右〇中略林歌

八講

鳥羽院御八講仁平四年三月廿二日、被二始行一、同廿五日、結願、　第四日五巻日　夕座了供舞　左〇中略採桑老〇中略

右〇中略長保樂

朝覲行幸

同〇寛治七年正月三日　左〇中略採桑老〇中略　右〇中略綾切

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同〇延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比

奏せざる舞を御覽せられけり、○中略採桑老、○中略これらを御覽せられけり、

〔定家朝臣記〕康平三年十一月廿六日辛亥、殿下○藤原賴通於白河院、賀大僧正○明尊九十算、○中略次有音樂、○中略次採桑老、○右衛門志時資內大臣賜御衣、

〔中右記〕康和五年十二月二十日、左近大夫將監狛光末入來、○中略問○藤原宗忠云、採桑老如何、答云、是又正方以後時佐佐忠三代相見之處、時佐佐忠同樣也、猶至正方者雖同體殊絕妙也、計之能得舞骨法者優妙之所致歟、至採桑老者强無相違、○下略

〔續古事談〕五諸道採桑老ハ正方、時助、助忠ツタヘテ舞ケリ、タガフ事ナシ、光季ガ申ケルハ、正方ガ舞シハコトニメデタカリキ、コレソノ骨スグレタルナルベシ、此舞モ助忠シニテ後ナガクタエニケリ、

白川院天王寺ノ舞人公貞ヲ召テ、此舞ヲ近方ニヲシヘシメテ、朝覲行幸ニマハセラレケリ、此事時ノ人ウケザリケリ、公貞ガ舞ヲモチキラレバ公貞舞ベシ、公貞舞マジクハ、舞ヲ習マジトゾカタブキケル、タヾシ後冷泉院ノ御時、蘇莫者ヲメシテ御覽ジケリ、此舞ハ天王寺ノ舞人ノホカニハマハヌ舞ナリ、宇治殿キヽ給テ、近衛官人雅樂ノモノナラズシテメサルヽ、事イカヾアルベカラムト仰ラレケリ、若此儀ニテ公貞ニハマハセラレザリケルニヤ、近方ガ採桑老、多ノ氏ノ流ニハアラズ、天王寺ノ流也、

〔古今著聞集〕六管絃歌舞舞人多資忠死去の後、胡飲酒採桑老曲かの氏に絕にければ、久我太政大臣○源雅實胡飲酒を將曹多忠方にをしへ給ひけり、採桑老はをしふるものなかりけるに、天王寺舞人秦公貞此曲を傳へたりければ、院の仰によりて、右近將曹多近方にをしへてけり、

保安五年○天治元年正月朝覲行幸に、近方採桑老をつかうまつるべきにて有ければ、四年十二月一日、仙洞にて、近方採桑老をつかうまつりて、一院○白河新院○鳥羽御覽せられけり、能俊卿以下御前

感秋樂

に候けり、近方庭中に出ける時、樂人公貞扶持しけり、舞終て公貞をも舞せられけり、

〔看聞日記〕應永廿七年六月廿九日、鄉秋參菊第事訪申對面、〇中略抑久乙父子三人死去、採桑老秘曲已斷絶了、久乙一流之外無相傳之仁、久乙末子四五歲小生有之舞不及傳受云々、採桑老舞曲斷絶、朝家可御事闕之條無念也、諸道零落時節到來歟、

〔聚樂第行幸記〕四日の十七日〇天正十六年四月舞御覽〇中略七番採桑老〇中略

採桑老は天王寺の伶人舞之、天子より下さるゝ、丈ろき御衣也、面ならびに鳩杖、あまのたきさしと云笛は勅物なり、（舞以後近上致）

〔源氏催馬樂師傳相承〕採桑老相承

多公用（右近大夫　修正子）
　同好茂（兵衛大夫　公用子）
　　同正方（右近將監　好茂子、長元元年、賜朝臣字、宮人勧賞、）
　　　同節資（右兵衛尉　正方子）
　　　　同資忠（右近大夫　節資子、爲山村正連被殺害了、）
　　　秦公信（天王寺舞人、鼻チカム手始令舞云給、）
　　　　同公貞（公信子）
　　　多近方（右近大夫將監　資忠子、父資忠爲山村正連被殺害之間、依勅定習之、）
　　　　同成方（右近將監　近方子）
　　　　　成長（右兵衛尉　成方子）
　　　　同近文（右近大夫將監　近方子、未逢其節、仍倍靈成不審、九十死去了、）
　　　　　同節近（右近將曹　近文子、當曲次第同父、）
　　　　　　同久行（節近子、承久二年九月十九日、上皇臨時舞御覽始舞之、件日舞曲過法、老耄片腹痛事少々出來、仍後日上皇召寄閑所令直御云々、）
　　　　好方（右近大夫將監　近方子、八十二死去了、）
　　　　　好節（右近大夫將監　好方子）
　　　　　　好氏（右近將監　好節子、承久二年五月廿九日、舞御覽日於樂裏舞之、）

〔拾芥抄〕上末（樂）盤涉調　感秋樂（無舞）

〔樂家錄〕二十八（樂曲訓法）中華曲

盤涉調　感秋樂加牟志宇羅具

〔教訓抄六盤涉調〕感秋樂拍子十　新樂

大戸淸上作レ之、有二忠拍子一加二三度拍子一、予相傳同事也

〔樂家錄二十四坤三鼓加節〕盤涉調曲

感秋樂新樂、中曲、當曲擊二羯鼓一、

山鷓鴣曲

〔倭名類聚抄四曲調〕盤涉調曲　山鷓鴣曲鷓鴣鳥名也

〔大日本史禮樂十五〕按、本書〇教坊記曲名有二山鷓鴣一、蓋是也、

竹林樂

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　竹林樂千具利牟羅具

〔龍鳴抄下盤涉調〕竹林樂ちくりんらく

拍子十、舞なし、はやき物なり、三度拍子にあぐべし、新樂、

〔仁智要錄十盤涉調〕竹林樂　拍子十　古樂明遏譜

〔教訓抄六盤涉調〕竹林樂拍子十　古樂

此樂早物也、四拍子加二拍子一、口傳云、雖レ爲二古樂一、管絃之時打二一鼓一事、不レ合、然者可レ用二羯鼓一也、古老物語云、大國ノ葬送ニハ奏二此曲一云、仍吉事不レ可レ用レ之、雖レ然不レ謂二吉不一用レ之、

〔體源抄二下盤涉調〕竹林樂　古樂、小曲、無レ舞、拍子十、自二二反頭一加二三度拍子一可レ打二羯鼓一、早八拍子、延四拍子、兩說有レ之、共加二三度拍子一拍二鉦鼓一、

元歌

〔倭名類聚抄四曲調〕盤涉調曲　元歌

〔大日本史禮樂十五〕按、諸樂書無二元歌一、未レ詳二其所一レ起、唯萬秋樂一名曰二桂歌萬秋樂一、桂或作レ元、豈以レ名異而複出乎、附俟二後考一、

德貴子

盤涉參軍

永寶樂
登貞樂
承秋樂

〔倭名類聚抄四曲調〕盤涉調曲　德貴子

〔大日本史禮樂十五〕貴疑寶之訛、蓋唐得寶子曲、太眞外傳云、明皇曰、朕得楊貴妃、如得至寶乎、乃製曲子、曰得寶子、又曰得鞛子、蓋貴寶字體近似、故誤耳、

〔倭名類聚抄四曲調〕盤涉調曲　盤涉參軍

〔樂考般涉調〕般涉參軍

般涉參軍は後漢より以後、弄參軍戲といふ事あり、唐に至り、李仙鶴といふ者、此伎を善すといふ事見えたり、

〔大日本史禮樂十五〕按、樂府雜錄云、黃幡綽張野狐弄參軍、始自漢館陶令石耽、耽有贓犯、和帝惜其才免罪、每宴樂卽令衣白夾衫、命優伶戲弄辱之、經年乃放、後爲參軍誤也、開元中有李仙鶴善此戲、明皇特授韶州同正參軍、以食其祿、陸鴻漸撰詞言韶州、蓋由此也、由是考之、此曲本因李仙鶴得名、而以其入般涉調、故名般涉參軍乎、附待後考、

〔倭名類聚抄四曲調〕盤涉調曲　永寶樂　登貞樂

〔拾芥抄上末音樂〕盤涉調　承秋樂無舞

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　承秋樂勢字志字羅巳

〔仁智要錄十盤涉調〕承秋樂　拍子十

〔敎訓抄六盤涉調〕承秋樂拍子十　新樂

是モ同ジ相傳〇大戸清上作也、此ノ家ニハツタヘヌ樂ドモナレドモ、絃管ノ一物ダチニ申アハセ侍シカバ、昔ヨリ今ニ物ヲ習フ道サノミコソアレト申サレ侍シ時ニ、習アツメテ侍也、有忠拍子加三度拍子、

鷄鳴樂

〔拾芥抄 上末樂〕盤涉調　鷄鳴樂 無舞

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　鷄鳴樂 計以女以羅具

〔仁智要錄 十盤涉調〕鷄鳴樂　拍子十

〔敎訓抄 六盤涉調〕鷄鳴樂 拍子十　新樂

此樂大神氏ニハ不相傳曲也、從六條入道 基通 手尾張ノ 則茂 傳授樂之內也、從則茂之手予傳ヘ習ヒテ侍也、有喚頭 忠拍子也 吹出不似普通之樂、如韶應樂也、加三度拍子、

古記云、鷄鳴本作啓明、云者明皇名也、鷄鳴時歌之、或云、鷄鳴歌者林歌也、

或說云、承和御時、○仁明 臨時深更還御時、奏此曲爲退出音聲、

千秋樂

〔拾芥抄 上末樂〕盤涉調　千秋樂 無舞

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕中華曲

盤涉調　千秋樂 勢牟志宇羅具

〔大日本史 禮樂十五〕按、敎坊記、有千秋樂、唐書云、開元中以八月五日爲千秋節、天下燕樂、千秋樂蓋起此、本曲恐與此同曲也、

〔龍鳴抄 下盤涉調〕千秋樂

拍子八、まひなし、はやきものなり、監物よりよしが後三條院の大嘗會につくりけるを、入道左大臣殿 ○源俊房 のこの調子にものすくなしとて、ひろうせさせ給ひたりとぞ申す、

〔仁智要錄 十盤涉調〕千秋樂　拍子八　新樂

〔敎訓抄 六盤涉調〕千秋樂 拍子八又十六拍子　新樂

此曲、後三條院ノ康治三年、大嘗會風俗所ノ預王監物賴吉吹トヾメ給云々、奉勅作、而入道左大臣

殿、此調子ニハ樂スクナシトテ吹トヾメ給云々、此樂有二二說一、一者早八拍子、羯鼓打二加三拍子一、二者早四拍子、打二加一拍子一、
又古樂揚拍子上ト古老申サレ候キ、古樂說ハゲニトモオボヘズ侍、用二船樂一說歟、本說ハ八羯鼓也、
古記云、千秋樂近代之人監物所レ作云々、而濱雄入二目錄一云々、是三品請云、本朝所レ作之非二玄城樂一、
此事イマダオトシスヘズ、唐ノ目錄ヲ見テ落居スベシ、

〔體源抄 二下 盤涉調〕千秋樂　拍子八、又十六拍子、新樂、小曲、無レ舞、

〔樂家錄 三十四 坤 三鼓加節〕盤涉調曲
千秋樂 新樂、中曲、當曲、擊二羯鼓一拾二鉦鼓一、

長元樂

〔敎訓抄 六 盤涉調〕長元樂 拍子十六　新樂
此曲、長元樂ノ大嘗會ノ時、從三位源朝臣濟政作レ之、或ニハ博雅三位作レ之、世人千秋樂ノ急ト申ハ僻事ナリ、
謂二長元樂一也、播磨三位說可レ云二德藥子一也、コレハカキイルベクモ候ハズ、世ニモ人モチキヌ物ニテ
侍ドモ、任二六條入道之說一傳レ于則成レ之了、管絃ノ時シテモテアソブベシ、早四拍子加二一拍子一、

角調樂曲

〔倭名類聚抄 四 曲調〕角調曲　曹娘褌脫　白柱　遊字 據二一本一改、原作レ字、 女
〔大日本史 禮樂 十五〕按、和名鈔、明暹笛譜、並立二角調部一、而仁智要錄、龍鳴鈔、拾芥鈔等諸書、不二別立一、其
部、諸曲皆入二般涉調、角調本般涉支調、故諸書互有二分合一、其實非レ有二異同一也、

曹娘褌脫

〔倭名類聚抄 四 曲調〕角調曲　曹娘褌脫
〔秋苑日涉 四〕渾脫
角調曲有二曹娘渾脫一、間褎錄以謂宋之問妾名、因演爲レ曲、宋之問河陽詩、曹娘嫣態盡、春樹不レ堪レ過、熙按、此說未レ確、沙陁調
曲有二曹婆筑一、曹娘曹婆疑是一人、公孫大娘石火胡之類、當時工二此伎一者耳、

白柱

〔倭名類聚抄 四 曲調〕角調曲　白柱
〔秋苑日涉 四〕白柱

遊字女

盤渉調曲有白柱、歷代樂府並無所見、今詳應白紵之誤、柱與紵音相近、席上腐談曰、玉藻云、士不衣織、鄭氏注云、織染糸織之、釋文云、織音志、今訛爲注、遂稱織絲爲注絲、志注聲相近也、或寫爲苧絲、則又轉訛矣、可見柱紵音易訛也、通志樂略曰、白紵歌有白紵舞、吳人之歌舞也、吳地出紵、故與其所見以寓意焉、始則田野之作、後乃大樂氏用焉、其音入淸商調、故淸商七曲有子夜者、卽白紵也、在吳歌爲白紵、在雅歌爲子夜、

〔拾芥抄上末音樂〕盤渉調　白柱(無舞)

〔伊呂波字類抄波人事〕白柱(ハクチウ角調)

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕中華曲

盤渉調　白柱、(波具千宇)一名德貫子、又兒女子、

〔龍鳴抄下盤渉調〕白柱(はくちう)

拍子十、はやきものなり、この十拍子のやうを、よの人ならやうといふ、また九拍子のせちあり、これを京やうと云、ゆへはしらず、三度にあぐべし、

〔仁智要錄十盤渉調〕白柱　拍子九　一說拍子八(南宮長秋卿譜同)　綿譜云、拍子八、　又云、有譜、拍子十、

小曲　新樂　無舞　明暹橫笛譜云、或入角調、

〔教訓抄六盤渉調〕白柱(拍子九又八)　新樂

謂之德貫子、有三說、一者拍子九、(早八拍子加三度拍子、)是兒女子(京樣云)二者拍子十、(拍子同前、又云十一拍子、是云奈良樣)大判官(○大神惟季)ハコレヲ秘說トセリ、三者、(忠拍子說也、頗拍子ハ可用、)コレハイヅレノ拍子ニモアルベシ、又口音ヲ吹樣アリ、メヅラシキ說ナレバ、サモ〳〵シラム時ニ吹ベシ、(博雅三位之說、可爲古樂物云、)

〔倭名類聚抄四曲調〕角調曲　遊字(○字原作宇、據一本改、)女

〔拾芥抄上末音樂〕盤渉調　遊字女(無舞)

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕中華曲

盤渉調　遊兒女、（由字仁忠與）一名遊字女、又遊人女、又人字女、又人字兒、又遊兒子、又戀女子、

〔仁智要錄 十 盤渉調〕遊字女　遊或作悠　字或作兒　拍子十　南宮横笛譜云、拍子八、　小曲　新樂　无舞　明暹横笛譜云、入角調、

〔教訓抄 六 盤渉調〕遊字女（拍子、十）　新樂

此樂モ大神氏ニハ不吹、サレバ此家ニモ不待シテ則成習侍也、早八カコ（加三拍子）喚頭アリ、習フ所ハ反度ニハ喚頭一反吹出一反吹也、曳物ノ説ニハ喚頭ヲ二返吹云、豐原氏説ニハ於喚頭者時元之時絶畢、有忠拍子説、（末不延之）或書云、隋煬帝並子（○並子恐有誤脫）作之、遊兒女改逝宮也、

〔樂家錄 二十四 坤三鼓加節〕盤渉調曲

遊兒女（新樂、中曲、當曲擊鞨鼓、拍鉦鼓、）

古事類苑

樂舞部九

高麗樂樂曲 振鉾師子併入 一曲 一鼓

高麗樂ハ高麗國ニ起リ、我國ニ傳ヘタル樂ヲ云フ、而シテ我國ニ於テ擬作セル樂曲モ、高麗樂ノ調ヲ用キタルモノハ、高麗樂ニ收メタリ、高麗樂ニハ壹越調、平調、雙調ノ三曲調アリ、唐樂ニ對シテ右樂又ハ右方樂ト稱ス、猶ホ樂舞總載篇及ビ唐樂樂曲篇等ヲ參看スベシ、

振鉾ハ一ニ厭舞ニ作リ之ヲエンブト云フ、凡ソ舞樂ノ初ニハ、必ズ先ヅ此曲ヲ奏ス、左方右方互ニ出デヽ舞ヒ、了リテ更ニ左右並ビ進ミテ合舞ス、一曲モ亦左方右方各一人ニテ舞ヘリ、一鼓ハ蘇利古若シクハ崑崙八仙ト番ヒ、師子ハ狛犬ト番ヒテ、並ニ左方ニ屬スレドモ、其樂調ノ如キハ、今之ヲ知ルニ由ナシ、

〔拾芥抄 上末 音樂〕高麗壹越調
新鳥蘇 大曲 古鳥蘇 同 退宿德 同進宿德 進宿德 狛桙 皇仁庭 阿夜岐利 埴破 志岐傳 俱
論甲序 歸德 高麗龍 犬 顏徐 新河浦 長保樂 進曾利古 還鼻胡德 石川 酣醉樂
崐崘八仙 新靺鞨 納蘇利 桔槹 常雄樂 作物 仁和樂 延喜樂 胡蝶 都鬱 志與呂岐

〔教訓抄 五 高麗〕壹越調曲
新鳥蘇 古鳥蘇 退宿德 進宿德 狛桙 埴破 皇仁 綾切 敷手 延喜樂 仁和樂 長保樂 胡德樂 石川 胡蝶 新末鞨 八仙 貴德 納蘇利 ○中略

新鳥蘇

無舞曲

都志　甘醉樂　狛龍　吉簡　進蘇利古　顏序　新河浦　黑甲序　常雄樂・狛犬　造物

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　新鳥蘇

〔伊呂波字類抄志人事〕新鳥蘇

〔拾芥抄上末音樂〕高麗壹越調　新鳥蘇大曲

〔樂家錄二十八樂曲調法〕高麗曲一

高麗壹越調　新鳥蘇　志牟止利蘇、古彈ニ納序一、但舞樂之時最初笛吹、古彈以ニ笛第一同音吹納、序畢吹ニ常曲一也、

〔龍鳴抄上狛樂〕新鳥蘇新とりそ

右の大曲とこれをいふ、皇帝のたうにこれをす、まづ此がくをふかんとては納序をふく、これによりてこの樂を納序の曲といふなり、つぎに古彈をふくべし、古彈は絕たる物也、たゞしせいせい○源濟政の三位と申ひとをはしき、そのてより兵庫允公賴譜を給はる、師說きく事兩三反、譜をとしごろもたれども、忘らぬが故にみずみゝに師說をとゞめたれども、ことのつゞきおぼえず、公光、公延ふたりのこなり、それ譜も忘らず年比あるほどに、おわりのとくごうといふ人いでき給へる、この道をこのまるゝにをくをきはめたる人也、其人に公賴この譜をみせまうしてふかせてきゝて、師說のありさまを申きかせたり、ふきとゝのへたるを古今ことなれども、むかしの三位、いまの禪師、たゞおなじことなり、いと〳〵あはれなりと申けり、そのとくごうの譜、并師說ぁうたり、嗅頭あり、蘇利古あるわらひこぶらにゑみたるかたちいにくけたり、三反のやうに拍子あぐ、

〔仁智要錄十一高麗曲〕新鳥蘇　拍子十七　長秋卿譜云、拍子十六、明暹譜云拍子十二、但初反拍子

六、第二反六、(四略定) 第三反四、喚頭六、　私案、長秋卿譜不分段、又不稱喚頭、始終通計以爲十六拍子、明暹譜初反拍子六、喚頭拍子六幷爲十二拍子、今加第二反五拍子以爲十七拍子、　大曲

〔雜秘別錄〕新鳥蘇

間拍子といふ事第二反にあり、いと人しらずげなり、いま三のつゞみ一拍子のぶる所あるを、大このきはの三のつゞみをうたぬなり、大こうち三のつゞみうちが、ともにしりてすべき事なり、第二反第三反などは、四五反をもして喚頭にはつく、大こあげ、そりことるほどになりぬれば、たびごとに喚頭につくなり、四天王寺には拍子あげつれば、すべて喚頭をせぬこともあるといふめり、

〔敎訓抄(五高麗曲壹越調)〕新鳥蘇　有面甲　大曲　謂之納序曲(拍子十二)　舞間拍子(百四十)

先欲此曲奏時先吹納序、有二說、次古彈、(如亂聲物) 已上拍子打樣(有譜) 興福寺住僧圓賢(尾張得業)語云、公賴雖究高麗樂、未習古彈曲、然間去長元年中、高陽院歌合右方人、爲遂所願參住吉社之次、濟政卿召公賴於宿廬、高麗樂談之間、公賴申云、古彈師說未慥、今日可申請者、卿被答云、尤可然、但忩忙無暇、不能委授、宜以此譜可吹浮、卽以自筆譜一紙、被賜授公賴了、公賴申云、於譜者賜了、可承師說者、付其詞被吹此曲數廻云々、今日所願有是者、爰公賴耳雖聞樂音、眼不見文字、久送多歲、未過實友、今禪下(得業也) 明暹譜說深智樂意、願披譜令曉我情者、卽圓賢稍對此譜詞吹三返、其時公賴泣々、聞君之音曲、與濟政卿所吹無一乖違、哀哉古今雖殊、雅音惟同、卽以此說欲授息公延者、仍彼濟政卿自筆譜傳賜公延了、公延背世之後、男公重給基政了、(基賢時絕如何) 圓賢(給行高、同傳明暹) 次第相傳如此、(近來不吹此曲) 次吹出一返、(拍子一) 初返、(拍子五) 序吹、(當五拍子所、在三鼓拍子) 第二返(拍子五) 同前也、依爲秘事近來不吹之、(吹第二返樣爲序被吹常用之)(二體源抄作三) 第三返、(拍子四) 喚頭、(拍子六) 急吹樣大旨同詞也、(可授師傳也) 舞人東西互ニ行替壓舞之後、更還本方打丁丁左右袖初吹急、(加拍子)

口傳云、嗩頭返吹樣、序吹之間五返一度可ㇾ吹、嗩頭破吹時者三返一度加ニ拍子一、後二度〇一體源抄作ㇾ二一度至ニ蘇利古一時每度付ㇾ之吹也、

合肘舞也、執ニ後參一、三五要略琵琶譜拍子十六云々

〔樂家錄二十四坤三鼓加節〕高麗壹越調曲

新鳥蘇新樂、大曲也、高麗曲皆新樂也、

〔敎訓抄七〕舞番樣

皇帝在ㇾ甲、昔有ㇾ釼、加ニ破陣字一、諸肩袒、　新鳥蘇在ニ面甲一、合肘舞、執ニ後參一、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

右舞　新鳥蘇、舞人四人常裝束、袍、甲、異、帽子、後參桴、體源抄曰、有ㇾ面、

抑謂ニ後參桴一者、此曲舞人四人出舞ㇾ之、而後下臈二人入ニ于樂屋一持ㇾ桴、復進授ニ之上首一、而二人共入ニ于樂屋一、後持ㇾ桴姑奏入合終ㇾ曲、故謂ニ之後參桴一也、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

皇帝　新鳥蘇〇中略　已上大曲

同例　大法會

雲林院塔供養康和三年三月十九日　左〇中略萬歲樂〇中略　右〇中略新鳥蘇

法勝寺御塔供養永保三年十月一日　左〇中略蘇合　右〇中略新鳥蘇

興福寺塔供養承曆二年正月廿七日　左〇中略春鶯囀　右〇中略新鳥蘇

八講

堀河院宸筆御八講長治元年八月一日被ニ始行一、同七日結願、〇中略　第六日五卷日　左團亂旋〇中略　右新鳥蘇

朝覲行幸

古鳥蘇

同（○康和）四年正月二日　左（○中略）赤白桃李花（○中略）右（○中略）新鳥蘇

御賀

安元二年（後白河院五十御賀○中略）賀宴　三月四日　左（○中略）太平樂（○中略）右（○中略）新鳥蘇

相撲節

延長六年（○中略）拔出　同（○七月）廿八日　左皇帝（○中略）右新鳥蘇

〔江家次第（八七月）〕相撲拔出

左右各舞、（隨時）大曲各一、（左蘇合香、右新鳥蘇、）

〔倭名類聚抄（四曲調）〕高麗樂曲　古鳥蘇

〔拾芥抄（上末音樂）〕高麗壹越調　古鳥蘇（大曲）

〔樂家錄（二十八樂曲調法）〕高麗曲

高麗壹越調　古鳥蘇（古止利曾）

〔龍鳴抄（上狛樂）〕古鳥蘇（ことりそ）

是をふかんとて高麗調子をふくといふ人、ことしらぬ物なり、ことの有さま、新鳥蘇にたがはず、

蘇利古あり、かぶりして笏こしにさしたるまひなり、團亂旋にあはす、大曲なり、喚頭あり、

〔仁智要錄（十一高麗曲）〕古鳥蘇　拍子十三、但初反拍子三、第二反四、換頭六、舞百五十拍子、

〔敎訓抄（五高麗曲壹越調）〕古鳥蘇

謂之高麗調子曲、（拍子十、喚頭定）加舞間拍子、（首五十）冠著劍、（笏指近來面不著之）

先欲此曲奏時吹高麗調子、但依爲秘事常吹心調子云々、又此調子興福寺常樂會之後、日西樂門奏之、（用略定之說云々）初返、（拍子四）此內有五拍子處、（謂之古鳥蘇待拍子、尤爲秘事、）第二返、（拍子四）序吹也、爲秘事、仍常不吹之、以第三返之樣近來用、初返、（拍子四）喚頭、（拍子六）此舞空渡ト云手アリ、其手舞終テ立テ定時（加拍子）喚頭返付樣、（如新鳥蘇）

三五要略云、拍子十三初返三、第二返四、喚頭六、舞間拍子百五十、

〔教訓抄七〕舞番樣

團亂旋有甲、諸肩租　古鳥蘇有面、但近來不用之、冠著、劔笏指、執後參、

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、〇中略古鳥蘇、冠ニ劔ヲハキ笏ヲサス、後參アリ、昔ハ面アリ、今ノ世ニモチヰズ、

〔樂家錄舞三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　古鳥蘇、舞人六人、冠、卷纓、緌、常裝束、袍、笏、挾後參、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

團亂旋　古鳥蘇〇中略　已上大曲

同例　大法會

雲林院塔供養應和三年三月十九日　左春鶯囀〇中略　右古鳥蘇

金剛心院供養仁平四年八月九日　左〇中略賀殿〇中略　右〇中略古鳥蘇

上東門院御堂供養長元三年八月廿一日　左蘇合〇中略　右古鳥蘇

朝覲行幸

嘉保二年正月二日　左〇中略團亂旋〇中略　右〇中略古鳥蘇

同〇康和六年正月二日　左〇中略三臺〇中略　右〇中略古鳥蘇

御賀

仁平二年〇鳥羽院五十御賀中略　法會　三月七日　左〇中略太平樂　右〇中略古鳥蘇

相撲節

同五年〈○承平〉〈○中略〉拔出〈同(七月)廿九日〉　左皇帝〈○中略〉　右古鳥蘇

〔長秋記〕天永二年八月十一日、右近衛府試樂、〈○中略〉白丁最手者五六人許令相撲、次亂聲、南幔前立大鼓、鉦鼓、桴等、舞人右近將曹多忠方振桴、次舞古鳥蘇、舞人四人、〈右近將曹多忠方、府生多近方、左衛門府生爲季、府生巽角、修理近正、右衛門府生爲季、〉

〔教訓抄〕〈五高麗曲壹越調〉古鳥蘇

天養元年十一月十二日、定考、依上卿内大臣仰、〈左賀王、右古鳥蘇、〉舞如忠舞、〈不著冠、大劍、不指笏、片肩袒舞、無後參、〉大旨爲新儀、又舊例可尋歟、〈○中略〉承久二年九月十九日、水無瀨殿ノ舞御覽、有古鳥蘇、吹高麗調子、〈式賢定賢〉但不吹時拍子、如只常也、〈尤可吹云々〉後參、如例、但依勅定不止音樂、後參蘢、〈久行世經〉入綾舞、是雖爲新儀、堀河院御時、以勅定蘇合入綾光季舞、以其例今日蘇合入綾アルベシ、仍古鳥蘇後參以後有一曲、其興アリヌベシト依被仰下、兩人隨分曲盡了、叡慮シカラシメタリケレバ目出シ、仍以穎賚辨於勅使兩曲ノ入綾尤メヅラシ、勅庭外極不可仕、此說尤秘藏云々、

〔倭名類聚抄〕〈四曲調〉高麗樂曲　退宿德〈宿音如鼠〉

〔樂家錄〕〈二十八樂曲訓法〉高麗曲

高麗壹越調　退走德〈太以志也字止具、退字濁、〉一本德作禿、一名退宿德、又號老舞、

〔龍鳴抄〕〈上拍子樂〉退走德〈たいそとく〉

拍子十三、いくかへりといふことなし、まひのいるにゑたがふべし、拍子あぐるもまひにゑたがふべし、大曲なり、春鶯囀にあはす、

〔仁智要錄〕〈十一高麗曲〉退宿德　宿德作走禿　拍子十六

〔教訓抄〕〈五高麗曲壹越調〉退宿德　有面牟子　大曲　謂之退走禿〈拍子十六、一說十三、〉舞間拍子〈二百〉老舞云、

此舞樂ノ事、委シルセルコトナシ、世人ヲイ舞ト云、人色ノ面、〈眉白シ〉コレモ合肘ノ舞ナリ、渡事アリ、渡返テ立定時〈加拍子、〉紀氏口傳云、此曲後退走左右見上見事、向合後合テ、中古マデハ舞侍ケレド

進宿德

モ、今世ニハソノ手舞絶タリ、此手ノユヘニコソ退走禿トハ名付テ侍ナレ、多好茂之時ニハ、輪ヲ作テ舞ケリ、何比ヨリトヤマリタリト、モ傳ヘズ、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古退走禿大輪ヲ作テ舞、今ハ不然、

〔教訓抄七〕舞番樣

春鶯囀(有甲、諸肩袒、天長寶壽樂云、)　退宿德(有面、牟子、合肘舞、退走禿ト云、)

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　退走禿、(舞人四人)面、帽子、常裝束、袍、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

春鶯囀　退走禿(○中略)　已上大曲

同例　大法會

同(○法成寺)金堂供養(治曆元年十月十八日)　左(○中略)秋風樂(○中略)　右(○中略)退宿德

朝覲行幸

同(○寬治)五年正月十三日　左(○中略)春鶯囀　右(○中略)退宿德

同(○康和)四年正月二日　左(○中略)玉樹(○中略)　右(○中略)退宿德

天仁元年十二月十九日　左(○中略)太平樂(○中略)　右(○中略)退宿德

〔嚴有院殿御實紀三十一〕寬文五年五月十九日、舞樂御覽あり、(○中略)青海波、蘇合香、退走禿は、四十年來にて再興ある所とぞ、

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　進宿德

〔拾芥抄 上末 音樂〕高麗壹越調　進宿德

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　進走德 志牟志也宇止具　一本德作禿、一名進宿德、又號若舞、

〔龍鳴抄 上 狛樂〕進走德 しむそとく 拍子廿、退走德にをなじありさまの物也、たゞしこれをばわかまひといふ、退走德をばをいまひといふ、ぼうしをゝたり、大曲なり、蘇合にあはす、このふたつは大曲なれども、そりこをとらず、

〔仁智要錄 十一 高麗曲〕進宿德　此曲頗早彈　拍子廿

〔教訓抄 五 高麗曲壹越調〕進宿德　有面牟子　大曲　謂之進走禿、拍子二十、一說廿一、舞間拍子二百九十若舞云、

此曲ノ様委ク申タル物ナシ、世人ワカマヒト申タリ、面赤 眉黒 此舞モ合肘ノ舞ナリ、渡カヘリヌレバ 加拍子 紀氏物語云、前ヘ進ミ走テ右肩ヲ指シテ落居手ヲ中古マデ舞侍ケルヲ、近來舞ウシナハレテ候也、長元臨時樂マデハ此手ハ侍ケリ、如林歌前ヘ後ヘ走手ハマコトニアラマホシク侍、左ノ大曲ニハ走ル事ハ毎曲侍ハ尤可對侍ル、

古老語云、古舞ノ中ニハ、當曲極タル大事ノ曲云、仍常樂會ノ安幕ニシテ紀氏舞人等ニ談義シテ、多氏舞人モ不審ヲヒラキテ舞ケリ、近來ハサルサタニモオヨバズ、散々ノ事ドモニテ侍ナリ、是モ大曲ノ内ナレドモ、後參ハトラズ、サダメテヨシ侍ルラム、タヅヌベシ、進走禿、退走禿、雖入高麗調子、爲黃鐘調樂也、於執柄殿下有右樂時、主人召仰云、

〔教訓抄 七〕舞番様

蘇合 有甲、諸肩、租蘇甲云、　進宿德 有面牟子、合肘舞、進走禿云、

〔樂家錄 三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　進走禿 舞人四人 面、帽子、常裝束、袍、

狛鉾

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

蘇合　進走禿　已上大曲

同例　八講

四條宮御八講寛治二年六月十九日被始了、同廿二日結願、　初日夕座了供舞　左蘇合　右進宿德

朝覲行幸

延久二年二月廿六日　左〇中略太平樂　右〇中略進宿德

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　狛鉾古萬保古

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　狛鉾、古萬保古、桙濁、一本桙作鉾、一名花釣樂、又號棹持舞、

〔龍鳴抄上狛樂〕狛桙こまほこ

一越調音、拍子十八、右ののりじりのやうにして、さほをもちたり、太平樂にあはす、

〔仁智要錄十一高麗曲〕狛桙　桙或作鉾　拍子廿二公光說　一說拍子十八公延說

頭書明暹笛譜云、拍子廿二、公光說也、公延說頗脫落、仍不記也、

〔雜秘別錄〕狛桙

さをとるに秘事どもあるとかや、天王寺にはつきかへしといふをひす、多氏にはこしまはす手をひするとかや、

〔敎訓抄五高麗曲壹越調〕狛桙　別裝束　中曲

執鉾舞云、拍子十八、又廿二、十八拍子說、返二付第七拍子、舞間拍子二百廿　棹長一丈一尺七寸一口七分也、一說二八拍子、返付又十一拍子、一寸ト云、

此舞ハ古人說云、高麗ヨリ渡ケル時、五色ニイロドリタル棹ニテ船ヲ指テ渡タリケルヲ、ヤガテ四人肩ニ係テ舞始タリト申傳タリ、サレバ于今龍頭鷁首サスカヅラノ童部著蠻繪差此棹也、謂之棹持舞云、舞人東西互行替屢舞之、後更還本方、（加拍子）但太神舞人ハ棹カハシノ後、（加拍子）此舞ノ手ニコシカヘシ棹越手アリ、多氏ニモ少々舞タルト申ヌル、大神右舞人ハ舞タリ、又ツキカヘシト云手アリ、天王寺ニ舞之、此方ニハシラヌ手ナリ、入綾ノ時ニ大鼓前ニテ二人シテ舞ナリ、押足ヲシテ拍子ヲ待テ、我棹ヲ人ノニツキカヘテトリテ、又シバラク舞テ又ツキカヘテトリテ入也、（有興事ニテ侍ナリ）奏此樂、何ノ所ニモ蘇利古之曲舞、（不知其子細、古人說云、進蘇利古樂依秘藏用之、）又近來行道ノ樂ニ用之、昔ハ奏黑甲序ケルナリ、

〔教訓抄 七〕舞番樣

大平樂（有面、諸肩袒、執桙、拔劍、有更居突、）　狛桙（高麗桙云、別裝束、執桙、）

〔樂家錄 三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　狛桙、（舞人四人）冠（細纓）緌、袴、（常異）袍、裲襠、（腰帶）棹、

〔舞樂要錄 上〕舞番

左	右
太平樂	狛桙
打毬樂	埴破（或狛桙）

同例　大法會

雲林院塔供養（應和三年三月十九日）　左（略〇中）秦王（略〇中）　右（略〇中）狛桙

法勝寺御塔供養（永保三年十月一日）　左（略〇中）打毬樂（略〇中）　右（略〇中）狛桙

興福寺塔供養（長元四年十月廿日）　左（略〇中）太平樂（略〇中）　右（略〇中）狛桙

朝覲行幸

康平三年三月廿五日　左〈略〉〇中青海波　右〈略〉〇中狛桙

同〈〇永久四年二〉月廿日　左賀殿〈略〉〇中　右狛桙

相撲節

寛弘二年　拔出〈同(七月)廿九日〉　左〈略〉〇中還城樂〈略〉〇中　右〈略〉〇中狛桙

倶倫甲序

〔倭名類聚抄〈四曲調〉〕高麗樂曲　倶倫甲序

〔拾芥抄〈上末音樂〉〕高麗壹越調　倶論甲序

〔樂家錄〈二十八樂曲訓法〉〕高麗曲

高麗壹越調　黑甲序、〈具呂加不志與、一本具呂加本志與、〉一本黑作倶論二字、

〔龍鳴抄〈上狛樂〉〕倶論甲序〈くろかふそ〉

拍子十三、大法會の行道にする物也、

〔敎訓抄〈五高麗舞曲〉〕黑甲序　又倶倫甲序、拍子十一、又十二、

コレモ舞ナシ、古譜ハ高麗行道樂ニ奏此曲イヘドモ、近來タマ〳〵右樂ヲ奏ニモ狛桙スル也、此樂ヲ人シラヌ樂ナレバ、サヤウニシナシタルニヤ、

〔樂家錄〈二十四坤三鼓加節〉〕高麗壹越調曲

黑甲序〈舊ニ小曲中中曲〉

志岐傳

〔倭名類聚抄〈四曲調〉〕高麗樂曲　志岐傳

〔伊呂波字類抄〈志人事〉〕志岐傳〈シキテン高麗樂〉

〔樂家錄〈二十八樂曲訓法〉〕高麗曲

高麗壹越調　敷手〈志氣傳〉一本志岐傳、又志岐手、一名重來舞、

〔龍鳴抄 上 狛樂〕敷手しきて
拍子十四、このまひ輪臺にあはす、わをまうが故に、虫損
〔仁智要錄 十一 高麗曲〕志岐傳　拍子十四
〔敎訓抄 五 高麗曲壹越調〕敷手　名重來舞、中曲、又志岐傳云、拍子十四、又十二、舞間拍子百八十、
此曲ヲ奏ト思時先吹心調子、吹當曲也、舞人大輪作、次小輪作、上手下手二所作之、仍青海波ニ合タリ、小輪之後北向時加拍子、又云、大輪之後小輪ニ至タル時加拍子、舞人タヅヌベシ、有說大鼓初拍子頭打之、此舞主上御元服ニ用之、裹頭樂ニ合タリ、ソレモ文字ニ付タル事ニテ侍ナリ、古老云、此樂ニ三鼓ニ有秘事、相尋玉手氏、重二少之云々、而似上拍子也、
〔敎訓抄 七〕舞番樣
青海波有甲、別裝束、舞輪臺不肩袒、青海波片肩袒、　敷手志岐傳云、有大輪小輪、諸肩袒、
〔樂家錄 三十七〕左右舞及人數裝束
右舞　敷手舞人四人　常裝束、袍、
〔舞樂要錄 上〕舞番
左　右
輪臺青海波　敷手
同例　大法會
福勝院塔供養仁平四年十月廿一日　左〇中略青海波〇中略　右〇中略敷手
上東門院御堂供養長元三年八月廿一日　左〇中略輪臺〇中略　右〇中略敷手
相撲
同〇承平六年〇中略　拔出同(七月)廿九日　左〇中略萬秋樂〇中略　右〇中略敷手

埴破

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　埴破波爾和利

〔口遊音樂〕埴破　一名弄玉

〔樂家錄二十八樂曲調子〕高麗曲

高麗壹越調　埴破、波牟奈利、一名金玉舞、又登玉舞、

〔龍鳴抄上拍子〕埴破はんわり

拍子十六、こまぼこのさうぞくに、ともゑを五つけたるなり、左右のひぢに、左右のひざに、まかふにつくるなり、はにのたまをいつゝもちたり、まうあいだとりいでゝわるなり、

〔仁智要錄十一高麗曲〕埴破　拍子十二

〔教訓抄五高麗曲壹越調〕埴破　裝束如狛桙　中曲

登玉舞云、拍子六、又十六、舞間拍子百七十　埴玉ヲ五持テ舞、

コレガユライモミヘタル事ナシ、トモ繪ヲ五ツ所ニ付タリ、左右ノヒヂ、左右ノ膝、マツ向トニツクナリ、ハニノ玉ヲ五フトコロニモチテ舞ノ間ニトリイダシテ、トモ繪ニアツルナリ、玉ヲ吹披ト申メリ、或右舞人申侍シハ、玉ノ中ニガマト云草ノホヲコムベキナリトゾ申傳、不知其由、渡返立定、加拍子、近來紙ヲマロガシテモツナリ、童舞ニハ時花ヲモタセタリ、常樂會十六日行道并蘇利古樂ニ用之、

〔教訓抄七〕舞番樣

打球樂別裝束、打木持、玉撥、　埴破別裝束、玉取、

〔續教訓抄舞裝束〕或人云、（中略）埴破、冠マカフアリ、別裝束、玉ヲ懷中シテ舞臺ニテトルナリ、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

右舞　埴破、舞人四人、冠、細纓、緌、袴、常具、袍、裲襠、常服帶、埴玉、

歸德侯

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

打毬樂　埴破

同例　大法會

法勝寺金泥一切經供養（天仁三年五月十一日）　左（略○中）打毬樂（略○中）　右（略○中）埴破

朝覲行幸

元永二年二月十一日　左（略○中）傾坏樂（略○中）　右（略○中）埴破

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　歸德侯

〔樂家錄二十八調法〕高麗曲

高麗壹越調　貴德、（氣止具）一名歸德侯、

〔龍鳴抄上拍子〕貴德侯（きとくといふべし）

破拍子十、急拍子十六、散手のさうにす、たゞし裝束ふたつなし、すまゐのやうに、いづれの散手にもあふ、急につくり物あり、すなはち造物といふがくのあるなり、まひには仁和樂をするなり、いでいるにこまの亂聲なり、散手のごとく番子あり、その番子はふたつのやうありうそぶきおもてするおりは、番子のをもてあり、おの〳〵のわらひたるかたち也、

〔仁智要錄十一高麗曲〕歸德侯　破拍子十、急拍子廿、

〔敎訓抄五高麗曲壹越調〕貴德　別裝束舞、有面二樣、（鯉口、人色、）中曲、

歸德侯謂之、破（拍子十、）急（拍子十六、）

漢書曰、神爵中、匈奴日逐王先賢撣、欲降漢、使人相聞逐詣京師、漢封日逐爲歸德侯、用鯉口清子、（横、龍源抄）作法（悉是、）者此也、先欲舞出時吹亂聲、執桴立、桴之間、作法大方如散手也、桴立之後在鎮詞、其詞曰、天下太平、（鯉口吐氣）

(嘱万歳政世和世理、)此詞ヲ詠ジテ後退テ左右腰ヲ突見桙末、(此鎮詞近來不詠云々、今世舞又不知如何、)知足院入道殿下(○藤原忠實)御物語、(此說尤分明也)次破六返執桙向北拾足之時(加拍子、)急五返向桙押足ノ時不置程(加拍子、)合拍子百、入舞人時、又吹亂聲、番子員(六人四人略定二人、相挨之時番子走如散手、)左右替也、鯉口ノ面時番子著面、(本帽子也)各咲カタチ、笏ヲ持ツ、

古人云、清(○清、體源抄作番、)子ハ咲歸德也、(常樂會冠者面依著變緌也、本法ハ被面時ハ帽子也、)

或人云、清(○清、體源抄作番、)子四人也、以老人色黃爲上臈、以色黑爲最下云々、右舞人時高此舞有給言事未切也、

〔大日本史 禮樂十五〕按、二書(○體源抄、敎訓抄、)並引漢書云、神爵中、封句奴日逐王爲歸德侯、是似以本曲爲起于此、然漢書無作樂事、二書蓋依曲名附說也、

〔體源抄 九〕貴德

拾遺云、貴德作物ハ破ニハ无秘、急其代用之也、其拍子如常、三鼓曰、充也而シテ口傳ニテ始自吹出上拍子ニ打テ、上拍子之早ニハ上之上ケ定又上ナリ、還可叶急之拍子也、以此口傳(代)爲秘事也、

〔體源抄 十一下〕舞曲古今相違事

古貴德四人立テ舞之、今一人舞之、

〔敎訓抄 七〕舞番樣

散手(別裝束、加破陣字、有二樣、貴冠龍甲、)　貴德(別裝束、歸德侯云、有二樣、鯉口、人色、)

〔續敎訓抄 舞裝束〕或人云、○中略　貴德、別裝束、面、甲、釼ヲハキ、フカケス、桙ヲモツナリ、其面二ヤウアリ、鯉口、人色、侯字アリ、

〔樂家錄 三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　貴德(舞人二人)面、帽子、甲、及袴、常異袍、裲襠、(腰帶)太刀、垂平緒、桙、番子二人、常裝束、内一人帶太刀、

〔江家次第七八月〕相撲拔出

左右各舞〇中略散手、歸德、王者舞裝束、番子如恒、但歸德番子〇番子原脫、據二一本一補、著二面形一、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

散手　貴德

同例　大法會

雲林院塔供養應和三年三月十九日　左〇中略散手〇中略　右〇中略歸德

最勝寺供養元永元年十二月十七日　左〇中略秦王〇中略　右〇中略貴德

相撲節

同〇承平五年〇中略拔出同(七月)廿九日　左〇中略見蛇樂　右〇中略貴德

〔敎訓抄五高麗曲壹越調〕歸德侯

延喜二年正月廿五日甲子、太上法皇〇宇多御奉賀之日、此舞四人舞向立太平樂ニ被合、舞ヤウアマタ候ハザリケム、

〔西宮記正月上〕給二蘇甘栗一事

天慶八年正月五日、同記〇吏部王記云、詣二右相公〇藤原實賴饗所一、〇中略式部卿親王〇重明與二大臣一唱二歸德胡德曲一云々、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕天曆八年正月五日、右大臣〇藤原師輔家にて饗おこなはれけるに、はてつかたに、式部卿親王〇重明とおとゞと歸德を唱へられたりけるに、右近將曹伴野貞行、狛桙と思ひつゝ松をとりてすゝみけるを、おとゞ歸德のよしを告給ければ、松をすてゝ舞けり、貞行は高麗舞人なりけり、此事不審、歸德ならば松をばなど桙には用ひざりけるにか、

都鬱志與呂岐

〔扶桑略記　二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、○中略次歸德侯、時中、

〔教訓抄　五高麗曲壹越調〕貴德
宇治殿（藤原賴通）御時平等院一切經會ニ正連（童名峯丸）未元服舞胡蝶、其體殊美有御感、次日召之御覽歸德、（峯丸者正資孫、山村義貞男也、母爲正資娘也、）出時右足摺、又破ノ大鼓上ノ果ニ桙ヲ左ヘ差、足波先差テ次ニ差反、（國時上拍子也）時資見之難此舞損之云々、親父吉貞問之、何ノ手ノ違留哉、時資答云、出時足ヲバ左ヲ可摺也、破ノ桙ヲ右ヘ可差也云々、吉貞云、散手ハ左足ヲ摺ル、桙ヲ右ヘ差、歸德ハ右足ヲ摺ル、桙ヲ左ヘ差也、此事万人所知也、如申狀散手歸德同前歟、然者無左右舞之差別歟、相論此事之間遂及口舌、俱問還非於正資、正資不答不言、舞人峯丸聞相論者拋桙流涕シテ不終其舞、殿下令尋其由緒、既ニ返於時資之論、因茲時資蒙御勘當三年不被免云々、其後時資之流者左足ヲ摺志、右ヘ桙ヲ差、正資流如先久右足ヲ摺志、左ヘ桙ヲ差也、

〔倭名類聚抄　四曲調〕高麗樂曲　都鬱志（與○志與下恐脫呂岐二字）

〔拾芥抄　上末樂〕高麗壹越調　都鬱志與呂岐

〔樂家錄　二十八樂曲訓法〕高麗曲
高麗壹越調　都志（津志、）一本都鬱志與呂岐、（津字志與呂氣、尋常略與呂岐三字也、）一本鶴舞、（八仙之舞名、亦謂鶴舞、舞之、）

〔仁智要錄　十一高麗曲〕都鬱志與呂岐　拍子八

〔教訓抄　五高麗無舞曲〕都志　又鶴舞謂之、（八仙モ如此云如何、）小曲、又都鬱志與呂妓云、（拍子八）舞間拍子、四十五
コノ舞中古ヨリ絶エ了、常樂會ノ式舞ニ入タリ、仍テ于今役奏ニハ書入テ進也、一向法用ノ樂ニ用之、隨分秘樂ノ內ナリ、
此與呂妓之字未勘出、可尋、

〔樂家錄　二十四三鼓加節〕高麗壹越調曲

阿夜岐理

都志 中曲

〔教訓抄 七〕舞番樣

央宮樂 片肩祖　都志 近來此舞絶了、又都志與呂岐云、

〔舞樂要錄 上〕舞樂

左　右

秋風樂　都志

〔倭名類聚抄 四 曲調〕高麗樂曲　阿夜岐理

〔伊呂波字類抄 安 人事〕阿夜岐理 高麗樂

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　綾切 阿也氣利 一名愛嗜女、又高麗女、又大靺鞨、又號綾箱舞、

〔仁智要錄 十一 高麗曲〕阿夜岐利　拍子十八

〔教訓抄 五 高麗曲壹越調〕綾切　面 女形、白色牟子、一説鳥甲、 中曲、又愛嗜女(アヒキリヂヨ)云、高麗女名歟 又大靺鞨云、舞人龜甲ノ形立云 阿夜岐理云、

拍子十、又十八、舞間拍子百、

此曲アマタノ名侍サダメテヨシ侍ラメドモ未勘出、イカサマニテモ女ノ姿ノ舞ニテ侍ナリ、

口傳云、此曲﨟ヲトラズシテ直ニ吹出ス、爲秘説、付此説テハ初二拍子、序吹 不打拍子、 初拍子ハ次壹打之也、能々可令秘藏也

常説ハ吹心調子、卽チ吹當曲、如常樂也 是世ノ人普通ニシレリ、アマタノ説アリ、ヨク〳〵ナラフベシ、又此曲ニソライリト云事アリ、ミナイリナムトスルヤウニテ、又ウチカヘリテ舞、謂之綾切空入 打返舞時加拍子、口傳云、空入ハ舞入テ後頭(コトウ)カ、舞臺ノ端際ニテ歩ミ寄テ、俄ニ立返テ舞ヲ云ナリ、

頑徐

〔教訓抄七〕舞番樣

感城樂片肩袒　綾切有ㇾ面、愛婆云、一説半子、一説鳥甲、

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　綾切舞人四人　面、無二帽子一　冠、垂纓　常裝束、袍、古圖著二鳳凰甲一、一本鳥甲

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

玉樹　綾切

同例　大法會

雲林院塔供養應和三年三月十九日　左〇中略　玉樹〇中略　右〇中略　綾切

朝覲行幸

同寬治〇七年正月三日　左〇中略　採桑老〇中略　右〇中略　綾切

嘉保二年正月二日　左〇中略　三臺〇中略　右〇中略　綾切

相撲節

延長六年〇中略　拔出　同月〇七廿八日　左〇中略　萬歲樂〇中略　右〇中略　綾切

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　頑徐

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　顏徐加牟志與、一本徐作ㇾ序、

〔龍鳴抄上樂〕顏徐かんそといふ

拍子十七、大法會の行道に是をすべし、いとひともしらぬ物也、まひなし、

〔教訓抄五高麗無舞曲〕顏序　拍子十二、又十七、謂二之顏徐一

此曲ハ舞アリトモ申サズ、高麗ノ參音聲ニ奏ケントゾ、今世ニハ高麗參音聲モナシ、不用之、

〔樂家錄 二十四坤三鼓加節〕高麗壹越調曲

顏序 爲小曲中中曲 樂曲拍子十六也

〔倭名類聚抄 四曲調〕高麗樂曲　王仁庭

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　皇仁庭 和字仁傳以、尋常略庭字、

〔大日本史 禮樂十五〕仁德帝卽位、百濟人王仁作難波津歌賀之、古今和歌集序、奧義鈔、此曲蓋是也、

〔龍鳴抄 上狛樂〕皇仁庭

拍子廿七、又せちあり、公光公延ふたりがならひかはりたり、破ひやうし廿七、急拍子十四、

〔仁智要錄 十一高麗曲〕皇仁庭　破拍子廿八　一說拍子廿七　急拍子十四

〔敎訓抄 五高麗曲壹越調〕皇仁　有面甲 青色黃色 中曲、又皇仁庭云、

破 拍子十九、又廿七、又廿八、舞間百十、急 拍子十、又拍子十四、

此破ニ有三吹樣、付初一返ニ、長ク吹、短カク吹、又中半吹、相違ノ樣也、ミジカク吹ハ京樣ナリ、中分吹ハ奈良樣也、舞人南向テ左右伏肘打時加拍子、天王寺ニハ此破居所舞、此方ニハ此手不知ノ由ナリ、可尋、急 唐拍子物 舞人押足之時 加拍子、大鼓五許後也、此急ニ有踊事、多氏ニハ五度踊、大神舞人ハ三度踊也、謂之皇仁小踊、春宮御元服ニ奏此曲、喜春樂ニ對シタリ、此舞ノユエヲ可然人ニタヅ子マキラセ侍シカバ、皆文字ニツキタルナリトゾオホセラレ候キ、マコトニイハレタル事ニテ侍ナリ、又皇仁庭ト云、コノ庭ノ字尤不審也、

〔樂家錄 二十四坤三鼓加節〕高麗壹越調

皇仁 中曲准大曲

〔教訓抄七〕舞番樣

桃李華赤白桃李花云、諸用稱、央宮樂渡舞、但在口傳、　皇仁右面甲、皇仁庭ト云

〔樂家錄舞三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　皇仁、舞人四人　面、帽子、常裝束、甲異、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

桃李花　皇仁〇中略

萬秋樂　地久或皇仁

秦王　皇仁〇中略

三臺　皇仁

同例　大法會

鳥羽九體阿彌陀堂供養久安三年八月十一日

左〇中略秦王〇中略　右〇中略皇仁

朝覲行幸

同嘉保〇三年正月十一日　左〇中略三臺〇中略　右〇中略皇仁

同永久〇三年二月十一日　左〇中略甘州〇中略　右〇中略皇仁

大治二年正月三日　左〇中略賀殿〇中略　右〇中略皇仁

御賀

康和四年白河院五十御賀試樂　三月九日　左〇中略胡飲酒〇中略　右〇中略皇仁

安元二年後白河院五十御賀試樂　二月廿一日　左〇中略太平樂〇中略　右〇中略皇仁

相撲

延平三年○中略、拔出圖(七月)廿五日
左○中略萬歲樂○中略右○中略皇仁

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　崑崙八仙久呂波世

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　崑崙八仙、古牟呂波勢牟、一説古呂波勢牟、尋常略ニ崑崙二字一、一名鶴舞、都志之舞名、亦謂ニ鶴舞一略レ之、

〔龍鳴抄上狛樂〕崑崙八仙こむろんといふべし

破拍子十三、急拍子いくつといふ事なし、ゑげくうつなり、ふるきふにはきうといはず、はやきやうとぞゑるしたる、破のするにたゞすこし亂聲す、おもてにすゝはなさがりたり、仙人のまうたるとぞいふ、こけをきたるさむげなるていなり、

〔仁智要錄十一高麗曲〕崑崙八仙　破拍子十三、急拍子無レ定、

〔教訓抄五高麗曲壹越調〕八仙　三五要略號ニ鶴舞一、別裝束舞、有ニ面甲一　小曲、崑崙八仙云、

破拍子十三、又十二、急拍子十三

此舞神仙傳云、淮南王劉安好レ仙八公乃至、鬢眉皓白、件舞先吹レ破、舞人渡事アリ、渡返之後加ニ拍子一、又云、舞臺之中振レ袖差レ肩之時加ニ拍子一、近來ハ此振舞時吹ニ小亂聲一、天王寺舞人大輪作テ舞侍トカヤ、可レ尋、次急、唐拍子打ツ古人云、昔ハ急ト云ハズ、ハヤキ樣トゾ申ケル、此舞ノ急ハ小童部ノアソブトテ足懸ト云事ノ體ニ侍也、仙宮ヨリ出タルユヱニコケノ衣キタリ、スヽハナヲタレタリ、

〔教訓抄七〕舞番樣

拔頭有レ面、別裝束、有ニ入綾一、　八仙有ニ面甲一、崑崙八仙云、別裝束、合肘舞、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

石舞　八仙、舞人四人面、帽子、袴、常也袍及甲常異、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

秦王　皇仁〈或林歌、或崑崙〉〇中略

北庭樂　崑崙八仙〇中略

拔頭　崑崙八仙〇中略

還城樂　林歌〈或崑崙〉

同例　大法會

圓敎寺供養〈長元七年十月十七日〉　左〇中略　太平樂〇中略　右〇中略　崑崙

尊勝寺供養〈康和四年七月廿一日〉　左〇中略　秦王〇中略　右〇中略　崑崙

無量壽院供養〈寬仁四年三月廿二日〉　左〇中略　蘇莫者〇中略　右〇中略　崑崙

曼荼羅供〈有二舞樂一儀〉

宇治入道九體堂供養〈康治元年六月廿九日〉　左〇中略　陵王　右〇中略　崑崙

八講

美福門院〈于時皇后宮〉御八講〈久安二年十月四日、開白、同九日、結願、〇中略、同〉第五日結願日、講演了供舞、　左〇中略　還城樂　右〇中略　崑崙

朝覲行幸

同〈〇保安〉三年二月十日　左〇中略　打毬樂〇中略　右〇中略　崑崙

同〈〇長承〉四年正月四日　左〇中略　拔頭〇中略　右〇中略　崑崙

同〈〇保延〉五年正月四日　左〇中略　胡飲酒〇中略　右〇中略　崑崙

相撲節

治安三年〇中略　拔出〈同(七月)廿八日〉　左〇中略　青海波〇中略　右〇中略　崑崙

酣醉樂

〔古今著聞集十三祝言〕承平四年三月廿六日、天子〇朱雀常寧殿にて、皇太后〇藤原穩子の五十算の賀せさせ給けり、廿七日後宴に、式部卿親王以下參り給、舞曲を御覽ぜられけるに、左大臣〇藤原忠平右大臣〇藤原仲平右大將保忠卿、大納言恒佐卿、庭におりて崑崙を舞給けり、これ故實たるよし、吏部王記し給ひて侍とかや、

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　酣醉樂

〔伊呂波字類抄加人事〕酣醉樂高麗樂也カンスイラク

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　酣醉樂加牟須以羅具

〔龍鳴抄上拍樂〕酣醉樂こんすいらく

破日やうし四七反すべし、急拍子十、三度ひやうしあぐべし、舞のいづるにきうをふく、またの說に亂聲ともいふいかに、かさねてきうをす、拍子あげている、みきの物のきりさだまりたるは、是と胡蝶と也、

〔仁智要錄十一高麗曲〕酣醉樂　破拍子四、可彈七反、合拍子廿八、急拍子十、可彈十反、合拍子有、舞出入彈急、此急者即呂歌眉止自女也、　長秋卿譜、急拍子打唐拍子、　明暹譜云、打三度拍子、　基政譜、加拍子時急三度拍子、破一拍子、　一說舞出時用亂聲

〔教訓抄五高麗壹舞曲〕酣醉樂　中曲

破拍子四　急拍子十

右物切定タルハ、胡蝶ト此曲ナリ、保延比內裏舞御覽ニハ、末方一人舞之、其後何比ヨリ絕タリト云事ヲ不知之、似左舞出入手候也、

〔樂家錄二十四三鼓加節〕高麗壹越調

長保樂
保曾路久勢利
賀利夜酒

酣醉樂爲二中曲中大曲一

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

三臺　皇仁或長保樂或酣醉樂

泔州　酣醉樂

同例　大法會

雲林院塔供養應和三年三月十九日　左○中略　太平樂○中略　右○中略　酣醉樂

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同○延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、○中略酣醉、これらを御覽せられけり、

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有二侍臣舞一、○中略次酣醉樂、兼家朝臣、

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　保曾路久勢利　賀利夜酒

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　長保樂千也字保羅具　一本保作レ浦、一名長寶樂、又號二泛野舞一、

舊記曰、當曲破與レ急本別曲也、破謂二保曾呂久世利一、急謂二加利夜須一也、然長保年中以二二曲一爲二之一曲一、以二年號一爲二曲名一云々、

〔大日本史禮樂十五〕按、曾路久與二疏勒一國讀相通、本曲疑疏勒樂也、舊唐書云、周武帝聘二虜女一爲レ后、西域諸國來媵、於レ是有二龜茲疏勒等樂一、新唐書亦有二疏勒伎一、蓋此曲也、姑附備レ考、

〔龍鳴抄上拍樂〕長保樂ちやうほうらく

破ひやうし十八、これをほそろくせりといふ、急拍子廿一、これをかりやすといふ、

〔教訓抄五高麗曲壹越調〕長保樂　又長浦樂、又長寶樂、又泛野舞云、中曲、

破拍子八謂二之保曾呂久世利一、舞間拍子五十　急拍子十八、謂二之加利夜須一、舞間拍子四十七、

此曲長保之比作タリ、サマ〳〵ノ名アリ、サダメテヨシ侍ラム、イブセク侍、隨舞加拍子、此急ノ吹樣有二說、喚頭吹一說、京樣忠返付處ニ付一說、奈良樣此笛ハ狛笛平調ノクラキノ物ナレドモ、彈物ニハクラキタガヒテ下無調ノクラキニテ彈侍トカヤ、此曲二拍子三拍子舞入テ又返テ舞昇ル時上拍子、此舞ハ大事ニ侍ニヤ、ウチアル舞人等不舞シテ、ウシロアハセニノミ侍ナリ、

〔體源抄十一下〕舞曲古今相違事

古長保樂急吹トテ、平調ヲ音取、今ハ不然、

〔教訓抄七〕舞番樣

賀殿有甲、嘉殿ト云、片肩袒、有入綾井更居突手、　長保樂片肩袒、破保曾呂久世利、急加利夜須云、

〔樂家錄三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　長保樂、舞人六　常裝束、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

賀殿　長保樂〇中略

三臺　皇仁或長保樂

同例　大法會

興福寺塔供養長元四年十月廿日　左〇中略　萬歲樂〇中略　右〇中略　長保樂

八講

鳥羽院御八講仁平四年三月廿二日被始行、同廿五日結願、　第四日五卷日　夕座了供舞　左〇中略　採桑老〇中略

右〇中略　長保樂

延喜樂

朝覲行幸
同(〇寛治)六年二月廿九日　左(〇中略)五常樂(〇中略)　右(〇中略)長保樂
嘉保二年正月二日　左(〇中略)萬秋樂(〇中略)　右(〇中略)長保樂
長治二年正月五日　左(〇中略)賀殿(〇中略)　右(〇中略)長保樂
天永二年二月一日　左(〇中略)三臺(〇中略)　右(〇中略)長保樂

〔倭名類聚抄 四曲調〕高麗樂曲　延喜樂

〔樂家錄 二十八樂曲訓注〕高麗曲
高麗壹越調　延喜樂、(江卒無羅具、喜字濁、)一名花榮樂、

〔體源抄 十二上〕延喜樂　延喜八年、亭子院前栽合、左近中將藤原忠房朝臣作、式部卿親王作舞、

〔龍鳴抄 上拍上樂〕延喜樂えんぎらく
ひやうし十一、こまひなり、

〔仁智要錄 十一高麗曲〕延喜樂　拍子十一

〔敎訓抄 五高麗曲壹越調〕延喜樂　中曲
以年號樂名(拍子十一)　舞間拍子(五十)
此曲延喜御門御時作之、作者(忠房歟、)樂者笛師建部逆麿所作也、舞及末、向北突足、撥合袖時(加拍子、)

〔體源抄 九〕延喜樂
此舞ハ祝ノ所ニ必被用タリ、万歲樂ニ合タリ、

〔敎訓抄 七〕舞番樣
萬歲樂(片肩袒、對大曲時諸肩袒、)　延喜樂(片肩袒)

〔樂家錄 三十七舞〕左右舞及人數裝束

新靺鞨

右舞　延喜樂、舞人六人常裝束、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

賀殿　長保樂或地久、或延喜樂、〇中略

萬歲樂　延喜樂

同例　大法會

東寺舍利會康永五年五月　左〇中略賀殿〇中略　右〇中略延喜樂

曼荼羅供有舞樂儀

法勝寺小堂供養保安三年四月廿三日　左〇中略太平樂〇中略　右〇中略延喜樂

朝覲行幸

天永二年二月一日　左萬歲樂〇中略　右延喜樂

相撲、

同〇寬治五年〇中略　拔出同(七月)廿日　左蘇合〇中略　右延喜樂

〔扶桑略記二十六村上〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、〇中略次奏延喜樂、舞人兼家朝臣、忠尹朝臣、朝光、理兼、

〔中右記〕寬治四年二月十七日壬子、有行幸平野社、〇中略社頭東遊之後、萬歲樂、延喜樂、龍王、納蘇利許也、

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　新靺鞨靺鞨二音末曷、蕃人出北土、見唐韻、

〔大日本史禮樂十五〕今按、金史、文獻通考、靺鞨本號勿吉、有七部、黑水靺鞨居肅愼地、東瀕海、南接高麗、亦附于高麗、卽此曲自高麗傳之者必有據也、

〔龍鳴抄上狛樂〕新靺鞨(まかんまか)
ひやうし十六、まひのいづるに亂聲すこしまくりたるかぶりにはんぴ、六位ろうさうのきぬ、大史二人はあかいきぬ、又官長者きぬのいろごくのおびさげ、さや、くすりぶくろさげたりまひいでゝぶたうす、

〔仁智要録高麗曲十一〕新靺鞨　拍子十六

〔教訓抄五高麗曲壹越調〕新靺鞨　別裝束舞　小曲

拍子十六(唐拍子物)

此曲或書云、靺鞨芋田人名也、出北土、靺鞨國名也、而件舞出彼國タリト申タリ、サレバ高麗ヨリ渡タル內ニハアラザルカ、先欲出舞ノ時吹亂聲、先出大史二人、(赤衣)小史、(紺袍)人數ハ時ニヨル、或六人、次四人、略二人、舞臺ニ出テブタウト云事ヲス、ブタウオハリヌレバ、止亂聲禰取ナリ、次吹此曲、(即加拍子早物)

舊記云、著紫袍者一人、自大史前立テ舞、(是ヲ王ト云)永保二年正月廿五日、中宮賀茂行啓試樂之日五人立ツ、王一人、(五位二人、六位二人、)舞之、近來不用之、イツゴロヨリトヾマリテ侍ニカ、尤不審ニ侍ドモ、氏ノ號モシラザルヨシヲ申、不審無極者也、

中院入道云、此舞昔令著例冠也、而法勝寺供養之時、俊綱朝臣奉白川院勅始テ作リ出也、

又云、新靺鞨目出舞也、而近來偏ニ實ヲ不習、散樂ニ成ニタリ、淺猿事也、助員コソモダエテ放所ヲバ舞シカ云、

〔教訓抄七〕舞番樣

採桑老(有面、別裝束、鳩杖、多氏天王寺舞之、)　新靺鞨(別裝束、紫袍一人、王云、赤衣二人、五位以下六位二人又四人、)

〔續教訓抄舞案譜〕或人云、○中略新靺鞨、別裝束、冠アリ、笏ヲモツ、紫袍一人、(王ト云)赤衣二人、(五位以下

六位二人、又四人、

〔樂家錄三十七樂曲訓法〕左右舞及人數裝束

右舞　新靺鞨、舞人四人、唐冠、袍、但衣冠、冬袍也、二人五位、二人六位、袴、常袴也、裝束　石帶、靴沓、笏、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　　右

採桑老　　新靺鞨○中略

胡飲酒　　新靺鞨

同例　大法會

法金剛院御塔供養保延二年十月十五日　左○中略　胡飲酒○中略　右○中略　新靺鞨

蓮花藏院供養永久二年十一月廿九日　左○中略　太平樂○中略　右○中略　新靺鞨

勝光明院供養保延二年三月廿三日　左○中略　採桑老○中略　右○中略　新靺鞨

平等院供養永承七年三月廿八日　左○中略　三臺○中略　右○中略　新靺鞨

曼荼羅供有舞樂儀、

南院供養長承四年正月廿八日　左○中略　拔頭○中略　右○中略　新靺鞨

八講

四條宮御八講寛治二年六月十九日被始了、同廿二日結願、○中略　第四日結願事訖供舞　左五常樂　右新靺鞨

相撲節

永承六年○中略　拔出同(七月)卅日　左○中略　青海波○中略　右○中略　新靺鞨

承暦三年○中略　拔出同(七月)廿八日　左○中略　秦王○中略　右○中略　新靺鞨

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　胡德樂

〔口遊 音樂〕遍鼻胡童子 有レ轉

〔拾芥抄 上末 音樂〕高麗壹越調　遍鼻胡德

〔樂家錄 二十 樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　胡德樂 古止具羅具 一名遍鼻胡德樂、又胡章樂、

〔樂考 高麗樂曲〕胡德樂　統秋云、一作二胡龍樂一、

按ずるに、百濟の官十六品あり、其七品を將德と云、九品を固德といふ、十品を李德といふ、是によりて見る時は、今曲名宿德、歸德、胡德等、皆々其樂を作りし人の官名によりしなるべし、

〔龍鳴抄 上 樂〕胡德樂 ことくらくといふ、反鼻胡德ともいふ 拍子八、この舞ほうし走たり、おもてはほうし走たるもの、やう〳〵なるかほなり、

〔仁智要錄 十一 高麗曲〕遍鼻胡德　拍子八　呂歌酒飲也

〔敎訓抄 五 高麗曲壹越調〕胡德樂　面色々也 酒醉タル色ナリ　牟子　胡童樂　小曲　遍鼻胡德謂レ之 又拍子八

此曲本是橫笛ノ樂ナリシヲ、承和御時依二勅定一爲二高麗笛一、常世改二作之一、唐笛譜ニハ此曲序一帖、拍子八 可吹二 返一 云々 呂催馬樂酒飲ニ合ス、赤面鼻ノユルガザルハ著二一者一也、多忠節說

此舞輪ヲ造、舞人違肘ヲ打廻ルナリ、皆舞臺居、皆座也、次左方ヨリ出勸盃著レ面、出間有二二說一、一說者、持二盃筋替打寄也、一說者、盃ヲ懷中シテ筋替ニ打寄リテ居、橫座ニ居也、光則說同レ之、此勸盃ハ右舞人ヨリ上臈ノスベキヨシ申傳ナリ、次出二瓶子取一、二舞著二咲面一云、東大寺瓶子取面有レ別、樂人勸レ之、

舊記云、勸盃左一二者役ナリ、瓶子取可レ然樂人之中スベシト見エタリ、宇治殿御在生ノ當初、平等院一切經會有二此曲一、舞人 政資節資 舞人勸盃 光季 瓶子取 時光 云々、〇中略

古記云、カヒナツカヒヲモツ、カヒクヒモチ足踏全ク他舞不レ似也、偏醉人ト舞成ナリ、サレバ天王

寺ニハ、方ヲタガヘテアチコチマトヒアルクト申メリ、ソレモアマリ侍ル、

抑此樂吹出有二說、一者、五穴ヨリ吹始、常說、一者、タ穴ヨリ吹始、是ハ極タル秘事ニテ侍、世人シリタリトウケ給ハラズ、カクスベシ、

〔樂家錄　二十四　三鼓加節〕高麗壹越調、

胡德樂　中曲

〔教訓抄　七〕舞番樣

傾杯樂　鶏盃樂云、片用祖、有入綾、　胡德樂　反鼻胡德云、有面、有勸盃、瓶子取、

〔樂家錄　三十七　舞〕左右舞及人數裝束

右舞　胡德樂　舞人四人、此外勸盃一人、瓶子取一人、總六人也、　舞人面、帽子、常裝束、瓶子取、面、帽子、常裝束、瓶子土器盃

二爲銀　勸盃、唐冠、癩面、常裝束袍、袍袖不袒之、但左鼓束著之、笏、

〔舞樂要錄　上〕舞番

左　右

傾坏樂　胡德樂

同例　大法會

法金剛院御塔供養　保延二年十月十五日　左　略〇中　蘇莫者　略〇中　右　略〇中　胡德樂

曼茶羅供　有舞樂儀、

歡喜光院供養　永治元年二月廿一日　左　略〇中　採桑老　略〇中　右　略〇中　胡德樂

〔教訓抄　五　高麗曲壹越調〕胡德樂

長承元年三月廿三日、內裏ノ臨時ノ樂ノ日、有當曲勸盃、季貞依御定、雖有冠不用面、瓶子取　淸方、笙吹音頭也、

保延元年十二月一日、內裏舞御覽日、胡德樂四人（元秋、時高、近元、爲季、）勸盃末ノモノニセサセタリケレバ、元秋キラヒテ於舞臺高聲ニ、光時ツカマツルベシト申ケレバ、俄ニ勸盃（光時）瓶子取（時秋）昔ハカヤウニ勸盃モ瓶子取モムネトノ輩ノシ侍ケル、今世ニハ勸盃モ末舞人、瓶子取モ樂所下樂人ノ役ニ成テ侍ナリ、且又近來ハ多氏ニ不舞之、末右舞人等舞故ナリ、其身ノ業ハ昔ニハシタテヽモ及ベカラヌニ、カヤウノ職ヲバサクル、返々ミグルシキ事ナリ、光時云、右一者舞時ハ勸盃左二者、瓶子取ハ左樂人二者ノスベキナリ、

此曲勸盃執盃差右一貫、一貫飲差二貫、二貫不受之勸之一貫、返直子飲時、（上大鼓也）近來ハ舞人皆飲畢立時（加拍子、）光時云、（此舞之勸盃ハ、左手ニ盃ヲ取直シテ、筋替打テ、舞人ヲ一週テ、舞人ノ末ヨリ入舞人之中居、）

寬治三年平等院一切經會記云、胡德樂勸盃（高季）著二舞面、依光季訓云々、時人奇之、實ニハ勸盃、瓶子倶有面、二舞面ニ似タル別面ナリ、（山階寺有之）

〔源平盛衰記　二十四〕南都合戰同燒失附胡德樂河南浦樂事

鳥羽院御宇春日ノ御幸ノ次ニ、興福寺ニ御入堂アリ、伶人舞樂ヲ奏シケルニ、胡德樂ト云樂ニ、河南浦ノ庖丁ヲ舞澄シタリケリ、胡德樂トハ酒ヲ飲樂也、河南浦トハ鯉ヲ切舞也、叡感ノ餘リニ、是ヲ鳥羽ノ御所ニ移シテ叡覽アラバヤト被思召ケレバ、還御ノ後、彼儀式ヲ鳥羽殿ニ被移テ、伶人是ヲ奏シケレ共、南都ニテ叡覽有シニハ、無下ニ劣リテ無興ゾ思召シケル、理ヤ彼寺ハ、淡海公龍宮城ノ上ニ立ラレタル寺ナレバ、底ヨリ匂通ツヽ、吹笛モ打樂モ澄渡テゾ聞エケル、

〔狛氏新錄〕一役付之事

寶永七（寅）年十月廿一日、舞樂御上覽役付、〇中略

胡德樂　（兼佐、忠壽）　（廣貫、兼秀）

勸盃　近家　瓶子取　（東儀丹波守）兼伯

〔倭名類聚抄(四曲調)〕高麗樂曲 狛犬

〔樂家錄(二十八樂曲訓法)〕高麗曲

高麗壹越調　狛犬(古眞以奴、一說古眞以牟、)

〔仁智要錄(十一高麗曲)〕犬　序拍子十三、破拍子十二、

〔敎訓抄(五高麗無舞曲)〕狛犬

破(拍子十一又十二)　急(拍子十四)　一說云、序破謂之、

相撲用之、舞欲出之時先吹亂聲、(大亂聲)打毬之時右方以此爲勝負ノ樂、仍每取球發舞者二人用籠二人、(用右近將曹以下府生以上)舞入時乍含續松火人、樂有破急亂聲、狛犬出亂聲伏吹、破時興走舞吹、急食火舞入了、(已上多資忠日記)

古譜云、吹亂聲爲出曲、犬出伏時吹序、次大眞人出來、頃之犬追喫大眞人之時又吹亂聲、吹破入可云云、今案者序ハ破歟、破者又急也、(委狀者第四卷注之)

〔敎訓抄(七)〕舞番樣

別番樣(○中略)　師子(無答、御願供養舞之、)　狛犬(相撲節舞之、有別亂聲、)

〔舞樂要錄(上)〕同(○舞例)　相撲節

天慶六年　拔出(七月廿八日)　左(○中略)陵王(○中略)　右(○中略)狛犬

寬仁三年(○中略)　拔出(同(七月)廿八日)　左(○中略)還城樂(○中略)　右(○中略)狛犬

〔江家次第(七八月)〕相撲拔出

左右各舞(○中略)　右(必舞歸德吉干、○中略)狛犬、已上有別裝束

〔中右記〕寬治二年七月廿七日、有御覽儀、存先規、未一點御出、(○中略)追相撲出、其後亂聲、振桙之後、奏舞曲、(○中略)日晚主殿寮炬火、敷手、(十人)還城樂、犬、(籠二人)猿樂、(中有雜藝)吉干事了還御、

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　石川樂

〔伊呂波字類抄伊人事〕石川樂イシカハ

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　石川勢律勢率

〔龍鳴抄上拍上樂〕石川せいきといふ

拍子十七、こまひなり、

〔仁智要錄十一高麗曲〕石川樂　拍子十六、明遲、　呂歌石川也　一說拍子十長秋政淸譜　舞九十拍子

基政譜謂節世皷、隨舞加拍子、一拍子也、

〔敎訓抄五高麗曲壹越調〕石川

拍子十六又七、舞間拍子九十、隨舞加拍子、

此舞近來絕タルガゴトシ、其故者去保延元年正月十九日內裏舞御覽日有兩曲、石川、醉胡樂、元秋是行等候ケレドモ、タヾ末方一人ゾ舞ケル、而大神是弘令習傳由披露申條、尤モ不審也、然間多久行爲習傳此曲、常樂會之下向、次彼是弘對面シテ子細タヅチケレバ、前後モアハヌ事ドモヲ申侍シト物語申キ、尤不審也、仍舞有無難知、此樂ハイシカハト申催馬樂ニ同ジ音ナリ、

〔樂家錄二十四坤三鼓加節〕高麗壹越調

石川舞小曲中曲、

〔敎訓抄七〕舞番樣

無答舞○中略　石川片肩袒、此舞近來大方絕也、大神是弘舞云、尙不分明歟、

〔續敎訓抄舞樂譜〕或人云、○中略　石川片肩袒舞、但近來无之、季方ニテ舞之、大神氏不分明歟、但是繼ハ自是弘習傳云々、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

春庭樂　石河

〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　胡蝶樂延喜八年、亭子院(宇多)童相撲之時、山城守藤原忠房朝臣所レ作也、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗樂曲

高麗壹越調　胡蝶、古傳字一本下加レ樂、

〔古今著聞集十相撲、強力〕延長六年閏七月六日、中の六條院にて童相撲の事有けり、廿番はて丶、舞を奏す、左は蘇合、右は新鳥蘇、次に新作の胡蝶樂を奏しけり、その曲笛は忠房朝臣、舞は式部卿親王作給ひける、

〔體源抄十二下〕胡蝶樂破急、延喜六年八月、太上法皇(宇多)覽二童相撲一之時、忠房朝臣作レ之、敦實親王作レ舞、

〔龍鳴抄上狛樂〕胡蝶こてふ

破拍子十、五反すべし、はてのてうにひやうしあぐ一拍子、急ひやうし十二、ふた拍子の丶ちあぐべし、まひのいづるに亂聲、童舞はねきたり、はなもちたり、せんざいあはせにつくりたりとぞきこしたる、

〔仁智要錄十一高麗曲〕胡蝶樂　破拍子十二、一說拍子十、　急拍子十二、一說拍子十三、

〔雜秘別錄〕胡蝶

右のもの○高麗樂は反すなきにこれぞ反す、さだまりたるものにてある、又は酣醉樂、これ二は拍子をばかぞへず、反すをかぎりたり、こと舞は拍子をかぞへて舞なり、右樂にいとさしておぼゆる事なし、舞などにつきてはあるらめども、それはみち〳〵のともがらの事なれば、さだめてこれならぬこともあるらむ、○下略

納蘇利

〔教訓抄五高麗曲壹越調〕胡蝶　童舞　小曲
破拍子十二、可レ吹二五反一、急拍子十二　舞入、○中略
先舞出時吹二亂聲一、出ヌレバ止二亂聲一、爾取　次破吹二五返一、終帖加二拍子一、近來略時二反舞、同終時加二拍子一、急度數無レ定、二拍子後上拍子一拍子、秘說云、調打說三槌打レ之、舞入マデ吹也、右舞ノ切シタヽマリタルハ此破許也、蝶ノ羽キタリ、花ヲモチテ舞也、
〔教訓抄七〕舞番樣
別番樣　迦陵頻又鳥ト云、各羽懸、銅拍子持、　胡蝶又蝶云、各羽懸、振花持、
菩薩略○註　蘇利古又蝶合
一鼓略○註　蘇利古同前
〔樂家錄舞三十七〕左右舞及人數裝束
右舞　胡蝶、舞人四人、天冠、插頭、花酴醾、天冠左右立二指之一也、求結、附二之天冠一、袴及袍常異、蝶羽、又酴醾作花持レ手、
〔舞樂要錄上〕舞番
左　右
迦陵頻　胡蝶
〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　納蘇利
〔伊呂波字類抄奈人事〕納蘇利ナツソリ高麗樂
〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲
高麗壹越調　納蘇利、奈津曾利　一名落蹲、又雙龍舞、私曰、二人舞言二納蘇利一、一人舞言二落蹲一也、雙龍舞之別、未レ考レ之、
〔龍鳴抄上狛樂〕納蘇利らくそんといふべし
陵王の合なり

〔仁智要錄高麗曲十一〕納蘇利　破拍子十二、急拍子十二、

〔敎訓抄高麗曲壹越調五〕納蘇利　別裝束舞　有面二樣紺青色、綠青色、　小曲　落蹲謂之

破拍子十二　急唐拍子物

先欲此曲吹時吹小亂聲、但競馬相撲之時者頗ル長吹ク、如陵王カクハ申タレドモ、近來不吹如何、タヅスベシ、次ニ破吹有口傳、加拍子、有二說一者、舞人ノ樂屋ヲ出時始拍子ヲ上、二者、二返許吹後加拍子是玉手則近之說也、尤爲正說也

三五要略琵琶譜云、第二大鼓以後加拍子、破舞終後舞人ノ踊時ニ直ニ吹急、古人云、是ヲ急ト云、又早吹、加拍子說ト云ベシ、卽唐拍子打、

古老伶人云、舞人良久舞擧右手而振撥之時吹急、加拍子而右近將監多資忠家說、舞人以左右手旋撥走廻之時初成急也、アマタノ說アリ、折節ニヨルベシ、

雙龍舞有異名、可謂一人舞時雙龍王故也　入道左大臣說○源俊房ニ、納蘇利三文字ヲ落尊トヨムベシ、其外ノ異名ハ不可然也、

此曲荒序ニ對スル日秘事アルベシ、多氏申ハ戸渡手更居突申、又膝打手、尤爲秘事也　常ニハ二人舞之、一人落蹲、スコシ事トアル時ニ舞ナリ、興福寺ニ綠青色ノ面一枚アリ、是ハ對荒序日、一者一人著是面舞ベシ、忠節云、納蘇利ニ有勸賞、舞人躍賜䟺テ御前向テ指テ拜テ用也、

仁命云、義貞陵王納蘇利乎傳正連ト申シハ、義光云、陵王納蘇利ハ、初ハ面ヲ指隱シテ不見シテ、卒爾ニ見エ隱タルガ目出也、偏ニ打チ開テ見ルハ無性念ノ事也、搔臥シテ可舞也、

〔敎訓抄七〕舞番樣

陵王別裝束、異名有多、有二樣、武部小面、　納蘇利別裝束、有二樣、金青色、綠青色一人落蹲用之、

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、中略○納蘇利、別裝束、面牟子、右ニ桴ヲモツ、面ニ二ヤウアリ、金青色常用之、

綠精色一人納蘇利ニ用之、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

右舞　納蘇利、(舞人二人)面、帽子、袴、(常具)袍、裲襠、(腰帶)桴、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

還城樂　林歌(或崑崙或納蘇利)

陵王　納蘇利

同例　大法會

雲林院塔供養(應和三年三月十九日)　左(○中略)陵王　右(○中略)納蘇利

圓融寺供養(天元六年三月廿二日)　左(○中略)輪臺　右(○中略)納蘇利

法成寺講堂供養(永承五年三月十五日)　左(○中略)還城樂　右(○中略)納蘇利

〔西宮記五月〕六日幸武德殿

掃部撤殿上床子、此間競馬、(○註略)馳了、(○註略)雅樂奏音樂、(於埒東奏龍王納蘇理類、)

〔日本紀略朱雀二〕天慶九年正月十八日庚戌、賭弓也、天皇御射殿、右勝奏納蘇利、

〔扶桑略記村上二十六〕康保三年十月七日丁卯、殿上有侍臣舞、(○中略)次納蘇利、小舍人實資著天冠舞衣、舞畢召實資於床子、脫阿古女衣賜之、左大臣(○藤原實賴、實資父、)不堪欣感起舞、前例給御衣者卽拜舞、今夜不拜、少小之內、舞裝束雖致拜禮歟、

〔中右記〕康和四年二月廿日、今日於北渡殿上、御覽御賀舞共、殿上人束帶、新大納言、(公)新中納言、(國、直衣、)被候御前、新中納言仲實卿子童舞、納蘇利、容顏華麗、舞神妙、人々感歎、入夜事了、

〔教訓抄五高麗曲壹越調〕納蘇利

或書云、中古近衛ノ馬場ニテ、時ノ殿上人草合ノ勝負アリケリ、而右方ニ角一ツアルウシニ、タカコシノ人ヲノセテイダシタリケリ、左ニコレヲマウケザリケレバ、右ニ無二左右一勝ヌトノヽシリテ、亂聲ヲ吹テ納蘇利ヲ舞ヌ、舞人（政方、好茂也、）其時ニ御堂（○藤原道長）ノ女房車ニテシノビテ御見物アリケルニ、此事ヲ御覽ジテ御腹ヲタテサセ給テ、車ヨリヲドリオリサセ給テ、ハダシニテ舞人政方ヲシバラセ給テ、ラチノ柱ニユヒツケサセ給了、其間好茂ハラチヲコエテ、人ノ馬ヲ取テニゲニケリ、天王寺ニクダリテ、隱レ居タリケルヲ、御堂ノ仰ニハ、金青鬼ハ物カクシヤハスル、タシカニマキレトメシケレドモ、イカヾ思ケン、ツヒニマキラデ、天王寺ニキテ、採桑老ヲバ彼寺ニ傳留タリケルナリ、

〔古今著聞集 十五 宿執〕白河院の御時、時資をめして、御寵童二郎丸に、貴徳、納蘇利等の秘事さづくべきよし勅定有けるに、時資再三辭し申て敎へず、かやうのわらは當時こそ候へ、成人の後はわが業にあらねば是を秘すべからず、世のため道のため、凌遲のもとゐに候とてつゐにさづけず、これによりて天氣心よからず成にけり、

〔敎訓抄 五 高麗曲壹越調〕納蘇利

忠方云、堀川院御時、依二雨下一於二弓場殿內一御覽舞アリシニ、時方布衣ニテ舞二納蘇利一、體責テイカメシク舞ケルヲ、父資忠見レ之事外ニ不レ請シテ目モ不レ合ケリ、時方恐々伺二解由一ニ、資忠責ニ御前近キ舞ヲ如レ然舞ハ、不可思議ノ事也、物荒カラ、デナツカシキ樣ニ舞ナリト云、時方如レ此令二勸發一給ヨリハ、可レ舞樣ヲ被二仰云一、大嗔テ手ヲバ敎了、如レ然ノ事心勲（甞古曾爲禮）非レ可二敎事一申ケル、此言ヲ忠方老後ニ心得テ、試ニ目出ク申ケリト證得シテ仰云々、

〔枕草子 九〕まひは

らくそんは二人して、ひざふみてまひたる、

高麗龍

〔拾芥抄上末音樂〕高麗壹越調　高麗龍
〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲
高麗壹越調　狛龍古眞禮字一名高禮龍、
〔龍鳴抄上狛樂〕高麗禮龍こまらうといふ
破拍子十二、しりたる人なし、かくすべき物なり、急拍子八、皇仁の急のやうにひやうしをあぐ、くらべむまの行幸に、蘇芳菲にあはす、
〔敎訓抄五、高麗無舞曲〕狛龍　又高禮○禮、體、源抄作麗、龍云
破拍子十二、急拍子十二、又八、
件舞五月節、輿出入之間、於御前奏之、乘小馬形二人舞之、冠蠻繪著、右舞人中騎舞之、古記云、此曲者向御輿筋替打舞也、此間吹急、早物打唐拍子也、破ヲバ不吹之、競馬行幸御幸之時、對蘇芳菲急ヲ奏ナリ、狛樂ノ中ニハ秘樂ノ隨一ナリ、此舞之體、古記ニハ頗相違シタリ、其作法ヲ日記セザルカ、
〔樂家錄二十四坤三鼓加節〕高麗壹越調曲
狛龍小曲一本中曲
〔敎訓抄七〕舞番樣
別番樣○中略　蘇芳菲別裝束、如師子、競馬行幸奏之、　狛龍別裝束、如其駒、競馬奏之、唐拍子物、但急奏之、
〔中右記〕康和四年閏五月十五日、巳時許諸卿參入、依可有競馬御覽也、寄御輿於寢殿、○中略　龍頭鷁首兩船、奏蘇芳菲樂、左右共同樂、船差童部、於東假橋東頭、蘇芳菲、狛龍且舞且行、狛龍但騎駒形、幷左右乘尻等、參向於馬場西頭、

新河浦

〔拾芥抄上末音樂〕高麗壹越調　新河浦
〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

進曾利古

高麗壹越調　新河浦志牟加不

〔龍鳴抄上 狛樂〕新河浦しんかふ

拍子五、よにしりたる人なし、舞なし、

〔仁智要錄十一 高麗曲〕新河浦　或曰、舞顔徐時以此曲爲急云々、猶同長保樂急、拍子五、

〔教訓抄五 高麗無舞曲〕新河浦　拍子五

コレモ舞ナシ、或譜ニ以此曲爲顔序急シルセリ、サレバ舞ノ侍ケルニヤ、

〔樂家錄二十四坤 三鼓加節〕高麗壹越調

新河浦小曲

〔拾芥抄上末 音樂〕高麗壹越調　進曾利古

〔樂家錄二十八 樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　進蘇利古志牟曾利古　一名竈祭舞、

〔大日本史禮樂十五〕按、古事記、應神朝百濟人須須許理來朝、造酒獻之、須須許理與進蘇利古音相近、樂名恐起于此、凡古者釀酒、必先祭井及竈、造酒司所祀神九座、其四座爲竈神、祭之者或又奏舞、故稱竈祭舞乎、

〔龍鳴抄上 狛樂〕進蘇利古しむそりこ

拍子十二、はやきがくなり、退出音聲これをす、

〔仁智要錄十一 高麗曲〕進曾利古　拍子十二　明暹譜拍子十一　長秋卿譜云、號竈祭舞、基政譜云、退出音聲用之、

〔教訓抄五 高麗無舞曲〕進蘇利古　拍子十一、又十二謂之竈祭舞、

近代舞絕了、早樂也、仍退出音聲用之、

桔槔

〔樂家錄二十四坤三鼓加節〕高麗壹越調曲
蘇利古爲二小曲中中曲一
〔敎訓抄七〕舞番樣
別番樣○中略　菩薩林邑物、別裝束、用二道行一時者、謂二之大菩薩一、　蘇利古又蝶合
一鼓舞人懸二一鼓一、出二舞臺一、一曲打舞、　蘇利古同前
〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、○中略　蘇利古、白スハエヲモツ、片肩袒ナリ、童舞ニハカヤウニアハスルナ
リ、
〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束
右舞　蘇利古、舞人五人、一本四人、冠、垂纓、藏面、常裝束、白楚笏、挾レ腰、古圖、常裝束、袍、
〔舞樂要錄上〕舞番
左　右
菩薩　曾利古
〔拾芥抄上末音樂〕高麗壹越調　桔槔
〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲
高麗壹越調　桔桿、氣加牟、一本桿作レ簡
〔歌儛雜識〕吉簡卽乞寒戲
新井白石翁ノ樂考ニ、吉簡ノ曲ハ乞寒戲ナルベシトイヘリ、今按ズルニ此說是ナリ、其徵トスベキモノ、舞樂要錄ニミヘタリ、吉簡、吉干、桔桿、トモニ乞寒ノ假借ナリ、凡國俗其眞ニヨラズシテ、假ニ從フモノコレノミナラズ、後々ハ其弊ニヨリテ、眞ヲ知ラザルニ至ルモノアリ、要錄ニハ相撲ノ節ノ曲名ヲアゲタル中ニ、褌脫ニ桔桿ヲ番ヒトシ、雜藝ニ乞寒ヲ番ヒトセシコト徵

トスベシ、此曲ハ從來西戎康國ヨリ傳ヘテ、陳ノ時ヨリ漢土ニ傳フトイヘリ、其後唐ニ至ルマデコレヲ傳ヘタリシヲ、中書令張說コレヲ諫メテ、開元ノコロニハ、禁ジテコレヲヤメラレシトゾ、其裸體跳足ノサマ、所レ謂散樂百戲ノ一ナルニヤ、

〔仁智要錄十一高麗曲〕桔槹 拍子十

〔敎訓抄五高麗無舞曲〕吉簡

拍子十二早物、打ニ唐拍子ニ之、

相撲節劒氣褌脫對奏ニ此曲ニ舞出間吹ニ亂聲ニ走踊、王二人、陪從十人、吹レ樂時乙踊退入、裝束如ニ八仙裝束ニ、但フチ文摺ナリ、云々、資忠記云、右近府生舞レ之、相撲節猿樂後舞レ之、猿樂等出現シテ各思々ノホヲワザヲシテ入也、退出音聲奏ニ長慶子ニ又呂歌無レ力蝦ニ合ト申タリ、此曲極秘曲ナリ、

〔樂家錄二十四坤三鼓加節〕高麗壹越調曲

吉簡小曲

〔敎訓抄七〕舞番樣

別番樣〇中略 猿樂相撲節有レ之、唐拍子物、奏ニ劒氣褌脫ニ時、猿樂出舞、 吉簡相撲節奏レ之、唐拍子物、奏ニ此曲ニ間、猿樂等チサウス、

〔舞樂要錄上〕同〇舞番例 相撲節

同〇承平四年〇中略 拔出同(七月)卅日 左〇中略 褌脫 右〇中略 桔槹

同六年〇中略 拔出同(七月)廿九日 左〇中略 猿樂 右〇中略 桔槹

天慶六年 拔出七月廿八日 左〇中略 雜藝 右〇中略 乞寒

〔西宮記七月〕相撲召仰

御覽日〇中略、拔出、 種々雜藝左還城樂、散樂、右狛犬、吉干、

〔拾芥抄上末音樂〕高麗壹越調 常雄樂

作物

〔樂家錄二十八 樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　常武樂、志也字不羅具　一名常雄樂、

〔龍鳴抄上 狛樂〕常武樂さうむらく

ひやうし十二、まひなし、退出音聲に是をす、

〔教訓抄五 高麗無舞曲〕常武樂

拍子七、又十二、鳳凰集ニハ拍子十、退出音聲用此曲、此曲戸部常雄作之、仍ヤガテ作者名ヲ付タリ、謂之常雄樂、此樂有二二說一、近代高麗ノ退出音聲絶了、

〔樂家錄二十四坤 三鼓加節〕高麗壹越調曲

常武樂 爲小曲 中大曲

〔拾芥抄上末 音樂〕高麗壹越調　作物

〔樂家錄二十八 樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　造物津具利毛乃

〔仁智要錄十一 高麗曲〕作物　拍子十二基政、政清、　一說拍子十長秋　一說拍子八明暹、基政、政清、同說　百濟貞雄作、

〔教訓抄五 高麗無舞曲〕造物　拍子八、又十二、

コレハ百濟眞雄作之、或譜ニハ舞ニハ用仁和樂ト云、一說ナリ、又貴德ノ急ヲ秘時用此樂ト云、是一說、カタ〳〵ソノユエ侍ラム、シリガタシ、可尋、又雙調ニモ造物アリ、高麗笛師下春ト申物ツタヘタリト鳳凰抄ト申文ニイレタリ、サレドモ近來吹タリト申物モキコエ侍ズ、仍常ニモチキラレズ、

又平調ニモ造物アリ、兵庫允玉手公頼ガツクリタルトゾ申タレドモ、其家ノ目錄ニモイレズ候

メリサレドモ今尾張得業〔圓憲〕譜ニシルシオキタレバ、サル事ハ侍ケルナンメリ、此世ニシレル人ナニカハアルベキナレドモ、物ヲシラシメンタメニカク申ナリ、ナラヒアリナンドハイフベカラズ、其譜ハ高麗笛譜ニ注置タリ、

〔樂家錄 二十四坤 三鼓加節〕高麗壹越調曲

造物 小曲

〔拾芥抄 上末 音樂〕高麗壹越調　仁和樂

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕高麗曲

高麗壹越調　仁和樂 仁牟奈羅具

〔龍鳴抄 上 狛樂〕仁和樂 にんわらく

拍子十、こまひなり、

〔仁智要錄 十一 高麗曲〕仁和樂　拍子十

〔教訓抄 五 高麗曲壹越調〕仁和樂　中曲

以年號爲樂名、拍子十、舞間拍子五十六、

此曲仁和年中ニ、奉勅貞雄ト云ケル物作之、此樂嗔頭アリ、人イトシラズ、タヾロヘ反付ヲ吹メル、隨舞拍子加彈物ニハ嗔頭ナシト申メリ、嗔頭秘ユエ歟如何

〔教訓抄 七〕舞番樣

承和樂 片肩 祖　仁和樂 片肩 祖

〔舞樂要錄 上〕舞番

左　右

承和樂　仁和樂 ○中略

革波　鞘切　啄木

平調樂曲　林歌

消州　酣醉樂或仁和樂

〔倭名類聚抄曲調四〕高麗樂曲　革波　鞘切中略○　啄木

〔伊呂波字類抄人事太〕啄木高麗樂

〔源平盛衰記三十一〕青山琵琶流泉啄木事

啄木ト云曲モ天人ノ樂也、本名解脱樂ト云、此曲ヲ聞者ハ生死解脱ノ心アリ、其聲歌ニ云、

我心無礙法界同　我心虛空其本一　我心遍用無差別　我心本來常住佛

トゾ響ナル、震旦ノ商山ニ、仙人多集テ、偸ニ此曲ヲ彈ジケルニ、山神蟲ニ變ジツヽ、木ヲ啄樣ニモテナシテ、此ヲ聞ケルヨリ啄木トハ申也、此樂ヲ彈ズル時ハ天ヨリ必妙花フリ、甘露定テ、海老尾ニ結ビケリ、

〔源平盛衰記十二〕師長熱田社琵琶事

師長公終夜爲神明納受、初ニハ法施ヲ手向奉リ、後ニハ琵琶ヲゾ彈ジ給ヒケル、調彈數曲ヲ盡シ、夜及深更テ、流泉、啄木、楊眞操ノ三曲ヲ彈給處ニ、本ヨリ無智ノ俗ナレバ、情ヲ知人希也、中略○抑此曲ト申ハ、仁明天皇御宇承和二年ニ、掃部頭貞敏、遣唐使トシテ牒狀ヲ賜リ、觀察府ニ參ジ、上覽ニ達シテ、琵琶ノ博士ヲ望申サレシニ、開成二年ノ秋ノ比、廉承武ヲ送ラレテ秘曲ヲ授ラレ、我朝ニ傳ヘシハ流泉、啄木、楊眞操ノ三曲ナリ、下略○

○按ズルニ、革波、鞘切、啄木ノ三曲ハ、並ニ拾芥抄、教訓抄等ニ載セザルヲ以テ、壹越調ノ樂曲ナリヤ否ヤヲ詳ニセザレドモ、姑ク此ニ附載ス、

〔拾芥抄上末樂音〕同高麗○　高平調　林歌

〔教訓抄五高麗曲〕林歌平調曲

〔倭名類聚抄曲調四〕高麗樂曲　臨河或云ニ林歌

〔樂家錄 〈二十 入樂曲訓法〉〕高麗曲

狛平調　林歌〈利牟加、歌字訓、〉一本臨河、

〔秇苑日涉 四〕林歌

高麗部曲有林歌、據體源鈔、本是梵竺曲、一名囉吒穌羅伎曲、歷攷之諸書無所見、後閲法苑珠林曰、爾時衆中有一菩薩比丘、名婆須密多、遊行竹園間、緣樹上下、聲如獼猴、或旋三鈴作那羅戲、〈翻譯名義集曰、那羅翻上伎戲、〉蓋囉吒穌羅伎即那羅戲、遊行竹園間、緣樹上下、故名之林歌耳、

〔龍鳴抄 〈上 狛樂〉〕林歌りんか

平調のものなり、かぶとあり、むらさきのうつをきぬにこがねのねずみつけたり、

〔仁智要錄 〈十一 高麗平調曲〉〕林歌　拍子十四、舞五十拍子、

〔教訓抄 〈五 高麗曲 平調〉〕林歌　別裝束、紫袍付金鼠、〈有甲〉　小曲拍子十四、又十一、舞間拍子〈五十、〉

此曲ヲ或譜云、林鍾調ノ曲トシルセリ、サモアリヌベシ、狛笛ヲ平調ニ吹ケバ、横笛ノ下無調ニテ侍ナリ、下無調ヲバリンソウテウト申ナリ、此舞ヲ出サント思時先吹亂聲、舞出ヌレバ亂聲トヾメテ種取、〈律音〉次當曲ヲ吹也、舞人向西拾足之時〈加三度拍子、〉舞終ヌレバ樂止了、又重吹此曲入ナリ、即加拍子出入大旨如左舞、

或記云、右樂ハ皆一拍子ニ上也、〈三拍子也〉而上唐拍子之樂〈謂三度拍子也〉有二所謂林歌、酣醉樂急也、破者狛拍子也、

此樂返吹ヤウアマタノ説侍ベシ、十二拍子ニ反説、十一拍子返説、コレラハ皆引物ニ付テ、横笛ニテ吹時ニモチキルベシト申タレドモ、狛笛反處ノ秘説ト申タレバ、狛笛ニモ時々マゼ吹ベキニヤ、當時伶人ノ中ニモコレテイニ吹候メリ、此曲西寺ノ老鼠ト云事アリ、オイチズミハ呂催馬樂也、

〔樂家錄舞三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　林歌、舞人四人　袴、常裝束之袴也袍、及甲常異、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　右

秦王　皇仁或林歌〇中略

傾坏樂　胡德樂或林歌〇中略

蘇莫者天王寺舞之　蘇志摩或林歌〇中略

採桑老　新靺鞨或林歌〇中略

拔頭　崐崘八仙或林歌或新靺鞨

還城樂　林歌

同例　大法會

法勝寺御塔供養永保三年十月一日　左〇中略太平樂〇中略　右〇中略林歌

法勝寺供養承暦元年十二月十八日　左〇中略秦王〇中略　右〇中略林歌

曼茶羅供有二舞樂儀一

宇治入道九體堂供養康治元年六月廿九日　左〇中略採桑老〇中略　右〇中略林歌

八講

堀河院宸筆御八講長治元年八月一日同七日結願、〇中略被二始行一、　第六日五巻日　左〇中略拔頭　右〇中略林歌

朝覲行幸

寛治二年正月十七日　左〇中略青海波〇中略　右〇中略林歌

同十九日　左〇中略蘇合〇中略　右〇中略林歌

雙調樂曲

同六年二月廿九日　左○中略　泔州　右○中略　林歌
保安二年二月廿九日　左○中略　蘇莫者　右○中略　林歌
御賀
康和四年白河院五十御賀　試樂　三月九日　左○中略　賀殿　右○中略　林歌
仁平二年鳥羽院五十御賀　後宴　同○三月八日　左○中略　三臺　右○中略　林歌
〔古今著聞集六管絃歌舞〕同○延喜廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、○中略、林歌、○中略これらを御覽せられけり、
〔拾芥抄上末音樂〕同○高麗雙調　蘇志磨利　地久准大曲　登天樂　白濱
〔教訓抄五高麗曲〕雙調曲
地久　白濱　蘇志摩　登天樂
〔倭名類聚抄四曲調〕高麗樂曲　蘇志摩利
〔拾芥抄上末音樂〕高麗雙調　蘇志磨利
〔樂家錄二十八樂曲訓法〕高麗曲

蘇志磨利

狛雙調　蘇志摩利曾志眞理、一說略、一名蘇志茂利、又長久樂、又廻庭樂、一本數手異名也云々
〔樂考高麗調曲〕蘇志摩利
按ずるに、此曲舞人簑笠にて舞ふと見ゆ、神代に進雄尊、衆神に逐れて、青草を束て簑笠として新羅に至り、曾尸茂利の所に居給ふ事、國史に出づ、此事を象りし舞なるべし、
〔龍鳴抄上狛樂〕蘇志摩そしま
拍子九、蘇莫者にあはす、みのかさきたる舞也、
〔仁智要錄十一高麗雙調曲〕蘇志摩利　拍子九

〔教訓抄五高麗曲雙調〕蘇志摩　又廻庭樂云、或名云々、數手異、著蓑笠舞、　中曲　蘇志摩利云、拍子八　舞間拍子六十二、

古記云、此舞中古絶了、而天暦御時被仰多好茂可仕之由、好茂絶由再三辭申、重押計可舞之由依被責、案立舞之、後人樂師寺傀人味曾府生勘賴如形傳學習之、于今相傳云、

此舞多氏ハ舞絶シテ今ハ不舞、紀氏ノ舞人近來マデ舞侍ケル、其氏ニモ舞失テ後、今ハ大神氏舞人許舞之、

此樂ニ有二説、穪取ヲ吹テ即吹當曲、一説此世ニ用之、又音取ズシテ如綾切直ニ吹當曲、序吹一拍子一説、コレハ極秘説ニテ侍ナリ、古老人々ハ申サレ侍シ、合肘ノ舞渡事ナリ、其間ノ居笠ヲトリカフル也、渡返ヌレバ加拍子、

以之今雖絶舞長樂之人案之獻舞出、凡件日記傷奧切、不知誰人、以鳥羽院在之藤相公後憲依仰讀件日記云々、

此舞天下一同ノ大早魃之時、爲雨請舞之、カナラズシルシアリテ雨下、樂舞俱秘事ニテ侍ナリ、

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

右舞　蘇志摩利、舞人六人、面、帽子、常裝束、掛裲襠、蓑笠、持手、

〔舞樂要錄上〕舞番

左　　右

蘇莫者天王寺舞之　　蘇志摩

同例　曼荼羅供有舞樂儀

歡喜光院供養永治元年二月廿一日　左中略○　蘇莫者中略○　右中略○　蘇志摩

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同延喜○廿一年十月十八日、八條大將保忠中納言の時、勅をうけ給ひて、日比奏せざる舞を御覽せられけり、中略○　蘇志摩、中略○　是らを御覽せられけり、

地久

〔續古事談 五諸道〕宇治殿ノ卅講ニ、公近蘇支摩トイフ舞ヲマヒケルヲ、正方ミテ此舞ハソラ舞也、父ヨシモチ申シヽハ、天曆ノ御時舞御覽ノ時、此舞ハタエタルヨシ奏シケルヲ、宣旨ニテアタラシクツクリテマヒタリケレドモ、其後ナラヒツタヘズトナン申ケル、左ノ一ノツラニ則高、光季、右ノ一ノツラニ時助、助忠、タチタリ、ミナ父子ナリミル人イミジキ事ニナンイヒケル、

〔倭名類聚抄 四曲調〕高麗樂曲　地久樂(卽歌有標人曲是也)

〔拾芥抄 上末音樂〕高麗雙調　地久(准大曲)

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕高麗曲

狛雙調　地久、(千氣字)一名圓地樂、

〔龍鳴抄 上狛樂〕地久

破拍子十二、急拍子十、萬秋樂にあはす、大曲にならべたるものなり、志かればそりこをとる、雙調曲也、

〔仁智要錄 十一高麗雙調曲〕地久　拍子十二　急拍子十

〔敎訓抄 五高麗曲雙調〕地久　有面甲　准大曲

破(拍子十二、)舞間拍子百、急(拍子十、)舞間拍子(九十、)

先欲奏此曲時吹禰取之詞、(如常說)准大曲時ハ吹狛調子、(呂玄也、或人謂之大調子云、是秘事也、當世不用之、)肩祖グ手アリ、此舞ノ秘事內也、而仁平御賀ノ比三月一日、於鳥羽殿院殿上人舞御覽ノ日、俊通少將カタヌグ手ヲ舞給ケルニ、半臂ヲトモニグシテ肩祖給タリケレバ万人見之、耳目ヲオドロカシタリケリ、舞入之後父卿起座向子少將、雖被勘發無其益云々、ヨク〳〵カヤウノ事ニテ心ツクベキ也、(或古舞人云、帽衣之時肩祖手ハ無ナリト申ニ、如此束帶之時肩祖侍ナリ、)

承久二年三月十七日、常樂會後朝別當僧正、(雅緣)一家公卿爲見物下向アリシニ、此手舞キ、舞人四

人、（好氏、久行、好能、忠茂、）帽子无、一者好氏居、（右膝突）袒ヲ解テ肩袒了、二者久行乍立カタヌグ、以下二人カタヌガズ、サマ〴〵ノ相違ドモ不審ニ侍リ可尋、○中略

舞人向北袖ヲ取持、（加拍子、）急手ヲ指上テ片躍時（加拍子、）

又此曲ニ更居突ト云秘事候トカヤ未見侍、或人ノ申傳シハ、多氏大神氏タガヒテ候トカヤ、イヤダオトシスエズ侍リ、

一說云、此舞破、舞人解袒、其時上拍子、急向北取袍前時上拍子、又當時ニ取後參ルハ万秋樂ノ答ニ舞時取之、番他曲之時者尤不可取之、

此樂呂歌美ノ山ニ合、但歌ノ說トテ在別習、笛譜注之、

多忠節云、當曲取後參事ハ依勅定執之也、而近來者無其儀、尤無其謂歟、

〔敎訓抄七〕舞番樣

萬秋樂（有甲、近來不用、諸肩袒、准大曲、）　地久（有面、甲、准大曲、執後參、喜春樂合舞、肩袒乎、）

〔續敎訓抄舞案譜〕或人云、○中略地久、面甲アリ、又後參アリ、喜春樂ニアフトキ、彼ニカタヌグ手ヲ舞フ事秘事ナリ、

〔樂家錄舞三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　地久、（舞人六人、）面、帽子、常裝束、甲異、（體源抄曰、著袍、後參桴取、）

〔舞樂要錄上〕舞番

左	右
喜春樂	白濱（或地久）
萬秋樂	地久（○中略）
賀殿	長保樂（或地久○中略）

登天樂

萬歲樂　延喜樂〈或地久〉

同例　大法會

雲林院塔供養〈應和三年三月十九日〉　左〈○中略〉喜春樂〈○中略〉　右〈○中略〉地久

法勝寺御塔供養〈永保三年十月一日〉　左萬歲樂〈○中略〉　右地久

八講

鳥羽院御八講〈仁平四年三月廿二日被始行、同廿五日結願、〉　第四日〈五卷日〉　夕座了供舞　左賀殿〈○中略〉　右地久

〔古今著聞集　六管絃歌舞〕いづれの比の事にか、大宮右大臣〈○藤原俊家〉殿上人の時、南殿の櫻さかりなる比、うへぶしよりいまだ裝束もあらためずして、御階のもとにて獨花をながめられけり、霞わたれる大内山の春のあけぼの、よにしらず心すみければ、高欄によりかゝりて、扇を拍子に打て、櫻人の曲を數反うたはれけるに、多政方が陣直つとめて候けるが、歌の聲を聞て花の本にすゝみ出て、地久の破をつかうまつりたりけり、花田狩衣袴をぞきたりける、舞はてゝ入ける時、櫻人をあらためて蓑山をうたはれければ、政方又立歸て同急を舞ける、をはりに花の下枝を折て後おとりてふるまひたりけり、いみじくやさしかりける事也、此事いづれの日記にみえたるとはしらねども、古人申つたへて侍り、

〔倭名類聚抄　四曲調〕高麗樂曲　登天樂

〔拾芥抄　上末音樂〕高麗雙調　登天樂

〔樂家錄　二十八樂曲訓法〕高麗曲

狛雙調　登殿樂、〈止字傳、牟羅具、〉一本殿作天、

〔龍鳴抄　上狛樂〕登天樂〈とうてん樂〉

ひやうし十、こまひなり、山階寺にはわらはまひにこれをす、五聖樂にあはす、

〔仁智要錄 十一 高麗雙調曲〕登天樂　拍子十

〔敎訓抄 五 高麗曲雙調〕登天樂　雖レ爲二童舞一又男舞　小曲、又登殿云、拍子十　舞間拍子、五十五

此曲モクハシク申タルコトナシ、ウチマカセテノ舞ノ如ク也、大神氏ニ舞侍ハ面白手ドモ候也、

三五要略ニハ舞間拍子五十、舞ニシタガヒテ加二拍子一、

此樂ハ返吹所アリトイヘドモ、四五度三度ハ口ヘ吹返ナリ、

〔敎訓抄 七〕舞番樣

五常樂 有レ甲、片肩袒、有二入綾一、如二右舞一、次第舞入、　登天樂 片肩袒

〔樂家錄 三十七舞〕左右舞及人數裝束

右舞　登殿樂、舞人六人 冠、細纓、緌、袴、及下襲、常異袍、蠻繪、袍袖不レ袒 古圖常裝束、體源抄曰、著レ袍、

〔拾芥抄 上末 音樂〕高麗雙調　白濱

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕高麗曲

狛雙調　白濱、波字非牟 一名榮圓樂、

〔龍鳴抄 上 狛樂〕白濱 はうひん

東三條殿の大饗にこれをまう、賀殿にあはす、

〔仁智要錄 十一 高麗雙調曲〕白濱　拍子十六、一說拍子十五、長譜　舞九十拍子　輪了向レ北之時加二拍子一、

〔敎訓抄 五 高麗曲雙調〕白濱　中曲　准二大曲一

序拍子八、破拍子六、舞間拍子六十五、

三五要略 拍子十六、長譜 拍子十五、舞間拍子 九十、輪之向レ北加二拍子一、

此曲ノ事タシカニ申タル物ナシ、但口傳云、不レ吹二禰取一、直ニ序ヲ吹出 一說是秘說也 如レ常、舞禰取テ吹二當曲一

常說ナリ、大輪造テ舞輪廻了立定テ舞人居時加二拍子一、出雲ノ友貞云、對二万秋樂一時者可レ執二白濱一、後散以二万秋樂一爲二大曲一可二引證一云々、准二大曲一故、付二此說一加二三度拍子一、尤爲二秘說一云々、

此曲東三條殿ノ朱器大饗セサセ給ケルニ、加二三度拍子一入綾ノ手ニ居所ヲ舞タリ、メヅラシク殊勝ニ侍ケレバ、更居突ト云ベシ、今日賀殿ニ更居突ノ手舞了、左右相對シテ可レ用二此說一、對二賀殿一日可レ舞二舞手居所一、此說能々可レ令二秘藏一也、

〔教訓抄 七〕舞番樣

喜春樂 喜心樂云、片肩袒、輪造舞、右二入綾一、如二右舞一、　白濱 萬秋樂對日准二大曲一、執二後參一、輪造舞、諸肩袒、

〔續教訓抄 舞案譜〕或人云、〇中略白濱、諸肩袒、後參アリ、萬秋樂ナドニアハム日、大曲ニナゾラヘテコレヲトルベシ、地久ノゴトクナリ、サシテ万秋樂ニカギルベカラズ、大曲ニアハム日ハトルベキナリ、

〔樂家錄 三十七〕左右舞及人數裝束

右舞　白濱、舞人四人、常裝束、體源抄曰、後參桴取、

〔舞樂要錄 上〕舞番

左	右
喜春樂	白濱 〇中略
秋風樂	都志 或白濱

〇

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕雜聲

振桙 惠半不

〔塵袋七〕桙フルヲエン舞ト云フハ正字如何、其心オボツカナシ、厭舞トカク也、厭ノ字ヲバマジナウトヨム、蔡邕ガ傳ニハ、厭ハ伏也ト釋セリ、サレバ邪鬼等ヲ降伏シ、災殃ヲケススガタナル故ニ、イワヒテ最初ニ是ヲナス、エ。ブ。ノ。亂。聲。トテ三度ホコヲフル、ハジメノ亂聲ハ天ノ分、第二度ハ地ノ分、第三度ハ人ノ分、三才ニ配當シテホコヲフルアヒダニ、トナフル頌文アリ、ヲハリノ一句ニハ兩說アルベシ、新造ノ御堂、御前ナドニテ、此事アルヲバ鎭。舞。トモ云フ、定案摩ト云フモ鎭スル心アル故ニ、餘ノ舞ニ先ダチテ、始ニ必ズ是ヲ舞、二ノ舞ハ地神ノ形ヲ表スト云々、或管絃者ニエンブトハイカニカクゾト人ノ尋シ返事ニ、舞ヲ延ト云フ心ニヲ延舞トコソカケト答ヘシハ、エシラヌト云ハムガ不覺ニ、當座ノワキマヘ、コト、バヲカマヘシナメリ、キハメタル僻事也、

〔教訓抄一〕振桙樣

三節亂聲謂之口傳云〈鞨鼓三鼓兩取者奏亂聲之間爲之、但號亂聲時者如常也、〉

金婁子云、周ノ武王朝至于商邦牧野誓、武王左杖黃鉞右採白旄以伐帝紂定天下ノ時、先供祭地祇也、

　初節者〈供天神〉中節者〈和地祇〉後節者〈祭先靈謂之三節〉　左右各有禮儀、奏初二後一〈鎭曲云、〉或人〈鎭桙云〉

大國大常三卿者神祇官也、若天子若諸侯、若三公、若九卿、若大夫、祭先靈之時、必奏音聲爲神分云々、

先發亂聲于時伶人首正禮節採鉾、〈爲左頭貫右袖〉

至舞臺半、鉾右頭採、直成禮、初二後一禮、〈有三說〉　天長地久　政和世理　王家太平　雅音成就

又云　聖朝安穩　政和世理　國家太平　雅音成就

初二後一禮了後合桙時鎭詞云

一天雲殊靜　四海波尤澄　十雨不破塊　五風不鳴枝　天地和合禮　此鎭頌者〈五返振テ後、桙時ヲ持上テ地〉

布置時、此鎮詞者　公家　神社　佛寺　諸家並恒例臨時、其砌之詞聊可相替也、殊可受師說口傳也、
狛氏嫡家相傳也

二部左新樂一度　右高麗一度　左右同音一度常此用之
三部新樂　高麗　古樂各一度　同音一度花殿會等如此
四部左新樂次林邑、右高麗次古樂、各一度、次同音一度、平立爲上中振之、東大寺總供養如此、
興福寺常樂會三部亂聲新樂一度、古樂一度、高麗大頭一度、
同音二度各振桙、不似余所、
次日法華會同三部新樂二度、古樂一度、高麗二度、同音一度各振桙、無余所、

高麗ニ大頭振事留大會ニ、其振樣普通ナラズ、古紀氏舞人振之、今ハ大神舞人振之、

法莊嚴院供養
長承元年十月七日、法莊嚴院供養ノ日、振鉾次第、大納言忠教奉行
先左右各一度、同音一度、各桙チフラズ、　次左右各一度各桙チフル　同音一度

中宮春日行啓
承元二年正月廿七日、中宮春日行啓試樂、閑院內裏、中宮權亮忠定奉行　只同音一度一節ノ振桙ナリ、

建保四年ノ冬、北上北面ノ人ノ勝負ノ事ノ風流ニ舞樂、

〔延喜式十二中務〕凡七月中略廿五日、中略五位已上立大旗、了共揖著座、然後左奏厭舞、

〔中右記〕康和四年二月十二日、巳時許參內、直衣於東對南庭御覽御賀舞共、中略舞六曲、左萬歲樂、春鶯囀、輪臺、青海波、左地久、古鳥蘇、皇仁、先舞以前、亂聲振鉾、左中將宗輔朝臣、右左馬頭師隆云々、

〔樂家錄四十八類話〕寬永之比、踏歌節會、每歲多氏奏振鉾、其時多忠清役之、一年及深更、舞臺之上寒霜降甚凍矣、至振鉾終曲上鉾之時、左舞人誤足蹶踞、當于時忠清亦共踞、一同振上鉾而止之、因玆左舞人之過無見尤者、剩堂上堂下之人稱美云、今夜振鉾左右共用異說、是雖忠清臨時之所爲、亦非一時之功、他年得舞妙之故也、

一曲

〔樂家錄 三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　振桙、舞人二人、但左方一人右方一人也、常裝束袍桙、

〔狛氏新錄〕振桙三節〔中略〕

左方一人右方一人舞之

裝束　襲裝束

鳥甲　袍紅紗　半臂　下襲　表袴　忘緒　赤大口　石帶　踏掛　鉾

右方裝束同品　但袍以下色萌黃也

〔樂家錄 二十八樂曲訓法〕雜聲

一曲以津氣與具

〔樂家錄 三十四鼓加節〕雜篇

一曲　無番舞、左右同音奏之、

抑一曲之加法、皆同于壹鼓曲、故略之、惟其異者、以聲樂用鳥向樂為定法耳、

〔狛氏新錄〕一一曲之事

參向一曲と申候而、諸寺勅會法事之節、導師幄ニ入ル之時、其筵道江菩薩鳥蝶舞人樂人左方右方二行列ヲ引、幄前筵道ニ立列ス、時に盤涉調調子吹之、吹鳥向樂を吹始、左右舞之頭一人宛二人相並、幄之前ニ進而、一曲を舞て一拜ス、其時賜祿被物或太刀目錄也、坊官又は諸大夫二人出渡之、舞人は不請取之、舊方之中五位六位之輩、左右より二人出候而請取之、但坊官諸大夫其時之體に應じ樂所よりも受取に出候事也、次又鳥向樂を吹始、自下臈堂前樂屋之前平立に列して其儘吹之、菩薩鳥蝶ハ舞臺之上草墪著、導師入堂之後止樂、各樂屋復座、次ニ壹越調菩薩之樂を吹始、鳥蝶菩薩供花捧之、十弟子渡畢テ退キ入、

一鼓

一一曲舞御覽等邂逅有レ之時ハ、振鉾之後左右舞レ之頭二人相並ニ舞臺ニ昇舞レ之、一拜シテ入、次ニ舞樂奏レ之、

一鳥向樂にハ舞無レ之、雖レ然一曲と申名目之舞ハ、舞ばかりにて樂ハ無レ之候故、鳥向樂を以て一曲を奏候事ニ候、是も時により何樂にても用候事、

〔樂家錄 舞 三十七〕左右舞及人數裝束

左舞　一曲 舞人同二于振桙一〇舞人二人、但左方一人右方一人也、常裝束袍、左方舞人懸二雞婁一、左持二鞉鼓一右持レ桴、右方舞人懸二壹鼓一持レ桴

〔樂家錄 三十六 番舞〕雜篇

一曲　出二左右共舞一、故無二番舞一、

〔敎言卿記〕應永十三年六月十一日己巳、唐人參二北山殿一云々、如二先規一伶人等一曲云々、散狀追可レ尋記、鷄樓ハ右舞人多忠興云々、一鼓ハ同忠信云々、俄之間不レ及二相觸南都一、

〔樂家錄 二十八 樂曲訓法〕雜聲

壹鼓 以津古

〔敎訓抄 七〕一一鼓事

左ノ一者懸二一鼓一事ハ、御賀、樂所始、參音聲、左一者一人懸レ之 一長者殿下ノ御春日詣ノ次日、馬場院ヲ令二付給一曲、ワキアケノ東帶

興福寺ノ別當幷僧正法務ノ慶申宿院　一曲

春日大明神ノ御京上還御ニ東御門　一曲

興福寺諸堂ノ御佛ヲ令レ入給ヒ參向　一曲

樂者隨二季節一、春春庭樂、夏應天樂、秋万歲樂、冬万秋樂、如レ此雖レ充二四季一、不レ定也 太上天皇ノ御賀ノ參音聲賀王恩、內宴ノ參

音聲最涼州、溢河鳥、臣家御賀幷參向、万歲樂太平樂鳥向樂慶雲樂

昔ヨリ如此雖被定置、且依例且任當儀也、

其打樣者、右キ向ノ大鼓ノ拍子ヲ相待テ打左足踏合打右足打左足打右足打左足、此間左手ヲ指テ打右足打左足、北へ路廻テ退テ、左右手ヲ合テ上へ披テ放、左足打左足打右足打左足打右足南へ踏廻テ退テ、如先上へ披放、不足如此打替ツヽ、隨所便宜吉程マデ參入シテ、樂屋へ入ナリ、參音聲ノ時參入、御前ニテ一曲之後、右膝、突居、左右手保合如雞婁加拍子古樂振立テ鼓ノ左右ノ渋ハタヲ取テ左へ踏寄テ、鼓ヲ大鼓拍子ニ突ヤル、右へ踏寄テ鼓ヲ大鼓拍子ニ突ヤル、披テ諸伏肘、打テ尻走テ鼓渋ヲヲサヘテ延立テ落居ル、謂之四方曲

其後打樣打右打左足打右打左足打右打左足打右打左足、左手ヲ披テ打右打左足打右打左足、左右ヲ見テ右足踏テ、北廻向テ退テ、諸手合テ披、右足打左打右足打左打右足打左打右足打左打右足、左披テ打左打右足打左打右足、左右ヲ見テ左へ踏廻テ、南廻向テ退ヲ、諸手合テ披、左足　狛光時說云、當曲打舞事、

鴫胸ソリ事

一鼓ノ左右ノ渋ヲヲサヘテ、スコシウツツキテコマカニ一丈許リ歩テ、アユミトヾマリテ後ノケサマニムナソヲアカリテ落居ル、八拍子間也サテ左へ踏廻リテ鼓ヲ左突、右見右、へ踏廻テ右突、右見如此左右へ各二度、狛光季ノ說ニハ五手也、尻へ走ル手ヲ加ヘバ六手ナリ、僧仁命云、鴫ノムナソリハ六手打之、左向一度、右向一度、已上二手如此三手合六手也、仁命者右近將曹義貞男、右兵衞忠山村正連弟也、延久平等院阿彌陀堂供養日、多正助ガ打ケルモ、此說無相違、其說ニ行道ノ間、池ノミギワヲ通ル間打、此平、

奏溢河鳥

保延之比、新院（鳥羽）召左光則光時、右忠方近方、此曲秘事御尋ノ侍シヲ、左右四人之輩、申狀聊モ無相違間、頗有御感云々、仁平御賀樂所始ノ參音聲ニハ、左一ハ光時一人懸之、（口傳云、五手打チハリテ後、引退時ツマムノ樣打成也、）

古譜說云、（光仁天皇御宇寶龜九年十二月廿一日、進鼓生從八位下壬生驛麻呂製之、）一鼓傳行法、此發行音聲、溜河鳥（准此、他可知之、）

右撥二遍、（左手一遍）右撥マノ右手打伏、右足前屈、上拍子、（見來）右撥二遍、（左手一遍）右手打伏、左足屈上、（見西拍子）撥二ノ左手、一右手打伏、右手打仰指西、（右足前屈擊拍子）右搔二ノ左手、一ノ左手打伏、（右手打）仰指東、（左足前屈擊拍子）如是從上初行登、（二鼓舞法又同）

〔樂家錄　三十四　三鼓加節〕雜篇

壹鼓　番舞　八仙或蘇利古

舞樂之次第、先奏調子、次當曲、（此間舞人出也）而舞人二人出奏之、（一人懸壹鼓、一人懸二鼓）入時重吹、

抑壹鼓之聲樂不定、凡用延八拍子曲奏之、（其用之曲舊例擊左）舞人立定于舞臺後、拍子之壺以後、自四文管聲急速奏之、則加之揚拍子也、（如鳥破）此曲舞人擊鼓爲文、故於樂屋羯鼓不用之、擊于一鼓也、

舞人入時、同曲重吹籠、第二拍子加之、（壹鼓擊樂、凡四曲溜河鳥、慶雲樂、裹頭樂、春庭樂、）

〔狛氏新錄〕一一鼓之事

一鼓と申名目之舞人ハ、二人立に舞申候、一鼓二鼓を頸にかけ、右に撥を持、襲裝束、或蠻繪裝束、冠かざしにて、四季により樂は其時に應じ奏之、樂始りて出舞臺に登り、太鼓拍子に踏合舞申候、近代は四季ともに大方裹頭樂を吹舞申候、尤裹頭樂と申舞は別に有之、一鼓と申名目の舞ばかりにて樂は無之候故、樂は何にても用候事にて候、

〔教訓抄　七〕舞番樣

一別番樣　一鼓（舞人懸一鼓出舞臺、一曲打舞、）　蘇利古

師子

〔樂家錄三十七舞〕左右舞及人數裝束

左舞　壹鼓（舞人二人、一人首懸壹鼓、一人者懸二鼓、）常裝束袍、

〔樂家錄三十六番舞〕雜篇

壹鼓　番舞蘇利古（爲小曲中中曲）或八仙（小曲）

〔古今著聞集六管絃歌舞〕宇治殿平等院を建立させ給ひて、延久元年の夏の比、はじめて一切經會を行はせ給けり、法會儀式堂の莊嚴、心こと葉も及がたし、大行道樂に溢河鳥を奏しける、多政資一者にて、一皷かけて、池の邊をめぐるとて、鴨のむなそりといふ秘曲をつかうまつりける、ときにとりていみじくなん侍ける、

〔樂家錄二十八樂曲訓法〕雜聲

獅子　志志

〔教訓抄四〕師子

有序破急云々　笛、子大鼓、鉦鼓許也、

此曲御願供養ニ舞、笛者（小部氏爲曲）舞者（師子舞役也）

有詠　師子天竺　問學聖人　瑠璃大臣　來期天子　飛行自在　飮食羅刹　全身佛性　壺

未輦車　毘婆太子　高祖大臣　隨身眷屬　故我稽禮

元永元年之最勝寺供養、小部正淸吹之、有勸賞、（任左近將監了、生年七十、）著甲大鼓ノ前ニ立テ吹之、（日讀分明也）

保延二年、鳥羽勝光明院供養、小部淸延吹之、（無勸賞）從右方樂屋渡リテ、於鼓許ニ立テ吹之、（次第如元永）

建久六年、東大寺供養、小部淸景吹之、（無勸賞）

以有康相傳吹之、著テ甲ヲ大鼓ノ面立テ吹之、（入時ニ甲ヲヌギテ、腰ニ付テ入ル、）

大鼓（筑前守有康云、大鼓面打云、或說云、尾張包助打之、）有康拍子敎許云々、

建保二年、七條觀喜壽院供養、小部正氏吹之、（追テ蒙勸賞、任左兵衛少尉了、年□）以住吉ノ神主長盛之相傳吹之、大鼓（權神主津守經國）打之、（長盛孫子也、束帶、）
其作法先祖ニ相違、法用畢ニ舞之、從入調以口也、先召左樂行事（左中將伊時）可舞師子之由、奉勅作ス樂屋、于時正氏自樂屋進ミ出テ、庭中ヘ（著甲、袍尾引）中半許タミ行立テ、甲ヲヌギテ腰ニ付テ、エボシヲ引立テ吹古樂亂聲、其時ニ左師子ヲキテ登ル、舞臺ノ上四ノ角ヲ拜シテ、正面ヲ立テ拜二度之後、（止亂聲、古ハコヽニ有詠、）次樂吹、（序破急體ニテ三切吹之）師子舞畢テ後ニ又著甲、樂屋還入了、（度々例皆以相違、頗非無不審也、）私所ニテ吹師子例、鴨一切經會清延吹、（樂屋之內ニ經頭鳥一疋引之）天王寺住吉社ニ有師子笛吹、ソレハコトノホカノ相違ノ物也、亂聲ニ別物樂、吹樣モ大鼓打樣モ替リタリ、（中々本師子ヨリ面白侍也）

〔白氏長慶集 四諷諭〕西涼伎　刺封壃之臣也

西涼伎、假面胡人假獅子、刻木爲頭絲作尾、金鍍眼睛銀帖齒、奮迅毛衣擺雙耳、如從流沙來萬里、紫髯深目兩胡兒、鼓舞跳梁前致辭、應似涼州未陷日、安西都護進來時、須臾云得新消息、安西路絕歸不得、泣向獅子涕雙垂、涼州陷沒知不知、獅子回頭向西望、哀吼一聲觀者悲、貞元邊將愛此曲、醉坐笑看看不足、享賓犒士宴三軍、獅子胡兒長在目、有一征夫年七十、見弄涼州低面泣、泣罷斂手白將軍、主憂臣辱昔所聞、自從天寶兵戈起、犬戎日夜吞西鄙、涼州陷來四十年、河隴侵將七千里、平時安西萬里疆、今日邊防在鳳翔、（略）○（註）緣邊空屯十萬卒、飽食溫衣閑過日、遺民腸斷在涼州、將卒相看無意收、天子每思常痛惜、後軍欲說合慙羞、奈何仍看西涼伎、取笑資歡無所愧、縱無智力未能收、忍取西涼弄爲戲、

〔樂家錄 二十四乾 三鼓加節〕沙陀調曲

獅子（古樂）

此曲延四拍子也、拍子數四與三兩說也、大鼓如拔頭自二返頭加之、而吹止之時、如亂聲擊止之、不用

羯鼓鉦鼓也、

〔教訓抄 七〕舞番樣

別番樣〇中略　師子無答、御願供養舞之、　狛犬相撲節舞之、有別亂聲、

〔元德二年三月日吉社並叡山行幸記〕講堂へ入せ給へば、〇後醍醐左右の樂屋亂聲して、腰輿の御まへにて一曲を奏す、御輿は正面の間へよせ奉る、〇中略雲客御迎にまいりて、蓋とり引導申、舞臺のきはにてこしよりおり給ひ、あゆみつれて高座にのぼり給ふ、儀式なべてならず、伽陵頻、胡蝶の後、師子の亂聲ならしければ、狛犬は地にふし、師子は舞臺にのぼりて、まづ四維を禮し、本尊ならびに證誠を拜し奉る、太皷三拍子になりければ、つなとりつなを師子にうちかけ、はへはらひともに舞臺の左右のすみにさぶらふ、すべて三段の曲をはりければ、師子行繼左衞門志になされ、笛吹戶部政躬從五位上に叙せらる、太鞁住吉神主津守國夏は、當座の勸賞を辭して、後日に申べきよし申、南谷光輪房に宿し侍けるが、客殿の柱にかき付侍けり、〇歌略この曲は聖德太子の御時、異朝よりわたされて、四天王寺供養に、はじめてまはせられけるのち、今日に至るまで七ケ度なれば、常にもちひらるゝ舞にあらず、然るを家につたへて、朝家の御うつは物となれる、誠に優美におぼえ侍に、玄きしまのみちにさへ、すでに譜代の態となれる、やさしくこそ侍れ、

古事類苑

樂舞部十

樂人

樂人ハ歌舞音樂ヲ以テ職トスルモノナリ、大寶制令ノ時、雅樂寮ヲ置キテ、男女樂人ノ事ヲ管セシム、事ハ官位部ニ詳ナリ中世以降、樂人ニハ豐原、多、狛、大神、安倍、中原等ノ諸家アリテ、之ヲ世職トス、此等ノ樂人中、京都ニ在リテ、朝廷ニ奉仕スルモノト、奈良及ビ天王寺ニ住シテ、其寺社ニ專屬スルモノトアリ、此三所ヲ總稱シテ三方樂人ト云フ、德川幕府ノ時、三方樂人ノ内ヲ招致シテ幕府樂人トシ、寺社奉行支配トス、

近世三方ノ樂人ノ子弟十五歳以上ニシテ、課試ヲ望ム者ノ爲ニ、時ヲ期シテ之ヲ行ヒ、先輩者入札ヲ爲シテ、其優劣ヲ定ム、其選ニ當レル者ヲ稱シテ三方及第ト云フ、

名稱

〔下學集上人倫〕伶人(レイ)人樂

〔書言字考節用集四人倫〕樂人(ガクニン)樂官、樂師、伶人、並同、

〔源氏物語六末摘花〕朱雀院の行幸、けふなんがくにんまひ人さだめらるべきよし、うけたまはりしを、おとゞにもつたへ申さんとてなん、まかで侍る、

〔日本書紀三十持統〕元年正月丙寅朔、皇太子率公卿百寮人等適殯宮、○天武而慟哭焉、○中略樂官(ウタマヒノツカサ)奏樂、

〔三代實錄十一清和〕貞觀七年十月廿六日甲戌、雅樂權大允外從五位下和邇宿禰大田麻呂卒、大田麻呂者右京人也、吹笛出身、備於伶官、

朝廷樂人

〔毛詩註疏二國風〕簡兮刺不用賢也、衞之賢者仕於伶官、皆可以承事王者也、箋、伶官樂官也、伶氏世掌樂官而善焉、故後世多號樂官爲伶官、〈中略〉呂氏春秋及律歷志云、黃帝使伶倫氏自大夏之西崑崙之陰取竹、斷兩節間而吹之、爲黃鐘之宮、周語、景王鑄無射而問於伶州鳩、是伶氏世掌樂官、

〔中殿御會部類記〕〈雅言卿記〉正中三年三月六日、禁中左近櫻盛也、不期而有花宴、〈中略〉○朗詠〈御製詩也〉了、有召、伶。倫。堂上昇、東階著東簀子、

〔歌儛品目〕一樂伶倫〉伶人〈中略〉地下ノ召人ノミナラズ、播紳ノ所作人ヲ伶人トイヘリ、貞治六年中殿御會記ニ、伶人三條大納言、〈笛實音〉左宰相中將、〈和實〉前兵部卿、〈實興〉前右衞門督、〈敦有〉綾小路三位、〈敦賢〉公全朝臣、〈拍子〉宗泰朝臣、〈歌付〉兩人簀子ニ候ストミヘタリ、體源抄ニモ、弘長元年六月十日、十種供養記ヲ載セテ、伶人、地下ノ伶人トヲ分別セリ、上ノ伶人ハ卽播紳家ナリ、

〔令義解一職員〕雅樂寮

歌師四人、掌敎歌人歌女、二人掌臨時取有聲音堪供奉者敎之、歌人卅人、歌女一百人、儛師四人、掌敎雜儛、儛生百人、掌習雜儛、笛師二人、□笛生六人、掌習雜笛、笛工八人、〈謂供此間樂而吹笛者、其唐國以下諸樂者、吹笛之人、各在其樂生中也、〉唐樂師十二人、掌敎樂生、高麗百濟新羅樂師准之、樂生六十人、掌習樂、餘樂生准此、高麗樂師四人、樂生廿人、百濟樂師四人、樂生廿人、新羅樂師四人、樂生廿人、伎樂〈○義解略〉師一人、掌敎伎樂生、其生以樂戶爲之、腰鼓生准此、腰鼓師二人、掌敎腰鼓生、

〔明和新增京羽二重一〕樂人

正四位下薗土佐守太秦廣秦　豐伊賀守豐原倫秋　東儀播磨守太秦兼里　東儀因幡守太秦兼村　東儀伊勢守太秦兼玄　多和泉守多忠宣　從四位上辻下野守狛則長　林紀伊守太秦廣基　豐備後守豐原敬秋　多下總介多久連　豐隱岐守豐原直秋　芝石見守藤原葛故　東儀駿河守太秦兼陰　東長門守狛友永　多上總守多忠致　東儀佐渡守太秦康賢　多攝津守多久長　山井內匠權助太神景貫　奧丹後守狛好葛　多上野介多忠豐　多日向守多忠幸　從四位下岡右兵衞大尉太秦昌章　岡安藝介太秦昌盛　岡但馬守太秦昌家　多雅樂助多忠充　豐左兵衞

幕府樂人

少尉豐原定秋　豐右兵衛少尉豐原時習　芝大隅守藤原寬葛　辻右京亮狛則安　岡伊豫介太秦昌晴　林三河介太秦廣晉○以下五十二人略

〔光臺一覽三〕四辻殿は伶人樂士の總頭にて有也、樂人と申も、南都方、天王寺方、京方とて三流有之候、南都方は左方とて上、天王寺方は右方とて中、京方は伶人とて家卑く候、

〔諸家家業記〕箏　四辻○中略

四辻家其先祖後土御門院之御師範に被參候以來、殊更當道を家業之樣に被致候、元來は洞院家より御師範に被參候得共、彼家斷絶に付、其以來四辻家代々御師範に被相成候事に候、近代にては音樂之事、都て四辻家之預に相成候得共、元來和琴は樂人辻某より、箏は同東儀某より四辻家へ傳へ候由、然る所當時にては却て四辻家之家業と被致、彼家より樂人共へも相傳有之事に相成候、南都、天王寺、京方三方之樂人共、都て四辻家之支配にて、每月日を定め宅に於て三方之樂人被集稽古有之、其藝之甲乙をも被定候事に候、件家々之外にも、歷代に相勵候方も有之候得共、家業と申は、前之家々に限候由、

〔明良帶錄世職〕樂人衆

是は寺社奉行支配也、○中略當時幕下の樂人東儀筑後介は、徐福が後にして東儀は秦の姓也、○中略幕府賴朝卿樂官多右近將監を招き、鎌倉に於て其藝を試給ふ、今の多繼殿助の先祖なり、後醍醐天皇の御宇、音樂尤盛にして公武是を弄せり、住吉の神官津守國度は、音律及和歌の藝を以其名を發せり、神事に又音樂を用ゆ、帝都にて四辻五辻、滋野井、綾小路、花園、持明院家にて、是皆を傳へて堂上に弄せり、地下樂人散聲左方右方分別して、此藝に達したり、奈良天王寺の伶官に古實を傳へたるもの多し、近代辻伯耆守此術に達したり、大猷院樣○德川家光以來京都の樂官を召して、紅葉山神君廟中祭禮の音樂に傳へ、四九月音樂を奏するを以恒例とす、日光山にても如斯、文昭院

樣○徳川家宣音樂を好ませ給ふ故、正德の冬、朝鮮人來聘の節、京都より樂人を召して、御城に奏樂を起舞す、辻伯耆守近代家業に達したりと御褒稱あり、今佛家法會の音樂等是なり、

〔寛政四年武鑑〕御樂人衆

現米八十石、十五人ぶち、下谷御たんす丁、東儀大隅守現米八十石、十五人ぶち、下谷金杉上丁、山井左衛門志現米七十石、十人ぶち、下谷立花殿西門前、

岡近江守現米七十石、十人ぶち、下谷御たんす丁、東儀修理進現米七十石、十人ぶち、下谷立花殿前、中主税允現米五十石、十人ぶち、下谷御かち丁、園主膳正現米五十石、十人ぶち、下谷金杉中村、多縫殿助現米五十石、十人ぶち、下谷金杉上丁、東儀越前守

〔狛氏新錄〕一紅葉山樂人從㆓京都㆒初而被㆓召出㆒候事

寛永十九年年三月十八日、依㆓大猷院殿○徳川家光仰㆒、自㆓禁裡㆒御暇被㆑下、江府二之丸樂人下向仕候輩、

南京樂人　　久保丹後守狛光成

跡養子久保左京進儀、丹後守死去之後母出入有㆑之、家斷絕ス、

同　　上越中守狛近康辻故伯耆守近元弟

近康子、上織部正高重跡相續仕候處、十五年以前寅之年火災類燒之後、屋敷願之儀ニ付御追放、其後申之年御追放計御赦免、此以後致㆓病死㆒候、實子當上織部高直儀、當時日光御門主罷在候、

同　　井上和泉守太神秀久

養子井上主税助基久儀、十六年以前及㆓口論㆒討果、家斷絕、

北京樂人　　山井安藝守太神景明

同　　多佐渡守多忠明

天王寺樂人　　東儀筑後守太秦兼長

同　　東儀淡路守安倍季治

此以後

御取立
南京樂人　　　　　　　　　　　辻故伯耆守近元三男
　　　　　　　　　　　　　　　上左兵衛尉狛高庸
天和年中、朝鮮人來朝之節、御返翰執筆被仰付、其後御日記役被召出、辻春達と改名仕候、跡役嫡子上采女正高規被仰付候、

同　　　　　　　　　　　　　　上采女正事
　　　　　　　　　　　　　　　上左兵衛尉高規
寶永元申年、桐之間御番被召出、後ニ御次番ニ御番替被仰出候、樂人之跡斷絶ス、

同從京都被召下候　　　　　　　上將監狛近方
寶永元申年、桐之間御番被召出候、樂人之跡斷絶ス、

天王寺樂人　　　　　　　　　　東儀內匠允太秦兼種
紅葉山樂人、當東儀筑後守嫡子之所、井上主税助斷絶ニ付、父子御切米拜領之儀、重々之事ニ候得共、先當分被召出候旨ニ而、御切米拜領ス、然處寶永元申年、桐之間御番被召出、後ニ御次番ニ御番替被仰付候

此後

御取立
南京樂人從京都被召下候　　　　中右兵衛尉太神晴起

天王寺樂人　　　　　　　　　　東儀式部丞安倍季忠
紅葉山樂人、當東儀淡路守養子ニ候所、父子御切米拜領之儀、重々ニ候得共、先當分被召出候旨ニ而、御切米拜領ス、

同從京都被召下候　　　　　　　東儀主税助太秦兼行
寶永四亥年、桐之間御番被召出、後ニ御次番ニ御番替被仰付候、樂人之跡斷絶、

此後

同從京都被召下候　　　　　　　同大膳亮太秦昌英

社寺樂人

同〔同斷〕　同左兵衛尉太秦昌喜

當時相勤候紅葉山樂人

南京樂人　中右兵衛尉太神晴起

紅葉山樂人闕之節、南京之樂人病身之輩多御斷申、下向不仕候、依之當時右兵衛尉一人相勤候、

北京樂人　山井主膳正太神景豐

同　多右近將曹多忠明

天王寺樂人　東儀筑後守太秦兼行

同　東儀淡路守安倍季永

同　薗木工允太秦廣則

同　東儀式部丞安倍季忠

同　岡大膳亮太秦昌英

同　岡左兵衛尉太秦昌喜

都合九人

〔明和新增〕京羽二重〔一〕在江戸樂人

從四位下多佐渡守多忠篤　岡駿河守太秦昌充　東儀淡路守安倍季昞　東儀筑後介太秦兼連
正五位下東儀右兵衛少尉太秦兼備　從五位上東儀右將監太秦兼倫　從五位下薗左兵衛大志太秦廣周　東儀左兵衛少志安倍季充　岡伊勢介太秦昌通　東儀右兵衛大尉太秦兼安　正六位下多修理大屬多忠貫　中左將曹太神晴敷　山井左將曹太神景諄

〔儀式〔二〕〕踐祚大嘗祭儀

次進請左右近衛府樂人幷雅樂寮歌女等奏、次隸送借諸寺樂人樂器之狀、

〔儀式 四〕踐祚大嘗祭儀

太政官牒其等諸寺（兩所共用ㇾ此）

應ㇾ借㆓送樂人幷樂器㆒事（具註㆓色目㆒）

右大嘗會、其所所ㇾ請如ㇾ件、寺宜承知、依ㇾ件借送、故牒、

年月日　史位姓名牒

辨位姓

〔樂所補任〕天永三年　中臣爲行（三月日任、（中略）興福寺樂人、鞨鼓打元物師、）　清原爲則（同日任、（中略）藥師寺樂人、）

永久四年　狛行貞（八月日任、（中略）興福寺舞人、）　小部清延（八月日任、（中略）八幡樂人、）

保安元年　佐伯助行（十二月日任、（中略）興福寺樂人、）

同二年　紀季方（同日任、（六月日、中略）右舞人東大寺、）

〔台記〕久安三年九月十二日癸酉、幸㆓天王寺㆒、○中略御車輿轉供後、渡㆓御御所㆒、予（○藤原賴長）退㆓下休廬㆒飡食、御歸參、依ㇾ召候㆓簾中㆒、語曰、奏ㇾ舞日、最初令ㇾ奏㆓無㆓面形㆒之舞㆒、見㆓舞人容貌㆒之後、令ㇾ奏㆘有㆓面形㆒之舞㆖、是古說也、又仰曰、此寺、舞人之中、有㆓容貌壯麗者㆒、今日有㆓其人㆒乎、（法皇、爲ㇾ人好㆓美人㆒、故有㆓此言㆒、）對曰所ㇾ候也、（名㆓公方㆒）

〔謠曲〕富士太鼓

ワキ詞是は萩原院に仕へ奉る臣下也、扨も內裏に七日の管絃の御座候により、天王寺よりあさまと申樂人、是はならびなきたいこの上手にて候を召上せられ、太鞁の役を仕候處に、又住吉より富士と申樂人、是も劣らぬ太鞁の上手にて候が、管絃の役を望み罷上りて候、○下略

〔嚴島道芝記 一〕社家供僧內侍幷諸役人神人之名

野坂將監（大宮棚守號㆓左近㆒）　佐伯某○中略　右十八人舞方兼ㇾ之

田木工（樂頭）某○中略　右八人樂方兼ㇾ之（一說）

（樂方者大神氏也）

世襲

〔紳書十〕一樂人左方右方の事、辻伯耆守が云、本朝の樂は推古の時よりはじまれり、右は南都にわかれて、左方は南京に住し、右方は北京に住したり、左方は狛氏にて、右方は多氏なり、その外にも猶家數有き、如斯にて兩氏相わかれて、いろ〳〵其職を掌り來れるに、京都將軍の時に至りて、尊氏卿笙を好み給ひしに、多氏の人其師たるにより、武家へ昵近じて後に身を起して、一萬石計も祿を賜りて、武家となれり、應仁の亂に及で、多氏悉く災に死したれば、こゝに於て右方の樂は斷たり、後陽成帝の御時に、右方の樂斷へたるを傷み思しめして、其家を起さしめんと有し故に、多氏の孫少々世に出たれ共、猶其職掌くはしからざる故に、天王寺の樂人を召て、右方に加へ入られたり、今の右方は多くは天王寺の樂人たり、故に樂の事に至て、左方とは異なる事有也、左方は古より今に至て斷絕なき故に、其傳を失ふ事なし、又左方には舞頭とて、代々辻伯耆守家のみ也、是を承りて右方は東儀林兩家也、其人を撰て舞頭とする故に、とし老かたむけ共、猶其職を辭する人なし、左方は年老ぬれば、舞頭は其子甥等を撰で率らしめて、老たるは其他の職を勤ぬる事故、舞人皆とし若き輩也、右方は傳中絕して、天王寺より繼ぬれば、多くは高麗樂にて笙などの入ぬるは稀といふ、

〔狛氏新錄〕一禁裏三方樂人之事

伶樂之家者自天子攝官以下、以貴道之相傳譜代相承ス、從上古南北二京之樂人與申候而、南京狛氏左舞人、北京多氏右舞人、管打物等ハ、豐原氏、太神氏、安倍氏之家譜代勤之、然處應仁以來京都戰場ニ至而、北京樂家後裔斷絕ス、或ハ戰場ニ而討死、又ハ遁世職ヲ去リ、北京之伶人悉斷絕畢、

一北京之伶人斷絕ニ付、南京譜代之伶人依召在洛益勤之、

稱號　辻　上　芝　東　奥　窪　久保

一多氏右之舞傳來相絕ニ付、後陽成院御宇新ニ天王寺之樂人ヲ以、右方之樂人被仰付、百年以來

勤仕官位初而賜之、
稱號　薗　林　岡　東儀
一北京譜代之家斷絕ニ付、依別勅新ニ名跡御取立也、
一古者豐原氏二流ヲ以、北京鳳笙之正統とす、然に天正元年八月、朝倉取場にて討死家斷絕ス、當時豐原家之事ハ、竹內御門主之家司相續ス、其謂ハ豐原統秋所撰之體源抄所持獻禁中、仍賜豐原之姓、筑後守正秋是也、笙相傳之儀ハ南京伶人辻故伯耆守狛近弘、同近元、依勅命門弟として相傳ス、當時豐筑後守榮秋家也、今一流ハ天王寺之伶人薗故相摸守弟豐隱岐守相續ス、笙におゐては天王寺の流儀、當時豐越中守通秋家也、
一古者太神氏二流を以、北京龍笛之正統とす、然るに天正元年討死豐原家同前及斷絕候に付、新に名跡御取立、一流は山井故安藝守景治依勅命門弟として、南京の伶人上故越後守狛近直笛相傳す、當時紅葉山樂人山井主膳正景豐家是也、一流は天王寺之伶人岡故志摩守太秦公久子山井故近江守景福新に相續す、笛に於而は天王寺之流儀、當時山井近江守景村家也、
一古者安倍氏を以、北京篳篥之正統とす、然るに右同前斷絕、備前守多忠季末子新御取立、改安倍之稱號、安倍故飛驒守秀房是也、依勅命南京之伶人久保故丹後守狛光成篳篥相傳す、當時安倍壹岐守季福家也、
一北京右方之舞人多氏舞相傳之儀は、天王寺舞人林故石見守太秦廣康同廣有、依勅命門弟として當時相承す、
右者當時三方樂人來歷也
一南京之伶人狛氏は、古來左之舞を業とす、一條院御宇、狛光高左方一者に補せられ、公事舞樂之事奉行す、今以無相違、當時は管打物に至まで專勤之、

〔樂家錄　四十五樂人姓氏幷家紋〕今世勤仕之樂人京、奈良、天王寺三處之輩也、各家紋記之以爲篇矣、古老曰、至于舞樂裝束及幕等附爪紋者、總樂人之紋也云々、

第一京都樂人

豐原姓(朝臣)豐氏以鳳笙爲業、上祖天武天皇第五皇子大津王也、名乘通字秋、但下用之、家紋一枝藤圓、(但順逆本有三業)

大神姓(宿禰)山井氏以龍笛及舞爲業、(此姓亦在南都)上祖素盞嗚命六世孫大國主之後也、名乘景、家紋右重鷹羽、

安倍姓(朝臣)亦用之氏、以箏篥爲業、上祖孝昭天皇之末難波宿禰之後也、(和安倍祖也)名乘季、家紋有二也、一楓、一桃也、(蓋桃者實一葉二枝二也)

多姓(朝臣)亦用之氏、以神樂歌及舞爲業、今也或又以三管中爲業、上祖神武天皇皇子神八井耳命之後也、名乘嫡流忠、中流人、其次好、(今世無此流)家紋嫡流鳩酸(カタバミ)草、中流劒鳩酸草、又割櫻、(古四姓至于今相續者也)

中原姓(或未考之)以箏篥爲業、(亦以神樂歌爲業乎、見于東鏡、)上祖舊記曰、安寧天皇皇子磯城津彥命之後也云々、名乘光氏二字也、家紋未考之、

戸部(姓氏未詳)以龍笛爲業、名乘正成淸也、上祖及家紋未考之、(右二姓今斷絶)

已上京都樂人總六姓也

第二天王寺樂人

太秦姓(宿禰)別爲四氏、家業各異也、上祖太秦公宿禰同祖、秦始皇五世孫融通王之後也、(融通王、一曰弓月王、仲哀八年來朝云々、見于六國史、)

園氏以鳳笙及左舞爲業、名乘廣、家紋三頭也、

林氏以鳳笙及右舞爲業、名乘廣、家紋下藤、

東儀氏以篳篥及右舞爲業、此中有左舞人、亦有笛爲業者、名乘兼、家紋蔦、

岡氏以龍笛及左舞爲業、名乘昌、家紋薺葉、但以大葉如風車、

安倍姓東儀氏、抑安倍姓者本京都樂工、而余○安倍季尙家姓乃是也、而今彼方有此姓者、余父祖安倍季房有濁穢之事、不能勤神樂、屢及于不參、故文祿之比命于天王寺樂工東儀六郎秦兼行被加于神樂之篳篥、自是而其流則以安倍爲姓、名乘用季字也、家紋本東儀氏紋用蔦、

已上天王寺樂人四氏二姓也

第三　奈良樂人

狛姓宿禰別爲五氏、左舞人管業各異、上祖高麗國主夫連王之後也、

東氏以鳳笙爲業、名乘友、家紋三引龍、

上氏以龍笛爲業、名乘近、家紋襄荷丸、

奥氏家業井名乘字家紋同上氏、

辻氏以鳳笙爲業、名乘近、家紋引違、

窪氏或保久以篳篥爲業、此氏又別爲一流、家業同名乘光、家紋栢丸、亦一流名乘近、家紋木瓜、

藤原姓朝臣芝氏以龍笛及舞爲業、上祖天兒屋根命裔鎌足、始賜藤原姓、名乘葛、但總領上用、庶子下用、家紋○家紋闕

私曰、本狛姓乎、狛姓系圖中改姓有號藤原者、承久比有在光者、改號藤原、今世十一月毎祭禮、爲關白代有出於樂處中者、初當關白被勤役之、及後世讓樂處、因賜藤原姓乎否、右左方樂人六氏二姓

大神姓宿禰是京都太神之同流也、此中亦別爲四氏、共以右方舞樂爲業、就中中氏古來鳳笙之家也、

中氏以鳳笙爲業、名乘行、家紋篠圓、氷室神主

西京氏以龍笛爲業、名乘秀、家紋鳩酸草、

井上氏、名乘口家業家紋同于西京氏、

課試

北氏以篳篥爲業、名乘行、家紋栢圓、右右方樂人四氏一姓

已上奈良左右樂人十氏三姓

三宅氏不詳、篳篥自安倍氏傳之、見于系圖也、上祖及家紋未詳之、

玉手氏以龍笛爲業、舊記京都樂工、一本興福寺樂工云々、上祖武内宿禰男葛木曾頭日古命之後也、

名乘字守及清也、但清字惣領下用、庶子守下用、家紋未考之、右二姓今斷絶

〔歌儛雜識〕伶家課試

當時伶家ニ及第ト稱シテ、五年ゴトニ其優劣ヲ定ムルコトハ、寛文中ヨリ以往ノ定メナルトイヘリ、其法モ唐ノ制ニヨレルニヤ、唐六典ニ曰、凡習樂立師以教、每歲考其師之課業爲上中下之等申禮部、十年大抜之、若未成則又五年而抜之、量其優劣而黜陟焉、トミヘタルト相同ジ、

〔樂所日記〕弘化二年三月朔日壬戌

文化五年十二月廿六日、被仰出候三方御用會之事、久々中絶之段、甚以恐入候、從先達被爲在御内調、重々恐入存候、右ニ付不相續之次第も可有之被爲在御賢察、種々御厚配何分以厚叡慮被仰出候儀、永廢絶も如何、一箇年六會被定、永續有之樣更被仰出候得者、精々加指揮出精之樣申示於四辻家も、不怠之樣相催御儀御請申上度存候、猶此上宜敷御勘考之程奉願候、何卒以後無懈怠修行、每會如以前言上、御當職御屆等之事、再與相窺度存候事、

公積

二月　公說

三方會久々及中絶候處、以伺書之趣更被仰出候、先年度會日工揃言上被仰出候得共、於會度思召被爲在候間、不及言上、其日樂調和上中下可有言上候、

自今以後急度中絶無之樣、會日嚴重ニ可商量事、

於當三月、爲中旬、例月可爲十日、前後六ヶ月之內、京住兩在共十日前後定式之差支、社寺之務等有
無取調之事、
剋限午剋無遲々參集以自筆着到相記事
三方會出仕人數十五歲以上凡八十五人三ッ割
一番 京都方九人 南都方十八人 天王寺方十人　二番 京都方九人 南都方十八人 天王寺方九人　三番 京都方九人 南都方十一人 天王寺方九人
樂曲七曲、凡三十人未滿之人數殘吹打物等各一役、相當中ニ者重役有之候、會月爲何日定、但以前
伺定、 除極暑
三月　四月　五月　八月　九月　十月
極老之輩、幷難堪所作之輩、爲聽聞出席十五歲未滿、出席相望者可願出候事、
每歲度數取調之事、隨意不參之族罪科之事、所勞永理之輩者彙言上、臨期不參有之候者、補闕出仕
無之方、却而出精之基可相成哉相窺候事、
右之通、三方老分被招、公績朝臣御直ニ被達候事、在京一統承伏之旨、老分より四辻殿へ被申上候
由、治定之事、
〔狛近德日記〕文政二年十二月廿三日亥
一去ル十八日及第之義ニ付、被申渡候書付左ニ記、
一及第之儀、從古來嚴重仕來候條、近來種々不宜風說有之候、就中當年別而背制法、種々不宜事共
有之、以來制法之通嚴重可相守、可爲肝要事、
一以後及第入札之料紙相渡候節、實名書加直ニ書記可指出、尤開札之節、於當家被相催、前大納言殿
可被致一覽事、
及第相望候者、其會前打寄、其調曲而已令稽古、御用會等も不參之族多分有之、其會前數月連續同

曲稽古、其聞不可然、尤前々者六調子樂奏、近年太食調略之事如何、如前々六調子可有之事、

昌但　昌業　近兄　葛雅　忠陣

當年及第相望、且入札人數之內ニ候處、互申合致會合、或自分之入札見セ合類候子細も候趣、並先達上藝昇進之輩、致入札候內江も以手筋賴込候趣ニ相聞、記請文ニ相背、其所意後々之差支ニ相成候條、依之此度昇進之輩、藝料以後之會、壹ヶ度昇進之輩、配當相濟、其次可有配當、勿論可停入札事、

好文　季城

右五人トハ趣意相變、入札人數ニハ無之處、前件同樣ニ自分札之儀、猥處々江賴込、開札前ニ入札之樣子も粗存候體ニ相聞、起請文ハ不仕候共、其儘ハ及第相望候得者、可有格語候處、甚不愼之至、其儘ニ指置而者、後々抔も右體之儀可有之、及第之制度難相立、依之右五人可爲同樣事、

季邦

自分上藝昇進之身として、當年入札之輩之內江罷越、自分之入札猥ニ相見セ、同意之者ニハ種々申合、不法之事相聞、先年及第之時も不審之子細相聞、此度別而起請文之表相背キ候儀、此儘ニ相成候而者、後々之制法難相立、依之永可停入札事、

〔樂所日記〕安政六年七月三日辛未、及第初會、

壹越調　眞節亭

嘉祥樂（好古 景典）近陳（久腆 昌好）　鳥破（好文 文均）近陳（文靜 久康）　颯踏（忠以 忠誠）忠愛（助）（光亨 時鄰）　陵王（廣就 季實）近陳（季光 葛忠）

武德樂（則賢惣吹 好學一反）　近濟、季誕、忠惟、近俊、葛高、廣實、胖秋、忠壽、俊廉、近直、眞節、行業、節文、右出席之事、

中飯仕出之事、

五日癸酉、及第出席、

戒飭

平調　廣就亭

萬歲樂(文均葛高)近陳(久腆忠腆)　甘州(季賚廣賢)近陳(光亭昌好)　夜半樂(好古忠壽)胖秋(文靜久康)助　林謌(好文俊寔)近陳(季光時隣)

鷄德(季誕近直)　出席如前會、　廿九日丁酉、三方及第、　忠壽亭　雙調(○樂曲、人名略、下倣之、)　十月十四日庚戌、

三方及第、(予頭痛付不參)　黃鐘調、好古亭、　十六日壬子、三方及第、季誕亭出席、　盤涉調　十八日

甲寅、三方及第出席、　誓約狀持參　札持參　太食調　季賚亭　十九日乙卯開札、　好古亭(○中略)

次祝酒飯等如例、次開披、

南都方

光亭上十一枚　近陳上十一枚

天王寺方

文靜(中十五枚上一枚)

京都方

季光上九枚　忠克上十一枚　久康中九枚

時鄕中十枚

葛忠中七枚　昌好上五枚　久腆上四枚

如此相完畢、入札之輩、近濟、近俊、則賢、葛房、好學、葛高、眞節、行業、季誕、廣治、廣就、廣名、文均、廣賢、昌好、俊

鷹、忠以、忠愛、景典、季賚、胖秋、忠壽、節文、季光、

〔狛近德日記〕文化五年十二月

一樂所之輩、每度被仰出候通、一統藝術相勵候者勿論之事ニ候得共、自今彌可有出精事、

一於四辻家每月定會日有試候、其上工拙可有言上事、

一上藝之者同聞試可判斷候、但誠難堪所勞、或疎其術難成就輩、樂道之故實等之儀、專可相學候事、

一及第不相望之輩有之由相聞候、職分不相應候、自今不相望輩者、可省十七人列候事、

一藝術雖爲相達、彌無懈怠可有出精候事、

一位階事不論工拙、以中置年限雖昇進候、自今於四辻家撰其藝可有進止候事、

一者

一家業捨置候而不出精之輩、同樣一統之官祿拜領言語同斷之至、如是之輩者可被止官祿候事、

高擧　則是

右若年且先祖勤勞有之、或家柄之者候間、自今可出精之旨申渡叱、別段自四辻家可敎戒事、

光重宿禰

年來不望及第、不出精之至ニ候、雖然七十有餘之間、以御憐愍御咎無之叱之事、

忠之朝臣　廣秋朝臣　俊一　一ヶ度限 昌孝宿禰　二ヶ度限 葛能朝臣

右年來不望及第、不出精之至ニ候、節會舞御覽已下、總而參勤被止之、急度叱之事、

但於後一者漸四十歲候間、被止受領候事、

久隆朝臣　近林宿禰　忠林朝臣

右爲中藝之後、不望上藝懈怠、是則不出精也、依之節會舞御覽已下、總而參勤被止之叱之事、

忠勇　忠告　近滿　近盈

右甚不出精之間、節會舞御覽已下、總而參勤被止之、被止官叱之事、

但於忠告近滿者、兩官共ニ被止之事、

右兵衞大尉兼土佐守俊一

被止土佐守候事、

右近衞將監忠勇　右近衞將曹兼肥後守忠告

右近衞將曹兼阿波守近滿　右近衞將曹近盈

右被止官事

〔歌儛品目　一典樂伶倫〕一者（イチモノ）又一ノ者、一ノ物ニ作ル、卽樂所ノ勾當ナリ、○中略　假一者（カリノ）敎訓抄、抑承元元年ノ閑院內裏ニ、舞御覽アリシニ、近房假一者ニテ參メリシ、續敎訓抄、萬歲樂ノ條ニ、貞永二年ノ朝拜ニハ、一者光眞服氣ニヨリテ、參セザリケレバ、二者近房假ノ一者ニテ、樂ノ拍子ノ手ヲ舞タリケレバ、樂拍子ノ近房ト異名ツキタリケリ、○下略

名人

〔吉野樂書〕一左右ノ一者二人ノコウトウト云、右ノ一物ハ左ノ舞人ヲ催シ、左ノ一ノ物ハ右ヲ催ス、總ジテ右ガ大體ニテ、左ヲバッラノモノト云也、

〔樂所補任〕永久三年乙未　行高左一、年五十四、　右近將監忠方右一、年卌一、〇中略　光則左二(中略)　右近將曹近方右二、年廿八、〇中略　左近府生季貞左三、年卌九、〇中略　行季左四、年卌二、　友光左五、年四十三、〇中略　光時左六、年廿七、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕光則狛〇七旬に及べり、哀憐有けるにや、つゐに散手を奏する時、一階を給てけり、むかしはかく藝によりて、賞のさた有けり、近比より其善惡のさた迄もなくて、たゞ一者になりぬれば、左右なく賞を行はるゝ、習になれば、頗無念の事也、

〔二中歷十三一能〕樂人　淸上大戸、笛、　尿麿篳篥　富門村上帝師富門、雅信卿師與富眞同左衞門尉、大石、笛籥、　富眞富門弟、笙、　富秀朝成卿師、富眞弟、笛笙、　有近少幡笙　行見　有秋行見子、笙、　公元有秋子、笙、　利茂笙　時延經房卿師、笙、　秀高濟政卿師、横笛、　明通横笛　正近丁子、笛、　公頼壬午、高麗笛、

舞人　鳴繼加邏部　大田麿加邏部　子高　吉村多　吉連　信正　躬高　利量　正方　光高狛　淸國　成道　光重光高子　政資正方太郎　節資正方二子　則高光高子

〔古今著聞集六管絃歌舞〕後三條院は管絃をば御沙汰なかりけり、去ながら中御門大納言宗俊の箏をきこしめして、此卿が箏は只物にあらず、道におゐてうへなき物也と、御顏色も變じましくて御感有けり、白河院も此人の箏をきこしめしては、御落涙有て、かんせさせ給けり、

〇按ズルニ、名人ノ事ハ、唐樂樂曲篇、高麗樂樂曲篇、其他諸篇ニ散見セルヲ以テ、省略ニ従ヘリ、

蒙勸賞

〔敎訓抄七〕一蒙二勸賞一事

舞付テ召時ハ、其舞之體ニヨルナリ、宣下上卿起座ヲ末ノ座ニテ被レ仰レ之、舞人居テ奉二宣下一、一階有二召仰一也、事一、承後立退二拜、入綾アル舞ニハ蒙勸賞、拜後チ一曲舞、

勸賞被レ召舞非二舞曲一シテ蒙二勸賞一者、長者殿下御參宮馬場院、舞師賞左一物一人蒙レ之、万歲樂　賀殿　太平樂　秦王　打球樂　青海

波　拔頭　散手　陵王

（已上左方尾張濱主狛光高ヨリ始、陵王之賞ハ其後寛治四年、朝覲行幸光季勸賞、保安三年、光則以二陵王賞一任二將監一了、右一者以二左舞一蒙レ賞者、胡飲酒採桑老）

地久長保樂　狛桙　退宿德　埴破　敷手　林歌　貴德　落蹲

寛治四年、資忠以二落蹲賞一任二將監一、

保安三年、忠方蒙レ賞了、

樂人

師子（小部氏笛吹蒙レ賞）　豐原氏笙吹　大神氏笛吹（各依二樂人一蒙二勸賞一）

又曲ニ付ズシテ、蒙レ賞賜二纒頭一テ、袍尻ヲ係ヒボヲサシテ參承也、サテ尻ヲ下シテ、二拜シテ尻ヲ引テ還入也、昔ハ其身ニ留リ、五位ニモ自餘官職ヲモ追テ被レ仰ケレドモ、近來ハ蒙二勸賞一ヌレバ、則五位留也、我身ニアマリヌレバ、子孫一家ノ輩ニ讓與也耳、

〔中右記〕寛治四年正月三日己巳、有二行幸一、（○堀河、中略、）次召二公卿一候二簀子敷一、次亂聲、（光末、佐忠振桙、○中略）龍王（光末）召之敍爵、納蘇利（佐忠正連）召二佐忠一轉二任本府（○近衞）將監一、

〔樂所補任〕永久二年甲午

左近將監時元（笙一、年五十七）　行高（轉任賞）（十二月日、白川阿彌陀堂供養之日任、依二左一物一也、散手賞、年五十三、）　右近將監忠方（轉任賞）（同日任、同賞、貴德、依二右一物一也、年三十、）

元永元年戊戌

左近將監時元（樂所笙一、勾當成、年六十一、）　行高（十二月十五日、敍爵、最勝寺供養之日、依二左一物一也、散手賞、年五十七、）　正清（同日、任二將監一、師子笛賞、年七十、笛一、）

右近將監忠方（始胡飲酒依二宣旨一、右一、年卅四、自二左大臣殿一給之、卽蒙レ賞、）

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕保延元年正月四日、朝覲行幸に、多忠方胡飲酒（○唐樂左舞）をつかうまつりける

に、〇中略左大臣勅を承りて、一階をたぶよし仰下されければ、忠方再拜して舞て入けり、かゝる程に、忠方右舞人たりといへ共、左舞を奏して勸賞をかうぶる、左かならず賞を行はれずとも、何事かあらんや、又狛光則、多忠方、いづれ上臈たるぞやのよし儀定ありければ、左衞門督雅定卿申されけるは、光則忠方同日に勸賞かうぶりて叙爵す、多は朝臣なるによりて內位に叙す、狛は下姓によりて外位に叙す、忠方上臈たるべしとぞ申されける、よく舞によりて賞をかうぶる、光則よく舞はゞ行はるべし、幽ならずは行はるべからずと申けり、或は左右ともに行はるべきよしをも申けり、

〔光臺一覽三〕天子御遊の賞などに依て、南天〇南都天王寺二流には四品之正三迄も申候、京方は多は六位なり、

〇按ズルニ、樂人ノ勸賞ヲ蒙ムル事頗多シ、今一二ヲ錄スルノミ、

〔嚴有院殿御實紀附錄下〕亂世久しく打續きし後は、京の伶官等も其名のみにて、大內よりいさゝか物賜るとはいへども、定れる俸祿もなかりしが、寬文五年四月、神祖五十年の御法會はてゝ、京伶あまた府に參りしとき、白木書院にて舞御覽ありし後、彼等微祿にして、進退かなはざるよし聞しめし、今よりのち廩米あて行はるべしと仰有て、明る六年三月、樂所料二千石の御朱印を下し賜ぬ、かゝりし後は、樂官連綿としてみな其技を傳へ、はたこれにより古樂の廢缺せざる事を得しも、みな當代の盛恩による所なりとぞ、

〔京都御役所向大概覺書一〕樂人之事　但樂奉行四辻殿支配

樂人合五拾壹人

內

拾七人者　京方　同斷　南都方　同斷　天王寺方

右知行貳千石　但五ッ物成

但

六百三拾四石壹斗餘　大和國平群郡目安村　三百四拾石餘　同國同郡神南村　六拾石三斗餘　同總持寺村　四百七石八斗餘　同椿井村　百三拾六石五斗餘　同平等寺村　百三拾八石四斗餘　同中之宮村　百八拾三石貳斗餘　同安明寺村　九拾九石貳斗餘　同岩井村

右物成米千石之割

家領米五百拾石　但五拾壹人壹人付拾石宛　師匠料米九拾石　但三ヶ所之頭九人壹人付拾石宛

上中藝料米貳百石　但三ヶ所ニ而上藝廿人壹人付五石宛中藝廿人壹人付三石宛　稽古料米　貳百石

一師匠料上中之藝料、其時之人により配當勿論人數多少有之、

一稽古料其時々之人數多少有之

一三ヶ所壹人宛、三人年番を定、樂人領貳千石收納申付配當、

一上藝中藝之改、三ヶ所立會入札相究候、

一師匠上中藝料子共稽古料人數不足之時、殘米之儀、年番之もの納置、三ヶ所豊樂相續入用ニ遣申候、

右之趣、寛文五年六月御條目被下之、

〔樂所錄〕安政五年四月十日

樂人領

一高貳千石○村割略

右者御定目錄之通、半納之積ヲ以、米高書附申候、併延寶二寅年、知行所大洪水ニ而、夥敷損亡仕、夫ヨリ年々川普請相續候ニ付、當時者三ツ物成配當仕候、以上、

配當人數　　正四位下　奥雅樂權助好古〇以下七十六人略

右之通御座候、以上、

奥雅樂權助

林石見守

多美作守

安政五年午四月

〈樂所日記〉文久三年七月十九日、四辻殿三方老分御招參上、忠惟、文均、近衛代光張、

當春大樹上洛、御所邊御手薄之儀見聞深恐入、以來乍聊拾五万俵上納之旨言上有之、就而は諸臣

一同年々可頒賜旨被仰出事、

三拾俵宛　上藝　貳拾俵宛　中藝

拾俵宛　衆分　拾俵宛　衆外

家別賜之間、雖上藝中藝子息之輩江は不賜事、

右之通石尾監物尤書取通達之事〇中略

上藝廿六人
一七百八拾俵　南都方十人分三百俵　京都方九人分二百七十俵　天王寺七人分二百拾俵

中藝八人
一百六拾俵　南三人六十俵　京一人二十俵　天四人八十俵

衆分七人
一七拾俵　天五人五十俵　京二人廿俵

衆外十八人
一百八拾俵　南四人四十俵　京七人七十俵　天七人七十俵

四口合千百九拾俵也

内四百俵南都方　四百拾俵天王寺方　三百八拾俵京都方

十月廿六日、四辻殿御招參上、

奉歎願口上覺

今般賜米三拾俵宛上藝、二拾俵宛中藝、拾俵宛衆分、拾俵宛衆外、

右之通年々可賜被仰下、一同難有仕合奉存候、然處不顧恐奉歎願候儀者、今般賜米諸官人一同江は、家別三十俵宛被下置候趣、右者何も相續方に被下置候御事と奉存候得者、何卒私共一同にも家別之分、以御憐愍諸官人同樣拜領之儀奉願上度、尤格別之以思召、上藝中藝之輩江、別段藝料被下置候儀は、乾度樂道之勵に相成、且又及第執行之功も相立、何も深難有仕合奉存候、然る處右上藝中藝之輩は、兼而知行配當之人數ニ御座候得共、衆外之輩は未知行配當之人數にも不加申、無祿同樣之者も有之、何も衆外に而は、實以相續方に差支、甚難澁之仕合に御座候得者、出格之御仁惠を以、一同相續方に相成候樣、家別三十俵宛被下置、別段上藝中藝之輩江は、今度御沙汰之通、拜領被仰付被下候者、重々之御厚恩、至子孫迄忘却不仕、冥加至極難有仕合に可奉存候、此段宜御沙汰奉願候、以上、

亥八月　東儀近江守
窪甲斐守
多雅樂權助

四辻大納言樣御内
八田織部殿
芝式部殿○他二通略

去ル八月差出候歎願不當之儀に付、不被及御沙汰、三通とも御差戻之事、

藝術も有之候事故、格別之思召を以、子息迄藝料被下置候間、出精者勿論、心得違不致樣可申達旨石尾氏被申達候事、

右之通兩老分一方幷在天へ相達候事

貢樂人

〔日本書紀十三允恭〕四十二年正月戊子、天皇崩、時年若干、於是新羅王聞天皇既崩、驚愁之、貢上調船八十艘及種種樂人ウタマヒヒト八十、

〔日本書紀十九欽明〕十五年二月、百濟遣下部扞率將軍三貴、上部奈率物部烏等、乞救兵、○中略奉勅貢、○中略樂人德三斤、季德已麻次、季德進奴、對德進陀、皆依請代之、

雜載

〔令義解一職員〕雅樂寮

頭一人、掌(中略)男女樂人、音聲人名帳(中略)事、

〔江家次第六四月〕二孟旬儀

左右近衛發亂聲、○註略遞奏音樂舞等、畢、(中略)樂人舞人皆近衛官人○下略

○按ズルニ、衛府官ノ樂舞ニ關スル事ハ、官位部衛府總載篇及ビ左右近衛府篇ニ載セタリ、

〔台記別記〕久安三年三月廿七日庚寅、今日、高陽院○鳥羽后藤原泰子攝政、○藤原忠通俱賀禪閤○藤原忠實七十算、

廿八日辛申

一舞人、樂人、　女院廳催之

左方　舞人六人　左近衛將監光時万歲樂、太平樂、春鶯囀、　左兵衛尉則康青海波、陵王、太平樂、万歲樂、春鶯囀、　左近將曹輪臺、春鶯囀、万歲樂、太平樂、　則助輪臺、太平樂、万歲樂、春鶯囀、　光近青海波、万歲樂、春鶯囀、太平樂、　光弘无官、輪臺、春鶯囀、太平樂、

奚婁一人　左近府生季時　羯鼓一人　近衛則康新靺鞨　揩鼓一人　物師國友　笙二人　右近將曹時秋　府生光秋　篳篥一人　左衛門府生貞時　笛二人、雅樂允淸延　兵庫尉淸久　太鼓一人　左衛門府生節行　鉦鼓一人　物師助遠新靺鞨

右方　舞人六人　右近將監近方狛桙、新靺鞨、　將曹元秋、　同忠節胡飮酒、納蘇利、　成方狛桙、納蘇利、

右衛門尉好方　右近府生季方狛桙、新靺鞨、

地久、新鳥蘇、　林歌已上六人、皆舞之、
一鼓一人　左衞門府生近光新鞨秣　三鼓二人　左近府生清員　左衞門府生吉清　笙二人　右兵衞尉公廉　右近府生光元　篳篥一人　右兵衞府生衆次　笛二人　內舍人基方　近衞清近　太鼓一人　物師正次　鉦鼓一人　物師是節

〔樂家錄四十類話八〕樂所之人授唱歌於或公達之時、以扇擊疊爲拍子、始少擊之、後者無所憚而擊之、故疊中之埃氣甚起如煙、近仕之人曰、達于一道之人當于事必備自然之妙、然此樂師當于事如此有失也、師之不善不可用焉、後不召彼樂師云々、

〔長祿年中御對面記〕正月廿日　一山徒樂人出仕、御太刀綠山門、執當進上之、御對面次第は、一番ニ執當、其次御加持衆、其次使節以下、其後樂人也、執當一重被下之、次使節并樂人御太刀被下、

〔七十一番歌合下〕七十番　左　樂人　右　舞人
面白や竹のしらべにしたがひて夜ごとの月も心すむかな
入がたの月にまはゞや陵王の日影をかへすばちの手づかひ
明たてし河よりをちの笛の音のゆかしとせめて聞人もがな
袖ふらば涙やみえんから人の立まふこともいかゞとぞ思ふ

舞樂裝束　舞臺併入

舞樂ノ裝束ニハ、倭舞東遊ノ如キ、我國固有ノ樂ニ用キルモノト、唐樂高麗樂ノ如キ外國傳來ノ樂ニ用キルモノトノ二種アリ、前者ヲバ通常之ヲ舞人裝束ト稱シ、後者ヲバ之ヲ唐裝束ト稱ス、唐裝束ニハ、又常裝束、別裝束ノ別アリ、常裝束トハ、鳥甲、半臂、下襲、表袴、赤大口、忘緒、

石帶、襪、糸鞋、裲掛、末廣等ノ一具シタルモノヲ謂ヒ、別裝束トハ、胡飮酒、秦王、玉樹等ノ裝束ノ如ク、其一曲ニノミ用キルモノヲ謂フ、唐裝束ニハ、又左方、唐樂右方、高麗樂ニ因リテ其服色ヲ分チ、文舞武舞ニ由リテ其服玩ヲ異ニスル等ノ事アリ、

假面ハ木ヲ彫刻シタル物ヲ以テ常トスレドモ、一種厚キ白紙ヲ用キテ作レルモノアリ、之ヲ造面ト云フ、

舞臺ハ舞人ノ舞樂ヲ行フ處ニシテ、高舞臺、敷舞臺ノ別アリ、樂屋ハ原ト樂人ノ著座シテ樂ヲ奏スル處ノ稱ナレドモ、後ニハ樂人ノ裝束所ヲモ稱セリ、

〔歌儛品目〕十舞器章服 舞人裝束 按ズルニ、裝束ノ書ニ、舞人裝束ト云モノヘ、皆臨時祭、又ハ御幸ノ陪從加陪從ニ給ハル裝束ニシテ、唐部等ノ舞人ノコトハミヘ侍ラズ、サレバ何レモ青摺ノコトノミアゲタリ、又御幸ニハ、舞人ニ摺袴ト云モノヲ給ハル、

〔政事要略〕二十八年中行事 下 酉十一月 賀茂臨時祭

臨時祭裝束 ○中略 舞人裝束青摺布袍、赤紐、著二左肩一、小忌時著二右肩一之、地摺袴、蒲萄染下襲、合袴、糸鞋 除レ袒之外、自二殿上一所レ給 ○中略 又陪從裝束青摺布袍、赤紐、表袴、合大口、淺履、除レ袒之外、從二殿上一所レ給、其舞人雖レ卷レ纓不レ著レ緌、但陪從尙垂纓也、

〔雅亮裝束抄〕二まひ人のさうぞくのこと

まひ人のさうぞくたまはるには、いくばんをしてまへのようちへまいりて、ゆば殿にて給はる、よきふくろをぐすべきなり、かべいじうをせんもおなじことなり、きんだいくら人のもとへ、ふくろばかりをやる、つねのことなり、あをずりはかりぎぬのえりながきに、山あゐといふものして、竹きりにほうわうをすりたり、えたがさね春はさくら、ふゆのにはつゝじ、うちはんひなり、はかまはふたのにてまたなし、くざくのまろをいろ／＼にかき、えたのはかまをかさねたり、もゝだちを、いろ／＼にくみたるいとしてつがりたり、つがりやうならふべし、かくにおよばず、こし

むらごのこしなり、くら人のけびいしも、もゝだちをばつがら下またのをつがるなり、かもやはたなどの、はれの御幸などには、まひ人のすりばかまを、宮ばら大臣大將などに、めさるれば、からあやにしきのこしをさし、たまのつがりをして、くれなゐのうちたる志たのはかまなどをして、まいらせらるゝなり、それにはかま志たのはかまべち〳〵にて、まいらする人あり、うたてあることなり、これよりやがてはかまに志たのはかまをかさねて、ふたへにをしおりて、ひらつゝみにもいれて、まいらするなり、これのみにあらず、たゞ人のもとへ、まひ人のすりばかまを、つかはさんにもかさぬべし、さてこれを、かさねのはかまとはいふなり、まひ人のさうぞくをすることは、まづはかまをつがりて、志たのはかまきぬうちきぬをきて、はかまをまへごしの右をとりて、うしろよりまはして、左のわきにかたかぎにゆふなり、さてうしろごしのひだりを、まへより右にひきまはして、右のわきにまたかたかぎにゆひて、うらうへにさげたるなり、ながさはこしに志たがふべし、さてのちはかまぎはをきるくゝりをすへてのち、志たがさね、はんひをきること、わきあけにおなじ、そのうへにあをずりをきる、まへはわきあけのやうに、志たいりにきすべし、あをずりの志りは、ひとのなれども、志たがさねの志りのうへに、なかのぬひめに、なかをあてゝ、わきあけのやうにとりて、志りをかくること、又わきあけのやうなり、たちにかけんをり、はんひのをひきいづべし、志たうづをひとへはきて、志かゐをはく、はかまのくゝりにて、志かゐのきびすにかけてゆひたるが、ぬげでよきなり、そのゝち、ひだりのそでのぬひめのうへのかたに、あかひもとぢつく、うしろのさがりに、うはてのなかより、ひきとほしてさげよ、まへはあをずりのひとはりどころよりさげよ、あかひもはひろさ五分ばかりにて、なかからのほどにあげまきむすびて、うらうへのさがりに、になむすびて、ひらてかひをおしたり、こきうちひとすぢ、すはうひとすぢあるなり、五ゐ六ゐは志

りざやをさす、五ゐはとら、六ゐはあざらし、その〳〵ひらをあり、さくをもつ、かざしのはなは、ぢんにてさす、さすべきところをかぶりにかねてはなちてまいる、

〔助無智秘抄〕石清水臨時祭事

舞人、アヲズリノ袍、ラデムノタチ、メナウノオビ、五位ハシザヤヲイル、○中略今日ハ公卿サクラノシタガサネヲキルベカラズ、主上ノタテマツルニハマカルナリ、臨時祭日ハ馬腦ノオビヲサヽズ、舞人サスユヘナリ、昔ハメナウノオビハワヅカニアリケレバ、モタヌ人モ、マヒ人ノレウニカリモトメシケレバ、タヾノ殿上人ハサスニオヨバズ、ソレガ今ニ流例ニナリテ、近代ハツクリメナウトテオホカレドモ、ナヲサヽヌナリ、

〔飾抄下〕舞人

插頭

臨時祭於禁裏賜之、諸社御幸行啓、或於社頭賜之、或於仙洞賜之、先院讃岐八幡御幸、自鳥羽南殿有御出立、即於御所賜之、行幸之時、於社頭賜之也、○中略

小忌付赤紐

小忌文竹桐、夏不瑩之、冬瑩之、故實多者著拜領小忌歟、但年少之人或私調之著用云々、赤紐用公物、仁安二十一廿一、賀茂臨時祭、同三四三、石清水臨時祭、故殿著拜領小忌給也、但頸紙ヲ指改云云、○中略

摺袴付下袴津賀利糸

同以公物著用之、但下袴津賀利糸私用意之云々、○中略

摺袴腰夏冬無著別事

仁安三四三、石清水臨時祭殿記曰、摺袴无腰幷津賀利組、重尋遣、須之持來腰生村濃、大夫殿仰曰、

雖夏晴之時腰張衣也、生衣不知案內、公卿所爲歟、〇中略

下襲付半臂

同可用公物也〇中略

舞人半臂蹶躅不可然事

仁安三十二十六後土〇源通親曰、今年舞人半臂蹶躅云々、未聞事也、仍著私物、或著件半臂、伊保定宗著之云々、自餘私物云々、〇中略

糸鞋

襪上著之、乍著昇堂上無憚、參入之時、深泥者乍著糸鞋著淺沓、但取去歟云々、

糸鞋作在八幡也、仍通氏朝臣舞人勤仕之時、尋別當幸清令著之、

〔連阿不足口傳抄〕一舞人裝束事

摺袴、腰左右ニ結垂ベシ、ヒヲクヽリツガリノクミ、片一筋ヅヽナリ、或ハ二筋ニテ片ヲツクル、此時雨方四筋也、キラメクニクミノサキニ露シベヲ入ベシ、玉ニテ上サシス、或ハ又金物ウツ、ツガリノアナニ撿非違使彈正官等跨々ヲク、ル、〇中略

一摺袴ノヒヲクヽリノ本樣〇中略

一舞人　　青摺小忌也桐竹鳳凰　　摺袴蠻繪

キラメク時、年少綾ニテ下地ヲスル也、スリバカマト云ハスリノ名ナリ、〇中略

一此日ハ舞人馬腦帶ヲ指、乍十人也、六位ハ犀角ノ丸鞆、布帶ヲモ指也、

此日四品ノ指馬腦ヲ借用ノ心地也、

一頭插花事使藤山吹、舞人櫻人長藤、陪從同使ニ、〇中略

一舞人裝束事

其祭夏ナル時モ、冬ノ下具ヲ著モ一說也、又夏冬著スル一說、又夏ナレバ一向夏ノ下具著ス一說也、一向夏ノ下具ヲ著、小忌ノ黨目ニハルベシ、又冬ヲマスル時、引倍支ヲ略シテ唯袙ヲヒラク、ヲヨリ出ナリ、是一儀ナリ、〇中略

一五節ナドノ時、小忌公卿下ハ表袴也、摺袴ハ凡舞人バカリ也、

〔台記別記〕久安三年三月廿八日辛申、入道殿〇藤原忠實御賀雜事、〇中略

一音樂〇中略　舞裝束

蘇合　新鳥蘇　青海波　崑崙八仙　胡飮酒　新靺鞨　狛桙　陵王　納蘇利　鼓鉦持裝束

左右各二具、

已上申院、

仁平三年八月八日乙丑、於土御門、定春日詣雜事、〇中略定、

可參春日社給雜事〇中略

一東遊　舞人　滿清　維繁　盛弘　宗言　正時　貞清　叙時　時弘　重定　義定

陪從　忠正朝臣　淸職朝臣　盛業朝臣　以長朝臣　範基朝臣　賴方朝臣　經時　信綱

範光　章盛　維盛　賴成

裝束　舞人靑摺加長人并赤紐　土左守朝臣

依冬改躑躅　二藍下襲十具加長人打白　備中守朝臣　地摺袴十腰加裏袴　但馬守朝臣　陪從靑摺十二領加赤紐　忠弘朝臣　黃朽葉下襲十二具　顯長朝臣　表袴十二腰加長人打　信賴朝臣　大口十二腰加長人打　盛隆朝臣

插頭花　行事前筑前守朝臣　盛業朝臣

〔帝王編年記〕二十高倉二安元二年二月廿一日、於內裏有試樂事、舞人樂人等爲殿上侍臣、〇中略先是於院

唐裝束

御所法住寺殿、度々有ニ舞衣御覽、裝束各裁ニ錦繡、其體目不ニ暫捨、視者拭ニ感涙、

〔安元御賀記〕安元二年としのついでひのえさる彌生のはじめの四日、〇中略今年太上法皇〇後白河いそぢに滿たまふによりて、我きみ〇高倉の御賀を奉らせ給ふなりけり、〇中略舞人樂人中門に並びたつ、亂聲三度、まづ左、次に右、つぎに左右おなじく是をふく、舞人の裝束、左青色のうへのきぬえびぞめうちのはんぴ、櫻の下がさね、すほうのうへの袴、紫だんのひら緒、こへうのまりざや、まかい、そのほかたち、やなぐゐ、おひがけ、つねのごとし、右同じきうへのきぬ青、うちのはんぴ、柳の下がさね、山吹の上のはかま、青だんのひらを、ちくへうのまりざや、其外常のごとし、此程藏人所の衆かざしの花をくばる、

〔續教訓抄二下〕或人云、舞樂人ノ裝束ハ、尤存知スベキ者也、唐。裝。束。コヽニハ襲。裝。束。ト云、左右ノ色ハカハレドモ、具足ノ數同事也、袍、半臂、同緒アリ、忘緒ト云、下襲、表袴、下袴、大口也紅單衣、近來只袖單帶、金石又甲、踏懸、襪、糸鞋、沓、此委之時ハ折烏帽子ヲキテ、引立テ樂屋等ニハ著スルナリ、略儀ヲ存スル輩不ニ引ニ立之、公役等皆用ニ此裝束一也、

蠻繪事、興福寺ニハ蠻繪裝束ヲ用、彼寺ヲ以テ根本トス、古老相傳云、彼常樂會ハ釋尊ノ御報恩ナヲ、此裝束則服衣ノヨシナリト云々、未本文ヲミザレドモ申ツタフル所如ニ此、此裝束ヲ用ル所、春日御社大般若會、九日、長谷寺、法隆寺、信貴山、多武峯、笠置寺、東大寺、藥師寺、本ヨリ彼寺ニ調ニ被ニ置ナリ、此外醍醐寺、樂人バカリ左女牛、樂人バカリ又天王寺樂人バカリ此ヲ又舞人ハ唐裝束ニテ樂人バカリ著也、

凡襲裝束、左廿具右廿具、噴物八具、コレヲ一具ト云也、

〔樂家錄三十八〕舞樂裝束

凡舞樂之裝束、大抵皆如ニ同也、然古今之製、有ニ長短廣狹及彩紋之異、而品類太多、舞人之裝束、其種類最多、不ニ能ニ盡記ニ之、今舉ニ其略、又至ニ于彩紋等、則有ニ難ニ詳記ニ之者、示ニ大概ニ耳、抑有ニ號ニ常。裝。束。者、是舞人樂人

通用者也、故首擧之、舞人裝束附之後、所謂常裝束者、鳥甲、(不謂之、俗謂一甲、)半臂、下襲、表袴、赤大口、(俗謂赤袴、)忘緒、石帶、襪子、糸鞋、鞜掛、(此三者謂一足、)末廣、總十一數而一具備焉、(已上唐裝束、〇中略)

右常裝束著之法、先甲、次赤大口、次上袴、次下襲、次半臂忘緒、次石帶、次襪子、糸鞋、鞜掛、

〔續世繼 二 春のしらべ〕天承二年(〇長承元年)三月にや侍けむ、臨時客せさせ給ひき、(〇中略)左右のまひ人か。さ。ね。の。よ。そ。ひ。して、月華門にあつまれり、

〔台記別記〕仁平三年十一月廿六日辛亥、今日詣春日、(〇中略)(藤原頼長、)東遊了、舞人陪從著座、次奏音樂、(左右舞人六人用數裝束、借清水寺、〇下略)

〔歌儛品目 十 舞器章服〕別裝束(胡飲酒、秦王、其外玉樹等ノ、其曲ニカヤリタル裝束ナ、カク稱セリトミユ、)

〔舞曲口傳〕秦王破陣樂　有別裝束、四人舞之、(〇中略)

散手破陣樂　有別裝束、一人舞之、(〇中略)

採桑老　別裝束(〇中略)

拔頭　別裝束(〇中略)

還城樂　別裝束(〇中略)

菩薩　別裝束(〇中略)

蘇莫者　別裝束(〇中略)

陪臚破陣樂　別裝束(〇中略)

羅陵王　別裝束(〇中略)

狛桙　別裝束(〇中略)

新末鞨　別裝束(〇中略)

八仙(〇中略)　別裝束(〇中略)

貴德　別裝束(〇中略)

納蘇利　別裝束(〇中略)

林歌　別裝束(付鼠)

〔續教訓抄 四 壹越調〕玉樹後庭花

抑此金釵兩臂垂ニオイテハ、各別ノ曲ト見及ブトイヘドモ、堀河院ノ御位ノトキ、粗此由緒ヲ聞召シ及テ、寛治二年ノ春ノ比、光季ヲ召テ御タヅ子アル、則奏之申テ云ク、彼裝束ニオイテハ、先年ノ比ワヅカニ元興寺ノ寶藏ニ、玉樹裝束ノ唐櫃トイフ銘候シ由、粗承及トイヘドモ、未ダ其眞僞ヲシラズ候旨、陳申上ニヨッテ、元興寺ヘ勅使左大辨大江匡房ヲ下サル、寶藏ヲ開テ實撿セラルル處、唐櫃ノ銘文ニ云、玉樹金釵兩臂垂裝束二具納之ヨシ、カキノセラルヽ處ナリ、仍テ銘文ニ任テ、件ノ裝束ノ體ヲ披見セラルヽトコロニ、凡ソ愚眼ノ及ブトコロニアラズ、遍ニ青黃赤白黑ノ

、玉ヲ貫キ、五色ノ匂ヲ荘レリ、金天冠ヲ懸タリ、其様大略天女ノ裝束タリ、而モ其色々普通ノ儀ニアラズ、件目錄ヲモテ是ヲ勘ヘラル、

綠羅衣 コレヲ碧衣トイフ　褊襠 コレヲ金雀玉トイフ　青裳 コレヲ翠翹ト云フ　同腰八筋 兩方三重ノ文アリ　羅袴 上下長短色々見定ル所ナシ

金玉繫 コレヲ金吐差ト云フ、頭ニ懸ル瓔珞アリ、　赤前金 裳前コレヲ覆フ　玉貫 天冠ニニタリ、珠金鈿之懸ニ勾玉笄金鈴ト云々、　肩覆 八葉ノ塵ニニタリ、未ダミオロメズ、　風鳥 久利皮ニニタリ、革ヲモテ之ヲ造ル、

已上二具裝束　併テ朽損ス、而モ不具、仍其正體未詳、但勅使申ニ隨テ、粗要ヲトリテ註置トコロカクノ如シ、

抑光季年來ノ不審ヲ披ガタメニ、勅使左大辨匡房ノ許ニ行向テ、名府ヲ捧テ、玉樹金釵兩臂垂通名ノ子細、尋申サレケルトコロニ、答申サレテ云ク、玉樹ト兩臂垂ト共ニ、陳ノ後主所造ナリ、而モ一曲タリ、未其因緣ヲ知ラズト雖、彼作者別人ニアラズ、而兩臂垂曲未コレヲ見聞カズ、但シ唐櫃ノ銘文尤詳ナリ、予ガ不審同以開之、然者今ニオイテハ玉樹金釵兩臂垂ト云ベキ歟、就中舞ノ說ニツイテ、別相傳アルヨシ今聞之、仍此銘文ニ付トイヘドモ、誰非據トイハンヤ、加之仍彼唐櫃ヲ相具シテ、上洛アルベシトイヘリ、

〔樂家錄 三十八 舞樂裝束〕菩薩裝束

菩薩、左方六人右方六人、總十二人也、裝束製法、全體如菩薩、先著裝束次第擧之、

先著決拾 白絹 次赤大口、表袴、已上束帶袴用也、因不能記之、次胴絹、次裳纏腰、而當腰帶、同于胴絹、其製如狩衣、　袈裟 赤地金襴五條袈裟也、裏紅絹、次著面、左方少赤、次右方白、但右御光、著襪子及糸鞋、而持赤蓮華、已上圖右總十三數而一具備焉、

胴絹製法、無紋綾、黃色 前後一幅以其半為頸之處、前登裁之、而其端綴同綾、橫五寸許者為衽、其製至于頭紙等、皆如狩衣也、無袖、如肘形作之、胴絹縫附之、端施小紅緒、後締結之、指入中指於于頸之邊結之、

重紅絹、

冠帽

裳長二尺五寸許、表黑純子地、紋白青海波、裏白絹、而腰周爲襞、（隔二寸許、襞入于內一寸許、）總橫四尺許、附白紐、（橫七分許、長七尺許、形〇形上有闕字）大抵如冠、以木作之、塗金青、後之端施紺地之絹、以掩髮、御光以竹作輪、徑一尺六寸許、（厚一分餘、橫三分許、）而中六本入于筋違、（徑二分許之竹也）各金地而以黃色之紗張之、而中施紅緒、結附于羅ホツ、但筋違之竹方爲外也、

〔倭名類聚抄 十二冠帽〕雲冠　唐令云、景雲儛八人、五色雲冠、（俗云、爲比乃加之良、）

〔箋注倭名類聚抄 四冠帽〕按、雲冠今俗呼鳥兜者蓋是、

〔續教訓抄 二下〕左（〇左方郎唐樂、中略、）甲錦二尺六寸、（赤地一尺一寸）青地一尺三寸、裏料絹四尺許、フセクミ緒、堀物金物金銅伏輪、中紙廿枚、白布二丈、栜淡、已上三種下地料、（〇中略）

右（〇右方郎高麗樂、中略、）大口、單衣、甲、踏懸、左同ジ、但錦以青地被用許也、

〔樂家錄 三十八舞樂裝束〕常裝束

鳥甲（甲之名處、予(安倍季尙)未見之、故今私名之、是作甲之時、不以名呼之、則不傾于其分寸也、）

鳥甲者象于鳳凰頭、重紙厚一分許、以之爲質、而表金襴、裏以赤絹包之、如此者大中小、總重三枚用之、（合左右計則總六枚也）其最當于下一枚最大也、（以上邊圓方爲甲首、以下邊反方爲大刎、）其大者合左右各一枚、上邊及前後縫之令可容頭、（但前方皆縫之、後方比于前二寸許高縫留之、）而作平織緒橫五分許者包縫處、而左右施金物圓中桐也、（圓大徑二寸七八分、亦古圖紋鳳凰也、）外方二枚（以上邊爲下雲形、以下邊爲小刎、尤上重者謂之上雲形、）者、特施于中間、爲粧耳、其形狀異於當于下者也、但製法者無異端、皆以平緒包之、左右各二枚附之、而又其上橫五分許絹如紐橫（爲之、磯卷、絹端含燃紙令高之、）施之、中間下三枚束綴之、而紐上前方左右合處施金物束之、又自前端隔三寸許施桐金物、（爲之上紋、）下邊設小環（爲之緒附）環、爲傳緒之處、（左右同、緒長二尺五寸、唐打有襖、）又後方自端去一寸許當于紐上作穴施鵐目、以紅緒（爲之緒々）貫左右結之、（此緒竪結之、則甲中狹、綴結之、則甲中廣、故著之者從于頭大小結之、緒長二尺許、唐打有襖、）圖擧之左、（圖略）（下一重赤地之金襴、其上萠黃地、以之爲中、又其上一重及橫紐紫地也、甲長總一尺三寸九分許、橫總一尺五寸三分許、）

右方者赤地之處萌黃、萌黃處赤、紫地之處無異、金物銀緒萌黃、其餘無異、

冠類

甘州等舞有言卷纓者、其製用常纓卷之外爲輪、故謂爾、其徑四寸許而爲其卷不還、長二寸許割小木之端挾右端也、冠及纓細纓綏之製不及圖之、

唐冠圖(圖略)新樂、勸盃、著之、又胡德樂、○中略

天冠

天冠以金如山形作之、厚五厘許爲唐草透、但彫地生唐草、而左右爲劒形者二立之、下邊以橫五分許金爲緣、如半輪曲之、其端施紅緒、當之額、於後結之、緒長一尺二三寸、無績、又此外有鉾、劒形掛上卷、唐打交、赤白萌黃相謂之求結、而於座之下邊以撚俗謂水引結之、輪一、徑一寸許、左右又天冠裏傍于劒形指插瓔花、高六寸許、以糸閉之、○中略

帽子

帽子橫總一尺四寸、長二尺五寸、附裏而竪折之二、其上端縫合之、而上去四寸、左右施緒、長一尺許、左方紅、右方萌黃、

用右帽子舞凡十七曲乎

胡飲酒、陵王、散手、拔頭、還城樂、已上五曲、赤地金襴、紋各異也、但無定紋、採桑老、白地金襴、上裏赤純子、已退宿德、進宿德、皇仁、胡德樂、同瓶子取、八仙、綾切、蘇志摩利、地久、一本甲二舞、已上九曲、綾白與紺染分、橫筋大皆七分許、裏淺黃、貴德、納蘇利、青地金襴、裏淺黃純子、

〔歌儛品目十舞器章服〕冠　漆紗ノ冠ナリ、卷纓緌ヲ用ヒズ、細纓ヲ用ユ、○中略　唐冠(中略)普通ノ幞頭ニ似テ、巾子甚大ナリ、又纓ノ製モタガヘリ、○中略　別樣甲　又別甲トモイフ、近眞記云、有別甲舞、皇帝、團亂旋、春鶯囀、玉樹、鳥秋樂、輪臺トアリ、又散手ニハ寶冠ト龍甲ノ二種アリ、コレラハ皆其曲ノミニ專ラ用ル也、　帽子　又牟子ニ作ルモノハ假借ナリ、○中略　抹額　又末額ニ作リ、又帕額トモ稱ス、按ズルニ、是レハ舞人ノミナラズ、又武官ノ鬘ノ用フルモノニシテ、薄ク扁平、平緒ノ類ヲ以テ、前額ニアタル所ハ、三角形ニ爲シテ、後ロニテ結ビトムル如キモノナリ、(中略)近眞記云、末額(帕額中結首飾)トアリ、又云、有末額舞、打毬樂、春庭花トアリ、又唐舞圖ニハ、打毬樂ニ用ヒ、或舞ノ古圖ニハ、狛鉾ニモ用ヒシ圖アリ、(中略)今ハ賀茂ノ社ノ競馬ノ神人ノ服飾ニ、ノコレルノミニシテ、舞樂ニ用フルコトハ、其傳絕タリトイヘリ、

〔樂家錄四十八類話〕天王寺樂人薗若狹守廣賴語曰、文祿之比、有謂甲鳥帽子者、而各著鳥甲之下、其比爲童稚、故其形今難詳述焉、如立烏帽子而著之、則至于拜甲不脫也云々、按古記、順德帝之御時、奏獅子之曲、戸部政氏進于庭中、脫甲掛之腰、而引立烏帽子奏曲、是甲烏帽子之事歟、

〔龍鳴抄上大食調〕散手破陣樂さんずといふ

そのさうぞくは、たつかぶとうちかけ、○中略又そくたいといふは、はちかぶと、あかきうへのきぬ、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

八仙ノ甲四頭

高サ壹尺貳寸五分、橫壹尺五寸七分、下地うるし、成ほど念ヲ入ぬりあげ彩色、下地但地はこんせうぬり、くわんの紋のまはり、劍形こんせうろくせう玄ゆにて、うんげん彩色、甲のまはり玄ゆのうんげんこんせうの所に、金でいのからくさ、下のへりこんせうぬり、から花金の置あげ、からくさはでいに而かき申、跡先に金のめつき、てうつがいの金物有、中に桐のとう、下に緒付のつぼあり、うらは花色羽二重ニ而はり、中に布の頭巾を付る、

一蘇合ノ甲六頭

高サ壹尺壹寸五分、中ニ而八寸、橫羽先ニ而壹尺七寸五分、其次壹尺六寸、其次壹尺四寸、下ニ而壹尺壹寸三分、下地能念ヲ入ぬり、總地ろくせう、中玄べ同、ふちまわり金の置あげ、小玄べびやくろくと、ほそゞねニ而かきわけ、へり七分綿金のうるしはく但金ノふちヲとり、ゑんじからくさ、さい敷、前後ニ金めつきの金物、中に桐のとう金物、うら金、きくの金物金めつき、下ニ緒付のくわん有り、うらもみ羽二重ニ而はり、○林歌、皇仁、貴德、散手等甲略、

延寶三年卯十月

〔謠曲〕富士太皷

ワキ詞今は歎てもかひなき事にて有ぞ、是社ふじが舞の裝束候よ、〇中略女いま迄は行ゑも知らぬ都人の、童を田舍の者と思召て、いつはり給ふと思ひしに、誠に知るき鳥甲、月日も替らぬ狩衣の、疑ふ所もあらば社、〇下略

〔續教訓抄二下〕左方〇左袍イロヤマブキ、イロ〳〵ノイトヲモチテ、丸ノ文ヲヌフ、〇中略

右方〇右袍モヨギ色、ヌヒモノ左ニ同ジ、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕袍之製

凡袍之製總有七、曰衣冠袍、常裝束袍、走物、童舞、林歌、八仙、蠻繪之袍也、各圖之左、〇圖略并其所用之曲及色等目錄附之、〇中略

衣冠之袍不及圖之、採桑老之袍者小葵、冬直衣也、新靺鞨五位之袍二、六位之袍二、皆冬袍也、〇中略

常裝束之袍紗也、左舞赤、右舞萌黃也、以五色糸有瓜紋繡、大徑三寸許此袍著之下襲上、故大率雖同于下襲有少異也、其製比于下襲、則袖橫長三寸許、裾長五寸許、頸紙製法如衣冠之袍、其餘無異也、

用右袍舞凡十九曲乎、袍數左方六、右方六、每曲兼用之、青海波之袍雖長橫制法同、紋耳異、〇中略

振鉾、一曲、壹鼓、皇帝、團亂旋、萬歲樂、裹頭樂、五常樂、三臺、春庭花、喜春樂、感城樂、蘇合、散手、退走禿、進走禿、新鳥蘇、古鳥蘇、綾切、〇中略

蠻繪之袍、無紋之紗、謂蠻繪者紋名也 左方淺黃、一圖紫 右方黃、以五色糸有繡、其紋蠻繪也、紋形如唐獅子二相向爲圖、橫長同于常裝束袍、〇中略

用右袍舞凡二曲乎 甘州、登殿樂、〇中略

走物之袍紋紗、左方赤、右方紺也、謂走物者陵王等之類也 製法至于繡紋等大率同于常袍、其異者袖一短而端有露耳、露大圍周四五分許、長四尺許、而取之二、小輪結而去袖端六七分、縫通之、但每縫目一寸許乎、而於袖下結止之也、凡作小輪者爲著之時指入中指而縮也、

用右袍舞凡十一曲乎 胡飮酒、陵王、拔頭、還城樂、打毬樂、散手、秦王、狛鉾、埴破、貴德、納蘇利、〇中略

裲襠

半臂

童舞袍身横用一幅、故其製如狩衣、凡所用之舞三曲乎、迦陵頻赤紗、胡蝶黄紗、而以色糸有瓜繡、大徑二寸許、無地紋、已上○中略

林歌袍紫紗、地紋有鼠之繡紋、一者金糸、一者黄、一者白相交、裏布、花色其製前後各用二幅、如袍而無裾、下邊之長均腋皆縫之、而毎端以萌黄之金襴縁、横二寸許○中略

八仙袍表紺地之生絹、以色糸有鯉之繡、鯉大一尺許裏布、花色其制前後各用二幅、如袍而無裾、故下邊之長均腋皆縫之、而袍上掛紺糸之網、網目四五分許而毎端以萌黄之金襴縁之、横二寸許著之則自上被之指入頭也、

(圖略)袖一幅半餘、縫横二寸、袖下長一尺五寸許、長三尺八寸許、前後各用二幅、腋皆縫、故如袋口、而有縁、頭指入之、究惟圓開之、但横五寸許、長三寸許、而入頸紙、無蜻蜓、

〔樂家錄 三十八 舞樂裝束〕裲襠

謂裲襠者袍之上著之者也、凡其製有二也、其横一幅、長六尺許、中開入頭之穴著之、則自上入頭而爲腰帶也、○中略

裲襠横一尺三寸、長五尺六寸許、四方以金襴縁之、其横各二寸、總長六尺、横一尺七寸、而折之二、於前開入頭之穴、横五寸五分許、長三寸許、而入頸紙、其製如狩衣等也、地色等者因曲有異、

腰帶製以皮爲質、横二寸五分許、長一尺二寸許、端作紐、以金襴張之、而兩端横開二穴、左右總四施緒也、

用右裲襠舞凡三四三恐誤曲乎　打毬、倍臚、狛鉾、埴破、○中略

走物之裲襠、横一尺二寸、長五尺四寸許、圓端、而毎端以白毛糸如縁、爲粧紛、其端糸厚二分許乎其横各三寸許、上下横各四寸許、總長五尺四寸、横一尺五寸許、而糸與絹之界施平繡横五分許之紐、其上以頭圓釘閉之、釘頭徑三分許金而施裏絹、大概淺黄紙子取之二、前開入頭之穴、大如前而入頸紙也、○中略

用右裲襠舞凡七曲乎　陵王、胡飲酒、散手、還城樂、拔頭、貴德、納蘇利、

〔續教訓抄 二下〕左方、○中略、半臂面ノレウノアヤ二丈三尺五寸、如餘分定二丈四尺バカリニタツベシ、身二各四尺六寸、五尺八寸ニタツベシ、前ヨリクビヲイダスベシ、前三尺五寸、後二尺八寸、カタミ一

下闕

尺二寸、此外踏二寸、頭二尺、大頸二尺八寸、二尺九寸ニタツベシラン一丈九寸バカリ、此ヨリ緒ヲイダスベシ、廣サ四寸五分、ウラレウノ絹面ニヲナジ、ソメクサスワウ十兩、纖文折金薄百四十四枚打下定、ヘリレウノアヤチノ錦一尺八寸六ワリ、頸料長三尺八寸バカリ、廣サ三寸、衫料長サ七尺、廣サ三寸、フセクミノイト一丈二尺、廣サ四分バカリ、地紙、○中略

右○中略半臂寸法左ニ同ジ、但文ニオイテハ銀薄ヲ用ベシ、又頭幷衫錦青地ヲ用ベシ、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕常裝束、

半臂

半臂表紺地、纖色、總裏花色、領及左右端以錦緣之、其横一寸七分、赤地紋桐唐草根篠也、古圖緣裏紅絹、身長一尺七寸、此間左右端皆不縫附之、有繡、三筋菱之中一者鳳凰、一者桐唐草篠、而有襴緣、其横六寸、同色紺無紋總長二尺三寸也、下邊者絹二折之、爲緣、横六寸也當于左右腋與中爲襞、但腋襞九、横七分許、襞上去五分許縫之、中襞四、横一寸許、而身下邊腋去一寸許、施長四寸許紅緒、其端横貫小木、小木圓木也、徑五分許、長一寸許、以赤地金襴包之、○中略

右方○右樂官者菱筋用黄色之糸、緣萌黄、其餘無異、○中略

忘緒

忘緒表裏共紺地、纖色、横三寸五分、長三尺也、中横附紐、紐横六分、長四尺三寸許、垂兩端、但上重一寸許長垂、爲表之一端、自下九寸許之間有繡、紋菱、其間桐唐草篠、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合大唐樂調度○中略

雜色半臂參拾參領

〔續敎訓抄〕左○中略左方、下襲面料綾或唐綾四丈二尺二寸、袍寸法ニチナジ四丈二尺七寸ニタ、ツベシ、面ムラサキムラゴ色々ノ糸ヲ以テ、カラクサノヲリ枝ヲヌハシム、紫六十兩、ヘリノニシキ赤地二尺、以之外緣ヲヲサシム、錦一幅ヲモチ十二破定、青地二尺フセクミ三筋、各長二丈五尺、ヒロサ三分許、ヌ

帶

ヒモノヽイト二兩二分、雲雁ノ地、幷皆略セズ、タウトキカクノゴトシ、此兩所ヲ略スルトキハ二兩ナリ、ウラキヌ四丈二尺二寸白練張、○中略

右（中略）○右方、下襲面綾青村濃、裏薄青色、其外ノ事左ニ同ジ、但縁錦以青地爲外、

〔樂家錄　三十八舞樂裝束〕常裝束

下襲

下襲、表白綾、（地紋桐唐草篠）染成菱、（色紫、裾菱横長一尺七寸、竪長一尺四寸、袖菱横長一尺許、竪長八寸許、皆端一寸許、薄紫中濃紫、）菱中以上色糸繡桐唐草篠菱、外繡桔梗唐草、（古圖鳳凰或鶴）及韓菱也、領及袖端用赤綾縁之、（領二重、袖一重、地紋割菱、）裾之廻以錦縁之、其横一寸七分、（赤地紋桐唐草根篠）縫合縁之界作平繡緒、横五分許者縫附之、總裏紫也、○中略

右方○右樂官者菱紋黃中紺縁萠黃、裏淺黃、其餘無異、○中略

著蠻繪之袍下襲之製法

凡著袍則下著常之下襲、（謂常者以袷之裝束、謂闕）人是通法也、著蠻繪袍之下襲少異也、製法及長横同于常下襲、而無繡裾、無縁也、表白綾、地紋龜甲、（大徑一寸許）裏絹淺黃、領及袖端、紋菱、○中略

裾

舞裝束之裾、皆連續于下襲制之也、別用裾者止採桑老耳也、表浮線之綾、裏淺黃、長八尺也、其製不及記之、因略之、

〔樂家錄　三十八舞樂裝束〕常裝束

石帶

石帶以牛皮作同形者二箇重用之、（謂下重於下手、謂上重於上手也、）横一寸二分、長二尺四寸、（上手者寸許長）二而黑漆之、（表縁皆含如燃紙者上合高之）兩端之周皆施長一寸許金物、（但上重右方金物之外、厚一分許高起而表方施之、爲著之時不拔也、此紋毛彫根篠、）又左方自端去二寸五分許並穿二穴施鵄目、重上下二箇以紅緒貫之、（緒長一尺許、自外貫結之、故裏方有羂、）又下重右方自端去二寸

五分許、並穿二穴、施緒、（緒長四尺、此緒纏腰懸于左方之緒裏方輪結之、）下重表中間有金置紋、其數總十一、（左右之端及中五者形如中月者也、）
（毛彫桐、其餘四者四角、而毛彫根篠、〇中略）
補襠（〇中略）
腰帶製以金作之、橫二寸五分許、長一尺二寸許、而兩端折二寸五分許、番之、而左右端橫間二穴、（左右四也）以施緒也、但總地有唐草透、（彫總地生唐草）而以紅絹張裏、但絹中包薄皮也、

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合大唐樂調度（〇中略）
金作帶參條

平緒

〔樂家錄（三十八舞樂裝束）〕太刀之制（附垂平緒）
垂平緒如忘緒也、以下者謂垂、以腰纏者謂之平緒乎、此二者以大糸織之、故厚三厘許也、各橫二寸五分許、垂長總三尺二寸許也、此中兩端六寸許者不織之紛糸也、（其端三寸許染薄紫）而折之二殘三寸許、（是爲通平緒也）其餘皆間合之、表方以色糸有唐草繡、（紋不定、其繡如織附作之、）平緒長四尺許用同絹、無繡無纈、總地白紫之擣掛織成之也、
秦王、太平樂、散手、倍臚、春庭花、靑海波、皇帝、（多不用太刀）古鳥蘇、貴德、

魚袋

〔樂家錄（三十八舞樂裝束）〕秦王具
魚袋
魚袋、魚吸魚之象也、本末有魚尾也、吸魚全體作魚、（銀地彩色）被吸者作魚尾、無鰭、而腹三通圓遶欠之、故自有筋二、而以金襴張之、（赤地）
總長二尺許、尾反自下計之則凡六寸許乎、尾長三寸五六分、
魚頭在半厚一寸五分許、橫三寸五分許、但吸魚之長總長三分之二也、被吸魚三分之一也、

脊

〔樂家錄（三十八舞樂裝束）〕常裝束

踏懸

赤大口（俗謂赤袴）

赤大口、表裏共紅絹也、○中略

表袴

表袴、表白綾地、紋霰瓜紋、（霰大三分餘、瓜紋大三寸餘、）而又其上有霰瓜繡、（霰大五分許、瓜紋大二寸五六分、但繡者膝邊有之、）裏紅絹也、○中略

袴類

凡袴異于常袴者總有三、一曰蒼鸞繪之袴也、表白生絹、是束帶之袴也、因不詳、二曰青海波袴也、其製同于束帶袴、但裔八寸許、赤地金襴也、其餘如常袴、白綾地紋瓜霰、其上以色糸有瓜霰繡也、三曰如指貫、因其製不詳之、所用曲名擧之左、（童舞袴之制法別擧之、）

胡飲酒、陵王、倍臚、秦王、打毬樂、拔頭、還城樂、散手、狛鉾、壇破、登殿樂、貴德、納蘇利、採桑老、（大紋指貫）菩薩、（常束帶之袴也）

迦陵頻、胡蝶、東遊之三曲童舞也、袴制如指貫也、生絹用四幅、表裏總八幅也、長凡三尺許、前紐六尺、後紐三尺許乎、迦陵頻、蘇芳染、胡蝶、黃、東遊、白也、各以色糸有瓜繡、（大徑二寸許）各裏同于表、

〔續教訓抄二下〕左○中略、左方、踏懸錦一尺六寸、（青地料）赤地面料金物丸文四枚、（面料）半文、十六枚、（四角料）錦文廿四枚、緣料（片面各六枚定、）伏組糸白布紙廿枚、栜淡（已上）三種下地、○中略

右○中略、右方、大口、單衣、甲、踏懸、左同ジ、但錦以青地被用許也、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕常裝束

鞨掛

鞨掛者、裂地等外不用之、舞人者每著之、形如俗用脚絆者、其製作同者二箇、合連之爲一也、表金襴、但中青地、（長四寸、橫二寸三分許、上少廣、）廻赤地、（橫一寸三分許、）縫皆施平繡緒橫五分許者爲飾、裏淺黃色之布、（中有二龍、故其厚二分許也、）左右各作二穴、施金物附緒、（唐打紅）以之連結二箇、（總長六寸六分許、橫上五寸三分、下四寸九分許、）

右方樂官者、赤地之處青、青地之處赤之、金物銀緒萌黄、其餘無異、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕常裝束

襪子

襪子者、以生絹作之、如俗用足袋、而其製少異也、無胯無底、今所擧圖○圖略之緣皆縫也、故著之則當于足底有縫筒、如竹筒、而前後皆縫合之、紐如常足袋、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕常裝束

糸鞋

糸鞋以素糸作之、糸大徑五厘許其形如足皮之無筒者、口一寸許、裁斷之分前後、而前後端有緣環、前方別作四組緒施之、緒長一尺五寸許底用縫作之、底端縫合糸鞋處、用白韋包之、而附牛皮爲裏、合縫牛皮厚二分許○中略

沓類

舞大率著糸鞋也、用異沓舞、凡三曲乎、

胡飲酒以韋皮如襪子作之、黑漆之、　新靺鞨同于右、但筒端二寸許、以萌黄金襴爲緣、謂之靴沓也、

採桑老以韋之熏皮作之、柑子色也其製如草鞋、但草鞋雑用本、此沓帷皮一重也、謂之烏皮沓也、

〔龍鳴抄上大食調〕散手破陣樂さんすといふ

束帶といふは、○中略くりかはといふくつをはく、

〔龍鳴抄下盤渉調〕採桑老さいさうらう

能々をいたる人のすがたにて、○中略くわには、いとぐつににたるものをはく、それが名たしかならず、たづぬべし、

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合大唐樂調度○中略

靴沓參兩

〔樂家錄 三十八 舞樂裝束〕秦王之具

秦王（今世太平樂兵具、乃是也、）鎧銅（長横見圖、〇中略）以韋皮爲質、（金地、但鎧札之下紅絹也、）而施鎧札也、（鎧札以皮作之、厚一分許平、）以紫平織之緒綴之、（前後鎧札下三通、中隔二寸五分許、上五通、但後四通也、）而肩三寸許之間金襴、（前後總六寸許也、但前於鎧端別也、爲質者自皆延之前方、而前方鎧編以緒端連之也、）於下邊以金襴作劒形者垂之、長四寸五分、横三寸許、（但一者黃、一者赤地也、小緣赤純子、裏紅絹、）而劒形本施小鈴（徑五分許）銅後自肩五寸許下設小環施上卷、（紅唐打有領、徑四分許結、横八寸許、長均于銅、〇中略）

肩當

肩當著鎧當于頸廻具也、凡製法以皮爲質、表淺黃金襴、裏紅絹、端取緣、（平織緒也）端施牡丹掛之也、（〇中略）

肩飡

肩飡如獅子頭者作之、而自口切放之二、而口令飡、横三寸許之絹、（赤地純子）左右施紅緒指入于肩而結之、

籠手

籠手當于腕外具也、其製表淺黃金襴、裏紅絹、横七寸、長一尺許、其爲先之處圓之、表施筋金也、（但筋金以皮作之、厚七厘許、）而有唐草透、（但彫地生唐草、）皆金地而處々入玉粧、（〇中略）

胡籙

胡籙之形如箱、而長二尺、横四寸許、（但於上下之端横五寸許平、）深一寸五分許、而上有底下無底、表自上一尺五寸許之間當板、而自上去一寸許開穴、（是矢筈見所也、長五寸許、横三寸許、）外八寸許之間有彫紋、（彫紋大方爲筋、）下五寸許之間無表板、而左右腋板次第欠取之、又裏板下端如鴈木作之、（已上皆金地以五色彩之、）而底設小環二、施小紅緒、（但一者半、一者自下五寸許上有之、緒長一尺五寸許、）而納矢四也、（但矢根鴈股矢筈者如常羽、各以金作之、）又曰、中之菱筋、（金地）及唐草、（彩色）每端之玉緣、（金地）已上皆高之、（〇中略）

帶飡

帶飡如鬼面、當于前帶上、故謂爾、凡大五寸許、厚二寸五分許、而地色如杉皮、齒白眉青彩之、

太刀

脇當

脇當如俗行纏、以皮作之、其製作同形者二箇、而隔三分許連之、以爲半足、又上下去一寸許、横七分許皮、(厚皆一分許)各金地而有唐草透、(但彫地生唐草)裏紅絹而左右端施小緒、(長一尺許)又下邊自裏指出赤地金襴以粧之、(其制横二寸許爲襞、一寸許宛而縫附之、)裏紅絹、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

一負胡籙四ツ

長サ貳尺四分、はゞ上ニ而三寸五分半、中ニ而三寸貳分、下ニ而四寸七分也、あつさ壹寸三分也、表ニほり物有、布ヲきせ、成程上々ノ堅地ぬり、うるしはく、上々こげはく也、わきは金の置あげ、地はろくせう、地紋はほそがね、花わちがへ、上はほり物、うるしはく金、地はこんせうろくせう玄ゆにてぬり、但でいニほそがねヲ入、うらの地玄ゆ丸五ツならべ、丸のふち金の置あげ、筋貳筋にて仕、其中通こんせうでいにてからくさ、中はから花、地はたん、その外總地にもあいだ〳〵角々ニ、から花うんげんニ、こんせうろくせう玄ゆにて彩色、見込は鳳凰の丸、ほそがね貳筋ニ而取、總地こんせう、花わちがへ、ほそがね、丸の內鳳凰、こんせうろくせう玄ゆニ而、うんげん彩色、但上々見込、地はうすくも、地紋から花でい入、金めつきの矢四本入、〇中略

延寶三年卯十月

〔樂家錄 三十七 舞〕左右舞及人數裝束

左舞　秦王(舞人四人)面、金甲、袴、(常異)脇當、袍、鎧、石帶、(同于常)帶喰、胡籙、魚袋、太刀、垂平緒、肩當、籠手、肩喰、桙、

〔樂家錄 三十八 舞樂裝束〕太刀之制　附垂平緒

太刀之制、總長三尺二寸許、(但柄六寸、鞘二尺六寸、)柄白鮫、(其中高二分許、小座而其中入玉、)入柄之端以金施甲金、(其長一寸二三分、但如取緣作之、見地鮫、)而表方甲金之中央施小環、而以紫皮附二筋、

鉾旗　楯

垂緒、圖如此、(圖略)本東二緒金物一、次亦金物一、其制別不作之、一而如別有之作之也、其次結緒、亦端施金物、長一寸許、而六角作之、但圓周(六分許)、フチ(圖略)(高三分許、無毛彫)錺之圖(圖略)如此、(厚六分許、左右中高作之、亦左右添于大一寸許之輪形、已上無毛彫、)鞘梨地蒔繪、(口施三分許之金物、而續之、亦施四寸許之金物、即緒通也、有毛彫、)凡其制彫物桐根篠之唐草、而中三有粧、(其制如此作之、有座二、而其中入靑玉、)而以金挾之、其金物施横六分許長四寸許之緒附、(其制以紫皮作之、但所爲緒也、其餘二折、合緒之、而三四箇所以金物合閉之、而附緒也、(圖略)長八尺許、平打也、)又鞘口與鐺之間、二箇所有金物、圖(圖略)如此、(長三寸五分許、有毛彫、)鐺金物圖(圖略)如此、(金物長四寸、其內一寸鐺也、其制如緒附也、)

〔樂家錄　三十八舞樂裝束〕鉾(附緒)

凡鉾製、劒長一尺七寸許、(左方金、右方銀、)柄長七尺三寸許、黑漆之、(徑一寸三分許、下有石突、長二寸許、如鐺下、)總長九尺許處之有粉、(左方金粉、右方銀粉、割菱、)有錺徑二寸四五分、如玉圖作之、(又秦王鉾耳錺下令木蛇纏之、靑彩之、但三纏許、首尾一寸許出、)小環附緒也、

緒製長八寸許、横四寸五分許、(金襴地、右方萠黃、左方赤、)下六七寸之間割之三、已上皆有緣、(緣横三分許、金襴、左方萠黃、右方赤地、)而上端含竹、(竹徑二分許、)其半施金物、設小環、通小紅緒、附之鉾、而緒表裏居金三巴、徑二寸五六分、(左方金、右方銀、)

〔敎訓抄　七〕一舞譜名目

桙(散手、太平樂、秦王、倍臚、貴德)

〔樂家錄　三十八舞樂裝束〕舞人携器類

倍臚

倍臚持楯及鉾也、楯長三尺許、而上五寸許之間作烽火、裏設横木二木、其中作指入餘之穴、其上竪打木爲之持處、(黑漆之、)而板表裏塗白粉、四方之端以彩色爲筋、表畫紅牡丹立木、裏者畫唐草、上七寸許、表裏共朱之、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

一楯　四枚

長サ貳尺三寸、横壹尺、布ヲきせ堅地に塗、おもてうるしはく、牡丹ノ花四ッ、つぼみ貳ッ極彩色、くわゐんはしゆぬり、但きちやうめんヲとり、めんの内うるしはく金、但ふちまはりこんせうのうんげんに、でいニ而から草、うらもぼたんからくさ、地色うすかき、花四ッ、つぼみ壹ッ、から草はこんせう、ろくせう、ゑんじに而、うんげんニ仕候、但はな置あげ也、花のしべ、でいニ而仕り、まわりのへりこんせうのうんげん、同とり手ろう色黒ぬり、○中略

延寶三年卯十月

舞樂具　棹

〔樂家錄 三十八 舞樂裝束〕棹 附 羽類

持棹之舞、狛鉾之一曲也、長一丈一尺許、徑八分許、而彩色之、其粧相交大中小筋令纏、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

一駒鉾ノ棹四本

長サ壹丈、太サ指渡シ六分半、但木柄ニ被成下地被下、此方ニ而布ヲ袋きせニ成程堅地にぬり彩色はこんせう、ろくせう、しゆゑんじニ而、うんげんのたんの彩色ニ仕候、

延寶三年卯十月

桴

〔樂家錄 三十八 舞樂裝束〕舞人携器類

一曲

一曲前掛雞婁、左持鼗鼓、右持羯鼓之桴、○中略

壹鼓

壹鼓前掛壹鼓、右持桴、○中略

胡飲酒

胡飲酒持桴、其製如大鼓之桴、長五寸許、柄大徑八分許、頭大徑一寸八分許、黑漆之、而柄上下有金物、

如大鼓之桴、

陵王

陵王持桴、以金作之、(貫金)長一尺一寸許、而末少小、本徑四分許、末三分許、而去本一寸許開一穴、施紅緖結其端、長七寸許、(總長一尺四寸許)

拔頭

拔頭持桴、長六寸許、徑一寸許、末少大、黑漆之、而桴先一寸之間削之、先爲尖角、本々有逆輪之金物、(但上總二寸許、下一寸許、)而柄端去五分許開一穴、施紅緖結其端、長一尺許、(總長二尺許)

還城樂

還城樂持桴、曳蛇也、桴大率如陵王桴、而少長也、○中略

二舞

二舞男形者一人持大鼓之桴一、其製無異、因略之、○中略

古鳥蘇

古鳥蘇持後參桴、其形如拂子、(名後參之桴者、古鳥蘇舞四人出、而後下臈二人入于樂屋、持桴出、而渡之上首、亦令之舞、故謂爾、)長二尺、本徑四分許、末漸大作之、其先四寸許之間曲之、而其先作花形彩色、(彩色交大中小筋令纏之)而自花形之中出白毛糸、其長一尺許、○中略

納蘇利

納蘇利持桴、以銀作之、長一尺一寸許、本末徑四分許、但中少大也、

〔教訓抄　一〕羅陵王

一桴ノ事、濱主傳ニ曰ク、陵王ノ桴ハ蘭陵王入陣ノ時鞭ノ姿也、而ヲ渡我朝之後天平勝寶之比、高野天皇御時以勅定被改當曲之古記、五箇ノ新制之內也、一者桴被縮一尺二寸、二者不可著羅半臂、

○中略

建保五年（壬申）正月十二日（庚申）寅ノ時ニ、範顯（肥後守主）夢ノ狀云ク、春日御社ニ參詣シテ、舞殿ノ前ノ藤ノ木ノ本ニ候テ、御殿ノ方ヲ見上テ拜禮仕候處ニ、樓門ノ下十七八許御ス若君ノ、以外ニ御勢大ニ御立チ御座ト見マイラセ候程ニ、玉垣ノ西ノハナノモトヨリ、東帶ナル殿、藤木本ニアユミヨリ給テ、範顯ニ被仰云、近眞ニ陵王ヲ可仕由仰セタマヘバ、家ニ傳ヘ候桴ノ候ハヂバ、エツカマツリ候ハジト申也、陵王ノ桴作テ近眞ニタウテ、御前ニテ陵王可仕之由可付仰ナリト、被仰候ヲ畏承候ス、但近眞ニ範顯、陵王可仕由雖付仰候、承引仕候ハジト覺候ト申候ヘバ、東帶ノ殿重被仰云、其條ハ若難堪申サバ、可有別御沙汰之由被仰候程ニ、樓ニ立セ御、若君被仰云、蒙仰ヌ、イソギマカリ出テト、被仰候御音ノ深山ニ響、以外ニ高クキコヘ候キ、此ノ仰ノ上ハ不及子細、慶賀門ヲ出候トヲホセ候シカバ、ヲドロキ候ヌ、仍不經程シテ所進光近之桴本樣有禪定院御所、卽令申出、任本樣桴造入錦袋、相具本樣幷夢狀予近眞給了、其後令相傳テ近眞令舞也、　建保五年二月十六日夜、如夢相之狀、以造與桴、相語テ樂人等、春日ノ御社ヘ參詣玉垣前ニシテ舞之、○中略件ノ桴幷相傳面加修理之後、狛近眞令相傳事、然者ハ相傳荒序之曲嫡之輩可令相傳此桴者也、

〔雜秘別錄〕胡飲酒

太鼓のばちの樣なるものをもちたるも、人はばちとしりたり、天王寺のものは、がくやの太鼓のばちをとられたれば、かたばちにてうつと、しりたりとかや、まことには酌といふものなり、ひさごつぶりのさけいれたるものなり、えながひさごなどいふものなり、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

一後參桴貳本

長サ貳尺三寸四分、太サ差渡シ六分、末ニ而いてふの葉のごとくひらき申所、貳寸七分ノはゞ也、

鳩杖 藥袋 下鞘 松明

毬打 玉

但下地被下、こんせう、ろくせう、ゑんじ、金はくニ而、うんげん彩色、但先の廣キ所は、でいニ而から草あり、ゑらがいとのふさ長サ壹尺付候、○中略

延寶三年卯十月

〔樂家錄〈三十八舞樂裝束〉〕舞人携器類

採桑老鳩杖 幷 藥袋下鞘松明

採桑老持鳩杖、俗言鐘目杖也、（謂鳩杖者、鐘目上居鳩形之作物、）長二尺六寸、鐘目長六寸、（鐘目長三分之、其二爲左居鳩、其一分爲右方、）各徑八分許、黑漆之、而毎端施逆輪金物、又杖與鐘目之界廻金物固之、而居鳩、（但鳩頭爲之肉大、比鷲則少洪也、有彩也、）

藥袋俗言如圓藥袋、表白地金襴、裏紅絹、徑五寸許、（間之則一分許乎、）以紅緒箝口、而附紅緒、（緒垂七寸許、）

下鞘如常下鞘、鞘長七寸許、（黑漆之、）底與鞘口施金物、亦自口去二寸許周金物、設小環而附紅緒、（緒垂七寸許、）

但鞘口如指入劔作之、而劔與柄無之、（或曰、昔本有劔而失之、後遂以無劔爲法乎云々、）

松明令白張者持之、檜長二尺許、厚一分許、横七分許、三十本許爲一束、而本六寸許之間、包白紙、以撚結其上下、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

一下鞘五本

長サ七寸八分、內壹本は七寸六分、太サ七分ニ五分、柄長サ貳寸也、金めつきの金物有、但四所也、くれないの四ツ打の緒付ル、

一杖ノ鳩壹ツ

はしゟ尾先まで五寸壹分半、下地ヲぬり、彩色は山鳩の心ニ彩色、但でいさいしき也、○中略

延寶三年卯十月

〔樂家錄〈三十八舞樂裝束〉〕舞人携器類

楚

打毬樂

打毬樂持毬打撥玉也、凡毬打俗如謂目藥指者、其製長二尺八寸許、本徑六分許、自末七寸許大作之、而其先五六寸之間曲之、但曲處内外厚作之而彩色之、其粧交大中小筋令纒之、玉大徑三寸六七分、高大概同于徑、以彩色爲五色之筋、○中略

埴破

埴破舊記曰、埴玉五、附于左右臂及膝與向、而舞之間取出之云々、舊圖玉一、其色白也、此舞斷絶因不能詳記、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目録

一玉壹ツ

高サ三寸六分、とう二而さし渡シ三寸五分也、木地被下、此方ニ而布ヲきせ、成程堅地塗、彩色こんせう、ろくせう、たゆゑんじ、金はくニ而、うんげんの彩色上々ニ仕候、

一毬打四本

長サ貳尺七寸六分、太サ七分、但そり有、下地被下、此方ニ而布ヲきせ、堅地ニぬり、こんせう、ろくせう、たゆゑんじにて、うんげんニはく、貳寸七八分程のうんげん彩色ニ仕候、○中略

延寶三年卯十月

〔樂家錄 三十八 舞樂裝束〕舞人携器類

曾利古

曾利古持白楚、本無定法、去皮以白爲佳、長一尺六寸許、徑三分餘乎、體源抄曰、曩昔亦持白楚舞、

〔龍鳴抄 上 乞食調〕放鷹樂はうあう樂といふべし

まひのていたかのていとぞいひつたへたる、ずわへもちたるべし、

銅拍子

迦陵頻羽
胡蝶羽

〔龍鳴抄下平調〕皇麞(わうさう)

ずわへをもちてまうなり、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕舞人携器類

迦陵頻

迦陵頻持銅拍子、以鍮鉐作之、形如常銅拍子、徑四寸許、厚七里許、中施小紅緒、於內結之、外爲小綰而指入中指持之、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕棹附羽類

迦陵頻羽〇圖略片羽長二尺許、尾長二尺二寸許、胴長一尺四寸許、橫八寸許、前方倣之、

胡蝶羽、橫長大率倣于迦陵頻、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

一小蝶四人前

いたノ皮彩色、下地成程念ヲ入ぬり申候、後ノ身の長サ壹尺貳寸貳分、はゞ七寸、右は小ノ方、大ノ方長サ壹尺三寸貳分、はゞ七寸六分、かた金物一ッ金めつきまと、め貳所ニ有リ、但前之はゞのかた、小の方長サ壹尺壹分づゝ、はゞ六寸三分、大のかた長サ壹尺五分、はゞ六寸六分、かたニ金物金のめつきまと、め四所ニ有り、總ふちろくせう、段々のまきり金の置あげ、但金銀朱ゑんじの段は、うんげんうすくものでい、かき金の所は、こんせう、ろくせうニ而くまヲとり、まべかきわけ、但朱ろくせうゑんじ細金ニ而かきわくる、金銀の所ニ朱ゑんじこんせうニ而、ひやう形うんげんかき入、うらはにくしき前後とも同前也、彩色てふ小はね長サ壹尺貳寸壹分、はゞ七寸壹分、丸紋三つ、差渡し貳寸七分、羽先ゑんじニ而うんげんでいからくさ有り、こんせう、ろくせう朱ニてうんげん、其中細金貳筋入、中金の丸中通うすくも置あげ、中朱ゑんじニ而うんげん、まべのかき

わけ朱くま總金うすさいしき、うら總銀丸三ツ有、丸ノふち內外貳筋金の置あげ、中銀でい細金ニ而壹筋あいだニ入、くも形三所ニ有り、せうゑんじニ而うんげん、總銀のうす彩色、大はね長サ貳尺壹寸、橫壹尺五寸、下ニ金丸六ツ、上ニ金ノ丸四ツ、但貳筋づヽの置あげ有り、中は金、まわりはこんせう、ろくせう、朱のうんげん、細金貳筋ツヽ入、みちは朱くまうすくも六所ニあり、置あげ、中ゑんじ朱ノうんげん、下のへりゑんじうんげん、でいから草有、かたのこんせうのうんげん貳筋金の置あげ有、その中朱でいからくさ有り、その外は去どのうんげん、でいからくさ有り、いづれも總金の彩色なり、うら總銀丸金の置あげ貳筋ツヽ入、中銀でいまわう朱ろくせうこんせうニ而うんげん、中壹筋細金あり、くも六ツ、ゑんじ去どのうんげん、かたはこんせう、でいから草、外去どのうんげん、でいからくさ、いづれもこんせうろくせうニ而、うすくまヲとり、但みち朱のうすくま、小はね長サ貳尺壹分、橫壹尺三寸五分、仕樣は右同前、かたニ金物あり、壹人前のかた羽、

かりやうびん四人前

いた入皮成程念ヲ入、彩色下地ニ仕、前ノ身長サ壹尺、橫八寸、三段ニ置あげ、金むく毛こんせううんげん、中去べ金の置あげ、金でいニ而毛がき、外は朱のうんげん、その次毛去どのうんげん、外はゑんじうんげん、その次の毛こんせうのうんげん、外はろくせうのうんげん、その次の毛朱のうんげん、外去ど、うらにく色、後の方長サ壹尺貳寸、橫七寸八分、むく毛こんせう、ろくせうのうんげん、中去べ金置あげ、でいニ而毛がきもの、次の毛朱のうんげん、中去べ金の置あげ、うらにくしき色、小はね長サ七寸九分、橫四寸四分、朱のうんげん、中去べ金の置あげ、うらは同前の彩色、中去べ細金、うわ尾長サ壹尺貳寸、橫八寸、本ニ而四寸、むく毛ろくせううんげん、去は朱のうんげん、中去べ細金、はねの長サ壹尺壹寸六分、橫壹尺、むく毛ろくせううんげん、小はね朱うんげん大はねこんせうゑんじのうんげん、中去べ金の置、金でいニ而毛筋かきわけ、うら同さいしき、中去べ、小の

蛇

瓶子土器

尾壹尺三寸三分、大はね同前、横六寸壹分、細金尾長サ壹尺五寸三分、横六寸七分、但折かへしかたかたニてむく毛朱のうんげん、長尾こんせうゑんじニ而うんげん、中玄へ細金、でいニ而毛のかきわけ、うらにく色、仕様右同前、〇中略

延寶三年卯十月

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕舞人携器類

還城樂

還城樂持、桴曳、蛇也、桴大率如陵王桴、而少長也、木蛇之輪三廻許、其總徑八寸許、立頭五寸許、已上彩色之、

〔敎訓抄四〕還城樂

又〇古記云、此舞本者蛇ヲ取テ舞、而宇治殿ノ童舞ヲヲシヘラレタル時ハ、紙ヲマキテ輪ニツクリナゾモタセサセ給タリケル、

〔江家次第七八月〕相撲召合

還城樂用、舞裝、蛇者樂人置之、

〔樂家錄三十八舞樂裝束〕舞人携器類

胡德樂

胡德樂酌人持、瓶子及土器、也、瓶子高一尺三寸許、筒徑六寸許、口徑三寸許、而地青畫、唐草、彩色、盃二、徑六寸許、銀薄之、

〔舞樂道具注文〕舞樂御道具仕上ル目錄

一瓶子壹ツ

高サ壹尺壹寸、口貳寸五分、胴のふくりにて六寸、疊ずりニ而四寸四分、布をきせ堅地上々ぬり彩

色はうるしはく金、但はくのきはゑんじろくせうニ而うんげんのから花、胴は牡丹の花四ツ、つぼみ四ツ、からくさゑんじろくせううんげん彩色、但でいニ而まへを入、總地はこんせう也、〇中略

延寶三年卯十月

机子

〔樂家錄三十八 舞樂裝束〕机子

机子一名草墪以檜作之、行列之後、迦陵頻、胡蝶、菩薩人著之也、舞之間不用之、高一尺五寸許、上下板同、徑一尺許、厚八分許、中心板總三枚、如圖立之、皆檜木〇圖略

假面

〔歌儛品目十 舞器章服〕假面按ズルニ、舞ニ假面ヲ用フルコトハ、北齊ノ蘭陵王ニ始マレルカ、教坊記ニ曰、大面出北齊、蘭陵王長恭、性膽勇而貌如婦人、自嫌不足以威敵、乃刻木爲假面、臨陣著之、因爲此戲トイヘリ、近眞記云、著面舞、秦王、太平樂、[illegible]拔頭、還城樂、陵王、[illegible]胡飲酒、採桑老、陪臚、散手、[illegible]蘇莫者、安公子、近來絶舞トアリ、又菩薩ニモ面アリ、又高麗曲ニハ新鳥蘇、古鳥蘇、但近來不用之退宿德、進宿德、[illegible]皇仁、綾切、胡德樂、[illegible]八仙、貴德、[illegible]納曾利、[illegible]地久等ナリ、〇造面〇又雜面ニ作ル、厚キ白絹ノ堅キニシテ方ナルヲ以テ製ス、墨モテ鼻口ヲ畫キ、目ノ所ニハ三隅形ノモノヲ蓋イテ、其中ヲ切ヌク也、上ニ錯ヲ施シテコレヲ結ブ、近眞記云、造面舞按摩ニ一人二人トアリ、又胡德樂ノ勸杯モ、コレヲ用ルナリ、

〔樂家錄三十九 舞面〕舞樂之面難詳記之、因以畫圖示之、然其中有大面小面之異也、蓋號大者今料之、則假令可謂如長七尺餘之人面乎、號小者別無子細、當擬大而推之也、

胡飲酒大面〇圖略、下倣之、　陵王中面　菩薩中面　安摩　散手大面　拔頭大面　還城樂中面　秦王　採桑老小面

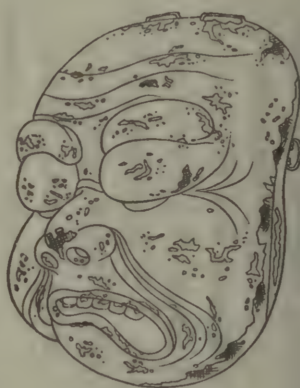
蘇利古　二舞大面　退禿德大面　新禿德大面　新鳥蘇　皇仁小面　八仙宋面　綾切小面　胡德樂小面　貴德大面　納曾利大面　地久小面

〔樂家錄四十一 樂器珍器〕舞面

拔頭降面　左近府生之家寶也、大宮大納言隆季卿爲殿上人時、借此面久留之、或夜夢此面久無留之、夢覺以爲希代之名物、因號之降面也、其面裏銘曰、延曆廿一年七月一日、右相撲司造之云々、

還城樂降面　大神晴遠重器也、此還城樂者、晴遠重代之舞也、或時此面忽然來于晴遠家、因名之降面、而後納南都寶藏云々、

〔雅樂假面圖〕



嚴島寶物圖會所載二ノ舞



集古十種所載按摩雜面



集古十種所載大和國氷室社藏蘭陵王面

陵王降面　陵王降面在二賀茂之社一也云々、詳無三所レ載之舊記一、

龍面　陵王面也、在二淡路海中一、掛二于網一而出レ世、俗名二之龍面一、而納二之住吉社一云々、

右所レ記之舞面四古物也、今世無二其名一、爲二流布之面一、不レ知二何時失乎否一、

近代爲二斷絶一之舞面

採桑老降面　在二官庫一也、本多氏所持之面也、詳見二于胡飲酒下一、

右古物之舞面者、萬治四年、禁裏炎上時燒失了、

今世所レ傳之舞面

胡飲酒降面　多久貴所レ傳之重器也、昔有二二面一、掛二南殿之櫻樹一、多氏舞人見レ之、則我家舞採桑老與二胡飲酒一之面也、因以爲二天與一之也、乃藏二之家一、自號曰二降面一、其後獻二採桑老之面於禁裏一、胡飲酒面耳爲二家藏一、傳聞、本面裏有二筆記一、元和比當二于久貴實父忠秀時一、以二面裏破損一、漆レ之、筆記隱晦、今書寫二其記一者無レ之、可レ惜哉、

右舞面一、今世所レ傳之重器也、

已上所レ擧之舞面總六也

〔敎訓抄　三〕散手破陣樂

元明天皇御宇和銅之比、寶冠之面ハ天ヨリ降ル、于レ今元興寺之者寶二藏之一、以二件本一摸二寫留山階寺一、（殊勝寶物也）而モ文治ニ件ノ寶藏令レ燒失ヲワンヌ、仍件面并玉樹ノ別樣ノ裝束悉令二燒失一了、其後又山階寺ノ面ヲ寫返了、（元興寺ニ留置タリ）

〔續修東大寺正倉院文書　別集十裏書〕欠物（中略）

作面貳拾伍枚（中略）

右請樂三具之中、欠物且注レ如レ件、

天平寶字八年四月廿五日　造東大寺司判官彌努〇下略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合大唐樂調度

羅陵王壹面　倭胡壹面　老女壹面　咲形貳面（已上並衣服具〇中略）

天平十九年二月十一日　都維那僧靈仁〇下略

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕伎樂壹拾壹具

師子貳頭（五色毛在二袴四腰）　師子子肆面（衣服具）　治道貳面（衣服具）　吳公壹面（衣服具）　金剛壹面（衣服具）　迦樓羅壹面（衣服具）　崑崘壹面（衣服具）　力士壹面（衣服具）　婆羅門壹面（衣服具）　孤子參面（衣服具）　醉胡漆面（衣服具〇中略）

天平十九年二月十一日　都維那僧靈尊〇下略

〔嚴島寶物圖會〕拔頭

面朱漆、眼眉齒ミナ黑漆、髮紺麻ノヨリ糸、面竪一尺、ヨコ耳ノウヘ七寸一分、面ノ裏黑ヌリ、赤漆ニテウラ書アリ、

還城樂

面朱漆古色ニシテ、少シクロミアリ、眼齒ミナ黑、ツリ頤外朱ウチ黑漆、眼鼻革ヲ以テ頭ヨリツリタリ、竪長齒ヨリ頭ニ至テ六寸、ヨコ耳ノ上六寸七分、頤厚サ一寸二分五リン、面ノウラクロ塗、赤漆ヲ以テ裏書アリ、（嚴島社還城樂面政所御寄進、永安三年八月日、佛師沙門□尊勝直本、）

陵王

面金箔ヲオクリ、髮空青、眼中金、鼻ノウチ朱、齒黑ヌリ、髭眉トモニ馬尾、釣頤外金中黑、龍眼中白、マフチ朱、髮朱、毛ホリツケロク青ノ毛ガキアリ、クチノ中朱、ウハ頤金、ウロコ朱ノカキワケ、綠青彩リ、鰭彫物朱綠青ノカキワケ、タテ龍ノ頭毛ヨリ上腮ノ下齒ノトコロマデ一尺三寸二分、横耳ノ

トコロニテ五寸八分強、裏黑ヌリ、龍ノウラ朱グン青ロク青胡粉鱗カキワケ、

納蘇利

空青古色ニシテ詳ナラズ、眼ノフチ朱、唇朱、鼻ノ中朱、ウラクロ塗、裏書赤漆ヲ以テカケリ、頭ヨリ頤マデ七寸六分强、ヨコ耳ノトコロニテ五寸四分、

散手

面朱、眼中クロ、竪長七寸八分、ヨコ紐付ニテ五寸二分、裏クロヌリ、赤漆ニテウラ書アリ、

貴德

面胡粉、眼中クロ、唇朱古色詳ナラズ、竪七寸三分、ヨコ紐付五寸四分、裏黑ヌリ、ウラ書朱漆、

採桑老

面白肉雲母ノ艶ヲトル、眼中白唇朱甚ダアラク塗タリ、竪長七寸、ヨコ五寸、ウラ黑ヌリ、赤漆ヲ以テ裏ガキアリ、

二ノ舞

面古色ニシテ詳ナラズ、毛白ニクロヲヲリ〱交ゼタリ、竪八寸六分、ヨコ紐付ニテ六寸四分、

二ノ舞ノ面裏タメ塗、赤漆ヲ以テウラ書アリ、下ニ圖シタル面ノウラ書、嚴島社二舞面承安三年八月日、盛國朝臣調進、

二ノ舞

面古色ニシテ詳ナラズ、竪一尺、ヨコ紐付ニテ七寸、

面赤漆眼黑漆ノゴトシ、竪七寸、ヨコ紐付ニテ五寸一分、裏クロヌリ、

此面略○圖四ツアリ、當社ニテハ今胡德樂ニ用レドモ、ソノ實ハ未詳、

〔舞樂道具注文〕舞樂道具仕上ル目錄

一あま雜面貳人前

長サ九寸八分、横七寸八分、給きぬうら打、仕組墨繪有、白いとニ而四ツ打ノ緒付ル、緒長サかたかたニ而壹尺貳寸五分、

一そりこの雜面五人前

長サ壹尺三寸七分、横九寸七分、仕様右同前、あさぎ四ツ打緒付、長サ壹尺四寸五分、かた〳〵ニ而、

延寶三年卯十月

〔今昔物語二十八〕右近馬場殿上人種合語第卅五

今昔、後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ、殿上人藏人、有ル限員ヲ盡シテ、方ヲ分テ種合セ爲ル事有ケリ、中略○右ノ方ニ公忠ガ嗔テ入ルヲ見テ、手ヲ扣テ咲ヒ合タル事无限シ、相撲ノ負テ入ルヲ咲フガ如シ、咲フト等シク右ノ方ニ亂聲ヲ發シテ、落蹲ノ樂ヲシテ落蹲ノ舞ヲ出ス、本ヨリ勝負ノ舞可有キ支度ニテ、左ニモ陵王ノ舞ヲ儲タリケレドモ、未ダ事不畢ヌニ此ク落蹲ヲ出セバ、左ニハ此ハ何爲ル事ゾナド云合タルニ、關白殿頼通○藤原忍テ女車ノ様ニテ御覽ジケルニ、此ク落蹲ノ出ルヲ奇怪也ト思食テ、忽ニ人ヲ召テ、其落蹲ノ舞人慥ニ搦メヨト高ク仰セ給フ、時ニ落蹲ノ舞人踊テ入ヌ、然テ装束モ不解ズシテ逃テ迷テ、馬ニ乘テ西ノ大宮下ニテ馳テ行ケリ、其ノ舞人ハ多ノ好茂也、面形ヲ取去テハ人モゾ見知ルト思ケレバ、面形ヲシ乍ラ、申ノ時許ニ馳テ行ケレバ、大路ノ人ハ彼レ見ヨ、鬼ノ晝中ニ馬ニ乘テ行クヲト云喤テ、幼キ者ナドハ此レヲ見テ、恐迷テ實ノ鬼也ケリト思ケルニヤ、病付タル者モ有ケリ、

〔教訓抄一〕羅陵王

一面桴事、寛德ノ比、狛光高ガ家ニ相傳之陵王面アリ、各々小面、小龍ヒタヒニ立ノボル、依不慮ノ事、光高ガ私宅ヲサガサル丶間ニ此面失畢、タミノナゲキストイヘドモ、カヒナクシテ數日ヲヘテ後ニ、與福寺ノ中門ノ内、コノ面ヲ懸タリ、誰人ノ所爲ト云事ヲ不知、一寺ノ沙汰トシテ納置庫倉了、然而光高寺

雜載

家政所ニ子細ヲ申上テ返給了、然間夢想ノツゲニヨリテ、我家ノ未申ノ角ノ小社ノ下ニウヅミテケリ、(今東御門前社ノ東門院彼私宅也、)其後光季ガ時、爲不審堀テ見ケレバ、面ハサヽヒナクテアリケレドモ、神ノ物ト見ヘケレバ、手カクルニモアタハズシテ、ウツシテケリ、件ノ小面ヲ寫テ、光季ガモチタリケルヲ、光時ガ時ニ仁和寺御室ヘ進上了、今ニ彼寶藏アリ、〇中略

武部樣、(眉黒)左近司在也、(又熊野ノ新宮、又東大寺在之、殊勝面也、)

賀茂社ノ面ハ、天ヨリ降タリト云、指雖無日記、古老所申傳也、

住吉社ノ面ハ、淡路ニテアミニ曳タリ、(聊無損亡、龍宮面云云、彼社古老傳也、)

〔古事談〕(六亭宅諸道)佛師定朝之弟子覺助ヲバ義絶シテ、家中ヘモ入ザリケリ、然而爲逢於母、定朝他行之隙ナドニハ密々ニ來ケリ、定朝左近府陵王ノ面可打進之由依被仰下、至心打出テ愛シ、褰居ノ前ナル柱ニ懸テ置タリケルヲ、父他行之隙ニ覺助來タリケルニ、面ヲ取テ見テ、穴心ウ、此定ニテ被進タラマシカバ淺猿カラマシトテ、腰刀ヲ拔ムス〳〵トケヅリナラシテ、如本懸柱退歸了、定朝見此面云、此白物來入タリケリナ、不孝之者雖他行之間入居事奇怪事也、此陵王面作直テケリ、但カナシク被直ニケリトテ令免勘當云々、

〔台記〕久安六年十二月九日辛亥、隆季朝臣語曰、近日借請左近府拔頭面形、置私宅、去夜夢著褐冠者曰、彼面形早還府、莫久置私矣、覺見其面形、裏銘云、右相撲司、延曆廿一年七月一日造、於是怖畏還府、

〔續修東大寺正倉院文書〕(別集十裏書)欠物

唐古樂素方皮兒布衫壹領　結襖帶貳條　中樂唱歌帛袴壹腰　幞壹枚　靴貳拾兩〇中略　又靴拾貳兩　末額參條

右請樂三具之中、欠物且注如件、

天平寶字八年四月廿五日　造東大寺司判官彌努〇下略

○按ズルニ、東大寺正倉院ニ現存セル舞樂裝束ノ中ニ、天平勝寶四年四月九日ト記名シタル者アリ、

〔續修東大寺正倉院文書別集三十五〕樂頭襖子壹領白橡臈纈　帛汗衫壹領　帛袴參腰

右爲レ用二東西二塔幷七月十五日會一、以二去四月廿五日一請二高麗樂二具之中所一レ失、仍探求可レ進狀、注以解、

天平寶字八年七月十八日　　淨人　小管万呂〇中略

七月十四日下呉樂二具之内欠物

鼓片輪壹枚　圓冠貳口　大孤兒袍壹領　襖子壹領　呉女從腰帶壹條已上前一之内　笛吹帛汗衫壹領　鼓打布衫壹領　鉦盤打襪壹兩　大孤父襪壹兩　醉胡布衫壹領已上前二之内

右爲二十五日下充一、若櫻部梶取呉服息人二人、即撿定欠物如レ件、又此物十八日返上、更欠鉦盤襪一兩、鼓倍二口、

〔續修東大寺正倉院文書別集三十五裏書〕右欠物之中、襪一兩可レ進二梶取幷息人一、鼓倍可進口口內藏金元粟田乙萬呂、仍記注如レ件、

主典志斐連麿　史生土師名道〇中略

八月廿四日下樂物計定所缺如レ左

高麗樂　頭單襖子壹領　桙舞末額肆條

駒形　袍壹領　振鼓帛　袷袴貳腰　末額貳條

弄人　帛汗衫貳領　袴貳腰　襪壹兩　冠陸領　腰帶參拾貳條　鈴壹口破　白盤壹口　履幷靴不レ請下

中樂鼓打　袴壹腰　三臺袴壹腰　宗明樂布衫一

布作面貳拾伍面　腰帶貳拾伍條　靴廿五兩　方響槌壹柄

古樂　破陣樂　衣服貳具　腰帶捌條　靴捌兩　草鞋拾玖兩

右、比校檢財帳所欠物如件、但婆利久太調度、皆不請下、

主典　志斐連麻呂〇下略

〔續修東大寺正倉院文書別集三十五〕欠失物伍種

吳女從帛袜壹片　鉦盤擊袜壹兩布　醉胡帛汗衫壹領已上三種前一具

崑崙脛裳壹具　金剛桙持緋袜壹片已上二種後二具

右、爲用月八日齋會、自倉代請下吳樂二具之內、所欠如件、但以後日成求將進、

天平神護二年四月二十三日　吳服息人

〔古事談一王道后宮〕堀川院御時殿上人競馬ニハ、左ハ打毬裝束、右ハ狛桙裝束ヲ召テキセラレケリ、不被用普通競馬裝束云々、

〔樂所錄〕弘化五申年十月

口上覺

束帶具幷舞樂裝束樂器類等、員數書付帳面ニ仕立、出來仕候間奉差上候、此段可然御沙汰奉願候、

以上、

申十月　辻右近將曹〇以下六人略

四辻前大納言樣御內　芝式部殿

渡邊掃部殿

表書
官庫束帶具幷舞樂裝束樂器類員數書

束帶具。

四位冬袍　貳拾領　同夏袍　拾七領　五位冬袍　二十九領　同闕腋冬袍　貳領
同夏袍　十八領　同闕腋夏袍　貳領　六位袍　九領　同闕腋袍　貳領　冠纓共
五拾頭　大帷子（冬夏襟付）　三拾八領　冬裾　五拾腰　夏裾　三拾腰　表袴　五拾腰
赤大口　三十四腰　石帶　五拾腰　指貫　三十五腰　單　二十領　淺沓（近年舞樂之方）
（興ニ旅用ニ相成候）　五十足　人長裝束皆具　一人分　鞨鼓　一　太鼓　一　鉦鼓　一
此三鼓、寛政年中ヨリ御前江被召置候、

舞樂裝束

左方之具

平舞裝束皆具　八人分　同前掛裾　八人分　同童舞裝束皆具　四人分
蠻繪裝束皆具　六人分　東遊裝束皆具　四人分　同陪從裝束皆具　三人分
迦陵頻裝束皆具　四人分　太平樂裝束皆具　四人分　打毬樂裝束皆具　四人分
陪臚裝束皆具　四人分　青海波裝束皆具　二人分　採桑老裝束皆具　一人分
同係物裝束皆具　一人分　散手裝束皆具　一人分　同童舞裝束皆具　一人分
拔頭裝束皆具　一人分　同童舞裝束皆具　一人分　還城樂裝束皆具　一人分
同童舞裝束皆具　一人分　胡飮酒裝束皆具　一人分　陵王裝束皆具　一人分
同童舞裝束皆具　一人分　管方襲裝束皆具　廿五人分　二舞裝束皆具　二人分
蘇合香甲　六人分　春鶯囀甲　六人分　萬秋樂甲　六人分
輪臺甲　四人分　青海波甲　二人分　賀殿甲　八人分
散手甲　一人分　打毬樂毬打　四本　同玉　一
振鉾之鉾（鞘共）　一本　散手鉾（大小鞘共）　二本　太平樂鉾（鞘共）　四本

陪臚楯　四枚　同鉾鏑共　四本　同太刀垂平緒共　四振
太平樂太刀垂平緒共　四振　青海波太刀垂平緒共　二振　散手太刀垂平緒共大小　二振
同面帽子共　一人分　採桑老面帽子插頭杖下襲藥袋　一人分　還城樂面帽子共蛇桴大小各二　一人分
拔頭面帽子共桴大小二　一人分　安摩雜面笏共　二人分　二舞面帽子插頭共　二人分
陵王面帽子共桴大小二　一人分　同別樣面　一人分　胡飲酒面帽子桴共　一人分
賀茂祭舞人裝束皆具　六人分　同小人裝束皆具　四人分　同陪從裝束皆具　六人分
同小人裝束皆具　四人分　同太刀垂平緒共　大小十六振　同和琴袋共　一絃
奚婁　二　振鼓　二　一鼓　一
楷鼓　一　鞨鼓　一　太鼓　一
鉦鼓　一　大太鼓　一　大鉦鼓　一
荷太鼓　一　荷鉦鼓　一　太鼓鉦鼓持裝束甲共　四人分

右方具

平舞裝束皆具　八人分　同前掛裾　八人分　同童舞裝束皆具　四人分
蠻繪裝束皆具　六人分　狛桙裝束皆具　四人分　林歌裝束皆具　四人分
八仙裝束皆具　四人分　新靺鞨裝束皆具　四人分　胡蝶裝束皆具　四人分
貴德裝束皆具　一人分　同童舞裝束皆具　一人分　納曾利裝束皆具　二人分
同童舞裝束皆具　二人分　新鳥蘇面甲帽子共　六人分　退走禿面帽子共　六人分
皇仁庭面甲帽子共　六人分　地久面甲帽子共　六人分　綾切面甲帽子共　四人分
八仙面甲帽子共　四人分　林歌甲　四人分　胡德樂面帽子共　四人分
同瓶子　一　同盃　二　貴德面甲帽子共　一人分

同別樣面　一人分　納曾利面（帽子共、桴大小各二）　二人分　後參撥（大小）八本
蘇利古雜面（白垂、笏共）　五人分　新羅狛鶴冠（笏、下襲共）　四人分　古鳥蘇太刀（垂平緒共）　四振
同笏　四枚　貴德太刀（垂平緒共）　二振（大小）　振鉾之鉾（錦共）　一本
貴德鉾（錦共）　二本（大小）　狛桙棹　四本　管方襲裝束皆具　廿五人分
二鼓　一　三鼓　一　太鼓　一
鉦鼓　一　大太鼓　一　大鉦鼓　一
荷太鼓　一　荷鉦鼓　一　太鼓鉦鼓持裝束（甲付）　四人分

左方同用之具

地布　一張　幔幕　六張（但長五間二、三間四）　水引（舞臺井左右太鼓鉦鼓）　六張
總角　六十八　糸鞋（大七十足、小十足）　淺沓（近年束帶具淺沓兼用ニ相成候）　七十足

以上之品、長櫃四十二棹ニ納レ之、

束帶具舞樂裝束樂器等員數之事、束帶具之中、寶永年中新造之後、御修覆程遠候節、常々繁相用候品故、破損强、有形少々減候品有之候趣、近代之有形主、只今右書付差上候通ニ御座候、舞樂裝束類樂器等、寶永以來至只今員數同樣ニ御座候、併平舞小人裝束左方之中如何仕候哉、從以前不足有レ之候、以上、

嘉永元申年十月　辻右近將曹印（以下六人略）

右美濃紙帳面仕立認之

〔樂所錄〕安政四年十月三日

口上覺

束帶之具、人長裝束、舞樂裝束御仕替御修復、去ル丑年、一昨卯年、昨辰年御修復等相願候故、夫々御

見分之上、新調又ハ取繕等被仰付候、然ル處又候今般御見分之上、御仕替御修復之儀相願候ニ付、今度之處ハ如何樣共繰合、其儘相用候樣、被仰渡候段奉畏候、右ニ付新嘗會幷豐明節會等ハ、最早餘日無御座候事故、其儘繰合相用可申候、乍去十二月御神樂、幷來春三節會、舞御覽、幷賀茂祭等御入用之品々ハ、難相宥候間、何卒急々御見分之上、御修復御仕替奉願上度候、且護持方麁略ニモ候樣トノ御事ニ御座候ヘ共、近年度々御修復相願候儀ハ、數多之內御仕替ニ相成候御品少ク、御取繕御品多分、且年延ニ相成候分モ有之候ニ付、度々相願立候、尤數年相立候御品故、自然損多ク相成、夫故不得止事相願候、何卒此度之處、保方宜樣奉願候、尤護持方ハ精々可致大切候、此段宜御沙汰奉願上候、以上、

九月　　　林左兵衛少尉印（以下六人略）

○

〔歌儛品目一樂府鋪設〕舞臺（中略）今ハ高舞臺、敷舞臺ノ別アリ、高舞臺ニハ、四方三尺ヅヽノ落縁アリテ高欄ヲ施シ、中ニハ儀鋪ノ地鋪ヲ敷キ、階ハ三級アリトイヘリ、

地鋪　按ズルニ、舞臺ノ上ノ敷物ノ名也、庭立ノ時ニハ、庭上ニ直ニ設ケタルコトアリ、（中略）今朝廷ノ高舞臺ニハ、儀鋪ヲ用ラルヽトイヘリ、コノ類ハ、漢土ヲマネビタルニヤ、陳氏樂書曰、北史、波斯國都宿利城、國人號王曰醫贊、王妃防步率、其俗以六月爲歲首、至於七月七日、十二月一日、尤所崇重、人庶以上交相會、召設會作樂、唐天寶中、屢遣使來朝、獻馬瑙床幷毛纑舞筵焉ト、卽チ毛纑ノ舞筵ハ、コノ地鋪ナルベシ、

〔內裏式上〕七日會式

前一日、所司辨備豐樂殿、構舞臺於殿前、（自殿南階南去十一丈七尺、舞臺高三尺、方六丈、）

〔儀式四〕踐祚大嘗祭儀

午日卯剋、撤悠紀主基兩國帳、所司裝飾高御座、構舞臺於殿前、（自殿南階南去十一丈七尺、高三尺、方六丈、）設樂人幄於舞臺東南角、（南去八許丈、東去二許丈、）

〔延喜式十五內藏〕凡正月七日、預前節一日、寮官人率史生藏部裝飾舞臺、設冒甲四條、下敷兩面、帳一條、鎮

子鐵廿廷、(並納布袋)花形料、絲一絇、綿半屯、緑絹一丈四尺、熏革半枚、(綴維飾料)倊節設舞臺同之、

〔狛氏新錄〕一舞臺之事

高舞臺之儀委細別記ニ注之、御記錄等ニ留リ候節ハ、寅之年被仰付候ハ敷舞臺、朝鮮人御饗應之節ハ高舞臺ニ候得ハ其通可然歟、敷舞臺之儀、別記之通近世之儀ト存候得共、當時於禁裏高舞臺敷舞臺ト相分レ、兩樣ニ有之候上ハ、其時之通可宜歟、

〔樂家錄(舞)三十七〕舞臺之圖

凡舞臺有二、一曰敷舞臺也、以檜作之、自樂屋隔二間半或三間許置之庭上、故謂爾、二曰高舞臺也、敷舞臺之下設臺高之、故謂爾、

敷舞臺之制法

敷舞臺高七寸或一尺許、而四方三間作之、但自中斷作二、以並敷之也、(愚以爲舞臺大四方同者、自向見之則如横廣、因思長下間許可乎、如此則舞人之裾亦無望之害乎、)

高舞臺之制法(略)○圖

高舞臺高三尺許四方四間許也、但四分作之、以並合之、前後有階、階横一間許已上、皆黑漆之、處々施金物也、又臺之端及階左右有高欄、高二尺許、而四隅於每角接合之、(於階之角不接合之)已上以圓木作之朱漆、而處々施金物也、已上總以掛金連合之也、臺之腋引鈍子幔、(黃或萌黃)而其上掛上卷粧之、(上卷之數、合左右十八前後十二總三十也、)而臺之上置敷舞臺、(高七寸許可乎)而以純子包之、(謂之地布、黃或萌黃、)於敷舞臺之下伏竹以釘堅之也、

〔三代實錄(陽成)四十一〕元慶六年三月廿七日己巳、天皇於清涼殿設酒宴、慶賀皇太后四十之算也、○中略貞數親王舞陵王、上下觀者感而垂涙、舞畢、外祖父參議從三位行治部卿在原朝臣行平候舞臺下、抱持親王歡躍而出、

樂屋

〔古今著聞集魚虫禽獸二十〕承安二年五月二日、東山仙洞にて鷄合の事ありけり、(中略)北面下臈等錦の地鋪を庭上に敷て、舞臺に擬す、妓女二人甘州をまふ、

〔嚴有院殿御實紀三十〕寛文五年五月十九日、舞樂御覽あり、白木書院庭上に舞閣を設て、左右に幄屋をかまふ、

〔樂家錄類話四十八〕近世泥樂所之裝束所與樂屋之名也、著聞集云、設樂屋於池之中島、又源氏物語以綺于釣殿之廊、爲樂屋、是著座奏樂處之名也、於賀茂者、社司等號樂之屋、是亦古語也、

〔内裏式上〕七日會式

前一日、所司辨備豐樂殿、(中略)設樂人幄於舞臺東南角、

〔古今著聞集管絃歌舞六〕堀河院御時、六條院に朝覲行幸ありけるに、池の中島に樂屋を構へられたりけるに、御所水をへだてゝはるかに遠かりけり、博定勅をうけ給て、大鼓をつかうまつりける、

〔樂所錄〕文化十三年五月

口上覺

來十五日後、於小御所御庭舞樂被仰出候ニ付、別紙之通被仰付被下度、宜御沙汰奉願候、以上、

五月　辻　下野守
安倍信濃守
岡　甲斐守

四辻前大納言樣御内
松岡造酒殿

一口樂屋　壹ヶ所

右文化十年八月舞樂之節、於承明門東廻廊被仰付候通、此度も被仰付被下度、尤常樂屋之通、茶湯火鉢等其節も被仰付候、及夜陰候はゞ、蠟燭等先例之通奉願候、

一奧樂屋　壹ヶ所

右文化十年八月之通、於御文庫之邊假御建物奉願候、狹少ニ候得共、裝束改著差支候間、其儀無之候樣奉願候、〇中略

右例之通奉願候

古事類苑

樂舞部十一

田樂

田樂ハデンガクト云フ、中古田植ノ時、笛鼓ヲ鳴ラシ歌舞シテ、其勞ヲ慰メシニ起因セシナラン、田植ノ狀ヲ摸セルモノニシテ、其曲ニ刀玉、高足、一足等ノ態アリ、其器ニ腰鼓、振鼓、銅鈸子、編木等アリ、當時盛ニ上下ニ行ハレシモノニテ、堀河天皇ノ永長元年ノ大田樂ノ如キハ、殊ニ著名ナルモノナリ、鎌倉幕府ノ時ニハ、專ラ僧ノ業ニ屬シ、其人ヲ田樂法師ト稱シ、本座、新座ノ二部ニ分レタリ、中ニ能藝ト云フモノアリ、北野物狂ノ能、女ノ敵討タル能ノ如キ是ナリ、要スルニ此藝ハ足利氏ノ時、猿樂ノ隆盛ナルニ及ビ、漸次衰廢シテ、後ニハ春日、住吉、日光等ノ諸社祭祀ノ時ニ、僅ニ之ヲ見ルコトヲ得ルノミ、

名稱

〔下學集下態藝〕田樂デンガク

〔尺素往來〕爲勸進本座新座之田樂、和州江州之猿樂、各可播所能候、

〔倭訓栞前編十七〕でんがく　洛陽田樂記に、永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、初自閭里及於公卿と見えたり、高足、腰鼓、銅鈸子、編木等の藝あり、又小鼓あり、田野の樂といふなるべし、或說に神樂を析て申樂とし、申樂を削て田樂とすともいへり、今信濃佐久郡志賀村に田樂屋鋪あり、常陸久慈郡金砂山の神事に田樂あり、

〔雍州府志八古蹟〕芝居〇中略　一種有田樂、是又有本座新座、謠曲亦有數十番、兩座共法師而施藝術、寺

田樂能

社修二神事佛事一時多有ㇾ之、是賤術也、

〔平家物語 一〕ぐわんだての事

後二條の關白殿、〈○藤原師通〉山王の御とがめとて、おもき御やまふをうけさせ給ふて、うちふさせ給ひしかば、母うへ大殿の北のまん所、大きに御なげきあつて、御さまをやつし、いやしき下らうのまねをして、日吉の社へ參らせ給ひて、七日七夜があいだいのり申させおはします、まづあらはれての御立願には、しばでんがく百ばん、百番のひとつ物、〈○下略〉

〔張州府志 五 熱田〕熱田社四序祭奠略

五月六日〈(中略)中島郡妙興寺藏古證狀之內、熱田社領落合鄉神役云、五月芝田樂庭草刈人夫一人、六月御田植一人、九月神子渡用途等、今無二此等事一、芝田樂不ㇾ設、蓋之謂也、〉

〔田樂法師由來之事〕田樂法師之義、重而御尋に付、五月〈○寶暦五年〉廿六日、當國〈○和泉〉大津村、藤田松阿彌招寄、相尋申候返答口上之覺、〈○中略〉

一田樂之能と、本能と相違有ㇾ之候哉之事、

右之答、只今世上に仕候本能とは、一向別事にて御座候、謠之番組も有ㇾ之候得共、通用之謠にては無ㇾ之候、往古は田樂之謠三百番も有ㇾ之候樣に申傳候得共、只今相殘候は、漸々六七十番程は書傳所持仕候、詞書而已にて曲譜は一切無二御座一候、或は菊水、綾井、又は羊など申樣之名にて御座候事、

一田樂能之鳴物之事

右之答、小鼓幷太鼓何も本能之鳴物と相違不ㇾ仕候、打はやしは二十六人之內に而、不ㇾ殘相勤申候、外之役者には頼不ㇾ申候、但能之外に間之狂言も仕候、是も古來之番組相傳仕候事、

一古來相傳之書物有ㇾ之候哉之事

右之答、古來相傳之記錄、先年紀州にて燒失仕候、其外には一向所持不ㇾ仕候、先達て指上候通之

記錄計にて、仲間中に相殘候書物無御座候事、

一田樂謠之本書寫可相成哉之事

右之答、江戸へ參上仕候は不殘持參可致候、少々は爰許に而も書寫仕候事、可相成義と奉存候事、○中略

以上

五月廿七日

一六月二日、田樂法師六人相揃參上仕候而、先達而松阿彌御返答申上候品々相殘候分、逐一答之覺、

泉州泉郡大津村　藤田松阿彌

同　同　清阿彌

京今出川通室町西へ入町　泉原二德

紀州伊都郡入江村　坂本清林

同　同　林西

同　同西林○中略

一田樂能之謠本所持仕候義、先達而六七十番も御座候樣に申上候得共、仲間中立合致吟味候處、漸々拾七八番は相殘申候、右謠本書寫之義、御所望に御座候はゞ、內々に而指上可申候、但田樂之能と申は、春日之御祭禮に相勤候而已にて、平生稽古も不仕候故、一向御慰み之所作柄にては無御座候、若參上仕候て、相勤候樣に被爲仰付候はゞ、奉畏候、裝束は田樂之裝束を直に用申候、笛太鼓等は本能之道具を借り用申候而、格別には無御座候事、

以上

六月三日

垂而御尋之趣、逐一承之書附指上候覺、

一謠之番組何成とも一册寫取申、ふしことば之印等附可ㇾ申事、

右謠之內菊水の一卷、詞がら分明に御座候故、寫取申指上申候、但ふしことば之印附相尋候處、分明には覺不ㇾ申候と相見申候、定かには聞え不ㇾ申候、依ㇾ之本之儘に書寫候事、

一してわき裝束之事

右してわき共に直垂に大口をはき舞申候、尤謠により立烏帽子かづら面迄、それ〴〵相改候由之事、

一間狂言之事

右狂言之番組二拾番計御座候由、茶の湯、布施、十井經、抔と申、能之狂言と相違無ㇾ御座ㇾ候事、○中略

右之通段々穿鑿仕候而漸々相分り申候品、逐一書附指上申候、以上、

八月　　　久藏院

〔田樂法師由來之事〕菊水

君が齡は久堅の〳〵、つきせぬ御代ぞめでたき抑是は魏の文帝の御代に仕へ奉る臣下なり、扨も我君いまだ若年の御位なれども、民を憐み給ふ事、三皇五帝の御代にもすぐれたまへり、日出度御代にて御座候へば、山々の仙人急ぎ參內申せとの宣旨をかうぶり、只今鐵翎山へと急候、君が代は千代に八千代をさゝれ石〳〵、岩ほと成て苔のむすまで、幾歲になるみがた、幾代つもりて程もなく、鐵翎山に著にけり〳〵、八千代まで咲そふ菊のまさり草、久しき君のめぐみかな、扨は我君いまだ若年の御位なれども、民を憐み給ふ事、三皇五帝の御代にはすぐれ給へり、日出度君にておはします、いざ菊水を奉り、壽命を授け申さん、此菊水を呑人は、壽命七してよの德をなし

てをいを忘、されど寒風を身にいとはず、されば老せぬ藥とは、たれもかくこそ菊の水、くみて内裏にとほりけり〳〵、只今來る仙人は、いづくより來り給ふぞ、是は君に仙藥を奉らんために參内申て候、めでたしめでたし、おさまる御代のしるしには、仙人も山よりいで、聖人も出世するならひなり、扨かた〳〵はいかなる人ぞ、是は周の文王の御代につかへ奉る慈童と申者、七百歲を經て今は彭祖と申なり、扨周の代の人ならば、か程までながらへ給ふこと、何と申いはれにて候ぞ、ふかきいはれも候はず、只今くみて參りたる菊水を呑し謂れなり、扨菊水を呑ならば、たれ〳〵よはひをたもつべきか、中々の事、まづ我にてはきこしめせ、うたがひも南陽縣の菊の水〳〵、のめば命はいくくすり、七百餘歲をたもちては、よはひはもとのごとくなり、君もきこしめせ、臣もあがめて菊の水、呑ばかならずよろこびの心さへきれ、憂はながくわすれ、水の菊を折花を摘て、ゆく年を返さ舞ゆく年の數をかへさむ、猶々壽命を延たまふいはれ懇に御物語候へ、

其頃釋尊靈鷲山にて法華を說給ひしに、穆王駒の足をはやめ、法にひかれて、おのづから靈山の會座に參りて、御法を聽聞し給ひしに、穆王に告てのたまはく、いまこの法は汝がためなり、末代の天子に授くべしとて、普門品の二句の偈を慈童に授給ふ、されば天子御そく位の帝位のきつほうといふ事、此御代よりはじまれり、其頃慈童は御門の御てふあいかぎりなかりしあまりにや、あやまつて皇帝の御(本ノ)を越し咎により、鐵劍山に流さるゝ、かの山と申は帝城をさつて地數百里、ころう機をときて人間の通ふ事なし、御門あはれとおぼしめして、普門品の二句の偈を慈童に授けおはします、されば忘れじと、鐵劍山の谷川の菊のした葉に書つけて、ひめむすむかひて此偈を誦して日を送る、其後ち菊における露、この菊水に落添て、不死の藥となりしより、流を汲で齡をのぶ、されば誰とても呑ば、命も幾藥靈山の妙法、鐵劍の菊にとゞまり、不老の藥となるとかや、若菊水をきこしめして、壽命長遠に天下をたもち給へや、有難し〳〵、かの鐵劍山に分い

りて、すなはちゑいらん有べき也、御道ゑる心申べし、それこそ安き御事なり、かの鐵劍に分入て、彭祖が友をあつめつゝ、御遊をもてなし申べし、いとま申て歸るなり、君が齡は久かたの雲のうへにて見る菊の、あかるゆふ空の星も照りそふ白菊の鐵劍に入にけり、有難や菊の下水すめる世の、濁らぬ御代と守るべし、久かたの御代のゑるしも空なれや、音は嵐の山の名の、みねの紅葉も色めきて、とよはた雲もあかねさす日影も匂ふ新菊の水花をあらふや、菊水のながれをくんで此君に捧て、千代にや千代といはふなり、そも仙藥の數々は、王母が桃花かりうのろうこよかこのみ、千尋の竹の葉に露をうけたるせんざいの藥、そへばなをもまさり草、この菊水をたてまつれば、魏の文帝の御壽命をも、既に百年の齡をたもち給ふ、南陽縣の菊水は、かりうをくんでよはひを延とて、彭祖は仙家に入にけり、

田樂曲

〔田樂法師由來之事〕一六月〇寶暦五年二日、田樂法師六人相揃參上仕候而、先達而松阿彌御返答申上候品々相殘候分、逐一答之覺、〇中略

重而御尋之趣、逐一承之書附指上候覺、〇中略

一田樂曲之事

右田樂之曲と申は、刀玉と高足と二色之外は無御座候由申候、刀玉とは圖に寫候通、短キ刃物都合三本、外に日の丸の繪の扇一本袋に入持參仕候て、綾藺笠にのせて庭上に持出て、左右之手にて、四本を一處に取候て、空へなげ上げ曲取致候、是は神前之所作にて、魔障を拂候曲にて御座候と申候、其外に曲と申事一切無御座候事、〇中略

右之通段々穿鑿仕候而、漸々相分り申候品、逐一書附指上申候、以上、

八月　　久藏院

田樂法師

〔和漢三才圖會〕十六藝能田樂法師

泉州大津村田樂法師三人從古有之、毎年住吉春日祭禮出勤伎藝、著高屐拔刀爲弄玉、未知其所始、

〔增鏡十老の波〕北白川殿の女院子、安嘉門院邦〇龜山准母、に大納言の君とて、さぶらひし人の曹司に、下野といひしものは、田樂とかやいふ事する、あやしの法師の、名をば玄駒といふが女なりき、〇中略をのづから御覽じ〇龜山そめけるにや、ときめきいで、、この院にめしわたされて、花山院の大おとゞの御子になされ、廊御方とぞ付させ給ふ、

〔田樂法師由來之事〕小川新右衛門殿御代官所泉州泉郡大津村に罷在候田樂法師二人

藤田松阿彌

藤田清阿彌

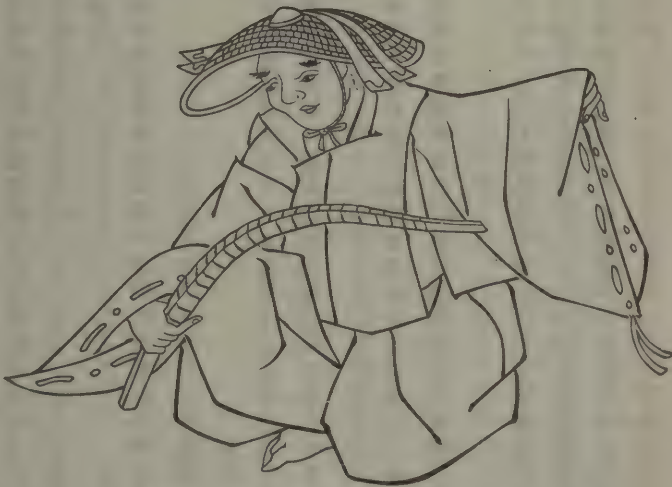
右二人之者共、先祖より此所居住仕候、往古は本座十三人、新座十三人、都合二十六人、比叡山之麓江州坂本村に致居住候得共、段々衰微仕、諸國へ致離散候、其時代は何頃と申事一切相知れ不申候、

太閤秀吉樣御在世、大坂御城にて御前へ被召出、田樂能相勤候節は、大津村に罷在候事分明に御座候、其以前之義は、曾以申傳も無御座候事、但仲間廿六人之内、右二人之者共八人株相勤來候由申候、〇中略

一往古は記錄數多所持仕候處、八十年計以前、紀州居住之者共方にて、不殘燒失仕候、只今松阿彌致所持候記錄二通、文安三年記、應永十三年記、書寫仕指上申候、此外には一切古記は所持不仕候、代々父子致口傳候て、祭禮田樂相勤申候、尤右兩人之者八人株相勤申候、往古は御上々樣へも出入仕、甚致繁昌候趣、當時四座の能太夫之類と相聞申候、然ども只今にては、相定候祿も無御座、祭禮下行而已にては渡世も難仕候故、百姓相兼、農業に而家名相續仕候、依之委細之譯一向覺不申候事、

〔七十一番歌合下〕

てんかく



一京都室町通畑山圖子と申處に、泉原二德と申累代之田樂一人致住居候、此者八人株相勤候由之事、

一紀州伊都郡入江村五人致居住候坂本氏と申候、此者は十人株相勤申候、右三箇國に而二十六人之株は相勤候得共、現在之者は都合八人にて御座候、京都二德は實人にて罷在候、紀州泉州は農業渡世にて、諸方之御神役相勤申候事、

右之通藤田松阿彌招寄せ、相尋承屆趣、粗如斯御座候、以上、

家原寺 久藏院〇中略

寶曆五年二月十一日

重而御尋之趣、逐一承之書附指上候覺〇中略

一本座新座之事

右人數幷樂器道具等揃別には無御座候、六人之内に而、本座之一臈二臈三臈と申、年臈次第に役儀相勤申候、其外不足之人數は京大坂堺之中にて、落髮之願人相雇申勤來候由之事、

以上

右之通段々穿鑿仕候而、漸々相分り申候品、逐一書附指上申候、以上、

八月

久藏院

〔田樂法師由來之事〕田樂法師之儀、重而御尋ニ付、五月〇寶曆五年廿六日、當國〇和泉大津村藤田松阿彌招寄、相尋申候返答口上之覺、〇中略

一樂器之事

右之答、田樂相勤申節は、一臈は奉幣祝言相勤申、其後編木を摺りはやし申候、二臈は花笠を被り、足駄をはき横笛を吹申候、三臈は小鼓を打申候、下座五人は羯鼓を打申候、五人は編木をすり申候、都合十三人、紫の指貫をはき、狩衣を著用仕、綾藺笠を被り、革沓をはき申候、右之鳴物何

も本能之道具と、同樣に御座候事、

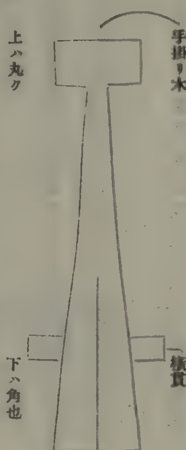
以上

五月廿七日

一六月二日、田樂法師六人相揃參上仕候而、先達而松阿彌御返答申上候品々相殘分、逐一答之覺、○中略

重而御尋之趣、逐一承之書附指上候覺、○中略

一高足二本



右之道具、長五尺計、五色に彩色申候、是も傳授之品有之候而、兩足を横貫へかけ、庭上をありき申候事、

一編木(ビンザヽラ)寸法事

右之形繪圖に寫し別書指上候事

一横笛之譜事

右中門口笛之譜一紙書寫指上候事

一笛竹寸法事

右笛竹長一尺二寸、穴七ヶ處有之候、總テ黑塗にて繪やうも無之、砥卷も無御座候事、

一小鼓之事
右ハ平生之能之小鼓に、少も相違無御座候、打はやしの間合ハ、一臈の編木を間取申候、一臈の編木ハ、二臈の笛を頭取に仕候由申候事、
一下臈羯鼓之事
右之羯鼓之沙汰一定不仕候、只今致所持候羯鼓ハ、毎歳南都御祭に出來候を、直に取歸り候由、長く短く横幅廣く、樂人之羯鼓とハ其形相替り申候、指渡し九寸計にて、胴間五寸計有之、麻の細引にてしめ申候、常之小太鼓と其形替り不申候、名を羯鼓太鼓と覺來り申候、尤和歌山御神事に罷出候節ハ、通例之羯鼓之由申候、何分しかと覺不申趣に相聞え申候、桴ハ二本にて常之太鼓之桴にて御座候、啼音も小太鼓之音にて羯鼓之音にてハ無御座候事、
一拍子打方之事
右太鼓も小鼓も同樣に而、始終三ツ拍手にてセメノ音も無御座候、太鼓ハ小鼓に相續き打申候由之事、〇中略
右之通段々穿鑿仕候而、漸々相分り申候品、逐一書附指上申候、以上、
八月　久藏院〇中略

田樂裝束道具目錄
樂頭ノ衣同重袷　一具　幣持ノ衣同重袷　一具　一臈ノ水干　一具　一臈ノ指貫　一具
笛ノ水干　一具　笛ノ指貫　一具　平ノ水干　十一具　平ノ指貫　十一具
强帷ラ　十三具　筆帷春日祭ニフデカタビラトアリ　十三具
出腰同書ニデゴシコシオビ也トアリ　十三筋　裏絹同書ニツヽミキヌトアリ　十五
石ノ帶　一筋　一臈帶　一筋　鼻紙　十五　扇　十五本

笛笠　一　綾藺笠　十三枚　太鼓　五　同撥　十
腰皮　五　高足同書ニタカアシ、まんつうト云トアリ　二本　同布　二切
足駄　一足　傘　十五本　頸紙緒同書ニクビカミノチ、水干チ肩ニテ結フ組緒也トアリ、　十二筋
編木同書ニビンザヽラト云トアリ　六　襷　二
以上

右ハ毎歳十一月、南都御祭之節、新坐本坐二十六人出勤仕候時、與福寺頭屋より相渡申候、

日光山參勤之節頂戴仕候道具覺
狩衣　六人前　指貫　六ツ　石帶　六筋　末廣扇　六本
綾藺笠　五枚　立烏帽子　壹ツ　編木　二ツ　笛　一管
小鼓　一ツ　大鼓　二ツ　高足　二本　刀玉　二ツ
牀机　六脚　沓　六足
以上

朝廷行田樂

〔朝野群載　三文筆〕洛陽田樂記
永長元年之夏、洛陽大有田樂之事、不知其所起、初自閭里及於公卿、高足、一足、腰鼓、振鼓、銅鈸子、編木、殖女、春女之類、日夜無絶、喧嘩之甚、能驚人耳、諸坊諸司諸衞各爲一部、或詣諸寺、或滿街衢、一城之人皆如狂焉、蓋靈狐之所爲也、其裝束盡善盡美、如彫如琢、以錦繡爲衣、以金銀爲飾、富者傾産業、貧者跂而及之、郁芳門院〇堀川准母媞子殊催叡感、姑射之中、此觀尤盛、家々所々引黨豫參、不唯少年緇素成群、佛師經師各率其類、著帽子繡裲襠、或奏陵王拔頭等舞、其終文殿之衆、各企此業、孝言朝臣以老耄之身、勤曼蜒之戲、有俊、有信、季綱、敦基、在良等朝臣、並折桂射鵠之輩、不偏一人、或著禮服、或被甲冑、或稱後卷、驍勇爲隊、入夜參院、鼓舞跳梁、摺染成文之衣袴、法令所禁、而檢非違使又供奉田樂、皆著摺衣、白日

渡道、蓬壺客又爲一黨、步行參院、侍臣復參禁中、權中納言基忠卿捧九尺高扇、通俊卿兩脚著平藺笠、參議宗通卿著蕘尻切、何況侍臣裝束、推而可知、或裸形腰卷紅衣、或放髻頂戴田笠、六條二條往復幾地、路起埃塵、遮人車、近代奇怪之事、何以尙之、其後院不豫、不經幾程、遂以崩御、○此年八月郁芳門院崩自田樂御覽之場、轟轉見御葬送之車、爰知妖異所萌、人力不及、賢人君子誰免俗事哉、

〔古事談 一王道后宮〕永長元○元原作九、據一本改年、大田樂事、或人記云、季仲卿記七月十二日參內、祈年穀奉幣定也、今日有殿上人田樂事、卅餘人云々、頭辨依所勞不參裝束、或兼被仰定、紅帷有風流、以冠筥蓋爲笠、差貫有風流田主藏人少納言成定、勅定大笠上多志目風流事外也已上藏人所調備一足顯雅、懸鼓經忠、高足宗輔、懸鼓修理大夫顯季朝臣、右中辨宗忠朝臣、左中將顯實朝臣、兵衞佐實隆、侍從師重、少輔懷季、銅拍子前兵衞佐長忠朝臣、右少辨時範、民部大輔行信、治部大輔敦兼、佐々良兵衞佐師時、少將顯通、左馬頭師隆、因幡守長實、周防守經忠、藏人盛家、小鼓權辨重資朝臣、馬權助家定、民部權大輔基兼、美作守基隆等云々、笛吹右馬頭兼實朝臣、藏人式部丞宗仲也、暫遊南殿、次於上御曹司數刻成其曲、秉燭之後、引參一條院、深更又歸參內裏云々、予偸伺見之、宛如夢、世間事難計難知、可以目云々、十三日、今日一院殿上人田樂、兼內殿上人之輩不供奉、但長實經忠此二人猶參仕、依堪能云々、裝束ノ風流思々以就內裏、終夜田樂云々、上達部尻卷四人、左兵衞督基忠、治部卿通俊、右兵衞督雅俊、宰相中將宗通等云々、皆直衣持高扇付大物忌云々、如此日々夜々在々所々諸院諸宮、又殿關白藏人所已下、鄕々村々田樂、或被召貴所、或參詣神社云々、

〔二水記〕永正十四年十一月十二日、女中男衆田樂事有之、例年被申沙汰之儀也、　廿二日、有御田樂、今日御返也男衆大略令祗候、於御三間有此事、　十六年十二月廿七日、入夜參伏見殿、有御田樂事、庭田佳例申沙汰云々、

〔田樂法師由來之事〕一寬永十九年午正月廿八日、京都泉原二德より飛脚到來仕、來二月四日禁中

臣下行田樂

樣にて田樂相勤可ㇾ申之由、南都一乘院宮樣より被ㇾ爲ㇾ仰付ㇾ候間、泉州紀州何も申合、早速上京可ㇾ仕之旨申越候、依而仲間中申合、二月三日京都二德方迄相揃申候、翌日四日八ッ時、紫宸殿の御庭へ、田樂法師十三人出勤仕候、南門之脇に菊の御紋之御幕引廻し在ㇾ之候、其所樂屋に被ㇾ仰付ㇾ候、是より御前へ渡るに、笛にて進み出申候、御翠簾之右脇に御門跡樣方御五方御座被ㇾ遊候、其下に御公家樣方六七十人計、一所に御見物被ㇾ成候、

役附

笛　宗佐　編木　二德　同　勝齋　小鼓　二阿彌　太鼓　德阿彌　橋阿彌

淸阿彌　菊阿彌　文阿彌　外に編木四人、都合十三人、

一番　中門口　二番(居なをり)　もとき　淸阿彌　三番　かいかう　德阿彌　四番　立逢(福阿彌 二德)

笛小鼓　宮宅二阿彌　五番　刀玉(淸阿彌 文阿彌)　六番　高足(淸阿彌 文阿彌)

右六番相濟申、直に高足にて樂屋に乘込申候也、樂屋にて御盃致ㇾ頂ㇾ戴之、其後退出仕候、翌五日晝時分、一乘院宮樣より御使者御樽一荷、奉書一束、銀子三枚、御目錄頂戴仕候て、皆々難ㇾ有御禮奉ㇾ申上、六日之朝、大坂迄歸著仕候、

淸阿彌書之

寬永十九年午二月七日

〔榮花物語 十九御裳着〕かくて賀茂のまつりなどもすぎて、五月〇治安三年になりぬ、大宮〇後一條母后藤原彰子つちみかど殿におはしませば、殿〇藤原道長なにわざをして御覽せさせんと覺しめして、この殿の御まやのまぐさのたは、との、きたせか院と云所にぞうへける、このごろうふべかりければ、みまやのつかさめして、このたうへん日は、れいの有さまながら、つくろひたる事なくて、おこがましういかにもありのまゝにて、この南のかたのむまは、みかどよりあゆみつゞかせて、らちのうちよりとをして、北ざまにわたせ、うしとらの方のついぢをくづして、それより御覽じやるべきなり、

東對にてなん御らんずべきと、おほせ事うけ給て、いま二三日のほどなにわざをと思、その日になりて、かのすみのついひぢくづさせ給、東の對に宮、との丶うへ〇道長妻倫子わたらせ給、女房達候かぎりは參る、わかうきたなげなき女ども、五六十人ばかりにも、ころもといふ物いとゑろうきせて、ゑろきかさ共きせて、はぐろめくろらかにつけて、べにあかうけさうせさせてつゞけたてたり、堂あるじといふおきな、いとあやしききぬき、やれたるひがささして、ひもときてあしだはきたり、あやしききさましたる女ども、くろかいねりきせて、はうこと云物ぬりつけて、かづらせさせて、かささゝせて、あしだはかせたり、又でむがくといひて、あやしき樣なるつゞみこしにゆひつけて、笛ふき、佐々良といふ物つき、さま〴〵の舞、あやしの男ども歌うたひ、ゑひて心よくほこりて十人ばかりあり、そが中に、このたつゞみといふものは、れいのにもにぬ心ちして、こぼ〳〵とぞならしいくめる、ゑたゑうものし給殿ばら、ひんがしのすのこにて見給、わかき君達四位五位などは、ゑんにをしかゝりて見けうじ給、又いと大きなるおけおりびつどもに、これらがくひ物どもなるべし、もてつゞきたり、さま〴〵めづらしきものどもをのみもてつゞけたれば、いみじうめづらしう御らんず、さていきつきていまうへのゝしる、御覽じやりて、いとおかしうおぼしめさる、ありつるがくのもの共、道の程つゝましげに思へりつる、かしこにては、我まゝにのゝしりあそびたるさまども、いみじうおかし、〇下略

〔田樂考〕貞丈曰、右の文を案ずるに、殿の仰には田をうゑさせよとありて、田樂せさせよとは仰ざりしに、其日田子の出るにつれて、田樂の者の出たりしは、田うゑには必定りて、田樂ははなれざるものなればさありし也、本文にも見たる如く、田子は田うゑ歌うたふ者也、田樂の者の中にも、かの歌をもろ聲にうたひて舞ふ者あり、樂うち笛ふきさゝらつきて、かの歌をはやしかなづる者あり、されば田樂とは名付たるなり、後には此事一變して、田うゑにあらざる時に

も、かのまねをしてもてあそぶ事になりしをも、名をば猶田樂とよび習はせり、其後又二たび變じて田樂と云一藝の道出來て、法師のする事になりて、その家をたて、本座新座などとて、座をわかち、刀玉とかやなどの類をし出し、剩猿樂の如く謠をうたひ、能といふ事をする事になれり、かの田うゑの田樂は、田子の心倦み形の疲るゝをいさめ慰めて、其わざをはげまさむが爲なるを、田の神を祭る神樂なりといふ說の有より、一轉してかの法師のする田樂を、所々の神社の祭禮に、用ることにはなりしなるべし、

〔今昔物語二十八〕近江國矢馳郡司堂供養田樂語第七

今昔、比叡ノ山ノ西塔ニ住ケル敎圓座主ト云フ學生有ケリ、物可咲ク云テ人咲ハスル說經敎化ヲナムシケル、其レガ未ダ若クシテ、供奉ト云テ西塔ニ有ケル時ニ、近江國□□ノ郡ニ矢馳ト云フ所ニ有ケル郡司ノ男、年來極ク此ノ人ニ志有テ、山ノ不合ノ事共ナド常ニ訪ケレバ、敎圓若キ程ニテ貧キ身ナレバ、善ク思テ過ケル程ニ、彼ノ郡司ノ男態ト來タリ、何事ニ來ツルゾト問、郡司ノ男ノ云ク、年來ノ願ニ依テ佛堂ヲナム造リ奉リテ候フヲ、此レ懃ニ吉ク供養シ奉ラムトナム思ヒ給ウル、年來ノ睦ニ御マシナムヤ、何ニ亦懃ニ可仕カラム事共ヲモ、被仰レムニ隨テ構可候キ也、年罷老テ候ヘバ、偏ニ後世ノ爲ニト思テナム候フト云ヘバ、敎圓詣デム事ハ糸安キ事也、其ノ日ノ未ダ朝メテ三津ノ邊ニ、迎ヘノ船ヲ遣セ給ヘ、亦矢馳ノ津ニ馬二三疋ニ鞍置テ遣セ可給キ也、然ラバ功德懃ニ爲ルニハ、舞樂ヲ以テコソハ供養スレ、此ハ皆極樂天上ノ樣也、但シ其レハ樂人ナド呼ビ下スハ大事ナレバ、否呼ビ不給ジナト云ヘバ、郡司ガ云ク、樂人ハ己ガ仕候フ津ニ皆候ヘバ、樂仕ラム事ハ事ニモ不候ズ、安キ事ニ候フ、然レバ樂ヲ可仕キニコソ候フナレト云ヘバ、敎圓供奉ノ云ク、然ダニ有ラバ極タル功德ニ成ナム、疾々ク返テ、其ノ日ノ曉ニ、三津ノ邊ニ行テ、船ヲ可待キ也ト云ヘバ、郡司喜テ承ハリヌ、御船ヲ疾ク參セムト云テ去ヌ、其ノ日ニ成テ、曉ニ

未ダ暗キニ西塔ヨリ忩ギ下テ、三津ノ邊ニ白々ラト明ル程ニ行タレバ、船ハ兼テヨリ儲タリケレバ、乘テ行ケルニ、矢馳ニ渡ル程一時許ノ渡リナレバ、巳時許ニゾ津ニ渡リ著タリケル、見レバ前ニハ鞍置タル馬三疋ト云ヒシカド、十餘疋許引立タリ、亦白裝束シタル男共十餘人許立並タリ、凡ソ樣々ノ下人共四五十人許村々ニ立テリ、供奉此レハ物見ル者共ニヤ有ラム、何ヲ見ゾト思テ、東西ヲ見廻セバ、露可レ見キ物モ只今不レ見エズ、船寄セツレバ下テ引キ寄セタル馬ニ乘ヌ、共ナル法師二人亦馬ニ乘セテ前ニ打立タルニ、今十餘疋許ノ馬ニ、此ノ白裝束シタル男共、ハラハラト乘ヌ、此ノ男共ハ迎ヘニ遣セタル也ケリト、其ノ時ニナム心得ケル、日ノ高ク成ヌレバ、馬ヲ早メテ忩ギ行クニ、此ノ白裝束ノ男共ノ馬ニ乘タル、或ハヒタ黒ナル田樂ヲ腹ニ結付テ、袪(ツクチ)ヨリ肱ヲ取出シテ、左右ノ手ニ桴ヲ持タリ、或ハ笛ヲ吹キ高拍子ヲ突口ヲ突キ杁ヲ差テ、樣々ノ田樂ヲ二ツ物三ツ物ニ儲テ打喤リ、吹キツレツヽ狂フ事无レ限シ、供奉此レヲ見テ、此ハ何カニ爲ル事ニカ有ラムト思ヘドモ、口テ否不レ問ズ、而ル間此ノ田樂ノ奴原、或ハ馬ノ前ニ打立チ、或ハ馬ノ後ニ有リ、或ハ喬手(ソバナ)ニ立チ打行ク、然レバ供奉今日此ノ郷ノ御靈會ニヤ有ラムト思ヘバ、極カリケル折ニシモ來リ會テ、此ル奴原ノ中ニ具シテ行クハ、物狂ハシキ態カナ、不意ニ知タル人ヤ會ハムト思ヘバ、袖ヲ以テ顔ヲツフト隱シテ行クニ、郡司ガ家漸ク近ク見ユ、家ノ門ノ前ニ百千ノ人立擧テ見ル、疾ク忩テ行カムト爲ルニ、此ノ田樂ノ奴原供奉ニ向合テ、鼓ヲ打テ向ヒ口ヲ笠ノ鉉ニ突懸ケ、杁ヲ捧テ頭ノ上ニ招キ、此シツヽ行モ不レ遣セズ、腹立シキ事无レ限シ、辛クシテ郡司ガ門ノ許ニ行著テ、馬ヨリ下ムト爲ル程ニ、郡司祖子出來テ、左右ノ馬ノ口ヲ取テ、乘セ乍ラ家ノ内ニ傳キ入ルレバ、供奉此ナ爲ソ、只其ニテ下セト云ヘドモ、穴忝ナヤト云テ耳ニモ不二聞入一ズ、然テ此ノ田樂ノ奴原ハ、馬ノ左右ニ烈シツヽ、次ギテ遊ビテ入ル、郡司吉ク仕レ己等ト云ヘバ、鼓打ツ者三人馬ノ前ニ向テ、乙仰張リテ極ク打行ケバ、供奉侘テ疾ク下シテバ吉カルベキニ、此ク狂ヒ行

ケバ馬ヲモ不歩セズシテ、ノド〳〵ト馬ヲ歩スル程ニ、家ノ内市ヲ成シテ喤ル、辛クシテ廊ノ有ル妻ニ馬ヲ押寄セタレバ、喜ビ乍ラ下ヌ□タル所ニ居エツ、先ヅ心モ不得ヌ事ナレバ、供奉郡司ニ、彼ノ郡司ノ主聞給ヘ、此ノ田樂ハ何ノ料ニテ爲サセ給フゾト問ヘバ、郡司ガ云ク、西塔ニ參タリシニ、態ニ爲ル功德ニハ、樂ヲナム爲ルゾト被仰シカバ、儲テ候フ也、其レニ講師ヲバ樂ヲシテナム迎ヘ可奉キト人ノ申セバ、參ラセテ候ヒツル也ト、供奉其ノ折ニゾ此奴ハ田樂ヲ以テ、樂トハ知タリケル也ケリト心得テ、可咲ク思ヘドモ、可云キ人モ无カリケレバ、供養シ畢テ山ニ登テ、勇タル小僧共ノ中ニ、田樂ノ事ヲ語レバ、トヨミテ咲ケル事无限シ、供奉本ヨリ物云ノ上手ナリケレバ、何カニ可咲ク語リケム、賤ノ田舍人ナレドモ、皆然樣ノ事ハ知タル者ヲ、彼ノ郡司ハ无下也ケル奴、カナトゾ、此レヲ聞ク人皆謗リ咲ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔吾妻鏡三十六〕寛元三年八月十六日戊寅、鶴岡馬場之儀殊被結構、○中略馬場儀、神子田樂、馬場儀等如常云々、

〔太平記五〕相模入道弄田樂幷鬪犬事

其比○元弘洛中ニ田樂ヲ弄ブ事昌ニシテ、貴賤擧テ是ニ著セリ、相模入道○北條高時此事ヲ聞及ビ、新座本座ノ田樂ヲ呼下シテ、日夜朝暮ニ弄ブ事無他事、入興ノ餘ニ、宗トノ大名達ニ田樂法師ヲ一人ヅヽ預テ、裝束ヲ飾ラセケル間、是ハ誰ガシ殿ノ田樂、彼ハ何ガシ殿ノ田樂ナンド云テ、金銀珠玉ヲ逞シ、綾羅錦繡ヲ妝レリ、宴ニ臨テ一曲ヲ奏スレバ、相模入道ヲ始トシテ、一族大名我劣ラジト、直垂大口ヲ解テ抛出ス、是ヲ集テ積ニ宛山ノ如シ、其弊ヘ幾千萬ト云數ヲ不知、或夜一獻ノ有ケルニ、相模入道數盃ヲ傾ケ、醉ニ和シテ立テ舞事良久シ、若輩ノ興ヲ勸ル舞ニテモナシ、又狂者ノ言ヲ巧ニスル戲ニモ非ズ、四十有餘ノ古入道、醉狂ノ餘ニ舞フ舞ナレバ、風情可有共覺ザリケル處ニ、何クヨリ來トモ知ヌ、新座本座ノ田樂共十餘人、忽然トシテ坐席ニ列テゾ舞歌ヒケル、其

與甚辭常ニ起タリ、暫有テ拍子(ハヤシ)ヲ替テ、歌フ聲ヲ聞ケバ、天王寺ノヤヨウレボシヲ見バヤトゾ拍子(ハヤシ)ケル、或官女此聲ヲ聞テ、餘ノ面白サニ障子ノ隙ヨリ是ヲ見ルニ、新座本座ノ田樂共ト見ヘツル者、一人モ人ニテハ無リケリ、或ハ觜勾テ鵄ノ如クナルモアリ、或ハ身ニ翅在テ其形山伏ノ如クナルモアリ、異類異形ノ媚者(バケモノ)共ガ、姿ヲ人ニ變ジタルニテゾ有ケル、

〔東山殿年中行事 正月〕廿六日、未刻御成于京極持清亭、御作法同前、有田樂、(親世舞之)

〔文安田樂能記〕伏見殿と奉申は、當今の現親王(○貞常)にわたらせ給ふ、實意有子細て奉仕する事他に異なり、依文安元年六月廿九日、此弊坊に奉成畢、爲催與及晩福若丸(本座田樂菊阿子也)召出て、於中川舞曲兩三番音曲數返、藏阿飯阿愛阿已下六人庭上に座、今阿刀玉取之懸御目、始而御覽之間御入興無極、仰曰、如此の儀可有之者、一向に能藝を可被御覽物をと、被悔思召由被仰下、申云、誠爲此尊慮者重奉成、可申沙汰旨言上、依此儀今度(文安三年三月十七日)成申者也、御行粧歷々親王御方同令成給、(○中略)

御樂被始、(○中略)次田樂　先中門口　ビンザ、ラ　菊阿彌　笛　玉阿彌(著花笠高足駄チハク)

次立逢　飯阿　愛阿　寵阿　全阿也　揚萬歲聲飄袖事良久

次刀玉　玉阿今阿兩人勤之、其役常之儀は壹人也、

次能藝　一番　勢(○勢恐熱誤、)田の玄(春)ゆんかう(敲)門の能　二番　女沙汰の能　三番　北野物ぐるひの能　四番　尺八の能　五番　なるこの能　六番　書寫の能　七番　法然上人の能　八番　小野小町の能　九番　屏風の能　十番　さねかた(實方)の能

春日雖永夕陽西にかたぶく間、日沒を其期として、貴賤群集之人、每能盡感聲、萬歲之美談只驚耳目云々、近來新座繁昌本座零落す、今又本座古に歸して與座畢、(○中略)翌朝參御禮、(○中略)

田樂之總人數注之

福若麿　菊子丸(愛阿子)　寵喜久丸(寵阿子)　藤松丸(似阿子)　菊阿ビンザヽラ

神社行田樂

飯阿ダイ、チ　似阿小鼓　愛阿舞舉能等通諸事、福若丸師也　林阿大鼓　寵阿能之人數
玉阿刀玉笛　金阿能高人數　松阿狂言　最阿言足笛　今阿刀玉　一阿狂言
幸阿笛　德阿狂言

同十八日、若君樣(足利義視)征夷大將軍(足利義尚)御連枝、當門主之御附弟、奉ㇾ成る、門跡樣如意寺殿同渡御、昨日之窮屈以外難ㇾ忘、諸事御幼稚之御事也、田樂御見物之御望定可ㇾ有ㇾ之なれば、存㆓忠儀㆒所㆓成申㆒也、午之半刻光御、御輿袖白、上臈御そばのり、御力者八人、御太刀ハキ十人、左右に列行、庭前ニ雙居たる見物衆皆追拂畢、〇中略御盃三獻之後田樂始ㇾ之、中門口以下如㆓昨日㆒、

一番　水くみの能　二番　あつもりの能　三番　女の敵うちたる能　四番　關原與一能小兒三人ニ沙汰、三人催㆓愛兒之興㆒畢、　五番　夜念佛能　六番　はらかの能
七番　源氏の能　八番　若水の能　限㆓日之暮㆒能終〇下略

〔田樂法師由來之事〕一毎年霜月、南都春日明神御祭之節、二十六人之數相揃出勤仕候、本座之一臈御門主樣へ御目見奉㆓申上㆒、祭禮之場にて田樂之式、并能五番相勤申候、御神事下行現米五十石、二十六人之裝束不ㇾ殘面々拜領仕候、別紙目錄に相見え申候事、

一毎歲四月十七日、紀州和歌浦東照權現樣御祭禮、人數六人罷上田樂相勤申候、四月申之日、比叡山王祭人數三人出勤仕候、五月廿八日、攝州住吉大明神御田植神事に、六人參勤仕候、右何れも古來より相定候、下行米頂戴仕候事、

一於㆓日光山㆒大權現樣御神著之節ハ、每度人數六人出勤仕候、道中御傳馬御證文頂戴仕來候、正德五年御百年忌之節、裝束道具并御布施金子百兩、上下之路用、逗留中入用等迄拜領仕候、別紙目錄に相見え申候事、〇中略

右之通藤田松阿彌招寄せ相尋承屆趣、粗如ㇾ斯御座候、以上、

寶曆五年二月十一日　家原寺久藏院

〔葉黃記〕寬元四年六月廿八日乙卯、今日祇園御靈會、(去六日大政所燒亡之間、式日延引、以後撰吉日、廿一日御輿迎、今日有此會、)馬長等任例有御覽、〇中略此後步田樂、(北面已下各致沙汰之、)強雖不可然、又有先例、次猿樂等推參、(可相從唱人歟、)頻欲施藝、然而被追退了、

〔勘仲記〕弘安七年六月十三日己未、予〇藤原兼仲爲御使參關白殿、明後日十五日祇園十列乘尻一人及闕如了、兩御方之間一人可被召進之由、可申之由、以前藤黃門被仰下、即馳參申此旨、十四日庚辰、馬長御覽事、予申沙汰、〇中略次侍所步田樂等參入、有其興、一返廻了退出、

〔嘉元記〕延文五年十一月廿日、常樂寺市ノ祭、於市場夷前在之、樂頭中小路座藥師田樂、奈良之新座田樂一圓ニ參勤、如法殊勝、祿物三貫文給了、

〔至德二年記〕一同(十一月)十七日、祭禮〇春日若宮出仕事、〇中略田樂兩座參勤之後左右著座、社司［　　］氏人等令退出了、十八日、期日田樂猿樂等在之、田樂頭人ハ中御門逆修坊坊主ト、西院坊主觀識律師等也、

〔嘉慶元年春日臨時祭記〕五月廿五日朝之程、聊有雨之絕間、各勇悅、〇中略慶重(蓮順房)守行列之次第令奉行之、〇中略

田樂法師　佐々良

兩人公、(本座頭高足)［　　］アイシラヒ　(下三條)忍眞房、(二頭)勸蓮房、(辰市)(窪田)下野房、若狹公、(アヒシラヒ、モキノ手ノ)(西院)助公、(高足刀玉)

懸鼓

(今江手)上總公、(□歌)(羽字野)順勝房、(□□)大輔公、(勝順院)(□□院)藏人公、(□門)越後公、(□鼓打之)緣勝房、(シテテイ)源精房、(笛)

高足持(頭信房、紅打ノ水干ニ著紫差貫、高足刀玉並之、)

田樂雅頭、(幡磨公脇田)床子持、(春緣房)御幣、(賢陽房)細男御幣、(丹後公高笛)〇中略

列座左右之樂屋之後、田樂猿樂等、各發藝能、田樂之座西、猿樂之居東、〇下略

〔明德二年室町殿春日詣記〕明德二年辛未九月十五日、室町殿（○于時准三后、足利義滿、）春日御參詣日記之事、（○中略）

十七日、今日祭日也、　十八日、今日田樂猿樂也、御棧敷七間、薄檜皮大鳥井ノ內三丁計歟、東頰西面、

〔豐國大明神臨時祭日記〕去程、居諸如箭推移、已七年忌ニ相當、臨時之行御祭禮、（○慶長九年八月）豐國大明神ヲ諫申候へと、秀賴公ヨリ被仰付、（○中略）

豐國大明神臨時御祭禮次第（○中略）

三番　田樂衆三十八人、樣々の出立にて、相並弓手馬手列二行、刀ヲ拔テ品玉に取而參る事、如意の威風者、拂墨雲の竭神、弓矢ヲ對而參るは、執定慧の弓箭、禦四魔之軍敵、鉾ヲ振而參るは、以三戰之鉾、拂諸之賊難、惡鬼降伏御祈禱ナリ、（○下略）

〔春日大宮若宮御祭禮圖〕一同日（○十一月朔日）田樂法師、新座本座より壹人ヅヽ、編木（さゝら）、大鼓、高足持參致し、頭屋の坊へ上る、（○中略）

一廿四日、田樂頭屋にて、五色の御幣調之、（役人別火、○中略）

一同日、田樂法師殘らず新坊へ來る、（田樂法師補任ハ、衆徒より出る、○中略）

一廿五日、頭屋之御幣の本に、翌廿六日田樂法師に給はる所の裝束、これをかざりをく、巳刻田樂法師不殘來り、銘々に札を付をき、其後一獻を給はり退出す、（○中略）

一廿六日、未明より田樂、頭屋御幣、客殿へ出る兒、（二人）滿寺の僧出仕、對屋へ衆徒、中門へ白衣若僧、庭上へ仕丁列座、其後閑頭（がとう）幣持之僧四人、新座本座の田樂法師廿六人、庭上に二行に床机へ參集し、客殿より田樂法師壹人ヅヽよび出し、裝束を給はる、（○中略）

右之外、一臈より三臈まで被物被引之、

其後田樂法師、庭上にて藝能相つとむ、

大鼓床机にのせ、先より太鼓功者成者持居、手の内有よし、近年は床机の上に太鼓臺にのせ打申候、

能六番、狂言三番、年々番組替り有、（二年番組左にしるす）

田樂法師、立烏帽子にて、兩人立合開口あり、

菊水　松巴　經政　ふるごほり　たのぶ　合浦

又ノ年　箱崎　雪鬼　常政　ふるごほり　かしは　合浦

狂言　御福田　くらま參り　山行　其外猿樂に同じ、名替り有、

能相濟、田樂法師を客殿へ召上ゲ盃事有、小謡うたふ、盃臺　積交　龜足　給はる

其後申刻　白幣出御　頭坊頂戴し　田樂法師、新座本座兩度ニ請取、庭上にて奉幣有之、〇中略

一廿七日早天、頭屋兒客殿に御出、滿寺僧出仕、

庭上左右二行に、樂頭幣持、田樂法師、新座本座、仕丁床机に居、　田樂法師一獻式々有

金銀五色御幣二本、新座本座受取、休幕居へ行、〇興福寺内中略

第一番田樂法師　兩座壇前に二行に立ならぶ、一座ヅヽ藝能相濟、壇上へ中の壇かづらのわきを一人ヅヽ、衆徒寺僧の間を通り、門の内へ入ル、花笠の法師高木履にて上る、老人なる故、近年木履御免のよし、（田樂法師委左ニ記）同一座右同斷、門の内へ入り、渡り不殘相濟退參の後、門ゟ出西へわたる、〇中略

一田樂法師新座本座、一座ヅヽ、奉幣、二行にならび藝有、是までを朝座といふ、（社家、禰宜、五師、三綱、諸役人、退出す、神前は、禰宜相つとむ、）〇中略

一二十八日、御旅所、後日御能、〇中略御能相濟、諸役人退散の後、

田樂法師兩座、中門ノ少北に神前に向ひ、（焼き殘りの燎火）打入（とて立合）開口（兩人立ゑぼし裝束）連舞等有之、一獻祝儀

あり、

〔日光山志 五〕御神事御行列〇中略

田樂法師　宮仕一人

金色の立烏帽子、赤地金襴の袍、奴袴は茶色の綾織、拍板を襟にかけて糸鞋をはけり、御法會の砌は、京都より田樂法師數輩くだり御行列に供奉し、御旅所にて舞曲なせり、先年より京都田樂法師の內一人當山に留めさせ玉ひ、千萬歲とかやいへるものゝ、子孫を、常には宮仕に被仰付御宮へ勤め、兩度の御神事の時には、田樂法師の役にて供奉せり、此黨京都にすめるもの、其稱號千壽萬歲、又十萬歲、百萬歲、萬々歲など、名乘といへり、

〔田樂法師由來之事〕一正德五年未四月、於日光山東照大權現樣一百年御神忌之節、田樂役人六人出勤之次第、

一道中上下共御傳馬六疋拜領之

一路用金道中上下三十日分、金子拾四兩一步拜領之、

但上六人は一人前一日に錢百五十文宛　下拾人は一人前一日に錢百文宛

一日光山逗留中之扶持方、金子拾四兩錢一貫文拜領之、

一日光山逗留中宿料、金子三兩拜領之、

一宮樣より被物(カヅケ)二ッ拜領之

但代金にて被下置候由

一御布施物金子百兩拜領之

右は御法事御奉行樣より、京都御所司樣へ被仰越、御所司樣御裏印之御證文にて、御代官小堀仁右衞門樣にて請取申候、

一京都發足之日限

三月廿二日出立、四月七日日光山迄著到、神事相勤申、同廿一日、日光發足江戸へ罷出申、東海道筋罷登候樣に書附在」之候、

一田樂勤役之場所は、壹ケ所相見え申候、

田樂相勤申時節は、舞樂人罷出、申樂を奉候而引取申處、早速田樂罷出相勤申候、其跡へ又々樂人罷出、相勤候儀に見え申候、右之外に能狂言之類は一向相勤不」申候、

其節始終御支配之義は、御執頭中兩人、雲山院眞覺院御兩院之御世話にて相勤申候、

以上　　泉原二德記」之

〔新安手簡〕四與₂寒川儀大夫₁書

田樂法師、貴邦〇近江ヨリ初リ候ヤウ承リ及ビ候、敝邦〇水戸ヨリ初リ候コト、何ノ書ニモ見當リ申サズ候、朝野群載大江匡房田樂記ニモ、常陸ヨリ出ルト申スコトハ、之レナキカト覺ヘ申候、然レドモ城下ヨリ八九里隔テ候テ、金沙山ニ田樂ノ者罷在リ候、法師ニテハ御座ナク候、俗ニテ夷ト稱ハ、一種ノ者ニ御座候、毎年東照宮御祭禮ノ前日四月十六日、假殿ニテ田樂相勤メ申シ候、金沙權現祭禮七十三年、丑年毎ニ大田樂之レアリ候、是ハ奇觀ニテ御座候、小田樂丑未年毎七年ニ必ズ之レアリ候、〇下略

〔新安手簡〕五寒川儀大夫書勝所家中

坂本田樂ノ義、古昔比叡ノ下法師是ヲ學ビ、日吉祭禮ニ此儀式ヲ爲シ、一足ノ履ヲ著、劒ヲ拔テ踊躍シ、或品玉ヲ取ルナド、人ノ笑ヲ求メ候處、近世諸院ヨリ停止、只今ハ田樂法師ト申ス者ハ之レナク候、併古例ヲ存シ、日吉祭禮ノ日ハ、外ヨリ雇ヒ來リ候テ相勤メ候由、種々ノ伎藝ヲ仕リ候ヨシ承リ及ビ候、

○按ズルニ、三月十七日ト六月十五日トノ淺草三社權現祭禮ノ時、及ビ七月十三日ノ王子權現祭禮ノ時、田樂踊ヲ行ヘリ、事ハ神祇部雜祭篇ニ載セタリ、

寺院行田樂

〔太平記三十〕持明院殿吉野遷幸事附梶井宮事

梶井二品親王ハ、此時天台座主ニテ坐シケルガ、同ク被召捕サセ給テ、金剛山ノ麓ニゾ坐シケル、此宮ハ本院ノ御弟慈覺大師ノ嫡流ニテ、三度天台座主ニ成セ給ヒシカバ、門跡ノ富貴無雙、御門徒ノ群集如雲、師子田樂ヲ被召、日夜ニ舞歌ハセ、茶飲ミ連歌仕ヲ集メテ、朝夕遊ビ興ゼサセ給シカバ、世ノ譏リ、山門ノ訟ハ止時無リシカ共、御心ノ中ノ樂ハ、類非ジト見ヘタリシニ、○下略

〔蔭涼軒日錄〕寛正六年十月五日、奉報西芳寺御成之事也、○中略四座申樂之內、觀世勸佛頭山、尤勝絕之由被仰談之、田樂永阿彌勤女能、殊不著面爲可笑也、田樂元來於南都不著面、仍爲素面可被笑歟、以千阿兼日被仰出、尤爲永阿榮乎、

勸進田樂

〔太平記二十七〕田樂事附長講見物事

今年○貞和五年多ノ不思議打續中ニ、洛中ニ田樂ヲ翫ブ事法ニ過タリ、大樹○足利尊氏是ヲ被興事又無類、サレバ萬人手足ヲ空ニシテ、朝夕是ガ爲ニ婬費ス、關東亡ビントテ高時禪門好ミ翫シガ、先代一流斷滅シヌ、ヨカラヌ事ナリトゾ申ケル、同年六月十一日、抖藪ノ沙門有リケルガ、四條ノ橋ヲ渡サントテ、新座本座ノ田樂ヲ合セ、老若ニ分テ能クラベヲゾセサセケル、四條川原ニ棧敷ヲ打ツ、希代ノ見物ナルベシトテ、貴賤ノ男女擧ル事不斜、公家ニハ攝籙大臣家、門跡ハ當座主梶井二品法親王、武家ハ大樹是ヲ被興シカバ、其以下ノ人々ハ不及申、卿相雲客諸家ノ侍、神社寺堂ノ神官僧侶ニ至ル迄、我不劣棧敷ヲ打、五六八九寸ノ安ノ郡ナドヲ鎹貫テ、圍(ワタリ)八十三間ニ三重四重ニ組上、物モ慘(ヲビタヽ)シク要(ヨコタ)ヘタリ、巳時剋ニ成シカバ、輕軒香車地ヲ爭ヒ、輕裘肥馬繫ニ所ナシ、幔幕風ニ飛揚シテ、薰香天ニ散滿ス、新本ノ老若、東西ニ幄ヲ打テ、兩方ニ橋懸リヲ懸タリケル、樂屋ノ幕ニハ

纐纈ヲ張、天蓋ノ幕ハ金襴ナレバ、片々ト風ニ散滿シテ、炎ヲ揚ルニ不異、舞臺ニ曲彔繩床ヲ立雙ベ、紅緑ノ氈ヲ展布テ、豹虎ノ皮ヲ懸タレバ、見ニ眼ヲ照シテ心モ空ニ成ヌルニ、律雅調冷ク、颯聲耳ヲ清處ニ、兩方ノ樂屋ヨリ中門ノ口ノ鼓ヲ鳴シ、音取ノ笛ヲ吹立タレバ、匂ヒ薰蘭ヲ凝シ、粧ヒ紅粉ヲ盡シタル美麗ノ童八人、一樣ニ金襴ノ水干ヲ著シテ、東ノ樂屋ヨリ練出タレバ、白ク清ラカナル法師八人、薄化粧ノ金黑ニテ、色々ノ花鳥ヲ織盡シ、染狂タル水干ニ、銀ノ亂紋打タル下濃ノ袴ニ下結シテ、拍子ヲ打、アヤイ笠ヲ傾ケ、西ノ樂屋ヨリキラメキ渡テ出タルハ、誠ニ由々敷ゾ見ヘタリケル、一ノ簓ハ本座ノ阿古、亂拍子ハ新座ノ彥夜叉、刀玉ハ道一、各神變ノ堪能ナレバ、見物耳目ヲ驚ス、角テ立合終リシカバ、日吉山王ノ示現、利生ノ新タナル猿樂ヲ肝ニ染テゾ出シタル、斯ル處ニ新座ノ樂屋八九歲ノ小童ニ、猿ノ面ヲキセ御幣ヲ差上テ、赤地ノ金襴ノ打懸ニ、虎皮ノ連貫ヲ蹴開キ、小拍子ニ懸テ、紅緑ノソリ橋ヲ、斜ニ蹈テ出タリケルガ、高欄ニ飛上リ、左ヘ回右ヘ曲リ、拋返テハ上リタル在樣、誠ニ此世ノ者トハ不見、忽ニ山王神託シテ、此奇瑞ヲ被示カト、感與身ニゾ餘リケル、サレバ百餘間ノ棧敷共、怺兼テ座ニモ不蹈、アラ面白ヤ難堪ヤト喚キ叫ビケル間、感聲席ニ餘リツヽ、且ハ閑リモヤラズ、湝ル處ニ將軍ノ御棧敷ノ邊ヨリ、嚴シキ女房ノ練貫ノ妻高ク取ケルガ、扇ヲ以テ幕ヲ揚ルトゾ見ヘシ、大物ノ五六ニテ打付タル棧敷傾立テ、アレヤアレヤト云程コソアレ、上下二百四十九間、共ニ將棊倒ヲスルガ如ク、一度ニ同トゾ倒ケル、若干ノ大物共落重リケル間、被打殺者其數ヲ不知、

〔花營三代記〕應永廿八年十二月二日、祇園御旅所、大政所勸進有田樂、増阿彌御棧敷七間以上、棧敷六十三間、管領ヘ御成アリ、其ヨリ御棧敷江御車、御方御所樣御同車アリ、　廿九年十月廿二日、有勸進田樂、増阿彌御棧敷七間之內、三間ハ御臺也、其外皆去年ノゴトク、御所樣官領成、佳例、御方樣御馬ニテ成、自官領御同車ニテ御棧敷成、　廿九日、有田樂、御出次第同前、御雜掌細川右京大夫入道殿、

雜戲

還御彼宿ヘ成、閏十月三日、有田樂、御雜掌兵衞佐殿沙汰アリ、御出儀同前、

〔海人藻芥〕勸進ノ田樂猿樂棧敷ニ出候事、先々ハ一官一職ニ至ル程ノ人不望其處、然而近代二條攝政殿初テ見物セシメ給、門跡ニハ梶井門主同令出給、其後公家ノ輩幷諸門跡見物連綿ナリ、雖然近衞殿一條殿ハ未出給ハズ、門主ニハ御室曾テ不令出給也、一年田樂棧敷多ク崩レテ、見物ノ道俗留命、其棧敷ニ二條攝政殿以下公家ノ人々、多令出棧敷之間、何者カシタリケン、落書ニ、

　田樂ノ將棊タヲシノ棧敷ニハ王計コソ登ラザリケレ、同棧敷ニ梶井宮令出給ノ間、落書ニ、

釘付ニシタル棧敷ノ破ルヽハ梶井ノ宮ノ不覺ナリケレ、其比者如此棧敷ナドヘ、サリヌベキ人ノ出タルハ、不可然事ニ諸人思ヘリ、仍テ落書ナドモ有ケルニヤ、當代ハ只出ザルヲ以加難儀、

〔吾妻鏡三十八〕寬元五年〇寶治元年九月十六日丙寅、相摸國毛利庄山中有怪異等、每夜田樂粧之由、土民等言上云云、

〔增鏡七北野の雪〕そのおなじころ安嘉門院〇邦子内親王、中略、よろづの事御心のまゝにこのましく物し給ひける、童舞白拍子田樂などいふ事このませ給ひて、いにしへの郁芳門院にも、やゝまさりてぞおはします、

〔建武年間記〕口遊、去年八月二條河原落書云々、〇元年歟中略

犬田樂ハ關東ノ、ホロブル物ト云ナガラ、田樂ハナヲハヤルナリ、〇下略

〔宇野主水記〕天正十二年十二月、今度當門跡〇本願寺ヘ田樂ト云モノ御禮ニ參リ候、出立ハ衣裳ハ何ヲモ著ルトミヘタリ、今日方阿彌出立、織色ノ小袖ニ布白袴、ヒヤウモンノアサギノスワヲ紅皮アリ、末廣ガリノ房腰ニサス也、

〔七十一番歌合下〕五十番　左　でんがく

田樂のちうもむくちの透れんじのぞくぞ月の細め成ける〇中略

よそへてもげにぞ戀しき人まねのおほひかづらの女すがたを

琵琶法師

琵琶法師ハ、琵琶ヲ彈ズル盲僧ノ稱ニシテ、傳ヘテ以テ宇多天皇ノ皇子敦實親王ノ雜色蟬丸ニ創マルト爲セドモ詳ナラズ、一條天皇ノ比ニ及テハ、琵琶法師ノ名漸ク史籍ニ散見シタレドモ、當時ハ未ダ雅樂ノ範圍ヲ出デズシテ、別ニ一種ノ指法アリシニハアラズ、其平家物語ヲ演ジテ之ヲ琵琶ニ合スルハ、鎌倉幕府ノ比ニ起ル、而シテ此物語ノ作者ハ或ハ信濃前司行長トシ、或ハ葉室時長トシ、或ハ菅原爲長トシテ、其說一ナラザレドモ、始テ之ヲ琵琶ニ合セテ語リシモノハ、盲僧生佛(一ニ性佛ニ作ル)ナリトス、是ヨリ後、盲僧(名闕)ニ之ヲ傳ヘテ城(ヤサ)方都(イチ)方ノ二流ヲ生ジ、更ニ大山、妙文、志道、戶島、玄正等ノ六派ニ分ルヽニ至レリ、平家ヲ語ルニ引句、語句アリ、引句トハ琵琶ノ調子ニ合セテ唱フヲ云ヒ、語句トハ琵琶ヲ膝ノ前ニ置キ、徒ニ唱フヲ云フ、要スルニ其手法甚ダ疎ナルヲ以テ、德川幕府ノ時、箏三味線等ノ盛ニ行ハルヽニ從ヒ、之ヲ好ムモノ漸ク稀ニシテ、終ニハ殆ド絕エナントスルニ至ル、是ニ於テ薩摩琵琶起ル、薩摩琵琶モ亦初ハ盲僧ノ專業トシテ、平家ノミヲ語リシガ、後ニハ遠近五倫等ノ數曲ヲ製シ、漸ク案手ト爲シ、人意ニ適シケレバ、薩隅ノ地ニハ大ニ流行シテ、少年ノ輩ハ弓馬ヲ習フノ餘暇ニ此器ヲ弄ベリ、

名稱

〔庭訓往來〕琵琶法師、縣御子、傾城、白拍子、遊女、夜發輩、

〔下學集上人倫〕座頭(琵琶法師)

〔書言字考節用集四人倫〕琵琶(ビハ)法師(ボウシ)(其長曰檢校、次曰勾當、濫觴未詳、今按、太平記載覺一檢校、是則如一檢校法脊也、蓋如一以來之官乎、)

傳來

〔倭訓栞中編二十一比〕びはほうし　琵琶法師なり、座頭をいふ、或は瞽者の琵琶を弄するは、蟬丸より始るといへり、

〔今昔物語二十四〕源博雅朝臣行會坂盲許語第廿三

今昔、源博雅ト云人有ケリ、○中略此人村上ノ御時ニ□ノ殿上人ニテ有ケル、其時ニ會坂ノ關ニ一人ノ盲庵ヲ造テ住ケリ、名ヲバ蟬丸トゾ云ケル、此レハ敦實ト申ケル式部卿ノ宮ノ雜色ニテナム有ケル、其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管絃ノ道ニ極リケル人也、年來琵琶ヲ彈給ケルヲ常ニ聞テ、蟬丸琵琶ヲナム微妙ニ彈ク、○下略

〔源氏物語明石十三〕をかべにびはさうのこととりにやりて、入道びはの法しになりて、いとおかしうめづらしうて、ひとつふたつ引いでたり、○下略

〔花鳥餘情明石八〕入道琵琶の法師になり　比巴ひきてありく法師なり、當時の盲目のごとし、小右記云、召琵琶法師、令盡才藝給少祿云々、寛和八年七月十八日

平家物語作者

〔徒然草下〕後鳥羽院の御時、信濃前司行長、稽古のほまれ有けるが、樂府の御論義の番にめされて、七徳の舞をふたつ忘れたりければ、五徳の冠者と異名をつきにけるを、心うきことにして、學問をすて、遁世したりけるを、慈鎭和尚一藝あるものをば、下部までもめしおきて、不便にせさせ給ければ、此信濃入道を扶持し給けり、此行長入道、平家物語をつくりて、生佛といひける盲目にをしへて、かたらせけり、さて山門のことを、ことにゆゝしくかけり、九郎判官の事は、くはしくしりて書のせたり、蒲冠者の事は、よくしらざりけるにや、多くの事どもをしるしもらせり、武士の事、弓馬のわざは、生佛東國の者にて、武士に問聞てかゝせけり、彼生が生れつきのこゑを、今の琵琶法師はまなびたるなり、

〔徒然草參考八〕行長入道、慈鎭和尚に扶持せられし故にや、平家のふしも、おほくは台家の聲明

のこゑに似たる處あり、六道講式のはかせ、及び叡山大會の時など、よみあぐる聲明のふし、今の座頭のかたるによくうつりて、まがふところおほし、

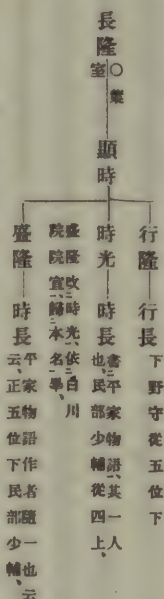
〔醍醐雜抄〕平家作者事

或平家双紙奥書云、當時命世之盲法師了義坊(實名如一)之説云、平家物語、中山中納言顯時子息左衛門佐盛隆、其子民部權少輔時長作之、又將門、保元、平治、已上四部同人作云々、此時長前作平家廿四卷之本、籠伊勢大神宮訖、是佐渡院之御時也、順德帝是也、後嵯峨院御在位之時、吉大貳入道輔常(○即吉田大貳藤原資經、法名乘願、高藤十二世孫、公卿補任云、天福二年出家、)作之平家物語、民部少輔時長書之、合戰事依無才學源光行(○經基八世孫、古今作者部類云、建仁三年任大監物、水源抄作者、)誂之、十二卷平家資經卿書之、

又鵲談集第七云

一平家の物がたりは、民部少輔時長かきたりけるを、合戰の事をばさいかくなしとて、源光行にあつらへたりけるとなむ、十二卷平家と云物資經卿書之、

〔諸家大系圖〕(藤原七)



○按ズルニ、本書ニ時長二人アレドモ、傍註ニ據ルニ、時光ハ盛隆ノ改名セシモノニテ、蓋シ同人ナレバ、其子時長モ亦同人ナルベシ、又按ズルニ、徒然草ノ信濃前司行長ト云ヘルハ、行隆ノ子行長ノコトナランカ、行長ト時長トハ從兄弟ナレバ、相混ジテ誤レルニテモアルベシ、姑ク附記シテ後考ニ備フ、

曲節

〔野槌下五〕勸修寺良門十三代の孫、葉室時長、平家物語作者の隨一也と、公卿補任にあり、それは四十八卷の盛衰記なるべし、行長が作れるは十二卷平家にて、生佛に敎へたり、又俗間に平家勘文一冊あり、六人の作者を載たり、舛誤おほければ信用にたらず、凡此物語に數本有、盛衰記と平家物語と、一事の內に不同もあり、長門赤間關阿彌陀寺にて見たりしは、十六卷あり、又和州よりきたる本を、京なる人の許にて見たりしは、廿餘卷ありき、又琵琶法師のかたるにも往々不同あり、

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、予又問座頭話平家之由、最一曰、昔爲長卿〇菅原爲長、寛元四年薨、年八十九、者、作此書十二卷、留在于播州、後曰性佛者、上之於音曲而歌詠耳、

文明二年正月四日、入夜聽平家、薰一曰、惡七兵衞カゲキヨ、平家一代、武家合戰樣盡記之、平大納言トキタゞ、文官、歌詠等事皆記之、其後曰爲長三位者、摭拾諸記集之、玄會法印剪裁以爲一書、名曰平家、凡相共評論者三十四人、但除平大納言惡七兵衞也、最初曰性佛者、於禁中讀之、既而曰城一者話之、

〔獨語〕昔は賤しき者の、歌も詞もやさしく、きゝにくからず、〇中略琵琶法師の平家物語は、天台の聲明のふしをうつして、生佛といふ目くら法師、おのれが生れつきの聲にて、語りはじめたりといふ、今の世まで傳れり、詞は本より平家物語なれば、云に及ばず、ふしも昔の習なれば、きゝにくからず、琵琶を合すれば、其の聲も淫ならず、玩ぶ人に損なし、

〔和漢三才圖會十六藝能〕語平家

今琵琶法師所語平家是也、其音聲殆不淸亮、如猷吼、蓋生佛之聲然故耳、凡語平家謂一句二句、謂一番二番、淨瑠璃謂一段二段、

〔貞德文集上〕今朝都方城方檢校衆、勾當衆烈、平家聽聞申候、何茂琵琶者名誌候、一谷合戰、忠度都落、於擅浦次信最後、大原御幸取々殊勝候、調子甲乙明々相交、白聲又者二重三重被繰上候、面白事無

申計候、恐惶謹言、

卯月四日　柴垣又兵衛乘形

中條駿河殿

〔群書一覽一雜史〕平家物語　十二卷

又〇一枝軒隨筆云、平家物語、引句語句の事、引句はふしを付、琵琶に合せてうたふ音曲也、語句はびはを下にさし置、ふしもなく書籍の素讀などするやうに、其事實を諳にてかたるを、語句といふ云々、

〔平家正節〕右此灌頂卷者、盲僧平曲之中、次大小二曲之奥秘、凡不一部之章句曲節諳語之者、猥不許傳授、仍而此書爲家藏、最不出窓外者也、

〔平家物語十二〕小原御幸

（シホリ口説）斯シ程ニ法皇ハ文治二年春比、建禮門院大原閑居御住御覽ゼマ欲ウハ被思召ケレ共、二月彌生ノ程ハ、嵐烈餘寒モ未盡、（下ケ）峰ノ白雪消遣デ谷凍モ不打解、（白聲）春過夏來ツテ北祭モ過シカバ、法皇夜ヲ籠テ大原ノ奥ヘ御幸ナル、忍ノ御幸也ケレ共、供奉ノ人々ニハ徳大寺花山院土御門以下公卿六人、殿上人八人、北面少々（ハッミ）候ヒケリ、（指聲）鞍馬通リノ御幸ナレバ、彼清原深養父ガ補陀樂寺、小野皇太后宮舊跡叡覽有テ、其ヨリ御輿ニゾ被召ケル、（中音）遠山ニ掛ル白雲ノ、散ニシ花ノ信也、青葉ニ見ユル梢ニハ、春ノ餘多ゾ被惜、比ハ卯月廿日餘リノ事ナレバ、夏草ノ茂ミガ末ヲ分入セ（中ユリ）給フニ、始タル御幸ナレバ、御覽ジ馴タル方モ無ク、人跡絶タル程モ被思召知哀也、（初重）西山ノ麓ニ一宇ノ御堂有、卽寂光院是也、舊造成セル泉水木立由有樣ノ所也、（中重中音）甍破霧燒不斷香、扉落月挑常住燭共、ケ樣ノ所ヲヤ可申、（初重）庭若草茂合、靑柳糸ヲ亂ツヽ池ノ蘋浪ニ漂、錦ヲ曝スカト謬タル、（初重中音）中島ノ松ニ掛レル藤波ノ、裏紫ニ咲ル色、靑葉交ノ遲櫻、初花ヨリモ珍布、（初重）岸ノ疑冬咲亂、八重立雲ノ絶間ヨリ、山郭公ノ一聲モ、君ノ御幸ヲ待顏

流派

也、下ヶ法皇是ヲ有叡覽斯ゾ被遊ケル、

上歟池水ニ汀ノ櫻散布テ波ノ花コソ盛リナリケレ、シホリ口說舊ニケル岩ノ絶間ヨリ、落來水ノ音サヘ、故ビ由有所也、緑蘿垣、翠黛山、繪ニ書共筆モ難及、偖女院ノ御庵室御覽ズレバ、軒ニハ蔦槿這懸、葱交ノ萱草、折聲瓢簞屢空、草顏淵巷滋、藜藿深鎖、呂長下ヶ雨原憲ガ樞ヲ濕ス共可謂、三重杉ノ葺目モ豁ニテ、時雨モ置露モ、洩月影諍テ、可堪共不見ケリ、後ハ山前ハ野邊、イ篠小篠ニ風騒、世ニ立ヌ身習トテ、憂節滋竹柱、初重都ノ方ノ言傳ハ、間遠ニ結籬架籬ヤ、初重中音僅ニ事問物トテハ、嶺ニ木傳フ猿ノ聲、賤ガ蒸ノ斧ノ音、是等ガ音信ナラデハ、蘖葛防巳、來人稀ナル所也、○略下

〔貞德文集下〕平家御執心之由、城。方。都。方撿挍勾當座頭、何茂當家江出入仕候、

〔庭訓往來抄上〕琵琶法師ハ中比ハ盲タル者ハ、入道シテ鼠色ナル衣ヲキテ、ビワヲ袋ニ入テ廻也、是ヲ琵琶法師ト云リ、近代公家ニ或公達ノ盲目アリシヲ、直垂ヲ著セテ京中計ヲ經廻ラレシ也、餘ニ平家面白カリシニ依テ、禁裏ヘ被召、琵琶ヲ彈ジ物語ヲセシ也、其恩賞ニ城ト云字ヲ賜也ヤ。サ。方。ハ上ニツク、イ。チ。カ。タ。ハ下ニツク也、何モ城ノ字也、公家達ノ會合ニハ、先是ヲ崇敬シテ座上ニ居、愛セラレシ也、其後ヨリ座頭ニナル也、

〔雍州府志十陵墓〕愛宕郡

石塔略○中凡衆盲之中、有六派、而生佛爲始祖、爾後如一撿挍、是人有二弟子、曰覺一、曰城一、城一弟子城元住洛東八坂鄉、城元弟子曰城意、城意弟子曰城存、覺一弟子有四人、曰通一、曰靈一、曰景一、曰清一是也、所謂六派者、城方之中、大山派、妙文派、都方之中、志道派、戸島派、玄正派是也、

〔翁草百二十一〕盲人五派

一方志道派、戸島派、玄正派、　城方大山派、妙文派、

生佛坊建久年中人始テ語平家——如一建業建業之字見二水記、今書撿挍、擬僧官、——覺一建業——通一

城一建業──城元[住ニ洛東八坂郷、此派稱ニ八坂方、]──城意──城存

靈一
景一
清一

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、予又問座頭話平家之由、最一曰、○中略性佛之後、曰如一檢校者有弟子、一曰覺一、一曰城一、城一弟子城元、居八坂、城元次曰城意、城意次曰城存、城存尙在焉、覺一弟子有四檢校、曰通一、曰靈一、曰景一、曰清一、某乃靈一弟子也、

文明二年正月四日、入夜聽平家、燾一曰、○中略城一有兩弟子、一人以一字爲名、一人以城字爲名、此兩人弟子相承于今如此云々、

〔五元集拾遺〕凡蟬丸より官をつく、坐頭の都とはいかにといはれて、

三味線に引てのこりし四の緒の一はめくらの名になりにけり

〔看聞日記〕應永廿三年六月八日、椿一檢校參、當時有名望堪能者也、則於導場平家三句申聽、衆僧以下濟々候、又有一獻、晩景事了還御、九日、重有長資等朝臣罷點心之後、平家聽聞云々、○中略入夜椿一檢校參、五句申聞、衆群參、十月廿七日、紅葉盛也、藏光庵紅葉御遊覽、新御所折節順一勾當平家語之間、一句御聽聞、其後卽成院入御、三觴申沙汰云々、○中略順一被召一句語、被下御扇云々、廿四年五月十七日、安一座頭參、[千一檢校弟子云々]敎仲三位ニ引付云々、平家一兩句申、中品平家也、十一月十九日、椿一檢校參入、夜召導場平家語之、聽衆濟々候面々感嘆無極、○中略椿一又召、一兩句語、盃酌數巡、王櫛平家嘆、其興不少、深更事異、

〔看聞日記〕應永廿八年六月九日、抑相一檢校、專一檢校退藏庵ニ來云々、當世名人也、未聽聞之間其志不少、依以壽藏主退藏坊主ニ、聽聞有其志之由令申、不有子細之由申之間、夜陰密ニ退藏ニ行、則

語平家

於客殿兩人語、高倉院紅葉賞翫事、藤頼入道油黃島祝事、後鳥羽院御位、文德天皇相撲節事、三句語之、

〔鵞峯文集記十一〕鳴門琵琶記

後鳥羽帝御宇、藤行長退隱叡岳、作平家物語、敎盲人生佛、彈琵琶唱之、琵琶法師之以平家爲業始于此、爾來徒類甚多、○中略、謂其爲師長者而稱檢校、各統其部下瞽者、以先後爲之座次、就檢校之中推其老成者而定十臈、十臈第一座、號總檢校、而諸國瞽者皆宗之、十臈以上常住京都、其餘檢校、所在任其意、是家法也、近世唱平家、其名最秀者、曰高山檢校丹一、嘗奉拜東照大神君、台德院殿、○德川秀忠屢召於營中彈平家、漸至全部、四絃曲節、超群拔類、極秘得妙、爲中興之師、丹一多弟子、其中小寺檢校溫一、殆與師將青藍寒氷、奉拜台德院殿、大猷院殿、其推却之撥音聞達於尊聽、擧世無不傾耳、其弟子曰並河檢校安一、亦精其藝、先是居二臈時、恭蒙今大君幕下鈞命、輒琵琶於御前、可謂幸也、既而爲總檢校、故住京師、不能東來、其弟子曰茨木檢校果一、此嘗學於安一、而請益於溫一、熟練通達者也、久養於山迹國郡山城主本多拾遺政勝家、平生多病不赴他邦、去歲偶應召到江府、調平家於殿内、殊蒙台感、跨越於其師、其徒皆羨之、嗚呼師授資受四傳不隕其聲、雖小技有可聽者乎、嘗聞丹一所傳之琵琶撥面有畫工法眼狩野元信圖瀑布、號大白瀧、方今果一琵琶、以其響拔尋常、號自然以爲家珍、執政世喜宿城主拾遺和州太守久世君廣之、眷遇果一、而令名手法印狩野探幽、畫白濤高擧之勢於撥面青漆革、而更號鳴門、寓揚名於一時之意、而與自然兩名並稱焉、於是請余記其事、余雖識平家事實、不通其音調、且與果一未會面、然執政之旨不能拒焉、況是亦文字之餘業、不能辭之、乃據其草本聊演大概、非好事而爲之者也、就想果一彈平家、其要在曲節而已、若夫聞之而有感於源盛平衰、則豈不爲鑑戒之一助哉、辛亥之夏

〔太平記二十一〕鹽谷判官讒死事

陸地三方ノ大將、已ニ京ヲ立テ、分國ノ軍勢ヲ催レケレバ、鹽冶モ我國ヘ下テ、其用意ヲ致サント

シケル最中ニ、不慮ノ事出來テ、高貞忽ニ、武藏守師直ガ爲ニ討レニケリ、其宿意何事ゾト尋レバ、高貞多年アヒ馴タリケル女房ヲ、師直ニ思掛ラレテ、謂ナク討ンケルトゾ聞エシ、其比師直、チト違例ノ事有テ、且ク出仕ヲモセデ居タリケル間、重恩ノ家人共、是ヲ慰メン爲ニ、毎日酒肴ヲ調テ、道々ノ能者共ヲ召集テ、其藝能ヲ盡サセテ、座中ノ興ヲゾ促シケル、或時月深夜閑テ、荻葉ヲ渡ル風身ニ入タル心地シケル折節、眞都ト、覺一檢校ト二人ツレ、平家ヲ歌ケルニ、近衛院ノ御時、紫宸殿ノ上ニ、鵺ト云怪鳥飛來テ、夜ナ〳〵鳴ケルヲ、源三位頼政、勅ヲ承テ射テ落シケレバ、上皇限リナク叡感有テ、紅ノ御衣ヲ當座ニ肩ニ掛ラル、此勸賞ニ官位モ闕國モ猶充ニ不足、誠ヤラン頼政ハ、藤壺ノ菖蒲ニ心ヲ掛テ、堪ヌ思ニ臥沈ムナル、今夜ノ勸賞ニハ、此アヤメヲ下サルベシ、但シ此女ヲ頼政音ニノミ聞テ、未ダ目ニハ見ザンナレバ、同樣ナル女房ヲアマタ出シテ引煩ハヾ、アヤメモ知ヌ戀ヲスル哉ト、笑ンズルゾト仰ラレテ、後宮三千人ノ侍女ノ中ヨリ、花ヲ猜ミ、月ヲ妬ム程ノ女房達ヲ、十二人同樣ニ裝束セサセテ、中々ホノカナル氣色モナク、金沙ノ羅ノ中ニコソ置レケレ、サテ頼政ヲ清涼殿ノ孫廂ヘ召レ、更衣ヲ勅使ニテ、今夜ノ抽賞ニハ淺香ノ沼ノアヤメヲ下サルベシ、其手ハ緩トモ、自ラ引テ我宿ノ妻ト成トゾ仰下サレケル、頼政勅ニ隨テ、清涼殿ノ大床ニ手打掛テ候ケルガ、何レモ齡二八計ナル女房ノミシテ貌繪ニ書共、筆モ難及程ナルガ、金翠ノ粧ヲ餝リ、桃顏ノ媚ヲ含テ並居タレバ、頼政心彌迷ヒ目ウツロイテ、何レヲ菖蒲ト可引心地モ無リケリ、更衣打笑ヒテ、水ノマサラバ、淺香ノ沼サヘ、マギルヽ事モコソアレト申サレケレバ、頼政、

五月雨ニ澤邊ノ眞薦水越テ何レ菖蒲ト引ゾ煩ラフ、トゾ讀タリケル、時ニ近衛關白殿アマリノ感ニ堪カ子テ、自ラ立テ菖蒲ノ前ノ袖ヲ引、是コソ汝ガ宿ノ妻ヨトテ、頼政ニコソ下サレケレ、頼政鵺ヲ射テ、弓箭ノ名ヲ揚タルノミナラズ、一首ノ歌ノ御感ニ依テ、年月戀忍ツル菖蒲ノ前ヲ

給リツル、數寄ノ程コソ面目ナレト、眞都三重ノ甲ヲ上レバ、覺一初重ノ乙ニ收テ、歌ヒスマシタリケレバ、師直モ枕ヲオシノケ、耳ヲソバダテ聞ニ、簾中庭上諸共ニ聲ヲ上テゾ感ジケル、平家ハテヽ後、居殘タル若黨遁世者共、サテモ賴政ガ鵼ヲ射タル勸賞ニ、傾城ヲ給タルハ面目ナレ共、所領カ御引出物カヲ給リタランズルニハ、莫大劣哉ト申ケレバ、武藏守聞モアヘズ、御邊達ハ無下ニ不當ナル事ヲ云物哉、師直ハアヤメホドノ傾城ニハ、國ノ十箇國計、所領ノ二三十箇所也共、カヘテコソ給ラメトゾ耻シメケル、

〔看聞日記〕應永廿三年四月九日、祖一勾當參、平家申初參也、　廿三日、賀茂祭也、典侍(廣橋大納言息女)近衞使伯少將(雅量也)　住心院深基法印參、一獻持參(豪融僧正弟子、實ハ子息也、童形之時子云々、)有一獻(新御所、予(後崇光院)不見參、三位重有長資等朝臣、)予行豐候、祖一參、一獻之間、平家申、數剋候退出、　廿五年三月卅日、抑於塔頭有會合、壽藏主被申沙汰、起請女中芝殿三位以下濟々候、一獻之間、安一平家申、一獻了、於御所又平家申、賜扇、　廿八年四月九日、常順檢校(常反弟子)寶泉許へ細々來云々、可推參之由申之間、召之、物語上手也、以之爲藝、平家ハ下手也、物語申、誠殊勝、其興不少、平家一兩句申聞、衆濟々候、一獻廣時申沙汰神妙也、殊更茶十袋御扇等賜之退出、此常順ハ青蓮院御寵愛、門跡ニ常住祗候云々、檢校ニモ自門跡被執沙汰、被成云々、廿九年霜月十八日、椎野以下被歸、予大通院ニ宿、宰相以下皆祗候、及深更座頭參、今日來可被聞食由、自方丈被申則召之、常存弟子城竺檢校云々、仁和寺勸進平家之時三人語、其人數云々、平家五句申、音聲殊勝也、平家畢則休息、

〔駿臺雜話 二〕仁は心のいのち

相州北條の幕下、佐野の城主天德寺、豪健の勇將なりしが、ある時、琵琶法師を招て、平家を語らせて聞けるに、いまだ語らぬ先に、琵琶法師にいひけるは、某はたゞあはれなる事をきゝ度こそあれ、其意得して語り候へといへば、法師心得候とて、佐々木四郎高綱が、宇治川の先陣を語けるに、

天德寺あはれがりて雨雫と泣ける、さて今一曲、前の如くあはれなる事をきゝ度といへば、那須與一宗高が扇の的を語りけるに、平家半より天德寺また、落淚數行に及べり、後日に家臣の輩に、過し日の平家は、いかゞきゝつるといふに、家臣ども尤おもしろき事にて候、但し我等どもひとつ心得ぬ事こそ候へ、前後二曲ともに、勇烈なる事にて、あはれなるかたはすこしも候はぬに、君には御感淚にむせばれて候、是はいかゞの事にて候にや、今に不審なる事にいづれも申あひ候といへば、天德寺おどろきて、只今迄は、各を賴しく思ひ候ひしが、今の一言にてさて〳〵力を落して候、先佐々木が先陣を、よく合點して見られ候へ、賴朝舍弟の蒲冠者にも賜はらず、寵臣の梶原にもたまはらぬ生唼を、高綱に賜るにあらずや、されば其甲斐もなく、此馬にて宇治川を先陣せずして、人に先をこされなば、必討死してふたゝび歸るまじきと、賴朝に暇乞して出ける、其志を察して見られよ、あはれならぬ事かはとて、しばしば淚を拭ひつゝ、しばしありていひけるは、又那須與市も、大勢の中より撰ばれて、只一騎陣頭に出しより、馬を海中に乘入て、的にむかふに至るまで、源平兩家、鳴をしづめて是を見物するに、もし射損じなば、みかたの名折たるべし、馬上にて腹かき切て、海に入むと覺悟したる心を察してみられ候へ、武士の道ほどあはれなる物は候はず、某は每に戰場に臨では、高綱宗高が心にて、鎗を取候故、右の平家を聞も、兩人の心を思やりて、落淚にたへざりし、然るに各には、あはれになかゝしと申さるゝにつけて思ふに、各の武邊は、たゞ一旦の勇氣にまかせて、眞實より出るにてはなきにやと思はれ候、それにては賴もしからずこそ候へと云しかば、諸臣皆迷惑して辭なかりしとなり、

〔常山紀談〕一輝虎ある夜、石坂撿挍に、平家をかたらせて聞れけるに、鵺の段を聞て、しきりに落淚せられけり、かたへの者ども、あやしみ思ひければ、輝虎のいはく、吾國の武德も、衰へたりとおぼゆる也、昔鳥羽院の御時、禁中に妖怪ありしに、八幡太郎鳴弦して、鎮守府將軍源義家と名のりけ

れば、妖忽消ぬといへり、其後賴政鵺を射たれども、猶死ずして、井野隼人さし殺してとゞめたりと聞ゆ、義家鳴弦せしは、天仁元年の事なり、鵺の出しは、近衞院仁平三年なれば、僅に四十六年なるに、武德既におとれる事はるかなり、今又賴政におくるゝ事、四百五十年、われ又賴政におとる事、遠かるべければ、おぼえず淚の流るゝとぞ語られける、

〔嚴有院殿御實紀 一〕慶安四年五月十九日、日光山逮夜法華八講僧四十口、廿一日、山には逮夜頓寫なり、岩船檢校城泉平家を彈ず、

〔嚴有院殿御實紀 二十〕萬治三年十一月六日、夜中平家琵琶を聞し召る、

寬文元年正月十五日、平家琵琶御聽聞あり、　三月十七日、平家琵琶御聽聞あり、　五月五日、蒲節例のごとし、○中略夜中平家琵琶聞召る、　八月十九日、今夜平家琵琶聞召る、　九月廿九日、夜中平家琵琶聞召る、

〔嚴有院殿御實紀 四十一〕寬文十年八月二日、茨城檢校琵琶聞召る、　十日、茨木檢校平家琵琶聞召る、ことはてゝ銀十枚、時服二たまふ、　十月二日、茨城檢校平家琵琶聞召る、　十一月十二日、今日茨木檢校平家琵琶聞召る、

〔嚴有院殿御實紀 四十三〕寬文十一年十月晦日、この夕松平阿波守綱通が內、山下檢校、小笠原遠江守忠雄が內、高坂檢校をめして、平家琵琶を聞し召る、　十一月朔日、高坂山下兩檢校、昨日琵琶を奏せし賞とて、時服三づゝかづけらる、

〔近世畸人傳 四〕土肥二三

二三は俗稱土肥孫兵衞といふ、○中略茶は織田の風を學び、また香をこのむ、平家をかたりて、琵琶はまかも上手なりしとぞ、○中略杜鵑と銘ある琵琶一面、平家二卷を、三河の士山田氏にあたへて、今なほ其家に藏せりとなん、

〔良齋間話下〕昔シ琵琶法師アリ、獨リ山中ヲ行キ路ニ迷ヒ、人家ニ至ルヲ得ズ、日モ巳ニ暮ルヽト覺ヘ、宿鳥ノ聲稀ニ聞ヘシカバ、大木ノ根ニ腰ヲ掛ケ琵琶ヲ出シ、大木ニ向ヒ、路ニ迷ヒシユヘ、巳ムヲ得ズ、今夜ハコヽニ宿ヲ借ルナリ、拙キ調ナレドモ一曲ヲ奏シ、宿ヲ借リシ恩ヲ謝ス、是吾徒ノ法ナリトテ、大木ノ下ニテ、平家ヲ一曲ヲ彈ゼリ、此法師ノ志篤シト謂ベシ、

〔東海道名所記二〕江尻より府中まで二里廿町、こゝは馬のすくなき所也、〇中略座頭一人琵琶をもちて入來りつゝ、平家をかたる、びわをば時々ぼとら〱いはせけれども、調子もあはず、平家はなほあか下手也、〇中略我朝には延喜第四の御子蟬丸は、逢坂山にこもりてたぐひなき琵琶の上手にておはしけるを、今琵琶法師の根元とし、そのながれをくみけるといふに、此座頭殿のびわは、おもしろげもなし、平家は下手なり、せめてこゑすねたるぞかし、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕法師の平家を傳ふるもの、一部十二卷に通ずるを、一部平家といふ、其外に鏡劒の卷と云ことあり、今この劒卷を太平記に附るは誤なり、平家物語に屬すべきなり、是を大。秘。事として、護りにうたはず、故にその文段をしらず、世に傳ふる古寫本、多く異同あるは、瞽者の口授、其儘しるしゝ故なり、瞽者の用るはかたり平家とて、印本とは異なりとも云り、長門本十二卷、東見記云、長門國赤間關に、平家物語はあり、常の平家より多し、阿彌陀寺は安德天皇の寺なり、常の平家物語とはいたく異にして、源平盛衰記の、異本といふべきものなり、毎卷長門國安德天皇儀奉納、信濃前司行長以自筆本書寫畢と記せり、又八坂本十二卷奥書云、寛永三年の春の頃、藤田撿挍城慶、加賀國にて、筑後方撿挍城一用ゆ雲井の本と奥書侍る平家物語を求侍りき、此本則其雲井の本を寫畢、筑紫方撿挍城一本と奥書侍る、故に藤田撿挍城慶此本を用て、八坂方の平家と號す、

〔群書一覽一雜史〕平家物語　十二卷

按するに、水府の新編鎌倉志の引書に、異本平家物語と稱するもの、八坂本、鎌倉本、長門本等なり、

誦經文

此長門本と稱するものは、林氏のいへる、赤間關阿彌陀寺の本を、傳寫するものなるべし、又琵琶家に、闕字本と稱するもの有、これは節(ブシ)がはりの所ごとに闕字して、その物語をかたるに、便よきやうに志たるものなり、

〔聲曲類纂〕一平家物語之事

琵琶法師の語る所の平家物語は、十二卷の平家物語へ、其儘に節を付たるなり、○中略はるかの後淨瑠理節といふもの出來てより、平家はすたれ、淨瑠璃節世に行れたり、

〔嬉遊笑覽〕六上音曲一種盲人、琵琶を鼓し、地神經を誦して、竈神を祭る、佛說地神經一卷あり、鄙俗の文字にして、藏中になきものといへり、くわうじんは、障碍神にて、如來荒神、鹿亂荒神、忿怒荒神の三寶荒神とよべり、无障礙經に出たり、竈神を荒神と稱し祭る、佛說になき事とぞ、この竈祓をなすものを、今はびはほうしと呼て、當道の瞽者は賤しめて、部類を異にするものなり、古へびは法師といふは、すべてびは彈て、平家かたる者をいふなり、

〔西遊記〕一琵琶の妙手

九州には、琵琶法師といふもの夥敷有りて琵琶を彈じ、路頭に立て米をもらふ、其うた其律、かまびすしくて、聞に堪へず、又琵琶は地神經をひく、三味線法師などの、いやしき者に、よはひすべきものにあらずなど、おこがましくいひの丶しりて、竈祓するも有り、薩摩大隅の二國、もつともおほし、

〔琉球年代記〕託女荒神ばらひ

此國奇なることは、託女ととなへて巫女おほく、民間にこと〴〵くこれを信ず、每年正三五九月を吉月として、家々いはひたのしむ、朔望には、早朝より、かの託女をまねきて、荒神ばらひの如き祈禱あり、託女のまへには、八重山酒みりんの如き酒也一盃を盆にのせていだす、第一に、シチリキユ、アマミキユ、あまつかみ、うなばらのかみ、八幡宮天滿大自在天神を拜し、爲朝公ヨリ代々の賢王の御

名をとなへ、琵琶を彈じながら、法華經、禮文をだみたるこゑにて、いともながきふしにとなふ、荒神といふは、天孫神のことのよしにて、祈禱神慮にかなふをキメテスリと云、祈終ば、八重山酒をのみて、その盆へ札一枚をのせてかへる、

薩摩琵琶

〔西遊記〕琵琶の妙手

都の琵琶は、只平家物語をうたふに、其聲の調子を引出すために、琵琶を用ゆ、又雅樂の琵琶は、太鼓にるいして、畢竟は拍子のみなり、律は糸の事なれば、有りうちともいふべし、只此二種あれども、もて遊ぶ人稀にして、感ずる人も又稀なり、俗間には絶てなし、○中略されど此二州大隅薩摩なるは、他國とは大に異なり、其形も平家琵琶などよりはちひさく、撥は黃楊木にて作り、甚だ大にして、扇をひらけるがごとし、年若き武士みな琵琶をもて遊ぶ、彼二州は名だゝる勇猛の風あるに、裾高くかゝげ、長き刀を十文字に橫たへたる荒おのこの夜な〳〵琵琶をひきありく、其風情おもひやるべし、其調正しく其うた雅にして、他の國の琵琶とは似もよらず、殊に大隅國には、池田甚兵衞といふ人有りて、當時第一の名人なるよし、夜ふけ月清きに、獨り琵琶を彈ずれば、浦千鳥集り來る事、常のことなりと聞にぞ、其人のゆかしくて、彼地に尋いたり見るに、姶羅郡の砂淸き浦にほとりして、茅の軒端物さびしく住なせり、かくといひ入れば、とく迎へ入れて相見る、其人むそぢにあまりて、溫潤の質なり、打つけに琵琶のぞみたれば、遠くたづね來りしにかんせしにや、又好める道ゆへにや、いなめる色もなく、木の下といふ名器を取出して、ひとつふたつ彈せり、其たへなる事はさらにもいはず、誠にいにしへ、但馬守など堪能の名を得て、水神も感せしなどいふを、今の京都の琵琶に思ひくらべては、いぶかしく疑しかりけるが、今日此國の琵琶を聞て、はじめて水神の感せしも、理りなりと覺へ、年ごろのうたがひは皆はれにき、京都のむかしの聲は、皆このあたりに傳り、殘りて、今にてはかへつて、京都はむかしの聲たへたりとこそしらるれ、ま

た過し年、江州竹生島に詣でし時、經正の彈給ひし、琵琶の撥なりとて見侍りしが、水牛にて造り、本のかたはくりて、末は三味線の撥のごとく、廣さ纔に二三寸には過ざりし、此國の撥とは、天壤の相違なり、竹生島にあるは、後世の僞物なるべしやとおもふ、予もあまりめづらしさに、撥一ッ求得て都のつとに持歸り、人に見すれば、皆目を驚せり、又鹿兒島にありし時、森本見流なる人の家に招かれ、種々馳走の上、實生といへる法師をよびて、琵琶をひかせり、遠近、五倫、花の香、小町、玉章、似我、墨繪、老會の森、鴛鴦の夢などいふうた數々ひけり先其うたの名も雅にして、其章もまた古めかし、其音のひくきは、春の鳥の霞の中に囀るが如く、谷の清水の岩ほにむせぶに似たり、其しらべ高きは、冬の嵐の枯殘る松に渡るがごとし、京都などにて聞つる、平家琵琶などには、似もよらず、彼白樂天が琵琶行、はじめて思ひ合せり、又崩(くづれ)といふものあり、是は薩州の昔、伊東大友など、合戰の事を語るにて、其聲もはげしく、琵琶の手も繁手なり、はじめのうたとは、格別に異なるものなり、もつとも是は新ら敷聞ゆ、はじめのうた、殊にめづらしく覺へて、只京都に此聲なき事の口をしければ、予も一ッふたつ習ひ歸りて、京都にも傳へんと思ひしかど、殊にむづかしく、たやすく習ひ得べくもあらねば、殘り多かりしをもだしぬ、此夜の雅興すてがたくて、別に琵琶行壹編を作りて、日記にしるせり、又彼うたの章をも、書寫して歸りぬ、のぼりての世の事に心あらん人は、彼琵琶京都にも、傳へよかしとおもふのみ、

〔薩摩琵琶歌 初編〕墨繪

心とは何を云ふらん不思議さよ、墨繪に書きし松風の音、況んや此の世を諸法實相と聞く時は、峰の嵐も法の聲、邪正一如と見るときは、迷も覺もなかりけり、万法一如と観ずれば、谷の朽木も皆佛、さのみ不審はなかりけり、三界に身は安からん小車の、我が惡業に引かれ來て、錦の紐をいつか解くらん、四の邪の一の箱にたゝまれて、何も苦しき貪欲の、深き流に身を沈め、浮ぶ甲斐な

き我が身一を如何にせん、それ人間の習にて、昨日の迷は今日覺、昨日覺りし人とても、明日は迷ひし事もあり、人の上とて左のみ云ふては如何せん、物の報は物每にあり、埋木に如何なる花か咲ぬらん、實に成りてこそ思ひ知らるれ、皆人は時にいたりてなげき悲み、袖に露おくばかりなり、兼て後世を思ひ知れ、生は死の本、逢ふは別の初とは、誰も云ふなる言の葉なれど、昨日今日とは思はざりけん、人には永く添はん者、只何事も腹は立て丶も言葉は殘せ、千歳此の世に在る身の如く、慳貪邪見は諸事無益、僅此の世は假の宿、氣をあさ〳〵と、心寛くも能く持て、法の道には誰も深かれ、極樂の只一筋の道の理を誰に尋ねん、佛ならねば知ろし召されず、佛とは何ぞ岩間の苔衣、只其の儘の姿にて、慈悲より外に如く心はなし、是に付けても皆人は、親子兄弟夫妻の中、又は朋友の中とても、此の世計の契なり、死して行く身の野邊迄は、娑婆の情に我も誰もと供を致せども、野邊より先は只一人、今は冥土に赴かん、先立つものこそ哀れなれ、今日までは人を送りて歸りしが、何時かまた我は送られて、人を歸さん淚川、幾瀨渡るも淵なれば、御法の舟こそ戀しけれ、これにつけても老若男女に至るまで慈悲をも願へ、慈悲は萬行の功力によりて、死しての後は極樂のすゞしき風にうかべば、則心成佛疑ひなし、身は得達の緣となり、唯人間のなげきの中の悅びとぞなる、

〔薩摩琵琶歌二輯〕春の調　島津久光公作

新玉の年の始めの壽や、昔のまゝに吹きあぐる、笛と鼓の音までも、春の調べに聞えつゝ、玉簾ゆらぐ風立ちて、舞の袂も長閑なる、神の齋垣の老松も、枝を連ね葉を重ね、うべも大夫の蔭高く、齡を君にゆづる葉の、常盤の色ぞ比類なき、軒端に咲ける梅が枝も、和泉式部の緣とや、床しくかほる窓のうち、書みる袖にうつりくる、好文木の名に耻ぢず、又高砂住の江の、松に相生の尉と媼、妹背の契り末ながく、千世の例にひかれつゝ、四方の海原浪なぎて、吹くも靜けき時津風、枝も鳴さ

ぬ御代の春、千秋樂には民を撫で、萬歲樂には命を延ぶる樂も、年ごとに今日汲かはす盃に、君と御國を祝ふなる、松ばやしこそめでたけれ、

〔雍州府志七土産〕愛宕郡

石塔　每年二月十六日、衆盲撿校於四條河原建之、○中略依彈琵琶、尊妙音辨財天、今日光孝天皇之御忌日也、盲人撿校以下至衆分、自昧爽聚淸聚庵、總撿校在座上、壁揭守瞽神幷妙音天畫像、各拜之、然後誦心經、修御忌、爾後有獻、於茲酌太瓶酒、盲人六派之中於四派擇撿校之能說平家物語者、交使談平家、是謂石塔會、○中略每年六月十九日、又各會淸聚庵、而有納涼之會、是謂涼、一座之式粗如石塔會之儀、○中略城方兩流盲人少、都方中、戶島、玄正派亦人少、故此兩派之中各隔年而勤之、故六派之中四人撿校談平家、平家未始前、總撿校大音唱太平之詞、其終高呼鳥羽湊船著、衆盲一同揚大音呼惠伊々々也、古撿校中之所領在日向國、至秋稅載米於大船、到山城鳥羽津、今雖無其事、是祝語而存古之徵意也、

〔東都歲事記二月一下〕十六日、本所一ツ目弁天堂琵琶會、今朝十二座の神樂あり、巳刻より瞽者本社の內陣に集會し、琵琶を彈じ平家を語り、未刻に終る、當社は元祿の頃杉山撿校信一(家系作和一)の勸請なり、この撿校相州江の島の弁才天に祈願し、針術の妙を得たり、元祿の始忝なくも此地を拜領し、總撿校に給ふ、是江戶總撿校の始なり、よつて當道宗の中興と稱す、○中略

〔東都歲事記二六月〕十九日、本所一ツ目辨天社琵琶會、來由二月の件と合せ見るべし、今日京都にも納涼會と號して琵琶會興行あり、これを俗に座頭の涼、といふとぞ、

〔薩戒記〕應永三十二年六月廿七日乙丑、藏人中務丞源重仲來、密談曰、近日主上○稱光上皇○後小松御中不快、其故召比巴法師、可聞食平家物語之由、自內被申院、無先例不可然之由、有御返事、

〔徒然草下〕すべて人は、無智無能なるべきもの也、○中略又ある人のもとにて、琵琶法師の物語をきかんとて、びはをめしよせたるに、ぢうのひとつ落たりしかば、作りてつけよといふに、ある男の

中に、おしからずと見ゆるが、ふるきひさくの柄ありやなどいふを見ればつめをおふしたり、びはなどひくにこそ、めくら法師のびわ、其さたにも及ばぬことなり、道に心得たるよしにやと、かたはらいたかりき、ひさくの柄は、ひもの木とかやいひて、よからぬ物にとて、ある人仰られし、わかき人は少の事も、よく見えわろくみゆるなり、

〔羅山文集 五十六 雜著〕瞽者

每歲每月諸瞽、會于總撿挍、置酒歡娛、列國之主大率與其費而至使然也、且朱門高墻問之、乃曰、此誰某國主之撿挍家、見其衣袴、乃飾而緣、卽而問其能、乃不知琵琶絃撥、儻有一人粗抱四絃語平家者、不能驚耳、況於六律六同五聲八音、而掃地而無知者、瞽者彈琵琶、誦平家物語而爲節、如此而其所爲如此、可謂民之賊矣、

〔樂家錄 四十七 舊例〕武臣神職醫師沙門修音樂之舊例〇中略

想中華者令瞽誦詩及掌撥簫管、是瞽者精神不馳、詳于音律故也、不聞本朝自古令瞽與于奏樂之例、是可限哉、所謂瞽者非今之琵巴法師、彼者謠今樣淫人耳、且以琵巴爲誦平家之節、戲漫樂器可惡之甚也、何足言焉、

〔梅花無盡藏 五〕謹依南豐梅心和尙聽盲僧端正赴尾楞嚴禪寺之尊押云、

爲試諸方具眼師、琵琶放下破生涯、半醒半醉夢中夢、脚尾脚頭岐又岐、烏杖豈非參學伴、鶯聲自是送行詩、楞嚴會上阿那律、一段光明遂有期、

〔七十一番歌合 中〕廿五番　左　琵琶法師

ね覺してあな面白といふ聲に月さゆるよを空にゑる哉

〔尤之雙紙 下〕ひく物の品々

小うたにのせてさみせんをひく、平家にあはせて琵琶をひく、

幸若音曲

幸若音曲ハ、桃井幸若丸ノ創ムル所ニシテ、子孫世々越前ニ住ス、德川幕府ノ時、其俸祿ヲ受ケテ、毎年輪番ニ江戸ニ來リ、柳營ニ於テ、之ヲ演奏セリ、其技只扇拍子ヲ取リテ昔物語類ヲ諷フノミ、因テ之ヲ音曲ト稱ス、而シテ別ニ舞曲ヲ行フ者アリ、之ヲ大頭ト稱シテ以テ幸若音曲ニ分テリ、

名稱

〔書言字考節用集　四人倫〕幸若　近世舞曲家住越前、傳云、桃井直常末葉幸若丸、在台嶺光林坊、好韵節、爾來傳于世、

〔和漢三才圖會　十六藝能〕舞〇中略

按舞未知何世始、是亦出伶人行粧、而昔物語附音節而已、有爲形舞、居舞之異、今有幸若、臺頭、笠屋之三流、近年淨瑠璃甚流行以來舞廢、

〔雍州府志　九古蹟〕芝居　凡舞曲有兩流、其一幸若、其一大栢、傳言中古桃井氏之童爲小兒在比叡山、岩松家童亦然、是稱幸岩丸、兩童共在山門、爲慰寺僧作舞曲唱之、是稱幸若流、又有一家、其家紋大栢葉二枚相並、依之其一流稱大栢流、至今有兩流、今稱大頭者誤大栢者乎、倭俗僧家之侍童在天台眞言、稱小兒、於禪刹謂喝食、其體大同小異、

起原

〔幸若八郎九郎家桃井系圖〕直詮　明德四誕生、從五位下、宮内大輔、(一本宮内少輔)文明二庚子五二卒、法號安直院殿詳翁全吉大居士七十八歲、

母朝倉彈正敏景女

父直知老死之時、直詮僅十歲孤ト成送年月、其比越前者父祖敵國ナレバ依難叶居住、江州叡山之光林坊詮信者、所緣之依、爲僧賴之、江州ニ下登叡山學問、祖父直常、足利家被討亡、流浪之身ト成、平世志和漢之道、或時詠歌曲翫四明月、又或時調音聲臨東湖流、翫八島軍ト云草紙、附節句而

旦夕是閑吟ス、其曲後小松帝之達叡聞數召見直詮、雖幼年依勇士孫タル不隨勅命、再勅下難默止、遂參內奏一曲、叡感不斜、而則數帖類此曲可集トノ勅宣下ル、其時幸若丸勅答曰、祖父直常ハ武德振天下、剩一國守護タリ、其嫡孫トシテ諷音曲事、似與父祖耻謂而不隨勅命、故到來世不爲藝家綸旨可賜間、不可捨置トノ依蒙勅命、生國越前ニ下リ、白山登山、不思議有靈現、音曲一部成就ス、又參內シテ右之奏曲、叡感之餘、勅桐菊之賜御紋、到子孫家紋トス、剩從五位下被任、宮內大輔被補、且亦幸若音曲ト有稱號賜綸旨、于今家寶トス、

〔幸若文書〕由緒書

越中國桃井氏末裔幸若丸、幼天稟性篤實、而聞觀音妙行自一心出而應無不遍、能觀音聲、隨響而答大千圓應、況世界教主以音聲導人天、誰不稽首哉、因玆幸若丸傾心于音聲三昧、不得其妙、不蒙佛天之加被力爭到其薀奧、身心淸淨跣足三十三回拜詣于白山大權現、權現感通其丹誠、而重々彰奇瑞、從是乃知此身卽大極而具五臟、五臟有五音、六腑卽六呂也、天一水生則借其潤而發聲語業、鼓激臍輪氣海中、牙齒敲磕發妙音、齊天地運行無極之德、初聲節于松枝雛鶴音曲、後條目分長中短三段、象天人地三才、三十六番準一年十二月廿四氣也、右條目事跡略記、帝都武門榮衰、君臣父子忠孝之實事、勸善懲惡之一助也、有時於白山幽谷、聞雉一聲搏、發明八島曲中發露々節、不是神助爭得如此秘藏乎、抑譽唱一曲、時節飮食心身堅固胸中無物、大虛廓然發妙音、聞者無厭無足、爲與樂拔苦之良因、音聲益不可勝計、其譽遍夷洛、後花園朝有詔召幸若丸、辱任諸大夫、仍號幸若右大夫安眞、攀上紫宸殿前新築瑤台、唱起我家音曲、終于日本記曲、叡感有餘、至末代幸若家可具諸大夫之威儀、重降口宣、特領御鼓大小、至今日秘在爲家珍、號安眞、功成名遂還生緣故鄕、年及耳順而文明年中五月二日、臨終正念示寂矣、誰弗哀惜哉、越前一乘谷古道場葬之號祥翁全吉居士、孝子彌二郞安義、圖畫亡父之像、造顚思燒香念誦于眞前、至京師尋土佐將監光信宅、對談畢求筆亡父遺像、光信拍手曰、先於此召

禁殿、幸若音曲達天聽、光信亦詣闕下、見聞之、唱曲之形相威儀嚴然驚天下耳目、斯故寫其形模、汝於爲孝子者與之云、安義再拜領之、披而見之如亡父再生、安置于影堂、炷拜如在、愼終追遠之志不勝筆也、夫孝百行之始也、有孝心不墮父業、全部三十六番之外、譜節于新曲之卷、流布天下、人愈讃嘆、安義有二子、長曰彌二郎義重、弟曰八郎九郎、別分一家、一華却有兩華影、音曲之譽誼世間、義重嫡子義元後號宮內卿、義元出義光、義光出義成、有以辭俸祿、作浪人逝矣、義成實子誠重雖爲浪人、勤實家業、赤心片々奉禮家康公、于時秀吉公薨御之後、家康公寓居于伏見中島藤堂館之曰、大閤之五奉行押寄藤堂館謀討家康公搔動、其時誠重年來志在于玆、鐵炮玉藥纏腰待懸押寄諸士欲打取、其志切同朋阿彌能見之、奏達家康公、家康公感其志而賜食邑三百石、行年六十一逝、號誠重、養子良親十三奉禮東照宮、東照宮儞父誠重有忠信之志、稱美不淺矣、或時應召侍于柳營、擧唱數々音曲、東照宮讃嘆曰、儞少年而父亡、一門親戚之傳傳家秘而敎于儞、聞爾音曲不減古人、自今以後、克可戒後生等、踏先哲之轍不改音節、只依于舊、如此臺命重於鼎銘肝膽、其門庭子葉孫枝深根固蔕、至今日不墮家聲、將謂栴檀林無雜樹也、良親行年六十一寂、號實子二人長男義知、二男資親云々、義和十七歲拜謁于大猷院殿、爾來奉仕于大樹家綱公、毎々於御前相勤音曲數番、褒讃無限、特拜領金銀時服、恩榮深於海高似山、有子一人、童名伊八郎義智、年十三奉拜謁大樹家綱公、於營中同名三十郎尊親爲脇、音曲相勤、曲終後稱揚二葉栴檀也、累代不墮家聲、至祝不盡、○下略

〔幸若事蹟集〕〔一〕幸若音曲目錄

曲名

長
信太　夜討曾我　大職冠　滿仲　敦盛
八島　兵庫　檡賀　鎌田　大臣
高館　烏帽子折

十番切　伏見常盤　文覺　笛の卷

音調

中
元服曾我　笈捜　堀川夜討　常盤問答
勸進帳　和田酒宴　伊吹落　景清
日本記　未來記　琉黃島　張良

短
那須與一　腰越　清重　四國落
蓬萊山　木曾願書　鞍馬出　入鹿
新曲　馬揃　九穴貝　富樫
百合若大臣

以上四十一

〔閑田耕筆 四〕謠ひものは其書傳り、節章など付たるものあれど、聲ふりうせぬれば、ふたゝびかへらず、今様あるひは、志をり萩などいふものも傳はらず、七八十年前までは、京にても行れし舞といふものも、今は知る人なく也たり、越前に幸若とて、其家あれども祿あるゆゑに、世間へ廣めんともせざるにや、其書おのれは幼き時常に見たり、

〔獨語〕近き世に幸若の舞と云ふもの、室町の末とかや、桃井氏の子孫に比叡の山の兒にて、幸若麿と云ふもの、まひ始めけると云ひ傳ふ、琵琶法師の物語に似たる處もあり、猿樂のうたひに似たる處もあり、何にもあれ少しも淫聲なきものなり、舞とはいへど起ちてまふことはなく、たゞ扇にて手を打ち拍子を取るのみなり、詞は定まりたる數ありて、皆昔物語を演べたり、新しきことをば作り出ださず、士大夫の中に玩びても淫佚を進むる恐なし、寛文延寶の頃までは、諸侯貴人の宴饗にも、是を用ひて心をなぐさめ、酒をも進めけるに、元祿の比より猿樂さかんになりて、幸若の舞世にすたれたり、

〔貞丈雜記 二人品〕一幸若と云ハ音曲をする者也、扇びやうしをとりて、古の軍物語などをうたふ者

也、今もあり、

〔信太〕詞 明ては人め志げしとて、夜のまにをくり奉り、曉かけてちはらは、我宿へこそかへりけれ、すでに其夜も明ければ、小山どのより御使立て、ちはら大夫をめされ、さて汝は志だをば志づめて有けるか、中々御尋までも候らはず、やがて沈申て候、小山此由聞よりも、さほどに志づめけるに、何とて其時のけんみはこはぬぞ、わうやがて心得たり、なんぢはさうませんぞの家人、いかさま心がはりをし、おとしぬるとおぼゆる、たゞとはんにはよもおちじ、あれよつてがうもんしてとへ、承ると申て、ちはらをとつてふせちうにあげ、七十よどのがうもんは、目もあてられぬ次第かな、くどき 五たい志んぶんきれそんじ、餘くつうの有時は、志やおちばやとおもひしが、まて志ばし我こゝろ ふし ちはらはいる日のごとく也、志だ殿をたとふれば、出る日つぼむ花なれや、よめいをいふともかぎりあり、かはれや命とて、いかにとへども落ざりけり、上 水火のせめをあてゝとふ、是にも更に落されば、こぼくよりも縄をさげ、おろす あぐる時には、いきたえて、おろせばすこしよみがへる、七日七夜は隙もなく、あらてを入かへせめければ、さのみはいかで、こらふべき、朝の露と消にけり、ことば 小山おほきにいかつて、妻子はなきか重てとへ、承ると申て、二人のわか、はゝもろともにひつすゆる、小山此とみるよりも、おつとがいひし事を志らぬ事はよもあらじ、有のまゝにとく申せ、いつはるけしきの有ならば、やがておつとがごとくなすべしと、おほきにいかり給へば、女房うれへたるけしきもなく、たとひみぢんになされ申とも、志らぬ事をば申まじ、ありし夜のあかつき、只今志づめにゆくと申て、小舟一そうこしらへ、志だ殿をのせ申、沖をさしてこぎ出す、みづから餘のかなしさに、急ぎはまに出、事の子細をきゝ、さぶらふに、志だ殿の御こゝろにて、高聲念佛を申させ給へば、ちはらもともに申、だんぶと物のなつてより其後は音もせず、下 くどき かやうにうしなはれ申身が、志だ殿の 入 御命になどかはり申、一まづおとし申さぬぞや、詞 これいつはりと

おぼしめさば、あたりのうら人をめして御尋あれと申、さらばめせとて、餘多をめしてとひ給ふに、其夜のおきのてい、何事ありとはしらねども、みな此ていとこたふる、さてはしづめて有ける物を、ふびんにちはらをとひけるとて、妻子をかへし給ひけり、

〔陰德太平記十九〕義隆卿築山沒落之事

同〇天文二十年八月二十六日、大樹義輝公ヨリ上使有、又大友義鎭ヨリモ使者有ケレバ、築山ニ於テ水看山蔌ノ至珍ヲ集メ、饗膳ヲ結構シ、日夜ノ酒宴アリ幸若流ノ舞ノ上手小大夫ニ志田、烏帽子折ナド舞セラレケレバ、上下聽聞ニ貪著シテ、合戰ナドノ噂モナシ、

〔陰德太平記二十〕陶持長殺嫡子義淸事

越前ヨリ幸若大夫下向セシカバ、義隆卿甚ダ賞翫シ給ヒ、聽テ烏帽子折ヲ所望有ケリ大夫扇ノ間ニ於テ手拍子丁丁ト拍テ之ヲ舞ケルニ、聽聞ノ貴賤感慨ニ堪兼テ、袖ヲ濡サヌハ無リケリ、陶ノ入道宿所ニ歸リ、嫡子次郎ヲ近付、汝幸若ガ音曲學得ツベキヤト云ケレバ、幸若ヲ似セ候ハン事ハ、誠ニ鵜ノ眞似スル鴉ニテ候ハンヅレ共、父命ニテ候ヘバトテ扇ヲツ取、手拍子打テ舞ケルニ、聲響亮々タルハ、震林木、涌流泉、幸若ガ舞ヨリモ猶面白ク聞エタレバ、父ノ入道モ、哀レ器用第一ノ吾子哉ト思ケルニモ、君ノ御上蕨如ニ申ケル事、一入身ニ入テコソ覺エタレ、

〔常山紀談四〕東照宮高天神の城をかこませたまひ、柵を付て固く守らせらる、城中後詰を乞ども勝頼出ず粮盡けり、栗田刑部使をもて幸若が舞を一曲所望し、是を今生の思ひ出にせんと申けるを、東照宮聞し召、やさしくもいひけるよとて、幸若に高館を舞せらる、栗田が最愛の小姓、時田鶴千世といひし者に、絹紙やうの物をもたせ出して、幸若に贈りあたふ、

〔時慶卿記〕慶長十年十月四日、女院御所ニ舞アリ、香若ガ子兄弟十四歲ト十歲ト奇妙也、露拂ト後祝言、夢大庭ガ合ルコトアリ、中ハ矢島、鞍馬出、勸進帳、腰越、土佐正尊、以上巳剋初、未剋ニ果、少納言

幸若待遇

局ニテ各食アリ、鶴鮭等之御振舞也、過分義也、子ハ依二咳氣一則退出、　十八年五月六日、登城、廣大、西園寺、同中將、松木、滋野井少納言等也、竹内ヘ遣レ人、出仕候、香若舞御所望、初祝一口、又大職冠ノ端計ニテ止レ之、入鹿御所望ニテ舞一番、

〔嚴有院殿御實紀三〕承應元年正月廿一日、幸若の舞御覽あり、その徒に時服を纏頭せらる、　廿五日、幸若の舞曲御覽あり、

〔嚴有院殿御實紀附錄下〕幸若、大夫、琵琶法師などめしいでゝ、その技をきこしめし興じ玉ふこと、常におはしましき、こはいづれも古雅のものにして、上つがたの御遊には、いと似つかはしき御事なり、申樂は表立しき儀節には行れけれども、常に御覽の事はまれなりしとぞ、

〔昔々物語〕一むかしは幸若の舞はやり、振舞の節幸若八郎九郎、其外傳右衞門、市右衞門抔十人有レ之、廊上下にて來客同前に料理を出馳走す、膳過候て座敷へ出一禮有、客も御太儀と云、何ぞ承度と所望す、一流物たとへば大職冠、きよすげ、ゑんき能、あつもりかと樣々番を伺ふ、舞仕舞て暇乞して歸る時、客所望すれば不レ歸、近年はすきとなし、

〔後水尾院當時年中行事下〕一猿樂は宮中に入ず、○中略幸若大かぐら等のまひ〳〵、又くるしからず、

〔天保十一年武鑑〕幸若音曲　越前丹生郡西田中邑住居

一番三百石　子午　幸若左兵衞、同三十郎、　二番二百五十石　戌辰　幸若八郎九郎、同與一右衞門、

三番三百四十五石　申寅　幸若小八郎、同小左衞門、

百石　越前國敦賀郡田島村住　幸若紀十郎

〔明良帶錄世職〕幸若音曲

若年寄支配なり、音曲家を俗に舞大夫といふ、幸若の一流は建武以來桃井幸若丸桃井播磨守子息なり子

孫越前に住して代々一流を立、神君三州岡崎御在城の時、この徒を召て其音曲を賞せられて、その一族に家祿を賜る、幸若八郞九郞、同彌次郞、同小八郞以下、年番にて江戸に至りて其業を勤めたり、何れも三番交代なり、越前丹生郡西田中村に居住なり、

〔類例略要集〕幸若御禮參上

桃井播磨守直常末裔　幸若左兵衞家

在府中御扶持方被ㇾ下ㇾ之、御暇銀子被ㇾ下、

天文十六年未九月、三州岡崎江被ㇾ召出、賜ニ三十人扶持一、初而廣忠君江拜謁、以後度々御用、但舞々と有ㇾ之、其比舞諸侯樣處今ハ無ㇾ之由、次ニ永祿元年午五月、於ニ駿府一初而御目見以後度々、天正九巳年春、濱松城江出仕御禮以後度々御用、

幸若八郞九郞家

右同斷、但高寄員數不定、

文祿慶長之間、伏見江登城御目見以後度々御用、

幸若小八郞家

右同斷、但此三家共ニ分家同時參上、

右同時以後同樣、此外三十郞、與一右衞門、小左衞門、紀十郞四軒は、右三苗の內分高百石ニ而配分故、參上之節、五ヶ年目三苗と同時罷出、御扶持方拜領銀子各差別有ㇾ之、寬政度迄勤番詰合之處、以後五ヶ年目九月參府、正月御暇と相定ニ付、三苗ニ而各番ニ罷出、

〔幸若文書〕乍ㇾ恐以ニ口上書一申上候事

今度被ㇾ成ニ御渡一候御書付ノ面、謹而奉ニ相守一候、權現樣御時代ヨリ幸若ハ少由緖御座候段被ニ聞召屆一、御陣御上洛ノ御供ヲモ被ニ仰付一、伏見大阪ニテモ先祖共少分ノ御奉公タテ仕候故、同名三人共ニ越前ニ而御知行拜領仕、一年代リニ被ニ仰付一、右ノ由緖ヲ以藝侍ノ品ニ相勤來リ、鑓ヲモ御赦免被ㇾ成、去ル十六年巳前申ノ年迄持セ來リ候處、其節御儉約ノ御書付出、町人猿樂刀ノ義、其外萬御改ノ處、幸若共ニハ江戸近ク鑓持セ候事無用ニ可ㇾ仕旨被ニ仰渡一、其已後ハ奉ニ相守一持セ不ㇾ申候、則其節

御渡被成候御書付ヲモ所持仕候事、

後小松ノ天子江先祖桃井幸若丸參内仕、一曲申上候節モ、元祖桃井播磨守ヨリノ由緒ヲ以、桐菊ノ御紋ヲ被下、幸若ノ音曲ハ末世ニ至テモ白人藝タリトノ御綸旨頂戴仕候、其趣ハ去ル七年巳前幸若共先祖書被仰付、松平因幡守殿、石川美作守殿迄指上申候事、

台德院様（○德川秀忠）御時分、同名三人ともに御夜詰被仰付、毎度御前江被召出、御咄被仰付、御暇被下候時ハ、例ノ通御時服御白銀ノ上ニ御鞍置ノ御馬拜領仕候義御座候、則御鞍御鐙卽今小八郎所持仕候事、

大猷院様（○德川家光）御時代御上洛ノ節、私親八郎九郎御借仕候、其刻參內ノ義被仰出、音曲申上候、尤先祖幸若丸參內仕候古例ノ通、白人藝ノ御式位ニ被仰付候事、

御城ニ而町人猿樂御はり紙ハ、元年ヨリ御座候へ共、幸若ノ御はり紙ハ古へヨリ無御座候、拙ジテ幸若ハ先規ヨリ一分ニ立來リ諸藝者ト替リ、乍憚御公儀様ヨリ外、諸大名方ゟ少扶持ニテモ不申請候、其外いづかたよりも只々以御合力不申請、幸若ノ末々ノものどもゟ壹紙半錢のうはまいト申義モ古へゟ無御座候、寺方町屋ニ而ハ音曲不申、万端白人藝ノ法式ニ相勤來リシ事、

一幸若ニ音曲被仰付候節ハ、前々ゟ白人藝ノ御作法取ふくさ半上下ニ而申上候、熨斗目長袴着仕候義ハ無御座候事、

一幸若ノ藝ハ古へゟ舞候儀ハ無御座候、座著ニ而申候ゆへ、本名ヲ音曲ト申、世間ニテ舞トモ申候へ共、實名ニ而ハ無御座候事、

一舞々ノ儀ハ、大かしらと申候而、舞々ノ座ヲ立上方ニ罷在候、御當地ニ而ハ芝ノ神明ニ罷在舞申、古へゟ舞々猿樂ハ世間ヨリ配斗ヲ取舞臺ニ而仕候事、

右之趣申上候段恐多奉存候へども、此段不申上候へバ、自今以後ハ舞々ト同事ノ様ニ被成迷惑

至極ニ奉存候、御慈悲ニ前々ゟノ幸若ノ筋目被聞召上、是迄ノ通ニ被仰付被下候ハヾ難在可奉存候、以上、

○按ズルニ本書ハ貞享元年幕府ニ書上タルモノナリ、

古事類苑

樂舞部十二

能樂一 狂言 併入

能樂ハ舊ク散樂若シクハ猿樂ト云フ、(散樂猿樂ノ事ハ、樂舞總載篇ニ詳ナリ、)因テ又申樂トモ書セリ、初メハ諧謔ヲ以テ主ト爲シヽガ、足利氏ノ時一變シテ、諧謔ノ事ハ狂言師ノ行フ所ニ屬シ、田樂ノ能ヨリ一轉シタル一場ノ戯曲ヲ稱シテ猿樂ト爲ス、卽チ能樂ナリ、傳說ニハ、聖德太子、秦河勝ヲシテ猿樂ヲ作ラシムト云フ、足利氏ノ頃、大和ニ外山、結崎、坂戶、圓滿井ノ四座アリ、春日社ノ神事ニ從ヒ、近江ニ山階、下坂、比叡ノ三座アリ、日吉社ノ神事ニ從ヒ、河內ニ新座アリ、丹波ニ本座アリ、攝津ニ法成寺アリ、此三座ハ賀茂住吉兩社ノ神事ニ從ヒ、伊勢ニ和屋、勝田、主門ノ三座アリ、大神宮ノ神事ニ從ヘリ、應永ノ頃、結崎次郎此技ヲ善クセシカバ、將軍義滿召シテ同朋ト爲シ、觀阿彌ト稱ス、其子元淸亦同朋ト爲リ、世阿彌ト稱ス、父子共ニ從來ノ猿樂ノ面目ヲ改メ、新曲ニ曲節ヲ施シ、舞容ヲ定メ、笛、大鼓、小鼓、太鼓ヲ以テ樂器ト爲ス、世阿彌ノ子音阿彌又名アリ、此技足利幕府ニテハ深ク之ヲ重ジ、遂ニ武門ノ式樂ト爲ス、又每年歲首ニ謠初ノ式ヲ擧ゲシガ、德川幕府ノ時ニモ恒例ノ式ト爲セリ、當時觀世、金春、保生、金剛ノ四座アリシガ、德川幕府ノ時、金剛ヨリ分レテ喜多ヲ出ス、是ニ於テ五座トナル、是ヲ御能役者ト稱シテ世祿ヲ賜ハレリ、此技足利氏ノ時盛ニ行ハレシガ、豐臣秀吉大ニ此技ヲ好ミ、自ラ舞曲ヲ奏スルニ至レリ、故ヲ以テ、武臣ノ此技ヲ修ムル者漸ク多シ、德川幕府ノ時、年始、又ハ慶

事等アル時ハ、能樂ヲ營中ニ行ヒ、諸侯及ビ士分ヲシテ陪觀セシム、又御能拜見ト稱シ、江戶ノ町人ニ觀覽ヲ許シヽコトアリ、

狂言ハ滑稽諧謔ヲ主トス、一場ノ戲曲ヲ演スルモノニシテ、大藏、鷺、和泉等ノ諸流アリ、而シテ能樂ノ中間ニ於テ、其能ノ來由等ヲ陳ブルヲ間ト云フ、八島ノ能ニ義經ノ事、兼平ノ能ニ兼平ノ事、阿漕ノ能ニ漁父ノ事ヲ陳ブルノ類ナリ、

名稱

〔下學集 態藝 下〕猿樂(サルガク)

〔庭訓往來〕可招居輩者、○中略 猿樂田樂、○中略 招居有骨之族、可召仕公私之役、

〔倭訓栞 前編 十 佐〕さるがく　東鑑に猿樂と見ゆ、猿女の故事より起れりといへり、猿女は神代紀にくはしく見えたり、邑上帝辨散樂御製に、宜學峽猿之奇態とのたまへるは、猿樂の名によりて說をまうけさせたまへる也、樂記にも俳優侏儒獶雜子女不知父子と見え、鄭注に獶、獼猴也、言舞者如獼猴戲、亂男女尊卑也といへり、一說に散樂の訛音也ともいへり、散樂は周禮より見えて、鄭注に野人爲樂之善者、若今黃門倡といへり、散樂をさるがくとよむは、駿河をするがとよむに同じと、秦廣貞が歌舞同異抄にも見えたりとぞ、○中略 本樂は衣冠束帶也、猿樂は烏帽子直垂也、禁裏には本樂を用ゐ、武家には猿樂を翫ばるゝを恒例とす、細川入道常久おきて定められし也といへり、

〔貞丈雜記 二 人品〕一猿樂又申樂とも書也、觀世、今春、金剛、寶生を四座と云、今は能樂といはずして、能役者と云人多し、又役者とばかりも云人あり、役者とばかりはいふまじき事也、何にてもすべて役を勤る者は皆役者なり、猿樂と名付る事、眞の智惠にあらざるを猿智惠と云、眞の蜻蛉にあらざるを猿蜻蛉といふ如く、眞の樂にあらざるゆへ猿樂といふ也、一說に、山王の猿が舞ひ始し故猿樂と云、又神樂の代りに神前にて舞事あるゆへ、神と云字のつくりを取て、申樂と云などゝい

ふ兩說は誠としがたし、用るにたらず、東鑑卷十四ニ云、參ニ猿樂ヿ小法師中太丸施ニ藝、上下解ニ頤云々、是今ノ狂言師ノ所作ノ類ナリ、

一猿樂と云は、散樂ノ轉語也、轉語トハ調ノ移リ變ズル也、さんがくをさるがくといひ違へたる也、散樂とは正樂にあらざるを云也、三代實錄に內藏富繼長尾米繼伎ニ善散樂ニ令ニ人大咲ニとみえたり、古ノ猿樂は人に笑らはする事を其藝とする也、今の狂言師は古ノ猿樂ノ本體を藝トスル也、今ノ能ト云フ物ハ、既に鎌倉の末の代比より始る歟、大森彥七が能興行の事、太平記ニ見メリ、東山殿ノ比より彌盛になりて、古の猿樂の風變じたり、古の猿樂は人を笑はする也、卽散樂なり、猿が舞始しといひ、又正樂にあらざる故、猿の字を付るといふ說、前に記したれども用ゆべからず、

〔賤者考〕猿は人眞似をよくする物ながら、人ならねば思ふさまならぬが、中々にをかしきより、をこ事をさるがふといふなり、〇中略此語に字を充て、猿樂とも申樂ともかけるは、田樂に分たむとてなりしを、後には猿といふ字の賤しげに聞ゆるを忌みて、その道の者附會をなし、申樂の申は神字の篇を省きたるにて、意は神樂なりなどいかめしげにいふは、捧腹にたへず、田樂を猿樂ともいひし事は、新猿樂記にてしらる、もとは同物後は異をなせり、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕猿樂はもと散樂の假字なり、散樂は莊子に散木とある散字の如く、散人散位の散も同意にて正體なきなり、三代實錄、貞觀三年六月二十八日云々、有ニ雜伎散樂透撞呪擲云々之戲ニとみえ、〇中略その後、村上天皇御製の散樂策にも、嶋嶄來朝而有ニ解頤之觀ニと書せ給ふ、恐らくは舊史の誤をうけて書せ玉へるにや、鳴滸人來朝の事はいかゞ、新猿樂記に、猿樂之態鳴嘶之詞とあり、彼是ともに誤にて鳴滸と書べし、後漢書南蠻傳に鳴滸人とあり、是なるべし、源氏物語等のかな文には、散樂をさるかうといへり、故に江家次第には散更とも書たり、〇中略宇治拾遺に、又十訓抄陪從家綱行綱兄弟が猿樂の物語りをみるに、其時に臨みてする業にて、定りて作り設けたるにはあらず、今の茶番といふもののごとし又さばかりにもあらず、古き曲もありと見えたり、散樂策に所レ謂船太、新靺鞨、魚丸、世羅國、世稱ニ妙舞ニ、また新猿

樂記、形勾當之面現早職事之皮笛、目舞之翁體、巫遊之氣裝貌、京童之虛左禮、東人之初京上、なほあまた載たり、源平盛衰記にも、猿樂と申は、おかしき事をいひつゞけて、人を笑かし侍るぞかしといへり、後世にだうけと云是なり、〇中略根元いやしき業なる故にや、順德帝の御抄には、猿樂のごとき庭上に參ることを止むべしと書せ給ひ、明月記には、下乘猿樂を召るゝ先々此事なし、仍只侍猿樂を可召といふことと見えたり、下乘猿樂とは其家をたてる猿樂なり、今も同例にて朝廷へ參ることとなしとぞ、寬喜の頃より後猿樂衰へ、北條執權の末、京都將軍の初までは、田樂のみ世に聞えて、猿樂の沙汰はなかりしが、貞和五年に四條の橋を渡さんとて、新座本座の田樂能くらべをせし時に、始て日吉山王の示現なりとて、猿面を著せし猿樂を舞出せしと、太平記に見えし、是より又田樂は衰へ、猿樂盛に行はる、その後さま〴〵の事作り添て、謠といひ、能といふ事に成し、古雅なることはなく、散樂といひし時の殘ると見ゆること更になし、是貞和以來作出せし故なるべし、職人盡歌合に、猿樂又曲舞まひといふものゝ歌、又判詞を見るに、今の狂言といふものぞ、貞和已前の猿樂といふものなるがごとし、昔の猿樂今の狂言に轉せし事ある歟、按に職人盡猿樂曲舞まひの歌判詞、ともに古き散樂とおぼしき事も見えず、又猿樂の畫は今の翁舞のすがたなり、古き猿樂は今の狂言なるべきは、別に證を求むるにも及ばざるべし、

〔松の落葉四〕猿樂

さるがくのはじめは、猿のまねしてをかしきわざしけるより、さる名はいひつらん、さてのち此たぐひのをかしきわざ何くれといできぬれど、そのおやなるゆゑに、すべてをかしきことするを猿樂といふやうにぞなりにける、そは宇治拾遺に、陪從はさもこそはといひながら、これは世になきほどのさるがくなりといへるにてゑるべし、陪從のをかしきことしたるを、猿がくとはいへるにて、ことに猿樂といふわざしたるにはあらず、さてさるがくのたぐひのをかしきわざ

といふは、西宮記四の卷、相撲のくだりに、種々雜藝とあるところに、左見蛇樂散樂、右犬、吉干とある、この四くさの藝などなり、同記に、散樂侍臣五位六位童相挍走井弄玉と見えたるにて、そのさまおほよそにはしられつ、をかしかりつるよしは、三代實錄三十八の卷に、右近衞內藏富繼、伎善散樂、令人大咲、とあるにておしはかられつ、蛇樂犬は蛇のまね、犬のまねをせしにぞあらん、吉干はそのやうさらにしられず、今の世には能といふわざをぞすなる、そのわざをかしからぬを猿樂といふは、此能にそひたる狂言の藝は、いとをかしければ、それを猿樂といひしを、後に能のかたには、いひうつせるなるべし、

〔北邊隨筆一〕猿樂

東鑑建久五年、參猿樂、小法師中太參施藝、上下解頤云々、江次第標注に、散更猿樂也とあり、いかなるわざをしつるにかあらん、上下解頤とあれば、今の世の狂言といふ物のごときわざにや、されど今は能といふ方をば、かへりて猿樂とはとなふるなり、物語ぶみどもに、さるがう、さるがうことなどいふはこれなるべし、宇治拾遺には、伶人の中より舞ひたるよしみゆ、もと能狂言といふ名も、田樂よりおこれる事とおぼしく、文安田樂能記といふものに、次刀玉、玉阿今阿兩人勤之、次能藝一番、熱田のしゆんかう門の能、二番如沙汰の能などみえ、人數をあげたる名の下に、たれ能、たれ狂言などみえたり、庭の能以後、於會所舞音曲御見聞、福若丸は御座の砌に候す、自餘は在廣庇、裝束をば著して、居ながら詞をいひかはして、表能之形、此風情亦有興、狂言相交之、兩三番松阿勤之云々など見えたり、

〔太平記二十三〕大森彥七事

曆應五年ノ春ノ比、自伊豫國飛脚到來シテ、不思儀ノ註進アリ、其故ヲ委ク尋レバ、當國ノ住人大森彥七盛長ト云者アリ、〇中略此大森ノ一族共、細川卿律師定禪ニ隨テ、手痛ク軍ヲシ、楠正成ニ腹ヲ切セシ者也、サレバ其勳功異他トテ、數箇所ノ恩賞ヲ給リテンゲリ、此悅ニ誇テ、一族共樣々ノ

遊宴ヲ盡シ、活計シケルガ、猿樂ハ是遐齡延年ノ方ナレバトテ、御堂ノ庭ニ棧敷ヲ打テ、舞臺ヲ布、種々ノ風流ヲ盡サントス、近隣ノ貴賤是ヲ聞テ、群集スル事慘シ、彥七モ其猿樂ノ衆也ケレバ、樣樣ノ裝束共、下人ニ持セテ、樂屋へ行ケルガ、〇下略

〔倭訓栞 前編二十三 の〕のう　神佛の事より以下、万の能ある事をつゞりて、舞となしたるより、能とは名けし也、ほど〳〵につけて能は必ず有べき也と、體源抄にもいへり、將軍義滿公の時に、觀世世阿彌といふものより起れりといへり、其始め神樂になぞらへ神事に勤む、よて大社に凡て其座あり、觀世は秦川勝が裔にて樂家也とぞ、又太平記に每日酒肴を調て、道々の能者どもを召集めて、其藝能を盡させて、座中の興をぞもよほしけると見え、三代實錄に、雜伎散樂競盡ニ其能一と見えたる意なるべし、

〇按ズルニ、能トハ神樂ノ才ノ男ノ才ト同ジク、藝能ノ意ナリ、

〔猿樂傳記 上〕扨此猿樂の藝を能と唱ふる事は、圓滿が家に傳へたる、翁渡しを最初に舞ての上、能を始む故、翁渡しを面とする事、シテの業にあり、能に移ては、脇師先へ出て勤る次第を、一番目の能を脇能と呼、脇師はシテに續ての藝なるを以、翁なしといへる習有て、最初に是を勤、此時はシテの翁渡しを略してせず、依之シテの業を貫首と立て能化に比し、其外の役者を所化に准ふよりして、舞ふ處を能と唱ふる故に能と號す、

〔玉勝間 九〕能といふ樂
西宮記相撲條に、相撲了能優一番とあり、能優は猿樂のたぐひと聞えたり、近き世に能といふ名はこれなるべし、此能字は音態なるべきに、のうといふはむかしより誤れるにや、
〇按ズルニ、今流布スル所ノ西宮記ニハ、吏部王記天慶二年閏七月十三日ノ條ヲ引キテ、相撲了俳優一番トアリ、

〔雍州府志古蹟八〕芝居○中略　一種有猿樂、或謂謠。樂。、古所謂散樂乎、今謂能。、各依施其所能之藝能也、猿樂神代猿田彥之餘流也、然彼徒忌猿字、是謂神樂之變風、而除神之示篇、猿代申字而用之、

〔甲陽軍鑑品第十三五〕平井の旗本侍衆、大小共に行儀惡成、武具の支度もやめ、亂舞法度あれ共、表むきは、小謠を一ッうたはね共、屋敷の裏に、座敷を立、日々夜々に亂舞を張行す、

〔陰德太平記四十七〕輝元隆景元長開陣附古志降參之事

元就朝臣老病重ラセ給ヘバ、歸テ針石湯液ノ孝ヲ可被盡トテ、元龜元年八月下旬、輝元、隆景、元長、雲州平田ノ陣ヲ立テ、藝州ヘ歸給ケルガ、路ヨリ杵築大明神ヘ社參有テ、○中略捧ゲ物千捧許ニ及ケレバ、唯寶ノ山ノ動キ出タルニ不異、千家、北島ノ兩國造、社人等ニ鼓舞ノ堪能共多ケレバ、亂。舞。可相催ナド申シケレド、元就ノ御不例無心元トテ、翌日早天ニ同所ヲ立テ歸リ給、

○按ズルニ、亂舞ハ亂雜ニシテ章ナキノ謂ナリ、舊クハ五節淵醉、其他酒宴等ノ時ニ、之ヲ爲シシガ、後世ニハ能樂ヲモ或ハ亂舞ト稱セシナリ、

〔翰林葫蘆集六〕觀世小次郎畫像

秦河勝者、化生乎人王三十代欽明天皇之御宇者也、天皇一夕夢有神童言曰、我是秦始皇之後身也、以有緣生於日域、請爲臣矣、時大和州有洪水之變、初瀨川大漲、有大甕流來、止于三輪明神廟前、土人開之視、則有一男子、身體如玉、土人奏之、天皇曰、所夢見者此人也、擧美之、賜姓曰秦氏、其才智與年相長、至十五歲授大臣位、而奉五朝政、至推古女主之時、豐聰太子監國、祭祀天地神祇、以布安國利民之政、因作六十六番之面、命河勝弄假貌異、遂於橘內裡紫宸殿前、令作此伎、由是四海波穩、万民康樂也、太子以其神樂析神字、名之曰申樂、說文云、申亦神也、大歲在申、以猿配之、故後世稱之曰猿樂、以爲孫供奉之類也錯矣、河勝遂入攝津州、遊難波浦、乘一小舟、任風之所行、而舟浮西海、著播磨岸、土人聚觀、其形非常之人、靈威可畏矣、共謀立神祠祭之、曰大荒明神、其後人王六十二代村上天皇萬機之暇、觀

覽太子所筆申樂延年記、告群臣曰、上敬諸神下安庶民、莫過於申樂、卽河勝遠孫秦氏安重興此伎、又有紀氏某、爲氏安女弟之婿、故二人共倶起之、日々舞之於大內殿前、天皇以六十六番事繁、而一日難徹、故抽其事爲三番、稻積翁代積翁父丞是也、自此傳之、至氏安二十九世之孫、是號金春、大和州圓滿井之座是也、太子所親作之鬼面、秘在此座、於是大和州有四座、外山、結崎、坂戶、圓滿井是也、奉春日神事、江州有三座、山階、下坂、比叡是也、奉日吉神事、河內有新座、丹波有本座、攝津州有法成寺、此三座奉賀茂住吉神事、伊勢州有和屋、勝田、主門、此三座奉大神宮事云、○下略

〔世子六十以後申樂談儀〕一やまとさるがくは、かうかつ〻より、すぐにつたはる、あふみは、きのかみとて有し人のする也、さてきうち也、時代能々たづぬべし、やまとたけだのざとあいのざ、はうしやうのざと、うち入〳〵有、たけだは、こんほんのかうかつ〻よりのめんなど重代有、てあいのざは、先は山ださるがく也、伊賀の國服部の杉の木と云人の子息、おゝたの中と申人、やうしにして有しが、京にてらくいばらに子をまうく、其子をやまだ小みの大夫と云人やうしして有しが、三人の子をまうく、ほうしやう大夫生一、觀世三人、此人のながれ也、彼山だの大夫は早世せられし也、こんがうは、まつ、たけとて、二人かまくらよりのぼりし者也、名字なし、猶たづねてきしおくべし、あふみは、みましのざ、久座也、山科は山科と云所のかせ侍成しが、みましがむすめとかして、さるがくに心ざして、山科の明神、春日にて御座歟、籠て進退をいのる、からすしやだんのうへより物を落す、見ればおきなめんにてまします、此うへはとて、さるがくに成、ちやしをば山科におき、をととをば下さかにをき、三男をばひえにをく、其より三座のながれと成、然共山科そうりやうなれば、日吉の神事、いまに正月朔日より七日にいたるまで、山科獨してをきなをす、彼めん也、○中略今のいはどうを、うぢしもさがと云名字をのぞきて、日吉と號す、近比山よりのげちといへ共、無念成こと也、みまし、大もり、さかうと、下三座、丹波のゑゆくは、かめ山の皇帝の御前にて、申樂をせし

時、長者になさる、新座、本座、法勝寺の三座の長者也、道の面目、何事かこれにしかん、〇下略

〔花傳書一〕夫申樂延年のことわざ、其源を尋るに、この國にはじまるところは、地神五代あまてる御神の御時に、天の岩戸の神遊し給ひし時、八百万の神たち、たかまが原にあつまりたまひ、此曲をつくり御はじめあつて、岩戸のまへにてかぐらといふ事をそうし給ふ、其神樂成就して天照皇太神宮岩戸を出給ひ、日本あきらかになるより、此かた今に此曲繁昌也、されば目出度曲なればとて、其風をつたへまなぶといへ共、代へだゝりぬれば、其風をまなぶ事及びがたし、かぐら管絃は役者あまたなれば、諸人もてあそぶ事なりがたし、近代あまたの役者を略し、なり物のしやうかをかぞへ、のふといふ事を作り初也、其みなかみをたづぬるに、御門より秦川勝に仰て、天下安全のため、又は万人快樂の爲に、おもしろき曲をつくり候へとありしかば、川勝承て其とき三十三番の能を作りはじむる也、然共今のやうなる能の心もなく、和歌を上たゞ打はやして、一曲一かなで一座の遊びまでにてありつるを、中比天下に竹。田。は。つ。と。りとて、兩人曲の名人ありつるが、此曲を再興し、其時彼兩人六十六番ののふを作り、色々の曲をそへたる也、今にかずの能と申は是也、竹田は今春大夫なり、はつとりは當家〇觀世の源なり、されば神代のまなび、はやしはかつら男のよそほひをにせ、うたひは神歌を表せり、然に神事にのふをすると云も此儀也、

〔二百拾番謠目録〕作者之人數

結崎治部秦清次本氏平、服部、雅名觀世丸、後三郎、落髪號觀阿彌、宗音、應永十三丙戌五月十五日死、五十二歲、

〔運歩色葉集佐〕申樂大和〇猿樂近江〇

〔尺素往來〕爲勸進、〇中略和州江州之猿樂、各可播所能候、

〔貞丈雜記二人品〕一近江猿樂と云事、舊記に有り、猿樂の謠のふしも所々にて違ありし也、古今童蒙抄云、文明八年一條攝政兼良公作あふみぶり、古今集大歌所御歌也これはあふみの國より出たる曲也、曲の字をふりとよむ、たとへ

流派

ば今の代の猿樂などに、あふみぶし、やまとぶしなどいふがごとし云々、是近江猿樂、大和猿樂謠のふし違ひし也、

〔猿樂傳記上〕四座幷喜多座の始等の事

古代は猿樂國々に有之、十六家あり、丹波猿樂と云も、今の者共多く丹波に住居して、京都より其業を聞て招る、時は出京し、國大名より招る、時は、其國へ罷越滯居して、又古鄕に歸り住居す、今春金剛を始、觀世、梅若、春日、長命等彼家十六家也、喜多十大夫が家は此外也、

〔後愚昧記〕永和四年六月七日、今日祇園御輿迎也、〇中略大樹〇足利義滿構棧敷四條東洞院見物之、件棧敷、賀州守護富樫介經營、依大樹命也云々、大和猿樂兒童、觀世之猿樂法師子也被召加大樹棧敷見物之、

〔春日社參記〕廿八日〇寬正四年九月、足利義政春日社參詣、後宴とて、けふは又きのふの御棧敷に引かへて、うつくしき桙木どもにて、白く作りみがける所にて、廿五日のやうに、やまと猿樂の四座とかや、さま／＼の興を盡して、はてには田樂など有て、子の剋ばかりにぞ還御なりける、

〔當代記〕慶長十年七月七日八日九日能有之、初二日觀世大夫行之、後一日ハ日吉、梅若、八大夫仕之、此三人ハ丹波猿樂也、

〔人倫訓蒙圖彙二〕能　能といふ事、むかしより有といへども、其傳記たしかならず、百一代後小松院の御宇鹿苑院相國公〇足利義滿の代に、觀世世阿彌といふ者、公方家の能大夫として、盛に是をもてあそび、一家をたてゝ、觀世流あり、今にいたつて第一也、觀世より今春、保生わかれ、今春より金剛、座わかれて、是を四座といふ、猿樂といふ事は、神代猿田彥の餘流のいひなりとかや、

〔明良帶錄世職〕四座猿樂

御能役者と稱す、〇中略室町將軍家是を好み玉ふ、此時觀世音阿彌寶生等此曲を傳へて賞美を得たり、此曲に長じたるもの金春、金剛及び喜多氏、また一流之曲を傳ふ、觀世寶生を上懸りといひ、

金春、金剛、喜多を下掛りと云也、皆能大夫と稱す、(〇下略)

〔猿樂傳記 上〕四座幷喜多座の始等の事

金春、金剛は、奈良に住居して、京都の御用には罷登り相勤、觀世、寶生は、京住して居ながら直に相勤る、是よりして、觀世、寶生を上掛りと云、金春金剛を下掛りと呼ぶ、

〔甲子夜話 九十五〕コノ三月(丁亥)觀世大夫ガ宅ニ能ヲ見物ニ往テ、弟ノ四郎ト四方山ノ物語セシ中、予(〇松浦清)云フ、四座ノ流ヲ、世ニ上掛リ下掛リト稱スルハ如何ナル故ゾト問ヘバ、コレハ某ガ先祖モ寶生ノ先モ、京ニ住シテ、時ノ公方ノ能舞ノ事ヲ承ル、金春ト金剛ハ奈良ニ在テ申樂ヲ爲ス、因テ俗ニ、近キヲ上ト云ヒ、遠キヲ下ト云ショリ起ルト、然ラバ喜多ノ家ハト問ヘバ、是ハモト金剛ノ弟子ナルヲ、憲廟(〇徳川綱吉)ノ御寵遇ヲ得テ迺別ニ一家トナル、此時御用ノ爲トテ假面ヲ金剛ニ乞シニ、コレハ重代ノ物ユヱ家ヲ離シガタシ、其代リニトテ、金剛ガ俸祿ノ中ヲ分チ與フ、コレ今喜多ノ有スル所ナリト、

〔堺鑑 下〕宮尾道三

今春及連ノ家人也、此地ニ來テ上源町ニ住ス、今春家ノ謠ノ中ヨリ、又一流謳出セルニ依テ、是ヲ宮尾流トテ世ニ用、

〔運歩色葉集 葉〕班女(能名) 巴園(同) 羽衣(同)

〔同 遠〕能名 追松 小鹽 負燒 女郎花 姨捨山 隱岐院(小原御幸) 唐船 立田(又同龍田)

〔同 多〕檀風(能名) 武文(同) 當麻(同) 大會(同) 高砂 谷行(同) 竹雪(同) 田村(同) 玉葛(同) 道明寺(能名) 道成寺(同) 太刀堀 丹後物狂 短尺忠則(同)

〔同 久〕黒主(大伴黒主能名) 黒塚(同) 皇帝(同) 玄宗 花月(能名) 草苅(同)

〔同 婦〕二人閑(能名)

〔同 阿〕能名 朝顔 葵上 嵐山 敦盛 案山子 蘆苅 綾鼓 合火 蟻通 藍染川 安宅判官 安達原 阿古貴

〔同 佐〕能名 犀鶖 實盛 貞任 三咲 佐衣 佐保山 双子洗 西行櫻

〔同 遊〕雪鬼(能

名〔同見〕能名　三輪　御裳　陸盛　身賣　三井寺〔同志〕能名　舍利　猩　慈童　嶋廻　白鬚　俊寛　師子王　重衡櫻　死體送　志賀忠則　四位少將　自然居士　酒點童子　敷地物狂　俊成忠則　七騎落忍〔同毛〕能名　守屋　盛久　求塚　文覺〔同勢〕能名　蟬丸　是害昭君　先帝　鐘馗　誓願寺　殺生石　千手寺　千手重衡　西王母〔同貝〕能名　須磨　鈴鹿山　角田川　菅生物語

〔謠諸流名寄〕脇能

高砂太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
加茂同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
玉井同　觀世、寶生、金剛、喜多、
右近同　觀世、寶生、
竹生島同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
江島同　觀世
逆鉾同　觀世
大社同　觀世、寶生、金剛、喜多、
西王母同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
放生川同　金春、寶生、金剛、喜多、
源大夫同　金春、寶生、喜多、
岩舟同切拍　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
繪馬同　寶生、金剛、喜多、
浦島同　寶生

老松同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
難波同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
氷室同　觀世、寶生、金剛、喜多、
呉服同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
弓八幡同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
代主同　觀世
和布刈同　觀世、寶生、金剛、喜多、
鶴龜同、月宮殿喜、　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
輪藏同　觀世、寶生、喜多、
淡路同　金春、金剛、
富士山同　金春、金剛、
室君同　金春
伏見同　寶生
御裳濯同　喜多

白樂天同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
白髭同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
養老同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
志賀同　觀世、寶生、喜多、
寢覺同　觀世、寶生、
九世戸同　觀世、寶生、
嵐山同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
東方朔同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
道明寺同　觀世、寶生、金剛、喜多、
佐保山同　金春
鵜祭同　金春
金札同切拍　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
松尾同　寶生

二番目

田村　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
兼平　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
經政　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
巴　觀世、寶生、金剛、喜多、
知章　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
通盛同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、

清經　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
八島　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
敦盛　觀世、寶生、金剛、喜多、
生田敦盛　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
碇潜　金剛
朝長同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、

忠度　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
頼政　觀世、寶生、金剛、喜多、
箙　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
俊成忠度　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
實盛太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、

三番目

東北　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
夕顔　觀世、寶生、金剛、喜多、
源氏供養　觀世、金春、寶生、金剛、
松風　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
楊貴妃　觀世、寶生、金剛、喜多、
吉野靜　金春、寶生、金剛、喜多、
杜若太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
六浦太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、

野々宮　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
芭蕉　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
采女　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
熊野金春喜多ハ湯谷　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
半蔀　觀世、寶生、金剛、喜多、
空蟬　寶生
羽衣太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
藤太コ　寶生

佛原　觀世、寶生、金剛、喜多、
井筒　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
江口　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
二人靜　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
千手　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
祇王　寶生、金剛、
誓願寺太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
陀羅尼落葉太コ　寶生、喜多、

四番目五番目

善界太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
黑塚太コ觀世ハ安達原　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
春日龍神太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、

舟辨慶同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
殺生石太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、

鞍馬天狗同　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
紅葉狩太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
女郎花太コ　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、

錦木 太コ 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
小鍛冶 太コ 觀世、寶生、金剛、喜多、
羅生門 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
咸陽宮 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
百萬 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
小鹽 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
卷絹 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
山姥 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
唐船 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
西行櫻 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
熊坂 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
野守 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
皇帝 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
舍利 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
融 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
谷行 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
藤榮 同 金春、寶生、金剛、喜多、
照君 同 金春、寶生、金剛、喜多、
千引 同 寶生
綾鼓 同 寶生

葵上 太コ 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
合甫 太コ 觀世
張良 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
車僧 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
三輪 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
龍田 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
邯鄲 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
阿漕 同 金剛ハ阿古木、金剛、喜多、
鵜飼 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
正尊 同 觀世、寶生、喜多、
禪師曾我 同 觀世、寶生、喜多、
烏帽子折 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
大會 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
土蜘 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
大江山 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
國栖 同 金春、寶生、金剛、喜多、
雨月 同 金春、寶生、金剛、喜多、
常陸帶 同 寶生
求塚 同 寶生、喜多、
草薙 同 寶生

舟橋 太コ 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
松山鏡 同 觀世、寶生、金剛、喜多、
鐵輪 同 觀世、寶生、喜多、
鵺 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
蟻通 同 觀世、金剛、喜多、
雲林院 同 觀世、金春、金剛、喜多、
葛城 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
鍾馗 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
項羽 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
調伏曾我 同 寶生、金剛、喜多、
海人 同 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
龍虎 同 觀世、喜多、
第六天 同 觀世
藍染川 同 觀世、寶生、
胡蝶 同 寶生
雷電 同 寶生、金剛、喜多、
三笑 同 寶生、喜多、
護法 同 寶生
豐干 同 寶生

枕慈童同　寶生	絃上同　寶生、金剛、喜多、	一角仙人同　金春、寶生、喜多、
檀風同　寶生、喜多、	大蛇同　寶生、喜多、	鷄龍田同　寶生
飛雲同　寶生、金剛、喜多、	須磨源氏同　寶生、喜多、	愛宕空也同　喜多
鱗形同　喜多	現世鵺同　喜多	葛城天狗同　喜多
天鼓同　觀世寶生ハ太コナレ　觀世、金春、寶生、		關原與市同　寶生ハ太コナシ　寶生喜多
大瓶猩々同　觀世	吉野天人同　觀世	猩々　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
富士太鼓　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	梅枝　觀世、寶生、喜多、	花筐　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
班女　觀世、寶生、金剛、喜多、	蟬丸　觀世、寶生、金剛、喜多、	三井寺　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
櫻川　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	柏崎　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	雲雀山　觀世、寶生、金剛、喜多、
玉葛　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	浮舟　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	花月　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
自然居士　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	東岸居士　觀世、寶生、金剛、喜多、	安宅　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
蘆刈　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	善知鳥喜多ハ烏頭　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	盛久　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
通小町　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	春榮　觀世、寶生、金剛、喜多、	橋辨慶　觀世、金春、寶生、
小袖曾我　觀世、寶生、喜多、	元服曾我　寶生、喜多、	夜討曾我　觀世、寶生、金剛、喜多、
小督　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、	大佛供養　觀世、寶生、金剛、喜多、	忠信　觀世、寶生、
草紙洗　觀世、寶生、	住吉詣　觀世、寶生、金剛、喜多、	松虫　寶生、金剛、喜多、
籠太鼓　金春、寶生、金剛、喜多、	放下僧　金春、寶生、金剛、喜多、	七騎落　觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
高野物狂　寶生、喜多、	歌占　寶生、金剛、喜多、	三山　寶生
接待　寶生、喜多、	竹雪　寶生、喜多、	弱法師　觀世、寶生、喜多、

謠曲

錦戸 寶生
加茂物狂 寶生、喜多、
鳥追舟 寶生、喜多、
滿仲 寶生、喜多、
土車 喜多
籠祇王 喜多
水無瀨 喜多
飛鳥川 喜多
二人祇王 喜多
定家 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
大原御幸 觀世、寶生、金剛、喜多、
當麻 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
遊行柳 觀世、寶生、金剛、喜多、
藤戸 金春金剛喜多ハ太コ有 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
景清 觀世、寶生、金剛、喜多、
俊寛 觀世、寶生、金剛、
鉢木 觀世、寶生、金剛、喜多、
角田川 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
石橋太コ 觀世、寶生、喜多、
道成寺太コ 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
戀重荷太コ 觀世
檜垣 觀世、寶生、金剛、喜多、
砧太コナシニモ 觀世、寶生
木賊 觀世、寶生、金剛、喜多、
伯母捨太コナシニモ 觀世、寶生、金剛、喜多、
卒都波小町 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
關寺小町 觀世、金春、寶生、金剛、喜多、
鸚鵡小町 觀世、寶生、金剛、喜多、
望月 觀世、大男勤、寶生、喜多、
鷺若年ニテ相動 觀世、寶生、喜多、

〔嬉遊笑覽歌舞五〕寛正の頃興行ありし猿樂能の謠の名に、出雲十柄、鶴次郎、打入曾我、梶原二度のかけ、星宮など書しもの有り、今の内外二百番といふは見えず、今その名の轉じたるか、廢れたるか、しらずといへり、按ずるに、今二百番の外百番の内に似たるものあり、十柄は大鶴といふあり、二度のかけは梶原座論あり、伏木曾我は夜討の事なれば、是打入曾我なるべし、外二番の音とはかはりたるものと見ゆ、其謠曲共みて知べし、其他もあらめど、いまだ覺悟せず、

〔隨一小謠繪抄〕一鳥屋野といへる謠は、親鸞上人四百五十五年の御忌に作られたる能なり、一向宗の門徒は覺え居べきうたひなるべし、板本あり、

〔和漢三才圖會藝能十六〕謳〇中略

謳齊レ聲而歌也、不レ用二絲竹一相和、徒歌曰レ謠、〇本字會中略

凡謳出於源氏物語及和漢軍記者多矣、如高砂以延喜帝稱當代、如羽衣本於遍照僧正之諷詠、如三輪預于玄賓僧都之類、皆近世製也、太子〇聖德製三十三番者何耶、慝此鑿說矣、〇中略如今四座曲節有定格家傳、鍛練甚難、爲遊藝之上、而貴賤老壯必用之、

〔猿樂傳記上〕後嵯峨院の御宇に、往昔村上帝の御文庫に納メ置給ひし十六章の謠。物。の次第、叡聞に達し置たるを思召出され、謠舞べき物なりとて、上代よりの樂人の頭人たる、大和圓滿が家の者に賜ふ、故に音曲の鳴物を添て、今の能を仕始たり、此圓滿の家といふは、聖德太子、倭國の音樂舞樂を定め給ふ時、川勝大臣を以て、其事に預らしめらるゝに付、子孫へ傳へて代々樂頭たり、故に今圓滿に謠舞べき由を仰有し川勝大臣の時より、圓滿猿樂の家にして、とう〱たらりの翁渡し、家に傳るを以、其吟聲にて十六章の謠物を諷ひ、其謠を囃す笛鼓にて是を囃して、舞曲を取立たり、其吟聲は僧家に伽陀と云呪讃の吟聲を元として、移し來る處也、是太子の神道習合を始給ふによる也、〇中略其十六章の謠物、今の曲舞計也、一芭蕉、二東北、三源氏供養、四錦木、五何、六何、七八九十何々と、十六章ありしを、圓滿が是をはじめてより、前にさし、次第の文段を添跡に論義、切り謠迄の文句を足し、今の一番謠と成事珍らしく、世に翫ぶを以、其後一休和尙、山姥、江口を作り、段々一番物の謠出來たり、後來其一番物百番に及び、又二百番と成、三百番に及びて、其餘近來は六七百にも及ぶ、觀世家にて遊行柳出來、朝鮮陣の時、肥前の名古屋の御陣城において芳野詣、高野詣、明智等の五番、太閤御慰能として出來たり、羽衣は權現樣駿府に御座の時出來、角田川は關東御入國の後、彼地の遊民夫婦して、舞に似たる座敷藝を、渡世とせし者仕始たる由也、

〔鹽尻二十〕一猿樂の謠に、源氏供養といふは、源氏物語の表白を取り、略して曲舞に作りし物也、

〔世事百談〕道成寺

道成寺の謠曲の安珍清姬がことは、もと法華驗記に見えて、寡婦と旅僧の事として名をしるさ

ず、元亨釋書の安珍が傳に、その事をしるして安珍がことゝせり、日高川の繪詞、あるひは道成寺の繪詞ともいひて、安珍がことを繪がけるもの三卷あり、又賢學物語とて、賢學といふ僧のこととして作れる畫卷一卷あり、その道成寺のことを謠曲に作れる時に、安珍にまなごの庄司が娘清姬が戀慕するよしに作意して、かつ許多の脚色をそへたり、おもふにまなごは氏にはあらで異名なるべし、あまりに娘をふかく寵愛するといふ心にて、愛子の庄司とは名づけしなるべし、されば謠曲の文句にも、庄司娘を寵愛のあまりになどいふこともあり、

〔慶長日件錄〕慶長八年九月二日乙卯、當番早々參、○中略今日、昨日壁書之趣被仰出、○中略

又爲私定置條々之事、○中略

一各こうた、まひ、うたひ、幷雜人共わるぐるひ停止事、○中略

右條々、隨分互申合可相嗜候、其上於違背者、各迄可申達候也、

慶長八年九月二日　各連署加判形

廣橋大納言殿

勸修寺宰相殿

〔後は昔物語〕京の丸山の貸座敷抔に諷講といふ事あり、尤素人にて諷を好む人、いひ合せて番組を作り、座敷を借りて諷ふ、蔭の一間或は緣がはにもあれ番組をはり、何シテ誰ワキ誰など張出し置て、蔭にて謠ふに、諷を好ける人、けふは丸山に諷講ありといふ、行て聞んとて、好きの人といひ合せ、辨當抔こしらへて、一間蔭、あるひは緣がはにて、其素諷を六番も七番も聞て歸ると也、これらの心の人は、人多き江戸には一人も有べからず、彼の松の內開て居たる如き人心よりも、猶堪忍强き事也、これらを聞ては、ちと耻敷も思ふべき也、

〔紳書一〕一今井元昌物語に、六官と云唐人は、本朝の語によく通じて、小歌淨瑠璃三味線なども、本

朝の堪能なるに同じかりしが、謠をうたふ事は、いかにも叶ひがたき由申き、凡唐通辭共のよき口の者に限て、謠ばかりはうたふ事成がたし、此調子いづれの國にもなき事成よし唐人も申き、

〔人倫訓蒙圖彙七〕謠　ふかあみがさにつれ謠、いかさましだしは、ゑさいらしく、耳をかたぶけて聞ば、其まゝかたはらのいたひもあり、一向こぐちからさいく成もあり、中にも顏のかは念の入たるは、大道にてあいてなしに能をする也、泰平の御代とて、たれとがむる者もなく、すき〳〵のむしがあつて、足を留てみてゐる衆生もあり、

〔花傳書三〕抑謠といつは歌道より出るなり、先難波づの淺香山のことの葉によそへて、長歌をつづけ、それにふしをつけてうたひと號せり、○中略貴人高人の御所望のときも、俄うたひつまらず、おりにふれたる謠口にいづる物なり、第一に字章、かいかふ、文字うつり、のべ、ちゞめ、ゆる、ふる、ほる、はつす、いる、くる、あげ、さげ、一字つめ、二字つめ、三字あがり、三字さがり、三つひき、文字をくり、ならぶふし、たつみあがり、ほど拍子、きつてきらずふし、なまり、あたる、はる、其外次第、道行、付ふしせれふかゝるふし、さしごゑ、さしごと、一せい、小うたひ、いろ、言葉、曲舞、上は、ろんぎ、入は、あひのうたひ出は、きり、かくのごとくのうたひわけ、みな人つねに是をうたふといへども、こゝろをしりてうたふ人なし、それ〳〵のこはいろをうたひわけ、五音たゞしくうたふ事、第一のならひなり、又十體といふ事あり、是あまりいらざる物なり、高上のまへにてうたひわけきかせ候はでは、筆には書がたし、たゞ五音といふ事、謠わけねば面白きといふ事なし、謠やうの事、あら〳〵これにあらはすところの條々如此、○中略

一船中のまひの祝言は、自然居士の曲舞、養老のきりなり、

一歌の會連歌の後などに、謠ひ是あらば、蟻とをしの曲舞是可然候、其いはれは紀貫之は、世にかくれなき歌の名人にて、御書所をうけたまはり、いにしへいままでのうたのしなをえらび、古今

集をつくりたり、これも一代集のかしらなり、さるによつてうたのみなかみは、古今集にこえたる事はなし、かるがゆへに歌道のあそびの後は、此曲舞をうたへとあり、

一五音のまきうたひの大事、是にきはむる處の條々、先五音とは祝言、幽玄、戀慕、哀傷、亂曲、この五つのこゑのわかち也、よく心得べし、世間に謠手おほくありといふ共、五音に謠わけ候人はまれ也、五音たゞしくうたはずば、うたひ面白きといふ事有間敷なり、万事をすてゝ五音のたんれん心がけ肝要也、○中略

一第一祝言、この曲味はたとへばとしのはじめの御よろこびといへるがごとし、これはこまごましき事もなく、たゞ祝言と一體するのみなり、されば曲にいりほかなることなく、こゝろには祝言をふくみ、いらりと字性たゞ敷する〱とうたふなり、○中略

一第二幽玄、此曲味はよせいを本とす、○中略幽玄といへばとて、引はへてなが〱敷ゆふ〱とうたふにはあらず、心のうちにゆうをもちうたふといへり、只玄うげんの長閑かなる儀なり、殊に幽玄はものつよきを本とす、かへす〲ゆうげんの二字、よく分別有べし、○中略

一第三れんぼ、此曲味は以前の幽玄のふかくなりたる也、よせいを思ふ曲味切なり、○中略

一第四哀傷

此曲味は春の花もみなちり〲に成はてゝ、野山も風の物すごき木々のこずゑ、あさぢがはらのけしきを見るがごとし、そめ〲つる色をつくしはてゝ、ばうをくのあれたるに、むしのこゑかすかなるこゝろなるべし、○中略

一第五亂曲

此曲はたけたる曲なり、うたひいまだいたらざるに、われとたけさせてうたふは、さらにきかれず、○中略是もまへ〲の四音をすぐれてうたひ候ては、いかでか此らん曲となるべき、當時のう

たひはゑうげんよりはや亂曲になり候間、古人の申をかれ候事ども、皆ほうぐになり候、たゞし世上如此候とて、此道をすつる事も有間敷事に候、よく〱分別かんようなり、〇中略

一ふしにかねの位といふ事あり、右の上下の心也、又字うつりに前をながく引は、のちをつむる、まへをよすればのちを長く引を、四寸六寸といへり、これは字づもりの心のかねなるによりて、かねの位といふ、たとへば六寸と六寸とあはせ候へば尺にはづれ候、謠もまへをひき、またおもしろがらせて、のちをもひけば、六寸と六寸になりてうたひしたるし、この用心のかねなり、然によりて六寸四寸に謠候へば、尺にあふ也、かるがゆへによつてなり、

一うたひのいきつきの事、女能などにあら〱といきをつく事、見ぐるしきもの也、いきのつきやう、いかにもゑづかにつきてよし、

一うたひに一字づめ二字づめといふ事は、一字つめて二字のぶるを、一字づめといふ、又二字つめて一字のぶるを、二字づめといへり、三つながらのぶる事、寸にのび心のかねにはづるゝにより、うたひしたるし、返々きらふ也、

一文字をくりといふ事、ながき字二つつゞき候時は、まへのながき字をうたひけし、さきへはやくとりつけば、うたひかろし、これを文字をくりといへり、〇中略

一音曲聲出口傳　一調　二機　三聲

調子をば機がもつ也、吹物の調子をねとりてきにあはす、まして目をふさぎて、いきを内へひきて、扨こゑを出せば、こはさき調子のなかより出る也、調子ばかりをとりて、きにあはずして聲をいだせば、こはさき調子にあふ事さうなく、調子をば機にこめて、こゑをいだすゆへに、一調子、二機、三聲とはさだむる也、また三調子をばきにてもち、聲をば調子にて出し、文字をばくちびるにてわかつべし、文字にもかゝはらぬほどの曲をば、かはのふりやうをもつて、あひしらふべし、

〔花傳書二〕一座敷にてうたひの調子の事、小座敷にては平調よりうたひいだし、雙調にあげてうたひとむるなり、

ひろまにては、雙調より黃鐘にうたひあげてとむるなり、もしはやしながくあらば、十番目ほどには盤涉にあげて可然候、さりながら是は當座のざしきの相應の調子なり、これを時の調子といふ、

〔世子六十以後申樂談儀〕一音曲のこと、音曲とは能のしやうね也、さればかんよう又此道也、音曲の上古と申さんは、五音は四しやうよりうつりよさうをうたるべし、五音相通のことは、たゞならひ成ば、しるべき事のみならずといへ共、先有べき分さいは、しゆがくして、しゆうげんをば、いづれの調子こゝろをもつていひ、かなしみをばいづれのこゝろにていふと、道を分てしらずは有べからず、けいこの次第と云は、先わがこゝろの正體を分別しての上のこと也、さて正路にもとづくべし、すく成かゝりは祝言也、是をぢたいとしてゆうげんのかゝり、れんぼのかゝり、あいしやうむ常音など、其かゝり〳〵、うもん無文の心ねつきて、たけたる位にのぼるべし、一返に心をやりて、よをきらふべからざること、能の十體に渡ることゝしるべきが如し、たゞ音曲はうつくしくきんにかなへるが上くわ也、又くせ舞小うたの差別有事を心得べしさるがくはこうたかゝりのみにて、くせ舞はかくべつ也、然共觀阿白ひげのくせ舞をうたひしより、いづれをもうたふ也、然共たゞあげさげ計にて、うちなりたるくせ舞だうの音曲にてはなし、かれをやはらげたる也、されば、くせまひはくせ舞とうたひ、こうたにもしな〳〵の體有ことをわけて、又あふみでんがくにもちゝとかはれることを心え、能をもかき、ふしをもつくべし、いたり〳〵て能音曲の一心にきする所、萬德の妙くわをひらく成就なるべし、○中略

一くせ舞とこうたのかはり目、くせ舞は立てまふゆへに、ひやうしが本也、くせ舞には、わうしゆ

と分けてうたふと心得べし、たゞうたひはふしを本にす、あひをんとうたふと先心得て、ふしをもつくべし、ゑげひらに、こゝぞゑんぶのならざかに、此こゝぞゑんぶのならざかにのふし、くせまひには有まじきふし也、こうたふし也、曲舞ならば、をくりてひんなまらするやう成べし、西國くだりの曲舞に、あしの葉分の月の影、かくれてすめるこやの池、かくれてと、句をもつ心ねにうたひしを、南阿、曲舞ふしならば、なほひんなまらかせと申されける程に、それより今のふし也、よろぼしのくせ舞、そこしやうねはくせ舞也、くせ舞は次第にて舞そめて、次第にてとむる也、二段有べし、後の段はよすべし、かうの物、なにのなにて有ければ、かんのことのいかいかのと、二斗ないし三斗も、をなじかゝりにいひて、さてかかんのことのとくる也、たゞかうのもの一にて、やがてくるはわろき也、後のだんのするゑ、かうのものにならんとて、まへに有のぼりふし也、とくとくとさそはれて、身をうきくさのねをたえてなんど云所也、有難も此寺にげんし玉へり、有ときはせうねつ、大せうねつのほのほにむせび、有ときはなど云所也、眞實ののぼりふしにては有まじ、さりながら、次第々々にのぼればのぼりふし也、是皆くせまひをやはらげたる也、〇中略一たゞかゝり也、むかしのやまと音曲は、さしてかゝりなければ、もじなまりよく聞ゆ、かゝりだによければ、なまりはかくるゝ也、かやうに、あだ成夢の世に、われらもつゐに殘し、何一ときをくねる覽、いづれもなまりたれ共、かゝりありてなまりかくるゝ也、南阿彌陀佛日本一の音曲といはれしうたひ也、喜阿がふし也、たう阿、やう〳〵はかなやなど、さらばしやくそんの出世には生せざる覽、つたなきわれらがくわほうかなや、是をいづれもきたなき音曲なれ共、かゝり面白あれば、たうよりも日本一とほめられし也、たう阿うたひとつけしもの也たけたるかゝりの有は、音曲たけ有て聞ゆる也、らう人こたび申やう、われは手なづち、あしなづち、むすめをいなだ姫と云ものにて候也、ちゝのらうおう手なづちは、げんだゆうのしんとあらはれ、東海道のりよ人をま

もらんとちかひ給り、ちともおちず、くわ〱といひたる、たけ有ておぼゆと也、なにの何んとくつてほろりとおとす、南阿みだ佛のふし也、かはたけのながれの女と成、さきのよのむくゐまで、おもひやるこそかなしけれ、へい家ふし也、ねひ觀音力、たうしんだん〱の所、ふしもことばも、ひやうしもさうおうたり、音曲はれんぼか丶り、花が有也、ふしと云はたけなどにも有やうに、先わるきことをもいふか丶りが本也、つんときつて引のべうとてつむる、皆か丶り也、さてか丶りは何ぞと、立かへりてみれば、ゆうにほうのこときの事也、

一もじなまり、ふしなまり、何のと云てにはの字のなまりたるがふしなまり也、もじのなまりたるもじなまり、もんじもてにはの字もをなじことなれ共心得分べし、松には風の音は山、此松には風のふしなまりたるよし申せど、秋の野風にさそはれて、此野風同やう也、よきふしなまりは面白、させるかんなきに、ふしなまりををくべからず、うたにも、やまひにをかされぬうたはくるしからず共いへり、小野の小町はのは、こはきもじ也、いひすつべし、人の宿をばかさばこそ、いひかけておとす、わろし、さやうのこともあれど、こ丶にてわろし、かさばのばよりさぐべし、夏の祝言にうけつく國、つくとあたるわろし、すぐに言べし、みかさのもりののもじすぐ成べし、一念彌陁佛の念すぐにいへばこはし、かやうのときは、ねんとひやうしやうのか丶り成べし、是はふし也、とりわき、神風やはじめたてまつり、たてとあたるわろし、すぐに云べし、めぐみひさし、久となまればわろし、はるごとに、きみをいはひて、はひてとはるべからず、ゆふべの風にさそはれ、ゆふべのへを下すべし、らうおういまだ、いまだをすぐに云べし、げにや、皆人は、六ぢんのきやうにまよひ、皆人は六ぢんと、きうにはをいひすて丶、すぐにうつるべし、六ぢん下よりいふ、わろき也、光げんじと名をよばる、此ともじりつにてつくべし、をなじこゑにてはつくべからず、南あみだ佛をも白しといはれしふし也、くわんとうあやまつてならかすこと有まじ、喜阿、音曲の上ずに

て、とき〴〵申まねをばすべからず、きんみつと申もの也、物也と云はなつべし、

〔八拍子上〕凡例

一謠拍子の本原八ッ拍子をもつて、囃子謠に大小の鼓、本法の打方、拍子付を左右に記し、打切、打込、打上、惣而頭事の謠出しをわかち、舞、神樂、樂、かつこ、かけり、舞はたらき等の打方、各笛の譜に拍子付をなし、太鼓の頭所をゑるし、一聲、出端早笛の打方、幷に謠出しをくはしく書顯す、此書を會得すれば、いづれのうたひ、拍子方も同じ理なるゆへ通せずといふ事なし、且拍子、合ひ方に種々の口傳あれ共、八ッ拍子に洩るゝ事なく、秘事習ひの打方悉く此八ッ拍子より割出せり、故に獨吟、曲舞のふしはこび等を、此書中にあて、工夫あらば、謠の故實正しく、拍子合ィ方たがふといふ事なし、〇中略

時安永七戊戌季孟春　洛陽龜曳誌

〔音曲玉淵集三〕一もろ〴〵の音曲おほしといへども、祝儀といへば、上は天子より下万民に至る迄、能囃子謠を主とする事所以有、尤拍子といふ事、雨だれ拍子といふに付て、人の脈より作り出したるといひ、或は漏剋より作りしなど、いへども、拍子は天生の理にて、万物に拍子なきといふ事なし、人間平生の言語ウットいふより皆拍子なり、然るに謠には此拍子に慥成定規を定め、ふしの伸縮みに、規矩準繩を備へたり、是則大小の鼓の間あり、〇中略又古流當流とて、文句ふしは少づゝの替りめあれども、拍子におひては、昔より今にいろふ事ならぬは、人間自然の道理に叶ひたる所なり、元來樂は神代の樂にて雨だれ拍子なり、其雨だれ拍子にあやを付て、短く寸尺を極め、みつ地の拍子を定め、すなはちそれに和歌の七五の文字を切合せたる義なる故、天地自然の拍子、神代の樂より作り出せる所なれば、昔より今に替る事なし、勿論此末たとひ千年を經るとも、此拍子をいろふ事はならぬ道理なり、去に依ていつも高砂、東北、井筒など、同じ事を謠ひ

舞ても、度々遊興に成なり、外の音曲の祝義に用ひられぬは、定規の拍子なき故なり、

一謡は元來長歌をつらねたる物故、文句も五七五七とわかる事、是和國の風なり、七五合せて十二の文字數に、雨だれ拍子八ッ也、此時はいまだ大小の鼓もわからぬ所、是拍子の濫觴也、然れども十二の文字不足の時は、鼓のかけ聲をかけて十二の數に合すなり、

盛　○盛長　りくそういまだ明ざるに　十二　打切て直に出ル

芭　○芭蕉　水にちかきろうたいは　十一　ヤトかけて十二

浮　○浮舟　人からもなつかしく　十　ヤアトかけて十二

軒　○軒端梅　ところはこゝのへの　九　ヤッヲトかけて十二

櫻　○櫻川　げにやとしをへて　八　ヤッヲハトかけて十二

放　○放下僧　青陽のはるのあしたには　十三　かげの拍子にて、せいノせノ字ヲ打切ノ内ヘ入ル也、

曲舞の出に限らず、拍子有所は、をしなべて此格也、

白　○白樂天　やまとのくに　引取　文字六ッ

老　○老松　わがてうよりもなを　片地　文字九ッ一ッ地トモ云

かやうに謡の詞文字つらなり出來、是に隨ひて拍子もをのづと起りし事也、されども同じ節、同じ拍子に計行ては、あやをなす事なき故に、文字の過不足をふしにて、或は廻し引かさね、或はよせはこびなどして、拍子の間合正しく分れたり、鼓も勿論色々のあやを掛て打とも、間合にをひては違ふ事ならぬなり、○中略

一くつ冠の事

譬へば序にて謡出さばとむる所も序にとめ、破にて出さば破にてとめ、急にて出さば急にて留る也、是卽ちくつ冠の曲といひて嗜む事也、謡の中程は輕々と諷ふとも、留る所は謡初たる位に

留べし、但破の謠にても序の心に留るをよしとす、是をとむる曲とも申也、
〔音曲玉淵集 四〕一總じて謠物の上に吟といふ有、謠曲も其通りにて、强吟、和吟などいひ來れるは、全く聲音の唱なり、○中略吟も强和にしたがふてゆけども、兎角吟といふは、一通り別段にて、是を辨へざれば、音の移りなど不宜、口傳

一節といひ章といふ論

口にて謠ふ所ふしにて、節の字は程よしとも訓ずる也、それを點に書あらはしむる所章にて、章はあきらかと訓ずる字なり、然るにしやうの字は聲といふ字也といふ人有、此說用ひがたし、既に花傳書にも章の字を書たり、

一はかせの事○中略

元來はかせといふはひやうしの事也、古書に女拍子男拍子と書て、めはかせをはかせと訓せたり、一切の諷ひ物、伸引ユル所、笛貝等の吹物、琴瑟の類、各はかせ有、是皆ひやうしなり、佛家の聲明のはかせも皆ひやうし也、○中略

一くるとしほるとの事○中略

今はくるしほる一名に成、一流ハクルト記ス、一流ハしほるト記ス、
しほる曲といふは、或は無二のたち聲なりとも、わざとたゝぬやうにして、聲をひしぎ、いかにもしほり入たるをいふ、但餘りむま過たるは恥辱也、○中略

一入ルふしの事

内へ入ルをいふ故、陰息にていふべきを、陽息にていふ故、外へ出はね上るやうに聞ゆ、是も入ふしの前の一字ふんばつて入べし、扨入次の下ル章、大かたなめらかに成安し、陰息にて下ル也、○中略

一あたるふし　一字ニアタル二字にふるゝ事なしト云

〔音曲玉淵集　五〕一落スふしの事
落す前のすぐ成章ヲ陰息に諷ふべし則中分下ル心にて階也、是をくらるといふ、○中略

一伸るふし
百(百萬)ノアル嵐のかぜ　持には非ズ　朝○朝長　修羅道にをちこちノアの

一まはすふしの事　一流ハ是ヲなすふしト云ふ
廻スふしは章二つの心也、上は直、下はさげ、小廻はよせる心　中廻は上をすぐに持、下は當りさげの心、大廻は章三ッの心　初はすぐ、次は少上げて、後は中さげの心上音下音有、入廻は上にて入、下は當ル心、又上は直、下にて持有、是は下音に有ふし也、○中略

一ノム章
三○三井寺かねのひゞきは○中略

一かさぬる章　此章大かた下音に有、息をソト分クル也、突べからず、頭チつよく出せば息わからず、又ふる章にまがふ、
山(山姥)ニ形をけつりなせる水ニ又水

一ゆりこぼし　「「ユ如此三つユルヲ云、皆中音也、○中略

一よする　是等も二字づゝよすべし、○中略

一はこぶふし　是はふしの名なり○中略

一ふる章へ　ふらねば拍子にはづるゝ也○中略

一フルトヲストの間の章　拍子にかゝる、但頭ヲ色に下ゲてかゝる小キ章也、○中略

一乁ヲス章　フルヲス板本に差別なし下ル章のおもき物也、拍子にかゝらず、只下げても、拍子に合所の事也、○中略

一イロの事　ふしト詞トまじるヲ云○下略

〔尤之雙紙下〕さす物のしなぐ〲

うたひのほんにはしやうをさす

〔宗五大草紙上〕大酒の時の事同殿中一獻の事

一能半に何にてもつかはされまじく候、○中略大酒の時うたひ候事も候、猿樂も大夫の謠ひ出し候に付てうたひ候、大夫候はねば座の者も次第候て、一人とうを取うたひ候、しらぶとも一人とうをとりて、うたひ出候につけて、うたふべきにて候、あなたこなたよりうたひたきまゝには候まじく候、又うたひを取かけては、うたひ候はぬ物にて候、左樣に候へば物忩にて不可然候、鼓太鼓なども、あれこれ打たきまゝにうたず、笛も同前、又當世舞一せい、はや太鼓などゝて、酒盛の內に聞へ候故、有まじき事にて候、左樣の事は稽古の時あるべく候、今は都邊にも昔に替りたるよし申候、

〔宗五大草紙下〕色々の事

一若人は弓馬鞠、又は歌道の事、兵法、包丁、又は當世はやり候大つゞみ、小つゞみ、大こ、笛、尺八、音曲などもちとは稽古候て可然候、謠はもじの扱ひ、口のうち以下口傳肝要候、四座共に謠の節は替り候へ共、程拍子あひ曲などは可爲同前、謠は觀世大夫、又三郎ぜいといふ其後三郎ゆうけんといふ其兄小四郎、同八郎、此四五人面白由沙汰候し、其外日吉源四郎、宮わう大夫と云又虎菊三郎とて、ふるき名人候し、

〔慶長見聞集四〕岡崎左兵衞音曲を好む事

聞しは今、尊きも賤しきも謠うたはぬ人なし、上がゝりをうたふ人あり、下がゝりを好人ありて、こゝろ〲うたひ給へり、此頃は觀世左近大夫がゝりとて皆人うたふ、此左近大夫は觀世の家始て、前代未聞謠の名人と、天下におゐて沙汰せり、○中略有識の人聞て我聞及しは、觀世左近大夫若年のころ、つく〲おもひけるは、我家の道萬事の品有て事廣ければ、さらに善惡の道理辨へ

謠例

がたし、古人も學ばずんば道を知らずといへり、論語に切するがごとく磨するが如くと云々、夫謠の神代よりはじまれりとなれば、もとを勤ずんば有べからずと、先神道の子細を尋、其後儒道歌道にもとづき、佛道に心をつくし、悟道をはつめいして後、我家の道に取付、是を委しくせんさくするに、謠一番の次第ふしはかせをうかがふに、天地陰陽万物に相應せずと云事なし、謠といつは、かれい延年の法、世のため人の爲、我家の道なれば、分明せずんば有べからずと、こゝろをくるしみ骨をくだき、日夜朝暮寸陰ををしみ、分陰もけたいなく、年久敷是をせんさくし、言句の内をも惡をのぞき善をくはへ、きうしやうかくちう五音の位に、直なるふし、そるふし、すくむふし、ゆるふし、のるふしの味ひを分明し、末代愚人の爲とて、あらためて句にしやうをさし直し、希代の名人なり、○中略坐席をうかゞひ、時の調子をうたひ出し、文句にこゝろを付、大夫を花のしんとし、役者を下草とこゝろへ、序破急の位をそむかず、大竹のごとく直にふしすくなきを本意と謠ひ給へり、是に依て左近大夫を天下の名人と申傳へたり、

〔たはれぐさ〕此國の樂といへるは、能なるべし、樂のたぐひといふべきものさま〴〵あれど、そのこゝろことにたゞしからねば、もちふべきにしもあらず、能はおほやけのふるまひより、下々のなぐさみまで、幾世ともなくもてはやし、しかもそのこゝろいやしからずともいふべし、こゝろ音調ふし節奏はそのふるきにしたがひ、唱歌をこと〴〵くあらため、此國の樂とさだめ、聖人世におこり、まことの樂をつくり給ふをまちなば、をしへのたすけとはなるとも、害とはなるまじ、されど其しやうかをつくる事、たやすきにあらず、もろこし、やまとのふるき文ども、おほくよみ、いみじき才德ありて、人情事理に達し、しかもやまとことばよくつくる人ならでは、つくるとも其益あるまじ、かたしといふべし、

〔大館常興日記〕天文九年七月十九日、本常來臨、明日近衞殿など御參ありて、一獻御ざ候はゞ、伊勢

守被官共うたい申させらるべき事、可爲如何哉之由、内々被尋下之云々、更くるしからぬ御事と存候旨申上之也、可爲庭上也

一本常重而來入、然者おきゑんの様に板を被敷候ては、いかゞあるべく候哉由、内々御尋之云々、此段舞臺にて觀世などうたい申させらるゝ、同御事たるべし、さ候とて御ゑんのたかさおなじ様には不可然、たゞ庭上に板を被敷分、更くるしからず存候、むかし細川殿被官三番藤衞門尉と申候は、一段の音曲にて、觀世座にて脇をもさせられ候つる、又ぶたいにてうたはせられ候し御事也、仍板の事ぶたい同前と存候よし申入之也、　廿日、以晴光内々被尋下、今日近衞殿大覺寺殿など御參、右京兆も祗候、○中略京兆御被官衆少々、伊勢被官衆、於庭上うたい被申云々、板被敷也云云、

〔總見記三〕鳴海桶狹間合戰事附義元討死事

去程ニ五月○永祿三年十八日ノ夜ニ入テ、敵早大高ニ參著ノ由、丸根ノ城佐久間方ヨリ脚力ヲ馳テ申シ上ケリ、信長公御家老ヲ集メラレシニ、軍ノ御評定ハ無之シテ、唯世上ノ御雜談ニテ御酒宴ニ及ブ、宮福大夫ト云フ猿樂、羅生門ノ曲舞、兵ノ交リ頼ミアル中ノ酒宴哉ト謠ヒケレバ、殊外御感有テ黄金ヲ被下、既ニ夜モ深更ニ及ベリ、各宿所ニ歸テ支度アルベシトテ被歸ケリ、家老ノ面面歸ナガラツブヤキケルハ、日比ハ能大將ナレドモ、御運ノ末ト相見ヘ、智慧ノ鏡モ曇ルヤラン、指タル軍ノ御工夫モ出ヌト見ヘテ、笑止ナリト云合テ歸リケリ、角テ其夜ノ明ケルヲ待セ給ヒケルガ、夜既ニ明方ノ事ナルニ、鷲津ノ城ヨリ注進アリ、敵只今鷲津丸根兩城ヘ人數ヲ取掛候ト追々申來ル、信長少モ騷ギ不給、敦盛ノ舞ノ人間五十年外典ノ内ヲクラブレバ、夢幻ノ如クナリ、一度生ヲ受ケ滅セヌ者ノ有ベキ歟ト云所ヲ、繰返シ舞セ給フテ、サラバ螺ヲ吹立テ、具足ヲコセヨト被仰ケレバ、小姓衆スナハチ御鎧ヲ奉ル、靜ニ御物具ヲ召シ堅メ、立チナガラ御食ヲ三盃マ

イリ、御甲ノ緒ヲシメラレ、太ク逞シキ栗毛ノ馬ニメサレツヽ、閑々ト御出馬ナリ、

〔陰德太平記 五十六〕上月城沒落附勝久自害事

同〇天正六年七月二日、神西三郎左衞門元通、城ノ尾崎へ出自裁スト披露シケレバ、諸軍士群聚シテ見物ス、元通城中ヲ出テ肩推脫テ太刀ヲ拔ナガラ、比來嗜タル道ナレバ、聲イト美クテ鐘馗ノ曲舞ノ半ヨリ、樣ノ花ノ上ナル露ヨリモト、緩々ト諷ヒ、哀也ケル人界ヲ、今コソ離果ニケレ、ト末ヲ少諷替ヘテ、聲ノ下ヨリ腹十文字ニ掻切テ伏ニケリ、哀レ尋常ナル自害哉ト、見人咄トゾ感ジケル、

〔陰德太平記 六十一〕攝州在岡城沒落之事

村正、〇荒木、中略天正七年九月二日ノ夜、忍テ在岡ノ城ヲ立出ル、〇中略或固屋ニハ人生如輕塵棲弱草、況ヤ戰國ヲヤ、一時ノ後ヲサヘ不知世ニ、唯吞ヤ諷ヘヤトテ、江口ヲ諷ヒ、川舟ヲトメテ逢瀨ノ波枕、浮世ノ夢ヲ見習ハジノト、聞ニモ化シ世ノ理リ、餘所ノ樣ニモ思ハレズ、實ヤ皆人ハ、六塵ノ境ニ迷ヒ、六根ノ罪ヲ作ル事モ、見ル事聞事ニ迷フトイヘルニ付テモ、適人中ノ善果ヲ受ナガラ、五戒十禪ヲバ不保シテ、斯戰國ニ生ヲ受、利欲ノ爲ニハ殘害殺戮、迭相呑噬シ、又ハ受執ニ引レテ婬妖煩胸貪意守惜ノ念ニ顚倒迷蒙シケル、現在ノ業ヲ悲テハ、未來ノ報果ヲ恐レテ、サシモニ武カリシ村重モ、坐ニ袖ヲゾ沾シケル、サレバ村重ハ、從來亂舞ノ嗜ニテ、如形堪能也ケレバ、且ハ此程ノ積鬱ヲ散ジテ、乍立江口一番ノ終ル迄聞タリケルガ、後此時ノ話シケルニゾ、此拍子違ヘリ、彼所ノ手クダリ惡カリシナド云ケルトカヤ、

〔太閤記 三〕備中國冠城落去幷高松之城水攻之事

前夕〇天正十年五月三日秀吉は堀尾茂助をめして、明日四日午前高松之城主淸水兄弟、幷輝元加勢之鐵炮大將二人湖水の上にして致切腹、籠城之上下悉く助んとの事なり、汝明朝船にて出向ひ、撿見

候へと仰しかば、堀尾心ある士にて、柳一荷、折一合、船につみ出にけり、○中略かくて堀尾より肴を送りしかば、扨も心有かな〱とおし返し感悦し、月清二三酌て長左衞門にさしければ、是も數盃を傾け、難波殿へ恐侍るとてさしぬれば、近松に一禮し、其後金吾へさしてけり、長左衞門中のみせんとて、心よげに請し處に、月清誓願寺の曲舞を謠ひ出けり、聊おくしたる顏色もなくつねの如し、

〔槐記續編〕享保十八年三月七日ヨリ至二十七日一所記之、○中略

昔シ應山○近衞信尋ノ御時、二疊大目ニテ御茶アリタル跡ニテ、小畠了達へ御意ニ、何ナリトモ謠ヲウタヘ、此席ニテ所望セン者、普通ニハアルベカラズ、又此席ニテ謠フ者モ、亦普通ニハアルベカラズトアリシニ、扇ヲトリモナヲサズ翁ヲ謠フタリ、メヅラシキコトヲ思ヒ付タリト思ヒシニ、獅子吼院殿○尊純法親王ノ後ニ聞召テ、扨モ出來タリ、園居ニテ初テ所望アランニ、君ノ惠ゾアリガタキ、○高砂ニテモアルマジ、盡セヌ宿コソ目出度ケレ、○猩々ニテモアルマジ、大夫ニトリテ隨分廣キ處ニテ、高音ノモノヲ隨分下音ニテ、座敷ニテ決シテウタハヌモノヲ謠フタルハ、最モヨク思ヒツキタリトテ褒美ナサル、イカサマニモ翁ナラデ、ウタフモノハアルベカラズト仰セラル、

〔翁草五十七〕一堂上方拜賀の宴席へ、謠曲の者を召れけるに、幸御長袖の賀筵拜見もし度とて、或素人二三人申合せ參りしに、何の大納言殿、かの中納言どの段々參向有て、式々の盃濟、酒宴闌ニ及び、それ〱の祝儀つゐで、宜敷うたひけるに、興に乘じ給て何大納言殿とやらん、是を付けよとて、何歟謠出し給ふを聞けば、其謠を知らず、二三句うたひて、サア付けよと宣へども、只ハッハッと計にて汗をかき居る故、餘の公卿達氣毒がりて、助音有、謠終て、皆の者は謠の役に來ながら是を知らぬやと甚笑給ふ故、彼素人ども赤面して、唯今のは何と申謠にて候やと申にぞ、あれは俊成忠度也とて、各こぞりて笑給ひ、結句是が興に成て、猶々酒も長せしとかや、此謠遠き物にも

禁忌

非れども、普通の者謠か樣にもなし、さすが素人故各覺へざりしもおかし、堂上方にては此謠、武家の四海浪と同前にて、假初の參會にも出ぬ事なく、殊外近き謠と思召處に、知らぬと申せし故、大に笑ひ玉ひぬとなむ、理り哉松の葉の散失ず、正木の葛長くつたはり、鳥のあと有らん其程は、よも謠せじな敷島の歌には神も納受のと云文句なれば、堂上に專ら謠給ふ筈の事也、

〔花傳書三〕一かどいでのうたひは、うたひかへす也、つゞみもうちかへす也、みじかくうちかへす也、やがて歸るといふ儀なり、

一船中、むことり、よめ入のうたひは、うたひかへすべからず、門出のうたひとはうらおもて也、これはかへすといふ事をきらふ也、むことりよめとりのうたひは、第一の祝言なり、高砂のうたひを本とせり、これあひおひといふ儀也、

一わたましの謠の事、ならひといつは火事をいむ也、されば其心がけかんよう也、うたひのうち火事のたぐひのある事、よくかんがへ、其謠をうたふまじきなり、調子も雙調を用る也、むかしは盤渉水性なればもちひ侍りしが、當代は是も火をけし候へば、火事の道具とてこれを略し、雙調に定む、雙調は春の調子なり、春は四季のはじめ、としのはじめなれば、これ第一の祝言なり、かるがゆへに家のはじめにもちゆ、またいはく雙調は木性なり、かた〴〵もつて家に相應の調子と是をかふせり、

〔謠曲〕鉢木

シテ扨松はさしもげに、同枝をため葉をすかしてかゝりあれとうへをきし、そのかひ今は嵐吹、まつは本來ときはにて、薪となるは梅櫻切くべて今ぞみかきもり、衞士のたく火はおためなりよくよりてあたり給へや、

○按ズルニ、まつは本來ときはにて、薪となるは梅櫻ノ句、原作ニハ松は本來煙にて、薪となる

も理りや、切りくべて今ぞみがきもり云々トアルヲ、德川氏ノ時、其本姓松平ナルヲ以テ、松ヲ煙ニスルトノ意ヨリ忌避シテ改メタルナリトノ傳說アリ、觀世ノ正本ヲ以テ註釋セル謠曲拾葉抄寬保元年著ニモ、原作ノ儘ニシテ改メズ、

〔翁草百四〕或る侯家の能に、番組の內、其家にて遠慮すべき文句を、前方に隨分穿鑿して謠ひ替へをよく云ひ合せ、とくと改めて能始り、三番目采女の半に成て、淨土の春に劣らめやと云文句有り、而るに其侯の愛妾の名を於虎といふ、夫迄は心付ずして、地謠の所に臨んで俄に心付、おとらと許は責てのもの事なり、おとらめと有ては後難あるべし、何とぞ謠替んと思へども、時に取て頓意も浮まず、是非なく淨土の春におとらさまと謠ぬとかや、笑べしく\、都て茶の湯、謠講等の麁相は、昔より限りなき事ながら、中にも可笑麁相少く爰に記、或所の謠講に、忠度のシテの出端過て、ワキ、御身は此山賤にて坐か、シテさん候是は此浦の蜑にて候と云べきを、誤つて此浦の者にて候とうたふ、其時ワキ者ならば浦にこそ住べきにと謠ひぬ、さのみ耳立ぬ樣なれども、心大におかし、惣じて謠は多くは謠かけに寄て、問答する事なれば、其言葉の番ひ違ふ時は、得ては斯る事多し、よく心を用ゆべき事也、又園久兵衞方の講に初て出たる人、加茂の脇を謠ふとて、いかに是なる水汲むと云ひ懸て、女性を忘れて、心中に色々と思案しても急に出ず、詮方なく、そつと小聲にて水汲女中に尋べき事の候と謠ければ、聞場にジヤく\と笑ひ聞えけるとぞ、夫より其人は大に愧て、再び講に出ずとなん、又素人の講に、鉢の木のシテ問答の內に、加樣の鉢ノ木に罷成りとうたふ、聞場にて不審して、謠損じは常の事ながら、加樣の躰に罷成を、鉢の木に罷成とは、存もよらぬ云ひ損じなり、いかなる譯にやと樣子をきけば、燈を幽かにして本を扣へ謠ひける故、鉢の木の本に、加樣の躰にと、字にて有けるを、ほの暗きに、躰の字を鉢と見違へたるなりとて、大に笑に成ぬとかや、此類の麁相を思ひ出なば、盡期なからまし、

〔謠曲〕猩々

ワキ詞 是は唐土かねきむざんの麓、楊子の里にかうふうと申民にて候、扨も我親に孝有により、有夜不思議の夢をみる、楊子の市に出て酒を賣ならば、富貴の身と成べしと、おしへのまゝになすわざの、上セル 時去時來りけるにや、下 次第〳〵に富貴の身と成て候、詞 又爰にふしぎなる事の候、市毎に來り酒をのむ者の候が、盃の數は重れ共、面色はさらに變らず候程に、餘りに不審に存、名を尋て候へば、海中にすむ猩々とかや申候程に、今日は潯陽の江に出て、彼猩々をまたばやと存候、上歌 潯陽の江のほとりにて〳〵、菊をたゝへて夜もすがら、月の前にも友まつや、又かたぶくる盃の、影をたゝへて待居たり〳〵、上地 老せぬや〳〵、藥の名をも菊の水、盃もうかび出て友にあふぞうれしき、此友に逢ぞうれしき、シテ上 みきときく〳〵、同 名も理りや秋風の、シテ上 ふけども〳〵 上地 さらに身にはさむからじ、シテ下 ことはりや白菊の、下地 ことはりやしらぎくの、きせわたを温めて、酒をいざやくまふよ、シテ上 まれ人も御覽ずらん、上地 月星は隈もなき、シテ上 所は潯陽の 上地 江のうちのさかもり、シテ中 猩々舞をまはふよ、上地 蘆の葉の笛をふき、浪のつゞみどうとうち、シテ上 聲すみ渡るうら風の 上地 秋のしらべや、のこる覽、シテ下 有難や御身こゝろすなほなるにより、此壺にいづみをたゝへ、唯今返しあたふるなり、よもつきじ、下同 よもつきじ、萬代までの竹の葉の酒、くめどもつきず、のめどもかはらぬ秋の夜のさかづき、かげもかたぶく入江にかれたつ、あしもとはよろ〳〵と、ゑひにふしたる枕の夢の、さむると思へばいづみはそのまゝ、盡せぬ宿祉、めでたけれ、

〔謠曲〕山姥

次第 善光ぞと影たのむ、〳〵、佛の御寺尋む、ワキ詞 是は都方に住居仕る者にて候、又是に渡り候御事は、ひやくま山姥とてかくれなき遊女にて御座候、加樣に御名を申謂は、山姥の山廻りする

と云事を、曲舞に作つて御唄ひ有により、京童部の申ならはして候、又此比は善光寺へ御參り有たき由承候程に、某御供申、唯今信濃國善光寺へと急候、サシ 都を出てさゝ浪や、志がの浦船こがれ行、末はあらちの山越て、袖に露ちる玉江の橋、かけて末ある越路の旅、思ひやる社はるかなれ、上歌 梢波立鹽こしの、〳〵、あたかの松の夕煙、きえぬうき身の、罪をきる彌陀のつるぎのとなみ山、雲路うながす三越路の、國の末成里とへば、いとゞ都は遠ざかる、さかひ川にも著にけり、〳〵、ワキ詞 御急候程に、是はゝや越後越中の境河に御著にて候、暫是に御座候ひて、猶々道の樣抔をも御尋あらふずるにて候、シカ〳〵 ツレ詞 實や常に承る、西方の淨土は十萬億土とかや、是は又彌陀來迎の直路なれば、あげろの山とや覽にまいり候べし、下 とても修行の旅なれば、乘物をば是に留め置、かちはだしにて參り候べし、道しるべしてたび候へ、ワキ詞 荒ふしぎや、暮まじき日にて候が俄に暮て候よ、扨何と仕候べき、シテ女 上 なふ〳〵旅人御宿參らせうなふ、詞 是はあげろの山とて人里遠き所也、日の暮て候へば、わらはが庵にて一夜を明させ給ひ候へ、ワキ 荒嬉しや候、俄に日の暮前後をばうじて候、聽て參らふずるにて候、シテ カヽル 今宵の御宿參らする事、取分思ふ子細有、詞 山姥の歌の一節謠ひて聞させ給へ、年月の望なり鄙の思ひでと思ふべし、下カヽル 其爲に社日をくらし、御宿をも參らせて候へ、如何樣にもうたはせ給ひ候へ、ワキ詞 是は思ひもよらぬ事を承候物哉、扨誰と見申されて、山姥の歌の一節とは御所望候ぞ、シテ詞 いや何をかつゝみ給ふ覽、あれにまします御事は、ひやくま山姥とてかくれなき遊女にてはまさずや、先此歌の次第とや覽に、下 よし足引の山姥が、山廻りすると作られたり、荒面白や候、詞 是は曲舞によりての異名、扨誠の山姥をば、如何成者とかしろし召れて候ぞ、ワキ 山姥とは山に住鬼女とこそ曲舞にもみえて候へ、シテ 鬼女とはをんなの鬼とや、よしおに成共人成とも、山に住女ならば、童が身の上にてはさふらはずや、カヽル 年比色にはいださせ給ふ、言の葉草の露程も、御心には懸給はぬ、詞 恨申に來りたり、下カヽル 道を極

め名をたて丶、世情萬德の妙花を開く事、此一曲の故ならずや、去からばわらはが身をも弔ひ、舞
歌音樂の妙音の、聲佛事をもなし給はゞ、などかわらはも輪廻をのがれ、歸性の善所に至らざら
んと、下セル恨をいふ山の、鳥獸も鳴そへて、聲をあげろの山姥が、靈鬼是迄來りたり、ツレ上ふしぎの事を
聞物哉、扨は誠の山姥の、是迄來り給へるか、シテ詞我國々の山めぐり、けふしも爰に來る事は、我
名の德を聞ん爲也、謠ひ給ひて去とては、我妄執をはらし給へ、ツレカヽル此上はとかく辭しなば恐し
や、若身のためやあしかりなんと、はゞかりながら時のてうしを、とるや拍子をす丶むれば、シテ
詞去ばさせ給へ迚さらば、暮るを待て月の夜聲に、唄ひ給はゞ我も又、眞の姿を顯すべし、カヽルすはや
かげろふ夕月の、上歌さなきだに、暮るを急ぐ深山べの、〳〵、同雲に心をかけ添て、此山うばが一ふ
しをよすがらうたひ給はゞ、其時我姿をも、あらはし衣の袖つぎて、移り舞をまふべしと、いふか
と見れば、其ま丶かきけすやうに、失にけり〳〵、ツレ上餘りの事のふしぎさに、更に誠とおもほえ
ぬ、鬼女が詞をたがへじと、上歌松風共に吹笛の、〳〵、聲澄わたる谷川に、手まづさへぎる曲水の、
月に聲すむ、み山哉〳〵、後シテ下荒物すごの深谷やな、あら物すごの深谷やな、寒林に骨をうつ、靈
鬼なく〳〵前生の業を恨む、深野に花を供ずる天人、返々も幾生の善を悅ぶ、いや、善惡不二、何を
か恨み、何をか悅ばんや、詞萬箇目前の境界、せんかべう〳〵として、上いはほ峨々たり、山また山、い
づれのたくみか、青巖の形を、削りなせる、水又みづ、誰が家にか碧潭の色を、染出せる、ツレセル恐しや
月もこぶかき山陰より、其さまけしたるかほばせは、其山姥にてましますか、シテ詞迚はやほに
出初しことの葉の、氣色にも去ろしめさるべし、我にな恐れ給ひそとよ、ツレ此上は恐ろしなが
らうば玉の、くらまぎれより顯れ出る、姿詞は人なれ共、シテ詞髮にはをどろの雪を戴き、ツレ眼
の光りは星のごとし、シテ扨面の色は、ツレさにぬりの、シテ軒の瓦の鬼のかたちを、ツレこよひ
始てみる事を、シテ何にたとへん、ツレいにしへの、上歌同鬼一口の雨の夜に、〳〵、かみなりさは

ぎおそろしき、其よを、思ひしら玉か何ぞととひし人迄も、我身の上に成ぬべき、浮世語りも、耻かしや〳〵、シテ詞 春の夜の一時を千金に替じとは、花の清香月に影、是は願のたまさかに、行逢人の一曲の、其程もあたら夜に、はや〳〵唄ひ給ふべし、ツレセル げに此うへはともかくも、いふに及ばぬ山中に、シテ詞 一聲の山鳥羽をたゝく、ツレ 鼓は瀧なみ、シテ 袖は白妙、ツレ 雪をめぐらすこの花の、シテ 難波のことか、ツレ のりならぬ、上歌同 よし足曳の山うばが、〳〵、山廻りするぞ苦しき、

シテ 夫山といつは、ちりひぢよりおこつて、天雲かゝるせんでうの峯、同 海は苔の露よりしたゞりて、はたうをたゝむ、ばんすいたり、サシ 一洞空き谷の聲、梢に響く山びこの、同 無聲音をきくたよりとなり、聲に響かぬ谷もがなと、望しも實かくや覧、シテ ことに我住山家の氣色、山たかふして海近く、谷深ふして水遠し、同 前には海水しやう〳〵として、月眞如の光りをかゝげ、後には嶺松ぎゞとして風常樂の夢を破る、シテ せいべんかま朽て蠡空くさる、同 かんこ苔深ふして、鳥驚かずとも、云つべし、クセ 遠近の、たづきもしらぬ山中に、おぼつかなくも呼子鳥の、聲すごき折々に、伐木丁丁として、山さらに幽なり、法性峯そびえては、上求菩提を顯し無明谷深き粧は、下化衆生を表して金輪際に及べり、抑山姥は、生所もしらず宿もなし、唯雲水を便りにて、いたらぬ山の奥もなし、

上シテ 然れば人間にあらずとて、同 隔つる雲の身をかへ、かりに自性を變化して、一念化生の鬼女となつて、目前に來れ共、邪正一如とみる時は、色即是空其まゝに、佛法あれば、世法有、煩惱あれば菩提あり、佛あれば衆生あり、衆生あれば山うばもあり、柳はみどり花は紅ゐの色々、扨人間に遊ぶ事、有時は山賤の、樵路に通ふ花の陰、休むおもにゝ肩をかし、月諸友に山を出、里迄送るおりもあり、又或時は織姫の、いをはたたつるまどに入て、枝の、鶯糸くり紡績の宿に身を置人を助るわざをのみ、しづの目にみえぬ鬼とや、人の云覧、上シテ 世を空蟬の唐衣、同 拂はぬ袖にをく霜は夜寒の月にうづもれ、うちすさむ人のたえまにも、千聲萬聲の、碪に聲のしでうつは唯山うばがわざ

なれや、都に歸りて世がたりにせさせ給へと、思ふは猶も妄執か、たゞうち捨よ何事もよし足曳の山姥が山廻りするぞ苦しき、シテ上あし曳の、地山めぐり、下シテ一樹の陰一河の流、みな是他生の緣ぞかし、ましてや我名を夕月の、浮世をめぐるひとふしも、狂言綺語の道すぐに、讃佛乘の因ぞかし、荒、御名殘おしや、いとま申て、歸る山の、上地春は梢にさくかと待し、シテ花を尋ねて、山めぐり地秋はさやけき影を尋て、シテ月みるかたにと山めぐり、地冬はさえ行時雨の雲の、シテ雪をさそひて、山めぐり、同めぐり〳〵て、輪廻を離れぬ、妄執の雲の、塵つもつて、山姥となれる、鬼女が有樣みるや〳〵と峯にかけり、谷に響て今迄爰に、あるよと見えしが山又山に、やまめぐり、山又やまに、山廻りして、行へもしらず、成にけり、

〔能作書〕一能作書條々、先種、作、書、三道より出たり、一に能の種をしる事、二に能を作事、三に能を書事也、本說の種をよく〳〵案得して、序破急の三體を五段に作なして、さて詞をあつめて曲を付て書連なり、

一、種とは藝能の本說に、其態をなす人體にして、舞歌のため大用なる事をしるべし、抑遊樂體と者、舞歌なり、舞歌二曲の態をなさゞらん人體の種ならば、いかなる古人名しやうなりとも、遊樂の見風あるべからず、此理を能々安得すべし、たとへば物まねの人體の品々、天女、神女、乙女、是神樂の舞歌也、男體には、なりひら、くろぬし、源氏、如此遊士、女體には、伊勢、小町、ぎわう、ぎ女、しづか、ひやくまん、如此遊女、是はみな、其人體、いづれも舞歌遊風の名望の人なれば、これらを能の根本體に作なしたらんは、をのづから遊樂の見風の大切あるべし、又はうかにはしねんこじ、花月、とうがんこじ、せいがんこじなどの遊狂、其外無名の男女老若の人體、こと〳〵く舞歌によろしき風體に作入て、是を作書すべし、如此大せつの本風體をもとめうるを種と名附、又作能とて、さらに本說もなき事を新作にして、名所、きうせきのゑんに作なして、一座見風の曲感をなす事あり、是

はきはめたる達人の才學の能なり、

二、作とは種をばかやうにもとめ得て、さてなす所を定むべし、先序破急に五段あり、序一段、破三段、急一段なり、開口人出て、さし聲より、次第、一歌まで一段、自是破、さて爲手の出で、一聲より一歌まで一段、其後開口人と問答ありて、同音一うたひ一段、其後又曲舞にてもあれ、只歌ひにてもあれ、一音曲一段、自是急、其後舞にても、はたらきにても、あるひははや曲、きりひやうしなどにて一段、已上五段也、若は本說の體分によりて、六段ある事もあるべし、又はしなによりて、一段たらで、四段などある能もあるべし、先本風體と定所五段也、此五段を作り定て、序にいかほどの音曲あるべし、破三段に三色の音曲いかほど、急に似合たる曲風いかほどと、音曲の句數をさだめて、一番をこんりうするを能作とは申也、能のゑなかゝりによりて、音曲の序破急、其の〲曲付かはるべし、能一番の長短、五段の音曲句數をもてはかるべき也、

三、書とは、其能の開口より、出物のゑな〲によりて、此人體にては、いかやうなること葉をかきて、よかるべしと案得すべし、祝言、幽玄、戀じゆつくわい、ぼうをく、色々のゑんによるべき、ゑいかのこと葉を、能の風體に因りて、とりあてがひて書べし、能には本說の在所あるべし、名所、きうせきの曲所ならば、其所の名歌名句のこと葉をとる事、能の破三段の內のつめとおぼしからん在所に書べし、是能の堪用の曲所なるべし、其外よきこと葉、名句などをば、爲手の云事に書べし、かやうにこの條々をとりあてがふを、能を書とは申也、

三體作書條々、老、女、軍三體也、

一老體、是大方脇能の懸也、先祝言の風體、開口人出て、次第より一うたひ一段に音曲、五七五、七五〲と行事、七八句うたふべし、七五を一句と定、只歌一首を貳句と可得心、さて爲手の出て、自是破一段、老人ふうふなどにて、五七五七五の一聲より、七五〲二句過て、さしごゑより、七五〲

と行事十句計也、下てうたふより、甲の物までの一歌い十句計也、自是破二、さて開口人と爲手との問答、こと葉四五づゝに過べからず、此問答に、又老人夫婦など、事のいはれをもんたうて、云開事あり、其も又二三づゝに過べからず、さて甲の物にて、みな同音にうたひだす事より、うたひとむるまで、十句計を、二きれにうたふべし、自是破三、其後曲舞などあらば、上聲五句計、さし聲五句、下て云おさむるまで五六句計、曲舞十二三句は、甲物十二三句計にて、其後言葉論義二ッ三ッづつうたひて、わさ〳〵かる〴〵とうたひとむべし、自是其後出物の人體、天女、男體、いづれにてもあれ、橋がゝりにて、甲物さし聲云ながして、一聲上て、後句は、同音などにて、長々たふ〳〵とあげながして、云くだすべし、さて、せめ論義二ッ三ッづゝうたひて、かゝりたる音曲にて、かる〴〵とやりかけてうたふべし、又出物の舞樂の人體によりて、きりひやうしなどにて入る事もあるべし、いづれも〳〵長くてはわるかるべし、長短の事、音曲句數をもてはからふべし、是序風の能姿たいがい也、脇の能には、助など出て似合かゝりなれば、老體の風に定まる也、此外老體の能姿、玄な玄なによりてあるべし、又、女體の祝言、五段の風體、是同、

一女體の能姿、風體をかざりて書くべし、是ことに舞歌の本風たり、其内におきて上々の風體あるべし、あるひは女御、かうゐ、あふひ、ゆふがほ、うき舟など、申たる、貴人の女體、氣だかき風姿の、よのつねならぬかゝりよそをいを、心えて書べし、玄かれば音曲よりかゝりをも、よく〳〵心えて、道のもの、曲舞音曲などのやうにはあるまじき也、たけたるかゝりの、うつくしくして、幽玄無上の位、曲も妙聲、ふりふせいも此上はあるべからず、すこしもふそくにてはかなふべからず、かやうなる人體の種風に、玉のなかの玉を得たるがごとくなる事あり、如此の貴人妙體の見風の上に、あるひは六條みやす所の、あふひの上に附たゝり、ゆふがほのうへのもの、けにとられ、うきふねのつきものなどゝて、見風のたよりある幽花種、あひがたき風得也、古歌云、梅が香を櫻

の花ににほはせて柳が枝にさかせむより、なをありがたき花種なるべし、しかればかやうの風に相應したらん藝人をや、無上妙感の達人とも申べき、此外しづか、ぎわう、ぎ女などは、人體しらびやうしなれば、和歌をあげ一聲をながめ、八びやうしにかゝりて、三重の聲曲をなし、せめをふんで、舞人にいる風體なるべし、かやうなる者は、きりびやうしのしづかならんかゝりを入はにせん事、似合べき也、又ひやくまん、やまうばなど、申たるは、曲舞まひの藝風なれば、大かたやすかるべし、五段の內、序急をさしよせて、破を體にして、曲舞を本所に置て、曲舞二段ばかりを後段をばもみよせて、道の曲舞くりに、こまかにかきて、次第にてまひとむべし、又女物ぐるいの風體、これはとても、ものぐるひなれば、なにとも風體をたくみて、音曲こまやかに、言ふるまいにさうをうして、人體幽玄ならば、なにとするも、おもしろかるべし、よそをひをうつくしく、曲のかゝりをたくみよせて、事をつくし、色をそへて作書すべし、如此上果風より、貴人、しらびやうし、曲舞まい、狂女、色々を心え分て、其藝道のすぢめ〳〵をあてがひて、作書する事、能道をしりたる書手なるべし、

一軍體の能姿、假令源平の名しやうの人體の本說ならば、ことに〳〵平家の物がたりのまゝに書べし、是又五段のほどらい、音曲の長短をはからふべし、又いりかはりて出る事あらば、後のきわに、曲舞などあるべし、しからば破か急へかゝるべし、か〻うなる能は、六段などにもなるべし、又いりかはらねば、四段なるもあり、能によるべし、はじめのきわをひきよせて、みじか〳〵と書べし、軍體の風姿、本せつによるべきほどに、書やうのかゝり、一べんとさだまるべからず、音曲などもみじか〳〵とかきて、急をばしゆらがゝりのはやふしへ入べし、人體によりて、いかりてよかるべきもあるべし、けなげかるふしがゝりにて、もみ〳〵とあるべし、軍體の出物定めて名のりごゑあるべし、必得て書すべし、

一はうか、是は軍體の末風、碎動の態風なり、ゑねんこじ、花月、男物ぐるひ、若は女物ぐるいなどにてもあれ、其能の風によりて、碎動の便風あるべし、○中略

一碎動風鬼の能作、是軍體の末流の便風也、是は形鬼心人也、かやうの能、多分二きれの能也、はじめ三段、若は二段ありとも、みじか／＼と書て後の出物、さだめてりやう鬼なるべし、○中略

一如此條々、能々見得して書作すべきなり、爰に又、開聞、開眼とて、能一番の內、破急の間に是あり、開聞者、二聞一感をなすきは也、其能一番の本說のことはりをかきあらはして、數人の心耳をひらく一聲に、又其ことはりをあらはす文言、曲聲にかなひて、理曲一音の聞感をなして、卽座に一同の褒美をうる感所也、理曲二聞を、一音の感にあらはすさかひを、開聞と名付、又開眼者、其能一番の內に、見風感應の成就の眼をあらはす在所あるべし、舞動風體の間に卽座一同の妙感をなす所なり、是は爲手の感力の出風なり、筆者の作書にはあるまじきかなれども、かやうの眼曲も、其風をなすべき在所なくばあるべからず、ゑかれば舞曲をなすべき態所を、よく／＼安得して作書すべきなり、一番のまなこをひらく妙所なれば、開眼と名付、仍開聞は筆者の作、開眼は爲手の態なるべし、兩條一作の達人において、是非あるべからず、又開眼一開元、妙所可有、口傳可尋、○中略

一大よそ三體の能、近來をしいだしして見えつる、世上の風體の數々、

やはた　あひ老　やうろう　老松　ゑほがま　ありどほし　如此老體數々　はこざき
うのは　めくらうち　ゑづか　松風村雨　ひやくまむ　うき船　ひがきの女　小町
如此女體　みちもり　さつまのかみ　さねもり　よりまさ　きよつね　あつもり
如此軍體　たんご物狂　ゑねんこじ　かうや　あふさか　如此遊狂　戀のおもに
さの、船橋　ゑゐのせうしやう　たいさんもく　如此碎動風

此能共をもて、新作の本體とすべし、凡近代作書する所の數々も、古風體を少うつしとりたる新風也、昔のさがものぐるいの狂女、今のひやくまん是也、しづか、本風有、丹後物狂、昔ふえのものぐるい也、松風村雨、昔しほくみ也、戀のおもに、昔あやの大こ也、しねんこじ、古今有、さのゝ船橋、古風有、如此いづれも〳〵本風をもて、再反の作風也、其當世〳〵によりて、少々ことば葉をかへ、曲をあらためて、年々去來の花種をなせり、後々年もて同反たるべき定如此、

〔世子六十以後申樂談儀〕一能をかくに、しよはきうをかくとて筆計にかくはわろき也、ふせいのしよはきうをかくべし、さてこそ、しよをやぶりたるにて有べけれ、筆のみのしよはきうは、聞所は面白けれ共、風せいなし、ふでと風せいあひかなひたらんには、是非なし、玉水に立むかへばなどかき、ひがしにむかひ、又西になど、風せいに成體を心えてかくべし、かきてゆくに、ことばに花をさかせんとおもふ心にけはくせられて、句長になる也、さやうの心をおもひきりてかくべし、すさのをのうたひをよくかける也、神代には、天照大神のせうとの神とあらはれ、人のよには、やまとたけのみことゝ、いこくをせめなどかきて、それよりあづまのことをかくべきを打捨て、曲舞のするにてやつるぎの宮と申なんと、ぜんご〳〵して、曲舞のうちに、一こんりうをかける也、しゆんろしゆんろとをゐてかゝば、句長に成て遙成べし、此分目を心えべし、ふるの能に、そう女ぬのをあらうもんだうより、しゆんろなれば、ふるのけんのいはれをうたふべきをはつみ、ゆきふるのたかはしとうたふこと、ゐんけんを本にするゆへ也、もときに名所のほしきは、かやうのゐんけんのたよりのため也、又其まゝいはれよりうたふ共、ふせいに成べきもときならば、いはれをもうたひ出すべし、曲舞のしよに、抑ふるとは云、みつるぎなど、いはれをうたへばつよき也、はつ御ゆきとうたひぬれば、戀ふるがいで來て能に成也、さねもりに、ひげあらふより、しゆんろならば、かつせんに成體をかくべきを、又さねもりかなと云て、入はにたゝかうたる體をかく、か

やうの心え也、又二きれにて入かはる能は、かきやすき也、其まゝする能は、目にははなれたる所をかくべし、是大事也、それがなければ、ぬなりとしてわろし、松風むら雨などぞ、其まゝにて入かはりたる能成、うしともおもはぬ云すて、ゝ、ひそとして有所也、かやうの所を、能々うかゞふべし、又源氏やしまにくだると云、ことにゑんけんを本にかきしを、ぐんぢんにいでたつもの、せうようのきにかはるべしと云々、もりやののうに、もりやのくびをきると云所、こゝをばふしにてくびをきるべき所也、井あみうまれかはりても、ゑるまじき也、もりやとろんぎに云て、おとしへし、むくら子細に云々て、くびをきると云て、さつとして入べき所也、又曲舞はて、ゝ、うたひ、ろんぎにかゝる所しげゝれば、ひつかへて、ことばよりかゝる風體をかくべし、かみなどけしたることには、ことばにてかゝるがよき也、よし野のことをば、春の事にかき、立田のことをば秋の體に、ふしをば夏の體にかくべしと也、又きりひやうしは、舞とはたらきをみせん爲也、かきても、してもこころふべきことと也、今ほどのかきて、有まじき事をかき入る也、かひこに又君はぶうんめでたくましますにより、此又きみはと云によりてながき也、一天たい平の御代にて君のこと也、たゞながきがわろき也、さりながら、ことによるべし、松風むら雨ことをゝき能なれ共、是はよし、なにごとをもこゝろ分て、さて中をこゝろふべし、前後し／＼かくにも、あまりにふつきりに、ついたるやうには有まじき所を心ふべし、たゞことばのにほひを知るべし、ぶんしやうのはうは、とはをつゞめて、りのあらはるゝを本とす、

〔二百十番謠目錄〕内百番之部

作者

高砂　元清作　弓八幡　元清作　白鬚　清次作　難波　元清作
追松　元清作　志賀　元清作　白樂天　元清作　養老　元清作
氷室　宮増作　賀茂　氏信作　呉服　元清作　玉井　信光作

右近　元清作
屋島　元清作
經政　元清作
項羽　元清作
夕顔　元清作
采女　元清作
井筒　元清作
浮舟　與江元久作
松風　清次作
三輪　元清作
西王母　元清作
燕子花　元清作
葛城　元清作
櫻川　元清作
柏崎　江波左衛門作
蘆刈　氏信作
錦木　元清作
通小町　元清作
善知鳥　元清作
大會　氏信作

竹生島　氏信作
實盛　元清作
朝長　元清作
船辨慶　信光作
江口　氏信作
楊貴妃　氏信作
千手　氏信作
班女　元清作
雲雀山　元清作
富士太鼓　元清作
小鹽　氏信作
西行櫻　氏信作
遊行柳　信光作
安宅　信光作
東岸居士　元清作
邯鄲　元清作
女郎花　龜阿彌作
鵜飼　江波左衛門作
殺生石　安清作
葵上　氏信作

田村　元清作
兼平　元清作
清經　元清作
軒端梅　元清作
紫式部　氏信作
野宮　元清作
玉葛　氏信作
二人靜　元清作
定家葛　元清作
龍田　氏信作
羽衣　元清作
誓願寺　元清作
百万　清次作
三井寺　元清作
角田川　元雅作
天鼓　元清作
船橋　元清作
阿漕　元清作
藤戸　元清作
車僧　元清作

通盛　井阿彌作
頼政　元清作
忠度　元清作
佛原　元清作
芭蕉　氏信作
半蔀　内藤左衛門作
熊野　元清作
花筐　清次作
梅枝　元清作
卷絹　清次作
雲林院　元清作
六浦　安清作
小督　氏信作
花月　元清作
自然居士　清次作
唐船　吉廣作
鵺　清次作
山姥　氏信作
安達原　氏信作
鐵輪　元清作

善界	竹田法印作	白水良	元清作	鞍馬天狗	宮增作	當麻	元清作
野守	元安作	融	清次作	春日龍神	元清作	猩々	元清作

外百番之部

放生川	元清作	御裳濯川	元清作	大社	長俊作	松尾	清次作
寢覺	作者未詳	淡路	清次作	榎島	長俊作	富士山	元清作
逆鉾	宮增作	葛城鴨	元清作	嵐山	元安作	佐保山	元清作
繪馬	作者未詳	阿古屋松	元清作	磐船	作者未詳	東方朔	元安作
海藻刈	作者未詳	蟻通	元清作	金札	元清作	鶴龜	作者未詳
敦盛	元清作	碇潛	作者未詳	五條忠度	作者未詳	巴	信光作
箙梅	元清作	吉野靜	清次作	生田敦盛	元安作	妓王	作者未詳
知章	元清作	草子洗	清次作	空蟬	作者未詳	住吉詣	作者未詳
宮城野	作者未詳	大原御幸	元清作	三山	元清作	弄太鼓	元清作
佐用姫	元清作	鳥追船	金剛作	落葉	元清作	六月祓	安清作
藤	安清作	蟬麻呂	元清作	吉野天人	安清作	侍羅物狂	鬆來作
牽牛花	小田切能登作	求塚	清次作	胡蝶	信光作	名取嫗	元清作
雨月	氏信作	布留	元清作	道明寺	元清作	室君	作者未詳
輪藏	長俊作	接待	宮增作	枕慈童	作者未詳	景清	元清作
三笑	作者未詳	俊寛	元清作	丹後物狂	井阿彌作	鉢木	清次作
弱法師	元雅作	木曾	作者未詳	高野物狂	安清作	盛久	元雅作
壇風	元清作	七騎落	作者未詳	咸陽宮	作者未詳	藤榮	作者未詳

松蟲　元清作　放下僧　氏信作　張良　信光作　橋辨慶　安清作
泰山府君　元清作　忠信　元清作　明王鏡　信光作　大佛供養　作者未詳
小鍛冶　作者未詳　土蜘蛛　作者未詳　鍾馗　氏信作　羅城門　信光作
照君　氏信作　紅葉狩　信光作　松山鏡　作者未詳　谷行　氏信作
染川　作者未詳　大江山　宮增作　昌俊　長俊作　葛城天狗　長俊作
熊坂　氏信作　第六天　作者未詳　烏帽子折　宮增作　舍利　元清作
龍虎　信光作　檻天狗　作者未詳　國棲　元清作　蜘　信光作
合浦　作者未詳　玄上　金剛作　一角仙人　元安作　梅　元章作

習十番之部

卒都婆小町　清次作　道成寺　清次作　檜垣　元清作　戀重荷　元清作
砧　元清作　木賊　元清作　姨捨　元清作　石橋　元雅作
關寺小町　元清作　鷺　元清作

都合二百十番

作者之人數

結崎治部秦清次　本氏平、服部、雅名觀世丸、後三郎、落髮號二觀阿彌宗香、應永十三丙戌五月十五日死、五十二歲、
結崎左衞門大夫秦元清　清次嫡男、雅名藤若丸、後三郎、落髮號二世阿彌宗全、康正元乙亥七月廿二日死、八十一歲、
金春式部大夫秦氏信　元清聟、若名彌三郎、後禪竹、
結崎十郎秦元雅　元清嫡男、長祿三己卯十月九日死、六十五歲、法名大圓、
金春八郎秦元安　法名桐林禪鳳
觀世小次郎秦信光　觀世音阿彌七男、法名大雅宗松、永正十三丙子七月七日死、八十歲餘、

觀世彌次郎秦長俊（信光嫡男、天文十辛丑年死、五十三歲、月日未ㇾ詳、法名心祐、）

外山又五郎吉廣　金剛彌五郎　宮增

日吉四郎次郎安清（後佐阿彌、長祿二戊寅八月四日死、七拾六歲、）

龜阿彌　輿江元久　江波左衞門（號二五郎一）　內藤左衞門　井阿彌　竹田法印

福來　小田切能登

以上拾九人

〔猿樂傳記上〕江口山姥は、一休の作といひ傳へ、卒都婆小町は高野山寶性院看快の作なりといへり、山本春帳の所作、謠作者附の書に云、謠は四座の大夫作りて、當座々々に能したる也、能き人も作りたる也、世阿彌（觀世先祖）作五十一番、（名目略ㇾ之）又六十一番あり、觀世小次郎三十二番、同彌次郎作二十五番、金春善行作十八番、金春善鳳作五番、宮增（脇師）作十番、三條西殿作四番、其外彼作、又は作者しらずも有、都合三百五拾番と有、各名目を顯はす、奧書に曰、右能本作者之事、依二安東與既御所望一調進也、觀世彌次郎長俊、連々直談之時、物語申趣所二注置一如ㇾ是、此上猶可ㇾ被二聞合一者也、

于ㇾ時大永四年甲申孟夏上澣　吉田藏人兼將判

又一書に曰、謠の作の事、奈良土產に曰如く、尤てにはのあしき處有れども、先づ常人の作るものにあらず、佛經の取やうなど、僧もよほど能き人の所作、案るに、其頃の活僧、歌人、連歌、貴人等慰みに作れり、是を能大夫にあたへ、章を附させ、則其大夫の作分にしたる成べし、

〔山海里六上〕謠

一猿樂の達人問て曰、謠は多く釋敎にて作者は高僧方なりとて、山姥は蓮如上人と一休和尙との兩作なるよし、邪正一如と見る時は、色卽是空其まゝにと一休のいへりければ、佛法あれば世法あり、煩惱あれば菩提あり、佛あれば衆生あり、衆生あれば山姥もありと、蓮如の續たまへるを、

一休すぐに文句を繼、柳はみどり花はくれないのいろ〳〵としたまへるよし、さある事も候やと、答て曰、先啓の聖教目錄に、柏崎等の謠數番を列て、存覺上人の作なりとす、さだめて考る所ありていふなんめり、相州國府津の眞樂寺に、蓮如上人の作なりとて、すなはち國府津といふ謠あり、親鸞聖人の舊跡にて、其寺より出板せり、いかにも其調山姥にひとしければ、人のいふにたがはざる事もあらん、

〔太閤記十六〕於大坂新謠御能之事
同〇文祿三年三月十五日、大坂本丸において、由已法橋播州人也新作の謠、芳野の花見、高野參詣、明智、柴田、北條、此五番金春八郎に仕舞を沙汰し候へと、兼て被仰付、其傳を受させ給ひ、御能を遊し、籠中がたへ見せ參らせられ候はんためとかや、

〔隨一小謠繪抄〕一門外不出の謠二番有、小原山岩井吉野川井上大相國近衞殿下〇內前の御作に而、右兩人へ被下置、由緒小緣ならぬ能也、安永年中の事なり、

改竄

〔改正謠曲草案〕故亞相田安源公、〇諱宗武嘗て謠曲譜本の謬誤多きを憂給ひて、侍臣岡部衛士眞淵に命じて、悉く之を改竄せしめ給ひき、衛士我曾祖枝直考に詢りて其訛舛を訂正し、勉て理順に詞雅ならしむ、且新に梅枝一番を作て增加し、通計二百有十番となし、更て定本とす、玆に明和二年乙酉四月端五觀世左近元章開雕して世に施行す、其本一時傳播せしかど、幾何もなく廢棄して、當今は其舊に復し、一に俗譜に從へりとぞ、敎坊の不文勝て痛歎すべけんや、〇中略天保乙未六月加藤千年謹記、

〔二百拾番謠目錄〕抑當流〇觀世は、觀阿彌に起りて世阿彌に成、音阿彌より傳へて三百年に越たり、然れば其間中絕せる事あり、又訛れる所も不少、又世阿彌が比、能數甚多くして、正すにいとまあらず、依て能作書曲付書等を殘して、子孫に改正すべきを示せり、いま元章不肖なりといへ共、先

祖の志を繼ざるに忍びず、中絶せるをおこし、訛れるを正、又いまになす所の能といへども、古意にかなはざるは略き、中絶せる能及末の爲能も、古意にあへるはくはへ、將子孫童形の間より、はやく秘事をまならしめんため、且先祖みづから能を作れる例にならひ、梅の能を作くはへ、總て二百有十番とす、其中一番の習なるものを分て十番とし、その餘見聞に近きを內百番とし、遠ものを外百番とし、謠本を著はせり、然れども猶訛あらん事を恐る、子孫相繼て改正せば、幸行是にしかじ、

明和二乙酉年四月五日　觀世左近秦元章

〔翁草　六十四〕謠曲新改正之事

明和ノ頃、觀世左近大夫元章事、始祖觀阿彌淸次ヨリ十五世時メク餘リ、元祖ヨリ傳リシ謠ノ文句ノ誤ヲ正シ、且ツ言葉續ノ惡キヲ直シ、或ハ百番外百番中頃ヨリ山本長兵衛テ始、諸ノ書林家々ニテ謠ヲ梓行スルニ、百番ノ謠區々ニシテ殘ト不定、長兵衛方ノ板行二百卌番ノ謠、周ク世ニ流布シテ、他板ハ世ニ不用ト雖、右二百三十番ト云モ、家元ヨリ定メタル數ニテモ無ク、唯通用ノ謠ヲ書林ノ方ニテ集メタルト云分ノ事也、當流ニ用ル所ハ、古來百六十一番也、委ハ奥ニ記、ト、古來定リシ中ノ謠ヲモ古書ニ謠ノ字四疊ニテ各替ル、今春ヘ謳、寶生ハ謠、金剛ハ唄、當流ハ謳ノ字ヲ用ユトアレ共、當世ハヲシナベテ謠ノ字ヲ通用ス、數番入替、又元章ガ作也トテ、梅ト云新謠ヲ組入、我家ノ事ヲ恣ニ改メ、万ヅ隨意ニ擧動ヲ故ニ他流ヨリ誹謗之スル事喧シ、然レ共時ノ勢ヲ以公命也トテ、書林出雲寺和泉方ニテ新改ノ正本ヲ開板サセ、古板ハ古流トテ自ラ不用樣ニ、門流ヘ令レ知セケル、因茲侯家ヲ始歷々ノ面々、偏ニ官板ノ思ヒヲ成シ、我モ〱トヲシナベテ是ヲ調ラレケル程ニ、左近ハ俄ニ過分ノ德付テゾ見エシ、夫而已ナラズ、一ト年江府ニ於一代能興行ノ折柄モ、公威ヲ借ッテ侯家ノ棧敷綺羅ヲ輝シ、諸家ヨリノ賜山ヲナシ、勢ヒ猛ニ目醒シカリシガ、安永二年ニ身マカリ、其子三十郎ハ父ニ先立テ早世シ、無嗣ニ仍左近ガ弟織部ニ本家相續仰付ラルヽ處ニ、織部辭シテ申ケルハ、當流謳ノ事、近年左近ヨリ申上、新改被仰付候處、愚僕生得氣根薄ク候故、新改ノ文句未鍛錬ニ御座候、其

評釋

家ノ長トシテ、如是ハ器ノ事ニ御座候條、恩免ヲ奉冀ノ由固辭シケルニ仍、然ル上ハ新改ヲ止ラレ、古來ノ通ヲ以相續仕ベキ旨、重テ公命有テ織部其家ヲ嗣グ、嗚呼織部ガ言宜ナル哉、須ク始祖ノ意ニ協フベシ、凡謳ハ自中古公武ニ專ラ翫セラルヽ、狂言ナレバ、强テ事實ヲ正スニ及バザル歟、且ツ言葉ノ巧拙雅俗トモニ、唯古來ノ儘ニ用ルコソ、其世ノ風俗遺リテ殊勝ナルニ、夫ヲ改ルトキハ、雅モ却テ不雅ト成リ、自然ト文句音曲ニ不乘、音節ノ幽玄ヲ喪フニ似リ、其上當御代ヲ憚リテ、假初ノ言手爾葉ニ氣ヲ配リ、謳替ル抔可笑ノ甚也、譬バ急ギ候程ニノ類悉除之、是ハ五十宮樣御臺樣御事ヲ憚ル由也、五十ト急ハ何ゾヤ、不及評論事也、係ル己ガ拙サニハ心モ付ズ、古ノ唱句ニモ拙キ事多シト雖、斯ク迄ノ事ハ無リシヲ、聊事迄改ヌル心ノ程コソオカシケレ、謳ハ古ヨリ文句不改ヲ賞シ、今樣ノ淨瑠璃小歌抔ハ新作ヲ興ス、是雅俗ヲ分ツ所以也、貴人ノ御前、或ハ婚禮新宅會等ニ差合フ文句ヲ謳替ルコトハ、古ヨリ有ル習也、ソレハ其坐切ノ事ニテ、實ニ文句ヲ改ルニ非、既ニ御當家ニ至、松ノ事ヲ謳替ル例是也、夫スラ文句不及改正、今度ニ於テハ文句悉ク改正スルニ仍、本文ニ雖スル處也、夫ニ新謳ヲ以セバ、豈淨ルリニ異ナランヤ、其上今度ノ改ヲ見ルニ謳ヲ評セシ物ニ、奈良土產ト云本有リ、大旨夫ヲ本據ニシタル樣ニ見エテ最淺間シ、一說今度ノ改正ハ、左近ガ意計ニモ非ズ、故有テ雖默事トナン、他坐ヨリノ謗實理リトゾ見エシ、而ルヲ織部再ビ古風エ戻セシ事大ニ可ナル哉、

〔言繼卿記〕文祿四年三月廿四日丁酉、殿下○豐臣秀次へ參候、北ノ丸ニ渡御由云々、則御對顏、謳。之。本。百。番。注。□□可仕由有之、予にも有職分可注之由直被仰了、其外五山衆歌道者其道々相催可申了、相國寺鹿苑院□長老へ被仰了、明後日可集會候御催云々、　廿六日己亥、殿下ヨリ依仰謳之本注可仕之由有之間、相國寺鹿苑院□長老ニテ各來集、予、南禪寺三長老、相國寺兌長老、泉長老、東福寺哲長老、澄西堂、建仁寺雄長老、稽西堂等也、又殿下之內鳥養道斷謳衆四人等也、座敷替テ知恩寺長老日蓮□久遠院本音坊要法寺世雄坊等也、少々紹巴へ申遣了等也、種々穿鑿也、早朝ヨリ罷向了、予飯後罷向了、飡有之、謳有之、十番目ニ□□取了、高砂一番相濟、淸書之中書出來了、保長老殿下持參

可有之由被申了、天龍寺彰西寺者依所勢不出了、今日沙汰之本、高砂、うのは、みわ、忠のり、西行櫻、楊貴妃、うき船、關寺小町、江口、さねもり、源氏供養、以上十一番也、　四月四日丁未、相國寺慈照院へ罷向了、各來候昨日の如し、朝湌有之、次ニモチキ酒有之、毎日有職方樂方筆とり了、神道方ノ册子令清書、午剋ニ相終了、次各被歸候、道もり、くろづか、にしきゞ、ていか、百萬等也、以上此間分百番也、有職方注之義者、予可仕之由、殿下ヨリ被仰出候由、鳥養道斷申間同心了、册子トリテ歸候、　五月一日癸酉、殿下より謠之本注可懸御目由有之、而相國寺保長老ニ遣候而、道斷トリテ直ニ可懸御目由有之同心了、

〔世事百談〕謠抄の勘文

謠曲の抄物に、謠古鈔と稱する注釋あり、その書の時代は文祿年間に撰みしものとおもはれたり、第一なる熊谷の注に、百聯抄解のことをいはんとて、この本は嘉靖四十二癸亥年あつめし書なり、文祿四年乙未年までは、三十三年なりとあり、又芭蕉杜若等にも、みな同じおもむきに載せたり、おもふにこの謠鈔の撰みは、一人の手になりたるものにはあらずと見ゆ、その證は鵜の注に、一佛成道、觀見法界、草木國土、悉皆成佛云々、此文を山門寶地坊證眞は、中陰經の文とは引きたれども、今彼經を考ふるに、なしとありて、遊行柳の注に、中陰經云、草木國土、悉皆成佛云々、西行櫻の注に、草木國土、悉皆成佛、是中陰經の文なり云々、當麻の注に、中陰經云、一佛成道、觀見法界、草木國土、悉皆成佛と、說きたまふなどゝあるを見れば、後の三條は寶地坊の說、はじめの一條は他人の意なることとしるし、これによりておもふに、この鈔は諸家の說を集錄したるものと見えて、猶三輪の注に、來歷は神道より記しいださるべきものなり、阿漕の注に、賛のあし吉田殿へ御尋ねあるべし、また兼平の注に、我たつそま叡山のことなり、委しきことは天台宗よりしるさるべし、小鹽の注に、神もまじはる塵の世、和光同塵のこと吉田殿注あるべし、蟻通の注に、和光此末に神

道よりゐるし申すべし、俊寛の注に、山中撿挍申す、葛城の注に、紹巴申すなど丶あれば、その家々の説を集められしものと思はる、また詞の中にむかしより典據のつまびらかならざることあり、そは富士太鼓の注に、ゑうこうが手を出だし、はんらうが涙にても、此故事往古よりいまだかんがへず、二人靜の注に、もろこしのさこく自昔此故事知れざるなり、自然居士の注に、然れば、ふねの船の字を公にす丶むと書きたり、船の字をわけて、舟の字をす丶むと讀みたる訓見えず、近くは建仁寺の月舟へ、相國寺の惟高のとはれたれども、つひに見ぬとあつたぞ、出處不審、これらをもておもふに、梅村載筆に、秀次關白の時、謠百十番を注せられしに、五山の僧衆相國寺慈照院に聚り、故事ども其家々へ尋ねられたり、知れぬ事ども、多かりといふに、全く符合せり、猶載筆に云、遊子伯陽が月を愛せしこと、唐土のさこくは花に身を捨てたること、ゑうこうが手を出し、はんらうが涙のこと、船の字を公にす丶むと書きたることなんどの類、げにも不審なることゞもなり、俗間に古今和歌集の注とて、やくたいもなき假名がきの物あり、遊子伯陽は史記にありと云ひ、作國は後漢書にありと云ふ、みな大なる僞なり、それをすぐに謠に作りたるなり、此時元信と云ふ僧、足利より上洛して、大佛の邊にゐたりしが、詩の邶風柏舟を柏にす丶むとよめり、舟は羞也と辨毛披意といふ書にありとて、片紙に記して言上す、諸人その本を見んといふといへども、秘して出ださず、博陸より急に詰問せられければ、件の本を出だす、開き見れば唐本の傍に舟羞也の三字を細字に、日本にて書き入れたるなり、元信面目を失へり、又小野賴風が女郎花の事、深草四位少將が小野に通ふことも、謠に作れり、この兩人は公卿補任にもなしといへりと、建仁寺の雄長老語られき、この長老は謠の註作るときの棟梁なりと見えたり、この條は了阿大德のかんがへなり、予〇山崎美成がいとわか丶りし時、示されしをおもひいで丶こ丶にゐるす、これによれば、謠曲に解しがたき詞のま丶あるも、ことわりとおぼえたり、

〔奈良笥上〕標題

貞享四年惠風のはじめ、ならの葉の名におふ薪の能を見にまかりしに、さしも名ある人々の立まふ袖はいふにやをよぶ、謠をきくに、ふしひやうしのこまやかにとゝのひたるも、外には又なき事なるべし、されどもむかしより作り誤れる所々、胸にこたへてつたなし、夫謠は代々のもてあそびとして、主上大樹の御耳にもちかく聞ゆる物なるに、いかでかばかりは愚に仕立たりけん、いといぶかしかりける、なき事をありしやうに作れるはくるしからねど、或は前後相違の詞、又は句つゞきの品あしきは、なげかしき事にあらずや、諷は往年より度々に作りかさねて、其作者あまたなりとは聞つれども、此諷は此人の作としらぬゆへに、其心はかりがたし、尤始終難なき諷もあれど、それは稀にして、難する諷はおほし、年比此事の心にかゝれば、旅宿のつれ〴〵かりの枕の、老の寐覺に思ひよりて筆にまかす、此外に猶もあるべけれど、遠き謠は思ひも出されす、先此まゝにてやみぬ、かくもどかしけれど、いにしへ作りはじめたる時、不吟味愚昧のいたす處なれば、あやまりありとて、當時うたふ人の科にはあらず、其昔證をさしふしを極め、うたひ來りて、家々の秘事、すゑ〴〵の相傳となりにたれば、今更一口にてもなをすべきやうなし、狂言も亦々同じ、然らばいらざる戯言なれど、人ごといひて茶のみたるこそ、奈良茶のみたるにてはあれ、都て國榮へ民ゆたかにして、目出度世の聲をしらするは、亂舞にしく事あらじ、唯耳目をよろこばしむるのみこそ、かくおさまれる御代の賑ひなれば、なにか難波のよしあしもむつかし、聲おかしくて拍子とりまふ、一さしの扇にも、千秋万歳のよろこびをたゝみこめたる世にしあれば、此一冊を袖にして、京の子共の苞苴にす、物しれる人に見すべからず、〇中略

丁卯〇貞享四年春二月　　無名野夫攪筆南京今御門旅店

〔奈良笥上〕高砂

ワキ道行ノ内末はる〴〵の都路をといひて、いさ白雲のはる〴〵と同じ詞は何事ぞや、をとづれは松にことゝふうら風の落葉衣とあり、同じくは浦風のを浦風に落葉衣といひたき處也、住吉と申は今此御代に住給ふ延喜の御事、是は傳授事なれども、先おもてむきの道理きこえにくし、クリノ内陽春の德をそなへて、南枝花はじめて、ての字つゞきてあしゝ、德をそなへてのての字なくもがなと存る、中入のまへいつまでも君が代に住吉に先行て、にノ字のてにはかさなりたり、上のには聖代なれば、君が代に住よきといひかけたればさもあるべし、下のにかしましければ、住よしさしてまづゆきと作りたれば、よろしかるべきに、後シテノ出ハすゞしめ給へみやづこ達、是までは神の宣ふ詞ならずや、明神の御詞にすゞしめ給へ宮づこ達とは、御いんぎんの至りと存る、

兼平

後シテ詞觀世曰、をろかと心得給ふ物かな、御身是まで來給ふも、我なき跡をとはん爲の御心ざしにてましまさずや、兼平是までまいりたり、此僧信濃にありて、木曾殿討死せられたるを聞、いたはしくおもひ、義仲をとぶらはんとて、はる〴〵江州へ上りたり、兼平をとはん爲にはのぼらず、木曾殿をとぶらふならば、兼平も家臣なれば、次手に廻向などはすべけれど、先此僧信州より思ひたつは、義仲とぶらひの爲なるに、此詞にては兼平とぶらはんために、わざ〳〵上りたる人にいふ詞也、さても〳〵まんがちなる兼平哉、主君の弔に上りたる僧をまよはして、むりに我爲よといふは、不忠の侍とこそ思へ、　今春曰、誰とはなどやうたてしやうたてしや耳にたてり　わがなき跡をとはん爲の、兩流○觀世今春共に同じ、　所はこゝぞ我よりも、主君の御跡を先とぶらひてたび給へ、所は爰ぞとをしへねども、義仲は江州粟津が原にて果たまひたるとしりて、信州より上りたり、いらざるをしへ事かな、はじめ無調法をいひたるゆへ、爰にて弔の時宜をするか、但我

を弔ふ相伴に、主君をもとぶらはせむとおもふぞや、義仲面目次第もなき事也、

〔奈良土産返答上〕夫謳歌は、讃佛乘の因轉法輪の緣として、知識古德の作おほし、まことに文質奇として妙なる物なり、しかるに此比奈良土產といへる書を見るに、百番の失をあげ、且雜言をもつてなじり嘲事數箇條におよぶ、是又何人の作かしらず、みな管見のいたす所にして、ひとつも其理にあたらず、およそ謠はみな寓言體にして、鯤鵬の翔たぐひおほし、かれも寓言をしらば、ひとつも不審はなさぬ道也、もしまた偏に實と見ば、また下愚のいたり也、此兩條をもつてあきらめんにすまざるなし、しかるを梓にちりばめて、よしなく孔方兄をつゐやすは何ぞや、予非家にありながら路先師の大旨を探り得て、かれが難破を會釋する事しかり、猶堪能の人の口決あらん物よ、時や貞享いつゝ戊辰の秋八月、洛陽中川の旅店に筆を染、

〔奈良土產返答上〕松風

○今春に曰、是なる磯邊に一木の松の候に、札を打短冊をかけられて候、いはれのなき事は候まじ、尋ねばやとおもひ候、

□難○奈耳箇にいはく、一木の松に札をうつ程ならば、松風村雨兄弟のしるしとしれぬ事はあらじ、然ば、いはれのなきことは候まじといふ詞、無益の事なり、

△返答、其札に松風村雨兄弟のしるしと、たしかに書てありしを見ておもしやる了簡か、書てある程ならば、尋ねばやとはいはぬ筈なり、書てなくばたづねばやといはひでは何とせう、さいぜん木曾殿とぶらひに上りたる僧とはちがひ、西國あんぎやの僧なれば、何のおもひがけのないはづ尤なり、追付いはれを聞て、扨は此松はいにしへ松風村雨とうたひ出したるなり、ただし今も松に、たんざくをさへかくれば、みな松風村雨がしるしか、田舍には新槁あたごの札のふるきをばおさむるといひて、松にくゝりつけて置が、それもみな二人の女のしるしと申

さうか、やれ、

○面白やなれても須磨の夕まぐれ、あまのよび聲かすかにて、沖にちゐさき漁舟の、かげかすかなる月の影、

□難にいはく、曲といふ詞、此まもなき所にてふたつ出せる事つたなし、

△返答、貳十ありても三十出してもくるしからぬ事はじめのごとし、たゞし上のかすかは杳也、あまの呼聲ほそ〴〵と、とをくきこゆる貌、下の曲は闇也、微也、隱也、と訓じて、秋ながら月も心ぼそく見らるゝ風景なり、下の句にて、あら心すごのようすがらといふにて猶おもしろし、何も志らぬ心からは、おもしろい事をゑ志られまいよの、

○今春に曰、娑婆にての狂亂を猶わすれ給はぬぞや、

□難にいわく、狂亂は耳にたてり、觀世に妄執といふ、此かたよし、

△返答、耳にたつれば蚓のなくも耳にたつ物也、妄執よりおもひこがれての狂亂なれば、一段ふかき文句尤情よし、おもしろし、又觀世のかたも誰がわるいと申ぞ、おもしやるがくどし、

〔群書一覽五管絃〕謠抄　二十卷

百番の謠の注なり、作者つまびらかならず、後に古抄あるひは舊抄と稱す、〇中略

諷增抄　十二卷　加藤盤齋〇中略

法音抄　五卷　惠空和尙

此書二十二番の謠を注して、所々舊抄のあやまりをことはれり、〇中略正德四年五月刻、

謠曲拾葉抄　二十卷　惠南

卷首凡例に云、此謠曲拾葉抄は、花咲三世の老師一嚢軒犬井貞恕撰しをかれしを、予も時々筆をくはへしを、老師の死期に、此抄を予に傳へて、猶ふたゝび其功をとぐべきよし、堅く約しける、予

此抄に筆を染ること四十餘年、多くの秘事、家々の記錄等をかりあつめ、忘らざるは學者に尋ねとひて、以てやうやく首尾せるものか云々、〇中略寛保元年辛酉立秋日、空華庵忍鎧七十二翁誌之、〇中略

奈良土産　三卷

此書今春觀世兩流の謠本に、文句の異なるものをことはり、百番の謠に難注をくはへて、文句の可否を許す、〇下略

〔長春隨筆上〕一世に謠曲の本、近衞流を以書るを嵯峨本となづく、是は角倉與市、(本氏吉田を以代々御代官也)近衞三藐院殿信尹公御門弟にて甚能書也、嵯峨に隱居して筆硯を友とす、然るに信尹公御子從一位太政大臣信尋公(實は後陽成院皇子なり)後は應山公と號す、近衞流一轉して能書にておはします、御慰に謠本一番御染筆ありて與市に下し給ふ、(此謠は山姥也とも、又は東北とも、松風共いへり、)與市是につきて百番の謠本を書て、觀世左近大夫にあたふ、觀世是を家寶として、右の本を寫取、家傳の章をさし、板行として庫中に藏む、今觀世門弟となるものには、右の板本を一部ツヽ是を附屬す、表紙は黑く布目を打、うづまきの水を高く打出したる表紙何れも同じ、箱入にして是を與ふ、名付て嵯峨本といふ、元來與市は近衞流を一轉して嵯峨流といへり、右の板本を又寫し、少し番組を入替て類本と號して、書肆に是を商ふなり、

〔難波江六〕三番叟

謠曲有數種、光悅本(一番一册ナリ、コレ最第一ノ古板本也、內外並百番アリ、)元祿板(插架本外百番)寶永板(元甲申)(插架本內百番)
正德板(六丙申卽享保元)享保板(十八癸丑)寬政板(十一己未)(飯燒矢ノヨシ友人根岸氏所藏)天保板(十一庚子)(寬政板トハ、ヨホド文句カハリアリ、)

能ハ先五番ヲ一日ノ定メトスルナリ、公邊ハイツモ五番ナリ、狂言二番アリ、謠曲ノ書モ、五番ヲ一册トスル、コノ意アルナルベシ、其五番モ彼ト此ト組合セテ、一日ニ興行スルニ便リヨキヤウ

ニシタリ、サレド其書初ノ程ハ、ヨロシケレド、末ニナリテハ、入リミダレタルモノモアリトゾ、タトヘバ、一冊ノ第一ハワキ（脇）能、二番ハカケリカハタラキカ、三番ハ上ノ舞カ中ノ舞カ、四番ハハヤマヒカ神樂カ、五番ハ祝言、半分スルナリ或ハ一番全アリテ、附祝言トテ、別ニ祝言ヲ付クルモノアリ、但シウタヒバカリ也、

〔翁草六十四〕謠曲新改正之事

右謠本直段付

上本 雛子摺 角包

謠目錄九祝舞 帙入貳冊 内百番百冊 外百番百冊 習十番帙入十冊 獨吟八十五曲、帙入、九冊

以上金物付桐大筥ニ入 代金拾六兩

中本 美濃紙摺 角包

謠目錄九祝舞 帙入貳冊 代拾匁 内外貳百番 代金四兩拾貳匁五分

習十番 帙入十冊 代金三分

獨吟 八十五曲 帙入九冊 代金貳分貳朱

以上金物付桐筥入 代金五兩三分

次本 諸紙摺

内百番 廿冊 代金壹兩壹分 外百番 同 同 舞臺圖 筥入 三冊 代金壹分

一番本 一冊 壹匁 百番入 二百番入 箱代三匁 箱代五匁

右出雲寺和泉方ニ在

右書付、明和二酉年冬、諸國門弟エ家元ヨリ到來、

〔隨一小謠繪抄〕一觀世流の謠に、中改正とは觀世周雪退隱の後上京して改られし直し也、新改正

小謠

とは明和の比、觀世元章(普觀院と云)文句節拍子總改正あり、梅と云新謠の出來しも此時也、出雲寺と云書林にて開板出來たり、是を新改正と云、

一卯月本と云謠本は、謠曲家の尊む本也、今の山本板の本は其臨寫也、卯月本と云は觀世大夫黑雪齋暮閒入道の自筆の板本也、寛永六年卯月と奥書有故、斯く稱ふる也、黑雪齋とは恐多も、又無き堪能のものなりと、台命有て黑き雪の字を號給ひしより斯申となり、黑雪齋は藝道堪能のみならず、手跡は嵯峨樣の能書也、

〔堺鑑下〕車屋道說

今春大大夫ノ弟子也、當津ニ來テ車町中濱ニ住シテ、家流ノ中ヨリ一流撰出シテ聲ヲ吟ジ、自筆ニシテ板ニ彫行、車屋本ト世ニ用ハ是也、元ハ七十五番ナルヲ、再加增シテ百番トナス、

〔老人雜話上〕太閤(○豐臣秀吉)氏鄕を會津に封じて後出仕す、太閤他事を問はずして云、汝手を能く書けり、謠の本を一番書て與よと、硯紙を持來れとのたまふとぞ、君臣心安き閒がらなり、

〔花傳書三〕一四月朔日おなじく卯月八日などの謠、賀茂の小うたひ尤に候、

一小謠のうたひ樣、あゆみをはこぶ宮寺のよりうたひ出し、松たかきとうたふてよし、其まゝ松高きとは、ゑきしやうの時にはうたはぬなり、いづれの小うたひも同前、

〔音曲玉淵集四〕一小謠の事、先指寄て謳ふに大事の物なり、四季其場の相應を考へ、先祝言を謳ふべし、機をはりたゞしく輕く吟つよく、物を略せざるが祝言なり、

音曲はまづ祝言をもつはらにさては遊玄れんぼ哀傷

扨小謳は序より謠ふべし、高砂ならば音信はト下歌の所なり、いづれの謳にも序の所有、尤序より謳ふ時は、(上歌)所は高砂の〳〵と返し謠ふ物也、事たらぬは無祝言なり、二つ目よりは返には及ばず、但外よりつけ候人あらば、(上歌)長生の家に社と引居て返すやうに謠ひかけ渡しても吉、

又此比は常の如く引居ずに渡し、老せぬとつくる也、又曰、初手の謡序より謡出さず、所は高砂のと謡出さば、尾上の松も年ふりてト二くさり謡はせ、老の波と付べし、二番めよりは常の如く付る、扨婚姻養子等の祝儀、乘船などの門出には、うたひ返さぬ作法也、又羽衣、ゆやの謡は始終歸り度心を持故、二番ともに嫌、三輪の曲舞も忌也、常の旅の首途には、態と謡返し、きりにも、養老のキリなど謡ふべし、余は是にて辨へ、總じて其場のさし合を考へ、避るをば功者といふ、

觀世宗雪新宅の能に杜若有しに、煙といふをさけて、信濃なる淺間のたけにたつくものト謡ひしと也、

進藤以三青蓮院御門跡にて、景清の謡有しに、青門の唱へをさけて、柴門ひとり閉てト謡ひしと也、

〔備前老人物語〕大閤秀吉公御陣の時、御馬廻り衆の陣小屋を見廻り給ふに、小謡うたひ小鼓うつ所あり、たちよらせ給ひ、垣の隙よりうかゞひ給ふに、内に武者三人あり、一人は具足櫃に腰かけて鼓をうつ、一人は扇をもちて謡うたふ、いま一人は盃をひかへ居たりける、おの〳〵皆甲冑を帶したり、これを見給ひて、御氣色やあしからんと、御供の人々いぶかしくおもひしに、さはなくて、あれ見よや、退屈せぬやつばらかなとて、笑をふくませ給ひて、それ〳〵あのやつばらに酒とらせよ、さのみくらゐ醉などせぬよふにいへとのたまひて、打過給ひしと也、

〔大猷院殿御實紀五十四〕寛永二十年七月十一日、若君より生御魂の饗奉り給ふ、よて井伊掃部頭直孝、〇中略朽木民部少輔稙綱はじめ、近習外樣の物頭諸有司饗宴をたまはる、猿樂等小謡を奏す、

〔八水隨筆〕故進藤權右衞門親の忌日に墓に詣り、毎度加茂の小謡をうたひしとなり、年の矢のはやくも過る光陰、おしみてもかへらぬは、もとのふたへせぬぞ、たむけなるべし、ながれはよもつきじ、

獨吟

〔塵塚談下〕嫁娶の節、祝言に小謠の事、我等〔○小川顯道〕若年の頃〔○寶曆頃〕迄は、庶人町家の婚禮に、親族歪事の時には、必ず一座の者小謠を諷ふ事、定式にて有けり、近歲〔○文化頃〕小謠の沙汰絕てなし、田舍にはこれ有事もあらんや、是等の故にや、其頃の小童の手習師匠は、稽古終には小童に謠を敎ゆる事、一統に有しが、今は謠を敎ゆる稽古所はなき樣子なり、

〔祝言小謠集〕高砂

四海なみしづかにて、くにもおさまるときつかせ、ゑだをならさぬみよなれや、あいにあいおひの、松こそめでたけれ、實やあふぎても、こともおろかやかゝるよに、すめるたみとてゆたかなる、きみがめぐみぞありがたききみのめぐみぞありがたき、

猩々

よもつきじ、よろづよまでのたけのはのさけ、くめどもつきず、のめどもかはらぬあきのよのさかづき、かげもかたぶく入江にかれたつ、あしもとはよろよろと、よはりふしたるまくらのゆめの、さむるとおもへば、いづみはそのまゝ、つきせぬ宿こそめでたけれ、

〔音曲玉淵集四〕一總じて謠物の上に吟といふ有、〔○中略〕一人うたふを獨吟といひ、〔○下略〕

〔謠諸流名寄〕獨吟曲

玉取 觀(觀世)金(金春)寶(寶生)剛(金剛)喜〇喜多	香椎 觀、金、剛、喜、	近江八景 觀、寶、	和國 觀	四季 觀
鞍瀧 觀、金、剛、	嶋廻 觀、金、寶、剛、喜、	一字題 觀、金、寶、剛、	實方 觀、寶、剛、	內府 觀
經山寺 觀、喜、		阿古屋松 觀、剛、	上宮太子 觀、金、寶、剛、喜、	返魂香 觀
松浦物狂 觀、寶、剛、喜、	加茂物狂 觀、寶、剛、喜、	博多物狂 觀、剛、	鳥飛川 觀、寶、剛、喜、	更科 觀
笠取 觀	蛙 觀	美人揃〔舞車 雲戸〕觀、寶、剛、喜、	隱岐院 觀、金、寶、剛、喜、	由良物狂 觀、寶、剛、喜、
橫山 觀、寶、剛、喜、	五輪砕 觀、剛、	太刀堀 觀、金、剛、喜、	淡路 金、剛、喜、	富士山 金

御裳濯 金　吉野 金　曙 金　歌占 金　母衣 金、喜、
菊水 金　山家秋 金　恭 金　玉嶋 寶　卒都波流 寶、剛、
須麻源氏 寶、剛、　兵揃 觀、寶、剛、　那須 剛　長谷 剛　教訓 剛
身延 剛　落葉 剛　弱法師 剛　高野物狂 剛　蘇武 喜
六元 喜　雪月花 寶、喜、　土車 喜　徒然 喜　當願暮當 喜
現在經政 喜

三曲

切瀬六代 觀、寶、喜、　東國下 觀、金、寶、剛、喜、　西國下 觀、金、剛、喜、

三讀物

木曾願書 觀、寶、剛、喜、　起證文 觀、寶、剛、喜、　勸進帳 觀、金、寶、剛、喜、

〔獨吟八十五曲目錄〕卷第一

不盡 金村作　豐宴 家持作　敏馬浦 福麻呂作　芳野 赤人作
祭神 大伴坂上郎女作　好可來 憶良作　所聞多禰（カシマネ） 能登歌　深江石 憶良作
香菓 家持作

卷第二

玉取 作者未詳　近江八景 作者未詳　和國 作者未詳　四季 作者未詳
鼓瀧 元淸作　香椎 作者未詳　一字題 作者未詳　眞方 元淸作
蛙 作者未詳

卷第三

重盛 作者未詳　兵揃 作者未詳　經山寺 作者未詳　島廻 作者未詳

八雲　作者未詳	上宮太子　作者未詳	反魂香　元清作	砥並山　作者未詳
倶梨伽羅落　作者未詳	笠取　作者未詳		

卷第四

美人揃　宮増作	妻戸　宮増作	當願暮頭　作者未詳	鳥羽殿　元清作
隱岐院　元清作	星　作者未詳	由良湊　作者未詳	佐夜中山　作者未詳
更科　作者未詳	横山　元清作	博多物狂　作者未詳	五輪碎　作者未詳

卷第五

西國下　玉林作	東國下　玉林作	泊瀨六代　元清作	

卷第六

生田川、元清作	菊水　元清作	外濱風　元清作	法樂　氏信作
松竹　作者未詳	葛袴　作者未詳	浦下部　作者未詳	照日宮　清次作
雪山　作者未詳	寂光院　元清作	飛火　元清作	橋柱　元清作
自然物狂　清次作	賢女鏡　作者未詳		

卷第七

青雲　作者未詳	三元　作者未詳	人日　同	桃花節　同
上巳　同	三月盡　同	朱夏　同	更衣　同
泛浦節　同	端午　同	夏枕　同	素秋　同
羅綺節　同	乞巧夕　同	星夕　同	中秋節　同
三五夕　同	陽數節　同	重陽　同	九月十三夜　同
九月盡　同	玄冬　同	初雪　同	歲暮　同

舞曲 舞注

歌人意　冬信公作

巻第八

習三讀物

勧進帳　信光作　起請文　長俊作　願書　作者未詳

都合八十五曲

〔獨吟四〕隱岐院

御出家の後は、かくても鳥羽殿に、わたらせ給ふべきやらんと御心易、おぼし召るゝ所に、時氏又參じて、隱岐の國へ遷し奉る、クセ御供には男女わづか五人なり、前後の警衛もなく、百官の扈從もなし、たゞ庶人の旅に異ならず、道すがらの御有樣、申もゆゝしかりけり、さても此島に渡らせ給ひて、あまの郡かりたの鄕と云所に御座を構へたりければ、只蜑人の栖に異ならず、昔は蟠洞、紫山の内にして春秋を送りむかへて樂み盡る事なし、今は笘屋の庇、蘆垣の月洩風もたまらねば、晝もつらし夜もうし、女御更衣の侍らふ所もなく、月卿雲客の拜趨もなし、只懷舊の御涙にまどろませ、たまふ夜半もなければ、なみ只こゝもとに、立來るこゝちして、須磨の浦のむかしまで、おぼしめしいださる、

〔花傳書六〕よろづの能の心もちの事

一神能、心持出候て出る時、我身を神と思ふべし、いかにもけだかくもつべし、

一鬼、わが身を鬼とおもふべし、いかにもいかれるこゝろをもちいづる事ならひ也、

一修羅のこゝろもち、まくをあげ候とき、いくさばへ出る時のこゝろもち同前、

一女、わが身を女房とおもふべし、おびなどをもゆる〱として、こゝろをもいかにもしづかにいで候へば、女體によしあるものなり、

一佛などの能、我身を佛と思ふべし、いかにも心を殊勝にもちて、けだかくいづべし、

一幽靈、我身を幽靈と思ふべし、いかにも〳〵心をよは〳〵ともつてよし、

右それ〳〵の能心もち、大方如此、この心持なく候へば、能にそれ〳〵のいきほひなし、右心持肝要也、此外何の能も是を以分別あるべし、あはれなる所は、心をあはれにもち、物すごき處は心をすごくもち、いさむ所はいさめ、夫々の心もちかんようなり、

一陰の能心もちの事、おもてを陰に、うらを陽に心得べし、左樣になく候へば、能しめりすぎ候也、

一陽の能の心持の事、おもてを陽に、うらを陰にあてべし、左樣になく候へば、能つよみすぎつやなく候により、右の心得をまじへ、陰陽和合とこれをいふ、但能によるべし、陰の陰陽の陽と舞もあり、水無瀬定家の後、まつの山かゞみの幽靈のかたなどは陰の陰なり、又もみぢがり、羅城門などは陽の陽也、かやうの事をもつて、此類の能の位分別有べし、

〔花傳書五〕一いづれの仕舞にも、其文句にてするは、文句にあはぬ物なり、字二つ三つほどまへにすれば、本のもんくの時仕舞あふもの也、なくときも二字三字ほどまへになき候へば、なくといふ目に、手あたる物なり、なくとうたひにいふ時、目に手をあてなき候へば、文句すぎてめに手あたるものなり、月を見て花をみてといふ時も、其字にあたりみれば、跡を見る也、字二つ三つまへかどみては、よきころにうたひにあひ候物なり、見ならひなり、秘事也、

一女能に拍子をふむ事、たかくふまぬ物也、何の能も拍子はきびすにてふむ也、わきのふ其分なり、こしよりうへのうごき候はぬやうに、身なりのくづれ候はぬ樣にふむべし、總身をゆりかけあらくなどふむこと、女に似合ず候、これ第一きらふなり、心得べし、

〔花傳書六〕一かげの仕舞、面の仕舞といふ事あり、かげの仕舞とは、いにしへのうはさを聞及び、其人のまねをする仕舞の事なり、面の仕舞と申は、わが身の事をわれとする仕舞の事、ひとのうは

さをまなぶ仕舞、げんざいの我身の仕舞、こゝろもちちがふべし、かやうの事こまかなるさたなり、よく口傳すべし、

一海士の玉の段、うとふのきり、狂言にもどきて舞事あり、か樣のたぐひおほし、能する人の心がけに、さやうの狂言に自然似たる所のなきやうに、たしなむべし、

一鬼能ひやうしの事、いかにも身をゆりかけ、あら〳〵とつよくふむべし、

一舞のうち下手のはやしにても、しづまりすぎは、其時の舞やうの事、段を略してはやくうたひ出すべし、さき立候はやしを俄におさへ候へば、位ちがひたちまち猶々はやしにむらいでき、わけもなき物になり候也、返々さやうのとき舞をみじかく留る事ならひ也、總別位能ともあまりのらぬ囃は、はやくとめたるが尤に候、

一鬼かたの事色々あり、現在の鬼、めいどの鬼、女の鬼、怨靈の鬼とて、人などの怨念にて鬼になりたるあり、其外しやたい、てんぐ、是等色々ちがふべし、りきたう、さいたうの位は、いづれへもわたるべし、

一ゆや、野の宮、其外車にのるのふ、左のあしより同じく馬に乘る、左の方より、足は右より、

一三輪の中入の後、みかげあらたにみへたまふにて、大夫作り物の中より出て、くりさしの間たちて居舞本也、曲舞にするもあり、又つくり物の中に其まゝこしをかけて居、みかげあらたに見へ給ふにてまくをとらせ、くりさしのあひだこしをかけてゐ、もすそにこれをとぢつけての仕舞、腰かけながらありて、跡をひかへて、したひゆくの時立より舞也、これは跡をひかへ、したひゆくといふ儀に合せて、おもしろき心もちなり、曲舞のはじめより舞候ても、別におもしろき仕舞もなく候へば、舞候事辛勞にて面白は候はで、いらざる事にて候か、〇中略

一猩々のみだれ三つあり、眞草行也、眞の亂れは少々の功にてはなりがたきことなり、ひざさゝ

す事あり、さゝぬ事あり、ならひあり、こゝろもちある事也、付みだれの舞出しの事、大夫あしを右左によらずあげ候、さて順逆に急の足をふむ時みだるゝ、又大夫快して足をおる時より、みだるゝもあり、またつくり物有時もあり、なき時もあり、眞草行によるべし、つぼおりの小袖のうへにこし帶する事あり、習ひ口傳あり、

〔花傳書四〕一舞は五段にさだむ、ざしきにては可ㇾ然候、昔は三段に是をさだむ、當代あまりみじかきとて、五段にこれをさだめ、五七五七とて五せつの舞なり、是を九つにわけて九十のはやしともいへり、九つといへば序に序破急あり、破に序破急あり、急に序破急あり、如ㇾ此なれば九つなり、かやうにくづして打べし、たゞきのふはうすき四方のもみぢばと、定家のくちずさび給ふごとく、これを九品の淨土にかたどりて、菩薩の舞あそびたまふ事、五節とて五段也、

〔音曲玉淵集五〕一舞　眞ノ序　序ノ舞　中ノ舞　男舞　神舞○中略

一つれの舞は三段なり

一かつこ　神樂　がく　カケリ（地頭落して謡出スへ、いづれものらず、）

一はたらき　太鼓事也、打上ル、　破の舞　打上て謡出す

〔音曲玉淵集四〕一物狂ひに數多の心有

第一　別れを慕ふ物狂　班女　せみ丸　名越の祓

第二　我と狂ひ出たる物狂（思亂れ心實より狂ふ也）　百万　すみだ川　櫻川

　　　橋立　柏崎　敷地物狂

第三　委計にて謀に狂ふ物狂（心中は狂はぬ也）　三井寺　籠太鼓　花筺

第四　物の氣にて狂ふ物ぐるひ　うき舟　歌占　鵜龍田　二人靜

第五　執心の物ぐるひ　松風　卒都婆小町

如斯いづれも心替る事なれば、能のこゝろも一色に定らず、其心わけ〳〵成べし、但狂女といふと物狂といふ差別あり、

一上中下の差別の事

女上　定家　野の宮　内親王御息所なれば上トス
中　源氏供養　うき舟　采女　宮女なれば中トス
下　藤戸　海人　賤の女なれば下トス
武者上　忠度　通盛　清經　公達なる故上トス
中　朝長　八島　源氏武者中トス
下　實盛　兼平　箙の梅　侍なる故下ノ武者トス

一勝修羅　田村是は祝言の修羅といふ　八島　箙祝言には勝修羅を用ゆ

一力(リキ)道(ダウ)細(サイ)道(ダウ)の事力働細働トモ

力道は現在の鬼　強くけはしき也
細道は神鬼也　冥途の鬼　こまやかに心付べし

〔猿樂傳記上〕四座幷喜多座の始等の事

金春が家傳の道成寺、尤極傳なり、元其謠は、金剛が方にて作り出したるを、金春が方にて能に仕立る、其亂拍子は、大臣公卿の束帶の時、練足といふ足取の法を寫したる物也、練足は、堂上方高官の御乘にも、傳授事にして、息合腰遣ひ、足の踏やう習ひ有と云、春日の直神樂の時、練足の仕形を以拍子を踏、猿樂にて是を見立て、亂拍子を踏出す、逍遙院殿(○藤原實隆)猿樂の亂拍子を踏を見て、我家の練足に似たりと被仰たるを、觀世聞傳へ、夫より毎度參り、御傳授を乞願ふを以、被仰聞たりといひ傳ふ、觀世が家にても、道成寺を極傳といふはかゝる譯也、金春が方にては、亂拍子の足取

踏やう、他人へ見取られ間敷爲に、袴の裾を長くして足の甲を隱す、故に常服の袴をも、丈けを長くして、不斷は上にて折て著す、若御前にて、御所望有て舞時の爲也、尤金春が亂拍子は甚長し、是紀州の道成寺の石壇六十有を、一ッ宛登る心にて、其數を踏也、其形赤頭にて直垂、他家黑髻を長く引、丸盡しの脫かけ也、

〔舞正語磨中〕道成寺の事、○中略扨鐘入は人ごとに大事の物ぞと、口にはいへ共、その習をしる事なし、ついとび込侍れば、大夫の腰より下、あらはに殘り見えければ、あれやうなる入やうにては、何の大事も有べからず、鐘の繩をひかゆるものと、大夫よく云合をして、飛こむより、我すがたを、すこしもみせぬやうにするを以、鐘入を大事とす、

〔花傳書五〕一御前能の事、大都貴人の御前のげいは、まづ高人の御かたへ心をよくつけ候へば、かならずしそこなひなし、たとへばわがおほきみのくになれば、いつまでも君が代になど丶いふ所は、貴人をうやまひたるふせいを心にもち、また手向をなしてかへりけり、いたはしの御ありさまやなど丶いふ所は、つねには上面のかたへむきする仕舞ありといふとも、御前などは是をよけ候也、加樣の分別よろづに渡るべし、是第一御前の能の心持也、足拍子たくさんにふむ事慮外なり、貴人のかたへうしろをむける事同前也、總別つねの能にも、上面へはうしろをせず、又御前の能にも、大夫舞臺ををりて御前ちかくまふ事あり、其時の囃一大事なり、大夫のとをざかり舞ゆく程、たくさんにはやすべし、位ちがふべし、能口傳あるべし、萬御前の能諸事心をつけ候へば、時にいたりて出來かんある物なり、わきつれにいたるまで、右のこ丶ろがけ御前にて肝要なり、其うへさしあひのなきのふをよく組合候はん事せん也、二日も三日もまへより、そのふを吟じ、くり返し〳〵くふうして、さしあひなきやうにこ丶ろがけ肝要なり、御前の能にかぎらず、いづかたにても所へさしあひ、亭主へのさし合を能ぐみの時、由斷なくかんがへかんしん也、

〔宗五大草紙下〕色々の事

一若人は弓馬鞠又は歌道の事、兵法、包丁、又は當世はやり候大つゞみ、小つゞみ、大こ、笛、尺八、音曲なども、ちとは稽古候て可然候、○中略又若人は酒もりの時、一さし御舞候も能候、座敷舞をば大事のよし申候、いにしへの名人の事は見候はず候、近世には觀世せうせい、同ゆうけん、おちの彌三郎、大つゞみうち大藏大夫、日吉大夫、虎千代是等をおもしろきよし申候つる、玄らうとには一色匠作、故秋庭備中、元重座敷舞を勝たるよし猿樂衆も申し候し、

〔窻の須佐美追加上〕古七大夫○喜多上方に登りて、玄ばし逗留せしまに、小兒の跡にて病て死したりければ、終りを見ざる悲びさへそひて、歎くらしつゝ下りけるが、宿所に入んとせし時、うばなる女はしり出て、少君のうせさせ給しはとて口ばしるやうにて、もすそにすがりつかんとせしを、門前なれば人の見る目もいかゞなりとつきのけり、つかれてそこに倒れけるを見て、あつと感じて、そこにうづくまりいけるが、此兒の深き孝子なりける哉と云つゝ內に入ける、皆々見て何事にやと問ひければ、さればかれが我にすがりつくを見るに付て、かの兒の面影めにさへぎるやうに有しが、かれがはたと倒しを見ると、數年心にかけてける、藤戸の佛うろひのひしと顯れて感通しぬる、誠に夢の覺たる心地して、妙術刹那に覺悟しぬ、偏にかの兒にならひたる也となみだを流し語ける、

〔世子六十以後申樂談儀〕先祖○觀世家觀阿、玄づかの舞の能、さがの大念佛の女ものぐるひの能など、ことに名を得し、ゆうげんむじやうの風體也と花傳にも有、上くわにのぼりても山をくづし、中上にのぼりても山をくづし、又下三位にくだりちりにもまじはりしこと、たゞ觀阿一人のみ也、すみよしのせんぐうの能などに、あくせうにたてえぼしき、かせづえにすがり、まく打あけいでて、はしがゝりにて、物いはれし、いきをひよりろんぎいひかけ、又きの有常がむすめとあらはす

は、せうかひがことなど、志めつゝく、めつせられし、更に及びがたし、大男にていられしが、女能などには、ほそ〳〵となり、志ねんこじなどに、くろかみき、かうざになをられし、十二三計にみゆ、それ一代のけうほうより、うつり〳〵申されしを、ろくをんえん、（足利義滿）世子に御むかい有て、ちごはこまたをかゝうとおもふ共、こゝはかなふまじきなど、御かんのあまり御りこう有し也、なににもなれ、音曲としかへられし事神變也、又いかる事には、とをるのをとゞの能に、鬼に成てをとどをせむると云能に、ゆうりき〳〵とし大になり、さいとうふうなどには、ほろりとふりほどき〳〵せられし也、くさかりの能に、このむまは、たゞ今うへしに候べきやより、たとへひきし、すいゆかず〳〵など云くだして、こゝは忍ぶのくさまくらと、うたひ出し、目つかひし、さと入し體、此道にをきては、あまくだりたるもの也共、及がたく見えし也、

〔渡邊幸庵對話〕一細川越中守忠興家來に、中村庄兵衞とて千石を取し侍あり、此子左馬介能の脇をよくして、役者にも增りたるとて、其時代の讃談也、或時船辨慶を法樂の能勤しに、白洲、見物の中より、あれでも能の上手といふかと高聲に欺笑ふ、左馬介聞とがめて、能濟申、則彼者を引止め樣子を尋るに、私は船頭にて候故、能は不存候、但風波のあらき時の船の濟樣、あれにては無之候、艫の押樣かゝへ樣違ひ申候、又辨慶とても波風荒き時は、あの樣にては船中に立れ不申候と難じ申に付、波風の時船中に立こたへ申樣、幷船の濟樣共に彼船頭に能聞、左馬介心得けり、後に中村靭負と云、何事も其道に便りて聞よし、

〔戴恩記上〕石井了運といふ太鼓うちまいりてありしに、俄に關白殿（豐臣秀次）よりめしありて登城（細川幽齋）あり、志ばらくありて御歸りなされしに、なにの御用にかと名たづね申せしかば、昨日の御能のうちに、少進法印せられし船辨慶のくせ舞面白、笛鼓のりて萬人ほめけるに、其方ばかりほめぬかほにてありしを、いぶかしく思に、その故をとはんとてめし候と仰ありし程に、いやい

やなにの心も存ぜず候し、但此能に付ては、昨日のごとく幽玄にまはず、はやさずとうけたまはり置候へしが、もし思はずに想顏に出候を御見付なされ候つるやらん、昔保昌座に兄弟の上手の大夫侍りき、兄は關東に有し留主に、弟の大夫勸進能仕るに、此能のくせまひ更にうき〳〵とまはず、三段めに義經の前に跪、しばらくなき、立あがり、殘る二段をまひ和歌をあげしを、棧敷芝居の見物、上手迚ほめけるなり、東國の兄傳へ聞て悅喜し、但をのがせば、居ながら其まゝ和歌を上べき物をと申せし、古き物語を申あげて退出せしと御咄しあり、また今時の猿樂もしらぬ大事古實をよく御ぞんじありし證據には、觀世左近大夫一代に一度の石橋の能を、神泉苑にてせしに、幽法公(細川幽齋)御見物あり、觀世が能にかぎりて水引をひかぬことなるを、なにとて今日は引たるぞと、棧敷より御使あり、樂屋にこもり居たる梅若、日吉、めいりう、延命、福士、いやし等いき殘りたる古老の功者、覺へぬもわすれたるもやありけん、いそぎふためきて、水引を取入侍りき、關寺、道成寺、猩々の亂等は云に及ばず、しらはやしほうゐの舞、弓やのたちあひなどとて、彼道に秘傳する大事どもを、習ひたるものも、まれ〳〵はあるべけれど、幽法公のごとく、觀世大夫宗節、笛備中屋宮增彌左衛門、高安與左衛門、似我與左衛門等のふるき役者を、一處にまねきよせさせて、見たる大名、幽法公ならでは、またとおはせざりき、

〔望海每談〕一慶長元和の頃、能の業におゐて、金春大夫下間少進と世に賞玩す、故に何方にても此二人を招き仕舞仰付らる、一日兩人召れたるに、少進立出て舞たるに、一入今日も舞見事なり、續て金春大夫立出るに、何のふり會釋もなし、老年のことなれば、鬢髭も白色まじりにて、丈低く龜相に見えたり、少進には面體本願寺の坊官にて、流石の人にて、器量よく色白く勿體有て、衣服もきらびやかに、其業能きを以て、いかでか少進に及ぶべきと、皆人思ひし前に、其堪能成こと格別成事を感賞したり、是を名人と云ふべし、寶生古將監を後世皆人賞美せしが、其家は上掛りにし

て、其頃の名人喜多七大夫も稽古して、修業の功なれば業ましたり、是等は上手といふべし、元祿の頃の金春八郎も流石の者にて、其家の法を守り上手なり、其頃或御方にて、當時の大夫何れか能く致さるゝことゝ、御身の所存を承りたしと尋しかば、尤其家にして觀世織部年若しといへども申分なしと云ふ、寶生當時將監はと尋しかば、今程世にもてはやされ發向の大夫のことなれば、何とも申がたしと答ふ、金剛又兵衞はと問ければ、あれは蜘舞にこそ候へと、笑ひながら答へたり、

〔翁草五十六〕一昔日東武御能に、諸侯威儀を整へて著座し靜り返ぬるに、其頃の觀世大夫幕を切てずつと出たるを、列侯の内よりイヤと聲を掛し人有、嚴重の席にて卒爾の事誰人にや、あはや御不審を蒙なんと、各堅唾を飲互に顏を見合ぬれ共、誰の云しとも不知、案のごとく御能濟て後、先程列席の内よりかけ聲の聞えしは誰成や、何と存聲を掛ケ候やと御尋也、其時柳生但馬守進出て、先刻觀世大夫切幕をズッと出候を見候に、其氣みち／＼一身の固め少も透間なく、中々容易に立向がたく相見え候故、御前を忘れ、思はずも聲を掛候由被申上ければ、追但馬守相應の賛樣也とて、何の御咎も無りしとぞ、

〔窻の須佐美追加上〕喜多七大夫が祖古七大夫は、世に稱して藝術堪能なりしとかや、その母一見して批判するに、皆妙處を云けるとぞ、安宅の能を見て、汝が藝術殊外に進たれども、未妙に至らざるとみゆ、猶工夫してよと云しかば、さま／＼に勤へつゝ、日を經て後是を□□□□いまださにあらじと云、此上は自慮に及がたし、其意を承たしと問ければ、さらば語ぬべし、一體豪氣十分にてさながら辨慶と見ゆるやと云、それをこそ第一と仕候へ、猶いかゞと云、さればその心得とみゆる也、そも／＼山伏のさまになり、さらぬよしをさま／＼陳じてだに、關守のあやしみやまず、初より辨慶と見へて通すべきやと云しにぞ、讃歎して彌術をねり妙を得しとぞ、

〔雨窻閑話〕觀世一代能の事幷木賊刈の事

一享保年中、觀世大夫一世一代の勸進能を行ひ、京都の河原に舞臺を造り、棧敷を拵へ、芝居を興行す、見るものは蟻の如く群集せり、初日か二日めかに、觀世木賊刈を舞ふ、其面白き事見るもの感に堪へたり、爰にいかにも田舍めきたる百姓と覺しきもの、十人許連れ立ちて、能を見物して有りけるが、數千人の人數、悉く讃歎する中に、彼の百姓共は、さも思はぬやらん、何かひそ〳〵囁合てうけず顏なりけるを、觀世舞ひながら此體をきつとみとがめ、扨能も終りければ、木戸へ人を遣はし、かく〳〵したる衣類著たる百姓十人許、木戸を通らん時、必留め置き申すべし、尋ぬる子細有りといひやりければ、程なく能濟みて、木戸を出でんとする時、かの百姓どもを差し留めけるゆゑ、何事かと大に驚きしを、觀世さわがぬやうに樂屋へ呼びて申しけるは、今日我等木賊刈を舞ふ、其出來たる事、凡あるまじく思ふ心にて仕たりしかば、果して貴賤群集、おしなべて感心の樣子にみえたるが中に、其方共はさも思はぬ樣子にて、何やらん打ちひそみて、囁合たるはいかに、其さまふしぎに思ふによりて、子細を尋ね度く、木戸にて留めさせしなりと申しければ、百姓共申すは、我等事は信州のその原と申す所の土民に候、今日木賊刈の能興行有るよし承り及び、我等も木賊かる者共なれば、なぐさみながら能とやらんを見物して、一生の噺の種にもせまほしく思ひて、今朝より芝居して見物する所、心なき賤の我々ども、感心して面白く侍る、去りながら、只今遊ばされたる內、いで〳〵とくさからうよと申す所、鎌の御手我等が仕なれたるとは、聊替はりある故、申す事にて候といへば、觀世の曰く、それはいと面白き見咎めやうなり、いかにして汝等はかるかと尋ねければ、さればとくさはむかふへ一刀切りにかり申し候に、今遊ばされたるを拜見いたし候へば、同じ所を前の方へ二刀にて、御かりなされ候を見申して候、あれにてはとくさはかられ申すまじく候と云ひければ、觀世大に感心して、物とらせつゝ、厚く賞

して戻しぬ、その後、觀世江戸にてとくさ刈をせし時、先年信州の百姓らが評判せしをまもり、向の方へとくさを刈りければ、其能の出來たる事、大かたならず、みな目を驚すに至れりとぞ、

〔翁草五十六〕一下手なる能大夫富士太鼓を致しけるに、猶も思へば腹立やと云所にて、手くだりを忘れ、びつくりして舞たりしを、見物聲をかけて、ゑや〳〵と申せしを、此大夫は南無三寶舞損ひぬる氣の見えぬるにや、見物の笑ふよと、面の內汗をかきて、やう〳〵舞治めける、後日知音の人、此ふじ太鼓の事を申出し賛ければ、さればか樣〳〵の次第にて有し故、見物の聲かゝり候は、慥に舞損ひの見えて、笑ひし物ならんと覺候と申ければ、彼の人手を拍て、いか樣其時の面は、凡ならず上手名人の業どこそ見えたれ、慮外ながら足下の御執行にて、あれ程の出來返ス〳〵不審に存せしが、今の返答にて合點參りぬ、其前ゑほれ切たる所に、狂氣にて心替る味ひ面へ移り、甘心餘り有、其氣の替り求ては出來難かるべし、舞損ひが怪我の高名也と笑ひしとなん、

〔閑田耕筆四〕昔は能も手輕き事にて、臨時に見物者より所望し、夫に應じて何にてもゑたりと見ゆ、今貴人の御乞といふものゝごとし、當時は數十日前より催して番組し、役者をも定めてのゝしる也、彼輩いふ、猩々の亂といふもの、むかしは大夫の門にて若し切幕よりあふぎをひろげて出れば、囃の役人心得て亂をうちたり、然らざれば常の猩々也と、是等も手輕く、又其道に達者なるゆゑ也、藝は下手になり、事は重々敷なること何の藝も同じ、

〔猿樂傳記上〕翁渡しの根元は、日本開闢の時、日の御神、天の岩戸に隱れ玉ふを以、八百萬神是を歎き、岩戸の前にて舞曲を調へ、是を慰め給ひしを學びたる物にして、能の總囃子方には、八百萬の神達を移したる故也、シテの翁を天照太神宮に表し、色黑き尉を住吉の神に表し、脇師を戸隱の神に表す、

一書には、翁は天照太神、千歳は八幡太神、(鈴の大夫)三番叟は春日明神と稱す、諷ものは陀羅尼に神

道の詞を雜へたるなり、是何者の作かしらず、

翁と尉は、今式三番に舞ふ處にて、脇師の事は、式三番過、本能に及て其業を勤む、天の岩戸開け初たる處を學びて、是開口也、其心持傳授あり、故に脇師は脇能に至りて勤るを以、其代りの心にて、千歳といふものを、面箱翁の初發の吟聲過て、假りに立て舞ふ、是岩戸の前にて、戸隱手力雄神諸神に抽て、其功有處を表する也、上代は翁とシテ三人同樣に出立、一同に舞たり、是一人は正神の神翁也、又一人は千々の尉と唱へ、今一人は延命冠者と唱ふ、此兩翁をば神の父とし、神の子として子孫相續し、萬代繁昌を含む也、此三人の翁を用る時は、一翁に面箱持一人宛別々に立て、三翁一同吟一同舞する故に、千歳にも三人一同に業を同じうす、かゝる譯にて、金春が家を始下懸りにて、面箱持千歳を勤る是古法也、上懸りにては別にして、ツレを以千歳を立る、後世の了簡也、翁千歳の役畢て、色黑き尉の面なしに立て業あり、此段過て風流の所作あり、色黑き尉は、狂言師より勤るを以、是に添たる流なれば、風流餅の風流等あり、風流畢て鈴の段、此時黑き面を掛る、是式三番に白色、黑色、肉色と、天地人の色を表す、白は天、黑は地、肉は人也、其肉色は面なしにて勤る處也、是殘らず畢る、翁を始め總役人樂屋に入、中古は翁一人にて勤るにより、囃子方は舞臺に殘り止り、直に脇能を勤る、古來は脇能にて、囃子方別に出たり、其式三番の內より、脇能の脇師大臣裝束にて、鏡の間の眞中に、床几に掛り居る處へ、翁揚幕の內へ入て、懷中より祈禱呪文の守りを取出し、其脇師へ渡す、脇師是を拜受して懷中し、梯懸りへ〔○此間有脫字〕此時脇師心中に呪文あり、千歳の業を繼ぐ心持也、是手力雄の神を表する處也、是が開口の場也、然るを開口脇と呼て、新規の作文を正面に向て吟じ、是に繼で其脇能の名乘を云、是は目出度其節を賀する事にして、一ッの法也、全體脇能の脇として出て勤る處を、開闢の開口の地なり、其作文なきをば、開口とはいはず、今常體是也、小鼓ばかりにて出て、正面に向て拜禮す、是を禮脇といふ、其小鼓を置鼓といふ、尤笛のあ

しらひあり、開口と云時鼓なく笛ばかりにて出て、千歲の高音といふを吹時、作文に繼て脇能の名乘をなのり、其跡にて次第をうたひ、續て道行をうたふ、〈中略〉

四座幷喜多座の始等の事

猿樂といふは、前段書記したる通にて、金春が家、根源なる故に、翁渡しの傳授、今に至りて代々子孫に傳來す、金剛家は、元今春が別れなれば、其家へも傳へて、今に子孫に傳來す、此傳授元來習合の神道を以、執立たる物なれば、觀世は吉田殿神道の御家なれば、是へ參り神道の旨を承りしを以、觀世が家の翁は、唯一の神道なりといひ傳ふ、寶生は代替りには上京し、吉田殿へ參り其意味を受得す、是を觀寶は、吉田殿より翁渡しの傳授を請しと、世にいひならはし、聖德太子の神道は、今の習合也、其時代の神道の敎に、唯一習合の差別なき故なり、

〔日本問答坤〕能舞姬古事　神樂ヲ奏シ玉フ、是神樂ノ始也、殿上地下ノ衆、又ハ內侍所ノ御神樂、諸社ノ神樂、一段ノ重事ニハ七夜御神樂、山行ハ六百曲ノカタノ神樂、今ノ能ニ用ル式三番ノ事也、翁之神ハ春日大明神、チヽノゼウハ白髮ノ大明神、三番神樂ハ宇佐大明神、延命冠者住吉大明神也、

〔秦山集雜著甲乙錄四〕翁式三番神道傳來二千歲來、於神前行之、於禁庭亦行之、佳例也、

〔花傳書一〕一夫式三番座付の次第の事

第一　翁　　第二　千歲　　第三　三番　　第四　笛　　第五　小鼓　　第六　大鼓

第七　太鼓　　第八　謠衆　　第九　狂言

一まくをあげ、千歲二間ばかりいづるとき、大夫出べし、其次に右のごとくいづれも出べし、扨翁せんざいは座付の間、去てばしらのきはよりはし一はいにひとへならびに各々つくばう、さてせんざいぶたいのまんなかにて、面箱を目八分にかまへてもちてかしこまる、おきなせんざい

の右のかたにて禮をして座付、其時袖をあら〳〵とむらをす、そのをとをきゝ千歳面箱をおきなのまへにもちてゆく、おきなのまへに面箱をきてひぼをとき、おきなの面をとりいだし、めんばこのふたにすへ、たゆふのかたへむけてをく、たちあがりわきの座になをる、さんばさうはしてはしらのわきになをる、その時いづれも座につく、丟てはしらのきはにて、座付衆正面へ一禮あり、扨をの〳〵みな座付候てより、ふゑやがて座つきをふく、つゞみうちつゞみおけのひぼをとき、つゞみをとりいだし、もとのごとくにふたをして、左のかたよりよりてこしをかけ、すわうのそでをひだりよりぬぎて、つゞみをひだりにもち、ひざにのせ、ふゑのひしぐをまち、小つゞみ打いだす、おきな座してゐたれどもといふ時、立あがりつゞみうちのまへにてひろげさいふあり、さてさま〴〵の祝言のうたひ、おきなのまいあり、つねのごとく舞おさめて、ぶたいのまん中にて、謹而禮をしてさてたちあがり、いかにも丟づかにがく屋へいり、おきなの舞のうちに、むの段といふ事あり、これおほきにならひあり、秘事、

一せんざいのまいなかば、たきのみづとうたひ、ひだりより左右のへうちとり、つゞみ打のそばより、舞臺のなかへいで、たえずとふたり、つねにとふた、りといひてしきる拍子あり、たつはいをしてあふぎに目を付逆にまはる、さてあふぎをさしあげ、きみのちとせをへん事は、あまつをとめの羽ごろもよ、ばんせいましませいはふがうへ爺やすむなり、らりうとふ〳〵〳〵といふ時あし拍子三ッあり、舞たまふつねのごとくに舞、つゞみ打のまへにてつゞみ打のかたへむき、又ひだりへあふぎをとり舞とむる、あし拍子あり、さてもとの座になをる、

一さんばさう、大つゞみもみ出しうちいできゝあはせ、よきころにたちあがり、橋がゝりにてさんばのうたひうたひいだし、やがてまふ也、さんばさうのまいすぎて、せんざい鈴をとりいだし、さんばにもんだう色々あつて、すゞをわたす、さんば鈴をとつてぶたひ中ほどへ出し、さりてあふ

ぎも鈴もあぐる、是にも五所拍子あり、さて、つねのごとくまふ、おほつゞみのまへにて、おし拍子こまかにふみ、三度まはるたびごと、かほをなづる事子細ある事なり、まいとめて面をぬぎ、やがてがく屋へかへる、

〔一話一言三十六〕翁三番叟次第〇圖略

式三番翁立

一面箱狂言師　翁大夫シテ　千歳シテツレ觀世流、寶生流、今春、金剛、喜多にては、狂言師面箱にて兼相勤、

三番叟狂言師　笛　小鼓脇先手鼓　小鼓頭取　小鼓脇脇鼓　大鼓　太鼓　地謠

右之順に出る、初め面箱出て目附柱の際に跪き居る、翁正面にて下に居るを見て、千歳以下皆跪き居る、千歳はシテ柱の際に居る、三番叟以下はやし方皆橋がゝりに居る、翁正面にて禮をして座につく、面箱翁の前に行、面箱のふたを明面を出す時、千歳脇坐に行坐す、面箱は面を取出しふたにのせ置て、千歳之次に坐す、はやし方一人づゝ順に、シテ柱にて禮をし坐につく、地謠は板附之方より出て、拍方之後に坐す、小鼓三人床几にかゝる、笛座附を吹出す、小鼓素袍肩を脱ぐ、笛座附之末ヒシギを聞、小鼓打出す、

翁謠出す

一とう〱たらり〱ら、たらりあがりらゝりどう、地ちりやたらりたらりら、たらりあがりららりどう、翁所千代迄おはしませ、地われらも千秋さむらはふ、翁鶴と龜との齡にて、地幸心に任せたり、翁とう〱たらり〱ら、地ちりやたらりたらりら、たらりあがりらゝりどう、千歳ノ舞初るなるは瀧の水〱、日はてるとも、地たへずとうたり、ありうどう〱〱、千歳たへずとうたり〱、舞君の千とせをへん事も、天津乙女の羽衣よ、なるは瀧の水日はてるとも、地たへずとうたり、ありうどう〱〱、舞スム笛ヒシギ千歳元之座ニ著、翁あげまきやとんど

や、地ひろばかりやどんどや、翁座して居たれども、地まいらふれんげりやどんどや、翁千早振神のひこさのむかしより、久しかれとぞ祝ひ、地そよやりちや、翁凡千年の鶴は、萬歲樂とうたふたり、又萬代の池の龜は、甲に三玉をいたゞき、なぎさのいさごさく／＼として、あしたの日の色をろうじ、瀧の水、れい／＼と靜に落て、夜の月あざやかにうかんだり、天下泰平、國土安穩、今日の御祈禱なり、あれはなじよの翁どもよ、地あれはなじよの翁どもぞや、いづくの翁どうどう／＼、翁そよや、翁舞千秋萬歲のよろこびの舞なれば、一舞ひ舞はふ、萬歲樂、地萬歲樂、翁萬歲樂、地萬歲樂、

右にて翁濟、翁千秋道入る、三番叟シテ柱に著坐、太つゞみ出打

三番叟

一おゝさへ／＼、よろこびありや／＼、わが此所より外へはやらじとぞおもふ、舞もみの段濟、黑面になる、

三番叟

一あゝら目出たや物に心得たる、アドの大夫殿に、ちよつとげんぞう申ウ、

面箱

一てうど參りて候、三一たがお立にて候ぞ、面一あどと仰候程に、某隨分物に心得たると存、おあどのために罷立て候、三一はゝう、面一今日の御祝儀を千秋萬歲と、目出たきやうに舞ふてをりそへ、色の黑い尉どの、三一今日の御祝儀を、此色の黑い尉が、千秋萬歲と目出たいやうに、舞おさめうずる事は、何より以て安う候、先あどの大夫殿には、元の座敷へおも／＼と御直り候へ、面一某座敷へ直らふずる事は、尉どのゝ舞より以て安う候、先御まい候へ、三一まづ御直り候へ、面一先御舞候へ、三一イヤたゞ御直り候へ、面一あゝら目出たや、さあらば鈴をまいらせふ、三一アラやうがましやな、鈴の段濟仕廻なり、

翁立、千歳の舞、翁の舞がへり、三番叟素面にてもみの段、

黒色の面にて

鈴の段

右之通之順に御座候

○按ズルニ、秘傳九祝舞ニ據ルニ、翁ノ謠ニハ、初日、二日、三日、四日、法會舞、十二月往來等ノ名目アリテ、其文較、異同アリ、

〔運歩色葉集 字〕于思翁 申樂三番叟之詞也

〔三養雜記 二〕とう〳〵たらり

猿樂の翁のうたひもの、詞かつて明解なし、謠古抄、増抄、法音抄、拾葉抄等の諸注釋に、すべて翁を載せず、案ずるに、南留別志に、とう〳〵たらりやらりろうといふことは樂の譜なるべし、陀羅尼なりといへるは、ひがことならんといへど、樂の譜なるべしといふも亦非なり、とう〳〵たらりは、都曇答臘の字音の轉訛せしなり、吳萊題が羯鼓錄に、大聲嘈々忽放肆、都曇答臘剡敢前と見えて、都曇答臘は鼓の名なり、隋書音樂志、龜茲の條に、都曇鼓答臘鼓あり、白氏六帖にも、都曇答臘本外蕃樂、都曇似腰鼓而小、答臘卽蜡鼓也といへり、瑜伽論の十種聲の中にも、都曇等鼓俱行聲ともあり、

おうさい〳〵

おうさい〳〵のおうさいは、于思の于に發聲のおをそへていへるなり、運歩色葉集に、于思翁、申樂三番叟之詞也とあり、卜養狂歌集に、ある人のもとへ正月七日に行ければ、七くさの歌よめといふ、あるじをいはひて、

（于思翁）うさいをうよろこびありや悅あれあとの大夫に鈴菜まゐらしよ、といへるも證とすべし、さ

てこの于思といへるは、老人の鬢多きを形容したる詞にて、春秋左氏傳に出たり、宣公二年傳に、宋城華元爲植巡功、城者謳曰、睅其目、皤其腹、棄甲而復、于思于思棄甲復來、註に于思多鬢之貌、(于思如字、又西才反、)と見えたり、これはかの翁の鬢の多かるは、老人の壽瑞相なりと祝したるなり、

〔難波江 六〕三番叟

風流　コレハ狂言ノ初ニスルナリ、廿番ホドモアリトゾ、

開口　コレハ御能ノアルトキゴトニ、林家ヨリ新詞ヲ奉リ、御役者博士ヲ付テ謡フナリ、(ワキノ役ナリ)

○按ズルニ、開口ノ詞ハ武家行能樂條下ニアリ、參看スベシ、

仕舞

〔寶生流謡曲名寄一覽〕仕舞目録

羽衣(クセ、キリ、)　東北(クセ、キリ、)　熊野　采女(クセ、キリ、)　六浦(クセ、キリ、)　小鹽(クセ、キリ、)　雲林院　半蔀(クセキリ)○下略

〔大猷院殿御實紀 二十八〕寛永十二年六月二日、新造の安宅丸御覽のため、品川にならせらる、○中略安宅丸は兼て品川の湊にうかべ置、その所にて天地丸よりのりうつらせ給ふ、將監忠勝御祓熨斗折等を御前に獻じ、退て船魂祭をなす、仙臺中納言政宗卿、松平新太郎光政はじめ、諸大名は兼て品川の海岸に待むかへ奉る、やがてその諸大名を御船にめされ饗せられ、御盃を賜はる、諸大名各伊達衣裳を著し舞曲を奏す、松平越前守忠宗と光政は、自然居士の曲舞をつかふまつりたりとぞ、

〔槐記〕享保十四年閏九月廿二日、御本殿御口切、准后樣、(○近衞家熙)入江樣、鷹司樣、三門樣、○中略

仕舞

半蔀　權之進　立田　助之丞　杜若　權之進　三輪　助之丞　土車　權之進

殺生石　同　海人　助之丞　橋辨慶　權之進 助之丞

囃子

〔寶生流謡曲名寄一覽〕囃子目録

仕手

鶴龜　右近　西王母　竹生島　東北　釆女　半蔀　吉野靜　羽衣　六浦　小鹽〇下略

〔大猷院殿御實紀五十九〕正保元年十二月廿六日、若君二丸内宮に參らせ給ふ、〇中略かへらせたまひ、御座所にて御對面あり、〇中略この御祝とて御所より鶴進らせ給ひければ饗し奉り給ひ、昔第衆万石以上諸物頭にも饗膳給はり、老松、東北、龍田、盛久、祝言の囃子あり、〇下略

〔大猷院殿御實紀七十九〕慶安三年十二月廿六日、東照宮御誕辰によて、大納言殿本城へわたらせ給ひ、御座所にて御對面あり、御祝の餠酒進らせらる、囃子喜多七大夫つかふまつる、高砂、軒端梅、猩々三番あり、

〔嚴有院殿御實紀二十二〕寛文元年七月十一日、御座所にて囃子あり、猿樂大夫に時服一襲、鼓吹の徒へ時服一づゝたまふ、

〔槐記〕享保十三年十一月十六日、御本殿御口切、准后樣、〇近衞家熙内府樣、入江樣、御囃子アリ、權之進

立田　權之進　市左衞門　金七　次郎兵衞　善助　江口　同　市次　善次

亂　同　市次　金、善

〔書言字考節用集四人倫〕仕手シテ　能樂

〔倭訓栞前編十一〕之て〇中略物の上手を之てといふは師手也、能などに師手、脇などいへり、

〔賤者考〕シテといふは爲手、師手などの意なり、ワキは稱の如し、

〔習道書〕申樂一座人數、其役々習道次第、〇中略

一棟梁の爲手の役道と者、當座の藝にいたりて、樂屋より出て、橋がゝりに立やすらひて、一聲一句を上て、さて舞臺に出立して、さしことより、音曲一段うたひおさむるまでは、爲手一人の役也、縦令聲などふそくなりとも、此一聲一句の事をなさゞらんは、爲手にてはあるべからず、若その能の出し物によりて、ふうふなんどにて、老男老女兩人出て事をなさんは、それは之かるべし、た

ツレ

だひとり出べき事に、あるひは太ての藝力もふそく、又は音聲ふともかなわねばとて、いはれなき人をつれて、初入門の見聞をなす事、道にてはあるべからず、返々一身、一音、一曲の節風を、かなはねばとて、人數をたて、あまさへ下座より同音をうたふ事、さらに〳〵道にてはあるまじきなり、諸曲においても、とうりやうの太てになる事は、上手とゆるさるゝきは也、そのきはめの目前の證見と者、たとひ音聲ふそくなりとも、卽座の曲をなす分力なくば、上手とは云がたし、物に上手と申は、かなはぬ所の事をなすをもて、道にいたる太てとは申べき也、さてそれよりのちは、既に脇の太ても立ならび、問答助印も、一座の人數、平頭の事をなすたよりとして、他數に相同して、捴曲をもて、見聞一座の事をなす心をもつべし、これとうりやうの道なりとす、其外論義づかひのこわさき、爲手　人のやく也とす、

〔太閤記十五〕大坂西丸御能之事甲午(文祿三年)九月十八日

吳服　仕手 金春大夫　脇 春藤六右衞門　○下略

〔孝亮宿禰記〕慶長五年三月七日、於禁中有猿樂、予依催參之、御能シテ虎ャ矢九郎大夫、下略之

〔花傳書三〕一つれにたち候ものゝうたひやうの事、大夫より調子をめらせてうたふべし、つけあひしてうたひいだすをきゝ、文字一つ半分程をそく付るなり、大夫とおなじやうにうたひいだし候はんと思ひ候へば、うたひいだしそろはぬ物也、つけあひいかにもそく〳〵になきやうに、一つ口にてうたふ樣にきこえ候樣にたしなむべし、大夫のうたひよく吟じとりかふてうたふべし、もし大夫よりはやくうたひ出す事など、さたのかぎりちじよくなり、たとひたゆふ下手にて、つれ上手なり共、大夫付べし、捴別つれにかぎらず、諸役者共に何と上手のよりあひにて、大夫一人下手なりとも、大夫をとりかふべし、是上手のわざなり、仕舞などもつれと大夫と二人してする仕舞ある時、大夫忘れて文句にはづれをそく候共、つれのかたよりせまじき也、

脇
脇ツレ

〔花書傳六〕一大夫つれにたつ人、大夫よりせいのたかき人、つれにたゝぬ物也、かつかうあしきものなり、つれは大夫と同じせいか、すこしひくき尤候、

〔猿樂傳記下〕梅若大夫は、○中略江戸へ罷出、被召出度よし願ふ處、四座と大夫も定りたる上なれば、百石被下、觀世座のツレ被仰付、

〔謠曲〕高砂

シテ昔の人の申しは、是はめでたき世のためしなり、ツレ高砂といふは上代の、万葉集のいにしへのぎ、シテ住吉と申は、今此御代に住給ふ延喜の御事、ツレ松とは盡ぬことの葉の、シテ榮へは古今相おなじと、二人御代をあがむるたとへ也、

〔習道書〕申樂一座人數、其役々習道次第、○中略

一脇の爲手の心うべき條々、先切初に出て、開口よりその題目のいはれを分明に云をさめて、一會の事をなす事、是脇の爲手の一人一心の藝役也、ことさら開口は當日のほたんのくとして、萬見諸聞の祝言なれば、いかにも〳〵習道あるべし、それより後は、一座の平頭のくぎやうをほんとして、とうりやうのをきてのほどひやうしを心中に安得して、くぎやう同心の曲風をなすべし、抑わきのしての心中に、ことわけ心うべき道あり、とうりやうのしなんにしたがふをもて、わきのしてとは名付たり、たとひとうりやうのふそくなりとも、其に就ても、ちからなきしてとして、一座をもつほどの主頭には、ことわけわきのして、したがふべし、とうりやうふそくなればとて、わきのしての上手、別心の曲をなさば、一座ふどうにして、能の順路あるべからず、よきにもしたがひ、あしきにもしたがふをもて、わきのしてとす、これ第一のくぎやう也、くぎやうなくば、能すがたふいにあるべからず、このことはりをよく〳〵心えて、一座をなすを、脇のしての道とは申べきなり、又その外のわきの人數、一座のをきての曲風の、ほどひやうしのつめひらきを、よく

よく習道して、一同に心をなして、ゆだんなく、平頭に曲をなすべし、是わきの人數の道なるべし、そうじて能にたつ人數の事、四五人にはすぐべからず、しかればむかしは、してあまたありしかども、ふたりなどにてよかるべき能をば、一二人してせし也、人數あまたあればとて、大せい連座して、ゑぼしすわうのわたくしすがたにて、同音をうたふ事、さらに〳〵道にてあるべからず、まづ大きにれうじなる事也、このふうてい、きんねん見えたるさほう也、心えられぬ事也、

〔花傳書五〕一大臣わき、男わき、僧わき、山伏脇、陰陽師などのわき、人あき人、船頭、山賤などいろ〳〵のわきあり、それ〳〵のこゝろもちかんよう也、つねの心がけそれ〳〵の大體を思ひ出て、かならずよくしよするもの也、但又いはく、あまりにすぎたるも見にくき物なり、其かげん肝要也、けいこ由斷にしてはなりがたし、けいこ常のたしなみにあり、

一いのりわき、山ぶしのいのりちがふべし、陰陽、貴僧、高僧などの祈りちがふべし、陰陽の祈り俗體なれば、そのこゝろへあるべし、山ぶしのいのりはつよくあら〳〵と、おそろしげに祈るべし、貴僧高僧のいのりは、いかにも眞にいのるべし、是ならひなり、

一僧わきの心持、座主、阿闍梨、僧都などゝ、ひらの僧ちがふべし、出立心もちそれ〳〵の位により分別有べし、

一つねの僧わきいろあり、旅僧、住所の僧、のぼりくだりの僧、各々心もちちがふ、取分はじめてみやこにつく僧、心持色々おほし、口傳、

一男わき、鎌倉殿の御代官御奉行などゝ、名乘わき、又何のなにがしなどゝ、名乘わき、又船頭、木こり、すみやき、山かつ、里人、かやうのたぐひ、いづれも心持おほきにかはる也、勿論したて大きに替べし、御代官などゝなのるは、まくのうちしづかに、橋がゝりをも〳〵しくあゆみ、けだかく名乘べし、何のなにがしなどゝ、名乘脇、御代官御奉行よりすこし淺く心得べし、里人などおほきにち

がふべし、まくぎは淺くかる〳〵といづるなり、舟人、木こり、すみやきなどは、はしがゝりまくぎはのかまひもなし、名乘あさく名乘、おきつゞみ打わけ、其くらゐ〳〵にかふ、いやしき物の名乘は、かしら一つにてうちあげ候事、つゞみのならひ也、上たかき人貴僧高僧のなのりなど、かしらおほくは、きと眞に打あげ候、其時狂言のこゑありて、やがてなのるべし、

〔花傳書 六〕一おさなき人の大夫に、おとなわきにたつ事、其時のわきの樂の事心持あり、わきのかたよりも、大夫をもどき、後見をふかく過たるは、みにくき物也、其心得肝要也、又幼者のわきにたちたるやうに仕候へば、おさなき人はたより有まじく候、其見あはせかんよう也、

一わきのいのりの事、序破急有べし、はじめをしづかに珠數をもすり、いかにも間をとを〳〵ともみなをすべし、中頃を破によせていのり、後を急にいのるべし、急によする時、しゆずをさいさいもみなをし〳〵祈るべし、但のふによるべし、善界、舟辨慶などは、祈り出より急也、道成寺、あふひの上大形同じ前序破急あり、祈りなり、此心持いづれへもわたるべし、

〔音曲玉淵集 四〕一僧ワキの事

住僧 住侶とも　座主　法印　大口著る也、是は眞におも〳〵と謠出すべし、大口著ぬ僧はうつぼ僧とて常の僧なり、さらりと謠ふべし、

右大格如此ながら、其一番々々に心替る也、譬へば鉢木の脇はうつぼ僧にて出ても、最明寺時頼なり、鵜飼なども日蓮上人修行の比也、其外名僧達の名を顯はさぬ僧脇餘多あり、心を付て謠ふべし、總じて僧脇に限らず、番毎に心かはるべし、○中略

一のぼりさうくだりさうの事

上り僧は定家のワキ、下り僧は江口の脇と申候へども、是も異名にて各別の事也、脇ばかりにも不限、外に習ひ有事なり、

〔謠曲〕道成寺

ワキ詞 言語道斷加樣の義を存て社、かたく女人禁制のよし申て候に曲事にて有ぞ、なふ〳〵皆皆かう渉り候へ、此鐘に付て女人禁制と申つるいはれの候を御存候か、ワキツレ いや何共存せず候、ワキ さらば其謂を語て聞せ申候べし、ツレ 懇に御物語候へ、○中略 ワキ 其時の女の執心殘つて、又此鐘に障碍をなすと存候、我人の行功も、加樣の爲にて社候へ、涯分祈て此鐘を二度鐘樓へ上うずるにて候、ツレ 尤然るべう候、ワキ上 水かへつて日高川原の、眞砂の數はつくる共、行者の法力盡べきかと、ツレ 皆一同に聲を上、ワキ 東方に降三世明王、ツレ 南方に軍荼利夜叉明王、ワキ 西方に大威德明王、ツレ 北方に金剛夜叉明王、ワキ 中央に大日大聖不動、○下略

〔謠曲〕鵜飼

ツレワキ 如何に申候、此人を見て思ひ出したる事の候、○中略 シテ 扨は其時の御僧にて渡り候か、ツレワキ さん候、其時の僧にて候、

〔花傳書八〕一うたひをしゆる事、先ならひ候人の口つき候はぬあひだは、師匠たかく調子をうかがひ、ならひ候人はひきくうたふ物なり、其子細は、いまだ合點ゆき候はぬ間は、師匠のうたひを耳にきゝ、それをふかく似する也、ならふ人のたかくつけ候へば、字章のうたひにまぎれ、師匠のふしみゝにいらず候、さやうに候へば、ふしをなをす事ならぬ物なり、このこゝろづけ肝要に候、またならひ候人、大かた口つき候にしたがひ、次第々々にひきく習ひ候人に、たかくうたはするもの也、習ひ候人のうたひのよしあしをきゝ、入、なをし候はんため也、

一立呂のならひやう、二いろに有べし、うたひの本をかくひとの曲を心得て、文字うつりをばうつくしくつくるべき事、またうたふ人のふしをつけて、文字をわかつべき事、文字によりてかゝりに成て、五音たゞしく、句うつりの文字ぐさりのすへ樣に聞よくて、ゆう〳〵と有樣にふしを

ばつけ候なり、さてうたふとき、その曲を心得わけてうたへば、曲のつけやう相應してよきなり、おもしろきかんあるべし、しかればたゞふしの付やうをもつて、うたひのはかせとす、文字うつりのうつくしく、すみにごりの曲に似合たるが、かゝりにはなるなり、ふしはかたきかゝりは文字うつり曲は心也、出よきいきも氣もおなじものふしきよくといふ、同じ文字なれども、うたふ時は習ひやう別なり、稽古にいはく、聲をわすれて曲をしれ、曲を忘て調子をしれ、調子をわすれて拍子をしれといへり、又謠をならふ條々、まづ文字をおぼゆる事、其後ふしをきはむる事、其次に曲をいろどる事、其後こゑのくらゐをしる事、其後こゝろほどをもつ事、拍子は初中後へわたるべき事、かんようなり、

一こゑをつかふ事、聲のむきたる時をうしなはじと、聲のくさりなど、申たるも、つかひたる後に樂をのむべし、これこゑのよくなるたしなみ也、聲をつかふ事、其聲のむきによるべし、又氣力にもよるべし、横のこゑをばたすけてつかひ、竪のこゑをばをしてつかふべし、聲につかはれてよきこゑあり、こゑをつかひてよきこゑあるべし、横竪ともにあるこゑをあひをんとは申なり、宵曉の事、よひには物數をつかひてあかつきにすこしすくなくつかふべし、ことさら横のこゑなどをば、曉は聲につかはれてこゑをいたはりておさめて、聲をほんにつかふべし、返々こゑのむきたる時をうしなはず、つかふべき物なり、聲をつかふには、よひに曲舞五ッばかり調子高くうたひ、あかつき又地ごゑに曲舞三ッ四ッ、謠おさめに調子をあげて、小謠三ッほどたかくうたひさて何にても食をそと用べし、さなく候へば、つかへ候聲かへり候ものなり、しよくを用るも秘事なり、五十日ばかりつゞけてつかひ候へば、こゑかゝる物なり、其ときこゑをつかひぬき候へば能聲になり候也、聲の一稽古と申は夏百日、かん三十日、これをいふと、とりわけ冬のうち本なり、○下略

〔花傳書八〕一能をしゆる事、一番に仕舞をしへよ、さてやう〳〵仕舞おぼえたる時、二番に身なりをなをせ、扨くせの大方なをりたるとき、仕舞の位をこめよ、かやうに段々をおりてをしへる事、師匠する者の秘事也、一番より百色も取かけなをし候へば、十方にくれ候て覺られず、退屈して藝わするゝ物也、此心がけ肝心也、扨二三番なし候てより、裝束面にてまはせ、裝束あつかひ、面位ををしゆべし、〇中略

一よろづの稽古の事、いかにも心のむきたる時ならふべし、氣のむかざる時、けいこする事ことの外の諸藝の毒なり、

一稽古の役者の外人をばあまた稽古の座敷へよせ候はぬ物なり、第一はれがましくて、稽古ならぬものなり、はやしの稽古よりものふの稽古とりわけみどころなき物也、かへす〳〵ならうとなどよすれば、けいこにおもしろき事なければ、かたわきにてものがたりなどするものなり、いかにもけいこひそかにするものなり、第一雨のうち雪の中などとりわけけいこはよむ物なり、地うたひ二三人調子ひきくうたはせ、つゞみ手拍子口笛にてけいこすべし、大勢ありてははやしまぎれ、なをされず候、大方おぼえ候て、本のはやしにてけいこすべし、〇中略

一おさなき物に能をしゆる事、あまりにこびたる能をしへまじき事也、又おもてかけずして、いせいのなき能同前なり、いかにも仕舞おほきにをしゆべし、あまりこまかなるものまねはせさすまじき也、

一稽古にあしき役者にてまひ候事、ことの外の毒なり、〇中略

一おさなき人に、はじめてをしへる能の事は、小鹽、經政、籠太鼓、楊貴妃、誓願寺、花月、藤榮、羽ごろも、あつもり、西王母、此類尤に候、

〔浚明院殿御實紀附錄三〕惇信院殿〇徳川家重には御多病にまし〳〵ければ、近習の人々すゝめ奉り、

御身を養ひ玉ふには、筋骨を勞動し血脈を融通し玉ふにしくことなし、然れども尊貴の御身にては運動し玉ふわざなければ、猿樂の御遊こそ然るべけれとて、日毎に觀世左近をめして御學あり、近習の諸臣等もおほく此を習熟し、あかぬ御樂とせられけり、公いまだ大納言殿と申奉りて、西城にましますころ、本城よりの御沙汰にて、猿樂をも學ばせたまひしが、聰慧におはしければ、いくほどなく其技にもよく熟し玉へり、ある日例のごとく左近を召て御學習有しに、左近本城の御寵遇をたのみ、不遜の擧動おほく、朝士を輕侮することすくなからざるよしきこしめされ、深くにくませ玉ひしかども、當時の事勢をはかりおはしましける、ある日石橋の舞曲を授奉るとて、赤頭といふものを御首にいたゞかせ、厚き唐織の衣あまたかさね奉り、假面をかけ奉りし折しも、五月のころ蒸暑なりしに、勿體なくも御頭を手にておさへ、舞臺の上を數十遍かけはしらせ奉りしかば、御息もつかれ御眼もくらみたまひけり、其後仰けるは、我祖宗の後をうけ國家の主たり、かゝる雜劇遊戲のために身體をつからし、若し病をこる事もあらば、何を以てか後世のあざけりをとくべき、今より後はたえてなすまじきなり、されど本城このみ玉ふことなれば、われ生涯は改むべきにあらず、近習の臣等この技をこのむものは隨分に學ぶべし、又其職業の者になさしめて見聞はすべきなり、御みづからには學ばせ玉ふまじと仰出されける、しかれども、御父君の深く好み玉ふ御事なればとて、近臣又は役者等には、折々命じて御覽有しとなりこの一事にても、公の英明獨斷、かつ御孝心の至りふかくまし〳〵けることは、おしはかりてしるべきなり、

〔浚明院殿御實紀附錄一〕有德院殿吉宗○德川薨せられし後、いくほどもなく御學問に御こゝろを勞し玉ひ、○德川家治もし御病にても生じ玉はゞいかゞなり、とかく御養生のため猿樂をなさるべしとのことおこりぬ、此ころのことにや、道筑を御前ちかくめされ、大御所有德院殿の御在世に、汝

も乏るごとく御教諭ありしことなれば、今とても學問にいかで怠るべきや、されどすこしやむことなき子細ありて乏ばし休むなり、あしからず思ふべしと仰られしかば、道筑涙をながして詞なく御前を乏りぞきけるとなり、此とき西城に付られし小姓小納戸等、みな猿樂を學ぶべきよし、本城より仰下されしかば、いづれもとり〴〵其技をなしけるに、松下隱岐守昭永、内山七兵衞永清の二人は、猿樂を學び得がたしとて、狂言を學びたり、これ近習の人狂言するはじめなりといへり、

〔翁草六十四〕謠曲新改正之事

明和ノ頃、觀世左近大夫元章〇中略我家ノ事ヲ恣ニ改メ、万ヅ隨意ニ擧動フ、〇中略

所謂新改並秘訣ノ目錄　習事分

木賊　戀重荷　檜垣　姨捨　卒都婆小町　碪　道成寺　鷺　石橋　關寺小町

別望月　別鸚鵡小町〇中略

此外　定家　大原御幸　藤戸　俊寛　當麻　景清　鉢木　角田川　遊行柳

右九番モ容易ニ謳事ヲ不許、誓盟ノ上ニテ許之、其上ニテ右ニ記ス習十番ヲ一番允許ス掟、明和年中左近元章ガ定ル處也、但習十番ノコトハ、左近ガ新ニ立ルニ非、古來ヨリ習ニスル事也、

〔隨一小謠繪抄〕遠慮九番　鉢木、藤戸、俊寛、定家、當麻、景清、小原御幸、遊行柳、角田川、

習十番　安宅、卒都婆、戀重荷、碪、檜垣、姨捨、木賊、鸚鵡、正尊、關寺、

三老人　木賊、遊行柳、碪、

三老女　檜垣、姨捨、關寺、

三讀物　木曾願書、起請文、勸進帳、

右はいづれも習事にて、江戸直弟〇觀世流とならざれば謠ことならず、其にも初心むざとゆるさゞ

る物多し、

〔寶生流謠曲名寄一覽〕能目錄○中略免狀之分

實盛　楊貴妃○中略　望月ツレ　石橋ツレ　紅梅天女　千歲　早舞クツロギ　五段神舞　盤涉樂　盤涉序ノ舞

中傳免狀之分

朝長　井筒　照君　安宅　蟬丸　柏崎○中略

習事免狀之分

松風　弱法師　綾鼓　隅田川　求塚　砧　定家　正尊　卒都婆小町　鸚鵡小町　木賊　此外小習

大習之分

翁　亂　道成寺　望月　石橋　鷺

三老女

檜垣當時謠計能には相勤不申候　姨捨　關寺小町

○按ズルニ傳授ハ各流共ニアレドモ、省略ニ從ヘリ、

〔翁草百二十六〕謠曲關寺小町は家元に於て至て大切にする事なり、先年園久兵衛入道祐三出府して、觀世故左近に之を許され、其後關寺開きをなすとて、觀世譯居知淸是は觀世大夫女にて、脇師福王茂兵衛が妻なり、上京觀世屋敷に隱居せり、故に京の弟子都て道の事を此尼へ伺ひ、指圖を請てつとめ來れり云々、へ伺ふ處に、當大夫より免許の事なれば、開きの事は江戸へ伺ふに及ばじ、聞濟て跡にて江戸へ屆候て然るべきよし、指圖するに依、祐三是に隨ひ、東山雙林寺林阿彌におゐて興行す、格別大切のもの故、此地方は弟子の内十人を撰び、改めて誓盟を以之を傳へ、自餘の弟子をまじへず、

大久保傳兵衛、西村總左衛門、島九十郞、川瀨德兵衛、西田平兵衛、高見九兵衛、白井半兵衛、上島多一、桂九兵衛、予をして〆十人也、弟子の內此外は上村市兵衛、平井市左衛門、井上嘉助は謠指南家家業之者故之を加ふ、

關寺興行は絕て久敷なき事なれば、之を開傳へ聽衆夥しく群集して、林阿彌の庭の張出し、謠半に崩るゝ、許り所せきたり、然るに家元より此關寺びらきの事、殊の外六ヶ敷申來、その主意は尤免許せしむる上は、之をひらくべき條勿論也、然れども其よしを家元へ伺ひ、許容の上にて可ㇾ相勤筈の處、輕々敷居捨に致候段迚の大事を疎略なる仕方、不屆之旨にて、祐三勘氣を蒙る、是併ながら祐三に對して許りの事にあらず、子細ある事なり、是まで知淸方にて凡の儀を諸弟子へ差圖する事、老尼の身分不相應の事なり、元は家の娘といへ共、脇師福王が妻に成からは、福王が隱居にて觀世の隱居と云にあらず、然るに道の事に女の分として差出、兎や角と指圖をかふる段、甚以法に違へりとて、專ら知淸への當りとぞ聞えし、尤一應の理は聞えたる樣なれども、此知淸は故有て觀世隱居と立る筋目あるよしなり、然れども家元段々代替り、當時續きも薄く成まゝに、斯く遠ざかり行く事、浮世のさまなり、時に取て祐三が不肖と成けらし、仍て權門のかた其外歸依の僧などへ手寄を以て、勘氣赦免を願ひ、漸く三とせを經て願ひ相濟ぬ、斯まで關寺は此道に於て大切にするなり、

〔南龍公言行錄　上〕一慶長十九年十月朔日、京都諸司板倉伊賀守勝重ゟ大坂城謀叛の由、早馬にて注進、此日は觀世三十郞に定家之紐解、海士の泣懸り、檜垣の大事習ひ事を、東照宮御自身御習可ㇾ被ㇾ成に付、御舞臺之支度、前宵より松平右衛門大夫正綱に被ㇾ仰付、御子樣方皆御能の役人にて被ㇾ成ㇾ御詰ㇾ候、〇下略

古事類苑

樂舞部十三

能樂二

〔下學集下態藝〕松拍子(マツハヤシ)

〔日次紀事一正月〕三日 松拍子 公武兩家有松拍子、倭俗正月三日至十五日、唱謠或爲鼓舞、倭俗祝之稱松拍子、松取長久之義、今日西東本願寺有能三番、末寺僧徒著裝束勤之、其後能大夫或有勤之、是謂繼能、

〔看聞日記〕應永廿三年正月七日、抑今夜地下山村木守風流之松拍參、次殿原田向庭田青侍御所侍石立參松拍參、賜極退出、其後經良卿、長資朝臣、彼松拍召具歸參、只今被下極等、於御前可賞翫云々、數刻酒盛亂舞、其興無極、 十一日、自京松拍參、猿樂等亂舞其興不少、極ヲ賜則飮之令亂舞、祿物扇等賜之、 十五日、地下村々松拍參、先山村木守寺之人供行者等種々風流摸舞樂參向之儀有其興、則燒三毬杖如例、菓子二合極賜之、次三木村、次石井村、次舟津各種々風流其興千萬、皆同賜極、見物雜人群集、

永享四年正月十三日、北畠松拍參、猿樂如例、祿太刀一、小袖一、給書文等賜之、酒肴如例、猿樂四番、忩之間止之退出、○中略抑今日室町殿大名松拍參、此一兩年被停止、雖然新造御所殊更可參之由面々所望云々、今日赤松一黨參、風流結構如例、畠山前管領一色等又可參云々、 十四日、室町殿へ兩日○兩日恐昨日誤參、松拍被召見物、種々風流有九頭、其興千万云々、 十五日、晩景松拍山村木守等參、風流聊結構、清水山橋文殊師子等有其興、三毬杖燒、其後舟津松拍參、無風流、左道之體也、石井等不參、 十九日、今日室町殿松拍一色參、風流結構、攝政左府可有見物之由被申參、其後可有御連歌云々、 廿日、抑一色松

拍依ㇾ雨延引、來廿二日云々、　廿二日、松拍小犬參、仍供御忩食了、歸勸ニ對面、松拍參、歌舞如ㇾ例、一獻之間椎野女中候ニ南御方、勸ニ見參、猿樂入ㇾ夜八番仕、小袖二種等賜ㇾ之、勸以下男共有ニ投物、（但料足追可ㇾ賜云々）凡猿樂上手也、其興不ㇾ少、（○中略）今日室町殿松拍一色參、風流結構云々、　廿八日、抑室町殿松拍畠山參、風流盡ニ善美ニ云々、前宰相見物、言語道斷之由語ㇾ之、　卅日、殿上人地下殿原松拍參、練貫一賜ㇾ之、雖ㇾ無ニ風流ニ有ニ其興ニ、

〔建内記〕永享十二年二月七日庚辰、今日於ニ伊豫守宿所ニ（若君御所也）有ニ松囃習禮ニ、室町殿渡御云々、　十一日甲申、今日於ニ室町殿ニ有ニ松囃習禮ニ、是近習（第一）幷小番衆沙汰也、其外管領、（第二）山名、（第三）赤松、（第四）京極（第五）於ニ寢殿南庭ニ被ㇾ覽ㇾ之、　十三日丙戌、今日禁中東庭有ニ松囃事ニ、室町殿被ㇾ仰ニ武家近習幷小番衆ニ、被ㇾ盡ニ風流ニ被ㇾ召ニ連之ニ、又被ㇾ仰ニ在京之諸大名ニ同被ㇾ進ㇾ之、各於ニ近所ニ出立云々、先室町殿分、次管領分、次山名、又右衞門佐持豐分、次赤松大膳大夫入道性具分、次京極加賀入道（實名可ㇾ尋）分、於ニ大名ニ者自身只著ニ單物ニ内々參候、子息幷内者悉沙汰云々、被ㇾ垂ニ清涼殿御簾ニ、出御有ニ叡覽ニ、室町殿被ニ祗候ニ云々、

〔親長卿記〕延德二年三月十二日、今日内々近習輩一獻申沙汰也、後聞、伏見殿已下法中（御室已下）御比丘尼衆等相加給云々、有ニ松囃ニ、次有ニ猿樂ニ、（六郎大夫）有ニ九番ニ、（○下略）

〔長祿二年以來申次記〕正月十四日

一松囃事、夜に入て御西向松御庭（御かゝりなり）觀世仕ㇾ之、（御所樣上樣）簾中より御覽也、（○御松ばやしの後、御能十番在ㇾ之、寬正七ノ記錄在ㇾ之、如何候哉、書入候哉、）

同參勤人數事（日野殿、三條殿、烏丸殿、飛鳥井殿、藤中納言殿、管領、細川讃岐殿、一色殿、御供衆等也、）

松御庭南よりの御緣に公武共に伺公也、其外置緣をせられ候て、御供衆申次衆同伺公在ㇾ之、走衆は六人、庭上に敷皮にて伺公なり、

一細川殿は雖非當職伺公云々、兵衛佐殿畠山殿などは、非當職には無祇候也云々、

〔殿中申次記〕正月十四日

一今日は一獻在之、於御會所平家在之、其後御懸にて松奏(ハヤシ)在之、是は一亂以前之事也、

〔東山殿年中行事正月〕十四日、夜ニ入又雨上樣出御、西向松御庭カヽリニテ松囃(觀世役之)、從簾中上覽、然後於同所南方有猿樂十番、(觀世舞之、見于寬正七御記、)

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事

一十四日、(○正月、中略、)いにしへは松ばやしあり、觀世松ばやし過て能あり、用意に萬疋、又當日に萬疋被下候、此折紙をばうたひ申時、御前にて伊勢守遣之、常德院殿(○足利義尚)御代には廿五日にあり、日吉兩人、田樂兩人、庭上に祗候、千疋ヅヽ御折紙被下候、兼日に御觸在之、御使申され候やうは、明日於殿中猿樂させられ候、早々可有御參との御使ニ候、必伊勢名字にて御入候、

一廿日、(○中略、)いにしへは於松御庭、小犬大夫能を仕候しと也、

〔公方樣正月御事始之記〕一正月十四日、於公方樣まつばやし御座候、從御臺樣御小袖を十、觀世大夫に被下、御ひろぶたに九被入候て、御母持出られ候て、御臺樣の御そばに被置候、さて御臺樣の上にめされ候唐をりの御小袖を、御母ぬがせ被申候て、如常たゝみ候て、九の御ふくの上にをきて、御てゝ伊勢守に渡申され候を請取申、御前を罷立、觀世大夫に遣之、大夫拜領仕、此十の御ふくにて松ばやしを仕候て懸御目候、次に御小袖を御ひろぶたに入候次第、人の無存儀に候歟、御小袖に色々高下有之事候、御母とは伊勢守が妻の儀候、御てゝとは伊勢守事候、

〔花營三代記〕應永卅二年正月二日、松バヤシ參、西向ニテ仕、

〔滿濟准后日記〕永享元年正月十三日、巳半剋參御所、一昨日渡御、祝著之子細申入了、今日赤松左京大夫松ばやし於令沙汰、御所江參申云々、仍可令見物之由、一昨日被仰聞、不及歸坊、直ニ寢殿中門

廊ノ棧敷へ參了、攝政聖護院准后、幷如意寺准后、寶池院僧正、靑蓮院、予也、此面々事、兼內々自是申遣了、但靑門事、自公方樣(〇足利義敎)直ニ被仰云々、當年八歲也、半尻著用之、攝政殿息也、執事安居院僧都幷廳務伊與法眼等供奉、松ばやし午半計歟、御所へ參申也、種々見物驚目了、希有事共珍事々々、此松ばやし事、鹿苑院殿(〇足利義滿)御幼少(〇六歲時云々貞和二年)播州へ御下向時、爲慰申內者共寄合令風流云云、其以來今日(十三日)爲佳例、赤松亭ニシテ年々松ばやし悉皆十鼻也、以外大儀歟、此門跡兒幷理性院、妙法院、禪那院等僧正、淳基法印、宗濟僧都、隆濟僧都等、各具令見物了、此儀且依時宜也、門弟隨所望可見物由、以大館被仰也、御所西向四足門山名警固也、二條萬里小路管領警固、雜人更不入之也、於此棧敷少一獻、爲公方被仰付也、大館奉行、彼禪門來始中終奉行也、　十五日、明日又於御所一色修理大夫松ばやし中入也、仍爲見物可罷出、一昨日(十三日)被打開、(〇中略)今日松ばやし在之、大略門跡祗候者共歟、船笠等造物在之、以內太刀代遣之了、(〇中略)及晚出京、明日一色松ばやし爲見物也、　十六日、今日一色修理大夫松ばやし如先日(十三日)御所へ可參經營之處、依雨延引了、無念々々、可爲來十九日云々、　十九日、御所樣渡御相國寺方丈、還御之後、松ばやし可在之、予還御以前參御所也、乘車、寶池院同車、梅賀、禰々、千代賀、喜久壽參御車了、自余兒僧正以下乘車二兩令供奉了、此門弟等悉可見物之由、內々依時宜也、棧敷如先度、中門廊被構之、攝政聖護院准后、予、如意寺准后、靑蓮院(童形)、實相院大僧正、寶池院大僧正、大御堂僧正、廣橋儀同、萬里小路大納言、勸修寺中納言、廣橋中納言等一棧敷參會、但棧敷以屛風經切之、一方(北寄)攝政准后幷大僧正等儀同見物之、一方(南)積善院大僧正(良濟)、(聖護院門弟)理性院前大僧正(宗觀)、大慈院僧正(成基)、若王子僧正(忠意、聖護院門弟)、住心院僧正(實意、聖護院門弟)、禪那院僧正、(賢光)妙法院僧正(賢長)、中性院法印(成淳)、盛林院法印(淳基)、大納言僧都(宗濟)、大納言僧都(通濟)、大納言法眼(隆濟)、梅賀丸、彌々丸、千代賀丸、愛賀丸、喜久壽丸、愛德丸、玉壽丸、慶玉丸、尊藤丸、以上此門跡兒也、自餘兒不參也、此外南都佛地院境僧正(孝俊)、八幡前社務融淸法印、萬里小路大納言、勸修寺中納言、廣橋中納言、靑蓮院

謠初

供奉人安居院僧都、幷房官二人、大御堂僧正召具出世一人、房官一人、聖護院房官、此門跡房官等數輩祗候了、凡此坐敷樣不變、他人歟、傍若無人之體也、風流驚目了、其後自公方御一獻賜之、於聖護院壇所賞翫之、大館入道始中終奉行旁眉目至、過分御沙汰也、

〔親元日記〕寬正六年正月十三日辛酉、明日松囃に可有御祗候之由被仰出之旨、被申觸方々事、武庫被仰付之、入夜被觸申之、三條權帥殿、公綱日野殿、勝光飛鳥井殿、雅親藤中納言入道殿、常廣三條宰相中將殿、烏丸宰相殿、細川殿、勝光同讚岐殿、成之一色殿、義直以上九人、此內飛細一讚四ヶ所江御使野依修理進、日帥、藤中、三宰、烏宰五ヶ所太田五郞左衞門、　十四日壬戌、入夜松御庭松囃能有之、昨夜被觸申御方々御祗候、其外管領始テ御祗候、幷御供衆如例年御祗候、但一色兵部少輔殿、細川右馬頭殿、此兩所無其儀、依御歡樂歟、走衆如例庭上ニ祗候、御小者當年不祗候、田樂近江猿樂各一兩輩、幷十二大夫爲見物如例祗候、能以後大夫ニ折紙被下、

〔宣胤卿記〕文龜四年〇永正元年四月廿日庚辰、今日武家松拍子依雨延引云々、　廿一日辛巳、今日於室町殿有松拍子云々、朝倉彈正左衞門尉貞景、自越前國上用脚千餘貫沙汰之、觀世大夫一座凝風情許也、抑御卽位依無用脚經年不被行、每月廿日猿樂、今日殊嚴重、爲之如何、

〔增山の井 上〕うたひぞめ 俳

〔俳諧歲時記 正月 一〕謠初

〔東山殿年中行事 正月 一〕四日、將軍家御裝束同右出御于御對面所、〇中略旣而申次出于御緣闕際、事畢之由言上之、則入御于當御所、〇中略暫有テ渡御于三間之御庇、有御一獻、一番ノ頭細川淡路左京亮入道申沙汰也、左京亮幷御供衆祗候、自餘者無參上、觀世大夫謠之、左京亮暨觀世大夫賜御服各一領云云、末剋御成于伊勢守亭、酉剋御風呂始、經營盡美云々、或曰、還御以後於殿中御一獻、有御謠始云々、

〔年中恒例記 一〕正月四日〇中略

今日於三間之御庭、御うたひぞめ在之、大夫以下役人少々祗候、御供衆祗候、大名御相伴衆不參、細川殿進上之御扇十本、內御扇壹本御服壹重、大夫に被下之、幷御服一重四郎に被下之、伊勢守何も遣之、三獻候、三獻めに大夫被舞て被下之、三獻目御酌也、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄、御對面御祝已下之事、○中略

一應仁之亂前までは、今日○正月四日謠初とて、御會所にて、一番の番頭一獻被申、一獻始也、觀世大夫、同四郎兩人祗候致し、謠を申候し也、兩人御服被下、唐織物常のも又一番の番頭嘉例の舞あり、御服織物拜領、常德院殿足利義尚御代まで、大夫祗候致し謠申候、御服被下候、近年面むき一獻なし、

〔公方樣正月御事始之記〕一正月四日御謠初、觀世大夫、同四郎左衞門致祗候、從右京大夫○細川勝元進上之御扇に、御織物之御服を被相副候て被下候、同四郎左衞門には、御織物の御服を給候也、仍大夫に遣樣之事、伊勢守○伊勢貞宗御扇を右に持、同御服を左の手にかけ候て持出、先御扇を遣、さて御ふくを渡候時、大夫給、則いたゞき申、やがて謠ひ申候、其後四郎左衞門に御小袖遣候、是は御服ばかりなり、音曲をも不申候、例年此分にて候也、

〔東都歲事記〕一正月三日、今夜御謠初、

〔年中行事故實考〕二正月三日、○中略御謠初、御當家三河御在國の節より行はれしも、古代には所見なし、

〔柳營秘鑑〕五正月三日○中略

一同夜御謠初、酉後剋大廣間兩上樣出御、御長袴御先立老中役之、御刀、御中段御著座、

尾張中納言殿、紀伊中納言殿、水戶宰相殿、

右順々被出席、御對顏、老中披露之、御向に著座、御次著座之面々、

松平遠江守、松平主水正、松平主殿頭、松平丹波守、牧野駿河守、奧平大膳大夫、松平山城守、小笠

原信濃守、本多伊勢守、
右南北江相分れて著座
初獻　御盃　御引渡　御捨土器〇中略
二獻　御盃　御吸物之御引渡代〇中略
三獻　蕗之臺　星之物　御酌　御加
御前江召上時、老中出座、可謡旨傳之、觀世大夫高砂四海波の小謡うたふ、御加有之御盃臺に載之、尾張殿頂戴之、御肴被遣之、加有之盃を持御次之間江被退時、老中取之御酌江渡之、此間老松之御囃子初ル、御前江被召上、御加有之、其御盃紀伊殿頂戴之、御肴被遣之、加有之、盃を持御次之間江被退時、老中取之御酌江渡之、御前被召上、御加有之、其御盃水戸殿頂戴之、御肴被遣之、加有之、歸座之節御酌代ル、御酌御加、蕗之臺引之、右之盃取之御通りに成、此間に尾張殿、紀伊殿、水戸殿進上之臺、上ゟ三疊目に置之、老中披露之、御前御右之方に置之、〇中略
十二獻　御酌　御加
御前江被召上、御加無之、其御盃御銚子に載之被下之、頂戴之、歸座之節御酌代り御通被成、御酌御加、高砂之御囃子還御通御銚子二共ニ一同に入、〇中略
一御奏者番一人御椽に出座、大夫江呉服渡之、并猿樂に折紙被下之、御奏者番兩人にて渡之、勿論猿樂共出御以前ゟ素袍著之、板椽に伺公、
但大夫に白綾紅裏之呉服被下之、畢而弓矢立合之節、是をつぼをりて一同に舞之、
十三獻　松竹之臺　御酌　御加
御前江被召上、御加之時、大夫一同に弓矢之立合舞之、終時分御加有之、御銚子入畢而老中罷出、御目通にて中座御中段椽頬に伺公之時、御肩衣御側衆渡之、次西丸老中右ニ同、大納言樣御肩

衣、御側衆渡之、老中西丸老中、三之間南之方板椽にて大夫に渡之、歸座之節御三家江肩衣可被脫之旨會釋有之、夫々出仕之面々へも、何も肩衣可脫之旨傳之、尾張殿、紀伊殿、水戸殿江上意有之、老中出座御祝儀申上入御、但松竹之臺星之物其儘差置御三家々進上之臺持出ル、役人但御酌加其外之御給仕、兩番頭中奧五位之小姓勤之、○下略

〔九祝舞〕弓箭立合

嗣下桑の弓蓬の矢の功は、同まことに目出たかりけり、あら有がたや〳〵、いざやわれらも大來目の命にいのりてな、ゆみはり月のやさしくも、雲の上まで名をあぐる、弓矢の家を守らん〳〵、上ノラズ武士のやそ宇治川のながれまで、同水上清しや弓張の月、あはれめでたかりける、治る御代の時とかや、上ノル釋尊は〳〵、同大悲の弓に、智惠の矢をつまよつて、三どくの眠を驚し、愛染明王は弓矢をもつて、陰陽の姿を顯せり、されば五大明王の文珠は、やうゆうと現じて、枳首蛇を取て弓を作り、眼睛を化さしめて、矢となせり、又我朝の神功皇后は、せいとの逆臣を退け、民堯舜の榮えなり、應神天皇八幡大菩薩水上清き石清水、ながれの末こそ久しけれ、

〔柳營年中行事正月一〕同夜三日御謠初之次第○中略

一大廣間御座敷向迄、百目掛并百五十目懸御蠟燭建之、御同朋役之、

一御規式前於蘇鐵之間、猿樂共ニ御酒被下之、

但大夫始猿樂、烏帽子素袍著勤之、

一御城中所々御門、加番御道具飾之勤仕之、御玄關前其外御門之御紋附大挑燈建之、

屛重御門御先手、御弓頭一組、中御門加番御先手、御鐵炮頭一組、御臺所口御門右同斷、

右之通勤之、與力熨斗目麻上下、同心も麻上下著之、大手下馬下乘橋詰櫻田下馬、於此三ヶ所篝火焚之、

但御賄頭壹人、下役之者召連罷出役之、

〔將軍德川家禮典錄 一〕正月三日、酉下刻大廣間出御、公方樣、內府樣御中段御著座、御長袴御先立老中披露御向被著座、如御嘉例御盃事有之、老松之御囃子初る、出仕面々へ御酒被下、御三家始諸家より獻上之御盃臺出之、御奏者番御板緣ニ出座、大夫へ吳服白綸子紅裏重ね熨斗目綿入渡之、猿樂能役者共へ折紙大夫ハ千疋鳥目十貫文宛、猿樂共貳百疋同貳貫文宛、渡之、大夫共へ被下候吳服著之、一同三人弓矢之立合舞之、終る時分御銚子入、老中月番御目通御下段伺公之時、御肩衣脫せられ、御側衆を以老中へ渡し、次に西丸老中右同樣、內府樣御肩衣西丸御側丸渡之、御本丸西丸老中板緣ニ而、觀世大夫へ被下、御三家方始出仕之面々、肩衣可被脫旨老中傳、御三家へ上意有之、老中出座御祝儀申上之、畢而入御、

但猿樂共出御以前より素袍著之、板緣ニ伺公、

一今晚大手下乘所內櫻田御門外ニ而、篝火をたく、

四日、三ケ日御規式幷御謠初迄相濟候、爲御獻御三家より使者被差出之謁老中、

〔槐記〕享保十二年正月二日、夕參候、今宵ハ御謠初○近衞ニテ、內匠、釆女、承長、拙、○山科道安御前ニ出ヅ、

〔續百一錄〕享保廿一年正月八日、日野家ウタヒゾメ、

元文四正月八日、諷初○御當家日野御サカヅキナシ、

〔當時珍說要秘錄 三〕殿中行事之事

一正月○中略三日、夜に入御謠初有之、四座の猿樂相勤、公儀蘇鐵の間に催し候事、此日夜に入、公方樣、○德川家重西の丸より大納言樣○德川家治被爲入、松の間大廣間に出御、御上段に被爲附候、右御謠初の爲御祝儀、御譜代の面々不殘登城の事、御謠初は御譜代大名計登城といへども、當時は、外樣にも歷々多く登城有て、將軍家御緣に屬せし人々には、前田島津伊達家も大形登城なり、尤御旗本の面々、布衣以上の役人、不殘出仕仕候事、所謂諸侯より、今晚暮時前より、御盃臺とて、槍

細工の臺の物、獻上の事なり、家々に依て每度同じ樣成摸樣なり、或は鶴龜の細工、松竹の摸樣、前田家、井伊家は、制札の下に壽の生へし細工の臺を獻上するなり、去れば將軍家大廣間へ出御有之、御盃事初まる折から、此盃臺を一々に披露有之、御酌の役は每年石川家、板倉家のみにて勤むる事也、其時觀世大夫一人罷出、平伏して四海波の小謠謡なり、是恒例の御規式なり、畢て將軍家被爲召候所の御肩衣をとらせ給ひ、觀世大夫へ下し給ふ、同有合ふ國主城主の諸侯より、布衣以上以下旗本の面々までも、不殘肩衣を取て觀世大夫に給はるなり、此事御規式なり、附、翌日觀世大夫方へ御徒目付罷越、白銀拾枚にて公方樣御肩衣を請戻し來る事、是に准じて皆諸侯より思ひ〳〵使者を以、目錄にて肩衣を取戻す事、觀世大夫是每年の德分と成し事なり、此子細は三代目將軍家光公、(大猷院殿の御事也)或年正月二日御謠初の夢に、上下御齒不殘落させ給ふと御覽被遊、悉く御氣に掛させ給ひ、齒はよはひとよませたり、其落たるはよはひかたぶくとて、事の外御不興被遊たり、御側に在合せし人々何と可申上樣なかりしに、折節觀世左近御謠初に參り懸り居たりしが、是を承り大音聲にて謡ひけるは、

おちば(落齒)かくなるまでいのちながらへて、猶いつ迄もいきの松、是もひさしき名所かな、これも久しき名將かな、

と申上たり、是を殊外御悅び遊され候て、忽御機嫌直りて、被召たる御肩衣を御手自下され、人人も遣し候樣にとの上意にて、面々も肩衣をぬいで觀世大夫に與しとかや、此例にて今に右の通有之なり、

〔親元日記〕寬正六年正月四日壬子、御成(御供二番、酉刻、〇中略)還御卽於殿中御一獻、任例觀世大夫以下役人伺公、謠初也、

〔親俊日記〕天文八年正月四日癸酉、貴殿(〇伊勢貞孝)御出仕如例年、殿中御謠初、觀世大夫同四郎祗候、何

モ御服〔織筋〕拜領之、
〔家忠日記增補〕五天正二年正月二日、夜に入、例の如く濱松の城に於て御謠初有、諸士參賀、
〔一話一言〕十御謠初の事
一正月三日御謠初ノ事、林春齋ノ兩朝時令卷上ニ、其始不詳〔○中略〕トアリ、御當家〔○德川氏〕ニテハ、天正二年正月二日、東照神君於遠州濱松城有御謠初、自是每年爲恒例、
〔家忠日記追加〕六天正七年正月二日、夜に入て、濱松の城にして例の如く御謠初あり、松平主殿助家忠城に登て著座す、
〔武德大成記〕十二五州ノ諸士歲初ヲ賀スル事
天正十一年正月〔○中略〕二日ノ夜、先例ノ如ク御謠初ノ儀アリ、諸士御前〔○德川家康〕ニ參候ス、
〔梵舜日記〕天正十一年正月三日、於御方〔○豐臣秀吉〕謳始在之、拙子各參會、
〔太閤記〕十筑紫陣御觸之事
明れば天正拾五年正月元旦之出仕など、亂世に事かはり、式掌之沙汰に及て物ふりてけり、二日之晚には御謠初とし、四坐の大夫ども召よせられ、御かはらけめぐりにけり、諸侯大夫其外紹巴昌叱なども御祝儀申上、一きはうたふ聲々もゆたかにして、萬歲をよばふ、大夫共には小袖二重づゝ、坐のものにも一重づゝ引給ふ、めでたかりし事共也、
〔家忠日記追加〕十天正十五年正月二日、夜に入、駿府の城に於て御謠初有、諸士參賀す、
〔伊達日記〕中一若狹へ御入馬候而十七年ノ御越年ニ候間、御譜代衆新參衆何レモ參ラレ候、御祝儀被申上、別而美々敷正月ニテ候、十四日〔○天正十八年正月〕御嘉例ノ御謠初候、御亂舞ノ上、每年大狂言ヲ被成、御自酌〔○伊達政宗〕ニテ御事公人へ御酒ヲ下サレ候、新國上總六十ニ成顏ニ白粉塗、鼓ヲ御前ニテ擊申候、盛氏御恩ヲ相請、年ハイニ不似合由取沙汰仕候、

〔東照宮御實紀附錄七〕文祿元年正月二日、聚樂の邸にて謠初の式行はる、著座の次第は、第一秀次、第二岐阜中納言秀信と定めらる、加賀亞相利家云く、秀信は正しく織田殿の孫なれば第一たるべし、今日の儀注はたが書しといへば、石田三成、それがし殿下〇豐臣秀吉の仰を奉てかきしといふ、よて、利家、秀吉へそのよしをいふ、秀吉そは理ながら、秀次は我甥にして、ゆく〳〵養子にして家繼せんと思へば、第一座に定めしなりとて聽入ざれば、利家は心地あしとて座を起んとす、君〇德川家康その樣御覽じ、利家去ばしまたれよと有て、秀吉へ宣ひしは、殿下そのはじめ、かりにも秀信の後見せらるゝと有しをもて、織田家の舊臣もみな歸服せしなり、いま利家が、秀信を上座に立むといふも、舊義を忘れざる心より出て、あながち秀信に左袒するにもあらず、かゝらば秀信をば、別に奧方にて拜禮盃酌の儀をすませられ、表樣にては秀次を一座につけ給はゞ、人心事體に於て、兩ながらその宜を得むかと仰られしかば、太閤もその允當の御處置に感じ、仰のごとくせられて、謠初の式、事故なく遂行はれしとぞ、

〔家忠日記追加十三〕文祿元年正月二日、夜に入、江城にして御謠初之賀儀有、松平家忠城に登て著座、

廿日、例之如、台德院殿〇德川秀忠之御方にして御謠初有、家忠參賀す、

〔慶長日記〕慶長十五年正月二日、江戶御城御謠初、

〔泰平年表台德院〕慶長十五年正月二日、御謠初の儀式有、按に御謠初此時より始る事に非ず、三河よりの御式なり、然れども當代年錄、今年正月始て御謠初著座の配座を記して、下毎年遵綿す、是年より御式共改られしもの歟、

〔石岡道是覺書〕一正月三日御謠初に、外樣より立花并有馬左衞門佐樣抔、先例に寄て今に御登城之事、古左衞門佐樣之御咄に、權現樣駿河に御在城之時、御先祖亂舞御好にて御能有候砌、御相手に被爲呼、度々登城之由、此例を以、今も御登城被成候由、

〔駿府政事錄〕慶長十八年正月二日、入夜有御謠初、宰相殿、中將殿、少將殿、日野唯心、山名禪高、永井右

近、本多上野介伺候、御謠五番、觀世大夫、梅若大夫、其外御服二領宛拜領云々、

〔元寛日記〕元和二年正月朔日、同晩景秀忠公、酒井忠世、土井利勝ヲ召テ、唯今迄於駿府江戶、正月元日二日御禮幷三日御禮、同夜御謠初、五日六日寺社御禮、往々雖レ有二其法式一、次第混亂シテ放埒也、仍テ自二去年一被レ遂二御吟味一、御禮之儀式新規被レ定レ之、自今以後御子孫於二御代々一可レ致二定式一之旨被二仰出一、

三日、同日夜御謠初、〇下略

〔東武實錄〕元和二年正月二日、去年ノ春ハ攝州大坂亂擊故ニ、御謠初是ナシ、此春天下太平ニ靜謐ス、是ニ依テ御嘉例ノ如ク、江城ニ於テ今夜御謠初アリ、諸士參賀ス、

〔寬明日記〕承應三歲正月三日、今晩御謠初有レ之、

〔嚴有院殿御實紀附錄下〕先々謠曲始は正月二日〇中略の事なりしが、二日は寶樹院殿〇德川家綱生母の忌辰、廿日は前代〇德川家光の御忌日なれば、承應年中より謠曲始は三日〇中略にせられしなり、是より今に至て永制とはなりぬ、

〔當時珍說要秘錄一〕當將軍〇德川家重御虛性の事

御謠初附觀世大夫、四海波の小謠うたひ直せし事、〇中略

去年正月三日の夜、御謠初の節、御盃事、御三家方と被レ遊候節、例年の通、諸侯よりの獻上御盃臺を披露有レ之、其節觀世大夫高砂の小うたひ四海波をうたふ、是御家の故實なり、去れば觀世謠出しけるに、謠半の時に、將軍家御盃事を被レ遊かけて、急に御小便にたゝせ給ひ、其後御座に著せ給ひければ、觀世大夫又四海波の小謠を謠直しけり、去ば耳立て聞え、同じ小謠を兩度申て謠ひし事、如何の樣に聞えし故、觀世大夫方へ御目附中穿鑿被レ致しに、觀世家にて幾度も、御三家御連枝御盃事不レ濟內は、四海波の小謠、繰返してもうたひ候故實にて御座候由、御答申上けるとや、

〔甲子夜話九〕觀世大夫ニ邂逅セシトキ聞ケリ、彼家ニ正月御謠初ノトキ、拜領スル所ノ御代々ノ

能組

御肩衣、神祖以來ノ御物今ニ所藏セリ、其中神祖ノ御肩衣ハ、アラキ麻ナルガ、固ヨリ葵ノ御紋ツキテ淺黃色ノ無地ナリト云、其頃ハ淺黃ノ無地ニテモ御紋サヘ付バ、吉服トナリシコトヽ見ユ、

〔水戸歲時記〕正月二日、謠初アリ、公在國ナレバ、謠初ノ禮、島屋吉兵衞ツトム、時服ヲ賜フ、諸士ニモ拜聽サシム、

〔德川禁令考〕三十年始嘉節 慶應三卯三月廿三日

御祝儀事御廢止之件々

河内守殿御渡　大目附江

御謠初 ○中略

右御祝儀御禮等御廢之事 ○中略

右之趣、向々江可相觸候、

三月

〔習道書〕申樂一座人數、其役々習道次第、

一申樂の番數の事、むかしは四五番にはすぎず、いまも神事勸進等には、信の能のさるがく三番、きうげん二番、已上五番也、きんねん、貴所さまにて仕事は、ことの外にばんかずをつくして、七八ばん、十ばんなど、貴命にて仕る事、わたくしならず、然ば能の序破急の事、脇能は序也、二番、三ばん、四ばんは破にて、事をつくして、五ばんめは急にてはてヽ、序破急おさまりて、遊樂成就の一會なるに、おもはざるに、ばんかずかさなれば、序破急又あらたまりて、曲道も前後する風體なり、返々藝人のため一大事也、左かれども貴めいなれば、力なき次第、これにつけても一座心えて、破急にかゝる所を休息して、手をおしみ、曲をひかへて、能の風體左な〳〵のおくをのこす手立を安得すべし、堪能達人の藝力、此時あらはるべき歟、よく〳〵かねてのこうあんをもて、能の序破急を

延曲すべし、中樂一會之習道如此、

永享二年三月日、爲座中連人書、

〔花傳書 一〕能くみの事、一日に六番なり、子細は抑此國を六十六にわる事、役行者、行基菩薩、國々の水をのみわけ給ひ候へば、六十六色これあり、かるがゆへに人の心も、國々にかはり、聲言葉なまり以下まで、別にわかつ事、右の水のかはりめの子細也、この國も六十六、のふのはじまる所も六十六番なれば、其數を表して、一日に一〔〇一恐六誤〕番にさだむる也、

一一番に祝言をする事、神能にさだまりたり、祝言にておらば、なにのふにてもあれ、是あるべき儀なれ共、神能にさだめ候事は子細あり、日本は神國なり、神代よりつたはる國なれば、今人王の御代に至るまで、我朝の守護神たり、かるがゆへに其日祈禱として、神をくわんじやうするといふ心によつて、一番に神能なり、

一二番に修羅をする事、抑此國は弓矢をもつて、あくまをたいらげ、おさまるくになればとて、あくまかうふくのために、修羅を用いる也、

一三番にかつらをする事、みなゝごとにかつらにてさへあれば、何なりともと心得候事、是おほきなるひが事なり、かつらはゆうげんのかつら本也、其ゆへは一番に神代のはじめをうけ、二番にあくまかうふくの修羅を引、三番には加樣に國おさまり、天下泰平の御時は、こと〳〵くゆうげんなり、かるがゆへに三番に幽玄のさだむ、幽玄いろ〳〵あり、男の幽玄もあり、さま〴〵の幽玄ありといへ共、女のふにさだむる事、二番の修羅おとこのふなれば、陰陽和合と取あはせ、三番にかつらなり、そのうへ世おさまり、泰平の御代には、いろにそみかにめで、幽玄つもりてれんぼのみちになるゆへなり、かるがゆへに世間の有樣をまなびたるものなれば、れんぼゆうげんのかつらをするなり、

一四番に鬼能を定むる事、是も鬼なればとて、たゞの鬼のふにあらず、めいどの鬼を本とす、其子細は此まへの能ゆうげんのかつら也、脇のふに神祇をまなび、二番に悪魔かうふくの修羅、かくのごとく代を始めて、榮花つもつてゆうげんになるときは、又めいどのところへゆくなり、かくのごとくたのしみをきはめ、榮花さかんにてもあれ、人間の一期は一すいのゆめ、電光朝露いしの火、まぼろしのあひだの世なれば、たのしみもたのまれず、只菩提心の心をおこし、後世をねがはん事本意なり、然によつてけふはあれども、あすを期せざる浮世なれば、因果むくひのめいどのすがたをあらはし、たのしみ榮花も菩提のたよりには、ならざるとのこゝろを、しらせんとの儀によつて、四番にめいどの鬼をするなり、またはやうやくなかばもすぎぬれば、四ばんめの時分は、諸人もねふる比なれば、一つは萬人のねふりをもさまし、氣をもつけん爲に、一座のうちに、かた〴〵もつて鬼をもちゆる也、これ能組の秘事也、かくのごとくおもしろきあそびのうちにも、のちの世の體を此世にてつくりしつみとがにひかれて、それ〴〵の罪にくるしみをうくる體をみて、後世をおもひ出し候へば、我人の發心をおこし候へば、佛法ものふにあり、說法の場にまいるも同前なり、さるによつて、うたひを無盡經といふも此儀なり

一五番に義理をさだむる事、世間は仁義禮智信の五常をそむかずして、ぎりを本とする事本意なり、○中略

一六番に祝言をまたする事、これは一座のおさめなれば、君をいはひ、身をいはひ、所をいはひ、花ははるすぎつれども、またたちかへり、春きぬれば、すぎにし春のごとくに、はなさきさかふると、それを表しさきかへりぬる春に、又あふとたのしみをいはひかさねておさめ、六番にはじめ有つる祝言をまたする也、

右此如一日ののふに、ありとあらゆる世間の有樣を、こと〴〵くあらはし、萬民にこれを見す

る能なれば、なにとして智惠なきもの、、かやうの事をまらんや、能組の條々如此、さりながらこれは初日のふくみ也、二日目より又かへ候てもくるしからず、がくかぐらなどを入番かずあるべし、まへ日の能に似たる能をせぬなり、

〔大内問答〕一御能數は猿樂次第に候か、又從此方被申付候哉の事、

能數は先七番可然候、何々を仕候へと被仰付事に有之候、又猿樂次第と被仰事も有之候、殿中に而能組の書立を此方へ出し候を、內々備上覽候へば、何々仕候へと被仰出事も御座候、多分先七番させられ候、其以後乞能の事は御氣色次第に而候、何に能數をば半に仕候、但調の時をかれ候事も在之、

〔畠山亭御成記〕一永正十五年三月十七日、畠山式部少輔順光亭へ御成、〇足利義稙、中略、

一能數十三番、此內三番、今春大夫仕之也、

〔親俊日記〕天文七年二月十三日丁巳、細川殿にて觀世大夫能アリ、貴殿御出、

難波梅　タヾノリ　江口　アタゴ空也　カンタン　山ウバ　櫻川　ゴザウ　誓願寺　大エ

ヨイ能　シヤウ〳〵　シヤリ

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一三月〇永祿四年卅日、未刻御成、〇足利義輝、中略、

一御能數之事　老松　八嶋　ゆや　春榮　松風　春日龍神　三輪　張良　野の宮　野守

當麻　自然居士　猩々　志賀

已上十四番　吳服仕候歟

〔總見記十一〕岡崎三郎殿元服事附禁中御修理同被行善政事

同年〇元龜二年秋八月吉日良辰ヲ撰ビ、松平竹千代殿、三州岡崎ノ城ニテ御元服ノ儀アリ、是德川殿嫡男ニテ、信長公御聟ナレバ、御使者ヲ被遣、御祝儀ノ目錄他ニ異ナリ、卽信長ノ信ノ字ヲ遣ハサ

ル、夫ヨリシテ竹千代殿ヲ德川次郎三郎信康ト名ノラシメ、岡崎殿ト稱號セラル、信長公御喜悅ナリ、斯ニ不思議ノ事有ケリ、信康元服ノ祝トシテ、遠州濱松ノ城ニ於テ、德川殿ヨリ被仰付、十五番ノ猿樂ヲ興行アリ、觀世十郎是ヲ役シ、信康モ御舞有リケルニ、觀世是忽ニ申ケルハ、今日ノ御能組ハ十年以前、今川義元ヲ信長公ヨリ御討捕ノ前カタ、駿府ノ城ニテ、同氏眞ノ御所望ニテ仕リタル能組ニ、一番モ替ラザル番組ナリト申ケルヲ、不吉ノ事ヲ申シタリトテ、德川殿御父子殊ノ外氣ニカケ給ヒ、終ニ觀世十郎勘氣セシメ給フトナリ、後ニ思ヒ合スレバ、信康ノ御行末不吉也ケル前表ナリシカ、

〔翁草三十一〕天正十九年辛卯七月、秀次公ゟ生身魂の御膳を聚樂へ被上、秀吉公、北の政所、松之丸殿、淀殿御一坐にて祝給ふ、其日御馳走に、觀世、今春、暮松に能を仰付らる、秀次公仰に、今日秀次馳走なれば、何事も客人の望次第也、能の番組は何々ぞと尋給ふ、暮松申上るは、白髭、忠度、野の宮と申上る、秀吉公聞召れ、脇能をば誓願寺に可致と宣ふ處に、古ゟ脇能は目出度神祇の能を用ひ來候、誓願寺抔は如何に奉存旨申上候へば、重て宣ふは、阿彌陀如來は九品の淨土の主也、其主たる身が歡喜踊躍せらるゝは、能々目出度事にて有つらん、然れば今日の能は誓願寺を脇能に可致との事にて、其通相勤しとかや、

〔太閤記十四〕文祿二年卯月九日、於名護屋本丸御能之次第、

翁　金春八郎　千歲振　大藏六　さんばさ　大藏能藏

もみ出し　大藏平藏　とうとり　幸五郎次郎

一番高砂　大夫　今春八郎　わき　今春源左衛門尉　つれ　長命甚次郎

大鼓　大藏平藏　小鼓　幸五郎次郎　笛　長命吉右衛門尉

太鼓　今春又次郎　あひ　大藏彌右衛門尉

狂言　長命甚六　大藏龜藏

二番田村　大夫　今春八郎　わき　今春源左衛門尉　大つゞみ　樋口石見守

小つゞみ　觀世又次郎　笛　長命新右衛門　あひ　大藏龜藏

狂言はなとり大名　彌右衛門　相撲今參り　甚六

三番松風　大夫　今春八郎　わき　今春源左衛門　つれ　竹俣和泉

大鼓　樋口石見守　小鼓　幸五郎次郎　笛　八幡助左衛門

あひ　長命甚六

狂言釣ぎつね　祝彌三郎　あと　甚六

四番邯鄲　大夫　暮松新九郎　大臣　春藤六右衛門　大鼓　かなや甚兵衛尉

小鼓　いや石與二郎　笛　長命吉右衛門

狂言宗論　大藏彌右衛門

五番道成寺　大夫　今春八郎　わき　武俣和泉　大鼓　大藏平藏

小鼓　幸五郎次郎　笛　長命吉右衛門

狂言　彌右衛門〇中略

六番弓八幡　大夫〇金春八郎　拜領之御小袖を著し罷出、御祝言を仕候也、

七番三輪　大夫　今春八郎　わき　春藤六右衛門　大つゞみ　大藏平藏

小つゞみ　觀世又次郎　笛　長命新右衛門　太鼓　今春又次郎

八番金札　大夫　今春八郎　わき　今春源左衛門　大つゞみ　大藏平藏

小つゞみ　幸五郎次郎　笛　長命吉右衛門　太鼓　深谷金藏

〔駒井日記〕文祿二年十月七日、去五日於禁庭御能組之次第、

初日　一翁　くれ松新九郎

御能○豐臣秀吉
一弓八幡
ワキ　春藤
ツレ　大臣かう田
同　次右衛門
同　岩もと
れぎ　壹人
小　又次郎
笛　助左衛門
太鼓　忠兵衛
大　ひの口
枕物狂の狂言　民法

御能
一はせを
大夫ツレ　金春
ワキ　およけん
ワキ　かう田
大臣　春藤
小　安藝宰相○毛利輝元
笛　安中
大　道知

御能
一皇帝
同　次右衛門
かゝみ　岩もと
あつき　伊與
きひ　彌太郎
小　五郎次郎
笛　竹友
大　平藏
太鼓　右兵衛

筑前
一源氏供養
ワキ　およけん
ツレ　ほしの
ツレ　あわや
小　江戸中納言○德川秀忠
笛　竹友
大　おか田新八

岐阜中納言
一千手
ワキ　春藤
あけひら　月分
小　いやし
笛　助左衛門
大　甚六

江戸中納言
一野々宮
ワキ　淺野彈正○長政
小　信濃
笛　安中
大　修理大夫

丹波中納言
一羽衣
ワキ　春藤
ツレ　禰宜貳人
小　たうい
笛　安中
大　甚六
太鼓　右兵衛

常眞○織田
一山姥
ワキ　やた
禰宜　三人
ツレ　春三郞
小　五郎次郎
笛　竹友
大　自分
たいこ　自分

御能
一三輪
ワキ　ふもむら
小　又次郎
笛　助左衛門
大　ひの口
太鼓　ゆうさい

已上

與市郎
一遊行柳
ワキ　およけん
ほしの
あわや
小　又次郎
笛　竹友
大　自分
たいこ　自分

忠三郎
一うのは
ワキ　春藤
禰宜　貳人
ツレ　春三郎
小　道意
笛　安中
大　自分
たいこ　自分

此二番者、雨降候て無御座候、

三年四月八日、太閤樣〈○豐臣秀吉〉從施藥院羽柴筑前へ式正御成、何も供奉衆裝束、太閤樣御車、同御能有之、一番高砂今春子、二番田村觀世、三番源氏供養金剛、四番山姥今春大夫、五番猩々寶生、〈○下略〉

〔槐記續編〕享保十七年二月廿八日、關白公東門跡得度ニ渡御、〈○中略〉九ツ時事畢ル、而シテ御能始ル、

翁　千歳　三番叟　八木藤四郎　梶良五郎

橋本權之進　高砂　ツレ　間　津田勘十郎　鳥居佐四郎　中村孫三郎　吉田治右衞門　早水七十郎　多田千四郎　中風六三郎

麻生　何某　仲尾壹岐　藤六　藝六　八木藤四郎　横地他三郎　烏帽子ヤ　谷大四郎

野村八郎兵衞　八島　ツレ　間　辰巳喜七　那須原勘五郎　井神五郎右衞門　能勢與三右衞門　入谷傳六　中村幸助

釣狐　白藏主原勘五郎　釣手八木藤四郎

權之進　東北　間　田中喜六　井上忠兵衞　平島清七　清水庄九郎　平岩源兵衞

御中入　夜ニ入

八郎兵衞　道成寺　梶良五郎　横地多三郎　小島平八　梅橋源八　松本和泉　谷田[illegible]介　高木[illegible]兵[illegible]

福神　福神　山田與三右衞門　參詣　間　鳥居庄四郎　田中喜六

竹內平七　三輪　間　中尾伊與　福江庄助　能勢與三右衞門　松本和泉　[illegible]井藤兵[illegible]　中村幸助

若尾彥十郎　祝言　宮川吉兵衞　有田治右衞門　清水源二郎　多田十四郎　中風六三郎

〔寸錦雜綴〕於江戶筋違觀世大夫勸進能興行

初日

觀世織部　高砂　福王茂右衞門　金春吉左衞門　觀世八十八　寶生新三郎　清甚兵衞

末廣がり　鷺仁右衞門

日吉猪右衞門　田村　福王茂十郎　梅若孫七　中林七左衞門　貞光小八郎

勸進行能樂

聞ず座頭　大藏彌大夫
觀世大夫江口　春藤源七　金春三郎右衞門　觀世新九郎　一噌又六
入間川　大藏彌太郎
林清之進蘆刈　進藤榮次郎　福王清兵衞　高田伊右衞門　青木多吉
節分　鷺權之丞
觀世大夫船辨慶　春藤六右衞門　寶生彦三郎　觀世權九郎　觀世左吉　貞光小八郎
米市　大藏彌大夫
櫻井清太土蜘　高安彦太郎　櫻若孫七　中西十四郎　觀世權八郎　清甚兵衞
彌石又次郎祝言金札　進藤平右衞門　福王清兵衞　平澤文右衞門　寶生新太郎　青木多吉

享保□□大江都の北すぢかへ橋のほとりにまばゐして、勸進能興行せられしときの番組となむ、

〔後水尾院當時年中行事下〕一猿樂は宮中に入ず、但道の者にあらざるは、參る事常の事なり、

〔光臺一覽一〕當月〇三の中御能有、俗に櫻の御能といへり、時に應じての事なるべし、摠別御所の御能は、觀世、保生、金春、金剛の四座の申樂は相勤る事不相叶、京住之扶持人、或は浪人能師勤之院方も御幸有、其節は惣門を婦人止め也、御能有之終日は烏丸通、寺町通、丸太町通、今出川通、經緯の町奉行より火消番廻順す、內裏は御諸司の與力同心廻順有也、攝家、親王、諸門跡方、諸家一同に參內有、札は五六千も押方也、被賦下は攝家親王家十枚、大中納言七枚五枚宛、殿上人は僅二枚なり、清涼殿の前に舞臺建也、諸家之內にて御能奉行兩人有、從三位以上の衆也、必此御方は修理職奉行を兼たる衆也、是中一人宮內卿と申たる人有、御所にても平士に御能奉行修理職奉行倶に有之也、平人と日之御門より入て御能拜見す、清涼殿東之一座敷は、法親王方幷法中、二は院の女中

方、三は院御所、四は主上御座、五は女中、六は攝家親王、七は諸家之公卿混雜せり、御諸司は階之上、御附之武家町奉行は階之下、御能奉行之家來平士等、町奉行一列に圓座之上にて拜見す、圓座に居者は帶刀す、上座に居者は丸腰也、番組大方九番、御乞能三番、都合十二番程也、此御能より前日後日又御能有、是は御內證之御能とて、惣拜見は不ㇾ叶、參仕之公卿計也、七番計有ㇾ之由也、

〔雲錦隨筆二〕大內の御能に出勤を願ふを初參と號す、其願書の文言の趣意は、家元四座の者にては御座なく候と申上る事なり、其師匠たる者奧印して差上れば、御聞濟ありて、御能每に出勤いたせば、銀六匁下させられ、御樂屋武家玄關より奧への長き板間の半に疊をしき、幕を打ありて、幕の外は京兆尹御通行也、飯は朝晝夕三度下され、間々赤飯(紙づゝみ、川端道喜方調進、)御菓子檜葉燒の大饅頭、(小判形二、一條虎屋より調進)暮前より御酒を下され、(參內丑の刻、御用濟翌子の刻、)御上には折々蒼朮をくゆらし給ふ也、夜に入ば御燭を藏人持出る、尤(折々蠟燭をかゆる)藏人は帝より賜はる所の御衣を著すと也、

〔甲子夜話八〕禁廷ノ御能ニハ、能役者其場ニ入ルコトヲ禁ズ、因テ素人ノミナレバ、後役者ノスル能ヲ、關東ニテ見物スル如クナラズ、院御所ニハソノ禁ナシ、先年觀世大夫上京ノトキモ、召テ叡覽アリト、此等ノ談話、今春高倉宰相ノ旅館ニ趣タルトキ聞キシ所ナリ、時ニ傍ニ勝與八郞居テ云、平家ヲカタルモ、能役者ニハ撿挍等傳ヘズト、是モ始テ聞タリ、河原者ヲ賤メタル古風ノ遺ナリ、

〔譚海四〕禁裏にて御能御覽ある時は、紫宸殿の前に能舞臺を臨時に構へ興行するなり、○中略能を仕る物は四座の猿樂のものにはあらず、町人の其道に好たる者に仰付らるる也、島屋又助などいふもの、年來勤來るなり、いつも御能の時は、町人も拜見ゆるさるゝ事也、

〔京都御役所向大概覺書一〕御卽位幷御能其外警固之事

一御卽位御能、正德元年卯三月四日五日、禁裏日之御門御淸所之御門ゟ拜見之者共入込候ニ付、

右御門前兩組與力同心警固仕候、警固之外與力目付指出候事、町方火之廻差出

〔京都御役所向大概覺書〕二上雜色勤方之事

一御卽位、行幸、御入內、御能、其外御用之節罷出相勤ル、

〔薩戒記〕應永卅三年四月一日乙丑、四辻宰相中將季保送使者曰、今日於院小松後可有猿樂參入哉之由被仰下者、申依所勞難參之由、　十三日丁丑、今日院猿樂云々、予定親〇藤原依所勞不參、

〔看聞日記〕永享四年正月十一日、仙洞小松〇後有猿樂、觀世仕室町殿被參、攝政三寶院祗候、五六番了被退出、其後猶猿樂十二番云々、祿物万疋、攝政以下進折紙云々、　廿九日、仙洞有猿樂、觀世仕云々、　卅日、抑仙洞昨日猿樂自室町殿被止申、俄延引、今日有猿樂云々、　三月十三日、抑猿樂推參事頻望申間、祿物等不及用意、雖然明日可仕之由仰、仍室禮庭上垣結廻、舞臺橋棧敷等構之、經營無他事、　十四日、椎野殿入來、猿樂爲御見物也、天氣陰晴未定之間、猿樂有無如何、大光明寺長老僧達可被見物之由令申、〇中略天氣欲晴之間猿樂參、見物雜人群集、猿樂一番了、狂言之後又雨下、違亂無極、仍寺長老於大光明寺可被御覽之由被申、先年於大光明寺有猿樂、以其例被申、雨甚降之間、無力止猿樂於寺可仕之由仰、雜人退散物忩不可說也、則寺へ行、椎野女中以下悉行、於地藏殿客殿有猿樂、見物衆又群集猥雜也、猿樂先進目六十番也、其內少々取替令所望、目錄、

一番みすゝ於御所仕之　二番かつほの玉自是於寺仕　三番すみだ川　四番三藏法師　五番自然居士

六番九郞判官東下向　七番重衡　八番よこ山　九番井手玉水　十番曾我五郞元服　十一番白拍子ゑづか　至深更十一番了、祿物御所、椎野女中男共、寺長老退藏庵寺官等各賜之、　十五日、晝猿樂初見物衆又群參、猿樂目六、

一番ニさかほこ　二ニ通盛卿小宰相事　三ニ佐野船橋　四ニ萬物狂　五ニ績櫻事　六ニよろほし　已及秉燭之間、六番了退出、祿物御所椎野賜之、夜椎野依張行猿樂兒喚四五人參、於殿上

有酒宴、密々見之、○下略

〔親元日記〕寛正六年二月廿三日辛丑、自貴殿○伊勢貞宗以太田七郎太郎方去廿七日仙洞御能目錄有御存知度之由、觀世ニ可申云々、則罷向申之、本十番、用意七番分、以大夫自筆注申之、翌日披露申云云、

うのは　やしま　夕がほ　だんふう○觀世音阿彌音　きぬた　かきつばた　はうか音　ゑねんこじ音　せい願寺　おもに音　以上十番

七番

用意分　あしかり　よりまさ　名取老女音　ゐぐち　野々みや音　かつらぎ　みやうゑ上人

廿八日丙午、御院參御供　一番能觀世　已前目錄十番内、おだれ、あちんが居士なはらし、あり、仍其外うとふ、かつらぎ、名取老女、野々宮、養老、以上十五番、　三月九日丙辰、御院參御供　二番花御覽也、能在、觀世、桀公見物裏頭、

式三番

泰山府君後音　はるちか　松風村雨音　ふしき曾我　くらま天狗音　三山　あたか　小町音そとば

三輪　ゑ丶音　ひやく万御乞　明惠上人音　ゑづか　天鼓音　鵺　鳴不動音

〔二水記〕永正十四年二月十三日、今日外樣之申沙汰也、○中略時刻主上○後柏原出御御座、○中略可始猿樂之由度々被仰出、雖然有不合期事歟、二獻之時分始之、當翁面、脇能右近、○中略未剋許雨降、仍止能、又被構舞臺於孔雀間下、見物衆馳走、物忩以外也、公私聊失其興、則猿樂始之、　四月廿四日、召事御返、今日公方御沙汰也、有猿樂宮千代丸於清涼殿有之、御禮同每度、中務卿曼珠院宮万松軒等御參、能十番計也、見物衆道俗男女如雲霞、及五更各退出了、　十五年正月廿六日、午剋著衣冠參內、○中略午終剋許始猿樂、當翁面、脇能難波梅十番了、乞能一番了退出、

〔宣胤卿記〕永正十六年正月廿六日、於内裏有猿樂、〇近臣中沙汰、依雨只三番云々、

〔言繼卿記〕天文十三年二月二日辛未、五過時分參內、親王御方依御遲參、御能四過時分始了、御所ニ大祥寺殿、岡殿、入江殿御參也、各祗候之衆、前右府、甘露寺大納言、〇中略九獻參了、夜半ニ退出了、〇中略今日御能共、

難波海　田村　東方朔　羽衣　遊屋　攝待　大會　三輪　アコギ　自然居士　シヤウジヤウ　高砂　岩舟等也

十日、木內彌二郎來、暫雜談了、去二日御能時之代八百疋渡遣了、先日從廣橋六百疋被渡候、殘貳百疋、從長橋局被渡候、今日取ニ來了、

〔駒井日記〕文祿二年十月五日、四日之日付にて木下半介、山中橋內、長束友阿彌書中、〇中略

一同日〇十月三日四過御參內、〇豐臣秀吉御前之御酒過候而舞臺被爲御覽、五段を御舞候、其外橋懸を羽筑、羽忠三、羽與一、岐中、丹中、御ねらせ被成候、諸公家諸大夫畏見物、御參內御裝束にて、〇中略　一御能者五日御稽古、木下與右衛門、舟越生熊、橋本、鈴木、宮木、野村、大島、伊藤彌吉、侍を出、百人之分にて御門之口、又見物衆稽古仕候、のしつ遣ひつしき〇以下の二字有誤脫上樣ゟ御借被成候、　一見物者四足之門　一がくやへの出入は日之門　一奉公人者舞臺之廻、袴肩衣にて、　一禁中ゟ總之大夫に三百貫被下、始にくれ松、二番金春罷出、右之三百貫いたゞき申候、御配分は太閤樣可在御沙汰由、江戶中納言〇德川家康小鼓、　一民部法印狂言三日、三番、其外狂言なし、　一御能者三日にて候、一日づつ御休にて候、但天氣惡候はゞ何も相延申候、　七日、長大夫彌七書狀、〇中略去五日於禁中御能五時分ゟ始申候由、　十月八日、一六日之日付にて山中書中に、從禁中被下候鳥目被成御支配候、㒵松卅貫、今春廿貫、上樣十貫、家康、常眞、羽筑五貫、其外者次第に三百疋二百疋宛、忠三與一は日暮候て能不被仕故、五百文宛被遣候由、　十一日、一於禁中太閤樣御能あそばし、女共計見物、　三年四

月九日、一明日十日於禁中四座之猿樂御能被仰付、同十一日少進、暮松、立包など御能可仕之由被仰出、

〔孝亮宿禰記〕文祿四年五月十五日、今日太閤〇豐臣秀吉御沙汰、於禁中御能有之、八幡大夫帷一重被下、各座之人々不殘被下之也、其次第藏人廣蓋ニ入テ持出之、階二三段下テ諸大夫ニ下ス、諸大夫取之下也、今日之儀、攝家、宮門跡、太閤若公等有御見物、

〔老人雜話上〕太閤〇豐臣秀吉禁中にをいて、能をなされし時、吳松は立合に能をせり、吳松能をする時は、太閤長柄の刀を帶し、虎の皮の大巾著を下げて、橋がゝりの中程に立ながら見物す、能はてけるにも其儘立給ふにより、大夫裝束を著ながら、腰をかゞめて通りけるとぞ、〇中略
太閤禁中にて能ある時、猿樂に被物下されければ、同樣に出て拜領し、肩にかけて入給ふとぞ、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年六月八日、ならにのふの上ず有よしきこしめして、御らんせられたきよし、とくせんゐん〇前田へ仰いださるゝ、やがて申付、御めにかけ候はんよし申、十七日、清涼殿にて御のふ候とて、舞臺がくやこしらゆる、廿二日、清涼殿にて御のふ十三ばんあり、たゆふふち一まいる、こん三獻まいる、〇中略よに入候て御庭にかゞりたく、めんだうへもぶたいへも玄よくいづる、きよくら人、新くら人いだす、廿三日、たゆふごてうにまいりてうたい參らせ候、御扇下さるゝ、御所望にて御のう九ばんあり、こん三こんまいる、〇中略がくやへだいの物御さかゞのだい、御たるいづる、よに入候て御庭に篝をたかるゝ、玄よくもいづる、

〔言經卿記〕慶長九年三月廿七日戊寅、女院御所ニテ御能有之、出御、八條殿、門跡衆、女中衆悉參仕也、廣橋大納言、右大辨宰相等申沙汰也、御振舞有之、御通有之、諷及亂酒了、今日觀世大夫、同ムスコ十歳アマリ也、江島、田村、松風、龍虎、芳野閑、自然居士、源氏供養、安宅、岡崎、當麻、天鼓、山姥、祝言高砂キリ等也、廿八日己卯、女院御所御能有之、出御已下昨日ノゴトシ、大夫御扇被下了、右大辨宰相被遣了、清原秀

賢弁予參了、白鬚、江口、小鹽、輪藏、烏頭、舟辨慶、龍田、是害、柏崎、御所望同遊行柳、祝言キリ等也、　九月廿一日戊戌、早曉參內了、黑戶ニテ御能有之、大夫ハ虎屋彌吉也、能者白樂天、賴政、野宮、張良、葵上、項羽、愛染川、天鼓、鞍馬天狗、祝言クレハ等也、酉刻相終了、　廿二日己亥、早朝ニ參內了、如昨日黑戶ニテ御能有之、大夫同前也、アマ、マンヂウ、女郞花、杜若、自然コジ、セウキ、祝言ヤウラウ等也、巳刻ヨリ始、申下刻ニ相終了、

〔慶長日件錄〕慶長九年十月七日、參番、來九日照高院〇准后道澄御申沙汰、可有御能云々、　九日、依雨御能延引、　十日、今日御能也、〇中略日出比御能相始、大夫本願寺少進法師也、鵜飼、實盛、江口、是害、三輪、鵺、龍田、藤戶、三井寺、玉鬘、祝言呉羽、日沒之比御能終、　十一日、雨降、仍後朝御能延引、　十二日、一昨日御能後朝、早々より參內、御能遊行柳、舟辨慶、邯鄲、黑塚、融、富士太鼓、祝言等也、

〔言經卿記〕慶長十年九月廿一日癸巳、女院ニテ御能有之、下間少進法印、一身〆大夫也、出御也、門跡其外關白殿御參也云々、　廿二日甲午、女院御能有之、昨日如也、

〔義演准后日記〕慶長十一年八月六日、明日於女院、將軍〇德川秀忠ヨリ猿樂御申沙汰ニ付、諸門跡悉可院參由御觸也、仍今夕出京、御樽折等進上、　七日、辰初刻院參、攝家諸門跡不殘御出也、准后方ニハ照高院准后、予、一乘院准后三人也、親王方ニハ妙法院宮、大覺寺宮、聖護院宮、竹內宮、梶井宮、青蓮院等也、殿上ニ各御座、女院ハ本御殿、主上〇後陽成モ御座ノ由也、一獻等將軍ヨリ御下知曆々也、能觀世大夫十一番在之、金春五番イタス也、　八日、辰初刻院參、今日ハ金春ヲキナヲアテ了、觀世ト互ニ施藝能了、十番在之、一獻等如昨日、御能果了、公家衆悉召出、賜酒了、

〔大猷院殿御實紀一〕元和九年閏八月十四日、大御所〇德川秀忠御參內あり、されどうち〳〵の儀にて、まづ女御〇後水尾妃德川和子の御方にわたらせ給ひ、それより內へいらせられ、紫宸殿の前にて猿樂御覽あり、能は湯谷、高砂、田村、源氏供養、紅葉狩、自然居士、また御好にて養老あり、これは女御御懷妊

の御祝とぞ聞えし、

〔季連宿禰記〕元祿十五年九月廿九日丁丑、今日於仙洞有猿樂興、仕手觀世大夫云々、此仕手去比木北野邊勸進能興行、今日於洞中彼藝者等各參云々、

〔嚴有院殿御實紀十二〕明暦二年二月十三日、京にて來月初旬禁廷の散樂興行あれば、尾邸家人の笛師を上洛せしめらるべしと傳へらる、禁闕には猿樂の徒は出入する事を得ざる故とぞ、

〔大江俊矩公私雜日記〕文政七年十二月廿一日己卯、內々方仕舞、囃子、能御覽、御燭御用、申剋予常保兩人參勤、但任例午剋過參入、申議奏卿令拜見、參勤之儀者如例屆能奉行也、由小倉前中納言、勘解由小路左京大夫、須磨源氏之始、依奉行命供御燭、其儀如例、供不及改、酉半剋前相濟、自能奉行退出被示、兩人令退出了、

一仙洞御幸被為在

一御番組御囃子　富士山野村三次郎　八幡前垣勘五郎　芭蕉片山九郎右衞門　御能　竹生島川勝權六郎　井杭三宅藤九郎　通盛三次郎

地藏舞板倉要藏　葛城川勝權之助　木六駄三宅權三郎　鉢木九郎右衞門　千切木北尾清介　須磨源氏堀池左兵衞　附祝言

〔長祿二年以來申次記〕同月〇正五日

一御成在之、未剋畠山殿每年之儀也當職之時は、正月中兩度御成被申也、今日は上樣は御成無之、仍御相伴衆以下伺公被申也、猿樂在之、觀世仕之、

〔大內問答〕一御能はいかやうの身體罷出、はじめさせ可申候哉、同舞臺以下樣體の事、

於殿中は此方勤役仕候、畠山殿に而は遊佐四郞左衞門尉、京極殿ニ而者多賀豐後守、赤松殿ニ而ハ、浦上美作守役仕候間、御分別候而可被仰付候、樣體の事無異儀候、時分見合、そと伺申、御次の間の緣より罷おり、庭上に而卒度御前のかたをみて手をつき、舞臺の柱のきはより罷あがり、はしがゝりを通り、がく屋の內へ入事も有之、又まくのきはにて申きかする事も有之、扨罷歸りざまには、はしがゝりの柱の邊にて手をつき、舞臺より庭上へおり、前庭上にて手をつき

たる所邊に而、如前御禮を申、手をつきて御緣へあがり申候、異義仕合は無之候へども、群集の中に而獨役に而候まゝ、もと〳〵よりむづかしき樣に申ならはし候、素襖のひもを治候が可然候、○中略

一御能の時、走衆庭上に祗候のよし候、同田樂も伺候仕のよし承及候、其樣體いかゞ候事、

走衆庭上に三人宛、兩方に六人祗候候、出やうは、はびきをさし、太刀に敷皮を持添候、いまだ表へ御出御座候はねば、舞臺の前を罷通、兩方に祗候候、御出以後に而御座候得ば、兩方一度に參合候樣にと、慈照院殿樣○足利義政被仰出候以來は、一方は舞臺の後を通り、兩方同時に祗候候て、御庭の成敗被申付候、又すわうぬぎなど御座候得者、庭上に而も少かた〳〵よりすわうぬがれ候を、座の者など罷下、かいしやく仕候、かた〳〵三人のをば、猿樂一人して取あがり、また一方の三人のも、猿樂一人して取りてまかり登候、同田樂も兩三人も致祗候候、もと〳〵より此分に候、○中略

一御能の時、舞臺の燈臺は、いかやうの人體可持參候哉の事、

於殿中は御供衆の役にて候、參候次第は一二三四と次第候、またしんを取候事は、御前の方より取申候、しんとり候事は、臺ながら取事本義にて候、らふそくを取おろしてとる事は不可然候、但さやうにも成候はで不叶樣にも候はゞ不及力候、總別大事の物にて候、火など散候はぬやうに取べし、はさみに而取候事可然候、こゝろを添候はねば、仕合あしく候、庭もせばく候へば、御前のかた二所にも可然候、かやうの役仕候事は、さがりたる役に而は無之候、

一同時かゞりをば、いかやうの者に申付候哉の事、

殿中に而も又私々にても、庭の者に申付候へば、篝火の臺以下用意候て燒申候、又塀中門、又門かゞりの事は、門役より燒申候、

一同時に御座敷に御簾かゝり申候哉、又まき申候やの事、
殿中の御能の時はかゞり申候、燈臺參り候てより伺申、御簾あげ申候、あげやうの事は內へまき候て、ふさかけに掛申候、鈎さきは外へ成候、兩人の役に而候、又各々の御參會に、すだれかけられ候事をば、見及申さず候、

一舞臺に鳥目つまれ候時分、并持て罷出る人體の事、
つまれ候時分の事は、能はて候て、うたひ申候時、頓而可ㇾ然候、つみ申有所の事は、持て罷出候かたの舞臺のはしにつまれ候、何も正面のわざ有るべし、五十疋宛左右に積候と申事も候得共、只一所に可ㇾ然候、五百疋づゝからげて、兩手にかゝへて被ㇾ持候、千疋づゝもたれ候、殿中に而は、我等同名、又は御供衆之內、わかき人なども被ㇾ持候、諸家へ御成候時は、亭主の一家又祗候の衆被ㇾ持候、それに隨而諸大名にても隨分の衆被ㇾ持候、さがりたる役の樣に諸人被ㇾ存候へ共、むかしより此分に候、鳥目をば積候はで、萬疋の折紙被ㇾ遣候事勿論に而候、被ㇾ積候事は稀の事に候、

一乞能をば誰人に而申され候哉の事
於ㇾ殿中ㇾは初番に此方庭上へおり候て、今一番と申つるのち〱には、御相伴の堂上、又御相伴の面々なども御乞被ㇾ成候、又御供衆なども申され候、慈照院殿樣〇足利義政は度々直にも被ㇾ仰出ㇾ候、必乞能は御座候事にて候、人によりて御緣より申されし事も候、

一御能の時、大夫御座舖へも被ㇾ召上ㇾ候哉の事、
殿中にも大夫上へまかり上り候へとの事每々御座候、慈照院殿樣直にも被ㇾ仰出ㇾ候、また誰々に申候へと被ㇾ仰出ㇾ候時は、御座敷より被ㇾ仰事候、御乞能の時も此分に候、堂上又御相伴の大名迄は此分、御供衆も同前、但御供衆人により罷下候て申たるが、猶時義可ㇾ然、又今度はいかやう

の能仕候へと仰候時は、御供衆まかり下て、誰々にも申聞せ候、堂上又は大名などして仰候事は不ㇾ及ㇾ見候、是を以分別あるべく候、

一同時に猿樂に折紙被ㇾ遣候はゞ、何時に可ㇾ遣候哉の事、

御能果候てうたひ申時、必大夫に爲ㇾ舞候、其時被ㇾ遣候、殿中にては此分に候、被ㇾ遣候へば、大夫ふかくいたゞき懐中仕候、又私々にては、大夫ほかに座の者の內、誰々にと申ても遣事候、時分は不ㇾ定候、

一御客人より猿樂に折紙被ㇾ遣候事も候哉、然者誰人に遣候哉の事、

客人より折紙被ㇾ遣候事、每々有ㇾ之候義に候、客人の供衆可ㇾ被ㇾ遣事も有ㇾ之候、又亭主がたの人に被ㇾ渡て被ㇾ遣候事も有ㇾ之、其時は誰々より被ㇾ遣のよし、亭主被ㇾ聞候樣に、猿樂に申聞する故實に而候、於ㇾ殿中ㇾは此方勤役ニ而候、一獻申沙汰の人體より被ㇾ遣のよし申聞せ候、

一御能に付て、色々故實共御座候よしに候、いかやうの義候哉の事、

別に故實と申義は不覺悟に候、乍ㇾ去諸人見物申義候間、每事に付候而無ㇾ越度ㇾ樣に各心掛候由、古より申習はし候、うたひなどの禁句以下の事は、猿樂其ふん別いたすべく候、其外めしつかはれ候衆、言葉の禁句等候へば、主人の越度の樣に前々も其沙汰共候し、庭にかゞりを燒候時分より、やねへ人を上られ候、是は火の用心に而候、殿中に而は檜皮師と大工に申付、やねへあげ申候、

一辻固幷門役など申付哉の事

御成などには可ㇾ相易ㇾ候間、辻固は不ㇾ被ㇾ置候か、塀中門には見物衆を可ㇾ被ㇾ撰候間、棒持をも可ㇾ被ㇾ置候哉、

一御能見物衆、いかやうの人をば入可ㇾ申候哉の事、

殿中に而はきぬかづきの外は、御庭へ入不申候、於自餘は出家衆、裹頭の衆など被入候、庭もせばく候へば、男衆などは無用に候歟、但見物衆のなきもいかゞにて候まゝ、可被相計候、

〔近世公實嚴秘錄 十〕御能前置御徒の事

毎年三月、公家衆御馳走御能、其外御祝儀御能、凡て御表御舞臺にて御能興行の節は、御前置御目通り固め入候、御先代より有之御規式なり、

大廣間

御白書院　●●　●●　●●　御舞臺

此星御徒前置なり

御前置御徒は非常の變をいましめの固めにして、御舞臺の方御前の方を心をくばりて相守るなり、御敷皮の上に禮義正しく、のしめ上下行儀つくろひ大小を帶し、諸手を膝の上に置て、わき目をふらず固候なり、常憲院様〇徳川綱吉御代迄は、朝未明より右の通り仕、御能幾番有之共、御仕舞迄罷出しとなり、依之固めの御徒氣を屈して病氣發りせつし仕る者抔有之けり、依之御近代は御前置御徒三番叟つぎ能狂言の時代り、二番目より御中入迄、夫より祝言までと三代りに相勤るなり、然共其任至て大切なり、

〔永享記〕成氏の御事

嘉吉元年六月廿四日、赤松左京大夫滿祐京都四職の其一にて、無雙の出頭人なりけるが、企逆心、其頃の公方普光院殿義敎公を奉討ける、其前にて一の不思儀あり、縱ば京都室町殿の御殿の或小座敷に、二寸計の人形數多出來て、猿樂をゑけるに、鵜飼の能をぞ囃しける、諸人不思儀に思ひ、集て見て、餘りに珍事なればとて、彼人形散り散りに成し時、一ッ捕て入鳥籠置ゑかども、食物をも不得ば、頓て其儘飢死けるとぞ聞へし、其後程なく赤松入道の館に有御成て、御遊始りけるに、

猿樂等舞臺に出て鵜飼をぞ拍子ける、能未終に、軍兵どもを隱置て切て出、奉討公方を申て、天下黑闇に成はてゝ、本國播州へ馳下、己が城に楯籠る、〇下略

〔飯尾宅御成記〕寛正七年二月廿五日未剋、於飯尾肥前守之種宅御成、〇足利義政上樣同前、及暮雨降、猿樂在之、觀世大夫、同音阿彌伺候、還御、丑下刻依御沈醉御快然云々、〇中略

一能注文予時大夫觀世又三郎自公方被下也

いそのはらは、たむら、あすか川、かんたむ、三王、ろう太こ、かげきよ、かきつばた、はうか、いはふね、おゐ、まやう〳〵、さねかた、以上十三番、

一万疋舞臺積之、はこび候役者肥前同名衆云々、太刀黑二千疋大夫又三郎給之、二千疋、音阿彌給候也

〔二水記〕永正十八年〇大永元年十月六日、今日於武家御所有猿樂、武田申沙汰云々、　十一日、今日細川猿樂有之、爲見物同道也、少時行彼家出一間之所見之、各褁頭之體也、今日儀武田振舞云々、入夜六番了歸家、後聞、酒宴及曉天、猿樂十五番云々、

〔親俊日記〕天文七年三月廿六日庚子、公方樣〇足利義晴御能アリ、觀世大夫、細川殿、同播磨殿、同五郎殿、貴殿□不例已後御出、　くれは　たむら　かきつばた　かんやう宮　春日龍神　春榮　大會

乞能かなわ　小袖曾我　舍利　玉かつら　東岸居士　相生

〔光源院御元服記〕同〇天文十五年十二月廿二日御成〇足利義輝次第

一同月廿二日、彈正少弼定賴旅館江御成有之、〇中略

一御能觀世大夫、金春大夫伺候、祿物萬疋、被積舞臺、御供衆渡之役者也、金春大夫三千疋、日吉大夫三千疋、日吉嵐、并田樂長阿、良阿、元阿、三人令伺候御庭、是舊例也、各折紙千疋宛被遣之、

一同日御能組之事　高砂觀世大夫　田村同　野宮金春大夫　大會觀世　東岸居士同　舍利觀世　道成寺

金春 羽衣觀世 山婆金春八郎 殺生石金春長正 鷄立田觀世 芭蕉同 岩船同 松虫同 猩々同

以上十五番、及二日出一終也、〇中略

同廿三日

一同廿三日、依二上意一少將定賴ニ一獻被レ下之候、御湯漬參ル、其後七獻參ル、觀世大夫、今春大夫御能仕ル、夜明及二日出一也、御能組八番、難波梅觀世 經正觀世 遊屋今春 春日龍神觀世 二人靜觀世 野守觀世 邯鄲今春 呉服觀世

〔朝倉始末記 四〕義昭公被レ爲レ成二于朝倉屋形一次第附御能事

同年〇永祿十一年四月上旬、二條ノ關白晴良公、義昭公ヲ御見廻トシテ、都ヨリ密ニ越前國へ御下向有ケリ、去ニ依テ國主義景、關白殿御馳走ノ爲メ、且ハ義昭公御慰ノ爲ニトテ、同五月十七日御成ヲゾ申請ヲレケル、〇中略出御ハ十七日ノ午ノ剋ニ極リケル程ニ、二條殿先御出有ケル、〇中略四獻之時、大館樂屋へ行テ御能可レ始由ヲ申サル、斯テ御能始リシカバ、義昭公御簾ヲ揚サセ給テ、二條殿トトモニ御見物也、役者ノ次第、翁ハ鷲田、センザイハ小泉新七郎、サンバサハ栂新次郎ゾ仕ケル、大夫ハ服部彥次郎、脇ハ三輪次郎右衞門、神主權少輔、福岡四郎右衞門、ツレハ半田源左衞門、小泉彌七郎、笛ハ青木七郎三郎、千秋又三郎、阿波賀藤四郎、小鼓ハ前波五郎右衞門、大鼓ハ上田六郎兵衞、太鼓服部兵部丞、此外齋藤與七郎、櫻井新三郎、氏家彌三、幷ニ金山、藤林、壁田、山本、千秋、上野、森、宮石、藤田、古澤ノ某等各藝ヲゾ盡ケル、

〔甲陽軍鑑 品第十四 六〕戸石合戰、信玄公の御代に、一の無手際なる合戰也、此時節は信玄公、少も大事になされず、歸陣ありて、何の仕置の沙汰もなく、猿樂をあつめ、七日の間能をさせて見物あり、

〔甲陽軍鑑 品第三十四 十一上〕永祿十一辰年六月上旬に、甲州信玄公より、信州伊奈飯田城代秋山伯耆守を御使に被レ成、美濃國岐阜の織田信長公へ、御緣者御祝儀の御音信、〇中略秋山伯耆、岐阜におひて、

信長公馳走被成、〈○中略〉三日目に、梅若大夫能を仕候て、〈○下略〉

〔總見記 七〕新公方御凱陣將軍宣下幷御能附關所停止事

同月〈○永祿十一年十月〉廿四日、公方家〈○足利義昭〉ノ假御所ニヲイテ、將軍宣下御祝ノ御能アリ、信長出仕セラレ、御太刀御馬進上被申、公方ヨリ今度粉骨ノ輩見物可仕由上意被成下、觀世大夫ヲ召サレテ、弓八幡ヲ脇能ニテ十三番可仕旨上意ノ處ニ、信長公被聞召、諸國ノ干戈未止、危キ時節ヲ忘レテ、悠悠トシ給ハンコト然ルベカラズ、片時モ早ク御能仕廻レ、在京ノ諸士ヲ早速本國へ返シ被遣、休息セシメラルベシトテ、御能五番ニ縮メラレケリ、御祝ノ次第、初獻ノ御酌ハ細河右馬頭藤賢ナリ、此時久我大納言晴通卿ト、細河兵部大夫藤孝、和田伊賀守惟政ト三使ヲ以テ、信長ヲ副將軍カ管領カ、望次第可被仰付由、上意有ケレドモ、信長堅ク御辭退有テ此義ナシ、御能ハ高砂觀世大夫、同小次郎、大ツヾミ大藏仁助、小鼓觀世彥右衛門、笛長命、太鼓ハ觀世又次郎、二獻ノ御酌ハ大館伊豫守晴忠、此時右ノ三使ニテ信長ヲ被召御盃被下、御鷹御腹卷拜領、二番御能八島、同大夫、大鼓三谷長助、小鼓幸五郎次郎、三獻ノ御酌ハ一色式部大夫藤長、三番御能定家、此時信長ハ天下一人ノ小鼓ノ上手ノ由聞召シ及バレタリトテ、色々御所望有ケレドモ、堅ク辭シテ打給ハズ、四番御能道成寺、大夫右ニ同前、大鼓大藏仁助、小鼓觀世彥右衛門、笛伊東總十郎、五番呉服、右ノ役者仕之、御能過ケレバ、一座ノ猿樂ハ申ニ不及、田樂桂ニ至ル迄、信長公ヨリ大分ノ引出物ヲ下シ給ハル、最モ此亂世ニハイカメシキ大變哉ト、諸人目ヲ驚カシケリ、

〔總見記 九〕霜臺御上洛相撲興行名器見物事

同〈○永祿十三年〉四月十四日、公方家〈○足利義昭〉二條新御所ニ於テ御能御興行、觀世今春兩大夫カハル〴〵七番舞フ、公方家御上覽、次ニ見物ノ面々、飛驒國司姉小路殿、伊勢ノ國司北畠殿、扨信長公、德川殿、畠山上總介照高、一色式部大夫藤長、三好左京大夫義次、松永彈正少弼久秀、細川兵部大夫藤孝等也、

此外攝家淸花ノ公卿ハ申ニ及バズ、隣國ノ大名小名數ヲシラズ見物ス、各式正ノ裝束ニテ禮義甚嚴重ナリケリ、

〔太閤記十四〕將軍於名護屋癸巳御越年之事
今春大夫八郞、觀世大夫左近被召寄、御能御覽有べきとて、飛力指上されければ、二月下旬、〇文祿二年兩人至名護屋下著せり、其旨披露有しかば、頓て登城いたすべきにて、翌朝御目見え申せしに、下向の程油斷なかりしよとて、御機嫌いみじく、萬御ねんごろに物し給ふ、

文祿二年卯月九日於名護屋本丸御能之次第〇本文載二能組條下一

〔言經卿記〕慶長八年七月七日辛酉、殿中〇二條城、時德川家康在此、御能有之付、早朝ニ予、冷、四、倉部等同道參了、大夫者今春也、東方朔、朝長、松風、檀風、安達原、當麻、藤戸、百萬、呉機キリ等也、申剋各退下了、夕飡有之、御酒等有之、〇中略今日能三番スギテ、今春父子肩衣三ツヽ、大夫百貫文、舞臺ニ被積了、永井右近大夫渡之、侍衆廣蓋カタビラ入テ出了、座ノ衆カタビラ二ツヽ也、八日壬戌、殿中御能有之、早朝ニ予、冷、倉部令同道參了、辰下剋ニ相始了、大樹別ノ御座敷也、細々參了、御振舞有之、申下剋各退下、今日御能、白樂天、大夫今春八島、同江口、同谷カウ、同自然居士、同熊坂、今春于弓八幡同キク等也、次見物衆庭上衆被立了、次七騎落、大夫大坂内府衆安威攝津守、紅葉狩土岐入道見松、實盛將軍御内江節、舟辨慶、ワキ一齋、大夫太一坊、矢立鴨、キリ前輪入道牢入等也、

〔時慶卿記〕慶長九年六月廿四日、二條城へ北政所殿〇豐臣秀吉妻被申入、能觀世大夫仕由候、

〔慶長日件錄〕慶長九年六月廿五日、殿中〇二條城御猿樂見物ニ參、大夫觀世、矢立賀茂、八島、二人靜、舟辨慶、生贄、三輪、是界、返魂香、山姥、養老、二人靜之後、大夫ニ百貫一重被下之、其外座者悉單袷給之、公家衆、烏丸父子、飛鳥井父子、藤宰相、廣橋辨、花山院大納言、德大寺、日野宰相、堀川侍從、予〇舟橋秀賢等也、〇中略總別公家衆之座敷、大樹〇德川家康之御座之間、以屛風被立切、御自由御見物之故也、一乘院門跡、同

公家衆、座敷ニテ御見物也、池田三左衛門、毛利宰相、對馬屋形、加藤主計頭等同座有之、

〔當代記〕慶長十二年正月七日ヨリ三日打續、於江戸能有之、觀世ハ去年十一月下ル、今春ハ十二月下ル、初日能ノ砌、神田ノ下町二百軒餘燒失、町人能見物之所ニ如此、芝居ヨリ皆退出、

正月七日ヨリ三日ノ能ノ時、江戸ニテ大夫ドモ仕合ノ事、將軍〇德川秀忠ヨリ被下物、

觀世大夫銀百枚　今春大夫銀百枚、綿百把、　今春子銀百枚

金三枚進藤久右衛門京町人、今春脇、

金壹枚春藤六右衛門今春脇　同今春又二郎　太鼓同今春彥九郎　同小鼓幸清五郎　同長命大夫　同太鼓ハクゴク善太郎　同日吉ツレ　同觀世脇福王　觀世ツレ　同山科彌右衛門

金二枚狂言上手大藏彌右衛門　狂言上手同長命甚六　同狂言鷺仁右衛門

銀廿枚高阿彌又左衛門　同上田又四郎京町人、太鼓、

此外猿樂ドモ、何モ銀十枚宛被下、

〔東武實錄〕寬永三年九月九日、〇第四日此月六日、後水尾天皇二條城行幸、朝御膳御內々ノ儀、今日猿樂叡覽、大廣間上壇ノ下ノ間ニ御簾ヲ垂ル、御簾ノ際中ニ、御座ノ疊ヲ敷キ、御茵ヲ設ケテ主上ノ御座トス、左ニ御座ノ疊ヲ敷テ、御茵ヲ設ケテ中宮ノ御座トス、右ニ御座ノ疊ヲ敷テ、御茵ヲ設ケテ女院ノ御座トス、儲ノ御所大廣間ノ緣通リニ至テ、屛風ヲ以テ是ヲ圍ヒ、筵道敷ニ布設、蓋猿樂叡覽舊々ノ儀也、宮、攝家、前官ノ大臣、諸公家、諸門跡、諸大名以下諸大夫殘ラズ出仕、次間ニ御簾ヲ掛テ、屛風ヲ以テ是ヲ圍ヒ、大相國〇德川秀忠將軍家〇德川家光ノ御座トス、其次御簾ヲ垂レ、宮、攝家、前官ノ大臣、諸門跡ノ座トス、駿河、尾張、紀伊三亞相、水戶黃門御同座、此外ノ公卿殿上人各緣ニ伺候ス、兼テ圓座ヲ敷テ、廊下ヲ以テ大名以下諸大夫衆ノ座トス、殿上ノ間ノ緣ヲ以テ、諸司、宮司、院司、北面、諸大夫、坊官等ノ座トス、〇中略

猿樂七番　能組

難波　觀世大夫　田村　今春大夫　源氏供養　七大夫　道成寺　觀世大夫　熊坂　七大夫

三輪　今春大夫　猩々　觀世大夫

〔大猷院殿御實紀十五〕寛永七年四月十八日、薩摩中納言家久卿のもとへならせ給ふ、〇中略會所にて猿樂御覽あり、翁、高砂、清經、源氏供養、天鼓、黑塚、玉鬘、吳服、御好にて喜多七大夫櫻川をまふ、舞臺に要脚五万疋をつみ、猿樂大夫鼓吹二百餘人に、唐織あるは時服を纏頭す、

〔大猷院殿御實紀二十二〕寛永十年四月十一日、伏見兵部卿貞清親王はじめ、公卿饗應せられ猿樂あり、白樂天、兼平、源氏供養、葵上、鵜飼、舟辨慶、祝言なり、

〔大猷院殿御實紀四十七〕寛永十八年九月九日、若君降誕の慶宴をひらかれ猿樂あり、家門幷諸大名饗せらる、〇中略けふの猿樂は翁三番叟開口風流あり、高砂、田村、芭蕉、善界、老松、狂言三〇三恐四誤番、目近、米骨、いくゐ、舟餅なり、芝居の市人へは菓子酒青銅を給ふ、雨ふりければ市人等へ傘を授らる、

〔大猷院殿御實紀七十四〕慶安二年五月二十日、大納言殿〇德川家綱日光御參はてし御祝、並に公卿饗應の猿樂あり、翁三番叟、高砂、田村、芭蕉、善界、祝言、狂言二番、八幡前、樂安彌、要脚廣蓋例のごとし、三家をはじめ、諸大名旗本の群士、皆みる事ゆるされて饗せらる、けふ公卿饗應の座へ松平和泉守乘壽もて、大納言殿より盃臺をつかはさる、三家にも同じ、市人みなみせしめらるれば、庭上に群集す、炎暑なればとて、庭上の市人に編笠をゆるされてきせしめられ、また屯食をもあがたれ、又町奉行の廳にて、一人毎に青銅百疋づゝあがちあたふ、凡そ三千人なりしとぞ、

〔寛明日記〕正保二年四月廿九日、勅使院使依召登城、尾張紀伊亞相、水戸黄門、兩參議、水戸中將、〇中略諸大夫御譜代の御家人近習外樣御旗本諸役人各出仕、御祝儀猿樂被仰付に依て也、巳刻公方樣

（○徳川家光）御長袴に而大廣間出御上段著座、○中略小臣等進て御簾を揭ぐ、厩橋侍従登舞臺至橋掛、御能始をいふと歸本座則始る、式三番松島風流（進藤權左衛門）開口高砂、（觀世）田村、（今春）東北、（金剛）善界、（保生）祝言養老、（觀世）以上五番、此外狂言三番、式三番過て御簾を下す、將軍家入御、東北過て後、要脚の役人等鳥目五百貫を舞臺に積かさね、著座之役人等相續て被物を廣蓋に載、忠清前に置て猿樂一人宛出て揖す、忠清被物を取次令纏頭、四座之猿樂出て、鳥目を樂屋に運取、於是饗應あり、○中略饗應過て、勅使院使其外之仁も出本座猿樂見物す、此時に大納言樣出御、○中略猿樂御見物あり、○中略大納言樣入御有、暫而將軍樣出御猿樂終る、

〔大猷院殿御實紀六十一〕正保二年七月七日、日光山成功の御祝ありて、毘沙門堂門跡公海饗せられ、三家諸大名これにあづかる、猿樂は高砂、田村、芭蕉、龍田、祝言、狂言三番、麻生、口まね、比丘貞なり、酒井河内守忠清能始呉服渡の役す、市人みる事ゆるされしかば、町奉行令して折櫃幷に青蚨を下さる、例は五百貫下さるべきを、けふは市人まいりしもの少ければ、こと更の思召にて參りたるものへ千貫給ひ、又酸暑甚しければ、市人等は半にしてかへらしめらる、

〔寛明日記〕承應二年八月十二日、去頃下向之公家衆登城、公方樣（○徳川家綱）午の剋御白書院（江）出御、今度正二位大納言有轉任、叙從一位右大臣輔右太將、○中略今日御祝儀之御能、（○番組略）
明暦二年六月廿二日、公方樣御疱瘡御快然幷御袖被爲直、旁々御祝儀御能被仰付、在江戸之大名衆へ御料理被下之、

〔常憲院殿御實紀二〕延寶八年九月十八日宣下（○徳川綱吉將軍宣下）御祝の猿樂あり、三家を初め万石已上に見せられて饗膳をたまふ、諸大名菓子を獻ず、酒井河内守忠擧能始のことをつたふ、翁三番叟松島風流、高砂、開口の詞にいふ、夫松は千年の綠常盤にて、梢のけしきさはやかに、惠の陰のあらたなる、正木のかつら代々永く、めでたかりける時とかや、田村、東北、張良、猩々亂、狂言三番、末廣が

り、びく貞、腹立す、この半に河内守忠擧舞臺にのぼり、猿樂に唐織時服纏頭す、

〔數談四〕將軍宣下ノ御祝儀トテ、家々ニテ能ヲスルコト詮モ無コト也、台德院樣（〇德川秀忠）將軍宣下ノ時ハ、未天下ヲ不知召バ、箇樣ノコトハ有マジ、大方ハ大猷院樣（〇德川家光）將軍宣下ノ時分、政宗、三齋ナド云樣ナル游俠者ノ仕始メタルコトカ、今ハ作法ノ樣ニ成タル可成、去ドモ公邊ヲ敬フ筋ナレバ、誰止ルトモ不成、其仕形ヲ見レバ、御老中ヲ招請シテ食モセス膳ヲスヘ、親類近付ヨリ末々出入ノ醫者町人迄ヲ集メ、ムサトシタル奢ヲ仕、新ニ舞臺ヲバ立、其舞臺ヲ猿樂ニ取ラセ、又猿樂ニ居ヘタル膳椀ヲカケ流ニスル類、與ガル奢、何ノ益モ無コト也、是等ノ仕方了簡可有事也、

〔鳩巢小說下〕一堀田筑前守殿（〇正俊）ノコトモ申候、（〇中略）筑前ドノ存生ノ内ハ、常憲院樣（〇德川綱吉）何ニテモ御氣隨ノコト無之候、イヅレモ筑前ドノ死去以後ニテ候、役者ヲ御取立ナサレ候コトナド、急度申上ラレ候故、筑前ドノ存生ノ内ハ、役者ヲ御近習ニ被召仕候コトナド無之候、一度御能有之筈ノ處、俄ニ雨天ニ相成候テ、油障子ヲ可申付由、牧野備後守ドノ申サレ候、筑前殿被申候ハ、タトヒ公家衆ナド御馳走ノ御能ニテ、一度モ二度モ延候以後、雨天ニ候ハヾ油障子被仰付御能有之可然候、是ハ御慰ノ御能ニテ候、雨天ニ候ハヾ、イク度モ御延引ナサレ、イツニテモ晴天ノ節仰付ラレタルガヨク候由、達テ申上ラレ御能止、諂リ申コトハ一度モ無之、ケ樣ノ類每度ノ義ニ候、然ドモ後々ハ少シ驕大ニナリ被申候故、人々憎申候、

〔享保集成絲綸錄七〕正德三巳年四月

今度就將軍宣下（〇德川家繼）諸家御祝儀饗應之次第（〇中略）

一前例能興行有之候は囃興行せられ、囃興行の前例有之候は、諸ばかりにて可被備其規式事、

一老中を饗應之外、一門他家之衆中を招請せられ、能囃等興行之例有之候家々、於今度は老中を

御能拜見

饗應之日、一門他家之衆中を招請せられ、老中の饗應禮畢り候後において、其參會之衆中のために一獻之禮を設けられ、此外他日之招請に及ぶべからざる事、○中略

四月

〔翁草 三十九〕一正德五乙未年四月十七日、東照宮百回御忌相濟、五月十一日、江戸御城ニ於御能有レ之、開口の文句は弘文院製する處左の如し、

夫日の光山高く、動かぬ御代は、もゝ年の後なを万づ代々かけて、若竹の葉の生つゞく、松の緑はみさほにて、目出度かりける時とかや、

〔大猷院殿御實紀 四十七〕寛永十八年九月九日、若君降誕の慶宴をひらかれ猿樂あり、○中略芝居の市人へは菓子酒青銅を給ふ、雨ふりければ、市人等へ傘を授らる、

〔享保集成絲綸錄 六〕寛文四辰年二月

一明廿六日於二御本丸一御能有レ之に付、御しらす江見物被二仰付一候間、見物ニ罷出候町人共、町々割付候人數之分、さかやきをそり髮を結、對のあさの上下を著し、いしやうみぐるしく無レ之樣に仕、明廿六日明ヶ六ツに、右馬頭樣御屋敷之向小細工、御長屋之前、土屋民部少輔殿屋敷之前迄、月行事召連罷出相詰可レ申候、御奉行衆御差圖次第、御しらす江入可レ申候、其節不作法ニ無レ之樣可レ仕候、其町町割付之外壹人成共、紛者入申候はゞ、御改之上曲事に可レ被二仰付一候間、町々月行事致二吟味一相改入可レ申事、

一御しらすにて御折御菓子被レ下候節、猥にばい取不レ申、謹て頂戴可レ仕候、

一被二仰渡一候儀有レ之候はゞ、謹て御請可レ申上事、

一脇差一圓無用之事

一御能見物に手代出し申間敷候、自身に可レ罷出事、

右之通、御能見物に罷出候者共に、成程入ニ念を一爲ニ申聞一、其町々割付之人數之外、餘人壹人も召連申間敷候、若猥に於レ有レ之は、御改之上、急度曲事に可レ被ニ仰付一候間、少も違背仕間敷候、以上、

二月

〔常憲院殿御實紀 二〕延寶八年九月十八日、宣下〇將軍宣下徳川綱吉御祝の猿樂あり、〇中略市人も見る事をゆるされしかば、町奉行島田出雲守忠政して、酒菓鳥目賜ふ、

〔甲子夜話續編 一〕重キ御祝儀御能ノトキ町人見物ノ事

御能見物ニ出ル町數八百八町、見物ノ者人數五千七百十四人、日本橋ヨリ品川ノ方、此度ハ一番入、日本橋ヨリ淺草ノ方、御中入後入リ、一番入ノ者ハ、曉七ツ時ニ下馬ノ廣場ニ其町ノ印シ幟ヲ立、ソノ所ニ屯シ、正六ツ時ニ御入門ヲナス、此時名主代ノ者、立固ノ者ヘ何町何十人入リトコトワリ行クニ、ソノ所ニ傘ヲ積テ山ノ如シ、コレヲ一人一柄ヅヽ取リテ御門入ス、夫ヨリ見物シテ御中入リノトキ、後ノ人數ヘ替リトシテ退散ス、コノトキ御玄關前ニ出レバ、町奉行此度ノ御祝儀トシテ食事下サル旨申渡シ、代トシテ一人青銅一貫文ヅヽ下サレ、御酒御菓子下サル、御酒ハ錫瓶子ニイレアリ、御菓子ハ紙ニ包ミ、土器ニノセ下サル、前後一二ノ者同斷ナリ、本所ノ地ハ廣シト雖モ、吉田町二丁、柳原町四丁、志水町一丁、長坂町一丁、新坂町一丁、コノ九丁ヨリ人九人ヲ出スト、〇中略町入ノ者謹愼ナルベキガ、ナカ〳〵サニハ非ズシテ、群囂亂噪ナリ、サレドモ町奉行御落椽ニ出テ、仰渡ノ旨ヲ大言ニ述ルトキ、町人ドモ承ハレ云々ト申シ渡セバ、サシモ諸人皆拜伏シテ、ソノ體殊ニ愼メリ、御威光トゾ云ベキ、畢テ町奉行立入ントスレバ、口々ニイヨロ上ナド高唱シ、又親玉ト呼ビ、或ハ千兩箱ナド賞呼シ、戲場ニテ賤人俳優ヲ譽ル詞ナリ、異口同音ニ、種々ノ謔語ヲ發スルトゾ、ドヨメクトゾ、高家某目擊ノ語、

又申達ニモ見ユル如ク芝居ユヱ、麻上下ノマヽ庭上砂利ノ上ニ居ルコトナリ、サレドモ長キ間ノコトナレバ、先輩申傳ヘニテ、鋪紙ヲ懷ニ入レテ、群居ノ後ハ密ニ出シ鋪クコトナリシヲ、今ハ小布團ヲ懷ニシテ、コレヲ鋪テ縱覽スト、

又或人目擊ノ言ニハ、アルトキ俄ニ雨降出セシコトアリシニ、下サレノ傘ヲサシ庭上ニ立、手拭ニテホウカムリヲナシテ見物セシモノアリシト、卑賤ノ者トテ、上ヲ憚ルコトナキ、コヽニ至ルヤ、

又下サレノ御酒、錫瓶子ニ入レタルヲ取渡スト、町人ドモ爭ヨリテ飮ントシ、後ハ瓶子ヲ引合テ、錫器ユヱ、ネヂ切テ兩斷スルモアルトゾ、

又或人云、拜見人麻上下ユヱ、小袖ハ紋附ナラデハ著マジキニ、賤人ハ別ノコトニヤ、島織ニ紋所ヲ紙ニテキリツケ著出ルモアリト、又或人云ニハ、島小紋染ナド紋ナキモ、構ナク著出ルトゾ、

又煙具ハ御禁制ナレド、煙ナド懷中シテ潛ニ呑ニヤ、群衆中ヨリ煙リ處々ニタツトナリ、

コノ大略ニテ、其不行作ノ體知ルベシ、サレドモ目出度御祝儀ノ御時ナレバ、下々隨意ニ歡樂ヲ尤サルヽゾ、太平覃恩ノ嘉典ナルベシ、

神事能

〔看聞日記〕應永廿三年三月十日、御香宮神事猿樂如例、樂頭八田愛天大夫自去年有罪科事被拂、人田庄云々、仍當所ニ令隱居、依爲樂頭雖執行神事、脇之猿樂無之、仍他以猿樂〈大法師丹波猿樂〉屋之令猿樂云々、十一日、猿樂如昨日、　九月十七日、今夜山田宮神事猿樂也、樂頭〈矢田〉屋伊勢猿樂云々、廿五年三月十日、御香宮有猿樂、攝津國猿樂鳥養云々、　十一日、猿樂同前六番仕云々、神事恒年之儀無爲珍重也、

〔蔭涼軒日錄〕寬正六年九月廿七日、今日春日社御祭禮、天快晴、萬人悉歡喜踊躍也、四鼓以後、祭禮渡物、件々不可盡、〈中略〉祭禮次第、馬長、女巫乘馬、禮人乘馬、靑囊、馬上雖鼓或吹笛、四座申樂大鳥居垂松

今春、金剛觀世、寶掌立合、一曲一舞、御棧敷黑木御所北面、又一曲一舞、各歌祝言也、隨兵田樂一曲一舞、中門口刀玉本座新座流鏑馬三番射之、一物造者第一番渡之、大鳥居至社頭而場之間凡十町許、黐木緣紅欄挾路、神々靈々豈不恭敬乎、前廿五日四座申樂次第、一番觀世出雲トッカ、二番金剛二見ノウラ、三番寶掌浦島、四番竹田大夫小原野花見、五番觀世十郎、鶴次郎、六番金剛クマンキリ、七番寶掌打入ソガ、八番今春梶原二度ノカケ、九番觀世（音阿）サ子モリ、十番金剛ナガラノ橋、十一番寶掌星宮、十二番今春誓願寺、十三番（音阿）ウカイ、以上、　廿九日、南都一乘院御所南面左邊堂上公卿列座、庭上布衣奔來觀世一座、右邊堂上西邊南門跡一乘院、大乘院裏頭列座、庭上隨身公方小者、火炬在四角、舞臺中間小橋在、西東樂屋黑木七間松葉葺之、前南門管領畠山尾張守殿護之、北門武衞治部大輔殿護之、御相伴關白二條殿三寶院南都傳奏日野殿被參也、　十月二日、前廿八日後宴、白木御所、四座申樂如以前之座、各勤二番也、以上八番有之、栗籠三箇自景德寺獻之、蓋舊例也、廿八日後宴、四座各勤二番、爲八番、雖然如以前於一乘院、第八番以後音阿又勤一番也、能者山婆也、東大寺寺務西室殿、戒壇院長老來謝也、東北院以使者有贈而謝之、

〔醍醐寺新要錄（八長尾宮）〕田樂頭第三度再興事

慶長八年（癸卯）九月九日、長尾宮祭禮如常、抑猿樂事、今年以松橋法印、賴山上山下良家學侶可有再興之由、一同申入了、尤神妙候、召仰付了、大夫上京、澁谷與兵衞當時禁裏御樂頭也、至元和二年同澁谷出仕申畢、同三年（八月廿六日）後陽成院崩御、仍猿樂略之、神幸ハ如例年在之、依崩御延引例雖未聞、略之了、同四年五年龜松大夫申樂仕之、同六年龜松死去、仍春日禰宜藤一左近次夫致之、大乘院門跡江申入御下知、

〔時慶卿記〕慶長九年八月十四日、予ハ豐國臨時祭見物ニ妙門へ參上候、棧敷ニ八條殿御座、伯、廣橋、勸修寺、飛鳥井、同少將、祭主等參候、先乘馬百番、其次田樂、其次能アリ、四番四座、一番ツヽ新作シテ

仕、翁ハ四人一同也、ス舞ハ一人ヅヽ、次第々々ニ在之、蟻ト云物、ス舞ノ先ニ出也、小鼓十五張、大鼓二張也、能ノ時ハ笛二管、大鼓二ツ、鼓ハ一ツヽアリ、先金春、二番メニ觀世也、是ハ役者如常、役者一人ヅヽ也、金春ハ橘、觀世ハ武王ト號、次保昌仕、次金剛也、

〔豐國大明神臨時祭日記〕去程居諸如箭推移、已七年忌ニ相當、臨時之行御祭禮、〇慶長九年八月豐國大明神ヲ諫申ニハ、莫如奏舞樂、爾豐國大明神者、御能ヲ數寄給ヒ、常々遊し㐫間、一入感悦可有御納受乎、〇中略

豐國大明神臨時御祭禮次第〇中略

四番　猿樂四座之衆、新儀能一番宛作立、

サキ金春　其次觀世　其次寶生　其次金剛

一度に四人面ヲ當、面箱も四ッ持て出、三ばさも四人舞也、大鼓四丁、小鼓十六張にて、搓出しを打囃、天地も響渡り、社壇も動く計にて、殊勝さ感涙浸袖、定而明神も可給成感應乎、新儀能一番宛仕り、鳥目千貫、四座之大夫に被下候也、

〔義演准后日記〕慶長九年九月八日、猿樂澁谷與兵衛尉、午刻來、宿御陵町仰付了、夜明於清瀧宮〇醍醐寺鎭守寶前能三番、羽衣、松蟲、猩々、　九日、巳刻神幸、役人等如形、御旅所ヨリ還幸、八足如例、奉居神輿、次備御供、次禰宜奉幣、次式三番、脇クレハ、厚盛、西行櫻、東岸居士、舟辨慶、天鼓、老松七番、天鼓、老松二番者親與兵衛尉致候、余子息千滿悉致候、一向幼年也、奇特也、座衆何モ京ニテ名人共也、見物群集猥雜、近代之事也、一事無違亂、無爲珍重々々、先師御代ヨリ猿樂ニ被成候、往古田樂也、天文廿二年ヨリ退轉、去年始再興、寺中彌無爲、可及萬代耳、夜明ハ當年再興也、去年ハ無之、旁珍重々々、往古ハ拜殿ノ東方塔トノ間歟、假會所ノ舞臺ノ振合也、今度ハ無便宜間、拜殿ノ西方庭ニ構之、仍寶殿後ニ成了、可恐事也、但春日若宮御神事猿樂、社頭ヲ後ニ成テ猿樂在之、可謂傍例歟、

〔大猷院殿御實紀 三十〕寛永十三年四月廿四日、日光山にては、けふ神事猿樂行はれ、勅使をはじめ上達部殿上人みな棧敷をかまへ、諸門跡及一山の衆徒ことごとく見物す、在山の諸有司は饗應の事をつかさどり、大河內金兵衞久綱は膳部の事を總督せり、樂は翁、三番叟、高砂、田村、芭蕉、舟辨慶、天鼓、立田、祝言、狂言五番、鍋八撥、入間川、鑄物師、比丘定、清水、　廿五日、日光山にはけふも猿樂あり、翁、三番叟、西王母、江口、紅葉狩、葵上、自然居士、熊坂、祝言、狂言五番、末廣がり、止動方角、薩摩守、梟、宗論法師、此日猿樂へは鵞眼十萬疋かづけらる、門主大僧正よりも、四座の猿樂へ太刀金馬代をかづけ、其以下へ銀五万疋をほどこす、

〔舊記拾要集 三〕元祿十五年午九月十二日御用覺帳書拔

覺 ○中略

一同○神田明神神事能之節、伊豆守方ゟ與力四人、越前守遠江守方ゟ與力三人宛、同心は月番越前守方ゟ六人、伊豆守遠江守方ゟ七人ッヽ可指出事、

右之通、元祿十五年午九月十二日、御三人御相談之上相極候由、御書付年番江御渡し被成候、以後のため書付置申候、

正德五年九月御用覺帳書拔

午九月十三日

一正德五年未九月廿六日、神田明神神事能在之候ニ付、前日出役與力御月番中山出雲守殿御番所江被召呼、神事能警固如前々之作法、能樣ニ可申付旨御直ニ被仰渡候、出役七ッ時出宅いたし、明ケ六時過より能初り、晝八ッ時仕廻申候、

一寶生大夫能相勤之

右出役此方ゟ下村彌助、中村三左衞門、安藤忠右衞門、多賀又八、出雲守殿方ゟ秋山源右衞門、吉

田政右衛門、平塚伊右衛門、能登守殿より野尻元右衛門、田中半助、大竹傳右衛門、下役御月番ゟ六人、殘ル貳組ゟ七人宛罷出候、御月番出雲守殿、御月番明ケ能登守殿、此方大御非番也、

一朱鑓　三本　一鈒　壹本　一指俣　一幕壹張

右者前日當番ゟ、奈良屋市右衛門手代ニ相渡ス、

寶暦二年申十一月廿一日御用覺帳書拔

一寶暦二申年十一月廿一日、御月番能勢肥後守殿御番所ゟ見分、御用之儀急ニ有之候間、只今早早下役壹人宛召連、右御番所江年番中村又藏、服部仁左衛門罷出候樣ニ申來候ニ付、早速罷出候處、肥後守殿被仰聞候者、大納言樣〇德川家治御疱瘡被遊候爲御祈禱、觀世大夫、金春大夫、寶生大夫、金剛大夫、喜多十大夫、御先例ニ而願上、於山王神前能興行致候間、與力同心見廻ニ差出候樣にと被仰渡候間、右之場所見分致候樣にと被仰聞候、依之先年之通、町年寄月番喜多村彥右衛門、并樽屋三右衛門、年番下役同心竹澤彌惣左衛門、鈴木常八召連、山王社地江罷越、場所見分致候、尤役僧修成院江申入候而、社僧寶泉院、長命院、社家小川織部、千勝主水立合見分致候、御役者觸頭山田藤右衛門、松井喜左衛門江も參居合候間申談候、

一舞臺は先年之通、大夫より建申候、見分ニ罷越候節ハ、過半出來致候、廻廊を樂屋に取、矢大臣門は樂屋道ニ致、往來とめ申候、山中之〆切竹矢來等は、先年之通別當神主方より申付候由ニ御座候、此方與力同心詰所先年之義承合候處、別當神主方ニ而志かと覺不申由ニ付、下役同心竹澤彌惣左衛門、鈴木常八、又々差遣承合候處、觀理院役僧修成院、右下役兩人江申聞候者、御堅役人中之義ニ御座候得ば、大夫方ニ而致候とも、又別當神主方ニ而致候共、いづれにも先年之儀承糺、此方ニ而詰所可致候之間、左樣相心得候樣にと修成院申聞候、右詰所ハ別當神主方ニ而取拵申付候、

一能興行前日肥後守殿御番所江、出役中村又藏、小原六左衛門、滋野傳兵衛、向方服部仁左衛門、礒貝藤兵衛、松浦安右衛門被召呼、刻限等被仰聞候ニ付、七ツ時前より出宅、明ケ六時前山王江罷越申候、右詰所ニ疊貳疊敷有之、兩組向合朱鎗五本宛、突棒壹本宛、指俣壹本宛、夜中ニ付御頭御紋付候高挑燈壹張建置、同心三人宛與力詰所前ニ並居、能壹番過候ヘバ、朱鎗貳本宛取、道具壹本爲持、同心差添、兩組ともニ矢來之外を相廻申候、見物人入交申候ニ付、居ずまひ辨當つかひ候事ハ相構不申、多葉粉給候事は火之元之爲ニ候間申付候、高聲などを致候得ば、もの靜ニ可致旨を申付ル、

此方出役
年番 中村又藏○以下人名略

〔落穗集追加二〕神田明神の事

一問曰、右神田明神の祭禮の節、神事能興行と申は、古來よりの事の樣に承るが、但近來より初まりたる事か、答曰、神田祭禮と申は、右申通りの趣に候得ば、古來より神事能などのあるべく樣はなく候、我等承り候は、京都に於て關白秀吉公の時代に、暮松大夫と申たる者有之、殊外秀吉公の氣に入にて、四座の者共の觸かしらのやうに有之候處に、子細有之上方の徘徊を相止て、當地へ能下ると也、其節には名有る猿樂共の江戶下りを仕る儀、いさゝか成る折節、暮松大夫不慮に罷下り候に付、武家町家によらず、亂舞に數寄たる輩は、何れも暮松大夫を馳走仕候中にも、大傳馬町に罷在候五靈香と申町人、亂舞を好を以て、別て暮松を取持、町年寄佐久間抔の子供迄をも、暮松が弟子に引き付て、我居宅の内に舞臺を出らひ、稽古能の興行を初、其後相談をいたし、暮松が助成の爲、神田の社の中に於ひて神事能を初め候節、町年寄共のはたらきを以、江戶中より出金を出させ、夫を取りあつめ、暮松方へ遣候を以、心安く渡世仕るとなり、其後右の暮松相果、子供幼

少故能興行も相止る所に、關ヶ原御一戰以後の義は、四座の者共も御當地へ罷下り候に付、神田神事能の義を再興いたし、觀世大夫方へ相賴み可申と有之候所に、北條家繁昌之節、北條氏直能の師匠として、保生四郎右衞門と申者を招ぎ申さるゝに付、保生大夫上方をば病氣故隱居いたす旨申立、小田はらへ下り、氏直の舞を指南仕候より事起り、小田原中悉く保生流と罷成り候處、天正十八年に至り、北條家斷絕故、氏直扶持人の役有を初め、町方の亂舞を數寄候者迄、悉御當地へ罷出、渡世仕り居申内に、右の通り暮松大夫罷下り、神事能初るに付、小田原崩の役人共、右の能に出相勤るを以、保生大夫義をヒイキいたし、暮松大夫跡代りに取持となり、實不實の段は不存候へ共、我等弱年の節、去る老人の物語にて承りたる趣に候也、右暮松大夫の子孫は、今程は太々神樂を打候頭となりて居申候となり、

〔天明集成絲綸錄二十六〕寶曆十三未年八月

御勘定奉行江　　神田明神神主　芝崎豐後

右祭禮道具及大破候ニ付、先達而爲修復料御金被下候得共、修復行屆兼候ニ付、此度拜借相願候、先達而御金被下候儀ニは候得共、修復難行屆、當九月祭禮前差掛候儀ニ付、金三百兩拜借被仰付候、修復致方勘辨可致旨可被申渡候、上納之儀は神事能興行之節、出銀仕候町々一統右拜借金高割合、來申暮迄致出銀候樣可申渡旨、町奉行江申渡候間、右出銀を以可致返納旨、是又可被申渡候、尤町奉行御勘定奉行可被談候、

八月

〔嚴島圖會五〕十六日月〇三法樂神能

此日より十八日まで三日の間、御能舞臺に於て猿樂あり、府下幷に島内の能役者これを勸む、舞

臺棧敷共に潮水のうへにありて、四方來觀の者堵の如し、殊に新町の倡妓は各競て衣服の美をつくしこれをみる、永祿のころ此舞臺にて興行せし番組に、大夫觀世三十郎、同大大夫宗節、脇觀世橘右衞門、同福王甚右衞門、笛春日市右衞門、同延命喜右衞門、小鼓幸五郎次郎、同下村新十郎、大鼓三谷三助、同堺助九郎、同荻野左馬之助、太鼓三谷彌三郎など、弓八幡、二人靜、松虫、卒塔婆小町、融、籠太鼓、西王母、高砂を舞ひしこと、舊記に見えたり、中にも高砂は、聖護院御門主の御所望とぞいひつたへたる、

〔日次紀事二月〕七日　薪能自今日南都興福寺南大門薪能始、元是興福寺夜中法會之間、寺僧之奴僕不堪春寒、而於門前燒火、就其光偶爲俳優、有爲長夜之戯者、其後爲金春、觀世、保生、金剛四座之業、近世四座之中兩座在東武南都、休假兩座勤之、今七日二座交勤之、八日又如此、至九日則初日一座告衆徒、於若宮前施藝、其日次座勤門能、十日亦次座如此、於此宮能終、自十一日至十三日、兩座相交勤門能、七日之間雨降則十四日雨時勤之、

〔世子六十以後申樂談儀〕一南とたきゞの御神事は、むかしは時せつさだまらず、夏なども有し也、さればあふさるがくなかりし程に、清次をめされて、御きうめい有べきよし有し時、子細を申、其時よりげにも申樂、かんにんぶびんとて、二月になさる、其時二月ならば、末代かき申まじきよし定申しゝあいだ、此座にをきて、二月の神事ならばかくべからず、

〔猿樂傳記上〕南都にて春日の神事、薪の能に翁三人毎年出る、千々尉延命冠者の有形にて、今翁三人は、四座の大夫銘々の名代也、四大夫兩人づゝ、冬年より登りて十一月の神事を勤め、夫より二月の薪の能迄を勤む、觀世は公儀の大夫に付、罷登りて神事を不勤、依之三大夫のみにて、兩人づつ毎年登り勤之、依之大花表の前にて翁渡し規式は、名代を常に定め置、是を金春が權頭、金剛が權頭、寶生が權頭と呼て、翁を勤しむる、是等三人每年不殘罷出勤る故に、銘々に面箱持を先に立出る、其囃子方も常に定置を以、渠等式三番を打、是等を年預と呼也、南都冬の神事、十一月廿七日には、御旅に神輿を舁居置し前にて能あり、廿八日には大鳥居の前にて、當番座附の脇師開口を

勤む、其作文は毎年同文を用ゆ、是畢て直に弓矢の立合を舞ふ、是は當番の大夫面々にツレを伴ひ、開口を勤る脇師と五人して、始より装束にて、太刀を帶し並居て、其中より脇師出て開口を勤る、其後大夫ツレ共に立て同じく舞ふ、事畢て各座したる所へ銚子出て、大夫より順々に呑也、春の神事は二月七日より始り十四日迄、南大門の前の芝の上にて相勤、能三番あり、日の有内に一番半ほど過て、暮掛るに及ぶを以、其前にて篝を焚、故に薪の能と號す、此七日の間に若宮の神前にて、晝の内に能三番ありて、七日の日數の内定日なし、總じて冬春ともに雨降ば能止て、其日廢りと成、此七日ともに、權頭等毎日式三番を勤む、渠等が勤料、薪の能料として、春日に五百石宛あり、其内より一人三名宛取來、元此權頭は今、（○今春）金、（○金剛）寶（○寶生）の三人にて、兩人づゝ年番として登り勤之を、御用として御止有か、又は忌服のさし合の時名代あり、

〔春日拜殿方諸日記〕寶德三年二月九日ヨリ薪猿樂在之次第日記

九日、圓滿寺座今春大夫同樂頭マイル、酒二桶二斗、大魚一喉、慈仙二箱、鹽味噌在之、用途一貫五百文、市屋へ下行送了、其後聽樂頭拜殿マイル、一獻時五百文引手物給、同金春大夫マイル、三百文引手物給、同春松イヅル、百文給了、金春三郎御禮申、二百文給了、　十日、雨フリテナシ、　十一日、酒戸座金剛大夫マイル、酒二桶一斗五升、大魚一喉、足一貫文送、　十二日、遊嗙座觀世大夫マイル、酒二桶一斗五升、大魚一喉、慈仙二箱、足一貫文、樂屋へ送、　十三日、トヒノ座寶生大夫マイル、酒二桶一斗五升、大魚一喉、慈仙三箱送、料足一貫文送、都合十貫七百卅五文歟、（コレハ毎日マイル、酒有ニテ、ミツシテニテ、）酒ハ廿五文ヅヽ、大魚三百文ヅヽ、ジセン八十文ヅヽ、　同廿日、黑石大夫參、法樂仕事、酒一桶一斗、慈仙一箱、鯛一懸、味噌シヲ送了、料足一貫文在之、　廿六日、觀世三郎大夫法樂仕事、酒一桶一斗五升、鯉一喉、ジセン一箱、味噌シヲニテ、料足一貫文送、

四年二月十日ヨリ、タキヾノサルガクアリ、

十日、エンマシコンハル大夫マイル、一コンノ代下行事、料足一貫五百文送、大魚一喉、慈仙二箱、酒二桶二斗、味噌鹽以下下行、　一ノウノ次第、ワキハ、タカサゴ、次ウヂノウキフ子、次シントモナガ、次セウキ大ジン、次ニシキヾ、次タンゴモノクルヒ、　十二日、コンガウ大夫一コン送事、料足一貫文、酒二桶一斗五升、大魚一喉、慈仙二箱、味噌、鹽下行、　一ノウノ次第、ワキニハウシヤウカウ、次サダトウ、次タカヤスノ女、次スルスミイケズキ、次ナガラノハシ、次ワウシウウチキヨ、　十三日、クワンゼ大夫マイル、一コン送申候事、〇中略　一ノウノコト、ワキニイセノ御タノノウ、次ミチモリ、次カンノカウソ、次ニマツカゼムラサメ、次ニナキフドウ、次ホトケノハラトヒノサワマイラス、

〔武家名目抄稿儀式十八〕薪御能

増補筒井家記云、元龜元年二月七日ヨリ薪ノ御能アリ、順慶ノ代役別所監物相勤タリ、

按、薪御能は御能夜陰に入べき時、兼て篝料の薪を諸臣の內、さるべき人に充課て、出さしむる事と見えたり、本書によるに、此時始て有し趣なるが、後にも見えざれば、押立たる名目にはとりがたけれど、姑く爰に出せり、本書は筒井家にて、成たるなれば、この時此役を勤しを規模に取なして、薪の御能とことぐしく、書なせしも知べからず、

〔春日正預祐範記〕慶長十年二月五日、呪師走二座、金剛、寶生、口笛ニテ翁沙汰、先代未聞候也、從兩總官、御供一殿二瓶下行了、金春觀世闕如之條、下行無之、金春藝能可有沙汰由申之、只今役者依無之、闕如ト云々、　八日、社頭之能無之、　十一日、薪能至今日無之、　三月十一日、從將軍家康依仰、五師五人、伏見ヘ被越了、薪之能之事、御糺明ト云々、　十八日、今日巳剋、奈良六人之年寄共五人禁獄了、薪之能之事、及寺門ト對決處、盡々町人之沙汰曲事、不及是非トテ、將軍以外御逆鱗也、五人之內、壽閑一人者、及八旬老體之間、以憐愍被殘置了、一角可有御成敗之由被仰出ト云々、如何可成行哉、併神罰冥罰、眼前万民之取沙汰、天下無其隱、今度之式、盡々一揆之體、諸人驚歎、其上此中奈良中ニテ、恣行儀此度限沙汰之條、如此成下事、偏ニ大明神御罰ト、都鄙奉仰之、社中ニモ三ケ條立願、拜殿幷

勸進能
一代能

神人等モ祈禱致二其沙汰一、先以寺門之存分ニ落居、寺門安堵、珍重々々、

〔羅山文集 記十九〕觀世重次太鼓記

重次〇觀世、中略、明年〇寛永十八年正月二十六日、賜レ暇還レ鄕、豫請、仲春値二南都春日社前舞樂一〇俗曰二薪能一、擧レ衆調二太鼓一、便被レ許レ之、寺家社家幷中坊等胥議、令下金春大夫八郎、於二神前一舞中三輪上、金剛大夫於二興福寺南大門一、舞二泉郎一猩猩亂、重次於二此三番一共援二其桴一、閑豁山節、鏘鏘諍諍、一鼓聲高、衆樂停者歟、聞者惜二其闋一、不レ知レ厭焉、

〔殿有院殿御實紀 二十三〕寛文二年六月七日、この日四座の猿樂に令せらるゝは、春日兩度祭の時、今春、寶生、金剛三人の內、二人づゝ參てこれを勤め、一人は府に侍るべし、但觀世大夫はこれまでのごとくたるべし、兩祭禮料として、年々八木五百石づゝ給はるべしとなり、世に薪の能といふものなり

〔雍州府志 八古蹟〕芝居〇中略　凡四座大夫、一代一度、必於二京師一施レ能、是專非レ貪レ利而已、爲レ施二其人之名一也、是稱二代能一、凡三箇日也、公方家歸路多來二臨三管領之宅一、每二一家一有レ饗、凡稱二勸進能一者、中古以來沙門堂塔建立時構二芝居一、必倩二觀世大夫一而催二猿樂一、其始北山鞍馬寺有レ僧、號二靑松院法印善成一、自二慈照院義政公一至二普廣院〇普廣院恐光源院誤　義輝公一、世壽保二一百餘歲一、斯僧爲レ再二興鞍馬寺一、請二觀世大夫一而於二只洲河原一催レ之、是勸進能之始也、勸進勸レ人使レ赴レ善之謂也、中世以來爲二佛神供給一、請二米錢一、是亦謂二勸進一、如今專爲レ乞二取諸物一之義也、倭俗沙門稱レ聖、凡能未レ始數日以前揭二籍於洛中所々十字街頭之門柱一、其板面記二何月何日觀世大夫殿於二其處一有二勸進能一、有二一覽念望之人一則須二來見一、終有二年號月日一、其下有二勸進聖誰某之字一、以二其所レ聚之金銀一爲二建立資料一、故元因レ倩二公方家之觀世大夫一、板面用二殿字一、今觀世雖二自催二勸進能一、依二此舊例一用二殿字一、倭俗貴二其人一稱レ殿、猶レ稱二殿下閣下一之類也、

〔享保集成絲綸錄 四十六〕寛文元丑年十二月〇中略

一勸進能仕候者於レ有レ之者、町年寄方江相斷可レ申事、

十二月

〔牧民金鑑 一〕寛文六午年四月

覺○中略

勸進能、相撲、操之類、見世物在鄉ニ留置、諸人群集可仕義は、可爲無用事、○中略

午六月

〔猿樂傳記 上〕四座幷喜多座の始等の事

觀世大夫は、○中略 渠家の一世一代の能、京都にて興行の時、雜式町代より札を立る、觀世大夫殿能被成候との文言也、是足利の時に、鞍馬の堂建立の時、勸進能の例也、

〔京都御役所向大概覺書 二〕上雜色勸方之事

一四座之能大夫勸進能いたし候時分、警固に罷出候、勸進能辻札總而公儀江相願赦免有之、勸進能幷舞、其外寺々什物實物開帳辻札之儀方內より打せ申候、○中略

一勸進能勸進相撲有之節、方內より罷出候、

〔看聞日記〕嘉吉三年三月十八日、今日於亭子院有勸進猿樂、可有三ケ日云々、觀世仕棧敷大名共見物万人群集云々、殊勝之由見物之人語之、　廿四日、自今日於三條河原有勸進猿樂、生熊本名惠波仕、万人鼓操云々、　五月七日、淨蓮華院修理勸進猿樂、今日於土御門河原觀世仕云々、此間平家勸進於或小庵宗一撿挍語云、猿樂六番万人鼓操之由見物之者語、　八日、勸進猿樂、如昨日八番仕云々、

九日、猿樂今日結願、七番仕云々、

〔紀河原勸進猿樂日記〕慈照院殿○足利義政御時寛正五年甲申四月

多田須河原勸進申樂、觀世大夫又三郎卅六歲、音阿彌六十七歲、

勸進聖法印善盛九十八歲號春松院

一公方樣御車御同車、○中略 上樣御所樣御成以前御輿也、○中略 御成有而則能始、以觀世四郎勢州貫

殿へ伺申、猿樂衆悉キノ上下ヲ著也、

初日四日

相生狂　三ノ丸長者　八島サルヒキ　三井寺　狂言師カクレミノウサギ大夫　邯鄲ハチタヽキ音阿彌　源氏供養
實中、兎、　丹後物狂八幡之前、兎、　鵜飼音　以上七番

一御下棧敷ニ　田樂永阿　同字阿　日吉石若赤童子　御口祗候

一御一獻管領御申候奉行秋庭侍、御棧鋪ノ後、門外、同從管領固之、御雜掌調樂師寺信濃奉之、御精進也、

一河原橋御警固所司代多賀豐後守高忠

一能果テ則還御戌頭常ノ御輿也、直ニ管領へ御成、申樂共役人則管領へ參、能ナシ御服面々御供衆以下、御內者悉小袖ヌギアリ、御服小袖都合八十三有之、

一御相伴衆悉管領へ御參也

亭主ヨリ觀世大夫ニ万疋被遣、還御ハ四時、

二日六日雨無能七日庚寅

御成以前ニ上樣御供以下如昨日也〇中略

一御一獻畠山殿ヨリ御申、仍御門役所同御沙汰、山名彈正少弼殿、山名相摸守殿〇中略各御一獻、末つかためされて御棧敷江祗候、從勢州ふれ被申、二日めは猿樂悉淺黃之上下也、田樂以下如昨日祗候、

鵜羽狂、ヒゲカイタテ、　敦盛敦、兎、　山祖母音阿大か小か、兎、　春近鬼ノマメ　松風村雨音、イモシ、　自然居士キシヤタ、兎、　戀の重荷音　以上七番〇中略

十日三日め天晴癸巳

一上樣御成以前、御供出車以下七日同前、〇中略

白樂天狂、三本狂、誓願寺コヨミ、兎、箱王曾我アサイナ實盛音、茉ガキザトウ、二人靜音、ハラツヾミ、四位少將若メ礒入間川、音、放下僧音、馬太刀、見るむこ、兎、杜若カラカサノシユウク、兎、玄きみの原音ソラウチ十番養老音、御乞能、餅クイ、名取老女音

一還御如以前御輿、直ニ治部大輔殿江御成、路朱雀ヲ南江、河崎ヲ一條ヲ西江、烏丸ヲ南江、御相伴衆悉御參、讃州御參、

一猿樂役者共、如昨日祗候、亭主ヨリ觀世大夫ニ万疋被遣、御小袖ヌギアリ、御服之外六十三有之、

〇中略

十一日甲午　天晴

勸進無爲無事、御禮御太刀諸家ヨリ參、

御棧鋪之次第

御棧鋪七間南向東
二間日野殿紳さしきの西上樣の御次のしぶき
二同間聖護院殿
二同間大乘院殿
二同間細川讃岐守殿
一同間細川民部少輔殿
一同間細川淡路守殿
二同間六角

三間紳つきの東公方樣
二間靑蓮院殿紳さしきの東のしぶき
三間管領今日奉行衆被召佳例
二同間畠山左衛門佐殿
二同間山名殿
二同間山名兵部少輔殿
二同間京極侍所
一同間民部卿法眼胤祐

三間紳棧敷西上樣
二同間二條殿
二同間三寶院殿
二同間善法寺
二同間細川兵部大輔殿
一同間細川刑部少輔殿
一同間細川下野守殿
一同間富樫殿

中一間御喝食衆管領ヨリ被遣
二同間梶井殿
三取フキ間畠山殿
三同間治部大輔殿
二同間山名相模守殿
二同間一色殿
二同間土岐殿
一同間樂屋路分

樂屋入口警固侍所公文役也

一同間伊勢守　一同間赤松刑部少輔　一同間赤松次郎法師　一間勸進聖

以上六十三間也

のしぶきの分は已上御簾こまろ有　取ふきの分は悉蘆簾也　以下悉くぎかくし有みいろ木づくりなり　舞臺のしぶき、西にひさし有、橋がゝりにもやねあり、廣板ぶき、かうらん竹、　公方樣御棧敷計、上下堅板壁也、　御棧敷は蘆簾掛也

〔親長卿記〕文明四年三月四日、出坂下有二勸進猿樂一、仍罷二向中御門中納言旅店一、令二同道一爲二見物一也、

〔粟田口猿樂記〕永正第二仲呂中澣、於二粟田口一勸進猿樂之記、大夫今春生年五十二歲、

初日　十三日

嵐山　清經　熊野　美人草　うとふ　杜若　野守　鹽汲

第二日　十四日

中將姬　横山　三井寺　昭君　邯鄲　自然居士歟　依レ雨如レ形

第三日　十六日　昨日依レ雨延引

西行櫻　八島　葵上　賴風　海人　邯鄲　自然居士　舍利章駄天鬼大夫七郎　百萬

第四日　十七日

山婆　實盛十念　定家葛　舟橋　柏崎　二人靜自二御棧敷一御所望　岩船歟

以上三十番

〔二水記〕永正十四年五月廿五日、勸進猿樂大夫宮千代　室々見物、了二參外樣番一、　廿七日、勸進能爲二見物一可二同道一之由、從二武衞殿一度々有レ使、雖レ然御樂稽古無二其隱一候間不レ罷レ出、　六月十八日、於二春日一有二勸進能一、大夫春藤也、今日室々伏見殿各有二御見物一、予〇藤原隆康參二御棧敷一及二晩頭一還御、

〔宣胤卿記〕永正十六年三月十六日、兼永卿來、自二今日一於二祇園林邊一勸進猿樂、　十七日、大夫觀世云、祇

圍回廊作勸進云々、

〔二水記〕永正十八年〇大永元年五月一日、午時令見物猿樂、大夫命王於八坂有之、爲塔修理勸進之、

大永六年十月三日、巳剋勸進猿樂令見物、在所知恩寺西方也、大夫上京溢屋也、

〔親俊日記〕天文七年三月十六日庚寅、於坂本金剛大夫勸進能在之、觀世四郎脇之事、自江州依被申之、則以縁阿伺上意、御同心□此旨□遣了、

〔大館常興日記〕天文九年三月十七日、來廿三日より觀世大夫勸進猿樂可有之、仍佐棧敷事、波多野丹波守護代也方より内々富越かたへ申之云々、此勸進はたの取沙汰之云々、　廿三日、今日より觀世大夫勸進猿樂在之在所、西陣芝の樂師近邊也云々丹波守護波多野取もちて如此也云々、京兆も棧敷へ御出候云々、　廿六日、今日勸進猿樂有之云々、　廿七日、今日も勸進猿樂有之云々、　廿八日、勸進猿樂今日迄在之云々、

〔當代記〕慶長十二年二月十三日ヨリ、江戸本丸ト西ノ丸ノ間ニテ、觀世、今春勸進能有之、兩御所〇德川家康、秀忠、棧敷有、同諸大名棧敷在之、知行役ト云々、但一間ニ付永樂一貫文也、同勸進能ノ時、四日ノ勸進錢百廿貫在之、棧敷錢六十貫有之、一人ニ十錢ヅヽト被仰出候ヘバ、大夫ドモ云ク、ヤヽコ躍ナドモ無左樣ニ御座候間、外ノ聞迷惑之由申シ、札ヲ不立、人ニヨリテ勸進錢ヲトル、但何モ永樂也、

〔武德編年集成五十三〕慶長十二年二月十三日、江城本丸ノ間ニヲイテ、觀世今春兩大夫尊命ニヨッテ勸進能ヲ催ス、〇中略去年以來作毛不熟ニヨッテ、米コクノ價高直ニシテ、カクノゴトク逸遊禁ゼラルベシトイヘドモ、神君淋疾ヲウレイ玉フコトヲ、京畿ニヲキテ御病惱殊ニヲモキヨシ謳歌セシメ、遠國雜說喧シキノキコヘアルユヘ、孟春三日ヨリ七日迄、營中猿樂ヲ催シ、商賈人等マデ芝居ノ見物ヲ免許セラレ、今マタ勸進能ヲナサシメ玉フユヘ、此コト都鄙ニ沙

汰シ、彼巷説俄ニ止ニ至ルト云々、

〔當代記〕慶長十五年五月七日、梅若大夫於駿府致勸進能、五日ノ中人多寄、

〔石岡道是覺書〕一大手之内、修理亮様備中守様御屋敷、外郭江戸御屋敷被下、其屋敷跡にて、觀世大夫勸進能被仰付候、貴賤入込見物、大猷院様〇徳川家光にも被爲成上覽之由、諸大名より棧敷かけ見物ある日に、陸奥守様正宗公外に能壹番御所望にて、能最中に正宗公棧敷より舞臺へ、大島臺を指出し候に、大薄をこしらへ、それに白銀と小粒を露に付候て、大夫に被下候由、

〔大猷院殿御實紀附錄五〕一とせ八重洲河岸にて勸進能興行あり、四民老若のわいだめなく、府内は言に及ばず、近郷よりも聞傳へ群集して見物す、舞臺の西脇に錢もて山を築かれ、見物のかへさ、心のまゝにゆるしてとらしむ、公〇徳川家光には馬場先門内にてその様御覽あり、かの錢賜らむとて爭きそふにより、蹂躙して毀傷する者あるに至る、よて七日の間張行と仰出されしが、わづか三日にてとゞめ玉ひしとぞ、

〔嚴有院殿御實紀十一〕明暦二年六月四日、神田明神の法樂とて、筋違門外にて觀世左近勸進能張行の事、こふまゝにゆるさる、

〔嚴有院殿御實紀十五〕万治元年四月六日、猿樂喜多十大夫上洛のいとま給ひ、京にてこふまゝに勸進能興行せしめらる、

〔舞正語磨上〕万治元年の秋のすゑ、つれ〴〵なるまゝに、津の國大坂を立出て、京にまかり、まづ淸水にまふで、かへるさに四條川原を通りしに、貴賤群集して、只今北十大夫能ありと云、此大夫は一とせ江戸神田の明神にて、神事の能を見侍れども、予もまた數寄のみちなれば、下手の能をば見じとにもあらず、鼠戸のほとりに徘徊せしに、料足一錢にて番ぐみをうれり、それより内に入てみれば、おびたゞ敷埓をゆひまはし、五十八間のさじきをかまへ、芝居の體いとべう〴〵と用

意せり、〇中略

頼政是は勸進能などの初日にはせぬ事なり、初日には祝言なれば、八嶋田村ゑびらなどの樣に、勝修羅をするもの也、

〔猿樂傳記上〕頼政

頼政は負修羅なれば、勸進能の初日には祝言の能にあらざればせぬ事也といへり心えず、あるひはよめどり、むこどり、わたまし等の祝義の能などにこそ、祝義なればかちしゆらをすべき事に侍れ、勸進能はあながち祝義にあらざれば、まけしゆらをしたり共くるしからぬ事なり、其上兼平頼政はまけしゆらなれ共、祝義の能にもするしさいあり、害傳なれば其品をしるさず、

〔嚴有院殿御實紀三十一〕寛文五年七月廿二日、本所にて猿樂今春勸進能興行するにより、諸老臣傳役かはる〲見物すべき旨仰出さる、

〔雨窻閑話〕觀世一代能の事幷木賊刈の事

一享保年中、觀世大夫一世一代の勸進能を行ひ、京都の河原に舞臺を造り、棧敷を拵へ、芝居を興行す、見るものは蟻の如く群集せり、

〔武江年表五〕延享四年、淺草大護院八幡宮修復助成の爲、三年の間、晴天八日ヅヽの寄進能興行あり、

〔勸進能一件留上〕觀世大夫先祖一代能仕候義付、此度觀世大夫方より差上候書付、

私先祖共於御當地〇江戸一代能被仰付相勤候覺

元和七年二月、觀世大夫重成、於御成橋能興行仕候、

明暦二年六月、觀世大夫重清、於神田橋能興行仕候、

右之通御座候、以上、

七月〇寛延二年三日　觀世大夫

私儀近年中於御當地ニ、一代能興行之儀奉願度存念ニ而罷在候、就夫私共先祖共於御當地一代能興行仕候例、左之通ニ御座候、

一右之通被仰付、早速左之所ニ五ヶ所江札立申候、

日本橋　淺草橋　新橋　芝札ノ辻　麴町札ノ辻

御町奉行樣江右之通先規之通相認、座之者持參仕掛御目、御同心衆御添被成下、右五ヶ所江被遣、名主江御預毎朝立懸、晩ニ取入、不損樣ニいたし、能濟次第返候樣に被仰渡被下候事、

一芝居之內、兩御町奉行樣御棧敷掛ケ、御與力衆同心衆御堅メ、芝居御巡見被下候事、

一右能之節、麻上下著用いたし候者付添、江戶御町中太鼓打セ申候事、

一能幾日有之候共、御町何町御座候共、一町ニ而能一日ヅヽ見物之積、

一町江通之札　三枚ヅヽ

一町江入込札　三拾枚ヅヽ

但一日ニ百町ヅヽ見物之積

能之日數幷場所ハ、被仰出候而相極申候、先例有増如斯ニ御座候、

七月　觀世大夫〇中略

寳生大夫於本所一世一代勸進能興行仕候節之儀申上候書付　服部仁左衞門

覺

一百廿九年以前元和七年辛酉二月、觀世大夫重成、九拾四年以前明曆二丙申六月、觀世大夫重清、於御當地一代能興行仕候節、町組與力同心出役仕候義、委細書上候樣ニ被仰渡候ニ付、帳面吟

躰仕候處、元和明暦兩度之一代能之節、與力同心出役仕候勤方帳面書留等無御座候、

一六拾三年以前貞享丁卯七月、寶生大夫一代能於本所興行仕候節、與力同心出役仕候義左ニ申上候、

一貞享四年丁卯七月、於本所寶生大夫一世一代勸進能興行仕候ニ付、任古例警固爲役人與力一組ゟ五人ヅヽ、兩組ニ而拾人對上下著、同心一組ゟ拾人ヅヽ、兩組ニ而貳拾人、無紋之黑御借羽織著仕罷出候、

七月廿二日　同廿三日　同廿五日　同廿六日

右之通日數四日之內、爲警固役與力同心相詰候、夜七時分ゟ罷出、晝七時前場所仕舞申候、尤出役之內より、與力壹人芝居無別義旨、并大名衆ゟ使者參候趣をも、日々御屆申上候、朝夕之料理ハ大夫方ゟ賄候を用申候、

一初日之前日場所爲見分出役之內ゟ與力壹人同心壹人宛、兩組立合罷越申候、

一朱鑓一方ゟ五本宛雙方拾本、突棒一方より三本宛六本、御番所ゟ出申候、此道具ハ每朝與力同心出宅仕候刻限ニ、同心貳人御番所江差遣、御奉行より出候幕并鑓突棒を、町人足ニ爲持、能場江罷越申候、此人足ハ兼而町年寄ニ申付置、刀を帶、每朝御番所江呼寄置、同心ニ差附遣候、尤手明をも一兩人宛差出候、

一芝居廻り候義ハ、能一番過人立騷候時分、同心貳人宛立合、朱鑓貳本突棒貳本人足ニ爲持、道通りを一日之內幾度も相廻し、不行義無御座候樣ニ申付候、同心ハ無紋之黑羽二重羽織二十、町人足ハ布柿色之帷子拾六、同柿色黑子持筋を附候羽織拾六御借し被成候ニ付、前方ゟ町年寄ニ申付縫立、黑羽織ハ銘々同心江年番ゟ相渡、每日出人之者代る〳〵著仕候、布帷子羽織者、町年寄方より直ニ町人足ニ爲著申候、手傳と幕持候者ニは不相渡候、

一右四日之內、廿五日者當日之警固役與力同心不能出、能場見物人大勢ニ而木戶込合候由、其夜八時過寶生大夫方より御番所江注進有之付、當番與力一方より壹人宛貳人、同心雙方貳拾人、御奉行紋付之高挑灯壹ッ宛爲持罷越、見物人猥無之樣ニ申付、當日之役人罷出候て、右出役ハ同心引連罷歸候、

一能場込合候ニ付、廿六日ニハ場所江其夜八時ニ參著仕候樣ニ觸來、右刻限ニ參著、兩御奉行ゟ紋付之高挑灯二ッ宛四ッ御出被成候、能過見物之者出拂候節、朱鑓突棒と一所ニ御番所江相返候、

右之通、御用勤方覺帳ニ記置候、此外ニ書留相見江不申候、以上、

巳（寬延二年）八月　　服部仁左衞門

〔寶曆集成綸錄三十二〕寬延二巳年十一月

寺社奉行江

來午年三月中、觀世大夫於筋違橋外明地、勸進能晴天十五日興行、願之通相濟候、因玆寺社方觸之義願候先格も有之由候間、遂吟味可被相觸候、

寬延二巳年十一月

町奉行江

來午年三月中、觀世大夫於筋違橋外明地、勸進能晴天十五日興行、願之通相濟候、依之町觸之義願候先格も有之候由候間、遂吟味可被相觸候、

一所々札建候義幷芝居之內警固之儀も、遂吟味可被申付候、

〔續視聽草七集一〕寬延勸進能書留

勸進能書留

一寛延三年午春、筋違橋外明地ニ而、觀世大夫一代能興行、願之通被仰付候ニ付、前年町々へ左之通建札在之候事、

來午年三月神田筋違橋外於明地ニ、觀世大夫勸進能有之候間、望之者ハ可致見物者也、

巳十二月

右建札之儀、奈良屋市右衛門方ニ而相認、御高札近所者除、左之通町々木戸へ打付申候、

日本橋北之方木戸　芝口貳丁目木戸　芝車町木戸　馬喰町四丁目木戸　麹町壹丁目木戸

勸進能日數十五日興行町割之覺

疊札一日ニ三百枚、十五日分合四千五百枚、　壹疊ニ付五人詰　壹枚代金貳分

入込札一日ニ三千枚、十五日分合四万五千枚、　壹枚ニ付　銀三匁

右札代金都合四千五百枚

觀世大夫能場所出來ニ付、爲見分町與力服部仁左衛門、吉田十郎兵衛、下役同心召連罷越候處、觀世大夫座之內、日吉傳兵衛、彌石藤七出合、町御奉行棧敷貳ヶ所、警固場貳ヶ所、舞臺樂屋惣棧敷等悉く相廻り見分致し候、

一警固場壹ヶ所ニ朱鑓五本、突棒、指俣、釼ツ三本ツヽ八本建候、臺木金物を打、貳ヶ所共出來有之候、與力拾人之鑓五本ツヽ建置く、臺木貳ヶ所共無之ニ付、御道具之際ニ建處拵候樣申付候、

一警固場貳ヶ所之內、太鼓櫓下向ニ壹ヶ所、地諸後通之末ニ壹ヶ所有之候、辻番所之樣成警固場ニ拵置候ニ付、如何と不審申懸候得共、古來ヶ樣成ル義ニ而有之故、先格之通仕候由、右兩人之者申之候、橋懸り之方ハ警固場より一向相見へ不申候、

一町御奉行棧敷貳ヶ所之內、北之方ハ宜敷相見へ、南之方ハ惡敷有之候、是も先格ニ而御奉行御先方ハ橋懸リ之方へ極候由、右傳兵衛藤七申候、右ハ松之棧敷間口壹間ニ奥行三間、天井張有之

候、北之方ハ觀世大夫棧敷之次ニ而御座候、南之方ハ端より二軒目ニ而、間口奥行天井張候義も同斷ニ御座候得共、橋懸り之方一向相見へず、舞臺へも遠き方ニ御座候、兩組與力棧敷ハ北之方町奉行之棧敷二階下ニ而、竹之棧敷壹間四方ヅヽ貳ヶ所並び在之候、其次壹間四方町年寄之棧敷壹ヶ所御座候、與力町年寄之棧敷ハ、古來無御座候得共、此度ハ何角世話ニ相成候ニ付相極置候由、右兩人申候、

一疊札場貳百六拾坪餘、入込札場三百五十坪餘、合六百坪餘之屋根松竹之棧敷屋根、惣樂屋之屋根共、うすこけら葺ニ出來いたし候、

一松之棧敷七十九軒ハ万石以上、右二階下竹之棧敷七十九軒ハ万石以下之棧敷と相極候由、尤竹之棧敷ニ而も、常之武士方へハ先ハ借し不申候積之由、右兩人申之候、

一初日より七日迄、町々見物之者割合有之候、尤武士方も入交見物、八日目より十五日迄相對ニ而見物、尤武士方町方右同斷、著服之義ハ上下ニても袴ニても白衣ニても、勝手次第之由、

一松竹之棧敷男女入交、翠簾掛見物右同斷、尤女之外かぶりもの不相成候、

一疊札之疊朱印之疊、右兩端處之疊ニハ隅に白木綿にていろは附を縫付、場所之善惡遠近を分申候、

一疊札入込之札之寸法、（三寸壹分貳寸貳分）ニ糊入紙貳枚合ニ致、其内へ葉共ニ口入漉込候様ニ相見へ、朱印押申候、尤每日札紙印鑑共ニ替リ申候、

一三月十八日初日ニ而、五月廿三日迄ニ日數十五日能有之候、

一初日より翁可有之處、大夫弟市三郎同月十七日病死いたし、四月十八日迄九十日服在之候故翁ハ不致、四月廿二日より翁相勤申候、

一能一番過候得バ、芝居道通りを朱鑓貳本突棒貳本、町人足爲持、雙方同心貳人ヅヽ、四人羽織袴

著服、股立取相廻り申候、尤大夫方より差出候座之者、熨斗目麻上下著、同心之前後ニ附候而相成申候、但能之內狂言之內ニ而も、人立騷ぎ鎭り不申候節ハ、差圖いたし同心相廻申候、

一與力同心ニ大夫方より一汁三菜ニ而、朝夕之賄始終出申候、幷餠菓子之折出ル、先達而御伺申上置候ニ付受納、與力拾人にて配分致候、同心者銘々包菓子差出申候、

一三月十八日より四月十一日迄、日數七日ニ惣町中割付候、

惣札金合三千壹兩

內疊札貳千九百八拾七枚、此金千四百九拾三兩貳分、

入込札三万百五拾枚、此札金千五百七兩貳分、

惣人數四万五千八拾五人

觀世大夫方へ、諸大名幷御役人より音信在之候處、

合三百五拾八軒

內金幷六兩壹分、銀千六百貳枚、

金ニ〆千百四拾八兩ト銀六匁

金銀合千百六拾四兩壹分銀六匁

二口合金四千百六拾五兩壹分銀六匁〇中略

一外側板圍間數

東七拾七間三尺　道三間通り入　南六拾間四尺　道七間通り入　西四拾五間　道五間通り入　北六拾七間三尺

惣坪數合四千百三拾四坪三合七勺五才

太鼓櫓場　毛鑓拾本建ル（但し紫きぬ幕紋藤巴四方へ引廻ス）

舞臺　三間四方橋懸り拾貳間九尺

松之棧敷上七十九軒　竹之棧敷下七拾九軒

疊札場　貳百六拾坪餘　入込札場　三百五拾坪餘　印客疊場　貳拾八坪

大夫樂屋六拾四坪餘、認樂屋(十九間ニ五間一ヶ所、十六間ニ五間一ヶ所、)地謠樂屋(六間ニ五間)壹ヶ所、警固場(二間二間半、但シ沒より舞臺迄十三間、)舞臺より向御棧敷迄凡廿壹間程、南棧敷より北棧敷迄凡三十五間程、鼠戸壹ヶ所、

右之通觀世大夫勸進能書付

〔武江年表 五〕寶曆七年九月廿三日より、深川八幡宮境內にて、大藏氏勸進能興行、

〔武江年表 七〕文化十三年九月廿二日より、幸橋御門外壘地に於て、觀世大夫(泰淸、賜)勸進能興行あり、(日數は晴天十五日を期とす、興行の間場中より失火して、舞臺、棧敷、樂屋一圓に燒亡す、再び普請をなして興行し、翌年九月に至て終る、)

〔武江年表 八〕天保二年　幸橋御門外に於て、觀世大夫勸進能興行あり、十月十六日を初日として、晴天十五日の間興行の定なりしが、雨天其外にて翌年へかゝり、日數の外日延興行あり、辰(○天保三)年の六月に至て停む、(興行の日貴賤群集せり)(朱書)

〔寶生大夫勸進一件留〕遠山左衞門尉殿(○江戶町奉行)御呼、年番方仁杉八右衞門以取調可申上旨被仰渡、

安藝守殿　小野田熊之助を以御渡

私儀文化四卯年被召出、御輿御用迄も相勤、冥加至極難有仕合奉存候、御時節柄奉恐入候儀には候得共、私先祖義は、寬永八未年於淺草一世一代勸進能奉願相勤、延寶四辰年於鐵炮洲一世一代勸進能奉願被仰付、貞享四卯年も一世一代勸進能相勤、享保十四酉年、南都興福寺寄進能是亦相勤候例も御座候に付、何卒悴幷弟子共爲廣場稽古、來午年中於御當地私儀一世一代日數勸進能興行被仰付被下候樣奉願候、右願之通被仰付候得ば、座中藝道出精勵にも相成、重々難有仕合奉存候、何分願之通被仰付被下候樣偏ニ奉願候、以上、

八月〇弘化二年七日　寶生大夫

〔寶生大夫勸進一件留〕朱書〇弘化二巳年十月七日御直左衛門尉上ル

安藝守殿　遠山左衛門尉町奉行

寶生大夫勸進能之儀ニ付取調申上候書付

寶生大夫一世一代日數勸進能興行願書被成御渡候ニ付、先例其外取調候處、貞享四卯年、於本所寶生大夫勸進能日數四日興行中、兩組與力同心爲警固差出候趣、御用勤方覺帳ニ記有之候旨、寛延二巳年、松平宮内少輔殿江先役能勢肥後守ゟ申上候書留有之、尤右貞享度勸進能興行中、堺町、葺屋町、本挽町芝居見世物相止可申旨、右町役人江申渡候趣、町年寄申傳有之、其外舊記をも爲相調候處、留記連續不仕、能興行に付、町觸等之義、

朱書觀世大夫勸進能興行之節は、前以町觸仕、見物札料町々小間割を以、金三千兩取立相渡、其外日本橋外四ヶ所江右興行有之候趣、札差出候儀ニ御座候、

但天保度觀世大夫勸進能之節は、能日數も永く、外見物もの相止候義は、同人相願不申候、

差支有無勘辨仕候處、今般寶生大夫勸進能被仰付候はゞ、定而市中ゟ見物札料取立候義ニ可有御座候哉、町數之義、先前々引競候而は格別相殖候得共、近來町法嚴重に申渡、人別改建家建物嚴敷取拂、場末之處は沽券地に而も明地明店多候而、衰微之町々も不少、上納金等差出候者も多分有之、且町入用減省之儀、精々取調、質素を示し、無益の金錢不費樣に相制し、町會所等に而も、窮民御救御手當も骨折居候折柄ニ付、於町方差支無之共申上兼候得共寶生大夫儀も、一世一代之儀ニ而、昇平之御恩澤に浴し相願候儀に付、町々小間割出銀之儀、朱書に申上、觀世大夫勸進能興行之節之半減ニも申付、能興行日數纔に而も、歌舞伎見世物類相休候ニ不及旨申渡候はゞ、町人共痛にも不相成、於町々强而難澁差支之義も、御座有間敷哉に奉存候、依之御渡被成候書面返上、此

段申上候、以上、
　巳十月　　　　　　　　　　　遠山左衞門尉
　　　　　　　　　　　　　　　鍋島内匠頭
朱書
弘化二巳年十二月十六日、安藝守殿一己之再考被仰渡、下ゲ札ニ而申上候樣被仰渡候ニ付、左之通下ゲ札致し、同月十八日御直進達、
本文朱書ニ申上候觀世大夫能興行之通、小間割金三千兩ニ被仰付、町方差支有無之儀御尋ニ付、猶勘辨仕候處、三千兩之割合、
上之町屋小間壹間ニ付　　銀壹匁八分六厘壹毛餘
中之町屋　　　　　　　　銀壹匁三分六厘壹毛餘
下之町屋　　　　　　　　銀八分六厘壹毛餘
右之通に御座候間、當時困窮之者共多には御座候得共、敢而極難澁と申程には至る間敷、請取候方ニ而は格別減少致し候間、折角相願候勸進之詮も薄き義と奉存候事故、左候得ば觀世大夫同樣三千兩之割合ニ被仰付候共、町方痛に相成候程之儀も有之間敷、尤興行中ニ而も歌舞伎見世物類等相休に不及旨申渡候はゞ、差支之義無之筋と奉存候、依之此段下札を以申上候、以上、
　巳十二月　　　　　　　　　　遠山左衞門尉
付箋
書面寶生大夫願之通、來午年於當地勸進能興行可致旨、同人江被仰渡候段奉承知候、
　巳十二月廿七日　　　　　　　遠山左衞門尉
　　　　　　　　　　　　　　　鍋島内匠頭
〔武江年表八〕嘉永元年二月六日より晴天十五日の間、筋違橋御門外加賀原に於て、寶生大夫勸進能興行あり、五月十三日終る、興行の日毎に、遠近の貴賤輻輳して錐を立るの所なし、

武人自爲能

〔甲子夜話二十三〕田安殿ノ家士某云フ、觀世大夫勸進能興行ノトキノ切手ノ紙ハ、メヅラシキ紙ナリト承ハル、コノモノ君ガ家ヨリ先例ニテ贈ルト聞ク、冀クハ其紙ヲ賜リタシト請フ、然ルニ予〇松浦清ガ家曾テ此事ナシ、其後予觀世大夫ニ問タレバ、カノ紙ハ加藤遠州大洲侯ノ家ヨリ先例ニテ贈ル、ソノ紙ハ別段ニスキタテヽ與ヘラルヽト云、紙ノ中ニ木葉ヲイロ〳〵スキ入レタルモノト、コレ何ニ緣テ然ルヤ、人ノ知ラザルコトナリ、

〔守貞漫稿二十三音曲〕勸進能

近年大夫一世勸進能一度、或ハ江戸ニテ行之、或ハ京坂ニ於テ行之、其時ノ官許ニヨル歟、〇中略大坂勸進能ノ場ハ、從來難波新地ノ郊外ニアリ、蓋行之コト稀ナリト雖ドモ、其場常ニ在テ、敢テ不壞之也、然ルニ天保中北野ノ郊外ニ移遷之、

〔太閤記十四〕將軍於名護屋癸巳御越年之事

思はざらめや光陰箭のごとし、文祿元年もやうやく事幺げき中にまぎれくれ、〇中略とかうのゝしる內に、鷄正旦の祝音をとなふ、〇中略折ふし城州八幡山の暮松新九郎、年頭之御祝儀申上候はんとて、なごやに至て下向せしかば、御氣色にて、殿下〇豐臣秀吉みづから御能をも御けいこ有て、御心をものどめさせ給ひ、又は在陣之衆士をも慰めんと也、思ふどちへだてなく云かはしけるは、御年も漸耳順にちかからむ、ねがはくは止給ひなば、目出事になむ侍らんと云も有、又笑をふくみてさみし侍るも過半せり、初の程は山里にして、御伽衆計被召連御けいこ有しが、御仕舞のよしあしを、つゝまず有やうに申せと御諚也、新九郎をしへ申やうのつき〴〵しさ、いみじさ不一方、もはや表向に物し給ふとも、くるしく侍るまじき由、暮松申上しかば、其さま宜しからんことを、強て思ひけるにこそと宜ひつゝ、弓八幡は天下をおさめ、民を安んずる能なれば、御けいこ有しが、事外宜しく侍る由のみにて有し也、五十日計の內に、十五六番覺え給ひしが、やがて舞臺に

て被遊候やうにと新九郎申けり、日數やう〳〵つもり、御稽古の程もかさなり、仕廻すくなに、扇などものびやかなれば、見る人とかう申に及ばれぬ事にて有けるよとて、かんじあへりぬ、幕松金銀御服などおびたゞしく拜領有、諸侯大夫衆も、一かたならぬもてはやしなれば、門前にぎはひにけり、

〔駒井日記〕文祿三年二月九日、大坂御本丸於御舞臺太閤樣（○豐臣秀吉）被遊、一番吉野詣、二番田村、三番關寺小町、四番源氏供養、五番老松、右何も太閤樣被遊、關白樣（○豐臣秀次）御見物、

〔太閤記十六〕高野詣之事

三月（○文祿三年）三日、秀吉公高野へ御登山なされ、青巖寺に御寄宿まし〳〵て、二親尊靈のため、御燒香いかにも懇に沙汰し給ひけり、（○中略）四日の夜宣ふは、今度出來侍る新謠五番御能遊し、一山の衆徒に見せ、學問之勞を慰めむと也、其旨役者之者共に觸候へと仰出されしに、木下半介奉り、金春大夫其外役人共に申渡しゝかば、五日之未明より、青巖寺門前に參りにけり、今日は一天に雲もなく、四方に風もなふして、いとをだやかなれば、何も役人共舞臺に著座、色はへて見えにけり、一山の上下能めづらしさに、老若押合、門の外より内に入むと、せきあふ事見るめさへ痛みぬ、笛のねとりなど、ほのめきければ、大かたしづまりかへり、御能初りけるに、事外に出來つゝ、袖ふり大やうにおさ〳〵しければ、見る人皆興さめてけり抑高野山は、昔より笛、太鼓、つゞみ、大師の制禁にして、一向左樣之沙汰なかりしなり、高野詣と云新謠の舞のうちより、空のけしき聊かはり侍るよと云もし、見えもし侍るうちに、乾の方より黑雲一村おほひ出たり、見るがうちに天地頓に震動し、雷電夥しく鳴出、疾風甚雨しぶき横ぎり、肝魂も消はて、是は〳〵と互に目を見合、息はづみ身の毛もよだつて、恐れざるはすくなし、秀吉公も壯年の昔より、高野山之事、かく聞及ばせ給ひしか共、かやうの事は何之地にても、其あらましをこと〳〵しく傳へのゝ、これ共、實はなき

事とおぼされしに依て、御仕舞なされ候へ共、如此之靈驗に驚、いそぎ下山し給ふて、兵庫之寺に御泊候ひしが、さても弘法は人間に在し時、心剛に德厚かりし人なむめり、今度は高野山に對し、如形善盡し侍りしかば、うれしくおはしまさん事にて侍るに、けふの雷電などは、以外之たゝりなり、さすがなりける權者にて有つるよと、感じ給へり、

〔駒井日記〕文祿四年四月十日、關白樣〇豐臣秀次辰刻ゟ伏見江御成、則太閤樣〇豐臣秀吉御殿江被成御出、同申刻迄御逗留、及晩聚樂へ還御、

一伏見聚樂において御能可被成由、御能組之次第、

初日聚樂　一御能　老松　一同　源氏供養　一淸經　關白殿　一春日龍神　常眞

一三輪　家康　一御能　かんたん　一はせを　筑前　一御能　大ゑ　一猩々

關白殿〇下略

〔老人雜話上〕或時太閤〇豐臣秀吉馬に騎て、烏丸通を參內す、新在家の下女四五人、赤前垂を掛て出て見物す、太閤馬上より見て云、只今我內裏にて能をすべし、皆々見物にこよと、

〔老人雜話下〕太閤內裏にての能度々の事也、其比謠を作て、明智討ち、高野詣など云あり、高野詣には大政所の幽靈出給ひて、あら有難の御弔やと云ことあり、太閤と東照宮と加賀大納言殿と三人狂言もあり、毛利輝元鼓をうたれし事もあり、道智當手になることもあり、明智討に明智になるは、其比山崎に居りし大夫吳松なり、

〔慶長見聞錄案紙下〕慶長十五年四月十九日、於駿府內府樣〇德川家康爲御慰、下手揃之御能有之、遠山民部少輔、鈴木久右衞門、池田備後守、脇水、無瀨一齋、右之輩勤之、

〔南龍公言行錄上〕元和二年正月、織田信雄入道常眞公江戶へ年頭之御禮に下る迚、駿府へ立寄、三四日御逗留、權現樣御馳走御能有之、賴宣卿へ佛が原被遊候得、見物仕度之旨、常眞公所望、賴宣卿

未佛が原御傳授不被成候ニ付、權現樣御殘り多被思召、佛が原を被習候樣にと被仰候、常眞は江戶へ罷下候、其正月廿一日、權現樣には田中藤枝へ御鷹野に被遊、御留守中に佛が原御習被成候得と被仰置候故、御稽古被成候、正月廿四日田中にて權現樣御煩付被成、二三日過而駿府へ御歸城、御病氣殊之外重きに付、御子樣方宇都谷迄御迎に被成御出候、神祖御駕籠之內より、常陸は佛が原習請候哉と御尋候得者、中々成就仕候と被仰上、權現樣御意には、氣色本復次第佛が原御見物可被遊由被仰候、其後御氣色重り、終に御能も無御座、四月十七日に御他界也、賴宣卿是を御殘り多思召、紀州へ御入部、和歌御宮御建立之後、此事不被忘思召、九月十七日臨時の秋祭被仰付、每年御神事能不怠、兩三年者每度佛が原を被仰付、仍此九月十七日之御神事能は、御國末々萬々歲迄も無退轉筈ニ被成御定候と、其後贊市郞大夫其外へも被仰渡候、

略

〔玉露叢十〕寬永十二年正月廿八日ニ、二ノ丸ニ於テ將軍家家光公ヘ、仙臺ノ政宗御膳ヲ上ラル、○中略

一今日ハ大小身ニヨラズ、御能ノ御役付アリ、

御能組

翁　內田平左衞門　千歲　本多太郎左衞門　三番三　小畑勘兵衞

柳生但馬守	高砂	進藤	大三助 小	太徳右衞門 笛市右衞門
櫻井八右衞門	實盛	權右衞門	大三助 小十兵衞	太松平陸奧守 笛三四郎
毛利甲斐守	江口	九郎右衞門	大三助 小清次郎	笛市右衞門
加藤式部少輔	玉葛	進藤	大三介 小五右衞門	笛長次郎
永井日向守	道成寺	高安	大三右衞門 小[illegible]右衞門	太左吉 笛市右衞門
保々兵九郎	東岸居士	春藤	大六右衞門 小多賀左近	笛勘七

佐久間將監 大會　進藤　大 三介　小 清次郎　太 新介　笛 勘七
大橋龍慶 善知鳥　權右衞門　大 六右衞門　小 庄右衞門　笛 又三郎
岡田將監 鵜飼　春藤　大 三右衞門　小 十兵衞　太 左吉　笛 勘七
觀世大夫 羅生門　保々石見守　大 樋口　小 長右衞門　太 彥九郎　笛 三四郎

以上

右何レモ前代未聞ノ役者衆也、然ルニ政宗ノ太鼓ノ役ノ義御褒遊バサレ候、其時先太鼓ヲバ觀世左吉ニ先ヘ御持セ、其跡ヨリ出ラレ、揔役者ドモト同ジヤウニ御禮致サレ候ヘバ、公方樣イヤイヤト御讃遊バサレ候ヘバ、御前ニ伺候ノ諸侯、異口同音ニドツト譽玉フ、正宗其時ノ裝束ニハ、下ニ淺黃地ニ金紋ノ鈍子裏紅梅、其上ニヒワ鹿子ノ小袖ニ、金紋ノ五色ノ糸ニテ廻リ七寸四方程ニシテ、雪ニ薄ヲ五所紋ニシテ、淺黃裏、肩衣ハ戾子、後前ニ唐團ト蔦唐草ヲ金ヲ以テ摺箔、袴ハヒワタ地ニ色々菱ヲ金紋ニ織付サセ、扨亦太鼓打スマシ玉ヒ、舞臺ヨリ直々御前ヘ參ラレ候ヘバ、各サリトテハト讃玉フ、公方樣ニモ事ノ外御機嫌ノ上、上意ニハ聞召及バレ候ヨリ、今日ノ藝ブリニ御肝ヲツブサレタリ、今ヨリハヨキ役者ヲ御見付遊レタリトテ、御戲レ御笑ヒ遊バサレ候、

〔大猷院殿御實紀三十五〕寬永十四年七月廿一日、けふ奥にて猿樂あり、翁は書院番頭本多美作守忠相、三番叟は使番小幡勘兵衞景憲、天鼓は中奥小姓森川三左衞門氏時、淸經稻葉長三郎某、源氏供養小姓組與頭中山勘解由直定、鵜飼は小納戶星合伊左衞門具枝、百万は書院番駒井次郎左衞門昌保、自然居士は蒔田數馬助長廣、善知鳥は書院番頭田中主殿頭吉官、三井寺は使番多賀左近常長、藤戶は書院番頭組土屋長三郎政重、蟹は書院番曾我太郎右衞門包助、狂言五番、口眞似は銃炮大筒筒奉行榊原兵左衞門忠直、犬山伏は書院番中川左平重良、淸水は小姓組西尾小左衞門重

長、荻大名は細工頭矢部助之進定成、朝比奈は勘兵衞景憲つとむ、　八月十日、又猿樂催さる、三輪は書院番曾我太郎右衞門包助、實盛ハ小姓水野右京進勝忠、兼平ハ高家大澤右京亮基重、船辨慶ハ書院番蒔田數馬助長廣、芭蕉ハ保田甚兵衞宗雪、是界神保左京茂明、葵上は中奥小姓瀧川長門守利貞、柏崎ハ森川三左衞門氏時、櫻川ハ書院番本多丹後守重世、鵜ハ水野出雲守成貞、源氏供養ハ小幡孫市郎直之、東北ハ稻葉忠右衞門某、清經ハ左京茂明、狂言五番、麻生ハ書院番中川左平太重良、骨皮ハ大筆筒奉行榊原兵左衞門忠直、胸突ハ使番小幡勘兵衞景憲、ふずまうは小姓組西尾小左衞門重長、梟ハ腰物奉行大河原源五左衞門正良なり、　十二日、この日猿樂催さる、佐久間將監實勝ハ卒都婆小町、柳生但馬守宗矩は富士太鼓、永井日向守直淸は國栖、保々兵九郎貞季ハ舟辨慶つかふまつる、はて丶日向守直清より躍を進らす、日記　十七日、未後猿樂御覽せらる、源氏供養ハ柳生但馬守宗矩、海士は永井日向守直淸、東岸居士は保々兵九郎貞季つかふまつる、　廿八日、この日新舞臺にて猿樂あり、老松、田村、定家、谷行、三井寺、藤戸、天鼓、女郎花、三輪なり、定家ハ柳生但馬守宗矩、三井寺ハ永井日向守直淸、藤戸ハ佐久間將監實勝、天鼓ハ保々兵九郎貞季、其外みな猿樂のもの等役す、大僧正天海見る事ゆるされて饗せらる、

〔明良洪範三〕酒井忠勝空印ノ曰、猿樂ハ武家自分ニスベキ業ニ非ズ、其家ノ者コソ面白ケレドモ、自分ハ元ヨリ子息家士等ニモ禁ゼラレシト也、或時尾張光友卿殿ニテ、御嫡子五郎太綱誠卿殿御能遊バサレシヲ、御自慢心ニテ忠勝へ御見セ有シニ、更ニ感心セラレズシテ申ニハ、大人トシテ勿體ナキ御事也、他ノ人へ仰付ラレ然ルベシ、御稽古ノ事ニテ、最早御器量ノ程モ見へ候ト申止メラレシト也、忠勝成瀨ニ向ヒテ、武家ハ幾度モ武ヲ講ゼラル丶コソ本意ナラン、大人公子ノ御身トシテ、幽靈女ノ眞似更ニ益ナシ、故ニ達テ申上テ止メタリ、

〔三王外記憲王〕王〇德川綱吉性忌克、喜怒不常、左右近習多忤旨獲罪、或被斥逐、或幽死、甚者王親刃殺之、

侍中牧野成貞憂之、以爲人主不宜間居、乃勸王召儒講經、召僧講法、召猿樂人作戲、於是無論林信篤等諸博士、日侍講筵、都下諸名僧更進見、及猿樂人數輩日夕奏技、並爲消日之具、

王好猿樂、不徒觀聽、亦親爲之、猿樂人自卑賤起爲中郎者百餘人、有拜朝散大夫者、國初以來、所未曾有也、〇中略

王好猿樂、諸侯以下傚之、洋々其聲盈溢于城市、家人子弟、競學習、以求仕進、雖士不恥與猿樂人比、況其下乎、諸侯唯備前侯綱政、土佐侯豐昌、中村侯昌胤、一關侯建顯、八戸侯直政、好雅樂、

〔元寶日記〕元祿四年三月十日、年頭之勅使榊原資廉、千種有能、院使小川坊城俊廣、庭田重條、御對面、十三日、饗公卿等、將軍家〇德川綱吉自遊舞、令見之、公卿依懇望也、四月廿五日、命御一族衆於營中、令遊舞、江口尾張光友、東北紀伊光貞、兼平甲府綱豐、源氏供養尾張綱誠、老松紀伊綱教、加茂水戸綱條、葛城松平加賀守、畢而有饗應、各賜器物、

〔常憲院殿御實紀附錄下〕當代〇德川綱吉御好文の事はいふもさらなり、常の御遊には殊更申樂を好ませ玉ひ、常に御みづから人に先だちて御所作ありければ、御身ちかく仕へ奉りし者はさらなり、三家諸大名諸有司まで、みなその技に携らざる者はなかりき、

〔文恭院殿御實紀附錄五〕西の御所〇德川家慶散樂翁舞を舞せ玉ひしことあり、こはその業の者すらたやすく舞得がたき事なるを、いとよく舞せ玉ひければ、見奉る人々感ぜざるはなかりき、このよし御所〇德川家齊聞しめされ、遊藝にもあれ業の至りふかきは、悅ばせ玉ふ所なれど、其業いたるについては、おのづから其道執心深くなるものなり、古より明君良將の亂舞遊曲を、ことに深く好める者を聞ず、上これを好めば下これより甚しき習ひなれば、近習の者ども、おのづから文武の心掛薄く成て、後には能役者の眞似するやうに、成行事あらんぞかし、さては風俗をもそこなふべきなり、氣血運動の爲慰みにはよかるべし、去ひて執心し玉はぬやうに、よく〱思召さるべしと、御教諭仰進せられしとぞ、

市人自爲能

〔續視聽草二集九〕市人猿樂咎

申渡

淺草猿屋町
家持札差佐吉父隱居　定吉
右　佐吉
同人弟　長之助
文之助

同所天王町
家主札差　加兵衛
同人悴　加十郎

其方共之內、定吉始、佐吉、長之助、文之助共能を好み、召仕迄も謠稽古致し、南本所番場町佐吉所持之地面江添借地致し、座敷續江能舞臺を補理、定吉は小鼓を打、長之助太鼓、佐吉、文之助者仕手脇いたし、裝束之石帶江は自分紋を附、每月催候度每能役者、又は素人ニ而も業之宜ものは差加、見物に參り候もの江挨拶ニ出候節は、定吉佐吉共繼上下着し、能に而已打掛り罷在、加兵衛儀渡世向は支配人へ萬事爲打任、能狂言を好、別莊座敷之疊上ゲ候得ば、舞臺に相成候樣補理、折々狂言相催、佐吉方に能有之節は加り、銘々裝束に候迚錦繡を縁、加十郎儀は放蕩もの江多分之金銀遊興ニ遣捨、妻呼迎候之節、待請出迎等多人數寄集り、料理向祝義差出し候義夥敷、其當座日々客を招き、大行成致し方、○中略町人之身分を不顧奢侈ニ流、身分不相應之至り不屆ニ付、此上及吟味、夫夫御仕置可申付處、格別之譯を以宥免、佐吉加兵衛儀は札差取放手鎖、定吉加十郎義は手鎖、長之助、文之助義手鎖申付候、尤能裝束類幷佐吉別莊ニ補理有之候能舞臺取上ゲ、加兵衛義も別莊舞

臺體ニ補理置候分、是又取上ル、○中略

天保七申五月

右榊原主計頭於御役宅同人申渡之、尤吟味ニ不相成、呼出し即日申渡ス、

〔諸事留 三〕天保七申年五月

浅草猿屋町家持
元札差
松屋佐吉

右者南本所番場町所持地面請借地ニ補理置候能舞臺、當時取崩有之、木品等被召上、御拂ニ相成候品書左之通、

一杉角柱八本　一檜土臺四本　一樅枹三丁　一松水引梁四丁　一松丸太軒之桁五本　一小屋梁四本　同床大引三本　同根太貳寸五分角拾五本　一樅舞臺板三拾貳枚　一樅天井板拾貳坪　一松竿緣拾五本　一同丸太面付小屋桁七本　一樅羽目板五拾枚　一松三間之手摺リ一ト口同貳間一ト口瓦拾五坪半　一柱下伊豆石尺角四本

一瓶貳ツ

右來ル六月四日迄ニ、望之者南本所番場町名主友太郎方江能越、見分之上翌五日四ツ時、主計頭殿御番所江入札持參可致候、

浅草天王町家持
元札差
伊勢屋嘉兵衛

右之者武州須崎村利兵衛住居之内借請、補理置候能舞臺體之もの、當時取崩有之、木品等被召上、御拂ニ相成候品書左之通、○中略

右來ル六月四日迄ニ望之者は、主計頭殿御番所江罷出、見分之上翌日四ツ時、同御番所江入札持

參可ㇾ致候、

右之通、町中不ㇾ洩樣可ㇾ相觸ㇾ候、

申五月廿七日　町年寄役所

淺草猿屋町家持

元札差

松屋佐吉

右之もの所持能裝束七拾七品、同道具類六拾四品左之通、

一紺地金入牡丹之摸樣半切壹ッ　一白同斷　一萌黃地櫻摸樣同斷壹　一白絹大口貳ッ　一同精好半切壹　一紫精好半切壹ッ　一白地芭蕉織摸樣裝束壹ッ　一鶴菱龜甲裝束壹ッ　一赤地扇之摸樣裝束壹ッ　一赤地桐摸樣半切壹ッ　一紫地下タ垂櫻摸樣長絹壹ッ　一赤地狩衣貳ッ　一紺地金入桐ニ色わき狩衣壹ッ　一萌黃唐摸樣法被壹ッ　一白地桐摸樣法被壹ッ　一段織縫箔摸樣裝束壹ッ　一鱗車ニ桐裝束壹ッ

一麻染分懸直垂壹ッ　一黑地雲之摸樣狩衣壹ッ　一柿色水衣壹ッ　一淺黃水衣壹ッ

一紺地縲陳裝束壹ッ　一紺地絹裝束壹ッ　一御納戶地絹七寶裝束壹ッ　一黃地黑棒島水衣壹ッ　一黃霞水衣壹ッ　一飛色島麻之草胞壹具　一黃ニ黑松之摸樣同壹ッ　一白地無地之のしめ壹具　一菊蝶縫摸樣裝束壹ッ　一龜甲鶴丸裝束壹ッ　一綾織紺白中形懸ケ直垂壹ッ　一白金入牡丹摸樣直垂壹ッ　一白菊地毛織裝束壹ッ

一御納戶絹袷壹ッ　一飛色金糸たんほ摸樣長絹壹ッ　一媚茶水衣壹ッ　一麻かちん松竹紋懸直垂壹ッ　一紺紋紗水衣壹ッ　一石帶五ッ　一かつら帶三ッ　一白木綿鉢卷三ッ　一飛色絽裏付肩衣壹ッ　一萌黃絽中立肩衣壹ッ　一小紋絽肩衣壹ッ

一花色絽肩衣壹ッ　一白木綿丸くけ帶貳筋

手猿樂
小猿樂

一烏帽子類壹ツ入三箱　一頭巾五ツ入壹箱　一同五ツ入壹箱　一大頭巾壹ツ羽團扇但羽根貳連柄貳本壹箱
一たご大小貳組冠但櫻付壹ツかつみ桶壹ツ　一小鼓貳挺壹ツ太鼓壹ツ　一床几壹ツ段龍臺懸壹ツ　一木
長刀貳本張子鏡壹面　一扇子八本夕顏造り物壹ツ　一梅造り枝壹本　一木劒壹本松
明造り物三本木鎌壹本　一御幣貳本鶴絁冠之物貳ツ木刀六本　一四ツ手網壹ツ鏡木壹
本木之槌三本　一矢壹本木刀身計壹本珠數貳連白髮壹ツ　一張子幕壹張

〔吉原雜話〕一山口七郎右衞門方には、能舞臺ありけり故に平日能をせしなり、〇中略
享保元文の頃も、若いものども山口の舞臺を借りて能興行、
氷室　賴政　黑塚　蘆刈　鉢木　融
一角町巴屋吉左衞門方にも能舞臺あり、廣座敷の疊をあげると下は舞臺板にて、左右の戸棚を明けて手すりを付ければ、直に棧敷となる、舞臺の下土間へは瓶をならべていけ地形せしなり、

〔甲子夜話九十六〕予〇松清ガ隱莊近所ノ番場ニ、御倉前ノ札串松屋貞吉ノ別宅アリ、町ノ裏家ナルガ、ソノ中ニ能舞臺ヲ建テ時々能興行ス、大名ノ能又ハ座ノ大夫等ガ興行ホドノ勢ナリ、一體町人ハ能ヲスルコト成ラヌコト故、觀世大夫ガ連ノ日吉市十郎ガ名目ヲ假リ、日吉舞臺ト稱シテ興行セリ、予モ往テ見物セシガ、頗ル盛ナル體ナリ、

〔粟田口猿樂記〕此座は太子〇聖徳の御時、秦のなにがしより相傳へたれば、三座四座など申侍れど、是ぞ誠に統領にて侍れ、其外多くにわかれ侍ども、いま京洛上下に手猿樂とて、おほくいでき侍るたぐひなるべし、

〔宗五大草紙下〕色々の事

一若人は弓馬鞠又は歌道の事、〇中略音曲などもちとは稽古候て可然候、〇中略手猿樂はまかるべからざるよし申傳候由、故勢州も堅くの給ひ候し、

〔東寺百合文書〕イノ百二十八至百四十八　謹請申　手猿樂之事

右手猿樂事、近年大方御制禁之處、今月十八日夜、於乘親在所沙汰之、然出來當座喧嘩之間、則雖可有御罪科、被猿樂一向停止之段、不分明歟之間、於今度許者、預御宥免者也、所詮於自今以後者、堅被停止畢、若背此旨、向後致沙汰者、會所出輩、不及是非之御沙汰、速被破却住屋、被召放諸職、至其身者、永可被寺中於追放也、縱雖不加判形於此請文、於境内住人并寺家被官之輩者、可爲同罪者也、仍爲未來龜鏡、請文之狀如件、

長祿三年七月　日　　乘珍花押

〔親長卿記〕文明十八年正月十九日、早旦參内、一獻申沙汰也、有猿樂、七郎大夫手猿樂也、於軒廊前小庭在之、二月四日、參内、今日外樣一獻申沙汰也、有猿樂、守山手猿樂也、　廿四日、依召參内、有一獻、守山小猿樂依召祗候、　十九年三月十八日、午刻許參内、今日近衞前關白政家公〇中略一獻申沙汰也、有手猿樂、龜大夫十四番、有長享二年二月廿三日、午刻許參内、今日近衞前關白、并西園寺前左府、德大寺左府、花山院右府等一獻申沙汰也、〇中略有猿樂、龜大夫手猿樂十三番、一番養老瀧、二番經正、三番江口、四番自然居士、五番邯鄲枕、六番楊貴妃、七番元服曾我、八番通小町、九番角太河、十番金輪、十一番伏見、十二番七騎落、十三番岩舟、

〔蔭涼軒日錄〕長享三年正月廿四日、今夕於讃州第有松拍、松拍十番、手能五番有之由、永德傳語之、

〔親長卿記〕延德三年三月二日、有内裏手猿樂、外樣人々一獻申沙汰云々、　四日、近臣一獻申沙汰也、〇註略有手猿樂、

〔二水記〕永正十七年八月廿七日、京小猿樂可見物哉之由、轉法輪三條有使者、可致同道候由申了、午

程罷出候之刻被出云々、仍馳向、終不追付、則參棧敷了、大夫兩人有之、相代了、

〔宇野主水記〕天正十三年、今度秀吉御在洛關白ニ成給、○中略七月一日參內アリ、禁中ニ御能アリ、上下京ノ手能、秀吉ヨリ被仰付ト云々、○中略御能五番弓八幡、田村、三輪、紅葉狩、吳服ノ切、○中略能ノ大夫ハ上京ニテハ、ほりけ、ワキハほりけガ伯父リウハト云入道、前虎屋ト云タル者也、下京ノ大夫ハ、禁裏御能ニ何ニテモ被下事無之、大夫若衆ナドナレバ、御扇被下事ナドアリ、今度ハ秀吉公ヨリ越後ノ帷二百進上ニテ、ソレヲ則悉被下訖、ケ樣ノ物極﨟六位モチテ書テ遣候、舞臺へ出遣事無候也、

女猿樂

〔看聞日記〕永享四年十月十日、鳥羽之女猿樂勸進自昨日始云々、隆富朝臣重賢以下見物ニ行、歸參語、美女五人歌舞、殊勝言語道斷見物也云々、拍手咲(テタシ)などは男也、女共ハ如遊君音聲殊勝、觀世などにも不劣、猿樂之體神妙也、棧敷六十三間、雜人充滿不知數、群集云々、自西國方上洛云々、女猿樂希代珍敷事歟、　廿六日、抑聞彼女猿樂、廿三日於室町殿猿樂三番仕、赤松一獻申沙汰、兼先於赤松屋形令習禮云々御褒美則被召御前御賞翫云々、万疋御小袖廿重織物十重、練貫十重云々、被下、三番仕畢、觀世仕被見云々、

〔時慶卿記〕慶長九年四月十九日、北野ニ女房能アリ、又御靈御旅所ニモアリ、終日鼓謠ノ聲聞、二三日以前ヨリ在之、

〔慶長日件錄〕慶長九年四月廿一日、巳剋御靈御旅所勸進能見物ニ行、大夫女房也、つれ同女房、女猿樂八九人有之、世人美人ぞろへと稱之、

〔長澤聞書〕一亂世の後、京師專女能はやり申候、則吉野と申傾城の大夫四條河原にて能いたし候、其刻織田上心御忍び候て見物被成候處に、織田宇樂殿衆と上心衆と喧嘩いたし、侍多く果申候、又舞臺も不殘崩し申候、殊外大騷動に付、女能堅く御法度被成候、

辻能

〔翁草五十六〕一近頃にも能大夫橋本權之進友人と伴ひ、堀井千助が辻能を見物す、其日道成寺を

致せしを、いかにも感心の體にて見居たりければ、友人の曰く、辻能抔は畢竟心を留る物に非ず、誠に其形に似たる事をして、間を合して置物也、増て道成寺抔は、笑種計の事なるに、いかで左樣に見給ふぞと尋れば、更々左に非ず、千介が道成寺今日始て見るに、甘心云計無し、今日をきて大夫に是程道成寺を舞ふ人は覺えず、尤其形はわけもなき事にしてからが、一體道成寺我物に成てある也、餘の物をする心も、道成寺も同じ心にて勤るゆへ、自ら道成寺くつろひて面白し、理り哉、爰彼こにて、道成寺の場數、千介ほどのもの他に有まじ、いか程上手にても、場數少き故あれほどくつろがずと云て、寔に甘心して見物しけるは、流石權之進と云るゝ大夫程有と人々稱せしとぞ、

〔草茅危言　五〕戯場之事附淨瑠璃

世ノ辻能ト稱スルモ、非人ノ部タル故、平人ヨリ交ヲ通ゼズ、他所ハ知ラズ、大坂ニテハ宴會ノ席ヘ、辻能役者ヲ招クナド云コトタエテナク、〇下略

古事類苑

樂舞部十四

能樂三

觸流

〔猿樂傳記下〕松井喜左衞門は、もと大藏流の狂言師也、幼年の時、嚴有公〇德川綱吉の御弱冠の御遊びの御相手に被召出たり、後年御用に付、役者の觸頭の命尾某相果たる故、觀世方より山田藤右衞門、金春方より松井喜左衞門を差出し、兩人觸頭と定む、

〔天保十一年武鑑〕御能觸流

二百俵 元すきや丁 山田藤右衞門　二百俵三人フチ 本八丁ぼり三丁メうら通 松井小三郎　五人フチ 見習 山田吉次郎

能役者

〔雍州府志八古蹟〕芝居〇中略 凡自能大夫、脇大夫、狂言大夫以下、至笛、大小鼓、太鼓、地謠者悉備、是謂一座、

〔明良帶錄世職〕四座猿樂

御能役者と稱す、若年寄支配なり、散舞といふ、俗に猿樂といふ、また能役者と稱す、

〔天保十一年武鑑〕御能役者

大夫 二百五十六石 觀世大夫 京橋南二丁目弓丁　同居 觀世鐵之丞　ワキ うらかやば丁 進藤權右衞門

ワキ 小石川戸さき丁 福王彌三右衞門

ツレ 北八丁堀かやば丁 梅若六郎　笛 かやば丁 春日市右衞門　笛 下谷御かち丁 森田庄兵衞

小ツヾミ しばしんせんざ　觀世新九郎
京ばし弓丁　延命太郎兵衞
大ツヾミ 本所御たい所丁　梅若孫七郎
大ツヾミ ぢぞうばし　高井兵助
大コ 芝金杉三丁メ　觀世權八郎
狂言 ぢぞうばし　鷺仁右衞門
狂言 ぢぞうばし　日吉長三郎
同 木引丁三丁メ　名女川辰三郎
ワキツレ 靈がん嶋　尾崎權左衞門
同 本材木丁四丁メ　大塚吉左衞門
大夫 金春七郎　地方三百石 かうじ丁善國寺谷
ワキ ばん丁御馬や谷　春藤源七郎
笛 下谷御かち丁　笹井覺次郎
小ツヾミ あたごの下　大倉長右衞門
大ツヾミ ゆしま下手代丁　金春三郎右衞門
大コ がぜんぼ谷　金春又三郎
地 かうじ丁 ぜんこく寺谷　長命庄次郎
大夫 寶生彌五郎　百石 神田はたご丁

小ツヾミ 三十間ぼり六丁メ　幸清次郎
大ツヾミ 西のくぼ　樋口半四郎
大ツヾミ ふか川富よし丁　福王清兵衞
大コ つきぢ　觀世與左衞門
大コ 金杉　多田傳七郎
狂言　鷺傳右衞門
同 北八丁ぼり　岡村茂左衞門
ツレ 山伏井戸　日吉市十郎
ワキツレ 西のくぼ　山田傳右衞門
地 まみ穴　岸原捴次郎
ツレ かうじ丁山本丁　春日四郎右衞門
笛　大藏助次郎
小ツヾミ 大はし向柳川丁　幸五郎次郎
大ツヾミ あざぶ谷丁　黒川權兵衞
狂言 芝通新丁　大藏彌右衞門
同　松村五郎左衞門 ○以下地二十人略

大ツヾミ つきぢ門跡わき　葛野九郎兵衞
大ツヾミ 同所　樋口釜太郎
大ツヾミ 本芝二丁メ　清水助五郎
小ツヾミ 新せんざ　觀世權九郎
地 八丁ぼり　梅若勘四郎
狂言　矢田清右衞門
狂言 ぢぞうばし　岡田七之助
地 かやば丁　日吉勘四郎 ○以下地三十一人略
同 い丶ぐら五丁メ　長谷川七左衞門
同 弓丁　植田六兵衞
大夫地方百五十石 市谷御門前仲ノ丁　金春八左衞門
大夫地方五十石 芝あたご下　大藏庄左衞門
ツレ 大夫同居　金春清藏
笛　長命久三郎
小ツヾミ　大藏利左衞門
大コ うらかやば丁　金春捴右衞門
狂言 麻布いもあらひざか　大藏又市
今川ばし通 三番土手下　寶生新之丞
右同所　寶生金五郎

ツレ かんだこんや丁　寶生權三郎
太コ 下谷同朋丁　高安長次郎
ツレ 下谷かや丁　矢田八郎左衛門
[illegible] こんや丁三丁メ　清甚兵衛
地 かんだ九軒丁代ち　三谷太郎右衛門
狂言 芝新丁　大藏彌大夫
小ツヾミ 下谷長者丁　幸五郎兵衛
大夫 百石 金剛右近 芝飯倉五丁メ
ツレ 大夫一所　長命金次郎
同 芝源介丁　春日善次郎
狂言 芝新あみ丁　大藏雄太郎
地 大夫一所　日吉龜之助
地　高安孫右衛門
小ツヾミ 八丁ぼり　長命甚右衛門
大ツヾミ　春藤次郎兵衛
太コ　長命甚三郎
ツレ 大德寺前　幸藤太郎
大夫 二百石 喜多六平太 はま丁袋丁

地 淺草馬道　己野助次郎〇以下地九人略
地 かんだ　矢田源次郎
ツレ かんだ松下丁　服部助五郎
小ツヾミ 八丁ぼり　楠田伊兵衛
太コ 芝神明前　寶生新三郎
大ツヾミ 南八丁堀　威德甚左衛門
小ツヾミ 八丁ぼり與力丁　幸清五郎
大ツヾミ 八丁ぼり中與力丁　高安三太郎
笛 こまごみ　長命清左衛門〇以下地三人略
[illegible] 三田四丁ノ　大供勘之丞
ツレ 大夫一所　長命專右衛門
笛 南部　長命加兵衛
小ツヾミ 三十間ぼり　大倉權三郎
太コ 北八丁ぼり　川井彥兵衛
狂言 新あみ丁　大藏八右衛門
[illegible] あざぶさくらだ丁　高安治太郎

ツレ 牛天神下　松本九八郎
笛 八丁ぼり　一噌要之助
大ツヾミ 芝新せんざ　寶生彥三郎
小ツヾミ 下や長者丁　幸甚太郎
狂言 神田小柳丁　矢田清右衛門〇以下地六人略
大ツヾミ 南八丁ぼり五丁メ　威德三郎四郎〇以下地三人略
ワキ あざぶ十ばん　高安彥太郎
ワキ 同所　高安與八郎
地 大夫同居　中村源四郎
笛 芝金杉中丁　貞光安兵衛
笛 芝金杉中丁　貞光小八郎
小ツヾミ かやば丁　長命八郎右衛門
大ツヾミ 本所　高安七郎兵衛
太コ　高安九左衛門
狂言　高安甚左衛門〇以下地十七人略
同　高安一重郎
ツレ 銀座三丁メしん道　黒川市郎右衛門
ツレ はま丁　日向宗左衛門

大夫

八丁ぼり竹しま丁 山本七郞右衞門　地飯倉片丁 池田平左衞門　ツレ京ばし大工丁 深尾甚左衞門
同八丁ぼり 田中庄右衞門　地京ばし弓丁 太原勘兵衞　狂言芝西おうじ丁 脇本藤三郞
同北八丁堀七軒丁 齋藤與右衞門　同市谷火のばん丁 大曾根新兵衞　地木びき丁 竹內源右衞門
地つきじ 村上九左衞門

新組

小ツヾミてつほうず 淸水左太郞　ワキ四のくぼ 石寺權平　笛北八丁堀水谷丁 寺井勘兵衞
狂言八丁ぼり 長命勘次郞　太コ赤坂 石井銀次郞　地つきじ 吉田彥一郞〇以下地四人略
物着八丁堀松や丁 植田紋右衞門〇以下地二人略　地北八丁堀 野村理兵衞　地市谷火のばん丁 大曾根巳之介

〔猿樂傳記上〕四座幷喜多座の始等の事

觀。世。大。夫。は、伊賀の服部の一黨の者也、足利將軍東山殿に仕へて、觀阿彌と云同朋也、渠に仰せて、猿樂の業を學びはじめ勤しむ、其子世阿彌、其子音阿彌と續き、同朋にて勤之、其子俗にて、觀世三十郞と號し猿樂となり、金春が聟と成、彌藝修行熟し、子孫相續す、太閤〇豐臣秀吉御代世間に繁昌して、能大夫あまたありといへども、金春、觀世、最上たるも右の譯故也、太閤の御時、權現樣〇德川家康御在勤の後、御休息として關東御下向の時、いづれの大夫成とも江戶へ被召連、御慰の御能可有と太閤の仰により、然らば觀世大夫を御連被成度由御願にて、御借り被成候事、是常々御出入仕りし故也、夫より每度江戶へ下向仕候に付、天下とならせ玉ひては、直に御家の大夫と成たり、入道して宗雪と號す、寶生大夫が子を養子として家を讓り、三郞といふて家督す、五山相國寺にて大能あり、觀世が家の石橋兩度あり、初度宗雪、再度は三郞勤る、脇は觀世小次郞也、後年三郞御科有て、沒收追放せられ、蟄居の內病死す、其子鬼若被召出といへども、父沒收に付家業退轉し、傳授の書物は有といへども其習なし、依之福王が家より、摠ての事を傳授す、福王が家は、觀世が家と同

流にして、𪜈かも又觀世が座の脇の家なれば、諸の章も替りなし、此鬼若家を興し、後入道して黑雪と號ず、其子を左近大夫といふ、左近壯年にして病死す、寶生將監が次男を家督として、左門と號し、左近大夫が子久米之介を其子として、後の家督を渡すべしと定む、久米之介成長に及び、相共に勤し所、常憲院樣〈〇德川綱吉〉御小姓に被召出、藤本源右衞門と改號し、其後筑後守に任ず、依之左門には、觀世三左衞門が子、三十郎を家督に定、織部と改號せしめ、則家を渡したり、是は子たる者諸大夫と成、公邊勤仕せし處、猿樂として徘徊迷惑に存ずる故にて、隱居して服部十郎左衞門と名乘、後年におよび薙髮して圓雪と改しが、老後に及び眼盲たり、其實子を服部三郎四郎といふて、ツレの家たり、其子三十郎家督を得て、大納言家重公〈惇信院殿〉の御能の御師範たり、揔じて猿樂の舊家を御糺被成、四座と御定に付ては、御家の大夫元被仰付たるものなれば、觀世を以四座の第一とし、金春舊家の最上なれば、第二に立らる、斯る譯故、四座の大夫兩人づゝ、南都の薪の能は、觀世は御免にて江戶に在、依之殘り三人兩人づゝ、相勤、觀世が夏より冬迄、百日の間休息の御暇給はるを以、百日以後出勤御目見の節、五色の合せ小縷を獻上す、此儀關ヶ原御陣の時、諸手へ軍用の爲、合せ小縷を御渡しの時、觀世此儀を蒙り、諸陣へ配りたる此吉例なる由也、諸軍陣より觀世小縷を、是れへも〱と申詞にて、觀世縷の名を得たり、正月御謠初に初手をうたふ御吉例の御祝として、御肩衣を脫て賜ふを以、伺公の面々不殘、肩衣を取て觀世にあたへらる、〈〇中略〉

寶生大夫が家は、元觀世が一族、是も服部氏にして、其元祖は觀世が弟子也、其後觀世が庶子を送り、家を相續せしめ、かゝる事故、觀世が流儀に元來は替る事なし、古將監若き時は、元祖七大夫上手なれば、是にたよりて藝をみがきたり、達人なれば、古來よりの上懸りに、七大夫流の下掛りを加へて、己が作意を交、新規一流のものとなり、其加へ取交し事をのけて見れば、觀世流にして諸も左の如し、將監才發の上手なれば、世に觸るを以、其家に道成寺の傳なき故、其時分の囃子方の

名人どもへ頼み、一流の道成寺を興立せり、笛庄兵衛、小鼓小左衛門、大鼓九郎兵衛、太鼓惣右衛門と申合成就す、將監嫡子九郎是後の將監也、世間上手にして、常憲公〇徳川綱吉御代、世に名高し、次男は觀世の家督左門也、三男寶生大夫とて、越前家の大夫也、後浪牢して奥州岩城に住し、晩年又江戸へ出、當時の寶生大夫を指南す、後の將監嫡子主馬、次男嘉内、共に年若にして死す、故に三男造酒之丞は、加賀の家の大夫に出し置しが、是を副子にして丹治と改號し、將監病死して、渠家督の處に、是も早世し子なく、其姉聟たる寶生新次郎が子を以家を立る、是當代の寶生也、金春、金剛は、足利將軍家の大夫にして、秀吉公、御當家樣〇徳川迄の大夫也、中頃信玄の大夫にして、當御代別て御大夫也、大藏も信玄の大夫也、日吉大夫は信長の大夫なり、

金春大夫が家は、猿樂の開基樂頭大和圓滿が子孫也、圓滿が時、能數六十番を定む、後世に至り、其數次第に增益して餘多に及ぶ、中頃は是を業とする者、國々より出て、弘治永祿の頃には、大夫たる者十六家あり、此十六家の流義を、元祖七大夫には、不殘傳授したりと云、十六家今は退轉して、日吉、梅若、春日等のみ、家衰る儘にて殘れり、かゝる譯を以、金春が家にて、今に至り六十番の外を用ひず、〇中略金春が家、川勝大臣より近代の八郎迄、五十一代に及ぶ舊家也、八郎が父を七郎と云、其父を大夫といへり、渠に男子餘多あり、嫡子八郎家を繼て後及遠といふ、次男金春源左衛門脇一色を勤む、是より脇師の家別に立、三男大藏大夫と號す、渠は武田信玄の大夫となり、甲州に行、其子後大久保十兵衛と號し、御家へ被召出、御郡代を勤、石見守に任ず、死後譯有て滅亡す、三男大藏源左衛門大鼓の家と成、入道と號す、四男大藏彌右衛門狂言師となる、及遠が子七郎嫡子にて家を繼、次男惣右衛門大鼓の家となる、七郎が子八郎家を繼、是後の大大夫なり、渠己が次男を以、大藏大夫が家の絶たるを重て執立る、其子大藏求馬、父の跡を繼てツレたり、常憲公〇徳川綱吉御代御奥に被召出、大久保十郎兵衛と號して奉仕し、享保十年の後、御願を立御暇を給り、奈良へ引越

す、渠大藏の跡目に、弟庄左衞門を立置を以て、當時其後庄左衞門也、三男金春三郎右衞門大鼓の家となる、是大藏源左衞門弟子也、次男金春又右衞門大鼓の家たり、是一流の者家衰たるを執立たり、後の大大夫が嫡子七郎、本家相續して、其嫡子近代の八郎德喜也、○中略

○金剛大夫は、坂戶家と云ふ、圓滿より六代目の家にて、大和の內坂戶四百五十石を領す、天正の頃の金剛は、小牧合戰に、三好秀次の軍に從ひ、敗走の時は、只一人秀次の供して討死す、其子なく、千葉の家の者を以、名跡を立る故に、金剛が家は千葉の支流といひ傳ふ、渠關ヶ原の時、石田三成に屬せしに付沒收せられ、代々の坂戶領地を失ひしが、藝者の事なれば被召出、御藏米三百俵を賜る、其子世に鼻金剛といひし上手也、別て働能に秀づ、或時是界の能の工夫を、厠に居ながら案じたる、其形天狗と成しほどの心を附しものにて、面數舊家なれば多く持傳へし、其面は金春が家の面を借て勤む、能畢て直に返したりと、又家寶に尉の面、不動の面抔、六十六面の內にして、別て大切也、不動の面は、元來野寺の本尊の御頭なるを面に直して、調伏曾我に掛る、此面を掛て鼻に障るといふて、裏の方を削りしが、彌鼻に障、痛み甚しく鼻を損ず、是かの異名となる、權現樣御旨に叶ひ、每度御能被仰付、金春に續て舊家なれば、四座と御定の一座也、○中略

○喜多七大夫家は、舊家にあらず、慶長年中、元祖七大夫は、鼻金剛が弟子にて、其父は堺の蛇谷に住せし翁屋也、廿七歲の時、大坂御合戰にて、夏御陣也金春の大大夫と共に大坂へ籠城し、五月七日、眞田左衞門佐に伴て、將軍家の御備へ伐込、大大夫は馬上、七大夫は步行也、大坂落城に及び、兩人ともに落去て、大大夫には、藤堂和泉守常々目を懸らるゝに付、藤堂方へ走り入て隱れたり、七大夫は大和の方へ逃行しが、其道にて柳生但馬守通り合せしが、是を賴まんと行向ひたり、但馬守甚叱りて退かしむるを以、夫より因みの者を尋て、是に便り隱れ居たり、將軍家には、渠が功なる事を御憎みにて、見付次第成敗せよと仰有しかども、兩人ともによく隱れ課せり、其後御能の度每に、

渠が藝を思し召出され、太閤御代、渠が業を上方にて、毎度御覽有しに、其內に淸經の能、すご〳〵と還幸なし奉るとの所の所作、下間少進と、大大夫と、七大夫が三人仕分たる事共を、思召考られける時、藤堂には大大夫が恩免の事を相願ふを以、御免にて被仰出けるは、七大夫は何方に罷在ぞ、御能被仰付御覽有度と上意の時、柳生申上けるは、某渠が居所當所御座候得ば、尋見申さんやと申上らるに付、尋來れとの仰を崇り、大和在所邊にて尋出し、則呼下すを以被召出、七大夫義、元藝を鼻金剛に習て上手となるを以、金剛と一所に可罷在由被仰付同居す、數年の浪々なるを以、一世一代の勸進能を勤むべしと、御免にて勤之、千兩の金子を得たり、此時の金剛は若輩なれば、當時其家內にて、七大夫盛なるを以、其座付の脇師高安太郎右衞門には、金剛が方の邪魔害成事を思ひ、是非とも外宅せよと强て申、七大夫を外へ移す、其段公儀より御咎め有を高安申ひらきたり、然れども兼ての御下知を用ひざるを御怒りにて、三百俵を配分可仕との上意に付、今に毎年貳百俵づゝ、七大夫方へ送ると也、尤高安がゝる執持仕候事不調法なりと、御切米百石の內、四拾石被召上、別家と成る迄は金剛名目也、〇中略元祖七大夫若輩の時器用なれば、右の諸家へ便りて、學びたりし程の手際と見えたるに、若輩の時より見劣るを以、其節白狐大夫と異名す、夫より少し前に金剛が、弟子と成、是よりめつきりと上手に成し故、喜多七大夫が家は、金剛流にして、元祖七大夫には、中頃金剛が家を持たり、

〔猿樂傳記下〕日吉大夫の家は、江州坂本日吉の神事を勤る氏神の末なり、觀世、寶生が下の地謠に日吉多し、其本家は日吉權大夫といふて、津輕の家に仕ふ、其子も彼家に勤む、はじめの權大夫は、寶生古將監に多く傳授を敎べたり、當時は却て寶生の弟子と成、信玄太閤御當家〇德川のはじめ迄、藝に名高く上手成と呼れしが、末斷絕、日吉も其末如在、山崎に居たる吳松大夫といふもの、末もなし、渠は太閤の御旨に叶ひたる者なり、

梅若大夫は、其家一流にて、先祖信玄の大夫也、太閤の御代、御先代以來の知行故丹波に住し、權現樣御代になり、四座の家立、猿樂も相極候由承り及び、江戸へ罷出、被召出度よし願ふ處、四座と大夫も定りたる上なれば、百石被下、觀世座のツレ被仰付、一族同名餘多にして、本家は梅若九郎右衛門也、

堀池といふ家あり、觀世宗雪三郎父にて、相國寺の大能勤る時、脇は觀世小次郎にて、一日の能に張良を二度、芝居より所望しければ、堀池宗實は小次郎が一弟子なるを以、宗實に是をさせたり、是其頃はワキ師と極りたる人なく、よき能をば外の大夫が勤る故也、此宗實はシテ大夫にて上手也、其子孫大夫職にて、松平土佐守殿大夫となる、

鶴屋七郎右衛門といふ大夫あり、古七大夫が門弟にて上手也、其子山田市之丞、甲府御家の大夫にして、文昭公〇徳川家宣御供申、御家人となる、父已來の傳授不殘といへども、住吉詣の亂拍子はなしと云に、此市之丞が子市十郎は、不行跡にて出奔す、鶴屋京にて扇屋也〇中略

尾州の御大夫、紀州御家の大夫澁谷が家は、七大夫が弟子、中頃觀世流と成たり、又七大夫へ立歸る、

水戸御家大夫鳥屋吉兵衛は、七大夫弟子也代々其名を名乘、功者なり、

甲府御家の大夫山田市之丞は、七大夫が弟子にて、鳥屋が子なり、御本丸へ御供申て、後御旗本に被召出、生島文右衛門と改號し相勤、〇下略

〔翰林葫蘆集六〕觀世小次郎畫像法名宗松、號大雅、

本朝以優鳴者、觀世小次郎信光、故音阿之第七子也、音阿者事於普廣〇足利義教慈照〇足利義政兩相公、尤見愛幸者也、伎究其妙、王侯之第、嘉賓之燕、登歌臺兮當舞殿、肇神頭兮呈鬼面、或作武夫桓々之貌、或爲婦人咿嚘之姿、於須臾頃千態万狀、令觀者喜怒哀樂之情、動蕩于其內、天下奇觀也、信光克傳父伎、

然而推讓於爲父之後者、而不爲焉、但以撃鼓爲之能、笛韻既揚、大小鼓聲應之、手如電掣、一鼓再鼓、衆音皆絕矣、人皆眩耳目矣、加之爲人有才智、而能問本朝神代以降之故實、復窺和歌之所諷詠者、旁搜索漢唐興廢故事、而布之於歌詞、度之於曲調、以作新聲者幾番々、衆工之中無出其右者、歲甫十五未冠、先帝花園院召之上殿、御手賜扇、時慈照相公侍上前、加手以令拜其賜、榮孰大於焉、信光其先出自服部氏、乃伊賀州之甲族也、服部有三好男、春日大明神託其長男、告曰、事神掌樂、父不可而疾卒、次男亦爾、於是父母携季子入大和州、禮長谷寺觀音、路逢一僧、爲季子求名、名曰觀世、遂詣春日之廟、獻其季子、報神之託也、因留居和州、更姓氏爲結崎氏、以掌神樂矣、結崎有好男、所謂世阿彌者也、鹿苑相公〇足利義滿所愛幸也、世阿年八十一、至普廣相公之時、其伎朝野稱焉、至音阿而大興、以故繼世阿之後云、夫優者之伎、始乎秦河勝、今爲此伎者、皆其後胤也、蓋觀世者本系服部氏也、爲神所託、不可與衆優同議焉也、

〔老人雜話 下〕觀世黑雪は宗雪が孫也、宗雪子無し、保生大夫が子を養子とす、三郎と云、黑雪は三郎が子なり、宗雪も三郎も、東照宮御懸にて、兩人共に三河にて死す、今に至て觀世の家は、御家の大夫なるは此故也、相國寺石橋兩度の大能ありしに、初度は宗雪、後の度は三郎が大夫なり、是は百年許以前の事也、脇は小次郎、大鼓は高安道善など出づ、小次郎一の弟子に堀池宗室と云ものあり、二日の能に張良を二度芝居より所望しければ、宗室にさせたり、

〔二水記〕永正十八年〇大永元年四月十三日、午刻令上洛之次、於姉小路神明見猿樂大夫上京小童也、

〔江戸總鹿子 六〕能大夫

瀧山町　金剛大夫　山王町　今春大夫
弓町横町　觀世大夫　幸町　寶生大夫
神田　喜多七大夫　宇田川町　今春八左衞門

脇師

同町　大藏庄左衞門

〔京都御役所向大概覺書 六〕能大夫幷囃方之事

京都屋鋪有之、御知行被下候能大夫、

一百五拾石　上京畠山町　金春八左衞門

一貳百石貳拾人扶持　大宮通觀世町　觀世織部

洛中住居扶持人能大夫

一松平土佐守ゟ百石ニ拾五人扶持　油小路一條上ル町　堀池庄兵衞

一尾州ゟ八拾石ニ七人扶持　室町頭下半町　金春喜左衞門〇中略

洛中住居扶持人之外能大夫

一下立賣小川東江入ル町　竹村孫之進

一元誓願寺小川西江入ル町　川勝安之丞

〔元治改正京羽津根 三〕能大夫

西洞院二條上　片山九郎右衞門觀世流　同　同九郎三郎

釜座御池上　淺井喜次郎　室町下立賣　竹田權兵衞金春流加州

東六條　宮谷直之進　猪熊松原上　寺田左門次金剛流尾州

北野下ノ森　川勝陽之助以下三〇名略　新町中立賣上　堀池平之丞喜多流土州

二條新地　竹內平七

〔明良帶錄 世職〕四座猿樂

進藤、福王、春藤、高安等脇師と稱し、上下の一流を立、

〔猿樂傳記 下〕脇師の事、猿樂起りて能興行の時、弟子にもせよ、其時々脇に用ひ、別に脇師と定むる

者なし、金春家にて、其弟源左衞門を定て、脇師に立て用ゆ、故に金春源左衞門は、脇師の祖也、春藤源七は、右源左衞門弟として家を立る故に、源の字を貰ひて名乘、後入道して友高と號す、其子を源七と呼たり、源七が子を彥次郎と云、其子六右衞門を、目腐六右衞門と世に呼たる上手也、觀世大夫京都にて能興行の時、脇能を進藤權右衞門勤、男よく大音にての大臣脇なれば、見物の目を驚かす、其次二番目の増脇、此六右衞門勤、目くされ一人の増脇なれば、見立なき所なるを相勤め、見物の感心、初度の進藤に勝れる上手との取沙汰、○中略

高安彥太郎家は、元ト大家にして、元來河內國玉藻大明神の神職也、本名横田と云、古へは高安村を領したる由、高安道善大鼓の名人にて權頭と號す、猿樂にて其業諸藝に達したる者を、權頭になさしむ、渠京軍に討死したり、是を長助と云、其子與八郎幼少に付、金剛が脇を勤る、金剛伊左衞門後見したり、其時分は大夫の外は定りたる職なく、一族門弟の內にて、相應に其業をなさしむ、笛鼓も大夫の方の傳授を請たる也、高安が大鼓も、元と金剛より出たる故、金剛伊左衞門は、與八郎成人して預り置し傳授の書を渡す、與八郎嫡太郎右衞門は脇師と成、是春藤友高が聟にして、金剛伊左衞門にも由緒あればなり、故に其弟高安三右衞門、先代よりの大鼓の家を繼、其太郎右衞門後壽閑と號す、斯て舅友高には、高安が子は嫡女の腹にして孫なれば、之を彥太郎と名付て、兩家並て脇師の家を立たり、是より脇の家にて、翁なしといふ事をはじめて、式三番の代りに用ゆ、式三番過て開口といふ業有、此兩樣脇師の家ばかりの傳授なり、大夫の業にかゝはらず脇師一分の藝也、開口には、九足の偏はいといふ習あり、小鼓あしらひ有、開口は極て高砂に添ふ、惣じて第一番目の能を、脇能と唱へ來るも、脇師のおもたる故也、翁なしも脇能の前に付、翁と千歲との法を脇一人して相勤る、是皆心持也、高安の家は、全く金剛が同流にして、壽閑脇師となり、達人也、春藤友高舅として其業を指南し、當時の脇師の家を、兩家にて立るを以、金剛又兵衞より、張良、

羅生門、檀風、鳥追、四番の能をば脇師にて勤むべしと相讓り、大口著用を許す、此時迄は紅葉狩を最上とす、斯して已來進藤も福王も是を學びたり、壽閑が子の彥太郎、後太郎右衛門と號す、是不休入道也、○中略

進藤が家は、元山科の百姓にして、元祖權右衛門謠よく大音にて、脇能のワキに出て見事也、觀世大夫是を引廻し、每度我能の脇をさせ、上洛の時、二條御城にて藝よく出來、御旨に叶ひたり、此御能惣猿樂相詰居皆見物す、春藤友高、高安不休評判して、渠は油斷のならざる者也、素人にもかゝる者ありと讃美したり、是より藝益募り、觀世座の脇の家に定りたり、其弟久右衛門も、藝よく男よし、然るに兄權右衛門病死故、其家を繼て觀世座たり、觀世事御家の大夫にて、其座の脇師なれば、公邊もよく勤めたり、○中略

福王が家は、元來武士也、足利將軍の時沒落して、觀世が弟子となり、つひに猿樂と成、觀世が脇を勤るより、其座付盛なるを以、謠迄觀世と同流也、其福王をば、福王豐後といふ、是に子なし、然るに太閤の五奉行の內、長東大藏少輔、關ケ原の時、御敵の張本人列なれば、切腹仕るを以、其妾流浪して、豐後が方に來り住す、是懷胎なれば頓て男子を產、豐後是を養育して己が子とし、福王茂右衛門と名付、脇師の家を繼しむるか、ゝる事故福王が家は、長東が子孫と世にいふなり、

〔老人雜話 下〕小次郎は信長の時分脇上手也と云、信長の初の比なり、小次郎が嫡子に彌次郎と云あり、是も脇の上手にて、小次郎に劣るまじと云、是は大德寺やらんに能ありて、歸るさに僕に殺されたり、勝れたる男色にて、其弟に了室と云あり、近比まで存生す、是は脇は下手なり、

〔翁草 百四〕昔日江都御能に山姥有り、脇は進藤權右衛門とかや勤之、然るに脇名乘濟て、サシへ掛るとき、胴忘れして如何ともする事なく、さらぬ樣にて狂言坐へ向き、その人の渡し候か、……善光寺への道敎へて給候へと云、則鷺仁右衛門罷出て、是は思ひもよらぬ事を御尋候物かな、都

を出て漣や、志賀の浦舟漕れ行く、末は荒乳の山越えて御尋候へと答ふ、念頃に敎へて給り祝著申候と云て、夫よりサシを謡ひ出せしとなり、流石脇も狂言方も、功者の出會故、少しも動顚の色もなく、却て摸樣に成り去ほらしかりしとなり、胴忘れの事は、隨分功達の上にも、間々有事にて耻にあらず、

〔耳塵集上〕一高安友之進といへる能の脇師名人のきこへ有大坂道頓堀にて勸進能有し時、初日の前日友達をいざなひ舟遊びに出、酒にみだれ放埒の體也、折ふし京より津田三益といへる醫師、見廻に下り同船に有しが、友之進にむかひ、此度の能御身獨の目當也、則明日は初日、然らば今日はきんがく有べき處に、油斷の體、明日の初日大事ならずやと異見ありしかば、友之進答て曰、初日は大事のものにてはあらず、大事は常の稽古にあり、稽古の時、魂を入能覺へ込、初日はわすれて出るなり、初日を大事とおもへば、我藝にあらずと答へければ、三益感じ入たるとなり、

〔江戸總鹿子六〕脇師

靈巖島　進藤權右衛門　　木挽町つきじ　寶生新之丞

京橋南四丁目　春藤源七　　源助町　高安彥太郎

弓町　福王茂兵衛

〔京都御役所向大概覺書六〕能大夫幷囃方之事

洛中住居扶持人脇師

一尾州ゟ現米四拾石　小川中立賣下ル町　小坂井宇右衛門

同悴勘左衛門

一松平加賀守ゟ金五枚　天使突拔魚店下ル町　春藤万右衛門

一同金三枚　間之町夷川　長村林右衛門

一同金三枚　　不明門佛具屋町　　宮川七郎兵衛〇下略

地謡

〔人倫訓蒙圖彙二〕地謡　謡は日本の遊興の隨一なり、作者多くあつて、神祇、釋敎、戀、無常、唐土、日本の古事、古歌、古詩の意、すべて士農工商のことわざ、幽玄鬼神のことにいたるまで、つくさずといふ事なく、詞を和、和語を以てつゞり、枕詞たくみに、詞の縁を第一とせり、神事祝言の場、遊宴の座敷におゐて、これをもてあそばずといふ事なし、國家泰平の調子、憂をさり老を若やぐの功能有て、誠にめでたき様なり、

〔雍州府志八古蹟〕芝居〇中略　助能大夫之音者、十人或二十人同音唱之、謂地謡、

〔花傳書三〕一地謡をうたひ候時、扇をばさかてに持、かなめにてそとこゝろの拍子をうつべし、拍子高くうつこと有べからず、

善通

〔殿中申次記〕四月〇正月

一公家、大名、〇中略　一善通士、　觀世大夫

右御對面之次第、〇中略　五番に公家と申入て公家衆被參、其次に陰陽師つゞきて懸御目、其後善通士と申入て善通士參、其後觀世と申入て、御障子を内よりあけ申て、於庭上懸御目也、〇中略觀世大夫、同三郎父子に御服被下之、當年始被下之、

〔大内問答〕一觀世大夫と田樂の次第は如何候哉の事

まへ〳〵より觀世大夫は、田樂よりうへを仕候、然に近日上意の趣は、御當家の御事は、等持院殿様〇足利尊氏より始申也、然者田樂は増阿彌、觀世是阿彌被召出間、觀世より田樂は前たる故に、田樂可進申候旨被仰候、右京兆我等言上之趣は、年久義は不致存候、普廣院殿様〇足利義敎　東山殿様〇足利義政以來は觀世進申旨雖申上候、無裁許、田樂を被召出候、定而觀世も先規の次第追而可申上か、次第は此分候、

〔宗五大草紙上〕大酒の時の事〈同殿中一獻の事〉

一同時〈〇大酒ノ時〉猿樂田樂、其外遊者に折紙遣候事、亭主よりなれば無是非候、客人より被遣候をば、誰がし殿より亭主のきかれ候やうに可申、是故實也、公方樣にて御折紙被下候ば、御能はて、うたひ申候時、かならず大夫に被舞候て後、勢州の役にて被遣候、大夫御折紙を深く戴き懷中致し候、私ざまにても同前、又私にて要脚を持て出候て遣候事も候、それは五百疋、三百疋、百疋などの時の事也、千疋とも候へば、折紙に書て遣候、但し千疋より內をも折紙に書候事、又大夫に千疋、總座へ千疋など、折紙二被遣候事も候し、大夫に五百疋、役人により三百疋、二百疋などかはりて、金仙寺などにて被遣候事も候し、又諸大名へ御成の時は、萬疋被遣候、其時舞臺の兩に五千疋宛つまれ候、五百疋づゝ兩の手に引さぐるやうにこしらへて、大名の內衆器用もよく、隨分の仁十人持て被出候、又折紙にて被遣候事も候歟、此度承候へば、島の公方樣〈〇足利義稙〉畠山式部少輔所へ御成の時、御供衆の末々の人、同名の衆持て出られ候、舞臺の兩に五千疋づゝつまれ候由承候、不審に存候、同名備中入道瑞笑、たしかに大名內衆隨分の仁持て被出置候を、座の者樂屋へはこび候由記し置れ候、

一殿中にてしげき能の時は、觀世に三千疋づゝ被下候由候、又被下候はぬ時も候し、又正月松ばやしの時は、しゆらいに萬疋、當日萬疋被下候し、御臺樣よりは御服十被下候、前にしるし候如し、きとしたる時萬疋被下候、

一慈照院殿〈〇足利義政〉御時、觀世窮困之由聞召されて、大名衆に扶助有べき由被仰候時、畠山殿〈德本〉にて能をさせられ候て、千貫被遣候、庭面の座敷に千貫つまれ候て、戶をたてゝをかれ、能はてゝ折紙をつかはされ、さて戶をあけられたる由、うさぎ大夫物語致し候し、いらぬ事ながらしるし候、〈〇中略〉

一殿中にて能させられ候時は、必近江猿樂兩人、田樂二三人、御前の通の御えんの下のしらすに、敷皮を敷て祗候致候而、能をほめ申候、正月松ばやしの時は、各一重被下候、又能いま一番などは、公方樣直に被仰候事も候、又公家御相伴衆など被申候事も候つる、御供衆伊勢守なども同前、古しへは御縁より下へおりて、御供衆など申されたるとて候、近來はさも候はず候、

一同時小袖ぬぎの事、御服被下候へば、必大夫いたゞきて、すはうの上に打かけてきて、くれはのきりを舞候て、さてぬぎ候て、左のかたにうちかけて、御さかもりはつる迄候、又舞申候時も、かたにかけながら舞候、御服出候へば、公家大名御供衆申次、其外御通りに出たるほどの衆、かげにて小袖をぬぎ、舞臺へ一人宛持て出候ておき候を、座の者取候て樂屋へ罷候、又わたくしざまにても、亭主のぬがれ候へば各ぬぎ候、客人よりはぬがぬ由申候、一度に二ぬぎ候事も、常の事にて候、大夫一人にも、各つかはし候、又座の者などにも、必ざし候てもぬぎ候、金仙寺にてしげく小袖ぬぎの候ひし時、我がぬぎ候、おの／＼はぬぎ候まじきなど申され候て、一人ぬがれたる事も候、

一すはうぬぎの事、是も殿中にては御直垂出候へば、各ぬぎ候、前のごとく舞臺へ持て出候てをき候、翌日大夫其外座の者持て廻候、御ひたゝれの事は申にをよばず、めん／＼などは要脚に上下をそへ被遣候、私にても同前、すはう肩衣など、ぬぎてなげ候事あるまじく候、

一能半に何にてもつかはされまじく候、さ候へば、大夫めんをはづして戴き候間、しあはせ大事と申候、〇下略

〔家中竹馬記〕一慈照院殿〇足利義政御成始には、觀世大夫能を仕て、万疋舞臺に置るゝ也、其趣は五貫づゝ並たる中を繩にて結て、左右に拾貫引さげて、拾人して持て出る也、白砂の上より舞臺にをく、正面には不置、大夫則罷出て御禮を致して、其後座之者執て行也、翌年の御成よりは、勢州貞親の異見にて五千疋被下也、其謂は三職幷國持れたる方は、毎年の御成に毎度百貫也、今當方〇土岐

は濃州一箇國也、五十貫可ㇾ然と云々、諸家の爲とて被ㇾ申也、是も舊例を存せらるゝ儀なるべし、其頃觀世大夫が父音阿彌もあり、然間能はてゝ、音阿彌に二千疋被ㇾ下、是は折紙なり、每年如ㇾ斯、御成之時、觀世に被ㇾ下祿此定也、私ざまにては是より減じたらんも、不足にては有べからずと云々、又諸家の內者などは、其人によるとみえたり、但別して扶助を加ふる時、彼引懸入ぬ事也、

〔大館常興日記〕天文十年正月十四日、綠阿爲御使來臨、觀世四郞足袋御免事申候、かやうの者には御免などの御儀無ㇾ之事候哉、樣體具可ㇾ注申上由仰也、如ㇾ此輩はきと御免など、御ざ候御事不ㇾ承候、乍ㇾ去就所勞之事にて候はゞ、たれ〳〵にても申候て、以其心得內々得御氣色ははかせられて可ㇾ然存候、きと御免などの御儀は、不ㇾ承旨言上仕也、

〔落穗集追加七〕乘輿御制禁の事

一問曰、乘輿は以前も今時の如く、御吟味强有ㇾ之たる事にて候や、答曰、只今とてもと申內に我等杯若き頃の義は、乘輿の御制禁別て稠敷有ㇾ之たる樣に覺へ申候、〇中略今時の御免駕籠杯と申物は無ㇾ之也、其節も四坐の猿樂共は御願申上、老若をかぎらず竹輿を御免被ㇾ遊けれ共、一同に黑く塗りて乘り申義は、外々の竹輿に紛れ不ㇾ申樣にとの義に有ㇾ之と也、

〔難波江六〕三番叟

鳥駕籠　亡友吉見儀一ノイヘルニ、鳥駕籠(タロスリ)ハ士人ニマガハザル爲ナレバ、誰ノリテモヨシ、ナレバ目玉觀世ハ、(觀世大夫元章ノコト也、目ノ玉蓋大キクアリケレバ、世ニシカ云シナリ、普觀院ト云コレナリ、今ヨリ五六代バカリ以前ナラン、)常ニコレニ乘テ、吉原ナドヘモ遊ビニ往タリトゾ、目印ニナリテ、用辨ヨロシトテナリケリ、今ハコノ高名ノ乘タルモノ故ニ、コレニ乘タキナドヽ云モノモアリ、或御役者ノ、其鳥駕籠ニ乘タシトイフヲ、或一貴人キヽテ、汝ハ年モワカク藝モ未熟ナレバ、今少シ稽古シテノレトイヘリトカ、主客コノ駕籠ノ由來ヲシラズ、タヾ目玉觀世ノ乘レルヲシリテ、規模トオモヒタルゾ、ワカシキトイヘリ、

〔御當家令條二十六〕覺

一猿樂之輩、其家之藝、常々無油斷可相嗜事、

一其藝之外、不似合不致事業、專可守古法事、

一万事可隨大夫下知、若訴訟之義於有之は、其座之大夫を以、役人迄可申進之、但大夫非義有之者、役人迄可申届事、

以上

覺

一兼而被仰出御能には、大夫所江致寄合、無越度樣可仕事、

一先年如被仰出、万事不驕儉約を用ひ、屋作、衣類、茶食物等ニ至迄、其例を承合、分限ニ應じ輕く可仕事

一其藝を不相嗜而不入武藝等を心懸義、可爲停止事、

附其藝之裝束道具之外、不入道具不可所持事、

一大名小名令參、隨意を構、不可無作法事、

一於公家、大名、高家一座は、相伴不可仕事、

正保四年

猿樂法度

一道中ニ而道具持セ申間敷事

一藝專ニ可相嗜、不似合外之藝勤申間敷事、

一絹紬可著事

一御能之時分、大夫方江參謂合可仕事、

囃子方

一惣樣共ニ若黨召連申間敷事

寛文八年申五月八日

〔御當家令條三十一〕覺○中略

一町人舞々猿樂は、縦雖ㇾ爲二御扶持人一、向後刀さすべからざる事、

一百姓町人之衣類、絹、紬、木綿、麻布、以二此内一分限に應じ、妻子共に可二著用一事、

一舞々猿樂右同斷、但役相勤候時分は、熨斗目不ㇾ苦事、○中略

亥〇天和三年二月

〔明良帶錄世職〕四座猿樂

葛野九郎兵衞、威德源四郎、金春三郎右衞門、高安三左衞門代々大鼓の家として、小鼓は觀世新九郎、幸清次郎、笛は森田庄兵衞、一噌又六、春日市左衞門、淸甚兵衞、笹井忠五郎、貞光安兵衞、太鼓は觀世左吉、同權八、金春總右衞門、高安三郎兵衞、同晉長、俗に城頭といふ、日吉十五郎、命尾八郎右衞門、幸王傳兵衞、大供三郎、代々傳來せり、

〔秋苑日渉五〕百戲

散樂此云二沙樂一、俗謂二之能一、全浙兵制所ㇾ謂奴也、樂器有二橫笛三鼓一、以節二歌舞一、三鼓、一曰大鼓、廣二於羯鼓一而稍甚短、下有二小牀一、斜架置二膝前一、擊用二兩杖一、二曰小鼓、似二細腰鼓一、左手捧二在右肩上一、以二指拍一之作二朋肯之聲一、三曰橫胴、似二小鼓一而大、挾二在左脇下一、亦以二指拍一之、其聲甚震、三鼓並不ㇾ詳二所ㇾ始、其制與二腰鼓都曇答臘諸鼓一頗相似矣、按二杜佑通典一、唐散樂用二橫笛一、拍版一、腰鼓三一、今之三鼓蓋出二於腰鼓一、差殊二其制一耳、○下略

〔花傳書七〕一まづ囃といつは、水に物のうきてながるゝがごとくに、はやき瀨をばはやめ、ゆづかなるせをばゆづめ、謠の位を分別して、謠の文句に似合たるやうにはやすべし、惣別謠のうちをはやすに、める字はる字をかんがへ、又うたひの呂かんを聞分て、それに相應するやうにはやす

べし、文字うつり程よく聞分、字にさはらぬやうに心がけべし、又謠にかんあるふしなど打けし候ぬ樣にたしなむべし、手をうたんとての前に、手に似たる地をうたぬ也、これを手の前をいかにもかすませ囃候て、手をうてば手に感ある物也、小鼓ならばおつより打手うち候はゞ、其手の前は地をきざみにてやり、さておつより手をうち出し候へば、手にかんあり、又きざみよりうつ手をうたむと思はゞ、外の地をおつかちに、さて手をきざみより打候へば、天と地とに水きはきらりとたちてかんある物なり、謠の曲ならば呂のふしは越、かむのふしはきざみ也、かむのふしの所のては、きざみより打てよし、呂のふしよりうち出ては、おつよりうちてよし、是一大事のならひ也、第一はやしと申は、大夫を本とせり、大夫は一座の大將、花をつかさどるゑんなれば、かけるまじき所にてかけり、かけるべき所にてもかけらず、舞留るとも常になき手を、色々にかへて舞留る、謠のみじかきふしをながく引、ながき節をみじかくつめ、難曲をうたひすへ、打きる所をうたひすへ、さうにしてすぐにやり、色々樣々にわがまゝにふるまふ也、囃よくくめんをやり、由斷なく心得べし、大夫のはたらきの、いかにも〳〵よきやうに、はやしよりもてなす事肝要なり、上手たりといふ共、大夫のはたらき似合れば、藝は下手と心得べし、惣別役者は大小太鼓笛地うたひ狂言に至るまで、花の下にたとへたり、下草は花のゑんのにぎはひ、威勢ある樣にとばかり心がくべし、其心持肝要也、いかにゑんの振舞は面白候共、下草のとりあひあしければ、いかにとしてよき花とは申がたし、加樣の事稽古大方にて成がたし、より〳〵不斷のたしなみ、こゝろがけゆだん候まじく候、大夫たとひ下手にして、名人なり共、囃は大夫をうやまひ、大夫につくべし、〇中略先囃の口傳と申は、序破急陰陽の位をよくたんれんして、囃わけ肝要なり、太和がゝりは陰陽の位を、女はかせ男はかせと申也、名こそかはれども同事也、能一番の間に、次第は序にて破と留るもあり、又序の序と留るも有、或は破急ととむるもあり、是は謠のこうあんをよくわきまへ

て分別すれば、きこゆるものなり、
一囃のはやきと、かろきと、しだるきと、しづかなるとは、大なるかはりにて候、かろきと申は、のりてよきつにするく／＼とゆくを、かろきと申候、石車にのりかた拍子にさきだつを、はやきと申候、しづかなるとは、のりてよき位にゆくさきだゝず、おとへもさがらず、ゆる／＼としんにゆふをあらせてはやすを、しづかなると申候、しだるきと申は、位うたひの跡へさがりたるを、しだるきと申なり、これおほきなるかはり也、〇下略

〔花傳書四〕四日の能の囃やうの事
一初日は二日の手を殘し、いろよき花の、つぼみたるやうにはやすべし、
一二日めには三日めの手をのこし、きのふまでさかざりし花の、けふやうやくかつさきたるやうにはやすべし、
一三日目には四日めの手をのこし、きのふまでかつさきし花の、けふはさかりとみゆる樣にはやすべし、
一四日目には春をおしみて、さき殘る花のみな咲みだれ、木々の木ずゑ、四方の山々も色めきわたり、人のこゝろもうきたつやうに、おしますのこす手をつくし囃べし、四日のはやしやう、おほかた如此はやすべし、五日めもあらば、其人の手がら次第に囃すべし、かくいへばとて道にゆるさゞる事、第一のひが事也、五日の能といふ事は、一切なき事にて候、四日の能も近代さだまり候、昔は三日より外はなく候、
一よろづのなり物、身なり肝要也、身なりかまへあしければ、見にくきものにて候、第一のたしなみとは、身なりの事にて候、
一ねいろをわすれてあぢを忘れ

一身なりを忘れてひやうしをしれ、もろ〳〵のくせのなき樣に、第一のたしなみ也、〇下略

〔花傳書 二〕一御前のはやし、小座敷などにてのはやし、またわたましなどのはやしの時、雙調の舞には吹はらはぬならひなり、

〔習道書〕申樂一座人數、其役々習道次第、〇中略

一鼓の役人の心うべき事、既にうちたて、いまだしての一聲、きし事をも云いださぬまでは、我力なれば、なにをも一心のしてにまかせて、せいひようおんりきの手かずをつくして、はやしたつべし、さて次第々々舞歌二曲、物まねにいたりては、わたくしあるべからず、しての心をうけて、二曲をはかせにて事をなすべし、これさるがくつゞみの道なるべし、大こなんども、おなじ心なるべし、凡なにの大こなりとも、うちたてはらんしやうなるべし、

一笛の役者の事、當座一會の序破急にわたりて、調感をなす一大事の曲やくなり、さるがくいまだはじまらぬ以前に、しばらくふきしづめて、初樂卽座の當感をなすやく也、既に舞歌にいたりては、しての音聲をきゝあはせて調感をなし、音聲を色どるべし、爰にふえのやくしや第一心えべき道あり、抑笛と申は、調子の器物なればふえをほんとすべき事、せひなけれ共、一座の成就をなすべき事、別の大事あり、樂人のふえなどにはかはるべきこじつあり、申樂笛の心と者、しせん爲手の音聲にてうしのすこしかりさがる甲乙あるべし、それにふえをほんなればとて、本てうしのまゝに、心もなくふきとをらば、しての音聲と、笛のてうしと、ふどうなるべし、しからば當座の音感ふけうなるべし、さるほどにたゞしてのこゑのにほひにおうじて、少々とてうしをこゝろえて、てうかんを色どれば、一座のてうしちがふとはきこえず、たゞぶいなる音感なるべし、又爲手の調子のすこしきかりさがる事、是又さのみふそくにてはあるべからず、せうみやう、さうかなんどだにも、すこしてうしのかりさがりはあるもの也、さるがくと申は、一切の物まね、祝言、

ばうおく、れんぼ、あいしやう、うらみ、いかり、まひ、はたらき、如此の音聲さま〴〵なれば、おぼえずしてゝうしのかゝりさがる事ある也、ふえふきも、この道を心えて、しての音聲にしたがひて、このこしつをもて、ねをさぐりて、さて舞歌のひまのあらんところへ、本調子とねぢあはせて、人にはしらせぬやうに、てうかんをつなぐ事、是申樂笛の道なるべし、

一さるがくは、物まねの氣轉によりて、萬聲にかはる音聲なれば、てうしのすこしかゝりさがりあらんは、さらにしてのふそくにはあるべからず、昔大和さるがくに、名生と申笛の上手ありし也、京極の道與入道殿佐渡判官云さるがくのあひのぶるは、わるき事なれ共、このめいしやうがふえをきくほどは、時節のうつるをもわするゝぞと、かんぜられたるほどのふえの堪能なり、ある時、神事さるがくの當座にて、爲手のとうりやうと、わらんべと、論議を歌ふ時、そのときのてうしらんけい也、若聲はいまだわらんべ聲にて、盤式かゝりにかゝりてゆく、しての聲はらんけいなり、それにかず〳〵の論議をうたふほどに、兩人のてうしふどうにして、ぶけうになるべかりしを、かのめいしやう、笛のてうしをば、もとよりのらんけいにふきながら、若聲のかたをば、てうしをすこし心して、はんしきかゝりに色どり、してのかたをば、ほんてうしのらんけいにふきて、たがひの音曲ふいにきこえて、當座もおもしろかりき、さるほどに、かやうにふくとは、一座にきゝしる人もなかりしを、そのしてのちに名生にむかて、今日のふえ、ことに〳〵しんへんにて候つる也と、ほうびしたりし時、めいしやう申やう、きゝいだされまいらせたれば申也、老聲若音の論議のてうしのこじつ、ずいぶん仕立候也と申たりき、是はしかしながら、老若の拍子をかへて、色どりたるゆへに、老若のてうし一音に連曲して、不意音文に成就しぬ、是則をさまれる世の聲に相當して、安くたのしむこえだてやあらん、然ば如此、いにしへの役者の上手は、たゞ一座のしてのかんをほんとして、卽座一けうの成就をなして、當代までの手本ならずや、詩序云、治世之音、安以樂、

笛

〔花傳書入〕一笛は第一十二しやうかをおぼえさせよ、第二手うつりをなをせ、第三鼓をおぼえさせよ、第四うたひをおぼえさせよ、第五仕舞心を知せよ、とかく第一仕舞心なくば、手のふき所いろゑどころそばつらなるべし、音は漸々に入べし、返々ほそ竹にて吹ならはぬ物也、縱シか〳〵ならず共、ふとき竹にて吹ならふ事肝要也、

一大小共につゞみをしへやうの事、まづかまへ、くせ、手あたり、やごゑにかまはず、數をほんにおぼえさせて、小つゞみうち覺たらんとき、手あたりをなをせ、手あたりにて鼓の音ちがふもの也、それにてひときはつゞみあがりてきこゆるもの也、さて其次にかまへをなをすべし、又かまへなをり候へば、ばつくん鼓見事にみへ候物なり、そのつぎにくせをなをせ、そののちにやごゑをなをすべし、つゞみあがり候程、自然とやごゑはひとりあがる物也、さて如此段々になをしあげ候てより、あぢ位をつたふべし、まづ〳〵大方の次第此分也、はじめ初心より何もかも一度になをし候へば、それにかゝりてつゞみあがらぬなり、又をそくなをし候へば、くせ身なりなをらず候、見あはせの時分かんようなり、

一太鼓をしゆる事、是も大方つゞみと同前なり、先はじめ二三番程おぼゆるうちは、よろづをなをさずしてうちおぼえさせ、心付候時分に、ばちの持やうかまへをなをし、さて其後かけごゑをなをし、其次にくせをなをす也、はやくくせをなをし候へば、それにひかれてげいはあがらぬ物也、其後所々に手をうたすべし、はじめの地たしかにおぼえざるうちに、手ををしへ候へば、太鼓のかゝりあしくなり候、扨漸々こうゆき候時分に味ををしへ、あぢ大形ゆきたるおり、ふし位ををしゆべし、かやうの段々見合肝要なり、

〔人倫訓蒙圖彙二〕笛　横笛と號す、〇中略當世笛吹は森田庄兵衛、春日市右衛門、一噌八郎右衛門、庄田與兵衛、其外略之、

〔猿樂傳記下〕一噌が笛の家、先祖を一噌といふて、豐後の者にて、初備中屋と云者也、笛の上手にて京に上り吹を以、牛尾といへる吹手を音を入たり、其頃笛庄兵衛、木野など、云上手も在しが、其跡はなく一噌流今に傳來す、○中略

森田庄兵衛が家は、素人にて森田長藏と云上手なり、二條御城にて被召し時十六歳也、若輩にて上手なりと、渠を小笛と御呼に付、小笛といふ稱となる、其子庄兵衛若くして上手也、渠咽に瘡付たるを押て病氣と申立、逼塞せしむ、其子を以庄兵衛と名乘せたり、是又笛上手世に鳴る、父其逼塞して後、入道して宗善と呼、京都に住居せしむ、常憲公○德川綱吉被召出に依て、罷下り御用を勤む、燕尾をかぶり長袴にて著座す、蓋し業熟して名人也、其子庄兵衛が子當代庄兵衛也、

春日市右衛門が家は、河內高屋の城主、畠山照高の臣鹽川口兵衛と云、三四千石領したる者也、畠山家亡て浪人し、其節常に嗜の笛を以て世に交り、つひに業となり、其子市右衛門續ぎて家業とし、東照宮に御目懸られ、汝が笛面白く、息の長き事、春の日の長閑なる如くなれば、春日と號せよとの上意により、春日と號す、初め長命清左衛門が弟子なり、○中略

長命清左衛門家は、猿樂起りの時分より笛の家也、子孫清左衛門が家本家也、枝葉茂り謠狂言ともに分れたり、簑笠之助と云ふ者、初は長命平大夫といふて狂言師也、渠伊賀の服部の末の者故、服部と改號、其子孫簑笠之助と號、無役にて寶生座に居たり、長命清左衛門南都に住して、一噌が世に鳴り習ひ多を聞及び、京へ來て毎日毎夜田舍者の姿にて、一噌が家の門外に彳み、笛の稽古を聞、一噌是を怪しみ南都の長命なりと見屆、內へ招き入、其上に渠が笛を所望し、己も吹て聞せたり、長命かくして一噌が習ひどもを聞取、上手と成を以、春日市右衛門を取立しが、子孫に及び笛衰へ、金剛座に付て、當時清左衛門家、何となく却て春日が弟子と成、彼一噌が方へ行し清左衛門が、六番目の弟長命兵助、是を金剛座へ入、子孫あり、渠は尾張の御扶持を得て、第七の弟長命權

之丞といふて狂言師也、長命は元一流の家にて、古へは大夫をも勤めたり、
貞光安兵衞笛は、永祿の頃、京西の岡に、貞光久左衞門と云笛の上手あり、三好の一族に從ひ京軍に討死す、其跡絶たるを、金剛方より寛文の頃取立て、其貞光所緣の者とて、貞光安兵衞と呼て、彼の笛の家を興す、渠小鼓は庄兵衞に稽古に付、今は小笛の家の弟子也、當時の安兵衞は其弟子にして、金剛が座付也、其子は小八郎、

一書に曰、能笛に四流あり、所謂一噌流、森田流、(庄兵衞流といふ也)春日流、湖流(尾州家にあり)等也、中村一噌といふ妙術あり、一噌流の始祖也、森田氏もと大森氏なり、毛利元就の臣宍戶伯耆守笛に妙を得たり、醫師何某に傳ふ、天正の頃、大森庄兵衞七歲より醫師に習ひ、妙を得世に鳴る、是森田の始祖也、

〔堺鑑下〕惠藤源左衞門
北莊矢藏下町ノ住人也、中村備中入道一噌ノ笛ノ弟子ニシテ、其妙ヲ得タリト云リ、所持ノ瓦落ト云笛ハ、當津常樂寺ノ僧成就坊ノ什物、管絃ノ笛ニテ有シヲ、惠藤所望シ、一噌ノ指圖ヲ受、京指田ニ直サセテ、亂舞ノ笛ニ用ト也、其後常樂寺ニテ能アリシニ、此笛ヲ吹ケレバ、金堂ノ軒ニ響、瓦落ケル故、笛ノ德世ニ聞、近衞殿ヨリ記ヲ被遊、瓦落ト名付玉フ名管也、此笛ヲ弟子藤田淸兵衞ガ手ニ渡ス、其後尾張大納言義直卿扶持人ト成由也、

〔八水隨筆〕森田庄兵衞、(後宗與といふ)尾張樣にて御客の節、松風のはやしあり、各支度出來ける時、庄兵衞見へず、御座敷よりは早くはじめよと、度々仰下されけれども、庄兵衞見へず、所々尋ける時、程過てふら〳〵出來れり、みな〳〵せりたて、いかゞ〳〵といはるれども少しも動せず、二便滯れば業ならず、頻にはらもちあしくなりし故、隱處へ行しなり、只今腹くつろぎ返たり、是にてもまだ笛はふかれず、今少またれよと云、元來庄兵衞は不足の質故、各彌せきたち御催促度々にて、上の

御機嫌甚惡しく、辨へもなき男とて叱かりければ、なを〳〵さわがず、各もそのせきにては氣たたりて、必定松風の位には至るまじ、今少し心を落し付て出たまへ、尾張樣の御機嫌に違へば、御出入を止らるゝ、計、藝者の一藝を仕損ずるは、一世のみならず末代までの瑕瑾なりとて、たばこ盆引よせけるに、各あきれながら、尤なりと感じけるとなり、此松風シテは喜多七大夫、大鼓葛野一郎兵衞、小鼓幸五郎次郎と割て、殊の外出來、尾張侯にも委細聽しめし、庄兵衞を褒美ありしとなり、

故一叟又六、諸侯方にて能ありし時、融を吹しに俄に雷動しければ、盤しきを改めて黄式にふきたり、人々如何のことゝ云しに、雷の調子ばんしきなる故吹かへたるとなり、

〔江戸總鹿子　六〕笛

八丁堀　春日市右衞門　三十間堀一丁目　森田庄兵衞
京橋南四丁目　一噌六郎左衞門　三十間堀三丁目　篠井忠次郎
源助町　長命吉右衞門　山下町　大藏助右衞門
源助丁　長命清左衞門　瀧山町　竹中庄次郎

〔京都御役所向大概覺書　六〕能大夫并囃方之事

洛中住居扶持人笛吹

一八拾石　尾州ゟ　上立賣室町西江入ル町　藤田六郎兵衞
一金五枚　松平加賀守ゟ　室町上立賣下ル町　山本甚右衞門〇下略

〔元治改正京羽津根　三〕笛

室町丸太町　森田流加州　杉治郎助〇四人略　堺町竹屋町下　平岩流仙臺　平岩勘七〇三人略
下立賣油小路西　一噌流　三村勝五郎〇一人略

〔人倫訓蒙圖彙 二〕鼓　鼓に大小有、小を小鼓と稱して大の上に座する、大鼓(おほつゞみ)は陽にして呂なり、小(こ)鼓(つゞみ)は陰にして律なり、これ陰陽和合の器なり、當時小鼓打ハ觀世宗兵衛、保生新九郎、大藏長右衛門、幸野淸五郎、大鼓ハ葛野市郎兵衛、鼓師二條玉屋町烏丸六角下ル丁、大坂ハ堺筋かはら丁、

〔猿樂傳記 下〕小鼓の傳來は、其始美濃權頭といふ、是は南都の樂人にて、拍子堪能の者也、猿樂藝世に起り、其謠物に章を付、舞ふ時は、屈伸の長短のほどを快する爲に、鼓を以て是をはやす、夫よりして笛太鼓をも取揃へたり、權頭微細ならざる者なれば、其細なる事を工夫し、小鼓を作りて打初、其深味を極む、是よりして囃子方の內にては、小鼓を表に立たり、之を宮增彌左衛門傳へ、其弟彌七郎共に傳授す、宮增は元來武士也、其父老衰に及ぶを以、戰國の仕へを止て、南都西の京に居住す、兄宮增彌左衛門、其業堪能にして、其弟子多しといへども、其中にも幸四郎次郎秀方にして、其傳を繼たり、○中略

幸流の事、先祖四郎次郎は、元春日の社人、宮增が正流を以繼、律義なる處を以流義とす、永祿の頃也、元は山州宇治に住居す、是二代目四郎次郎忠能也、天正七卯年死、其嫡月軒、小左衛門が次男久次郎より、淸次郎が別れたり、月山小左衛門が嫡子、五郎次郎家を繼て早世し、其子幼年なる故、弟の小左衛門に家を渡す故、家業を勉めて、又後見の幼子を以家を立しむ、是を幸淸次郎といふ、○中略新九郎家も宮增より出たり、觀世大夫先祖宗雪が大叔父に、觀世小次郎といへる者あり、○中略次男に了寶といふて、成長せし者小鼓を嗜て、宮增彌七が弟子と成、其小鼓の家を立、觀世又次郎と名乘、拍子利の上手也、其子孫新九郎也、其頃桑垣元二とて、名高き小鼓打あり、是も宮增が弟子又次郎より先輩也、常憲公○德川綱吉の御代初の上手也、渠御旨に違ひ、年を越て鎌倉に蟄居す、其後被召歸、寶生座に被仰付、寶生新九郎と名乘たり、其嫡子新十郎、父に劣らぬ藝なりしが、繼母の詞にて父に憎みを請、次男權九郎を以家督とせんとす、傳授等は敎へず、斯る事故極傳は權九郎に許

さんと、新十郎が留守を伺ふと覺へて、新十郎他出と披露し、閑所に隱れて居しを留守と心得、傳授の事共、權九郎に傳へしを、不殘聞取たり、其後父夜行に出し、夜更て聞取たる事ども、鼓にのせて稽古し、弱法師の一聲を打て試る折から、父歸宅し外にイみ是を聞居、翌日に及び糺明せしかば、包まず忍び聞取たる由申故、家業志深きものなりとて、父も思ひ付しが、早世故家督は權九郎繼て、後新九郎と改號す、三男を寶生彌三郎といふ、觀世流の大鼓の家を新に取立たり、弟子にて指田市兵衛大鼓なれば、其與力とせしむ、彌三郎死後彥三郎跡を繼て、寶生座たり、扨新九郎後年願ひを立、家の義は觀世流と申候間、本名に復し度旨尤御免有て、觀世新九郎と名乘たり、此人中風にて其子權九郎當時新九郎也、○中略

大鼓は大藏流、威德風、三郎右衛門流、市郎兵衛流品々あり、○中略

高安三太郎大鼓の家は、高安壽閑脇師となるを以、權頭道善以來の大鼓の家を、弟三右衛門に渡すを以相續す、○中略

葛野が大鼓の家は、先祖を葛野信助と云侍也、田中と云者の鼓を傳へり、素人にて家を立る、其子九郎兵衛は、大藏宗全に便り修行し、上手となり、其頭躍の囃子に頭を取て、囃九郎兵衛と世に呼、渠紀州の御家へ御附被成、其子九郎兵衛も、上手にて江戸へ被召、觀世座被仰付、後入道して田光と號す、○中略

大鼓の大藏が家は、金春及蓮が弟大藏源右衛門始也、後入道と號す、南都猿樂にて其子道智尤上手也、其子平藏續て上手也、早世す、故に平藏が姉の子を以家を立、源右衛門と號す、是を大藏宗悅取立たり、源右衛門子の源右衛門鼓よし、然るに譯有て弟子を害し自害せしに付、其家斷絕す、故に家傳の一卷は、公儀より御下知にて金春三郎右衛門、高安三太郎方へ渡す、此兩家は大藏の弟子筋也、○中略

大藏六藏が家は、元伊勢の津の者也、道智參宮の序、六藏が大鼓を聞て、能鼓に可ㇾ成と伴ひ來り、召仕の如くにして置業を敎る、器用にして他人の傳授事を聞取打を以、行末平藏が爲にいかゞあらんと、小鼓に仕替へさせたり、○中略

石井了雲といふ大鼓、太閤御家の上手功者、其甥に家督せしむ、是を石井傳左衞門と號、紀州家に召抱らる、

威德と云大鼓の家あり、元祖源四郎鼓に達して其音高し、藝能を勤め、其頭を打し時、南大門の軒瓦碎け、地に落たりと世にいひ傳ふ、寶生座に子孫勤む、

楠田吉田といふ古き小鼓の家あり、いつの頃よりか、是等をはじめ幸流の弟子となる、

〔老人雜話下〕桑垣元二と云鼓者名高し、觀世又次郎などより先輩なり、道成寺など有る時は、又次郎よりは桑垣がうちたる事多し、桑垣は宮增が弟子にて男色也、鼓はすぐれざれども、物を知りたることたぐひなし、○中略

大藏道智は、元來猿樂の家にて、南都に居る、道意は東洞院三本木に居る、道智も大鼓の上手、道意は小鼓の上手也、拍子かけ聲鳴音、殘所なき古今の上手也と皆人云へり、道智が弟にて、年は二十計も下なれば、道意に鼓を習たるものは今も多しと也、道智が子は平藏(其子は源左衞門)とて、平藏が姉の子は源右衞門也、平藏は早世す、源右衞門鼓は大藏宗悅全く取立たり、宗悅は六藏とて、今の長左衞門父也、伊勢の津の者也、道智參宮の次に鼓を聞て、よき鼓にならんとて敎たる也、大鼓餘りに器用成によつて、平藏がために如何と思ひて、小鼓に取立つ、

大藏道智道意は道入と云者の子也、道入は今春及蓮が弟也、道意は宮增が弟子也しを、道入同心になくして、宮增が師にて美濃權頭が直弟となる、宮增は美濃權頭と云者の弟子なり、

〔渡邊幸庵對話〕大藏が家は大藏(雅名十兵衞)常慶、大藏常晉、十兵衞、又四郎、十兵衞、此五代目の十兵衞は、

二十ヶ年以前に病死す、此十兵衞昔癩病を煩ける也、二代目常音は養子也、養父常慶養子に鼓の秘曲を可敎と致處に、常慶譜代の家來にすぐれて鼓を好、しかも器量有て、はや脇にて聞取故、かれらに聞せまじき爲に、大坂へ使を申付候所に、彼者此段を悟りて、大坂へ行眞似して、板敷の下へ入聞居ける、其時道成寺、松風、猩々の鼓を敎へける、初は扇子拍子故に、聢と聞取難き所に、二度目は手にて疊を打敎へける故、板敷にこたへて能聞ける、其後家來常慶に申けるは、大坂にて鼓を習たると、打て聞せ候へば、常慶不興して委細に吟味せしに、板敷の下にて聞取たる事を白狀す、常慶甚叱りけれ共、彼が器量を感じて、重て不及咎に、是幸庄次郎と云し小左衞門が父也と云云、

〔鵞峯文集 記十一〕小鼓紫調記

夫鼓者八音之一也、論古樂者曰、鼓爲群音長、故凡奏樂則無不有鼓、本朝神樂久矣遠矣、歷朝左右伶樂有所由來也、今世俗謠樂者、古謂之散樂、或曰自神樂分、故稱申樂、其節奏亦無不用鼓、鼓有小有巨、蓋擬古之鞞鼓鼖鼓乎、申樂有四座、曰觀世、曰金春、曰保生、曰金剛、每座各有其長、稱大夫、而擊鼓者無不備焉、觀世音阿長子松盛繼大夫之家、季子信滿號小次郎、又稱權守、以巨鼓鳴於世、其事跡詳在僧周麟集、信滿有三男、彌次郎長俊、彌三郎元供、小次郎元賴是也、元供尤精巨鼓、其子曰彥右衞門豐次、其時今春座有宮增彌六親賢、爲小鼓名手、乃是豐次母之昆弟也、萬松院源義晴卿使親賢移觀世座、賜淺黃調緒、親賢改名彌左衞門、無子、以豐次素就習小鼓、故讓其家、豐次以甥續舅、悉究其秘、自是以小鼓爲家傳、光源院源義輝卿復賜淺黃調、令細川兵部大輔藤孝授之、豐次剃髮改稱宗拶、其子又次郎重次亦以家技顯、靈陽院源義昭卿以藤孝爲使价賜淺黃調、及豐臣秀吉公治世再預其賜、重次老而薙髮、改名道叱、其子曰新九郎豐勝、雖達其藝、多病閑居祝髮號宗治、以新九郎名讓其子豐重、豐重未滿成童、既有傳藝之器、宗治携之參向江府、爾來每有申樂御覽無不勤役、逐年積年手熟名顯、擧世

皆謂當時無雙也、延寶元年十一月十日、殿中有申樂、出御以前有召、而觀世大夫重清及新九郎豐重跪候大廣間簀子、時元老前橋少將源朝臣忠清、執政小田原侍從越智朝臣正則、世喜宿侍從源朝臣廣之、土浦侍從源朝臣數直列座、同朋珍阿彌載紫調於臺居其側、正則朝臣述台命曰、新九郎家藝之名彰聞、且鍊磨之嗜今猶不懈、依御感賜紫調、松平因幡守信興（時兼中樂奉行）挨拶之、重清豐重稽首奉拜謝之、豐重頂戴紫調退入樂屋、既而申樂如例、及第三番（江口）豐重繫紫調於小鼓勤其役、擊聲之響疾舒應節、鏗鏘蕩座、先是同技之中、授與紫調者三人、然其齡四十五十之間也、豐重今未及四十而蒙此恩許、可謂榮之又榮、而何大幸加焉、匪啻不辱先祖之名、可以揚子孫之顏色也、豐重與重清同祖而出自伊賀服部氏、然因其樂座之號以觀世爲氏云、余殊贊於難節、然有先人記紫調事之例、故不能拒豐重請而聞其所語、以述大概、人各有家藝勤其藝、得其名預公榮者、誰不羨之哉、癸丑（延寶元年）十二月中旬

〔雍州府志 八古蹟〕芝居〇中略 大小鼓幷太鼓能其事者被免紫調、凡大小鼓幷太鼓、以紅緒縛兩面革於筒兩端、此緒謂調、本朝貴紫色、故堪其藝者用紫、又公方家所用之鼓、以青色調結之、小鼓役者中上手人常預此鼓、倭俗諸藝堪其事者稱上手、携常所預之青調鼓出舞臺擊之、是預鼓之徵、而其人是爲榮、

〔有德院殿御實紀附錄 十七〕散樂は好ませ玉はざりしかど〇中略 鼓打ものに紫のしらべをゆるされしも、此御時を權輿とせり、其はじめ御ゆるしありしもの、なほ鼓には金春三郎右衞門、高安三太郎、小鼓には觀世新九郎、幸清次郎、太鼓は金春總右衞門等なりし、

〔翁草 百四十二〕二條大政所は、加賀宰相綱紀卿の姫君、當時の大女院御所の御母堂也、〇中略 亂舞を好ませられ、常に御うらにて、御內々女中計の御囃子しげ〳〵有り、或時御里方の抱役者は苦しかるまじとて、加州の役者粕谷次郎兵衞、小寺金七を召れ、女中交りの御囃子有、此兩人堪能の者とは云へども、女中相手の囃子は初メなれば、召るゝより其工夫をして參上す、既に囃子始り、三輪を次郎兵衞金七勤之、笛大鼓は女中也、扨曲舞の內、粕屋工夫の通りにて、首尾尤よかりし處に、

神樂にかゝる時、小寺頭を一つ撃と格別三輪の位よく成て、段々神樂に感に隨て、小寺があしらひ感に堪て、粕谷が工夫の段に非ず、さすがの粕谷も心に深く小寺を感じて、我恥かしく小寺に付て行、一番の首尾、言に述がたき程出來しと也、此事を後に粕谷申出して、世上に金七我等など牛角の藝の樣に思へども、金七又は地頭高橋十郞兵衞などは、我藝とは段有り、今にての藝頭は、此兩人なるべしと云り、又速水伊左衞門も太鼓の名手にて、世に金七伊左衞門と賞せり、去れども役者仲間にて、伊左衞門相手を殊外いやがりし也、其故は譬ば三輪をうつに相手の位あしければ、相手に構はず、我獨り三輪の位を撃つ、金七は相手次第に、三輪にて相手過て、卷絹の神樂の位を撃ても、夫を咎めず、一番の首尾を能せり、仍金七相手に成るを皆悅びし也、爰を以て見れば、金七方優れりと云べき歟、さればにや世に云處も、兩人甲乙なしとは云へども、などやらん金七だけ優れる歟、粕谷も中尾五郞四郞牛角と雖ども、五郞四郞次郞兵衞とは不云、次郞兵衞五郞四郞と云り、自然の位なるべし、地方は中にも亂舞の末席なれば、人も餘り評せずといへども、高橋が地は格別によかりし故に人賞せり、凡の地は、皆大夫四拍子に隨ひて、夫に合すを專にするに、十郞兵衞は左に非ず、粕谷が三ッ地を難じて、足下の藝に合せては、三ッ地まんぞくならずと、直に次郞兵衞に敎諭す、次郞兵衞之を信じて、夫より工夫して三地よくなれると也、

〔八水隨筆〕幸淸次郞かけ聲甚あしく、鼓は上手なり、弟子共鼓をにせる事叶はず、聲のあしきをまねる、人々わらへば流義なりと答ふ、皆々西施が顰をならふものなり、〇中略

牧野長門侯に仕へし吉田助六は仙臺の產なり、大倉流の大鼓をよく打しとて抱へられしよし、呼出されて數年とまり番の節、革をよくほうじ、さめぬやうにふくさにつゝみ、夜具の內へいれしなり、ある夜君侯夜づめの節、ふと謠をうたひ給ひ、夜がふけずば助六が一てうをきくべきが、

もはや九つにもなるべし、今より革など取よせ候はゞ、おそく成べし、殘念なりとの給ひし故、御所望に御座候はゞ可ㇾ仕よし申上ければ、急には革出來まじきかとありけるまゝ、當番の節は急なる御用もはかりがたかりしゆへ、常に持參仕ると申て、さつそく取出し打けるが、一段よく出來しとて御褒美なりける、其のち又所望ありけるが、一度は御用相立申候事故、それよりは宿り番に持參不ㇾ仕と申ければ、是も尤なり、所望のたびに間があはゞ、けつく珍らしかるまじとて、彌賞美せられしよし、

〔耳塵集上〕一大坂道頓堀にて勸進能ありし時、京よりほねや庄右衞門とて、名人の小鼓三番目を打れしに、諸人こぞつて是を聞く、尤上手とは思ひしかども、さのみおどろかず、則初日の事なりしに、藤十郎は庄右衞門弟子殊に無二の懇故、見舞がてら見物して諸人の評判を聞、すぐに庄右衞門旅宿へゆき、此度の能大坂の衆中の心ざす所は御身一人、志かるにさのみほめもそしりもせず、心得あれかしとなり、庄右衞門心あかれ明日よりほめられて見せんと有しが、案のごとく二日めより日本第一の上手とほめたり、藤十郎又行て、今日の評判格別何と心得鼓を打給ふやと尋しに、庄右衞門曰、初日は大事にかけ、御身が狂言する樣にほめられんといふ事をはなれ、まんろくに打たり、今日はさらばほめられんとおもひ、少し曲を打たり、それ故ほめるならん、ほめさすやうにはうちやすきもの、まんろくには打にくきものとかたりぬ、予同座に居て是を聞、ほめられふとほめられまいと自由になるは、是名人の藝也と、つく〴〵顏をうち守り居たりぬ、

〔江戸總鹿子六〕小鼓

芝新錢座　寶生新九郎　尾張町二丁目　幸清次郎
南さや町　幸清六　新橋南三丁目　幸五郎兵衞
くれ正町　幸五郎八　幸五郎左衞門

大鼓

芝門前町　大藏長右衛門　大藏六藏

大藏重兵衛　新九郎一所　寶生權九郎

大鞁

弓町横丁　葛野市郎兵衛　同　同九郎次郎

芝門前町　高安三太郎　尾張町　樋口久左衛門

出雲町　楠田六右衛門　京橋南一丁目　今春三郎右衛門

〔元治改正京羽津根三〕小鼓

小川二條角　幸流土州　闕口富之丞〇人略三　衣棚竹町屋上　幸清次郎流加州　北村郁次郎〇人略二

大鼓

北小路西洞院東　石井流加州　石井仁兵衛〇人略二　室町椹木町上　幸流阿州　櫛橋熊三郎

綾小路西洞院東　葛野流阿州　能勢與左衛門〇人略三　東六條　高安流　村上希藏〇人略一

〔雍州府志七土產〕大小鼓革　京師二條加賀屋幷烏丸三條南賣レ之、元出レ自二加賀國一、其製レ之人謂二丁金一、彼所レ張爲レ良、猿樂之所レ用大鼓、亦在二二條通加賀屋幷烏丸一、懸二革於筒兩端一、以レ緒結レ之、是稱レ調、經レ緒後調二其音一之謂也、大凡調緒用レ紅、禁裏貴二紫色一、故堪二其藝一者被レ許二紫色一、又公方家鼓調絲貴二青色一、故猿樂等中能レ之者、免二青調或紫調一、凡擊レ鼓者有二數流一、所レ謂大倉流觀世流之類是也、

〔人倫訓蒙圖彙二〕太鼓　太鼓のはじまりは、釋尊の御時々時の太鼓をうつよりはじまれり、其事下にみえたり、枹は陰陽を表す、當時打手觀世左吉、今春又次郎、太鼓は鼓屋にあり、

〔猿樂傳記下〕觀世左吉が太鼓の家は、似我傳流也、左吉が先祖觀世與左衛門上手にして、弟子共に敎ゆるには、己が太鼓を我に似よ〳〵といふなり、依レ之似我與左衛門と人呼、其子孫左吉と號す、

私に曰、此家に片撥といふ事あり、是は先祖名人にて、四座不レ殘集めて、片撥にも及ばずといふ

事也と云、

金春總右衞門太鼓の家は、金春大夫が庶子にして家を立たり、代々總右衞門、彥九郎と號して、天和の頃、彥九郎早世、弟子の內より森孫兵衞家を繼て、彥九郎に成しが、間もなく御近習に被召出に付、先總右衞門が弟子、植村三郎左衞門家を預る、金春の名字を繼、是は死たる彥九郎が幼子萬之助が看防也、三郎左衞門功者にして、家傳を預り置し者なれば、世に奔走す、寶生座に被仰付て、是より寶生と稱して、養子三郎次郎をも、藝能を以御近習に被召出、伴三郎次郎と名乘しむ、○中略彥九郎が子萬之助元服して、金春彥九郎と名乘、父が家を立たり、然るに渠も御近習被召出、川井與左衞門と改號す、故に猿樂の家は、三郎左衞門が弟子、中西新次郎が弟新六郎を繼しめ、金春總右衞門と名乘しむ、藝達者成しが早世して、實兄新六郎を願ひ家を立たり、是當時の金春總右衞門也、彼川井與左衞門、享保の中年、御願を立、猿樂の列へ立返り、金春彥九郎の名に戾る、○中略樋口久左衞門の家は、もと江州小野澤の鄕士、樋口石見守といふ者、武功有て太閤に仕へしが、太鼓の上手なれば御旨に叶ひ、千石の所領を給り、東照宮にも御懇に付、御代に及び本領安堵仕、後病死の刻、倅甚七幼少なれば、初知百貳十石、別所村計り給り度と願ひ、其餘は御上へ御返し申上、甚七每々參勤仕候格にて、子孫武士たる處、當久左衞門は觀世座に入、

〔老人雜話〕下樋の口と云太鼓の上手、津國より來て京にて時めきける、道善よりはるかに後なり、太閤の時分なり、樋の口が太鼓は老人も度々聞たり、石井了雲が姪に石井傳右衞門と云ふ者あり、新在家南町に居る、彼が亭にて拍子ありて、樋の口が擊けるをも聞く、是が聞をさめ也、了雲もうちたり、樋の口は太閤の御前に御用ありて、拍子二番過て來る、笛は一增也、樋の口、一增に御老僧いざ一番仕らんと云、一增は此時老人なりしとぞ、

〔戴恩記〕上幽法公○細川幽齋、中略、太鼓をば似我が大事をのこさずつたへをきたりと、ない〳〵きゝお

よびはべりしかども、そのみちしらぬものゝとりさたは、さうにまことゝおもはれざりしに、秀次關白殿聚樂にて御能ありしに、朝長の懺法太鼓、そのころの玄やうず金春又右衛門と申ものつかまつりし、その日くれはてゝ、幽法公へまいり、こん日は御けんぶつゆへむねおどり、手ふるひせん後を忘じ候、なにとか候しとおそれうやまひて申き、幽法公御休息ありしか共、御對面ありて、今日の所作御褒美なされ御酒下され、御座たけなはなりしに、くたびれなるべけれど、一番うたれよかしと仰られて、すなはち御小鼓をあそばされし、大鼓は平野忠五郎、笛は小畱亦三郎、謡は勘七など、みな不斷の御返習にて杜若をはやしき、此者の太鼓玄らぬもの、耳にも、自由自在こゝもとのばち音どはかはりたるやうに聞しに、又右衛門兩の手をつき、忠五郎にむかひ、一番今生の思出に聽聞仕度と申せしかば、ひさしくあそばされず御忘れなされ候へども、夜ふけきゝ人もなし、又興に乘じたる折からなればとて、遊行柳をくせ舞よりうたはせ、太鼓にさしむかはせたまひたるよそひより始、御かけごゑ御ばちをと、凡夫の所爲とはさらに存せられざりき、御屋形中神妙になりて、皆人息をもつがぬやうにありし、されば我等がむざと信じて、殊勝に思はるゝにやと存、彼又右衛門が顏をつく／＼と見はべりしに、いつともなく額をたゝみに近くして、こゑたてゝはえほめ申さず、のんどにてすきまもなく感じ、打終らせたまひて、つきたる手を膝にあげ、かたぶけたる頭をふり、あをのきたるかほをみれば、兩眼より感涙雨のごとくこぼし侍りき、物の上手と名人とかはりめは有ものなりと、こゝろにおもひ玄りはべりき、

〔羅山文集 記十九〕觀世重次太鼓記

秦氏之舞曲、權輿于河勝、而後世巳久矣、就中其名鳴於世者、大和國秦氏信、所謂圓滿井、金春禪竹是也、其子氏元宗印、子元安禪鳳、子喜照宗隨、子八郎喜勝及蓮、子安照禪曲、子氏勝精本、子重勝宗竹、子盛勝、自禪竹至今爲九世、及蓮弟彌七郎喜家號道壽、學太鼓于金春權頭、喜家子又右衛門重家號宗

可、既傳其技、兼習太鼓于國廣、國廣號宗伯、所謂觀世與左衛門似我是也、重家遂改權頭流、爲似我流、其子左吉重次幼習此藝、被稱于世、慶長十九年、重次歲纔二十、來在駿府、八月二十日、本多上野介正純、永井右近大夫直勝奉鈞命、令重次改金春座、爲觀世座、以敏于其術故也、時金春大夫在大坂、拜此奉書、獻其返狀、卽有旨、畀觀世大夫忠親以爲後勞、欲不使重次復舊座也、正純喚忠親及結埼座之老者、述命、令重次稱觀世號也、似我有一子、曰與五郎、善擊太鼓、歿於筑紫、而似我亦物故、遺言以其家秘譜、寄觀世大夫宗節、令無紛失、宗節妹與宗可母、爲親戚、故忠親以彼秘譜悉皆授重次、片紙無所遺漏、寬永十七年仲冬二十九日、於江戶營中有饗宴舞樂、時近臣奉旨曰、聞往歲於駿府嘗以重次弱年時、既有仰、後日可爲巧手、其言於今有信、且僉云、似我以來之良手也、賞之須許紫調、從四位阿部對馬守自御簾內持紫緒、出授太田備中守資宗、共登舞臺、召重次、而對馬守述恩許之旨、資宗居之於金泥扇、以畀之、重次拜戴而退、既而對馬守重諭台命曰、觀世與左衛門者、昔年之佳名也、自今以後重次亦宜稱此名、重次伏拜感謝、時重次歲四十六、翌日思想、觀世與左衛門云者、我徒之嘉稱也、雖拜賜之辱、奈冥譴何哉、可畏也、不若辭退之、乃訴陳于備中守、時劍客柳生氏聞之達於台聽、時有旨、名于一藝者欲避此號、不爲無謙、而可有冥助、不可有冥譴、唯須喚稱焉、重次愈恐悅焉、〇下略

〔八水隨筆〕金春三郎左衛門は太鼓の上手なりしが、右の目あしかりしゆゑ、ゑての出端見にくし、それ故ゑせんと、はしがゝりの方、顏まがりしとなり、その弟子それをまねて、みな顏をまげて打也、觀世新九郎、生やら、くせやら、是も顏まがるなり、門人同じくまげて打也、

〔江戶總鹿子 六〕太鞁

加賀町　觀世左吉　神明町　今春又次郎

八丁堀　今春三郎左衛門

〔元治改正京羽津根 三〕太鼓

一調一管

西洞院蛸藥師下　金春流阿州谷田友吉人略○一　姉小路𡚴辻下　觀世流加州小寺正藏人略○一

〔花傳書四〕一一ちやうつゞみの謠やう大事なり、いかにもこまやかにかろく、文字のあとをうつべし、ひとりうたひならば、うたひかろくあるべし、文字ぐさりきゝあはせ打べし、うたひてあまたにて、つゞみあいて有時は、何ともまぎれよく、一ちやうつゞみにてひとりうたひはやす事、ただおほかたにてはなりがたし、あひてある時のつゞみのくさりにひきかへ、謠のふしを聞わけ、さびしくなき樣に、地つもりを面白くいろへ候事かんよう也、

〔音曲玉淵集四〕一一調獨吟の事

大鼓小鼓太鼓ともに諷ふ番數、流々大概定り有て、又其外をも打なり、一調は先囃子方をおもとする故、何にても其はやし方の望む物を諷ふ也、扨上端の後鼓すゝむ所有、驚きて謠をくづすべからず、又もぢり大すぢかひなど打所も同前也、本の拍子をむねに持べし、とかく手所に心得有べし、譬へば三井寺名所多ヨリ花筐又りふじんヨリ如此サシノ内下音より諷出ス、又或は人の所望に依て、サシの初手より諷事も有、此時はサシの内二所習ひ有、總じてサシの内、あふとあはぬとの諷やう有、此外せみ丸、道行松虫、切上端より蘆刈、笠の段蟻通、ノット切迄安宅、勧進帳放下僧上端ヨリ小歌如此、其外品々有、太鼓は小塩、杜若、せいぐわんじなどはワカより諷出ス、又曲舞の末太鼓の打出シヨリも諷ふ、當麻後シテヨリ野間東方ヨリ春日龍神こうしやのけんそくヨリ大概如此、

一調一セイは、大鼓小鼓ともに打、せみ丸王子は跡より一セイチ打道行迄或はうき舟、玉かつらなどをも、待諷より諷ひて、一セイを打なり、一セイの出所習ひ也、太鼓も鵜飼、實盛など打也、

一調一管は大鼓にても小鼓にても、笛を加へ諷ひ獨吟也、はせを、江口先此二番に限る、諷にぬく所有て習也、適は此外も有

本式の一音一調一管ト云は、外に習有事也、
二段返しといふ事、獲、當麻後出はに有、太鼓秘事にて常とは變る故、謡ひ出し習ひあり、
〔謠諸流名寄〕一管 春日市右衛門 一噌又六郎 森田庄兵衛

眞音取 春、森、一、　鬘音取 春、森、一、　戀音取 春、森、一、　呂返音取 春　双調音取 春、森、一、
盤渉調音取 春、森、一、　序之舞 春　盤渉調序之舞 春、森、　樂 春、森、　神樂 春、森、一、
羯鼓 春、森、一、　早笛 春、森、一、　鈴之段 春、森、一、　亂 春、森、一、　躍津島 春
躍舍限 春、　筑紫笛 春　鶯 春、森、一、　獅子 春、森、一、　讃之段 春、森、一、
盤渉調樂 春、森、一、　津島 春、森、一、　豐後下リ端 春、一、　一越調音取 春、森、　平調音取 春、森、
五音音取 春　秘曲音取 春　修羅音取 森　三重音取 森　亂曲音取 森
下之音取 森　平調返 森　草音取 一　結音取 一　影之音取 一

小鼓大鼓一調一管

眞音取置鼓 春、森、一、　鬘音取置鼓 春　羯鼓 春　序之舞太コ二ツ 春、森、一、
早笛太コ 春　樂同 春、森、　神樂 森　亂 森　鷺 森
獅子一小鼓二ツ 春、森、

一調 觀世新九郎 大倉六藏 幸小左衛門 幸清次郎

江口 觀、幸、大、清、　三井寺 觀、幸、大、清、　櫻川 觀、幸、大、清、　雲林院 觀、幸、大、清、　采女 觀、大、
班女 觀、幸、大、　半蔀 觀、大、清、　二人靜 觀、幸、大、清、　雲雀山 觀、大、　笠之段 觀、幸、大、清、
玉之段 觀　籠太鼓 觀、幸、大、清、　蟬丸 觀、幸、大、清、　花筐 觀、幸、大、清、　女郎花 觀、幸、清、
放下僧 觀、幸、大、清、　善知鳥 觀、大、　道明寺 觀　百萬 觀、幸、大、清、　柏崎 觀、幸、大、清、
鳥追舟 觀、幸、大、清、　土車 觀、幸、大、清、　錦木 觀、大、　松虫 觀、幸、大、清、　八島 觀

東岸居士 觀、幸、大、清、　舟橋 觀　殺生石 觀　夜討曾我 觀、大、　小督 觀、大、
阿漕 觀　藤戸 觀　熊坂 觀　舩 觀　鷺 觀
白髭 觀　俊成忠度 觀、大、清、　白樂天 觀　吉野靜 大　三輪 大
玉葛 觀、大、　源氏供養 大　芭蕉 觀、幸、大、清、　梅枝 大　松風 觀、大、
定家 幸、大、清、　雨月 大　歌占 幸、大、清、　木賊 幸、大、　蟻通 幸、清、
老松 觀、大、　難波 觀、清、　高砂 觀

大皷事一調 觀世新九郎
蟻通　春日龍神　野守　山姥　砧
右之內山姥、砧、觀世大夫相手之外相勤不ㇾ申候、

神樂一調 觀世新九郎
三輪　龍田
右觀世大夫相手外相勤不ㇾ申候

亂曲獨吟一調 觀世新九郎
玉取　近江八景　鼓瀧　香椎　一字題　實方　島廻　上宮太子　加茂物狂　飛鳥川　妻戸
橫山　起證文　勸進帳
右十四番一調、觀世大夫相手之外相勤不ㇾ申候、

獨吟一調 幸清次郎
勸進帳　起請文　願書
右之內起證文願書、前々ヨリ寶生大夫相手ニテ相勤申候、

一調一聲 觀世新九郎 幸小左衞門

浮舟 觀　玉葛 觀、幸、　小督 幸
一調一管 觀世新九郎
江口　芭蕉
右觀世大夫森田庄兵衛相手之外相勤不ㇾ申候
一調一管 幸小左衛門 幸清次郎　大倉六藏
江口 幸、大、清、　芭蕉 幸、清、　班女 幸、大、清、　獅子 幸　置鼓 清
右ハ森田庄兵衛相手ニヨリ相勤申候
大鼓一調 葛野市郎兵衛 高安三太郎　金春三郎右衛門
江口 葛、金、高、　東北 葛、金、　芭蕉 葛　三井寺 葛、金、高、　班女 葛、高、
雲林院 葛、金、高、　俊成忠度 葛、金、高、　三輪 葛　花筐 葛、金、高、　蟬丸 葛、金、高、
土車 葛、高、　勸進帳 葛、金、高、　百萬 葛、高、　鳥追舟 葛、金、高、　櫻川 葛、金、高、
柏崎 葛、高、　籠太鼓 葛、金、高、　笠之段 葛、金、高、　道明寺 葛、金、高、　放下僧 葛、金、高、
八島 葛、金、　女郎花 葛、金、　老松 金、高、　二人靜 金、高、　歌占 金、高、
玉之段 金　善知鳥 金　雨月 金　田村 金　自然居士 金
熊坂 曲、切、 金　東岸居士 高　景清 前後 高
重一調 葛野市郎兵衛 高安三太郎　金春三郎右衛門
定家 葛、高、　木賊 葛、高、　諸無一調 金
一調一管 葛野、金春、高安、
江口 葛、金、高、　芭蕉 葛、高、　東北 金　班女 高
一調一聲 高安三太郎

浮舟　　玉葛

太鼓一調 觀世左吉 金春惣右衞門

葛城　觀、金、　百萬　觀　松山鏡　觀、金、　遊行柳　觀、金、　小鹽　觀、金、

野守　觀、金、　杜若　觀、金、　唐船　觀　龍田　觀、金、　山姥　觀、金、

春日龍神　觀、金、　誓願寺　觀、金、　西行櫻　觀　六浦　觀、金、　雲林院　觀

照君　觀　鵜飼　觀　三笑　觀　胡蝶　觀　金禮　觀

伯母捨　觀　氷室　金　難波　金　當摩　金　舟辨慶　觀、金、

卷絹　金　是界　金　羅生門　稀ニ相勤申候　金　無謠一調　觀

一調一管

葛城　觀、金、　雲林院　觀、金、　唐船　金　杜若　觀　遊行柳　觀

獅子　觀、金、

〔翁草五十六〕一謳曲に更科と云曲舞有、さもなきやうなる謡ながら、福王派にて大切にする謂は、一昔白極善兵衞或は葛野九郎兵衞と云鼓打、其世の妙手なり、福王茂兵衞も謡曲堪能たり、或侯家の饗席に此兩人を召て、鼓の一挺を打せらるゝに、次の間にて福王白極に對して、何を可謡と問ふ、白極何心なく、何成とも謡るべしと答、無程一挺始り、福王出て此更科を謡出す、白極此謡を知らず、去れ共歷々の饗席と云、殊に何成共と答し上の事なれば、時宜に隨ひ鼓を撃終ぬ、聞人兩人が堪能を興す、其翌福王が許へ白極行向ひて、頻に慙愧ス、福王其所以を問、白極手を拱て曰、予藝に誇る心聊無シと、常に相嗜處に、昨日不圖も御邊に對し、卒忽成過言に及ぬ、あれは何の謡に候や、御傳へ可賜と、誠に後悔の心面に顯れぬ、福王手を拍、扨々堪能の人哉、其謡を不知してあの如き一挺の感情凡手に非ず、あの謡は更科にて候、御次にて御邊へ相尋し時、何成ともと有し故、心廣く不

圖心に浮みし儘、此謠をうたひ候が、例よりもこゝろのどやかに、謠よく覺候ぬと申せしかば、白極は偏に我非を悔て、是則我心の師也とて、福王が弟子と成ぬ、去れば自然と人をなびけたる謠なればとて、流義の秘藏とせしと云へり、

〔槐記〕享保十四年閏九月廿二日、御本殿御口切、准后様、〇近衛家熙 入江様、鷹司様、三門様、〇中略

一調

蟬丸　權之進　獨吟　善介

松虫　十郎兵衛　五郎四郎

古事類苑

樂舞部十五

能樂四 狂言併入

假面

〔能仕舞手引　一〕面之圖解

三番叟（〇圖略、下做之、）　翁　笑尉（頼政、忠度、志賀、うかひ、竹生島、通盛、源大夫、とをる、ゑらひげ、蟻通、）　三光（くず、兼平、めかり、雨月、八島、御裳濯、難波、やうらう、實盛、のもり、あこぎ、）　小尉（高砂、弓八幡、唐船、皇帝、佐保山、老松、野もり、春日龍神、放生川、うとふ、天鼓、長良、小鹽、せうき、）　鷲鼻惡尉（道明寺、長良、[illegible]覺、白ひげ、難波、大社、）　石王兵衛（遊行柳、西行櫻、雨月、白樂天、老松、放生川、）　曲見（道成寺、富士大鼓、海士、柏崎、角田川、櫻川、梅がえ、藤戸前、はせを、三井寺、百萬、朝長、野宮後、谷行、）　深井（龍田、[illegible]大鼓、三輪、賀茂、はせを、海士、班女、源氏供養、誓願寺、松風、道成寺、うのは、かつらぎ、百萬、藤戸、）　小面（野宮、舟辨慶、夕顔、ゆや、采女、くれは、江口、二人ゑづか、千手、羽衣、杜若、井筒、花がたみ、ともへ、源氏供養、東北、三輪、玉かつら、小督、）　萬眉（楊貴妃、東北、小督、）　瘦女（定家、三山、）　增（定家、賀茂、舟辨慶、かつらぎ、殺生石、夕がほ、はせを、杜若、玉かつら、紅葉狩、くれは、楊貴妃、たゑま、龍田、源氏供養、佛原、千手、うき舟、三輪、ともへ、）　泥眼（海士、うのは、鐵輪前、山姥前、葵上前、）　平太（高砂、八島、田むら、舟辨慶、ゑびら、兼ひら、通小町、ぬえ、）　孫次郎（龍田、東北、祇王、玉かつら、はじとみ、舟辨慶、江口、井筒、松風、二人ゑづか、野宮、杜若、源氏供養、）　山姥（山姥）　眞角（舟橋、舟辨慶、かうう、ぬえ、舍利、）　釣眼（嵐山、竹生島、春日龍神、めかり、だん風、賀茂、岩舟、くず、）　猩々（猩々、二人猩々、）　七人猩々、　小飛出（かすが龍神、ぬえ、現在鵺、大社、かも、）　大飛出（春日龍神、鵺、殺生石、賀茂、竹生島、小かぢ、）　般若（道成寺、紅葉狩、葵上、黒塚、）　生成（鐵輪）　老女（ひがき、おばすて、たへま、せつたい、あふむ小町、關寺小町、そとば小町、）　中將（朝長、あつもり、みちもり、雲林院、清經、小鹽、とをる、女郎花、）　大癋見（大會、くらま天ぐ、善界、飛雲、車僧、かつらぎ天狗、）　邯鄲男（高砂後、邯鄲、）　頼政（頼政）　小癋見（野守、かうう、うかひ、だん風、皇帝、せうき、）　若男（清經、知章、天鼓、朝長、弓八幡、ゑびら、）　喝食（東岸居士、自然居士、）

〔四座系圖〕家ノ面覺

今春大夫　秦元信（〇中略）

天ノ面也、是ハ聖徳太子ヨリ被下、世間ニチソロシトノト申ハ是也、箱ニ入七五三ヲ引置、能抔ニカケ申面ニテハナク候　翁太子御作、此面ニ付奇特多、　三番神同断
翁弘法大師　小面龍右衛門　般若ハンニヤ坊　三光三光坊　小尉三光坊　曲越智　中將
龍右衛門　ツリ眼赤鶴　邯鄲龍右衛門　増増阿彌　テイ眼増アミ　姥龍右衛門　乞食越智
童子龍右衛門　山姥福來　長靈　猩々龍右衛門　平太徳若　アク尉福來　シカミ赤鶴
鼻コフ福來　蛙氷見　大天神赤鶴　大ヘシミ三光坊　マスカミ徳若　石王石王兵衛　カワ
ナカ龍右衛門　連姥龍右衛門　小飛手赤鶴　小天神同　小ベシミ三光坊　シンカク　大飛
手一ヘン　アヤカシヒユイレ　石川越智○他家分略

〔世子六十以後申樂談儀〕一めんのこと、おきなは、につくわううち、みろく打ち也、此座世○親のおきなはみろく打也、いがをはたにて、ざをたてそめられし時、いがにてたづねいだしたて、まつしめん也、あふみには、ゑやくづるさるがく也、鬼のめんのじやうず也、近頃ゑち打とて、ざせんゐんの打、うちのもの也、女のめんじやうず也、ゑちせんには、いしわうひやうへ、其後たつゐもん、其後やしや、其後ふんざう、其後こうし、其後徳君也、いしわうひやうへ、たつ右衛門迄は、たれもきるに子細なし、夜しやより後のは、きてをきらふ也、こんがうごんのかみがきしふんざう打の本うち也、此座に年よりたるせう、たつ右衛門、懸のおもにのめんとて名よせし、わらひせうはやしやが作也、おい松の後などにきるはこうし也、ゑちの打し面共打て、あふみさるがくにゆいもつしけるが、やまと名人とて、世子のかたへいわとうして、送りしゆいもつのめん、今ほうしやう大夫のかたにある女のめん、かほほそきせうのめん是也、とき〳〵げんざんみに、さいすきてきられし也、おとこめん、近比よきめんとさた有し、ちくさ打也、君おとこめんはたつ右衛門也、く阿井のとびて、此座の天神のめん、大へしみ、小へしみ、皆しやくづる也、大へしみをば、他國よりはやまとべしみと云、此めん也、大へしみ、天神のめん、もつはら親阿よりのちち代のめん、とびてはかんせうじ

やうの、じやくろくわつとはき給へる所を打、天神のめん、天神の能にきしよりの名也、人のかりめされしと、ふしぎ成れい夢有てかへされしめん也、家にをさめたてまつれ共、又れい夢有て、今もきる也、小へしみは世子きいたされしめん也、よのものきべきこと、今の世になし、はめんにてうかいをば志いだされしめん也、ことめんにては、うかいをほろりとせられし也、めんも位に相應たらんをきべし、此座のちと年より、志ゝ有女めん、ゑち打也、世子、女のうには、是れをきらふへし也、猶名よのめんどもあるべし、

〔花傳書五〕一面のかけやう、高砂弓八幡など、はじめは尉の面、後は目にかねの入たるはやき男の面なり、さりながらよきはやしそろひたる時は、すぢのめんなどきる事あり、すぢおとこのときはくらゐなを急なるべし、

一天冠いたゞく能は、そうのおもてなり、但菩薩の能ならば、でいがんの女面なるべし、付うたひの位をよりて、又でいがんきぬ菩薩あり、

一通小町、藤戸、あこぎ、うとふ、にしきぎ、いづれも靈のやせ男なり、但右の内にて通小町は、面の心もちちがひ候、其子細は公家也、深草の少將戀にやつれたるかほなれば、面けだかきをもちいる也、殘りはいやしきれうしなどの、うき世のわざにやつれ、死たるかほなれば、面に其心得有べし、是はおほきなるちがひ也、いづれの能も位を分別し、上臈下臈をわきまへ、其年比までも分別をとげ、似合たる面可然也、衣裝のきやうも同前なり、また錦木はすこしちがふ、是はあまり下らうにあらず、そのうへ戀路にて死たれば、かよひこまち、うとふのあひだ也、

一定家、ひがき、そとばこまち、あまのち何もやせ女なり、去ながら定家は式子内親王ひめみやにてましますず間、かほはえけだかくやせたる面なり、卒都婆小町、ひがきは、少いやしくやせたる面志かるべく候、何もいやしき能にはあらねども、式子内親王にはくらべがたし、ひがきは白拍子

也、其上としよりなり、小町ははじめは宮女なれ共年老て狂亂となり、乞食になれる女なり、海士の後は龍をいたゞき候へば、つねのやせ女にてはとりあひ候はず候、いかにもものすさまじく、目かね入たる女可ㇾ然候、此心もちいづれへもわたるべし、

一草木のせい、其外ばけ物のふるひ、ときによりいしやうによりはやしてにより、おもてかはるべし、さだまらず、

一道成寺本なりのしやめん、鐵輪なまなり可ㇾ然候、あふひの上は中なりのしや面尤に候、

一せうの面の舞能は、いづれもいし王うひやうゑしかるべし、

一ゆやはこおもて也

一松風はふかいおもて也

一鞍馬天狗後へしみ也、またあくせうきる事、大へしみ大あくせうのはやしわけ大事也、出立までちがふべし、

一うかひ、昭君後大天神なり、またこへしみきる事もあり、さいたうの鬼なり、大夫の心もちせうくんにすこしかはる也、

龍神のふるひ、くろひげ也、

一ふぢとの前にやせ女きる事あり、又うばの面きる時もあり、大夫のこゝろもちそとちがふべし、出立もすこしちがふなり、

一かなわの前、あふひの上の前の面のやせたる女の、物おもふけしき有て、其さますさまじげにて、目もとすごき女面をきる也、

一物狂のふるひ能によりてちがふべし、大方のとをりは、女物狂ならば、少としふけたるかほの少やつれたる面尤に候、

一難波の梅、京が、ゝりははやおとこにて候、たうかふりにて、破の舞なり、餘の座はあくせうをかくるもあり、あくせうの時はがくにまふ也、出立ちがふべし、

一さねもり前せうなり、後わらひせうなり、

一とほる前わらひせう也、後中將也、

一たむら前童子なり、後はやおとこか三ケ月也、平太はかけぬ也、田村は祝言の修羅なり、平太は祝言にかけぬ面也、わき能などにかけ候事、大きなるひがことなり、(下略)

〔花傳書六〕一面を見るやうの事、まづ面のおほひをとり、面のうちにあて、めんの緒をつけ候所を、左の手にとりて、右の手をつき見べし、是は貴人の御前にての見樣也、同連ならば其心得有べし、

○中略

一面のおのゆひやう、かつら帶のしたへさがりたるを、二すぢながらのけてゆふもあり、一筋したへなりたる方の、うへにゆふこと本也、

一中將の面、わか男の面、かはりはまゆのあるとなきとのかはり也、まゆのあるにはまみのけがき有まじ、又まゆずみはかまには、まみのけがき有べし、右のかはりめなり、

一兒と童子めん、としばいおなじころなれども、かはり候所は、ちごはけだかきかほばせにて、是もまみのけがきなし、まゆずみをはくなり、又童子の面は、かほばへ、あまりにけ高くなく、みだれがみにてまみのけがきあり、

一めんの事、あまりあたらしきは、きらめきてあしき物なり、またあたらしきみにくきとて、あまりふるすぎて、ことはげたるも猶見ぐるしき物也、よきほどのふるき尤に候、

一面の緒の事、女面は紫、男面はあさぎ、せうのめんはしろし、鬼の類はいづれもあかし、

一面のかけやうの事、其うたひに作りし人の、としばいいくつの年比をつくりし事よくわけ、二

十四五の時の事を作りたるのふに、わかおとこなどもにあふまじく候、わか男は十八九かほ也、加様の事よく心得べし、

〔能訓蒙圖彙〕四諸職之名匠

○面屋　堀川通中立賣下ル町　兒玉近江

下立賣烏丸東へ入町　勘左衞門

烏丸通下立賣上ル町　淸右衞門

〔百家琦行傳〕三髭の亦四郎

安永天明のころ、江戸青山久保町に髭の亦四郎と云もの在けり、夫婦とも白髭にて一對の雪のかしらなり、別て亦四郎は猶淸く、白糸をもて頭を編るがごとく、髭の長さ一尺一二寸あり、妻にはいさゝか黑毛もまじりたれども、亦四郎は鬢髭とも黑き毛とては、一根も有事なし、○中略一時四十餘りの士、下隷二人ひきつれ入來り、亦四郎に對面し、それがしは市谷邊何がし侯藩中の者なるが、不斗貴老の髭のうつくしき事をつたへ聞、我君これを買もとめ度よしを曰ふ、這故にわざわざ來りて此事を談ずるなり、倘苦しからずば其髭を賣くれよ、價は望にまかすべしといふ、亦四郎聞て、賤老數年大事にかけて延し候ふ髭なれば、一向に賣事を好ず、さりながら止事なき御方の御要に用ひ給はらん事、冥加の程もありがたくおぼえ候ふ、若這髭をまゐらせなば、如何ばかりの酬謝をたまはらんやと問ければ、彼さぶらひ曰く、三十金を贈るべしといふ、亦四郎はつねに無欲の者なりしが、當下いかゞおもひけん、彼三十金にて髭を賣さむらはんと答けるにぞ、侍は悅びて、さらば四五日を經て髭請取に來るべし、且證首に半金をわたすべしとて、十五兩おきてかへりけり、斯て四五日を過しける處に、かの侍また二三人を倡引來り、亦四郎に稱の日の殘り十五金を與へければ、亦四郎よろこびて是を請をさめ、然ば髭をさし上べしとて、剃刀をとり出し剃落さんと做けるを、かの侍大いにおどろき急におし止め、剃おとしたる髭何にかせ

ん、是は一筋づゝ抜とるなりといひて、彼列來りし人々、包袱の裡よりひとつの翁の彫面(めん)をとりいだし、鑷もて亦四郎が髭を一すぢ抜ては、かの木面にうゑ、亦一根ぬきてはめんに植るにぞ有ける、亦四郎疼堪がたく涙を流し、おのれは剃落して進することゝこゝろえ、御誓仕はいたし候へども、斯樣のなんぎに候はゞ、御免し給はるべし、價金はのこらず返し進すべしと云ければ、彼さむらひ大いに嗔り、剃たる髭は死毛なり、誰か一圓金にも買ものあらんや、武士に兩言なし、今になりて斷言を承引んや、儞と我とは奈何にもあれ、我主君へ辨解なし、今は儞何といふとも、節に是をぬきとるべしと叱けるにぞ、亦四郎怕れいり、去からば詮方なし、左も右も做給へとて居りける、彼ひと〴〵再般鑷をとりあげ、亦四郎が面上にむかひ、髭一根をぬきとりては、彼面上に植、また抜てはうゑける事上首の如し、亦四郎兩眼より泪を流し堪居ける、當日一日には植かねけるにぞ、次の日も亦來りて、斯のごとく做、三日にして漸々に植をはりけり、亦四郎是より後心ぬけして、凱子のごとくなり、鬱々として暮しけるが、五六十日過て、二三日病て死去す、寛政六寅年七十九歳なりし、

〔雍州府志 七土產〕假面 凡舞樂幷猿樂依二其事一掛二數品之假面於面顏一而舞、造二其面一謂二打面一、凡面有二十作一、倭俗巧手造之物總稱レ作、其於レ作二舞面一也、古今內十人、有レ得二其名一者、近世井關近江爲二巧手一、舞樂面自二中華一來者多、

〔四座系圖〕面作覺

徳若 鎌倉安野太子、人王八十九代龜山院文永年中ノ人也、文永元年ヨリ寶永四年迄四百五十二年ニ成、 三日月 トカウ アヤカシ 節男

邯鄲 鷹 頼政 マスカミ 右之類ヨシ、

石川龍右衛門重政 人皇九十代後宇多院弘安年中ノ人、弘安元年ヨリ寶永四年迄四百三十年也、平安四條ニ住ス、

小面　猩々　中將　喝食　邯鄲　姥　シンカク　小尉　慈童　山姥　同斷

赤鶴吉藏越前大野ノ者、龍右衛門同時、　般若　飛手　長靈　天神　黑髭　大癋　獅々子　猿

增阿彌久次人王百代後圓融院永和年中ノ人、永和元年ヨリ寶永四年迄三百二十六年也、平安ニ住ス、　サウノ女　泥眼　孫三郎　マスカ

ミ　小姫　曲　近江　龍女

氷見宗忠增阿彌同時越中法花坊主也　姥　蛙　痩男　景清

福來人王百一代後小松院應永年中人、寶永四年迄三百十四年也、越前一條ノ人也、

石王兵衛正友　皺尉　鼻院　石王　アユフ　メウカ　ーハ尉　俊寛　橋姫

春若夜叉トモ　永和年中人、受領シテ大和守ト云、其後丹波守トモ云、

小牛次清光永和年中、大和作田ニ住ス、　小牛尉　朝倉・笑尉　アカフ

越智吉丹人王百四代後土御門院文明年中人也、和泉土貝塚ノ者、　曲　近江

比叡山三光坊是ハ醍醐邊ニ上橋ト云所在、其邊ニ今ニ舊跡有、　三光尉　大癋　小尉

十作之外ノ上作

千種アヤカシ　三井寺僧日光翁　永德文藏　越前永平寺ノ僧西連

慈雲院　本願寺ノ下間少進ニ有之　南都興福寺ノ知恩坊　彌勒　翁有之是ハ佛師也ト云

井關河内ト云　近代ノ上手也、鞍打之後ニ醫師ニナル、是ハ天正年中ノ人、法名回齋ト云、駿河ニモ住ス、信長時代、

近代ノ作

タンマツマ　狂言面ノ作是ハ長命德右衛門伯父也　山田喜兵衛タンマツマ弟子

新田新助秀能井ト名チ打、狂言面打也、

越前打ト云不勝、三光坊末流出目先祖ト云、

近江打ト云、井關先祖ト云、

出目是閑 焼印 ウツシハ上手、少進法印取立、

友閑 是閑子

出目源助 焼印 後元休ト云

同近江 焼印 元休養子也、其子長右衞門近江京都ニ住ス、

出目喜兵衞　源介弟子、受領シテ備後ト云、洞伯ト云、其子杢之助、

出目源助　法體シテ源理ト云、子源之助、

角ノ坊打ト云者有不勝

杢介　受領シテ大和ト云、狂言面打也、

〔假面譜〕井關家

三光坊弟子
上總介親信 近江國海津住 凡三百年許 ── 次郎左衞門 住所同 ── 備中掾 住所同

── 河内大掾家重 初近江國ニ住、後武州江戸ニ住ス、正保二戌年死、百五十二年、

上總介ヨリ備中迄三代ヲ、近江井關ト云、イセキト彫附有、依之世ニ片假名イセキト唱フ、近江井關上作物多シ、目利口傳、河内ハ古今比類ナキ上作ナリ、後ニ業ヲ易ルト云ヘリ、依テコノ子孫面打無シ、

河内弟子
大宮大和眞盛 法名木工入、初南都ノ社人ノ由、後武州江戸ニ住ス、寛文十二子年死、百二十六年、

出目家 大野出目トヨブ

大光坊弟子
是閑吉満（ゼカンヨシミツ） 初越前國大野ニ住シ、後山城國京都ニ住ス、太閤時代、元和二辰年死、百八十二年、

── 友閑満庸（ユウカンミツヤス） 承應元辰年死、百四十六年、 ── 助左衞門 面打タズ

── 洞白満喬（トウハクミツタカ） 初名加兵衞、後備後掾、又淡路掾、初満永弟子、夫ヨリ満昌ニ従フ、後助左衞門養子ニナレリ、正德五未年死、八十三年、

洞水満矩（トウスイミツノリ）又満昆、初名木工之助、享保十四酉年死、六十九年、

甫閑満猶 初名半蔵、寛延三年死、四十八年、

友水庸久 初名木工之助、後養恩ト號、明和三戌年死、三十二年、

石井三右衛門

長雲庸吉 初名木工之助、安永三午年死、二十四年、

洞雲庸隆 今年四十三歳

出目家

三光坊甥 二郎左衛門満照 越前國府中新町ニ住ス、是面打ノ始ナリ、凡三百年許

二郎左衛門満則 住所同

源助秀満 古源助ト稱ス、初名源次郎、後常心坊、又常慶トモ云フ、府中村安詳寺ニ住ス、

右満照ヨリ秀満迄ヲ、越前出目ト稱ス、上作ノ物多シ、目利口傳、

元休満永 又満長、初名源助、京都ニ住シ、後江戸ニ住ス、古元休ト稱ス、寛文十二子年死、百二十六年、

元休満茂 初名源兵衛、享保四亥年死、七十九年、

元休満總 初名休兵衛、寶暦八寅年死、四十年、

元休満眞 初名十八、今年六十六歳

仲満忠 今年十九歳

兒玉家

初満永養子 近江満昌 初名左源太、満永養子トナリ、出目ト稱ス、後離縁シテ兒玉ト號ス、初江戸ニ住シ、後京都ニ住ス、寶永元申年死、九十四年、

長右衛門明満（トモ）又満貞、後近江ト改ム、京都ニ住ス、終年不知、

長右衛門能満 初名市郎右衛門

弟子出目

満永聟 元利榮満 江戸ニ住ス、古元利ト稱ス、寶永二酉年死、九十三年、

元利壽満 初名淺右衛門、終年不知

元利右満 初名二郎大夫

一源助上滿 壽滿弟

　弟子出目

近江弟子
宮田筑後　京都ニ住ス

近江弟子
梅岡次郎兵衞　江戸ニ住ス

洞白弟子
兼子儀右衞門　江戸ニ住ス

〔大館常興日記〕天文十年八月十二日、禁裏樣より能の面二男女被思食、晴光に被下之、傳奏廣橋殿承之云々、仍則上意へ懸御目此趣申入處、傳奏へ可參申歟、其段愚老可相談候由仰也云々、いかにも傳奏まで參候て忝通言上可然存候、御太刀など進上はかへりていかゞと存候由申之也、使富左也、

〔太閤記十四〕將軍於名護屋癸巳御越年之事

今春大夫八郎、觀世大夫左近被召寄、御能御覽有べきとて、飛力指のぼされければ、二月下旬○文祿二年兩人至名護屋下著せり、○中略今春家の名物こおもて、はんにや、小尉、三光の尉、觀世家の名物、ふかひおもて、玄は尉、あふみの女、こへしみなど、うつさせられ度旨、內々にて御所望有しかば、辭し申に及ばれぬ事にや有けん、卽面を上奉る、其比山城宇治郡醍醐に角ノ坊とて、面などをうつし侍りて、たぐひなき名人有、卽めし下し、うつし奉るべき旨、木下半介を以て被仰出しかば、十日計のうちに五出來し上奉る、御一覽あるに、何れが本、何れがうつし共見えわかざるにより、御感不斜、種々の引出物拜領してけり、殘りの面共も出來し奉れば、おもての天下一になさるべき旨おぼされて、家康利家などに、いかゞ有べきととひまいらせられしかば、尤宜しくおはしますべしと申上られけり、其夜めし出され、銀子五十枚幷天下一號之御朱印給りぬ、角坊が仕合、とかう申に及ばれず、かく能にすき給ひしによつて、名物のおもて共多く聚り來る事、大かたならぬ事共な

裝束

り、

〔駒井日記〕文祿三年二月九日、暮松を以大閤樣〈○豐臣秀吉〉角坊作之面、明日十日に御進上、拙者持參可ㇾ仕事、

〔梵舜日記〕慶長八年五月十八日、豐國神事如ㇾ常、越州住人出目助左衞門ト云、大明神依ㇾ御靈夢、今春之小面一、新敷ウチテ奉納了、

〔雲萍雜志〕一羯摩乘親は、きはめて面打の上手なりけれども、ひとゝせに一つは打たず、性酒をこのみて醉ひて、舞ふことを樂しむ、ある折から老母のいへりけるは、はや米の櫃には蜘の巣をかけたり、勤めて打つべきにやとせめければ、乘親おどろきて、さあらば今日よりして懈らず打つべきなりとて籠りけるが、四五日を經て面を打ちて、あつらへたるかたへ持ち行き、料を持ちかへりて母にわたしければ、母よろこびていへるは、多くの金を得しは、面いくつ打ちたるやととふに、八おもて打ちたり、されども心にかなはざるが、その中に七面あれば、みな家にのこせりとて、取り出だし見せたり、鬼女の假面なりければ、見るさへおそろしとて傍におきけり、その夜盜人入て親子臥したるを伺ふを見て、母かの鬼面を顏におほひて、眼の穴より見ながら、やよ盜人の入たるぞ、乘親おきよといひけるを、盜人見てあとさけびおどろき、いづくともなく逃失ぬとぞ、

〔能仕舞手引〕一能衣裳之圖

白箔〈○圖略、下傚ㇾ之、〉　縫摺箔　あついた　唐織　尉斗目　縫箔　法被　長絹　舞衣　狩絹　白衣

水衣　寄水衣　唐織　大口　指貫　直垂之上　同下　半切　袴　そはつぎ又袖無　長袴上

同下　すはふ〈○中略〉

姥髮　かつらがみ　羽團　赤頭　黑頭　黑垂　鳥甲　白垂　鳥蓑　腰蓑　葉蓑〈○中略〉　長範

頭巾　角頭巾略〇中　透冠　唐冠略〇中　鍬形略〇中　沓略〇中　金風折　烏帽子　大臣帽子　黒風折略〇中　頭巾　袈裟略〇中　天冠　龍立略〇中　腰帶(こしおび)略〇中　葛帶　はさら　大臣烏帽子　なしうち　翁烏帽子　たてゑぼし

〔花傳書　五〕能といふ本意は、おもしろきを本とす、ゑたて見ぐるしければみどころなし、衣裝のきやうゑもんあしければ、其姿みられぬ物也、たとひ上手たりといふ共、ゑたてあしければ、身體に花さきがたし、上中下序破急の能の位をほんとして、似合たるやうに出立候事かんようなり、

一天子の御事は申に及ず、みやたち公家の御うはさを作りたる能の出立いかにも〳〵けだかくいでたつべき事かんようなり、

一女御かうい其外公家上臈の御風情作りたる能出立の事、いかにも〳〵け高くうつくしく、花やかにいろかさねに念を入出立べし、まづうはぎはからおりを本とせり、大内上臈なりとも、うねめなどは又位さがりたる宮女なり、心得べし、からおりなどは無用也、楊貴妃取分からおり本也、大夫三十のうちくるしからず、年よりたるしてはこれを斟酌すべし、その子細は、年よりぬれば、つまはづれ見入、身なりすがたかゝりまで、わかき時にちがひいやしき物なり、かたく斟酌尤に候、若き大夫もころなどにはづれ、身なりあしき大夫はこの能を斟酌尤に候、

一物狂の出立、ちかきところよりきたる物狂、遠國より來る物狂ちがふべし、遠國の物狂のいでたちは、ちとふるき小袖然るべし、ちかき物狂の出立は、あたらしきいしやうくるしからず候、揔別左樣の人は衣裝を色どりかざり、はきとしたて目にたつ小袖無用なり、

一舞候老人の出立、いかにも〳〵くすみたるいろなしの小袖、もつともに候、さりながら上いろなくば、ゑたぎは少色どるべし、小袖の色によりはえあひ候やうに出たつべし、但上の裝束によるべし、能によるべし、

一ひた面の出立の事、いかにも〳〵下を色々と出たち候て、上をくすみ下がさねに取あひ候やうに、いでたち候事肝要也、去ながら人により其身に似合たる小袖あり、又にあはぬこそであり、其みあはせかんよう也、又大夫のとしのほどらひにもよるべし、

一旅僧、びやくゑにてすこしまほれたる水衣に候、

一夏をむすぶ僧、或は住所の僧、みやこがたの僧は、いかにも〳〵引つくろひゑもんたゞしく、水衣小袖はきとしたるをちやくすべし、

一僧都、法印、阿闍梨、上人、その僧はいかにもけだかく尋常にひきつくろひ、いかにも水衣もはきとしたるを著すべし、時により大口きる事あり、

一草のせい木のせい、其外へんげの物のふるひ出立、何と出たち候てもくるしからず、

一鬼の出立、いかにも〳〵ゑりおほく、かさねをもあつく出立候事、かんようなり、いかにも〳〵あかくいろ〳〵と出立候なり、

一神のふ、かりぎぬあかく、はうはきいろなし、下がさねはいかにも〳〵色々と取あひ、はえあひ候やうにいでたち肝要なり、かりぎぬ色なしならば、うはぎはいかにも色々しき小袖尤に候、○中略

一道成寺出立の事、前はなしてもしやめんに相應したる小袖つぼをるべし、後はつぼおりをとり、面をかけかへ、當流○觀世はおほひかつらのびんをみだし、ながかもじ尤に候、大和かゝりはまとやぐまをかづくなり、○中略

一定家の後の出立の事、むかしはつたかつらの色をなじもえぎのちやうけんをきたりけるを、此花傳書をつくられしより、このかたむらさきのちやうけんにさだむ、其子細は定家の大夫は式子内親王にてまします、謡の儀に云、ありし雲井の花の袖、むかしをいまにかへすなるといふ

謠の儀なり、式子内親王いにしへ禁中に御入候時のありさまをば、僧に亡靈とかりにへんげして、まなふて御みせ候すがたなれば、むらさきの御衣可然候、

〔花傳書六〕一せうの類、但眞のつり人、木こり、すみやき、鹽汲、れうしなどのあふぎのさしやう、あまりあたらしくなき扇を、右のわきにさきをうしろへなし、かなめの方を前へしてさすべし、かりそめにも、つまくれなひなどは中々持ぬ物也云、あふぎのさしやう、つり人しほくみなどの類は、つねのごとくに前へさすべし、いやしきせうの類、よき人のかりにへんげたるは、前にあふぎさすべし、

〔能仕舞手引一〕高砂

一ワキ三大臣、五人立たちたる例もあり、大口、かりぎぬ、腰おび、烏帽子、あふぎ持、〇中略

一大夫尉、大口、水衣、腰帶、尉髪、あふぎ指、面小尉、箒持は今〇今春サラヘ持は親〇親世うたひの文句ニハサラヘ叶歟、

一連姥、白衣、水衣、

一かつらの上にうば髪懸、

一かつらおびいろなし、面うば、あふぎ指、箒持、今親とも〇中略

一大夫後、大口、狩衣、腰帶、垂黒、鉢卷色、透冠又は風折にても、面カンタン、男カ、平太カ、扇、

湯屋

一ワキ、大口、長絹、腰帶、風折金、黒、あふぎ持、

一トモ、すはう袴、髪帶の折上つねの扇、太刀持、

一連女、白衣、覆かつら、かつら帶、面はなにても女面、文持ていづる、

一大夫、白衣、覆かつら、鬘帶、面小面、あふぎ持、

猩々

一ワキ、大口、袖無、腰帶、ハサラ髮、あふぎ持、刀指、〇中略或云、長絹にても法被絆切にてもくるしからず、總別唐人能は絆切用て不ㇾ苦とぞ、諸能准ㇾ之、

一大夫、紅袴、腰帶、ツボ折小袖、赤頭、面猩々、あふぎ持、又大口にても、いかにも赤裝束を用、

〔能仕舞手引〕四八島

一ワキ僧一人、或三人、白衣、水衣、腰帶、角帽子、珠數持、扇持、

一大夫尉、白衣、水衣、腰帶、面三光、あふぎ持、釣竿かたぐる、玉だすき取、又ワキ能にかたげ物あらばつきて出るよし、

一連男、水衣、こしおび、放髮、あふぎ持、釣竿かたぐる、玉だすき上る、

一大夫後唐織絆切、法被、右肩ヌグこしおび、梨打ゑぼし、鉢卷、白面平太、扇持、太刀はく、或は大口ソバツギにても、

〔大館常興日記〕天文十一年二月十二日、今度唐船に猿樂の裝束に成つべく候き物御ざ候間、させられて觀世に可ㇾ被ㇾ下と被ㇾ思食ㇾ候由、內々御尋也云々、尤可ㇾ然事ㇾ存候由各言ㇾ上之、仍總次加ㇾ證文ㇾ申也、日行事攝州より以ㇾ折紙ㇾ承之也

〔享保集成絲綸錄〕三十六元祿十七申年二月

覺〇中略

一能之裝束甚結構成も相見候間、有來分は各別、向後輕可ㇾ仕事、〇中略

二月

〔甲子夜話〕二十一關岡某ト云ルハ、官服ヲ仕立ツル町人ナリ、蹴鞠申樂等ノ服ヲモ制ス、其業ヲ以テ時々予〇松浦清ガ邸ニモ來ル、ソノ內ノ一人年六十餘ナルガ語シハ、裝束ニツキテモ、古風ノ變ズ

装束師

ルコト歎クベキアリ、能ノ装束、我等若キ時トハ、今ハ仕立方ヨホド違タリ、女ノ著ツケ唐織ナド、以前ハ身幅廣ク装束ツケタルトキモ、フクレタル容體ニテ、大ニ古風見エタリ、今ニテハ身幅セマクセヨトテ、袖形モ大ニ違ヒ、當世風ノ形ニセリ、其中甚シキハ、古傳セシ装束ヲモ、今風ニ仕タテ直ス人モアリト云ヘリシトゾ、カヽル職人サヘモ、コレホドノコトハ心アリ、況ンヤ士大夫トシテ、古今ノ變ヲモ辨ゼズシテ、其制ヲ替ルハ奈何ンゾヤ、

〔天保十一年武鑑〕御装束所御能織物師　上まき丁蓮池百助　上まき丁俵屋嘉吉

御能装束道具師　白かね丁二丁目　小林定七

〔能訓蒙圖彙四〕諸職之名匠

唐織屋　小川通上立賣下ル町　蓮池平右衛門
衣棚通下立賣下ル町　俵屋八右衛門
大北小路　中西六兵衛
上立賣堀川東へ入町　玉屋四郎兵衛
上文屋辻子　黒川相摸

熨斗目屋　東洞院通下立賣下ル町　油野傳兵衛
油小路通下長者町上ル町　鯉川十右衛門

水衣屋　東洞院通下立賣下ル町　七左衛門

せいから屋　四條上ル觀音辻子　藤右衛門
上京文屋之辻子　せいから屋五郎兵衛

玄や屋　大北小路　五左衛門

縫薄屋　新町通下長者町上ル町　谷口七左衛門

差付所　下長者町通新町西へ入町　藤村二郎左衛門

烏帽子折　室町通三條下ル町　三宅近江

舞扇子屋　小川通本誓願寺上ル町　舞扇子や三右衛門

同町　久文字や勘左衛門

室町通六角下ル町　〓屋利兵衛

同町　井筒や平右衛門

三條釜の座　大扇子や市郎左衛門

〇中略

借能衣裳屋　新町通五條橋下ル町　龜屋彥兵衛

出水通新町東へ入町　川崎次右衛門

烏丸通二條下ル町　錢屋善四郎

〔京都御役所向大概覺書 六〕諸職人之事

能裝束師 并衣裝著せ

一尾州方 三拾俵　下立賣千本東江入ル町　龜田市右衛門

一松平加賀守方 金貳拾枚　室町通丸太町上ル町　小谷金兵衛

一池田内匠方 拾貳石　夷川烏丸西江入ル町　藤井新助

一松平淡路守方 五人扶持金貳枚　佛光寺柳馬場西江入ル町　濱岡勘七

一出水西洞院東江入ル町　半田次右衛門

一二條高倉西江入ル町　吉田清右衛門

一四條柳馬場西江入ル町　山口權右衛門

一撞木圖子　藤田太兵衛

衣裳著

一四條室町東江入ル町　小笹七左衞門

〔明和新增京羽二重 三〕能裝束師

二條通高倉西江入町　吉田淸右衞門　新町通二條上ル町　越後屋喜右衞門

〔雍州府志 八古蹟〕芝居 ○中略 能大夫於二樂屋一刷二裝束一、臨二橋懸一之處謂二幕際一、斯處懸二大圓鏡一照二見吾形一、故或謂二鏡間一、若有二不正之事一、則使下著二其衣裳一者改中正之上、其人稱二衣裳著一、

〔能訓蒙圖彙 四〕物著せ

松平紀州樣　下天神辻子魚棚上ル　吉田五郎兵衞

同　同　半十郎

松平安藝守殿　よしや町通出水下ル　山口權左衞門

松平賀州殿　綾小路通宮小路東へ入　藤田太右衞門

西洞院通錦小路上ル　山川五兵衞

釜座通御池　高井淸右衞門

松平賀州殿　等持院門前　平井才兵衞 ○以下四人略

〔能之衣裳付 序〕夫能之衣裳の著せ樣、古今に至迄更に替る事なし、尤上懸下懸の違ひ少は有ども、見覺の致さぬものなり、雖レ然脇師拍子方者多く著せる人は少し、又初心の大夫も二三十番は覺るといへども、悉くは依レ不レ知、何方に而も迷惑有也、予が家に傳りたる一卷見れば、百廿番仕舞付衣裳の著せ用知せる有、未初心の衣しやうきせ、又は人々の便にならんかしと令二板行一者也、

元祿貳歲巳霜月吉日

道具

〔能仕舞手引 一〕翎 ○圖略、下傚レ之、中略、　面桶　葛桶(かつらをけ) ○中略　田子 ○中略　舍利　水桶　鉦(かね) ○中略　葛鼓(かつこ)　よき

○中略　唐團　幣　尉扇子　珠數　鈴　滿珠干珠 ○中略　庭鳥 ○中略　野干 ○中略　舞扇子

〔花傳書　六〕一しほくむ桶の事、銀にたび候て、下三分一ほどこんじやうにてさいしき、島をきんでいにて、水などかきてよし、金薄など結構がらせてをくべからず、同桶のをの事、あさぎかちん黑茶尤に候、くれなゐ紫しろきなるを中々せぬ也、高砂當流〇觀世はくまでをもつ、太和がゝり其外餘の座には、ゝきをもつ事不審に候、かけ共落葉のつきせぬはといふ時は、くまで尤に候、はけ共とは謠になし、うたひにかけどもとうたはゞ、仕舞する事第一不審なり、とかくうたひと仕舞と別なるは、ひがことたるべく候か、

〔能仕舞手引　一〕高砂

昔は作物有、〇圖略勿論はじめより据置、近代は其沙汰なし、或云、御卽位移徙その外珍敷仕ンニハ、當代にも出して可然由、此時は作物の拵やうに故實有べし、

兼平

一觀世〇觀方には船のつくり物あり、置所、舞臺右の端ト眞中トノ間少しすじかへて置、竿は右同、

三井寺

作物大夫の中入過てソノマヽ出す、鐘樓に鈴をツル、今春ハヒヅメチ置、他流ニハロクニヲク、鐘置すまして、次第打出す也、〇圖略或云、鐘ヲしゆもくにてツクコト有、

猩々

つくり物はじめよりいだし、つぼのうへにひしやく也、〇圖略つくりものいづるはまれの事なり、

關寺小町

作物に大夫入て、はじめより出ル、つくり物のやねわらや也、〇圖略大夫の腰の通兩脇に糸をハリ短冊を付る、左に四枚右に三枚、付樣アリ、右の方に杖をよせかけ、ハリたる繩にもたせて置也、故實有、引廻有、サシ聲の朝三鉢ト謠前にとる、床机に腰かけてウタウ、或云、短尺下繪なし、雲ノ短尺

四枚、白短尺三枚、一まいづゝ入ませて付る、

〔能仕舞手引四〕賀茂

つくり物はじめより出す、かくのごとく一ッなるをば、少し見付はしらの方へよせてをく能也、ぶたいの眞中にをけば、ワキの方へヨリて、置合わろき也、一ッのときは諸能のつくり物、みな以かくのごとく也、〇圖略

松風

一つくり物の松の置所舞臺の眞中よき也、是は車を置合てよかるべきと也、總じて二つ有作物は、舞たいの置合有之事也、然ども一つを早く取時は、本作物を能所にをく也、是は車も暫く置によりて、羽衣の松よりは、少脇の方へよする心有、諸能作物等の置合尤古實有べき事也、

つくり物の松はじめヨリ出ス、今春には短冊不付、觀世には付る、舞たい先を通る程おきてをく、〇圖略鹽汲車はワキ座になをり、一聲ノ内ニ出ス、今春ニハ車の上に桶二ッ置、觀世には桶一つ車の上に置、一ッはツレ女持て出ル、後に車を引すてゝ大夫床机に腰懸、連女もつくばふ時に車取入る、

〔能仕舞手引五〕三輪

作物はじめより出、やねなし、引廻し有、或云、七五三のしめを引ともあり、中入つくり物へ入、千早懸と云時、つくり物の後より出ル、大夫出て序の間に引まわしとる、〇圖略中入してのち、内より衣かくる、衣の裾をそとへ、ゑりをワキの方へなすべし、故實有事也、口傳、

〔能仕舞手引六〕野々宮

つくり物始ヨリ出ル、鳥居に柴垣シメをハリ榊ニ付ル、〇圖略車の作物は今春〇今觀世〇觀共に不出、

道成寺

鐘ノ作物の事、ワキ出名乘て能力呼、鐘をぶたい棟木にツリて、能力ワキへツリたるよし云時、今日の鐘の供養に、女人禁制ノ由云付て、能力畏て候ト云て居座へ直ルとき次第を打也、鐘のツリ所ブタイの眞中ヨリ少脇の方へヨセたる吉ト也、是は小鼓ノ方へ足をヨク見せん爲也、鐘の口廻ト高サト竹を同高サニ切べし、一丈五寸ニ竹を可ㇾ切、
鐘の緒の打やう、コシラヘ故實アリ、鐘ヲあげおろす所幾度も在ㇾ之、然間引事功者の役也、ワキの語の內ニ大夫自身衣しやうを著ル、鐘中へ始ヨリ入て出ス道具ノコト、般若面、赤頭、バチ、打杖、或は鉄鐃など入ル、衣しやうして見ン爲也、

道具師

〔明和新增京羽二重 三〕能道具師
新町通出水上ル町　半田次右衞門
烏丸綾小路下ル町　山口權左衞門

舞臺

〔雍州府志 八古蹟〕芝居〇中略　觀世大夫之爲二勸進能一時、棧敷有二六十六軒一、是表二本朝六十餘州一者也、其中設二舞臺一、正當處高構之謂二公方棧敷一、芝居中央建二舞臺一、方三間餘、是則施二藝術一之場也、舞臺之後構二一室一、是謂二樂屋一、於二此所一各刷二裝束一、廻二橋懸一出二舞臺一、其橋懸之長自二五間七間九間十一間一至二十三間一、橫一間餘、左右設二欄干一、倭俗諸物體相曰ㇾ懸、其經營似二板橋一、故號ㇾ之、施二藝人經ㇾ鏡間一、使ㇾ揚ㇾ幕出ㇾ自二橋懸一、能大夫於二樂屋一刷二裝束一、臨二橋懸一之處謂二幕際一、斯處懸二大圓鏡一、照二見吾形一、故或謂二鏡間一、若有二不正之事一、則使ㇾ著二其衣裳一者改二正之一、其人稱二衣裳著一、凡猿樂之中、能幷脇及狂言堪二其事一者稱二大夫一、故此三大夫出二橋懸一時、樂屋之幕、使下二人揚中幕之左右上、是謂二諸幕一、而爲ㇾ榮也、倭俗每事一雙謂ㇾ諸、至二笛鼓一則雖ㇾ堪二其事一者、無二大夫號一、出二橋懸一時、使ㇾ揚二幕右一方一而已、是稱二片幕一、

〔花傳書 六〕能の舞臺の橋がゝりの事
一大庭の舞臺は、三間四方、ひさしは其かつかう成べし、えんのたかさ五尺也、舞臺のぐるりに間一間あまり置て、高さ五尺あまりに垣をする物なり、左樣のたかさえんの上にての仕舞は、あま

りちかくみれば、能あさくなる物也、そのうへびやくゑの能などは、下より見あげ候て、あしちかのかきは、第一人をよせまじきため、又は時のいひ事、口論などの用方にもよし、それゆゑさやうにたかき舞臺にては、あまり近所は能も見ぬ也、かた〳〵以垣を用る也、

一中の舞臺は二間、まなか四方也、是もひさしは其かつかうなるべし、是も舞臺より一間置て、くるわにたかさ五尺ほどのかき有べし、はしがゝりへも、人のよりつき候はぬやうに、間をゆひきりて尤に候、緣のたかさ四尺也、

一小庭ののふなどは、二間四方の舞臺もよく候、これもひさしは其かつかう見合なるべし、四間のぶたいならば、わき居座はえんをいだすべし、ぶたいのえんの高さ三尺、

一橋がゝりの長さの事、大庭のは十三間十一間なり、中のは九間七間也、みじかきは五間なり、五けんよりみじかく候ては、能なりがたし、橋がゝりに色々のならひ心持あれば、みじかくはなつきにてはならざる事のみおほし、はやしなどもまくぎはより橋のあひだに、段々うちやうあり、はしがゝり能のかんよう也、

右いづれも常の樣子なり、御前の能は少樣子替るべし、いたじきなどの高さ、御見物所のかつかうによるべし、

一御前の御能の舞臺には、正面に庭へきざはしあり、これは舞のうちに、大夫御前へめす事あり、その時のためなり、きざ橋とをりは見物をかぬものなり、

庭敷の前の舞臺は、敷板のかつかう、少さじきより舞臺をたかく、板敷をはる也、

〔大内問答〕一舞臺のはしがゝりには、屋ねをば不仕候哉の事、

やねの事常には不仕候、又やねをふきたる事も候よし申候、文安の頃、畠山左衛門督入道持國へ御成の時、俄二番目の御能より大夕立に而、御座敷にて二三番させられ、公私御無興のよし

申傳へ候し、又永享の比、左兵衞佐義淳へ御成の時は、兼而はしがゝりにやねはなく候、用意して被置しに、御能半に大雨ふり候ひしに、則やねを組仕たて候て、御能無相違ありし由、常に瑞笑物語仕候つる、

〔甲陽軍鑑品第十六七〕能之次第

舞臺の圖　口傳

一舞臺の高さは、御座敷によるべし、　口傳

一舞臺のうしろに、いかやうの人有とも不苦、さりながら弓鎗など、長道具をば置べからず、是は正面要心のためなり、

一地うたひのうしろには、屏風を立べし、又夜に入ば鐵籠をあかす、橋がゝりにて同前、

一舞臺の上をふく事あらば、むねよりふく、同おほひと申が本なり、

一上の水引のあまるをば、柱にまくべし、

一橋がゝりの長さ三間、廣さ一間、但所によりて今長とも

一松を立る事、玄まひ柱の松枝五、幕ぎはの松枝九、らんかんの竹、末と〳〵をゆひちがゆる也、

一脇のうしろの柱に、愛宕の札をおす、

一勸進能の時は、脇座の柱ぎはに蠟燭あり、○中略

一樂屋之次第

はやし手　大夫座敷

面箱

狂言大夫　鏡臺

地うたひ　脇大夫

手水こゝに有べし

雜掌人

一樂屋入之事

一番に道具、二番に大夫、其次脇座入者也、

一正面の橋よりは、大夫一人通者也、又大夫に被下時、太刀を此橋より、もちてあがるなり、仕舞柱より出入をすべし、舞臺の高さ御座と對様、

一舞臺の高さ、勸進能はすこしかはる、

一御座敷と舞臺との間、六間間中、其間には、道具禁制、但如此はあれども、たゞ三間が能なり、○下略

〔能仕舞手引〕〔一〕舞臺之次第

一舞臺のひろさ一丈八尺也、居座一丈也、昔は置舞臺也、其後板敷の高サ八尺也、近代八尺二寸也、

一橋懸リのはゞ五尺也、是は人の手をひろぐれば五尺、それを表して五尺也、長サは拾壹間、九間、七間、但定の外に故實也、口傳、又云、阿彌禪竹時分より九間に定ル、是は人道の九品を表し、人道物まね九品、其外なしと云心也、又九字の子細も有之事口傳、

〔譚海〕〔四〕禁裏にて御能御覽ある時は、紫宸殿の前に假舞臺を臨時に構へ興行するなり、能終りぬれば、卽刻舞臺を取はらひて、その跡へ砂利を敷て、石ずへの穴など見へぬ様にかくす也、舞臺は取はなちにする様にこしらへ置て、又かさねての能に用るやうに玄たるもの也、仙洞御所には能舞臺常に建つゞけてあり、

〔異本糺河原勸進申樂記〕於糺河原勸進申樂勸世大夫、歲三十六勸進聖靑松院善盛法印、歲九十八鞍馬寺勸進聖也、于時寛正五年甲申卯月五日、七日、十日、

御一獻　初日　管領　二日　畠山　三日　治部大輔

楽屋

橋掛り

上様御車

上様御成も
上様運御わしろ

神之座敷

公方様御成
御車運御

御所様御車也

初日ハ黄色
二日ハ濃黄
三日ハふたへ

笛吹鼓打三日
ながら式三番
大口ひたゝれなり

御簾何も伊興簾なり
立役之装束金襴段子はくゑ縫もの唐織物なり
何も花をかざるなり

上様御中間五拾人
直垂もんはくゑ也
公方様御小者六人
すはふはこうまき
色々けつこうなり

〔元寳日記〕寳永二年三月六日、於₂白書院₁將軍家〇德川綱吉自遊舞、〇舞ニ散〇舞臺使₂公卿見₁之、

〔獨語〕猿樂と云ふことは、玄惠法師が書けると云ふ庭訓往來にみえたれば、鎌倉の北條家の時より有りしと見ゆれども、如何なる戯なりしと云ふこと詳ならず、今の世の猿樂は、室町の時より始まれりとかや、竹田の八郎秦嘉勝と云ふ者、此の戯をなしはじめけると云ふ、嘉勝は今の猿樂師の今春大夫が先祖なり、室町の公方鹿苑院殿〇足利義滿より、武家にて天下を治め給ふに、古より有り來れる、公家の禮樂を捨てゝ、別に禮樂を作らる、禮は今川左京大夫氏頼、小笠原兵庫助長秀、伊勢武藏守滿忠三人命をうけてこれを議定す、樂は卽猿樂なり、それよりこのかた今の世に至るまで、是を武家の禮樂として敢て改めず、武家の禮皆此の國の俗禮なり、猿樂は俗樂なり、猿樂の音は、怒る聲なり、鼓うつ者の、口を張りてさけぶも怒るさまなり、孔子の仰せられし北鄙殺伐の聲と云ふもの是ならん、今の武士こはゞりたる衣服を着て道をゆくに、臀腿を露はし、肩張り臂を掉りて、いかめしくふるまふによくかなへる俗樂なり、但猿樂には淫聲なき故に、人の心をとらかさず、是のみ他の俗樂に勝れり、然れども猿樂には、死せる者の幽靈あらはれて、僧にあひて弔をうけ、罪業を滅し、佛果を得ることを多く作れり、幽靈にあらざれども、おほかた佛道を宗とする趣なり、故に世のはかなきことをしめして、人に菩提を進むる心なきは少し、是を作れる人多くは佛者なる故なり、武家に猿樂を玩ぶは常の事にて、さもあるべきが、吉事の宴饗にこれを用ふること心得難し、酒をすゝむるに付きて、其の詞の其の事にかなへる一節をうたふは、賓主の情をのぶるわざなれば、中華の古人、詩を賦せしに類すべし、猿樂をなせば、幽靈のあらはれて弔をうくるさま、又は世の無情をしらするなど、はかなくかなしきことをうたひまひて、たはむるゝを忌はしともおもはず、只笛鼓にてはやしたてゝ、まひかなづるを、目出度ことゝのみ思ひて、いまはしきに心づかざるはおろかなる事なり、湊の撿挍と云ひし目くら法師、雅樂をこの

みしが、常に此のことを云ひて笑ひあへり、又武家の貴人、猿樂のうたひものをならひて、一節をうたふまでは、せめての事なり、其の所作を學びて、猿樂師と打ちまじりて、色々のわざをなしてまひかなで、ものするは、有るべきことゝもおもはれず、異國にて、後唐の莊宗と云ひし天子、俳優を好みて、みづから其の所作をなして、たのしまれしが、ほどなく天下を失はれしこと、五代史に見えたり、俳優は今の世の狂言なり、士君子の耻づべきことなり、昔平相國の白拍子を好まれしも、妓王、妓女、佛など云ふ白拍子を召してまはせしのみなり、宮女などにこれを習はせたるに非らず、鎌倉の相摸入道が田樂を好みしも、みづから其の所作を習ひたるに非らず、今の世には、やんごとなき人も、猿樂を好むほどにては、自ら其の所作をなして樂しみとす、昔の人に異なり、風俗の下れる悲しき世のありさまなり、前代舊事本記と云ふ書は、大成經とも云ふ、近き頃世のしれもの有りて、聖德太子の舊事本記の名を竊みて僞作せるなり、近世に出來たれることどもを、皆古よりあるさまに書きなせり、其の中に猿樂も神代に猿女と云ふ者より始まり、聖德太子の時三十六番の猿樂あり、白翁黑翁といふものあり、指打の鼓二つあり、兄鼓弟鼓と云ふなど、あらぬことをかきしるせり、大なる誤にて、世を誣ふると云ふこと是なり、かやうの書を見て、猿樂は往古より此の國にあることぞとおもふは大なる惑なり、南都の春日の祭に、いつの比よりか猿樂をなし、內裏にて近き世には、猿樂を御覽あるは、いかなる故ならん、賤しき東人は得しらぬことなり、世に古を好む人まれなる故に、かやうのことにも心づかず、流俗にしたがひて、すぢなきことをもよしと思ひて、其のまゝに打ち過ぐるなるべし、

〔政談四〕能ト云物夥シキ費ナル物也、然レドモ當時武家ノ規式ノ樣ニ成タル上ハ、此外ニ何ゾカヘ物ナクテハ止ベキ樣ナシ、室町家ニテモ御笠初ト云コト有テ、其初ハ樂ヲ用ヒラレタリ、能ハ東山殿ヨリ始リタルコト也、東山殿ヨリ室町家ハ衰タルコトナレバ、衰ヘタル世ノコトヲ武家

ノ法式トシテ、今ノ御代迄モ儀式ノ樣ニ用ヒラルヽコト如何有ベキヤ、〇下略

〔後は昔物語〕我〇平澤平格幼年より亂舞を好て、考るに能役者といふ人の藝も、戲場の役者の如く、昔は上手にて今は下手なりといへば、夫にもなれども、一體拍子の合ひ方等委敷微細になりて、云はゞ利口に成たるといふやう也、昔と違ひ素人には上手多く成たると見えたり、是を考るに、むかしは素人には惜みて、委敷意味は傳ざりしと見えたり、前に云如く、今の人はこらへ情薄く成りて、素人にもよき事を傳ふるよりして、素人にも功者多し、近年遠き諷といひし物の、近き諷となりたる物多し、是又立廻るものは珍らしからぬやうに覺て、遠き諷を能にても囃子に出す樣に成りぬ、たとへば神樂なれば、龍田三輪のみにて、卷絹は遠き方にて、何方の能に卷絹有しといへば、めづらしき物出たりと云樣にありしが、今は三輪龍田同樣の朝夕の喰物と成る、盤渉の早舞なども、融、海人、稀に當麻も出したるを、今は絃上、須磨源氏などをも不斷遣ひしと、樂は唐船、邯鄲久敷物なりなどいひて、三笑、枕慈童などを不斷著におろし、亂なども常の事になれり、素人も遠き物をも突掛りに打つを手柄として、早く家本の弟子と成り、傳授を多くすますを旨とし、家本も謝禮を取事なれば、望に任せてゆるす族多し、されば傳授物濟たるには、不相應なる下手もあれども、能く穿鑿して學ぶ者は、黒人に劣らぬ者多し、昔の素人は師深き意味を敎ざる故、これにて能きことゝ覺て仕舞たると見えたり、いづれ素人は今のかたよろしと覺ぬ、

〔朝倉敏景十七箇條〕一從二京都一四座之猿樂等切々呼下、見物被レ好間敷候、其價を以、國の猿樂之內、器用ならん者を上、仕舞をも被レ爲レ習候者、末々まで可レ爲二嘉樂一事、

一於二城內一夜能可レ爲二無用一事〇中略

右之條々能々服膺し、晝夜相勤めて、永く子孫に貽厥せらるべく候、諸事內方を謹厚沙汰し候へば、他國の惡黨は、邪魔せぬものなり云々、

〔夜鶴筆叢〕亂舞の事、一人のたのしみにいたされ候は、聊以苦しからず、去かし兼て規定の通り、能は當家〇松平定信にてはいたさぬ事に候、仕まひ、番囃子などは苦しからず候、乍然人なかにては無用に候、其譯は代々能など好み、家中もはやり候大名の家あまた有之候へば、是らはおのづから功者のものも有之候、當家は右體の事あまりこれなきは幸ひの事に候、只今より稽古致し候とて、萬事をすて亂舞にかゝり、費用をいとはずけいこさせ候所が、迚も外のもの、見候てほめ候處へは參らず、とかく箇樣なるものは、人のをそしり候ものゆゑ、骨を折てわらはれ候やうなるもの故詮なき事、殊に實事にとり候ても、熊阪のまねをし、或は靜の眞似をなし候も、尤もなる事にも無之、大將のすべき事とも存せられず候、

〔蔭凉軒日錄〕寛正六年正月十八日、奉報蔭凉軒御成、仍間物院主出迎、又出送、於御所間御手水、前十四日松拍快晴、猿樂十二老益健、又音阿妙舞之由、在御談餘也、　二月廿九日、夜前御院參、四鼓以後還御、觀世勤十五番云々、音阿勤七番云々、　三月九日、今日御院參、觀世勤、其能云々、　五月廿四日、奉報當軒幷御談義之事也、〇中略前廿一日、觀世宿所有興洪藏主問訊之事、仍以愚老引之、仍辭之、今晨御成之次、談餘彼藏主被申、其時宜猿樂之樣子、愚老雖有瞻望之志、愚老而憚之由懇々披露之、御一笑耳、　九月廿五日、東大寺寺務西堂延請諸老及愚老幷侍者等、而煎點小飲清茶談笑、逮歸卽參謁于一乘院御所、仍四座申樂、今春、金剛、觀世、寶掌、依觀世有寵顧第一番被抽之、其餘三座以鬮定次第、金剛、寶掌、今春、仍如此也、各出奇、尤爲壯觀也、各勤三番、仍十二番以後、觀世勤一番也、今春、音阿彌雖爲老者、各勤一番也、四座四翁列舞、希代奇觀也、申樂首尾十三番也、

〔明良洪範　一〕酒井忠勝、隱居シテ空印ト號シ、牛込屋敷ノ山莊ニゾ住居ケル、〇中略此時隱居セルニ付テ、將軍家ヘ捧ゲ物ノ品定トテ、林春齋父子ヲ招キテ、唐筆畫讃ノ吟味セラレケル、御臺所ヘ獻上用意ノ内、土佐光信ガ畫キシ源氏ノ大屛風一雙、此繪ノ意ヲ尋ラレシニ、歌書ノ事、不案内ノ由

春齋答ラレシカバ、忠勝、儒臣ニ召仕ハル丶人ハ、必漢書ノミニハ限ル可ラズ、〇中略舞謠ナドハ神儒佛有職歌道ノ事迄モ、取集メタル物ナレバ、是等ハ猶以テ一座ノ不審、挨拶ノ爲吟味シテ、覺悟アルベシト申サル、春齋赤面シテ歸ラレ、三日過テ源氏小鑑ヲ持參セシトカヤ、或時、少年、春齋ニ問ケルハ、カクソンエイトハ如何ナル事ゾト、尋ラレシ詞ノ下ヨリ、夫ハ舟辨慶ノ謠ノ中ノ不審ニヤト申セバ、其事也ト云シニ、春齋カクソンエイト書テ、新古今釋教ノ部ニ、觀音ノ夢中ニ示シタル歌ト有テ、手ヲ引合テ義經ノ船出ヲ、靜ガ祝ヒ舞ヒタル詞ナリト答ヘラレシ、其後弘文院ノ春齋ニ云テ、空印ニ心付ラレズバ、斯ク當座ノ挨拶ハ成間敷ニ、謠曲ヲモ一通見置シ處ニ、今カ丶ル淺ハカ成ル事ナガラ、卽答シタリト申サレシ、林家ニテ和學ニ長ゼラレシハ、春齋也ト人々申ケル、

〔群書一覽五書籍〕能花傳書　八卷

卷首に風姿花傳としるせり、應永七年卯月、從五位下左衞門大夫觀世秦元淸が序に云、〇中略凡わかきとしよりこのかた、けんもんの稽古のをよぶところの條々、たいがいしるし申をくところなり、按ずるに、貞德が戲草に云、近き代のうたなど書て、奥にふるき歌人の作としるしたる歌書など多く侍り、また猿樂の秘書とて、花傳書抄といふものを、ある人天滿の下間法印に見せければ、これは僞書也、金春禪鳳が奥書有て、中に遊行柳の能の事をかけり、此うたひは觀世彌二郎とて、近き世のもの丶作りたる能なりといはれし、よろづうたがはしき物の本をとりあつかはん人は、その作者の時代を、先よくかんがへしるべきことなり云々、又按ずるに、能作者を記せる書に、觀世小次郎が作三十二番の中に遊行柳ありて、次に彌二郎が作二十五番をしるせり、其書の奥書に云、右能本作者事、依安藤典厩御所望調進之、觀世彌次郎長俊連々直談時、物語申趣所注置如斯、又此上猶可被聞召合者也、于時大永四年甲申孟夏上澣、吉田藏人兼將在判、　此奥書を以て

狂言

考ふるに、觀世彌次郎大永以前の人なれば、その一代前の小次郎が作の遊行柳の事も、傳書に入まじきものにあらず、彼下間法印の臆斷によりて、强て僞書と定めん事はおぼつかなし、

〔七十一番歌合下〕五十番　右　猿がく
秋の霜翁おもての白髭のながきよあかず月をみるかな
懸られてむくいやするとゑめい冠者うつくしげなる人とみえばや

○

〔人倫訓蒙圖彙二〕狂言　人として笑を催すためなれば、法外俳優の事なり、

〔賤者考〕狂言にアドといふは、しての跡をふむ意か、古言にあともひといふは、人を率ることなり、それと同意にて、してに率らるゝ稱なれば、もと淸音なるべきに、アドと濁りていひならへり、

〔猿樂傳記下〕狂言師の發り詳ならず、猿樂の根元たる、とう〳〵たらりの舞祝言畢て、其供して行たる者、其跡より出、目出度といふ事をいひ囃すに、其儀を後世に、色の黑き尉三番叟と取籍たる物にて、可笑風俗を笑ふを、歡びの至りとす、是を古人は笑と呼て、萬歲の袋持に等し、猿樂興りて能となり、眞初の古代の翁渡しを舞を以、其をかしみ囃子、是に舞を續けて式三番の法を立たり、其をかしみを勤る者、狂言師といふて、能の內の答を仕り、中入の時、間の延引の所を結ぶ、是ばかりにしては見だてなしと、今の狂言を仕はじめ、物好に付、玄惠法印狂言の詞を百六十番作りつづらせたりと云々、

〔續視聽草四集三〕散樂人由緒書
玄惠法印作之狂言
末廣がり　宗論　寶の槌　腹不立　福の神
ぶつ師　ゑびすじゆもん　布施ない經　まつやに　名取がわ

なべ八はち　はな折　せんじもの　包丁聟　悪坊
引敷聟　すあふ落し　岡大夫　ぬけがら　せつぶん
八幡の前　朝比な　二人ばかま　くじさゐけん　もち酒
連歌盗人　筑紫貝　茶つぼ　三人かたは　昆布かき
ゑんはい　唐すまふ　閑あみ　入間がわ　ぬし
今參　法師がはゝ　秀句からかさ　枕物狂　鴈盗人
犬山伏　黒塗　ふくろう　萩大名　柿山伏
うつぼざる　貳千石　ふし松　はくやう　ゑとう方角
いくゐ　ふんそう　八句連歌　よねいち　連歌毘沙もん
つりぎつね　びくさだ　ひげやぐら　花子

右五十九番、玄惠法印作之由、

あさふ　八尾　三本柱　首ひき　よろい
鬼のまゝ子　ゑびす大こく　かみなり　牛馬　せいらゐ
鴈かりがね　清水　水掛聟　音曲聟　禰宜山伏
鶏聟　蟹山伏　粟田ぐち　腰いのり　文相撲
老武者　蚊ずまふ　わか市　禁野　通圓
鬼がわら　いふせん　たこ　くりやき　さつまの守
舟ふな　ろれん　けいりゑ　こひこゑ　かねの音
金津地蔵　そらうで　地藏まい　くらま參　どん太郎
いろは　とふろちり　ゑひら　さる座頭　狐つり

きかず座頭　ちどり　おばが酒　棒しばり　右近左近

口まね　こもり　鮎包丁　宗八　ちしやく

ちぎり木　すばじかみ　鏡おとこ　合柿　因幡堂

文山たち　いもじ　御茶の水　子盜人　長光

瓜盜人　ぶす　土筆　かくれ笠　やせまつ

人馬　鴈つぶて　竹生島參　二人大名　昆布賣

ぶあく　膏藥煉　さつくわ

右七十八番、金春四郎次郎、宇治彌太郎二代之內作候由、

目近　大黑連歌　三人夫　舟渡聟　さいの目

鼻取すもふ　靭　花あらそい　かゝし　大刀はい

ほねかは　惡太郎　鬮ばゝ　引くゝり　河原太郎

横座　盆山　竹の子　舍弟　むねつれ

なりあがり　あかゞり　なわない

右二十三番、作者不相知、

〔諸流對照〕和泉流名寄一覽。但シ細字ノ右ハ大藏流、左ハ鷺流、同稱ノ對ハ同トシ、其流ニ無之狂言ハ記サズ、

夷毘沙門(同同)　夷大黑(同同)　大黑連歌(同同)　毘沙門連歌(同毘沙門)

福の神(同同)　松脂(同)　筒竹筒　三人長者

餅酒(同同)　三人夫(同同)　昆布柿(同同)　鴈かり金(同同)

筑紫の奥(同同)　勝栗(同)　松楪(同同)　弓矢(同)

煎じ物(同同)　鍋八撥(同同)　牛馬(同同)　鐙腹卷(同鐙)

寶の槌 同同
末廣がり 同同
雞聟 同同
八幡の前 同同
猿聟 同
孫聟
秀句傘 同同
鷹礫 同同
鷹大名 鷹盗人 同
鼻取相撲 同同
二千石 同同
宗論 同同
雪打 同
地藏舞 同同
筝 竹の子 同
若市 同同
呂蓮 同同
花折新發意 同同
老武者 同同
千切木 同同

寶の笠 隱笠 同
張章魚 同
音曲聟 同同
引敷聟 同同
折紙聟
二人袴 同同
粟田口 同同
禁野 同
墨塗 同同
蚊相撲 同同
文藏 同同
名取川 同同
骨皮 同同
金津地藏 金津 同
重喜 同
宗八 同同
惡坊 同同
連歌十德
木の實爭 菓爭
貰聟 同 泣聟

麻生 同同
三本柱 同同
懷中聟 同
榨聟
岡大夫 同同
塗附 早漆
人馬 同
入間川 同同
鬼瓦 同同
二人大名 同同
鱸庖丁 同同
魚說法 同
佛師 同同
六地藏 同
酒講の式
薩摩守 同同
惡太郎 同同
若和布
田植
水掛聟 同同

目近込骨 目近 同
松囃子
口眞似聟
船渡聟 同同
庖丁聟 同同
今參 同同
靱猿 同同
萩大名 同同
文相撲 同同
昆布賣 同同
布施ない經 同同
とちはぐれ
不腹立 同同
小傘 同
財寶 同 西翁
柱杖
飛越新發意 飛越 同
鬟櫓 同同
吃 同同
賽の目 同 賽の目聟

角水 角水聟
內沙汰 右近左近 同
鎌腹 同同
引括り 同
連尺
河原太郎 同同
節分 同同
馬口勞
雷 同同
犬山伏 同同
梟山伏 梟
野老
章魚 同同
歌爭 土筆 同
芥川 同
猿座頭 同 花見座頭
井礑 同同
長光 同同
連歌盜人 同同
太刀奪 同同

二九十八 同
瘦松 同
吹取 同
鈍太郎 同同
太鼓負
今神明
朝比奈 同同
政頼 同
蟹山伏 同同
禰宜山伏 同同
茸 菌
祐善 同同
蟬
鳴子遣子 同
膏藥煉 同同
鞠座頭 同
不見不聞 不聞座頭 同
茶壺 同同
瓜盜人 同同
心奪 同

岩橋
兒流鏑馬 同
因幡堂 同同
鏡男 同同
歌仙 同
二王 同同
八尾 同同
鬼の繼子 同同
腰祈 同同
柿山伏 同同
塗師平六 塗師 同
通圓 同同
八句連歌 同同
酢薑 同 酢辛
舍弟 同同
川上座頭 同
三人片輪 同同
盆山 同 盆山盜人
牛盜人
腥物

伯母ヶ酒 同同
釣針 同同
子盜人 同同
右流左止
圖罪人 同同
茶子味梅
博打十王
首引 同同
苞山伏 同
蝸牛 同
樂阿彌 同同
雙六
胸突 同同
謀生の種
清水座頭
伯陽 同同
磁石 同同
文山賊 同同
横座 同
成上り 同

鈍根草
花爭 同同
富士松 同同
痺 同
素袍落 同同
縄綯 同同
棒しばり 同同
清水 同同
寢音曲 同同
井杭 同同
瓢の神 同
六人僧
唐人子寶 同
鬼丸
水汲新發意 同 お茶の水
箕被 同同
鶯
竹生島道者
釣狐 同 こんくわい
狸腹鼓

鷄流 同 鷄泣
御冷し
竹生島參 同
空腕 同同
止動方角 同同
狐塚 同同
樋の酒 同
杭か人か 人か杭か
伊呂波 同同
米市 同同
佐渡狐 同同
大藤内 同
業平餅 同同
鞍馬聟
大盤若 同
石神 同同
木六駄 同同
勸進聖
花子 同 座禪

鞍馬參 同同
髭々頭 同
かねのね 同同
口眞似 同同
千鳥 同同
文荷 同同
簸屑
栗燒 同同
伊文字 同同
長刀應答
隠し狸
鉢叩 同
庵の梅 同
弓矢太郎
若菜 同同
鳴子 同
越後聟
奈須の語 同同
比丘貞 同同

舟ふな 同同
太子の手鉾
胼 同同
咲嘩 同同
武悪 同同
附子 同
ぬけがら 同同
柑子 同同
柑子俵 同
合柿 同同
鷄猫 同
薬水 薬水 瓢父
蜘盗人
泣尼 同同
法師ケ母 同同
花盗人 同同
唐人相撲 同同
金岡 同
枕物狂 同同

金藤左衛門　同月見座頭　まんちう　左近三郎
同栗隈神明　餌差十王　物眞似　氏結
合相烏帽子　茶鰈座頭　呼聲　榮螺
鬼の槌　牛錢　寶の瘤取

右者〇金藤左衛門以下流儀ニ無之狂言

〔諸流對照和泉流名寄一覽附錄〕一番習

太鼓負　歌仙　木の實爭　田植
泣尼　水汲新發意　大盤若　若菜
法師ヶ母　箕被　石神　鳴子
花盗人　鶯　木六駄　大藤間替裝束替ノ出
松脂亂カケリ　名取川カケリ入　狐塚小歌入　三人離交三曲
鞠坐頭四人立　鈍根草眞ノ形　寐音曲舞入　業平餅臺飾
薩摩守謡入　靭猿床机ノ傳　釣狐アト　花子小アト
花子アト

大習

蟬眞ノ形　法師ヶ母替裝束　泣尼替裝束眞ノ形　猿聟眞ノ形
野老白頭　庵りの梅　越後聟　唐人相撲
金岡　釣狐　狸腹鼓アト　花子
比丘貞　枕物狂

大事之習

面箱	千歳初日ヨリ六日目マデ	三番叟	三番叟二日目十人子寶
同三日目烏帽子の祝儀	同四日目作リ道	同五日目三騒の祝儀	同六日目聟を引
同橋ガヽリノ舞	同附ノ舞		
一子相傳			
鳴子眞ノ形	金岡古式	釣狐眞ノ形	花子眞ノ形
狸腹鼓	狸腹鼓草ノ形	同眞ノ形亂菊	
三番叟初日	田歌ふし	千歳大流	三番叟後段和合
三番叟天地和合			
御寶の松風流	犀の神風流	蟻風流	千々尉風流
盧橘風流	大黒風流	三盤風流	蒼頡風流
餅風流	鶴龜風流	如意寶珠風流	如意珠風流
鳳凰風流	毘沙門風流	志屋宇利屋宇地風流	仙鶴風流
春神風流	福神風流	松龜風流	住吉風流
松竹風流	布引風流	相生風流	根延風流
七夕風流	壽福風流	仙人風流	三角風流
布留風流	四季の神風流	春日風流	

○按ズルニ、此餘入門式、小習、中習等ノ各目省略ス、

〔習道書〕申樂一座人數、其役々習道次第、○中略

一狂言の役人の事、是又をかしの手だて、あるひはざしきしく、又はむかしものがたりなどの、一けうある事を、本木にとりなして事をする、如此、又信の能のみちやりをなす事、わらはせんとお

もふあてがひは、まづあるべからず、たゞそのことはりをべんじて、げんでうの道理を、一座に云きかするをもて道とす、抑をかしと者、かならず數人のわらひどめく事、職なるふうていなるべし、ゑみの内にたのしみをふくむと云、是はおもしろくうれしき感心也、この心に和合して、見所人のゑみをなし、一けうをもよをさば、おもしろくゆうげむの上かいのをかしなるべし、これをかしの上手と云り、むかしのつち大夫がきうげん、此位風なりし也、それに附ても、數人あいれむのしほをもちたらん生得は、藝人のみやうがなるべし、ことば風體にも、職なる事をなさずして、貴所上方さまの御耳にちかからんりこう、きやうだんをたしなむべし、返々をかしなればとて、さのみにいやしき言葉、風體、ゆめ／＼あるべからず、心うべし、

〔花傳書入〕一狂言をしへる事、まづはじめ初心なる時は、いかにもおかしく、人のわらひ候やうにをしへ候物也、さて少々狂言をもおぼえ、如形仕候時、あまりせかしき事をそくとのぞき、狂言にみを入面白き事をまぜべし、其後はや年もゆき候はん、よきしてと申時は、いかにも物すくなふかしましくなき樣にしんにして、はづれをかしきことを入、とつといふ樣にすること、是上手のわざ也、稽古の次第大方如此、

〔琢鑑中〕釣狐寺

南荘少林寺ノ塔頭、永德年中ニ耕雲菴ト云アリ、其住僧伯藏主ト云リ、〇中略世ニ云傳、釣狐ノ狂言又叱驗共イヘリ此寺ヨリ發リ、然バ才覺ナリシ狐ノ謀ナレバ、其時大藏某狂言ニ作シヲ、彼狐感ジ老翁ニ化シテ狂言ヲ見テ、猶野狐ノ骨髓動ヲ口傳セシトナリ、誠ニ狂言綺語トハ云ナガラ、道ニ達シヌレバ、如是奇特モ有事ニヤ、尤家ノ大事トスル狂言也、

〔四座系圖〕家ノ面覺〇中略

鷺權之丞

大猷院樣(德川家光)ヨリ拜領ケントク、赤ツル 惠美酒、福來 上リヒゲ、同 フクレ、赤ツル 盤叉、龍右衛門 ブアク、同 ウソブキ、福來

大藏彌右衛門

猿、權現樣ヨリ祖父道佛拜領、シンノウト云細工人作、 毘沙門、台德院樣(德川秀忠)ヨリ道倫拜領、[illegible]觀、 白サフヌ、大猷院樣ヨリ道倫拜領、龍右衛門、 ブアク、赤ツル、 ハナヒキ、龍右衛門 ケントク、赤ツル 猿、同右四面ハ今春先祖ヨリ彌右衛門家ヘ傳ル 光リ鬚、龍右衛門 黒男、赤ツル 父尉、同 延命冠者、日光ニタリ、龍右衛門キツ子、福來 ホウソノブアク、赤ツル 山櫻、康明 牙ブアク、赤ツル ブアク、日光 末社、龍右衛門 ツウエン、三光 祖父、小牛 同、赤ツル 同、タンマツマ 上リヒゲ、小牛 フクレ、古作 姬、越チビクニ、同 ケントク、赤ツル 又五郎、同 女サル、同 甘サル、同

大藏八右衛門

三番三、龍右衛門 惠美ス、赤ツル フクレ、龍右衛門 猿、

鷺傳右衛門

ブアク、赤ツル ケントク、同 ウソブキ、同 フクレ、同 トヒ、龍右衛門 キツ子ニ行ノ面、作江州多賀ノ社邊ニ、禪宗白藏主庵ノアトアリ、

〔鹽尻 十七〕一猿樂の狂言に、下ざまなる女のまねする事ハ、是ニハ白木綿ニ而、行人の如く包む、是をかつらといふ、衣服ハ多も麻の帷子を著し侍べる、當時布子の姿なりとかや、

〔續狂言記 一〕すみぬり女

シテ大名遠國にかくれもない大名、長々在京する所に、訴訟思ひのまゝに相叶、新地を過分に拜領いたした、是程うれしいことはござらぬ、先太郎くはじやをよび出し、悅ばさふと存る、やいやい太郎くはじや有かやい、 太はあ シテゐたか 太お前にをります シテ汝をよび出すこと別のことでもない、長々在京する所に、訴訟こと〴〵く相叶、新地を大分拜領したは、めでたいことではないか、 太是は御意なさるゝ通、おめでたいことでござる、 シテそれにつき、國本へ

追付下るであらふ、そふあらば、かの人に又いつ逢も玄れぬ程に、今日は暇乞に、かの人のかたへゆかふと思ふが、何とあらふ、　太 是は一段とよふござりませふ、　シテ それならいざゆかふ、汝も供をせい、　太 畏てござる　道行 シテ さあこい〱　太 參ります　シテ やい〱、此仕合を國本にきいたら、けふかあすかと思ふて、待かねてゐよふぞ、　太 左樣でござる、もふし〱、何かと申内に、是でござる、御出なされた通申ませふ、それにござりませ、　シテ 心得た　太 申ござりますか、賴だ御かたの御出なされてござる、　女 やあめづらしいこゑがする、太郞くはじや、何と賴ふだ人のござつた、　太 中々左樣でござる　女 なふ〱めづらしや、これはどち風がふいて御出なされた、此中は久々見へませなんだによつて、心もとなふ存じました、　シテ いかにも此中は久しうおりやる、先わごりよもそくさいで、まんぞくいたした、それにつき、太郞くはじや今のことをいはふか、　太 仰られませ　女 何ごとでござる、心もとなふござる、　シテ いや別のことでもない、長々在京する所に、訴訟思ひのまゝにかなひ、近日國にくだる程に、今日はそなたに、いとまごひにきておりやるは、　女 やあ〱何とおほせらる、國本へ下る、それなら、又いつあひませふも玄れまい、扨も〱かなしひことでござる、水入たそばに置、顏にぬりつく、　シテ そなたのなげきは尤じや、去ながら國にくだつたらば、追付迎をのぼすであらふ、待てゐさしませ、なくなり　女 そふ仰られても、こなたの心がくにもとへござつたらかはり、わらはがことをわすれさせられふと思へば、かなしうござる、　太 是はいかなこと、誠になかるゝと思ふたれば、顏へ水をぬつてなかるる、にくいことじや、申々、ちよつとござれ、　シテ 何ごとじや　太 あれをこなたは、眞實なくと思召すか、あれは顏へ水をぬつてなかれます、　シテ なんの其樣なことがあらふ、あれ程わかれをかなしがつて、なくものを、何をわけもないことをいひをる、　女 申々、どちへござります、御めにかゝるも、すこしのうちでござる、こゝにござりませ、　シテ されば太郞くはじやが用が有とい

ふたによつて、あれへいたれば、わけもないことをいひをつた、太是はいかなこと、あれ程水をめへぬつてなくに、まだきがつかぬ、思ひ付た、致し樣が有、すみととりかへてをきませふ、（水入と墨ととりかへる）女扨も〳〵かなしや〳〵、片時もはなれぬやうに思ひましたれば、わかれになりまして、かなしうござる、太扨も〳〵、おかしいことかな、取かへてをいたをしらいで、すみをかほへぬつた、あの顏は扨も〳〵、おかしや〳〵、申々ござれ、シテ何ごとじや　太こなたは誠になされぬに仍而、私が水とすみと取かへて置ました、あの顏を見させられ、シテ誠にあれは汝がいふ通じや、扨も〳〵だまされた、にくいことじや、何とせふぞ、思ひ出した、此鏡をかたみじやといふてやつて、はぢをかゝせふ、太一段とよふござらふ、シテなふ〳〵、國本へ下つたらば、追付迎をのぼさふけれど、それ迄のかたみじやと思ふて、此鏡を見てたもれ、わがりよに是をやるぞ、女扨も〳〵、彌かなしうござる、此樣なかたみをもらはふとは、夢にも思ひませなんだ、扨も〳〵情ないことでござる、やあ、是は何者が、此樣に、すみをぬらしをつた、あゝ腹立や〳〵、こなたがしやつたか、腹立や〳〵、シテいや〳〵をれはしらぬ、太郎くはじやが才覺じや、女しらぬとおしやつても、きかぬ、すみをぬらねばをかぬぞ、シテ是は何とする、顏へすみをぬつてやれ、ゆるせゆるせ、にげ入　女やあ太郎くはじやめ、そこにをるか、をのれもぬつてやらふ、太これは何とめさる、此樣にぬられて、どういなれふぞ、あゝゆるさしやれ〳〵、女どちへうせる、まだぬらねばならぬ、やるまいぞ〳〵、

〔看聞日記〕永享四年十月十日、鳥羽ニ女猿樂勸進自昨日始云々、拍手咲（タカシ）などは男也、

〔異本糺河原勸進申樂記〕寛正五年甲申卯月五日七日十日略〇中

狂言　初日　三の丸長者　猿引　（三郎太郎）かくれがさ　はちたゝき　（三郎太郎）くわいらう　（三郎太郎）八幡まへ

二日　鬚やぐら　うさぎ　大か小か　鬼の豆　いもじ　ちしやく

間

三日　三本柱　こよみ　あきひな　茶斤座頭　腹つゞみ　わかめ　入間川　なきむこ
傘まやう〳〵

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年六月三日、ならより上ずのきやうげんし十人ばかり參りて、黒戸の御庭にてきやうげんあり、八でう殿、大かく寺どの、竹の内殿御けんぶつになる、准后の御方參り、ない〳〵の男たちしこう也、ひるく御まゐる、十でう卷もの、ゆかし二千疋、きやうげんしに下さる、、

〔難波江六〕三番叟
アヒ　コレハ、能ノ間ニ狂言師出テ、其能ノ一番ノ大概ヲ物語スルナリ、能ノ間トハ、裝束ナド付カフル間ノコト也、サル故ニ能役者ハ狂言ヲシラデモヨロシ、狂言師ハ能ノコトヲ、オロ〳〵ワキマフベキコト也、

〔諸流對照和泉流名寄一覽附錄〕小習奈須與市語相傳〇中略

能間之部

一役間　初傳

翁附脇能　小書附能　常陸帶　國栖
合甫　大江山　唐船　千引
氷室　三井寺　竹生島　花月
自然居士　百萬　籠太鼓　黒塚
藤永　西行櫻　車僧　山姥
天鼓　舟辨慶　安宅　舍利
七騎落　鐵輪　藤戸　俊寛

蟬丸　小袖曾我　鶏立田　元服曾我
滿仲　三笑　邯鄲　皇帝
西王母　鶴龜　咸陽宮　烏帽子折
雲雀山　芭蕉　頼政　實盛
吉野靜　班女　弱法師　竹の雪
愛染川　室君　放下僧　求塚
土車　難波蘆止　來殿
中傳
貝盡し　桃仁　江の島道者　昭君
驪水　猿聟　鉢叩　大藤內
弦師　大會大勢　鞍馬天狗大勢　是界大勢
半蔀立花　敦盛ワキ留リ　芭蕉蕉鹿　山姥卵胎濕化
舟辨慶早裝束　藤戸大根渡　天鼓樂器　綾鼓
懸重荷　正尊　定家　砧
木賊　朝長　鷺
奥傳
木實爭ひ　御田　殺生石　春日龍神
奈須　關信　惟盛　勸進聖
竹生島道者　鏡御裳濯道者　繪馬大勢　神子神主
土車打切　置鼓　芳野　志賀

佐保山　望月　石橋　道成寺
姥捨　檜垣
一子相傳
安宅貝立　舟辨慶船中ノ語 舟歌　石橋亂序ナシ　朝長懺法
春日龍神町積リ

〔花傳書八〕一狂言のあひの事、中入の仕手のいでたちもかんがへ、手まの入にはながくかたる物なり、手まのいり候はぬ大夫のこしらへのあひは、みじかくかたる物なり、そのこゝろがけ肝要也、

〔花傳書二〕狂言の調子の事、第一の調子一大事なり、まへのなかいりのてうしをよく吟じて、相應していひいだし、中比よりちと調子をあげてかたり、またおさめの時分に、もとのてうしになをしとゞむべし、

はやうちのふるい、竹の雪などのあひしらひ、道成寺のあひしらひ、かやうのたぐひはいかにもいかにも、てうしだかにいひてよし、いかにもあら〳〵といふあひしらひなり、うたひの調子より一調子高くいふあひしらひ也、あふひのうへのあいしらひ同前、

一かな王、かんたん、江口、松風かやうのたぐひは、調子たかきをきらふなり、其うたひのてうし尤に候、か樣のたぐひおほし、是をもつて分別あるべし、

一西行櫻にあの柴がきの戸をひらきて、うちへ入候へといふところ、狂言こなたへ御入候へ、さらさら〳〵と云調子めり候へは、櫻花とうたはれず候、又さら〳〵しだるく候ても、櫻花とうたはれず候、さら〳〵といふとき、むかひのさくらはなの調子と、うたひの位を吟じ、さら〳〵といふべし、此心がけかんよう也、か樣の事あまた有べし、いづれの謠にも渡るべし、

〔譚海 四〕田安中納言殿〇宗武は、風流好古人に過させ給へり、〇中略高砂の能のあひの狂言のことばなどは、全く此卿の御作なりとぞ、

〔能仕舞手引 一〕一高砂又あひ生とも云〇中略

狂言出時、御身は所の人にて候か、所の人にて候はゞ、ちかふ渡り候へ、ちと物を尋候べし、是は九州肥後國阿蘇の宮の神主友成にて候が、此所はじめて一見の事にて候、此所において高砂の松のいはれを語て御きかせ候へ、

狂言當所にはすまひ仕れども、委き事をば不存候、去ながら御尋なさるゝを、かつて不存と申もいかがにて候へば、うけ給り及たる通、あら〳〵申上ふずるにて候、惣じて高砂のまつとは、當社と住の江の明神夫婦の御かたらいをなし給ひ、此所へ日々に御影向なされ、砂を此松の本へかきあげかきあげし給ふによつて、いづくの浦よりも、高砂成ゆえに、たかさごの松、高砂の浦と申候、〇中略又古今の序にも、高砂すみの江のまつもあひおひのやうに覺へて御座候は、當社とすみよし明神いよ〳〵夫婦の御かたらひをなし給ひ、攝州播州の間は、はるかに海山をへだてたると申せども、たがひの御心あさからず御座候程に、あひもろとも此まつの本にて、神かたらひましまして、今に神慮も松もろともにさかへます事、千秋萬歳めでたきしさいにて候、先承及たるは、此分にて御座候が、扨何とおぼしめし御尋被成候ぞ、〇下略

〔間輯〕黒塚

ワキツレに付て出、直に太鼓座へ着、シテの中入にて名乗座へ立、扨も〳〵此陸奥の人倫絶たる所に住ながらも、主の情深き事は、奇特にお宿を申され、いかに夜寒なればとて、女の身にて夜中に山へ分入、薪木を取、火に焚てあて申さんとの志し、又とあるまじき人にて候、去ながら常の女に替り、何とやらん物すごき體にて候間、能く心を付て見申て候へば、案の如く山へ參りざまに立戻り、わらはが寢やの内は

し御覽候なと申候が、人にこそよれ、阿闍梨抔に向て申さふずる事ではおりない、餘りに不審に候間、此事を阿闍梨へ申上、主の寢やをそとみやうと存る、いかに阿闍梨へ申候、今宵の主程情深き人は有間敷候、奇特にお宿を申されいかに夜寒なればとて、女の身として夜中山へ分入、薪木を取、火に焚てあて申さんとの志、難方奇特成人にて候が、阿闍梨には何と思召候ぞ、〇中略ハア扨も〳〵目さとい御方じや、今度こそ能う寢られたと存たれば、又御目が覺た、亦こちらの三位殿は能う寢らるゝ事じや、何と致さふ、ヲヽ夫々何の思ひ切て寢るにねられぬといふ事がある物か、恐らく寢て見せう、いかな〳〵寢られぬ〳〵、身共は寢う〳〵とおもへ共、最前主の申た事が片心にかゝつて、中〳〵ねられぬ、今度こそ能う寢られたそふな、さらばはづいて見う、扉開き覗て一ツエヘンと云てかゝむ、又一ツ云て同斷、今度ハ三位の方へ向て、エヘンと云てかゝむ、又ワキの方へ少し出でエヘン、少々跡へ下り、下を二ツ打エヘン、又同斷、喃々嬉しや漸々御側をぬけた、惣じて某が癖として、人の見よといふ事はさのみ見度ふもなし、亦人のな見そと云事は見度うてならぬ、さらば急ひで主の閨を參て見う、アヽ哀しや〳〵〳〵なふ〳〵おそろしや、主のかくひたるこそ道理なれ、寢屋の內には人の死體は數知らず、死體白骨軒とひとしく積かさね、其上鞠程の光りものがいくつともなふ御座ある、所詮此所に御座有ては、阿闍梨の御命をも取り申さふずる間、此よし申、いそぎ引立申さふ、ハア見て御座る、〇下略

〔能仕舞手引〕四又〇賀茂同御田

雷聲にて神主出名乘、扨さをとめ達とう〳〵出られ候へやと云て、さがりはにて掉女いでゝ、神山とうたふ、神主より詞をかけて、舞臺へいでゝまいる間、又さがりは也、扨又ゑか〳〵有て、神主參らせ候〳〵と云出し、色々云立て、田植い早乙女とうたふ間拍す、この歌の納め、まことに目出度かりけり、目出たきと踊節より拍さず、ゑやきりにて神主納る、

同音神山の〳〵、加茂の河浪疊なる、みとしろ小田を植んとて、さをとめの袖をつらね、かさのは

をならべつれ、いざ御田植をいそがん〳〵、苗代を〳〵とろゝとならしすましつゝ、水も豊に水口を、祭おさむる神の御田〳〵、みどりも程なかりける〳〵、しか〳〵、田うへい五月男女うへい〳〵五月女、めでたき御田うへにをり立、をりたちて〳〵、田植いさをとめ、笠かふてきせうぞ、笠かふてたぶならば〳〵、猶も田をばうよゝ、いかに五月女、富岡山に白玉椿の、花のさいた見たるか、八千世をかさねて、さいたるぞめでたき、いかに五月女、早苗とるとて、手をとるぞをかしき、とつたらば大事か、わかい時のならひよ、いかに五月女、早苗とる〳〵、山田の筧ももりにけり、引しめ縄の露ぞかゝりたる、五月の早女房と、春の鶯と聲くらべせう、春のうぐひすと、いかに五月女、艶書文がほしいか、けしやう文をたぶならば、さぞなうれしからまし、けしやう文をとつたりと、何にしよぞみめわる、つらにくい男の、いふた事の腹立、まことにはらがたつかや、誠に腹が立ならば、水鏡をみよかし、五月女のかげうつす、苗代のすみずみの水は、かゞみかは、かゞみは見たりとも、顔はよごれたり、かほはよごれたりとも、おもふ人は持たり、いかにさをとめ、この所の山々に、花のさいた見たるか、實きつとみたれば、金の花もさいたり、あふめでたや〳〵、まことにめでたかりけり、目出たき御代には、千重万重富ふれり〳〵や〳〵富ふれり、

〔和泉流小舞謡〕土車　家土産　花の袖　七ツになる子　吉野葉　石河藤五郎　柳の下　番匠屋　春毎　十七八　暁の明星　いたいけしたる物　岩飛　兎　宇治の晒　鵜　貝づくし　河水　津のくに　猿子を　忍ぶ其夜　鮎を　瓢たん　赤きは酒　景清　いとし若衆　道明寺　虎送　爰をどこぞ　鎌倉の女郎　春雨　住よし　いと物はそき　街道下り　小原木

〔和泉流小謡舞〕春毎　雪山トモ

春毎に、君をいはひて若菜つむ、我衣手に降雪を、はらはじはらはで、そのまゝにうくる袖の雪、は

狂言師

こびかされ雪山を千代にふれどつくらん、雪山を千代とつくらむ、

七ツに成る子おちやめのとトモ北嵯峨

七つになる子がいたいけなことといふた、とのがほしとうたふた、扨も〱わごりよは、誰人の子なれば、定家かづらか、はなれがたやの〱、川舟にのせてつれておちやろにや神崎へ〱、そも扨もわごりよは、踊りとが見たいか、おどりとが見たくば、北さがへおちやれの、北嵯峨の踊りは、つゞらぼうしをしやんときて、おどるふりが面白い、よしの初瀬の花よりも紅葉よりも、戀しき人は見たいものぢや、ところ〱おまいりあつてとふ下向めされ、とがをばいちやがおひませう、

〔明良帶錄世職〕四座猿樂○中略鷺の一黨、大藏の一黨、能狂言の一風を立、

〔嬉遊笑覽五歌舞〕大藏は猿樂狂言の本家といふべし、○中略大藏彌左衞門虎明が昔物語、慶安四年の記也予が家は狂言の根元なり云々、鷺は本名字長命なり、今の長命次郎大夫は祖父の子かたになりて、名字をもろふ、鷺といへば仁右衞門親、攝津國磯島といふ在所に住し、生れ付首長くして、水邊に住ほどにとて、異名に付し名なり、仁右衞門親は下手にて、わかくて親にはなれしを、仁右衞門を云なるべし三之丞伯父なり取立しこと、近き頃迄人の知りしことなり、それを我家などと云むは、かたはらいたきことなりと、次郎大夫度々申されし、我又今の次郎大夫を仁右衞門親かたと云れしを、直談に聞し、されど鷺の名字四座になし、是今人の知たる事なれども、世へだゝりて知る人あらじ、又云、鷺の笛狂言神樂同かつこ笛の習といひならはせども、鷺は能に有て狂言には舞なし、然るを仁右衞門親鷺舞をまひしとて、それより鷺といふと知らぬものはいへども、さにはあらず、前にいふごとく、さやうの名をとるべき人にてはなし云々とあり、

〔續視聽草四集三〕散樂人由緒書

大倉彌太郎

狂言之初り、元亨之頃、比叡山北畠之住玄惠法印、世人磨練のため、始而是を作り候由、然處江州坂本之住所日吉彌兵衛と申もの、玄惠法印ゟ傳授之由申候、日吉彌兵衛、同彌太郎、同彌次兵衛、同彌右衛門、同彌太郎、同彌右衛門、右六代目相續申候處、六代目日吉彌右衛門ゟ私先祖金春四郎次郎相傳申候、四郎次郎ハ今春大夫禪竹末子也、金春四郎次郎、同万五郎、宇治彌太郎、山城國宇治に二年住居候故、宇治と改申候、其後金春座頭取仕、大藏と改申候、大和國多武峯八講之能之時、大夫號をゆるされ、撿挍ゟ補任を請候、〇中略

鷺傳右衛門

狂言の始り并作者不ㇾ承ㇾ傳之、大猷院樣〇德川家光御代ゟ相勤、鷺傳右衛門、同小三郎、〇下略

〔猿樂傳記下〕大藏彌右衛門道林と號す、狂言師の家と成、元祖にして名人也、是高安不休が男也、道林が嫡子彌右衛門、次男八右衛門、三代目彌右衛門、常憲公〇德川綱吉御近習に被ㇾ召出、故其弟子傳之丞を以家を繼しめ、長大夫と名乘せし處、渠も被ㇾ召出、三代目の彌右衛門が子彌右衛門、鷗聲にて上手也、〇中略

鷺の家は、本名長命にて、長命權之丞狂言の上手也、太閤の御意に入、九州名古屋御旅館の時、水邊へ御出御遊興の時、權之丞川へ飛入、鷺の鰌(ドゼウ)を踏まねをして御覽に入れ、是より鷺々と召され、鷺と改させ給へり、〇中略

脇本佐左衛門狂言の家は、一流めづらしき狂言、渠が家に多し、常憲公御近習に被ㇾ召出、渡部と稱す、本名渡邊也、古へは田中と云一流の家も有しが、今は絕たりといふ、尾州に山口和泉といふ狂言師の家も別家也、

〔天保十一年武鑑〕御能役者

大夫觀世大夫 略○中 狂言ぢぞうばし 鷺仁右衛門 狂言 鷺傳右衛門 狂言 矢田清右衛門 狂言ぢぞうばし

日吉長三郎 同北八丁ぼり 岡村茂左衛門 狂言ぢぞうばし 岡田七之助 同木挽丁三丁メ 名女川辰三郎 略○中

大夫金春七郎 略○中 狂言芝通新丁 大藏彌右衛門 狂言麻布いもあらひざか 大藏又市 略○中

大夫寶生彌五郎 略○中 狂言芝新丁 大藏彌大夫 狂言神田小柳丁 矢田清右衛門 略○中

大夫金剛右近 略○中 狂言芝新あみ丁 大藏雄太郎 狂言新あみ丁 大藏八右衛門 狂言 高安甚左衛門

大夫喜多六平太 略○中 狂言芝西おうじ丁 脇本藤三郎 狂言八丁ぼり 長命勘次郎

〔江戸總鹿子 六〕狂言師

源助町 大藏彌太郎 木挽町 大藏長大夫 略○中 檜物町 鷺仁右衛門 南鍛冶町一丁目 鷺山三郎 三十間堀五丁目 長命勘左衛門 脇本佐左衛門 逆水五郎兵衛

〔京都御役所向大概覺書 六〕能大夫幷囃方之事

狂言師

一尾州 三拾石ゟ 上京柳圖子 山脇藤左衛門

一松平淡路守 七人扶持銀三拾枚 木屋町松原上ル町 神原悦齋

一松平加賀守 金三枚ゟ 醒井佛光寺上ル町 林庄六

一松平右衛門督 五人扶持ゟ 新町出水上ル町 原勘五郎 略○下

〔明和新増京羽二重 三〕狂言師

大藏流 原勘五郎 梶吉藏 六人○以下略 鷺流 高井門治 和泉流 尾州 山脇藤三郎 加州

三宅半九郎 同 同三平 同 同乙九郎 同 三宅總三郎 尾州 野村丹藏

青地友治郎

〔賓勝卿記〕寛永八年十一月四日、狂言師山脇五郎左衞門石見守受領勅許、

〔近世公實嚴秘錄十〕御能前置御徒の事

一とせ鷺仁右衞門と云へる狂言師、竹馬と云狂言に、御舞臺より掛け下りて、大廣間の方へ走りゆかんとせし時、件の御前置鷺仁右衞門をとらへうごかさず、終に引ずつて御座敷蘇鐵の間へつれて行て、御目付衆へ渡しけり、此御徒は阿久澤彌大夫と云人なり、御目付衆吟味有しかば、仁右衞門答て申けるは、拙者不調法申譯無御座候、併し大廣間の方へ缺出候は、何の心もなく只竹馬に乘候と、幼少の節の心持になり候て面白く存、我をわすれて右の仕合にて御座候と、申上けるとなり、此申條に相違も有間敷とて、然ば鷺は其藝に自然と妙なりとて、却て此以後、仁右衞門が藝術に精心を入し事を、世の人感歎せり、

〔翁草百四十二〕寶曆の頃までは、狂言師に、三宅藤九郎、梶貞五郎など云ふ堪能あり、藤九郎は泉派、貞五郎は大藏派也、藤九郎は、千鳥、繩なひ、栗燒等の世話事、他に是に及ぶ者なし、貞五郎は大名事、あるは惡坊等の大場なる事を得たり、或時御所の御能番組に惡坊有り、右兩人立會勤べきよしを仰出さる、兩人流儀違故、是まで立會ふ事なし、されども勅命なれば辭する事能はず、貞五郎惡坊を勤め、藤九郎はアドを勤む、之をつたへ聞て、都下の好士、其日庭上に群をなして是を見ぶつす、實も此兩人が立會、他に於ては曾て出來がたき事なれば、見る人甚だ珍賞して、感動せざるはなし、

明治四十二年六月二十五日印刷
明治四十二年六月二十九日發行



神宮司廳

昭和六年八月十日印刷
昭和六年八月十五日發行

（普及版古事類苑 全六十冊）

發行者 後藤亮一

發行者 川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

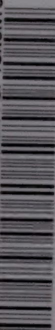
印刷者 和田助一

發行所 古事類苑刊行會
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
振替東京三一七〇〇番

發賣所 內外書籍株式會社
東京市小石川區竹早町三十二番地
振替口座東京 八九六〇番
電話小石川(85) 一〇五四番 三二六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所 製本）


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03058 8834